

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

令和4年2月15日 開会 }
令和4年3月30日 閉会 } 44日間

沖 縄 県 議 会

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

令和4年2月15日 開会 }
令和4年3月30日 閉会 } 44日間

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程	9
1. 開会日に応招した議員	11

○第1号（2月15日）

1. 開会年月日時	13
1. 議事日程	13
1. 本日の会議に付した事件	13
1. 出席議員	15
1. 説明のため出席した者の職、氏名	16
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	16
1. 開 会	16
1. 諸般の報告	16
1. 日程第1 議席の変更	16
1. 日程第2 会議録署名議員の指名	16
1. 日程第3 常任委員の所属変更の件	17
1. 日程第4 議会運営委員の変更の件	17
1. 日程第5 特別委員の変更の件	17
1. 日程第6 会期の決定	17
1. 日程第7 甲第1号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで	17
1. 知事（玉城デニー君）の提案理由説明	17
1. 人事委員会（島袋秀勝君）の意見	29
1. 教育委員会（金城弘昌君）の意見	29
1. 予算特別委員会の設置	30
1. 先議案件の委員会付託（甲第25号議案）	30
1. 予算特別委員会委員の選任	30
1. 日程第8 陳情第1号から第3号まで、第9号、第10号及び第17号の2の付託の件	30
1. 委員会付託	30
1. 休会の議決	30
1. 散 会	30

○第2号（2月22日）

1. 開議年月日時	33
1. 議事日程	33
1. 本日の会議に付した事件	33
1. 出席議員	33
1. 欠席議員	33
1. 説明のため出席した者の職、氏名	34
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	34
1. 開 議	34
1. 諸般の報告	34
1. 日程第1 甲第25号議案	34

1. 委員長報告（予算特別委員長）	34
1. 採 決	35
1. 日程第2 代表質問	35
呉屋 宏君	35
西銘啓史郎君	55
新垣 新君	78
1. 議長の発言取消し留保の宣告	90
1. 散 会	98

○第3号（2月24日）

1. 開議年月日時	101
1. 議事日程	101
1. 本日の会議に付した事件	101
1. 出席議員	101
1. 欠席議員	101
1. 説明のため出席した者の職、氏名	101
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	102
1. 開 議	102
1. 諸般の報告	102
1. 日程第1 代表質問	102
瑞慶覧 功君	102
当山 勝利君	113
渡久地 修君	125
玉城ノブ子さん	140
1. 散 会	150

○第4号（2月25日）

1. 開議年月日時	153
1. 議事日程	153
1. 本日の会議に付した事件	153
1. 出席議員	153
1. 欠席議員	153
1. 説明のため出席した者の職、氏名	153
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	154
1. 開 議	154
1. 日程第1 代表質問	154
平良 昭一君	154
翁長 雄治君	164
崎山 嗣幸君	174
上原 章君	188
大城 憲幸君	197
1. 散 会	204

○第5号(2月28日)

1. 開議年月日時	207	
1. 議事日程	207	
1. 本日の会議に付した事件	207	
1. 出席議員	209	
1. 欠席議員	209	
1. 説明のため出席した者の職、氏名	210	
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	210	
1. 開議	210	
1. 一括議題	日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案 まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで	210
1. 一般質問・質疑		
島袋 大君	210	
下地 康教君	218	
石原 朝子さん	226	
仲村 家治君	234	
末松 文信君	242	
仲里 全孝君	250	
新垣 淑豊君	259	
島尻 忠明君	270	
1. 散会	279	

○第6号(3月1日)

1. 開議年月日時	281	
1. 議事日程	281	
1. 本日の会議に付した事件	281	
1. 出席議員	283	
1. 欠席議員	283	
1. 説明のため出席した者の職、氏名	283	
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	284	
1. 開議	284	
1. 諸般の報告	284	
1. 一括議題	日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案 まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで	284
1. 一般質問・質疑		
又吉 清義君	284	
小渡良太郎君	292	
仲田 弘毅君	299	
中川 京貴君	308	
花城 大輔君	318	
大浜 一郎君	326	
1. 保健医療部長(大城玲子さん)の発言の申出	336	

座波 一君	336
照屋 守之君	344
1. 散 会	354

○第7号 (3月2日)

1. 開議年月日時	357
1. 議事日程	357
1. 本日の会議に付した事件	357
1. 出席議員	359
1. 説明のため出席した者の職、氏名	360
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	360
1. 開 議	360
1. 諸般の報告	360
1. 日程第1 議員提出議案第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、早期停戦、撤退と 平和的手段による早期解決を求める決議	361
1. 島袋 大君の提案理由説明	361
1. 黙 禱 (ロシア連邦によるウクライナ侵攻の犠牲者に対する哀悼)	361
1. 採 決	361
1. 一括議題 { 日程第2 一般質問 日程第3 甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案 まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで }	361
1. 一般質問・質疑	361
金城 勉君	361
當間 盛夫君	368
瀬長美佐雄君	377
比嘉 京子さん	386
新垣 光栄君	394
山里 将雄君	403
玉城健一郎君	409
仲宗根 悟君	416
1. 散 会	421

○第8号 (3月3日)

1. 開議年月日時	423
1. 議事日程	423
1. 本日の会議に付した事件	423
1. 出席議員	425
1. 説明のため出席した者の職、氏名	426
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	426
1. 開 議	426
1. 諸般の報告	426
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案 まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで }	426

1. 一般質問・質疑	426
上里 善清君	427
西銘 純恵さん	435
玉城 武光君	444
山内 末子さん	453
喜友名智子さん	462
比嘉 瑞己君	470
國仲 昌二君	479
1. 委員会付託	485
1. 日程第3 乙第44号議案から乙第46号議案まで	485
1. 知事（玉城デニー君）の提案理由説明	485
1. 人事委員会（金城 稔君）の意見	486
1. 委員会付託	486
1. 日程第4 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の 再興に関する条例の一部を改正する条例	486
1. 大浜 一郎君の提案理由説明	486
1. 委員会付託	487
1. 休会の議決	487
1. 散 会	487

○第9号（3月9日）

1. 開議年月日時	489
1. 議事日程	489
1. 本日の会議に付した事件	489
1. 出席議員	490
1. 欠席議員	490
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	490
1. 開 議	490
1. 諸般の報告	490
1. 日程第1 乙第3号議案、乙第4号議案及び乙第7号議案	490
1. 委員長報告（総務企画委員長）	490
1. 採 決	491
1. 日程第2 乙第18号議案及び議員提出議案第1号	492
1. 委員長報告（経済労働委員長）	492
1. 採 決	492
1. 日程第3 乙第30号議案及び乙第31号議案	492
1. 委員長報告（土木環境副委員長）	493
1. 採 決	493
1. 日程第4 甲第26号議案から甲第37号議案まで	493
1. 委員長報告（予算特別委員長）	494
1. 採 決	495
1. 日程第5 陳情第31号及び第36号の2の付託の件	495
1. 委員会付託	495
1. 休会の議決	495
1. 散 会	496

○第10号 (3月30日)

1. 開議年月日時	499
1. 議事日程	499
1. 本日の会議に付した事件	500
1. 出席議員	503
1. 欠席議員	503
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	503
1. 開 議	503
1. 諸般の報告	503
1. 日程第1 乙第1号議案、乙第2号議案、乙第5号議案、乙第6号議案、乙第8号議案、 乙第27号議案から乙第29号議案まで、乙第44号議案及び乙第45号議案	504
1. 委員長報告(総務企画委員長)	504
1. 採 決	506
1. 日程第2 乙第15号議案から乙第17号議案まで及び乙第19号議案	506
1. 委員長報告(経済労働委員長)	506
1. 討 論	507
玉城 武光君	507
1. 採 決	508
1. 日程第3 乙第10号議案、乙第12号議案から乙第14号議案まで及び乙第24号議案から 乙第26号議案まで	508
1. 委員長報告(文教厚生委員長)	508
1. 採 決	509
1. 日程第4 乙第9号議案及び乙第20号議案から乙第23号議案まで	509
1. 委員長報告(土木環境副委員長)	509
1. 採 決	511
1. 日程第5 議員提出議案第6号 沖縄県議会議員の期末手当の特例に関する条例	511
1. 島袋 大君の提案理由説明	511
1. 採 決	511
1. 日程第6 乙第11号議案	511
1. 委員長報告(子どもの未来応援特別委員長)	512
1. 採 決	512
1. 日程第7 乙第46号議案	512
1. 委員長報告(新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長)	512
1. 採 決	513
1. 日程第8 乙第35号議案、乙第38号議案、乙第40号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案	513
1. 委員長報告(総務企画委員長)	513
1. 採 決	514
1. 日程第9 乙第36号議案及び乙第37号議案	514
1. 委員長報告(経済労働委員長)	514
1. 採 決	515
1. 日程第10 乙第39号議案及び乙第41号議案	515
1. 委員長報告(文教厚生委員長)	515
1. 採 決	515
1. 日程第11 乙第32号議案から乙第34号議案まで	516

1. 委員長報告（土木環境副委員長）	516
1. 採 決	516
1. 日程第12 甲第1号議案から甲第24号議案まで	516
1. 委員長報告（予算特別委員長）	516
1. 甲第1号議案に対する修正動議の提出	520
1. 座波 一君の提出理由説明	520
1. 討 論	521
玉城健一郎君	521
新垣 淑豊君	524
1. 採 決	525
1. 一括議題	526
日程第13 議員提出議案第3号 那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書	
日程第14 議員提出議案第4号 那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書	
日程第15 議員提出議案第5号 那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議	
1. 仲村 家治君の提案理由説明（議員提出議案第3号）	526
1. 照屋 大河君の提案理由説明（議員提出議案第4号及び第5号）	526
1. 委員会付託	527
1. 一括議題	527
日程追加 議員提出議案第3号 那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書	
日程追加 議員提出議案第4号 那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書	
日程追加 議員提出議案第5号 那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議	
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	527
1. 討 論	527
小渡良太郎君	527
比嘉 瑞己君	528
1. 採 決	529
1. 日程第16 陳情令和2年第147号、同第179号、同第191号、同第192号、同第216号、 陳情令和3年第103号及び陳情第27号	529
1. 委員長報告（経済労働委員長）	530
1. 採 決	530
1. 日程第17 陳情第7号、第17号及び第18号の2	530
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	530
1. 採 決	530
1. 日程第18 陳情令和2年第219号及び陳情令和3年第168号	530
1. 委員長報告（土木環境副委員長）	530
1. 採 決	530
1. 日程第19 陳情令和3年第83号	530
1. 委員長報告（議会運営委員長）	530
1. 採 決	531
1. 日程第20 閉会中の継続審査の件	531
1. 採 決	531
1. 閉 会	531

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	533
1. 甲第25号議案の議決に伴う甲第26号議案の数字の訂正について	635
1. 議員提出議案	645
1. 諸般の報告	653
1. 交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について	659
1. 議案付託表	661
1. 委員会審査報告書	663
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	679
1. 変更議席表	697
1. 常任委員の変更一覧表	699
1. 予算特別委員名簿	701
1. 請願・陳情文書表	703
1. 議案等処理一覧表	741

令和4年第1回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期44日間

自 令和4年2月15日
至 令和4年3月30日

	月日	曜日	日 程	備 考
1	2月15日	火	本 会 議 (議席の変更) (会議録署名議員の指名) (常任委員の所属変更の件) (議会運営委員の変更の件) (特別委員の変更の件) (会期の決定) (知事提出議案の説明) (予算特別委員会設置)	先議(補正予算)付託 請願・陳情付託
2	16日	水	委 員 会 (予算特別委員会・先議案件審査、採決)	
3	17日	木	議 案 研 究	代表質問通告締切(正午)
4	18日	金	議 案 研 究	一般質問通告締切(正午)
5	19日	⊕	休 会	
6	20日	⊖	休 会	
7	21日	月	委 員 会 (議会運営委員会)	
8	22日	火	本 会 議 (補正予算委員長報告、採決) (代表質問)	
9	23日	⊗	休 会	天皇誕生日
10	24日	木	本 会 議 (代表質問)	
11	25日	金	本 会 議 (代表質問)	
12	26日	⊕	休 会	
13	27日	⊖	休 会	
14	28日	月	本 会 議 (一般質問)	
15	3月1日	火	本 会 議 (一般質問)	
16	2日	水	本 会 議 (一般質問)	請願・陳情提出期限(特別委)
17	3日	木	本 会 議 (一般質問) (知事提出議案説明、質疑)	議案付託
18	4日	金	委 員 会 (予算特別委員会・補正予算審査)	
19	5日	⊕	休 会	
20	6日	⊖	休 会	
21	7日	月	委 員 会 (常任委員会・先議案件審査、採決) (予算特別委員会・補正予算採決)	
22	8日	火	議 案 整 理 委 員 会 (議会運営委員会)	
23	9日	水	本 会 議 (補正予算・先議案件委員長報告、採決) 委 員 会 (予算特別委員会)	請願・陳情付託(特別委) 請願・陳情提出期限(常任委)
24	10日	木	委 員 会 (常任委員会)	
25	11日	金	委 員 会 (常任委員会)	
26	12日	⊕	休 会	
27	13日	⊖	休 会	
28	14日	月	議 案 整 理	
29	15日	火	議 案 整 理	
30	16日	水	委 員 会 (予算特別委員会)	請願・陳情付託(常任委)
31	17日	木	議 案 整 理	
32	18日	金	委 員 会 (予算特別委員会)	
33	19日	⊕	休 会	
34	20日	⊖	休 会	
35	21日	⊗	休 会	春分の日
36	22日	火	委 員 会 (常任委員会)	
37	23日	水	委 員 会 (常任委員会)	
38	24日	木	委 員 会 (常任委員会)	
39	25日	金	委 員 会 (特別委員会)	
40	26日	⊕	休 会	
41	27日	⊖	休 会	
42	28日	月	休 会 (予備日)	
43	29日	火	議 案 整 理 委 員 会 (議会運営委員会)	
44	30日	水	本 会 議 (委員長報告、採決)	

開会日に応招した議員

赤 嶺 昇 君	仲 村 家 治 君
仲 田 弘 毅 君	仲 村 未 央 さん
喜友名 智 子 さん	平 良 昭 一 君
翁 長 雄 治 君	玉 城 武 光 君
島 袋 恵 祐 君	比 嘉 瑞 己 君
玉 城 健一郎 君	照 屋 大 河 君
上 里 善 清 君	山 内 末 子 さん
大 城 憲 幸 君	西 銘 啓史郎 君
上 原 章 君	座 波 一 君
小 渡 良太郎 君	大 浜 一 郎 君
新 垣 淑 豊 君	呉 屋 宏 君
島 尻 忠 明 君	花 城 大 輔 君
仲 里 全 孝 君	又 吉 清 義 君
國 仲 昌 二 君	崎 山 嗣 幸 君
次呂久 成 崇 君	仲宗根 悟 君
新 垣 光 栄 君	玉 城 ノブ子 さん
瀬 長 美佐雄 君	西 銘 純 恵 さん
山 里 将 雄 君	渡久地 修 君
当 山 勝 利 君	瑞慶覧 功 君
當 間 盛 夫 君	比 嘉 京 子 さん
金 城 勉 君	末 松 文 信 君
新 垣 新 君	島 袋 大 君
下 地 康 教 君	中 川 京 貴 君
石 原 朝 子 さん	照 屋 守 之 君

令和4年2月15日

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第1号）

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

令和4年2月15日（火曜日）午前10時開会

議事日程第1号

令和4年2月15日（火曜日）

午前10時開議

- 第1 議席の変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 常任委員の所属変更の件
- 第4 議会運営委員の変更の件
- 第5 特別委員の変更の件
- 第6 会期の決定
- 第7 甲第1号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（知事説明）
- 第8 陳情第1号から第3号まで、第9号、第10号及び第17号の2の付託の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 常任委員の所属変更の件
- 日程第4 議会運営委員の変更の件
- 日程第5 特別委員の変更の件
- 日程第6 会期の決定
- 日程第7 甲第1号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで
 - 甲第1号議案 令和4年度沖縄県一般会計予算
 - 甲第2号議案 令和4年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
 - 甲第3号議案 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
 - 甲第4号議案 令和4年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
 - 甲第5号議案 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計予算
 - 甲第6号議案 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
 - 甲第7号議案 令和4年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
 - 甲第8号議案 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
 - 甲第9号議案 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
 - 甲第10号議案 令和4年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
 - 甲第11号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
 - 甲第12号議案 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
 - 甲第13号議案 令和4年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
 - 甲第14号議案 令和4年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
 - 甲第15号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
 - 甲第16号議案 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
 - 甲第17号議案 令和4年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
 - 甲第18号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
 - 甲第19号議案 令和4年度沖縄県公債管理特別会計予算
 - 甲第20号議案 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

- 甲第21号議案 令和4年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和4年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第25号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第21号)
- 甲第26号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第22号)
- 甲第27号議案 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
- 甲第28号議案 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算(第1号)
- 甲第29号議案 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 甲第30号議案 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 甲第31号議案 令和3年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 甲第32号議案 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算(第1号)
- 甲第33号議案 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 甲第34号議案 令和3年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 甲第35号議案 令和3年度沖縄県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 甲第36号議案 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 甲第37号議案 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算(第1号)
- 乙第1号議案 沖縄県首里城歴史文化継承基金条例
- 乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例
- 乙第14号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例
- 乙第15号議案 沖縄県農作物種苗生産条例
- 乙第16号議案 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県観光振興基金条例
- 乙第20号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 乙第22号議案 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
 乙第23号議案 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 乙第24号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
 乙第25号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
 乙第26号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 乙第27号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
 乙第28号議案 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例
 乙第29号議案 沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例
 乙第30号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第31号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第32号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第33号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第34号議案 訴えの提起について
 乙第35号議案 財産損傷事故に関する和解等について
 乙第36号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第37号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第38号議案 損害賠償請求事件の和解等について
 乙第39号議案 損害賠償の額の決定について
 乙第40号議案 包括外部監査契約の締結について
 乙第41号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標を定めることについて
 乙第42号議案 副知事の選任について
 乙第43号議案 沖縄県教育委員会教育長の任命について

予算特別委員会の設置

予算特別委員会委員の選任

日程第8 陳情第1号から第3号まで、第9号、第10号及び第17号の2の付託の件

出席議員 (48名)

議長	赤嶺昇君	16番	山里将雄君
副議長	仲田弘毅君	17番	当山勝利君
1番	喜友名智子さん	18番	當間盛夫君
2番	翁長雄治君	19番	金城勉君
3番	島袋恵祐君	20番	新垣新君
4番	玉城健一郎君	21番	下地康教君
5番	上里善清君	22番	石原朝子さん
6番	大城憲幸君	23番	仲村家治君
7番	上原章君	24番	仲村未央さん
8番	小渡良太郎君	25番	平良昭一君
9番	新垣淑豊君	26番	玉城武光君
10番	島尻忠明君	27番	比嘉瑞己君
11番	仲里全孝君	28番	照屋大河君
12番	國仲昌二君	29番	山内末子さん
13番	次呂久成崇君	31番	西銘啓史郎君
14番	新垣光荣君	32番	座波一君
15番	瀬長美佐雄君	33番	大浜一郎君

34 番	呉 屋 宏 君	41 番	渡久地 修 君
35 番	花 城 大 輔 君	42 番	瑞慶覧 功 君
36 番	又 吉 清 義 君	43 番	比 嘉 京 子 さん
37 番	崎 山 嗣 幸 君	44 番	末 松 文 信 君
38 番	仲宗根 悟 君	45 番	島 袋 大 君
39 番	玉 城 ノブ子 さん	46 番	中 川 京 貴 君
40 番	西 銘 純 恵 さん	47 番	照 屋 守 之 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	玉 城 デニー 君	土 木 建 築 部 長	島 袋 善 明 君
副 知 事	謝 花 喜一郎 君	企 業 局 長	棚 原 憲 実 君
副 知 事	照 屋 義 実 君	病 院 事 業 局 長	我那覇 仁 君
政 策 調 整 監	島 袋 芳 敬 君	会 計 管 理 者	大 城 博 君
知 事 公 室 長	金 城 賢 君	知事公室秘書防災統括監	平 敷 達 也 君
総 務 部 長	池 田 竹 州 君	総務部財政統括監	平 田 正 志 君
企 画 部 長	宮 城 力 君	教 育 長	金 城 弘 昌 君
環 境 部 長	松 田 了 君	公安委員会委員長	阿波連 光 君
子ども生活福祉部長	名渡山 晶 子 さん	警 察 本 部 長	日 下 真 一 君
保 健 医 療 部 長	大 城 玲 子 さん	労 働 委 員 会 会 長	藤 田 広 美 君
農 林 水 産 部 長	崎 原 盛 光 君	人 事 委 員 会 委 員 長	島 袋 秀 勝 君
商 工 労 働 部 長	嘉 数 登 君	代 表 監 査 委 員	安慶名 均 君
文化観光スポーツ部長	宮 城 嗣 吉 君		

職務のため議場に参加した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	知 念 弘 光 君	課 長 補 佐	城 間 旬 君
次 長	上 原 貴 志 君	主 幹	宮 城 亮 君
議 事 課 長	佐久田 隆 君	主 査	親富祖 満 君

○議長（赤嶺 昇君） ただいまより令和4年第1回
沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

[諸般の報告 巻末に掲載]

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 議席の変更を行います。

日程に入ります前に報告いたします。

新会派の結成に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部をお手元に配付の変更議席表のとおりそれぞれ変更いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案80件並びに今期定例会提出予算説明書、積算内訳書、令和4年1月末現在の令和3年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

[変更議席表 巻末に掲載]

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く請願1件及び陳情24件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

27番 比嘉瑞己君及び

33番 大浜一郎君

を指名いたします。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 常任委員の所属変更の件を議題といたします。

本件については、新会派の結成に伴い、各派の所属議員数に異動があるため、常任委員の各派割当て数を変更する必要があります。

よって、お諮りいたします。

委員会条例第4条第2項の規定によりお手元に配付の常任委員の変更一覧表のとおり、それぞれ委員を変更いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員の変更一覧表のとおりそれぞれ委員を変更することに決定いたしました。

〔常任委員の変更一覧表 巻末に掲載〕

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第4 議会運営委員の変更の件を議題といたします。

本件については、新会派の結成に伴い、各派の所属議員数に異動があるため、議会運営委員の各派割当て数を変更する必要があります。

よって、お諮りいたします。

委員会条例第4条第2項の規定により議会運営委員の新垣光栄君を西銘啓史郎君に変更いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第5 特別委員の変更の件を議題といたします。

本件については、新会派の結成に伴い、各派の所属議員数に異動があるため、特別委員の各派割当て数を変更する必要があります。

よって、お諮りいたします。

委員会条例第4条第2項の規定により、米軍基地関係特別委員の仲宗根悟君を島尻忠明君に変更いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第6 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月30日までの44日間といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月30日までの44日間と決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第7 甲第1号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

令和4年第1回沖縄県議会の開会に当たり、議員各位の御健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日々の御精励に対し深く敬意を表します。

令和4年度の当初予算案などの重要な議案の審議に先立ち、まず、県政運営に当たっての私の所信の一端を申し述べ、議員各位及び県民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

第1に、「県政運営に取り組む決意について」申し上げます。

令和4年は、本土復帰50周年の節目の年です。

本土復帰後、沖縄県は5次にわたる沖縄振興計画等により、社会資本整備は着実に進み、観光・リゾート産業や情報通信関連産業の成長など様々な成果を上げてまいりました。

一方で、1人当たり県民所得が全国最低の水準にあるなど、自立型経済の構築はなお道半ばにあるとともに、離島の条件不利性、米軍基地問題等の沖縄の特殊事情から派生する固有課題に加え、子供の貧困の問題、雇用の質の改善等、重要性を増した課題や新たに生じた課題等も明らかとなっております。

復帰50年の節目の年にスタートする「新たな振興計画」においては、県民が「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を施策展開の基本的指針として掲げるとともに、持続可能な開発に向けて全ての国が取り組む国際社会全体の共通目標であるSDGsを取り入れ、社会・経済・環境の3つの枠組みに対応する形で、「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成、「強くしなやかな自立型経済」の構築、「持続可能な海洋島しょ圏」の形成の基軸的な3つの基本方向を示しております。

この基本方向を踏まえ、県民一人一人をはじめとする社会全体での参画により、「離島・過疎地域における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出」、「世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革」、「世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」など、沖縄の地域特性やソフトパワーなどを生かし、様々な施策展開を図ってまいります。

こうした施策展開により、「2050年カーボンニュートラル」の実現や「海洋立国」、「観光立国」の展開など我が国の発展にも寄与してまいります。

昭和46年11月に、沖縄の本土復帰に当たり作成された「復帰措置に関する建議書」においては、県民の福祉を最優先に考え、地方自治権の確立、反戦平和、基本的人権の確立、県民本意の経済開発等を骨組みとするあるべき沖縄の姿を求めた新生沖縄像が描かれております。

復帰50年の大きな節目となる本年は、今後50年先を見据え、これまでの沖縄の歩みや発展等を振り返り、先人たちが将来を担う子や孫たちのために描いた新生沖縄像と現状とを比較し、建議や宣言の在り方について検討してまいります。

また、復帰50周年記念事業として「記念式典」や「美ら島おきなわ文化祭2022」、「第7回世界のウチナーンチュ大会」などを開催します。

さらに、戦後75年余りが過ぎ、戦争を知らない世代が大半を占めるなど悲惨な体験の記憶が薄れていく中で、沖縄戦の実相や教訓を正しく次世代に伝えるため、第32軍司令部壕の壕内及び周辺環境調査等、保存・公開に向けた取組を加速していくこととしており、様々な記念事業を通じて、沖縄のこれまでの発展の歩みや将来の可能性を国内外に発信してまいります。

私は、「時代を切り拓き、世界と交流しともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」の創造を基本理念とする「沖縄21世紀ビジョン」において掲げる、県民が望む5つの将来像の実現を図り、本県の自

立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に向けて、全身全霊で取り組んでまいります。

私が県知事に就任してから3年余りが経過しました。この間、祖先（ウヤファーフジ）への敬意、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを大切にするとともに、「自立」、「共生」、「多様性」の理念の下、包摂性と寛容性に基づく政策を推進してまいりました。

私が掲げた公約については、その全てに着手し、「新時代沖縄の到来」、「誇りある豊かさ」、「沖縄らしい優しい社会の構築」の視点の下、子供の貧困や人権問題等、全ての人の尊厳を守り共生する社会づくりに向けた取組や、米軍基地問題等様々な施策を展開してまいりました。

誰一人取り残さない社会の実現に向けては、「子どもの貧困対策」を県政の最重要政策に掲げ、「沖縄県子どもの貧困対策計画」に基づく取組を着実に推進するとともに、幼児教育の無償化やこども医療費助成の拡充、中高生のバスの無料化、少人数学級の対象拡大、ヤングケアラーの実態調査の実施等、子供が健やかに成長することができる社会の実現に向けた取組を進めております。

また、「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」の拡充、「国際家事福祉相談所」の設置など、沖縄の特殊事情等に起因する問題に対処するとともに、全ての人の性のありようを尊重する「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」など、誰もがお互いの人権を尊重し合う共生社会の実現を目指し取組を推進しております。

加えて、万国津梁会議については、米軍基地問題や児童虐待、SDGs等の8つのテーマに関する会議を設置し、提言については、子どもの権利尊重条例の制定、「SDGs実施指針」の策定等に反映しております。また、米軍基地問題に関しては、会議の提言を踏まえ、令和3年5月に「本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理・縮小についての要請」を日米両政府に対して行いました。

各会議からの提言については、「新たな振興計画」等に反映するとともに、引き続き新時代沖縄の構築に向け、さらなる政策の推進を図ってまいります。

さて、令和2年2月に新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、その間、県においては、令和2年度は16次、令和3年度は20次にわたりそれぞれ補正予算を計上させていただき、総額5056億円の補正予算等による予算を確保し、切れ目なく対策を実施してまいりました。

今回提案する令和3年度2月補正予算と令和4年度当初予算においては、合わせて約1777億円のコロナ対策関連予算を計上しているところです。

引き続き、検査体制や医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、水際対策、県内事業者の事業継続・雇用維持等に係る支援など、感染拡大防止と県民生活の安定並びに経済の回復に向け、全庁一丸となって取り組んでまいります。

また、昨年は、小笠原諸島近海の「福德岡ノ場」の海底火山噴火に由来すると見られる軽石が県内に漂着したことにより、水産業や観光業、離島航路等船舶の航行などに大きな被害が生じるなど、例年にも増し困難に見舞われました。

このため、県においては、沖縄県軽石問題対策会議を編成し全庁的に対応する体制を整備するとともに、補正予算により軽石の回収等に取り組んでまいりました。

今回提案する令和3年度2月補正予算と令和4年度当初予算においては、合わせて約15億円の軽石対策関連予算を計上しているところであり、引き続き、離島住民の生活を守り、水産業、観光業等への影響を最小限に抑えるため、国や関係機関と連携しながら、全庁挙げて回収作業や軽石の利活用などに取り組んでまいります。

今、社会や経済は、新型コロナウイルス感染症拡大蔓延の脅威等、生命の危機を含め、甚大な影響を受けております。また、1月15日に発生したトンガ諸島付近での海底火山による大規模噴火により、沖縄県全域をはじめ全国の広い範囲に津波警報・注意報が発表されるなど、これまでの想定を超えた事象が起こっており、危機管理体制の強化が重要であるとともに、東日本大震災や西日本豪雨災害等の教訓を踏まえ、地震及び津波や大型台風等の大規模災害の発生を想定した防災・減災対策が求められています。

このため、沖縄県においては、防災及び危機管理体制強化を図るとともに、拠点となる「沖縄県防災危機管理センター」の整備や消防防災ヘリの導入推進、県民や本県を訪れている観光客への迅速な情報提供、県内外への適切な情報発信等、防災・危機管理体制の強化を推進してまいります。

また、大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりに向けた地震対策や河川の治水・浸水対策等、社会基盤等の防災・減災対策に取り組むとともに、既存インフラの長寿命化・強靱化対策、県民の防災意識の向上などに取り組んでまいります。

加えて、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ

等の特定家畜伝染病の侵入防止に向け、各関係機関連携による危機管理体制の強化、畜産農家の飼養衛生管理基準の遵守が図られるよう取り組んでまいります。

沖縄県民は、50年前、本土復帰によって米軍基地も「本土並み」になるものと期待しておりました。しかし、復帰前に建設された米軍基地の多くが、今でも沖縄に存在し続けており、米軍専用施設面積が復帰当時の2万8000ヘクタールから現在の1万8000ヘクタールへと33.7%減少したものの、依然として全国の70.3%が本県に集中しております。

私は、沖縄の過重な基地負担を軽減するためには、普天間飛行場代替施設の県内への新たな提供を除き、既に日米両政府で合意されたSACO最終報告及び再編に基づく統合計画で示された嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施していただく必要があると考えております。

しかし、SACO合意から25年、在日米軍再編計画の合意から15年が経過し、統合計画による返還が全て実施されたとしても、沖縄の米軍専用施設面積は全国の69%程度にとどまり、復帰時に期待したいいわゆる「本土並み」には依然としてほど遠い状況にあります。

米軍基地が集中することにより、騒音、水質汚染等の環境問題、米軍関係の事件・事故は後を絶ちません。普天間飛行場、嘉手納飛行場やその他の訓練場の周辺住民は、昼夜を問わない訓練により、騒音や排気ガスの悪臭等に苦しみ続けられています。このことから私は、昨年5月に日米両政府にさらなる在沖米軍基地の整理縮小を要請したところであり、引き続き両政府に対し、「当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指す」とする具体的な数値目標の設定と実現を強く求めてまいります。

普天間飛行場については、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっており、同飛行場の一日も早い危険性の除去と早期閉鎖・返還は県民の強い願いであります。

一方、政府が唯一の解決策とする辺野古移設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされ、さらに、今般の変更承認申請が公有水面埋立法に照らした厳正な審査の結果、不承認となり埋立工事全体を完成させることがより困難な状況となりました。

県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えており、政

府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めていくとともに、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む危険性の除去、県外、国外移設及び早期閉鎖・返還と辺野古に新基地は造らせないという公約の実現に向けて、今後も、あきらめず、ぶれることなく、全身全霊をもって、取り組んでまいります。

私は、公約に掲げた諸施策を職員一丸となって推進し、子供たちが健やかに成長することができる社会等の実現を図り、未来の沖縄を担う子供たちに、平和で真に豊かな沖縄、誇りある沖縄、「新時代沖縄」を託せるよう、全力で県政運営に当たる決意であります。

第2に、「沖縄を取り巻く現状の認識について」申し上げます。

国際社会においては、2019年末以降、新型コロナウイルス感染症が世界各地で猛威を振るっており、依然その勢いは衰えておらず、人々の生命・健康が脅かされるとともに、社会全体に甚大な影響を及ぼしております。

加えて、AI、ロボティクス、ビッグデータなどに代表される第4次産業革命による情報通信技術の革新的な進歩は、国際経済秩序に一層の変容をもたらしております。

我が国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は経済社会活動の足かせとなっており、ワクチン接種の進展や新薬の提供といった光明がある一方、変異ウイルスによる感染再拡大もあり、その最終的な終息はいまだ見通せておりません。

感染症との闘いが長期化の様相を強める中で、人々の働き方や消費行動、さらには暮らしの在り方が見直されており、感染の終息を待つのではなく、新たな環境への適応を図る動きも広がっております。

本県においては、引き続き、医療提供体制の構築、感染防止対策の徹底と社会経済活動の維持及び再生に向け、全力で取り組んでまいります。

第3に、「今後の沖縄振興に向けた取組について」申し上げます。

令和4年度は、新たな振興計画がスタートする意義深い年です。新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んだ経済の立て直しを図るため、沖縄振興予算、税制及び政策金融を積極的に活用し、新時代沖縄を展望し得る、沖縄の振興・発展に全庁挙げて全力で取り組みます。

令和4年度から始まる新たな沖縄振興においては、「沖縄21世紀ビジョン」で掲げる5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決を図り、本県の自立的発展

と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現を目標とし、公約に掲げた「新時代沖縄」、「誇りある豊かさ」、「沖縄らしい優しい社会」の実現に向け、新たな振興計画を踏まえながら、諸施策を展開してまいります。

「新時代沖縄の到来—経済分野—」について、申し上げます。

デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進については、「沖縄県DX推進計画」を策定し、民間の力も活用した上で、行政分野、生活分野など、様々な領域でDX施策に取り組みます。また、全ての産業におけるDXの取組を加速することにより、労働生産性を高め、県内産業の稼ぐ力を強化してまいります。

MICEの振興については、産学官連携による国内外のMICE誘致や受入れ体制の強化等に取り組むとともに、マリンタウンMICEエリアにおいては、大型MICE施設整備と、MICEを中心とした魅力あるまちづくりを推進し、東海岸一帯の活性化に向けて取り組んでまいります。

また、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、沖縄県観光振興基金を設置し、本県のリーディング産業である観光産業のさらなる振興に取り組んでまいります。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、県民一丸となった機運醸成を図り、国に対し、鉄軌道の持続的運営を可能とする特例制度の創設を求め、早期導入に取り組んでまいります。

「誇りある豊かさ—平和分野—」について申し上げます。

基地問題については、広大な米軍基地の存在が本県の振興を進める上で大きな障害となっていることから、日米両政府に対して、在沖米軍基地の整理縮小を強く求めてまいります。また、日常的に発生する航空機騒音をはじめ、自然環境の破壊、航空機事故のほか、米軍人・軍属等による事件・事故等が、県民生活に様々な影響を及ぼしていることから、基地の提供責任者である国において適切に解決されるよう求めてまいります。特に、PFOS等による地下水等汚染については、県民の健康に関わる極めて重要な問題であることから、情報の提供、基地内への立入調査及び対策の実施を日米両政府に対し求めてまいります。

加えて、昨年12月の在沖米軍基地における新型コロナウイルスの集団感染は、県内にオミクロン株の市中感染が広がる大きな要因となったと考えていることから、検疫について国内法を適用する等、日米地位協定を抜本的に見直すこと等を求めてまいります。

さらに、復帰50年を迎えるに当たり、県民が望む、平和で豊かなあるべき沖縄の姿の実現に向けて、沖縄の歴史的、地理的特性を生かしてアジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成を図るための新たな取組を進めるとともに、在沖米軍基地問題のより広い国民的理解を促すため、県内外への情報発信を強化してまいります。

駐留軍用地跡地の利用については、県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用を推進します。

「沖縄らしい優しい社会の構築—生活分野—」については、子供の貧困対策として「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を積み増しして60億円とし、中学校卒業までのこども医療費助成拡充を確実に実施できるよう市町村に対し支援を行うとともに、市町村における就学援助の充実等、困難を抱える世帯に対して個々の家庭の事情に寄り添った支援に取り組んでまいります。

また、国や市町村と連携し、貧困対策支援員の配置や子供の居場所づくり、小規模離島町村への支援員派遣などに取り組むとともに、「沖縄子どもの未来県民会議」と連携し、児童養護施設退所児童等に対する大学等進学のための給付型奨学金の給付や食支援体制整備など、子供の学びと育ちを支えてまいります。

中高生のバス通学無料化については、引き続き住民税所得割非課税世帯等の無料化に取り組むとともに、フリースクールへの通学支援にも取り組んでまいります。

「琉球歴史文化の日」を中心に、県民が沖縄の文化と歴史への理解を深めるための施策を推進し、故郷への誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むとともに、文化芸術に関する産業の創出・振興に取り組んでまいります。

北部地区については、公立沖縄北部医療センターの早期整備に向けて、基本設計及び設置主体となる一部事務組合の設置準備などに取り組むとともに、令和5年度に県立名護高等学校附属桜中学校を開校し、北部地域の医療及び教育環境のさらなる充実に取り組んでまいります。

離島振興については、離島振興なくして沖縄の振興なしという考えの下、「新たな離島振興計画」に基づき、「持続可能な離島コミュニティの形成」、「次代を拓くフロンティア施策の展開」を基本方向とし、社会・経済・環境が調和する持続可能な海洋島嶼圏の形成に向け、取り組んでまいります。

令和4年度の県政運営の「重点テーマ」としては、「新型コロナウイルス感染症の克服と県経済の回

復」、「復帰50年のあゆみと沖縄の未来と希望の発信」、「DXとイノベーション等による稼ぐ力の強化」などの6項目を掲げ、沖縄振興を力強く推進する施策に取り組んでまいります。

あわせて、SDGsの推進については、令和3年5月に国から「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されたことを踏まえ、様々な施策を全庁的に推進するとともに、全県的にSDGsを推進するための取組や目標等をまとめた「SDGsアクションプラン」の策定、官民及び各団体の連携等を促進するプラットフォームの創設等に取り組めます。

令和4年度は、首里城正殿の復元工事の着工が予定されており、一つの節目を迎えることになります。

首里城復興基本計画に基づく取組を推進するため、「首里城復興課（仮称）」を設置し、安全性の高い施設管理体制の構築や城郭の修復など景観の保全を図るとともに、国内外から寄せられた寄附金を活用し木材や赤瓦の調達、扁額などの製作に取り組めます。

また、国・那覇市・地域との連携の下、「新・首里杜構想」による歴史まちづくりや、新たな基金を設置し、伝統技術を担う人材育成等に取り組んでまいります。

職員一人一人の持つ能力が最大限発揮され、困難な課題に意欲的かつ柔軟、的確に対応する県庁づくりを進め、限りある行政資源の下で、多様な行政需要に対応する組織の編成に取り組んでまいります。

第4に、「内閣府予算案及び税制改正について」申し上げます。

令和4年度内閣府沖縄振興予算案においては、令和3年度補正予算に計上された公共事業関係費等を含めると、約2900億円が確保され、子供の貧困対策、離島活性化の推進等に関する予算が計上されたほか、産業競争力の強化や人材育成の推進、クリーンエネルギーの導入に向けた事業が盛り込まれました。

また、令和4年度税制改正においては、本県と経済界が一体となって要望してきた沖縄関係13税制の延長と特例措置の拡充、沖縄振興における「車の両輪」として政策金融を担う「沖縄振興開発金融公庫」の現行組織の存続については、おおむね認められました。

県としては、沖縄振興予算、税制及び政策金融を積極的に活用し、新時代沖縄を展望し得る、沖縄の振興・発展に全力で取り組んでまいります。

次に、令和4年度における施策の概要について、御説明申し上げます。

第1は、「経済分野」に関して—新時代沖縄の到来の視点—であります。

本県の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、リーディング産業である観光産業をはじめ、あらゆる業界が深刻な影響を受けていることから、令和3年12月に改訂した「新型コロナウイルス対策に係る沖縄県の経済対策基本方針」に基づき、感染拡大の波に応じた対策を重層的に実施し、県内事業者の事業継続や雇用の維持等の支援に取り組みます。

また、感染状況を注視しつつ、まずは域内の観光需要に対応した取組を進め、段階的に域外への需要喚起策など経済活動の回復に向けた取組を展開します。

新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた成長期出口戦略としては、新しい生活様式に対応した業態転換の支援及びDX推進による稼ぐ力の強化等に資する取組を推進し、県内企業の成長を図ってまいります。

また、その成果が労働者に分配され、給与の上昇につながり、未来への投資が生み出されるサイクルの創出により、持続可能な社会経済の成長を促進します。

「自立型経済発展資源の創出」について申し上げます。

持続的な県経済の成長・発展に向け、アジアの活力を取り込むためのビジネス・ネットワークの連携強化に取り組むとともに、リゾテックおきなわの推進により各産業のDXを促進します。

また、人材投資等による企業の「稼ぐ力」の向上に向け、マネジメント人材育成、奨学金返還等に対する支援に取り組みます。

「社会資本・産業基盤の整備」について申し上げます。

那覇空港については、国や関係機関と連携し、利便性の向上と、機能強化及び拡充に向けて取り組まします。

那覇港については、臨港道路やクルーズバース、船舶の大型化に対応する施設等の整備を推進するとともに、航路の拡充や港湾施設の高度化、集貨・創貨の促進に取り組まします。

中城湾港については、産業支援港湾として新港地区の機能強化・拡充、泡瀬地区におけるスポーツコンベンション拠点の形成、西原与那原地区におけるスーパーヨット等の受入れ環境の構築に向けて取り組まします。

沖縄都市モノレールについては、引き続き3両編成化を推進します。

幹線道路網については、「ハシゴ道路ネットワーク」の早期構築を図るため、国が実施する那覇空港自動車道等の整備を促進するとともに、南部東道路等の

整備を推進します。

「沖縄らしい観光リゾート地の形成」について申し上げます。

観光振興においては、持続可能な観光地の形成について、地域社会・経済・環境の3つの側面において適切なバランスを長期的に維持し、各地域社会が受忍できる一定の量を求めながら、県民の幸福度や観光客の満足度など質の向上を目指します。

アフターコロナを見据えた観光客の誘客について、沖縄観光ブランドである「Be. Okinawa」のイメージを基に、国内外において戦略的なプロモーション活動を展開し、富裕層等の消費単価の高い層の取り込みを図ります。また、情報通信技術を活用した調査分析手法を導入するとともに、滞在日数の延伸や来訪時期の平準化などにつながる沖縄型ワーケーションを促進するプロモーションに取り組みます。

FIBAバスケットボールワールドカップ2023の開催については、関係市町村と連携して支援体制を構築し、機運の醸成等に取り組まします。

スポーツツーリズムの推進については、プロスポーツとの連携を促進し、スポーツコンベンションの核となるJ1規格スタジアムの整備に向けた検討を進めてまいります。

「産業の振興と雇用の創出・安定」について申し上げます。

情報通信関連産業については、産業DXの牽引役としてさらなる高度化を図るとともに、産学官連携により、官民データのオープン化や利活用のための基盤構築に取り組まします。

観光消費や県産品の需要拡大につながる産業横断的なブランド戦略を策定し、企業や産業間の連携による稼ぐ力の強化を図ります。

さらなる県産品等の輸出促進に向けては、旅客便の貨物スペースを活用した新たな航空物流ネットワークの形成や越境ECの活用促進による販路の構築等に取り組むとともに、コロナウイルスの感染症対策を徹底した「沖縄大交易会」や「離島フェア」等の開催に取り組まします。

海外事務所の機能強化など海外ビジネス展開支援機能を充実させ、県内企業等の海外で「稼ぐ力」の向上に取り組まします。

企業誘致については、国際物流拠点産業集積地域制度等を活用し、高付加価値を生み出す企業の誘致、航空関連産業クラスターの形成に取り組む等、臨空・臨港型産業の集積を促進します。

ものづくり産業については、付加価値の高い製品開

発や基盤技術の高度化、生産性の向上など、県内発注の促進や域内の経済循環を高めるための取組を推進するとともに、国の研究機関等との連携により県内企業への先端技術導入を促進してまいります。

継続的なイノベーションの創出に向け、沖縄科学技術大学院大学をはじめとする県内大学、関係機関等が有機的に連携したエコシステムの構築を促進します。

また、本県の地域特性や生物資源などの優位性を生かした医薬品や機能性食品、再生医療等の研究開発及び事業化の促進に取り組めます。

泡盛製造業については、消費者ニーズに対応した商品開発や県内外への販路拡大など業界が行う自立に向けた取組を支援いたします。

伝統工芸産業については、おきなわ工芸の杜を拠点に、人材育成や原材料の安定確保、製造技術の向上などを支援し、魅力的な商品開発やビジネスモデルの創出を推進します。

中小企業・小規模事業者の支援については、経営革新やIT技術の活用等による生産性の向上、事業承継及び資金調達の円滑化など、総合的な支援を推進します。

また、商工会・商工会議所等の支援体制の強化に取り組むとともに、市町村と連携して地域産業を支える団体等が実施する取組を支援します。

エネルギー分野については、地域特性に適した再生可能エネルギーの導入拡大など、低炭素で災害に強い沖縄らしい島嶼型エネルギー社会の実現を目指してまいります。

多様な人材の活躍や柔軟な働き方の促進に向けては、女性、高齢者、障害者など個々のニーズに応じたきめ細かな支援やテレワークの普及促進、若年者の県内就職促進などに取り組めます。

働きがいのある人間らしい仕事を意味するディーセントワークの実現に向けては、ワーク・ライフ・バランスの推進や非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用の拡大、女性の就業継続などに取り組むとともに、柔軟な職業能力の開発・育成、企業等が従業員に対して必要なスキルを習得させるリスクリングの促進等に取り組めます。

人材への投資や給与の向上を促進する企業認証制度の創設等により、企業と社会の成長サイクルを拡大し、企業の稼ぐ力と県民所得の向上を図ってまいります。

「農林水産業の振興」について申し上げます。

農林水産業の振興については、亜熱帯海洋性気候、多種多様な地域資源など、本県の特性を最大限に生か

した農林水産業を展開するとともに、離島・過疎地域における基幹産業としての地位も踏まえつつ、魅力と活力のある持続可能な農林水産業を目指します。

農林水産物のブランド化に向け、戦略品目の拠点産地形成、スマート農林水産技術等の研究開発の推進、生産基盤の整備に取り組めます。

また、6次産業化や地産地消、販路拡大に向けた取組、農林水産物の輸送コスト低減対策、コールドチェーン化などの流通の合理化に向けた取組を推進するとともに、中央卸売市場の再整備に係る調査に取り組めます。

担い手育成の強化については、農地中間管理機構等を通じた農地利用の拡大、新規就農者の支援や沖縄県立農業大学校の移転整備に向けた取組を引き続き推進します。

サトウキビについては、生産性向上に向けた取組や製糖工場の老朽化対策に向けた支援などを推進してまいります。

畜産業については、生産供給体制の強化をはじめ、飼料の安定供給に向けた各種施策に取り組むとともに、和牛の主要産地として全国に発信する取組を進めます。

このほか、農山漁村地域の多面的機能の維持・発揮、環境保全型農業の推進、赤土等流出防止対策など、SDGsの理念に基づく施策を推進してまいります。

林業については、自然環境に配慮した森林施業を実施し、県産木材の安定供給や県産キノコ類の消費拡大に取り組めます。

水産業については、糸満漁港において高度衛生管理型荷さばき施設や水産物加工施設等を整備し、本年10月に開設予定の新市場を中心に水産物の安定供給、魚価の向上、販路拡大等を推進します。

軽石については、国、市町村、関係団体と連携して、海水こし器の設置や漁船の燃料費の補助に取り組むなど、水産業への支援に努めてまいります。

また、ホテル・ホテル訓練区域における操業制限解除区域等の拡大、日台漁業取決め及び日中漁業協定等の見直し、尖閣諸島における漁業者の安全確保については、引き続き国に要請を行うとともに、関係機関と連携し、漁業者の安全操業の確保や水産経営の安定化などに取り組んでまいります。

さらに、パラオ共和国の排他的経済水域（EEZ）における本県マグロはえ縄漁船の安定的な操業継続に向けて、同国との友好関係の強化が重要であることから、水産技術交流等に関するMOU締結を進めてまい

ります。

本年1月1日から発効した地域的な包括的経済連携協定「RCEP」やTPP11協定、日米貿易協定等の貿易自由化への対応として、TPP等対策予算を措置し、農林水産業の体質強化対策や経営安定対策に取り組みます。

第2は、「平和分野」に関して一誇りある豊かさの視点一であります。

まず、「国際交流・協力の推進」について申し上げます。

国際交流・協力の推進については、JICAと連携し、ウチナーネットワークコンシェルジュの拡充強化を図ります。また、ウチナーネットワークを生かした文化や経済の連携強化に取り組むとともに、将来の国際協力を担う人材の育成を推進します。さらに、「国際災害救援センター（仮称）」について、台風対策等に関する本県の知見や気象情報の活用等、その在り方の検討に必要な情報収集に取り組みます。

中国福建省との友好県省締結25周年の節目の年に当たり、友好親善を深める機会を創出するとともに、アジア諸国との観光・文化交流を促進するフォーラムの開催に取り組みます。

「基地問題等の解決と駐留軍用地の跡地利用」について申し上げます。

在沖米軍基地については、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るため、さらなる整理縮小を日米両政府に求めるとともに、両政府に沖縄県を加えた3者で協議を行う場「SACWO」を設けることを要請してまいります。

沖縄近海の広大な訓練水域・空域は、外来機が訓練を目的として飛来する要因の一つとなっているほか、漁場を制限し、また漁場間の移動を大きく制約するものとなっていることから、これらの大幅な削減を求めてまいります。

訓練移転等については、県外または国外への分散移転・ローテーション配備を一層促進することを求めてまいります。

普天間飛行場については、引き続き普天間飛行場負担軽減推進会議等において、県民の目に見える形で負担軽減に取り組むよう求めてまいります。

また、普天間飛行場の固定化は絶対に許されないことから、県内移設の断念やオスプレイの配備計画の撤回を求める建白書の精神に基づき、同飛行場の早期閉鎖・返還を日米両政府に求めてまいります。

辺野古新基地建設問題については、これまでに全国約60の地方議会において、国民的議論で問題解決を

求める意見書等が採択されております。これは、全国において沖縄の基地問題について議論が深まりつつあることの表れであると考えており、引き続きトークキャラバン等を通じ、辺野古新基地建設に反対する県民世論及びそれを踏まえた私の考えを広く国内外に伝え、問題解決に向けた国民的議論を喚起し、理解と協力を促してまいります。

また、沖縄県が辺野古新基地建設に関し行った処分に対し、国は、本来国民の権利利益の救済を図ることを目的とする行政不服審査法に基づく審査請求を行いました。地方自治体が行った処分に対し審査請求の手段を通じて大臣が関与する「裁定的関与」については、自治体が自らの判断と責任において行政を運営するという地方自治の保障の観点から問題であることから、全国知事会と連携し、政府に対し、「裁定的関与」の見直しを強く求めてまいります。

沖縄の基地問題の解決を図るためには、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても沖縄県自らが直接訴えることが重要であると考えております。これまでの訪米活動やワシントン駐在の働きかけ等により、連邦議会調査局報告書における在沖米軍に関する正確な記載や、連邦議会下院の小委員会報告書における辺野古新基地建設計画に対する懸念等の記載がなされました。また、米国内の有識者に向けたワシントン駐在からの働きかけにより、米国の大学や民間シンクタンク等において沖縄の基地問題に関するウェビナーが開催され、私から沖縄県の考え方等を発信しております。このような取組を通じて、米国内においても沖縄の基地問題への認識が広がりつつあると考えております。

引き続きワシントン駐在を活用し、米国内での情報収集及び復帰50年の機会を捉えた情報発信、有識者と連携した会議の開催及び連邦議会関係者への働きかけ等により、沖縄における基地問題の解決に取り組んでまいります。

また、米国政府、米国連邦議会議員の理解と協力を得るためには、私が直接、沖縄の米軍基地問題の実情等を訴えることも重要であると考えており、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、訪米やオンラインツールの活用など、様々な手法を活用して、取り組んでまいります。

日米地位協定に関しては、他国地位協定調査の結果を全国知事会や渉外知事会と共有するなどの取組を通じて、全国的に認識が広がりつつあり、全国知事会においてはこれまでに2度、「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で決議しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策に関し、在日米軍が日本側の措置とは整合的でない運用を行っていたことが明らかになったことについては、米軍人等に日本の検疫が実施されないという、日米地位協定がもたらす構造的な問題があると考えております。

このようなことから、引き続き、日米地位協定の抜本的見直しの実現に向けて、全国知事会や渉外知事会等と連携するとともに、様々な機会を捉えて全国に情報発信を行うなど、取組を強化してまいります。

尖閣諸島をめぐる問題については、中国公船等が接続水域の航行や領海への侵入を繰り返していることを踏まえ、関係機関と連携を図り、正確な情報収集に努めるとともに、日本政府に対し、同諸島周辺海域の安全確保等の適切な措置を図ること、冷静かつ平和的な外交・対話によって中国との関係改善を図ること等を求めてまいります。

普天間飛行場をはじめとした返還予定地については、関係市町村等と連携を図り、跡地利用計画の策定を促進します。特に西普天間住宅地跡地においては、国及び関係機関と連携し、沖縄健康医療拠点の形成に取り組めます。

戦後処理問題については、不発弾処理の早期解決に取り組むとともに、沖縄戦における戦没者の遺骨収集の加速化を図ります。

沖縄戦に起因する所有者不明土地問題については、早期に抜本的解決が図られるよう、法制上の措置や財政措置などを国に求めてまいります。

「沖縄から世界へ、平和の発信」について申し上げます。

平和を希求する「沖縄のこころ」の発信に向け、グローバルな視点に立った顕彰制度である沖縄平和賞と身近な社会貢献活動に光を当てたちゅうちな一草の根平和貢献賞などの取組を推進するとともに、平和の礎や平和祈念資料館における証言映像の収録・展示、学芸員育成や調査研究の充実を図ります。

第3は「生活分野」に関して一沖縄らしい優しい社会の構築の視点一であります。

「医療の充実・健康福祉社会の実現」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止に向けて、「感染症総務課（仮称）」、「感染症医療確保課（仮称）」、「ワクチン・検査推進課（仮称）」に再編し、エッセンシャルワーカーに対するPCR検査の強化など、検査体制の充実に取り組むとともに、保健所の体制強化や感染症患者受入れ医療機関への支援等による医療提供体制の強化、那覇空港及び

本土と直行便の就航する離島空港における水際対策の強化などに取り組みます。

また、県立病院においては、医療フェーズに応じたコロナ病床を確保するなど、引き続きコロナとコロナ以外の医療の両立に努めてまいります。

ワクチン接種については、国や医師会等の関係機関と連携し、実施主体である市町村を支援するとともに、県の広域ワクチン接種センターにおいて追加接種を行うなど、積極的に推進してまいります。

医療の提供体制の充実に向けては、北部・離島地域の医師不足及び診療科偏在の解消などに取り組めます。

薬剤師確保については、県内における薬学部設置の早期実現に向け、県の基本方針の策定に取り組めます。

沖縄県立看護大学については、4月1日の公立大学法人化に向け、移行作業を進めてまいります。

「健康・長寿おきなわ」の復活を目指して、健康づくりに対する県民一人一人の意識の醸成、企業における「健康経営」の推進や歯科口腔保健対策に取り組めます。

障害のある人に対する理解を深めるための取組の推進、発達障害者や医療的ケア児等に対する地域支援体制の整備など、障害者の地域生活支援に取り組んでまいります。

「子育て・高齢者施策の推進」について申し上げます。

子供の最善の利益を第一に考え、子供がひとしく健やかに成長することができる社会の実現を目指し、国が進める「こども家庭庁」創設に適切に対応できる体制の構築に向け、県の組織編成に取り組めます。

待機児童が生じることがないように、保育士の労働環境の改善及び潜在保育士の復職支援等に取り組むとともに、認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の質の向上に取り組めます。

また、多様な保育ニーズに対応するため、市町村と連携の下、育児相談等の地域子育て支援拠点や延長保育、病児・病後児保育、預かり保育、医療的ケア児の受入れ等のきめ細かな子育てサービスの提供体制の整備に取り組めます。

さらに、公的施設を活用した放課後児童クラブの整備を促進すること等により、クラブの環境改善や保護者負担の軽減に取り組めます。

母子健康包括支援センターの設置促進などライフステージに即した母子保健、子育て支援の施策を推進するとともに、ひとり親家庭の養育費の取得に資する取

組を強化するなど、引き続きひとり親家庭等の支援を推進します。

また、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、相談員を配置し、SNS等を活用した相談支援や、産婦人科への同行支援等に取り組んでまいります。

家庭内の問題として表面化しにくいヤングケアラーについては、実態把握と早期発見に努め、適切な支援につなげていけるよう市町村等との連携強化に取り組みます。

児童相談所の体制強化を図るとともに、虐待を受けた子供の相談が容易にできる環境を整備するなど、児童虐待の防止に取り組めます。

介護サービスの充実に向けて、地域包括ケアシステムを推進し、認知症対策や介護人材確保対策、特別養護老人ホーム等の整備支援などに取り組めます。

また、女性が社会のあらゆる分野でその持てる力を発揮できるよう、引き続き「ていする塾」を開講する等、ジェンダー平等や女性のキャリア形成の促進に向けて積極的に取り組んでまいります。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大の影響等により生活再建に向けた支援を必要とする方々や生活困窮者に対し、就労や家計等に対する包括的な支援に取り組めます。

「地域力の向上・くらしの向上」について申し上げます。

民生委員・児童委員の一斉改選に向け担い手の確保に取り組むとともに、適切な福祉サービスが利用できる体制の構築を推進します。

離島過疎地域を含む県全体でバランスの取れた人口の維持・増加を目指すため、移住相談会や体験ツアーの開催など、UJIターン促進・支援を行います。

「世界に誇る沖縄の自然環境を守る」について申し上げます。

環境分野においては、加速する国のカーボンニュートラルに向けた取組を踏まえ、本県の「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画」における温室効果ガス削減目標の引上げを行うとともに、県民一丸となった地球温暖化対策を実施してまいります。

加えて、「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた政策を積極的に推進します。

世界自然遺産登録地である「沖縄島北部及び西表島」の豊かな自然環境と生物多様性を保全し、持続可能な地域づくりを推進するとともに、国立自然史博物館の県内誘致に向けて、県民と一丸となった取組を強

化してまいります。

「沖縄県希少野生動植物保護条例」に基づく希少種保護を図るとともに、タイワンハブ等に対応する取組等、外来種対策を強化してまいります。

犬・猫殺処分ゼロから廃止に向け、譲渡拠点施設を本格運用します。

「沖縄県自然環境再生指針」を踏まえ、自然環境の保全・再生・適正利用を図るため、再生事業に関する市町村支援や全島緑化の取組を推進します。

森や水及び水源地域に対する理解の促進等を図るため、北部地域の水源の維持や環境保全、地域振興等を行い、やんばるの森・いのちの水を守る取組を推進します。

「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を改定し、総合的な赤土等流出防止対策を強化します。

海岸漂着物の回収・処理、マイクロプラスチックの調査等に取り組むとともに、使い捨てプラスチック使用の削減及びプラスチック資源の循環的利用の促進に取り組めます。

「沖縄県食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロスの削減に向けた各種施策を推進してまいります。

「歴史と誇りある伝統文化の継承と発展」について申し上げます。

沖縄文化の基層である「しまくとぅば」のアーカイブ化、沖縄の伝統的な食文化の普及及び文化の担い手育成等、文化の継承に向けた取組を推進するとともに、沖縄音楽コンサートの開催や県立博物館・美術館での各種特別展・企画展の開催に取り組めます。

空手の保存・継承・発展については、第2期沖縄空手振興ビジョンロードマップの策定に取り組むとともに、指導者・後継者の育成、空手専用ガイドの養成、沖縄空手会館を拠点とした「空手発祥の地・沖縄」の発信、第2回沖縄空手世界大会及び第1回沖縄空手少年少女世界大会の開催等に加え、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた取組を推進します。

「安心・安全で快適な社会づくり」について申し上げます。

公共交通については、新たに策定する「沖縄県総合交通体系基本計画」に基づき、地域の多様な輸送資源を活用する取組を進めるとともに、基幹バスシステムの導入や交通結節点の整備促進など、市町村や各関係者と協力してシームレスな交通体系の構築に取り組めます。

住環境の整備については、県営高原団地、赤道団地、平良北団地等の建て替えの推進、民間住宅の省エネ化やバリアフリー化を促進するとともに、高齢者等

の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援に取り組みます。また、県営住宅への入居手続において、これまで求めていた連帯保証人を令和4年度から廃止し、低額所得者などの入居希望者の負担軽減を図ります。

災害に備えた強くしなやかな県土づくりに向けては、無電柱化の推進、老朽化した道路施設及び海岸堤防等の予防的な補修・補強や計画的な更新、民間施設などの耐震化に向けた取組などを推進します。

治水・浸水、土砂災害、高潮などの対策や、森林の維持・造成による潮風害の防止、山地災害の予防・復旧を図ります。

水道施設の計画的な更新や耐震化を推進するとともに、持続可能な下水道施設構築に向けた広域化・共同化、施設の増強・更新・耐震化や市街地の浸水対策に取り組みます。

「ちゅうちなー安全なまちづくり条例」に基づき、体感治安を改善させる抑止対策、少年の非行防止・保護対策、適正飲酒の働きかけを継続するなど、「ちゅうさん運動」を一層深化させます。

犯罪被害者等の支援体制の強化を図るため、「沖縄県犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定に向けて取り組みます。

また、「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」に基づき、部局横断的に水難事故防止対策を推進するなど、安全・安心に暮らせる地域づくりに取り組みます。

交通事故のない沖縄県を目指して、交通ルールの遵守とマナーの向上、飲酒運転根絶に向けた取組を推進します。

また、サイバー空間における脅威や薬物犯罪、暴力団・準暴力団等による組織犯罪等に的確に対処するとともに、DVやストーカー、性犯罪等の被害未然防止対策を強化します。

消費者被害の未然防止と早期救済に向けた市町村相談体制の充実や消費者への啓発などに取り組みとともに、成年年齢引下げに対応した消費者教育に取り組みます。

「離島力の向上」について申し上げます。

離島診療所への医師派遣や専門医による巡回診療などによる医療提供体制の確保、離島患者の経済的負担の軽減などに取り組みとともに、離島の新型コロナウイルス感染症対策については、市町村及び関係機関と連携し、離島空港での検査体制の拡充、入院病床及び宿泊療養施設の確保などに取り組みます。

離島航路及び航空路の交通コストや生活コストの低

減、離島からの高校進学等に対する支援、港湾の機能向上などに取り組むとともに、本島周辺離島8村への水道水の安定供給と料金低減などを図るため、引き続き水道広域化に取り組みます。

加えて、DXの基盤となる5Gなど次世代の情報通信基盤の構築に向けて、先島・久米島地域の海底光ケーブル通信設備の機能強化や、南大東島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの敷設に取り組みます。

農林水産業については、生産性向上、担い手の育成・確保、製糖業の経営安定、地域の農林水産物の販路拡大、6次産業化などを推進し、域内循環の拡大に向け取り組んでまいります。

肉用牛生産の活性化に向けて、飼料生産基盤や畜舎等の整備を推進するとともに、かんがい施設等の農業生産基盤の整備に取り組みます。

下地島空港等の離島空港を活用した、航空・宇宙関連産業の展開を推進します。

離島における廃棄物の適正処理対策については、事業者及び関係機関と連携し、課題解決に向けて取り組みます。

離島・過疎地域におけるオンラインの活用も含めた交流促進や観光振興などにより、離島・島嶼地域の活性化を図るとともに、テレワーク活用を促進します。

離島における防災力の向上については、自然災害等の緊急時における人的な救援や避難の準備の観点から、島々の特性に応じ、港湾等の耐震化に向けた取組やヘリの離発着場所の確保、自主防災組織の整備、地区防災計画の策定、避難訓練の徹底など、島内での防災体制の整備等を促進します。

「教育振興」について申し上げます。

学校教育については、新たな時代をつくるために必要とされる資質・能力を育むため、授業改善や学校改善を推進するとともに、ICTを活用した教育環境の整備など学習活動の充実を図ります。

また、生徒指導の充実を図るため、引き続き正規教員率の改善に取り組むとともに、教職員が児童生徒と向き合うための時間を十分確保するため、働き方改革の取組を推進してまいります。

小学校から高等学校までの学びをつなぎ、自己実現と社会参画を図るキャリア教育の充実を努めるとともに、県立高等学校において「多様な学びの在り方研究モデル校」を指定し学習支援員を配置するなど、生徒個々の学びの状態に応じた教育の充実を図ります。

また、家庭・地域・関係機関等と連携して子供の人権を尊重した教育に取り組むため、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向け、昨年12月に策定した部活動

等の在り方に関する方針（改訂版）の周知徹底に努め、健全で充実した望ましい部活動指導の実現を図ります。

県立真和志高等学校の「ゆい教室」での取組の検証を行うなど、沖縄らしいインクルーシブ教育システムの構築に向け取り組んでまいります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用及び校内自立支援室の設置等により、いじめや不登校等の未然防止、早期対応に取り組むとともに、薬物乱用防止教育の強化に努めます。

海外研修への高校生派遣など、グローバル人材の育成に引き続き取り組みます。

特別支援学校については、那覇みらい支援学校の令和4年4月の開校に向けて取り組むとともに、中部地区においては、過密化解消に向け、新たな特別支援学校の設置に取り組みます。

特色ある教育を実践し、個性豊かな人材育成に貢献している私立学校を支援し、私学教育の充実、多様な人材の育成に取り組めます。

給付型奨学金の実施など、大学への進学を支援するとともに、大学や専門学校等に進学の意欲がある所得が低い世帯の学生に対し、国と連携し、支援に取り組んでまいります。

児童生徒が安心して教育を受けられるよう、就学援助制度の充実促進、就学支援金支給など、家庭の教育費負担の軽減に取り組めます。

また、家庭教育支援チームの設置促進、幅広い地域住民等の参画による学習支援や子供たちの放課後の安全・安心な居場所づくりに取り組めます。

多様なニーズに応える「知の拠点」施設として県立図書館の機能の充実、離島等の図書館未設置町村における移動図書館等の実施による読書環境の充実に取り組めます。

玉城青少年の家については、令和4年度の利用開始に向けて引き続き取り組みます。

次に、甲第1号議案から甲第37号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

令和4年度は、本土復帰から50年を迎える節目の年であり、SDGsを取り入れ、ウイズコロナの新しい生活様式からポストコロナのニューノーマルに適合する「安全・安心で幸福が実感できる島」を形成し、自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現を目標とする新たな振興計画がスタートする重要な年でもあります。

このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、県経済の回復に向けては、アフターコ

ロナに向けた将来を見通した、次の付加価値を生む事業再構築につながる取組として、デジタルトランスフォーメーション等の環境整備の促進を図り、将来を先取りした経済の礎を築く取組を推進するとともに、誰一人取り残さない優しい社会に向けた施策等を推進することが重要です。

このような認識の下、「令和4年度重点テーマ」を踏まえ、新たな振興計画等に掲げた取組を推進するとともに、変化する社会経済情勢や県民ニーズを捉え、的確に対応するとの基本的考え方により、令和4年度予算を編成しました。

その結果、令和4年度当初予算は、

一般会計において、8606億2000万円

特別会計において、2451億2777万2000円

企業会計において、1384億581万8000円

の規模となっております。

令和3年度補正予算につきましては、甲第25号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第21号）」において、新型コロナウイルス感染症対策及び国の補正予算関連事業等を実施するために、緊急に予算計上が必要な事業として、243億3378万9000円を計上しております。

また、甲第26号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第22号）」から甲第37号議案「令和3年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案につきましては、事業の執行状況に応じた所要の補正を行うこととしており、一般会計において510億8680万9000円を計上しているほか、10の特別会計及び流域下水道事業会計において所要の補正予算額を計上しております。

これらの補正予算につきましては先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げますが、そのうち甲第25号議案につきましては、早期執行の観点から、議会冒頭での先議案件として御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、乙第1号議案から乙第43号議案までの乙号議案につきましては、条例議案が「沖縄県首里城歴史文化継承基金条例」及び「沖縄県観光振興基金条例」など29件、議決議案が「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」など12件、同意議案として「副知事の選任について」など2件を提案しております。

このうち、乙第3号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」など6件につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、今回提案いたしました議案の説明といたします。

ジフィットウン ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。
どうぞよろしくお願いいたします。イッペーニフェーデービル。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、この際、意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長 島袋秀勝君登壇〕

○人事委員会委員長（島袋秀勝君） おはようございます。

人事委員会の委員長を務めております島袋秀勝でございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

まず初めに、乙第2号議案でございます。

乙第2号議案は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、昨年10月5日に当委員会が行った公務運営の課題に関する報告並びに国及び他の都道府県の状況を考慮し、不妊治療のための休暇の新設のほか、育児休業取得要件の緩和等を措置するなど、職員及び非常勤職員の妊娠・出産、育児等と仕事の両立支援を行うものであり、適当であると考えます。

次に、乙第3号議案でございます。

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、昨年10月5日に当委員会が行った職員の給与に関する報告及び勧告、情勢の変化、業務内容の特殊性等を勘案し、児童相談所に勤務する職員の社会福祉手当を増額するものであり、適当であると考えます。

次に、乙第4号議案でございます。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の

特例に関して支給要件を追加するものであり、適当であると考えます。

次に、乙第14号議案「公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例」のうち、沖縄県職員の給与に関する条例、沖縄県職員の育児休業等に関する条例、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例、沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、一般地方独立行政法人である公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴い、関係条例の規定を整理するものであり、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、乙第26号議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により教育委員会の意見を聞く必要がありますので、この際、意見を求めます。

教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） おはようございます。

ただいま議長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づき、教育委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定により、沖縄県教育委員会の権限に属する市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会規則で定めるこれらの手当の支給に関する事務を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができることになっております。

乙第26号議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、法律の規定の趣旨に沿って、これらの事務を市町村が処理することとするものであることから、適当であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育委員会教育長の意見の開陳は終わりました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、甲第25号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第21号）」は、特に早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、甲第25号議案については、これより直ちに質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

予算については、2月8日の議会運営委員会において19人から成る予算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、甲第25号議案については、19人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔予算特別委員名簿 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

日程第8 陳情第1号から第3号まで、第9号、第10号及び第17号の2の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情6件のうち、陳情第1号から第3号まで、第9号及び第10号については米軍基地関係特別委員会に、第17号の2については新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案研究のため、明2月16日から21日までの6日間休会といたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、明2月16日から21日までの6日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、2月22日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時23分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 比 嘉 瑞 己

会議録署名議員 大 浜 一 郎

令和4年2月22日

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第2号）

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

令和4年2月22日（火曜日）午前10時開議

議事日程第2号

令和4年2月22日（火曜日）

午前10時開議

第1 甲第25号議案（予算特別委員長報告）

第2 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 甲第25号議案

甲第25号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第21号）

日程第2 代表質問

出席議員（46名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	24番	仲村未央さん
1番	喜友名智子さん	25番	平良昭一君
2番	翁長雄治君	26番	玉城武光君
3番	島袋恵祐君	27番	比嘉瑞己君
5番	上里善清君	29番	山内末子さん
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	國仲昌二君	37番	崎山嗣幸君
13番	次呂久成崇君	38番	仲宗根悟君
14番	新垣光荣君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君

欠席議員（2名）

4番	玉城健一郎君	28番	照屋大河君
----	--------	-----	-------

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城	デニー	君	土木建築部長	島袋	善明	君
副知事	謝花	喜一郎	君	企業局長	棚原	憲実	君
副知事	照屋	義実	君	病院事業局長	我那覇	仁	君
政策調整監	島袋	芳敬	君	会計管理者	大城	博	君
知事公室長	金城	賢	君	知事公室秘書防災統括監	平敷	達也	君
総務部長	池田	竹州	君	総務部財政統括監	平田	正志	君
企画部長	宮城	力	君	教育長	金城	弘昌	君
環境部長	松田	了	君	警察本部長	日下	真一	君
子ども生活福祉部長	名渡山	晶子	さん	労働委員会事務局長	山城	貴子	さん
保健医療部長	大城	玲子	さん	人事委員会事務局長	大城	直人	君
農林水産部長	崎原	盛光	君	代表監査委員	安慶名	均	君
商工労働部長	嘉数	登	君	選挙管理委員会委員長	当山	尚幸	君
文化観光スポーツ部長	宮城	嗣吉	君				

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念	弘光	君	主幹	宮城	亮	君
次長	上原	貴志	君	主査	親富祖	満	君
議事課長	佐久田	隆	君	政務調査課副参事	中村	守	君
課長補佐	城間	旬	君	主幹	嘉陽	孝	君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

2月15日の会議において設置されました予算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に山内末子さん、副委員長に新垣新君を互選したとの報告がありました。

次に、説明員として出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君及び労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、24日、25日及び28日から3月3日までの会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長大城直人君及び労働委員会事務局長山城貴子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 甲第25号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔予算特別委員長 山内末子さん登壇〕

○予算特別委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました甲第25号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第25号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第21号）」は、新型コロナウイルス感染症対策及び国の補正予算関連事業等を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について補正予算を計上するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ243億3378万9000円で、補正後の改予算額は、1兆683億9553万円である。

歳入の内訳は、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金及び県債である。

歳出の内訳は、個人向け緊急小口資金等の特例貸付け、宮古島市山底地区ほか7地区の区画整理、漁業における軽石被害からの操業再開に向けた燃料費の支援などに要する経費であるとの説明がありました。

本案に関し、生活福祉資金貸付事業で幾ら借入れてきめるのか、また、借入れ後も生活に困窮している世帯

に対する対応はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、貸付額は緊急小口資金で最大20万円、総合支援資金で初回が最大20万円の3か月分、延長及び再貸付けも20万円の3か月分となっており、トータルで200万円である。また、貸付終了後、なお生活に困窮している世帯に対しては、その他の取組として新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に取り組むほか、市町村社協等とも連携し、生活困窮者自立支援機関において生活状況や本人の希望を確認しながら、必要に応じてハローワークや福祉事務所につなぐことで支援が途切れないようにしていきたいとの答弁がありました。

次に、2月20日でもまん延防止等重点措置が解除される見込みと言われているが、延長を要請しない理由は何か、また、今後の感染者数は減少していくと見込んでいるのかとの質疑がありました。

これに対し、2月15日時点における病床使用率が48%であること、重症者用病床使用率が25.7%となっており、国の措置解除の考え方で両方とも50%を下回るということが示されていることから、その目安を満たしていることが主な理由である。また、感染者数については先週まで順調に減少していたが、今週に入って若干下げ止まっている状況にある。ただ、このまま、まん延防止等重点措置を継続した場合に、その効果について疑問が出てくるという専門家会議の意見もあり、めり張りをつけた対策を講ずるために今解除の検討を総合的に行っているとの答弁がありました。

次に、沖縄の海岸、港湾等に軽石が漂着して約4か月たつが、その間どれくらい回収できたのか、また、今後の見通しはどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、2月4日時点で、県の漁港、港湾及び海岸において合計で2万9209立方メートル回収している。また、今後の見通しとしては、なかなか先を見通せない状況ではあるが、報道等によると新たな軽石の発生はないとのことであり、今沖縄に漂着している軽石は、周辺で漂っているものが漂着したり離れたりにしている状況であるとの答弁がありました。

そのほか、補正予算編成に当たっての国との交渉状況、国土強靱化計画に係る予算枠の設定の有無、名護市内の2級河川の数と整備事業の進捗率、沖縄県におけるワクチン接種率及び全国との対比、感染症検査体制確保事業の内容、急傾斜地崩壊対策事業の整備箇所数、学校PCR検査の対象者が狭まった理由、G I G

Aスクール構想における教員の研修体制の状況、無料PCR検査の実績、新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業の補正と繰越明許費との関係性などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第25号議案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第25号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第25号議案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

この際、念のため申し上げます。

本日、24日、25日及び28日から3月3日までの7日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うこといたします。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

呉屋 宏君。

〔呉屋 宏君登壇〕

○呉屋 宏君 おはようございます。

記者の皆さん、人生初の自民党からの代表質問、初めてでございます。よろしく願いいたします。

それでは、早速入りたいと思いますが、現在3期目で初めて代表質問を自民党からやることになっていすけれども、これも前までは3人でも代表質問ができませんでした。初めての経験でございますのでよろし

くお願いいたします。

それでは、先週から今週にかけてテレビで国会の予算委員会を見ていました。総理が与野党の議員の質問に逃げずに答弁をしていました。あれが政治家と政治家が議論をしている状況であるんだなという感想を持っています。この県議会であのような場面を見ることはなかなかありません。今回はこの場で政治家同士で議論ができることを楽しみにして、以下質問に入らせていただきます。

知事の政治姿勢について。

1月23日に行われた、名護市長選挙、南城市長選挙、そして八重瀬町長選挙についてどのような所見を知事はお持ちですか。

名護市長選挙終了後に県政与党県議の発言で、沖縄県民・名護市民はお金に屈したと発言がありました。この発言は、玉城知事の与党でもありますが、知事も同意見であると考えてもよいかお伺いをいたします。

同じように、玉城県政を支える立憲民主党前沖縄県代表から、沖縄は独立したほうがすっきりするという発言もありました。この方は、玉城知事の前職の衆議院沖縄県第3区の後継者でもあります。知事の基本的な考え方にこのような考えがあるのか、確認させていただきます。

岸田文雄内閣総理大臣が10月4日に就任、4か月が経過しました。この間の岸田総理に対して、どのような感想をお持ちであるか伺います。

私は26歳で政治に関わってきましたが、もう37年がたちました。これまで過去の知事の県政運営には、個性というものを感じてきました。つまり当時の西銘、大田、稲嶺、仲井眞、翁長と、先人の知事には個性や考え方を前面に出された運営でありました。しかし、今の玉城県政に対して個性ややりたいことが見えません。米軍基地問題、これについては翁長知事が主張してきたことを引き継いだけであります。コロナ対策については、政府の施策を取り入れ運営するだけで、鉄軌道やMICEなどは進まないどころか規模縮小の現状です。

そこで伺います。

政治と行政について、知事の認識を伺いますが、知事という要職は常に県政運営で中心に立ち、知事のカラーを前面に出して先頭に立って運営を行わなければならないと考えています。これがあるべき姿と考えていますが、玉城知事はどのような認識をお持ちですか。

公約について伺います。

291項目の公約を見ていると、オスプレイ配備に

断固反対しますとか、一日も早い米軍普天間基地の運用停止を日米両政府に求めますとか、求めれば公約は完結したとして捉えていいのでしょうか。このような公約の在り方でいいのか疑問を感じていますが、そこで質問いたします。

知事に伺いますが、政治に身を置く者にとって、公約は当選後真摯に向き合わなければなりません。知事が3年半前に県民と約束した、いわゆる公約は全部で291ありますが、実現したのは幾つあるのか、現状を説明してください。

これまで当初予算で8600億を超えるような異例中の異例であると思いますが、私にはこの予算がどうも信じられません。

そこで質問します。

次年度、令和4年度県予算は、8600億円と新聞報道されました。ここまで大幅に増えたのはなぜなのかを御説明ください。

この2月議会冒頭の知事提案理由説明において、第7回世界のウチナーンチュ大会を開催するとありました。復帰50年として理解はできるものの、今の沖縄の状況、日本や世界の状況を考えたときに開催すべきなのか、なぜ開催することになったかをお伺いしたいと思います。

議会冒頭の知事の提案説明、要旨について伺いますが、35ページにわたるこれだけの提案に対して、これは令和4年度提案説明書だと思いますが、率直に選挙を見越してのようにはしか思えません。

質問いたします。

同じく提案説明を見ると、取りあえず書き込んだという印象でしかありません。一体どこに力点を置き、目玉は何なのかを感じるできません。何が目玉なのか。提案説明ですから知事からの説明を求めます。

病院事業局長人事について伺います。

去る2月15日の新聞で、病院事業局長の再任については、公務員医師会と県立6病院長が再考を求める要望書を県に提出したとありました。なぜこのようなことになったのか、知事の説明をお伺いします。

このことについて、前項の質問も同様に提案説明とは何か、人事とは何か。私は一定のルールがあると思うんです。あまりに乱暴な行政運営に思えてなりません。組織が混乱しているのではないかと心配です。あります。

次の質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策について。

この2年間、保健医療部は大変な仕事だったと思います。私は知事の見通しが少し甘かったのではないかと

と思っています。令和3年度補正予算だけでも今年の第22次補正までで3282億5000万の補正をしております。これはもう、1つの部でやっている予算以上になっていると思います。これは新たにコロナ対策専門部をつくるべきではなかったかと考えています。このような見通しの甘さがほかの事業に影響していると考えていますが、以下の質問をいたします。

(1)、新型コロナウイルスが沖縄に蔓延して2年が経過していますが、この間、県としてどのような感想を持っていますか。

(2)番、今度のオミクロン株は感染力が強く、12月30日の50名から1月13日、つまり2週間後には1日1800名という状況であります。そのとき中部地域では、PCR検査が3日待ちという状況にありました。現在の検査体制は1日2万人以上と言われていますが、この状況を説明してください。

私はコロナ禍の中で、皆さんと随分この議場で議論をしてまいりましたが、コロナ対策はとても単純なことだと今でも考えています。しかし、単純の中にも一つ一つが非常にハードルの高い単純さであります。徹底した検査をしなければいけない。確実に囲い込みをしなければいけない。そしてその補償を徹底的にやらなければいけない。この3つしか行うことはできないと思っています。他都道府県を見ると、東京、大阪など感染者が多いところなどは必死になって独自の対策を行っています。私は今も沖縄県は政府からの指示を遂行しただけに過ぎないと考えています。

以下、質問いたします。

全国的にコロナウイルスがこの2年間蔓延してきましたが、全国47都道府県全て同じ対策では封じることができないと考えているが、離島県沖縄が他県と違う対策を行っているものがあれば説明してください。

私たちは今度、第6波でまん延防止対策による規制をかけたことは当然だと思っています。まん延防止が解除になる基準が分かりません。これは1日の感染者が200名を切ったら解除するというようなことを耳にした覚えがありますが、基準が分かりません。

質問いたします。

まん延防止対策が今月20日で終わるとのことです。新規感染者の数字の指針について説明してください。

今現在、沖縄のコロナ対策はまん延防止解除ということで東京をはじめとして全国は沖縄の状況を注視しています。つまり1日の感染者が600名前前後という数値で解除したことに、今後の対策を全国が注目しているんです。

以下、質問します。

せんだって、コロナ対策専門家会議の藤田次郎先生から、私見だとは思いますが、オミクロン株の実態が発表されました。これに対して沖縄県の指針を変更する予定があるか伺います。

(6)、これまで感染対策で、飲食を共にすることで感染拡大が多く、飲食店を休業し協力金を支給してきたのでありますが、その次に拡大させたのが家庭内感染だと言われています。特に今度のオミクロン株については、その感染が増加の原因と考えられています。その対策が十分ではなかったと考えていますが、家庭内感染対策はこれ以上できないのかお伺いをいたします。

(7)、新型コロナウイルスと経済対策について。

新型コロナと経済補償には、私たちも頭を痛めるところがたくさんありました。経済活動をしているほとんどの皆さんが影響を受けたことは確かであります。その中で、飲食業界から納得いかないという不満もたくさんありました。店舗の職員数で協力金を決めるべきだというのが大半の意見でありました。1人で経営している店舗の協力金が昨年度1000万円を超えたことや、職員の数が多いところは職員に対して休業補償を行うことで赤字になり、借金で埋めているという現状があります。協力金の配分方法は考えるべきではありませんか。

以下、質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症で最も打撃が大きいと言われる飲食業への協力金事業で十分な対策ができたと考えているのかお聞きをします。

私たちは協力金の在り方が完全な形でできるとは思っていません。それにしても緊急事態宣言やまん延防止などの協力を飲食業界に呼びかけるにしても、どうも上から目線として感じている業界の皆さんが少なくありません。紙の申請からネットの申請に変わったことで、苦情が舞い込む状況であります。真面目にやっているのに認められていない店舗も少なくありません。

それでは、質問をいたします。

協力金事業の在り方に不満を訴える事業者が多く、その対策のありように問題があったのではないかと考えています。協力金から漏れた店やいまだに入金されていない店がある。何よりも事業者からは、意見を聞く体制ができていないとの不満が多かったとのこと。なぜなのか、改良はできないのかお伺いをいたします。

コロナ感染拡大防止を行いながらの経済対策はどこ

かで限界を迎えることになると思います。飲食業界をその対象にするということは、現実的な対策なんだろうかと疑問に感じます。飲食業界に関連するところ、つまり飲食業に商品を納入する業種までが飲食業界ではないのか、質問に移ります。

ウ、沖縄県は、中小零細企業が多く、新型コロナウイルス感染症により生活自体が困難を極める県民が多いがその対策はどのような状況か。

エ、県内のコロナ禍の中で、ブライダル業界は深刻な状況に陥っています。ブライダル業界の深刻さは、その業界だけにとどまらず、県が課題とする離婚率にも関わってくると考えています。他県のブライダル業界では深刻な問題だと考え、補助している県もあります。その支援をするつもりはあるかどうかお伺いをいたします。

沖縄県は観光業が主力産業だと思っています。しかし、その産業を支えてきたのがホテル業であり、バスやタクシーです。そして県民が働いている中心です。その中で一番深刻な状況を迎えているタクシー業界は、企業自体が余力がある業界ではありません。

質問いたします。

自民党会派は、先日沖縄県タクシー協会の切実な陳情を受けました。これまで既に11社が撤退し、さらに今後も撤退していくタクシー会社が出るかもしれません。知事はこの県民の経済状況を見てどのような感想をお持ちなのかお伺いをいたします。

先ほど言いましたが、沖縄県は中小企業でもなく零細企業の集合体であるがゆえに、今度のような感染症が蔓延してしまうと一気に経済活動が崩壊します。県内に絶対になくしてはならないにもかかわらず、その影響を受けてしまった業種も様々あります。

この件で経済界の陳情がありました。教育行政にも関係する切実な問題です。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などで休校を余儀なくされ、学校給食がなくなり牛乳が売れ残った状況にあります。酪農関係は脆弱な産業でありながら、なくてはならない産業でもあります。知事の所見をお伺いします。

自衛隊基地と米軍基地問題について。

私は、宜野湾市に生まれ、ほとんどの時間を宜野湾市で生活してきました。当然政治活動用の事務所も普天間基地のすぐ側に構えています。私は前に行った県民投票について疑問を持っている一人です。県内に新基地ができることに賛成をする県民がいるとは思っていません。しかし、現実から目を背けて理想を願ってもかなえられることとかなえられないことがあると思います。あの県民投票がイエスカノーではなく、辺野

古か宜野湾かの選択であったら一体どうなっていたのだろうか考える宜野湾市民は少なくないと思っています。

そこで質問いたします。

平成8年4月12日に米軍普天間飛行場の移設が発表されて26年がたつこととなります。この時間の経過について知事の所見をお伺いいたします。

(2)、日本の中の沖縄県知事として、玉城知事の国防についての自身の考え方をお伺いいたします。

(3)、玉城知事に伺います。沖縄県に尖閣諸島があります。石垣市長は自身を取り得る施策を精一杯頑張っていますが、玉城知事は尖閣諸島に対してどのような対処をしようと考えているのか伺います。

(4)、宜野湾市をはじめとして近隣市町村は、米軍普天間飛行場は危険な基地だと考えていますが、知事の認識をお伺いいたします。

(5)、あまり報道されていませんが、2006年5月の2プラス2で現在のV字案が承認されました。普天間飛行場の機能でKC130空中給油機は岩国基地への移駐になりました。緊急時における航空機受入れ機能は九州2県に移転をされました。辺野古移設についてはこの状況が先行してきましたが、知事はこの先行している状況をどのように考えていますか。

米軍基地について、これまで幾つかの返還が行われてきました。キャンプ瑞慶覧西普天間地区の返還もその一つです。現在、琉球大学病院が建設を行っていますが、この返還に地主会の代表として返還跡地の委員長として関わってまいりました。私たち県民の土地は、戦後米軍に強制接収された歴史があります。その土地を返還してもらうときに県民が理想とするまちづくりを行いながら、沖縄経済や福祉、教育に活用していかなければならないと思っています。そして、これまで我慢してきた地主が不利益を被るような返還になってはいけません。

そこで伺います。

米軍基地返還に伴う跡地対策について。

ア、キャンプ瑞慶覧西普天間地区の返還の際、琉大附属病院と普天間高校の移設まで計画にありました。なぜこの移設作業が頓挫したのか、その理由を説明してください。

イ、キャンプ瑞慶覧西普天間地区は、今後の跡地利用のモデル地域として進めてきたと認識しています。どこに変化があったのか説明いただきたいと思いません。

返還の中心にいた経験で、西普天間は約50ヘクタールですが、米軍普天間飛行場は480ヘクタールあ

ります。約9.6倍の面積です。50ヘクタールで長期間かかっている今の現状、宜野湾市の4分の1に当たる普天間飛行場の跡地利用となると簡単ではありません。周辺市町村との話し合いや県内経済界とも十分に話し合っていかなければならないと考えています。知事が反対しても普天間移設工事は着実に進んでいます。この跡地利用を話し合うテーブルを持たなければいけないと考えていますが、そこで伺います。

米軍普天間飛行場はキャンプ瑞慶覧西普天間地区の返還地の10倍近くの広さがあります。現在、移設に向けた作業は進んでいると認識しているが、この跡地利用について地元宜野湾市長と話し合ったことがあるか伺いをいたします。

4番、沖縄振興策の推進について。

沖縄県は第5次の振興計画終了で50年を迎えることとなります。目標としてきたことに対して、どのような評価をしているか伺います。

(2)番、第5次振計で示された基本的な課題が解決されなければ、本当の意味での自立型経済は達成できないと考えていますが、知事はどのような所見をお持ちですか。

(3)番、新たな振興計画には、SDGsが随所に出てきます。もちろんそれは環境だけの問題ではないと考えるが、しかし環境に関わるが多く、来年度事業からは環境予算はかなり増えていると予想されますが、率にして何%増えているのでしょうか。

(4)番、令和4年4月から新たな振興計画に突入する沖縄は、県土の思い切った再編にかじを切るべきだと思っていますが、県が策定した那覇広域都市計画区域における今後の区域区分の在り方や市町村の土地利用と実現方策の考え方は、振興計画を縛りつけているように思っています。思い切った見直しは考えているのか伺いをいたします。

(5)番、これまでの沖縄振興計画は、沖縄県が主体になり市町村の意見を聞いて反映させるだけで、将来の在り方が共有できているようには思えません。特に第6章は寄り添って達成への道を歩まなければならないが、知事はこのことをどういうふうと考えていますか。

知事に伺います。

新たな振興計画には、第5章で「克服すべき沖縄の固有課題」の解決の方向に「普天間飛行場については一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還の実現」とあるが、それは願えばかなうことなのか伺いをいたします。

(7)番、新たな振興計画の目玉は、国立自然史博物

館の設置だと考えていますが、新年度の予算とロードマップをお伺いいたします。

5番、離島・過疎地域の課題解決の推進について。

離島・過疎対策については、感想を述べさせてもらうと、これまで振興計画やたくさんの離島・過疎対策の要領などが出されてきました。紙にはいろいろなことが書かれているにもかかわらず、県知事をはじめ県職員、誰も真剣に寄り添っているとは思えません。振興計画も離島・過疎対策などが書かれていますが、書いただけで部長席に座っている皆さんがこれに寄り添っているとは思えないのであります。皆さんのように職員の陣容、能力、予算を持ってして、それでも解決できないということは、次の振興策に書き入れても前に進まないということではないのでしょうか。現場視察で出向いてもたった一日だけで、そこに暮らす人たちの状況が分かるのでしょうか。

以下、質問いたします。

(1)、玉城県政が考える離島・過疎地域の大変さや苦しさはどこにあると考えているか、また過疎地域の人口減少の要因はどこにあると考えているか伺いをいたします。

先ほど言いましたが、離島・過疎地域の高校にどのように寄り添ってきたのか伺いをしますが、この議会で生中継をしている状況です。離島・過疎地域の皆さんに直接説明していただきますようお願いをして、では質問をします。

北部過疎地域や離島にある高等学校は、その市町村の人口増減に大きく関わってきます。高校が市町村からなくなることは、大きく人口を減らすことになるが、県教育委員会はこれに対してどのような対策を進めているのか伺います。

(3)、北部地域の高等学校の志願者が激減しているように思えます。知事の認識をお伺いいたします。

久米島高校・宜野座高校・北山高校・本部高校などの高校に対して県はどのように定員割れを防ぐ対策を行っているか伺います。

高等学校の合同寄宿舎について伺います。

全ての寮が統一されていないのはなぜですか。伺いをいたします。

(6)番、去る2月6日の琉球新報1面に渡名喜村の介護の実態が掲載されていましたが、これは渡名喜村だけの問題ではなく、小規模離島の実態だと思うが、このことの解決策をお伺いします。

(7)番、北部市町村会から、停電対策について昨年9月に要請書が届いていると思いますが、このことについて知事はどう考えているか伺います。

(8)番、久米島町に自動車学校があります。現在、町や町民から大型免許が取れなくて困っているとのことがありました。なぜ免許取得ができないのか。過疎対策として県は対策することはできないのか伺います。

(9)番、伊平屋空港の早期建設と伊平屋・伊是名架橋整備について、取組と現状について伺います。

6番、地域福祉・医療の充実強化についてお伺いします。

北部基幹病院整備事業について。

ア、2月2日に本年度2回目の整備協議会が開催され、整備費用として279億5000万円を見込むという報道がありました。その内容は国の補助メニューの活用と補助率のかさ上げなど、新たな制度などを求めるということになっているようだが、国との話し合いはどのような状況かお伺いします。

イ、公立北部病院の大きな役割として、救急救命は大切な役割の一つと考えているが、離島を抱え本島東海岸沿いの過疎地域とのアクセスは、防災ヘリとドクターヘリとのアクセスは重要なことと考えていますが、防災関係の情報交換等は十分にできていますか、伺います。

ウ、北部基幹病院完成後は、その機能が強化されていると考えています。県立病院の役割の分担に変動は生じるのかお伺いします。

エ、北部地域は人工透析を行うにも、近くに病院がない状況であります。名護市に集中している透析専用の病院を近隣市町村に整備することは喫緊の課題であります。また恩納村を中心としたリゾートホテルが多く、透析を必要としている観光客も断っている状況と聞きますが、解消策を考えているのか伺います。

オ、現在、がんの早期発見のための研究は随分進んでいます。その研究はもはや、がんが発生してからの発見ではなく、がんがどこに発生するかの可能性の研究や唾液だけで5つのがんを発見することもできるようになりました。そのような検診を導入するつもりはないかお伺いをいたします。

カ、沖縄県には先進的ながん治療を行う施設の計画はないか。前に琉球大学附属病院の改築に伴い重粒子線治療を行える施設が検討されていましたが、北部基幹病院への併設を検討しているのかお伺いをいたします。

(2)、平成28年、議員提案で手話言語条例が制定されました。当時たくさんの障害者からの要望が届きましたが、全てに対応できず手始めに手話言語条例から進めていくとしましたが、その後障害者のための新た

な条例や施策があれば説明してください。

(3)、2021年末に政府は孤独・孤立対策に関する重点計画を決定しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり全国的に孤独・孤立の状況悪化にも拍車がかかっていると聞きます。家庭内での虐待の増にもつながるなど悪影響も多いと言われていますが、県内で孤独・孤立支援の対象となっている状況とその対象人数についてお伺いいたします。

(4)番、犬や猫などの動物の多頭飼育崩壊が県内でも多発していると聞いています。その現状と対策について及び玉城知事の公約について、殺処分廃止の状況をお伺いいたします。

答弁を聞いて再質問させていただきたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

それでは呉屋宏議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、各首長選挙の結果についてお答えいたします。

各首長選挙につきましては、それぞれの候補者が、地域が抱える課題等の実情を踏まえ、自らの公約を掲げ選挙に臨まれたものであり、このことを踏まえ有権者が判断されたものと認識をしております。

次に、知事の政治姿勢についての1の(2)、県政与党県議の発言について同意見であると考えてよいかという質問に対してお答えいたします。

御指摘のような発言につきましては、当該の県議会議員は御自身で否定されているものというように承知をしております。

それから1の(3)、前衆議院議員の発言についてお答えいたします。

御指摘のような発言につきましては、当該前議員が、友人との会話のやり取りを御自身のSNSで発信されたものと承知しておりますが、なお、その発言の趣旨については、私は存じ上げておりません。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) おはようございます。

それではお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての(4)、岸田総理に対する感想についてお答えをいたします。

岸田総理大臣におかれましては、新型コロナウイルス感染防止対策や、国民の生活、経済を立て直すための経済対策のほか、様々な課題の解決に取り組まれているものと認識しております。

県としては、沖縄県民の声に真摯に耳を傾けていただき、子供の貧困問題や辺野古の新基地建設問題など、沖縄県が抱える様々な課題の解決に取り組んでいただきたいと考えております。

同じく1の(5)、知事の県政運営についてお答えをいたします。

知事は、経済と平和を両立させ、誰一人取り残さない社会、そして自立、共生、多様性の理念の下、県民の笑顔があふれる沖縄の実現を目指しております。その理念の下、県民の生活を守るための新型コロナウイルス感染症対策や県経済の回復、SDGsの推進や子供の貧困、基地負担の軽減など沖縄が抱える様々な課題の解決に向け、全力で取り組まれているところであります。

3、自衛隊基地と米軍基地問題についての(1)、普天間飛行場返還合意から26年がたつことについてお答えをいたします。

普天間飛行場の返還合意から26年が経過しようとする現在においても、同飛行場の返還が実現していないことは誠に残念であります。返還が実現していないのは、県民の理解が得られないまま日米両政府において議論が進められてきたこと、辺野古が唯一の解決策であるとの固定観念にとらわれていることに原因があると考えております。普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、日米両政府に対し、辺野古移設に関わりなく、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還を実現するよう求めてまいります。

同じく3の(2)、国防に関する知事の考え方についてお答えをいたします。

日本を取り巻く安全保障環境については、中国の軍事力の強化、東シナ海・南シナ海における現状変更の試み、台湾をめぐる問題、朝鮮半島をめぐる問題などが存在しており、より厳しさを増していると感じております。

県としては、沖縄県を含む我が国が独立国として、国民が安心して生活し、国が発展と繁栄を続けていく上で平和と安全は不可欠であることから、専守防衛のための最低限度の自衛力は必要であると考えております。

同じく3の(3)、尖閣諸島に対する県の対応についてお答えをいたします。

尖閣諸島をめぐる問題については、国において、同諸島周辺海域における安全確保を図るとともに、平成26年に日中間で確認された日中関係改善に向けた話合いの合意事項に基づき、冷静かつ平和的な外交による日中関係の改善に取り組んでいただく必要があると考えています。このため、県としては、同諸島周辺海域の状況について情報収集に努めるとともに、令和3年5月に内閣総理大臣ほか関係大臣に、また、10月、11月には、それぞれ来県した西銘沖縄及び北方対策担当大臣、松野官房長官に、さらなる海上保安体制の強化と中国との対話の継続等を要望したところであります。

同じく3の(4)、普天間飛行場の危険性の認識についてお答えいたします。

普天間飛行場は市街地の中心部にあって、離着陸や上空を旋回する航空機の騒音、航空機事故など、住民生活に深刻な影響を与え続けております。昨年11月にも、宜野湾市の住宅街に同飛行場所属のオスプレイから金属製の水筒が落下する事故が発生しており、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題であります。このことから、県では、普天間飛行場負担軽減推進会議や軍転協において、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や同飛行場所属機の長期ローテーション配備など、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を図るための具体的な取組を求めているところであります。

同じく3の(5)、普天間飛行場の機能の移転についてお答えいたします。

普天間飛行場の3つの機能のうち、空中給油機の運用機能及び緊急時における航空機の入入れ機能については、日米合意に基づき、県外の施設への移転を進めているものと理解しております。一方、オスプレイ等の運用機能については、辺野古に移されることとされておりますが、辺野古新基地建設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされ、さらに、今般の変更承認申請が公有水面埋立法に照らした厳正な審査の結果、不承認とされたものであり埋立工事全体を完成させることがより困難な状況となりました。このことから、県としては、辺野古移設では、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えております。

4、沖縄振興の推進についての(6)、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還についてお答えいたします。

普天間飛行場の一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であり、県は、普天間飛行場負担軽減推進会議や軍

転協において、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や同飛行場所属機の長期ローテーション配備など、具体的な取組を提案しているところです。また、日米両政府に対し、あらゆる機会を捉えて、普天間飛行場の早期閉鎖・返還を求めているところです。日米両政府においては、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれることなく、同飛行場の一日も早い危険性の除去、早期閉鎖・返還に取り組んでいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(6)、知事公約の現状についてお答えいたします。

沖縄県では、知事公約に掲げられた291の施策全てに着手し、取組を進めております。これらの中には、例えば、琉球歴史文化の日の制定、少人数学級の中学3年生までの拡大、こども医療費助成に係る対象の拡大、沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）など、既に実現し、引き続き公約の趣旨・目的のため取り組んでいるものも含まれております。

沖縄県としましては、知事公約の全てにおいて着手し、取組を進めているところです。

同じく1の(9)、知事提案説明要旨についてお答えいたします。

知事提案説明要旨は、向こう1年の知事の所信、県政運営の方針などを表明するものです。新たな沖縄振興計画がスタートする令和4年度は、SDGsを取り入れ、社会・経済・環境の3つの枠組みに対応する形で、「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成、「強くしなやかな自立型経済」の構築、「持続可能な海洋島しょ圏」の形成の3つの基軸的な基本方向に基づき、諸施策を展開していくこととしております。また、復帰50年の節目の年である本年は、復帰措置に関する建議書において、当時の琉球政府が将来を担う子や孫たちのために描いた新生沖縄像と現状とを比較し、建議や宣言の在り方について検討していくこととしております。あわせて、復帰50周年記念事業として、沖縄のこれまでの発展の歩みや将来の可能性を国内外に発信する様々な事業を実施することとしております。新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大防止と県民生活の安定並びに経済の回復に向けた取組を推進するとともに、軽石問題と併せて地震や津波、大型台風等の災害等への対応として防災及び危機管理体制の強化等に取り組んでいくこととし

ております。基地問題については、沖縄の過重な基地負担を軽減するため、日米両政府に対し在沖米軍基地の整理縮小等を求めていくこととしております。これらに加えて、全ての産業におけるDXの取組の加速化による県内産業の稼ぐ力の強化等、県政全般に係る各種施策を推進していくこととしております。

次に2、新型コロナウイルスの感染症対策についての(7)のオ、タクシー事業者の状況についてお答えいたします。

タクシーをはじめとする公共交通は県民や観光客の移動手段として重要な役割を担っており、それを確保・維持することが重要であると考えております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、県内タクシー事業者の経営状況は依然として厳しい状況にあるものと認識しております。そのため県は、県内タクシー事業者に対し、運行継続支援等として令和2年度以降の3度の補正予算において、総額約6億7000万円の支援金を支給しております。

県としましては、今後の経済の回復に向けて、公共交通の運行継続が図られるよう取り組んでまいります。

3、自衛隊基地と米軍基地問題についての(6)のア、普天間高校の移設についてお答えいたします。

県では、地元からの要望等を踏まえ、平成29年5月より、普天間高校の移設について検討を行い、同年8月末から、高校の用地取得を開始いたしました。しかしながら、地権者の多くが、高校の移設自体には賛成されているものの、同跡地内での土地の自己活用を希望しており、移設に必要な高校用地の確保は極めて厳しいことが確認されたことから、西普天間住宅地区跡地全体の円滑な利用促進を勧奨し、普天間高校の同跡地への移設を見直しております。

同じく3の(6)のイ、跡地利用の先行モデルとしての取組についてお答えいたします。

県では、跡地利用の先行モデルとして、沖縄健康医療拠点の形成を目指し、国、県、宜野湾市、琉球大学、地主会等で構成する協議会や関係者会議等で、高度医療・研究機能の拡充、地域医療水準の向上、国際研究交流、医療人材育成等の協議を連携して行っていました。また、宜野湾市施行の土地区画整理事業や琉球大学医学部及び同大学病院の移設も進められているところであり、県としても、引き続き連携して跡地利用を推進してまいります。

同じく3の(6)のウ、普天間飛行場の跡地利用についてお答えいたします。

普天間飛行場は、約480ヘクタールの広大な面積を

有し、人口の集中する中南部の中央に位置するとともに、主要な交通ネットワークの構築等、沖縄の振興に大きな影響があるため、県は宜野湾市と共同で跡地利用の検討に取り組んでおります。現在、市との緊密な連携の下、有識者を含めた検討委員会において、跡地利用計画策定に向けた中間取りまとめの更新に取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き市と緊密な連携を図り、県全体の発展に資する跡地利用につなげてまいります。

次に4、沖縄振興策の推進についての(1)、5次にわたる振興計画の評価についてお答えいたします。

これまでの5次にわたる沖縄振興計画等により、空港、港湾、道路等の社会資本の整備が図られるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大前の令和元年には、入域観光客数1016万人、情報通信関連企業は累計で490社が新たに立地し、就業者数は72万6000人、完全失業率は2.7%、有効求人倍率は1.19倍と着実に成果を上げてまいりました。その一方で、1人当たり県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあります。加えて、離島の条件不利性、米軍基地問題など本県が抱える特殊事情から派生する固有課題や子供の貧困の問題、雇用の質の改善などの課題も残されております。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による深刻な影響からの回復に向けて、ウイズコロナの新しい生活様式からポストコロナのニューノーマルに適合する必要があります。新たな振興計画(案)においては、これらの課題解決に向けて取り組むことにより、安全・安心で幸福が実感できる島の形成を目指してまいります。

同じく4の(2)、自立型経済の構築についてお答えいたします。

令和2年3月に県が取りまとめた沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検報告書においては、社会基盤の整備など多くの成果があった一方で、1人当たり県民所得の低さや非正規雇用者割合の高さなど、自立型経済の構築は、なお道半ばにある現状が明らかとなりました。新たな振興計画(案)においては、SDGsを取り入れ、社会・経済・環境の3つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとともに、ウイズコロナの新しい生活様式からポストコロナのニューノーマルに適合する安全・安心で幸福が実感できる島を形成することとしております。自立型経済の構築に向けては、県民所得の着実な向上につながる企業の稼ぐ力の強化、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成、デジタル社会を支える情

報通信関連産業の高度化・高付加価値化、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成、正規雇用の促進や非正規雇用労働者の待遇改善など多様な働き方の促進と働きやすい環境づくり等を推進していくこととしております。

同じく4の(5)、新たな振興計画の市町村との共有についてお答えいたします。

新たな振興計画の策定に当たっては、新たな振興計画(骨子案)の段階から、市町村長等の御意見を伺いながら、沖縄県振興審議会の審議・答申を経て、取りまとめたところであり、その中で、新たな振興計画(案)の第6章においても、市町村の御意見を踏まえ、県土のグランドデザインと圏域別展開として示したところであり、県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくりに取り組むこととしております。

次に5、離島・過疎地域の課題解決の推進についての(1)、離島・過疎地域の課題と人口減少の要因についてお答えいたします。

本県の小規模離島や本島北部の山間地域では、地理的な条件不利性等に起因する産業や社会活動の停滞、若年層の進学や就職に伴う地域外への流出など、多くの課題を抱えております。県においては、定住条件の整備と産業振興等を基本方針とする県過疎方針、新たな離島振興計画を策定し、関係市町村と連携しながら、産業基盤や社会インフラの整備、教育・医療の確保等、離島・過疎地域の持続的発展に必要な諸施策に引き続き取り組んでまいります。

次に6、地域福祉・医療の充実強化についての(1)の力のうち、がん治療を行う重粒子線治療施設の導入についてお答えいたします。

県では、琉球大学医学部附属病院の移転に伴う、がん治療を行う重粒子線治療施設の導入について、平成27年度に調査・検討を行いました。その中で、導入に係る課題として、県外や海外から相当数の患者を集患できなければ、運営維持費など採算性の確保が難しいことが挙げられております。一方で、現在も装置の性能向上と小型化の研究が進められており、県としましては、装置のコストや研究開発の動向のほか、県外、海外の状況を注視し、引き続き情報を収集してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 池田竹州君登壇]

○総務部長(池田竹州君) 1、知事の政治姿勢についての(7)、令和4年度当初予算が8000億円台となった理由についてお答えいたします。

令和4年度当初予算案は、歳入面において、県税、地方譲与税、繰入金が増となったほか、国庫支出金も沖縄振興予算が減となったものの、新型コロナウイルス感染症に対応するための交付金等の増により増額計上しております。歳出面では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と県経済の回復、軽石問題への対応、復帰50周年記念事業、世界自然遺産の保全、首里城の復興、子供の貧困対策、観光振興などの様々な取組とともに、高齢化に伴う社会保障関係費の増加を受けて、初めて8000億円を超える予算規模となったものであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） おはようございます。

1、知事の政治姿勢についての(8)、世界のウチナーンチュ大会の開催についてお答えします。

第7回世界のウチナーンチュ大会については、大会実行委員会においてリアルとオンラインを組み合わせたハイブリッド形式による令和4年度開催を決定しており、国内外県人会の開催への期待も大きいことから、実施に向け準備を進めております。今大会は、新型コロナウイルス感染症の影響が残ることが想定されることから、ICT等の最新技術を活用したハイブリッド形式での開催を進めることにより、コロナ禍や様々な事情で来県できない皆様を含め、より多くの方々に参加いただける大会としたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(10)、病院事業局長人事に対する要望についてお答えいたします。

2月14日に沖縄県公務員医師会及び県立6病院長から知事宛てに要望書の提出がありました。公務員医師会の要望書については、病院事業局長の人事を検討するにおいては、知事に病院現場との意見交換の機会を設けること及び中部病院のクラスターに関する病院事業局の一連の対応や見解について会員に不信感があり、局長人事を再考することを求めています。県立6病院長の要望書については、局長の留任を再考するよう求めているとの報道がありましたが、全ての病院長からそのような事実はないことを確認しております。趣旨としては、局長人事を検討するにおいては、

知事に病院現場との意見交換の機会を求めるものとなっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、新型コロナウイルスの感染症対策についての御質問の中の(1)、これまでの感染症対策についてお答えいたします。

令和2年2月14日に県内で1人目の新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されてから2年が経過しました。この間、6度にわたる大流行を経験しましたが、感染症対策専門家会議や経済対策関係団体会議からの意見を踏まえ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による対策を講じ、県民や事業者からの協力を得て乗り越えることができたことと認識しております。また、ウイルスが変異し、感染力や病原性を変化させてきましたが、社会生活への影響を最小限に抑えつつ感染拡大を抑制し重症化・死亡者を減らすことを目標に、ワクチン接種や検査体制、医療提供体制の拡充などに努めてまいりました。これまでの経験を生かし、様々な変化を的確に捉え、効果的な対策を講じ、引き続き感染拡大防止と社会経済活動の回復に向け、全庁を挙げて取り組んでまいります。

同じく2の(2)、現在の検査体制の状況についてお答えいたします。

県内の1日当たりの最大検査能力は2万6000件となっております。感染が急拡大した1月は、検査需要が増大し、一時的に検査を受けにくい状況がありました。その理由として、各検査所における検体受付数が限界を超え、検査能力を最大限に生かすことができなかったことが要因として挙げられます。

県としましては、金武町、本部町、名護市、宮古島市において臨時の検査会場を設置するとともに、一般無料検査の受付窓口については、昨年12月末に県内22か所であったところを46か所まで増設するなどの取組を行ってきたところです。

同じく2の(3)、他県と異なる対策についてお答えいたします。

本県では、全国に先駆け、令和2年4月から独自の入院管理システムOCASを導入し、県コロナ本部に医療コーディネーターを配置することで、リアルタイムでの把握と一元的な入院調整により、迅速かつ適切な医療提供を行っています。また、本県独自の取組である臨時の接触者PCR検査センターの設置、高齢者検査枠の確保、抗原定性検査・陽性者登録センターの設置、クラス単位で検査する学校・保育PCRなど検

査体制の拡充に取り組んでおります。

同じく2の(4)、まん延防止等重点措置の終了に関する新規感染者数についてお答えいたします。

1月9日からの重点措置の実施により、成人式を含む3連休でのさらなる感染拡大を防ぎ、爆発的な感染拡大の抑制に一定の効果があったものと考えております。県の示した解除の考え方のうち、2月16日時点における人口10万人当たり新規陽性者数は200人以下となっていないものの、病床使用率及び重症者用病床使用率50%未満、新規陽性者数の前週比減の継続は達成したところです。これらの状況について、感染症専門家会議の意見も踏まえ、子供、高齢者への感染防止対策及びワクチン接種の強化を前提に、まん延防止等重点措置期間の延長を政府に対し求めないことを決定しました。まん延防止等重点措置解除後も、3月31日までは感染再拡大抑制期間を設定し、リバウンド防止と医療提供体制を維持するための対策を実施してまいります。

同じく2の(5)、オミクロン株の特性を踏まえた指針の変更についてお答えいたします。

専門家会議においては、それぞれの立場からの見解に基づいて、濃厚接触者の定義や待機時間等について御意見をいただいたところですが、これらについて、県としましては国の通知等に基づいて対応しているところです。オミクロン株に係る対応等については、国における検証が進められているものと認識しており、引き続き国の動向を注視したいと考えております。

同じく2の(6)、家庭内感染対策についてお答えいたします。

オミクロン株はその感染力の高さから、一度家庭に持ち込まれば、家庭内での感染を防ぐことは困難であることから、家庭内にウイルスを持ち込まないことが最も重要であります。そのため、感染拡大の端緒となる不特定多数との会食や感染リスクが高い場所への出入り等に対し注意を呼びかけております。それに加え、陽性者には可能な限り宿泊療養施設での療養を勧めるほか、家庭内においては、人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、マスクの着用といった基本的な感染症対策の徹底と、毎日の健康観察を行い、体調不良時には家庭内で隔離し、休養するよう周知広報を図っているところです。

次に6、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(1)のア、整備費用の国との調整状況についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターについては、現在、内閣府の担当部署に対して、整備基本計画や整備費用等の

説明を行っているところです。内閣府からは、北部医療センターの安定的な経営の見込み、離島・僻地を含めた医療提供体制などが課題として示されておりますので、内容を整理した上で、引き続き協議してまいります。

同じく6の(1)のイ、防災関係との情報交換についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターは、救急告示病院として、24時間365日、救急搬送の受入れに応じ、将来的には、地域救命救急センターの指定を目指すこととしております。また、地域災害拠点病院として、診療棟に免震構造を採用するほか、急患搬送用のヘリポートを整備することとしております。県の防災担当部署とは、沖縄県消防防災ヘリ導入の検討状況について情報提供を受けているほか、ヘリポートの整備に当たっては、双方で調整していくことを確認しております。

同じく6の(1)のウ、県立病院との役割分担についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センター開院後は、県及び北部12市町村が設置する公的医療機関として、災害医療、感染症医療、離島・僻地医療、救急医療、小児医療、周産期医療など、県立病院と同様の機能を担うこととしております。また、新たに地域がん診療拠点病院として指定を受け、これまで北部医療圏で実施していない放射線治療の提供を行うとともに、開院5年目を目標に地域救命救急センターの指定を目指し、重篤な救急患者の受入れに備えます。加えて、琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）を設置し、必要な診療科の教授が指導医となり、専攻医、研修医及び医学生を育成を行うなど、診療体制の充実を図ってまいります。

同じく6の(1)のエ、北部地域及び観光客に対する透析についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターの透析部門は、県立北部病院及び北部地区医師会病院が担っていた高度急性期医療を支える専門的な透析や、北部地区医師会運営のクリニックが担っていた外来患者への透析機能を引き継ぐこととしております。また、透析部門の運営計画では、患者数の増加に対応できるよう人工透析施設のスペースを確保するとともに、離島からの来訪者や観光客に対する透析も実施することとしております。

同じく6の(1)のオ、がん検診についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターにおいては、現在、北部地区医師会病院が担っている検診機能を引き継ぎ、がんをはじめとした各種疾患の早期発見、早期治療、検

診結果に基づく保健指導等の医療を提供していくこととしております。議員御案内の唾液を用いたがん検診につきましては、両病院の医療従事者等で構成する医療機能部会において、情報収集を行うとともに、受診者のニーズを踏まえて検討していきたいと考えております。

同じく6の(1)の力のうち、重粒子線治療施設の併設についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターは、新たに地域がん診療拠点病院としての指定を受け、手術療法、化学療法に加え、現在、北部医療圏で実施していない放射線治療を提供していくこととしております。北部医療センターに重粒子線治療施設を併設することについては、これまで整備協議会において、両病院の医療従事者を中心に、基本構想及び整備基本計画素案の中でがん医療の機能について協議を行ってきた経緯を踏まえると、難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 2、新型コロナウイルスの感染症対策についての(7)のア、飲食業への経済支援策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業要請等に伴う協力は、1月24日時点の累計で10万2784件、約1392億円を支給しています。併せて県では、全ての産業の基盤となる事業継続と雇用維持の支援を重点的に実施しており、関連融資及び雇用継続助成金給付の実績からも、多くの飲食事業者が活用しております。さらに需要喚起策としてハピ・トク沖縄クーポン事業等を実施しており、これらの取組を通じて飲食業への重点的な対策に努めております。

同じく2の(7)のイ、協力金事業の実施体制についてお答えいたします。

本事業の実施体制については、県と協力金事務局及び業界団体とが連携して迅速な支給や疑義照会に対応する体制を取っております。不支給の通知に際しては、理由を要項上の該当箇所を示して説明しておりますが、より理解を深めていただけるよう支給対象外となった主な事例を令和3年12月末から県ホームページで公表するとともに、業界団体にも通知しております。また、不支給に対する事業者からの照会については、12月からメールでの専用相談窓口を整備したところであります。

県としましては、県職員と事務局職員が連携し、支給対象外となる事例をさらに分かりやすく説明するな

ど、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

同じく2の(7)のエ、ブライダル業界への支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、結婚披露宴の開催が見送られ、ブライダル関連事業者の経営環境が厳しい状況にあるものと考えております。県では、同感染症の影響を受けたブライダル関連事業者を含む中小企業者に対し、経営改善を伴う資金繰り支援を実施しております。また、国においては、売上げが減少している事業者への助成事業として事業復活支援金等を実施しており、県としても、相談窓口を設置して対応しております。引き続き支援機関と連携し、ブライダル業界を含む中小企業者の事業継続に向けた支援を実施してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 2、新型コロナウイルスの感染症対策についての御質問の中の(7)のウ、生活困窮世帯への支援状況についてお答えいたします。

県及び市では、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮した世帯に対して、自立相談支援機関において相談支援を行っているほか、住居確保給付金の特例給付や特例再支給、緊急小口資金等の特例貸付けなどを実施しております。また、昨年7月に創設された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金については、今般申請期間が延長され、再支給が可能となるなど支援が拡充されたところです。

県としましては、引き続きこれらの制度を活用し、生活に困窮する世帯への適切な支援に取り組んでまいります。

次に5、離島・過疎地域の課題解決の推進についての御質問の中の(6)、小規模離島における介護問題についてお答えいたします。

小規模離島においては、事業者の確保が困難な場合が多く、介護サービスの安定的な提供が課題となっております。そのため県では、離島の事業者の運営費や離島へのサービス提供に要する渡航費用を補助するとともに、介護に関する入門的研修の離島での実施や、島外から介護専門職を確保するために必要な移転費用等への支援に取り組んでおります。今後も市町村と連携し、離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービスの確保に努めてまいります。

次に6、地域福祉・医療の充実強化についての御質

問の中の(2)、手話言語条例制定後の新たな施策についてお答えいたします。

県では、手話言語条例に基づき、手話通訳者の養成や手話による県政情報等の発信、聴覚障害者等に対する理解促進等に取り組んでおります。手話以外の施策として、中途失聴者向け要約筆記者、盲聾者向け通訳・介助員、点訳・朗読奉仕員の養成等に取り組むほか、令和3年度から失語症者向け意思疎通支援者の養成に取り組んでおります。

県としましては、引き続き、障害のある人もない人も全ての県民が地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく6の(3)、孤独・孤立支援の対象状況等についてお答えいたします。

孤独・孤立問題は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものであり、長引くコロナ過により顕在化し、深刻な問題となっております。孤独・孤立対策は、生活困窮者やひきこもり、独居高齢者、障害のある方、困難や不安を抱える女性、子供・学生、DVや性犯罪の被害者、外国人等、全ての人が対象となり得るものと考えております。現在、国においては、実態調査中であり、県としましては、その結果を踏まえ、関係機関等と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長(崎原盛光君) 2、新型コロナウイルスの感染症対策についての(7)のカ、新型コロナウイルス感染症対策による酪農家への影響についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による小中学校等の休校措置に伴い、学校給食用牛乳の供給が停止され、酪農家は余剰乳を販売価格の安い加工乳配合用乳等へ仕向けたために収入が減少しております。

県としましては、学校給食用牛乳の供給量を確保するため、生産者の生産性向上やコスト削減など経営力強化につながる取組への支援を行い、引き続き酪農振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長(松田 了君) 4、沖縄振興策の推進についての(3)、環境部予算の増加率についてお答えします。

環境部の令和4年度当初予算案は、総額約40億

5400万円で、令和3年度比、約8億7000万円、率にして27.3%の増となっております。

同じく4の(7)、国立自然史博物館誘致の新年度予算と今後の取組についてお答えします。

国立自然史博物館誘致推進事業の令和4年度予算は、2676万6000円を計上しております。国立自然史博物館誘致を実現するためには、同博物館の概要と役割、沖縄に設置する意義等について広く県民、企業、市町村に理解いただき、一丸となって取り組む必要があると考えております。そのため、次年度は、ホームページなどの充実や復帰50周年記念事業としてシンポジウムの開催、また、世界的な国立自然史博物館の調査のほか、庁内の推進組織の構築と県内企業や市町村など関係団体への説明及び連携した誘致活動の検討、併せて国への働きかけを強化してまいりたいと考えております。

次に6、地域福祉・医療の充実強化についての(4)、多頭飼育の現状、対策及び殺処分廃止についてお答えします。

多頭飼育について定義はありませんが、令和元年4月から令和4年1月末までの間、犬・猫10頭以上の飼養に係る県の指導・助言等の件数は23件となっております。多頭飼育については、飼育状況の悪化を招きやすく、悪臭の発生など様々な問題があることから、関係機関と連携して対応しているところであり、また、県では、一生涯の子プロジェクトを通して飼い主の意識向上を図るための普及啓発を行うとともに、意図しない出産を回避するため不妊去勢手術の支援などを行っております。さらに、収容された犬・猫の譲渡機会の拡大を図るために譲渡推進等の整備を進めており、殺処分廃止に向けた取組を強化してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長(島袋善明君) 4、沖縄振興策の推進について(4)、那覇広域都市計画区域における取組と新たな振興計画についてお答えいたします。

県では、学識者や関係市町村等で構成する那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会を設置し、区域区分の在り方や市町村の土地利用と実現方策の考え方を取りまとめ、今後の取組を確認したところであります。新たな振興計画では、中南部都市圏を一体の都市と捉え、関係市町村と連携の下、地域が求めるまちづくりなど、市町村の実情を加味した上で、県土の均衡ある発展を牽引し、持続可能な県土づくりに取り

組んでいくこととしております。

次に5、離島・過疎地域の課題解決の推進について(7)、北部地域における停電対策についてお答えいたします。

県では、災害等の緊急輸送道路の確保や電力・通信の安定供給、景観向上等の観点から、北部地域において、現在3路線の無電柱化を推進しているところであり、また、災害時に大規模停電が発生した場合、県管理道路での停電復旧作業に支障となる倒壊電柱や倒木等の撤去作業を県が行う協定を沖縄電力と締結しており、停電の早期復旧を支援してまいります。

同じく5の(9)、伊平屋空港及び伊平屋・伊是名架橋の取組と現状についてお答えいたします。

伊平屋空港については、航空会社の意向取付けや需要予測、費用対効果の確保などの事業化の課題解決に向け、伊平屋村、伊是名村と連携して早期事業化に取り組んでおります。伊平屋・伊是名架橋については、技術上及び環境上の課題や膨大な予算の確保など、多くの課題が明らかとなっております。このため、環境影響の回避・低減、建設工事費の縮減等について調査等を進める必要があり、今年度は環境調査を実施しております。

今後は土質ボーリング調査を行うなど、課題克服の可能性について、引き続き調査研究に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 5、離島・過疎地域の課題解決の推進についての御質問の中の(2)、北部・離島過疎地域の高等学校についてお答えします。

北部・離島の過疎地域等においては、高等学校の存在が地域の活力を引き出している面もあり、関係高等学校では、地域と連携し、公営塾での学習や地域イベントへの参加などに取り組んでおります。県教育委員会では、これら地域の特性を生かした魅力ある学校づくりを支援しているところであります。

同じく(3)、北部地域の高等学校の志願状況についてお答えします。

令和3年度県立高等学校入学者選抜における北部地区高校の一般入試最終志願者数は745人で、平成24年度と比較しますと128人の減となっております。近年の少子化の影響により、県立高校入学志願者数は減少しておりましたが、学校基本調査の学年別児童生徒数によると、今後は北部地区も含めて、県全体として生徒数の増加が見込まれるため、空き定員の改善が図

られるものと考えております。

同じく(4)、定員割れの対策についてお答えします。

近年の少子化の影響を受け、県立高校入学志願者数は減少傾向にあり、特に、北部・離島地区の多くの学校で定員割れが起こっております。県教育委員会では、これまで地域の特性を生かした特色ある学科・コースの設置や研究校指定、中高連携に伴う教員の加配など、学校が活性化する様々な支援を行ってまいりました。引き続き地域と連携し、生徒・保護者のニーズ等を考慮した魅力ある学校づくりを支援してまいります。

同じく(5)、北部合同寄宿舎の運営についてお答えいたします。

北部合同寄宿舎は、名護市内の県立高校に通学する遠隔地出身の生徒を支援するため、名護市が平成15年度に島田懇談会事業を活用し整備しております。当施設の運営は、北部12市町村で構成する名護市県立高等学校北部合同寄宿舎運営協議会が担っております。県教育委員会では、北部・離島地域出身の県立学校に通学する生徒が安心して就学に専念できるよう、当団体に対し、舎監1名の配置と補助金を交付して、保護者の負担軽減を図っているところです。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 警察本部長。

[警察本部長 日下真一君登壇]

○警察本部長(日下真一君) 5、離島・過疎地域の課題解決の推進についての(8)、離島における大型免許の取得についてお答えいたします。

久米島町には、届出自動車教習所がありますが、当教習所においては大型自動車免許取得に係る教習は実施しておりません。また、届出自動車教習所において、教習を受けた方が大型免許を取得するに当たって必要な講習を受ける義務が免除されるという法的効果を受けるためには、当該届出自動車教習所において、公安委員会から教習の課程の指定を受ける必要があります。この指定を受けるためには、当該届出自動車教習所において、教習指導員や大型自動車専用の教習コース、教習用大型自動車等の準備が必要となります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 代表質問ですから、ちょっと真剣にさせていただきたいと思っておりますけれども、ふざけているわけではないですよ、一般質問は。

今の本部長のところからまずやりたいんだけど

も、今の答弁は少し違いますよ、本部長。これはあなたの方が、国が、いわゆる中型車の免許の導入を受けたんですね。そのときに大型車がたしか8メートルくらいで試験をしているものが、大型、中型、普通免許に変わったんですよ。そのときに22あるこの沖縄県の自動車学校で、今大型免許が取れるのは5校しかないんですよ。これは、10メートルのS字クランクだとか、縦列駐車だとかそういうスペースをつくらなければいけないわけ。今免許の話ばかりしているけれども、そういう話じゃないんだ。そこは久米島はそういうものに3000万余り使うというものだから、これはもう1社ではできないということになって今取れないんですよ。どうですか、これ整備するつもりはないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

今呉屋議員御指摘の件は、22の教習所が届出自動車教習所ではなくて、指定自動車教習所のことと認識しております。

この久米島の自動車教習所は指定も受けていない、届出自動車教習所ということでございます。指定に当たりますとは、議員御指摘のとおり、いろんな設備要件等ございまして、その設備の整備というのは、基本的に補助金でありますとか、そういうことをおっしゃっているのかと思いますけれども、警察においてはそのようなものは措置されていないというのが全国的にも同様でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 本部長、僕はあなたに補助金を出せとは言っていないんだよ。企画部だとか、離島・過疎地域対策しているところにそれを言っているんだよ。ただ、幾ら今本部長がそのソフト面を整備しようとしても、ハード面がクリアできないからソフト面の整備はできないんだよ。どっちみちこっちで引っかかるんだから。だからハード面がクリアできるんだったらソフト面は会社でどうにかすると言っているわけだよ。久米島も町と一体になってやると言っているわけだよ。どうですか、これは企画ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 久米島町の自動車学校の大型免許専用コースにつきましては、久米島町にいろいろお話を伺っているところでございます。島内には大型免許取得を前提とした職があるけれども、免許取得ができない。そのため町としてもどのような対応が可能か今検討しているということは聞いているところでございます。町においては、大型免許に係るニーズを把握するという視点と、あと島内に居住する方が大型免許を取得したとして引き続き島内で職に従事するという視点と、その辺りも踏まえた上で、財源としてどのようなものが可能か、例えば過疎債の適否等、この辺りについても町と意見交換してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ぜひやってください。先週知事は行っていなかったけれども、2月11日の鳥島の移住祭——2月11日が移住118年目でした。そこに行ったときにたまたま話をした青年が——青年でもないかな、30歳ぐらいの人でしたけれども、今から大型の運転免許を取りに名護まで行くんだそうですよ。糸満がいっぱいだから名護に行くんだそうです。教習所が22か所あるにもかかわらずこんな状況ですから、少なくとも過疎の苦しさというのは分かってほしいと思っています。

それと続いて教育委員会にやります。

このさっき、さくら寮の話をしたけれども、このさくら寮にあなた方が200万を補助している。それは聞いている。200万でいいのか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、運営費の200万以外に舎監の人件費もやっぴまして、北部合同寄宿舍運営協議会が大体運営費の半分くらい、県も大体半分くらいの財源負担というふうな状況ではございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 このさくら寮は小学生、中学生、高校生、大学生、誰が通っているのか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 高校生でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それでは聞きますが、県議の皆さんもほとんど分かっていないと思うんだけど、これだけは分かっているほしいんです。開邦高校からこの南部の市町村、那覇、南部の高校については寄宿舍があります。土・日・祝祭日、3食提供しています。と

ころがさくら寮はどういう状況かという、月曜日から金曜日までの3食提供、土・日・祝祭日は食事なし。同じ高校生でこんなことがあっていいの。分かりますよ、それは。あとの北部11市町村が名護にお願いをして、そして防衛か何かの予算を使って、このさくら寮は名護に造ったということも分かる。しかし、造って誰が入るのかといたらあなた方が管理している高校が入るんでしょうが。そうであればあなた方が、これは同じような高校と同じようにやらなければいけないんじゃないのか。これ名護高校、宜野座高校、辺土名高校、北山高校にも宿舎があるんですよ。この状況、南部は土日問わず3食提供されていて、北部は今言った名護だとか宜野座だとか、辺土名、北山、これも食事は土日は出ないんですよ。祝日も。この那覇と北部のこの差とは何か。答えてみて。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(金城弘昌君) 寮の運営の話ということでございます。さくら寮の昼食の件は私どもも把握しておりますので、そこにつきましては、しっかりまた運営協議会とどういった対応ができるか、話し合いたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 全部引き取ってやったらいいよ。これ北部の学校は土・日・祝祭日、御飯が出ないという話がどこにありますか。南部、那覇は出ているんだよ。おまけに、この群星寮というのが何年かな、五、六年前にできたと思うんだけど、これ定員自体が120名ですよ。伊是名、伊平屋からの高校生はもうこのさくら寮に行かないで、那覇の群星寮に来ているんだよ。こんな状況なんだよ。あなた方は実態が分かっていない。真面目にやるかどうかだけ聞いておきます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(金城弘昌君) お答えします。

北部地区から開邦高校とかそういったところに行っているというところであれば、その辺につきましては、やっぱり中高一貫校などが必要ということで、今回進めているところでございますが、しっかりそういったところを進めていって対応していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 もう一つ言う。

さっき言った久米島の件もそうだけれども、久米島も寮がありますよ。これ、久米島高校の定員が今120名の中で60名欠けているんですよ。本土から今30名

入っている。各学年10名ずつ入っている。町が寮を整備して何とか1学年10名だけやっている。去年の入学、20名断っているんですよ。何でか。寮がないから。あなた方この実態を分かっているでしょうが。目をつぶるのか。久米島高校の寮はあなた方何もしないつもりでいるのか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(金城弘昌君) 久米島につきましても、先日——今年になってですけども、久米島町の教育長が見えて、課題についていろいろお話を伺ったところでございます。いろいろ町が設置しているところもあって、どういった対応が可能かどうか、今後話し合いながら決めていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 北部市町村会に行っているいろいろ話を聞かせていただいたけれども、この定員割れの状況、さっきも説明したようにあなた方が本当にその市町村に寄り添っているかという、寄り添っていません。いろいろ話が、問題がある。これ、今日はもうそんなにできないから6月の一般質問で教育委員会だけやろうかなと思っていますから、よろしく願いをしておきます。それと——教育長替わっているのか、替わっていてもいいんだけど、そういう形でやります。

それと、さっきちょっと牛乳問題、これは農林水産部、3回にわたって6月7日から18日、8月16日から9月12日、令和4年の1月11日から1月31日、これを休校補償という形でできないのか。これは前に全国一斉にやったときに、政府は全国的に補助したんですよ。けれども、県の補助に変わってから全く途絶えている。

これも一つ問題なのは何かという、この間まで陳情に行ったら畜産課と財政課の調整がつかないということでしたと言われている。財政も分かっているんですよ。2200万だよ。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 令和2年度におきましては、学校の臨時休校措置によりまして、多量の余剰乳が発生し、生乳よりも安価な加工乳等へ販売し、酪農家では経済的な損失が発生しました。このため、国においては、生産者需給緩和対策事業並びに県では生乳流通支援事業を実施しまして、酪農家を支援した

ところであります。残念ながら、令和3年度につきましては、国のこの事業が今なされていない状況にあります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、俺が聞いたのは財政が断ったのか、あなたが断ったのかを聞いているんだよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 令和3年度の休校措置の影響によりまして、酪農家の経営状況は非常に厳しいものというふうに考えております。このため、休校措置による損失額の確認の上、検討してまいりましたけれども、損失割合の程度並びに趣旨などのことからまだ事業化には至らなかった状況でございます。

このため、いま一度1月の休校措置、または長く続く飼料高騰などの影響も総合的に判断して、次年度の早い段階での酪農家の支援ができないものかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 今、酪農家の出荷したお乳は60%が学校ですよ。何年か前まで200の酪農家があったにもかかわらず、今は50ですよ。これ、なくなっているのか、本当に。農林水産部はどう考えているのか、真剣に考えてみてくださいよ。これ、今年はやるかどうか分からないとか、去年は政府がやらなかったからとかじゃなくて、それは単費でやるべきですよ、こんなのは。1年間やって2200万の補償ですよ。飲食を営む人たちが1年間でもらった協力金は1000万ですよ。2件分だよ。これが何で農林水産部でできないのか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 答弁少し重複いたしますけれども、休校措置による損失額を支援するために、今年度の9月補正並びに12月の補正にて、これまで臨時交付金だとか、ソフト交付金等の活用をちょっと検討してまいりましたけれども、休校措置に伴う損失割合の程度並びに事業の趣旨等から、なかな

か事業化には至らなかったところでございます。これらを踏まえた上で、次年度の早期の段階には、また検討を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 総務部長、答えて。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 今先ほど農林水産部長からございましたように、要求に際しての熟度といいますか、そういったところで今調整を進めているところというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 この50の農家は皆さんの答えが出てくるのを待っているんですよ。1回は補助が出た。あと3回は出ない。皆さん御承知のように、この乳牛は、飼料を外国からの輸入に頼っている。こどもも上がっている。飼料自体が上がっている。そういうことを考えたときに、これちゃんとはっきり相手に、できるのかできないのか答えるべきですよ。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 酪農家の状況というのは非常に厳しいと考えておりまして、今年度なかなかその事業の熟度が整いませんでしたけれども、次年度の早期の段階には、休校措置または長く続く飼料高騰への影響を総合的に判断して、早い段階で酪農家への支援を考えております。これはまだ検討の途中でございますけれども、初妊牛の導入、もしくは自家育成牛に対する支援等をその方向から検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これ以上言ったって変わらないと思うけれども、実際はこの苦しさというのは皆さん本当に味わうべきだと思うよ。これは切実な話ですよ、聞いたら。何のために我々はここにいるのかということを考えて、だから僕は政治家と政治家で話をしたいと言って、来たんだよ。ちゃんと農家に説明してください。

それと、さっきのコロナ対策でプライダル業界の話

をしました。僕はこれは非常に憂慮しなければいけないことだと思いますよ。僕はここに書いてあるけれども、その人たちからいろいろ話を聞いてきたら、何が怖いかと言ったら、コロナ禍が終わっても披露宴ができなくなる可能性が——要するに披露宴をやる子供たちが少なくなってくると言うんですよ。皆さんは、簡単に結婚して、披露宴もしないで一緒にアパートに住んで、3年、4年、5年たって離婚をしてということにつながっていく可能性のほうが高いと言うんだよ。結婚は本人同士ではあるけれども、その親戚同士のつながりでもあるんですよ。それをやるのが披露宴でしょ。そこに、中城村は、令和4年度から10万円出すと言っているんだよ、その結婚するところに。知事、あなたはどうしますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

議員から今御指摘のあった、中城村がそういった披露宴に対して助成するということについては我々も新聞報道等で聞いておりますけれども、先ほど答弁させていただいたように、商工労働部としましては、結婚披露宴を行う個人への補助といった、こういった個人支援はこれまでも実施してきておりません。ただ、そういったブライダル業界が大変厳しい状況にあるということは我々も承知しておりますので、繰り返しの答弁にはなりますけれども、資金繰りでありますとか、各種支援金の活用促進といった面で支援していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 子ども生活福祉部長。ひとり親家庭の支援事業は幾らあるのか、予算は。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） すみません、今手持ちの資料で予算額についてお答えすることはできませんが、ひとり親家庭の支援については、就労や生活、子供の学習支援等幅広く実施をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 僕が昨日、計算しただけでこの予算

書27ページにあるだけで、4項目ありますよ、ひとり親家庭を支援するための。

いいですか、離婚率、群を抜いて沖縄県は高いんですよ。群を抜いて。1000人当たり2.5だとかというのは沖縄県だけです。その入りの対策をせずにあなた方は結果にだけお金を出しているんだよ。ひとり親になってからお金を出すんですか。離婚をしない、不幸な家庭をつくらない、不幸な子供たちをつくらないようにしなければいけない施策はどこにあるんですか。言ってみてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 離婚の要因には様々なことが挙げられると思っております、経済的な問題であったり、あるいは孤立感の問題であったり様々なものがあると思っております。県におきましては、その孤独感等を感じないような子育てのための環境の支援であったり、経済的な部分で言えば就労の支援だったり、先ほども申し上げましたけれども、幅広い観点から子育て家庭への支援を充実させることによって、離婚に至らないと言っては語弊があります、離婚をするには理由があると思っておりますけれども、そういった支援も行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 僕は、これは全てが離婚によるものだとは言っていない。これをやることによって100%離婚がなくなるとも言っていない。しかし、たかだか5%でも10%でもこれで離婚率が落ちるんだったら様々な方向から対策はすべきだと思う。子供の貧困もそうだと思いますよ。僕はこういうのを、子供の貧困支援だけで57億ですよ。さっき言ったひとり親だけで6億ですよ。これだけの支援をあなた方やるんだよ。結果に出ているんだよ。それをつくらないほうがいいんですよ。つくらないための施策を僕は聞いているんだ。何があるのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 一部繰り返しになりますけれども、子育てをしていく、結婚生活を送っていく過程で様々な困難、経済的な支援、生

活の支援、妊産婦に対する寄り添い支援等を総合的に
行っているところでございます。また、ひとり親に
なったところに対してはひとり親支援というところで
やっているところでございますし、各方面から子育て
を支援しているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 名渡山さんに罪はないけれども、6
月にもともと僕が専門にやってきた児童福祉だとか教
育にもう一回立ち返って、6月に一般質問したいと思
いますけれども、次に変えます。

3番、自衛隊と米軍基地について。

さっきいろいろ話は聞かせていただいたんだけど
も、軟弱地盤があるから恐らく受け入れられないだ
とか、工事は完成しないだろうとかと言っているん
だけれども、じゃ僕は知事、あなたに聞きたい。普
天間の基地は危険ですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後0時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） そのように認識をして
おります。

普天間の一日も早い危険性の除去は喫緊の課題
であるというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 この間防衛局とも話をしました
けれども、今現在、滑走路半分はできていますよ。
あと4メートルかさ上げをするだけだ。そうすると
今埋め立てられているところに整備ができる。さ
っき言ったようにKC130は岩国に行きました。臨
時の空港は九州に行きました。残っているのはヘ
リだけだ。このヘリを今現在でも埋め立てられ
ているところに持っていると思ったら早期整備を
してそこに——ヘリですから、オスプレイも。
そこに移転することは可能なんだけれども、それ
は政府に要望するつもりはないですか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後0時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、辺野古新基地建設
については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続
の完了までに約12年を要するとされ、さらに今般
の変更承

認申請が公有水面埋立法に照らした厳正な審査
の結果、不承認とされたものであり、埋立工事全
体を完成させることが困難になったというふう
に考えております。このことから、県としては、
辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危
険性の除去にはつながらないというふうにと
考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 僕の話聞いていますか。

今埋め立てられているところは軟弱地盤です
か。完成してはいないけれども、あと4メー
ターかさ上げるけれども、今現在土が入って
いるところは軟弱地盤ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

議員のおっしゃっているのは、今辺野古側
のところで、オスプレイは移転できるのでは
ないかという趣旨の話だと思います。この
ような話についても防衛局とも率直に意見
交換などもさせていただきましたけれども、
そのときの防衛局側の話は、米側はやは
り滑走路が必要だということで、です
から今の辺野古側だけのもの
で移転が終わるということがあり得ない
というようにお話をしておりました。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 謝花さん、それは事務屋
の話だ。今僕らがやろうとしているのは、
政治決着の話をしているから知事に聞
いているんだよ。知事がそのつもりは
あるかどうかを聞きたいんだよ。それが
あるというのだったら僕は協力しま
すよ。普天間から危険性をなくすん
だから。どうなんですか、知事。さ
っき言った国会みたいに答えてよ。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内
のそのような提案については、これまで
検討したことはございません。これは
あくまでも普天間の危険性の除去、
それを県内に設置するのはなく、
県外・国外へということ
で我々はずっと求めてきて
おりますし、できる限りロー
テーション配備など、ある
いは訓練の移転などにつ
いて実現を図っていただ
きたいということを要望
を重ねてきております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 この通告は宜野湾市民の
あちこちに行っていますから。いい
ですか、知事。あなたが言
っていることはそのまま出
ていますよ。これはライブ
でみんな聞いているから。
これ宜野湾市民に、何か
が落ちたら死ぬと言っ
ているようなもんだよ。
危険性の除

去を少しでも——危険な部分を少なくしようという話をしていくわけだから。どう思うんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後0時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この間、沖縄県はオスプレイの配備反対を掲げ、県外への移設を求めています。可能であるのであれば、そのような方法も検討できるのではないかとこのように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 一歩前進だね。検討すると言っていますから、僕らが国と政治的な話はしますから……（発言する者あり） 今、言わなかったか。その方法も検討できるんじゃないかと言っていたんじゃないのか。（「言った、言った」と呼ぶ者あり）

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） オスプレイの配備反対、そして県外への移設を求めているということでもあります。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 知事、もし我々が政治的に話をし、東京と政治家同士で話をし、オーケーをもらったらあなたは要請しますか。それもしないか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後0時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県としては、県外・国外移設という方向性でぜひ検討していただきたいというように求めたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 宜野湾市民の皆さん、よく見ていると思いますから、後ほどまたいろんな意見を市民とも交換したいと思います。

それで、形を変えて、2番から行きます。

新型コロナウイルス対策について。

保健医療部長、この任期2年ですか、本当にお疲れさまでした。任期の全部がコロナ対策だったと思いますけれども、公務員生活の終末に、こういう対策だけで部長を終わる。その御感想と退任の御挨拶をいただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 議員御意見のとお

り、コロナについてはこの2年間、非常に大きな労力を使って頑張ってきたと思っております。ただし、保健医療部ではそのほかにも大きな課題を持っておりまして、例えばこども医療費の無料化の拡大でありますとか、あと北部基幹病院についても、公立北部医療センターについて基本計画を今策定中でございます。それから、水道広域化など各種の施策にも取り組んできたところでございまして、このような検討に当たったことに対しては、職員とともに頑張ってきたものというふうに自分では思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 コロナはこれ以上やりません。

次に振興策の(7)番。

ここに国立自然史博物館があります。これは、僕は第6次の振興計画の目玉だと思っているんです。これはどういうことかということ、前にも僕は説明しましたが、これはアジア全体のプロジェクトなんです。国立でアジア全体のプロジェクト。そうすると200名から300名の研究員がこの沖縄の地に来る。そして、これはサテライトまで造るから、いろんなところにこのサテライトを造っていく。これが設置をされると、間違いなく日本中の中学生、高校生の修学旅行は県内に訪れてくると思います。これこそが質のよい観光じゃないんですか。私はそう思っているんです。ですから、沖縄が本来目指すところは、海洋博の跡地がある。国立のものがある。アジア全体のものを国立自然史博物館がこの沖縄の中にできる。これは、日本ができることによって、これは観光にとって大きな柱ですよ。どう思いますか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内の件につきましては、私も賛同する立場であります。

提案させていただいています来年度の予算2676万6000円につきましては、世界的な国立自然史博物館の調査なども含め、機運の醸成を図っていくために、沖縄らしいアジアに唯一の自然史博物館を構想するためのそういう計画にも取り組んでいくということで、誘致活動の検討、併せて国への働きかけなどもしっかり強化をしてみたいというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 知事、別に働きかけるのはいいんですよ。非常にいいことだと思います。ただ、この自然史学会の皆さんが沖縄にと言っているんですよ。日本全体の。我々が働きかけるのはもちろんのこと、我々本来はそういう専門家に働きかけをして専門家から政

府に働きかけもしてくれとお願いをするんですけども、専門家が政府にお願いをして、専門家が沖縄県にお願いしているんですよ。こんないびつな話がありますか。だからどこかに調査に行くだとか、その展示場を造るだとかもいいけれども、その前に国立自然史博物館実現のための事務所を設置してくれよ。この国際通りの入り口にでも、民間を雇ってでも、委託をしてでも、そこに造るべきだ。どう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後0時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

国立自然史博物館の誘致を実現するためには、広く県民、企業、市町村に同博物館の概要と役割、沖縄に設置する意義等について、広く理解をいただいた上で取り組む必要があると考えております。そのため、来年度、まず庁内の推進組織を構築するとともに、県内企業、市町村などの説明、それからホームページなどの充実、復帰50周年記念事業としてのシンポジウムの開催など普及していただくための取組を強化してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 去年800万、1800万増、それで2600万になったのは評価しましょう。でも、2600万で本当に皆さんが今言っているような広がり方はしませんよ。目に見える形で——県庁に置くんじゃないんですよ。民間に置いて、何なのあの建物はというくらい目立つようなところに置いて、それをやらなきゃいけないと僕は思いますよ。今年度の補正でもいいからやるほうがいいと思うんだけど、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後0時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

誘致実現するための県内での取組と併せまして、所管省庁、文科省等との連携、御説明等も必要になってくるかと考えております。議員御提案の点については、今後の検討の一つとして、検討して実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 所見だけ最後に言うておきますけれども、さっきの(10)番の質問、政治姿勢の(10)番。こ

れは病院事業局長人事が問われているから、その人に答弁をさせちゃいけないですよ。常識的な話だよ、こんなのは。それと、この政策291ありますけれども、知事、僕はもう時間がありませんから、最後に、あなたに聞きますが、今年の知事選挙に出馬するんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後0時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） あらゆる公約の実現に向けて、まず任期をしっかり全うするよう、全力を尽くしていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 野党には言わないのか。与党にしか言わないのか。こういう差をつけちゃ駄目ですよ、知事。正々堂々とやらないと駄目だと思います。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時13分休憩

午後1時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

西銘啓史郎君。

〔西銘啓史郎君登壇〕

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 それでは改めまして、こんにちは。

会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

会派を代表して質問を行います。

今回、持ち時間が46分ありますので、少しばかり所見も述べさせていただきたいと思っております。

最近インターネットでいろんなことを調べることができます。今日の新聞にも載っていましたが、2月22日は猫の日だそうです。ちなみに犬の日は11月1日ということだそうです。ペットフード協会飼育実態調査によると、猫は全国で895万頭、犬は710万頭が飼育、飼われているということでもあります。飼育されていない犬・猫も含めるともっと大きな数になると思うんですが、しかしネットで簡単に調べることができる世の中、また正しい情報をどれだけ取れるかというのも大変重要であると思っております。例えば今日2月

22日はどんな日かと調べると、アメリカの初代大統領ジョージ・ワシントンの誕生日だそうです。今は第46代バイデン大統領であります。そして1998年2月22日は長野オリンピックの閉会日でありました。2月20日に閉会した北京冬季オリンピックですが、日本選手団は18個のメダルを獲得し、過去最高の結果を残しました。特にスノーボード等10代の選手の活躍も素晴らしいものがありました。オリンピックはやはり日本人選手団の活躍に誇りを感じ、またスポーツの持つ力が私たち国民にも勇気や希望を与えてくれるのだと改めて感じさせてくれました。

さて、私は初当選以来、これまで県議会議員として一般質問22回、予算質疑賛成討論等6回、代表質問1回、合計29回登壇させていただきました。今日2月22日、2回目の代表質問を2番目に当選2期の私が行わせていただくことに感謝の気持ちを忘れずにしっかり質問したいと思います。

知事をはじめ執行部の皆さん、前向きな御答弁をよろしくお願い申し上げます。

では、本論に入りたいと思います。

玉城知事が平成30年10月に就任以来、令和元年10月、首里城の火災、令和2年1月、豚熱、同年2月、新型コロナウイルス感染症確認から2年に及ぶコロナ対策、そして令和3年11月、軽石漂流・漂着問題と、玉城県政は多難なかじ取りが続いています。その中で特に公約について、有権者、県民との大切な約束であるにもかかわらず、一丁目一番地の辺野古に新基地は造らせないと言いながら、残念ながら工事は着実に進展をしています。また県民の大切な税金1億円以上を投入して、裁判費用に投じて起こした国との訴訟では敗訴の連続。話し合いでの解決を求めると言いながら今回も訴訟を起こすという対応に、県民は玉城知事のかじ取りに不安を感じ始めているようであります。

それでは通告に従い質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、所信表明を受けて。

ア、基軸的な3つの基本方向、(ア)、「誰一人取り残さない優しい社会」の形成、(イ)、「強くしなやかな自立型経済」の構築、(ウ)、「持続可能な海洋島しょ圏」の形成とは何か伺います。

イ、また、基軸的な3つの基本方向と令和4年度重点テーマ6項目、(ア)、「新型コロナウイルス感染症の克服と県経済の回復」、(イ)、「復帰50年のあゆみと沖縄の未来と希望の発信」、(ウ)、「世界に誇る自然を守り、調和した脱炭素島しょ型社会の実現と沖縄文化のさらなる発展」、(エ)、「誰もが活躍できる

魅力ある地域社会の実現」、(オ)、「DXとイノベーション等による「稼ぐ力」の強化」、(カ)、「未来を拓く人材育成の推進」との関連性について伺う。

ウ、「沖縄を取り巻く現状の認識」について。

県民の生命財産を守るべく知事として、世界の政治情勢等の認識を伺う。

エ、公約とは、実現ではなく着手すればよいのか、また、公約は任期中に実現しなくてもよいものと考えているのか伺う。

(2)、来る石垣市長選挙において、知事は候補者調整に尽力されたようであるが、政策的な調整も十分ではないという声も聞こえる中で支援する構図は、有権者、支援者に受け入れられるとの考えか、知事の見解を伺う。

(3)、副知事人事や部長人事がマスコミ報道ですが、知事としての任期が残り僅かの中で行う意義と考え方について伺う。

(4)、沖縄県振興推進委員会が2月2日開催され、沖縄21世紀ビジョン基本計画の2020年度の施策進捗度をはかる県PDCAの579の成果指標のうち、未達成が294、未達成率が50.8%との報道がありましたが、その要因及び今後の対策について伺う。

(5)、玉城知事の行政運営に対し、交渉力や決断力、課題解決力に疑問を呈する声が最近数多く聞こえています。玉城知事は、残りの任期で公約実現に向け、特にコロナで疲弊した県民の生活や企業の支援、経済回復に向けてどのように取り組むのか伺う。

(6)、世界を取り巻く政治情勢は、米国、ロシア、中国、北朝鮮の動向が注視される中、台湾有事等々も含め懸念されています。リスク管理とは最悪の事態を想定し取り組むこととの観点から、国民保護計画に基づく沖縄県国民保護共同訓練もしっかり行うべきと考えるが知事の見解を伺う。

(7)、宮古圏域のまん延防止除外について、どのような科学的分析に基づき決定したのか、また、他圏域における明確な判断基準等について伺う。

(8)、毎週月曜日に行っているモーニングスマイル、我々議員は残念ながら拝聴することができません。その効果について知事自身の評価を伺う。

2番、沖縄振興予算について。

令和4年度沖縄振興予算(案)が2684億円となり、前年度比326億円の減額となりました。特に一括交付金においてソフト交付金394億円、ハード交付金368億円と共に減額となり、県や各市町村の事業に関し大きな影響が予想されます。

このような情勢に鑑み、以下の件について伺う。

(1)、令和4年度沖縄振興予算について。

ア、知事は、減額されたことについて大変残念であるとの発言をされたが、予算獲得に当たり知事自らどのような交渉努力をしてきたのか伺う。

イ、沖縄振興予算の減額に伴い、どのように事業見直しを行ったか、県としての基本的な編成方針、考え方について伺う。

ウ、ソフト交付金の市町村との配分比率が、従来の県と市町村5対3から11対9に変更となった根拠と庁内及び市町村との調整について伺う。

エ、沖縄振興予算の新規事業の概要及び予算額について伺う。

(2)、令和3年度沖縄振興予算3010億円の執行予定総額及びソフト交付金504億円、ハード交付金477億円の執行予定額、並びに繰越予定額を伺う。

(3)、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案が2月8日閣議決定されたが、その概要及び県の見解について伺う。

3、一般会計予算（案）について。

令和3年度の一般会計予算は新型コロナ関係の補正予算が幾度となく編成され、総額として1兆円を超える予算となりました。

そこで一般会計予算について以下の件を伺います。

(1)、令和3年度一般会計予算（補正含む）総額について、執行予定総額及び繰越総額等について伺う。

(2)、新型コロナウイルス感染症対策関連予算について。

ア、令和2年度から令和3年度における、当初・補正含む予算総額について伺う。

イ、総額の内訳（感染症対策、経済対策、生活者支援、事業者支援）の予算額及び執行予定額について伺う。

(3)、令和4年度の一般会計予算について。

ア、知事としての任期が最終年度を迎えるが、公約実現に向けてどの部分に重点を置いて予算編成を行ったか伺う。

イ、子どもの貧困対策推進基金を60億円規模にするとのことだが、これまでの県事業（実態調査事業等）と市町村事業（支援事業等）の執行額（交付額）並びにその効果分析について伺う。

ウ、観光産業関連基金について、創設目的、用途基準及び基金額の算出根拠について伺う。

エ、文化観光スポーツ部において観光振興の予算が466億円計上され、そのうちGoToおきなわキャンペーン事業に376億円が計上されています。その事業の概要（開始時期等）について伺う。

4、観光産業の再興について。

令和3年8月の臨時会において、観光産業の再興に関する条例が全会一致で可決されました。また9月には、観光産業の再興に関する小委員会も設置され玉城県知事への緊急政策提言、11月には、西銘沖縄担当大臣をはじめ関係省庁へ沖縄県の観光産業の再興のための支援に関する意見書を経済労働委員会のメンバーを中心に上京し、手交してまいりました。しかし、県内の相次ぐコロナ感染拡大に伴い、県内沖縄観光関連産業への影響は想像以上のものとなり、観光関連産業からは幾度となく県に対し強力な支援要請が行われています。また、沖縄観光コンベンションビューローとりゅうぎん総研によると、2021年度の観光客数は320万人、観光収入は2464億円と見通し、観光収入は約5000億円、2年間で約1兆円の減となり、実質GDPは6.6%の減という過去最大のマイナス成長となる試算が示されました。

そこで以下のとおり伺います。

(1)、沖縄ツーリズム産業団体協議会と県観光協会等協議会が1月26日、県庁に照屋副知事を訪ね観光産業再興に向けた支援要請が行われたようだが、その要請概要と県の支援策及び対応について伺う。

(2)、県の労働力調査による産業別就業者数の統計では宿泊業・飲食サービス業や旅行会社や観光施設等を含む生活関連サービス・娯楽業の就業者数がコロナ禍前（2020年1月）の9万7000人から8万2000人（2021年11月現在）と約2年間で1万5000人減少とのことであるが、アフターコロナを見据えて観光産業の再興に向けた人材育成等について、県としての対策を伺う。

(3)、県外からの修学旅行について。

ア、今年1月以降の予約キャンセルの実態について伺う。

イ、予約のキャンセルに伴うホテル、貸切りバス事業、観光施設、観光施設飲食業等々、県内の観光関連産業への影響（減収額等）及び経営状況について県として実態を把握しているか伺う。

ウ、バスやレンタカー、ハイヤー・タクシー等保有車両台数等に応じた支援策について、他府県の事例を踏まえた対策等、県としての見解を伺う。

(4)、クルーズ船の寄港について。

ア、那覇港、平良港、石垣港における令和4年度の予約状況について伺う。

イ、受入れに際し、県クルーズ船受入那覇・南部地域協議会の合意が必要とのことであるが、協議会での議論状況について伺う。

(5)、県内需要喚起策としてのおきなわ彩発見事業について。

ア、今後の再開時期の見通しと再開条件（感染レベル等々）について伺う。

イ、令和4年度の県内需要喚起策について県の見解を伺う。

(6)、これまで観光関連産業の方々からの要請が幾度となく行われたが、その対応には不満の声（知事は誰一人として取り残さないと言うが観光関連産業は取り残されている等々）が数多く聞こえます。そこで県として今後の観光立県沖縄、リーディング産業としての支援策を具体的・産業別に早急を実施すべきと考えるが見解を伺う。

(7)、観光産業の再興には水際対策は重要と考えるが、那覇空港内クリニックについて、那覇空港ビルディングからの要請概要及び県としての必要性や方向性について見解を伺う。

(8)、県内におけるブルーツーリズムやグリーンツーリズムに対する市町村の取組等について、現状と課題・対策について伺う。

(9)、エコツーリズム推進法について。

ア、平成24年の成立に伴い、慶良間地域エコツーリズム推進全体構想が4大臣の許可を得て、慶良間エコツーリズム協議会及びサンゴ礁保全利用部会が立ち上がったとのことであるが、現在の状況と課題について県の見解を伺う。

イ、慶良間海域におけるダイビング船による営業実態について伺う。

ウ、慶良間海域は水深30メートルが保護対象となる国立公園であり、エコツーリズム推進法でも保護対象であるが実態と課題について県の見解を伺う。

エ、サンゴ礁保全のための係留ブイの設置に関し、漁協との調整や設置許可等の庁内主管部署はどこになるか伺う。

オ、沖縄県全域での係留ブイ設置状況について伺う。

(10)、バス、レンタカー、ハイヤー・タクシー協会について。

ア、県内各社の経営状況等について、どのように把握しているか伺う。

イ、その実態を踏まえて、各社からの幾度とない要請への対応について、県の対応、見解を伺う。

(11)、第3回県観光審議会が2月10日に開催され、第6次県観光振興基本計画の目標値として観光収入1.2兆円、人泊数（延べ宿泊者数）4200万人泊に設定することが確認されたとのことであるが、審議会での

意見等についてどのようなものがあったか伺う。

5、雇用・失業問題について。

東京商工リサーチ沖縄支店は1月27日に、2021年の県内の休廃業・解散企業数が351件と発表しました。長引くコロナ禍の影響で、企業体力の低下により事業継続を断念する企業が増えたとのことであるが、県内各企業において雇用調整助成金等々の支援を受け事業継続を行っている企業も多いと聞きます。

そこで伺います。

(1)、コロナ禍における今後の休廃業・解散企業の見込みについて伺う。

(2)、県内労働市場の動きについて。

ア、直近の有効求人倍率・新規求人倍率の動き及び正規雇用率について伺う。

イ、令和4年3月新規高卒者に係る就職内定状況について伺う。

ウ、平成30年3月卒業者（高校生、大学生）の中で、3年以内の離職率について伺う。

(3)、沖縄労働局は障害者雇用促進法に基づき、令和3年沖縄県内の障害者雇用状況について公表しました。

ア、民間企業における雇用障害者数及び実雇用率について伺う。

イ、公的機関における県、教育委員会、市町村おのおの雇用障害者数及び実雇用率について伺う。

(4)、県内産業においてコロナの影響で資金繰りも厳しく、金融機関から融資支援を受けることで事業継続を行っているが、これからの返済を考えると大きな負担となることによる不安が拡大しています。このことは県内企業にとどまらず、全国の中小企業をはじめ、ここ数年内にコロナの影響により廃業・倒産も懸念されるが、県としての支援策及び見解を伺う。

(5)、会計年度任用職員の現状及び課題（処遇改善等）について伺う。

6、県警関連について。

(1)、警察庁が発表した令和3年の犯罪情勢によると、刑法犯認知件数は56万8148件、特殊詐欺は1万4461件となっていますが、県内刑法犯認知件数及び特殊詐欺の発生件数について伺う。

(2)、昨今、被害者と対面することなく犯行に及び匿名性の高い特殊詐欺に関して、県警が行っている防止対策はどのようなものがあるのか伺う。

(3)、水上安全条例が改正施行されたが、マリンスポーツ業界において違法行為を行っている事業者に対する取組強化の要請も聞こえてきます。安心・安全なマリンスポーツの実現に向けて、県警としての取組に

ついて伺う。

(4)、阿嘉島、慶留間島等への駐在所の設置に関する沖縄県離島振興協議会からの要請について、県警の対応、見解を伺う。

(5)、沖縄市で発生した警察官と高校生による接触事案と沖縄警察署における騒動事案について。

ア、1月27日に沖縄警察署管内で発生した警察官と高校生の接触事案及び同事案を受けて、その夜から未明にかけて発生した沖縄警察署における騒動の概要について伺う。

イ、これらの事案に対して、どのように対応したのか伺う。

ウ、今後、県警としてどのように対応していくのか伺う。

(6)、先般、那覇市内でインターネットでの復讐代行による事件が発生した。ネット上には復讐代行の広告が多くあるとのことだが、県警として再発防止に向けた取組を伺う。

(7)、県内薬物事犯摘発者が1975年以降で最悪、226人との報道があったが、年代別の状況及び対策について伺う。

7、海洋資源の開発と科学技術の振興について。

(1)、我が国において海洋基本法に基づき海洋に関する施策について、集中的、総合的に推進しています。

ア、沖縄における海洋産業の振興・発展に向けた方向性について伺う。

イ、沖縄近海にある国内有数の海底熱水鉱床について国主導の調査・探査が行われているが、県として海洋産業の拠点形成に向けての現在の課題と今後の中期的対応について伺う。

(2)、沖縄科学技術振興について。

ア、平成28年に策定された沖縄科学技術振興ロードマップの目的及び位置づけ、役割について伺う。

イ、科学技術振興施策に関する現状、成果及び課題等について伺う。

ウ、これまでの科学技術振興に関する予算額（年度別）及び執行額について伺う。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 西銘啓史郎議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のエ、知事公約の実現についてお答えいたします。

公約とは、県民に対し政策を約束するものであり、

その実現に向けて、趣旨・目的に沿って継続して取り組むべきものであります。この点を踏まえ、私は、公約で掲げた全ての施策に着手し、取組を進めているところです。

次に1の(2)、石垣市長選挙についてお答えいたします。

今回の石垣市長選挙では、私と近い政策を持ち、共に取り組んでいただける方を支援しております。首長選挙につきましては、候補者が、地域が抱える課題等の実情を踏まえ、自らの公約を掲げ、選挙に臨むものと認識しており、これを考慮し、有権者が判断するものと思われまます。

次に(3)、知事の任期が残り僅かな中で人事を行う意義と考え方についてお答えいたします。

沖縄県の定期人事異動については、例年4月1日に行っており、適材適所の人事配置により、県施策の円滑な推進や組織の活性化を図っております。そのような全体の人事の中で、任期を迎える副知事や定年退職する部長等の後任についても、4月1日付で発令することとしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢について、1の(1)のア及び1の(1)のイ、基軸的な3つの基本方向と重点テーマとの関連について。1の(1)のアから1の(1)のイまでは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

新たな振興計画（案）においては、社会・経済・環境の3つの枠組みに対応する形で、子供の貧困対策やジェンダー平等の推進等による「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成、デジタルトランスフォーメーションを推進し、労働生産性を高め、県内産業の稼ぐ力の強化等による「強くしなやかな自立型経済」の構築、脱炭素社会に向けた再生可能エネルギーの導入拡大や世界自然遺産の保全等による「持続可能な海洋島しょ圏」の形成の基軸的な3つの施策展開の基本方向を示しております。令和4年度の重点テーマについては、社会・経済・環境の3つの枠組みに対応する項目に加え、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症に対する取組、節目の復帰50年に関する取組、各分野に通底する人材育成の6項目を設定しております。

同じく1の(4)、沖縄県PDCAについてお答えいたします。

令和2年度を対象とした沖縄県PDC Aの実施結果においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、離島フェアや花と食のフェスティバル等の各種イベントが縮小・中止あるいは一部オンラインでの開催となったほか、海外への渡航制限により県内高校生の海外派遣事業等が中止となるなど、多くの取組で進捗の遅れが見られ、その結果、成果目標を達成できなかった施策が増加いたしました。

県としましては、ウイズコロナ・ポストコロナに向けた将来を見通す中で、オンラインを活用した取組の実施に努めるなど、新しい生活様式に対応した施策展開を図り、成果目標の達成に資する取組を着実に実施してまいりたいと考えております。

次に2、沖縄振興予算についての(1)のウ、ソフト交付金の県と市町村間の配分割合の変更についてお答えいたします。

令和4年度のソフト交付金が令和3年度に比べ110億円の大幅な減額となったことや、複数の市町村から配分の見直しを求める意見もあったことから、県では令和3年度の配分額の割合である11対9と、一部の市町村から意見のあった1対1を、庁内の議論も踏まえ市町村に提案しました。知事と41市町村長で構成する沖縄振興会議において、1対1の場合、県が実施する本県の特長性に基因する不利性等の対策に影響が生ずることを説明し、理解をいただいたことで、県と市町村の配分は11対9の割合で決定したところです。

同じく2の(3)、沖縄振興特別措置法等改正法案の概要及び県の見解についてお答えいたします。

2月8日に閣議決定された沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案においては、沖縄振興交付金制度や高率補助制度、沖縄関係税制等の主要な制度が継続・拡充されたほか、離島及び北部地域の振興、子供の貧困対策、人材育成に必要な教育の充実、脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成といった県が強く求めている重要な項目が、国及び地方公共団体の努力義務として新たに規定され、法律の期限についても10年間の延長とされております。また、駐留軍用地跡地利用に関する特別措置が継続・拡充され、沖縄振興開発金融公庫についても存続することとされております。

沖縄県では、昨年4月に国に対して制度提言を行って以降、知事を先頭に、国の関係要路に対して、沖縄振興に必要な特別措置の継続・拡充等を時期を捉えて重ねて要望してまいりました。今回閣議決定された法案については、これまでの沖縄県の要望や制度提言の趣旨をおおむね盛り込んでいただいたところです。

次に4、観光産業の再興についての(3)ウのうち、路線バス、タクシーへの支援についてお答えいたします。

路線バスやタクシーなどの公共交通事業者への支援について、各社の事業規模により運行経費が異なることから、県は、保有する車両台数等に応じた支援を実施しております。具体的には、実際の経費や九州各県の支援等を勘案しながら、業種ごとに車両1台当たりの単価を設定し、令和2年度以降の3度の補正予算において、路線バス事業者及びタクシー事業者に対して総額約10億6000万円を支給しております。

同じく4の(7)、那覇空港内診療所設置についてお答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社は、旅客サービス強化の一環として、空港内診療所の設置を必要と認識し、実現に向けて検討を進めているところであります。同社は、診療所設置に向けた報告書の中で、医師確保や採算性などの課題があり、課題解決のためには、国や県の支援が必要であるとしており、県としても、これらの課題について意見交換を行っているところです。引き続き、関係部局と意見交換を行いながら、同社と協議を進めてまいります。

同じく4の(10)のア及び4の(10)のイのうち、バス・タクシー協会からの要請対応についてお答えいたします。4の(10)のアと4の(10)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県は、路線バスや法人タクシーについて、新型コロナウイルス感染拡大以降、沖縄県バス協会や沖縄県ハイヤー・タクシー協会から、毎月の営業収入に関する情報を収集しており、いずれの事業者も経営状況は厳しいものと認識しております。そのため県は、両協会からの要請等も踏まえ、感染防止対策として令和2年6月補正予算、運行継続支援として令和3年4月及び9月補正予算において、車両台数に応じた支援金を計上し、路線バス及びタクシー事業者に対して総額約10億6000万円を支給しております。

次に5、雇用・失業問題についての(5)のうち、市町村の会計年度任用職員の現状及び課題についてお答えいたします。

令和3年4月1日現在の県内市町村における会計年度任用職員の数は、1万792名となっております。会計年度任用職員については、国の制度との権衡から必要な休暇を設ける必要があることや、期末手当については、常勤職員との権衡を踏まえて定める必要があることから、県としましては、引き続き市町村に対し、円滑な制度の運用が図られるよう必要な助言を行って

まいりたいと考えております。

次に7、海洋資源の開発と科学技術の振興について(1)のア、海洋産業の振興・発展の方向性についてお答えいたします。

新たな振興計画(案)においては、基本施策、持続可能な海洋共生社会の構築の中で、海洋島嶼圏としてのSDGsへの貢献を図るとともに、海の恵みを利用した持続可能な社会経済開発であるブルーエコノミーの先導的な展開として、海洋環境を活用した再生可能エネルギーの導入促進、海洋調査・開発の支援拠点形成に向けた取組の推進、沖縄科学技術大学院大学や琉球大学、研究機関等との国内外のネットワーク形成を視野に入れた産学官の相互連携など海洋政策の総合的推進を盛り込んでいるところであります。

同じく7の(2)のア、沖縄科学技術振興ロードマップの目的及び位置づけ、役割についてお答えいたします。

沖縄科学技術振興ロードマップは、知的・産業クラスターの形成に向けた取組を加速させることを目的とし、沖縄21世紀ビジョン基本計画の分野別計画として位置づけております。本ロードマップの役割としましては、関係機関等との協力による科学技術の振興と、知的・産業クラスターの形成を目指すための指針及び活動計画となっております。

同じく7の(2)のイ、科学技術振興施策に関する現状、成果及び課題等についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる健康・医療、環境・エネルギーの成長分野を柱に、知的・産業クラスターの形成を進めてきました。その結果、大学・高専発ベンチャー企業の設立やうるま市州崎地区にライフサイエンス企業が集積する等、企業の集積が一定程度進んできております。集積したライフサイエンス企業は、研究成果を実用化した商品が販売されるなど、実績を上げておりますが、さらなる発展に向けて、県内大学、研究機関、支援機関、企業、金融機関等の各主体の有機的な連携による、継続したイノベーションの創出が課題と考えております。

同じく7の(2)のウ、科学技術振興に関する予算額及び執行額についてお答えいたします。

科学技術振興に関する予算額及び執行額は、管理費を除いた科学技術振興費で、平成28年度は、最終予算額で約14億9000万円、執行額約14億7000万円、平成29年度は、最終予算額で約16億3000万円、執行額約15億9000万円、平成30年度は、最終予算額で約9億1000万円、執行額約8億7000万円、令和元年度は、最終予算額で約9億6000万円、執行額約8億

4000万円、令和2年度は、最終予算額で約7億1000万円、執行額約6億4000万円、令和3年度は、最終予算額で約6億8000万円となっており、令和4年度当初予算案では、約7億4000万円を計上しているところです。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 1、知事の政治姿勢についての(1)のウ、沖縄を取り巻く現状の認識についてお答えいたします。

最近の世界情勢については、ウクライナをめぐる軍事的緊張を踏まえ、日本を含め各国が外交交渉による解決に向けて尽力していること等について、関心を持って注視しているところです。また、台湾海峡問題を含む米中対立の激化によって、沖縄の基地負担の増加につながることはあってはならないと考えております。国際社会の平和と安定は、我が国の繁栄と沖縄の振興・発展を図り、県民の生命財産を守る観点からも極めて重要であることから、関係国等の平和的な外交・対話によって、緊張緩和や信頼関係の構築が図られることが必要と考えております。

同じく1の(6)、沖縄県国民保護共同訓練についてお答えいたします。

国や市町村などの関係機関と国民保護計画に基づく訓練を実施することは、国民保護に関する対処能力の向上を図る上で重要と考えております。このため県では、国や市町村と連携して、毎年、複数回情報伝達訓練等を実施しているほか、平成31年1月には大規模テロ等の緊急対処事態を想定した図上訓練及び実動訓練を実施したところです。また、令和3年度以降は、国と都道府県による国民保護関連の課題について意見交換する検討会が毎年開催されているほか、全国を6つの地域ブロックに分けた実動及び図上訓練が輪番で実施されており、九州ブロックでは、令和5年度に鹿児島県、令和8年度に沖縄県の実施となっております。

県としては、引き続き沖縄総合事務局や自衛隊、市町村等と意見交換を行うなど、沖縄県主導の国民保護共同訓練の実施についても調整してまいります。

同じく1の(8)、モーニングスマイルの評価についてお答えいたします。

モーニングスマイルは、知事から職員及び来庁者に向けた庁内放送として行っております。その内容は、新型コロナウイルス感染症対策に関する取組、各局からのトピックス、県が実施する各種イベント、季節

の事柄、沖縄の年中行事などであり、情報の共有や職員間のコミュニケーションに寄与しているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)のうち、生活困窮世帯等への支援についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により増加する生活困窮者に対する切れ目のない支援を継続するため、住居確保給付金の特例給付や緊急小口資金等の特例貸付け、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再支給などを実施しているところです。

県としましては、引き続き自立相談支援機関等の体制を強化し、関係機関と連携しながら、生活困窮者等、支援を必要とする方々への就労や家計等に対する包括的な支援に取り組んでまいります。

次に3、一般会計予算（案）についての御質問の中の(3)のイ、子どもの貧困対策推進基金についてお答えいたします。

子どもの貧困対策推進基金を活用した県事業では、子ども調査や子ども食堂開設支援など5年間で約2億5000万円を執行し、子供の貧困の実態把握や施策の効果検証、地域の取組の後押しなどを行ってまいりました。また、市町村事業では、約18億7000万円を執行し、就学援助の充実や約7500名の放課後児童クラブ利用料の軽減などが図られたところです。

県としましては、今後も引き続き市町村と連携し、子供の貧困対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての(5)、コロナで疲弊した企業の支援、経済回復への取組についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルスに係る沖縄県の経済対策基本方針に基づき、引き続き、全ての産業の基盤となる事業継続と雇用維持の支援を実施しております。加えて、感染状況を注視しつつ、まずは域内需要から、段階的に域外への需要喚起策を実施するなど、経済活動の回復に向けた取組を進めてまいります。さらに、デジタルトランスフォーメーションとイノベーション創出による稼ぐ力の強化に資する取組等を推進し、県経済の回復に努めてまいります。

次に5、雇用・失業問題についての(1)、今後の休

廃業・解散企業の見込みについてお答えいたします。

東京商工リサーチ沖縄支店によれば、2021年の県の休業・解散企業数は、過去4番目に多い351件となっております。また、そのうち赤字廃業の割合が、前年の約4割から約5割に増加しており、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が長期化すると、休業・解散企業数が高止まりすることが想定されます。

県としては、引き続き事業継続のための資金繰り支援を実施するとともに、支援機関と連携し、国の事業を含め各種支援策の活用促進に取り組んでまいります。

同じく5の(2)のア、有効求人倍率、新規求人倍率及び正規雇用率についてお答えいたします。

令和3年12月の有効求人倍率は0.82倍、新規求人倍率は1.73倍、正規雇用の割合は61.1%となっております。令和2年5月以降、有効求人倍率が1倍を下回るなど厳しい雇用情勢が続いていることから、県では、雇用調整助成金の活用促進や県独自の上乗せ助成を行うとともに、就職困難者等への再就職支援や新規学卒者に対する相談体制の強化など、雇用の維持と求職者の早期就職支援に取り組んでおり、引き続き関係機関と連携しながら、雇用情勢の改善に努めてまいります。

同じく5の(2)のウ、新規学卒者の離職率についてお答えいたします。

平成30年3月卒業者の3年以内離職率は、高校が50.6%、大学が39.9%となっており、おおむね改善傾向で推移しておりますが、依然として全国より高い状況にあります。県では、インターンシップや合同企業説明会、専任コーディネーターによる大学での就職支援等を実施するほか、職場定着に向けた企業の取組を支援するため、個別相談や専門家派遣等を実施することとしており、引き続き関係機関と連携しながら、離職率の改善に取り組んでまいります。

同じく5の(3)のア、民間企業における雇用障害者数及び実雇用率についてお答えいたします。

令和3年6月1日時点における民間企業の雇用障害者数は5167人、実雇用率は2.86%となっており、13年連続で法定雇用率を上回るとともに、過去最高を更新し、全国で2番目に高い実雇用率となっております。

同じく5の(3)のイ、公的機関における雇用障害者数及び実雇用率についてお答えいたします。

令和3年6月1日時点における県の知事部局、病院事業局、企業局、警察本部、議会事務局の5機関合計の雇用障害者数は186.5人、実雇用率は2.17%、

県教育委員会の雇用障害者数は194.5人、実雇用率は1.65%となっており、そのうち知事部局、病院事業局、県教育委員会の3機関については法定雇用率未達成となっております。市町村については、77機関合計で雇用障害者数は492人、実雇用率は2.40%となっており、そのうち令和3年11月末時点で法定雇用率未達成の機関は20機関となっております。

同じく5の(4)、これから返済が始まる中小企業への支援策及び見解についてお答えいたします。

コロナ禍で、県経済が依然として厳しい状況にある中、令和2年度から実行したコロナ関連融資の据置期間が5年以内となっており、今後、返済が始まる事業者の増加が想定されます。県では、県経済への影響が長期化していることを踏まえ、金融機関が継続的な伴走支援をする融資及び利子補給制度を創設し、事業の継続を図っております。また、県内金融機関には、これまでも返済猶予等の条件変更について迅速かつ柔軟な対応を求めています。

県としては、支援機関と連携し、引き続き事業者の経営改善に取り組んでまいります。

次に7、海洋資源の開発と科学技術の振興についての(1)のイ、海洋資源開発の拠点形成に向けた課題と中期的対応についてお答えいたします。

海底熱水鉱床など海洋資源の開発については、採算性や法整備など商業化に向けた課題があることから、県が目指す調査・開発支援拠点形成においても、現時点では、調査機関や鉱物を利用する民間事業者の参入に至っておりません。県では、引き続き国等の関係機関と意見交換を行い、国の調査の進捗を把握するとともに、次年度は新たに、民間の事業参画への課題や条件等を整理するための調査事業を実施し、支援拠点形成に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(7)、宮古圏域の重点措置区域の解除等についてお答えいたします。

各圏域ごとのまん延防止等重点措置区域の解除については、圏域ごとの感染状況や医療体制の状況を勘案し、地域の意見を踏まえた上で検討することとしております。解除の指標については、感染症専門家会議や県医療コーディネーターの意見を踏まえて、それぞれの圏域で、病床使用率及び重症者用病床使用率50%以内、人口10万人当たりの新規陽性者数200人以下、新規陽性者の前週比減少の7日間継続が見られ

る場合に措置区域から除くとの考えを示しており、2月3日時点で全ての指標を満たした宮古圏域を地域の意向も踏まえて措置区域外としたところですが、その他圏域についても同様の考えとなっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 2、沖縄振興予算についての(1)のア、予算獲得に向けた取組についてお答えいたします。

令和4年度の国庫要請に当たっては、全市町村と意見交換を行った上で、知事自ら沖縄担当大臣や自民党沖縄振興調査会をはじめ関係要路へ要請を行ってまいりました。8月末の概算要求後も、沖縄担当大臣、官房長官が来沖された際に、予算の確保について要請を行い、11月には、市長会長、町村会長とともに、岸田内閣総理大臣、松野官房長官、西銘沖縄担当大臣、自民党沖縄振興調査会をはじめ関係要路へ要請を行いました。さらに、国の予算編成が大詰めを迎えた12月中旬にも、西銘沖縄担当大臣をはじめ関係要路へ改めて予算確保についての要請を重ねてまいりました。

同じく2の(1)のイ、予算減額に伴う予算編成の考え方についてお答えいたします。

令和4年度沖縄振興予算案は、対前年度比326億円減となる2684億円となりました。そのため、予算編成に当たっては、市町村事業に配慮しつつ、県事業については、各事業の執行状況等の精査や必要に応じた事業内容の見直しを行ったほか、県民生活への影響が大きな事業や事業効果が早期に発現する取組への重点化などを図ったところであります。

県としましては、限られた財源を効果的かつ効率的に活用しながら、可能な限り県民生活への影響が小さくなるよう取り組んでまいります。

同じく2の(1)のエ、新規事業の概要及び予算額についてお答えいたします。

内閣府の令和4年度沖縄振興予算案における新規事業としては、ものづくり企業の域外競争力の強化等を図る沖縄域外競争力強化促進事業に約9億円、企業の中核人材やITを利活用できる基盤的人材の育成等を実施する沖縄型産業中核人材育成・活用事業に約3億円、また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた沖縄クリーンエネルギー導入促進調査事業として約1億円が計上されております。

同じく2の(2)、令和3年度の執行予定額等についてお答えいたします。

令和3年度沖縄振興予算3010億円のうち、県予算

に計上したのは1351億円となっております。同計上額のうち、令和4年1月末現在の執行予定額は760億円、繰越予定額は591億円となっております。また、ソフト交付金504億円のうち、県分の執行予定額は253億円、年度内執行率91%、市町村分の執行予定額は153億円、執行率68%、繰越予定額は県分26億円、市町村分72億円となっております。次に、ハード交付金477億円の執行予定額は183億円、執行率39%、繰越予定額は294億円となっております。

次に3、一般会計予算（案）についての(1)、令和3年度一般会計予算の執行予定額及び繰越額についてお答えいたします。

令和3年度一般会計予算は、今回提案しております第22号補正予算を含めると、1兆1194億8233万9000円となり、過去3年の執行率を勘案すると、執行予定額は約1兆円と想定しております。繰越明許費は1295億771万8000円を計上しておりますが、引き続き効率的な予算執行に努めまして、繰越額の圧縮を図ってまいります。

同じく3の(2)のア及びイ、新型コロナウイルス感染症対策関連予算についてお答えいたします。3の(2)のアと3の(2)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

令和2年度以降、これまでに計上したコロナ対策関連予算の累計は、約5297億円となっております。その内訳は、感染症対策が1164億円、経済対策が2186億円、事業者支援が1106億円、生活者支援が841億円となっております。令和3年12月末現在の執行予定額は、主に感染症対策の予算を計上している保健医療部が989億円、経済対策と事業者支援の予算を計上している商工労働部が2790億円、文化観光スポーツ部が204億円、生活者支援の予算を計上している子ども生活福祉部が796億円となっており、全体で96%の執行予定となっております。

同じく3の(3)のア、公約実現に向けた予算編成についてお答えいたします。

令和4年度当初予算案においては、知事公約の実現に向け、新たな振興計画を踏まえながら、諸施策を展開することとしております。経済分野に関して、新時代沖縄の到来の視点では、脱炭素社会の実現に向けた島しょ型エネルギー社会基盤構築事業、県内企業の「稼ぐ力」強化人材育成事業、観光産業のさらなる振興に取り組むための沖縄県観光振興基金積立事業などを計上しております。また、平和分野に関して、誇りある豊かさの視点では、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼関係醸成に向けた平和連携の取組を推進するア

ジア太平洋地域平和連携推進事業、基地問題の国民的理解を促すための米軍基地問題情報発信強化事業などを計上しております。また、生活分野に関して、沖縄らしい優しい社会の構築の視点では、子供の貧困施策を切れ目なく推進するための子どもの貧困対策推進基金積立事業、離島のデジタル社会の推進を図る離島地区情報通信基盤高度化事業、北部中高一貫教育校の開校に向けた中学校施設整備単独事業費などを計上しております。これらの予算を活用し、知事公約に掲げた諸施策を着実に推進してまいります。

次に5、雇用・失業問題についての(5)、知事部局の会計年度任用職員の現状及び課題についてお答えいたします。

知事部局における会計年度任用職員は、令和3年6月1日時点で1242名となっております。給与・勤務条件などの処遇については、国に準じるとともに、県の常勤職員との均衡も勘案し、改善に努めているところであり、本定例会におきましても、妊娠・出産、育児等と仕事の両立支援制度を充実させるための新たな休暇制度等に関する条例案の審議をお願いしているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 3、一般会計予算（案）についての中の(3)のウ、観光振興基金の創設目的等についてお答えします。

県におきましては、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るための取組を長期的、安定的に実施するために沖縄県観光振興基金を創設するものであります。基金は、観光旅客の受入れ体制の充実強化を図るための事業等に充てることとしており、令和4年度当初予算に計上した40億円につきましては、宿泊税を導入した場合の想定する税込規模を参考に、基金を活用して実施する事業の内容を勘案し積算したものであります。

同じく3の(3)のエ、GOTおきなわキャンペーンの事業概要についてお答えします。

本事業は、国の地域観光事業支援の一環として新たに創設された都道府県による新たなGOTトラベル事業を活用して実施するもので、落ち込んだ観光需要を回復させるために、域外からの旅行需要喚起を図るものであります。具体的には、旅行商品の20%、1人泊当たり8000円を上限に割引を行い、さらに、地域クーポン3000円を上限に付与するものとなっております。現在、国において詳細制度を設計中であり、

現時点において、ゴールデンウィーク後から開始する予定となっております。

次に4、観光産業の再興についての(1)、沖縄ツーリズム産業団体協議会等からの要請等についてお答えいたします。

両協議会からは、観光産業に対する事業規模に応じた支援や修学旅行等のキャンセルに伴う事務経費等の補填、観光予算の確保等について要請を受けております。県では、今月10日に照屋副知事が関係要路に対して、おきなわ彩発見キャンペーン等の地域観光事業支援の運用改善や、観光関連事業者の経営継続を支援する地方創生臨時交付金の拡充等の要請を行っております。

県としましては、引き続き様々な財源の確保に努めながら、観光関連事業者の支援を検討してまいります。

同じく4の(2)、観光産業の再興に向けた人材育成等についてお答えします。

県では、観光関連産業従事者を対象に、エントリー層、現場リーダー層に区分して、体系的な研修を実施し、ウイズコロナ・アフターコロナ社会におけるマネジメントやキャリアデザイン等をカリキュラムに加え、人材育成に取り組んでいるところです。また、令和4年度は、地域の観光振興を担う観光協会等を対象とした研修を追加し、取組を強化しております。引き続きアフターコロナを見据え、観光産業の再興に資する人材の育成・確保に努めてまいります。

同じく4の(3)のア、修学旅行のキャンセル状況についてお答えします。

令和4年1月から3月までの県外からの修学旅行予約数について、旅行会社15社へ照会したところ、10社から回答がありました。令和3年12月7日時点では、433校、8万5749人でしたが、令和4年1月12日時点では、242校、4万7801人となっており、191校、3万7948人のキャンセルが発生したものと承知しております。

次に、同じく4の(3)のイ、観光関連産業の実態把握についてお答えします。

沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合によると、令和4年1月の平均客室稼働率は24.7%で、令和2年同月比で、21ポイントの減となっております。沖縄県バス協会によると、速報値で、令和4年1月の貸切りバス収入額は1億1627万円で、令和2年同月比で76.1%の減となっております。観光施設について県が実施した調査では、令和4年1月の入場者数は、令和2年同月比で、平均75%の減となっております。

県では、新型コロナウイルス感染症による観光関連産業への影響について実態を把握するため、アンケート調査を実施しているところです。

同じく4の(3)のウのうち、貸切りバス及びレンタカー事業者への車両台数等に応じた支援策についてお答えします。

支援策について、他県では、保有車両台数に応じて、事業継続のための支援金交付を行っている事例などがあります。本県では、貸切りバス事業者へ1台当たり最大3万円を支援し、学校行事や自治会旅行などで貸切りバス需要を喚起するおきなわ彩発見バスツアー促進事業を実施しております。また、レンタカー事業者を含め観光関連事業者等に対し個人に最大10万円、法人に最大30万円を給付する観光関連事業者等応援プロジェクトにより、事業継続支援を行っております。

同じく4の(5)のア、おきなわ彩発見キャンペーンの再開時期等についてお答えします。

おきなわ彩発見キャンペーンは、観光庁の補助事業を活用して実施しております。その補助金交付要綱では、本県の感染状況が感染警戒レベル2相当以下であること、かつ、まん延防止等重点措置の適用を受けていないことが要件とされております。県では、感染状況等を注視しながら、感染再拡大の防止を前提として、レベル2移行後のキャンペーン再開に向け、関係部局や関係事業者と調整を行っているところです。

同じく4の(5)のイ、令和4年度の県内需要喚起策についてお答えします。

国の交付要綱等の見直しを受け、宿泊事業者感染症対策支援事業の執行残をおきなわ彩発見キャンペーンに増額するとともに、令和4年度に約80億円を繰り越すこととしております。今後、利用対象範囲を現行の県内及び隣県から地域ブロックへ拡大することに加え、当初予算で約377億円を計上し、都道府県による新たなGo Toトラベル事業を開始することとしております。県としては、コロナ禍で自制していた県内外の旺盛な旅行需要を取り込むことにより、本県の観光産業の回復に向け、全力で取り組んでまいります。

同じく4の(6)、観光産業への具体的な支援策についてお答えします。

県では、事業者支援策として、国の月次支援金を受給した県内事業者に対し、最大で個人に10万円、法人に30万円を給付する観光関連事業者等応援プロジェクトや、感染拡大防止策等に取り組む宿泊事業者に対し、最大500万円を支援する宿泊事業者感染症対策支援事業を実施しております。県内外の感染状況等

を見極めつつ、感染のリバウンドを防止しながら、県民による県内旅行を促進するおきなわ彩発見キャンペーンを再開し、その後は、都道府県による新たなGo Toトラベル事業を活用するなど、段階的に域内から県外、海外の旅行需要を取り込むことにより、本県の観光産業の回復に向け、全力で取り組んでまいります。

同じく4の(10)のAのうち、貸切りバス、レンタカー事業者の経営状況等についてお答えします。

県では、日頃から担当者間で電話や意見交換を行うなど、各協会を通じて経営状況等の把握に努めているところです。貸切りバスでは、バス運転手の路線バスへの応援や休業、レンタカーでは、車両や駐車場用地の売却による固定費の削減を図るとともに、金融機関からの融資や雇用調整助成金の活用などにより、事業継続を図っていると聞いており、非常に厳しい経営状況にあるものと認識しております。また、新型コロナウイルス感染症による影響について、より詳細な実態を把握するため、現在、各協会を通じてアンケート調査を実施しております。

同じく4の(10)のIのうち、貸切りバス及びレンタカー事業者への支援についてお答えします。

貸切りバスについては、おきなわ彩発見バスツアー促進事業で支援しており、2月18日時点で申請が30社、2438万円の補助金交付を予定しております。また、レンタカーを含めた観光関連事業者等については、観光関連事業者等応援プロジェクトで支援しており、2月18日時点で申請が1万5026件、給付済額が16億7500万円となっております。観光関連事業者は感染症の影響を長期にわたって受けており、事業者の皆様からはさらなる支援を求められていることから、次年度は当初予算に21億円を計上し、おきなわ事業者復活支援金による支援を行ってまいります。

同じく4の(11)、沖縄県観光審議会における意見についてお答えします。

第6次沖縄県観光振興基本計画の目標値については、コロナ禍の中、達成していない第5次計画の目標値である4200万人泊等を基本に検討する必要があるとの意見があったことから、目標値を観光収入1.2兆円、人泊数4200万人に設定することとしております。第3回審議会では、年間を通した観光需要の平準化や富裕層の誘客による宿泊費、娯楽費等の各費目別の単価向上等の審議が行われました。あわせて委員からは、観光業界の回復・復興対策や、業界とのさらなる対話の場を求める意見が出されております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 4、観光産業の再興について(4)のA、クルーズ船の寄港予約数についてお答えいたします。

令和4年の県内港湾におけるクルーズ船の寄港予約数は1月時点で814回あり、そのうち那覇港は331回、平良港は140回、石垣港は306回となっております。なお、1月末時点におけるキャンセル数は、全体で182回となっております。

同じく4の(4)のI、沖縄県クルーズ船受入那覇・南部地域協議会の状況についてお答えいたします。

国内クルーズ船の寄港受入れに当たっては、国が公表したクルーズの安全・安心に係る中間とりまとめにより、衛生主管部局を含む地域の関係機関の合意を得ることとされております。このため、沖縄県クルーズ船受入協議会を設置したところであり、寄港予定の1～2か月前をめどに、新型コロナの地域の感染状況等を踏まえ、合意を図る必要があると考えております。なお、那覇港で国内クルーズ船の寄港を受け入れる場合は、那覇・南部地域協議会で地域の関係機関の合意が必要となります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 4、観光産業の再興についての(8)、ブルーツーリズムやグリーンツーリズムに対する県の取組、課題・対策についてお答えします。

ブルーツーリズムやグリーンツーリズムは、農山漁村に滞在し、農漁業体験等を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動であります。県では、平成29年1月に10市町村の10団体を構成員とした沖縄県グリーン・ツーリズムネットワークを立ち上げ、現在、12市町村の13団体を中心にスキルアップ研修会や農漁業体験プログラムの開発・普及等を行っております。しかしながら、修学旅行の受入れが中心となっていて一般客の誘致が課題となっていることから、今後は一般客への情報発信の強化に努めてまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 4、観光産業の再興についての(9)のA、慶良間地域エコツーリズム推進全体構想の現状と課題についてお答えします。

渡嘉敷村エコツーリズム推進協議会及び座間味村エ

コツーリズム推進協議会は、合同で慶良間地域エコツーリズム推進全体構想を作成し、平成24年に国の認定を受けております。当該構想では、慶良間サンゴ礁保全利用部会を設置し、サンゴ群集を保全するために必要な事業を行うとされております。しかし、座間味村に確認したところ、平成26年5月以後、同部会を開催していないとのこと。また、当該構想の推進に当たっては、両村の取組に関するすり合わせが課題であると聞いております。

同じく(9)のイ、ダイビング船の営業実態についてお答えします。

県警察の公表資料によると、令和3年9月末時点で県内に所在する潜水業の事業所は1041件で、そのうち渡嘉敷村及び座間味村に所在する事業所は75件となっております。

同じく(9)のウ、慶良間海域における実態と課題についてお答えします。

ダイビング船がダイビングポイントで船を係留する際、投錨したいかりがサンゴを破損してしまうことが懸念されており、その対策として、慶良間諸島など一部のダイビングポイントでは、船を係留する係留ブイが設置されております。しかしながら、他地域のダイビング業者が地域のルールを守らず投錨することで、サンゴの損傷が見られると聞いております。

同じく(9)のエ、係留ブイの設置に係る漁協との調整や設置許可等の庁内主管部署についてお答えします。

係留ブイの設置について法的義務はないものの、漁場でもある海を適正かつ安全に利用する観点から、漁協との調整が必要と認識しております。また、係留ブイの規模や構造によっては、農林水産部所管の沖縄県漁業調整規則に基づく岩礁破碎等許可や、土木建築部所管の沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に基づく公共用財産使用許可が必要となる場合があります。

同じく(9)のオ、沖縄県内の係留ブイ設置状況についてお答えします。

係留ブイについては、慶良間諸島や宮古島の一部のダイビングポイントで設置されていることを確認しておりますが、県全域での設置状況は把握しておりません。なお、係留ブイの設置に係る岩礁破碎等許可、公共用財産使用許可の実績はないと聞いております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 5、雇用・失業問題について

の御質問の中の(2)のイ、新規高卒者の就職内定状況についてお答えします。

県教育委員会の調査による本県高校生の就職内定率は、令和4年1月末現在で昨年度と比べ0.9ポイント減の76.9%となっております。その要因としては、コロナ禍による観光関連産業をはじめとした多くの業種における求人数の減少等が考えられます。

県教育委員会としましては、今後も厳しい状況が予測されることから、関係機関との連携を図り、引き続き就職未定者の就職活動を粘り強く支援してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 警察本部長。

[警察本部長 日下真一君登壇]

○警察本部長(日下真一君) 6、県警関連についての御質問のうち(1)、県内刑法犯認知件数及び特殊詐欺の発生件数についてお答えいたします。

令和3年中の沖縄県内における刑法犯認知件数につきましては5833件で、前年より165件減少しております。また、特殊詐欺につきましては、暫定値ではありますが15件を認知しており、前年より9件減少しております。刑法犯認知件数につきましては、平成14年の2万5641件をピークに、昨年まで19年連続で減少しております。

次に同じく6の(2)、特殊詐欺の対策についてお答えいたします。

特殊詐欺に関しては、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺等巧妙な手口が多様に存在しますので、被害に遭わないためには、県民がその実態を知り、防犯対策を講ずることが重要であると考えております。

県警察におきましては、安心ゆいメール、SNS、ユーチューブ動画などを活用した情報発信、高齢者世帯への戸別訪問のほか、自治会等における防犯講話の実施、金融機関と連携して詐欺被害防止のチラシ掲示や、職員を対象とした被害を水際で阻止するためのロールプレイング訓練の実施など様々な取組を行っております。今後とも特殊詐欺の被害者を出さないため、各種取組を積極的に実施してまいります。

次に同じく6の(3)、違法行為を行っているマリネ業者に対する県警察の取組についてお答えいたします。

県警察におきましては、海域レジャー提供業者の事業所に対する立入調査や事故発生時の調査に加え、インターネット上における事業者のホームページ、SNS、広告等から覚知した情報等、あらゆる活動を通じて認知した情報を基に届出の実態把握に努めており、

また、無届けと判明した場合には、事業の届出を行うよう指導するなど、適切に対応しているところであります。

次に同じく6の(4)、阿嘉島、慶留間島への駐在所の設置についてお答えいたします。

駐在所などの警察施設の設置等に当たっては、既存の警察施設の位置、管内人口の変動、治安情勢などを踏まえて総合的に検討しているところであります。

離島における警察施設の設置を検討するに当たっては、離島の特殊性を踏まえ、地元住民の方々の設置の御要望や治安上の不安等について、確実に把握することが極めて重要と考えております。お尋ねの阿嘉島、慶留間島につきましては、ほかの警察施設のない有人離島と異なり、これまでも来島者が増加する7月、8月には警察官を応援派遣しているところであります。そこで、派遣される警察官の勤務環境を整える意味でも、警察施設の設置が必要であると判断しているところであります。したがって、座間味村と調整を進めてまいります。

次に同じく6の(5)のア、沖縄警察署における騒動の概要等についてお答えいたします。

まず、高校生と警察官の接触事案についてでございますが、本年1月27日午前1時15分頃、沖縄市宮里の路上において、暴走行為警戒中の沖縄警察署所属の警察官がバイクを運転する少年と接触する事案が発生し、その後バイクを運転していた少年が右眼球破裂等の重傷を負っていることが判明したものであります。

次に、沖縄警察署における器物損壊等事案につきましては、本年1月27日午後11時頃から翌28日午前4時頃にかけて、沖縄警察署周辺に最大時約400人の者が集まり、一部の者が同署に向けて物を投げるなどして、庁舎の一部や構内に駐車していた車両のガラスなどを損壊していたものでございます。

次に同じく6の(5)のイ、各事案について、どのように対応したかについてお答えいたします。

接触事案につきましては、当該警察官、負傷した高校生、関係者等からの事情聴取に加え、警棒の鑑定分析等、慎重に捜査を進めているところであります。また、沖縄警察署における器物損壊等事案につきましては、当日、大勢の若者等が沖縄警察署周辺に集まり、その一部の者が投石や車両への損壊行為等を行っていたことから、機動隊や近隣の警察署等の応援を得て、蟬集した人々に対して解散を促すなど現場の安全を最優先に対応しております。現在、慎重な捜査を進めているところであります。

次に同じく6の(5)のウ、今後の県警の対応につい

てお答えいたします。

両事案ともに、事案の重大性を踏まえ、発生当初から警察本部主導で慎重に捜査を行っているところであり、確認された事実関係について、法と証拠に基づき、厳正に対処してまいります。また、捜査によって明らかになった事実関係について、引き続き必要に応じて、県民等に対して適切に情報を発信してまいります。

次に同じく6の(6)、復讐代行の広告への対応についてお答えいたします。

御質問の事件につきましては、子供同士のトラブルをきっかけに、無職の女性がインターネット上に掲示されていた、いわゆる復讐代行を生業とする男性に依頼をし、被害者が所有する車両に剝離剤などをかけて損壊させたとし、本年2月2日水曜日、依頼した女性と復讐代行業の男性を器物損壊罪で逮捕しております。

インターネット上における復讐代行業に関わる記載につきましては、その内容が人や物に危害を加えるなど、犯罪を誘発するおそれがある場合には削除依頼を実施することとしております。

県警察といたしましては、違法・有害情報を覚知した場合には、適切に対応していくこととしております。

次に同じく6の(7)、県内の薬物事犯の状況と対策についてお答えいたします。

県内における過去3年間の薬物事犯検挙人員につきましては、令和元年は181人、令和2年は188人、令和3年は226人と増加傾向にあります。昨年1年間の検挙人員を罪種別で言いますと、大麻事犯が149人、覚醒剤が57人、麻薬等が20人となっております。年代別では20代の検挙者が91人と最も多く、10代が43人、30代が47人、40代が35人、50代以上が10人となっております。

県警察におきましては、薬物事犯の絶無に向けて積極的な広報啓発活動を実施するとともに、末端乱用者の徹底検挙による需要の根絶、密売人の取締りによる供給源の遮断、関係機関と連携した水際対策の強化、薬物乱用防止講話の開催など、総合的な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 御答弁いろいろありがとうございました。

順不同で再質問をさせていただきます。

まず県警関連ですが、本部長、先ほどの高校生との

接触事案の件なんですけれども、先般記者会見をされたようではありますが、いろんなネット——確かにいろんな情報が錯綜していて、私自身も何が正しい情報なのか分からない状況になっていました。特に今回この事案に関してですけれども……。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後2時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 いろんな情報を耳にしました。県警は、いろんな情報を隠蔽しようとしているのではないかと、また先ほど申し上げましたSNS等でもいろんな情報が拡散されて、非常に現地でも大変だったと思います。

そこで再質問として、県警の広報体制についてどのように考えているか、もう一度御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） 県警におきましては、事案の発生当初においては、事実関係が判然としていなかったことから、事実について確認中である旨を説明しておりますが、その後確認された事実に基づいて、適宜マスコミ等に対して情報発信を行ってきたところでございます。今後とも、正確な情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 (6)の復讐代行、私も記事をネットで見て、非常にびっくりしました。運転代行ならぬ、こういった復讐代行というものがなりわいになるのかどうかも不思議なんです、そのインターネットでの掲示だけでは犯罪ではないということをちょっとお聞きしましたけれども、この何か——これはもちろん法律なり条例では取り締まれないと思うのですが、こういうなりわいが成立するような世の中というのは、非常に不安であるし心配であるんです。県警としてできることというのはもう限られているとは思いますが、何かいい方法があるかどうか、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

やはりこの種の事案を、復讐代行なるものを利用した犯罪というものは、必ず検挙するということが大事です、やはりそういったもののネットサイトが非常に有害なものであれば、違法にかかわらず削除依頼するなど、そういう継続的な取組が必要であると考えて

おりますので、引き続き力を入れて対策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 県警関連は最後ですけれども、阿嘉島、慶留間島、前回の一般質問でも取り上げさせてもらいました。地元の離島振興協議会からも強い要望があったり、我々議員団も意見交換をするときにそういう声がありました。今前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ早急に対応していただければと思います。

以上です。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 知事の政治姿勢について、まず質問させてください。

先ほど所信表明を受けてというふうには、私も幾つか質問をしました。今年は県内、選挙イヤーと言われております。全県選挙として、7月の参議院議員選挙それから9月の知事選挙、18市町村の首長選挙——もう3つは既に終わりました。それから31の市町村議会議員選挙が行われます。また、世界に目を向けると3月韓国の大統領選挙、4月にフランス大統領選挙、11月にはアメリカ中間選挙、上下両院議員選挙がある。そして隣国の中国では、5年に1度の中国共産党大会がこの秋に行われるとあります。その選挙結果というものもいろんな意味で世界、もちろん日本または沖縄、いろんな影響が出てくると思うのですが、知事もう一度伺います。

知事の所信表明の中の環境の認識、沖縄を取り巻く認識についてですが、知事として、もちろん基地問題や県内のいろんな状況を所信表明に入れることは大変重要だと思うのですけれども、私は今回の所信表明を読んでいて感じたことがあります。まずページ数は増えているのですけれども、知事、これ残念ながらマスコミにも書かれていました。具体的な成果が問われるということを社説で取り上げているマスコミがありました。私もこの取組、決意を読んでいて知事の決意が感じられませんでした。任期の最終年度を迎える知事として、どこをどのようにしたいのか。特に基地問題。実はこれは翁長知事の最終年度の資料から調べてみました。まず、知事として辺野古の基地問題はどのような今位置づけになっているのか。一丁目一番地だ

というふうにお伺いしていますけれども、知事としての取組の決意についてもう一度御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 辺野古の移設そもそものは、普天間飛行場の負担軽減、一日も早い危険性の除去であるということは、議員御承知のことだと思えます。市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安それから騒音被害などを解消することは喫緊の課題であり、やはり普天間飛行場の一日も早い危険性の除去と早期閉鎖・返還は県民の強い願いであるということのように所信表明でも述べさせていただきました。県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えていることから、政府に対しては対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めていくとともに、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む危険性の除去、県外・国外移設及び早期の閉鎖・返還と辺野古に新基地を造らせないという公約の実現に向けて、おれずば全身全霊で取り組んでいくということも明記させていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 過去4年間の、5年間ですか、翁長知事の最終年、平成30年のこの所信表明の中でも県政に取り組む決意という項目の中で、辺野古に新基地は造らせない、公約の実現に向けて取り組むという表現が入っています。私はこの入っているページも調べてみたら、翁長知事ときは、最終年度、この30年度の所信表明の取り組む決意の9行目に辺野古に基地は造らせないという文字が入っているんです。玉城知事の平成31年を調べてみると2ページ目の21行目、令和2年は3ページの23行目、令和3年は6ページの5行目。今回、令和4年は、辺野古に新基地は造らせないという文字が出てくるのは、何と7ページの21行目なんです。何を申し上げたいかというと、辺野古の基地を阻止するのは知事の一丁目一番地だったとしたら、取り組む決意の中で段々これが下がってきているんです。私は、やる気があるのか、もし与党の方だったら恐らくこの辺は普通クレーム、知事に取り組む姿勢についてなぜこれがこんなところに来ているんだということを言わなかったのか——事前調整したのか分かりませんが、そういう意味も含め

て、知事の意気込み、取り組む決意が感じられないという思いをしています。私は野党ですけども、与党はもっと厳しい追及をするのではないかと考えていますが、いずれにしてもこの知事の決意、一丁目一番地、残念ながらこの中では今回一丁目一番地というところを入れているのは、最重要課題というのは、子供の貧困対策を最重要施策に掲げていますと入れているんです。これは3ページ目に。これも大事です。もちろん子供の貧困対策は大事です。しかし本来の一丁目一番地の辺野古に基地を造らせないということが——先ほど言いました。どんなに知事が造らせないと言っても工事は進んでいます。その辺について、知事はこの所信表明の中にどういうふうに思いを込めたのか、もう一度御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 出てくる場所によってそれが後退した前進したというような意見は様々あると思いますが、しかし、決意としておられることは決してないということは改めて申し上げておきたいと思えます。そして今回、知事提案の説明要旨をつくるに当たって、本土復帰50年、新たな振興計画のスタート、全身全霊で取り組む決意、そしてこれまで包摂性と寛容性に基づく施策を推進してきたこと、公約の全てに着手し様々な施策を展開していること、その目玉となる取組、誰一人取り残さない社会の実現に向けてお互いの人権を尊重し合う共生社会の実現、そして昨年は困難な状況に見舞われたこと、コロナウイルス感染対策、軽石問題、防災危機管理センター、復帰から現状までの基地の状況、そしてS A C O最終報告、普天間新基地建設問題、公約に掲げた諸施策の推進など、このように県政の重要課題を一つ一つ点検し、さらに新しい課題に取り組むという決意を込めて、今般、私の令和4年に係る所信表明をまとめさせていただいております。ですから私は、この所信表明に込められた思いを必ず実現させるという思いで、残りの任期をしっかりと全身全霊で務めていきたいということも合わせて述べさせていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 やはり決意というものはもちろん——知事はページ数は問題ないと言いましたけれども、私は重要だと思います。どの順番で何を語るか。ましてやこれは県民の皆様への理解も賜ると書いていますので、この辺はやはり知事の思いがどれだけ伝わるかというものは、私は大事だと思います。そしてこの質問の中にもありますけれども、公約は実現ではなくて着手でもいいのかということを知りました。知事

は、幾つかにもう着手していますという話であります。

先般、那覇市長が施政方針の中で、184施策中着手・達成95%と答えたそうです。そしてその後、議員の質問に対して総務部長が、達成したのは25施策で13.6%だという答弁をしたようです。何を申し上げたいかという、知事は、選挙のときには1期4年間で——もちろん着手しかできないこともあるかもしれませんが——基本的には2期8年でやるということは申し上げていないはずですよ。知事はおっしゃっていないと思うんです。ですから任期中に実現することが、私は本当は全てだと思います。しかし、その中で特に辺野古については、もうちぐはぐな対応が繰り返されている。そういう声が数多く聞こえてきます。

そこで知事、もう一度伺います。知事の政策を実現するために、この令和4年度、知事が一番重きを置いている項目は何でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のとおり、当然私にとって辺野古に新基地を造らせないということや、子供の貧困対策については一丁目一番地であり、また離島振興も、離島振興なくして沖縄の振興なしというような非常に重要な施策として上げさせていただいておりますが、もう一度この所信表明、一番最初の議員おっしゃるところでは、初めに何を掲げているかということについて、もう一度御紹介したいと思います。

1ページの第1には、県政運営に取り組む決意を書かせていただいております。本土復帰50周年節目の年。しかし、様々な社会資本整備が進んできた中で、1人当たり県民所得が全国最下位の水準、自立型経済の構築はなお道半ば。離島の条件不利性、米軍基地問題等の沖縄の特殊事情から派生する固有課題、子供の貧困の問題、雇用の質の改善、重要性を増した課題や新たに生じた課題等も明らかとなってきております。つまり、これから取り組んでいくことについては、やはりまだ道半ばであり、非常に重要なこの課題が山積しているということにおいて、復帰50年の節目の年にスタートする新たな振興計画においては、県民が安全・安心で幸福が実感できる島の形成を施策展開の基本的指針として掲げ、持続可能な発展に向けて

取り組んでいくというように書いてあります。その中では、国際社会全体の共通目標であるSDGs、社会・経済・環境の3つの枠組に対応する形で、誰一人取り残すことのない優しい社会、強くしなやかな自立型経済、持続可能な海洋島嶼圏の3つの基本方向、さらには県民一人一人をはじめとする社会全体での参画によって離島・過疎地域における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革、世界に誇れる島嶼型環境モデル地区の形成など、沖縄の地域特性やソフトパワーなどを生かし様々な施策展開を図ってまいります。このように所信を述べさせていただいております。

このように、議員が、やはりその一番に何を掲げるかということに、私は、まず県政運営に取り組む決意をしっかりと述べさせていただき、るそれぞれの項目について、この所信表明の中で説明させていただいているということを御理解いただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 改めてここで所信表明を聞くつもりは全くありませんでしたけれども、知事、やはり知事はこの所信表明で自分の思いを伝えるわけです、決意を。それが私は、本当に与党の皆さんにも伝わっているのかどうか。この文章を作成するときどんな調整をされて、企画部が主管だというようには聞いていますけれども、与党の方々の声も聞いたのか。それは分かりません。ただいづれにしても大事なことは、知事がこの残された任期、9月までの任期の中で何ができるか。何を県民に本当に見せてくれるのかが大事だと思います。この3年5か月の中でできなかったことが残り7か月でできるとは私は思っておりません。ですから大事なことは、本当に知事の思いが込められているというふうには私は感じられなかったということ強く申し上げておきます。

そして(2)に行きます。

石垣市長選挙についてであります。私も相手候補——相手候補といいますが、昔の仲間の一人でもありますけれども、非常に残念というか驚きを隠せません。本人が立候補したこと以上に、与党の皆さんが彼を担いだことも私は非常にびっくりいたしました。変な意味ではなくて、私、オール沖縄の人材、石垣にも市議会議員の方にはすばらしい方がいらっしゃると思います。それをあえて今回、辺野古も賛成・容認、自衛隊も賛成・容認の方を担いで、みこしに担がれている本人もつらいと思います。それ以上に担ぐ方々も大変じゃないかなという気がするんです。

そこで知事ちょっとお伺いしますけれども、知事は候補者の人となりなどをどのように評価されたのか。先ほど政策が一致するというお話をされましたが、どこをどう評価されたのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は、この候補者を取りまとめる方々のいろいろなお話を聞かせていただき、その方々からも非常に有能な方であり、また政策に非常に詳しいといえますか、一つ一つ丁寧に取り組んできたこと、これまでの活動にも評価をしているということも候補者のお人柄として伺っております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 選挙の結果は今週末に出ますけれども、私は政治家としてというか人間としてといえますか——別にこの皆様の推薦した候補者のことを悪く言うつもりはなくて、ここまで変わるかという気持ちなんです。これはもちろん結果次第ですが、今日の新聞、沖縄タイムスのほうには、石垣市長選でいろんな世論調査が出ていました。住民投票であったり自衛隊の配備についてでありますけれども、これ公室長にお伺いしたいです。今まで自衛隊の配備については、地元の理解と協力が得られるよう政府は丁寧に説明を行うとともに、住民の生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えておりますと、この繰り返しであります。

ですからここであえて質問を変えますけれども、今回、相手候補も合意のない配備は反対とするというふうに話しているわけです、新聞によると。知事公室長として賛成、反対、これ賛成は100%でなければ、住民の合意というのが100%得られなければ、配備はできないというふうにお考えですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 今まさに選挙中ですので、双方の候補者の発言等についてコメントすることは差し控えたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 そうじゃなくて、県がいつも答弁するのは、十分配慮するべきであると考えておりますと自衛隊配備について言いますよね。住民への配慮というのは、地元の住民の合意が得られないと。合意というのは100%賛成じゃないと合意じゃないという理解でいいんですかということを知りたいんです。

これは選挙とか関係ありません。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員御指摘のとおり、県といたしましては、自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への様々な影響などをめぐって様々な意見があるものと承知しているというふうに考えております。その認識の上に、県としては、政府に対して地元の理解と協力が得られるよう十分な情報開示などをより一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで進めることがないように求めてまいりたいというふうに答弁をさせていただきましたとさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 答弁になっていないと思いますね。要は100%合意というのは、一人でも反対したら配備をしちゃ駄目だというふうに私は受け取れるんです。一人でも反対したら、だからそこを——よく皆さんもお使いになる民意というものが選挙で出たとか出ないとか、よく話をされます。今石垣では、過去の市長選挙でも、自衛隊の配備についてはもう推進派が当選していると私は思うんですけれども、申し上げたいことは、100%でなければ自衛隊の配備とかそういうものをしてはならないということであれば、辺野古も、県民投票で70%が反対したと言いますが、100%反対でなければ止められないんじゃないかと思ったりするわけです。もちろんこれは知事の公約でもありますからいいんですが、数字をうまく使い分けるといって、正しい表現ではないかもしれませんが、少なくとも今の県政与党の支持する候補者は、ついこの間まで八重山防衛協会の事務局長もなさっていた方だというふうに聞いていますし、彼の思想信条、私も何回か話をする中でよく存じているつもりですが、いずれにしても今回の選挙で私たちも一生懸命我々が推薦する候補を応援してまいりたいと思います。

次に副知事人事等についてですが、まず最初に、これも以前質問したんですが、なぜ事前に情報が漏れるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○**総務部長（池田竹州君）** 部長人事など内示の前に例年新聞、地元紙には掲載されております。ただそれは情報が漏れているというよりも、新聞社独自の取材と判断で書かれているというふうに考えております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 西銘啓史郎君。

○**西銘 啓史郎君** マスコミの方もよく言うんですけど、一生懸命いろいろ情報入手に力を入れていると思うんです。でも少なくとも執行部の中のどなたかからの情報がない限り、口頭でも何でもいいですが、そういうものは漏れないですよ。推測だけで書けないですよ。副知事の人事は知事しか知らないですから。池田部長が自分で人事権があるわけがないですよ、副知事の。だからそういうものも含めて、特に謝花副知事、すみません、今回3月で終わりというふうに書かれていましたが、今日の新聞にも新しいところへの行き先も決まっていたけれども、今回謝花副知事は辞任、退任どのような位置づけになるのでしょうか。任期を全うしたということによろしいでしょうか。知事お答えください。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時20分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

玉城知事。

○**知事（玉城デニー君）** 今朝も新聞の報道でそのような議員御案内の記事が掲載されていたことは承知をしておりますが、謝花副知事にはしっかりと任期を全うしていただくということをお願いをさせていただいております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 西銘啓史郎君。

○**西銘 啓史郎君** 私がした質問の趣旨は、過去、任期4年以上務めた副知事というのはいらっしゃるんですか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 総務部長。

○**総務部長（池田竹州君）** 復帰後、副知事の人数でいきますと4年以内で辞められている方が実は多ございます。ただ中には2期、満2期という方はほとんどいらっしゃらないんですけども、2期務められた方はいらっしゃいます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 西銘啓史郎君。

○**西銘 啓史郎君** 私も調べてみましたけれども、西銘県政のときの比嘉副知事5年8か月。大田県政のときの東門さん4年9か月。要は知事の任期数か月を残して副知事が変わるということは——もちろん任期4年間ということで、私どもが任期についてどうこう言

うつもりはないですが、知事は以前、私が人事関係の質問をしたときに、与党の方々ともいろんな方々と相談して決めるということをおっしゃっていました。今回の人事は、何かそういう相談をされた結果でしょうか。要は、残り9月まで留任をお願いすることも検討としてあったかどうか。それを差し支えなければお答えください。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時23分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

玉城知事。

○**知事（玉城デニー君）** 人事に関しては、公平公正な庁内人事を行うということと、そしてやはり重要な副知事の人事、あるいは任期等についても様々な方々に御相談をさせていただき、私の中で今回4月1日付で任期を全うしていただき、次の方に替わっていただくということを決めたものであります。

○**議長（赤嶺 昇君）** 西銘啓史郎君。

○**西銘 啓史郎君** 謝花副知事が私と同級生だからではないんですけども、謝花副知事、4年間お疲れさまでしたということをお願いを先に申し上げたいと思います。次に移ります。

(6)番の世界を取り巻く情勢についてであります。国民保護共同訓練、平成31年1月にテロ対処で行ったという答弁が公室長からありました。私は、今の時代、もちろんウクライナやロシアの動き、またアメリカの動き、特に今、軍事遠征、これは日経新聞に前に出ていましたけれども、通信衛星、偵察衛星、早期警戒衛星というものがあるそうですが、今米国の軍事衛星が128機宇宙にあるそうです。2位が中国の109機、3位がロシアの106機で、中国においては2012年40機から8年で2.5倍に増えているわけです。要は、今は宇宙情報の時代で、衛星を通して相手の動きが本当に手に取るように分かる。その中で米軍は米軍で訓練を強化する。私は知事に申し上げたいことは、知事は県民の生命財産を守る立場であるとしたら、先ほど申し上げましたように、世界のいろんな環境を把握する中、もちろん話合いで解決するのも外交でやるのももちろん大事なことです。しかし、まさかという言葉を使わないようにしてほしいんです。そういうことになるとは思わなかったのではなくて、日頃の訓練というものは、やはり国民保護共同訓練というものは実施すべきだと思います。特に昨今こういう情勢であるからこそ、もちろん政府としてまた他国もいろんな協調なりをするべきですが、知事改めて伺いま

す。

この国民保護共同訓練を行うつもりはないのかどうかお答えください。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) お答えいたします。

武力攻撃や大規模テロなどの緊急事態はあってはならない非常事態だというふうに考えておりますけれども、議員御指摘のとおり万が一発生した場合に備え、住民の生命、身体及び財産を守る国民保護措置の対処能力の向上に努める必要があると考えております。特に沖縄県においては、島嶼県であるということから、各島との輸送手段は空路と海路に限られるなどの課題がございますので、そうした課題も踏まえて、訓練の実施の必要性はあるというふうに認識をしております。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ぜひお願いをしたいと思います。

振興予算についてですけれども、先ほど総務部長が、知事がいろんな方々にお会いしたと聞いていますけれども、ちょっと確認させてください。これも何回か質問に出るんですけれども、この振興予算に関して、国政野党の県選出国会議員の方々との連携というか、どのような動きをされたのか。知事のほうから、もし何かあれば、こういうことをお願いしたとかこういう動きをしてくれたというのが分かれば、私たちなかなか情報がないものですから御説明をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時28分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

総務部長。

○総務部長(池田竹州君) お答えいたします。

国政の野党の皆様につきましては、県選出の国会議員の皆様にも、予算要請時に協力をお願いしているところでございます。

○西銘 啓史郎君 休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時28分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○総務部長(池田竹州君) 県選出の国会議員が要請を受けて具体的にどういった行動をしたかまではちょっと確認はしておりませんが、それぞれの党あるいは国会での論戦などで沖縄の予算の重要性等を質問などで取り上げてくれたものというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 なかなか、総務部長も発言しにくそうですが、要は国政野党の国会議員の方々も一生懸命活動はされていると思いますが、県民には見えません。この振興予算に関して本当にどれだけ汗を流してくださったのか、どれだけ貢献をされたのか私には見えないんです。これは逆に、県政の執行部はそれは把握しておくべきだと思います。どういうことをお願いして、どういうことをしてくれた。これは冷静に、ちゃんと我々県民にも分かるようにすべきだと思います。

次に行きますけれども、ちょっと休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時29分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 これは所管部署はどこですか。重点テーマ6項目ございます。1から6、先ほど読み上げましたコロナウイルス感染症の克服とか、6番、未来を開く人材育成の推進ですけれども、この重点事業の1から6までの内訳とか予算とか。企画部長かな、誰か把握されていたら、御説明をお願いしたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時31分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

総務部長。

○総務部長(池田竹州君) 重点のテーマは、それぞれの予算額の合計ということでお答えさせていただきます。

まず「新型コロナウイルス感染症の克服と県経済の回復」につきましては1769億6400万円、そして「復帰50年のあゆみと沖縄の未来と希望の発信」につきましては47億600万円、そして3番の「世界に誇る自然を守り、調和した脱炭素島しょ型社会の実現と沖縄の文化のさらなる発展」につきましては152億7100万円、4番の「誰もが活躍できる魅力ある地域社会の実現」につきましては1167億800万円、5番の「DXとイノベーション等による「稼ぐ力」の強化」につきましては502億3600万円、6番の「未来を拓く人材育成の推進」につきましては238億1300万円となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 今お話しされたのは、この予算説

明資料の数字ではなくて全部拾い上げた数字ですか。私が今計算したのとちょっと違うんですけども。総額幾らになりますか、それで、6つの事業で。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 今述べましたものを合計しますと、総額で約3875億円となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 要するに、今回8600億円の一般会計予算ですけども、人件費や事務的経費とかを抜くと、要は事業費としては恐らく3800億円ぐらいの事業だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 今議員がおっしゃったように、人件費あるいは交際費等もございますので、そういう形になろうかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 大切なことはこの1年、令和4年度の環境下の中で3800億円強の予算を組んで、県の経済、県民の命を守る事業になると思えますが、この執行の仕方はやはり十分に気をつけてもらわないと、生きたお金にならないと思えます。先ほど来言っているように、知事の思いがどこにあって、どこに重点的に配分したのかがよく見えなくなることがありますので、そこはしっかり我々もチェックをしていきたいと思えます。予算委員会でもしっかり審議をしたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後3時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 観光関連についてですけども、まず文化観光スポーツ部長に再質問したいと思います。

観光基金、先ほど宿泊税も参考にしながら40億円程度のものをとということでした。先ほど私の所見の中で述べましたけれども、この2年間で約1兆円落ちている沖縄県の観光産業への基金にしては、私は桁違いだと思います。これでどれだけのものが本当に観光産業の再生に使えるか、Go Toも域内観光もレベル2じゃなきゃ再開できないということがありました。修学旅行も、もう1月もキャンセル、非常に厳しい環境

の中で、私は知事に一度、以前提言をさせてもらったことがあると思えます。知事は医者として県内の産業をしっかりと見るべきだということ一度お話ししたと思えます。その医者、もちろん部長クラスが直接的にいろんな産業と関わりながら情報を取って、この産業の状態を知事に報告する。そして本当に重症化している方々に対して、私の言い方が正しいかどうか分かりませんが、観光産業の方々はもう瀕死の状態なのに熱冷ましを飲まされているような雰囲気があります。もちろんいろんな事業の支援もしているというふうに聞いていますけれども、真に求めている事業、真に患者が必要とするものを処方箋を書いて対処しているかという、私は到底思えません。この中で先ほど午前中、呉屋議員からもありました。私もタクシー、ハイヤーの方々とも意見交換をする中で、本当に厳しい状況。知事、これ企画部なのかな、タクシーやモノレール、バスの利用状況、利用実績というのは何万人単位で分かっているかお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後3時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 路線バス、タクシーそれぞれの減収状況でございます。まず路線バスで申し上げますと、令和3年4月から12月までの影響については、コロナ禍前の令和元年と比べまして、16.7億、33%の減少。それからハイヤー・タクシー協会によりますと、タクシーについても同じ期間の比較で87.4億円の減収、46%の減ということを聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 今減収よりも、本当は利用実績等を確認したかったんですが、いずれにしても公共交通機関としてのバス、タクシー、モノレール、数字的には大変厳しいものがあるということ聞いております。沖縄本島においては、タクシーの利用者が2684万人で約5割、バスが1779万人で3割、モノレールが1094万人で2割ということがタクシー協会の方々の資料に書いていました。申し上げたいことは、コロナ禍で大変苦労している、バスに関しては路線バス、貸切りバス、そしていろんな貸切りバスに対する支援が路線バスを持っている会社は対象にならないということを知りました。これは文化観光スポーツ部所管になるのでしょうか。その件をお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時39分休憩

午後3時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 今議員おっしゃっている観光事業——貸切りバスも含めた事業継続支援として、沖縄県の場合、観光事業者等応援プロジェクトを実施しておりますが、その要件としまして、売上高が50%以上減少したという形になります。兼業率が高い場合には、売上げが50%以上減少にならないという事業者さんもございますので、そこが支給できてないということだと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 恐らくバス会社もいろんな経営努力をされて、売上げがこれだけ落ちると観光、貸切りバス事業と路線バス事業を抱えているところは、もちろん運転手の数も貸切りだけに限らず、大変だと思うんです。ですからやはり観光産業を見るときには、裾野が広いですから、先ほども申し上げましたように、個別に、事業体別にいろんなものを投与しないと、薬の投与を間違えると大変なことになると思っています。これからGo Toや域内観光の需要がレベル2にいつの段階になるのか、そして最低限この観光産業の方々が——この間の新聞にも載っていましたが、日本全国で43兆円の貸付けがあって、この数か月にはもう返済が始まると。貸付けも再融資を求めようとしてもできない実態も聞いています。ですから本当に厳しい状況にあるということ——観光立県、リーディング産業という言葉が皆さんよく使われます。私もそうあるべきだと思います。ひとつ執行部の方に聞き取りのときに申し上げましたけれども、観光立県の観光を光を観るではなくて、感じる幸せ、幸せを感じる感幸立県にできないかなと。これは事業者も来県者も県民も——今ややもすると観光客は来てほしくないという声が聞こえます。知事もこの間、来島を控えるようにという言葉が沖縄の懇話会で——以前も言いました。JALの会長がその発言を訂正して、対策をして、来てくださいというふうに言ってほしいと。修学旅行でも、ある県においてはそういう発信をしている地域には行かないようにというような教育委員会のデータもあります。

そこで、知事にもう一度お伺いしますが、知事は観光産業をリーディング産業として、観光立県沖縄として、本当に真剣に考えてくださるのであれば、先ほどの基金、40億じゃ足りません。私は桁違い、400億ぐらいまで上げる、またはもっと言えば、観光

産業の方と話をすると、1兆円を失った産業ですから、それを再生するためにはもっと予算が必要だというふうにも思います。もっと大事なことはこの用途の、使い方ですね。単純に支援というのはできないということかもしれませんけれども、とにかく観光産業を救うために、もう一度知事の言葉で観光立県としての思いをしっかりと伝えてください。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 観光関連産業は沖縄県のリーディング産業、産業基盤の一番広くて厚い層をなしているものというように認識をしています。

先ほど議員御案内の観光振興基金については、これは宿泊税を導入した場合の想定する税収の規模を参考に、まず基金を積み上げておこうということですので、その打ち出しとして40億というところから基金を創設させていただきました。ですから、できるだけ魅力ある世界に発信し、そして世界から人を呼び込むような魅力ある観光地にしていくためには、さらなる沖縄観光の振興を図るという意味からも、まずこの基金を立ち上げてスタートさせたいという思いからでありますので、なお一層この基金を活用する、あるいは観光振興にさらに資金を投入していけるような、そういう環境をつくっていけるようにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 知事、今宿泊税を参考にということでお話しありましたけれども、本来は必要な額を先に考えて、そしてどれだけの基金が必要だというのが順番ではないかなという気もします。これはこの後どういう形で予算委員会も含めてどうなるかあれですけれども、ちょっともう一つ知事、私が常に気になることがありますけれども、本当にこの観光産業の方々と知事が直接お会いをして——話をする機会がなかなかないということをお聞きします。それから副知事にお会いをしたコンベンションビューローの下地会長を含め、副知事がそれからまた上京して要請に行ったということをお聞きしました。要請した感触といたしますか、副知事として、照屋副知事が行かれたその感触をちょっと教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 昨年、私が就任してから沖縄ツーリズム産業団体協議会からの要請を幾度となく受けております。たしか回数として6回ばかりかと思うんですけれども、その皆さん方の熱い要請、本当に悲鳴に聞こえるような御要請を課題として胸に抱きながら、要請に行っていました。昨年の12月22

日、みそかを前にしたときにも行ってまいりましたが、間を置かずにはやはり年度末を控えた折から、これはもう一回行くべきだろうということで、オミクロン株が急激に蔓延した状況の中であっただけに、そのアポを入れた省庁は来てくれるなというふうなことでお断りがあったわけですが、そこを何とか無理をお願いしたいということでお願いしまして、面談が実現したという事態がございました。

沖縄ツーリズム産業団体協議会の皆さんからは、観光産業に対する企業規模に応じた支援や、修学旅行等のキャンセルに伴う事務経費等の補填、観光予算の確保等について要請を受けてまいりましたが、私どもが参りました省庁、いずれも真摯に対応していただきました。丁寧に聞き取っていただけたというふうを感じ取っております。また沖縄観光の現状についての説明も、本当にその先ほど申しあげましたように真摯に聞いていただいたわけでありまして、本県の観光産業の厳しい現状を理解してもらえたものというふうには私は理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 副知事、ぜひ沖縄の現状をやはりこうやって直接——本当はいろんな業界の方々とお会いをして、知事自らも私は意見を聞いてほしいんですね。前もお話がありましたけれども、知事にお会いすることはとても難しいという声のある業界の方々がおっしゃいます。大臣に会うよりも難しいということをおっしゃる方もいます。そうならないように知事、副知事がしっかりこの沖縄の観光産業の方々、いろんな業界の方々の声を聞いて、先ほど言いましたように、医者として処方するときには間違わないように副知事、これをお願いしたいと思います。

続いて、エコツーリズム関係についてですが、先ほど慶良間海域におけるダイビング船による営業実態というのは、私はどのくらいの回数ダイビングをしているかということを知りたいのですが、環境部長じゃなかなか把握できないのか、文化観光スポーツ部長、何か数字は把握していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

先ほどの答弁で、慶良間地域の事業者数をお答えいたしましたけれども、ちょっと古いデータですが、平成16年時点での調査結果によりますと、慶良間海域

で慶良間側の事業者が約60事業者、沖縄本島側の事業者が約150事業者で、計200以上のダイビング事業者が活動しているという報告がございます。現在、本島側の事業者については調査をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私も数字を実際把握しているわけじゃないですが、ある関係者の方から聞くと、慶良間海域で1日20艇、ダイビング船が出ているらしいんですね。20艇としたら1回のダイビングポイントでアンカーを3本下ろすんです。それが大体3か所でダイビングするらしいんです、その1艇で。それであと営業日が200日とすると3万6000回ぐらいアンカーの上げ下げがあるらしいんですね。ですから、もちろん業者の方々はサンゴを傷つけないように努力をされているし、サンゴの保全にも力を入れていると思うんですけども、申し上げたいことは、県が辺野古のことでサンゴのこともいろいろお話しされますけれども、日々そういったダイビングの方々やサンゴを傷めつけているかもしれない。そのために、前も言いましたオーストラリアのグレートバリアリーフでは、もう係留ブイ以外は使わせないような、環境を守るためにそのための利用料金も取っているそうです。ですから、ここでやはり環境部としてというだけではなく、ぜひ文化観光スポーツ部長としても、このダイビングの世界一立派な海の環境を守るという意味では、ぜひそれを検討して、係留ブイができるような仕組みを検討してはいかかというふうに思います。

それと最後になりますけれども、この業者、協会の方々といろいろ話をすると、やはりサンゴを守ることは海を守ること、海を守るとは地球を守ること、地球を守るとは私たちの暮らしを守ることにつながるというふうにご話しております。ぜひそういう意味では、この係留ブイの設置についてどうやったらできるか。こうだからできませんではなくて、どうやったらできるかを含めて知恵を出し合っていきたいと思っております。

最後に、今回3月末で退職される部長、先ほど大城部長にもありました。また転出されるの方々については御苦労さまということと、これからまた一生懸命頑張りたいと思います。謝花副知事も本当にお疲れさまでした。今度は2人で飲みましょう。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後4時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

新垣 新君。

〔新垣 新君登壇〕

○新垣 新君 こんにちは。

代表質問を行う前に、一言所見を申し上げます。

今年度で退任、退職なされます謝花副知事、教育庁の金城教育長並びに保健医療部の大城部長、多くの県職員の退職なされる皆様に、本当に沖縄県の発展のために寄与なされたことに厚く御礼を申し上げるとともに、退職なされて少し休んで、また沖縄県の発展のために御指導と御鞭撻をいただきますよう心からお願いを申し上げます。長い県職員生活、本当に御尽力いただきまして感謝を申し上げます。

ありがとうございます。

それでは、代表質問を行います。

件名1、深刻な軽石問題について。

船舶や漁船の航行・安全を確保する観点から、県と漁協組合関係者やレジャー関係者等に軽石の最新情報提供を行う連携体制はどうなっているのか伺いたい。

(2)、県全域に軽石が沖合や漁港、海岸、河川等に漂着した除去の進捗状況を伺いたい。また、軽石の漂着がピークを過ぎるのは6月との報道があるが、県の見解を伺いたい。

(3)、南太平洋・トンガ沖での海底火山噴火によるさらなる軽石の漂着を危惧する声があるが、情報収集の状況や対策等を伺いたい。

(4)、軽石被害における漁船の故障を防ぐ改造等に対する応急処置の補償支援状況等を伺いたい。

(5)、県と水産関係団体で構成する軽石対策協議会で、関係者に対する被害額等や漁に出ることができなかった補償支援等についての議論の中身を伺いたい。

(6)、軽石の安全性確認及び処分または活用方法に関する技術的な支援についての検討結果を伺いたい。

大項目2、農林水産業の振興について。

(1)、令和4年度からの新たな不利性解消事業について、県の見解を伺いたい。

ア、これまでの生産者の要望を受けて、対象品目の拡大について見解を伺いたい。

イ、離島から本島までの出荷コストの負担軽減措置を検討しているか、見解を伺いたい。

ウ、船舶輸送へのシフトを踏まえた単価の見直しが検討されていると聞いているが、生産者団体の意見を聞くべきだと考えるが、見解を伺いたい。

エ、北部地域及び離島地域の支援について、新たな不利性解消事業の枠組みの変更に伴い、市町村が実施

する不利性解消事業で、公募による指定物流事業者の在り方として、1社またはJV方式以外の形態を認めない選定方式を検討していると聞いているが、その中身について見解を伺いたい。

オ、輸送費基本単価が調整中となっているが、これまで生産者団体は輸送費上昇を踏まえた単価設定が必要と要請している。同事業は予算の範囲内での対応としているが、一括交付金が減額されている中でも十分な予算確保が必要であり、予算が足りなければ補正予算などの対応が必要と考えるが、見解を伺いたい。

(2)、新年度の松くい虫被害対策と予算を伺いたい。また、前年度に行った松くい虫被害対策と実際にかかった費用を伺いたい。

(3)、シークワサー枯れ木被害の状況について伺いたい。

(4)、沖縄県水産業の振興を図る観点から、生産量を増やす取組とブランド力などの他府県や輸入品との差別化を図って付加価値をつけて販路拡大していく取組が重要と考えるが、見解を伺いたい。

(5)、糸満漁港北地区・高度衛生管理型荷さばき施設のプロモーション戦略について。

ア、短期的視点として、今年10月に全国でも数少ない大規模な密閉式な高度衛生管理型の荷さばき施設が糸満市に開設される。同施設は、今後の沖縄県で水揚げされる水産物が本土市場及び海外市場でも評価されていくためにもなくてはならない施設であり、あわせて県内外に沖縄で水揚げされる水産物をアピールする絶好の機会となる。関係機関が一丸となって、プロモーションセールス等を大々的に展開して、沖縄県の水産物の知名度アップと消費者ニーズに応えた安全・安心な水産物が供給できる施設であることをアピールすることが重要であると強く考えるが、県の支援体制を伺いたい。

(6)、海洋深層水を生かした水産業について。

ア、近年、漁獲調整など水産物の資源管理が行われている中、生産量を増加する取組として、今後は「とる漁業から育てる漁業」への時代の転換期の流れにシフトしていくことと同時に、中長期的な視点で海面及び陸上における養殖施設の整備と安定的で良質な種苗生産体制の確立が必須になってくる。現在、久米島で展開している海洋深層水もクルマエビ養殖等をはじめとして水産業発展にも大きく寄与しており、久米島以外の県内の数か所でも、海洋深層水が同様に利活用できる施設を整備することが望ましいと強く考えているが、知事の見解を伺いたい。

大項目3、県内社会資本の整備について。

(1)、新年度も一括交付金の減額が止まらない。沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）の7年連続減少により、県内のインフラ整備などの事業で、県及び市町村ごとの主な事業内容のさらなる遅れが懸念されるが、県の対応を伺いたい。

(2)、公共事業、民間事業を請け負う建設業企業等の社会保険加入率のデータとして、現在7割から8割という数字が出ているが、現状は、大手建設会社の現場に入るために小さな企業は社会保険に加入している中堅企業へ社員を一時的に入社後、保険加入させ社員の雇用をつないでいるというのが現実で、小企業の末端まで社会保険加入に対する義務意識が浸透していないが、見解を伺いたい。

(3)、本島の南北、東西を結ぶハシゴ道路ネットワーク構築に向け、那覇空港自動車道及び沖縄西海岸道路整備、名護東道路整備、南部東道路整備の新年度の取組を伺いたい。

(4)、災害に強い県土づくりのため、海岸防波堤等の老朽化への対応について、現状の課題等と取組を伺いたい。

(5)、都市計画法の改正に伴い、自己用住宅立地緩和区域における災害危険区域等の除外と対象のある市町村について、取組を伺いたい。

(6)、土地利用規制法について。

ア、安全保障上、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律が令和4年9月までに施行されます。国の安全保障上、無秩序な土地取引は規制すべきものであると理解しているが、御承知のように沖縄県には米軍基地が集中し、併せて先島には自衛隊の配備も進んでおり、土地利用規制法が施行された場合は、沖縄県では広範囲で注視区域に指定されるおそれがある。指定された場合は、周辺1キロメートル圏内が対象となり私有財産の有効活用などが大きく制限されることになり、沖縄県の経済発展に影響が出てくることは必然であり、その運用に当たっては、土地所有者が経済的な損失を被ることがないように対応すべきだと強く考えるが、見解を伺いたい。

(7)、デジタル庁が進めるデジタル田園都市国家構想について、県の取組を伺いたい。

ア、デジタル田園都市国家構想は、政府が新しい資本主義実現に向けた成長戦略の最も重要な柱と位置づけ、地方からデジタルの実装を進め都市間格差の解消と地域活性化を目指すものであるが、県内には人口が1000人にも満たない小規模離島村があり、小規模離島村においてデジタル田園都市を推進するための人材

育成の確保や民間企業の支援も受けにくい状況にある。そういった小規模離島村を取り残さないためにも、沖縄県として支援が必要と考えるが見解を伺いたい。

イ、沖縄県では、沖縄クラウドネットワークによる沖縄県内の通信網整備、沖縄国際通信ネットワークによる首都圏・アジアへ向けた国際通信網整備、さらに沖縄のデータ集積場所として沖縄情報通信センターを整備し、デジタル田園都市国家構想へ向けてのインフラ整備は既に整っていると考えられる。これらのインフラ基盤を生かした県内のあらゆるデータ整備のためのオープンデータ整備や、県内自治体の取りまとめ地域社会のデジタル化促進に向けて、どのように旗振り役として取り組んでいくのか、見解を伺いたい。

ウ、デジタル田園都市の実現には、データ連携基盤をはじめ、統合ID、認証など共通サービスを支えるデジタル基盤が必要だが、それを引き受ける特定事業者だけを利して終わる可能性が高いことも国は憂慮している。このため、ハードウェアの共有、システムの共有、それを担う人脈の形成など、幾つかのアプローチを国自ら積極的に支援するとのことだが、共有が進んでも、現状の沖縄県では、システム企業は多いが、IoT機器、RFID機器、QR機器、ロボットといったデジタルハードウェアの機器メーカーが少なく、県外企業とは、つなぐ技術のレベルの差が顕著で、結局県内企業には活躍の場が与えられない、いわゆるざる経済が続くことが予想される。ハードに強いシステム企業の育成や県外の機器メーカーと連携できる環境整備が必要だが、民間だけではできないことが多く、沖縄県として支援が必要と考えるが見解を伺いたい。

(8)、外国人労働者の育成・訓練について。

ア、新年度、第11次沖縄県職業能力開発計画を策定する予定と聞いているが、進捗状況を伺いたい。

イ、少子高齢化で労働力不足の懸念が高まってくるが、外国人労働者の確保や人材育成も重要である。県はどのように検討を進めてきたのか、進捗状況と県の見解を伺いたい。

ウ、外国人材の活用には、職業訓練等による育成支援と訓練拠点施設整備を行うことが必要と考えるが、県の見解を伺いたい。

4、子ども・子育て支援について。

(1)、コロナ第6波の影響により認可園や認可外保育園の休園が相次いでいる。夫婦共働きの家庭では、子育てママが仕事を休む状況になり生活が苦しいとの悲鳴が聞こえるが、県としての支援策を伺いたい。

(2)、コロナ第6波の影響により小・中・高・特別支援学校も休校が相次いでいるが、生徒への学習の遅れはないか伺いたい。

(3)、コロナ第6波の影響により部活動等が休止であるが、小・中・高校生のストレスに対する精神的なケアはどのように対策を行っていくのか、見解を伺いたい。

(4)、現状の待機児童数と保育士確保の取組を伺いたい。

(5)、ゼロ歳児における待機児童数の状況と改善策を伺いたい。

(6)、沖縄県保育士合同就職説明会の在り方について。

ア、沖縄県保育士・保育所総合支援センターが行っている合同就職説明会と保育者養成校の試験や実習と日程が重なり、保育資格を有する来場者の人数が少なかつたと伺っている。今後は県が養成校に対し密に連携を図り、日程を調整する旗振り役になるべきと考えるが、見解を伺いたい。

(7)、認可外保育施設園児への支援充実について。

ア、認可外保育施設園児への新すこやか事業における給食費補助の継続を行うべきと考えるが、見解を伺いたい。

イ、認可外保育施設園児への新型コロナ感染予防対策支援の利用料減免措置や休業補償を県も支援すべきと考えるが、見解を伺いたい。

ウ、認可外保育施設園児への認可保育との保育格差是正について、見解を伺いたい。

(8)、新年度の子供の貧困対策に向けた県の取組について伺いたい。

(9)、国は虐待防止を図る観点から、「懲戒権」の削除や「体罰禁止の明記」を民法改正に検討しているが、県の見解を伺いたい。

(10)、現在開会されている通常国会において、児童養護施設、里親の家庭で暮らす虐待や貧困を要因とする保護児童の支援の年齢制限の撤廃方針の児童福祉法改正が提出されている。沖縄県内のケアリーパーと言われる該当者の現状について、県はどのように把握しているのか伺いたい。

(11)、昨年末、県が里親委託解除を通知した養育里親から引渡差止めの訴訟がなされた。この解除は児童福祉審議会の開催もなく進められたと言われていますが、当該児童は児童相談所に一時保護されており、その委託先を里親夫婦へ願う署名が6万筆以上集まり県知事に送られた。この案件の経過と県の対応について伺いたい。

(12)、ヤングケアラーにおける県調査結果と支援体制が必要と考えるが、見解を伺いたい。

(13)、2月12日の地元紙報道における県整備の公立学童施設整備の遅れと影響について伺いたい。

大項目5、教育・文化・スポーツの振興について。

(1)、県内の小・中・高・特別支援学校でのいじめの発生件数と内容を伺いたい。学校側の対応や保護者との関係性構築に関して、改善策等を伺いたい。

(2)、中部の高校生が自殺した問題を受け、保護者に対して責任の所在や再発防止に関する説明責任の対応について、教育庁の対応には不信感が拭えないが、本件について説明は終了したとの認識か伺いたい。

(3)、教育委員会は、令和元年に重度知的障害者の生徒が学ぶ普通高校の先進地視察を行いました。これまで本県においては重度知的障害のある生徒の特性に応じた教育を受けることができなかつたが、検討した結果を伺いたい。

(4)、沖縄水産高校の専攻科の漁業科・機関科の定員増を行う必要性について、県の見解を伺いたい。

(5)、知事の公約の一つである夜間中学設置について、近年、もともとの目的であった戦中戦後の義務教育を受けられなかつた方々への教育以外に、現在では学び直しや職業教育の基礎をつくることなど、多種多様な学びに対しての受皿として重要視されているが、夜間中学設置の進捗について、見解を伺いたい。

(6)、首里城復元に向けたスケジュールと進捗状況等を伺いたい。

(7)、これは大変評価すべき問題でありますので高く評価いたします。読み上げます。

(7)、今年も、沖縄の将来を担う学生たちが参加、交流、創造を柱に豊かな感性と個性を生かし、県産業の担い手としての自覚と誇り、進取の気概を醸成する場として沖縄県産業教育フェアが開催中で、南部3高連携プロジェクトでは、ICTを活用した第6次産業をイメージさせる、大変興味深い取組が行われている。一方で、今後産業界で成長が期待されているデジタル産業やDXについては、本県だけでなく全国的な人材不足が予想される。沖縄県経済の次世代の競争力と県民所得向上のためには、デジタルのソフトだけでなくハードも含めた、より実践的な教育が必要となると考えるが、県の見解を伺いたい。

(8)、今年度も沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）が減額された。スポーツアイランド構想の主な事業の大幅な遅れが懸念されるが、見解を伺いたい。

大項目6、県知事選挙の期日前投票所増設について。

(1)、地方選挙の投票率が低下しているが、投票率を上げる努力について伺いたい。また、県選挙管理委員会が目指す投票率はどのくらいを目標としているのか、見解を伺いたい。

(2)、今年9月に施行される沖縄県知事選挙において、県内41市町村の期日前投票所の増設をすべきだと考えますが、市町村との連携を図ることについて、県選挙管理委員会の見解を伺いたい。

壇上では終わり、後は質問席で再質問したいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 新垣新議員の御質問にお答えいたします。

県内社会資本の整備についての御質問の中の3(7)のア及び3(7)のイ、デジタル田園都市国家構想に向けた小規模離島村への支援及び地域社会デジタル化の取組についてお答えいたします。3(7)のアと3(7)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

国は、新型コロナウイルス感染症への対応で課題となったデジタル化の遅れに対処するため、自治体DX推進計画において、自治体DXや地域社会のデジタル化等の取組を示しております。沖縄県では、国の計画を踏まえ、自治体DXの推進に向けて、市町村への説明会やセミナーの開催のほか、沖縄県・市町村DX推進連絡会を設置して、情報共有、意見交換を行ってきたところです。次年度においては、小規模離島村をはじめとする市町村のDX推進人材の確保や職員育成の支援などを実施する予定であり、あわせて、国のデジタル田園都市国家構想交付金の積極的な活用を呼びかけるなど、引き続き市町村と連携し、地域社会のデジタル化に取り組んでまいります。

次に、子ども・子育て支援についての御質問の中の(8)、子供の貧困対策に向けた取組についてお答えいたします。

沖縄県では、現在、令和4年度を始期とする新たな子どもの貧困対策計画の策定に取り組んでいるところです。今般取りまとめた計画（素案）では、困窮世帯の割合など44の指標を設定し、ヤングケアラーの実態把握や若年妊産婦の支援など165の重点施策を掲げております。また、子どもの貧困対策推進基金を積み増しして60億円とし、引き続き就学援助の充実を図るとともに、ヤングケアラー等困難を有する家庭への訪問支援など、個々の家庭の事情に寄り添った支援に、市町村と連携して取り組むこととしております。

今後とも、社会の一番の宝である子供たちが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける誰一人取り残さない優しい社会の実現を目指し、子供の貧困対策に取り組んでまいります。

次に4の(12)、ヤングケアラーの調査結果と支援についてお答えいたします。

今般、学級担任を対象に実施したアンケートによりますと、ヤングケアラーと思われる子供は1088人、そのうち学校生活に影響が出ている子供は523人でありました。次年度は、児童生徒を対象とした実態調査を実施し、課題等を明らかにした上で、支援体制の在り方を検討するなど、ヤングケアラーへの支援の強化を図ることとしております。

沖縄県としましては、子供らしい暮らしができずにつらい思いをしているヤングケアラーの気持ちにしっかり寄り添い、適切な支援につなげることにより、子供たちとその家族が安心して生活し、学び、成長していけるよう、引き続き関係機関や市町村とも緊密に連携しながら取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時36分休憩

午後4時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長（松田 了君） 1、深刻な軽石問題についての(1)、船舶等の航行安全を確保する観点からの情報提供についてお答えします。

沖縄島及び先島諸島周辺の軽石の漂流状況については、第11管区海上保安本部が、航空機による漂流状況調査を行っており、その情報を同本部ホームページで公開するとともに、県の関係課で構成する軽石対策ワーキング会議にも随時情報提供していただいております。県では、軽石に関する県のホームページ上にリンクを張り、情報の周知に努めております。

同じく(2)、軽石除去の進捗状況及び収束についてお答えします。

軽石については、令和4年2月15日時点で、国、県による回収が、港湾で1万7220立方メートル、県による回収が、漁港で2530立方メートル、海岸で3932立方メートル、市町村等による回収が1万1990立方メートルで、計約3万6000立方メートルを回収しております。軽石の影響については、専門家等から

今年4月から6月頃まで漂着が続くとの予測が示されており、県としましては、第11管区海上保安本部の観測結果や専門家の予測結果の把握に努めるなど、漂着状況の動向を注視してまいります。

同じく(3)、トンガ沖海底火山噴火で危惧される軽石漂着に対する情報収集や対策等についてお答えします。

令和4年1月にトンガ沖で噴出した海底火山により噴出した軽石については、沖縄科学技術大学院大学の研究者から、赤道付近の海流を横切るとは考えにくいとの見解が示されております。

県としては、漂着に備え情報の収集に努めるとともに、今後漂着が確認された場合には速やかに回収に着手した上で、追加の予算が必要になった場合には国に対して支援を要請してまいります。

同じく(6)、軽石の安全性確認及び処分または活用方法に関する技術的な支援の検討結果についてお答えします。

県が行った分析の結果、軽石中の重金属等は、土壤汚染対策法に定める土壤溶出量基準及び含有量基準以下であることが確認されており、環境安全性に問題はないと考えられますが、他方、塩分濃度が高いことから、利活用について各部局で検討を行っているところであります。また、一般公募で集まった88件のアイデアの実現可能性等を検証しており、3月上旬にはアイデア集として公表し、利活用を推進していくこととしております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長(崎原盛光君) 1、深刻な軽石問題についての(4)、軽石に係る漁業者への支援についてお答えします。恐縮ですが1の(4)と1の(5)は関連しますので、一括してお答えします。

県内漁業者は、軽石の影響により、操業自粛を余儀なくされるなど、漁業活動に多大な影響を受けております。そのため県では、協議会での議論を踏まえ、軽石により影響を受けた漁業者への支援のため、海水こし器の設置補助やモズク、アーサへの異物混入対策を実施するほか、漁業者が円滑に漁業活動の再開ができるよう1か月分相当の燃油使用料を補助することとしております。

県としましては、これらの支援が円滑に進むよう、引き続き市町村や水産関係団体と連携して取り組んでまいります。

続きまして2、農林水産業の振興についての(1)の

ア、農林水産物条件不利性解消事業の対象品目と、離島の出荷コスト負担軽減についてお答えします。恐縮ですが2の(1)のイと2の(1)のイは関連しますので、一括してお答えします。

令和4年度からの新たな不利性解消事業では、現行事業の発展的な承継を図りつつ、持続可能な県外出荷等の物流ネットワークの構築に取り組んでまいります。対象品目については、これまでの戦略品目から、サトウキビ・米を除く県産農林水産物に拡大し、さらなる販路拡大に向けた支援を行ってまいります。また北部・離島地域振興対策として、新たに離島一本島間の出荷コストの負担軽減について、市町村への補助事業を実施してまいります。さらに鮮度保持技術を活用したコールドチェーン体制の構築に向けた総合的な支援を図ってまいります。

同じく2の(1)のウ、単価の見直しに関する生産者団体等の意見についてお答えいたします。

単価の見直しについては、現行事業における補助事業者が提出する実績報告や、物流事業者からの聞き取り等を踏まえるとともに、国との調整、新たな沖縄振興策の検討の基本方向、総合物流施策大綱などに照らして、総合的に検討しております。生産者団体等とは、引き続き理解が得られるよう意見交換等を進めてまいります。

同じく2の(1)のエ、北部・離島地域振興対策における公募型指定物流事業者方式の在り方についてお答えいたします。

新たな不利性解消事業のうち北部・離島地域振興対策では、運輸業界の人手不足等に対応し、持続可能な県産農林水産物の県内外への物流ネットワークの構築を目指した総合的な取組を図るものとしております。そのため、地域の農林水産物の出荷の集約化に向けた取組を目指すものとなっておりますが、地域の実情等に配慮して、当面の間、当該市町村において複数の物流事業者を指定できるよう国等の関係機関と調整を進めてまいります。

同じく2の(1)のオ、補助単価の在り方と予算措置についてお答えします。

新たな不利性解消事業では、対象品目を拡大することにより、出荷事業者においてスケールメリットを追求し、鮮度保持技術を活用したコールドチェーン体制による船舶輸送の促進と、持続可能な物流コストの低減に取り組むことができるよう、総合的な支援の枠組みを前提とした補助単価を想定しております。予算措置につきましては、近年の出荷状況等に基づき、所要額を確保しているものと考えております。

同じく2の(2)、松くい虫予算及び対策についてお答えします。

松くい虫の防除対策については、市町村及び森林組合等と連携して、保安林等の公益的機能の高い松林や、幹線道路周辺の松林等で重点的な防除対策に取り組んでおります。令和2年度は、薬剤散布、樹幹注入及び被害木の伐倒駆除による防除対策を実施しており、費用は6603万5000円となっております。令和3年度は、松くい虫被害が久米島町で初めて確認され本島中北部等で増加したことから、一括交付金による沖縄型森林環境保全事業の補正予算を含め、9668万9000円を確保し、巨樹、名木等の貴重な松の防除対策についても強化しております。令和4年度は、当初予算で7771万9000円を計上しており、引き続き松くい虫被害の蔓延防止に取り組んでまいります。

同じく2の(3)、シークワサー立ち枯れ被害の状況についてお答えします。

シークワサーの立ち枯れについて農家へアンケート調査や現地調査等を実施した結果、約6.3%程度の立ち枯れ等が確認されました。原因として、病害虫による被害のほか、栽培管理上の課題として、過度な着果負担による樹勢低下等が見られました。現在、JA等を通じて生産農家等に対して調査結果を配布し、栽培講習会等を通して、効果的な対策についての指導に取り組んでいるところであります。

県では、引き続き関係団体等と連携し、シークワサー立ち枯れ対策に取り組んでまいります。

同じく2の(4)、水産物の生産量増加とブランド化の取組についてお答えします。

県では、水産資源の回復に向け、漁業者協議会を設立し、保護区や禁漁期を設定する等、資源管理を推進してきたところであります。一方近年は、持続可能な水産物の優先調達方針を示す大手スーパーやホテル等が増加しており、水産物にもSDGsの視点が求められております。そのため県では、令和4年度からサンゴ礁漁業におけるSDGsブランド化推進事業により、マリンエコラベル等の認証取得を支援するなど、高付加価値化や販売促進等に取り組むこととしております。

同じく2の(5)のア、糸満新市場のプロモーションについてお答えします。

高度衛生管理型荷さばき施設の完成に伴い、本年10月に開設が予定されている糸満新市場は、水産物流の拠点となることが期待されており、集出荷機能強化を図るためにもプロモーションが重要と考えております。同市場では、開設者となる沖縄県水産公社を中

心とし、県も参画する市場運営協議会が発足される計画であります。

県としましては、様々な媒体で情報発信をするとともに、同協議会において基本的な課題の整理のほか、効果的な販売戦略などについても検討してまいります。

同じく2の(6)のア、久米島町以外における海洋深層水施設の整備についてお答えいたします。

県では、久米島町に海洋深層水研究所を設置し、海洋深層水を活用した研究を実施しております。また、海洋深層水研究所で開発された技術については、県内企業等への技術移転により、久米島町を含む本県の水産業振興に大きく寄与しております。

県におきましては、新たな施設整備の計画はありませんが、海洋深層水研究の推進については、水産業振興の有効な手段の一つと考えております。引き続き、海洋深層水研究所や水産海洋技術センター等、研究機関の連携強化により、海洋深層水を活用した研究の充実に努めてまいります。

続きまして3、県内社会資本の整備についての(4)、海岸堤防等の老朽化の課題と取組についてお答えします。

農林水産部で管理している海岸保全施設については、令和2年度までに機能診断に基づく長寿命化計画を策定したところであります。海岸保全施設の老朽化対策については、機能の維持が重要であるため、長寿命化計画に基づいた整備に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き海岸保全施設の持続的な機能の確保に向けて、一括交付金や補助事業を活用し取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 3、県内社会資本の整備について(1)、沖縄振興公共投資交付金予算の減少に対する県の対応についてお答えいたします。

県や市町村では、老朽化した橋梁の更新や公営住宅の建て替えなど、緊急的な対応が必要な箇所に沖縄振興公共投資交付金を重点配分し、限られた予算の効率的・効果的な執行に取り組んでおります。また、その他の財源を確保するため、起債事業や新たな補助金等の積極的な活用についても検討しております。今後も、市町村と連携し、関係要路へ要請するなど、沖縄振興公共投資交付金予算等の確保に向けて取り組んでまいります。

同じく3の(2)、建設業における社会保険未加入対策についてお答えいたします。

公共事業労務費調査では、令和2年10月時点の本県の建設企業の社会保険加入率は97%、建設労働者の社会保険加入率は87%となっております。県では、入札参加資格として社会保険加入を要件化し、建設工事請負契約約款に2次以下を含め社会保険未加入の建設業者を下請負人としてはならない規定を設けるなど、社会保険未加入対策に取り組んでいるところであります。引き続き関係団体等と連携しながら、社会保険未加入対策に取り組んでまいります。

同じく3の(3)、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、名護東道路、南部東道路の新年度の取組についてお答えいたします。

ハシゴ道路ネットワークの南北軸については、国において整備が進められております。令和4年度の事業内容としては、那覇空港自動車道・沖縄西海岸道路が橋梁上下部工、道路改良工及び用地買収等、名護東道路については道路改良工等が予定されております。県で整備を進めている東西軸の南部東道路については、令和4年度の事業内容として南城大城インターチェンジの橋梁上部工、道路改良工及び用地買収等を推進してまいります。

同じく3の(4)、海岸堤防等の老朽化の課題と取組についてお答えいたします。

老朽化した海岸保全施設への対応については、維持管理に要する費用の縮減や平準化等、持続的に防護機能を確保していくことが必要と考えております。県では、平成20年度から予防保全型の維持管理を推進するため、長寿命化計画を策定し、同計画に基づく海岸老朽化対策事業により、施設の改修等に取り組んでいるところであります。引き続き老朽化対策を推進するとともに、より集中的・計画的に進めるため、新たに創設される補助事業を活用することとしております。

同じく3の(5)、自己用住宅の立地緩和区域の災害危険区域等の除外についてお答えいたします。

都市計画法の改正により、開発許可制度が見直され、令和4年4月1日より、市街化調整区域において県が条例で指定する区域、いわゆる自己用住宅の立地緩和区域から、原則、災害危険区域等が除外されることとなっております。県が調査したところ、5市町村において災害危険区域等が含まれており、関係市町村や関係機関からの意見を踏まえ、緩和区域から除外する区域の検討を行っているところであります。

次に5、教育・文化・スポーツの振興について(6)、首里城復元の進捗状況等についてお答えいたし

ます。

国の首里城正殿等の復元に向けた工程表では、首里城正殿について、令和4年中には本体工事に着工し、令和8年までに復元することを目指すこととなっております。令和3年度は、国において首里城正殿の実施設計や木材の調達等に取り組んでいるとのことであり、県においても、柱材等の木材調達や赤瓦の試作などの取組を行っているところであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 3、県内社会資本の整備についての(6)のア、いわゆる重要土地等調査法の施行に伴う経済的な損失についてお答えいたします。

重要土地等調査法の経済活動へ与える影響について、政府は同法に係る国会審議において、対象区域で通常の生活を送る住民や事業活動を行う企業にとっては、同法に基づく調査や事前届出制が実施されても土地等の使用、収益、処分について制約を受ける可能性や、通常の不動産取引に悪影響を及ぼす可能性は小さい旨答弁されております。

県としましては、米軍基地が集中し、また、多くの国境離島等を抱えることから、同法の施行が県内の土地取引等経済活動に及ぼす影響がないよう、今後策定される基本方針等国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 3、県内社会資本の整備についての御質問の中の(7)のウ、強いIT企業の育成や環境整備についてお答えいたします。

情報通信産業については、労働生産性の向上を図るため、下請に依存しないビジネスモデルへの転換や、人材及びデジタル技術の高度化を支援することで、強い産業構造への変革を促してまいります。これにより企業の稼ぐ力を強化し、従業員の正規化など安定的な雇用や賃金水準の向上にもつなげていきたいと考えています。また、県内IT企業がリゾテックおきなわの取組を積極的にサポートできる環境をつくり、産業全体のDXを推進することで、県内のデジタル需要を取り込み、経済の循環も高めてまいります。

同じく3の(8)のア、第11次沖縄県職業能力開発計画の策定状況についてお答えいたします。

同計画の策定については、昨年11月に沖縄県職業能力開発審議会へ諮問し、去る1月27日開催の審議

会において、委員意見を反映させた計画（案）が、おおむね了承されたところであります。また、昨年12月から実施したパブリックコメントでは、県内経済団体から企業が行うDXやリスクリングに関する支援などの御意見をいただきました。今後、パブリックコメントや審議会委員からの意見を取りまとめて知事への答申を行い、今年度末に計画を策定する予定であります。

同じく3の(8)のイ、外国人労働者の確保や人材育成の検討状況と県の見解についてお答えいたします。

少子高齢化や生産年齢人口の減少下において、産業振興や人手不足への対応等の観点から、外国人材の活用は重要であると考えております。第11次沖縄県職業能力開発計画の策定に当たっては、少子高齢化等の動向と課題を見据え、労働力の確保に取り組む必要があることから、外国人材の職業能力開発を新たな施策として位置づけております。

県としては、人手不足分野への就業につながる取組の促進や国内に定住する外国人材の就労支援に取り組んでまいります。

同じく3の(8)のウ、外国人材の訓練拠点施設整備についてお答えいたします。

現在国は、人手不足を補うため、外国人材の受入れについて、専門的・技術的分野の在留資格や特定技能の外国人を積極的に受け入れることとしております。県においても外国人材の活用は重要であると考えており、新たな振興計画（案）において、外国人材の受入れ環境の整備を新たな施策として位置づけたところであり、外国人材の受入れが円滑に行えるよう、企業の取組を支援することとしております。

なお、外国人材の訓練拠点施設の整備につきましては、法整備を含む国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 4、子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、コロナ禍における子育て家庭への支援についてお答えいたします。

県では、保育所等については、感染症対策を徹底した上で継続して保育を提供するよう、市町村に依頼しているところです。感染症の影響による保育所休園等で、収入が減少し生活に困窮している世帯に対しては、緊急小口資金等の特例貸付けを実施しております。特例貸付けでは、一定の要件を満たせば償還免除

となることから、困窮する世帯の支援につながるよう、周知に努めてまいります。

なお、国においては、感染症による小学校休業等対応助成金により、子育て世代を支援しております。

同じく4の(4)、待機児童数と保育士確保についてお答えいたします。

本県における待機児童数は、令和3年10月1日時点で1309人となり、前年度から1013人減少し、減り幅も過去最大の43.6%減となっております。潜在的待機児童数については3234人で、前年度から20人減少し、ほぼ横ばいとなっております。県では、就職準備金や保育料の貸付け等の潜在保育士への復職支援に取り組むとともに、県外保育士誘致支援事業を新たに立ち上げ、保育士の確保に努めているところです。

同じく4の(5)、ゼロ歳児の待機児童対策についてお答えいたします。

令和3年10月1日時点におけるゼロ歳児の待機児童数は741人で、全体の56.6%を占めており、出生や育児休業明け等の理由により、年度途中の待機児童が増加する傾向があります。このため、県では、市町村が実施するゼロ歳児受入れのための加配保育士に対する支援や、ゼロ歳児から2歳児を受け入れる小規模保育事業所の整備への支援を行っているところです。

同じく4の(6)のア、保育士合同就職説明会についてお答えいたします。

保育士合同就職説明会につきましては、あらかじめ養成校と連携し、開催時期等の調整を行っているところですが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う養成校における実習や試験などの日程の変更等により、一部開催日が重なった事例があったところです。

県としましては、引き続き養成校と連携し、対応してまいります。

同じく4の(7)のア、給食費補助の継続についてお答えいたします。

県では、一括交付金を活用し、平成24年度から新すこやか保育事業において、認可外保育施設の入所児童に対する給食費や健康診断費等に対する支援を実施してまいりました。引き続き入所児童の処遇及び保育の質の向上を図るため、本事業を実施し支援を継続してまいります。

同じく4の(7)のイ、認可外保育施設への感染予防対策支援についてお答えいたします。

認可外保育施設を含む児童福祉施設等に対しては、国により、マスク等、衛生用品の購入や、職員の感染症対策手当等に要する経費の支援が行われているほか、県では、PCR検査や抗原検査等の支援に取り組

んでおります。また、感染拡大による登園自粛に伴う利用料減免への助成については、保育の実施主体である市町村において、感染状況など地域の実情に応じ取り組まれております。

なお、休業に係る支援については、要件を満たせば国の制度の活用が可能であることから、市町村と連携し、制度の周知に努めてまいります。

同じく4の(7)のウ、認可保育所との格差についてお答えいたします。

認可外保育施設においては、保護者から徴収する利用料により運営されており、厳しい経営状況にあるものと認識しております。県では、認可外保育施設に対し、認可化に向けた運営費や施設整備への支援を行うほか、給食費や健康診断費等の助成による入所児童の処遇向上、認可外保育施設指導監督基準の達成など、保育の質の確保・向上に取り組んでいるところです。

同じく4の(9)、民法改正の検討状況等についてお答えいたします。

現在、国の法制審議会においては、民法改正が審議されており、懲戒権の規定を削除し、子供の成長・発達に悪影響を及ぼす体罰等を禁止する案が検討されております。体罰は、児童虐待防止法で既に禁止されている行為であり、このことを踏まえ、県においても子どもの権利尊重条例を定め、体罰など子に対し心身の苦痛を与える行為の禁止を定めたところです。

県としましては、引き続き子供の権利を尊重し、体罰によらない子育てを推進してまいります。

同じく4の(10)、沖縄県内のケアリーバーの現状についてお答えいたします。

児童養護施設等を退所したいいわゆるケアリーバーについては、県が配置する自立支援コーディネーターがおおむね22歳まで定期的に生活や就労・就学の状況を確認するとともに、生活等に関する相談や生活資金の貸付け、賃貸住宅等の身元保証など、自立に必要な各種支援を実施しております。

県としましては、引き続きケアリーバーの自立支援に携わる関係機関と連携し、対応してまいります。

同じく4の(11)、里親委託解除の経過と県の対応についてお答えいたします。

本事案は、養育里親へ委託した児童に関して、実親の意向、児童相談所の援助方針、里親の意向が一致しなかったことから一時保護を行っているものであり、その経緯は、法令の規定に基づき社会福祉審議会の児童福祉専門分科会審査部会へ報告しております。また、当該児童の今後の援助については、現在、同審査部会において審議いただいているところであり、元里

親夫妻から受けた署名についても委員に提供しております。今後は、子供の最善の利益に十分配慮しながら、審査部会からの意見も踏まえ、適切に対応してまいります。

同じく4の(13)、放課後児童クラブの公的施設整備についてお答えいたします。

県では、国立民営の放課後児童クラブが多く、利用料が高いなどの課題を踏まえ、実施主体である市町村が行う公的施設活用クラブの整備を支援してまいりました。平成24年度以降、新設された公的施設活用クラブは126か所、うち県支援分53か所となっており、沖縄21世紀ビジョン実施計画に掲げた成果指標を達成しております。この間、平均月額利用料は1314円低減しており、県としましては、引き続き市町村と連携し、公的施設の活用促進や賃借料支援等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 4、子ども・子育て支援についての御質問の中の(2)、第6波の影響による学習の遅れについてお答えします。

まん延防止等重点措置期間中、県立学校においては、学びの保障の観点から一斉休校とはせず分散登校を実施し、オンライン等を活用した学習支援に努めてまいりました。また、市町村立小中学校においては、臨時休校や分散登校の対応を行いながら、オンライン等による学習支援が行われておりました。学習の遅れに対しましては、学習内容を重点化し、効果的・効率的な指導の工夫や補習授業等を行っているところです。

県教育委員会としましては、コロナ禍にあっても、児童生徒の学びの保障の支援に努めてまいります。

同じく(3)、コロナ禍における児童生徒への心理的ケアについてお答えします。

各学校においては、児童生徒の学校生活等の変化を早期に把握するためのアンケートや、個別の教育相談により、児童生徒の不安や悩み等の把握に努めております。また、管理職、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等によるケース会議を通し支援計画を立て、組織的に支援を行っているところであります。生活支援等が必要な場合は、福祉部局や児童相談所等と連携し対応しております。

県教育委員会としましては、引き続き不安や悩みを抱える児童生徒の支援に努めてまいります。

次に5、教育・文化・スポーツの振興についての御

質問の中の(1)、いじめの認知件数と内容、保護者対応等についてお答えします。

令和2年度問題行動等調査において、いじめの認知件数は、小学校1万785件、中学校1175件、高校191件、特別支援学校49件、合計1万2200件となっております。各学校においては、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け学校いじめ防止基本方針を策定しており、その内容を保護者や地域に周知し、連携していじめ防止の取組を行っております。

同じく(2)、高校生自死事案への対応等についてお答えします。

事案発生後、文部科学省の指針に基づき、第三者チームによる詳細調査を行い、その報告書において、事案の要因や改善すべき点が示されたことから、所期の目的が一定程度達成されたものと認識しております。しかしながら、これまでの対応に不信感があるとの御指摘については、より丁寧な対応が必要であったと考えております。県教育委員会では、このたび、部活動等の在り方に関する方針(改定版)を策定し、各学校へ周知したところであり、部活動のみならず、教員の人権意識の高揚を図り、再発防止に努めてまいります。また、現在総務部において実施されている再調査に、丁寧に対応してまいります。

同じく(3)、高校における重度知的障害のある生徒の教育課程等についてお答えします。

共生社会の形成に向け、高等学校において調査研究を行うモデル校として、令和3年4月、県立真和志高校に、ゆい教室を設置いたしました。ゆい教室に入学した生徒は、専門性の高い教員の下、柔軟な教育課程で学んでおります。また、モデル校においては、障害のある生徒と障害のない生徒のそれぞれの学びを保障するとともに、できるだけ同じ場で共に学ぶよう取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、人々の多様な在り方を相互に認め合える社会づくりの契機となるよう、教育の充実に努めてまいります。

同じく(4)、沖縄水産高校専攻科の定員増についてお答えします。

沖縄水産高校においては、実習船海邦丸を大型化し、今年度から海洋技術科の海技士養成課程の定員を30名から40名へ増員したところであり、専攻科については、実習船定員60名に対する海洋技術科の生徒の乗船人数との関係から、従来の漁業科10名、機関科10名としております。

県教育委員会としましては、海技従事者の養成は重要であると考えており、民間船舶企業との意見交換や

関係省庁との連携を図りつつ、引き続き水産業・海運業の担い手育成に努めてまいります。

同じく(5)、夜間中学設置の進捗についてお答えします。

県教育委員会では、夜間中学について、通学の利便性等の観点から、まずは市町村に対し、設置検討を依頼しているところであります。現在、那覇市において検討委員会が設置され、検討を行っている状況です。

県教育委員会としましては、1月に実施した市町村教育長研修会において、那覇市を含む全市町村に対して、改めて検討を促しているところです。今後は、市町村の取組状況を踏まえ、対応を検討していくこととしております。

同じく(7)、デジタル産業やDXに対応した実践的な教育についてお答えします。

コロナ禍における県産業教育フェアの取組の一環として、ウェブ会議等のオンラインを活用し、異なる分野の専門高校生が商品開発から販売までを行う学校間連携プロジェクトを実施し、その様子を特設ウェブページで公開しております。関係者からは、高校生の新たな取組として高い評価を得ているところであります。

県教育委員会としましては、引き続きICT機器を活用した実践的な取組を通して、これからのデジタル社会で生きていくために必要な情報活用能力などの資質・能力を高め、新たな価値を創造できる有為な人材育成を推進してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 5、教育・文化・スポーツの振興についての(8)、スポーツアイランド沖縄の形成に向けた主な事業についてお答えします。

令和4年度は、スポーツツーリズム推進等の各種取組に加え、海外チームの誘致プロモーションやスポーツを核とした新たな産業の創出等に取り組んでまいります。J1スタジアム整備については、財源確保に向け、内閣府と意見交換を継続するとともに、整備費や収支計画の改善に向けた検討、経済波及効果の算出等を行ってまいります。

県では、これらの取組を含む第2期スポーツ推進計画の策定を進めており、スポーツアイランド沖縄の形成に向けた各種施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 当山尚幸君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） 6、県知事選挙の期日前投票所増設についての御質問のうち(1)、投票率向上に向けた努力と目標についてお答えいたします。

国政選挙や県の選挙における投票率は近年低下傾向にあり、直近の衆議院議員選挙では、相対的に離島で高く、本島の市では低い状況となっております。投票率については、選挙の種類や候補者の注目度、争点の明確化などによって変動するため、数値目標を掲げることは困難ですが、健全な民主政治の発展のためには積極的な投票参加を促す必要がございます。

県選挙管理委員会としましては、特に投票率の低い若年層を中心に投票の意義や重要性について啓発していくとともに、期日前投票所の設置など、有権者の投票機会の確保や、投票環境のさらなる向上に有効な取組について、市町村選挙管理委員会に対し積極的に助言を行っていくこと等により、投票率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に(2)、期日前投票所増設に向けた市町村との連携についてお答えいたします。

期日前投票所の設置は市町村選挙管理委員会の権限ですが、投票所に適しており、かつ選挙人の便宜が図られる施設に期日前投票所を増設することは、投票機会の確保を図る観点から有用であると考えております。

県選挙管理委員会としましては、各市町村に対し、集客施設等に積極的に期日前投票所を増設するよう、引き続き文書での通知や会議での助言を行ってまいります。また、ショッピングセンターなどが所在する市町村に対しては、可能な範囲で直接お伺いし、積極的に増設を要請してまいりたいと考えております。

以上です。

○新垣 新君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時21分休憩

午後5時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

新垣 新君。

○新垣 新君 先ほどの教育・文化・スポーツの振興の(5)、知事公約の一つ、夜間中学の設置について、我が会派が聞いていることは、これ県知事選挙公約でもあるんですね。非常に県民が注視している問題であって、今、話を聞く限りでは那覇市に丸投げしている感じがして、県としての対応はどうだったのか、再度伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 先ほども御答弁させていただきましたが、夜間中学については、通学の利便性等の観点から、まずは市町村です。それで先行しているのが那覇市ということで、那覇市でやっております。ただ、先月1月に市町村教育長研修会がございましたので、那覇市を含め、改めて検討をしていただきたいというふうなことを伝えております。また、県として、県立を検討しないのかという御質問だと思うんですけども、まずは市町村ですということで、今、利便性の話とかいろいろありました。ただ一方で、市町村の取組状況を踏まえて、庁内において県立での設置も当然考えていくと。その中でやはり市町村がいいんじゃないかというふうなことを我々市町村のほうに話している中では、やっぱり通学距離が短くて登校率が高まるとか、また調査の対象者が5キロ以内にいたとか、いろんな状況がございました。一方でやはり他県でも県立の設置もございましたので、そういう情報も伝えながら双方で話し合い、また情報も交換しながら進めていきたいという考えでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 知事に伺います。知事公約ですから。

知事、当選なされて、もう今年9月には選挙を迎える、7か月後に。知事、県民は知事が——僕は、今市町村丸投げと聞いていないんですね、県民は。普通、県民は県が新たにつくるというものに期待しているんですよ。今聞く限り、市町村に丸投げ丸投げで、これは公約違反としか受け止めざるを得ないという、私はそう感じておりますが、知事の見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私も291の公約を掲げておりますので、その一つ一つが実現できるようにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。（資料を掲示）これは私の選挙公約、新時代沖縄です。この中に書いてありますのは、「教育振興と国際交流・協力の推進」の部分です。「憲法の「教育を受ける権利」を保障し、公立夜間中学校の設置を進めます」と書いてあります。ですから、そこで、市町村の設置主体としての役割、県の支援する役割などについてお互いに協力しながら進めていきたいと思います、公立の夜間中学を進めていきたいと思いますということで書いてありますので、それぞれの役割をしっかりと確認しながら協力して進めていくということに異論はないというように考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 あくまでも県民は、知事、県がやると。他の都道府県の実績、事例もあると。

伺います、知事、確認しますよ。これ市町村がやって沖縄県は幾分かの予算化の支援をして終わりという考え方で受け止めてよろしいですか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(金城弘昌君) お答えします。

今那覇市だけというお話ございましたけれども、昨年の8月に夜間中学に関する検討ワーキングチームを設置して、那覇市を除く本島内の各市教育委員会を訪問して検討状況とか取組状況を把握させていただきました。それぞれの市においても検討を進めているところがございます。それでもやはり予算的な支援ですとか、人的な支援も含めて、その出来上がったときにはどういった体制にしていこうかということも含めて、県教育委員会と市町村教育委員会、連携してやることが必要なのかなと思っています。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 じゃ比較しますよ。仲井眞県政は夜間中学に対して支援していましたか。翁長県政、玉城県政になってどういう支援をしていましたか。市町村がやるものにわざわざ県が支援しますという形の知事答弁も今あって、言わなければよかったんじゃないかなと。これ結局、市町村がやるものなのに、県はただ言ってと。これ支援という中身、どのくらいやっているんですか、公約を打ったんですよ。どのくらいの予算をつけているんですか。これは仲井眞県政、翁長県政、玉城県政とどうなっていますか、伺います。中身を。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時30分休憩

午後5時30分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

教育長。

○教育長(金城弘昌君) まず、予算につきましては、やはりまだ委員会を会議したりとかそういったところですので、その大きな予算はございませんので、まずは我々としましては、他県の状況ですとか、今の各市町村の状況等を調査いたしまして、その調査にかかる旅費等はございますけれども、そういったものにかけてまず情報を提供させていただいているところがございます。

また議員御指摘のほうは恐らく戦中戦後の部分だったのかなと思っていますけれども、それにつきまして

は令和3年度は490万の予算を計上しているところがございます。

以上でございます。

○新垣 新君 休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時31分休憩

午後5時31分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○教育長(金城弘昌君) 繰り返しになりますが、先ほどから答弁しているとおおり、他県の状況を含めてそれぞれお伺いして、状況を伝えているということと、夜間中学の支出として戦中戦後の混乱期における義務教育未修了支援事業がございました。これ平成30年度からやっていますけれども、これについては予算額490万を計上して実施しているところがございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 この支援にしても先ほど——待ってくださいよ。490万の話は置いておいて、教育長、ちゃんと教えてくださいね。3年半近くたっているんですよ。知事公約を打っているんですよ。待ちわびている市町村もあるんですよ。何でこんなにたらたらしめているんですか。他の都道府県はやっているのに。どうなんですか、伺いますよ。補正でもやってほしいですよ、これいいことですから。待ちわびていますよ、市町村も。やっている那覇市も。市町村丸投げと言いながら予算もつけていない、この3年6か月弱。これ待っているんですよ、知事。どうですか、知事。これ、まだ公約違反にならないと思いますが、まだ7か月あるから、知事。どうですか、遅いということなんですよ、知事。待ちわびていますよ、いいことを言っているんだから、知事。いかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 先ほども教育長からも答弁をさせていただいておりますけれども、この様々な教育を受ける権利を保障し、この夜間中学の在り方についても、先ほども答弁にありました市町村との意見交換、それから県外事例の情報収集に関する取組などにも着手をし、その検討を進めているという状況でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 知事、知事は選挙公約したんですよ、責任は重いんですよ。291の中で、重いんですよ。私はこの291の中に、達成してほしいんですよ、これは。本当に知事はいいことを言っている。でも取組が遅い、だらだらしている。だけど頑張っ

い。だから知事、伺いますよ。公約の重さを知事はどう捉えていますか。まず伺います。遅いんですよ、これできることですよ、知事が、知事の予算をつける一言。これ知事権限ですぐできる事業、こんな遅いというのは、悲しさを感じているんですよ。知事、いいこと言っている。実現してほしい。改めて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 公約の実現に向けては、真摯に頑張っておりまいます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 知事、公約の実現の中で、291の中でこれも一つに入っています。今、現時点、私ちょっと——知事、公約を頑張る頑張るというのはよく聞いています、答弁でも。頑張ってください。しかしながら、公約を達成したものは幾つありますか。達成率は何%になりますか。もう予算が削られたという話ばかり聞いて。

じゃ伺います。先ほど達成率1つと、県知事になって事業たくさん、291言っていますから、企業誘致と雇用と税収を上げる政策はどうなったのか。沖縄県に高額納税者をどのくらい誘致して、玉城県政は税収を上げた、増やす政策をやって、291の公約にどれだけ取り組んできたか、それを伺いたい。数字を明確に、雇用者数も伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時35分休憩

午後5時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 公約とは県民に対し、政策を約束するもので、その中には実現したとしても引き続き公約の趣旨、目的のため継続して取り組まなければならないものもございます。このため公約については達成度という成果指標的な考え方は難しく、これを継続して内容を充実しつつ取り組むことが重要と考えているところでございます。

○新垣 新君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時36分休憩

午後5時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど申し上げたとおり、継続して内容充実しつつ取り組むことが重要で、この点を踏まえて知事は公約で掲げた全ての施策に着手し、継続して取組を進めているところでございます。

——

○新垣 新君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時37分休憩

午後5時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

さきの9月議会のときに——9月議会ですか、11月議会ですかね。知事の公約で、これまでの県政では、いわゆる完了というものを出してなかったんですが、この完了というのを5つ施策として出したということがあって、これがパーセントが出て、僅かだというような数字が出ておりました。そういったことがあったんですが、先ほどの企画部長の答弁は、——
——というふうにお答えしておりますけれども、やっぱりこれはちょっと正確じゃないだろうという御指摘だと思っております。それで、個別具体的——我々達成というものをどういう形でやるかというのはなかなか表現が難しいんですけれども、ちょっと説明させていただきます。個別施策は一応全ては着手してございます。着手した上で、5施策については取組は既に完了しております。280施策は取組を推進中です。6施策は取組に着手はしている、まだ推進という形になっていない。公約というのはずっと継続して取組をやらないといけないものですから、どういう形で表現するかということはあるけれども、完了とそれから推進しているというものを合わせますと285、それを291で割りますと97%になります。

以上でございます。

○新垣 新君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時45分休憩

午後7時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩いたします。

午後7時45分休憩

午後7時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

この際申し上げます。

企画部長宮城力君から申出のあった件については、議長において後刻記録を調査の上、適切な措置を講ずることといたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新垣新議員の御質問にお

答えいたします。

沖縄県は、新時代沖縄の到来、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の構築の3つの視点から、知事が公約として掲げた291の個別施策についてのうち5施策については取組が完了し、取組を継続して推進中、280施策は取組を推進中、6施策は着手となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 御答弁ありがとうございます。

今のところ、玉城知事、知事になり3年半近く、5しか完了していないと、引き続き任期满まで公約達成に向けて、ぜひ頑張っていたいただきたいと強く求めます。いい公約もありますので、いいものはいい、駄目なものは駄目と是々非々で対応中ですが、我が会派は。ぜひ進めていただきたいということを強く申し上げます。

休憩、議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時47分休憩

午後7時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君 件名1、深刻な軽石の問題です。

軽石の除去のスケジュール等を改めて、具体的に日にち、何月で終わらせるという明確な答弁がなかったものですから、明確にお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

現在、関係部局、土木建築部、農林水産部、また国あるいは市町村等で鋭意回収作業に取り組んでいるところでございます。しかしながら、現時点でいつまで完了するという点についてのめどはまだ立っておりません。各関係部局と連携して、なるべく早く回収が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 ぜひなるべく早く、軽石の除去を頑張っていたいただきたいと思っております。

続きまして、深刻な軽石の(4)、応急処置の御支援、本当にありがとうございます。しかしながら、エンジントラブルを防ぐフィルター等は必ず消耗します。製造メーカー既製品のフィルターも同様に支援していただきたいのですが、県の見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時48分休憩

午後7時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 海水こし器の措置につきましても、設置の補助を想定しておりますので、これで支援してまいりたいと思っております。

○新垣 新君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時50分休憩

午後7時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えします。

漁船の安全操業を目的として、漁業者が漁船に海水こし器を設置する場合、13万5000円を上限に機材代金の2分の1を補助することを支援しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 正直言いますよ。これ2分の1では漁民、本当に苦しい生活になりますよ。現場に行っただけのことありますか、まず伺います。これ、メーカー既製品というのは、相当上がります。13万5000円ではとどまりませんよ。分かりますよね現場。その件を改めて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 海水こし器の補助につきましても、国の事業も適用されておまして、競争力強化型機器等導入緊急対策事業でされておまして、採択要件というのは、広域な浜プランを作成していることになりまして、国事業のところは補助率2分の1になりますので、同様に県事業のところも、ソフト交付金を使うとか、2分の1を補助することになるかと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 知事、ちょっとお願いがあります。

これ今、後の質問で言おうかなと思ったけれども、前倒しで言いたいですね。

本当に漁民は苦しいです、生活が。尖閣問題、日台漁業協定、コロナ禍、軽石漂着、燃料費高騰。これ2分の1でさらなる負担が出ていく、おまけに五重の苦を食らっているんです、今。重ねて船のローン、住宅ローン。2分の1では足りないんですよ。これ2分の1と定めがあるんだったら県がその分を支援してほしいんですよ、単独予算でも。本当に苦しいんですよ。もうこのままだったら飯を食っていけないというくらいなんです。だから僕は代表質問でここまで言うんです。漁民の声を、現場の声を。ぜひ知事、部長では答え切れないものですから、本当に検討してほしいんです。苦しいんです。誰一人取り残さない、

助けてほしい。知事、答弁求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 担当部局とよく相談の上、どのような支援ができるかを検討していきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 知事、検討していきたいという温かい声はあるんですが、具体的に助けてほしいんですよ。2分の1じゃ足りませんよ。ぜひ、お願いします。

続いて(5)、この県内37漁業組合で構成する県の軽石対策会議で、軽石被害の被害額を早急に取りまとめたいんですけども、その件について、会議を週1回行っているとお聞きしましたが、この県内37団体の漁業組合の被害額、どのくらい上がってきていますか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 水産関係の被害につきましては、軽石のほかに新型コロナの影響などもあることから、軽石の影響のみを算出するのは非常に難しいんですけども、一方昨年10月以降、県内の水産物卸売市場での水揚げは減少しております。10月、11月の水揚げについて平年期と比較したところ、23市場中18市場で水揚げが減少しております。その合計は290トン、約2億3000万円となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 この290トンの問題と同じで、どうするか。この週1回行われている軽石対策会議で真摯に向き合ってほしい。重ねて、それで納得いくかなと思っています。

沖縄だけ特別なんですね。尖閣、中国の問題で漁獲規制、日台漁業協定、コロナ禍、そして軽石、沖縄の海は苦しいんですよ。燃油高騰も。他の都道府県と違うんです。特殊な、特別な理由があるんですよ。それをぜひ鑑みて、思って、この漁民を支援していただきたいんです、被害・損害額を。ちゃんと向き合って、きちんと彼らの意見を聞いて助けていただきたい。救済していただきたいということを強く申し上げます。

次に移らせていただきます。

1の(6)、軽石の利活用。

環境部長、ちょっと専門家の意見でも割れていますが、先ほどは県民の意見、アイデアとかを聞きましたが、専門家の意見はどういう感じで聞いていますか。さきの11月の定例会でも専門家の意見も聞くべきだ

という私からの指摘もあると思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 例えば農業用の利用とか、あるいはその赤土流出防止材としての利用については、農林水産部あるいは衛生環境研究所等、研究所で今鋭意、実用できるかどうかということについての検討を進めているところでございます。民間からは88件のアイデアをいただきまして、実現可能であるというようなものにつきましては、3月の上旬にも県のホームページに掲載しまして、例えば焼き物の釉薬でございますけれども、そういったものにも活用可能だということですので、民間の方々にも利用してもらおうということで、今アイデアも公表する準備をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 分かりました。慎重に調査しているということで、ぜひいい利活用ができるように強く求めていきたいと思えます。頑張ってください。

続きまして、農林水産業の振興についての(1)、不利性解消事業でございます。

この(1)の問題で、農業生産団体から不安と不満の声があり、なぜ事前に新たな農林水産物不利性解消事業の基本的な方向性について、農業生産団体やまた水産関係団体にも説明しなかったのか伺います。現場が混乱している問題もあるということで伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時57分休憩

午後7時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 不利性解消事業につきましては、国等との調整に基づきまして、輸送費の低減対策に向けての新たな仕組みを構築しております。これらの整ったところで、今2月の関係団体等への説明というふうになっておりまして、その意見等も踏まえて、一部は修正することも検討してみたいなというふうを考えております。

以上です。

○新垣 新君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時58分休憩

午後7時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

新垣 新君。

○新垣 新君 現場が一番混乱しているのは、新た

な不利性解消事業、新年度から始まるときに、今まで飛行機で運んでいたものを船で運ぶ、コールドチェーンという不安も誤解もあるんです。これ本当に鮮度保持の問題もあるかとか、果たして農業団体が一つとなってこの時期に何と何をこの船に運べるかとまとまるかと、事前にそういう言葉を言ってほしかったという現場の声とか、先ほど演壇でも申し上げましたが、この指定物流業者の在り方の問題も、この問題において説明不足のところもあるんですよ、先ほど言ったように。その件に関して現場が非常に混乱して、拡大解釈して、大丈夫かという意見なんです。このコールドチェーンに対しても鮮度保持の説明がないと。どうなんだ、どのメーカーを使っているのかとか、具体的に言われてきているんですよ、私は。だからそこら辺に関しての説明を、混乱させないようにもう一度伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時59分休憩

午後8時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 先ほどの答弁のちょっと重複にもなりますけれども、地域の農林水産物の出荷の集約化に向けた取組を目指すものとなっております。2月から関係団体等に説明したところでございます。公募型の指定物流業者等のこの方式等については、新しいこともございましたので、地域からの要望を受けて、当面の間は当該市町村で複数の物流業者も指定できるように今調整を国等と始めているところであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 答弁ありがとうございます。今、農家に対する答弁だと理解いたしました。

今度は漁民に対する答弁をいただきたいんですけれども、高級魚、本マグロとかカジキが捕れた場合、コールドチェーンで本当に鮮度保持、大丈夫なのか、船で運ぶという形で。普通だったら飛行機ですぐ市場に運んでおいしく食べてほしいというのが一般的な考えなんですけれども、この船で運ぶとき、鮮度保持は大丈夫なんですかという声もあるんですけれども、いかがですか、水産関係団体からの声です。船で運ぶと言うんだから。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時1分休憩

午後8時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 鮮魚等につきましては、確かに鮮度の問題等もございますので、この辺検討いたしまして、この当該事業の中には、鮮度保持するための瞬間冷凍施設等も整備ができるようなところをちょっと加えてございますので、ここは地域で考えていただいて、効率的に運べるような仕組みが——コールドチェーンをできるような仕組みができるのかと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 そのとおりです。

瞬間冷凍施設も一緒に造ってあげないと納得しないんですよ。このコールドチェーンというのは瞬間冷凍で鮮度を落とさない、そういう形も船で運べる体制も築くべきだと、今年から船になるので。そういう懸念もあるということで、ぜひ瞬間冷凍の導入という形で水産関係団体を説得していただいて、納得すると思いますので、ぜひ強くお願い申し上げます。

次に移らせていただきます。

2の(5)、糸満漁港北地区・高度衛生管理型荷さばき施設のプロモーション、先ほどの答弁では、プロモーションを行っていくと言っているんですけれども、具体的に明確にどういうプロモーションを行うんですか。私のイメージとしては、知事を先頭に国内外にセールスしていくというイメージなんですけれども、例えば世界各国の空港で、この糸満の高度衛生型荷さばきの卸売市場のそういう形を行っていく、重ねてこれはアジア戦略構想の一環です。今の答弁を聞くと、ちょっと弱いと思うんですよ、セールスが。その件に関して説明を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 糸満市場では開設者となる沖縄県水産公社を中心に、県も参画して市場の運営協議会なるものを発足させる計画でございます。

県としましては、様々な媒体で情報発信をするとともに、同協議会において十分に練りまして、効果的なプロモーションがどうあるべきなのかを、この協議会の中でまず検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 すみません、この協議会も伺いました。しかし、これはアジア戦略構想の一環ですよ。県の取組が遅かったんじゃないかなと思うんですけれども。運ぶのは造る前に事前にどういう戦略と戦術を、

販路拡大やそして知事を先頭にどこの市場を紹介していく、そういう取組が審議会で決まってからでは遅いんですよ、今。これすごい豊洲クラスの市場、すばらしいもの造っているんですよ。そこをしっかりと張り上げていただきたいんですけども、ある意味。知事、分かる範囲でお答え願いたいですけれども、やはり知事が先頭でこういったセールスに動かないと、前に行かないんですよ。審議会という前に、さきにもっと1年前に気づいておくべきだったと僕は思っているんですけども、いかがですか、知事。知事だよ、これ大きいんだから。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 総合的なプロモーションについては、沖縄県水産公社と県も参画するその市場運営協議会で、より具体的に効果的に検討が進められるものというように思いますので、県としてもしっかりサポートしていきたいと思えます。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 私から、地元ですから、本当これ知事を先頭にこうやって経済を活性化できるように、ちょっと取組が遅いなということを指摘させていただきます。ぜひ審議会で頑張っていたきたいと、取組遅いということを指摘だけはさせていただき。

続きまして、(6)の海洋深層水の問題です。

県は研究していきますというんですけども、度重なる代表質問や多くの議員の一般質問でも民間が参入するならば本島でも検討するという、代表質問、多くの議員が質問していますが、翁長県政時代からずっと。その件に関して、民間がやる気があるというんだったら検討するという形で理解していいですか。農林水産部長、伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後8時5分休憩

午後8時6分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 先ほどの答弁と一部重複はいたしますが、県では、久米島町に海洋深層水研究所を設置して、海洋深層水を活用した研究なるものを実施しております。また、海洋深層水を活用した養殖事業展開についての県漁連等からの要望は直接県には出されておきませんので、今後、県漁連からの要望を聞くなどして意見交換はしてみたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 今、県漁連の名前が出ました。漁獲

規制、どう考えていますか。今、漁民、コロナ、軽石、日台漁業協定、尖閣の問題、燃油高騰。沖縄県だけ特殊なんです、漁獲規制まで入っているんです、実は。高級魚を捕るなという、資源を守ると。その件に関して認識をまず伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後8時7分休憩

午後8時9分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○新垣 新君 聞き取りでも言っていますが、漁獲規制。それで高級魚を捕るな、都道府県に対して資源を捕るなと、魚を捕るなと高級魚において。そういう規制が入って、この水産関係団体は「とる漁業から育てる漁業」に時代の転換期の流れにシフトしていくと。民間はもうやりたいと、はっきり意思表示なんです。ですから県の支援はどうなのかと、それを今質問しているんです。

もう一度伺います。もう民間はやりたいと言っているんです。県は結局は研究していきますとかそういう答弁なので、かみ合っていないんです、私と、はっきり言って。どうなんですか、県の取組姿勢。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後8時9分休憩

午後8時9分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 県では水産資源の減少や漁場環境の悪化等に対応するため、沖縄型のつくり育てる漁業の振興が必要であると考えております。

先ほどと重複しますが、海洋深層水を活用した養殖事業展開についての県漁連からの要望等は直接今ありませんので、今後ありましたら検討したいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 県漁連はちゃんと今の発言を見ています。手続を踏まえて、理事会でオーケーもらって、基本構想の入り口に入れていこうとそういう意欲がありますので、ぜひ部長、前向きに導入して考えていただきたいのですが、この基本構想の入り口に。ぜひ部長伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 県漁連等からの直接の要望はございませんので、今後、出次第、検討してまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 私はこの水産関係団体と意見交換し

て今このようなことを言っています。近々来ます。逆に県から本当かなと、意欲ありますかと聞きに行つて、じゃ一緒に基本構想をつくりませんか、と言つてほしいんですよ。

逆に伺います。知事、こういう形で今、水産関係団体、やる気があります。海洋深層水を活用して久米島のように、もう「とる漁業から育てる漁業」、時代の転換期にシフトしていかないと、もうやっていけないと、漁獲規制の問題で。知事、この件に関して、しっかりこの民間が下から、しっかり理事会の手続で議決を得て、知事のところに伺つて基本構想をつくりましょうと、そして前に動かしましょうと必ず来ますので、知事、そのときはどういう対応をなされますか。知事に見解を求めます。知事ですよ、これ。大きな時代の流れですから。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○新垣 新君 ちょっと待つて、これ知事をお願いしたいんですよ。トップは知事なんだから、経済の活性化含めてこんなに困っているんだよ、漁獲規制で。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時11分休憩

午後8時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 団体と意見交換を行いまして、しっかり意見交換をしていきたいというふうに……

○新垣 新君 分かりました。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 分かりました。ぜひお願いを申し上げます。

前向きに動かしてください。沖縄を前へ。漁民の生活をぜひよくしてください。

続いて社会資本の整備についての(1)、一括交付金の減額により、建設会社の倒産を危ぶむ声が聞こえてきますが、県の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） ハード交付金につきましては、今年度から約109億円減少するということなのですが、我々土建部としましても、選択と集中で、限られた予算の中ではありますけれども、重点的に橋梁の架け替えですとか、あるいは住宅の建て替え等々、緊急的な措置が必要なものに重点配分していくということと、あとハード交付金以外の例えば起債事業ですとか、それ以外の補助メンテナンスに係る補助事業等を活用して、事業を推進していきたいと

考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 一括交付金のハード交付金以外の他の補助金を獲得して行つていくと。単費、単独事業でも行つていくという形もどうでしょうか、検討しては。取れなかった場合どうするかというものも、本当に痛んでいるんですよ、沖縄県の建設業界は。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 単費につきましても、やはり限られた予算ですので、先ほど申し上げましたが、起債事業を活用して、例えば道路ですとか、河川ですとか、そういったところのしゅんせつですとか、自然災害防止について取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 了解いたしました。

実は今、去年と同じような我が党の代表質問、全く一緒の答弁をしています。去年も同じような答弁で、令和3年2月も同じことをやっているんですね。令和3年、そういう取組、今言った答弁の取組をやっていますか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 具体的には今申し上げました起債事業につきましても、令和2年、3年、4年とそれぞれエントリーしてございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 令和3年よりちょっとボリュームを大きくしてあげて、ぜひ公共事業を出してほしいと、建設業を倒産させないように、ぜひお願いを強く申し上げます。

休憩、議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時15分休憩

午後8時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君 今度(7)、デジタル庁が進めるデジタル田園都市国家構想についてですけれども、このアの部分。

小規模離島自治体は、高齢化や過疎化などの社会課題に直面し、新たな技術を活用するニーズがあります。例えば自動走行による送迎サービスや配達の自動化、オンライン医療、オンライン教育、リモート技術を活用した働き方、農業や観光産業のデジタル化技術の活用により、政府が目指す都市間格差の解消と地域活性化の実現につながると考えるが、見解を伺いた

い。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 小規模の離島自治体が直面する高齢化や過疎化などの課題解決に向けては、医療、教育、観光等をはじめとする各分野におけるデジタル技術の活用は有効な手段になると考えております。

先ほど知事から答弁申し上げたとおり、人材の確保等の市町村支援を行うなど、県としましては、地域社会のデジタル化に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 ありがとうございます。

この問題においてニーズが非常に高いことから、専門職員、専門の人材も育てると同時に、人材の確保も両方重ねて走っていただきますよう強くお願いを申し上げます。

続いてウの部分に移ります。

先ほど質問しましたが、要は国がデジタル化という新しい公共事業を出すのに、県内システム企業では力不足で対応できないので、国からの予算が結局はざる方式になって、本土に取られてしまう。県内主導で、システム企業の技術力育成の伴走支援が必要だと思うんです。その件に関して、簡単に言うと、ざる方式からの脱却で、地元ウチナーの企業を強くしていくと、その強化を再度伺いたいと思いますが、見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県内情報通信産業におきましては、外貨を獲得していく上で、技術力を強化し、高度な解析業務などに対応していくことは重要であるというふうに考えております。そのため、まずその技術力の強化という観点からは、AIやIoT、ロボティクスなど先端技術の導入に向けた県内IT企業の取組を支援するとともに、先端的な技術を持つ県外企業との共同開発を支援することとしております。これは実際に令和4年の新規事業として、ICTビジネス高度化支援事業というものを約2億円計上しております。

それから、人材も大事でございます。高度な開発業務に採用できるエンジニアやデータサイエンティスト、それからプロジェクトマネージャーの育成に支援することで、IT人材の高度化を図っていききたいということで、こちら継続事業ではございますが、先端IT人材育成支援事業、これは約5000万円を計上しております。

最後に情報通信産業と県内産業との連携によりまし

て、社会課題の解決や新たなビジネスを創出できるよう、県内IT企業の企画力や提案力を高めていくということで、こちらは令和4年度の新規事業として、沖縄DX促進支援事業というものを計上させていただいております。

こうした取組によりまして、情報通信産業の高度化を図りまして、県内産業のDXを支えていくことで、産業全体の稼ぐ力の強化にも貢献できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 ぜひ地元企業を育ててほしい。さらなる強化を、ざる方式からの脱却、ぜひ期待していますので、知事先頭にこの問題、力強く頑張ってください。期待しております。

続きまして教育委員会に移ります。

教育・文化・スポーツの振興について(1)、いじめを未然に防ぐ教育委員会の取組は理解しました。改めて、提言したいと思います。

スローガン、朝の会、帰りの会。私が子供の頃の教育ですが、朝の会、帰りの会、学校や部活、クラブ等、始まりと終わりに言った言葉をよく覚えております。親に感謝、先生に感謝、みんなと仲よく楽しもう、いじめはいけないこと、いじめを見たら親や先生に言うこと、いじめは絶対に駄目なこと、いけないことというこのスローガンの読み上げ。子供の頃非常に徹底されて、いじめが非常に小中、未然に防げたと記憶しています。やっていけないことはやっていけないという、この涵養、感謝と涵養、いじめはいけないという涵養を僅か1分の読み上げなんですけれども、これを小・中・高、ぜひスローガンをまとめて、親に感謝、先生に感謝、いじめはやってはいけないこと、みんなと仲よく楽しもうとクラブ活動でも言ってほしいんですよ、それでも変わると私は思っています。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

新垣議員がこの間、いじめを防止する、いじめをなくすということで、スローガンはどうかというふうな提案がございました。私どものほうとしても、そういうふうなスローガンの提案が県議会であるということで、市町村とそのいじめの取組について意見交換をさせていただきました。そうしたらやはり、市町村としては、上から押しつけられるというよりは、児童が主体となって、自分事として捉えて主体的に取り組む活動を支援していきたいということがございました。具体的には、それぞれの学校で、やはりいじめ防止宣言

をしたりとかスローガンをやったりとか、また缶バッジを作って、みんなでいじめを防止していこうとか、児童生徒は、いじめは絶対駄目、やめるべきということもうみんな認識していると思います。あとはいかに行動に移すか。そうするとやっぱり児童生徒の主体的な取組が一番肝要なのかなと、それはいろんなところを我々としては例を出しながら市町村の取組につなげていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 これやっている市町村、スローガンを読み上げて、学校の担任によって違うんですよ。これ、私小学校6年のとき、中村光男先生の教えから、クラブ活動やそういう形で行ってきて防げたという実績あるんですよ、成果が。他の市町村の小中学校もやっているところあります。調べました。だから、押しつけじゃないですよ、涵養していくんですよ。いけないものはいけないだと、そういった毎日こうやって植え付けて涵養していけば、今よりも未然にいじめを防げないかという予防策を言っているんですよ。押しつけではありませんよ。どうかこれ検討していただけませんか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

押しつけということで私は言ったわけではなくて、児童生徒がやっぱり自分事として捉えて、どんなことをやったほうがいいかということを議論しているんですよ。例えばある中学校では、いわゆる人権宣言という5条から成るものをつくり上げて、仲間を独りにはしないで、一人一人の個性を尊重して温かい言葉をかけていきましょうとか、あとは、いじめゼロ宣言というふうなこともやっていますので、それはやはり児童生徒が主体で考えている取組をしっかり各教育委員会としては進めるべきと思っています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 ちょっと最後になりますが、私はやはりいけないものはいけないと毎日、朝の会、帰りの会で、言い聞かせるということが、やはり未然に防ぐんじゃないかなと。かみ合わないところがありますが、しょうがないなと思って次に移らせていただきます。

最後に6、県知事選挙の期日前投票所の増設について。

実現してほしいですね、正直言って。先ほども答弁、12月でも質問しましたが、県内の町、投票率が

悪い。まず県内11市に期日前投票所のさらなる増設と——県内本島の町は今金武町しかやっていません。県内本島の多くの町に、期日前投票所の増設を指導助言、行っていただけないかなと。場合によっては県が予算を出すからと、そういう言い方をしないとやりませんよ。ですから、ぜひその努力を検討していただきたいのですが、いかがですか。改めて執行部にも聞きますので。

○議長（赤嶺 昇君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） 引き続きの御質問ありがとうございます。

投票率を上げたいというお気持ち、十分受け取りました。我々もそれは必死に取り組んでいるところでございます。

今おっしゃった11市の中で、複数の、要するに増設をした投票所、それを設置しているところが5市でございます。ところがあとの6市は単数しかないんです。そういう意味でそういうところに呼びかけを強化しようかということで考えております。これまでも町も含めて、文書では要請はしております、助言はですね。それから会議等でもぜひ増設してほしい、あるいは設置してほしいという要望をしておりますけれども、なかなか内情がいろいろあるようでして、簡単ではございませんが、引き続き要請していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 私も地元糸満市ですから、市議会議員の関係者といろいろ話をして、やはり県から指導助言する場合は予算を持って、こうやって県がつけてあげるから、ぜひ市町村、市と町やってくださいと言ったら変わりますよ。そこを聞いているんですよ。自分たちは財政が苦しいからと逃げられます。県知事選挙と——あくまでも今回の県知事選ですよ。その後は県議選しか言いません。これは県の問題ですから、県知事選挙は。ぜひ予算化して頑張っていただきたいんですけども、まず選挙管理委員長の答弁と、この担当の企画部長、答弁を両方からいただきたいなと思います。投票率を上げるための努力ですので、ぜひ双方いただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） その予算についてはやはり、県のほうで何かやるのかというのはあるかもしれませんが、選挙管理委員会から予算を持っていったというのがなかなか難しく、もしそれが可能であればそういうこともあるのかなとは思いますが、ただ期日前投票所の設置とか増設に

ついて、何らかの予算措置はされているかのように聞いております。それがどの程度かは分かりません。実は、前回、その増設についての御質問がありましたので、昨年12月から今年1月にかけて、各市町村に対して、投票率向上に向けた取組に関する調査を行いました。期日前投票所の増設に向けた課題として、市町村からは動員職員が確保できないという課題を言われてきたんですね。ただそうでありませぬけれども、市町村からは県選管に求める支援として、財政支援などの要望はございませんでした。他市町村の取組、その事例の共有をしたい、それから選挙出前事業に係るノウハウを提供していただきたいというふうな要望はございました。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 こういう今、市町村の課題と取組、聞きましたよ。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 国政選挙につきましては、選挙執行経費基準法という法律に基づいて、市町村の選挙人の数、それから投票所の数、これを基礎に法定の費用を算定する仕組みとなっております。知事選についてもこの基準に準じて費用を算定し、各市町村に交付することになっております。期日前投票所についても、この予算を編成する前に各市町村に何か所設定する予定かというのを照会しておりまして、その数に応じて予算措置をするということになっております。今増設されている各8市町村ございますが、それは期日前投票所の数に応じた算定がなされており、今後、増設を希望する市町村があれば、その分加算されるということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 最後、結びたいんですけども、どういふふうにこの投票率を上げるかと、やっぱり期日前投票所の増設なんです。市町村においては、おっ

しゃるとおり、この職員の、この選挙のときの投票所の職員の確保、これ事前に予算つけますからと言え、市町村取組と努力してくれますよ。県としては指導助言をぜひ選挙管理委員会委員長、予算をつけますからぜひやってくださいと、この職員確保もやってあげますからと予算をぶら下げてしっかりお願いしていけば、向き合っていけば必ず成果が出ると、実現できると思うのですけれども、いかがですか。そんなに難しい問題じゃないと見ていますよ私。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） 今の点は、そういう予算がつくということは各市町村分かっていると思います。ですからあと増設をするかどうか、市町村の意気込みによります。そういうところをまた市町村、お知り合いの議員におっしゃっていただければいいかなと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 分かりました。じゃ、ぜひ増設してくださいと指導助言をぜひ力強く頑張って、投票率を上げる努力、県としても選挙管理委員会委員長が市町村に足を運んで、ぜひ活用してください、この予算を、投票率を上げてくださいと委員長が自ら足を運んで、投票率を上げる努力を期待して、私の質問を終わります。

本日は御答弁、質問に協力していただきましてありがとうございます。

終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、2月24日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 比 嘉 瑞 己

会議録署名議員 大 浜 一 郎

令和4年2月24日

令和4年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第3号）

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

令和4年2月24日（木曜日）午前10時開議

議事日程第3号

令和4年2月24日（木曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（45名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	24番	仲村未央さん
1番	喜友名智子さん	25番	平良昭一君
2番	翁長雄治君	26番	玉城武光君
3番	島袋恵祐君	27番	比嘉瑞己君
4番	玉城健一郎君	29番	山内末子さん
5番	上里善清君	31番	西銘啓史郎君
6番	大城憲幸君	32番	座波一君
7番	上原章君	34番	呉屋宏君
8番	小渡良太郎君	35番	花城大輔君
9番	新垣淑豊君	36番	又吉清義君
10番	島尻忠明君	37番	崎山嗣幸君
11番	仲里全孝君	38番	仲宗根悟君
12番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
14番	新垣光荣君	40番	西銘純恵さん
15番	瀬長美佐雄君	41番	渡久地修君
16番	山里将雄君	42番	瑞慶覧功君
17番	当山勝利君	43番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	44番	末松文信君
19番	金城勉君	45番	島袋大君
20番	新垣新君	46番	中川京貴君
21番	下地康教君	47番	照屋守之君
22番	石原朝子さん		

欠席議員（3名）

13番	次呂久成崇君	33番	大浜一郎君
28番	照屋大河君		

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	副知事	照屋義実君
副知事	謝花喜一郎君	政策調整監	島袋芳敬君

知事公室長 金城 賢君
 総務部長 池田 竹州君
 企画部長 宮城 力君
 環境部長 松田 了君
 子ども生活福祉部長 名渡山 晶子さん
 保健医療部長 大城 玲子さん
 農林水産部長 崎原 盛光君
 商工労働部長 嘉数 登君
 文化観光スポーツ部長 宮城 嗣吉君
 土木建築部長 島袋 善明君
 企業局長 棚原 憲実君

病院事業局長 我那覇 仁君
 会計管理者 大城 博君
 知事公室秘書防災統括監 平敷 達也君
 総務部財政統括監 平田 正志君
 教育長 金城 弘昌君
 公安委員会委員 知念 公男君
 警察本部長 日下 真一君
 労働委員会事務局長 山城 貴子さん
 人事委員会事務局長 大城 直人君
 代表監査委員 安慶名 均君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長 知念 弘光君 課長 補佐 城間 旬君
 次長 上原 貴志君 主幹 宮城 亮君
 議事課 長 佐久田 隆君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日の会議に説明員として出席を求めた公安委員会委員長阿波連光君は、所用のため出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、公安委員会委員知念公男君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 ハイサイ グスーヨー チューウガ ナビラ。

会派でいーだ平和ネットの瑞慶覧です。

代表質問に入る前に所見を述べたいと思います。

謝花副知事はこのたび3月末、任期満了で退任されるということです。これまで翁長前知事、そして玉城知事を支え、激動の時期に県政を中心的に担っていただきました。大変忙しく厳しい任務だったと思います。やはり副知事というのは、ある意味で嫌われ役になることもあったかと思います。私は心から感謝申し上げます。お疲れさまでした。

さて、ウクライナをめぐる情勢が大変厳しくなっ

ています。バイデン米大統領は18日、ロシアのプーチン大統領がウクライナ侵攻を決断したと表明し、一方のロシア側は否定しつつも、ウクライナ国境周辺にロシア軍約19万人で包囲しているとアメリカは指摘し、親ロシア派住民の保護を名目にロシアが軍事介入すると主張しています。双方ともプロパガンダで国民をあおり正当性を主張し、一触即発の状態です。もしこのまま戦争になれば、核兵器をはじめ細菌兵器の開発が進む現在、地球滅亡へと突き進むこととなります。そうならないことを願うばかりです。

一方、平和の祭典と称される北京オリンピックが20日に閉会しました。戦争と平和の問題が同時に進行し、複雑な気持ちです。今回のオリンピックでは開会式、閉会式、競技施設、宿泊施設やITやドローン技術には目を見張りました。中国は世界に技術力の高さを示したかったのでしょうか。しかし、香港やウイグルの人種問題は封印されたままです。

そして次に来るのは台湾有事の問題です。台湾有事になれば国内で真っ先に戦場になるのは日米の軍事基地が集中する沖縄です。このまま進めば5年以内に中国が動くと言われていています。子や孫たち、県民の命を守るため、何としても戦争を回避しなければなりません。安倍元首相は台湾有事は日本の有事とあおっています。今政治の果たすべきことは対話による外交努力です。戦争に勝者はいません。そのことを肝に銘じて共に頑張りましょう。

質問に入ります。

玉城県政のこれまでの歩みは、首里城火災、豚熱、新型コロナウイルス感染、軽石漂着等々、次々に問題が相次ぎ

ました。恒常的な軍事基地に起因する様々な問題が多発し、まさに全国一多忙な知事だと思います。山積する問題に対する対応を高く評価しております。そして多くの県民も評価し、期待しております。

(1)、知事のこれまでの県政運営の自身の評価と今後どのような県政運営をしていくのか、そして9月に予定される県知事選挙に向け、率直な気持ちを伺う。

次に1968年、米軍統治下での初めての選挙で琉球政府行政主席となり、1972年に祖国復帰し初代の県知事となった屋良朝苗さんが、復帰前の1971年11月17日、沖縄国会と銘打った臨時国会に、屋良主席は沖縄の民意をまとめた、基地の無条件返還などを求めた建議書を届けるために上京しましたが、羽田空港に到着する数分前に基地の固定化を招く理不尽な沖縄返還協定が強行採決されました。後に返還協定は日米の密約でできたことが分かりましたが、政府は否定しています。日本政府が約束した核抜き本土並み返還は、現在の沖縄の現状を見ればうそであったことが明白です。むしろ軍事基地は強化されています。そして軍事基地は経済発展の最大の阻害要因であるということをお忘れではありません。

(2)、復帰50年に向け、屋良建議書を踏まえ、復帰措置に関する建議書の現状検証と新たな建議書や宣言の在り方を検討するとあるが、その建議書を未来の沖縄にどう生かしていくかが重要です。その意義と決意を伺う。

(3)、辺野古新基地建設問題、戦没者遺骨に関する問題、日米地位協定問題等について、日本全国民の問題として提起すべく知事自ら参考人として国会で発言する機会を設定すべきと思うが所見を伺う。

(4)、米軍普天間飛行場返還と名護市辺野古の新基地建設問題を考える知事のトークキャラバンの意義、目的、これまでの実績と今後の目標、開催計画について伺う。

(5)、土地利用規制法について。

自衛隊基地や国境離島などの重要施設を対象に、政府が周辺の土地利用の実態を調査できる土地利用規制法の9月からの施行に向け、陸上自衛隊と那国駐屯地や宮古島駐屯地を特別注視区域に指定する作業を進めています。最終的には在沖米軍基地も対象に広げると言われており、沖縄県民を監視下に置くような法律は断じて容認できません。思想信条や財産権を侵害し、憲法に抵触しかねない法律であり、廃止を求めるべきである。見解と対応を伺う。

2、新型コロナウイルス対策（防疫関連）について。

(1)、感染状況について。

ア、世界の感染状況を伺う。

イ、日本の感染状況を伺う。

ウ、県内の感染状況を伺う。

エ、他都道府県と沖縄県との状況の違いを伺う。

オ、1年前の状況と比べ改善された施策について伺う。

(2)、エッセンシャルワーカーへのコロナワクチン接種状況について伺う。

(3)、県立病院職員のコロナワクチン接種状況、課題と対応を伺う。

(4)、学校PCR検査体制について。

昨年6月から学校PCR業務が教職員の業務とされ、学校現場は混乱し、教職員組合は業務負担増、感染リスクの面から学校PCR業務を教職員に従事させないよう要請し、その結果9月から外部業者が回収することになりました。

ア、外部業者の回収業務体制について伺う。

外部業者が保護者から直接回収したのは7%に過ぎず、授業を自習にしてPCR業務に取り組みざるを得ない状況であり、本来の教職員の業務が阻害されているとのことです。そして教職員の感染リスクは残されたままの指摘があります。教職員の負担軽減、感染リスクをなくすためにイ、外部業者の拡充を図るか、コロナ禍の雇用対策として人員を募集し学校に配置し、PCR業務を教職員から完全に切り離して行うべきではないか。所見を伺う。

3、新型コロナウイルス対策（経済関連）について。

(1)、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている事業者への支援状況、今後の課題と対応を伺う。

(2)、飲食店等向け協力金の状況、不正受給への対応状況、今後の見通しについて伺う。

(3)、まん延防止等重点措置移行に伴う認証辞退の状況、課題と対応を伺う。

4、基地問題について。

(1)、有害物質の有機フッ素化合物PFAS問題について。

うるま市の米陸軍貯油施設から去年の6月に有機フッ素化合物PFASを含む汚染水が流出した事故で、国、県、米軍の3者が約4か月以上も調査結果を公表してこなかった。国の指針値の1600倍のPFASが検出されたにもかかわらず、住民の人命軽視である。2015年に締結した環境補足協定で調査結果の公表は米軍の同意が必要とされるためである。これでは住民の命は守れません。県は米軍や政府の対応を恐れ

ず、堂々と調査結果を公表すべきです。

ア、嘉手納基地のPFOS問題、経緯と現状、取組と課題を伺う。

イ、普天間基地のPFOS問題、経緯と現状、取組と課題を伺う。

ウ、うるま市の米陸軍貯油施設からのPFAS漏出问题、経緯と現状、取組と課題を伺う。

エ、金武町のPFAS問題、経緯と現状、取組と課題を伺う。

(2)、第4次嘉手納爆音訴訟について。

1月28日、米軍嘉手納基地周辺に住む住民3万5566人が、米軍の深夜・早朝の飛行差止めを国に求める訴訟を提起し、原告数は過去最大となりました。1982年に原告約900人で第1次訴訟が提起され、2000年には原告約5500人で第2次訴訟、2011年には原告2万2000人で第3次訴訟が提起されました。これまで損害賠償は認められてきたが、原告が強く望む飛行差止めは第三者行為論によって退けられ、住民は爆音による睡眠妨害、健康被害等に40年も苦しめられてきました。日本政府、司法の不作为です。見解を伺う。

5、首里城再建について。

琉球・沖縄のアイデンティティーのよりどころとして、首里城の再建については沖縄県民のみならず国内外から大きな関心が寄せられています。特に首里城正殿、大龍柱の向きに関する事項は大きな注目と関心を集める大変重要な事項です。昨年12月1日に、内閣府沖縄総合事務局首里城復元に向けた第2回技術検討委員会において、暫定的な結論として、令和復元においても大龍柱の向きは平成復元を踏襲するとなっており、報道によれば多くの県民に不信感と失望感を抱かせているとのことです。

(1)、首里城再建は、沖縄県が総合事務局と締結した3点の覚書を見直し、沖縄の主体的な再建体制を整えるべきと、多くの知識人、県民から強い意見、要望が出ています。見解を伺う。

(2)、技術検討委員会における暫定的な結論、令和復元においても大龍柱の向きは平成復元を踏襲するのは推測であり、ユネスコ基準に反するとの指摘があり、見直しを求める声が高まっています。県は主体的に学術的検討を行う必要があるのではないかと見解を伺う。

(3)、那覇市議会は意見書で、大龍柱の向きは見切り発車ではなく、慎重に幅広い議論を重ねることを求めています。見解を伺う。

6、教育行政について。

(1)、県立においてもGIGAスクール構想を考えているようだが、どのような事業内容となっているか伺う。

(2)、保護者のタブレット端末購入代金、月々の家庭での通信料の負担額は幾らになるのか、全額公費で賄うべきではないか見解を伺う。

(3)、公立高校における端末の整備状況（見込み）について、都道府県別の費用負担（自治体、保護者）について伺う。

7、経済振興について。

政府は2022年度以降に契約を交わす公共工事や物品購入などの入札で、従業員の賃上げを表明した企業が有利になる新たな制度をスタートするとのことです。総合評価方式の中で入札参加企業の賃上げ表明を新たな加点対象とする。前年度と比べ、大企業は1人当たり平均給与額を3%以上、中小企業は1.5%以上引き上げることを要件としています。賃金を上げたかどうかは政府が確認し、未達だった場合はその後1年間の入札で大きく評価を下げることとなります。政府は民間企業の賃上げによって消費が拡大し、経済が成長することを目指しています。西銘沖縄担当相も、県民所得について全国最下位を脱し、30位台まで持っていく取組をしたいと意欲を示しています。また企業の「稼ぐ力に関する万国津梁会議」の末吉委員長は、3年以内に県内企業の1人当たり月額給与を平均で1万円以上アップする数値目標等の提言書を玉城知事に手交しました。県内建設業の就労者7万2000人、県就労者の10%、県が条例を規制型にして賃金を実質的に引き上げれば、県民全体の所得向上につながるの見込まれ、貧困改善に大きく貢献すると言われています。県はこれまで条例改定に後ろ向きと言われています。真剣に向き合い取り組むべきであります。

(1)、公契約条例を現行の理念型から規制型に改定し、公共工事設計労務単価の80%以上の支払いを義務づけるべきではないか所見を伺う。

(2)、公共工事の入札の総合評価方式に労働者の賃金引上げ（公共工事設計労務単価80%以上）に対し評価し、加点すべきではないか所見を伺う。

8、戦没者の遺骨の保全を図る条例制定について。

遺骨収集ボランティア、ガマフヤーの具志堅隆松代表や研究者らが、戦没者遺骨の保全を図る条例の制定を求める陳情書を沖縄県議会に提出しました。具志堅さんは遺骨の問題は全国民の問題と訴え、全国の都道府県・市町村、1743議会に意見書可決を促す要望書を送り、2月9日現在で可決は県内30、県外176の計206議会に達し、さらに増える見込みであるとのこ

とです。県議会は悲惨な沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書を全会一致で可決しています。人道上の問題として条例制定を実現すべきです。見解を伺います。

9、軽石問題に係る県の対応状況について環境部に伺います。

10、ヘイトスピーチ対策条例について。

(1)、第2回検討委員会で新素案から氏名公表の仕組みをなくしたことに對し、失望の声が上がっています。説明を求める。

2月15日、大阪市のヘイトスピーチの抑止策を定めた条例が最高裁で争われ、対象を悪質なヘイトスピーチに絞り設計されており、抑止する必要性が高いと合憲の判断を下しました。

(2)、条例制定をめぐる全国の状況と所見を伺う。

沖縄で起こるヘイトスピーチの解消を目指し活動する沖縄カウンターズは、悪質なヘイトスピーチを止めるのは市民の力のみでは限界があると言っています。沖縄県民ということでこれまで差別を受けてきた歴史があり、現在も続いていることを直視し、沖縄県が制定する条例は日本で最も実効性のあるものにしなければなりません。神奈川県川崎市では全国で唯一刑事罰付きの条例を制定し、ヘイトスピーチを禁止し効果を上げています。沖縄こそ先頭に立ってヘイトスピーチをなくすべきです。

(3)、ヘイトスピーチをなくすための厳格な条例を制定し、県がしっかり対応すべきではないか。見解を伺う。

(4)、もっと真摯に向き合うべきである。検討委員会を継続すべきではないか。見解を伺う。

11、子育て、福祉行政について。

(1)、ヤングケアラーに関するアンケート結果と課題、今後の取組について伺う。

生後2か月から養育していた児童5歳を里親が反対する中で児童相談所が引き取る事案があり、里親委託を解除された里親が、一時保護の委託先を里親夫妻の元にするように求めています。インターネット上で署名を募り、1月時点で6万人以上が賛同し、また別の里親の夫妻は、子供の最善の利益を壊し、苦しみを生む制度になっていると指摘しています。政府は里親制度を子供の健全な育成を図る有意義な制度として評価しています。しかし現在の里親制度はいつ引き離されるか分からない、何より子供の声を聞くこと、そしてその子を育ててきた人の言葉を聞いてほしいと訴えています。

(2)、里親委託解除が問題となっています。概要と

有識者審議会の内容、今後の対応について伺います。

(3)、こども医療費、現物給付へのペナルティー問題の現状と課題、方針を伺う。

12、県営住宅連帯保証人廃止について。

(1)、これまでの経緯と課題、今後の対応について伺う。

(2)、自治体の連帯保証人廃止の状況について伺う。

13、しまくとぅばの継承について。

2006年に9月8日をしまくとぅばの日と定める条例が制定され、今年で15年となりました。意識調査ではしまくとぅばに愛着を持つ人は77%、沖縄の文化・芸能に誇りを持っていると答えた人は91.5%もいます。しかし今、継承の危機と言われる状況です。故大城立裕氏は、言葉は魂である、ウチナーグチが消えるということは魂が消えること、すなわちウチナーンチュじゃなくなることとおっしゃっております。ウチナーグチがなくなれば、組踊やウチナー芝居、ウチナー民謡も消滅するでしょう。沖縄のチムグクル、アイデンティティーもなくなってしまうのでしょうか。世界のウチナーンチュとのかけ橋となっているのが伝統文化であり、しまくとぅばであることを忘れてはなりません。大事にしましょう。

(1)、しまくとぅば継承の取組の状況と課題、今後の活動方針を伺う。

(2)、復興の抜本的な対策として教育課程に導入すべきとの提言があるが、見解を伺う。

14、県内在住外国人を取り巻く問題について。

(1)、在住外国人の現状を伺う。

(2)、外国人労働者の現状と課題、支援状況を伺う。

(3)、技能実習生が入国できないことにより、県内産業に与える影響を伺う。

香港人の移住については、以前にも質問しました。2020年に中国政府による香港国家安全維持法が施行されたことを受け、沖縄に移住を希望する香港人が増えたとのことでしたが、コロナ禍の入国制限で移住先をイギリスに変更したとのこと。国の入国制限によるものと思っておりましたが、私は近年の台湾有事の問題が要因ではないかと懸念しています。

(4)、香港人の沖縄移住中止の理由、課題と所見を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー

チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

瑞慶覧功議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、県政運営と県知事選挙についてお答えいたします。

私は、2018年10月知事就任以来、新時代沖縄の到来、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の構築の3つの視点から、公約として掲げた291の施策全てに着手し、さらに新たな課題解消のための施策を推進しているところです。経済分野においては、観光振興に資する諸施策の実施等により、2019年には入域観光客数が1000万人を超え、雇用情勢が大幅に改善するなど、着実に成果を上げてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大が、これまで積み上げた成果に打撃を与え、多岐にわたる業種で大きな影響を及ぼしております。このため、県民及び医療界、産業界や各種団体と一体となって、感染拡大防止及び社会経済活動の回復に向け全力で取り組んでいるところです。また、沖縄県子どもの貧困対策計画に基づく取組を着実に推進するとともに、こども医療費助成、中学卒業までの通院費窓口払いの無料化、中高生のバス無料化、子どもの権利尊重条例の制定等、子供たちが健やかに成長することができる社会の実現、そして若年妊産婦の支援などに向けても取組を推進しております。加えて、沖縄本島と北大東島を結ぶ海底ケーブルの整備や農林水産物を本土へ出荷する際の輸送費補助など、離島振興に取り組むとともに、沖縄空手世界大会開催に向けた取組や琉球歴史文化の日の制定など文化振興にも力を注いでまいりました。米軍基地問題については、辺野古新基地建設の阻止に取り組むとともに、基地負担の軽減、日米地位協定の抜本的見直しの実現に向けた全国知事会との連携、トークキャラバンの実施による国民的議論、世論の喚起など、様々な機会を捉えて全国に情報発信してまいりました。今後とも県民の皆様の御期待に沿うべく、全力を尽くして県政運営に当たり、新時代を展望し得る沖縄の振興・発展に取り組んでまいります。

なお、県知事選挙につきましては、家族からの理解、後援会の協力なども得ながら熟考いたすということですが、まずは掲げた公約の実現に向けて、残る任期に全力を尽くしてまいります。

次に(2)、建議書の意義と決意についてお答えいたします。

昭和46年11月に、沖縄の本土復帰に当たり作成された復帰措置に関する建議書においては、県民の福祉を最優先に考え、地方自治権の確立、反戦平和、基本

的人権の確立、県民本意の経済開発等を骨組みとするべき沖縄の姿を求めた新生沖縄像が描かれておりますが、復帰50年を迎える現在でも、基地の負担について考えてみますと、復帰当時に沖縄県民が期待した本土並みには依然としてほど遠い状況にあるものと思わざるを得ません。沖縄県においては、復帰50年の節目となる本年、当時の琉球政府が将来を担う子や孫たちのために描いた新生沖縄像と現状との比較検証を行い、若い世代を含む県民の皆様や有識者からの意見も取り入れながら、建議や宣言の在り方について検討してまいります。

次に、しまくとぅばの継承についての御質問の中の(2)、教育課程への導入に関する見解についてお答えいたします。

県内各地域で受け継がれてきたウチナーグチ、しまくとぅばは、組踊、琉球舞踊、島唄等の沖縄文化の基層となるものであり、沖縄県民のアイデンティティーのよりどころであります。このため、沖縄県では、教育機関と連携し、読本の配布や検定を行うなど、しまくとぅばの普及、継承に取り組んでおります。また、令和4年度から令和8年度までの5年間を期間とする、しまくとぅばアーカイブロードマップに基づき、国等と連携して、県内81地域のしまくとぅばを収集し教材化するとともに、小中学校の教科書に載っている歌や物語等をしまくとぅばで収録するなど、学校教育の活動の中で幅広く活用できる取組を行うこととしております。

沖縄県としましては、今後も日常生活をはじめ、あらゆる機会を通して、しまくとぅばに触れる機会を創出してまいります。

リーサイ マジュン チバティ イチャビラナヤーサイ。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 1、知事の政治姿勢についての(3)、知事の国会での発言機会についてお答えをいたします。

県としては、辺野古新基地建設や日米地位協定等の問題解決のためには、国会、国民の皆様がこれらの問題について共有し、日米安全保障の負担の在り方等について議論を深めていただくことが重要であると考えております。衆参両議院の議院規則では、国会における参考人について、委員会における審査または調査のため、参考人の意見を聞くことができる旨規定されて

おり、そのような機会が得られれば、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

同じく1の(4)、トークキャラバンの実績等についてお答えいたします。

知事のトークキャラバンについては、辺野古新基地建設や日米地位協定の問題等について広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を図ることを目的に、令和元年度に東京、名古屋、大阪、札幌の4都市で実施したところです。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から実施を見送りましたが、令和3年度は感染状況を踏まえ、去る1月27日に福岡向け、2月9日に神戸向けにオンライン配信で実施したところです。令和4年度においても実施を計画しており、引き続き、問題解決に向けた機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

同じく1の(5)、土地利用規制法についてお答えいたします。

いわゆる重要土地等調査法については、防衛関係施設や国境離島の機能を阻害する土地の利用を防止することを目的としておりますが、国民の思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利、財産権などの人権が過度に制限されるおそれがあるなど、様々な問題が指摘されております。

県としては、今後の政令の制定状況等について、県民生活にどのような影響が生じるのか、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

4、基地問題についての(1)のイ、普天間飛行場のPFOS問題についてお答えいたします。

普天間飛行場においては、令和2年4月、格納庫の消火設備から大量の泡消火剤が流出し、一部は基地外にも流れ出る事故が発生しました。また、昨年8月、PFAS廃水処理システムで処理された水について、日米間で協議が進められている中、米側が一方的に公共下水道に放出し、同年9月、沖縄防衛局が、地下貯水槽に残っている廃水を県外に運搬した上で焼却処分を行いました。在沖米海兵隊によると、PFOS等を含む泡消火剤については、全て処理されているとのことです。一方で、普天間飛行場周辺の湧水等からPFOS等が高濃度で検出されているため、基地内への立入調査を申請しておりますが実現しておりません。

県としては、立入調査の実現をはじめ、在沖米軍施設におけるPFOS等の保管状況の把握、その管理及び処理計画の作成と公表等を日米両政府に対し引き続き求めてまいります。

同じく4の(2)、第4次嘉手納爆音訴訟についてお答えいたします。

嘉手納飛行場をめぐる訴訟については、これまでに第1次、第2次、第3次といずれも、環境基準を超える騒音被害に対して国の賠償責任を認めておりますが、飛行差止めには至っておりません。戦後76年を経た今もなお、依然としてこのような訴訟が提起されるのは誠に残念であります。同飛行場をめぐることは、昼夜を問わないエンジン調整や訓練、外来機の度重なる飛来や暫定配備に加え、パパーループの一時使用など、負担軽減と逆行する状況にあると言わざるを得ません。

県としては、今回の訴訟を大きな関心を持って注視していくとともに、今後とも引き続き、日米両政府に対し、嘉手納飛行場の騒音の軽減を粘り強く働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 2、新型コロナウイルス対策(防疫関連)についての御質問の中の(1)のア、イ、ウ、世界、日本及び県内の感染状況についてお答えいたします。2の(1)のアから2の(1)ウまでは関連しますので、一括してお答えいたします。

厚生労働省のホームページによりますと、令和4年2月23日15時現在における世界の感染者数は4億2784万8679人、死亡者数は590万5872人です。同じく日本の感染者数は460万7029人、死亡者数は2万2272人です。県内の年齢別の感染者数及び死亡者数は令和2年2月14日から令和4年2月23日12時現在までの累計で、10歳未満の感染者1万450人、死亡者なし、10代が1万2593人、死亡者なし、20代が2万1128人、死亡者なし、30代が1万4884人、死亡者なし、40代が1万3719人、死亡者6人、50代が9779人、死亡者12人、60代が6752人、死亡者39人、70代が3582人、死亡者91人、80代が2475人、死亡者142人、90代以上が1163人、死亡者131人となっております。本人及び御家族の意向による非公表者等を含めた県内全体の感染者は9万6676人、死亡者は423人です。

同じく2の(1)のエ、他都道府県との状況の違いについてお答えいたします。

本県は人口10万人当たりの累計感染者数は多い一方、感染者に占める死亡者の割合は全国平均より低い状況にあります。感染者数が多い理由としましては、人口密度が高いこと、人口当たりの検査数が多いこと、世代間交流が活発なことなどが挙げられます。死亡者の割合が全国平均より低い理由としましては、県

医師会及び看護協会等の多大な御協力及び医療現場における献身的な治療、県コロナ本部に医療コーディネーターを配置の上、独自の入院調整システムOCASを導入し、リアルタイムでの把握と一元的な入院調整による適切な医療提供、高齢者施設等への早期支援による感染予防、重症化予防の取組等によるものが大きいと考えております。

同じく2の(1)のオ、1年前から改善された施策についてお答えいたします。

感染予防・重症化予防の改善としましては、ワクチン接種や抗体カクテル療法等の開始が挙げられます。また、検査体制の拡充及び強化としましては、介護施設・障害者施設における定期PCR検査、学校・保育園における学校PCR検査、那覇空港等におけるPCR検査、県民向けのドライブスルー方式による接触者PCR検査センターの新設等が挙げられます。さらに、コロナ病床の増床、入院待機施設の新設、宿泊療養施設の増設、飲食店等における感染防止対策認証制度の導入等が挙げられます。

同じく2の(2)、エッセンシャルワーカーへの接種状況についてお答えいたします。

追加接種については、医療従事者、高齢者施設等の入所者等及び一般高齢者を優先的に接種しているところであり、その他の県民については、ワクチンの量や接種体制等を勘案し、順次、初回接種から6か月経過後に接種していくこととしております。現在、県の広域ワクチン接種センター3か所においては、2回目接種から6か月以上経過した18歳以上の全ての方を対象とし、接種を進めているほか、企業・団体枠を設け、エッセンシャルワーカーを含めた、あらゆる職種に対する接種に取り組んでいるところであります。引き続き、希望する全ての県民へ早期に接種できるよう、市町村と連携し、取り組んでまいります。

同じく2の(4)のア、イ、学校PCR検査における回収委託業務の人員拡充についてお答えいたします。2の(4)のアと2の(4)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

学校・保育PCR検査については、外部委託により実施しているところであり、委託業者の検体回収に従事する人員は、2名1組の6チーム、計12名となっています。今後、感染の急拡大にも適切に対応できるよう、委託業者の回収チーム数の増加、容器配付体制、結果の連絡体制の改善を図るなど、運営方法の見直しや学校現場の負担軽減に取り組んでまいります。

次に3、新型コロナウイルス対策（経済関連）についての御質問の中の(3)、認証辞退の状況等について

お答えいたします。

令和4年1月9日からのまん延防止等重点措置の実施に伴い、国の示した協力金の額について認証店と非認証店で差が生じたことから、認証を辞退する申出が272件ありました。県では、全国知事会や内閣官房より派遣されたリエゾンチームを通じて国への要請を行ったところ、協力金の額が見直され、同額となりました。国の方針変更を受け、認証辞退の申出店舗に対し、意向確認を実施したところ、261店舗から申出の取下げがあり、認証店として継続することとなっております。

次に4、基地問題についての御質問の中の(1)のエ、金武町のPFOS等の現状、課題及び取組についてお答えいたします。

令和2年6月に金武町の水源である複数の井戸及び水道水から暫定目標値を超えるPFOS等が検出されたため、金武町は、同年7月に当該井戸からの取水を停止しており、県企業局の水道用水と混合して供給することで、暫定目標値以下となっております。

県としましては、汚染源はキャンプ・ハンセンの可能性が高いと考え、令和3年12月に沖縄防衛局を通じ、米軍に立入調査を申請しており、引き続き立入調査の実現に向けて取り組んでまいります。

次に11、子育て、福祉行政についての御質問の中の(3)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

県では、令和4年4月からのこども医療費助成制度の拡充により、県内全ての市町村において、中学校卒業までの現物給付、いわゆる窓口無料化が実施される運びとなりました。現物給付の実施に当たっては、国民健康保険の国庫負担金減額調整措置、いわゆるペナルティーが課題となっていたことから、市町村を支援するため、令和4年度当初予算において、減額調整額に対する補助事業約4600万円を計上しているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 2、新型コロナウイルス対策（防疫関連）についての御質問の中の(3)、県立病院職員のワクチン接種状況についてお答えいたします。

県立病院職員におけるコロナワクチン接種状況については、2月9日現在で2回目ワクチン接種率は94%、3回目ワクチン接種率は84%となっており、2月中にはおおむね完了する予定となっております。

未接種者については、ワクチンを積極的に接種するよう勧奨するとともに、発熱等の症状がある場合は、速やかにPCR検査を受けさせるなど、病院運営に支障がないよう職員の健康管理に努めております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 3、新型コロナウイルス対策（経済関連）についての(1)、事業者への支援状況、今後の課題と対応についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルスに係る沖縄県の経済対策基本方針に基づき、全ての産業の基盤となる事業継続と雇用維持の支援を実施しております。同感染症関連融資に係る保証承諾実績は、12月31日時点で1万4766件、約2342億円となり、沖縄県雇用継続助成金の実績は、2月10日時点で支給決定件数が3824件、支給決定額が約19億円となっております。課題としては、令和2年度から実行したコロナ関連融資の据置期間の終了後、返済開始に伴う事業者の資金繰りの悪化が懸念されることですが、コロナ禍でも事業継続が可能となるよう経営改善に取り組むための融資及び利子補給制度を今年度に創設したところであり、引き続きその活用促進を図ってまいります。

同じく3の(2)、飲食店等向け協力金の状況、不正受給への対応状況、今後の見通しについてお答えいたします。

休業要請等に係る同協力金につきましては、令和3年9月1日から10月末までの第9期はおおむね支給を完了し、現在は第10期に向けて準備を進めております。不正受給への対応については、協力金事務局内に情報提供対策室を設置し、申請店舗の現地確認等を行っています。要件に該当すると誤認して受給した事業者については、自主返納を促しており、令和4年1月19日現在で14件、1546万2000円の返納がありました。また、営業許可証の偽造、営業実態のない店舗の申請等、悪質なケースについては、県警とも協議の上、刑事告訴も視野に厳正に対処していく方針であります。

次に7、経済振興についての(1)、沖縄県の契約に関する条例を規制型へ改正することについてお答えいたします。

県が締結する公共工事を含む業務委託等の契約については、従事する労働者の適正な労働条件の確保に加え、公共サービス等の品質確保のためにも適正な金額での契約が必要と考えております。そのため、県で

は、平成30年3月に沖縄県の契約に関する条例を制定し、県が取り組むべき方針を定め、最低賃金法や労働関係法の遵守を契約書に明記することや最新の設計労務単価を適正・迅速に反映すること等に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き関係部局と連携を図りながら、取組方針を浸透させ、着実に実施することで、条例の実効性を高めてまいります。

次に14、県内在住外国人を取り巻く問題についての(2)、外国人労働者の現状、課題、支援状況についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、県内の外国人労働者は、令和3年10月末現在で1万498人となっております。新型コロナウイルス感染症の影響による出入国規制により、外国人の新規入国や帰国が困難となっており、国においては、多言語対応の相談窓口の設置や帰国困難者等への就労可能な在留資格の付与など、外国人労働者等への支援を行っております。県においては、女性就業・労働相談センターで相談対応を行うほか、沖縄労働局や支援機関等を紹介するなど、適切に対応しているところであります。

同じく14の(3)、技能実習生の入国規制による県内産業への影響についてお答えいたします。

技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転することを目的に創設された制度です。沖縄労働局によると、県内の技能実習生は、令和3年10月末現在で2668人、産業別では建設業が1183人で44.3%、製造業が404人で15.1%、卸売業・小売業が270人で10.1%となっております。新型コロナウイルス感染症による入国規制により、建設業などにおいては、人材確保に影響が生じていると聞いております。

同じく14の(4)、香港在住者の沖縄移住中止の理由等についてお答えいたします。

沖縄へ移住予定の香港在住者が入国の見通しが立たないことを理由に、移住や投資先を変更していることは、新聞報道により承知しております。課題となっている入国制限は、国による措置であり、3月以降、制限緩和に向けた対応がなされると認識しております。

県としましては、海外からの投資を促進することは、県経済の発展に重要であることから、引き続き国の動向を踏まえ、沖縄のビジネス環境について香港事務所等を活用した情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 棚原憲実君登壇〕

○企業局長（棚原憲実君） 4、基地問題についての御質問の中の(1)のア、嘉手納基地P F O S問題の経緯と現状等についてお答えします。

企業局では、嘉手納基地周辺の調査の結果、汚染源は嘉手納基地である可能性が高いと考え、平成28年と令和2年に米軍に対し、立入調査を申請したほか、P F O S等の使用履歴を米軍が調査した文献調査結果の提供を要請しています。また、関係部局と連携して、令和元年と令和3年に関係大臣及び米軍に対し、立入調査を認めることや汚染原因の究明と必要な対策の実施等を要請しておりますが、いまだ実現しておりません。引き続き、立入調査の実現と原因究明に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 4、基地問題についての(1)のウ、うるま市米陸軍貯油施設からのP F A S含有水漏出事故についてお答えします。

令和3年6月10日、降雨により貯水槽内のP F O S含有水が基地外へ流出した事故について、県は、12日に周辺水路等5か所の調査を行い、全て暫定指針値未満であることを確認しております。また、6月28日に現地立入調査を実施し、貯水槽内のP F O S含有水を米軍、国、県の3者で分析し、12月28日に公表したところです。本件に関して、事故の通報や分析結果の公表の遅れがあったことから、国及び米軍に対し、迅速な通報と貯水槽内のP F O S含有水を速やかに適正処理するよう求めております。

次に9、軽石問題についての(1)、軽石問題に係る県の対応状況についてお答えします。

県は、関係部局による沖縄県軽石問題対策会議を設置し、知事を筆頭に全庁体制で対策に取り組んでおります。これまでに、災害復旧事業や国の補助金を活用した回収を進めるとともに、市町村が行う回収に対し支援を行っており、令和4年2月15日時点で約3万6000立方メートルを回収しております。また、漁業や観光業への影響を把握し、支援等の対策を検討、実施しております。今後とも国、市町村等と連携して回収の推進と必要な支援の実施等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 5、首里城再建につ

いて(1)、覚書の見直し及び沖縄の主体的な体制整備についてお答えいたします。

県と国で締結した首里城正殿復元工事に用いる制作物の譲渡に関する覚書等については、県が寄附金を活用して制作した大龍柱等を、国に譲渡するに当たって必要なルールを定めたものであります。大龍柱等の制作に当たっては、有識者による監修が必要と考えており、県において監修に係る委員会の設置を検討しているところであります。県は、首里城の象徴部の制作等に当たっては、県内に蓄積・継承されている伝統技術を積極的に活用し、主体的に取り組んでまいります。

同じく5の(2)、県における学術的検討についてお答えいたします。

首里城の復元整備は国営公園事業のため、復元整備に係る技術検討は、事業主体である国が行うこととなっております。首里城復元に向けた技術検討委員会には、沖縄関係の有識者が入っており、琉球の歴史など学術的・専門的な議論がなされていると考えております。県は、首里城の彫刻や焼き物などについて、寄附金を活用して制作することとしており、制作に当たり必要となる監修に係る委員会を県で設置することについて、検討しているところであります。

同じく5の(3)、那覇市議会の意見書における大龍柱の向きについてお答えいたします。

県としては、首里城復元に向けた技術検討委員会です承された大龍柱の向きに係る暫定的な結論については、有識者による専門的、学術的な検討の結果であると考えております。他方で、大龍柱の向きについては、県民などから様々な意見があることから、首里城復元に向けた技術検討委員会の報告の場を今後も開催し、国の首里城復元への取組に対する県民の理解促進に継続して取り組むことなどについて、国に要望しております。

次に7、経済振興について(2)、総合評価方式における設計労務単価の80%以上を支払う企業の評価についてお答えいたします。

企業の評価は、賃金など労働条件確保に向けた企業の取組が評価できる一方、全労働者の履行確認による受発注者双方の事務量増加等が懸念されております。評価項目への導入については、他県の事例や関係業界団体の意見も聞きながら、引き続き検討していきたいと考えております。

次に12、県営住宅連帯保証人廃止について(1)、連帯保証人の廃止に係る課題と今後の対応等についてお答えいたします。

これまで県営住宅の入居手続において、入居者と同

程度以上の収入のある連帯保証人を求めてまいりましたが、入居を希望する住宅困窮者が申込みをちゅうちょする状況がうかがえておりました。そのため、県では入居希望者の負担軽減を図り、住宅困窮者が安心して入居できる環境をつくるため、令和4年4月の入居手続から連帯保証人を廃止することとしております。一方で、連帯保証人を廃止した場合、家賃等収納率への影響が懸念される場所があります。その対応策として、指定管理者に配置している専門相談員を活用し、収入が不安定な入居者と福祉制度をつなぐ仕組みを継続し、取組を強化することとしております。

同じく12の(2)、自治体の連帯保証人廃止の状況についてお答えいたします。

令和3年4月1日時点の全国調査によると、連帯保証人を求めているのは18都道府県、連帯保証人を求めているのは29府県となっております。また、公営住宅を有している県内36市町村の令和3年12月時点の状況については、連帯保証人を求めないこととしているのが7市町村、廃止を検討中としているのが3市町となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 6、教育行政についての御質問の中の(1)、県立高校のGIGAスクール構想に係る事業についてお答えします。

令和4年4月から、1人1台端末環境で学んだ中学生が県立高校に進学することから、同様の環境で、個別最適な学びと協働的な学びを実施する必要があります。県立高校においては、タブレット端末を学校や家庭など様々な場面で日常的に活用し、学習することが重要であると考えており、生徒が所有する端末を活用して授業を実施することとしております。このため、令和4年度1年生の保護者等が購入するタブレット端末の購入費用の一部を補助することとしております。

同じく(2)、タブレット端末の購入費等の負担についてお答えいたします。

高等学校では、個人が専有する教材は、自己負担となっております。端末や通信費は、民間事業者で学生向けサービスが展開されております。端末の購入に当たっては、教育費の負担軽減の観点から、県指定ECサイトを利用することで、1万5000円の助成を受けることができ約3万円程度の購入費となるよう計画しております。また、端末購入ができない低所得世帯の生徒は、学校に整備済みの端末を貸し出す予定であり、通信費についても奨学のための給付金等による支

援があります。

同じく(3)、各都道府県の端末の整備状況等についてお答えいたします。

文部科学省の調査によると、各都道府県の端末整備の方法は、24自治体が公費負担、23自治体が保護者負担となっております。本県で調査したところ、令和4年1月末時点で、全世界帯を対象に支援策を実施するのは、沖縄県を含め、4自治体となっております。また、全ての都道府県において、令和4年度中に、新入生の1人1台環境が整備され、年次進行により全学年で1人1台環境が整備される予定となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 8、戦没者遺骨の保全を図る条例制定についての御質問の中の(1)、戦没者遺骨の保全条例の制定についてお答えいたします。

戦没者の遺骨収集等に係る事務は、厚生労働省設置法に基づく国の事務であり、平成28年に施行された戦没者遺骨収集推進法において、国の責任で実施することが明確に規定されました。遺骨が残っている可能性があることを理由とした保全については、県土のほとんどが戦場となった本県において、その可能性がある土地は県土全体に及び、対象の限定が困難であることなど課題が多いものと考えております。条例制定につきましては、引き続き関係部局とともに研究してまいりたいと考えております。

10、ヘイトスピーチ対策条例についての御質問の中の(1)、氏名公表の仕組みをなくしたことについてお答えいたします。

県では、有識者による委員会を設け、条例の主な項目の構成案を示し、様々な意見を伺ったところです。第1回委員会では、目的や定義のほか表現内容の概要及び表現活動を行った者の氏名について公表することなどの措置を含む構成案を示しました。委員からは、氏名の公表については段階を踏む必要があるとの慎重な意見もあったことから、第2回委員会では、表現内容の概要のみを公表することとした構成案を示し、意見を伺ったところです。

県としましては、今後、氏名公表に係る効果と課題について検討を重ねながら、条例案の作成に取り組んでまいります。

同じく10の(2)、条例制定をめぐる全国の状況と所見についてお答えいたします。

一般財団法人地方自治研究機構のホームページによ

ると、令和3年9月現在、東京都や大阪市、川崎市など2都府6市区町が、ヘイトスピーチ対策の条例を制定しております。また現在、条例制定について検討している自治体もあり、それぞれの地域の実情に応じた取組がなされているものと考えております。

同じく10の(3)及び(4)、検討委員会を継続し、厳格な条例を制定することについてお答えいたします。10の(3)と10の(4)は関連しますので、一括してお答えします。

憲法で保障された表現の自由を制限するに当たっては、要件や基準の明確化、公共の福祉との兼ね合いなど、慎重に検討する必要があると考えております。そのため県は、ヘイトスピーチ等を専門とする学識者や弁護士、在住外国人の支援者を委員とする検討委員会を設け、各委員それぞれの専門分野から意見交換を行っていただきました。今後、県案を作成するに当たり、委員には、課題に応じた専門的な助言を個別にいただくこととしており、引き続き条例制定に向けて全力で取り組んでまいります。

11、子育て、福祉行政についての御質問の中の(1)、ヤングケアラーの調査結果と課題及び今後の取組についてお答えいたします。

学級担任を対象にアンケートを実施したところ、ヤングケアラーと思われる子供は1088人、うち学校生活に影響が出ている子供は523人でありました。見えてきた課題としては、学級担任への継続的な啓発やスクールソーシャルワーカー等との情報共有などが挙げられます。次年度の取組としては、児童生徒を対象とした実態調査を実施し、ヤングケアラーなど困難を抱える家庭への訪問支援や関係機関職員向け研修を実施することとしております。

県としましては、引き続き、教育、保健医療など関係部局とともに市町村と連携し、適切な支援につなげていけるよう取り組んでまいります。

同じく11の(2)、里親委託解除の概要等についてお答えいたします。

本事案は、養育里親へ委託した児童に関して、実親の意向、児童相談所の援助方針、里親の意向が一致しなかったことから一時保護を行っているものであります。現在、社会福祉審議会の児童福祉専門分科会審査部会において、当該児童の今後の援助について、審議いただいているところです。今後は、子供の最善の利益に十分配慮しながら、審査部会からの意見も踏まえ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 13、しまくとぅばの継承についての(1)、取組状況等についてお答えします。

県では、平成25年度にしまくとぅば普及推進計画を策定し、戦略的に普及運動を実施しております。昨年度の県民意識調査で親しみを感じる割合が84.8%と過去最高となるなど、一定の成果が現れております。一方、しまくとぅばを挨拶程度以上使う人の割合が43.2%と減少するなどの課題があります。

県としては、新たにしまくとぅばのアーカイブ化に取り組むほか、引き続きしまくとぅば普及センターを中心に、人材育成等の普及継承に取り組んでまいります。

次に14、県内在住外国人を取り巻く問題についての(1)、在住外国人の現状についてお答えします。

法務省が令和3年12月に公表した在留外国人統計における県内の国籍別の総数は1万9205人で、多い順にベトナム3006人、中国2549人、米国2488人、フィリピン2196人、ネパール1913人等となっております。また、在留資格別の人数は、永住者5421人、技能実習2901人、技術・人文知識・国際業務2237人、日本人の配偶者等1885人、留学1837人等となっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 ありがとうございます。

初めに、建議書ですが、屋良さんは建議書の結びで、問題を党派的立場で議論するのではなく、沖縄県民の将来の運命がかかっていることを留意されて慎重な上にも慎重を重ねて検討いただきたい。沖縄県民の疑惑、不安、不満を解消させてくださることを強く要望するものでありますと結んでおります。建議書や建白書もそうですけれども、全会一致が原則だと思います。しかし、現在の県内の政治情勢というのは、県知事選を控えて、まとめるというのは大変厳しいものがあるなというふうに思いますけれども、それを踏まえ知事の決意を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時20分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 議員御案内のとおり、この50年前の建議書については、日本復帰に伴うその前段で、実は沖縄の現状、沖縄が求める方向について政

府と必ずしも考え方は一致していないということの危機感、そしてそのためには県民からの要望、要求をしっかりと申し立てなければならないということによって、132ページ40万字、その構成は、はじめにという部分と基本的要求、具体的要求の3部構成で、日本復帰の意義と新生沖縄の決意を示した内容になっております。今般、その建議書についてこの50年間の経過をしっかりと現状と比較検討することと併せて、なおこれから先に沖縄県民が望む将来像についてどのような方向性であらねばならないかということをしかりと示していきたい。そのためには、有識者をはじめ専門的な方々からの御意見、そして幅広く県民から広範な意見等を聴取した上で、建議、宣言、どのような形で発信するかということをしかりと取りまとめたいというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 頑張っていたきたいと思います。

次に7番、経済振興についてですが、この中で商工労働部長、ちょっとはつきりしなかったので、理念型から規制型にという要望であるんですけども、そこはどうなっているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重なる部分もありますけれども、県では、平成30年3月に沖縄県における契約に関する条例を定めておまして、それに基づいて県が取り組むべき取組方針というものを策定しております。その取組方針に、最新に、新たな取り組むべき事項等を追加するという事で取り組んでおまして、結論から申し上げますと、いかに条例の実効性を高めていくかという観点からは、その取組方針をしかりと確保していくといいますか、実行していくということが重要であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 規制型にしていくというふうに、もう受け取りたいんですけども、いろいろ聞いておきますと、職員が対応するには大変厳しいというような話も聞きました。やはりこの問題は、沖縄の経済格差そして貧困問題にも直結する大変重要な問題です。新しい課を設置してでも、対応すべきだと思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 先ほどちょっと舌足らずでしたのでお答えします。

条例を改正ということをございましたけれども、その条例の実効性を高めていく観点からは主に3つの視点があるかというふうに考えております。まず先ほど私が答弁いたしましたように、この取組方針に新たな取組を追加して全部局で取り組んでいく方法、それから他県においては、賃金や社会保険加入状況等を事業者へ報告を求める条例をつくっておまして、そういった報告を求めるということ。さらには議員が提案なさっているような国の解釈等もありまして、都道府県での事例はないものの、賃金下限額を設定する規制型にするという方法が考えられます。

県としましては、他の自治体の条例の運用状況、それからその効果をさらに調査研究しまして、その結果を踏まえ、この条例は契約審議会というところに諮って制定しておりますので、そういった契約審議会の委員の意見も聞きながら対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○瑞慶覧 功君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

〔当山勝利君登壇〕

○当山 勝利君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

ていーだ平和ネット、2番手の当山勝利です。

さて、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票から今日で3年がたちました。約72%が反対の民意を示し、民意が明確になりましたが、日本政府は無視し続け、工事を強行しております。それを許すわけにはいきません。玉城デニー知事とともに辺野古新基地建設を止めるために、ていーだ平和ネット一丸となって引き続き取り組むことを約束し、以下代表質問を行います。

1番目に、知事の政治姿勢について伺います。

2015年、防衛省沖縄防衛局は、地質調査をした業者から軟弱地盤の存在により工事計画が大幅に変更になる可能性があることを指摘されていたことが分かりました。政府は新基地建設工事を始めるよりもずっと早い段階で、軟弱地盤の存在だけでなく、工事が大幅に変更になることも知りながら明らかにせず、さらに強行に工事を進めたこととなります。知事の所見を伺います。また、軟弱地盤が最も深いと指摘されているにもかかわらず直接の調査がなされていないB27地点の調査を国が実施しないことに対する県の対応と知事の所見を伺います。

1月7日の日米安全保障協議委員会（2プラス2）

において、日本の南西諸島を含めた地域における自衛隊の態勢強化の取組を含め、日米の施設の共同使用を増加させることにコミットしたことで一致しました。南西諸島などに攻撃用軍事拠点を置いた場合、そこが相手側の攻撃目標となり、住民が戦闘に巻き込まれるリスクが飛躍的に高まります。このような合意に対する県の対応と知事の所見を伺います。さらに沖縄県内の自衛隊基地、米軍基地における共同訓練などが激化すると懸念され、沖縄における基地負担がさらに増加するのではないか、知事の所見を伺います。

昨年末、自衛隊と米軍は台湾有事を想定した遠征前方基地作戦と言われる新たな日米共同作戦計画を策定し、有事の初期段階で米海兵隊が鹿児島県から南西諸島に臨時的攻撃用軍事拠点を置くことが明らかになり、先ほど述べた2プラス2で日米両政府が共同使用などをコミットしました。この作戦により有事の際、自衛隊の宮古島・石垣島・うるま市へのミサイル配備、弾薬庫配備された基地は攻撃用軍事拠点となり、攻撃目標となる可能性が高いことから、自衛隊のミサイル基地配備等に反対すべきではないか、県の対応について伺います。

米中関係の悪化の中、島嶼防衛と称し沖縄列島がミサイル基地化され、有事の際には住民が危険にさらされることは以前から指摘されています。しかし、今回の共同作戦計画や2プラス2の一致により、さらに危険度が増しています。いたずらに軍備を増強し、隣国を刺激するのではなく、平和外交の推進を国に求めるべきではないでしょうか。取組について伺います。また、沖縄県の歴史的背景や地理的優位性などから、隣国と経済活動や人的交流により相互理解を深める活動も積極的に取り組むことで、平和外交の一役を担うことができると考えられますが、取組について伺います。

次年度の沖縄振興一括交付金は、令和3年度と比べ219億円減の762億円と、制度創設以来過去最低の額となり、また沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金及び沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト交付金が共に令和3年度と比べ109億円減で、それぞれ368億円、394億円となりましたが、それらの影響について伺います。また、ソフト交付金の県と市町村の配分において、県が前年度と比べ97億円減の216億円、市町村が11億円減の178億円とし、これまでより市町村の割合を増加させましたが、その理由について伺います。

2番目に、復帰50年について伺います。

さきの大戦で苛烈を極めた地上戦により多くの県民

が命を落としました。戦後アメリカの施政権下にあった沖縄は、1972年に復帰し、復帰後インフラなど整備されてきましたが、いまだ多くの米軍専用基地があり、また県民所得が低いなど、まだまだ課題が多いのが現状です。このような沖縄の歴史を踏まえた上で、復帰50年を振り返り、次の100年に向けて日本及びアジアにおける沖縄の果たすべき役割など、アジアを中心とした国内外でシンポジウムを開催してはどうか伺います。

沖縄戦で起きたことを後世に伝えるために、沖縄に残されている戦争遺跡の整備は必要です。自然のままにしておけば将来遺跡は朽ち果ててしまい、伝えることが困難になります。戦争遺跡を整備し、さらに活用するために拡充が必要ではないか伺います。また、沖縄戦の教訓を生かす語り部が高齢化しており、積極的に伝承していかなければ次の世代に伝えられません。悲惨な戦争を再び起こさないためにも、語り部の育成強化が必要ですが、そのことについて伺います。

過去に米軍基地があるがゆえに起きた多くの重大事件・事故、それは今も絶えないのが現実です。多くの米軍専用基地と米軍人・軍属が暮らす沖縄において、事件・事故のない社会を県民は望んでいます。そこで重大な事件・事故の加害者の判決後の軌跡を調査・検証することで今後に生かすことができるのではないかと伺います。

復帰50周年記念式典は、本土復帰の歴史を振り返り、先人の労苦や知恵に学ぶとともに、沖縄の発展の歩みや将来の可能性を県内外に発信する機会になるように開催したいということですが、沖縄県は多くの世界のウチナンチュとつながりがあり、その各国においてウチナンチュにつながるネットワークも形成されています。世界のウチナンチュの代表メッセージ等も盛り込んで世界に向けてネット配信すれば、広く世界にアピールができると考えますが、そのことについて伺います。

今年も世界のウチナンチュ大会が開催され、リアルであれオンラインであれ、多くのウチナンチュが参加されます。また、これまで各国の記念事業においては県や県議会などの代表が出席してきましたし、各国からも沖縄県に滞在し、職能のみならず言葉や文化を習得して帰っていかれました。以前、県議団の一人としてブラジルでの式典に参加させていただいたときに知り合った中城村出身の3世の方が、御自身のお仕事でよく中国上海などに行くため、足を延ばして沖縄まで行くことがよくあるとのことで、ブラジル以外で仕事をするなら沖縄でやりたいとおっしゃってしまし

た。御自身は沖縄生まれではありませんが、そのルーツに思いをはせてこのような感情をお持ちになるのだと思います。そして、このような感情は決して特別なことではないと思います。このように世界のウチナーンチュとの文化的連携はこれまで行われてきたところですが、さらに進化させて経済的連携を構築し推進してはどうでしょうか、伺います。

3番目、平和・基地について。

那覇軍港でオスプレイ機などの米軍機を用いた訓練が行われました。非戦闘員の退避を目的とした訓練のようですが、米軍基地や施設の使用条件を定めた5・15メモにおける那覇軍港の使用主目的は、港湾施設及び貯油所となっており、今回の米軍機による使用はその目的から逸脱していると言わざるを得ません。日本政府は那覇軍港における米軍の航空機使用を認めている立場であり、米軍は今後も那覇軍港で航空機を使った訓練をする意向を示したようです。今後も含めた県の対応と知事の所見を伺います。

在沖米軍基地があるがゆえに起こる事件・事故は、相変わらず後を絶ちません。また、有害物質である有機フッ素化合物の水道水などへの混入など環境汚染を引き起こしていますが、嘉手納基地への立入調査がいまだにできない状況です。それらの障害となっている日米地位協定の抜本的な改定が必要です。これまで県は、諸外国の地位協定を調査し、日本と大きな違いがあることを確認されてきました。ぜひその成果を発揮していただきたい。県の対応について伺います。

嘉手納ラプコンの進入管制業務が日本に移管された後、詳細は公表されていませんが、アライバル・セクターと言われる嘉手納飛行場を中心に長さ108キロメートル、幅36キロメートル、高さ600メートルから1800メートルの範囲で空域が新たに設定され、民間機は制限を受けています。また、広大で数多くの訓練水域・空域が設定されているため、良好な漁場などが奪われています。沖縄の航空管制空域における米軍専用管制空域や米軍訓練水域・空域の撤廃を求めるべきではないでしょうか、伺います。

世界で最も危険と言われる普天間基地の一日も早い運用停止を地元の方々を含め県民は求めています。日本政府は辺野古が唯一と主張しますが、完成するまでにまだ長い年月と膨大な予算が必要で、また海面から深さ90メートルはあると言われる軟弱地盤の存在で、たとえ造ったとしても地盤沈下を起こし護岸が崩壊する可能性があると言われている専門家は指摘しています。そこで普天間基地の一日も早い運用停止をさせるため、日米両政府に働きかけるプロジェクトチームをつくり、

その作業を加速させてはどうか伺います。

不発弾処理の完了は沖縄県の発展に重要ですが、まだ多くの不発弾が残されており、計算によればあと70年ほど処理に時間を要するようです。復帰50年たちますが、いまだ戦争による負の遺産が県土内にあります。早期の解決をするため、国の責任で不発弾処理を行うとともに予算の拡充などを求める必要がありますが、そのことについて伺います。

米軍の航空機による事件・事故は絶えません。2017年12月に米軍ヘリから7.7キログラムの窓が体育の授業をしていた児童のいる普天間第二小学校のグラウンドに落下し、体調に不調を訴える児童が出ました。またその前には宜野湾市野嵩の緑ヶ丘保育園に米軍機の部品が落下する事故が起きましたが、どこから落ちてきたのか特定されず米軍も認めていません。さらに昨年もオスプレイ機から水筒を落とす事件が起き、監視カメラの映像があったために米軍はすぐに認めました。米軍基地の騒音測定器を設置している箇所には監視カメラを設置すべきではないか伺います。

4番目に、米軍による新型コロナウイルス感染症について伺います。

昨年12月22日、外務大臣は、在沖海兵隊キャンプ・ハンセンの新型コロナウイルスのクラスターに関連し、感染者が発生した部隊が米国を出国する際、PCR検査を実施していなかったと明らかにしました。米軍側は水際対策で日本と足並みをそろえると言っていたようですが、実際にはワクチン接種が進んだ昨年9月、日本側に知らせずに2回のワクチン接種済み条件に出国時のPCR検査の義務づけをやめ、移動制限時間も短くするなど一方的に対策を緩和していたようです。そして残念なことに、昨年末、キャンプ・ハンセンやキャンプ・シュワブなど基地従業員がオミクロン株に罹患し、さらに年をまたいで米軍基地内での感染拡大と基地からのしみ出しによる市中感染拡大が起きています。

同様のことは米軍岩国基地がある岩国市と広島市でも起きました。以前岩国基地の地元への影響を調べるために岩国市役所を訪れ、ヒアリングをしたことがあります。そのとき担当者から、岩国基地の米兵は車や電車で約1時間ほどの広島市へ行くことが多いと説明を受けました。今回広島市でオミクロン株が感染拡大したことは、まさしくその担当者が説明していたことを裏づける残念な結果になったと言わざるを得ません。さらに日米地位協定が壁となり、米軍に対して日本側が検疫手続を徹底させる手だてがないことも問題であります。

以下、質問します。

在日米軍が新型コロナウイルス感染症の水際対策を一方的に緩和していたことに対する知事の所見を伺います。

在沖米軍基地からのオミクロン株しみ出しによる市中感染による拡大について、根拠と知事の所見を求めます。

米軍が外出制限を始めたのは1月10日と、昨年末から米軍基地内での感染が拡大していたにもかかわらず、米軍の対応は遅かった。また1回延期はしたものの、感染拡大が収まっていない中で1月31日に外出制限を解除しました。このような米軍の感染対策に対する県の対応と知事の所見を伺います。

米軍人・軍属の入国・出国の検疫体制を徹底させ、安全管理体制の強化徹底、沖縄県への協力体制を強く求めるべきではないか、対応を伺います。

感染症対策の面においても日米地位協定による問題が起きています。新型コロナの対応をはじめとする保健衛生上の課題について、日米間の連携を強化するため、日米合同委員会の下に検疫・保健分科委員会が新たに設置されました。県は本分科委員会の設置に関してどのように評価しているのか、また実効性をどのように求めていくのか伺います。

5番目に、新たな振興計画について伺います。

2月18日付の全国紙に「円の實力50年ぶり低さ」という見出しで相対的な通貨の實力をはかる実質実効為替レートが1972年以降の低水準になったと報道されました。日本は大企業を中心に海外事業化を展開して久しく、海外法人の数や売上高は年々右肩上がりて推移しています。さらに現地や域内での調達及び販売の割合が高く、そこで得られた利益を国内に戻す需要は限定的なため、今後さらに同為替レートが下がり、対外的な購買力が低下する可能性があるとして指摘しています。

また、日本の人口減少は2005年頃から始まっており、総務省によると、2005年と比べ2050年には総人口が3300万人減少し約9500万人、若年人口は900万人減少し約800万人、生産年齢人口は3500万人減少し約4900万人、高齢人口は1200万人増加し約3800万人になると推計しています。65歳未満の年齢層は消費活動が活発であり、その人口が減ることで日本の内需は減少すると予測されています。日本の経済は対内的に厳しい局面を迎えています。

沖縄県は新たな振興計画の経済面において、今後10年は人口が増加し、労働力人口、県内総生産額、1人当たりの県民所得などにおいて増加を見通してい

ます。内需が減少傾向になるなど日本の経済状況が厳しくなる中で、沖縄県経済の拡大をどのように実現しようとしていくのか伺います。また、10年後以降は、沖縄県の人口も減少傾向になると予想されていますが、県経済の成長戦略をどのように考えているのか伺います。

沖縄県の自立型経済の構築に向けて、県経済の成長エンジンであるリーディング産業を複数振興することで、経済発展の好循環を創出するとしています。産業の種類によって好景気、不景気における反応が変わることはよく知られ、例えば製造業は不景気になるとすぐ落ち込むが立ち上がりも早く、また不景気になっても落ち込みが遅いが立ち上がりも遅い産業分野もあり、安定した経済をつくるには産業の組合せが重要であると考えます。そこで、沖縄県はどのようにして経済の好循環をつくるのか、また鍵となる制度及び技術は何か伺います。また、アジアのダイナミズムを取り込み、県経済発展を牽引するとしています。ポストコロナのアジアのマーケットを取り込む戦略について伺います。

多様な人材が活躍し、能力を發揮できるように、働き方の選択肢の多様化や働きやすい環境づくりをしていますが、例えば沖縄県内における建設業に就労する約8割が男性、医療・福祉産業の場合は約7割が女性であるなど、産業によって偏りが見られ、また全国と比べ製造業が圧倒的に少なく、製造業への就職が難しいなど、沖縄において就労の機会が奪われています。また非正規雇用の割合が高いこともまだ改善できていません。現状と沖縄県の目指すゴールには開きがありますが、課題解決に向けた取組について伺います。

6番目に、経済振興について伺います。

軽石の影響は引き続き残るとされていることから、地元、関係機関との連携を図り、漁業者支援・夏場の観光産業へ影響が出ないよう対策を強力に進める必要があると思います。取組について伺います。

昨年5月、地方公共団体によるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案するSDGs未来都市に沖縄県が選定されました。そのことによりSDGs未来都市としてさらなる進化が期待されているところですが、実効性のある取組の強化をどのように図り、地方創生SDGsを展開していくのか伺います。

沖縄の車社会による渋滞の解消や環境負荷の軽減など、鉄軌道の実現に県民は期待を寄せていますが、その取組について伺います。県の鉄軌道事業案において費用便益比は1を超えるものの、経営黒字化のために

は整備新幹線と同じ手法、いわゆる上下分離方式が必要で、そのために法改正を伴うことからハードルが高いと言えます。さらに今若者の車離れが顕著となっていますが、車による移動が主流の沖縄観光を敬遠する若者が多くなっていることが明らかになりました。これらのことを踏まえ、定時定速の公共交通機関整備の早期実現のために、代替案として新型路面電車（LRT）等の導入も再度検討してはどうか伺います。

SACO合意により返還が進められる基地跡地利用に関して、将来の県経済に大きな影響を与えることから、地元自治体だけに任せるのではなく、県全体のバランスが取れるように県が積極的に調整すべきであると考えますが、取組について伺います。

低炭素島の実現に向け、バイオマス発電・水素発電・天然ガスの利活用などを推進し、エネルギーの地産地消を強力に推進すべきですが、その取組について伺います。再生可能エネルギーなどを利用したエネルギーの地産地消モデル事業を推進し、地域活性化につなげてはどうか、また公的機関に電力の自由競争を取り入れ、経費削減を図る必要があるが取組について伺います。

世界的なデジタル化の波が大きく動いています。沖縄県のデジタルトランスフォーメーション推進に向けた取組について伺います。また、人材も国内外で不足している現状があり、県内産業のデジタルトランスフォーメーションを強力に推進するには人材不足の解消が必須です。人材確保、人材育成にどのように取り組まれるのか伺います。そして庁内のデジタルトランスフォーメーション推進の取組について伺います。

日本の中でアジアに近い沖縄という地理的優位性や特区制度などの活用により、これまで県は臨空・臨港型産業の集積を積極的に実施してきました。沖縄県はさらに臨空・臨港型産業の集積化を図るとしていますが、その理由について伺います。また、これからは集積した企業を成長させるための支援を行うことも必要ではないでしょうか。例えば輸送費の補助や設備投資補助の充実などが挙げられますが、取組について伺います。

臨空・臨港型企業が安く、早く海上輸送できる使い勝手のよい港湾の実現は、アジア経済戦略構想を実現するためにも必要であると考えます。その実現に向けて中城湾港の整備は重要です。認識と取組について伺います。

沖縄県のものづくり産業において、サポーティング産業の課題は以前より指摘されているところです。その課題解決に向けた取組と現状について伺います。県

内でサポーティング産業が充実できるまでの間、県外の、例えば大阪府のものづくり企業を集めたMOBIOと連携し課題解決することも考えられます。MOBIOを視察させていただいたとき、沖縄の企業もMOBIOに集まる企業と連携は可能かと尋ねたところ、可能であるという答えでした。認識を伺います。

ものづくり企業から安定した産業廃棄物処理が求められているが取組について伺います。また、リサイクルできる材料であるにもかかわらず環境が整っていないためリサイクルされずに廃棄されている現状があります。例えばテフロン材を加工したくずは、環境が整っていればリサイクルできる材料ですが、沖縄県内ではできません。それ以外にもリサイクル可能な材料にもかかわらず環境が整っていないために廃棄されている現状があるのではないのでしょうか。製造で使われる材料においても循環できる環境をつくる必要があります。認識と取組について伺います。

先端医療・健康・バイオ産業は沖縄県の産業成長戦略の一つであり、バイオベンチャー企業数は年々伸びています。バイオ産業の要となる再生医療分野の促進は重要であり、その実現のために医療分野、研究分野、製造分野を集積化することで効率的な再生医療が実現できると考えられます。認識と取組について伺います。

世界的なパンデミックを起こしている新型コロナウイルス感染症により、県経済の牽引役である観光産業は大きな打撃を受けています。民間企業によると、2020年度の沖縄県のGDPは3141億円の減、21年度は3428億円の減、また完全失業率はそれぞれ1.9ポイント引き上げた試算されています。ポストコロナを見据えた観光業への支援は重要です。次年度から創設される観光振興基金の経緯、目的、基金の用途内容、そして本基金により沖縄県の観光の方向性をどのように導いていこうとしているのか伺います。

若者や女性の農業従事者の支援を推進することで、未来の農業を支える必要があります。取組について伺います。

最後に、警察行政について伺います。

1月27日、沖縄市の路上をバイクで走行していた高校生と警備していた警察官が接触した後、高校生は重傷を負いました。本件に対する県警の対応について伺います。

以上です。

御答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） ただいまの当山勝利君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻

したいと思います。

休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前の当山勝利君の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 当山勝利議員の御質問にお答えいたします。

3、平和・基地についての御質問の中の(1)、那覇港湾施設における米軍の訓練についてお答えいたします。

今般の那覇港湾施設における米軍の訓練については、過重な基地負担を背負わされている県民に新たな基地負担を強いるものであり、断じて容認できるものではありません。このため、県は今年15日に外務省特命全権大使沖繩担当及び沖繩防衛局長に対し、厳重に抗議をしたところであります。

沖繩県としては、引き続き米軍及び日米両政府に対し、那覇港湾施設においては、いわゆる5・15メモに記載されている使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、航空機の離着陸や訓練を一切行わないこと等について求めてまいります。

次に、米軍による新型コロナウイルス感染症についての御質問の中の(4)、米軍の検疫体制の徹底等についてお答えいたします。

米軍基地における新型コロナウイルス感染拡大を受けて、昨年12月21日に私から在日米軍沖繩地域調整官及び外務副大臣に対し、同月23日には軍転協として日米両政府に対し、新型コロナウイルス感染が収束するまでの軍人・軍属の異動の停止、水際対策の徹底、変異株スクリーニング体制の構築等の要請を行いました。さらに、1月20日及び31日に、日米両政府に対し、米軍の外出制限措置の延長、基地内検査体制の拡充、県への迅速かつ的確な感染症に関する情報提供することなどに併せて、米軍に検疫に関する国内法を適用する等、日米地位協定を抜本的に見直すことを求めたところであります。

次に、経済振興についての御質問の中の(12)、観光振興基金の創設経緯等についてお答えいたします。

沖繩県では、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図る取組を実施するために基金の創設を検討してまいりました。新型コロナの影響が長期化している状況にある中、感染状況や観光業界の実情に対応して機動的かつ柔軟に事業を実施する必要があることから、

沖繩県観光振興基金を創設するものであります。

沖繩県では、基金を活用し、人材育成と観光旅客の受入れ体制の充実強化等を図り、滞在型観光の推進や観光産業の高付加価値化など、質の向上による沖繩観光のさらなる発展に業界をしっかりと支えながら取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、知事の政治姿勢について(1)、国が軟弱地盤の存在を明らかにせず工事を進めたこと等についてお答えいたします。

県は、沖繩防衛局が、埋立土砂投入前の早い段階で軟弱地盤の存在を把握していたということであれば、その時点で、地質調査結果を踏まえた実施設計について、県と協議すべきであったと考えております。県では、沖繩防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、災害防止に十分配慮した計画となっているか審査する中で、繰り返しB27地点の力学的試験の必要性を求めてきたところでありますが、国は、調査を実施しておりません。このようなことから、公有水面埋立法第4条第1項第2号で規定する「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」等の要件に適合しないと判断し、昨年11月に不承認とする処分を行ったところであります。

次に6、経済振興について(8)、中城湾港新港地区の整備についてお答えいたします。

中城湾港新港地区は、背後に国際物流拠点産業集積地域を有していることから、企業の生産活動の効率化・活性化を支援する港湾施設の整備等を推進する必要があると考えております。このため、新たな振興計画（案）において、東海岸地域の産業支援港湾としての機能強化・拡充を図るため、航路の新設・拡充を含む効率的で生産性の高い物流ターミナルの整備・運営や既存施設の再編・強化等に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、臨時の軍事拠点配置及び共同訓練等についてお答えをいたします。

昨年12月に報道された南西諸島への臨時の軍事拠点配置を含む日米の共同計画については、去る12月

24日、知事が防衛省に対し、その詳細を明らかにするよう強く要請しております。その後、1月7日の2プラス2共同発表では、日米は、「同盟の役割・任務・能力の進化及び緊急事態に関する共同計画作業についての確固とした進展を歓迎した」旨が示されました。

県としては、日米共同訓練の激化等、これ以上の基地負担があってはならず、ましてや台湾有事等により沖縄が攻撃目標とされるような事態は決してあってはならないと考えており、引き続き情報収集を行った上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

同じく1の(3)、自衛隊施設の攻撃用軍事拠点化についてお答えをいたします。

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。また、かねてから沖縄の米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めているところに自衛隊の配備増強が重なると、県民としては不安を抱かざるを得ません。引き続き、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、十分な情報開示を行うなど、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないように求めてまいります。

同じく1の(4)、平和外交の取組についてお答えをいたします。

県では、米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言等を踏まえ、昨年5月の本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小についての要請において、日本政府に対し、アジア太平洋地域における緊張緩和と信頼醸成に努めることや、冷静かつ平和的な外交によって中国との関係改善を図ること等を求めています。また、令和4年度は、新たな取組として、沖縄県からアジア太平洋地域の平和と安定の重要性等を発信するとともに、各国・地域との連携可能性等について検討し、経済活動や人的交流等による相互理解を深めるための取組を進めてまいりたいと考えております。

2、復帰50年についての(1)、アジアを中心としたシンポジウムの開催についてお答えをいたします。

沖縄は、日本本土、中国、朝鮮半島、台湾、東南アジアの中央に位置するという地理的特性を生かし、琉球王国時代は万国津梁となることを目指してきた歴史があります。現在では、観光、経済、文化、平和など様々な分野でアジア各国との交流を行っており、今後もアジア地域との関わりは重要であると考えております。このため、アジアを含む国内外への情報発信の取組の一つとして、安全保障分野の観点から、アジア太

平洋地域の緊張緩和と信頼醸成の重要性や、戦後から復帰を経て、現在もなお県民に過重な負担を強いている沖縄の基地問題等について、広く発信するためのシンポジウムの開催を検討しております。

同じく2の(3)、米軍による事件・事故の加害者の判決後の軌跡等についてお答えをいたします。

米軍人等による事件・事故の再発を防止するためには、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀粛正措置が取られる必要があります。このため、県では、軍転協とも連携しながら、日米両政府に対し、再発防止について万全を期すことに加え、事件・事故を起こした米軍構成員等の処分・処罰の公表など、情報を開示し、透明性の確保に努めること等を求めているところです。

同じく2の(4)、沖縄復帰50周年記念式典の世界に向けたアピールについてお答えをいたします。

今年は、復帰50年の沖縄県にとって意義深い歴史的な節目の年であり、沖縄復帰50周年記念式典については、多くの県民をはじめ国内外の方々が高い関心を寄せているものと承知しております。そのため、式典については、インターネット配信により、世界中どこでも見られるようにすることを検討しております。

県としましては、式典の配信を通して、沖縄の自然や文化、将来の可能性等を世界に向けてアピールするとともに、沖縄復帰の意義等についても発信してまいりたいと考えております。

3、平和・基地についての(2)、日米地位協定の見直しについてお答えをいたします。

米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善や補足協定の見直しだけでは不十分であり、国内法の適用など日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。そのため、県では、機会あるごとに日米両政府に対し要請を行っており、昨年5月の本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小についての要請においても、同協定の見直しを求めています。

県としては、引き続き全国知事会や渉外知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化してまいります。

同じく3の(3)、米軍専用管制空域等の撤廃に関する取組についてお答えをいたします。

文献等によると、米軍機が嘉手納飛行場及び普天間飛行場に優先的に着陸するために、アライバル・セクターと言われる着陸空域が設定されており、那覇空港に離着陸する民間機の飛行高度が制限される措置が行われているとのことあります。また、沖縄周辺に

は、広大な米軍訓練水域が設定され、漁場が制限されるとともに、安全操業が脅かされております。さらに、両飛行場から発生する航空機騒音は、広大な訓練水域・空域で日常的に行われる訓練が要因の一つと考えております。そのため、県は、昨年5月に日米両政府に対して、沖縄周辺空域の航空管制の見直しと訓練水域・空域の大幅な削減を要請しております。

同じく3の(4)、普天間飛行場を運用停止させるためのプロジェクトチームについてお答えをいたします。

普天間飛行場の一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であり、県は、普天間飛行場負担軽減推進会議等において、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や同飛行場所属機の長期ローテーション配備など、宜野湾市と連携し、具体的な取組を求めているところです。今後とも、政府に対し、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を求めてまいります。また、政府への働きかけを強化することは重要であることから、議員から提案のあるプロジェクトチームの設置を含め、どのような取組が可能か、検討してまいりたいと考えております。

同じく3の(5)、国の責任で不発弾処理を行うことについてお答えをいたします。

不発弾等処理事業は県民の生命財産を守る観点から重要であり、戦後処理の一環として、国の責任において実施されるべきものであると考えております。このため、国に対して、県や市町村が実施する不発弾等処理事業を国直轄事業とすることや、その対象区域を海上まで広げること、さらに、県内の公共工事・民間工事に係る不発弾探査費の全額国庫負担と、必要な予算額の確保などについて要望してきたところです。引き続き、国に対し、不発弾等処理事業の国の責務による実施などについて強く求めてまいります。

同じく3の(6)、米軍基地の騒音測定器設置箇所への監視カメラ設置についてお答えをいたします。

県では、航空機騒音の発生源となっている機種の種類別や各騒音測定地点周辺における飛行状況の確認を行うことにより、住民からの苦情への対応や米軍等関係機関への要請時の資料に活用することを目的として、嘉手納飛行場周辺5地点、普天間飛行場周辺3地点に、航空機映像自動撮影カメラを設置しております。一方、米軍の航空機事故を監視するカメラの設置につきましては、事故発生場所の事前予測の困難性や、その設置場所の選定等課題が多いものと承知しております。

4、米軍による新型コロナウイルス感染症について

の(1)、在日米軍の水際対策の一時的な緩和についてお答えをいたします。

外務省によると、在日米軍は、軍人のワクチン接種完了済みであることを前提に、昨年9月3日から、米国出国時及び日本到着直後の検査を実施していなかったことが12月24日に判明したとのことです。

県としては、今回の県内における新型コロナウイルス感染拡大は、米軍において日本への入国前検査を行っていなかったことなど、日本の措置とは整合的とは言えない運用が行われていたことが端緒であると考えております。日米両政府においては、こうした対応を許したことを真摯に反省するとともに、このような問題を解決するためにも、検疫について国内法を適用するなど、日米地位協定の抜本的な見直しを行っていただきたいと考えております。

同じく4の(3)、米軍の外出制限についてお答えをいたします。

在日米軍は、1月10日から基地外への外出制限を実施しましたが、県は昨年12月21日に日米両政府に対し、キャンプ・ハンセンの全ての軍人等の外出禁止を求めており、米軍の対応は遅かったと言わざるを得ません。その後、県は、1月20日に外出制限の延長を要請したところ、在日米軍は、同月24日から1週間、制限を延長しました。在日米軍は、1月31日午前6時をもって外出制限措置を解除しましたが、県内では、まん延防止等重点措置期間中であり、米軍基地においても外出制限措置が解除できる状態ではなかったことから、県は、感染拡大が収束するまでのさらなる延長を日米両政府に求めたところです。

同じく4の(5)、検疫・保健分科委員会の設置についてお答えをいたします。

去る1月28日、外務省は、日米合同委員会の検疫部会を格上げする形で改組し、新たに検疫・保健分科委員会を設立したことを発表しました。検疫・保健分科委員会においては、外務省及び在日米軍の政策部局に加え、双方の保健当局も参加することとされております。

県としては、この仕組みが生かされるためには、米軍基地が過度に集中する沖縄県当局との連携も重要であることから、去る1月31日に日米両政府に対し、県への情報共有を求めたところでありました。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 池田竹州君登壇]

○総務部長(池田竹州君) 1、知事の政治姿勢についての(5)、沖縄振興一括交付金の減額による影響に

ついてお答えいたします。

令和4年度の沖縄振興一括交付金は、対前年度比219億円減の762億円となりました。予算計上に当たり、ソフト交付金事業では不利性等対策や人材育成などの事業は前年度並みに確保できたものの、プロモーション事業や産業振興支援事業では一定の縮小を図らざるを得なかった状況にあります。また、ハード交付金事業についても、減額分は全て県事業で対応したところですが、事業の進捗遅れは避けられないと考えております。そのため、令和5年度の沖縄振興一括交付金の確保に当たっては、県と市町村が協働して取り組むことを1月末に開催された沖縄振興会議において確認したところでございます。

次に6、経済振興についての(5)、電力自由競争による経費削減についてお答えいたします。

厳しい県の財政状況を踏まえた場合、電力費の低減を図ることは重要な課題であると認識しております。一方、電力の安定供給の確保は、行政運営の重要な要素であることから、各施設を所管する部局において、それぞれの施設規模や電力需要を踏まえ検討する必要があると考えております。総務部におきましては、北部合同庁舎及び中部合同庁舎におきまして、自由競争による電力調達を実施するため、令和4年2月21日より入札公告を開始したところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(5)のうち、ソフト交付金の県と市町村間の配分割合の変更についてお答えいたします。

令和4年度のソフト交付金が令和3年度に比べ110億円の大規模な減額となったことや、複数の市町村から配分の見直しを求める意見もあったことから、県では令和3年度の配分額の割合である11対9と、一部の市町村から意見のあった1対1を、庁内の議論も踏まえ、市町村に提案しました。知事と41市町村長で構成する沖縄振興会議において、1対1の場合、県が実施する本県の特長に基因する不利性等の対策に影響が生じることを説明し、市町村の皆さんに理解をいただいたことで、県と市町村の配分は11対9の割合で決定したところでございます。

次に5、新たな振興計画についての(1)、県経済の成長戦略についてお答えいたします。

我が国が人口減少している中、県経済が成長するためには、東アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性やデジタル技術を活用したグローバルな展開によ

り、国内外の需要を取り込むことが重要になると考えております。また、今後の本県の人口減少を見据え、県経済の持続的な発展に向けては、企業の稼ぐ力や労働生産性を高めることが重要となります。このため、那覇空港や那覇港を核に、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市を形成するとともに、地理的不利性の克服のためのEコマースの推進など、先端的なデジタル技術を活用し、国内外の需要を取り込むほか、産業のDX導入や産業人材の育成などを積極的に推し進める必要があります。

県としましては、こうした施策を強力に推進し、足腰の強い経済構造に転換できるよう、取り組んでまいります。

同じく5の(2)のうち、経済の好循環と制度及び技術についてお答えいたします。

県が目指す自立型経済の構築に当たっては、移輸出型産業で国内外から外貨を獲得し、その外貨が域内に投下され、域内産業の活性化につなげることが重要だと考えております。このため、観光、商工、農林水産分野が連携し、産業横断的なマーケティング力を強化するなど、企業の稼ぐ力に資する取組を積極的に推進し、移輸出額の向上に努め、域内産業の活性化を図ってまいります。また、沖縄関係税制や沖縄振興開発金融公庫の融資制度を活用し、競争力のある企業の誘致や投資の促進を図るほか、島嶼県である本県において、地理的不利性の低減を図るため、AI、IoT、ロボット・テクノロジー等の第4次産業革命の動きを捉え、効果的な施策の推進に努めていく必要があると考えております。

次に6、経済振興についての(2)、SDGs未来都市に関する取組についてお答えいたします。

沖縄県は、令和3年5月に優れたSDGsの取組を提案する自治体として、国からSDGs未来都市に選定されました。SDGsの取組としては、令和3年9月に沖縄県SDGs実施指針を策定するとともに、おきなわSDGsアクションプランの策定に向けて取り組んでおります。令和4年度は、県民、企業・団体、市町村などの参画と連携を促進するプラットフォームの構築や企業等の取組を見える化するSDGs認証制度の創設など、地方創生SDGsの取組を加速してまいります。

同じく6の(3)、鉄軌道の導入に向けた取組とLRT等の導入再検討についてお答えいたします。

沖縄県総合交通体系基本計画に基づき、広域交流拠点有する那覇と北部圏域の中心都市である名護を1時間で結ぶには、最高速度時速100キロメートル以上

の専用軌道を有するシステムが求められており、具体的なシステムについては、今後、ルートや駅位置等の具体的な検討を行う計画段階において、検討を行っていくこととしております。また、県では、フィーダー交通について、沖縄本島の北・中・南部の圏域ごとに議論の場を設定しており、その取組の中で、L R Tなど様々なシステムを含め地域にふさわしい公共交通ネットワークの在り方について市町村と協働で検討を行っていくこととしております。

同じく6の(4)、基地跡地利用の取組についてお答えいたします。

県では、関係市町村と連携し、広域的観点から跡地利用の方向性を示した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を平成25年1月に策定しております。広域構想では、広域的かつ総合的な視点を踏まえ、各跡地が固有に持つ特性や跡地間の役割分担を考慮し、効果的な跡地利用の検討を進めていくこととしております。県では、関係市町村と協議会、作業部会等を通して意見交換を行ってきたところであり、広域構想の考え方が市町村の跡地利用計画へ反映されるよう、引き続き連携して取り組んでまいります。

同じく6の(6)のうち、庁内のD X推進の取組についてお答えいたします。

県は、沖縄県D X推進本部を設置し、全庁を挙げたD X推進のビジョンや基本姿勢、沖縄県D X推進計画の骨子を定めてまいりました。現在、外部アドバイザーチームによる各部局のヒアリングを実施しており、専門的な意見を取り入れながら、効果的な施策の推進に向け取り組んでおります。また、さらなる体制強化のため、D Xの推進役となるC D Oの補佐官の任用を予定しているほか、令和4年度には沖縄県D X推進計画を策定し、総合的かつ計画的にD X関連施策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 2、復帰50年についての(2)、戦争遺跡の整備拡充についてお答えします。

戦争遺跡は、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として、開発行為に対し届出等の義務を課すなどの保護措置が取られております。

県教育委員会としましては、戦争遺跡の文化財的価値を損なうことなく後世へ伝えていくため、文化財への指定を含め、現状のまま保存する方法について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 2、復帰50年についての御質問の中の(2)のうち、沖縄戦の語り部育成についてお答えいたします。

県では、沖縄戦から学んだ歴史的教訓を次世代に正しく継承していくとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信に努めております。沖縄戦の実相を語り継ぎ、平和の尊さを伝えることは重要であり、県では、ちゅうちな一草の根平和貢献賞において、戦争の教訓の継承などに取り組んでいる団体や学校への表彰を行っているほか、次世代の語り部となる児童生徒を対象としたワークショップを通して、戦争の実相と教訓を正しく継承していくよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 2、復帰50年についての(5)、世界のウチナーンチュとの経済的連携についてお答えいたします。

県では、海外企業等が県内において投資や立地、商取引などを検討する際のサポートを行い、海外と沖縄のビジネス交流を促進する目的で、相談窓口を設置し、世界のウチナーンチュはもとより、幅広く海外からビジネス相談に対応しております。

県としましては、引き続き海外事務所、ジェトロ沖縄貿易情報センター等と連携し、世界のウチナーンチュをはじめとする海外企業と県内企業とのビジネスマッチングを図るなど、さらなる経済的な連携に取り組んでまいります。

次に5、新たな振興計画についての(2)、ポストコロナのアジアのマーケットを取り込む戦略についてお答えいたします。

今後も成長が見込まれるアジア諸国と連動し、アジアのマーケットを取り込むことは、県経済の成長・発展に引き続き重要であると考えております。そのため、航空及び海上のネットワークの拡充などによる国際物流拠点の機能強化を図るとともに、県内企業の海外展開の拠点として、海外事務所のビジネス支援機能の充実や世界的に成長している越境E Cの活用促進など、アジア市場のニーズを踏まえた県産品の販路拡大や県内企業の海外展開促進に取り組んでまいります。

同じく5の(3)、多様な人材が活躍し、能力を發揮するための課題解決に向けた取組についてお答えいたします。

少子高齢化や生産年齢人口の減少下において、社会の活力を維持し、本県の持続的な社会経済の発展を図るためには、多様な人材の活躍促進や多様な働き方の促進、働きやすい環境づくり、多様な職業能力の育成・開発等が重要であると考えております。そのため県では、新たな振興計画（案）において、女性や高齢者、若年者、障害者等の個々のニーズに応じたきめ細かな支援を行うほか、テレワークやワーク・ライフ・バランスの普及促進、非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用の拡大、女性の就業継続に取り組むとともに、企業のニーズ等に対応した職業能力の育成・開発等に取り組むこととしております。

次に6、経済振興についての(5)、エネルギーの地産地消を推進する取組についてお答えいたします。

県では、令和4年度新規事業として、離島における太陽光発電事業に対する補助のほか、県産木質バイオマス、水溶性天然ガス及び離島における発電用水素の利活用促進に向けた可能性調査を予定しています。引き続き市町村や民間事業者と連携し、宮古島での実証事業の成果を生かした太陽光発電の活用促進に加え、可能性調査を踏まえた県産エネルギーの活用により、エネルギーの地産地消を実現するスマートコミュニティーの構築を目指してまいります。

同じく6の(6)、県内産業のDX推進等に向けた取組についてお答えいたします。

県では、県内産業のDXを推進するため、企業との相談窓口の設置やDX計画の策定を支援するとともに、経営者や従業員向けのセミナーを開催するなど、機運醸成を図ることとしております。また、企業のIT導入支援のほか、デジタル技術の活用による新たなビジネスの創出など、取組段階に応じた各種施策も展開してまいります。人材については、企業の経営改革に取り組むDX推進リーダー育成や、従業員向けデジタルリテラシー研修など、人材の育成・確保を支援してまいります。

同じく6の(7)、臨空・臨港型産業を集積する理由と成長に向けた取組についてお答えいたします。

県では、県経済の発展を牽引する先導的な産業の一つとして、域外需要を取り込み、経済、技術革新等の面から域内産業に波及効果をもたらす臨空・臨港型産業の集積に取り組んでおります。立地企業の成長に向けた支援としては、製造品の共同物流や金属部品の表面処理加工、資材の県内調達など、共通のニーズを持つ企業間をマッチングし、課題解決に向けた検討会を立ち上げております。今後とも、きめ細かな支援により、立地企業の成長を促進し、県経済のさらなる発展

につなげてまいります。

同じく6の(9)、サポーター産業の現状と課題解決に向けた取組等についてお答えいたします。

県のものづくり産業の課題は、最終製品を作る過程で必要となる基盤技術を提供するサポーター産業の裾野が広がっていないことであると認識しております。そのため県では、平成22年に素形材産業振興施設を開設し、令和3年現在で10社が入居しています。入居企業については、工業技術センターと連携して、新技術、新製品の開発や人材育成を支援することによってさらなる充実を図りたいと考えております。大阪府のMOB I O等、他県の先進事例との連携については、一般社団法人ものづくりネットワーク沖縄とも調整しながら検討してまいります。

同じく6の(11)、再生医療分野の集積化についてお答えいたします。

県では、再生医療の実用化の促進のため、新たな振興計画（案）において、産業利用の観点から、企業等による実用化を見据えた研究開発の支援等に取り組むこととしています。再生医療の事業展開においては、医療技術の研究開発、製造、医療提供の各機能が相互に連携することが必要であると考えています。そのため、再生医療を含む健康・医療分野について、県内外の研究機関や企業等によるネットワークの構築や、研究開発や製造等、関連する機能が集積した産業拠点の形成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 4、米軍による新型コロナウイルス感染症についての御質問の中の(2)、在沖米軍基地からの市中感染拡大についてお答えいたします。

在沖米軍基地では、令和3年12月初旬、部隊異動により米本国からPCR検査を受けずに沖縄の米軍基地にきた部隊から感染が拡大したものと認識しております。県内では、12月16日までは、市中におけるオミクロン株は検出されませんでした。12月17日に基地関係者より県内1例目が確認され、その後は基地関係者を中心に発生が続き、年末にかけて感染経路不明のオミクロン株陽性者が急増し、同時期に米海兵隊のキャンプ・ハンセンでも感染者が拡大しました。基地関係者のゲノム解析を基に、国立感染症研究所の協力を得て作成したオミクロン株のリンク図からは、在沖米軍基地から市中へと感染が広がっていることが推測されたことから、米軍基地が発端となった可能性が

極めて高いと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 6、経済振興についての(1)、軽石に係る漁業者の支援についてお答えします。

県内漁業者は、軽石の影響により、操業自粛を余儀なくされるなど、漁業活動に多大な影響を受けております。そのため県では、協議会での議論を踏まえ軽石により影響を受けた漁業者への支援のため、海水こし器の設置補助やモズク、アーサへの異物混入対策を実施するほか、漁業者が円滑に漁業活動の再開ができるよう、1か月分相当の燃油使用料を補助することとしております。

県としましては、これらの支援が円滑に進むよう、引き続き市町村や水産関係団体と連携して取り組んでまいります。

同じく6の経済振興についての(13)、農業の担い手育成・確保対策についてお答えいたします。

県では、農業の担い手育成・確保対策の主な取組として、沖縄県新規就農一貫支援事業による就農相談体制の強化や農業施設等の整備支援、農業次世代人材投資事業による資金交付等を実施しております。また、重要な担い手である女性農業者への参画を支援するため、女性農業士の認定等、リーダーの育成、農村女性起業者の育成及び技術指導などを行っております。

県としましては、引き続き市町村等関係機関と連携し、農業の担い手育成・確保に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 6、経済振興についての(1)のうち、軽石の観光産業への影響を抑制する取組についてお答えします。

県では、軽石の漂流・漂着に係る観光への影響について継続的に情報を収集し、景観回復やマリンレジャー等への影響を抑制するため、市町村や地域観光協会と連携して、優先的に軽石の回収を実施するビーチや海岸等を特定し、順次、回収に取り組んでまいります。また、離島航路の運航状況や軽石の漂着、回収状況等について、ホームページ等を通じて正確な情報を発信することにより、風評被害が発生しないよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 6、経済振興についての(10)、産業廃棄物処理とリサイクルに関する取組等についてお答えします。

令和2年度末現在、県が許可した稼働中の産業廃棄物処理施設は193施設あり、県内の産業廃棄物はこれらの施設で処理されております。沖縄県廃棄物処理計画で定める令和2年度のリサイクル率目標値は51%ですが、令和元年度実績は48.5%となっております。

県としましては、事業者等への聞き取りなどからリサイクルが進まない原因を明らかにするとともに、リサイクル施設の整備等への補助制度やリサイクル資材認定制度の周知を強化し、リサイクル率向上に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君） 7、警察行政についての(1)、高校生負傷事案に対する県警の対応についてお答えいたします。

県警察では、事案の重大性を踏まえ、警察本部主導であらゆる可能性を視野に捜査を進めております。引き続き、事案の全容解明に向けて捜査を推進してまいります。

なお、捜査によって明らかになった事実関係につきましては、必要に応じて適宜、県民等に対して正確な情報を発信しているところであり、今後もそのようにしてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 最後に、知事にお伺いします。

新沖縄発展戦略：新たな振興計画に向けた提言というのが令和2年度にありました。そのはじめの中にこう書いてあります。「人口が減少に転じた日本経済は、国内市場に依存しては縮小を余儀なくされ、成長著しいアジアをはじめ海外に市場を求めて展開せざるを得ない状況であり、もはや経済、社会の枠組みが「アジア規模」でなければ成り立たなくなっている。今、時流が沖縄に味方している。中国をはじめとするアジアのダイナミズムが重層的に展開する中、人口が減少している日本経済は、市場が狭まり、かつてほどの勢いが無い。沖縄が両者の間で「アジアの橋頭堡」として機能すれば沖縄の発展だけでなく「日本の再生」に役立つ時代が開かれたのである」と。これは、

振興計画をつくる土台になる、この発展戦略の中であり
ます。

今まさにこの沖縄振興計画が令和4年度から始まり
ます。これは強いリーダーシップを持っていかなければ、このアジアの橋頭堡として、そして日本の経済の
窓口として、沖縄が役立つことはないと思います。そ
こでぜひ知事にその決意、しっかり答弁していただき
たいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども企画部長から答弁
させていただきました。いずれ我が沖縄県も人口減少
の状況を迎えるに当たっては、これからグローバルな
展開の中であって、どのように地理的な優位性を発揮
していくかということにあると思います。議員御案内
の新沖縄発展戦略、それから沖縄21世紀ビジョンの
中でも、これからの時代は、まさにデジタルトランス
フォーメーションなど技術的な革新の展開を図り、企
業の稼ぐ力や労働生産性を高めることが重要になって
まいります。あわせて、やはりアジアのダイナミズム
というのは存在しておりますので、この地理的な優位
性をアジアのダイナミズムを取り込み、域内の産業を
活性化させ、ひいては国内の産業にも寄与するための
方向性をしっかりとつくっていくよう、このような関
連する施策を強力に推進してまいりたいと思います。

○当山 勝利君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

渡久地 修君。

[渡久地 修君登壇]

○渡久地 修君 日本共産党沖縄県議団を代表して質
問を行います。

質問に入る前に、日本共産党は22日、「ロシアは
ウクライナ東部地域の「独立」承認と派兵指令を撤回
せよ」との声明を発表しました。「国際社会がロシア
の暴挙に対し、厳しい批判をおこなうとともに、紛争
の平和的解決を求めた国連憲章と国際法に基づき、ウ
クライナの主権尊重の原則に立った外交・政治的な事
態打開の努力を急ぐよう、強く呼びかけ」、「岸田政
権に対しては、プーチン大統領に決定の撤回を求め、
平和の国際秩序の侵害を許さない確固とした外交をす
すめるよう求め」、ロシア、ウクライナをはじめ、各
国政府に送付しました。米国の基地が世界で一番集中
させられている沖縄から、平和の国際秩序の侵害を許
さない声を上げることが必要だと思います。

摩文仁の沖縄県平和祈念資料館には、「沖縄戦の実
相にふれるたびに 戦争というものはこれほど残忍で
これほど汚辱にまみれたものはないと思うのです こ
の なまなましい体験の前では いかなる人でも 戦
争を肯定し美化することは できないはずで 戦争
をおこすのは たしかに 人間です しかし それ以
上に 戦争を許さない努力のできるのも 私たち 人
間 ではないでしょうか 戦後このかた 私たちは
あらゆる戦争を憎み 平和な島を建設せねば と思
いつづけてきました これが あまりにも大きすぎた代
償を払って得た ゆずることのできない 私たちの信
条なのです」と、県民の平和への誓いの言葉が掲げら
れています。

そして、戦後27年間、過酷な米軍の植民地支配の
下に置かれ、日本復帰を前にした1971年、琉球政府
の復帰措置に関する建議書には、「異民族による軍事
優先政策の下で、政治的諸権利がいちじるしく制限さ
れ、基本的人権すら侵害されてきたことは枚挙にいと
まがありません。県民が復帰を願った心情には、結局
は国の平和憲法の下で基本的人権の保障を願望してい
たからに外なりません。経済面から見ても、平和経済
の発展は大幅に立ちおくれ、沖縄の県民所得も本土の
約六割であります。その他、このように基地あるがゆ
えに起きるさまざまな被害公害や、とり返しのつか
ない多くの悲劇等を経験している県民は、復帰に当た
っては、やはり従来どおりの基地の島としてではなく、
基地のない平和の島としての復帰を強く望んでおりま
す」と記載されています。沖縄県民の平和の願い、日
本復帰に託した県民の願いは実現したのでしょうか。

沖縄戦で生き延び私たちが産み育て、米軍占領時代
の苦難を乗り越え、今日の沖縄を築いてこられた先人
たちの歴史を受け継ぎ、次の世代にどのような沖縄を
残していくのか、沖縄の未来を示していくのか、悲惨
な沖縄戦から77年、復帰から50年という節目の年の
今日、沖縄県政に携わる私たちに鋭く突きつけられて
います。

それでは質問します。

知事の認識と政治姿勢について質問します。

悲惨な沖縄戦、戦後27年間の過酷な米軍による植
民地支配の実相を正しく継承し、戦争を繰り返さな
い、基地のない平和な沖縄を目指していくことが、県
政に携わる者の原点として据えられるべきと思いま
すが、見解を伺います。

復帰に託した県民の願いとは何だったのか。復帰時
の建議書と現在をどう捉えているか。

復帰50年たつての沖縄県民の願いとは何か。新た

な建議書、宣言等の発信について伺います。

復帰から50年たった沖縄の米軍基地の実態について。

そもそもの沖縄の米軍基地はどのように形成されたのか。

敵基地攻撃能力の保有、辺野古新基地建設、ミサイル配備、自衛隊と米軍の基地の共同使用、共同訓練、台湾有事の際の前線基地化など、負担軽減どころか沖縄の基地は機能強化へと逆行しているのではないかと。

沖縄は世界の中で最も米軍基地の集中した異常な地域になっているのではないかと。最新の米国防総省、基地構造報告等による、米軍基地の海外全体とドイツ、イタリア、イギリス、日本の縮減数と割合、米軍基地面積と資産価値の日本と沖縄県と韓国、英国、イタリアとの比較、また、駐留軍人の増減について伺います。

日本、沖縄に基地が集中している理由は、思いやり予算等で米本国に置いておくより安上がりであると同時に、地位協定によって米軍にとって何の制約もないからではないかと。

那覇軍港での米軍の訓練について、県が中止を求めたことに対して、米軍は、理想的な場所だと今後も訓練を続ける可能性を示唆し、日本政府も追認していますが、断じて容認できません。断固たる態度で臨むべきではないかと。

辺野古新基地建設問題について。

辺野古新基地は絶対に造らせないという沖縄県と県民の粘り強い闘いは、基地問題であるとともに、日本の民主主義と地方自治の在り方を問うものであります。この間の闘いが県民世論、国内外の世論、司法にも大きな影響を与えていると思いますが、見解を伺います。

辺野古新基地建設は、軟弱地盤の存在など技術的にも完成の見通しはないのではないかと。また、国民の税金の壮大な無駄遣いではないかと。

辺野古埋立設計変更承認申請を不承認にした知事の判断について伺います。

県民投票から3年がたちました。埋立て反対が72%という民意をゆがめる動きは断じて許されません。県民投票の民意や沖縄の実態など、繰り返し粘り強く国内外の世論に訴えていくことをさらに強化すべきです。

日米地位協定の抜本改定について。

他国では、受入れ国の同意なしに受入れ国での訓練はできないのではないかと。

他国では、検疫について国内法が適用されているの

ではないかと。

翁長雄志前知事は、憲法の上に日米地位協定があり、国会の上に日米合同委員会があり、司法の上に日米安全保障体制があると喝破しましたが、玉城デニー知事の見解を伺います。

日米合同委員会の廃止、日米地位協定の抜本改定は緊急の課題ではないかと。

次に、次期沖縄振興計画について。

復帰時の沖縄振興計画の目標は達成されているかと。

復帰時の沖縄振興の原点は、県民への償いの心だったが、50年たって、基地との引換えのリンク論、あめとむちの政策へとゆがめられているのではないかと。

基地再編交付金は、まさに基地と引換えのあめとむちの政策ではないかと。

沖縄振興計画の実行に当たっては、次の視点を重視すべきではないかと。

振興予算の本土還流を食い止め、県内産業、県内企業育成の県内循環型に改めること。

福祉、教育、医療など県民生活向上を大きな柱に据えること。

米軍基地は沖縄経済発展の最大の障害要因であり、基地をなくしてこそ沖縄経済は発展するのではないかと。

県民所得の全国最低から脱却するために次のことを重視すべきです。

中小企業を支援して全国一律最低賃金にすることを沖縄から国に強く要請すること。

公契約条例の実効性を確実なものにしていくこと。

正規雇用の拡大への県の取組の強化と、国の法制度の改善を求めること。

次に、新年度予算は、玉城デニー知事の誰一人取り残さないという理念の実現、コロナ対策、経済再建、子供の貧困解消、基地問題解決へ向けた意欲あるものになっていると思いますが、規模と特徴、知事の決意について伺います。

ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○渡久地 修君 次に、復帰50年事業について。

悲惨な沖縄戦、過酷な米軍占領時代の実相を正しく継承し、50年たった今日の実態を明らかにし、これからの沖縄の針路を県民が考えるものにすべきです。

沖縄県史各論編・沖縄戦、各論編・現代を安価な普及版として普及に努めるべきである。英語版の発行、

ビジュアル版の発行と既刊の再発行、映像版、ネット版の普及について伺います。

戦後から今日までの沖縄展を県内、国内、国外で開催すべきではないか。

児童生徒への継承について強化すべきです。

次に、沖縄県の自治体外交について伺います。

次に、教育問題について。

教育基本法第16条の国と地方公共団体の責務について伺います。

小・中・高校教員の過労死ラインを超える時間外労働の実態、メンタルでの相談、休職、退職などの実態について伺います。また、コロナ禍で状況が悪化しているのではないか。

教員の過重勤務の改善への取組を伺います。全国的に、教員の増員、学校事務職員の配置で改善した事例が報告されていますが、教員を増やすこと、事務職員の増員は緊急課題ではないでしょうか。

教員給与特例法が異常な実態を見えなくしているのではないか。残業代ゼロの部分廃止すべきです。

特別支援教育のさらなる拡充について伺います。

30人学級の実現について伺います。

次に、首里城復興、復元について。

県民の力、県民参加で復興、復元するという立場について伺います。

学者、研究者、多くの県民から意見が出されている正殿の大龍柱の向きについては、拙速ではなく慎重かつ丁寧な対応が求められているのではないか。

御茶屋御殿の復元について。

焼失した原因は沖縄戦ではないか。戦争を起こした国の責任で復元すべきです。

首里杜構想への復元の明記、調査費の計上など大きな一歩であると評価しています。同時に、次期沖縄振興計画にも御茶屋御殿の復元を明記するよう繰り返し求めてきましたが、ぜひ明記してください。

次に、旧日本軍32軍壕の保存・公開について。

第5坑口周辺の土地を取得したいと去年11月議会では知事が答弁しましたが、速やかに実行すべきです。

早期の土地取得で、壕周辺と入り口の外からの公開が可能となります。また、模型の展示など、できるものから始めることが重要ではないか。

第1坑口の発掘を急ぐべきです。

戦争遺跡指定について伺います。

公共交通について。

鉄軌道導入への取組について。

モノレールの早期の3両化。

那覇空港駅のエレベーターの大型化、複数化。

駅でのウチナーグチによるアナウンスがいつの間にか消えています。再開することについて伺います。

次に、沖縄市での高校生のバイク事故について、公安委員会としての全容解明、説明責任及び再発防止と今後の対応について問うものです。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 渡久地修議員の御質問にお答えいたします。

1、復帰50年を迎える沖縄の現実と知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア、沖縄戦の実相を継承し、平和な沖縄を目指すことについてお答えいたします。

沖縄県民は、さきの大戦で、熾烈な地上戦により、かけがえのない生命と貴重な文化遺産や美しい自然を失い、想像を絶する極限状態の中で戦争の不条理さと残酷さを身をもって体験いたしました。この戦争の体験こそ、沖縄の人々が、戦後の廃墟と混乱を乗り越え培ってきた、平和を求めてやまない「沖縄のこころ」の原点です。私たち沖縄県民は、世界の恒久平和を心から望んでおり、平和で真に豊かな世界に誇れる沖縄を次世代に託すことが、今を生きる我々の責務であります。私は、沖縄県知事として、こうした県民の思いを胸に、沖縄戦の歴史的教訓を次世代に正しく継承するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ・チムグクル」を広く内外に発信し、もって恒久平和の樹立に寄与するため、これからも全身全霊で取り組んでまいります。

次に1の(4)のウ、日米地位協定等に対する前知事の認識についてお答えいたします。

日米地位協定は昭和35年に締結されて以来、一度も改定されておらず、社会情勢の変化や人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっており、基地の管理権や環境汚染等、様々な問題が指摘されております。また、日米合同委員会においては、日米地位協定の運用について重要な事項が議論されているにもかかわらず、政府は協議内容を国会に報告する必要はなく、その合意内容について国会の承認を得る必要はないとしております。我々も会議の中身については一切国民にも知らされていないという現状があります。さらに、数次にわたる爆音訴訟等においては、第三者行為論により飛行の差止めが棄却されております。こうした不条理極まりない沖縄における基地負担の現状を踏まえると、翁長前知事の考え方は十分理解できるものであると考えております。

次に2、新年度予算についての(1)、令和4年度当初予算の規模と特徴、知事の決意についてお答えいたします。

令和4年度は、「新型コロナウイルス感染症の克服と県経済の回復」をはじめとした、6つの重点テーマを掲げ、新たな沖縄振興を力強く推進する施策に取り組むこととしております。このため、新型コロナウイルス感染症対策関連予算として、令和3年度2月補正予算と合わせて約1777億円を計上するとともに、復帰50周年記念事業、世界自然遺産の保全、第32軍司令部壕の保存・公開、首里城の復興等の予算を計上しております。さらに、沖縄子どもの貧困対策推進基金を60億円規模に積み増すとともに、新たに40億円の沖縄県観光振興基金を創設いたします。そのほかにも、県内企業のDXの取組等の支援、こども医療費の対象年齢拡大、つまり通院費の窓口支払い無料化、そしてヤングケアラーへの寄り添い支援、女性のキャリア形成の促進などに積極的に取り組むほか、離島の海底光ケーブル通信設備の機能強化、不利性解消等を進めてまいります。加えて、北部地区の中高一貫教育校の整備着手、中部地区の新たな特別支援学校設置に向けた取組等を推進してまいります。

令和4年度予算は、新たな振興計画等に掲げた取組の推進を図るとともに、変化する社会経済情勢や県民ニーズに的確に対応するため、様々な分野に、くまなく目を配り、規模も初の8000億円台となるなど、必要な取組に適切に予算計上したものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、復帰50年を迎える沖縄の現実と知事の政治姿勢についての(1)のイ、復帰時の建議書と現在についてお答えいたします。

復帰措置に関する建議書は、沖縄が望む復帰の在り方を表明するとともに、将来の平和で豊かな沖縄県づくりのための具体的な措置を政府に求めたものであります。同建議書では、県民福祉を最優先に考え、地方自治権の確立、反戦平和、基本的人権の確立、県民本位の経済開発等を骨組みとする新生沖縄像が描かれております。復帰から50年を迎える現在においても、今なお我が国の米軍専用施設・区域は沖縄に集中し、復帰時に期待した、いわゆる本土並みには依然としてほど遠い状況にあると思わざるを得ません。そして、米軍基地が集中すること等の特殊事情から派生する固

有課題を抱えております。

同じく1の(1)のウ、新たな建議・宣言の発信についてお答えいたします。

県においては、復帰50年の節目となる本年、復帰措置に関する建議書において、当時の琉球政府が将来を担う子や孫たちのために描いた新生沖縄像と現状との比較検証を行い、若い世代を含む県民の皆様や有識者からの意見も取り入れながら、建議や宣言の在り方について検討してまいります。

同じく1の(5)のア、5次にわたる振興計画の評価についてお答えいたします。

これまでの5次にわたる沖縄振興計画等により、空港、港湾、道路等の社会資本の整備が図られるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大前の令和元年には、入域観光客数1016万人、情報通信関連企業は累計で490社が新たに立地し、就業者数は72万6000人、完全失業率は2.7%、有効求人倍率は1.19倍と着実に成果を上げてまいりました。その一方で、1人当たり県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあります。加えて、離島の条件不利性、米軍基地問題など本県が抱える特殊事情から派生する固有課題や子供の貧困の問題、雇用の質の改善などの課題も残されております。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による深刻な影響からの回復に向けて、ウイズコロナの新しい生活様式からポストコロナのニューノーマルに適合する必要があります。新たな振興計画（案）においては、これらの課題解決に向けて取り組むことにより、安全・安心で幸福が実感できる島の形成を目指してまいります。

同じく1の(5)のイ、基地と沖縄振興のリンク論についてお答えいたします。

国は、沖縄の置かれた歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄振興策を総合的かつ計画的に講じております。在沖米軍基地の返還及びさらなる整理縮小と、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に向けた沖縄振興策は、沖縄県としてもそれぞれ別として取り組むべきものと認識しております。

同じく1の(5)のエの(ア)、県内循環型への転換についてお答えいたします。

沖縄県は、農林水産業や製造業といった生産部門の割合が低いため、個人消費や企業活動の増大に伴う需要の多くを県外からの移入に頼らざるを得ず、結果として所得の一部が県外に流出しているものと認識しております。

県としましては、県内で生産可能な農産品及び製品や提供可能なサービスは可能な限り県内で調達できるよう県内企業の稼ぐ力を強化し、獲得した所得を地域内に循環させることが、県全体の経済活性化や県民所得の増加に寄与するものと考えております。

同じく1の(5)のエの(イ)、新たな振興計画における県民生活の向上についてお答えいたします。

新たな振興計画(案)においては、各施策展開に通底する基軸的な基本方向の一つとして、「平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成」を目指すこととしております。子どもの貧困対策推進基金の延長と60億円規模の追加積立て、中学校卒業までの医療費の窓口無料化、感染症に備えた保健衛生、医療提供体制の充実・強化、福祉・介護人材の育成・確保、遠隔教育に対応したICT環境整備、北部圏域における中高一貫教育校の設置などを図り、子供から高齢者までの全ての県民が安全・安心かつ健やかに暮らせる社会の形成に向けて、より一層取組を強化してまいります。

同じく1の(5)のエの(ウ)、米軍基地と沖縄経済の発展についてお答えいたします。

沖縄県の米軍基地は、人口が集中する中南部都市圏において、市町村面積の相当の割合を占めるなど、市街地を分断する形で存在し、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の制約になっていると認識しております。現在の基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、今後、一層の基地返還が進めば、さらなる飛躍的な発展が期待できると考えております。

次に3、復帰50年事業についての(1)、米軍占領時代の実相の継承とこれからの沖縄の針路についてお答えいたします。

復帰50周年記念事業においては、「復帰から50年の歴史を振り返り、先人たちの労苦と知恵に学ぶとともに、誇りある豊かさに向けた展望を発信する」などの視点に基づき、様々な事業を実施することとしております。具体的には、沖縄復帰後展の開催や、沖縄戦の実相や教訓を正しく次世代に伝えるための第32軍司令部壕の保存・公開に向けた取組、米軍統治下時代の証言映像収録事業などを実施していくこととしております。併せて、復帰措置に関する建議書において、当時の琉球政府が将来を担う子や孫たちのために描いた新生沖縄像と現状との比較検証を行い、若い世代を含む県民の皆様や有識者からの意見も取り入れながら、建議や宣言の在り方について検討することとして

おります。

8、公共交通についての(1)、鉄軌道の導入に向けた取組についてお答えいたします。

鉄軌道の導入は、沖縄21世紀ビジョンで掲げる沖縄の将来像「希望と活力にあふれる豊かな島」の実現のための重要な事業であり、県土の均衡ある発展を図るためにも必要な事業であります。鉄軌道導入の実現可能性を高めるためには、鉄軌道の持続的運営を可能とする特例制度の創設が必要であります。そのため、令和4年度に復帰50周年事業に位置づけ、鉄軌道の導入効果を広く県民に周知し、期成会設立に向け、県民一丸となった機運醸成を図り、国に対し特例制度の創設を求め、鉄軌道の導入実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 1、復帰50年を迎える沖縄の現実と知事の政治姿勢についての(2)のア、沖縄の基地の形成過程についてお答えをいたします。

去る沖縄戦において激しい戦闘の末、沖縄を占領した米軍は、住民を収容所に強制隔離し、軍用地として必要な土地を確保した上で、基地の建設を進めました。戦後27年間に及ぶ米軍統治下においても朝鮮戦争の勃発等により新たな基地が必要になったことや、1950年代に本土で発生した米軍基地への反対運動等により、当時米国の施政権下にあった沖縄に本土の海兵隊を移駐させる必要が生じたことから、銃剣とブルドーザーによる接収と呼ばれた民有地の強制接収などによって沖縄県に広大な米軍基地が形成されたものと認識しております。

同じく1の(2)のイ、基地の機能強化についてお答えをいたします。

米軍が台湾有事等を想定して、沖縄からフィリピンを結ぶ地域、いわゆる第一列島線に沿って中距離ミサイルの配備を検討していることは、報道等により承知しております。また、昨年12月に報道された南西諸島への臨時の軍事拠点配置を含む日米の緊急事態に関する共同計画については、去る12月24日、知事が防衛省に対し、その詳細を明らかにするよう強く要請しております。その後、1月7日の2プラス2共同発表では、日米は、「同盟の役割・任務・能力の進化及び緊急事態に関する共同計画作業についての確固とした進展を歓迎した」旨が示されました。

県としては、ミサイル配備や日米共同訓練の激化等により、沖縄の基地機能が強化され、これ以上の基地

負担の増加につながることは断じてあってはならないと考えております。

同じく1の(2)のウ、海外の米軍基地の数等についてお答えをいたします。

米国防総省が公表している基地構造報告に基づいて、2007年と2020年の米軍の海外基地数を比較すると、海外基地全体が230施設減、減少率30.2%、そのうち、ドイツは145施設減、減少率54.1%、イタリアは34施設減、減少率41.0%、イギリスは22施設減、減少率48.9%、日本は7施設減、減少率5.6%となっております。また、米軍基地面積及び資産価値は、2020年9月末時点で、日本が約4万6575ヘクタールで約15.4兆円、沖縄が約1万8933ヘクタールで約5.5兆円、韓国が約1万2283ヘクタールで約4.4兆円、イギリスが約3243ヘクタールで約1兆円、イタリアが約958ヘクタールで約1.1兆円となっております。さらに、海外駐留米軍人数については、国防総省の統計によると、2020年は2008年に比べ19万6524人の減、減少率は54%、在日米軍人数は1万2652人の増、増加率は29.8%となっております。

同じく1の(2)のエ、沖縄に基地が集中する理由についてお答えをいたします。

在日米軍駐留経費負担については、過去の米国防総省の報告書において、同盟国との経費分担の仕組みにより、米国本土に軍を置くよりも前方展開するほうが米国にとっては費用がかからないと記述されているほか、様々な見解があるものと承知しております。同経費の在り方については、今後とも国政の場で十分に議論を深めていただきたいと考えております。また、沖縄への基地の集中と日米地位協定との関係は明らかではありませんが、県が行った他国地位協定調査では、ドイツ、イタリアなど調査した6か国全てにおいて、自国の法令を米軍に適用させ、米軍の活動をコントロールしていることなどを確認しております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めてまいります。

同じく1の(2)のオ、那覇港湾施設における米軍の訓練についてお答えをいたします。

今般の那覇港湾施設における米軍の訓練については、過重な基地負担を背負わされている県民に新たな基地負担を強いるものであり、断じて容認できるものではありません。このため、県は今月15日に外務省特命全権大使沖縄担当及び沖縄防衛局長に対し、厳重に抗議したところであります。

県としては、引き続き米軍及び日米両政府に対し、那覇港湾施設においては、いわゆる5・15メモに記

載されている使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、航空機の離着陸や訓練を一切行わないこと等について求めてまいります。

同じく1の(3)のア、辺野古新基地を造らせない取組が与える影響についてお答えをいたします。

辺野古新基地建設問題については、国民の皆様に分事として考え議論を深めていただくとともに、米国側の理解と協力を促すことが重要であると考えております。このため、県では、これまでトークキャラバンや訪米活動、訴訟等を通じて、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながらないこと、地盤改良工事によって不可逆的で著しい環境破壊が生じることなど、辺野古新基地建設問題は民主主義や地方自治の問題でもあり、環境にも甚大な影響を与えることを訴えてきたところです。令和3年6月に世論調査会が実施した全国世論調査において、57%の方が辺野古移設を進める政府の姿勢を支持しないと回答したことや、令和2年6月に米連邦議会下院の小委員会が軟弱地盤等を理由に辺野古新基地建設に対し懸念を示したことは、これまでの取組の成果と受け止めております。また、令和3年7月の最高裁判決においても2名の裁判官から県の主張に沿った反対意見が述べられているところです。

同じく1の(3)のエ、県民投票で示された民意等を国内外に訴えていくことについてお答えをいたします。

県では、トークキャラバンや訪米活動における連邦議会議員との面談、大学での講演等を通じて辺野古新基地建設問題に関する県の考えや県民投票で示された民意等を広く国内外に伝え、理解と協力を促してきたところであります。今後も引き続きトークキャラバンやインターネット、ワシントン駐在による情報発信などを通じて、正確な情報を広く国内外に伝え、理解と協力を促してまいりたいと考えております。

同じく1の(4)のア、他国における受入れ国の米軍訓練への関与についてお答えをいたします。

県が行った他国地位協定調査では、受入れ国が自国の法律や規則を米軍に適用させ、米軍の活動をコントロールしていることを確認しております。ドイツでは、野外演習区域、訓練区域及び射撃場の使用等について、ドイツ側の許可や承認が必要となっております。また、イタリアでは、米軍による訓練について、イタリア軍司令官への事前通告やイタリア側による調整、承認が必要とされております。さらに、ベルギー、イギリスでは、外国籍の航空機や駐留軍機の領空内における飛行を禁止することができるとされてお

ります。

同じく1の(4)のイ、他国における検疫に関する国内法の適用についてお答えをいたします。

検疫に関する受入れ国の国内法の適用について、他国地位協定調査で収集した資料を確認したところ、オーストラリアでは、米豪地位協定第13条において、オーストラリアの検疫法の遵守が定められています。また、フィリピンでは米比訪問軍協定第3条において、フィリピン側に要求された場合には、世界保健機構により発行される規制及び米比双方が合意した手順に従って、米国の司令官が検疫検査を行うことが定められています。一方、ドイツ、イタリア、韓国では、地位協定の条文等に検疫手続に関する記述は確認できませんでした。

同じく1の(4)のエ、日米地位協定の見直しについてお答えをいたします。

米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善や補足協定の見直しだけでは不十分であり、日米合同委員会の合意事項を速やかに公表することを明記する等、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。そのため、県では、機会あるごとに日米両政府に対し要請を行っており、昨年5月の本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小についての要請においても、同協定の見直しを求めています。

県としては、引き続き全国知事会や渉外知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化してまいります。

同じく1の(5)のウ、再編交付金についてお答えをいたします。

再編交付金は、米軍再編を円滑に進めることを目的として、再編に伴い負担の増加する市町村に対し、その負担の程度及び事業の進捗の度合いに応じて交付されるものであると理解しております。

県としましては、米軍再編に伴い、新たな負担を受け入れることとなる地域に対し、政府がその負担を緩和するための措置を実施することは必要なことと考えております。一方で、再編交付金は、再編関連特定周辺市町村の指定について、明確には基準が規定されておらず、交付金の支給の可否を含め法律の運用の大部分が政省令に委任されていることなどについては、課題があるものと考えております。

4、沖縄県の自治体外交についての(1)、沖縄県の自治体外交等の取組についてお答えをいたします。

県では、県系移民が多い、米国ハワイ州、ブラジル南マットグロッソ州、ボリビアサンタクルス州の3州

と姉妹提携を結んでいるほか、歴史的な関わりのある中国福建省と友好県省を結んでおり、経済・文化・人的交流等を図っております。また、中国・台湾との経済や観光分野の連携協定の締結等も行われております。さらに、県では、新たな取組として、沖縄県からアジア太平洋地域の平和と安定の重要性等を発信するとともに、各国・地域との連携可能性等について検討し、経済活動や人的交流等による相互理解を深めるための取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時49分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長(島袋善明君) 1、復帰50年を迎える沖縄の現実と知事の政治姿勢について(3)のイ、普天間飛行場代替施設建設の完成の見通し等についてお答えいたします。

県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、軟弱地盤の最深部が位置するB27地点において、粘性土層の性状確認に必要な力学的試験を実施していないため、地点周辺の性状等が適切に考慮されていないこと等から、公有水面埋立法第4条第1項第2号で規定する「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」の要件に適合しないと判断したところであります。併せて、「国土利用上適正且つ合理的なること」の要件に適合しないこと、埋立ての必要性について合理性があるとは認められないこと、これらのことから変更の内容について認められないことと判断し、昨年11月に不承認とする処分を行ったところであります。そのようなことから、埋立工事全体を完成させることは困難な状況であると考えております。

同じく1の(3)のウ、変更承認申請を不承認とした判断についてお答えいたします。

県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、公有水面埋立法に基づき、「災害防止」及び「環境保全」に十分配慮した計画となっているかなど厳正に審査してきたところであります。審査の結果、公有水面埋立法の要件に適合しないと認められることや埋立ての必要性について合理性があるとは認められないことなどと判断し、昨年11月に不承認とする処分を行ったものであります。

次に6、首里城復興、復元について(1)、県民参加

による首里城復興についてお答えいたします。

首里城の復興に当たっては、県が令和3年に策定した首里城復興基本計画を着実に推進していくこととしており、県民、企業、地域・文化団体など、様々な主体と連携・協働して取り組むことで、広く参加機会を提供していくこととしております。県は、首里城周辺地域の歴史まちづくりの推進に当たって、地域団体との意見交換やアンケートの実施等により、意見をしっかりと受け止め、今後の取組に反映してまいります。

同じく6の(2)、正殿の大龍柱の向きについてお答えいたします。

県としては、首里城復元に向けた技術検討委員会で作られた、大龍柱の向きに係る暫定的な結論については、有識者による専門的、学術的な検討の結果であると考えております。他方で、大龍柱の向きについては、県民などから様々な意見があることから、首里城復元に向けた技術検討委員会の報告の場を今後も開催し、国の首里城復元への取組に対する県民の理解促進に継続して取り組むことなどについて、国に要望しております。

同じく6の(3)のア、国の責任による御茶屋御殿の復元についてお答えいたします。

御茶屋御殿の復元等については、那覇市、県、国にて構成する御茶屋御殿ワーキンググループにおいて、整備主体を含め、引き続き検討が必要であると考えております。

同じく6の(3)のイ、新たな振興計画（案）への御茶屋御殿の明記についてお答えいたします。

御茶屋御殿については、新たな振興計画（案）に明記する方向で検討してまいります。一方で、御茶屋御殿については、想定される敷地内の施設の移転など多くの課題があることから、整備主体を含めて、引き続き、那覇市、県、国と連携し検討を行っていく必要があると考えております。御茶屋御殿については、那覇市、県、国にて構成する御茶屋御殿ワーキンググループにおける検討が具体化するよう、事業化可能性調査等の実施に向けて取り組んでまいります。

次に8、公共交通について(2)のア、モノレールの早期の3両化についてお答えいたします。

3両化については、現在、3両編成車両の新造を4編成分進めているところであり、そのうち2編成分の新造車両については、令和4年度末に納入する計画となっております。その後、3両編成車両の試験運転等を経て、最短で令和5年度内に運行を開始する計画となっております。

同じく8の(2)のイ、那覇空港駅のエレベーターの

大型化、複数化の必要性についてお答えいたします。

那覇空港駅の混雑緩和に向けた対応は重要であると考えており、エレベーターの大型化や複数化については、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、関係機関と連携を図りながら対応を検討していきたいと考えております。

同じく8の(2)のウ、モノレール駅におけるウチナーグチアナウンスの再開についてお答えします。

沖縄都市モノレール株式会社によると、モノレール駅において、平成29年3月まで、しまくとぅばによる駅名等のアナウンスを行ってきたところであります。その後、外国人観光客の増加に伴い、マナー啓発に関する多言語放送に変更し、現在は、新型コロナウイルス感染予防のため、咳エチケットや手洗い等の放送を行っております。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を見据え、しまくとぅばによるアナウンス再開について検討するとのこととあります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、復帰50年を迎える沖縄の現実と知事の政治姿勢についての(6)のア、全国一律最低賃金制度の国への要望についてお答えいたします。

最低賃金の引上げは、県民所得の向上に寄与することから、県においても重要であると考えております。

県としましては、県内の中小企業の体力を考慮しつつ、全国知事会を通して、引き続き最低賃金の地域間格差の是正及び中小企業の支援強化を求めてまいりたいと考えております。

同じく1の(6)のイ、沖縄県の契約に関する条例の実効性についてお答えいたします。

現在、県では、条例の実効性を高めるため、関係部局と連携を図りながら、全庁的に沖縄県の契約に関する取組方針の浸透を図っているところです。

県としましては、同取組方針に掲げた施策を着実に実施するとともに、その状況について沖縄県契約審議会に報告を行い、審議会からの意見を踏まえて同取組方針に新たな取組を追加する等の改善を行うといった、PDCAサイクルを継続的に回していくことが重要であると考えております。

同じく1の(6)のウ、正規雇用拡大の取組と労働者派遣法制度の改善についてお答えいたします。

県では、正規雇用の拡大に向けて、正規雇用転換に係る専門家派遣や研修費補助を行うとともに、若年者の正規雇用に対して助成を行っております。労働者派

遣法については、社会経済の動向や労働者等のニーズに対応すべく、国の審議会や研究会での議論等を踏まえて、数次にわたって改正が行われ、近年は、雇用安定措置やキャリアアップ措置の義務化、不合理な待遇差を解消するための規定の整備など、派遣労働者の保護の観点から改正が行われているものと認識しております。

県としては、常用労働者が派遣労働者に代替されることの懸念等も踏まえ、雇用形態の動向を注視しつつ、引き続き正規雇用の拡大等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 3、復帰50年事業についての御質問の中の(2)、沖縄県史の普及についてお答えします。

沖縄県史の安価な普及版につきましては、発行することが可能であるか研究してまいります。発行済みのビジュアル版につきましては、刊行から相当の年月が経過し、著作権の許諾の関係上、再発行が難しくなっております。現在、新たな資料の発見や研究も進んでいるため、最新の研究成果を基にした新たなビジュアル版「沖縄戦」の編集に取り組んでいるところです。英語版につきましては、新たなビジュアル版での刊行を検討しております。映像版とネット版の普及につきましても、どのようなことが可能であるか研究してまいります。

同じく(4)、児童生徒への継承についてお答えします。

児童生徒が、戦後沖縄の社会状況や歴史を学ぶことは、重要なことと考えております。各県立高校では、これまで、地理歴史科、公民科の授業や特別活動等において、戦後の沖縄の歴史について学んでおります。今年が復帰50周年に当たることから、各学校では、特設授業等を年間行事計画に位置づけ、沖縄戦から日本復帰に至る過程について学ぶこととしております。

県教育委員会としましても、参考資料を作成・配付するなど、次代の沖縄を担う児童生徒が、主体的に社会参画する態度の育成を支援してまいります。

次に5、教育問題についての御質問の中の(1)、教育基本法第16条についてお答えします。

教育基本法第16条は、教育行政の在り方、役割を規定しており、第1、第2、第3項において、国は、教育に関する施策を総合的に策定して実施し、地方公共団体は、その地域における実情に応じた教育に関す

る施策を策定して実施しなければならないとされております。第4項では、国及び地方公共団体は、必要な教育予算を確保するなど財政上の措置を講じなければならないとされております。

同じく5の(2)、教員の時間外勤務等の実態についてお答えします。

令和2年度の月80時間を超える長時間勤務者の全職員に占める割合は、小中学校4.0%で前年度比1.5%の減、県立学校2.7%で前年度比1.2%の減となっております。令和2年度のメンタルヘルス相談件数は250件で、前年度比80件の減、令和2年度の精神疾患による休職者数は188人で、前年度比2人減、精神疾患により休職後退職した者の令和2年度の人数は26人で、前回調査の平成29年度比5人増となっております。

同じく5の(3)、教職員の業務改善及び増員についてお答えします。

県教育委員会では、沖縄県教職員働き方改革推進プラン及び教職員の勤務実態調査結果等を基に、学校の実情に応じた行事や会議等の見直し、合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置等の取組を進めております。教職員の増員につきましては、教職員定数の改善を図るよう、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望しているところであります。

同じく(4)、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法についてお答えします。

教育職員には、給特法に基づき教職調整額が支給される一方、時間外勤務手当等は支給されないこととされており、この仕組みが、学校における勤務時間管理の必要性の認識を希薄化させ、長時間勤務の抑制につながっていないと、中央教育審議会等からも指摘されているところであります。

県教育委員会としましては、同法の見直しについて、全国都道府県教育長協議会を通じ国に要望しているところであります。

同じく(5)、特別支援教育のさらなる拡充についてお答えします。

特別支援学校等に在籍する児童生徒が増加している背景については、近年、特別支援教育の理解啓発が広がったこと等が要因として考えられます。特別支援学校については、令和4年4月に那覇みらい支援学校が開校するほか、中部地区への新設校設置に取り組んでまいります。また、小中学校の特別支援学級、通級指導教室についても増加傾向にあり、教員の定数を確保するなど、市町村教育委員会と連携して取り組んでい

るところです。

県教育委員会としましては、引き続き、担当教員向けの研修会を開催するなど、教員の専門性向上を図り、特別支援教育の充実に努めてまいります。

同じく(6)、30人学級の実現についてお答えします。

県教育委員会では、小学校1年生及び2年生で30人学級、小学校3年生から中学校3年生まで35人学級を実施しているところであります。県内の市町村立小中学校全学年で30人学級を実施した場合について試算すると、現在よりも、教室数は約600教室、教員数は約700人必要となると見込んでおり、教室及び教員の確保が課題となります。

県教育委員会としましては、30人学級を含め少人数学級について、国の加配定数を活用し実施しており、国の動向を注視してまいります。

次に7、旧日本軍32軍壕の保存・公開についての御質問の中の(4)、戦争遺跡の文化財指定についてお答えします。

戦争遺跡である第32軍司令部壕を文化財に指定するためには、壕の詳細な構造や遺物の存在について調査を行い、評価する必要があります。しかし、本壕の内部は崩落の危険性が高く、酸素の欠乏している箇所もあることから、過去の調査でも一部の現状を確認したのみにとどまっております。今後、子ども生活福祉部と連携しながら、同部が設置する委員会での議論と調査の内容を踏まえ、文化財指定について検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 3、復帰50年事業についての(3)、沖縄展の開催についてお答えします。

県では、本年7月から県立博物館・美術館において、復帰の日を起点とした本県の発展と葛藤の歩みについて、復帰当時の資料等の展示を通して振り返る沖縄復帰後展を開催することとしております。また、琉球王国時代以降の本県の歴史や文化を発信し再考する契機として、国立博物館と共催し、東京・福岡・沖縄の3か所で琉球をテーマとする特別展の開催を予定しております。そのほか、これらの概要動画をネット上で配信するなど国内外への情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 7、旧日本軍32軍壕の保存・公開についての御質問の中の(1)、第5抗口周辺の土地取得についてお答えいたします。

第32軍司令部壕は、住民を巻き込んだ熾烈な沖縄戦の残酷さとともに、平和の尊さを次世代に正しく伝える上で重要な戦争遺跡であります。県では次年度、現存する唯一の抗口である第5抗口周辺の早期の土地取得に向けて、当該用地の鑑定に要する経費を計上しているところであります。

同じく7の(2)、早期公開に向けた取組についてお答えいたします。

現在開催している第32軍司令部壕保存・公開検討委員会からも県民の声を受けて、早期公開を求める御意見等をいただいております。県では、次年度からの詳細調査の実施や第5抗口周辺の早期の土地取得と併せて、沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に継承するため、デジタル技術を活用した壕内部の映像や詳細調査などの情報発信にも取り組んでまいります。

同じく7の(3)、第1抗口についてお答えいたします。

県では、本土復帰50年の節目となる令和4年度から、第32軍司令部壕の壕内及び周辺環境調査等に取り組むこととしております。これまでの保存・公開検討委員会においても、未発掘となっている第1抗口の公開を望む御意見があることから、その位置特定に向けて、地上から電磁波を照射して空洞や緩み等を確認する地中レーダー探査等の調査を実施してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 公安委員会委員。

[公安委員会委員 知念公男君登壇]

○公安委員会委員(知念公男君) 渡久地修議員の御質問9、公安委員会としての全容解明、説明責任についてお答えいたします。

公安委員会といたしましても、警察官と接触した高校生が右眼球破裂という重傷を負ったことについて非常に遺憾に思っております。接触事案につきましては、随時、報告を受けるなど現状を把握しておりますが、そのほか、先般は発生現場についても確認いたしましたところでございます。また、県警察における組織を挙げての事案の全容解明に努めており、必要に応じて適宜、県民等に対し情報を発信していくものと承知いたしております。引き続き、本事案における対応につきまして、県警察が適切な処置を講じていくよう管理

してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君） 9の再発防止と今後の対応についてお答えいたします。

県警察では、事案の重大性を踏まえ、警察本部主導であらゆる可能性を視野に捜査を進めております。引き続き、事案の全容解明に向けて捜査してまいるとともに、また、少年のケアについても大変重要でございますので、適切に必要な対応を取ってまいります。また、捜査によって明らかになった事実関係について、引き続き必要に応じて、県民等に対して適切に情報を発信してまいります。さらに、本件のような事案の再発を防止するため、捜査等により明らかになった事実に基づき、必要な措置を講じてまいる所存でございます。

なお、本接触事案発生直後から、県警といたしましては、私自身、直接各公安委員に報告するなどして公安委員会に随時報告し、指導・助言を受けているところであり、ただいま申し上げた一連の対応につきましても、公安委員会の管理の下、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 それでは再質問したいと思います。

まず基地問題について、復帰50年たちますけれども、その沖縄はどうなっているのか、世界から見てどうなのかということで、米国防総省の資料などで今回質問をさせていただきました。

まず最初に、さっき質問の仕方が悪かったのか、米軍人が減っている問題で、世界全体ではどれだけ減っているのか。ドイツではどれだけ減っているのか、日本ではどうなっているのかということをもう一度答弁をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

まず世界全体で米軍がどれくらい減っているかということにつきましては、2008年と2020年の比較でお答えしたいと思います。全体で申し上げますと、19万6524人の減でございます。これに対してドイツにつきましては、4124人の減、韓国につきましては

412名の増、イタリアにつきましては546人の増、それからイギリスについては345人の増となっております。一方、日本につきましては1万2652名の増となっております。

○渡久地 修君 ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

渡久地 修君。

○渡久地 修君 世界全体で19万6524名減って、ドイツが4124名減っている。日本は1万2652人、逆に増えているという実態がありました。

沖縄の米軍基地の面積、最新のもので幾らになりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 今、私比較で申し上げる関係で、2020年版の基地構造報告によりますと、在沖米軍基地の面積は、1万8933ヘクタールとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 それで、ドイツ、イタリア、イギリスの3か国、米軍基地の面積は幾らですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

ドイツ、イタリア、イギリスの3か国に所在する米軍基地の面積の合計は、6736ヘクタールとなります。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 今の答弁からすると、ドイツ、イタリア、イギリスの3か国の合計よりもこの小さな沖縄一県の基地の面積が非常に大きいということになる。これは、3か国合計の比較、何倍になりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 沖縄県の基地面積1万8933ヘクタールに対しまして、先ほどのドイツ、イタリア、イギリスの合計は6736ヘクタールでございますので、沖縄の基地面積では約2.8倍ということになります。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 沖縄に、ヨーロッパのドイツ、イタリア、イギリス3か国合計の2.8倍もの基地が集中さ

せられている。それと、お隣の韓国の面積と沖縄県の面積の比較と、韓国の基地と沖縄の基地の比較はどうなりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

韓国の国土面積は、10万413平方キロメートルでございます。これに対しまして沖縄県の陸地面積は、2282平方キロメートルであり、沖縄県の陸地面積は、韓国の国土面積の約2.3%、約44分の1となっております。また、2020年版基地構造報告に掲載されている米軍基地の面積につきましては、韓国が1万2283ヘクタールに対しまして沖縄県が1万8933ヘクタールでございます。沖縄は韓国の約1.5倍ということになります。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これだけ小さな沖縄一県に、これだけの基地を集中させる。要するに世界的に見ても基地が集中している、大きいということです。

それで先ほど聞いた、米軍基地の資産価値というのはどうなのかという点で、沖縄だけ言っていたけれども、もう一度日本全体と沖縄の米軍基地の資産価値について報告してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

日本が約15.4兆円でございます。これに対しまして沖縄は、約5.5兆円でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 日本全体で15兆3615億円、沖縄が5兆5308億円。この資産価値をアメリカがはじき出しているけれども、海外での米軍基地の資産価値、上位3つの基地、基地名と額、そして上位10位までの基地名を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 同じく基地構造報告によりますと、まず嘉手納飛行場は資産価値が約150億ドル、1ドル113円の換算で約1.7兆円であり、掲載されている基地の中では最も高い値となっております。次いで、横須賀海軍施設が約133億ドルで約1.5兆円、次に岩国飛行場が約131億ドルで約1.5兆円となっております。4位以下につきましては、順に韓国のキャンプ・ハンフリー、日本の三沢飛行場、横田飛行場、キャンプ瑞慶覧、キューバのグアタナモ海軍

基地、ディエゴガルシアのディエゴガルシア海軍支援基地、そしてドイツのラムシュタイン飛行場となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、アメリカの報告書を見ると、ずらっと日本の基地が並んでいるんです上位に。

公室長、このアメリカの報告によって今嘉手納が世界で断トツの1位なんだけれども、上位20位に沖縄の基地はどこが入っているかということで、基地名と資産額をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

世界で20位までの基地で、沖縄の基地名ということでございますけれども、基地構造報告によりますと、資産価値の上位20位までの中に在沖米軍基地は4つ含まれております。上から順に、嘉手納飛行場が約1兆6900億円、キャンプ瑞慶覧が約8200億円、牧港補給地区が約4700億円、キャンプ・ハンセンが約3900億円となっております。

○渡久地 修君 ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

渡久地 修君。

○渡久地 修君 嘉手納が1位、キャンプ瑞慶覧7位、牧港補給地区14位、キャンプ・ハンセンが19位。ずらっと沖縄の基地が上位20位に入っているということです。

米本国以外の海外基地について、2007年から2020年までに230か所減っている。ドイツ145か所減って54.1%、イタリア34か所減で41%減、イギリス22か所減で48.9%減、日本は7か所5.6%でほぼ横ばいと。駐留する米軍人は全体で19万6524名減って、ドイツが4124人減っているのに、日本は逆に1万2652人増えていると。そして沖縄一県だけで、ドイツ、イタリア、イギリスの合計の2.8倍の基地面積を擁して、韓国の1.5倍。資産価値は沖縄県だけで5兆5800億円、嘉手納が1兆6949億円、世界第1位。

知事、沖縄の県民所得は復帰してから50年たっているのに全国最下位ですよ。最下位だけれども基地だけは世界で断トツのこんな資産価値のある基地になった。そして台湾有事などで沖縄の基地はますます強化されていると。これは異常でしかない。異常と言わず何と言うのか。これはとんでもない。この沖縄の現実というのはこういうものになっているということ

しっかり捉え直して、今度建議書の問題とかいろいろ議論されているけれども、これは私たちが言っているんじゃないです。アメリカの報告書に基づいて今指摘しているんです。知事の見解を聞きます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄県民は、今から50年前、本土復帰によって米軍基地も本土並みになるものと期待しておりましたけれども、依然として沖縄県には、全国の米軍専用施設面積の70.3%が国土面積の0.6%の沖縄県に集中しているという状況でございます。この結果として、騒音問題、それから水質汚染等の環境問題、米軍人・軍属等による事件・事故は後を絶つことがありません。さらに普天間飛行場、嘉手納飛行場及び訓練場の周辺住民におきましては、昼夜を問わない訓練により騒音や排気ガスの悪臭等に苦しめ続けられております。沖縄の基地負担はそういった意味でも異常であり、到底受忍できるものではありません。沖縄県が本土復帰50年という大きな節目を迎えるに当たり、日米両政府には目に見える形で沖縄の過重な基地負担の軽減に、解消に努めていただく必要があるものがあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事。これはやっぱり復帰50年を迎えた沖縄の現実なんです。これは私たちの指摘ではなくてアメリカの報告書から見てこうなんです。だから、50年たった現在のこの基地の異常な在り方について、知事の認識をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今公室長からも答弁させていただきましたが、復帰から50年たつ沖縄には、本土面積比較0.6%に70.3%の米軍専用施設面積が置かれ続けているという異常な状態が続いております。その基地あるがゆえの比率によって、当然事件・事故も後を絶たない。騒音被害、水質汚染などにも表されるように、いつどこでその実害が生じているのかということについても全く調査ができない状況になっています。そういう異常な状況は、やはり一刻も早く是正すべきであるということをお一層強く日米両政府に求めていかなければならないというのが、現状の沖縄の課題であり、国による重大な責任の放棄であると言わ

ざるを得ないと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 次に、那覇軍港の問題について、ちょっと時間がなくなって後で時間があったら再質問します。

次に、県民の所得向上について、公契約条例について、まず入札担当のところに聞きます。

公契約条例ができたのが2018年。これは全国で6番目ということで、私たちはこれは評価しているんです。ただ4年たった今、これを確実なものにしていくために今何をどう改善していくかというのが求められていると思います。2020年度、県土建部発注工事449億4300万、農林水産部142億6100万、これ発注していますけれども、県は、公共工事発注の際に予定価格を算出すると思うんです。当然そこには、就業人員が何名か、労務単価を工種ごとにはじき出していると思います。2020年度に県が発注した際の公共工事の予定就業人員数と実際に就業した人の数をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 土木建築部が発注する工事におきましては、現状では予定数、実績数とも確認をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 農林水産部におきましても、土木建築部同様、確認されておられません。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 では、発注の際の労務単価は幾らですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 令和3年度の労務単価は、全職種平均で2万5625円となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 先ほど土木建築部長からもありましたように、農林水産部も同じ単価でございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この労務単価、県が発注したものが下請、2次下請あるいは3次下請にいった場合、実際

に支払ったこの労務費というものは幾らになりますか。教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 土木建築部が発注する工事におきましては、現状では各建設労働者の支払い実績については確認しておりません。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 農林水産部が発注する工事においては、現状では建設労働者への支払い実績は確認しておりません。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ここにやっぱり改善するところがあると思うんです。ここをしっかりとやらないと、税金を使うわけだから。他県ではこの問題を解決するために、しっかりと報告を求めている事例があります。岩手県、奈良県、愛知県の条例について、ここではどう扱われているか報告してください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、岩手、奈良、愛知のほうでそういった報告義務を条例において規定しておりますので、該当する箇所を読み上げて説明したいと思います。

まず岩手県ですけれども、県が締結する契約に関する条例第8条、ここは「特定県契約に関する措置」ということで、「知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる事項の遵守の状況について、規則で定めるところにより、特定受注者に対し、報告を求めることができる」と。それから、奈良県ですけれども、こちら奈良県公契約条例の第12条になります。「賃金支払い状況等の報告」ということで、「特定受注者は、規則で定める時期に、特定労働者に支払った賃金の額、特定労働者に係る第6条第2号イからエまでに掲げる事項、特定公契約に係る事業について同号オに掲げる事項の遵守の状況その他規則で定める事項（以下賃金支払状況等）」という。を知事に報告しなければならない」と規定しております。それから愛知県ですけれども、こちら愛知県公契約条例において、第9条で「労働環境の整備が図られていることを確認するための措置」ということがあります。「知事等は、規則又は企業管理規定で定める公契約の相手方に対し、当該公契約に係る労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するため必要な措置を講ずるものとする」

ということで、条例に報告義務を規定しているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 もう大体明らかになってきたと思います。やっぱり県民の税金を使って県が発注するわけだから、透明性の確保、説明責任を果たすと、そういう意味ではしっかり把握する。そのためには報告をしてもらうと。条例に報告を求めるということが絶対に必要だと思います。そして報告を求めて、次の入札のときの評価に、点数に加えればいいんですよ。ですから、そこは絶対に報告を求めるということが必要だと思います。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今議員提案の、工事受注者のほうから建設労働者への支払い実績について報告をいただいて、それを総合評価で加点するという取組については、賃金改善ということで理解しております。我々も議員の提案を含めて、効果的な取組を今後検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、これは担当副知事でもいいんですけれども、これは県民所得向上の大きな一歩になると私は思うんです。これは企業も業界も、それから労働者も、皆に喜ばれるものだと思うんです。だからここはしっかりと、今検討するということだったので、報告を求めて、せっかく公契約条例を皆さんつくっているんだから、これはすばらしいことだから、改善すべきは改善するということでぜひしっかりと取り組んでいただきたい。答弁をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 労働環境の改善を図る法律は、幾つも整備されてきているところでありますけれども、この公契約条例につきましてもその一つだというふうに理解をいたしております。ただこの条例を制定してもう4年になるわけでありましてけれども——いや4年しかまだなっていないと言ったほうがいいでしょうか。産業界はどの業種にかかわらずやっぱり元請の下には下請がいるわけでありまして、そして孫請、ひ孫請というふうに多重構造となっております。したがって、契約する場合に発注者と受注者の間で契約をするというようなことになっているわけですが、受注者の中でチェックしていくというふうなことができるわけですけれども、それからさらにその下の孫請、ひ孫請のほうにどういうふうに渡っていくかということについては、なかなか監視、チェックしようが

ないというのが実情でありまして、その点がなかなかこの規制型に踏み切れていけないということの課題になっているだろうというふうに私は認識しております。

したがって、その辺の問題を他県がどのように実効性を担保するような仕組みをつくっているか、この辺の研究が必要だろうと思っております、これは産業界、企業の皆さんにおいても、中小企業の経営改善等も含めて課題としていただきながら、この公契約条例に関してお互いに向き合っていくことが必要であろうというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 副知事、せっかく部長が検討すると言っているのに。これは検討する、みんな喜んでいんだから、そんなできない理由を言ったら駄目ですよ、できない理由を。どうやれば改善するのかということなんだから。一緒にやってください。ぜひお願いします。

次、教育問題について。

過労死ラインを超える残業について、先ほどパーセントだけだったんですけども、小・中・高校の人数を報告してください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

小中学校は合計になりますけれども、小中学校で4596人。これは令和2年度、月80時間以上の長時間勤務です。県立学校で1879人となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これだけの人たちが過労死ラインを超えているんです。これは異常事態だということだと思います。

それから特別支援学級。沖縄県は2016年から児童1人でも特別支援学級が設置できるようにしたということで、これも大変頑張っていると思うんですけども、2016年から特別支援学級と通級指導教室がどれだけ増えたのかというのを教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時39分休憩

午後3時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

まず特別支援学級ですけれども、2016年度からですので平成28年度になりますか。平成28年度が819教室、29年度が974教室、平成30年度が1101教室、

令和元年度が1266教室、令和2年度が1432教室、令和3年度が1559教室で、特別支援学級対象の児童数に応じて学級が設置されているところでございます。また通級指導教室につきましても、平成28年度が50教室、29年度が63教室、30年度が70教室、令和元年度が88教室、令和2年度が103教室、令和3年度が121教室で、同様に対象児童の状況に応じて教室が設置されているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 教育長、こういうふうに特別支援学級が増えて、これは大いに評価しているんですけども、やっぱり現場はそれでも大変なんです。だから学級の8名定員を6名にするとか、いろんな教材をしっかりと確保するとか、この辺の支援はしっかりやってください。これを指摘しておきます。

次に、御茶屋御殿ですけれども、御茶屋御殿の件でさっき調査費がついたということも言われていました。調査費は幾らで、次年度どのようなことをやろうとしているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 令和4年度に約500万を予算化の予定でございます。その予算につきまして、今回開かれるワーキンググループにて検討が具体化するような事業化の可能性調査等を行う予定でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これ今回大きな前進だから、ぜひ実現できるようにやってください。

最後に、32軍壕について知事にお尋ねしますけれども、32軍壕も知事が現場視察をして、知事の決断でかなり大きく一步を踏み出したと。それと50年事業でも取り組むということなんだけれども、土地の取得、公開それから第1坑口の発見とか、一つは知事、5月15日が復帰の日、それから次6月23日慰霊の日なんです。そこまでは、しっかり前進したということが報告できるように、僕は、大変だけれども職員の皆さんも頑張って知事も一緒に頑張っていたいたいたんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 32軍司令部壕第5坑口の鑑定料について、次年度の当初予算にのせていただいているところでございます。土地の取得に関しましては、鑑定結果を踏まえて、できる限り早期にまた予算を確保して、取得に取り組んでまいりたいと考えております。5月15日、6月23日といった日付をお示しいただいているところではござい

ますが、その鑑定結果等も踏まえまして、早期の取得に向け取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、最後にこの建議書、屋良さんのときの建議書、やっぱり今日の質問も含めて、これからみんなが質問していることも含めて、建議書には沖縄の現状をしっかりと書き込んで、県民の願い、戦争の実態なども含めた、そういう建議書にしていきたいというふうに思いますが、最後に知事の決意をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） やはり屋良建議書には、新生沖縄像が描かれており、沖縄県民が望む自分たちで勝ち取る将来の姿が網羅されているものというように受け止めております。その復帰50年を経た現状において、しっかりと比較検証を行い、たくさんの方々の意見を伺った上で、建議、宣言としてどのように取りまとめていかしっかりと検討していきたいと思いません。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後4時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 日本共産党の玉城ノブ子でございます。

日本共産党県議団を代表いたしまして、質問を行います。

1、子供の貧困対策について。

沖縄県は2016年1月、全国に先駆けて子供の貧困率を推計した結果、子供の貧困率が29.9%で、全国16.3%の約1.8倍であることが明らかになり、2016年3月、沖縄県子どもの貧困対策計画を策定し、同計画に基づく子供の貧困対策を推進するため、30億円の沖縄県子どもの貧困対策推進基金を設置するとともに、沖縄子どもの未来県民会議を設置し、県民運動として対策に取り組んできております。しかし、困窮世帯の割合の改善状況は十分とは言えず、解決しなければならぬ課題は残されております。玉城デニー県政の下、新たな子どもの貧困対策計画の素案が出されました。県の子どもの貧困対策計画では、社会の一番の宝である子供たちが、現在から将来にわたって、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける、誰一人取り残さない優

しい社会の実現を目指すことが基本理念として位置づけられております。実現を目指して頑張っていただきたいということを申し上げて、質問をいたします。

(1)、全国に先駆けて翁長県政で始め、デニー県政で拡充した子供の貧困対策は子供たちや県民に希望を与えております。子どもの貧困対策推進基金に60億円を確保し、継続、拡充する知事の決意を伺います。

(2)、就学前までだったこども医療費の窓口無料化を一気に中学校卒業までに拡大した知事の英断を大いに評価いたします。県民から期待の声が上がっています。対象年齢拡大の意義と期待される効果について伺います。

(3)、こども医療費の窓口無料化の完全実施のために市町村への支援を行うこと。国に対して制裁（ペナルティー）を止めるように求めることについて伺います。

(4)、中高校生のバス・モノレール通学費無料化の実績と拡充について伺います。

(5)、ヤングケアラーの実態調査、支援と条例制定について伺います。

(6)、子供の貧困対策で、特にひとり親世帯の現状は大変厳しいものがあります。ひとり親世帯の実態はどうなっていますか。これまで県が取り組んできた対策と今後の支援について伺います。

(7)、0歳から17歳までの子供を育てる世帯調査、沖縄子ども調査の結果について伺います。

(8)、就学援助制度の拡充への取組を伺います。制度の周知徹底に大きな成果を上げていたテレビコマーシャル等の広報事業を新学期に向けて急いで再開させるべきであります。見解を伺います。

2、コロナ感染から県民の生命と暮らし、医療、教育を守ることにについて。

コロナ感染から県民の命を守るために必死に奮闘されている医療機関、保健所、県コロナ対策本部等の関係機関と全ての関係者の皆さんに心からの敬意を表し、質問をいたします。

(1)、医療崩壊を防ぐために県が実施をしてきた対策と教訓、課題について伺います。

(2)、ワクチン接種、PCR検査と医療体制の拡大について。

ア、3回目ワクチン接種を迅速に進め、水際対策、PCR検査を拡充することが求められております。県の取組と市町村への支援、今後の計画について伺います。

イ、抗原検査キットを県民に無料配布するよう国に求めることについて、見解を伺います。

ウ、医療体制の強化、療養施設確保、臨時医療施設の設置を要請してきましたが、設置の状況はどうなっていますでしょうか。

エ、自宅療養を余儀なくされている陽性者への支援について伺います。

オ、発熱外来の体制支援、診療報酬の引上げなど、医療機関への十分な支援を国に求め、保健所の恒常的な職員増など体制強化を進めることについて伺います。

(3)、経済対策と県民生活への支援について。

ア、沖縄県観光振興基金積立事業の目的と意義について伺います。

イ、新型コロナウイルス感染症の影響で打撃を受けた観光業をはじめとする各種産業への県の支援について伺います。

ウ、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮した世帯に対する支援について伺います。

エ、事業復活支援金を少なくとも持続化給付金並みに増額し、審査の改善、体制の拡充、迅速化を図るよう国に求めるべきであります。見解を伺います。

(4)、教育現場での感染予防策と学びの保障について。

ア、児童生徒や教職員等の感染状況、学級閉鎖や臨時休校等の影響、オンライン授業の実施状況を伺います。

イ、10代と10代未満の子供の感染状況の見解を伺います。

ウ、感染拡大防止のために、教員の負担にならないように体制を強化し、早期に学校PCR検査の再開が必要ではないでしょうか。見解を伺います。

(5)、米軍基地を提供している政府の責任で感染対策を実施すること。

ア、米軍は米兵の検査なし入国を、昨年9月には日本政府に伝えていたことが発覚をいたしました。そのときに対策を取らなかった水際対策の大穴が、沖縄での感染拡大を招いたのではないのでしょうか。見解を伺います。

イ、米軍基地は日米地位協定で日本の検疫法が適用されず、昨年9月以降、日本に入国する際の出国前検査を取りやめ、米軍基地内でクラスターが発生し、感染を広げ、県民の健康や命を脅かす事態になっています。玉城デニー知事も、日米両政府に対し、県民が抱える不安や危機感を伝え、感染症が収束するまでの異動停止や水際対策の徹底、キャンプ・ハンセンの全ての軍人等へのPCR検査の実施等について強く求めておりました。しかし、感染拡大防止策は取られるこ

となく沖縄中に感染が広がりました。本当に許せません。日米地位協定を抜本的に改定し、入管法及び検疫法などの国内法を米軍に適用するよう、国に求めることについて、知事の所見を伺います。

ウ、入国後も全ての軍関係者のPCR検査を実施し、感染者数等の情報提供、開示を国に求めることについて、知事の所見を伺います。

エ、米軍人の基地外への外出禁止を継続するよう求めることについて見解を伺います。

3、辺野古新基地建設と土砂採取について。

辺野古新基地建設の是非を問う県民投票では、72%の県民が反対の民意を示しました。県民投票から3年が経過した今日においても、政府は県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を強行しています。断じて容認できません。埋立土砂の7割以上を糸満市をはじめ、南部地域からの遺骨の混じった土砂を使うことが明らかになり、県民をはじめ、全国で大きな怒りが広がっています。戦没者の血が染み込み、遺骨が眠る土砂を、辺野古新基地建設のための埋立てに使うことは人道上も許されません。知事の所見を伺います。

4、ジェンダー平等社会の実現へ。

女性差別撤廃条約の採択から43年。日本政府は1985年にこれを批准しながら、具体化・実施にまともに取り組んでおりません。男女賃金格差の縮小も、選択的夫婦別姓への法改正も、繰り返し国連の女性差別撤廃委員会から是正勧告を受けたにもかかわらず、具体的な対応がなされてきませんでした。コロナ危機を経て、ジェンダー平等を求める国民の声は劇的に高まっております。

(1)、男女の賃金格差について、沖縄県の実態調査を実施し、格差の是正に取り組むことについて知事の所見を伺います。

(2)、選択的夫婦別姓制度の法制化を国に求めることについて見解を伺います。

(3)、沖縄県としてパートナーシップ制度を導入し、同性婚を認める民法改正を国に求めることについて見解を伺います。

(4)、国連は政策決定等、政治や公的な活動へ参画する女性の比率を2030年に向けて50%を目指しています。地方自治体で見ると、2021年時点で課長職以上の管理職における女性の人数と割合は政令市を含む市町村が15.8%、都道府県で11.1%で増加傾向ではありますが、2003年に政府が掲げた、2020年までに30%という目標には大きな開きがあります。審議会等委員会では40.7%、専門委員では30.3%となっています。女性の社会参加を促進するとともに、県の管

理職や審議会などへも積極的に目標を持って取り組むことについて、現状はどうなっているか。今後の目標と計画について伺います。

(5)、コロナ禍でDV被害の状況はどうなっているでしょうか。被害者を守るための対策について伺います。

5、農林水産業の振興について。

(1)、新規就農者支援事業の概要について伺います。

(2)、県民が要求し続けてきた高度衛生管理型荷さばき施設が、漁業の町、糸満市に10月から開設されることになりました。大きな期待の声が上がっています。それに伴って設置される糸満市への高度衛生管理型荷さばき施設整備事業の進捗について伺います。

(3)、軽石被害で漁業にも大きな影響が出ました。漁民の仕事と暮らしを守るために、資材・燃料への支援について伺います。休業補償を国に求めることについて見解を伺います。

(4)、沖縄県農作物の種苗の生産に関する条例の目的と今後の取組について伺います。

6、県営住宅の連帯保証人がなくてもよいと条例改正がなされておりますが、現在の入居者にも適用すべきであると思います。見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 玉城ノブ子議員の御質問にお答えいたします。

1、子供の貧困対策についての御質問の中の(1)、子どもの貧困対策推進基金についてお答えいたします。

子どもの貧困対策推進基金は、就学援助の充実や放課後児童クラブ利用料の負担軽減など、子供の貧困対策を推進する大きな力になったものと考えております。子供の貧困対策については、一過性のものとせず、継続的に推進していく必要があることから、今般、この基金を積み増しして60億円とし、就学援助の充実など市町村支援を継続するとともに、ヤングケアラーや若年妊産婦の支援などに新たに取り組むこととしております。社会の一番の宝である子供たちが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける誰一人取り残さない優しい社会の実現を目指し、引き続き取り組んでまいります。

次に(2)、こども医療費助成制度拡充の意義と効果についてお答えいたします。

沖縄県では、こども医療費助成制度の対象年齢の拡

大に取り組んできたところ、県内各市町村の御理解をいただき、令和4年4月から県内全ての市町村において、通院対象年齢の中学校卒業までの拡大と現物給付、いわゆる窓口無料化が実施される運びとなりました。これにより、子供の疾病の早期発見、早期治療を促進し、子供の健全な育成が図られるとともに、経済的理由で受診を控えることがあった世帯においても、必要な医療を受けることができることから、子供の貧困対策にも寄与するものと考えております。

沖縄県としましては、今後とも、こども医療費助成制度をはじめ、子供の健全育成及び子育て支援にしっかりと取り組んでまいります。

次に3、辺野古新基地建設と土砂採取についての(1)、辺野古新基地建設と土砂採取についてお答えいたします。

辺野古新基地建設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされ、さらに、今般の変更承認申請が公有水面埋立法に照らした厳正な審査の結果、不承認となり埋立工事全体を完成させることがより困難な状況となりました。

沖縄県としては、常に申し上げておりますが、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながらないことが明確となった辺野古新基地建設は、直ちに断念すべきであると考えております。政府は、戦没者の遺骨が残されている可能性がある場所から採取した土砂の使用について、明確には否定しておりませんが、悲惨な戦争を体験した県民や国民、御遺族の思いを傷つけるようなことは、絶対にあってはならないと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 1、子供の貧困対策についての御質問の中の(3)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

こども医療費助成制度の拡充に伴う市町村の現物給付、いわゆる窓口無料化の実施に当たっては、国民健康保険の国庫負担金減額調整措置、いわゆるペナルティーが課題となっていたことから、市町村を支援するため、令和4年度当初予算において、減額調整額に対する補助事業約4600万円を計上しているところであります。

県としましては、国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止と、子供の医療に関わる全国一律の制度の創設について、全国知事会等を通じて引き続き国に

要請してまいります。

次に2、コロナ感染から県民の生命と暮らし、医療、教育を守ることについての御質問の中の(1)、医療崩壊を防ぐための対策等についてお答えいたします。

県では、一般医療も含めた医療提供体制を確保するため、重点医療機関におけるコロナ用病床の確保に加えて、宿泊療養施設の確保、後方支援医療機関における転院受入れ体制の整備、病床逼迫時の入院待機施設の設置、自宅療養者の健康観察体制の強化等の対策を講じてまいりました。

県としては、これまでの経験を踏まえ、平時からの医療機関との連携体制や、宿泊療養施設及び入院待機施設の確保が重要と考えており、引き続き関係機関と連携を図りながら、医療提供体制の維持、強化に努めてまいります。

同じく2の(2)のアのうち、追加接種、市町村支援及びPCR検査の取組等についてお答えいたします。

追加接種については、県広域ワクチン接種センター3か所において、2回目接種から6か月以上経過した18歳以上の全ての方を対象としており、エッセンシャルワーカーを含めた、あらゆる職種に対する接種を進めているところであります。また、市町村における追加接種が円滑に進められるよう、県はワクチンの配分及び医療従事者の確保等の調整を行うなど、市町村の支援に努めております。

PCR検査については、中部地区に引き続き、南部地区接触者PCR検査センターを新設したほか、金武町、本部町、名護市、宮古島市等における臨時のPCR検査センターを設置するとともに、高齢者検査枠を優先して確保するなど体制強化を行っているところであります。

同じく2の(2)のイ、抗原検査キットの無料配布についてお答えいたします。

抗原検査キットについては、高齢者施設、保育施設、医療機関等への配布を行っており、症状がある場合の検査に使用することが可能となっております。また、県民の方は、薬局において薬剤師からの説明を受けた上で購入することが可能となっておりますが、広く無料で配布することについては、検査キットの取扱いに注意が必要であるため、慎重に検討する必要があると考えております。

同じく2の(2)のウ、医療体制の強化、療養施設の確保等についてお答えいたします。

県では、医療提供体制の維持、強化のため、重点医療機関におけるコロナ用病床の確保、後方医療機関

における転院受入れ体制整備拡充等を行っております。宿泊療養施設については、那覇・南部地域に6施設、中部、北部、宮古、八重山地域に各1施設の合計10施設を借り上げて1180室を運用しております。また、今後の流行に備え、宿泊療養施設と事前協定を締結し、881室を確保済みであり、必要に応じて稼働する予定です。臨時の医療施設については、那覇市内に新たに入院待機施設を整備し、2月に50床を稼働しており、3月中にさらに50床を増床し、100床を確保する予定となっております。

同じく2の(2)のエ、自宅療養者への支援についてお答えいたします。

自宅療養者については、県コロナ対策本部において毎日の健康観察を実施するとともに、パルスオキシメーターを配付しているほか、家族や知人の援助が難しく、独自で食料等の調達ができない方に対しては、配食支援サービスを実施しております。さらには、市町村との情報共有や各市町村の支援内容を案内するなど、安心して自宅療養できるよう努めております。

同じく2の(2)のオ、保健所の体制強化等についてお答えいたします。

発熱外来を実施する診療・検査医療機関に対しては、国において感染防護資材を支援しているほか、発熱患者等の外来診療について診療報酬を加算する特例措置が令和3年度末まで臨時的になされております。また、令和4年度診療報酬改定に向け、諮問機関より厚生労働大臣に改定内容が答申されており、感染対策を行う診療所への診療報酬の加算の新設も含まれております。保健所体制の強化については、県管轄の5保健所において、令和4年度に19名の職員定数を増加しており、その内訳は事務職7名、保健師12名となっております。さらに、感染拡大に対応するため、保健所の応援体制の強化にも努めていきたいと考えております。

同じく2の(4)のイ、子供の感染状況についてお答えいたします。

県内における2月14日から20日までの1週間の新規陽性者のうち、10代以下が全体に占める割合は34.4%となっており、特に10歳未満が18%と最大の割合を占めております。また、小学生と中学生における推定感染経路では家庭内感染が最も多く、その次は友人からの感染となっております。

県としましては、引き続き早期に感染者を把握するための検査体制の拡充と基本的な感染対策の周知に取り組んでまいります。

同じく2の(4)のウ、教員の負担軽減と学校PCR

再開についてお答えいたします。

学校PCR検査については、陽性者が発生した場合、クラス単位での検査を実施していましたが、感染の急激な拡大に伴い、検査に時間を要したため、現在、濃厚接触者を対象として実施しているところです。今後、学校PCR検査の接触者を含めた運用の早期再開に向け、委託体制や運営方法の見直しを図るなど、関係機関と連携し、学校現場の負担軽減に取り組んでまいります。

同じく2の(5)のア、米軍の水際対策についてお答えいたします。

在沖米軍基地では、令和3年12月初旬、部隊異動により米本国からPCR検査を受けずに沖縄の米軍基地にきた部隊から感染が拡大したものと認識しております。沖縄県では、12月16日まで、市中ではオミクロン株は検出されませんでした。12月17日に基地関係者より県内1例目が確認され、その後は基地関係者を中心に発生が続き、年末にかけて感染経路不明のオミクロン株陽性者が急増し、同時期に米海兵隊のキャンプ・ハンセンでも感染者が拡大しました。基地関係者のゲノム解析を基に、国立感染症研究所の協力を得て作成したオミクロン株のリンク図からは、在沖米軍基地から市中へと感染が広がっていることが推測されたことから、米軍基地が発端となった可能性が極めて高いものと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 1、子供の貧困対策についての御質問の中の(4)、中高生バス・モノレール通学の無料化についてお答えします。

県では、住民税所得割非課税世帯等の高校生を対象として、令和2年10月1日からバス・モノレール通学費の無料化を開始し、令和3年度からは、高校生に加え、通学区域が全県域の中学校の生徒まで対象を拡げ実施しております。認定を受けている方は、1月31日現在で4419名、令和3年度の費用は約4億1000万円を見込んでおります。令和4年度は、在籍校が出席扱いとするフリースクールに通学する生徒まで対象を広げ、経済的負担の軽減を図っていく計画であります。

同じく(8)、就学援助の拡充への取組についてお答えします。

県教育委員会では、就学援助制度の充実に向け、市町村担当者会議において、先行事例を紹介するなどの情報共有を通して制度の拡充を促しております。ま

た、周知広報については、テレビ広報番組うまんちゅ広場やラジオ県民室など県の広報媒体を活用した周知を行うとともに、各市町村と連携し、児童生徒にチラシを配布しております。今後とも、援助を必要とする児童生徒に必要な支援が届くよう、市町村と連携を図りながら、制度の適切な実施に努めてまいります。

次に2、コロナ感染から県民の生命と暮らし、医療、教育を守ることについての御質問の中の(4)のア、学校における感染状況及びオンライン授業等についてお答えします。

令和4年1月から2月14日までの公立学校における新型コロナウイルス感染者数は、児童生徒4181人、教職員402人です。また、令和4年2月9日時点、学級閉鎖や学年閉鎖を行っていたのは80校、休校は1校となっております。まん延防止等重点措置期間中のオンライン活用状況については、小中学校は約9割、高等学校は約9割、特別支援学校は約8割となっております。学習の遅れに対しましては、学習内容を重点化し、効果的・効率的な指導の工夫や補習授業等を行っているところです。

なお、感染不安などにより登校できない児童生徒に対しては欠席扱いとはせず、オンライン等を活用した学習支援に努めております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 1、子供の貧困対策についての御質問の中の(5)、ヤングケアラーの調査結果、支援及び条例制定についてお答えいたします。

学級担任を対象にアンケートを実施したところ、ヤングケアラーと思われる子供は1088人、うち学校生活に影響が出ている子供は523人でありました。次年度は、児童生徒を対象とした実態調査や、ヤングケアラーなど困難を抱える家庭への訪問支援、関係職員向け研修を実施することとしております。子どもの権利尊重条例は、全ての子供は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すると規定しており、育つ権利や教育を受ける権利の侵害が懸念されるヤングケアラーへの支援についても、同条例を踏まえ取り組んでいく必要があると考えております。

県としましては、引き続き、教育、保健、医療など関係部局と連携し、今後の支援の在り方を検討していきたいと考えております。

同じく1の(6)、ひとり親家庭の実態と対策等についてお答えいたします。

子育てと生計維持を一人で担うひとり親家庭では、就業や育児、住居等、日常生活全般にわたり様々な困難があると認識しております。このため、県では、保育や医療の負担軽減や、住宅・就労支援などに取り組んでまいりました。また、養育費については、これまでの法律相談や同行支援に加え、令和4年度から新たに公正証書等の作成費用の補助等を実施することとしております。

県としましては、引き続き、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて取り組んでまいります。

同じく1の(7)、沖縄子ども調査の結果についてお答えいたします。

県では、今年度、0歳から17歳の子供がいる保護者を対象とした生活実態等の調査を実施しました。現在、調査結果を取りまとめているところですが、0歳から17歳の子供がいる世帯の困窮世帯の割合は、暫定値で23.2%となっており、依然として本県の子供たちの生活環境は厳しい状況となっております。また、小学校5年生及び中学校2年生の児童生徒及びその保護者を対象とした調査を併せて実施しており、全体の調査結果の公表は、令和4年4月以降を予定しております。

次に2、コロナ感染から県民の生命と暮らし、医療、教育を守ることに付いての御質問の中の(3)のウ、生活困窮世帯への支援についてお答えいたします。

県及び市では、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮した世帯に対して、自立相談支援機関において相談支援を行っているほか、住居確保給付金の特例給付や特例再支給、緊急小口資金等の特例貸付けなどを実施しております。また、昨年7月に創設された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金については、今般申請期間が延長され、再支給が可能となるなど支援が拡充されたところです。

県としましては、引き続きこれらの制度を活用し、生活に困窮する世帯への適切な支援に取り組んでまいります。

次に4、ジェンダー平等社会の実現についての御質問の中の(2)、選択的夫婦別姓制度の法制化についてお答えいたします。

選択的夫婦別姓制度については、国の第5次男女共同参画基本計画において、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とされています。また、令和2年度に実施した県民意識調査では、同制度に賛成との回答は49.2%となっているところです。

県としましては、国の動向や県民各層の議論を注視するとともに、性別に関わりなく、個性や能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け取り組んでまいります。

同じく4の(3)、パートナーシップ制度導入や同性婚についてお答えいたします。

県では、全ての県民の尊厳をひとしく守り、互いに尊重し合う共生の社会づくりを目指して、沖縄県性の多様性尊重宣言を昨年3月に発表し、周知・啓発活動や専用相談窓口の設置などに取り組んでいるところです。パートナーシップ制度については、宣言を実効性のあるものとするため県内市町村と情報を共有し、意見交換をしてみたいと考えております。同性婚については、司法の場において議論がなされているところであり、その動向について引き続き注視してまいります。

同じく4の(4)のうち、県の審議会等における女性委員の登用についてお答えいたします。

令和3年4月時点の県の審議会等における女性委員の割合は、審議事項に係る専門分野や関係団体等の代表者に女性が少ない現状も影響し、30.7%となっており、第5次沖縄県男女共同参画計画で目標として定めた40%には届かなかったところです。

県としましては、令和4年度からスタートする第6次沖縄県男女共同参画計画の下、改選時の事前協議や関係団体への女性候補者の推薦依頼等に取り組み、令和8年度までに目標の40%を達成できるよう、引き続き女性の政策・方針決定過程への参画促進に努めてまいります。

同じく4の(5)、DV被害の状況と対策についてお答えいたします。

配偶者暴力相談支援センターにおける令和3年度の12月末時点におけるDV相談件数は、1939件と前年度の同時点と比較し432件、約30%の増となっております。このため、県においては、女性相談所の体制強化や相談機関のさらなる周知に努めているところです。今後も引き続き、関係機関と連携し、DV被害者の早期発見及び迅速・適切な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 2、コロナ感染から県民の生命と暮らし、医療、教育を守ることに付いての(2)のアのうち、水際対策の取組と今後の計画についてお答えします。

島嶼地域である本県においては、来訪前の陽性者の特定が重要であることから、出発前の検査体制の整備等を国に要請しております。県の要請等を受け、1月20日から2月28日までの間、羽田空港等と沖縄県内の空港を結ぶ便の搭乗者に対し、国が無料のPCR等検査を実施しております。今後、春休みシーズンを迎え、本土との人の往来が活発になることが見込まれることから、3月以降も当面の間、同検査を継続していただくよう国に要請したところ、今般、検査期間が3月31日まで延長されることとなりました。また、県内空港においても、感染が拡大した昨年12月から検査枠を拡充するとともに、検査運用時間の延長、検査結果の早期通知などに取り組んでいるところであり、引き続き水際対策の強化を図ってまいります。

同じく2の(3)のア、沖縄県観光振興基金の目的と意義についてお答えします。

県では、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図る取組を実施するために基金の創設を検討してまいりました。新型コロナウイルスの影響が長期化している状況にある中、感染状況や観光業界の実情に対応して機動的かつ柔軟に事業を実施する必要があることから、沖縄県観光振興基金を創設するものであります。県では、基金を活用し、人材育成と観光旅客の受入れ体制の充実強化等を図り、滞在型観光の推進や観光産業の高付加価値化など質の向上による沖縄観光のさらなる発展に取り組んでまいります。

同じく2の(3)のイ、観光関連産業等への県の支援についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた各産業への支援につきましては、令和3年度において、観光関連事業者等応援プロジェクトを実施しており、国の月次支援金を受給した県内事業者に対して、最大30万円の給付を2回実施しております。また、令和4年度においては、売上げが30%または50%以上減少し、国の事業復活支援金を受給した県内事業者に対して、最大50万円を給付するおきなわ事業者復活支援金で支援することとしています。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 2、コロナ感染から県民の生命と暮らし、医療、教育を守ることにについて(3)のエ、事業復活支援金の給付に関する国への要請についてお答えいたします。

事業復活支援金は、地域・業種を問わず、幅広い事業者に対して給付され、中小事業者等の事業継続・回

復に資するものとなっております。県では、その支援額の増額、売上減少率の要件緩和、提出書類の簡素化、審査の迅速化及び相談体制の強化等について、全国知事会を通じて、国に要望しております。

次に4、ジェンダー平等社会の実現についての(1)、男女の賃金格差についてお答えいたします。

県では、厚生労働省が毎年実施する賃金構造基本統計調査により、本県労働者の年齢や性別等と賃金との関係の実態を把握しているところであります。労働者が性別を理由に差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することは重要と考えております。

県としましては、性別を理由とする賃金格差など男性と比べて不利益を受けやすい立場にある女性労働者の労働環境の改善を図るため、男女の機会均等や女性の就業継続に資する取組を引き続き実施してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 2、コロナ感染から県民の生命と暮らし、医療、教育を守ることにについて(5)のイ、米軍への国内法の適用についてお答えいたします。

日米地位協定においては、米軍に原則として国内法の適用がないため、県では、平成29年9月に日米両政府に対し人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記することなど、日米地位協定の見直しに関する要請を行っております。また、昨年12月23日の軍転協要請においては、在沖米軍における新型コロナウイルス感染症対策に関し、検疫について国内法を適用する等、日米地位協定の抜本的な見直しを求めています。

県としては、引き続き全国知事会や渉外知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化してまいります。

同じく2の(5)のウ、米軍へPCR検査等を求めることについてお答えいたします。

県としては、今回の県内における新型コロナウイルス感染拡大は、米軍において日本への入国前検査を行っていなかったことなど、日本の措置とは整合的とは言えない運用が行われていたことが端緒であると考えております。そのため、今後同様の事態を発生させないためにも、水際対策の徹底、県への迅速かつ的確な感染症に関する情報を提供すること等に併せて、米軍に検疫に関する国内法を適用する等、日米地位協定

を抜本的に見直すことについて、日米両政府に対し求めているところです。

なお現在、米軍においては、出国前72時間前の検査、入国後24時間以内の検査及び入国後5日目以降の検査の合計3段階の検査を実施しているとのことです。

同じく2の(5)のエ、米軍人の外出禁止についてお答えいたします。

在日米軍は、去る1月10日から31日までの3週間にわたり、基地外への外出制限を行いました。しかしながら、県では、昨年12月21日に日米両政府に対し、キャンプ・ハンセンの全ての軍人等の外出禁止を求めており、米軍の対応は遅かったと言わざるを得ません。在日米軍は、1月31日午前6時をもって、外出制限措置を解除しましたが、県内では、まん延防止等重点措置期間中であり、米軍基地においても外出制限措置が解除できる状態ではなかったことから、県は、感染拡大が収束するまでのさらなる延長を日米両政府に求めたところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

[総務部長 池田竹州君登壇]

○総務部長（池田竹州君） 4、ジェンダー平等社会の実現についての(4)、県の女性管理職登用の現状、目標及び計画についてお答えいたします。

令和3年度の知事部局における課長級以上の女性管理職は54名、16.4%であり、九州各県の中では福岡県に次いで第2位となっております。沖縄県では、令和3年3月に沖縄県特定事業主行動計画を策定し、令和7年度までに女性の管理職への登用率を23.0%まで引き上げることとし、その達成に向け、女性職員の職域拡大やマネジメント能力向上等の人材育成、ワーク・ライフ・バランスの推進等、働きやすい職場環境の整備に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長（崎原盛光君） 5、農林水産業の振興についての(1)、新規就農者支援事業の概要についてお答えします。

県では、年間300名の新規就農者を育成・確保するため、国の事業を活用し、令和4年度から新規就農者支援事業に取り組んでまいります。主な取組として、就農相談員の配置に伴う相談体制の整備や、就農後の経営発展のための農業機械・施設等の導入に係る助成支援を計画しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、農業の担い手の育成・確保に取り組んでまいります。

同じく5の(2)、高度衛生管理型荷捌施設新築工事の進捗についてお答えします。

1月28日時点における工事の出来高は、78.2%の計画に対し、84.7%の実績となっており、順調に進捗しております。現在は内部の土間打ち、内装施工、換気設備の設置を行っております。

県としましては、引き続き、令和4年10月の新市場開設に向けて、地元自治体及び水産関係団体と連携して取り組んでまいります。

同じく5の(3)、軽石に係る漁業者の支援についてお答えします。

県内漁業者は、軽石の影響により、操業自粛を余儀なくされるなど、漁業活動に多大な影響を受けております。そのため県では、協議会での議論を踏まえ軽石により影響を受けた漁業者への支援のため、海水こし器の設置補助やモズク、アーサへの異物混入対策を実施するほか、漁業者が円滑に漁業活動の再開ができるよう1か月分相当の燃油使用料を補助することとしております。

県としましては、これらの支援が円滑に進むよう、引き続き市町村や水産関係団体と連携して取り組んでまいります。

同じく5の(4)、沖縄県農作物種苗生産条例の目的と今後の取組についてお答えします。

県では、生産者への良質な種苗の安定的な供給、伝統的農作物等の在来種などの遺伝資源の収集・保存、種苗の生産に関する知見の提供を調査審議する附属機関の設置などを定めた沖縄県農作物種苗生産条例を今議会に提案しているところです。

県としましては、今回の条例を制定することで、生産者が将来にわたり、県の奨励品種や伝統的農作物等の良質な種子や苗の供給を受けることが可能となるものと考えております。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長（島袋善明君） 6、県営住宅の連帯保証人についての(1)、現入居者の連帯保証人の取扱いについてお答えします。

今回の条例改正では、県営住宅の入居希望者の負担軽減を図り、住宅困窮者が安心して入居できる環境をつくるため、入居時に求めていた連帯保証人を廃止し、令和4年4月の入居手続から適用できるようにするものです。現在入居している方については、名義変

更等、契約を更新する機会を捉えて、新しい制度へ順次移行することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 御答弁ありがとうございます。

子供の貧困対策について伺います。

0歳から17歳の子供を育てる世帯の調査を行っておりますけれども、今後はその結果に基づいて具体的な支援につなげていくことが大事だというふうに考えますが、支援についての県の考え方や取組についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 0歳から17歳までを対象とした調査につきましては、詳細については次年度以降の公表となりますけれども、県といたしましては、新たな子どもの貧困対策計画に盛り込む予定としております、新たに顕在化した問題、ヤングケアラーの問題の支援等に取り組んでいきたいと考えております。新たに積み増しをする子どもの貧困対策基金を活用しまして、ヤングケアラーの次年度は大規模な子供に対する実態調査を行うこととしております。そのほかにも、学校の先生方や市町村の職員、民生委員の方であったり、あるいは介護に携わる方、障害福祉に携わる方等々、関係者の方々がヤングケアラーに気づいて、そして支援につなげていくための研修というのを実施してまいりたいと考えます。あわせて寄り添い支援事業という新たな事業も想定をしております、これまでは相談窓口を設置して待つ支援であったところ、こちらから気になる家庭に出向いていって、支援を届けるような訪問支援の取組についても始めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 支援につなげていく上での課題は多いというふうには思いますけれども、やっぱり具体的な支援につなげることによって、子供たちの未来を希望あるものにしていくことになるし、誰一人取り残さない優しい社会につなげていけるというふうに思いますので、ぜひ頑張りたいと思います。

ヤングケアラーの問題が出ておりましたので、実態調査をいち早く実施していただいて高く評価しております。ヤングケアラーは、大人が担うような家事や家族の世話を日常的に行う18歳未満の子供を指しておりますけれども、家族の代わりに兄弟の世話をしている者が43%もいるということが分かりましたし、学

校を休みがちである、精神的な不安定さがある等の学校生活への影響も出ております。すぐにこの実態調査に基づいた支援につなげていただきたいというふうに思います。

子供が相談しやすい環境をつくること、市町村や関係機関、民間団体等と連携して支援体制をつくることが求められているというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） ヤングケアラー等の子供たちに対する支援につきましては、具体的には市町村の要保護児童対策地域協議会で担っていくことが想定されているところでございます。その協議会には、その子に係る学校関係者であったり、市町村の担当者であったり、例えば保育所であれば保育所、地域の民生委員等、関係者の方々が集まってそれぞれその子に対する支援の在り方を議論する場となっておりますので、その要保護児童対策地域協議会の認知度を高める意味でも、その研修において周知広報してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 前回の質問でもちょっと申し上げましたけれども、埼玉県がケアラー条例を制定しております。ぜひ条例制定まで踏み込んで進めたいというふうに考えておりますが、どうでしょうか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 部長からも答弁をさせていただきましたけれども、今般子どもの権利尊重条例において、全ての子供はその尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すると規定しております。ですから、これから国のほうにおいては、こども家庭庁などの改編整備なども進んでいくと思います。沖縄県もそれに対応するような組織改編も同時に進めていきたいと思いますが、この子どもの権利尊重条例には、この子供たちの生活を保障する権利、育つ権利、その安心して暮らす権利を包含して、より条例の内容をしっかりと充実させていきたいというふうに考えておりますので、引き続き御指導よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひよろしく願いいたします。

次に、ジェンダー平等について伺いをいたします。

(1)の男女の賃金格差についてでございますけれども、国税庁調査での男女別の平均収入は男性が532万

円に対して女性は293万円で、40年間勤務すると生涯年収が約1億円の差となります。男女賃金格差の要因は、管理職比率の低さ、非正規化による貧困化、保育や介護など女性の多いケア労働の賃金が抑えられていると言われております。その実態を把握して対策を講ずることが必要ではないでしょうか、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では厚生労働省が実施する賃金構造基本統計調査を活用しまして、県内の男女の給与の実態等を把握しておりますので、当該調査結果を活用しながら、今後政策についてもいろいろと検討していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん まず実態を調査して、その実態を把握して、その把握した実態に基づいて対策を進めていくということが非常に大事だというふうに思いますので、その実態把握についての皆さん方の姿勢はどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

先ほど厚生労働省が実施する賃金構造基本統計調査ということをご答弁させていただきましたけれども、当該調査におきましては、例えば雇用形態別の労働者数ですとか、就業形態それから年齢、勤続年数そういったもの、それから決まって支給する現金給与額といったような詳細な調査をしておりますので、その当該調査結果を活用しながら、対策については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひ具体的に実態調査に基づいて、そこをしっかりと把握をして、それに基づいて具体的な対策を進めていただきたいというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

次に管理職や審議会委員、農業委員会等の政策決定の場などへの女性比率、これは国連では2030年までに50%を目指すとなっておりますけれども、この目標もしっかりと位置づけながら、県が立てた目標を逆算方式で、計画的にこの県が立てた目標をしっかりと達成できるように、計画的に登用率を高めていくということが大事じゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 先ほども述べましたとおり、行動計画に基づきまして、毎年少しずつではあり

ますが向上させております。女性の職域拡大などにも毎年取り組んでおりまして、少しでも働きやすい環境をつくりながら、目標達成に向けて、毎年少しずつ上げていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひ女性の登用率——皆さん方計画を立てて具体的に少しずつ上がっては来ているんですけども、そこをやっぱり一気にその目標に向かって具体的に計画的に進めていくという点で、まだそこら辺の具体的な進め方というのでしょうか、こういうふうに登用率を上げていくということの皆さん方の計画がちょっとまだ見えてこないということが現実の問題としてありますので、そこら辺具体的な計画をもっと細かく持って、登用率を上げていくということについてはどうなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 管理職に登用するためには、まずその前段となる例えば班長級の職員の登用を進めていく必要があります。その上でそういった経験を踏まえて管理職、課長級そして統括監、部長級というふうに、職歴を踏まえながらきちんと上げていく必要があるということで、班長級の登用についても、今積極的に進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひその具体的な登用率を引き上げていくための計画をしっかりと持って、進めていただきたいというふうに思っています。

あと日米地位協定の問題。

米軍基地由来のコロナ感染拡大についてですけれども、昨年9月以降、米軍関係者が米国から在日米軍基地に入国する際の検疫を取りやめ、全国の在日米軍基地から感染が拡大をして、沖縄県においては、基地内でクラスターが発生していたにもかかわらず、米軍人はマスクもせずに基地外へと出歩き、感染を広げています。県民の命を脅かすというこの事態を招いているわけでありまして、本当に許せません。日米地位協定をやっぱり抜本的に改定することが必要です。入管法、検疫法などの国内法を米軍に適用するよう国に要求すべきであるというふうに思いますが、知事の決意を最後にお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） これまで一度も改定されることがない日米地位協定の問題は、もう山積し過ぎていると言っても過言ではないと思います。ですから我々は、全国知事会や渉外知事会と連携して、この間も政府に対して地位協定の改定などについて要請を重ねて

まいりました。この地位協定の改定こそが、本当の日本の独立国家としての姿を示す一助にもなるということは、私もそれを信じてしっかり政府に要請を重ねていきたいと思ひますし、基地あるがゆえのその構造的な差別は絶対にあってはならないということも重ねて、強くその改定に向けて取り組んでまいりたいと思ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひこの日米地位協定の抜本改定の問題は、本当に近々の課題として取り組んでいただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

子供の貧困対策についても、デニー知事から貧困対策に対する熱い決意を伺ひまして、本当にうれしく思ひました。ぜひ子供の貧困対策についても、この子供たちの支援のために一緒に頑張っていきたいと思ひま

すので、よろしくお願ひいたします。

質問はこれで終わりますけれども、謝花副知事は今度退任されるということで、本当に長い間お疲れさまでございました。また部長の皆さんも退職される方がいらっしやいます。ぜひ今後とも皆さん方の御支援、御鞭撻をよろしくお願ひいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 比 嘉 瑞 己

会議録署名議員 大 浜 一 郎

令和4年2月25日

令和4年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第4号）

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

令和4年2月25日（金曜日）午前10時開議

議事日程第4号

令和4年2月25日（金曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（46名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	24番	仲村未央さん
1番	喜友名智子さん	25番	平良昭一君
2番	翁長雄治君	26番	玉城武光君
3番	島袋恵祐君	27番	比嘉瑞己君
4番	玉城健一郎君	28番	照屋大河君
5番	上里善清君	29番	山内末子さん
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	34番	呉屋宏君
9番	新垣淑豊君	35番	花城大輔君
10番	島尻忠明君	36番	又吉清義君
11番	仲里全孝君	37番	崎山嗣幸君
12番	國仲昌二君	38番	仲宗根悟君
14番	新垣光荣君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君

欠席議員（2名）

13番	次呂久成崇君	33番	大浜一郎君
-----	--------	-----	-------

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	政策調整監	島袋芳敬君
副知事	謝花喜一郎君	知事公室長	金城賢君
副知事	照屋義実君	総務部長	池田竹州君

企画部長	宮城 力 君	病院事業局長	我那覇 仁 君
環境部長	松田 了 君	会計管理者	大城 博 君
子ども生活福祉部長	名渡山 晶子 さん	知事公室秘書防災統括監	平敷 達也 君
保健医療部長	大城 玲子 さん	総務部財政統括監	平田 正志 君
農林水産部長	崎原 盛光 君	教 育 長	金城 弘昌 君
商工労働部長	嘉数 登 君	警察本部長	日下 真一 君
文化観光スポーツ部長	宮城 嗣吉 君	労働委員会事務局長	山城 貴子 さん
土木建築部長	島袋 善明 君	人事委員会事務局長	大城 直人 君
企業局長	棚原 憲実 君	代表監査委員	安慶名 均 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	知念 弘光 君	課 長 補	佐 城 間 旬 君
次 長	上原 貴志 君	主 査	宮 城 亮 君
議事課 長	佐久田 隆 君	主 査	親富祖 満 君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 おはようございます。

先月、会派合併により新会派おきなわ南風となり、再スタートすることになりました。どこの政党にも属していない5人のメンバーでありますので、常に県民目線で活動を展開していき、県勢発展のために努力していく決意ですのでよろしくお願いいたします。

それでは、会派おきなわ南風を代表して質問を行います。

まず1、知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄振興特別措置法の改正案が2月8日に閣議決定されたが、その内容について伺います。

(2)、これまで何度も玉城県政に北部全体を網羅した真の北部振興について質問しているが、明確な答弁はいただけていないと認識しております。次期沖縄振興計画における北部振興の目玉、主要施策、北部振興の将来像をどう描いていくのか伺います。

(3)、令和4年度県予算は過去最大となったが、その特徴と目玉について伺います。

(4)、再開した知事の全国トークキャラバン講演について伺います。

(5)、トンガ噴火の影響での県内被害状況はどうなっているのか伺います。

(6)、沖縄美ら海水族館入場料値上げについて伺いたいと思います。

2、新型コロナウイルス感染症対策について。

(1)、ワクチン3回目接種率が伸び悩んでいるが、県広域ワクチン接種センターの接種状況及び各自治体における遅れの要因、課題についてどのように対策を考えているのか伺います。

(2)、県は1月24日から2月10日まで新型コロナウイルスワクチン接種に関するアンケート調査を実施したが、年代別及び計何名の方から回答があったのかを伺います。また、アンケート結果を踏まえ、今後のワクチン接種率の向上にどのように生かしていくのか伺いたい。

(3)、県庁内に設置した抗原定性検査・陽性者登録センターでは、患者自身が実施した抗原検査キットの検査結果に基づき、医師によるオンラインでの問診・診断が行える体制を整えた。しかし前提となる抗原検査キットは確保が困難である中、この仕組みに支障を来さないか伺いたい。

(4)、感染症拡大の影響で県内外の修学旅行が激減し、平和学習を担っていたボランティアガイドが存続の危機となっております。沖縄戦の継承、平和を見つめ直すためには平和学習は重要と考えるが県の対応策を伺いたい。

(5)、新型コロナの影響で外出や社会参加を控える高齢者の活動量や社会参画機会が減少していると思われるが県はその実態を把握しているのか伺う。

(6)、アフターコロナを見据え、高齢者等の健康維持・増進を図るための施策を検討しているのか伺いたい。

(7)、介護施設等ではコロナ感染のリスクが高いため、家族等が入居者に面会できない状態が長期間続いていると聞きます。県として入居者の心身の健康維持の観点からも家族等との面会方法を示唆する必要があ

と思うがどう考えているか伺います。

(8)、基地従業員のワクチン対策の状況と課題について伺う。

(9)、コロナ禍の中の固定資産税軽減策について伺います。

3、福祉・医療関係について。

(1)、公立沖縄北部医療センター（北部基幹病院）についてであります。

ア、開院に向けた進捗状況について伺う。

イ、開院時期が2026年度から2028年度に遅れる見通しであるが具体的理由について伺いたい。また、開院遅れにより北部地区住民への影響はあるのか伺います。

(2)、パーキングパーミット制度普及推進事業について伺います。

4点目、商工・農林水産業について。

(1)、平成28年以降、県内農業産出額及び生産農業所得は年々減少しております。農業産出額の増加は重要と考えるが、事業継続や経営安定の対策の強化取組について伺いたいと思います。

(2)、農業産出額の増加には生産性を上げることが重要であり、そのためには農林水産業のイノベーションが不可欠だと考えるが、沖縄県に適した具体的な施策を伺いたい。

(3)、黒糖については、国及び沖縄県によるさとうきび増産プロジェクト等により生産量は一定程度保たれているが、供給が需要を上回り在庫を抱える状況となっております。県として販路拡大や黒糖利用のニーズ調査を実施し、活用を推進していく必要があると考えるがいかがでしょうか、お聞かせ願います。

(4)、軽石漂着に係る現在の漁港等の被害状況と除去対策について伺いたい。また軽石漂着の情報について漁協・漁民等への情報を共有する体制は構築されているのか伺いたい。

(5)、令和3年11月議会で、軽石による被害を受けた漁業者への補償について、県及び県漁連等の水産関係団体で構成する対策協議会での議論を踏まえ、具体的な支援策を講ずるとの答弁がありましたが、その支援策を伺いたい。

(6)、本島北部地域における密漁が問題となっているが、今後の取締り対策について方針を伺いたい。

(7)、これまでの沖縄振興は、企業における生産性向上、人材育成等が必ずしも十分とは言えず課題があります。今後、沖縄の自立的発展を目指すには新たなビジネスモデルの構築を図り、競争力ある産業育成が必要と考えるが取組を伺いたい。

(8)、沖縄国際物流ハブ貨物専用機は新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和2年度より全便運休しているが令和4年度以降の見通しについて伺いたい。

(9)、Eコマース商品の物流ニーズが高まる中、県内農林水産物の輸出について、アジア圏からの需要がある中、海外に輸出するスキームについて伺います。

5、土木・環境行政について。

(1)、プラスチックごみ回収の交付金の詳細について伺います。

(2)、不法投棄ごみ対策について。

ア、県環境部によると、令和元年度に県内の不法投棄ごみ件数は過去5年間で最多の126件に上っております。このうち、全量を撤去したのは僅か8件にとどまっており、118件は残ったままとなっていることから現状と課題、今後の対策について伺います。

イ、昨年は沖縄本島ヤンバルと西表島が世界自然遺産に登録されました。しかしヤンバルでは依然として不法投棄ごみが後を絶たない現状もあります。県が先日発表した21世紀ビジョン実施計画を検証する令和2年度の県P D C A実施結果では、不法投棄等の不適正処理の防止及び環境美化の推進が大幅遅れとなっております。県独自の取組を改善・加速させる必要があるが、関係自治体を含めてどのような考えで不法投棄ゼロに向けた取組を進めているのか伺います。

(3)、沖縄県の下水処理場における資源有効利用の現状と今後の取組について伺います。

6、公安行政関係について。

(1)、本県で発生した復讐代行業事件について伺います。

(2)、沖縄署管内で起きた、暴走行為警戒中だった警察官とバイクを運転していた男子高校生が接触し、高校生が眼球破裂と眼底骨折の重傷を負った件の詳細について伺います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 平良昭一議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、北部振興の主要施策、将来像等についてお答えいたします。

北部振興は、県土の均衡ある持続可能な発展に向け重要と考えており、新たな振興計画（案）においては、公立沖縄北部医療センターの整備による安定的な医療提供体制の構築、中高一貫教育校の設置による教育環境の充実、国内外の来訪者等の増大に対応するた

め、体系的な道路整備やシームレスな交通体系の整備・拡充、世界自然遺産に登録された沖縄島北部地域の環境保全と持続的な利活用の両立を図る取組の推進、OIST等を核としたイノベーション・エコシステムの構築による国際的な学術研究・観光拠点の形成、市町村等によるテレワーク環境の充実強化の促進やワーケーションと連動した企業誘致の推進などの施策を展開することとしております。これらの取組を通じ、若者が定着する魅力ある北部圏域の活性化を図ることとしております。さらには、自然史博物館の誘致の地域としても十分な魅力を持つエリアであるというように認識しております。

沖縄県としては、引き続き、北部圏域市町村と連携して、魅力ある生活環境の整備や雇用機会の創出に、しっかり取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の2の(4)、学校における平和学習についてお答えいたします。

沖縄県としましては、平和教育を教育の主要な施策に位置づけており、各学校においては、コロナ禍にあっても、年間を通した指導計画の中で様々な工夫を行い、平和学習の充実に努めているところです。戦争体験者が減少する中で、ボランティアガイドが平和教育に果たす役割は重要であると考えております。今後はより一層、体験的な学びを重視する観点から、各学校に対し戦跡巡り等のフィールドワークや平和関連施設、ボランティアガイドの活用を促し、沖縄県としてもさらなる平和教育の充実に努めてまいります。

次に4、商工・農林水産業についての御質問の中の(7)、競争力のある産業育成についてお答えいたします。

沖縄県の自立的発展に向けては、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込んだ経済の回復を図り、デジタルトランスフォーメーション(DX)とイノベーション創出による稼ぐ力の強化に資する取組が重要であると考えております。そのため、リゾテックおきなわの推進による観光や農林水産業等を含む全産業DXの加速化やデジタル人材の育成、地域経済の好循環に向けた企業や産業間連携による取組の強化、越境Eコマースの活用等による新分野展開の支援など、生産性や付加価値の向上につながる新たなビジネスモデルの構築を図ってまいります。また、企業の人材投資や給与への配分を促進する奨学金返還支援や企業認証制度の創設等により、企業と社会の成長サイクルを拡大し、県民所得の向上を図ってまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁を

させていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 1、知事の政治姿勢についての(1)、沖縄振興特別措置法改正案の内容についてお答えいたします。

2月8日に閣議決定された改正法案において、沖縄振興特別措置法では、沖縄振興交付金制度や高率補助制度、沖縄関係税制等の主要な制度が継続・拡充されたほか、離島及び北部地域の振興、子供の貧困対策、人材育成に必要な教育の充実、脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成といった県が強く求めていた重要な項目が、国及び地方公共団体の努力義務として新たに規定されております。また、法律の期限が10年間の延長とされ、法の施行後5年以内に、新たな沖縄振興計画に基づく事業等に対する特別措置の適用状況等について検討を加え、必要があると認めるときは所要の見直しを行うことが新たに規定されております。

県では、昨年4月に国に対して制度提言を行って以降、知事を先頭に、国の関係要路に対して、沖縄振興に必要な特別措置の継続・拡充等を時期を捉えて重ねて要望してまいりました。今回閣議決定された法案については、これまでの沖縄県の要望や制度提言の趣旨をおおむね盛り込んでいただいたところです。

次に2、新型コロナウイルス感染症対策についての(9)、固定資産税の軽減策についてお答えいたします。

固定資産税は市町村税収の多くを占める貴重な財源であります。新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等が所有する償却資産等に対しては、令和3年度に限り特例的に軽減措置が講じられております。また、納税が困難な方に対しては、今後も納税の猶予制度等が活用できることから、県としましては、当該制度が柔軟かつ適切に運用されるよう、市町村に助言してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 池田竹州君登壇]

○総務部長(池田竹州君) 1、知事の政治姿勢についての(3)、令和4年度当初予算の特徴と目玉についてお答えいたします。

令和4年度は、「新型コロナウイルス感染症の克服と県経済の回復」をはじめとした、6つの重点テーマを掲げ、新たな沖縄振興を力強く推進する施策に取り込むこととしております。このため、新型コロナウイルス感染症対策関連予算として、令和3年度2月補正

予算と合わせて約1777億円を計上するとともに、復帰50周年記念事業、世界自然遺産の保全、第32軍司令部壕の保存・公開、首里城の復興等の予算を計上しております。さらに、沖縄子どもの貧困対策推進基金を60億円規模に積み増すとともに、新たに40億円の沖縄県観光振興基金を創設いたします。そのほかにも、県内企業のDXの取組等の支援、こども医療費の対象年齢拡大、ヤングケアラーへの寄り添い支援、女性のキャリア形成の促進に積極的に取り組むほか、離島の海底光ケーブル通信設備の機能強化等を進めてまいります。加えて、北部地区の中高一貫教育校の整備着手や、中部地区の新たな特別支援学校設置に向けた取組等を推進してまいります。

令和4年度予算は、新たな振興計画等に掲げた取組の推進を図るとともに、変化する社会経済情勢や県民ニーズに的確に対応するため、様々な分野にくまなく目を配り、規模も初の8000億円台となるなど、必要な取組に適切に予算計上したものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(4)、トークキャラバンについてお答えをいたします。

令和元年度から実施している知事のトークキャラバンについては、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響から実施を見送りましたが、本年度は感染状況を踏まえ、去る1月27日及び2月9日にオンライン配信で実施したところです。

県としては、辺野古新基地建設や日米地位協定等の問題解決のためには、国民の皆様がこれらの問題について共有し、議論を深めていただくことが重要であると考えており、今後も引き続き、国民的議論の喚起を図るなど、辺野古に新基地は造らせないという知事公約の実現に全力で取り組んでまいります。

同じく1の(5)、トンガ沖の火山噴火による県内の被害状況についてお答えいたします。

日本時間の令和4年1月15日13時頃にトンガ沖で発生した大規模な火山噴火の影響で、気象庁は1月16日0時15分、沖縄県全域に対し津波注意報を発表しております。県内では、津波による直接的な人的被害や住家被害は確認されておきませんが、避難中に転倒し軽傷を負った高齢者の事案が1件報告されています。このほか、水産関係で宮古島市においてモズク網が絡まる等により、モズク約20トンの被害が発生しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、知事の政治姿勢について(6)、沖縄美ら海水族館の入場料限度額の改正についてお答えいたします。

入場料は平成14年の開館から約20年間、増税以外の理由で改正されなかったことから、全国と同規模な水族館の平均額と乖離が生じております。美ら海水族館においては、管理及び運営経費が増加しており、施設の安定的な管理運営を図る必要があることから、入場料の限度額を改正することとしております。また、県民利用者に対しては、国及び指定管理者と協議し、年間パスポートの活用や県民を対象とした割引の導入を検討してまいります。

次に5、土木・環境行政について(3)、下水道資源の有効利用についてお答えいたします。

現在、那覇浄化センターから放流している下水処理水の一部はトイレ用水等に再利用されているほか、バイオガスを発電燃料として利用することに加え、下水汚泥の肥料化等、市町村、事業者と連携し、下水道資源の有効活用に取り組んでおります。

県としては、下水道の普及に伴い、下水道資源も増加することから、さらなる資源の有効活用に向けて検討し、循環型社会の形成や脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(1)、県広域ワクチン接種センターの接種状況及び各自治体の対策等についてお答えいたします。

県広域ワクチン接種センターにおいては、2回目接種から6か月以上経過した18歳以上の全ての方を対象として、接種を進めているところであり、2月23日までの接種実績は7179名となっております。本県の3回目の接種者については、2月21日時点で21万184人となっており、そのうち、高齢者は14万7383人、接種率は44.4%で、全国6番目の進捗状況となっております。県は、3月31日までを沖縄県ワクチン追加接種推進期間と設定し、高齢者人口の70%を目標として接種を加速化することとしており、市町村に対して接種券の早期発行や、予約状況等に応じて接種の対象を拡大することを要請し、3回目接種の推進を図ってまいります。

同じく2の(2)、ワクチン接種に関するアンケート調査についてお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンに関する県民意識調査につきましては、合計1万1353人から回答があり、年代別では、10代が354人、20代が1287人、30代が2549人、40代が3394人、50代が2530人、60代が1030人、70代が200人、80代が9人となっております。調査結果については、現在、公表に向けて取りまとめ及び分析作業を行っているところであり、今後の施策に活用していきたいと考えております。

同じく2の(3)、抗原定性検査・陽性者登録センターについてお答えいたします。

県では、抗原定性検査キットを用いた自主検査の結果に基づき、確定診断や発生届出を速やかに行い、その後の健康観察等の支援につなげるため、全国初の取組として抗原定性検査・陽性者登録センターを1月26日に開設しております。センターを円滑に運用するため、県薬剤師会と連携し、県内167か所に抗原定性検査キットの販売薬局を確保しております。また、医薬品卸売業者を通じて、県内の抗原定性検査キットの在庫及び需給状況を毎週調査し、これまでに十分な在庫を確認していることから、センターの運用に支障は生じていないものと考えております。

同じく2の(8)、基地従業員のワクチン対策の状況と課題についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、基地従業員に対する追加接種については、1月から基地内において開始されており、2月11日時点で約1300人の従業員に対して接種が行われているとのこと。

県としましては、初回接種を基地外で行った基地内医療従事者等のうち、引き続き基地外での追加接種を希望する87人については、県の広域ワクチン接種センターで接種する方向で調整を進めているところであります。また、全駐労からの基地従業員に対する接種券の早期発行に関する相談を受け、関係市町村と調整を行う等、基地外での接種を希望する従業員について速やかに接種が行われるよう市町村と連携して取り組んでおります。

次に3、福祉・医療関係についての御質問の中の(1)のア、北部医療センターの進捗状況についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターにつきましては、現在、整備基本計画のパブリックコメントを実施しており、今後、整備協議会での協議を経て、3月末に基本計画を策定することとしております。令和4年度は、基本設計及び北部医療センターの設置主体となる一部事務

組合の設置などに取り組むこととしております。

同じく3の(1)のイ、開院時期及び地域住民への影響についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターの開院時期につきましては、敷地の土壌汚染調査と施設の解体撤去に約1年かかること、450床規模の病院の実施設計に約1年6か月を要すること、災害拠点病院として免震構造を採用することなど、地域住民の安心・安全のための対策に取り組むため、令和8年度中旬から令和10年度当初に変更したところであります。

県としましては、北部医療センター開院までの間、引き続き、県立北部病院及び北部地区医師会病院における医師、看護師等の確保や、僻地診療所等に対する支援を行うなど、北部地域の医療提供体制の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 2、新型コロナウイルス感染症対策についての(4)のうち、県外からの修学旅行における平和学習についてお答えいたします。

平和学習は、沖縄を修学旅行の目的地として選定する大きな理由の一つであり、多くの修学旅行で行程に組み込まれるなど、沖縄修学旅行の中でも主要な学習プログラムの一つとなっております。新型コロナウイルス感染症の影響で、県外からの修学旅行が減少し、ボランティアガイドは大変厳しい状況となっていることから、県としては、関係部局と連携し、平和に関するワークショップ等における講師として活動いただくほか、沖縄への修学旅行を中止または方面変更した学校に対する働きかけを強化し、平和学習の重要な機会である沖縄への修学旅行を早期に取り戻すことができるよう、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 2、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(5)と(6)、新型コロナウイルスによる高齢者の心身への影響と対応策についてお答えいたします。2の(5)と2の(6)については関連しますので、一括してお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大による高齢者の心身への影響につきましては、外出機会の減少などによ

り、多くの市町村において体力低下などの相談が寄せられていると聞いております。そのため、県では、市町村が行う高齢者の見守り活動や健康状態確認、自宅でできる運動の推奨などの介護予防の取組を推進するとともに、老人クラブが行う健康づくり活動や社会参加活動、高齢者相互の見守り活動などの取組を支援しております。

同じく2の(7)、高齢者施設等における面会についてお答えいたします。

高齢者施設等における面会機会の確保につきましては、家族との交流が心身の健康に与える影響等から、重要であると認識しております。県では、施設管理者に対し、面会の実施に当たっては、地域の流行状況等を踏まえ、ガラス越し、リモートなどの方法や、時間の制限など工夫して実施するよう求めてきたところであり、引き続き、入所者や家族等の意向にも配慮した対応を行うよう周知を図ってまいります。

次に3、福祉・医療関係についての御質問の中の(2)、パーキングパーミット制度普及推進事業についてお答えいたします。

県では、障害者等用駐車区画の適正利用を図ることを目的に、沖縄県版のパーキングパーミット制度として、沖縄県ちゅらパーキング利用証制度を令和4年7月から導入することとしております。現在、制度導入に向け、対象区画の確保に係る経済関係団体への説明、利用証の交付事務に係る市町村への協力依頼などの準備を進めているところです。今後は、メディアを活用した県民への普及啓発及び施設管理者の区画設置を推進し、円滑な制度導入を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長（崎原盛光君） 4、商工・農林水産業についての(1)、農業産出額の増加に向けた取組についてお答えいたします。

県では、亜熱帯海洋性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、輸送コストの低減対策、生産基盤の整備などに取り組んでいるところであります。これらの取組により、近年、1000億円前後で推移する農業産出額、おきなわブランドとして定着をした冬春期の施設野菜や肉用牛など、着実に成果が現れております。

県としましては、各種生産振興対策による経営規模の拡大や、DXの推進等による生産性の向上など、事業継続や経営安定対策の強化に努めてまいります。

同じく4の(2)、農林水産業のイノベーション施策についてお答えいたします。

農林水産業の生産性の向上に当たっては、デジタル技術等の先端技術の活用、本県の気候特性を踏まえた農林水産技術の開発等が重要であると認識しております。このため、新たな振興計画（案）では、スマート農林水産技術の実証と普及、気候変動等に適応した生産技術や品種の開発、遺伝子技術を活用した種雄牛の造成、産学官連携による地域特性を生かした新たな技術開発などに取り組むこととしております。

県としましては、各種施策を推進し、農林水産業のさらなる振興に努めてまいります。

同じく4の(3)、黒糖の販路拡大などの推進についてお答えいたします。

県産黒糖については、国内の砂糖消費の低迷や輸入黒糖等との競合に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により観光客向けお土産品の販売が落ち込み、卸売業者等の取扱いが低迷しております。

県としましては、これまでの販路拡大に加え、国と連携し、新規事業として沖縄黒糖ブランディング実証支援事業を立ち上げ、スポーツや観光と連携した沖縄黒糖のPR活動等を支援することとしており、引き続き黒糖の消費回復及び販路拡大に取り組んでまいります。

同じく4の(4)、軽石漂着に係る漁港の被害状況と除去対策、情報の共有についてお答えいたします。

2月15日時点の被害状況について、県管理の18漁港、市町村管理の43漁港、計61漁港に軽石が漂着しております。除去対策については、県管理の5漁港、市町村管理の2漁港、計7漁港で国庫補助対象の災害復旧事業を実施しており、撤去量の累計は3170立方メートルとなっております。漁港への軽石の漂着状況については、県出先機関及び漁港管理者の市町村へ随時確認しており、環境整備課のホームページで公表しております。また、沖合の漂流状況については、沖縄県漁業無線協会を通じて漁業者に情報提供されております。

同じく4の(5)、軽石に係る漁業者への支援策についてお答えいたします。

県内漁業者は、軽石の影響により、操業自粛を余儀なくされるなど、漁業活動に多大な影響を受けております。そのため県では、協議会での議論を踏まえ軽石により影響を受けた漁業者への支援のため、海水こし器の設置補助やモズク、アーサへの異物混入対策を実施するほか、漁業者が円滑に漁業活動の再開ができるよう1か月分相当の燃油使用料を補助することとして

おります。

県としましては、これらの支援が円滑に進むよう、引き続き市町村や水産関係団体と連携して取り組んでまいります。

同じく4の(6)、本島北部の密漁対策についてお答えいたします。

本島北部地域を中心に密漁が頻発していることにつきましては、県としましても、大きな問題として認識しており、これまで、沖縄県警、第11管区海上保安本部及び関係漁業団体とともに、連携を強化して、対応してきたところであります。

県としましては、引き続き関係漁業団体と情報等の共有を図るとともに、捜査関係機関と連携し、漁業関係法令に基づき、厳正に対処してまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長（嘉数 登君） 4、商工・農林水産業についての(8)、沖縄国際物流ハブ貨物専用機の令和4年度以降の見通しについてお答えいたします。

沖縄国際物流ハブについては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、令和2年4月以降運休が続いており、現時点で運航再開の見通しは厳しい状況にあります。このため、現在県では、本土経由の輸送ルートを確認し、県産品等の輸出促進に取り組んでおります。

県としましては、引き続き復便に向けて取り組むとともに、貨物専用機に加え、旅客機の貨物スペースを活用する新たな航空物流ネットワークの構築に取り組んでおります。

同じく4の(9)、県内農林水産物の輸出のスキームについてお答えいたします。

アジア向け沖縄県産品の輸出のスキームとしては、航空物流を活用した航空コンテナスペース確保事業において県内農林水産物の輸出を促進しております。本事業における令和3年度の県内農林水産物の輸出の実績は、12月末時点において前年比200%増の約378トンとなっております。

県としましては、県内農林水産物をはじめとする沖縄県産品について、今後も世界的に需要拡大が見込まれる越境EC等の活用を促進し、航空物流、海上物流によるさらなる輸出の拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長（松田 了君） 5、土木・環境行政につ

いての(1)、プラスチックごみ回収の交付金についてお答えします。

国は、本年4月から施行されるプラスチック資源循環促進法に基づき、市町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に要する経費について、特別交付税措置を講ずる方針を示しておりますが、現時点で、その詳細は明らかにされておられません。

県としましては、特別交付税措置の内容を注視するとともに、その内容が明らかになった時点で、速やかに市町村へ情報提供し、市町村と連携してプラスチック資源循環が促進されるよう取り組んでまいります。

同じく(2)のア、不法投棄の現状、課題及び対策についてお答えします。

令和元年度末時点の県内不法投棄残存数は118件、総重量は1765トンであり、投棄者の特定ができないこと等により、廃棄物の撤去が進んでおりません。廃棄物が放置されると新たな不法投棄を招く懸念があるため、県は、投棄者の特定に向けた取組を強化するとともに、不法投棄監視パトロール等普及啓発の拡充、また、県単補助金による不法投棄廃棄物の回収や市町村と連携した不法投棄廃棄物の回収にも取り組んでまいります。

同じく(2)のイ、不法投棄ゼロに向けた取組についてお答えします。

県では、不法投棄を防止するため、市町村、県警本部等と不法処理防止連絡協議会及び各保健所ネットワーク会議を設置し、情報交換、合同監視等を実施しております。また、各保健所に警察官OBを配置し、パトロールや監視カメラ設置等の対策を進めており、新規の不法投棄件数は、平成27年度の32件から令和元年度は13件と減少するなど一定の効果を上げております。今後も、監視手法の改善や関係機関との連携強化を図り、不法投棄ゼロに向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

[警察本部長 日下真一君登壇]

○警察本部長（日下真一君） 6、公安行政関係についての御質問のうち(1)、復讐代行業事件についてお答えいたします。

御質問の事件につきましては、子供同士のトラブルをきっかけに、無職の女性がインターネット上に掲示されていた、いわゆる復讐代行を生業とする男性に依頼し、被害者が所有する車両に剝離剤などをかけて損壊させた器物損壊事件で、本年2月2日、依頼した女

性と復讐代行業の男性を逮捕し、さらに被害者の職場へ名誉を害する虚偽の文書を送付した名誉毀損事件で、2月24日両名を改めて逮捕しております。インターネット上における復讐代行業に関わる記載につきましては、その内容が人や物に危害を加えるなど犯罪を誘発するおそれがある場合には、削除依頼を実施することとしております。

県警察といたしましては、違法・有害情報を覚知した場合には適切に対応していくこととしております。

次に6の(2)、沖縄署管内で起きた高校生と警察官の接触事案の詳細等についてお答えいたします。

まず、高校生と警察官の接触事案についてでございますが、本年1月27日午前1時15分頃、沖縄市宮里の路上において、暴走行為警戒中の沖縄警察署所属の警察官がバイクを運転する少年と接触する事案が発生し、その後バイクを運転していた少年が右眼球破裂等の重傷を負っていることが判明したものでございます。

次に、沖縄警察署における器物損壊等事案につきましては、本年1月27日午後11時頃から翌28日午前4時頃にかけて、沖縄警察署周辺に最大時で約400人の者が集まり、一部の者が同署に向けて物を投げるなどして、庁舎の一部や構内に駐車していた車両のガラスなどを損壊したものでございます。両事案ともに、事案の重大性を踏まえ、発生当初から警察本部主導で慎重に捜査を行っているところであり、確認された事実関係について、法と証拠に基づき、厳正に対処してまいります。捜査によって明らかになった事実関係につきましては、引き続き必要に応じて、県民等に対して適切に情報を発信してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 平良昭一君。

○平良 昭一君 新型コロナウイルス感染症の件でちょっと聞きます。

この意識調査をやったことは非常にいいことだと思いますけれども、今回の件に関しても若者の世代、特に20代の発症が多くなったわけでありまして、若者世代の懸念事項がどうなっているのかということ、やっぱりアンケートの中で出てきていると思います。そのことを踏まえて、どのような施策を考えているのかお伺いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長(大城玲子さん) 今回のアンケート調査では、広い年代から御回答をいただいております。特に若者世代のワクチン接種率が低い状況にありますので、例えばどのような状況であれば打ちに行くのかとか、どのような点に不安があるのかといったようなことを取り上げて周知・啓発を行ったり、あるいはワクチン接種の提供体制を見直すかどうかというようなことを考えるべきかと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 平良昭一君。

○平良 昭一君 この庁舎内に検査機関を置いたというのは非常にいいと思います。その中で、センターは、検査キットは足りているというような答弁でありましたけれども、実際本当に足りていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(大城玲子さん) 厚生労働省が認証しています抗原定性検査キットにつきましては、県のほうで卸売業者の状況も毎週確認しております。その状況から特に不足は生じていないものと認識しています。

○議長(赤嶺 昇君) 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは一般向けもそういうふうには理解してよろしいですね。一般の方々が使う物も。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(大城玲子さん) 一般の方向けにもこの卸売業者を通じて薬局には提供されておりますので、そのように認識して結構だと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 平良昭一君。

○平良 昭一君 分かりました。

続いて、高齢者の健康維持でありますけれども、もう感染予防と介護の両立、それは非常に大事なことであります。いわゆる3密ということが言われておりますけれども、それだけではなくて、いわゆる3密と2活が必要と言われていたような話があります。2活とは、身体活動と社会活動のことでありまして、特に筑波大学の山田教授が言うには、介護予防には3密2活を合い言葉に進めていただきたいというような提言がありますけれども、それに関して県の対応はどうでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 議員がおっしゃいましたような留意事項については非常に重要だと思っております。市町村が様々な通いの場等実施するに当たっては、そのような留意点をお伝えしているところでございますし、また社会参加活動というところでの老人クラブが行う健康づくり活動に対して支援を行うなど、コロナ禍においても高齢者が健康

を維持しながら生き生きと暮らしていけるような部分で工夫をしながら、市町村と連携して取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 高齢者がこの期間で3割運動量が減っている、社会参加が少なくなっているというのは、今後の身体維持のために非常に重要になります。この辺は今後のアフターコロナを見据える中での大事な部分だと思いますので、努力していただきたいと思えます。

そして、基地従業員の接種の件であります。1回目、2回目は基地内で打っている方々もいらっしゃいますけれども、3回目は市町村で打ちなさいというような状況になっているらしいです。そこでこの間隔、いわゆる6か月という話もありますけれども、国では8か月という話もありますし、その辺が統一されていないような状況があります。一体全体、2回目から3回目の期間というのは何か月なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） ワクチンの追加接種、3回目接種につきましては、法律上は6か月以上というふうになっております。ただし、国のほうからワクチンの供給見込みであるとか市町村の接種体制等々につきまして、8か月をめどにというような通知も出されていたところでございます。ただ、今現在は6か月以上であれば打てる状況にはございます。市町村からの接種券の到着を、県としてもできるだけ早くということをお願いをしている次第でございまして、市町村の接種体制について支援するとともに、6か月をたった方の接種への積極的な検討をお願いしたいと考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 その辺なんですよ。1回目、2回目の接種は基地内でやっていますから、市町村にその資料がないわけですよ。そういう中でのやりとりで遅れが生じてくると大変だと。その中で8か月たっていませんからできませんと基地従業員は言われているところもあるんですよ、市町村によっては。その辺を統一しないとスムーズにいかないと思えますので、基地従業員のこういう安全のためには統一した見解が必要だと思いますけれども、どうですかこの辺は。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 当初の頃においては、先ほど申し上げましたように原則8か月というようなこともございましたけれども、今現在は6か月がたてばということで市町村に対しても発行をお願いしておりますので、そのような調整が整っているものと認識しています。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 その辺は市町村と連携を取って徹底してやっていただきたいと思えます。

続いて、コロナ禍の中の固定資産税の軽減ですが、令和3年度は償却資産だけが国の対象になっていたというふうに思いますが、これは令和4年度はどうなる予定なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど答弁しましたとおり、固定資産税は市町村にとって非常に重要な財源で、令和3年度は特例的に軽減措置が講ぜられたということで、令和4年度については従前のおりの固定資産税の水準になるというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 県民の中には、いわゆる国の特例があったと。今年はないだろうという中で、各市町村の中で固定資産税を軽減するような策が出てきた場合、財源の豊かな市町村、厳しい市町村、それに違いが出たときには困るんじゃないかなという話がありますけれども、そういうことはあり得ませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 例えば固定資産税を独自の判断で軽減した場合のこの減収補填という国の補填措置がありません。固定資産税を軽減するというのは市町村にとっても非常に厳しい選択になろうかと思えます。軽減を予定している市町村というのは、今のところ相談はございませんが、仮に軽減するとしても、国策として対応していただく必要があるのかなとは考えているところです。ただし、全国の市長会等からは、この固定資産税の軽減については慎重に検討されるべきものというような意見もございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 市町村にすれば大きな財源でありますから、取りたいというのはあります。しかし、特例で令和3年度は軽減された、国が軽減したということであれば、その辺を県民の立場としたら求めていき

いわけですよね。市町村の立場に立つと厳しいなという感がありますけれども、この辺全国的な流れというのはどのような状況なのでしょう。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 全国の市長会、町村会にあっては、税の軽減という措置ではなく、国による経済対策、あるいはその厳しい状況にある事業者への支援ということを求めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この辺はまた国との議論も必要になってくるかもしれませんので。

軽石の問題に移りますけれども、除去した軽石の保管、もうこれは限界という話もありますが、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

今、市町村のほうにも保管状況等については問合せ、確認等しております。現時点で個別の保管状況について非常に困っているというような相談はまだ把握してございません。一方で、県のほうで北部地域に広域の県の保管場所として確保しております。3月上旬から保管場所として使用できる見込みになってございます。今後は市町村が保管場所について足りないという状況になりましたら、そういった場所を紹介しまして保管できるように、確保してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 その漁港、港の部分はよく分かっていますけれども、それ以外の海岸部分の対策はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 一般の海岸ですけれども、土木建築部で管理している海岸と、あと管理を市町村に依頼している部分もありまして、まず県でやっている部分に関しましては、海岸漂着物等地域対策推進事業を用いまして、約7億円の予算等がございまして、それで5つの各土木事務所で実施していると。あと恩納村、あるいは管理を移管されている部

分の海岸につきましては、それぞれの市町村において同じく海岸漂着物等地域対策推進事業を用いて対策を行っているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 海岸部分は沖縄県、市町村に任せていると言うけれども、いわゆるプライベートビーチとありますよね。そういうところは一体どうなっていますか。そんなところがあるのか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） プライベートビーチという言葉がございまして、海岸の土地は基本的には国有地でございます。海岸法の規定により都道府県知事が海岸管理者として管理を行うこととなっております。先ほども申しましたけれども、海岸法の規定により、市町村長は都道府県知事と協議を行って海岸の管理を行うことができると。それで恩納村、渡嘉敷村は全ての海岸、宮古島市の一部の海岸については当該市町村が管理をしているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 最後に、密漁の件。

一般の方が日常的に行っている潮干狩りありますよね。それも密漁になるのかという意見がありますけれども。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えいたします。

水産動植物の採捕については、漁業関係法令に基づき、従前より様々なルールが定められております。特にイセエビとかサザエ、タコ等の一部の水産動植物は、共同漁業権に基づく漁業の対象種となっております。漁業権の免許を受けた漁協の組合員にその漁業を営む権利が与えられております。そのため当該組合員以外の者が漁業権の対象種を採捕した場合、免許を受けた漁協から漁業権侵害で告訴され、漁業法違反となる場合があります。

以上であります。

○平良 昭一君 違反になるということですか。場合というのはどういうことですか。

○農林水産部長（崎原盛光君） 一般的に県民の方がいろんな動植物を捕って、漁協の組合員の方がそれを告訴した場合に、漁業法違反となるということでございます。

○平良 昭一君 分かりました。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

[翁長雄治君登壇]

○翁長 雄治君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○翁長 雄治君 ハイサイ グスーヨー チューウガ ナビラ。

会派おきなわ南風の翁長でございます。

平良会派長の後を継いで質問のほうをしていきたいと思っております。

質問に入ります前に、所感を少々述べたいと思っております。

昨日ロシアからウクライナに対しての攻撃が始まり、日本時間の昨晚、ウクライナの報道によると昨日だけで200回を超える攻撃があったということでございます。さらには住宅地にも攻撃が及びまして、民間人にも既に死者が出ていると。これはもう単なる軍事的パフォーマンスではなく、戦争への道をひた走ってしまっていると。

2018年に私がロシアを訪れた際に、ゴルバチョフ元大統領は、当時の国際情勢を鑑みつつ私たちにこのように投げかけました。国際社会は今、過去の大戦の時代のように各国が軍拡競争にいそしみ、新たな戦争へのステージに進もうとしている。この流れだけは止めないといけない。各国は対話をすべきであると。今回は日本政府をはじめとした各国が、ロシアに対して対話を求める中での戦闘開始であり、またどのような戦争においても、ましてやその中で関係のない民間人も巻き込む、命を奪うなどということは、どんな理由があろうと正当性はなく、全くもって認められません。我が県も他人事ではなく、様々な戦闘、そして経済戦争で県民の暮らしや命に影響が出る可能性は十二分に考えられます。遠くのこととは考えずに、知事をはじめ当局の皆様におかれましても、様々な可能性を考え、今後のこの問題の推移を見守りつつ、起こり得る問題に対して対策を打っていただきたいと要望いたします。

最後に、この戦闘で命を落とした全ての方に哀悼の意を表すとともに、国際社会全体でこの戦争を一日も早く終結させることを祈ります。

それでは、質問に入ってまいりたいと思っております。

1、知事の政治姿勢について以下伺います。

(1)、知事の任期最終年となりました。残りの任期での公約達成に向けた取組を伺います。

(2)、次年度は本県が本土復帰50年を迎えます。県の取組を伺います。

(3)、名護市長選挙の結果について、所感を伺いま

す。

(4)、那覇港湾施設における米軍の訓練について、現状を伺います。

(5)、辺野古大浦湾埋立賛否についての県民投票から3年を昨日迎えました。多くの県民が参画し、県民の意思を力強く発揮して3年以上が経過しました。これについての所感を伺います。

2、子供の貧困対策について以下伺います。

(1)、今年度の調査と結果について、現状と課題を伺います。

(2)、新たな沖縄振興計画における本問題、子供の貧困対策についての位置づけについて伺います。

(3)、来年度の取組について伺います。

今年度は、これまでよりも内容そして拡充して行ったというふうに伺っております。最終的な報告は、今後の集計や比較等をした後になるかと思っておりますけれども、現在の速報を受けて御答弁いただければと思っております。

3、新型コロナウイルスについて以下伺います。

(1)、1月9日から2月20日までのまん延防止等重点措置についての評価を伺います。

(2)、オミクロン株はこれまでのものとは異次元とも言える感染拡大でありました。この間の検査体制について伺います。

(3)、県内小・中・高校も休校や分散登校を余儀なくされました。カリキュラム等学校教育における影響を伺います。

(4)、新型コロナウイルスの感染対策としてオンライン授業が本格的に始動しました。これまでの総括を伺います。

(5)、5歳から11歳のワクチン接種がこれから始まる予定となっております。こちらについて、まだまだ保護者の皆さんから情報が十分に伝わっていないと。非常に不安の中で打つべきか打たないべきかということをご悩まれております。県の取組について伺います。

(6)、県内小・中・高校での感染状況及び学校PCR検査について、現状と課題を伺います。

(7)、治療薬の特例承認が行われていますけれども、こちらの実情について、処方についてはどのようになっているか現状を伺いたしたいと思います。

4、観光再興、経済再興における来年度の県の取組について伺います。

コロナ禍によって様々な産業、事業が影響を受けており、場合によっては事業継続も危うい方々が出てきております。ウイズコロナ、アフターコロナに向けた県の取組を御答弁お願いします。

5、大型MICE建設について、現状を伺います。
マスコミ報道によって様々な情報が飛び交っております。大型MICEは本県の経済、とりわけ東海岸のまちづくり及び開発には大きな影響を与えます。現在の県の方向性を県民にお伝えいただければと思います。

6、J1対応サッカー場建設について、現状と課題を伺います。

こちらのサッカー場建設につきましては、これまで本会議での質問、そして委員会での質疑において、毎議会のように私、お話を伺ってきたと思います。次年度は、新たな沖縄振興計画も始まることから、改めて伺いたいと思います。

最後に7番、乙第15号議案沖縄県農作物種苗生産条例について、その意義と概要について伺います。

以上が質問でございます。御答弁のほどよろしくお願ひします。残りの時間は、答弁を聞きながら質問席にて再質問を、要望をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 翁長雄治議員の御質問にお答ひいたします。

その前に、国際社会が平和的な外交を求めていたさなかでロシアが軍事作戦に至ったことは、非常に衝撃的であり誠に残念でなりません。私たち沖縄県民もかつて戦争で大きな害を被った側からすれば、その被害に遭われた方々への思いを致し、国際社会が一日も早くその状況をしっかりと停戦に結びつけ、ロシアに冷静な対応を取るよう求めるべきことは言うまでもありません。これからも沖縄県もしっかりとその世界情勢を注視しながら、平和こそ経済、平和こそ暮らしというその思いをしっかりと発信していけるように努力をつなげていきたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは御質問にお答ひいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、名護市長選挙の結果についてお答ひいたします。

名護市長選挙につきましては、おのおのの候補者が、地域が抱える課題等の実情を踏まえ、自らの公約を掲げ、選挙に臨まれたものと認識いたします。そして、それらのことを踏まえ、有権者が判断をしたものというように受け止めております。

次に、大型MICE建設についての5の(1)、大型MICE施設についてお答ひいたします。

沖縄県では、県土の均衡ある発展と産業振興を図る

ため、大型MICE施設整備を核とした沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画（案）を取りまとめ、公表したところです。この計画（案）では、大型MICE施設の構成として、1万平米の展示場、7500平米の多目的ホール、会議室、立体駐車場等を主なものとしております。また、今後の需要の増加を見据え、展示場を1万平米から2万平米、さらに拡張可能な計画としております。まずは手堅く始めて、事業の展開によってはその拡張も大いに見込めていけるというような計画と見直した次第です。

沖縄県としましては、この計画（案）を基に、さらなる検討を進め、魅力あるマリンタウンMICEエリアの形成をはじめとした東海岸サンライズベルト構想の推進に取り組んでまいります。

次に7、沖縄県農作物種苗生産条例についての(1)、沖縄県農作物種苗生産条例の意義と概要についてお答ひいたします。

沖縄県では、生産者への良質な種苗の安定的な供給、伝統的農作物等の在来種などの遺伝資源の収集・保存、種苗の生産に関する知見の提供を調査審議する附属機関の設置などを定めた沖縄県農作物種苗生産条例を今議会に提案させていただいております。

沖縄県としましては、今回の条例を制定することで、生産者が将来にわたり、県の奨励品種や伝統的農作物等の良質な種子や苗の供給を受けることが可能となり、また、県民に対しては、優良な農作物の提供と沖縄の伝統的な食文化の継承に寄与するものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(1)、公約達成に向けた取組についてお答ひいたします。

県では、知事公約に掲げられた291の施策全てに着手し、新時代沖縄の到来、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の構築の視点の下、こども医療費助成の拡充や中高生のバスの無料化等、子供が健やかに成長することができる社会の実現に向けた取組や、沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）等、誰もがお互いの人権を尊重し合う共生社会の実現を目指した取組等、様々な施策を展開してまいりました。

県としましては、引き続き社会・経済・環境の3つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとともに、安全・安心で幸福が

実感できる島を形成し、自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく1の(2)、復帰50周年の取組についてお答えいたします。

県では、令和4年の復帰50年の節目において、県内はもとより、国内外に向けて、沖縄のこれまでの発展の歩みや将来の可能性を発信していくため、外部有識者の意見も取り入れながら検討を行い、42の記念事業を決定したところです。これら事業の中には、初めての取組として、次世代を担う高校生が企画立案し、参画する事業も位置づけており、効果的かつ魅力的な事業を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(4)、那覇港湾施設における米軍の訓練についてお答えいたします。

今月8日から13日にかけて那覇港湾施設で実施された米軍の訓練では、担当部局の職員による現場確認等により、MV22オスプレイの離着陸3回、CH53ヘリコプターの離着陸6回、米軍船舶による接岸1回が確認されました。また、銃で武装した兵士による建物の警備活動や、抗議活動に対する対応訓練のような活動も確認されております。

県としては、市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接している同施設での訓練は、県民の不安を増幅させるものであることから、断じて容認できるものではないと考えております。引き続き米軍及び日米両政府に対し、那覇港湾施設においては、今後、航空機の離着陸や訓練を一切行わないこと等について求めてまいります。

同じく1の(5)、県民投票から3年を迎えることについてお答えいたします。

平成31年2月の県民投票では、投票総数の7割を超える圧倒的多数の辺野古埋立てに反対する県民の民意が明確に示されました。県民投票により、県民の意思が直接確認されたことは、重要な意義があるものと考えております。政府は、県民投票で示された民意を一顧だにせず工事を強行しておりますが、辺野古新基地建設については、今般の変更承認申請が公有水面埋立法に照らした厳正な審査の結果、不承認とされたものであり、埋立工事全体を完成させることがより困難な状況となりました。

県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も

早い危険性の除去につながらないと考えており、政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 2、子供の貧困対策についての御質問の中の(1)、子ども調査結果の現状と課題についてお答えいたします。

県では、今年度、0歳から17歳の子供がいる保護者を対象とした生活実態等の調査を実施しました。現在、調査結果を取りまとめているところですが、0歳から17歳の子供がいる世帯の困窮世帯の割合は、暫定値で23.2%となっており、依然として本県の子供たちの生活環境は厳しい状況となっております。また、小学校5年生及び中学校2年生の児童生徒及びその保護者を対象とした調査を併せて実施しており、全体の調査結果の公表は、令和4年4月以降を予定しております。

同じく2の(2)、新たな振興計画における位置づけについてお答えいたします。

新たな振興計画（案）においては、子供の貧困解消に向けた総合的な支援の推進を基本施策に掲げ、子供のライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開、貧困状態にある子供への支援、ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援などの施策を展開していくこととしております。こうした取組を通して、貧困の世代間連鎖の解消を図り、子供たちが生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を持って成長することができる社会の実現を目指してまいります。

同じく2の(3)、来年度の子供の貧困対策の取組についてお答えいたします。

県では、新たな子どもの貧困対策計画に基づき、令和4年度から子供の居場所での保健に関する相談支援、若年妊産婦や妊娠・出産期に困難を抱える保護者への支援などを実施することとしております。また、子どもの貧困対策推進基金を活用し、引き続き市町村が行う就学援助を支援するとともに、低所得世帯へのヘルパーの派遣や、ヤングケアラーなど困難を有する家庭への訪問支援を実施するなど、市町村と連携し子供の貧困対策を一層推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長（大城玲子さん） 3、新型コロナウイルス

イルスについての御質問の中の(1)、まん延防止等重点措置の評価についてお答えいたします。

沖縄県では、昨年末からオミクロン株の置き換わりによる急速な感染拡大が見られ、昨年の経験から成人式を含む3連休でさらなる感染拡大が懸念されたことから、1月7日、政府に対しまん延防止等重点措置を要請いたしました。まん延防止重点措置の指定に伴い、1月9日から沖縄県全域を措置区域として、飲食店やイベントに関する制限を要請するとともに、県民を対象とした無料PCR検査を実施し、検査能力を拡充したほか、宿泊療養施設や入院待機施設の体制を強化拡充するなど、感染拡大の抑制と医療提供体制の維持に努めてまいりました。まん延防止等重点措置に対し、県民の皆様から御協力を得られたことから、若年世代の爆発的な感染拡大を抑制し、医療提供体制を維持できたものと考えております。

同じく3の(2)、感染拡大期間の検査体制についてお答えいたします。

オミクロン株の急激な感染拡大時には、中南部地区の接触者PCR検査センターの検査枠拡充や高齢者枠確保のほか、金武町、本部町、名護市、宮古島市における臨時的検査会場の設置などの対応を行ってまいりました。また、オミクロン株の拡大に不安を感じた無症状の県民向けに、無料で検査を受検できる事業を12月25日から開始し、22か所あった検査窓口を46か所に拡大し継続して運営しているところです。さらに、県衛生環境研究所では、感染が拡大した年末年始には連日変異株検査を実施してきたところであり、現在、県内における新たな変異株について監視を続けているところです。

同じく3の(5)、5歳から11歳児のワクチン接種についてお答えいたします。

5歳から11歳児へのワクチン接種については、2月10日に開催された国の分科会において、予防接種法上の努力義務を課さないとする考え方が示されたところです。

県としましては、このような国の考え方を踏まえ、県民が希望する場合に、接種が受けられるよう機会を確保することについて、市町村及び医療関係者と意見交換を行っているところであります。ワクチンの有効性及び安全性について情報提供を行い、保護者及び本人が接種について判断ができるよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

同じく3の(6)のうち、学校PCRの現状と課題についてお答えいたします。

学校PCR検査については、陽性者が発生した場合

に、クラス単位での検査を実施してまいりましたが、感染の急激な拡大に伴い、検査に時間を要したため、現在、濃厚接触者を対象として実施しているところであります。また、委託業者による検体回収が間に合わず、学校現場の負担となっていたものと認識しております。今後、学校PCR検査の接触者を含めた運用の早期再開に向け、委託体制や運営方法の見直しを図るなど、関係機関と連携し、学校現場の負担軽減に取り組んでまいります。

同じく3の(7)、治療薬についてお答えいたします。

県では、中和抗体薬の投与を積極的に進めるため、県コロナ対策本部内に令和3年9月14日付で専任担当者を配置しております。現在、投与可能な医療機関は58機関登録されており、入院に加え外来での投与も可能となっております。また、経口治療薬のモルヌピラビル（商品名ラゲブリオ）については、医療機関160機関、薬局75施設が登録されており、多くの医療現場において活用が進んでおります。新たに特例承認されたパクスロビド（商品名パキロビッドパック）については、令和4年2月27日までを承認直後の試験運用期間として、新型コロナウイルス病床確保医療機関及び県が選定した対応薬局でのみ本剤を扱えることとなっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 3、新型コロナウイルスについての御質問の中の(3)、休校や分散登校による学校教育への影響についてお答えします。

まん延防止等重点措置期間中、県立学校においては、学びの保障の観点から一斉休校とはせず分散登校を実施し、オンライン等を活用した学習支援に努めてまいりました。また、市町村立小中学校においては臨時休校や分散登校の対応を行いながら、オンライン等による学習支援が行われてまいりました。学習の遅れに対しては、学習内容を重点化し、効果的・効率的な指導の工夫や補習授業等を行っているところです。

同じく(4)、今年度のオンライン授業の総括についてお答えします。

臨時休校や分散登校等の期間中、各学校においてオンライン等を活用した学習支援を行うことにより、児童生徒の学びの継続や生活習慣の維持に努めてまいりました。成果としましては、教員のスキルや児童生徒の情報活用能力の向上等が挙げられます。課題としましては、通信環境や児童生徒の対話を中心とした学習

の難しさ、健康面への影響等が挙げられます。

県教育委員会としましては、今後とも通信環境の改善や教員のICT活用の支援等を行い、コロナ禍にあっても、児童生徒の学びの保障に努めてまいります。

同じく(6)、県内小・中・高校での感染状況についてお答えいたします。

令和4年1月から2月14日までの公立学校児童生徒における新型コロナウイルス感染者数は、小学校2064人、中学校922人、高校1155人となっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 4、観光再興、経済再興における来年度の県の取組についての(1)のうち、観光再興に向けた県の取組についてお答えします。

観光関連産業の再興に向けては、切れ目のない事業継続支援と、感染状況を踏まえた段階的な需要喚起策等を講ずることが重要と考えております。令和4年度は、県独自のおきなわ事業者復活支援金の給付や、水際対策など感染防止対策を徹底した上で、Go Toおきなわキャンペーンなどの需要喚起策を実施するとともに、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るための基金を設置します。

県としましては、観光再興に向けこれらの施策を重層的に展開してまいります。

次に6、J1対応サッカー場建設についての(1)、J1スタジアム整備の現状と課題についてお答えします。

スタジアムの整備については、これまで計画地を奥武山公園として、事業方式や財源、スケジュール等について整理しております。課題である法規制や既存イベント等への対応については、那覇市など関係機関と協議を進めております。また、財源の確保については、内閣府との意見交換を継続するとともに、平成29年度の基本計画で示された整備費や収支計画の改善に向けた検討、経済波及効果の算出等を行うこととしており、引き続き条件整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 4、観光再興、経済再興における来年度の県の取組についての(1)、経済再興における来年度の県の取組についてお答えいたし

ます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、落ち込んだ経済の回復を図るため、DXとイノベーション創出による稼ぐ力の強化に資する取組が重要であると考えております。そのため、リゾテックおきなわの推進による産業全般のDX加速化やデジタル人材の育成、奨学金返還支援や所得向上応援企業認証制度(仮称)の創設、地域経済の好循環に向けた企業や産業間連携による取組の強化、越境ECの活用等による新分野展開の支援など、生産性や付加価値向上につながる施策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 御答弁ありがとうございます。

まず要望のほうから先にさせていただきたいと思えます。

子供の貧困のところについてなんですけれども、今回様々な結果がこれから来年度に出てくるかと思えますけれども、次の振興計画の間にしっかりと解決をしていかないと、10年後も同じような議論をしているわけにはいかないと思えます。せめて全国並みのもの。そのためには全庁的に——子ども生活福祉部だけではなくて、当然親の貧困でありますので、親の稼ぐ力をどうやって上げていくかということも、これは知事を筆頭に全庁的に子供の貧困は解決していくと。沖縄のどこで生まれても、子供たちが日本全国と変わらない教育を受けられる、生活ができる、医療が受けられる体制をぜひよろしくお願いいたします。

それでは再質問を行ってまいります。

1の(1)、知事の公約のところについてなんですけれども、この間ずっとこの議論をうかがっておりますと、なかなか県民の見たい数字と皆さんが出してくる数字、出し方の部分に相当乖離があると思っております。例えば、そもそも行政というのは継続性でありますので、今既に取り組んでいることは、これから連続と続いていって解決をしていく、どんどん拡充をしていくというものがあると思えます。皆さんから出しているのは、基本的に事業が完了したものがメインかなと思っております。箱物を造るというものについては、造りましたということで終わりかと思うんですけれども、例えば拡充をとというのは、公約について、例えば6次産業の品目を増やしていくとか、これは3品目でもう達成なのかといたら、多分公約上の数字だけではもしかしたら達成かもしれないけれども、皆さんからすると、じゃこれは6にしなきゃいけない、10にしなきゃいけないと。どんどんどん

この幅を広げていかないといけない。こども医療費についても、今は中学校まで。ただこれから社会のニーズに合わせて、もしかしたら高校まで上げていくかもしれないということをやると、4月にスタートしても、これは完了じゃないというところがあると思います。

こういう県民が欲しい数字、見たい数字、どれぐらい今知事が頑張っているのか、県が頑張っているのかというところで、非常にあると思います。私も民間の出身ですので、民間の場合は、これは当然照屋副知事がよく分かるかと思うんですけども、今年度の売上げの目標、例えば10億だとするならば、達成率というのは5億いったら50%になってくるんです。こういうふうに何がどこまで今できているのか。着手しただけなのか、事業がスタートしたのか、しっかりと全部終わったのかというところ、これは事業一つ一つによっても変わってくると思います。ぜひこの辺を県民が分かりやすいもの、皆さん恐らくこういった出し方を今までできていないかと思うんですけども、こういった出し方にしていってほしいと思いますが、所感を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のとおり、私、291の公約全てに着手をしたということで申し上げさせていただきました。その中には、捉え方の違いで誤解を与えてしまっているところがあるということは、申し訳ないなと思います。

議員御案内のとおり、例えば工事や目的としてはある一定程度ここまで達した、けれどもそれは完了ではなく、そこから始まる継続があります。例えば、琉球歴史文化の日を制定する。公約に掲げ、それは議会でその条例が可決されました。それで終わりではないんです。それでは、琉球歴史文化をここからさらに深めていく、新しく創造していくための取組が始まるわけですから、そういうことを考えますと、いわゆるPDCAサイクルのようなある一定数値を掲げて、そこに達成したか否かということが次の展開につながるということの数値的な測り方が必ずしもできないということもあります。ですから那覇空港の第2滑走路ができた。それで終わりかというところではなく、そこを活用していくということから始まるわけですから、ですから、私は、表現としては291の公約全てに着手をし、そして県政の新たな課題についてもしっかりと取り組んでいくということから、さらに継続して発展させていく。そういうような捉え方で、これからは県民の皆様にとしっかりと取組を公表していけるようにした

いと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 これ再々質問をするつもりはなかったんですけども、私が今求めたのは、当然それはよく理解しています。なかなか出しづらい部分があるかと思っています。ですので、この一つ一つどこまで進んでいるのかということと各部署で検証しながら出していく仕組みをつくるべきではないかということを考えています。お願いして質問しました。これについて、ぜひ企画部長から御答弁いただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 公約についていろいろ知事からもお話がありましておおり、既に実現したとしても、趣旨・目的のために継続して取り組まなければならないものも多々ございます。どのような観点から整理できるのか、少し研究してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 お願いします。

質問を変えていきたいと思っています。

次に、那覇港湾施設の問題についてなんですけれども、この問題でまずは、民間航空機への影響はなかったかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県がこの訓練の期間中に、大阪航空局那覇空港管理事務所に確認をしたところ、今般的那覇港湾施設における米軍の航空機の離着を伴う訓練に当たっては、米側と事前に調整を行っており、事務所としても民間機に支障がないよう適切に管制を行うという回答がございました。このことについて、訓練終了後に再度確認いたしましたところ、那覇空港において離着陸する民間機への影響はなかったという回答がございました。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 次に、これは単発的な訓練と見ているのか、それともこれから長期的な訓練になると見ているのか。断続的にこれからもこういった訓練を行っていくのかということ、どのように捉えているのか。これまで米側とか政府側との話をした際にどういうふうにか今考えているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） このことにつきまして、米海兵隊に確認をいたしましたところ、那覇港湾

施設は、陸軍管理の施設ではありますが、今後海兵隊にとって那覇港湾施設が適切な訓練場所として判断されるのであれば、なおかつ同施設が使用可能であれば訓練の可能性はあるというふうな回答をいただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 私たちの会派の中では、5名中3名が条件付容認もしくは賛成という立場で、この問題には常に当たらせていただいております。しかしながらこれは、今まで皆さんの説明の中で港湾の中の引っ越しであるとか——私としては、これまでの歴史的背景であるとか、それこそ辺野古との大きな違いは、歴史的に辺野古は沖縄県に示してきた条件をどんどんほごにされてきて、県民が容認したものとは違うものが今でき上がろうとしているからこそ、今私たちは反対できるんです。軍港については、浦添市さんからの案が出てきたときにも、それは米側も政府側も少なくとも立ち止まってその推移を見守ってきたわけです。だからこそ対応の違いから見ても、ここは私たちが容認したものを造るものだというので、私は歴史的に容認してきました。

しかしながら今回のように、今までと違うことが行われている。これまでの議会の質問にもあったように、5・15メモなどから考えると、そもそも軍港の活用の仕方として非常に疑義が出てくる。そういったものを浦添に本当に移設してしまっているのかと。これからあの軍港のところには、ラグジュアリーホテルが建つ、ビーチリゾートができる。そういったところからここのものが来たときに、浦添市としてできるのかと言われたら私たちは甚だ疑問でございます。この辺について、所感があればお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員の不安な点は、恐らく県民が共有していることだと思います。今までそういう使われ方をしてこなかったところが、新たな基地の強化とみなされる使用が拡充していくということは、絶対にあってはならないということです。ですから、現行の那覇港湾施設は、係留施設と貯油施設ということで5・15メモにも明記されておりますが、我々が訓練をしないようにと中止を求めても、それを強行することであれば、それは那覇港湾施設が浦添地先に移設した場合でもそういう使われ方がされてしまう。つまり基地の機能の強化が加えられるということですから、これは移設の計画にも相当な影響を与えるものというように私は考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 浦添市との情報共有はどのようになっていますでしょうか。浦添市との情報共有。受入先の浦添市とは、今どのように話合いが行われているかということをお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

那覇港湾施設の代替施設につきましては、これまでも移設協議会の枠組みの中で円滑な移設が進められるよう協議を行うということが繰り返し確認されております。そういうことで、この場で浦添市の意見等も拝聴しているということでございました。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 ぜひ移設協だけではなくて、平場でもこういった情報共有というものをお互いにやっていると、なかなかこれは、県がどのように考えているかというのは伝わらないと、報道だけ見ても浦添市の皆さんも困るかと思しますのでよろしくお願ひします。

すみません、休憩いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○翁長 雄治君 すみません。ちょっと順番が1つ飛びましたけれども、(3)番の名護市長選挙についてです。

名護市民ないしは沖縄県民も含めてなんですけれども、ずっと暮らしか経済かというところを、こういう非情な選択をさせられてきました。私たちの訴えとして、ずっとこの辺野古反対のものについても、暮らしの部分にそれをなかなかつなげることができなくて、なかなか市民の皆さんに理解を得られていない部分もあろうかと私は思います。この非情な選択、私も報道のほうでもいろいろとお騒がせしましたけれども、私はあのとき申し上げましたのは、私たちオール沖縄が勝てば、中国に攻められても自業自得だと本土側から投げられ、そして私たちが負けた際には、お金に屈したと本土のほうからまたこれも投げかけられる。こういったものを言われる市民。6万市民に、いつまでこういった選択をさせ、そういったことを投げかける社会をつくっていくのかということをお考えたら分かりますかという話をしました。これについての、知事からもし御言葉をいただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 選挙につきましては、それぞれの候補者が政策を掲げ、よりよいその市民の暮ら

し、市民の希望を実現していくということを訴えておのおのが選挙に臨み、そして住民、有権者の審判を仰ぐということです。ですから本来であれば、その中で争点となるもの、あるいはそれぞれの候補者の主張とされるものが全てその市民が受け入れる、あるいは受け入れないということは、私はそういうことではないのではないかと思います。つまり、ある政策については反対の立場の人がそうではない方を応援する、投票するということがありますし、またその逆もあると思います。ですから私たちは、その選挙の結果を真摯に受け止めて、その選択されたことが、選択されなかった側のその政策も含めた市民の暮らしの向上、市勢の発展という方向につなげていくことが重要であると思いますし、そういうことをやはりこれから市政の側としてもしっかりと発表していくといえますか、展開させていくことが、その誤解を生まない重要なポイントではないかというように受け止めています。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 本当に、選んだ市民には何の罪もないということです。これを外部からとやかく言われるものではないというふうには私は思います。知事がおっしゃっていただいたように、様々な公約があり、市民がそれをそれぞれ確認して、皆さんが吟味した結果だと思しますので、私たちはこれをしっかりと真摯に受け止めていなかきゃいけないのかなというふうに思います。

次に、4番の経済・観光の問題のところなんですけれども、バス、タクシー、ハイヤー等様々なところが今厳しい状況にあると思います。これは、今、守っていかないと、これから先、そもそも事業は継続しているのか、もしくは県が後から支援しても、コロナが終わった後であると、例えば県民向けの補助とかをその会社が、事業体がなかなかそれを活用するに至らないというところがあると思いますけれども、この辺の取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 観光産業の再興に向けては、切れ目のない事業継続支援と感染状況を踏まえた段階的な需要喚起策を講ずることが重要と考えておまして、今ありました貸切りバスへの支援につきましては、これまでおきなわ彩発見バスツアー促進事業で支援しておまして、2月18日時点で申請が30社、2438万円の補助金交付を予定しております。令和4年度におきましては——この事業は令和3年度終了予定となっておりますので、次年度におきましては、貸切りバス事業者を含む観光関連事業

者に対し、最大50万円を給付するおきなわ事業者復活支援金による支援を行ってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 彩発見についてなんですけれども、こちらはどのように再開していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 彩発見につきましては、国の交付要綱上、まん延防止等重点措置の対象となっていないこと、それから県全体の警戒レベルがレベル2相当以下に改善した場合に、知事の判断でできるという形になっております。昨日、県の警戒レベルはレベル2に引き下げられたというような、本部のほうで決定されたことではありますけれども、キャンペーン再開に当たりましては、感染のリバウンドを防止しながら再開することが非常に重要であるというふうに考えております。このため感染の再拡大のリスクを最小限に抑える形で段階的にキャンペーンを再開できる方法を関係部局、それから感染症の専門家、関係団体の意見を聞きながら現在至急調整を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 よろしく願います。

次に、J1対応サッカー場のところをお伺いしていきたいと思っておりますけれども、2年前から私も伺っていますが、法整備、これは特に条例のところですね。沖縄県そして那覇市の条例の話がずっとされていますけれども、なかなかこれが進んでいないというふうに私は考えておりますが、こちらは、本当に皆さんとしてはいつまでにやるつもりなのか、その課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後11時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県におきましては、新たな沖縄振興計画においてもスポーツアイランド沖縄の形成に向けて取り組むこととしておまして、J1規格スタジアムはスポーツコンベンションの核となる施設というふうに位置づけております。また、F C琉球の活躍によって、県民の期待も高まっているというふうに承知しているところであります。そのために、見るスポーツを通じた地域経済の活性化に貢献するJ1スタジアムの早期整備に向け取り組むこととしております。

主な課題としまして、整備事業費の財源の確保、都市計画法・都市公園法の法規制の対応、J1ライセンスへの影響、巨人軍キャンプ等の既存イベントの対応等の課題がありますので、今この課題を引き続き整理しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 僕の質問とちょっとずれているんですけども、僕が聞いているのは、法整備をしていく上での課題です。これをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 課題の一つであります法規制の対応ですけれども、都市計画法における用途の緩和のためには、特定行政庁の那覇市の許可、用途地域の見直しの手続が必要となります。那覇市との意見交換の方向性ですけれども、用途を緩和する手法としては、特別用途地区制度の活用の方角性を検討しているところであります。また、都市公園法においては、建蔽率の制限があり、スタジアム、複合機能を整備するためには、都市公園条例で定める建蔽率を緩和する必要があるとして、このことにつきましては、土木建築部と協議を進めているところでございます。有識者の意見等も参考にしながら、整備可能範囲を設定し、建蔽率等を今検討しているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 これを早めに進めていただきたいんです。要は、今いろいろと議場からも言葉が出ましたけれども、県の本気度が今問われていますし、チーム、そして県民、選手、サポーターへのモチベーションにもつながります。

先日このサポーターの皆さんともお話をしました。スタジアムを造るというのは、子供たちに夢を見せるんだということ、最終的には子供たちのためにやりたいと。FC琉球は2003年に創設以来、18年超、やがて20年近くなります。一つ一つみんなで一丸となって取り組んできて、時にはお金がない選手に対して、サポーターみんなでお金を出し合ってお肉を買って、これを食べて強くなってくれと言いながら一緒に歩んできた。一步一步彼らはやってきたんです。今回のシーズンのもので、サポーターのほうに掲げているプラカード——あしたはホーム開幕戦がありますけれども——闘うスタジアムと。この闘うというのは戦争の

戦ではなくて、闘争のほうの闘。これは、彼らは辞書でいろいろと調べる中で、困難に打ち勝つというところがあり、今このFC琉球が置かれている状況、とにかくJ2からJ1へ上がると、そのためにみんなで盛り上げていこうと。

沖縄県の今、皆さんの公約というか政策の中にも、プロスポーツを盛り上げていくというような話がございます。しかしながらこの一歩がなかなか見えないというところが、今サポーターからしても、非常に不満がたまるところなんです。まずは、例えば皆さんがこれから予算を取りに行くというときに、こういった法整備が済んでいない場合、この予算の獲得について動けるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 予算の確保につきましては、今課題としてありました都市計画法や都市公園法の法規制の対応がクリアできると、そういう見込みを持ちながら財源獲得の調整をするようになるかと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 本当に、法整備、改正をまず先に行っていただきたいです。県はちゃんとやるんだと、つくるんだというところをサポーターの皆さん、チームの皆さん、県民の皆さんにぜひ示していただきたいと思います。私は知事にはFC琉球に限らず、キングス、コラソン、アスティエダの試合にも、ホーム開幕戦とか、重要な試合のときとか、お忙しい中だとは思いますが、ぜひ顔を出していただいて激励していただくと。沖縄県を背負って彼らは今戦っているんです。そこを知事がぜひ——本当に、全試合観てほしいとかじゃなくて、行って、冒頭チームの皆さんに——試合前なのでお会いできるかどうかは別にして、知事も来ているんだよということを見せることも大切じゃないかなと、スポーツアイランド沖縄を成就していく中で非常に重要なことかなと思いますので、よろしくお願ひします。

最後にコロナのところでお伺いをしたいと思ひます。

子供のワクチンのところについてなんですけれども、ワクチンはメリットがデメリットを上回ったときに初めて打つものだと考えています。今、なかなか子供たちが打つべきなのかどうか、症状的にもどうかというところが保護者の皆さん気になっています。子供たちの症状について、今どういった症状が起きているのか、重症化率はどれくらいあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後0時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） コロナに感染した場合の症状ということでよろしいですか。

子供たちについては、一般的に軽症ということが言われております。ただ今回の感染拡大によりまして、中にはやはり基礎疾患をお持ちのお子さんなどについては、中等症以上になった方もいらっしゃると思いますので、決して軽症で全てが終わるということではございません。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 このワクチンを打つことによって、子供たちに想定される副作用というのはどういったことがあるかお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後0時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 小児へのワクチン接種につきまして、これについては米国において副反応の報告がございます。それによりまして、接種後10%前後に発熱、約40%に全身の反応、約60%に局所反応が認められるというような報告がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 県としては、これはメリットが——いろいろな副作用があるというふうに伺っていますけれども、メリットがデメリットを上回っているというふうに考えていてよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 2月10日に国の分科会においても、小児へのワクチン接種について話し合われたところでございまして、一般的にワクチンについては努力義務が国民に対しては課されていますが、5歳から11歳については努力義務は課さないという方向でまとまったと聞いております。

県としましても、メリットとデメリット両方をきちんと情報提供して、御判断いただくというのが重要かと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 ぜひ県民の皆さん、保護者の皆さんが分かりやすいようにメリット、デメリットを広報していただきたいというふうに思います。

最後に、コロナのところの最初に戻るんですけども、まん延防止の中で、今後県民の皆さんが気になっているのは——昨日は大きく数が下がりましたが、下げ止まり傾向にある中で、今後どのような形でこれを、例えばまん延防止にまたなるのか考えているところです。この辺の指標についてお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後0時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今回のまん延防止等重点措置の延長をしないという決定をした際に、やはり新規感染者数については下げ止まっているということもございます。病床利用率についても50%をやっと切ったという状況でございますので、やはり感染拡大をさせないということが非常に注意が必要だというふうに考えておまして、その際にも、感染の拡大兆候が見えた場合には早期にまたブレーキを踏むというような政策が必要だということで、その際の指標としましては、7日間平均の新規陽性者の数が2倍になるような急拡大、それから各圏域ごとに病床利用率が60%を超えるような状況というものが目安になるということでお示したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 分かりました。

私たちも今の状況からということで考えながらでいいですよ。今の状況から倍になったらと考えていていいですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後0時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今現在の状況ということではなくて、そのときの、例えば1週間の合計というものをみてその傾向を見るんですが、その際に1週間前と比べた状況が2倍になっているという状況をやはり警戒すべきということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 分かりました。

まだ少し話したいと思いますが時間がないので、残りはまた一般質問の会派の皆さんにお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 皆さん、こんにちは。

立憲おきなわ、会派を代表しまして代表質問したいと思います。

よろしくをお願いします。

質問に入る前に、今ロシアによるウクライナ軍事侵攻、やはり何といっても国際社会に大きな衝撃を与えております。いかなる軍事侵略も許されるものではないと思っております。また、このことが連鎖によって報復合戦になって、沖縄の米軍基地へ悪影響を与えてはならないというふうに考えております。国際社会の平和的解決を求めるという立場でありますので、ぜひともその立場で方向を期待したいと思います。

では、早速であります。知事の政治姿勢について伺っていききたいと思います。

(1)、知事公約の成果と課題について。

復帰50年、節目の年に知事選挙の政治日程が予定されております。玉城デニー知事は、これまで辺野古新基地建設反対、自立経済の構築等を掲げ走り抜いてきております。知事公約の主な施策の成果と課題、そして新年度予算への反映と抱負を伺いたいと思えます。

(2)、南西諸島の軍事拠点について。

米軍と自衛隊が台湾有事を想定し、石垣島、宮古島等に軍事拠点を設置する日米共同作戦計画が策定されております。明らかに自衛隊と一体化した米軍の軍事拠点をつくる狙いがあります。沖縄が再び攻撃目標にされ、戦場にする計画を断じて容認できない。知事は計画の詳細を明らかにさせ反対をすべきではないか伺いたいと思えます。

(3)、土地規制法について。

政府による自衛隊、米軍の基地周辺や国境離島の土地の利用を規制する法案が強行され、重要度の高い特別注視地区の約200か所の中にミサイル配備を予定する宮古や与那国を対象とすることが明らかになっております。この内容は、土地所有者を調査し売買の届出や妨害行為への懲罰を科すなど私権を過度に制限する問題をはらんでおります。知事の見解を伺います。

(4)、那覇軍港での米軍訓練についてであります。

去る2月8日から、那覇軍港で米軍の海兵隊による

MV22オスプレイやCH53大型ヘリ、海軍輸送艇による大規模な演習が繰り広げられました。5・15メモで港湾施設と貯油所と使用目的を定めておきながら、逸脱し、拡大解釈をし、常態化を図ろうとしております。遊休化している那覇軍港での訓練強化は、浦添移転後も機能強化する危うさを物語っております。知事は、容認する日米両政府に抗議し、使用条件の厳格運用をさせるべきではないか見解を伺いたいと思えます。

(5)、辺野古新基地建設反対について。

知事は、軟弱地盤改良工事の設計変更を去る11月25日不承認としました。国は対抗措置として、承認の取消しを求める審査請求をしたが、今後の展開を伺います。

(6)番、PFOS対策について。

県は、有機フッ素化合物PFOSを含むPFASが米軍普天間飛行場周辺から検出されていることから、汚染源の特定のためボーリング調査実施を検討しているようであります。また、嘉手納基地への立入調査等汚染の実態解明と解決の取組を伺います。

(7)番、新たな沖縄振興計画の取組について。

21世紀ビジョンの集大成に向かう、次期沖縄振興計画においては、特に持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を実現する体制の強化を伺いたいと思えます。

(8)、県ワシントン駐在について。

沖縄の米軍基地問題の解決を米国政府や米国連邦議会等に直接訴えるための活動を展開してきております。主な活動実績と成果を伺います。

2番、復帰50年の取組について。

(1)、玉城デニー建議書について。

知事は、1971年11月の沖縄国会に届くことのない琉球政府・屋良朝苗主席の復帰措置に関する建議書を、復帰50年の今日、県民の要求を国民、国会、日本政府に広く示す玉城デニー建議書として作成に取り組み考えを示してきてきておりますが、その内容と意義づけを伺いたいと思えます。

(2)、記念式典の意義と発信するメッセージの内容を伺います。

(3)、第32軍司令部壕の保存公開の基本構想を策定し、取り組むとしているが、その進捗と完成時期のめどを伺います。

(4)、沖縄戦における戦没者の遺骨が眠る可能性がある土地の開発行為規制は必要であります。県の取組を伺います。

(5)番、世界のウチナーンチュ大会開催の取組内容

を伺います。

3番、首里城復興基金について。

既存の首里城復興基金54億8300万円の使い方について、県民のオープンな議論を求める識者の陳情が提出されております。既存の基金の使い方の内容をしっかりと説明する必要があると思います。今回、新たに創設する基金は、伝統的建造物の建造や修繕に関する専門知識や技術を有する人材の育成、歴史・文化的に重要な施設整備をする歴史的景観の向上を図ろうとしておりますが、既存基金の使用内容と新しい基金との活用の整合性を図る必要があります。あくまで、首里城は国の所有であり、管理する県の主体的役割は、基金でどう発揮するのか伺いたいと思います。

4番、新型コロナウイルス対策について。

(1)、米軍へ検疫体制を取らせることであります。

昨年12月、米軍基地のキャンプ・ハンセンからオミクロン株が発生し、感染した米兵が基地の外でも自由に行動し、市中感染が広がる要因となりました。地位協定によって日本の検疫が米軍に及ばないことや国内と整合性のある感染対策が取られないことが重要な問題であります。県は、県民を守るため地位協定の改定を求め、検疫体制を取らせるべきではないか。知事の見解を求めたいと思います。

(2)、3回目のワクチン接種の取組状況について伺いたいと思います。

(3)、従来より小規模離島を多く抱える沖縄では医療体制に限りがあります。島出身者から医師、看護師の輩出が継続できるよう、奨学金や通信教育への支援を行うことについて伺いたいと思います。

(4)、今後のPCR検査の拡大策について伺います。

5番、観光振興基金の創設についてであります。

県は観光資源である豊かな自然環境や独自の伝統文化等のソフトパワーを活用した沖縄観光の高度化、雇用の拡大と人材育成、DXの推進による受入れ体制の強化等を図るとともに、観光危機にも柔軟に対応できるとしてあります。観光振興基金創設の具体的内容を伺います。

6番、県営住宅入居時の連帯保証人の廃止について。

県は、県営住宅入居希望者の負担軽減を図り、住宅困窮者が安心して入居できる環境をつくるため、入居時に求めている連帯保証人の廃止を令和4年4月の入居手続から適用することとしてあります。これまで身寄りのない高齢者等の連帯保証人の確保が解消され、住宅セーフティーネットの役割が期待されます。問題

点と課題は何か伺いたいと思います。

7、ヘイトスピーチ規制条例制定についてであります。

県は、全ての人が、相互に人権を尊重し合える社会の実現を目的とした条例制定の取組をしてあります。これまで、差別的言動を規制対象として、検討委員会等の取組をしてきてありますが、理念型になり、実効性への疑問が持たれてありますが、経緯と問題点を伺います。

8番、軽石問題について。

これまでの漂着状況、回収状況、被害状況（港湾、漁港、水産関連、観光関連）及び漁業者、観光業者への支援状況を伺います。

9番、雇用問題について。

(1)、完全失業者等の実態を伺います。

県内の雇用情勢は、オミクロン株の感染拡大等の影響も受け、より厳しさがあります。完全失業率、有効求人倍率、非正規職員の実態や雇用のミスマッチ対策を伺います。

(2)番、男女の給与格差の解消について。

女性の所得の低さが際立っており、県内の給与格差の実態を示されたい。さらに格差や不利性が固定化された社会では人材本来の活躍が阻まれ、沖縄振興の主要目標である所得の向上につながりません。多様な働き方を保障する制度を充実させ、子育てや介護、家事にかかる女性への偏りを解消し、性にかかわらずキャリアが構築され得る仕組みづくりを、経済労働政策と女性政策の両面から強力で推進することについて伺います。

(3)、公契約条例の実効化について。

県内、建設労働者の雇用所得の改善は、大きな課題となりながら、改善傾向が見られません。県内の低所得、貧困問題に直結しており、現行の公契約条例を理念型から、実効性ある規制型へと改正することが求められてあります。県の対策を伺います。

(4)番、職員給与の遡及カットについて。

県は、去る2021年12月期に支給した職員の一時金を来る6月期の一時金から0.15月（平均7万円～8万円）を減額しようとしてあります。人事院勧告を尊重することだが県や全市町村に波及し、コロナ禍の消費動向を鈍化させることにもなります。また、遡っての減額措置は国会でも附帯決議されたように不利益不遡及の原則から逸脱をします。県は職員団体の要請にどう対応するのか。再考すべきではないか伺いたいと思います。

10番、福祉行政についてであります。

(1)、超高齢社会への対応について。

年少人口の割合が全国一高い沖縄県も2025年には人口の4分の1が高齢者となることから、次期沖縄振興計画は、超高齢社会のニーズに即し対応する必要があります。介護職員の処遇改善事業、認知症疾患医療センター事業の取組について伺います。

(2)、子供の貧困対策について。

県は沖縄県の子ども貧困対策計画に掲げる指標の改善状況や施策の実施状況等の検証を行い、成果や課題をまとめております。次期計画策定に当たって、これまでの総括をどう改善し、見直しを図って行くのかを伺います。

11番、県農産物種苗生産に関する条例の取組についてであります。

県が制定に向け作業中の沖縄県農作物の種苗の生産に関する条例案が、今議会に提案されております。種苗条例は農業の競争力という経済面だけでなく、日々県民が口にする農作物を生産する食と農の安全の問題でもあり、地域ごとの農作物の種苗の多様性を公的種苗事業として守る重要なテーマであります。その取組の経緯と内容を伺います。

12番、教育行政について。

(1)、県内でも公立小・中・高・特別支援学校教員の業務量増大や多忙化により、教員の減少化傾向の実態が明らかになっています。よって、教員の確保を図るべきではないか伺います。

(2)、教員試験の受験年齢の上限引上げを図り、教員の確保に努めるべきではないか伺います。

(3)、国の就職氷河期世代支援に準じて、県でも図書館司書の救済措置を講ずるべきではないか伺います。

(4)、12校の高校で緊急対応業務員が配置されておりますが、希望校へ増員して配置すべきではないか伺います。

13番、健康増進事業の推進について。

近年健康増進の目的で、県民の中でウォーキングが広まっており、県の施策でも、県民が心身ともに健康で生き生きとした生活を送る上で、生涯スポーツ社会の実現を目指しております。特にウォーキングコースも水はけが良く、クッション性があり、足膝への負担を軽減する全天候型のウレタン舗装やタータンコースが求められております。しかし、いまだに土やコンクリートコースがあり、足・腰・膝への負担となっております。

(1)、那覇市内の奥武山公園コース、新都心公園コース、漫湖公園コース等の現状と改善について伺い

ます。

(2)、県内の県、市管理の公園や河川敷、散策路等も足腰の負担を軽減する上から、整備すべきではないか伺います。

(3)、県のがんじゅう事業、道路空間形成事業のウォーキングコース（ラバー舗装）がありますが、那覇市内道路での実態と拡充を伺いたいと思います。

以上であります。再質問は指定の席から行いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 崎山嗣幸議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、知事公約の成果や予算への反映についてお答えいたします。

私は、新時代沖縄、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の実現に向け、公約として掲げた291の施策全てに着手し取組を進めているところです。具体例としましては、幼児教育の無償化やこども医療費助成の拡充、低所得世帯の中高生のバスの無料化、国際家事福祉相談所の設置などに取り組んでまいりました。令和4年度は、これら取組を引き続き進めるとともに、沖縄県こどもの貧困対策推進基金の積み増しによる子供の貧困対策の推進、沖縄県観光振興基金設置による国際競争力の高い魅力ある観光地形成に向けた諸施策の展開、デジタルトランスフォーメーションの推進による産業の稼ぐ力の強化等にも取り組むこととしております。引き続き、私が掲げた公約の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に2、復帰50年の取組についての御質問の中の(1)、建議書の内容と意義についてお答えいたします。

昭和46年11月に、沖縄の本土復帰に当たり作成された復帰措置に関する建議書においては、県民の福祉を最優先に考え、地方自治権の確立、反戦平和、基本的人権の確立、県民本意の経済開発等を骨組みとするあるべき沖縄の姿を求めた新生沖縄像が描かれておりますが、復帰50年を迎える現在でも、基地の負担については、復帰当時に沖縄県民が期待した本土並みには依然としてほど遠い状況にあると言わざるを得ません。沖縄県においては、復帰50年の節目となる本年、当時の琉球政府が将来を担う子や孫たちのために描いた新生沖縄像と現状との比較検証を行い、若い世代を含む県民の皆様や有識者からの意見も取り入れな

がら、建議や宣言の在り方について検討してまいります。

次に6、県営住宅入居時の連帯保証人の廃止についての(1)、連帯保証人廃止の問題点と課題についてお答えいたします。

沖縄県では、住宅に困窮する低額所得者への住宅の提供という公営住宅の目的を踏まえ、条例を改正し、入居の手続における連帯保証人に関する規定を廃止することとしております。一方で、連帯保証人を廃止した場合、家賃等収納率への影響が懸念されるところですが、その対応策としては、指定管理者に配置している専門相談員を活用し、収入が不安定な入居者と福祉制度をつなぐ仕組みを継続し、取組を強化することとしております。今後とも、誰もが安心して心地よく暮らせる沖縄を目指して、安全・安心な住まいづくりに向け、積極的に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、南西諸島への軍事拠点配置についてお答えをいたします。

昨年12月に報道された南西諸島への臨時の軍事拠点配置を含む日米の共同計画については、去る12月24日、知事が防衛省に対し、その詳細を明らかにするよう強く要請しております。その後、1月7日の2プラス2共同発表では、日米は、「同盟の役割・任務・能力の進化及び緊急事態に関する共同計画作業についての確固とした進展を歓迎した」旨が示されました。

県としては、日米共同訓練の激化等、これ以上の基地負担があってはならず、ましてや台湾有事等により沖縄が攻撃目標とされるような事態は決してあってはならないと考えており、引き続き情報収集を行った上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

同じく1の(3)、土地規制法についてお答えをいたします。

いわゆる重要土地等調査法が今年9月に全面施行されるのに合わせ、陸上自衛隊与那国駐屯地、宮古島駐屯地周辺や無人の国境離島の区域を特別注視区域に指定する方向で政府が検討しているとの報道については承知しております。重要土地等調査法については、防衛関係施設や国境離島の機能を阻害する土地の利用を防止することを目的としておりますが、国民の思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利、財産権

などの人権が過度に制限されるおそれがあるなど、様々な問題が指摘されております。

県としては、今後の政令の制定状況等について、県民生活にどのような影響が生じるのか、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

同じく1の(4)、那覇港湾施設における米軍の訓練についてお答えをいたします。

今般の那覇港湾施設における米軍の訓練については、過重な基地負担を背負わされている県民に新たな基地負担を強いるものであり、断じて容認できるものではありません。このため、県は今年15日に外務省特命全権大使沖縄担当及び沖縄防衛局長に対し、厳重に抗議したところであります。

県としては、引き続き米軍及び日米両政府に対し、那覇港湾施設においては、いわゆる5・15メモに記載されている使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、航空機の離着陸や訓練を一切行わないこと等について求めてまいります。

同じく1の(8)、ワシントン駐在の活動実績と成果についてお答えをいたします。

ワシントン駐在は、これまで米国連邦議会関係者等延べ2154人と面談するなど、沖縄の基地問題に関する情報提供等の働きかけを精力的に行っております。これまで駐在の働きかけ等により、連邦議会調査局報告書における在沖米軍に関する正確な記載や、連邦議会下院の小委員会報告書における辺野古新基地建設計画に対する懸念等の記載がなされております。また、米国内の有識者に向けた駐在からの働きかけにより、米国の大学院等が開催した沖縄の基地問題に関するウェビナーにおいて、知事が登壇し、県の考え方等を発信しております。このような取組を通じて米国内においても沖縄の基地問題への認識が広がりつつあると考えております。

2、復帰50年の取組についての(2)、沖縄復帰50周年記念式典の意義とメッセージについてお答えをいたします。

沖縄復帰50周年記念式典は、沖縄の本土復帰を記念するとともに、将来の沖縄の一層の発展を祈念するものと考えております。また、式典においては、本土復帰の歴史を振り返り、先人の労苦や知恵に学ぶとともに、平和を愛する沖縄の心、沖縄の自然や文化、将来の可能性等を発信したいと考えております。

県としましては、復帰50年の歴史的な節目の年にふさわしい式典となるよう取り組んでまいります。

4、新型コロナウイルス対策についての(1)、国内法適用等に係る地位協定の見直しについてお答えをい

たします。

日米地位協定においては、米軍に原則として国内法の適用がないため、県では、平成29年9月に日米両政府に対し、人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記することなど、日米地位協定の見直しに関する要請を行っております。また、昨年12月23日の軍転協要請においては、在沖米軍における新型コロナウイルス感染症対策に関し、検疫について国内法を適用する等、日米地位協定の抜本的な見直しを求めています。

県としては、引き続き、全国知事会や渉外知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長（島袋善明君） 1、知事の政治姿勢について(5)、国の審査請求に対する県の対応についてお答えいたします。

県が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立変更承認申請を不承認処分としたことについて、沖縄防衛局は、行政不服審査法及び地方自治法に基づく審査請求を行っております。県は、審査請求に対する弁明書を令和4年1月6日に国土交通省へ提出しております。その後、沖縄防衛局から反論書が提出されたことから、2月7日に意見書を提出したところであります。

県としては、引き続き、公有水面埋立法に基づき適正に判断したことを主張してまいります。

次に3、首里城復興基金について(1)、基金活用における県の主体的役割についてお答えいたします。

既存の首里城復興基金については、沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針に基づき、焼失した首里城の城郭内の施設等の復元に充当することになっております。活用箇所については、寄附者の思いに鑑み、正殿の象徴的な部分を県が主体的に選定しており、復元に用いる木材、赤瓦などを調達してまいります。また、新たに設置予定の首里城歴史文化継承基金は、県の実施する伝統的な建築等の技術に係る人材育成と、首里城周辺の歴史的空間の創出に充当する方針です。

次に13、健康増進事業の推進について(1)、都市公園のジョギングコースの現状についてお答えいたします。

那覇市内における都市公園のジョギングコースについては、県が管理する奥武山公園において、ゴムブロック等クッション性のある舗装1066メートルを整

備しております。那覇市が管理する新都心公園においても、同様にクッション性のある舗装850メートルを整備しており、漫湖公園については、赤土によるクレイ舗装1200メートル及びアスファルト舗装1380メートルを整備しております。

同じく13の(2)、公園や河川敷、散策路のゴムブロック舗装等の整備についてお答えいたします。

県管理公園におけるゴムブロック等クッション性のある園路については、整備及び維持管理に係る費用、公園の利用状況等を踏まえ、その必要性について検討したいと考えております。河川沿いにある管理用通路については、日常の河川巡視及び水防活動等のため車両等も通行することから、ゴムブロック等クッション性のある舗装は、強度や耐久性の面から困難であると考えております。

同じく13の(3)、那覇市内におけるがんじゅーどー事業についてお答えいたします。

県では、県道7号奥武山米須線の宇栄原小学校や海軍壕公園付近から豊見城交差点までの約1.6キロメートルにおいて、ゴムチップによる歩道整備を行っているところであります。整備の拡充については、事業効果や利用状況等を勘案した上で検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

[企業局長 棚原憲実君登壇]

○企業局長（棚原憲実君） 1、知事の政治姿勢についての御質問の(6)、嘉手納基地への立入調査等についてお答えします。

企業局では、嘉手納基地周辺の河川等からP F O S等が検出されたため、平成29年と30年にボーリング調査を実施し、その結果から汚染源は嘉手納基地である可能性が高いと考えております。そのため、平成28年と令和2年に米軍に対し、立入調査を申請したほか、P F O S等の使用履歴を米軍が調査した文献調査結果の提供を要請しています。また、関係部局と連携して、令和元年と令和3年に関係大臣及び米軍に対し、立入調査を認めることや汚染原因の究明と必要な対策の実施等を要請しておりますが、いまだ実現しておりません。引き続き、立入調査の実現と原因究明に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長（松田 了君） 1、知事の政治姿勢のうち(6)、P F O S等汚染源特定のためのボーリング調

査についてお答えします。

普天間飛行場周辺の湧水等からP F O S等が高濃度で検出されており、同飛行場が汚染源である蓋然性が高いことから、県は平成31年2月に基地内への立入り申請を行っておりますが、これまで実現しておりません。そのため、県は令和3年度に専門家会議を設置し、汚染源特定に向けた検討を進めているところであります。同会議からは、汚染源を特定するための情報が十分ではなく、地下水の流向等を明らかにするため、ボーリング調査等を実施する必要があるとの意見が出されており、令和4年度の実施に向けて検討を進めているところであります。

次に2、復帰50年の取組についての(4)、土地の開発行為規制の取組についてお答えします。

沖縄島南部地域には、優れた風景地の保護を目的とする自然公園法に基づき、第二次大戦における戦跡と海食崖景観を保護するために、沖縄戦跡国定公園が設けられております。同公園内で開発行為等を行おうとするときは、風景の保護のために許可または届出が必要となりますが、糸満市長から、沖縄戦跡国定公園は指定後、かなりの年月を経ており、保全すべきところは保全し、活用すべきところは活用されるよう見直してほしいという趣旨の要望があったことから、県としては、今後、地元の意見を聞きながら地種区分の見直しを進めていくこととしております。

次に8、軽石問題についての(1)、これまでの漂着、回収、被害状況についてお答えします。

軽石の漂着は、38市町村の海岸、38港湾、61漁港で確認されております。令和4年2月15日時点で、国、県による回収が、港湾で1万7220立方メートル、県による回収が、漁港で2530立方メートル、海岸で3932立方メートル、市町村等による回収が1万1990立方メートルで、計約3万6000立方メートルを回収しております。軽石による被害としましては、これまでに7港湾で船舶の運航に支障が生じたほか、漁業者の出漁自粛、マリレジャーのキャンセル等多岐にわたっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 1、知事の政治姿勢についての(7)、新たな振興計画の推進体制についてお答えいたします。

新たな振興計画(案)においては、SDGsを取り入れ、県民一人一人をはじめとする社会全体での参画により、社会・経済・環境の3つの側面が調和した持

続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとともに、ウイズコロナの新しい生活様式からポストコロナのニューノーマルに適合する安全・安心で幸福が実感できる島を形成することとしております。新たな振興計画で掲げた施策の推進に当たっては、国、市町村、関係団体等と連携し、各種施策を展開してまいりますと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 2、復帰50年の取組についての御質問の中の(3)、第32軍司令部壕の保存・公開についてお答えいたします。

第32軍司令部壕は、住民を巻き込んだ熾烈な沖縄戦の残酷さとともに、平和の尊さを次世代に正しく伝える上で重要な戦争遺跡であります。県では、令和4年度から保存・公開に向けた安全性確認等の調査を実施し、その評価結果を踏まえて、現時点においては、令和8年度をめどに基本構想を策定することとしておりますが、併せて第5抗口周辺の早期の土地取得や第1抗口の位置特定に向けた地中レーダー探査等を実施しながら、有識者委員会において早期公開に向けた手法も検討してまいります。

次に7、ヘイトスピーチ規制条例制定についての御質問の中の(1)、ヘイトスピーチ規制条例の制定についてお答えいたします。

県では、有識者による委員会を設け、条例の主な項目の構成案を示し、様々な意見を伺ったところです。第1回委員会では、目的や定義のほか表現内容の概要及び表現活動を行った者の氏名について公表することなどの措置を含む構成案を示しました。委員からは、氏名の公表については段階を踏む必要があるとの慎重な意見もあったことから、第2回委員会では、表現内容の概要のみを公表することとした構成案を示し、意見を伺ったところです。

県としましては、今後、規制の効果や課題について検討を重ねながら、条例案の作成に取り組んでまいります。

次に9、雇用問題についての御質問の中の(2)のうち、性にかかわらずキャリアが構築され得る仕組みづくりについてお答えいたします。

県では、現在、令和4年度からスタートする第6次沖縄県男女共同参画計画の策定に取り組んでいるところです。同計画の下、固定的性別役割分担意識の解消に向けた講座・学習機会の提供や男性の育児休業取得を推進するための啓発活動、女性が社会のあらゆる分

野で活躍できるようスキルアップやネットワーク構築を目的とする人材育成講座ている塾等に引き続き取り組み、性別にかかわらず活躍できる環境づくりに努めてまいります。

次に10、福祉行政についての御質問の中の(1)、介護職員の処遇改善事業、認知症疾患医療センター事業の取組についてお答えいたします。

介護職員の処遇改善事業は、本年2月から賃金引上げを行う事業所等に、介護職員1人当たり月9000円相当額を補助することとしております。認知症疾患医療センター運営事業では、認知症の専門的医療提供体制を確保するため、6機関を指定し、鑑別診断と初期対応、専門医療相談等を実施しております。また、次年度においては、新たに、診断後の相談支援及びこれまで未設置だった八重山圏域の指定に係る経費を予算計上しているところです。引き続き、超高齢社会に対応するための各種施策を推進してまいります。

同じく10の(2)、次期子どもの貧困対策計画の策定に当たっての改善、見直しについてお答えいたします。

県が今年度を実施した現計画の最終評価では、待機児童数の減少、放課後児童クラブ利用料の低減、小中学生の基礎学力の上昇など、一定の成果が見られるものの、一部後退している指標もあり、なお課題が残されております。次期計画の策定に当たっては、これらの成果やヤングケアラーなどの新たな課題を踏まえ、指標や重点施策に反映しております。また、子どもの貧困対策推進基金を積み増しして60億円とし、基金を活用した事業を計画的かつ効果的に実施することとしております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 2、復帰50年の取組についての(5)、世界のウチナーンチュ大会についてお答えします。

第7回大会は、復帰50年の節目の年に、沖縄を思う心やアイデンティティー等でつながる国内外のウチナーンチュが一堂に会し、ウチナーのチムグクルを世界に発信することで、ウチナーネットワークのさらなる継承・発展を図ります。今大会は、コロナ禍で来県できない皆様も参加できるようハイブリッド形式での開催に向け取り組んでいるところです。これまでに、大会シンボルマーク、テーマソング等を決定しており、引き続き、オンラインキャラバンの実施等、機運醸成に取り組むとともに、毎回好評を得ている前夜祭

パレード、開会式、閉会式等の各種イベントが、ハイブリッド形式においても魅力的となるよう検討を進めてまいります。

次に5、観光振興基金の創設についての(1)、観光振興基金の具体的内容についてお答えします。

県では、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るための取組を長期的、安定的に実施するために沖縄県観光振興基金を創設することとしております。基金は、観光旅客の受入れ体制の充実強化を図るための事業等に充てることとし、その活用については、各局から提案された事業について、基金の目的、優先度、効果等を勘案し選定した上で、有識者や観光関連団体等で構成する検討委員会で意見を聴取し、決定することとしております。

次に8、軽石問題についての(1)のうち、観光関連の被害状況等についてお答えします。

観光関連事業者や団体を対象としたアンケート調査により、令和3年10月末から12月末までに、マリネジャーや宿泊のキャンセル、ダイビングスポットやフォトウエディング撮影場所の変更等を確認しております。今後も継続的に情報を収集し、市町村や地域観光協会と連携して、優先的に軽石の回収を実施するビーチや海岸等を特定し、順次、回収に取り組むとともに、影響を受けている事業者への効果的な支援に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 4、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の(2)、追加接種の取組状況についてお答えいたします。

追加接種については、医療従事者、高齢者施設等の入所者等及び一般高齢者を優先的に接種しているところであり、その他の県民については、ワクチンの量や接種体制等を勘案し、順次、初回接種から6か月経過後に接種していくこととしております。現在、県の広域ワクチン接種センター3か所においては、2回目接種から6か月以上経過した18歳以上の全ての方を対象とし、接種を進めているほか、企業・団体枠を設け、エッセンシャルワーカーを含めた、あらゆる職種に対する接種に取り組んでいるところであります。引き続き、希望する全ての県民へ早期に接種できるよう、市町村と連携し、取り組んでまいります。

同じく4の(3)、離島出身の医師、看護師確保についてお答えいたします。

県及び琉球大学は、地域枠制度において離島・北部

枠を設け、将来の離島・北部の医療を担う医師を養成しています。また、看護師確保につきましては、通信課程を含め、看護師等養成所に在学する学生に修学資金貸与事業を実施しており、その対象者には離島出身者を含みます。

県としましては、これらの取組に加え、自治医科大学への学生派遣やナースバンク事業など様々な施策を通じて、離島の医療従事者の確保に引き続き取り組んでまいります。

同じく4の(4)、PCR検査の拡大についてお答えいたします。

第6波においては、急激な感染拡大に伴い、検査需要が増加し検査が受けにくい状況がありました。

県としましては、接触者PCR検査センターの検査枠の拡充、臨時的検査会場の設置のほか、一般無料検査の窓口を県内22か所から46か所まで増設するなど、検査を受けやすい環境の整備に取り組んできたところです。今後も、必要な検査が速やかに受けられるよう、流行地域に臨時的検査会場を設置するなど、市町村とも連携して感染状況に応じた対策を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長(崎原盛光君) 8、軽石問題についての(1)、軽石に係る漁業者の支援についてお答えいたします。

県内漁業者は、軽石の影響により、操業自粛を余儀なくされるなど、漁業活動に多大な影響を受けております。そのため県では、協議会での議論を踏まえ軽石により影響を受けた漁業者への支援のため、海水こし器の設置補助やモズク、アーサへの異物混入対策を実施するほか、漁業者が円滑に漁業活動の再開ができるよう1か月分相当の燃油使用料を補助することとしております。

県としましては、これらの支援が円滑に進むよう、引き続き市町村や水産関係団体と連携して取り組んでまいります。

次に11、県農産物種苗生産に関する条例の取組についての(1)、沖縄県農作物種苗生産条例の取組の経緯と内容についてお答えいたします。

県では、生産者への良質な種苗の安定的な供給、伝統的農作物等の在来種などの遺伝資源の収集・保存、種苗の生産に関する知見の提供を調査審議する附属機関の設置などを定めた沖縄県農作物種苗生産条例を今議会に提案しているところであります。

県としましては、今回の条例を制定することで、生産者が将来にわたり、県の奨励品種や伝統的農作物等の良質な種子や苗の供給を受けることが可能となるものと考えております。

以上であります。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 9、雇用問題についての(1)、完全失業率、有効求人倍率、非正規雇用の実態及びミスマッチ対策についてお答えいたします。

令和3年12月の完全失業率は3.4%、有効求人倍率は0.82倍、非正規雇用の割合は、38.9%となっております。令和2年5月以降、有効求人倍率が1倍を下回るなど、厳しい雇用情勢が続いていることから、県では、雇用調整助成金の活用促進や県独自の上乗せ助成を行うとともに、就職困難者等への再就職支援や新規学卒者に対する相談体制の強化、地域の特性等に応じたマッチングなど、雇用の維持と求職者の早期就職支援に取り組んでおり、引き続き関係機関と連携しながら、雇用情勢の改善に努めてまいります。

同じく9の(2)、男女の給与格差の解消についてお答えいたします。

厚生労働省の令和2年賃金構造基本統計調査によると、本県一般労働者の所定内給与額は、10人以上規模の事業所において、月額、男性27万7900円、女性21万8700円で、女性は男性の78.7%となっております。少子高齢化や生産年齢人口の減少下において、社会の活力を維持し、持続的な成長を実現していくためには、多様な労働力の確保や生産性の向上が重要であり、女性の労働参加を促進することが不可欠であります。

県としましては、女性が活躍できる環境づくりに向け、ワーク・ライフ・バランスの推進や男女の機会均等、処遇改善などの施策に引き続き取り組んでまいります。

同じく9の(3)、沖縄県の契約に関する条例を規制型へ改正することについてお答えいたします。

現在、県では、条例の実効性を高めるため、関係部局と連携を図りながら、全庁的に沖縄県の契約に関する取組方針の浸透を図っているところです。今後、条例の運用については、他自治体の取組状況等を調査研究した上で、沖縄県契約審議会において審議を行っていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 池田竹州君登壇]

○総務部長（池田竹州君） 9、雇用問題についての(4)、ボーナス引下げについてお答えいたします。

職員の期末手当、いわゆるボーナスの引下げについては、国及び本県を除く全ての都道府県で実施することとされているとともに、県内民間事業者の支給実績に基づくものであり、本県も実施する必要があると考えております。職員団体からは、引下げに反対する意見に加え、新型コロナウイルス感染症への対応で、厳しい業務を強いられている職員の勤務改善に係る要望などがございました。

県としては、職員の負担軽減のため、臨時的任用職員の増員や業務の委託化に取り組むとともに、夏季休暇の取得期間延長など、複数の提案に対して合意に至っており、ボーナスの引下げに対しては、最終的に当局判断で条例改正を行うことについて、組合として特に言及しないとの認識が示されております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 12、教育行政についての御質問の中の(1)、教員の確保についてお答えします。

沖縄県の教員候補者選考試験の受験者数及び受験倍率は、全国と比較して高い水準にあるものの、年々減少しております。受験者数等が減少している理由としては、景気拡大による他業種への流出や、長時間労働など教職イメージの低下、正規率改善に向けた採用者数の拡大などが考えられます。

県教育委員会としましては、学校現場の業務改善への取組を推進するとともに、県内外の大学において沖縄県の教職の魅力を発信するための説明会を開催するなどして、志ある優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

同じく(2)、教員候補者選考試験の受験年齢についてお答えします。

教員候補者選考試験の受験年齢は、平成23年度実施試験から、それまでの35歳から45歳に引き上げたところであり、沖縄県の教員については、採用後一定期間の継続勤務による職務に必要な能力の開発・向上が必要であるとの考えから、受験年齢に制限を設けております。受験年齢の見直しは、受験者数の推移、退職者数等の見直し等も考慮しながら、慎重に検討する必要があると考えております。

同じく(3)、学校司書の採用についてお答えします。

学校司書の採用試験は、沖縄県職員中級試験の試験

区分県立学校事務Ⅱとして、県人事委員会が実施しているところです。上級、中級及び初級の職員採用試験においては、長期勤務によるキャリア形成を図るとの趣旨から、受験年齢に上限が設けられております。採用試験等の見直しを行うに当たっては、受験者数の推移や他の職員採用試験との均衡等も考慮して検討を行う必要があります。

なお、令和2年度には、沖縄県職員中級試験の受験年齢を従来の27歳から33歳に拡大したところです。

同じく(4)、緊急対応用務員の配置についてお答えします。

県教育委員会では、令和4年1月から学校における学校教育活動の一層の充実と教員の働き方改革の実現を図るため、県立学校13校に学校の環境整備や学校行事・式典等の準備補助に従事する緊急対応用務員を配置したところです。緊急対応用務員の配置につきましては、配置の効果を検証し、効率的に配置ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では再質問をしたいと思います。

まず1の(4)の那覇軍港の課題であります。

知事は2月8日のときにも、もう断じて訓練を容認できないと発言して、5・15メモの厳格運用を求めています。これ今のところ、米軍も政府も全く聞く耳を持たなくて、開き直っている感がするんです。私も防衛局に要請をしましたが、そういう態度の中で、米軍の将校あたりは、船舶と航空機を使う訓練が1か所のできる。那覇軍港は理想的な場所だということで、今後の常態化、言っております。このことに関して知事は、この動きを払拭していかなければ常態化がますます強まっていくと思いますが、それにどう対応していくのかを再度聞かせてもらいたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

米海兵隊に今後、那覇港湾施設を訓練目的で使用する予定があるかということを確認しておりますけれども、基本的に、運用に関することを事前に明らかにすることはできないが、今後も那覇港湾施設を使用する可能性がないわけではないというふうな回答を得ております。

しかしながら、県としては、訓練による使用が港湾施設の主目的とは考えられず、さらに市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近い同施設において、復帰50年にもわたって使用されてこな

かった——運用が行われることについては、県民に新たな負担を強いるものであり、断じて容認できないというふうに考えております。

県としましては、那覇港湾施設はいわゆる5・15メモに記載されている使用主目的に沿って厳格に運用されるべきであり、引き続き米軍及び日米両政府に対して、同施設において今後航空機の離着陸や訓練を一切行わないことを求めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 知事にお伺いしますが、常態化を許さないという姿勢については、毅然としていいと思います。ただこの那覇軍港の問題は、ここが航空機の離着陸あるいは訓練の場所として簡単に使われているということについては看過できないということは、知事も同感だと思います。この常態化を許すと、那覇軍港の浦添移設については、これは移設後もそういった理由でオスプレイが飛んだり、あるいはそういった訓練が挙行されたりするということになるわけですよ。そういった意味では、知事は、那覇軍港の移設については、現行機能の移設、強化を許さないという立場で容認していると私は理解しているんですが、これはこのままただ姿勢を明確にしているだけでは、那覇軍港の移設については移設協議会の中で議論が進んでいるわけですから、具体的に知事の立場は求められていると思うんです。知事として那覇軍港の浦添移設に関して、この協議会の中で、今知事が言っているスタンスを明確に、そういった状態が浦添移設後の中において、オスプレイやあるいは訓練地としては、5・15メモについて厳格運用を求めるといふことの移設協議会の中で確認を取るといふことが重要だと思うんですが、これ知事のほうから答弁できませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のとおり、この那覇港湾施設、いわゆる那覇軍港での新たな訓練が行われたことについては、これまで行われてなかったことをあえてこの那覇の、人口が集中している地域に近い場所で行ったということについても、非常に大きな衝撃を受けておりますし、またこれから移設の作業が進んでいる、協議が進んでいる移設協議会の中でも、恐らくその基地の機能強化につながるような状態を危惧するという、そういう意見も那覇市、浦添市にもあるのではないかと考えております。ですから、そういう移設協議会の中で——知事公室長が協議会には参加をするのですが、県のこの意見として、や

はりその協議会には申入れをしなければならないであろうというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では、協議会の中で、知事公室長が出ようが、知事としての立場は取って、ぜひ協議会の中で5・15メモの厳格運用、しっかり求めていくということで、理解して知事よろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 繰り返しになりますが、基地の機能強化は認められないということでしっかり申し入れていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 次行きます。

復帰50年の取組についてであります。玉城デニー建議書ということで私、銘打ったんですが、県は建議書、宣言の在り方として、県民アンケートを実施しております。その中の基本的なことも含めて、地方自治、反戦平和、基本的人権、経済開発ということで4本を骨組みとしているようではありますが、この理念を持ってこれから取組をするということの知事の取組と言われております。

では、県はこの建議書、宣言ということについて、これをまとめたときに、政府や国会でどういうふうに取り扱わせるかについての検討をされているのかどうか、それを伺いたしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな建議、宣言の案なんですが、これ5月頃をめぐりに検討を進めております。発信の方法等については今後検討を進めることとしているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 これは発信といっても、50年前の屋良建議書が国会に届かなかったという歴史的な経緯を知っていると思うんですが、その後、屋良建議書は政府に届けたという事例が起こっているんです。それを踏まえるならば、今回、建議書なり宣言なり出すときに、政府や国会で前回どう取り扱われたのか、今回どう取り扱わせていくのかについては方向を持たないと、何ら意味を持たない建議書なり宣言だと思っております。そういった意味では、どういうふうにかこの50年たった今日を知事の建議書なり、宣言なりに生かすかについては方向性を持たないと、ただ内外にアピールすることなのか、そうではなくて、国会や政府に、世論に訴えていくのかどうかを聞いているんです。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時30分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 当時の屋良建議書、国会の決議には間に合わなかったんですが、後日、それぞれの関係要路にしっかりと届けられたという経緯も承知をしておりますし、またオスプレイの配備反対をうたったいわゆる建白書も関係要路にしっかりと届けられたというような経緯がありますので、その経緯を踏まえて検討してまいりたいというように思います。

○議長(赤嶺 昇君) 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では知事、屋良建議書、一読したと思います。この感想と今言われた屋良建議書がどう取り扱われたのか、それは答えてもらえますか。屋良建議書が国会に届かなかったのだけれど、政府に届けた。これが意見書ということになっていたのか、あるいは陳情となっていたのか、そして行政文書保管されているのか、その辺のことについては検証して、これ皆さん提案していると思うんです。そういった思いを屋良建議書がなし得なかったことについて、50年たった今日どう変わっているのか、これを出そうとしているわけだから、これは調べての上だと思うんですが、幾つかの欠点についてこれはもう分かっていることだと思うので、事務方と知事のほうから併せて答弁できますか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時31分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 復帰措置に関する建議書においては、先ほど答弁がありましたとおり、県民の福祉を最優先に考え、地方自治権の確立、反戦平和、基本的人権の確立、県民本位の経済開発等を骨組みとするあるべき沖縄の姿を求めた新生沖縄像が描かれておったものでございます。今検討を進めております建議、宣言については、どのような手法を取るか、これも含めて今検討しているところでございます。

○崎山 嗣幸君 知事に屋良建議書の……

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時33分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 屋良建議書、日本復帰が具

体的に進む中、日本政府の復帰措置の中身が沖縄県民の思いとはかけ離れているものであるということから、復帰措置に関する建議書として琉球政府が日本復帰に際して沖縄県の声をしっかり届けるためにまとめられたものであるということです。その中には先ほどありましたとおり、新生沖縄の骨組みを地方自治の確立、反戦平和の理念を貫くこと、基本的人権の確立、そして県民本位の経済開発というように書かれておりました。はじめに、基本的要求、具体的要求と3つの章立てといたしますか、その内容になっておまして、非常に当時の沖縄の復帰にかける願い、そして沖縄が自立的に発展していくということ、そして基地のない平和で豊かな島を目指そうというその新生沖縄像が盛り込まれていることなど、今日にもつながっているその願いであろうというように受け止めています。

○議長(赤嶺 昇君) 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 そうです。私がこだわっているのは、知事がこれを出そうということに関して、建議書なのか宣言なのか、どういう形なのか不明確な状態では困ると言っているの、屋良建議書そのものの扱い方は、既にもう歴史の中では処理が決まっているわけでしょう。陳情処理されて、行政文書が残っているかどうか含めて、これはぜひ検証してもらって、あれ国会に、法案でもないし、どういう形で出していくのか含めて、ぜひこれを検証して提案してもらいたいということの気持ちで私はこだわっているんです。

それで50年前と50年後の今日なんですが、情勢も随分変わっていると思います。これはオスプレイも当時は飛んでないし、あるいは辺野古の新基地も言われていないし、言われるところだと復帰時点の米軍専用施設の58.7%が現在70.3%と、減るところか増えている。さらにこの辺野古と新基地ですよ。あと自衛隊の面積も40.6倍、さらに与那国、宮古にも自衛隊ミサイル。50年前に比べて米軍と自衛隊の一体化も進んでいますよね。そういった意味では状況が、基地もない、平和な沖縄島を目指した50年前が、50年たってさらに強化されているということは明確ですよ。だからそこは知事は、発信する責任というのか、そういったことを私、さらに屋良建議書を踏まえて、踏襲して一段と踏ん張っていかなければ、さらにこれからの50年後も沖縄が大変な状況になると思うんです。この50年後、さらに将来にわたっていくときに、知事が発信するこのメッセージ、建議書なり宣言なりを知事は言っていますので、これしっかり検討して、アンケートを取っているようでありますから、知事としてはぜひ宣言ではなくて、やっぱり建議書に意

味が権威があるならば、建議書を作成して、それを国会に政府にどういう形で本当に届けていくのか、反映させるかについては、いろんな角度から検討をして、そういう沖縄県民の気持ちを伝えることへの努力をすべきだと思うんです。そういった意味では、屋良建議書がどう扱われたかについてはぜひ調べてもらいたい。調べた上で、これ今日において知事がなし得なかったことを、50年後の私が、玉城デニー知事が建議書として携えていくんだということを含めてやってもらえたらと思って聞いているんですが、再度知事の決意をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今般のこの新しい建議、宣言の在り方については、若い世代を含む県民の皆さんや有識者の方々から意見を取り入れながら、その比較検討を行っていくというふうに取り組みたいと思いますが、実はせんだってその話合いに参加をしていただくということも含めて、当時この建議書をまとめる中心になられた一人で平良亀之助さんという方がいらっしゃいます。平良さんとお会いいたしまして、いろいろ私もこの建議、宣言をまとめるに当たりどのような思いで臨むかということも自分の中で自問自答しつつ、平良さんにお話を伺ったんですが、平良さんは一一この間、屋良主席から私まで数えて公選8代、県知事が誕生しております。その8代の知事の中で誰一人としてこの建議書を取り下げた人はいない。つまり、建議書の理念やその願いは生き続けているということをおっしゃっていました。まさにそのとおりだと思います。ですから、この生き続けている屋良建議書に、今の沖縄県民がこれから未来の沖縄をどのように望むのかということのを改めて確認作業をさせていただきながら、たくさんの方々の思いをこの建議書の中にしっかりと織り込めて政府に届けたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 知事、ぜひ頑張っていたいただきたいです。

次行きます。

2の(4)の沖縄戦における戦没者遺骨が眠る可能性がある土地についての質問であります。

この件については陳情が出されております。沖縄戦で激戦地となった南部からの遺骨混じりの土砂採取に、この間警鐘を鳴らして措置命令まで知事は出してきましたが、今回この開発行為規制の陳情、やっぱりそれを一定の守るべき立場に立てる条例になるかと思うんですが、この陳情で出された案を含めて、知事と

して認識を持って、またこの条例関連に対しての考え方を聞きたいと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） 現在沖縄島南部地域におきましては、第二次世界大戦の戦跡と海食崖景観を保護するという目的のために、沖縄戦跡国定公園が設けられております。先ほど議員のほうから御指摘のありました措置命令についても、当該沖縄戦跡国定公園の風景を保護するという観点で措置命令を発出したところでございます。新たな条例等については、今関係各課でどのような対応ができるか検討を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では次行きます。

5番の観光振興基金の創設であります。

40億の基金を創設するという事で、観光客の受入れ体制の支援強化ということを予定されているようですが、先ほどの答弁を聞くと、修学旅行のキャンセルも貸切りバスで83%出ているということでもあります。この基金の中で、バス事業者の深刻な事態だということはこの間、ずっと言われているんですが、新たな基金の中でもバス事業者への経営支援の取組というのか、反映させていくということの考えはあるかどうか聞かせてもらいたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るための取組を長期的かつ安定的に実施するために、今般基金を設置するものであります。想定している事業としましては、観光旅客の受入れ体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観の保全、観光振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興、地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅客の促進を図るための事業などに充てることを想定しております。事業を実施する基金を活用する考え方としましては、既存事業では十分に対応できない事業、中長期的に実施する必要がある事業、機動的、柔軟に実施する必要がある事業に活用することとしておりますので、令和4年度当初予算に様々な事業を計上させていただいております。

これらの事業の進捗を確認してから、各部局から活用事業を募集しながら、検討委員会で意見を聴取して

随時事業を決定したいと思っておりますので、こういった事業が含まれるかという部分につきましては、これらの事業の実施状況、その当時の状況で検討委員会での意見の聴取などで判断していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 今の答弁の中で、バス支援については既存の事業でやっているが、でも基金の、新たに作るものから排除されるものではないということで理解してよろしいですか。対象であるかということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 当初予算で計上されている事業の進捗と、それから観光事業者さんの意見等踏まえながら検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 具体的な中身、いっぱいあるんですが、ぜひそれも含めて、基金と既存の事業含めて、この打撃を受けている観光業、貸切りバスについては対応方お願いをしたいと思えます。

それから9の(3)の公契約条例の実効化についてであります。

県が平成30年4月に制定している公契約条例であります。これは理念型となっており。果たして理念型によって、それが言われている公契約の労働者の賃金が改定されるかについての問題があると思えます。条例を制定した後、実効性というのか、成果というのか、その把握はされているんですしたらその紹介をお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、条例を制定した後、この条例の実効性という観点から、全庁的な沖縄県の契約に関する取組方針というものをつくっております。その浸透を図っていると。この取組方針の中にいろんなそのメニュー、具体的な数字等々把握しまして、実際に我々その条例でうたっているようなことが実行できているかどうかといったものについては確認を取っております。

○崎山 嗣幸君 今、確認が取れていると。実効性の成果を出してくれませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 部長、成果が出ているということの集約しているということでもいいんですか、理解。成果が確実に出ているということに理解してよろしいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

この県契約に関する施策を総合的に推進するため、基本理念に沿って取り組むべき施策を条例の第6条第2項各号に掲げる項目ごとに体系整理しまして、取りまとめたものをその県の取組方針としてつくっております。これを平成31年3月に公表しております。実際の取組状況ですけれども、平成30年、既に実施している取組が104、今後実施を検討する取組として15、これが令和元年には既に実施している取組が113、今後実施を検討する取組が6。さらに令和2年になりますと、既に実施している取組が116、今後検討する取組が3というように、年度を追うごとに既に実施している取組が増えまして、結果として今後実施を検討する取組というものが減ってきているという状況になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 多分に理念型の範疇で、労働環境の整備とかだと思えますが、私が聞きたいところは、県内の建設業で働く7万人以上の皆さんが、公共工事の設計の関係の中で、労務単価の50%から60%しかもらっていないと、公共工事のですよ。それを80%もらえるように義務づけしてくれないかというような陳情が出ているのですよ。だから、そこによって税金で払われているこの公共工事の単価がこの労働者に50%から60%しかいってないということですよ。だからそれをせめて80%いくように義務づけしてくれないかということがこの規制型ですよ。これを義務づけるということをしたらどうなのかということが一番の本質なんです。だからそこについて、現段階の公契約条例の中ではうたわれていないということなので、理念型ではないかと言われている。

それで聞きたいところは、何でこれができないのかと、規制が。各都道府県の中でも含めて若干前進しているところもあると思えますが、これを規制しているところもあるんですが、何でこれができないのかについて県の問題というのか、課題というのか、原因とい

うのか、これ部長、何でこれができないのか含めて答弁をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 公契約条例を制定するに当たっては、これは沖縄県契約審議会というところに諮問いたしまして検討しております。その契約審議会の中でも、最低賃金とこの公契約条例の関係というものをいろいろと議論しております、その際には、その国の解釈として、その条例に具体のその金額といいますか、額を書くことについては問題があるといったような解釈も示されたことから、当初はやはり言われているような理念型という形でつくっているという状況でございます。

ただ、議員御指摘のように、他県においては、これは規制型ということではないんですけれども、賃金の支払い状況等について報告を求めるといったような条文が入っている県もございます。具体的には、岩手県ですとか、愛知県、奈良県といったようなところについては、条例にその事業者から賃金の支払い状況についての報告を求めるといったような規定がございまして、そこについては我々も、この条例の実効性という観点については課題があるというふうに考えておりますので、そういったその先行する県の条例の運用状況、そういったものを調査研究して、そこを契約審議会に上げて、沖縄県の条例のあるべき姿というものを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 部長、これ国会で、今言われているような最低賃金法の趣旨に反するのではないかについての質問の中で、反しないということの見解は出ている。これは再度調べたほうがいいと思います。

そういった意味では先駆けてやっているのが野田市です。そこは野田市の条例で単価を決めて、この役職、それを決めているわけですよ。それを義務づけているんですが、しかもその中に市長が定める賃金、これ決めているわけですよ。決めて、これを下回ったらこの市と事業者が補填をします。そこまで規則や条例の中に打ち込んでいるんですよ。それが連帯して当局と事業者が支払っていくと。そういったことでやっているのは、じゃ違法なのかなんですよ、野田市は。そういった意味では先駆けてやっていることもあるので、法的根拠としては再度国会の中の答弁なりを調べたほうがいいと思うんですが、野田市は規制型といって、それはちゃんと決めている。それは部長、調べていると思いますが、調べているんだったら答弁をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 規制型と言われるような条例を制定しているところについては、これは確かに市区町村、議員が今御指摘になったところも含めてありますけれども、都道府県においてははないということ、我々も国の法解釈というものを参考にしながら、そこは契約審議会においても審議した結果として今の条例をつくっているという状況でございます。ただ、先ほども申し上げたとおり、条例制定から4年、来年は5年目を迎えるということになります。これまでその取組方針をつくって全庁的に取り組んでおりますけれども、そこになお課題があるのであれば、先ほど答弁しましたように、賃金等の状況を報告するというような規定を設けている県もございますので、そういった県の運用の在り方、効果等も検証しながら、契約審議会の中でしっかりと審議していただきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 都道府県の中では規制型はないんですが、私が言っているのは市の中であると言っている。同じ地方自治体の中で。それを紹介しているのであって、それをぜひ都道府県の中で沖縄県が先駆けてやるということには、さっきから言っている復帰50年、この中において建設労働者の待遇を改善することについては相当な、やっぱり県の中における経済も含め波及すると思うんです。それは今後議論をして、ぜひとも知事先頭に、私はぜひ公契約条例の中でしっかり改正したほうがいいだろうと思っています。再考をお願いして私の質問を終わります。

答弁あるんですか。あるんでしたら、知事どうぞ。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のとおり、条例の実効性を高めるためには、やはり土木建築部をはじめ、工事担当部局が連携して取組の充実を図っていくことだと思います。そのためにも、先進県、先進市の取組もしっかりと研究するというのと、それから来年はこの条例制定から5年目を迎えます。ですからこれまでの取組、これからの方向性などについてはしっかり審議をしていただきたいということもありますので、経営者や労働団体などから成る沖縄県の契約審議会でも審議をしていただいて、私としてはぜひ令和4年度以内にこの検討の結果を出して、来年の改定に向けた取組の中身をしっかりと議論していただきたいと思っております。

○崎山 嗣幸君 どうもありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 皆さん、こんにちは。

公明党会派、上原章でございます。

会派を代表して質問をさせていただきたいと思えます。

その前に、昨日のロシアによるウクライナの侵攻について少し述べたいと思えます。

昨日、公明党の山口那津男代表は、ロシアの行動は国際法上、決して許されるものではない。特定の地域を一方的に独立国家として承認することは許されない。ウクライナ東部の紛争解決を目指すミンスク合意を破棄するような対応も言語道断だと。また、国際社会の警告を無視してロシアがウクライナ国内の複数の場所を攻撃する暴挙に出た。軍事力を行使し、力による一方的な現状変更は断じて許されないと。またこれはウクライナという局地的な問題ではない。国際社会で力を使った国が優位になり、国際法が意味をなさないものになってはならないことを国際社会の結束によって示す必要があると述べております。

さきの大戦で唯一、地上戦を経験した私たち沖縄県民にとっても人ごとではなく、どんな理由があっても戦争は許されることではないと思えます。沖縄の言葉にチムグリサという言葉がありますが、民間人が巻き込まれる事態は胸が締めつけられる思いでございます。今回のウクライナ侵攻が一日も早く終息し、平和的解決の道を構築していくよう求めて、代表質問をさせていただきたいと思えます。

初めに、コロナ対策についてお尋ねします。

(1)、オミクロン株によって感染者や濃厚接触者が急増し、保健所や医療現場及び自治体等の業務が逼迫しました。そのため、濃厚接触者の追跡調査や必要とするPCR検査を速やかに受けることができないなど混乱を招きました。県の対策を伺います。

(2)、増加する自宅療養者への支援体制及び市町村との情報共有はどうなっていますか。

(3)、感染拡大に伴い濃厚接触者や軽症者等に対し、迅速に反応し、結果の出る抗原定性検査の活用整備が必要と思うがどうか。

(4)、3回目を含めたワクチン接種の状況及び接種率を上げる対策を伺います。オミクロン株に対するワクチン接種の効果や交互接種の有効性・安全性等について広く県民に周知する必要があると思うがどうか。

(5)、米軍関係者の入国における検査体制はどうなっているか。

(6)、飲食店以外の他事業所等への支援について伺います。

(7)、土産物店を営む中小企業及び個人事業者は、長引くコロナ禍で収入が激減し経営状態が極めて深刻です。特に店舗の家賃負担が重く廃業を考えている経営者も少なくないと聞きます。基幹産業である観光産業を支え、雇用を守るためにも早急な県独自の家賃支援ができないか伺います。

次に、知事の政治姿勢についてお尋ねします。

(1)、政府は今年3月で期限切れとなる沖縄振興特別措置法改正案など沖縄関連5法案を閣議決定し、年度内の成立を目指すとしています。知事の評価、見解を伺います。

(2)、次期沖縄振興計画の玉城カラーは何か。第5次振計は、仲井眞元知事が沖縄21世紀ビジョン策定に連動し沖縄関係予算10年間3000億円台の確保、一括交付金制度の導入、那覇空港第2滑走路建設等を政府と交渉し実現しました。その結果、社会資本の整備拡充、経済の活性化、失業率の改善、福祉・医療・教育の向上、離島振興の推進、観光客1000万人実現等につながったと考えます。次期振計について玉城知事と国との交渉で具体的な成果があればお聞かせください。

(3)、令和4年度内閣府沖縄振興予算が大幅に減額されるとあるが、内容、要因、影響、対策を伺います。

(4)、県の令和4年度新規事業、沖縄県観光振興基金積立事業の内容と検討されている具体的な事業があればお聞かせください。

(5)、米軍の那覇軍港での訓練について、断じて許されることではないと考えます。県の対応を伺います。

(6)、県は、大型MICEの展示場について、現行案を3分の1に縮小するとあるが、国際水準の規模の必要性や既存施設との違い、共存はどうなるのか。あわせて官民連携(PFI)の手法で事業化するとしているが、実現性、今後の見通しを伺います。

(7)、那覇市から琉球王府の迎賓館で文化の殿堂だった御茶屋御殿の復元を求める要請があるが、対応を伺います。あわせて、首里杜地区整備基本計画や次期振計に明記する考えはないか。

(8)、北部基幹病院の整備について、2026年度開院予定が2028年度初頭に遅れると聞かすが、理由と前倒しができないか伺います。

3、政府は、処遇改善が遅れている介護職や保育士、幼稚園教諭らの賃金を2月分から3%、月額9000円程度引き上げ、看護師の賃金は1%、月額4000円程度増やすとしています。県内の取組を伺い

ます。

4、県内の18歳以下への10万円相当の給付状況及びひとり親家庭に届いていない問題の対応を伺います。

5、困窮学生に対する学生支援緊急給付金及び住民税非課税世帯に対する給付金10万円の実施状況を伺います。

6、軽石対策の取組、効果及び解決に向けて今後の見通しを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 上原章議員の御質問にお答えいたします。

1、コロナ対策についての御質問の中の(4)、ワクチン接種の状況と対策及び県民への周知についてお答えいたします。

沖縄県における3回目の接種者については、2月21日時点で21万184人となっており、そのうち、高齢者は14万7383人、接種率は44.4%で、全国6番目の進捗状況となっております。沖縄県では、3月31日までを沖縄県ワクチン追加接種推進期間と設定し、市町村と連携して取組を加速化してまいります。

なお、高齢者については、人口の約9割が初回接種を終了しており、本期間内ではその8割に当たる約23万人、全高齢者人口の70%を目標として設定し取り組んでまいります。厚生労働省によりますと、オミクロン株に対するワクチンの発症予防効果、入院予防効果は、追加接種することによって回復すると示されています。また、交互接種についても、1回目、2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、十分な効果と安全性が確認されていることから、これらの情報を様々な機会を捉えて、県民の皆様へ発信していきたいと考えております。

次に2、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、新たな振興計画の特徴等についてお答えいたします。

新たな振興計画（案）においては、SDGsを取り入れ、現行計画の柱である経済と社会の2つの基軸に、新たに環境の枠組みを加え、社会・経済・環境の3つの枠組みに対応する形で、「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成、「強くしなやかな自立型経済」の構築、「持続可能な海洋島しょ圏」の形成の基軸的な3つの基本方向を示し、各施策を展開することとしております。県民一人一人をはじめとする社会全体での参画により、基軸的な3つの施策展開の基本方向が調和した「子どもの貧困の解消に向けた総合的

な支援の推進」、「世界から選ばれる持続可能な観光地の形成」、我が国が目指す2050年カーボンニュートラルを見据えた「世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」など、沖縄の地域特性やソフトパワーなどを生かし、様々な施策展開を図ることで、安全・安心で幸福が実感できる島を形成することとしております。

沖縄県としては、これらの施策の効果的な推進を図るため、沖縄振興交付金及び高率補助制度の継続、沖縄関係税制の拡充並びに沖縄振興開発金融公庫の現行組織の存続などについて、市町村長や経済界と連携協力し、要望してまいりました。御党の沖縄21世紀委員会でもそのような要望をしっかりと聞きいただいたところであります。沖縄県の要望については、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案等におおむね盛り込まれております。これらの制度の下で、私は、新時代沖縄を展望し得る、沖縄の振興・発展に全力で取り組んでいきたいと考えております。

次に2、知事の政治姿勢についての(5)、那覇港湾施設における米軍の訓練についてお答えいたします。

今般の那覇港湾施設における米軍の訓練については、過重な基地負担を背負わされている県民に新たな基地負担を強いるものであり、断じて容認できるものではありません。このため、県は今年15日に外務省特命全権大使沖縄担当及び沖縄防衛局長に対し、嚴重に抗議をしたところであります。

沖縄県としては、引き続き米軍及び日米両政府に対し、那覇港湾施設においては、いわゆる5・15メモに記載されている使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、航空機の離着陸や訓練を一切行わないこと等について求めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、コロナ対策についての御質問の中の(1)、感染者等の急増への対策についてお答えいたします。

第6波の急激な感染拡大に伴い、保健所業務の逼迫により濃厚接触者の追跡調査に遅れが生じたことや、検査が受けられるまで時間を要する状況にありました。このような状況に対応するため、濃厚接触者の追跡調査については、県職員の緊急動員及び外部委託による人員確保を行っております。また、検査体制につきましては、中南部地区での接触者PCR検査センターの設置及び検査枠拡充と高齢者枠の確保、感染が

拡大した地域への臨時の検査会場の設置、県コロナ本部内における抗原定性検査・陽性者登録センターの設置などを行い、現時点では、検査が受けやすい状況になっております。

同じく1の(2)、自宅療養者支援及び市町村との情報共有についてお答えいたします。

県では、家族や知人の援助が難しく、独自で食料等の調達ができない自宅療養者に対し、配食支援サービスを実施しております。陽性者の急増に対しては、配食支援サービスを行う委託業者を新たに増やすことや、市町村が実施している支援内容を積極的に案内するなど、支援体制の強化を図っております。配食サービスを実施している各市町村に対しては、当該支援が円滑に行えるよう、県から市町村への情報提供も行っております。自宅療養者の生活支援については、住民サービスなど住民に身近な行政を担う市町村との協力が特に重要であることから、今後も市町村と情報を共有し、連携を強化していきたいと考えております。

同じく1の(3)、抗原定性検査の活用についてお答えいたします。

抗原定性検査については……

○上原 章君 定量。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時13分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○保健医療部長(大城玲子さん) 抗原定性検査の活用についてお答えします。

抗原定性検査については、高齢者施設、保育施設、医療機関等への配付を行っており、症状がある場合の検査に使用することが可能となっております。また、医療従事者等が濃厚接触者となった場合に抗原定性検査を行うことで従事を継続することや、社会機能維持者である濃厚接触者において解除期間の短縮のための検査として活用することが可能となっております。さらに、一般の方も必要がある場合には薬局において入手可能となるよう流通量を確保し、陽性となった場合には、県コロナ対策本部内に設置した陽性者登録センターにおいて療養につなげる仕組みを整備してきたところです。

次に2、知事の政治姿勢についての御質問の中の(8)、北部医療センターの開院が遅れる理由等についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターの開院時期につきましては、敷地の土壌汚染調査と施設の解体撤去に約1年かかること、450床規模の病院の実設計に約1年6か

月を要すること、災害拠点病院として免震構造を採用することなど、地域住民の安心・安全のための対策に取り組むため、令和8年度中旬から令和10年度当初に変更したところであります。

県としましては、病院機能に影響を及ぼさないよう留意しながら、できる限り工期の短縮に取り組み、北部医療センターの早期整備に努めてまいります。

次に3、介護職や保育士等の賃金引上げについての御質問の中の(1)のうち、看護師の処遇改善についてお答えいたします。

国においては、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を引き上げるための経費を支援することとしております。

県としましては、当該経費について令和4年度当初予算に必要額を計上しており、今般の措置が確実に対象医療機関に従事する看護職員の賃金に反映されるよう、引き続き医療機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 1、コロナ対策についての(5)、米軍関係者の検疫についてお答えをいたします。

外務省によると、昨年末に在沖米軍の入国時の検疫体制が日本の検疫との整合性が図られていないことが問題視されたことから、米軍では、昨年12月26日以降に出国前72時間前の検査、同30日以降に入国後24時間以内の検査をそれぞれ実施し、以前から行われていた入国後5日日以降の検査と合わせて、現時点では合計3段階の検査が行われているとのこと。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 1、コロナ対策についての(6)、飲食店以外の他事業所等への支援についてお答えいたします。

今般、国において、観光関連事業者をはじめとした幅広い事業者の事業継続・回復のため、地域・業種を問わず、最大250万円が給付される事業復活支援金の受付が開始されたところです。

県としては、県産業振興公社に設置した相談窓口において、当該支援金の活用促進が図られるよう、県内事業者へのサポートに取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 1、コロナ対策についての(7)、中小企業等への県独自の家賃支援についてお答えします。

県では、土産物店を含め幅広い事業者を対象に、観光関連事業者等応援プロジェクトにより支援を行っているところです。国において、令和4年1月より事業復活支援金が開始されており、県においては新年度より、同支援金に県独自の上乘せ給付を行うおきなわ事業者復活支援金による支援を行う予定であります。これらの支援は、事業者の事業継続等を目的に給付するものであり、用途は家賃を含め事業全般に広く使えるものとなっております。

次に2、知事の政治姿勢についての(4)、沖縄県観光振興基金の内容等についてお答えします。

県では、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るための取組を長期的、安定的に実施するために沖縄県観光振興基金を創設することとしております。基金は、観光旅客の受入れ体制の充実強化を図るための事業等に充てることとし、その活用については、各部局から提案された事業について、基金の目的、優先度、効果等を勘案し選定した上で、有識者や観光関連団体等で構成する検討委員会で意見を聴取し、決定することとしております。

同じく2の(6)、大型MICE施設の整備等についてお答えします。

沖縄県では、県土の均衡ある発展と産業振興を図るため、沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画（案）を取りまとめ、公表したところです。同計画（案）では、施設の拡張性を持たせた上で、展示場1万平米、多目的ホール7500平米、会議室3400平米としており、これまで受入れができなかった大規模な国際会議等の開催が可能になると考えております。また、本事業への参入意欲を持つ民間事業者は複数確認できております。今後は、PFI法に基づく実施方針等の作成に向けて、さらなる検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 2、知事の政治姿勢についての(1)、沖縄振興特別措置法等改正法案の評価・見解についてお答えいたします。

2月8日に閣議決定された改正法案においては、沖

縄振興交付金制度や高率補助制度、沖縄関係税制等の主要な制度が継続・拡充されたほか、離島及び北部地域の振興、子供の貧困対策、人材育成に必要な教育の充実、脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成といった県が強く求めていた重要な項目が、国及び地方公共団体の努力義務として新たに規定され、法律の期限についても10年間の延長とされております。また、駐留軍用地跡地利用に関する特別措置が継続・拡充され、沖縄振興開発金融公庫についても存続することとされております。

県では、昨年4月に国に対して制度提言を行って以降、知事を先頭に、国の関係要路に対して、沖縄振興に必要な特別措置の継続・拡充等を時期を捉えて重ねて要望してまいりました。今回閣議決定された法案については、これまでの沖縄県の要望や制度提言の趣旨をおおむね盛り込んでいただいたところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 2、知事の政治姿勢についての(3)、沖縄振興予算の減額についてお答えいたします。

令和4年度の沖縄振興予算案は、国として必要と考える所要額を積み上げた結果、一括交付金や公共事業関係費等が減少し、約2684億円を計上したとしております。予算額の減に伴い、ソフト交付金事業では、プロモーション事業や産業振興支援事業で一定の縮小を図らざるを得なかった状況にあり、ハード交付金事業についても、事業の進捗遅れは避けられないものと考えております。そのため、予算編成に当たっては、市町村事業に配慮しつつ、県事業については、各事業の執行状況等の精査や必要に応じた事業内容の見直しを行ったほか、県民生活への影響が大きな事業や事業効果が早期に発現する取組への重点化などを図ったところであります。

次に5、困窮学生に対する給付金の実施状況についての(1)、困窮学生に対する緊急給付金の実施状況についてお答えいたします。

国が経済的に困窮している学生に対し、現金10万円を給付する学生等の学びを継続するための緊急給付金は、退学や休学を減らし学生の修学の機会を確保するための支援策であると考えております。実施状況について、県内の専門課程のある専修学校に確認したところ、令和4年2月17日時点で566人から申請があると聞いております。

県としましては、円滑かつ着実な給付が行われるよ

う、専修学校に対し、制度を活用するための通知を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 2、知事の政治姿勢について(7)、御茶屋御殿の復元を求める要請への対応と、新たな振興計画（案）への明記についてお答えいたします。

令和4年1月に那覇市から御茶屋御殿の復元の要請を受けており、県としては、まちづくりの主体である那覇市及び国と連携し、課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。また、首里杜地区整備基本計画及び新たな振興計画（案）に御茶屋御殿を明記する方向で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 3、介護職や保育士等の賃金引上げについての御質問の中の(1)のうち、介護及び保育分野等における処遇改善についてお答えいたします。

国は、令和3年11月に策定したコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、介護職員や保育士等を対象に、収入を3%程度、月額9000円引き上げることとしております。県においては、対象となる本年2月以降の所要額について、次年度当初予算に計上したところであり、今般の措置が確実に賃金に反映されるよう、引き続き国や市町村と連携して取り組んでまいります。

次に4、10万円相当の給付状況についての御質問の中の(1)、18歳以下への10万円給付についてお答えいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金は、感染症の影響が続く中、子供の健やかな成長に役立てるために支給され、県内では、18歳以下の約31万人の児童が対象となっております。また、基準日以降の離婚等により給付の対象外となっていた方については、令和4年2月末時点で子供を養育している方が対象となるよう見直しが行われ、現在、市町村において準備が進められております。

県としましては、対象となる方に漏れなく支給されるよう、市町村と連携し周知に努めてまいります。

次に5、困窮学生に対する給付金の実施状況についての御質問の中の(1)のうち、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の実施状況についてお答えいた

します。

本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して1世帯当たり10万円を支給するものとなっております。支給対象となる住民税非課税世帯は約21万世帯と見込まれており、現在、実施主体である各市町村において、年度内での支給開始に向けた対象世帯への確認書等の送付や周知等に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 6、軽石対策についての(1)、軽石対策の取組、効果及び解決に向けた今後の見通しについてお答えします。

県は、関係部局による沖縄県軽石問題対策会議を設置し、知事を筆頭に全庁体制で対応に当たっております。これまでに、災害復旧事業や国の補助金を活用した回収を進めるとともに、市町村が行う回収に対して支援を行ってきており、令和4年2月15日時点で約3万6000立方メートルを回収しております。また、漁業や観光業への影響を把握するとともに、支援等の対策を検討、実施しております。今後とも国、市町村等と連携して回収の推進と必要な支援の実施等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問、要望したいと思います。

先ほどのワクチン接種については44.4%、これは全人口における数字ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 44.4%は、高齢者の人口に占める高齢者の接種率です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 全人口、2回目と3回目でちょっと教えてもらえますか。全国何位なのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 2月21日時点のVRSシステムによりますと、全人口に占める1回目70.08%、2回目が69.28%、3回目が14.15%と

いうことで、1回目が47位、2回目が47位、3回目が38位となっております。

すみません、これはVRS上の数字ですので、基地従業員などの数字はこれには含まれておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 沖縄県はこれだけ感染が拡大して、ワクチン接種が1回目、2回目と全国から比較しても非常に厳しくて、ぜひ3回目も——今本当に子供たちにも感染するという非常に厳しい状況ですので、この3回目接種を全力で取り組んでいただきたいと思います。

それから増加する自宅療養者に対する配食サービス、先ほど市町村等へ情報提供していると。これ何市町村提供していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 2月16日現在で、配食サービス等の支援が実施されている市町村は、39市町村となっております。

○上原 章君 休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん） 感染者についての情報提供については、39市町村と情報共有しております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 分かりました。

現場はこれ申請制になっていまして、この助けを求めるところがその市町村の窓口に依頼をしないと届かない。そういう意味ではしっかり自宅療養の方々がどの地域にいるかを市町村がその情報しっかり持っていないとなかなか届かないケースがあると聞いていますので、それもしっかりお願いしたいと思います。

それから先ほど私、抗原検査について定量的のほうを質問したつもりだったんですけども、私の勘違いで定性になっていました。抗原定性検査も重要だと思うのですが、より性能の高いこの定量検査も非常に重要だという多くの方々の御意見がありますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 抗原定量検査の検

出感度につきましては、PCR検査と同等というようなこともございます。またPCRよりも短時間で結果が判明するという利点もございます。PCR検査と同様に——ただ検査機器を備えなければならないということで、技術者が必要であることや、あと検査センター、医療機関というような施設が必要だということもございます。このような利点なども総合しまして、抗原定量検査については空港検疫などでも利用されていると認識しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 そこでいろいろ専門家の方からは、本当に高い性能を持っているこの定量検査については、例えば小型の検査機器を県内の主な、中心的な薬局に配置する。または薬剤師がこの検査を行い、数値が高い場合に病院やクリニックと連携を図る体制の確立も非常に重要じゃないかなと。これ1機100万円ぐらいらしいんですけども、こういったことが医療現場の負担を大幅に軽減するということがあります、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 定量検査だけではなく、PCR検査についても小型の機器はございまして、例えば診療所とかそういうところでは活用がされているところでございます。同じような形で定量検査についても小型の機器を診療所等で活用することは可能だと思います。

ただ、薬局となりますと、検査証の登録が必要になりますので、技術者の配置であるとか検査スペースの設置であるとか、いろいろな条件がございます。というようなことで、薬局については少し検討が必要かなというふうに考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 これ第6波の中で、あれだけ1日2000人近くの感染者があったときに、本当に保健所も機能しない中で、また各診療所に問い合わせてもPCR検査が受けられないというそういう中で、こういった定量検査の整備・配置ができていたということは非常に——沖縄県の場合、海に囲まれた島ですから、独自でしっかりした検査体制を組まなくちゃいけないのかなと思います。今の人員配置についても、薬剤師の皆さんがそれを兼ねることができるといこともちょっと私聞いたので、これ一度検証していただい

て、御検討いただける可能性はないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 議員御案内の抗原定量検査につきまして、いろいろ課題がございます。ただ定性検査も含めまして、今回は逼迫の状況のときに非常に活躍したと考えておりますので、用途に応じて急拡大時にも対応できるような検討はしてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひより性能の高い——それでこの方はすぐに病院に行くべきだ、まだ家で十分療養ができる、いろんなそれが判断できるのが定量検査だと聞いていますので、よろしく願います。

あと米軍関係者のニュース、出入国で検査をするようになったと。これ何検査ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 外務省によりますと、在日米軍基地へ直接入国する米軍人等の米軍が行う検査は、抗原定性検査となっているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひこちらも——実は那覇空港、国際線のある空港では、国内に入ってくる外国人は検査制度で定量検査と決められているんですね。そういう意味では、私は米軍といえどもしっかりした検査体制の中でやるべきだと思うんですが、県としては、この定量検査をよりしっかりしたPCRも含めてやるべきだというのは、申入れすべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

米軍が抗原定性検査を行っていることにつきまして、林外務大臣は、米軍の組織・施設運用などの観点から全く日本国と同一の措置を求めることは現実的ではないということを国会において答弁しておりまして、その上で日米の対応について大きな方向性において整合性は保っているという認識を示しております。

一方、県といたしましては、今回の県内における新型コロナウイルスの感染拡大につきましては、米軍において日本への入国時検査が日本の措置と整合的なものでなかったということが大きな原因であるというふうに考えておりますので、日本国と整合的な措置、それから米軍の検疫について国内法を適用する旨の日米地位協定の見直し等を強く求めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 これは世界で起きたパンデミックですから、米軍人・軍属の人たちといえども、命をどう守るかということを考えると、私はより性能の高い検査体制を組まないと大変じゃないかなと思う。ましてや我々沖縄県においても、国内法の検疫体制の中で、米軍、これだけ基地を提供しているわけですから、しっかりした検査体制を——これはもう世界共通の命と暮らしを守るための取組ですから、ぜひ知事、先頭になって両政府にしっかり訴えていただきたい。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） やはり日本国内で行われている同じ検査体制、検査方式で、同一的な対応を取っていただきたいということはこれからも強く要求をしていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしく願います。

次に、事業復活支援金について、県独自の支援というのはお幾らですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、令和4年度におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが30%、または50%以上減少し、国の事業復活支援金を受給した県内事業者に対し、県独自の支援として、個人事業者へは最大10万円、法人へは規模に応じて最大50万円を給付するということとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 知事、今県内、観光業界、もう大変な状況ですけれども、特に土産物店は、観光客、修学旅行の子供たち中心の経営ということで、この2年間もう大変な現状。廃業、解散したところもあると聞いていますけれども、今もうそういった状況がどうなっているか。本当に今、知事を先頭に確認をしていただきたい。特に家賃がもう——休業しても当然家賃は出ます。今、国もこういった家賃支援についてこれまでも幾つかあったんですけれども、1事業者1支援と。店舗を幾つ持っても1支援というような取組で、自分の店舗を、自社の店舗を持っているところはまだいいんですけれども、本当に毎月家賃が発生するそういった事業者は、もうその一部でも県が補助を出してくれればこれからもっと頑張っていけるという思いが

あるんです。私の知っている方も毎月数百万必要と。先ほどの10万円もしくは50万円、いろいろこれも大事なんですけれども、事業復活支援金も大事なんですけれども、今本当に助けを求めている方々にどう手を差し伸べるかと、今本当に県は問われているんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、コロナ禍の影響もあって、お土産品も含めて大変厳しい状況であるというふうに思っております。県は、新型コロナウイルス感染症が県内で発生した当初から事業の継続と雇用の維持ということでやってきておまして、今議員御指摘の件については、事業をいかに継続していくかという観点で、無利子・無担保の融資をずっと継続してきております。それも借換えというタイミングがやってまいりますので、それについては各金融機関のほうに働きかけをしまして、この借換えもスムーズにいくような形で資金繰りを支援するというようにしております。引き続き、大変苦しい状況にある土産品店等含む事業者に対してスムーズな資金繰りができますように、県としても対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 確かに、この借入れの条件変更も大変ありがたいです。もう据置期間が終わる。まさか2年続くとは思わなかったところも多くて、もう次の世代に自分の経営をつないで本当にいいのかなという社長さん、経営者も多いんです。そういう意味では思い切った借換への仕組みもつけないといけないと思うのですが、その前にこの店舗が、この事業者が本当に行き詰まって、もう私にはちょっと身近なところは正社員が72名いらっしゃるんですけれども、その方々を守りながらこの2年間頑張ってきている。もうある意味では限界に来ている。もう借入れができる——もう返すことも直近の悩みですけれども、この方々も本当に社員を守りながらこの内部留保のお金も全部使い切ったんだと。それでも頑張っていて——これはもう何とか行政が、玉城知事の本当に思いを届けるのが今じゃないかなと思うんですが、全国でも様々なそういった方々の独自の支援をしていると聞いておりますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この2年余り、本当にコロナウイルスの変異株の登場など、もう未知との闘いがずっと続いている中で、非常に事業者の方々にはつらく厳しい状況がずっと続いておられると思います。本当に心痛むばかりですが、県としても様々な国のメニュー、あるいは県の限られた財源の中でどのように支援を打ち出していくかということについてもこの間、全庁挙げて対応させていただいております。しかし政府においても、全国知事会からの要望にも上げてありますが、より機動性の高い、使い勝手のよい交付金を創設することも求めておりますし、沖縄県としても、私たち沖縄県が事業者、県民の皆さんを支えるために何ができるのかということを真摯に、また考え実行してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 本当、待ったなしかなと私は思います。解散したり廃業すると、もう元には戻りません。観光客が戻ってきても、じゃその受皿の方々がどういう形になるのか、ぜひ政治の御判断、絶対必要ではないかなと思います。今助けるところは助け、また次の展開も見えてきますので、よろしく願います。

あと沖縄関連予算、本当に知事の玉城カラーと私、質問させていただきました。確かに先ほど来、この知事の新しい所信表明がありましたけれども、こういったいろんな施策の展開を述べる、これ大事なことだと思うんですが、その根拠となる予算、残念ながら今回、10年その3000億を保有していた沖縄関連予算、ソフト交付金もハード交付金も大きな減額だと。

知事、いろんな施策するためのその根拠となる予算というのは非常に重要だと思います。この10年、第5次振計がもう終わる、いよいよ第6次振計に向けてここ数年——もう期限は分かっていたわけですから、私はその予算の確保は知事のある意味では重要な一丁目一番地だと思うんです。知事と政府がどこまで交渉し、粘り強く沖縄県のこの県政運営、そして市町村の運営にしっかり届けるというこの決意で、覚悟でやってきてはいると思うんですが、残念ながらこの関連交付金が11%減、そして一括交付金も22%減という大変厳しい現実があるわけなんです。この10年間の3000億円台を確保し、またこの一括交付金制度の導入について、知事はどう評価されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この10年間、3000億規模の予算で様々な市町村の事業が展開され、県においても、また県民の福祉の向上、県勢の発展に十分寄与さ

せていただいたと思います。10年前、一括交付金を創設するときには、私は国会議員で、当時与党の議員でしたので、沖縄県の発展のためには党派を超えて政争の具にしない、政局の具にしないということで協力をさせていただき実現できたのが一括交付金でありました。ですから、そのときも本当に各党皆さんの御協力をいただいたということもありますし、今般は次期振計に向けた政府の閣議決定に向けても、また各党の皆さんに本当に協力をしていただきました。ここから先はやはりこの3000億円を割ってしまった予算ではありますけれども、いかにしてその予算を適切に配分し、実行していくかということにしっかり注力していくことが大事だろうというように思います。ですから限られた内容ではありますけれども、十分充実した予算の執行につながるよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 本当ぜひ——これからもう前を向いていくしかないわけですが、これから10年、また本当沖縄県にとって大事な10年になると思います。ぜひ今回の様々な経緯を考えると、もっともっと政府としっかりした信頼関係を構築しないと、事務方レベルだけでは絶対こういった一つ一つの政治的判断には結びつかないと思います。よろしく願います。

あと40億の観光振興基金について、これは、皆さんの概要にはこの災害時等の観光危機管理に使えるとあります。今回こういったコロナを受けての、そういった災害という考え方でも使えるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 想定する事業の一つとして、観光旅客の受入れ体制の充実強化がありまして、観光客が快適に観光を満喫できる受入れ環境の整備や利便性・満足度の向上に資する取組を想定しています。この中には、災害時等の観光の危機対応ということは想定しておりますが、基金の活用に当たりましては、既存事業で十分に対応できない事業とか、機動的、柔軟に実施する必要のある事業ということを想定しておりますので、当初予算で、例えば先ほどありました事業復活支援金であると約21億円計上させていただいておりますので、これらの事業の進捗、効果を勘案しながら、基金の活用ができる事業とこのを検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 それこそ先ほどの家賃支援については、本当に切実な問題だと思います。本当に災害

に遭ってしまったという思いだと思います。ぜひ願います。

それから御茶屋御殿、大きな大きな一歩、次期振計に明記するという、本当にありがとうございます。

そこでこの御茶屋御殿の再興について、これまで復元についてはワーキングチームが国、県、那覇市とあって、今回のその実現可能性を皆さんが調査する、その事業との——どういう関わりになってきますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 令和4年度に実施予定の事業化可能性調査では、既存の資料収集を行い、事業手法の検討を行う予定でございます。その調査結果を那覇市、県、国で構成する御茶屋御殿ワーキンググループに資料として提供するという予定でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 2000年から2005年、県の埋蔵文化財センターがこの御茶屋御殿の遺構確認調査をしております。間違いなくここに御茶屋御殿の跡があると。今後それがどのぐらいの規模でその跡があるか、これから多分その調査をする中で出てくると思うんです。私は今回いろんな県とのやり取りの中で、この件、何度か取り上げてきましたが、特に事業主体がどこになるのかとか、また今ある教会とか保育園があるところをどういうふうに移転していただけるのか、いろんなそういうロードマップをしっかりとつくるべきじゃないかなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今議員御指摘の想定される敷地内の施設の移転ですとか、あるいはどのような事業を使うのか、どちらが整備をするのか、そういった主体や手法についてまだまだ多くの課題が残っているところでございます。そういった中で、やはりそういった調査結果、4年度の可能性調査結果等も踏まえて、今後事業化のめどがついた段階でロードマップについては検討したいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 知事、この御茶屋御殿の跡地は、今の県営公園から少し離れているんです。そこを今後県営公園として処理できる仕組みがつかれるのか。それからこの文化財指定にしていけるということも非常に復元については大きな取組だと思うのですが、こういった一つ一つをしっかりとやっていく中でこの復元に向けて歩いていくと思うのです。私が懸念するのは、このワーキングチームもそうですけれども、この事業化可能性調査で厳しいと、そういう声が出る中で、私

はその厳しい課題が何なのか、事業主体がどこなのか、それからこの移転の問題をどうするのか。そして今言った文化財指定や県営公園に指定する、こういった一つ一つを乗り越えていけば、おのずとこの一つ一つの復元に歩いていけると私は思うのですが、こういった課題があって無理だというようなことになるのはまたちょっとおかしいのかなと思うのです。

知事、今回の調査、一つの前提として復元していく方向に向けて頑張る、そしてそのための振興計画に明記するという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほどから答弁させていただいております。このまず可能性調査をしっかり行って、次期振興計画の中にも書き込んでいながら、より実現性をしっかり様々な角度から議論をしていくことが重要であろうと思いますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○上原 章君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後4時0分休憩

午後4時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

大城憲幸君。

[大城憲幸君登壇]

○大城 憲幸君 こんにちは。

成立しているか心配になるほど人が少ないんですけども、今日は代表質問、最後は無所属の会、大城であります。

今日は新たな沖縄振興計画についてということで、この新たな振興策によりどうやって自立する沖縄経済をつくるのか。我が会派の考えとしては、基本に戻って、地元の企業優先あるいは地元の県産品を優先発注、そういうような地産地消とか地域経済の循環、そういうものにこだわった施策を根幹に据えて徹底していくことが沖縄の元気な経済につながるというふうな考えです。その柱に添えて今日は執行部の認識を確認し、我が会派の提案をしながら議論を進めていきたいと思っております。持ち時間は20分ですので、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

(1)、多くの職員、関係者による振興計画の総点検から始まった同計画の策定作業も約3年、決定に向けた最終段階にある。その経過と評価についてから2点お願いします。

ア、前回の計画策定と比較し、そのスケジュールや国とのやり取りは何か変わり、どう対応したか伺う。

イ、前計画では一括交付金制度を筆頭に、県民も期待する施策が多くあったと認識しているが、新たな計画で中心となる内外に訴えたい施策を伺う。

(2)、経済分野における展望値について4点お願いします。

ア、県民所得向上に向けこれまでの取組をどう総括し、291万円の展望値に向けた施策に生かすか伺う。

イ、県民所得向上に向け域内自給率を高めるとしているが、具体的な取組を伺う。

ウ、沖縄県パイル・ヒューム管協同組合より昨年末に県産品優先発注に関する陳情が出ているが、提出に至る背景をどう認識しているか伺う。

エ、地域経済の状況をバケツに例えて対策するバケツの漏れ穴理論についての認識と、あわせて、市町村民所得で常にトップの南北大東村の地域経済も地域自給率が関係すると考えていますけれども所見を伺います。

(3)、世界に誇れる島嶼型環境モデル地域の形成について。

ア、これまでもSDGsの観点から同施策の重要性の議論をしてきたが、経済面からも域内自給率を高めるため、再生可能エネルギーを核としたエネルギーの地産地消を進めるべきと考える。早急な取組とその強化に向けた認識を伺う。

イ、再生可能エネルギーについては、さらに高い目標値を設定し県民をリードすべきと考えるが認識を伺う。

(4)、持続可能な農林水産業の振興について。

ア、農林水産物の輸送コスト低減策は不利性解消事業の取組により一定の成果を上げてきた。同計画において総合的な流通の合理化に取り組むとしているが具体策を伺う。

イ、これまでも農林水産業の6次産業化や地産地消の取組は推進されてきた。新たな計画ではSDGsの各種目標はもちろん、域内自給率の点からも、観光やエネルギーと連携した具体的な施策を打ち出し、強化すべきと考えるが所見を伺う。

よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 大城憲幸議員の御質問にお答えいたします。

1、新たな沖縄振興計画についての御質問の中の(1)のイ、主な施策等についてお答えいたします。

新たな振興計画（案）においては、SDGsを取り入れ、現行計画の柱である経済と社会の2つの基軸

に、新たに環境の枠組みを加え、社会・経済・環境の3つの枠組みに対応する形で、「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成、「強くしなやかな自立型経済」の構築、「持続可能な海洋島しょ圏」の形成、この基軸的な3つの基本方向を示し、各施策を展開することとしています。県民一人一人をはじめとする社会全体での参画により、基軸的な3つの施策展開の基本方向が調和した「子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進」、「世界から選ばれる持続可能な観光地の形成」、我が国が目指す2050年カーボンニュートラルを見据えた「世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」など、沖縄の地域特性やソフトパワーなどを生かし、様々な施策の展開を図ることとしております。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による深刻な影響からの回復に向けては、ウイズコロナの新しい生活様式からポストコロナのニューノーマルに適合する必要があります。新たな振興計画（案）においては、これらの施策展開を図ることにより、安全・安心で幸福が実感できる島の形成を目指すということとしております。

次に1の(3)のア、再生可能エネルギーを核としたエネルギーの地産地消についてお答えいたします。

沖縄県では、昨年3月に策定した沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブの基本目標にエネルギーの地産地消化を掲げ、再生可能エネルギーを中心とした県産エネルギーの利用拡大に取り組んでいるところであります。具体的には、沖縄県と経済界が一体となって要望したクリーンエネルギー設備導入に係る税制優遇制度の積極的な活用促進に加え、令和4年度新規事業として、民間が行う離島における太陽光発電事業を支援してまいります。

沖縄県としましては、新たな時代に対応した持続可能な沖縄の発展に向けては、SDGsの推進を基本理念として、再生可能エネルギーの主力化や水素などの次世代エネルギーの活用等により、エネルギーの地産地消を推進し、2050年度脱炭素化の実現を目指してまいります。

次に1の(4)のイ、観光やエネルギーと連携した施策の強化についてお答えいたします。

農林水産業は、食品製造業などの関連産業を含めた地域経済や雇用への波及効果など、重要な役割を担っており、多様な地域資源を活用した域内循環の創出は、農山漁村地域の活性化の観点からも重要であると認識しております。このため、新たな振興計画（案）では、バイオマスやいわゆるソーラーシェアリングという形での営農型の太陽光発電等の地産地消型エネル

ギーシステムのモデル構築と促進に取り組むほか、県産食材の活用や調達に向けたマッチング支援、6次産業化の支援による県産農林水産物の高付加価値化など、観光産業や食品関連産業等との積極的な連携に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、新たな沖縄振興計画についての(1)のア、計画策定スケジュール等の前回との違いについてお答えいたします。

新たな振興計画の策定に当たっては、前回と同様に適宜、国への資料提供や意見交換を行いながら、全体的に前倒しで作業を進めてまいりました。現行計画等の総点検については、前回より約1年早く着手するとともに、昨年1月には、市町村、関係団体、県民の皆様から幅広く御意見を伺うため、今回初めて新たな振興計画（骨子案）を策定し、6月には幅広い御意見を踏まえて取りまとめた、同計画（素案）を沖縄県振興審議会に諮問し、前回より約2か月半早い本年1月に答申を得たところであります。

同じく1の(2)のア、展望値の実現に向けた施策についてお答えいたします。

コロナ禍前の県経済は、好調な観光需要に牽引され成長を続け、1人当たり県民所得は着実に増加してきたものの、依然として、全国最下位の水準にとどまっております。1人当たり県民所得が伸び悩む要因としては、県内産業の生産性が低いことや稼ぐ力の弱さに起因した課題があるものと認識しております。

県としましては、産業のDX導入や産業人材の育成などを積極的に推し進め、労働生産性や稼ぐ力の向上を図るとともに、域内経済循環を高める施策を総合的に展開することで県民所得の向上に努めてまいります。

同じく1の(2)のイ、自給率を高める取組についてお答えいたします。

県としては、域内経済循環の向上を新たな沖縄振興における経済政策の一つに位置づけ、各産業における域内経済循環を高めていくための諸施策を新たな振興計画に盛り込んでおります。具体的には、観光と農業・商工業などの産業間連携強化の促進、ものづくり産業の高度化、県内企業への優先発注、県内需要の高い作物の安定生産体制の整備、地産地消の促進などの取組を講じていくこととしております。

同じく1の(2)のエ、市町村民所得と域内自給率に

ついてお答えいたします。

沖縄県は、農林水産業や製造業といった生産部門の割合が低く、商品や原材料の多くを県外からの移入に頼らざるを得ず、その結果、県外に所得が流出し、域内経済循環が不十分であることが指摘されているところです。県内で1人当たり市町村民所得が高い南北大東村は、人口に占める就業者の割合が高いこと、農家当たりのサトウキビ作付面積が県平均に比べ4～5割程度大きいこと等が要因であると考えております。新たな振興計画においては、経済・産業の振興を重要な政策課題と位置づけており、沖縄の優位性を生かした地域産業の振興や公共工事の地元優先発注について、引き続き推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、新たな沖縄振興計画について(2)のウ、沖縄県パイル・ヒューム管協同組合からの陳情についてお答えいたします。

本陳情は、県内において、県外大手企業の参入が拡大していくことを危惧し、県内企業優先発注を要望しているものと認識しております。土木建築部が発注する工事では、県内企業の優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、特記仕様書に県産資材の優先使用を明記して、その優先使用に努めているところであります。

県としては、工事着手前に使用資材計画を確認するなど、引き続き県産資材の優先使用に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、新たな沖縄振興計画についての(3)のイ、再生可能エネルギー電源比率目標値についてお答えいたします。

県では、COP26や国の動向等を踏まえ、昨年3月に策定した沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブの改定に取り組んでおります。改定案では、外部有識者委員会の意見を踏まえ、2030年度の再エネ電源比率目標は、着実に達成すべき目標である現行の18%に加え、将来における技術革新が実現し、これを利用する場合の挑戦的目標26%を併記することとしております。併せて、次世代エネルギーとして水素アンモニアの活用に取り組むなど、本県のエネルギーの脱炭素化を積極的に推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 1、新たな沖縄振興計画についての(4)のア、総合的な流通の合理化に関する具体策についてお答えいたします。

新たな振興計画（案）における農林水産物の流通対策として、現行の不利性解消事業の発展的な承継を図りつつ、持続可能な県外出荷等の物流ネットワークの構築を図ってまいります。具体的には、沖縄県と鹿児島県との輸送費の差額相当分を補助する取組、北部・離島市町村等において、県産農林水産物及びその一次加工品に係る県内外への出荷コストの負担を軽減する取組、鮮度保持技術を活用したコールドチェーンの構築を支援する取組の3つの取組を一体的に実施してまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 順を追って再質問させていただきます。

振興策、先ほどから説明を聞いていると非常にすばらしい計画ができたというふうに聞こえるんですけども、ちまたの評価は違うんです。今代表質問で他の会派からもあったように、非常に厳しい。ただ今あったように、評価はスケジュールも予定より早く進みました。あれもこれもやりますよというような話ではあるんですけども、ここはあまり私の本論ではありませんから時間はかけませんが、例えば非常に気になったのが、閣議決定した後の大臣の会見で、強い沖縄の経済を実現するために、民間からこの振興策に対して提案をさせるんだというような部分がありました。

我々は3年かけて10年間の総括をして中間報告して、様々な専門家から意見を聞いて、誰よりも一番沖縄のことを分かっているメンバーで、これをやれば沖縄が元気になるんだという議論をしてきたはずなんですけれども、ここに来てまた民間から具体的な施策を出してくださいという。その辺についてどう理解すればいいですか。その辺をまずお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画の策定に当たっては、幅広い御意見を頂戴してまいりました。市町村の皆様、それから関係団体の皆様、県民の皆様、1200余りの御意見を頂戴したところです。加えて県議会の皆様からの御意見、御指摘等も踏まえ計画を取りまとめしてきたところでございます。適宜国のほうとは、情報を提供し意見交換をしてきたところでございます。お互い強い沖縄の経済をつくるためにとい

う思いは一致していると考えております。今後とも連携して取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 部長はそうとしか答えられないと思います。ただやっぱり残念なのは、さっきも言ったように、前の副知事などは特に振興策に思い入れが強く、新沖縄発展戦略有識者チームということで、沖縄の本当のエキスパートを集めて議論をして、そこから提言もあったのにいろんなものが採用もされずに、予算も切り取られて、そしてここで——民間の力を借りるのは大事だと私は思いますけれども、内閣府でああいうことになるというのは、知事はあれだけ基地問題でははっきり国に物を言っているわけですから、この振興策でも、先ほど知事が話していましたが、10年前、民主党政権時代に沖縄がこの振興策をつくるんだということにしたわけですから、もっとほかの闘い方、交渉の仕方があったんじゃないかというように感じたところです。ここは苦言だけ申し上げて終わりたいと思います。

(2)に進みます。

それを踏まえて具体的にどうするかという話ですが、私は、県民所得がこの2次振計までは目標、展望値を達成できたけれども3次以降は展望値を達成できていないんです。そういう中で、先ほどあった域内自給率を高める。そこを入れてきたというのは、私は高く評価しております。今回の計画では、展望値では2ポイントアップするというような展望値を設けていますけれども、その県民所得あるいは県経済に与える効果というのはどのぐらいと見ていますか。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） これは加工統計である県民経済計算を基に算定しているものでございます。1ポイント当たりどの程度の効果があるかというのは、すぐには申し上げられませんが、県内の経済の規模を拡大していくためには、その向上が不可欠であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 新聞報道では、概算なのか1ポイント300億とか、400億とかいう数字も出ましたけれども、それはきちんとした数字は出ないということはそれでいいと思います。ただ知事、本当にここ域内自給率を高める、県内でお金を回すというのは、我々の想像以上に大きい効果が現れるというのは、私最近勉強して非常に強く感じたところなんです。だからこそやはり冒頭言ったように、地元業者の優先発注、地元県

製品の優先使用というのは、我々もう一回見直さないといけないと思っています。

それで、このパイル組合から出ている陳情ですけれども、この中では非常に危機感が伝わるんです。先ほどありました県は、いや、ちゃんと優先発注しているから大丈夫だよということですが、このパイルの組合員は3社あって、その皆さんが沖縄の中で頑張ってきたわけです、製造業で。この状況、シェアそういうようなものは概略でも把握していますか。どういう推移になっているのかをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今議員お話のあったコンクリート製のパイルについてのシェア等については、申し訳ございませんが把握してございません。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 組合さんに教えてもらいましたけれども、平成28年に4万トンあった県産パイルの取扱いが去年2万トン切っているんです。今年度はあと2か月残っていますけれども、1月末で1万トンしかないんです。それに比べて、もう全国で大手の2社が沖縄に入ってきて、28年にそのシェアが県外産が26%だったのが、これは民間も合わせてですけれども、直近ではもう66%が県外産になっている。だからさっき言ったように、私は、この沖縄振興策を本当に県民の豊かさに変えるためにはどうしても域内自給率にこだわらなければならないと思っています。そして皆さんもさっきあった基本方針に基づいて、我々県産を使うように頑張っていますよと言っていますけれども、パイル組合の数値などを見ると、この五、六年で一気に取扱いが半分以下になっている。これでここに働いている皆さんは、直接雇用だけで3社で197名。関連会社も入れると1279名、家族まで入れると2000名、3000名。この皆さんが本当にこの振興策を見て、豊かな沖縄につながるのかと。あるいは県民所得が本当に290万に届くのか。そうは到底考えられませんよ。だからやっぱりそこはしっかりと知事のリーダーシップ含めて具体的にどうするかというのを議論する時期に来ていると思うんです。

そういう前提で次の部分に進みたいと思うんですけれども、バケツに例えた議論、もうちょっと部長、具体的に教えてください。皆さんが商工リサーチにやった部分でも序文のほうでありましたけれども、バケツで経済を例えた3つの施策があると思います。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） バケツで経済規模を例え

るのであれば、バケツのパイを大きくして経済規模を拡大していく取組が必要と。もう一点は、バケツに穴が空いてせっかく得た資金がその穴から抜け落ちてしまう、それを塞ぐ、そしてそのバケツの穴を塞ぐと同時に規模を拡大していく、域内循環を高めて規模を大きくしていく。このような取組が必要と認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 知事、私は冒頭申し上げましたけれども、やっぱり我々、私も含めて、沖縄の経済を強くするために、どうにか外からのお金を沖縄に引っ張ってこよう、あるいはお願いして国民の理解を得て振興策を大きくしようという部分には、非常に力を込めてきました。ただこのさっき言ったバケツに——お金を水に例えるとすると、水を注ぐものには本当に頑張ってきましたけれども、どんどんどんどん——ざる経済という発言をする人もいますが、バケツに穴があいてどんどんどん漏れていってしまっていたんじゃないかと。結果として我々は、この数年沖縄経済はある意味バブルのような状況だった。そして観光客が1000万人だった。振興策も過去最高がずっと続いていた。けれども県民所得というのは、思ったように上がらなかったんです。そして今後ということを見ると、今あるように国と県の関係で一喜一憂するような話になってしまわないかという危惧がある。さらにコロナを経験して今後財政再建、国も県も市町村も体力以上のものを吐き出してしまった。こういう中では、やっぱりもう一度沖縄の中で経済を回す、域内自給率を高めるというのは、本当にまずトップリーダーである知事が強い決意を持って決めて、そして職員に共有して、県民にお願いする。そういうような取組が必要だと思うんです。その辺に対して知事、今の議論を聞いて所見をお願いしたい。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） これまでも沖縄県経済は、いわゆるざる経済と呼ばれていて、多くの原資が本土に還流させられてしまっているというような状況。数字によっては8割に上るといえるようなことも、そのような意見があるということは承知しております。だからこそ議員御案内のように、域内でどのようにして生産性を高め、そこに投資できる、循環できる、そういうシステムやスキームをつくっていくかということが非常に重要だということは、この10年間の沖縄21世紀ビジョンの前期の計画でも、それを高めるためにアジアのダイナミズムを取り込むということで、域外から域内に投下させていく仕組みをつくってきて、コロ

ナが発現する前までは、それがうまくいっていたと思います。ただ残念なことに、それらが沖縄に落ちても、沖縄からまた本土に流れていってしまう。おっしゃるようにバケツの穴が塞がっていないというような状況だったと思いますので、その域内の需要とそのため生産性を高めていく。今回の振興計画はまさにデジタルトランスフォーメーションなど新時代を取り込む形で、どのようにして域内にその成果・効果が現れるか、落とし込まれていくかということについての基本的な計画をしっかりとつくっていく必要があると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 考え方はそのとおりでと思います。ただ私が言いたいのは、やっぱり知事の決意なんです。先ほど言ったように、そういう考えを今までも述べてきたはず。そして県は、これも昭和の時代からこの県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の基本方針というものは持っています。その中でも、とにかく県内企業を優先するんだとうたっているんです。7月は県産品奨励月間という毎年恒例行事でやっているんです。けれども、さっき言ったようにずっと県と連携しながら県民の雇用を守ってきた工場を、頑張ってきた皆さんがコンクリートは3割、4割高い。電気料も高い。規模も3社まとまっても全く歯が立たない。そういう大手の企業がどんと来て、港にヤードを置いてどんどんどん県外製品を県内で売っていく状況があるわけです。だからやっぱりここは、もう一度リーダーである知事が今までの方針というのを、状況というのを確認して前に進めなければならない。そして、民間も含めて、県民の理解も得るような努力をしないといけないと思うんです。

そこで先ほど言った南北大東村の話ですけれども、さっき部長は就業者の割合が高いとかサトウキビだとか、そういう議論はずっとありますよ。ただやっぱり県内でも1人当たりの市町村所得が100万、200万切るような市町村がある中で、常に400万以上ですよ。多いときは480万ある。これは、時期によっては公共工事が多いとかいろいろあるかと思うんですけれども、私やっぱり域内自給率の高さというのがあると思います。職員に話を聞いても、あまりそこまでの分析というのは詳しくやったことがないというものですから、私は県民の理解を得るためにも、県が域内の自給率がどうなっているのか、そういうものをきちんと調査して、そして県民に知らせる。あるいはそういう関連があるんだたらみんなでも共有して、そういう意識を変えるということが大事だと思うんです。ぜひこれ

取組をお願いしたいと思います。

次に進みます。

エネルギー施策、(3)の部分。このバケツの議論になると、日本自体もこの研究している皆さんから言わせれば、自給率の低いエネルギーと食料というのは、日本経済にとって最大の漏れ穴、バケツの大きな穴だと言われているんです。そういう意味で沖縄の場合、特にエネルギー施策なんかは非常に大きい。市町村によっては、例えば徳島県の佐那河内村、2500名の人口で年間7億円のエネルギー代を払っているそうです。そして熊本県の水俣市、2万5000名で年間86億円域外にエネルギー代を払っている。沖縄でどれぐらい年間で払っているかということ、本県で原油、石炭、天然ガス、石油精製品で2168億円払っていると言われている。これはもう払いっ放しですから、これを域内で回す取組というのが各地域で広がっているんです。2000名、3000名の村で、地域でエネルギーを循環させることによって20億、30億の新たな産業を生み出している。そういうようなことを考えると、やっぱり沖縄でこのエネルギー政策というのは大事なんです。

そして先ほど部長は、イの部分で再エネの目標を18%から26%にしたと言いますが、そういっても沖縄の化石燃料の依存というのは、26%を達成したとしても70%以上はまだ化石燃料が残るんです。そういう意味では、脱炭素という意味でもやらないといけないし、経済の地域循環という意味でもここは大きなチャンス。地消地産の話もしていただけたけれども、エネルギーというのはずっと県民が使うものですから、そこに産業は生まれるし、それを生み出すのは私は振興策だと思っているんです。そこは、私はもう部長とはこういう議論はしてきましたので、この再エネの目標については、やっぱり知事が腹を決めてSDGsも当然大事だし、ずっと知事はSDGsにもこだわってきたはずなんです。そういう意味でこの再エネの目標というものは、できるできないじゃなくて、やらないといけないんだという知事のリーダーシップが必要だと思いますけれども、その辺について、エネルギー政策、脱炭素の再エネの目標について知事の所見をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 昨年3月に策定した沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブも、私も議論に加わりながら、とにかくこれからは再生可能エネルギーを島嶼型でしっかりとつくっていくということに、技術力も資本も、それをどんどん投資していくん

だということで、民間にも当然このクリーンエネルギーを達成させていくための技術力を求めるところが出てくると思います。しかしそれがいわゆる域外の方々ではなく、域内でそれができるように、例えばOISTや琉球大学などと連携した産官学の技術連携でありますとか、あるいはこれは沖縄電力ともその締結の中で、クリーンエネルギーに転換していくためのロードマップ、スケジュールなどについても、より明確にしていくというふうなことを我々沖縄県には求められていると思います。ですから私たちは、2050年にカーボンニュートラル、脱炭素を目指すその意気込みをこの10年間で本当に形にしないといけない。しかもできるだけ前倒しにしていけないといけない。そのためには、強い決意を持ってこのクリーンエネルギー、再生可能エネルギーへのチャレンジを続けていきたい、始めていきたいと思っています。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 今知事から強い決意という言葉が出ましたけれども、まさにそのとおりで、県外は原発があるからなんですけれども、県外は今の目標を頑張れば、全国は10年後には化石燃料が4割まで減るんです。でも沖縄は特殊事情ですよ、原発もないですから。今のこの高い目標を設定したって26%達成しても、さっき言った化石燃料が74%残るんです。それを事務方ではこれが限界だから、だからこそリーダーの強い決意が必要だと思います。ぜひ頑張ってください。よろしく願いいたします。

最後の農業の部分に進みます。

これも部長からありました。これ再三議論をしていますけれども、さっき言った不利性解消事業は大事ですよ。たださっきも言った、この沖縄はこんなに人口が増えて観光客が1000万人になって、これだけ経済がよくなって——このコロナ禍は別ですよ。それなのに農業は思うように伸びていないんです。やっぱりそれは非常に流通が多様化したというのがあります。ただお互いの施策もどうかという話でもあるんです。市場はこの振興策での目標は約6万6000トンだったと思いますけれども、今は取扱量が5万トンを切っていますよ。非常に流通が多様化して、直売所やファーマーズにどんどん物が分散してきた。結果として物が集まらない。だから各スーパーが自分たちで県外から引っ張ってくる。

そういうような悪循環になっていると思うんです。そういう意味でも、この総合的な見直しというところは、やっぱり青果市場を中心にしっかりと改築して、コールドチェーンできるようなものにして、そこで入

れる物、出す物をコントロールしていく。そういうような総合的見直しが必要だと思うんです。その辺について考え方はどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 農林水産物の流通につきましては、実に多様化しまして、これまでの青果の流通から、例えばカット野菜とか、いろんな方向に変わっているというように感じております。

協同青果のことにつきましては、施設の整備だけではなくて、やはり生産現場との有機的な連携、これも含めた上で施設整備と一緒に考えることが必要ではないかというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 考えるのは上等だし、この振興策でも全部やると言っていますよ。それは全部言うのはいいんですけども、ただやっぱり今言ったように具体的に優先順位をつけるとしたら、まずは市場をしっかりとしたものにしなないと。この市場の老朽化にしても振興策で触れていますよ。ただ書き方というのは、市場の老朽化対策は、検討に取り組むと書いているんです。何で10年後の沖縄の姿を示すのに、検討に取り組むというのは、本当に決意が見えないんです。そういう意味では、やはりさっき言ったように、しっかりとこの沖縄の野菜を市場に集めて、そして地産地消ではなくて地消地産、沖縄で消費されているものを沖縄の農家に作ってもらう。市場でビッグデータを取れば何月に何が出るというのは全部分かるじゃないですか。そういうような意味でも、しっかりと市場を中心に、県産野菜を農家を支える。あるいは生産を増やしていく。それがやっぱり我々農政の基本だと思っていますので、そこをしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

そろそろ時間がなくなってきましたけれども、後はもう営農型発電とかそういう部分は知事も触れてもらいましたので、細かい議論はいいと思います。最後のほうは、知事のやる気の確認をしたいと思うんですけども、知事、話が飛ぶとか突拍子もない話ですがうまい棒、知事は食べたことがありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） うまい棒、大好きです。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 何が言いたいかというと、今食品の値上がりが激しいんですけども、うまい棒が4月から12円になるそうです。10円だったのが、12円、大したことはないみたいですけども、パーセントでいったら20%の値上がりです。これは何が言いたい

かということ、我々歩いていける畑の農作物より、地球の裏側から運んできた食料のほうが安いということに、何の違和感もなくなってしまったんです。このモデルというのは、やっぱり前提としては安価な石油に依存するモデルなんです。資源の枯渇あるいは今の世界情勢、そういうものを考えたら、そういうものが成り立たなくなるんです。そういう意味で経済の域内需給というのは本当に大事だし、そして伊江島がやっているような民泊事業、ああいうものは本当に地域で地域の農家さんにお金を払う。そしてそれが学生さんの口に入る。そして地域の刺身屋さん、八百屋さん、そしてそれをさらに地域で麦を作って、その麦でお菓子を作ってそれを売っていく。まさにそれが地域でお金が回るということです。それにプラスの、ずっと言っている、今日触れてもらいましたけれども、その麦畑の上でソーラーシェアリング、営農型発電までやれば、本当に1次産業、2次産業、3次産業までまさに6次産業が出来上がるんです。そういうようなものを本当に知事が出身の伊江島でまずモデルをつくってほしい。そしてそれを県内に広げてほしい。それが自給率を上げるということになる、沖縄の経済が元気になることにつながると私は確信していますので、ぜひともお願いしたい。

最後に知事の決意をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私はうまい棒も大好きですし、値上がりはショックですが、伊江島でケックンというお菓子が作られています。伊江島の麦を使った、それこそまさに地産地消できるモデルとして、今各店舗でも展開して売られています。ですから地域のよさに目をつければ、最初は天ぷらで揚げて食べるしかなかった小麦が、これがやがてお菓子になり、本当に味の工夫をすれば、シナモンの味もちょっとピリ辛な味もつけることができる。うまい棒はそうやって味のバリエーションをつけていったことによってヒットしたということを知っています。

ですから地産地消は、まさに様々なアイデアを織り込み、それにどれだけ本気でやるかということがかかっていると思いますので、心してやっていきたいと思っています。

それから先ほど議員御案内のありました、新たな振興計画（素案）の農林水産物の輸送コストの低減対策及び総合的な流通の合理化の各種対策についての「検討に取り組みます」という文言は、「取り組みます」に変更いたします。

○大城 憲幸君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、2月28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時1分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 比 嘉 瑞 己

会議録署名議員 大 浜 一 郎

令和4年2月28日

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第5号）

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

令和4年2月28日（月曜日）午前10時開議

議事日程第5号

令和4年2月28日（月曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで

- 甲第1号議案 令和4年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 令和4年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 令和4年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 令和4年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第8号議案 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第9号議案 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和4年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和4年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和4年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和4年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和4年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和4年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和4年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第26号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第22号）
- 甲第27号議案 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第28号議案 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）

- 甲第31号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第32号議案 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
- 甲第33号議案 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第34号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第35号議案 令和3年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第36号議案 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第37号議案 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県首里城歴史文化継承基金条例
- 乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例
- 乙第14号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例
- 乙第15号議案 沖縄県農作物種苗生産条例
- 乙第16号議案 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県観光振興基金条例
- 乙第20号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第22号議案 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第23号議案 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第24号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第25号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第26号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第27号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第28号議案 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第29号議案 沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する

る条例の一部を改正する条例

- 乙第30号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第31号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第32号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第33号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第34号議案 訴えの提起について
 乙第35号議案 財産損傷事故に関する和解等について
 乙第36号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第37号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第38号議案 損害賠償請求事件の和解等について
 乙第39号議案 損害賠償の額の決定について
 乙第40号議案 包括外部監査契約の締結について
 乙第41号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標を定めることについて
 乙第42号議案 副知事の選任について
 乙第43号議案 沖縄県教育委員会教育長の任命について

出席議員 (47名)

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	24番	仲村未央さん
1番	喜友名智子さん	25番	平良昭一君
2番	翁長雄治君	26番	玉城武光君
3番	島袋恵祐君	27番	比嘉瑞己君
4番	玉城健一郎君	28番	照屋大河君
5番	上里善清君	29番	山内末子さん
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	34番	呉屋宏君
9番	新垣淑豊君	35番	花城大輔君
10番	島尻忠明君	36番	又吉清義君
11番	仲里全孝君	37番	崎山嗣幸君
12番	國仲昌二君	38番	仲宗根悟君
13番	次呂久成崇君	39番	玉城ノブ子さん
14番	新垣光荣君	40番	西銘純恵さん
15番	瀬長美佐雄君	41番	渡久地修君
16番	山里将雄君	42番	瑞慶覧功君
17番	当山勝利君	43番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	44番	末松文信君
19番	金城勉君	45番	島袋大君
20番	新垣新君	46番	中川京貴君
21番	下地康教君	47番	照屋守之君
22番	石原朝子さん		

欠席議員 (1名)

33番	大浜一郎君
-----	-------

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	謝花喜一郎君	企業局長	棚原憲実君
副知事	照屋義実君	病院事業局長	我那覇仁君
政策調整監	島袋芳敬君	会計管理者	大城博君
知事公室長	金城賢君	知事公室秘書防災統括監	平敷達也君
総務部長	池田竹州君	総務部財政統括監	平田正志君
企画部長	宮城力君	教育長	金城弘昌君
環境部長	松田了君	警察本部長	日下真一君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	労働委員会事務局長	山城貴子さん
保健医療部長	大城玲子さん	人事委員会事務局長	大城直人君
農林水産部長	崎原盛光君	代表監査委員	安慶名均君
商工労働部長	嘉数登君	選挙管理委員会委員長	当山尚幸君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	課長補佐	城間旬君
次長	上原貴志君	主査	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋大君。

○島袋大君 おはようございます。

自民党の島袋大です。

知事、昨日、石垣の市長選挙結果が出ました。実際どう思いますか。

○議長（赤嶺昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 選挙の結果につきましては、それぞれの候補者が公約を掲げ選挙戦に臨み、そして市民がその公約等を基にして判断をした結果であると受け止めております。

○議長（赤嶺昇君） 島袋大君。

○島袋大君 それは理解できますよ。我々の相手候補の皆さん方を知事は支持されていますけれども、その中で調整役として知事、副知事もいろいろ入りました。玉城デニー知事と一緒にやる方と我々対決して勝利したんですが、その結果を見て一言、何かコメントありましたら。

○議長（赤嶺昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 選挙の結果は有権者の判断によるものというように受け止めております。

○議長（赤嶺昇君） 島袋大君。

○島袋大君 まさしくおっしゃるとおり、これは市民の民意の結果だと思っていますから、その辺は御理解いただきたいなと思っています。

令和4年一括交付金、ソフト交付金の配分についてであります。

一括交付金のソフト交付金の県と市町村の配分が11対9というふうに決まっております。当時、西銘沖縄担当大臣は1対1が望ましいと。市町村分を確保するために財務省との復活折衝に臨んだということでありましたけれども、1対1の比率ではなく11対9になった大きな理由をお聞かせください。

○議長（赤嶺昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城力君） ソフト交付金に係る県と市町村の配分につきましては、知事と41市町村長が一堂に会する沖縄振興会議において決定されるものでございます。令和4年度のソフト交付金が令和3年度に比べ110億円の大幅な減額となったことや、複数の市町村から配分の見直しを求める意見もあったことから、県では令和3年度の配分額の割合である11対9と一部の市町村から意見のあった1対1を、庁内の議論も踏まえ市町村に提案いたしました。沖縄振興会議において、1対1の場合、県が実施する本県の特异性

に基因する不利性等の対策に影響が生ずることを説明し、理解をいただいたことで、県と市町村の配分は11対9の割合で決定したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 11対9の内容は、県分が前年度から63億円減額の216億円、市町村分が前年度から47億円減の178億円。知事、皆さん県当局が政府との交渉に失敗したわけですから、県分の63億の減額はしようがありませんよ。しかし、その失敗に巻き込まれて47億円減らされた市町村はかわいそうじゃないですか。市町村財政は大変厳しいような状況になっていますよ。その辺りは、知事は申し訳ないというような思いと、市町村側に伝えるということのメッセージはないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 平成29年度以来一括交付金は減額が続いておりまして、平成23年度以前の県の補助金の額も勘案して5対3の割合で配分してきたところ、29年度の減額以降、県分から市町村分へ10億、12億、令和3年度には三十数億円、県から市町村へ調整額として措置して、何とか市町村の事業の影響を小さくしようということで取り組んできたところでございます。

県も市町村も大幅な減額となっております、事業の執行に影響が生ずることは見込まれておりますが、県にあっては、先ほど申し上げた不利性の解消事業等については現行のスキームを維持し、また、市町村の執行調査を随時行って、過不足調査の下、余る市町村から不足する市町村へ流用した上で、円滑な執行に少しでも資するように努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事、部長はそれ以上は、もう答え切れませんよ。私どもは前からずっと申し上げているように、制度設計を含めてしっかりと自民党は頑張りますよと。予算の件においては、知事は自ら県のリーダーとしていろんな形で国との交渉、いろんな形の突き合わせをしないと予算的に厳しくなりますよと言った結果がこうなんですよ。我々は、だから言っただろうということは申し上げませんよ。そうなった場合の対応として、知事として自ら、こういう一括交付金の配分になってしまった、理由は予算が減額されたからですよと。その知事としてのメッセージはないということで理解していいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 当然予算が減額になったと

いうことは非常に残念ではありますが、しかし先ほど部長から答弁をさせていただいたとおり、できるだけ影響を小さくし、市町村に頑張っていたきながら、県も何とかサポートしていきたいということでの予算配分とさせていただいたことに御理解をいただきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 市長会の桑江会長もいろんな面で不満というか、厳しい御意見も我々いただきましたけれども、皆さん県から——要するに市町村から47億円も取り上げてまで影響が出てくる施策はどんなものがあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 市町村の皆様には1対1の場合の影響を御説明いたしました。その中でも、本県の特殊性に基因する不利性等を解決するための取組、例えば離島住民等の交通コストの負担軽減でありますとか、あるいは全県的に行っております待機児童対策、特に待機児童対策等については今県のほうの持ち出しが多いスキームで実施しているところですが、これを市町村の皆様との共同で、例えば1対1の割合で取り組むとか、その辺りの影響が出るおそれがあるということをお説明してきたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 次に、新たな沖縄振興法の制度についてお聞きします。

今回、国は沖縄振興法を改正し、賃上げをしっかりと約束する約束で、事業者に税金や補助金の優遇措置を与える制度を導入することとなっていると思っております。沖縄総合事務局を活用し、担当者を継続的に張りつけて県民所得の低さに正面から取り組む姿勢が出ております。

知事、これはかなり画期的なことだと思っております。国はかなり斬新な施策を打ち込んできておりますけれども、私どもは高く評価するんですが、知事、どのように評価しますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 今回税制改正においては、その効果を測る指標としまして付加価値の増分あるいは雇用者の所得の上昇、この辺りも指標として新たに設定されてきたところで、その辺りの取組が沖縄振興に向けても寄与していくものと考えております。県としましても、この税制等を幅広く周知していきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事、この国の取組に県も一体と

なって取り組むべきと思いますけれども、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 沖縄振興に向けては、国、県あるいは市町村、連携して取り組むべきものと考えております。引き続き連携しながら取り組んでいくというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事、私がなぜ知事に聞いているのか分かりますか。復帰50年、新たな沖縄の振興ということで、政府も一丸となって新たな沖縄振興法を改正する際に、この法律の中で自ら企業が賃金を上げよう、復帰して50年、県民は本土と格差があって所得が低いですとずっと言っておきながら、歴代の知事もそう求めてきた。県議会議員もそうですよ。しかし、国自らこういった形で沖縄に寄り添って頑張ろうということを出しているんですよ。だから、県民は所得が低いと言っているけれども、やはりそれを打破するためには斬新な施策を打ち込むべきだと私は思っているんですよ。当然ですよ。この国の取組に呼応して、さらに効果が上がるような具体的な施策を県は打つべきだと思っているんですけども、知事、ぜひ前向きな御答弁をいただきたいんですが。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この現在の振興計画においても、沖縄21世紀ビジョンの計画と相和して、アジアのダイナミズムを取り込みながら着実に沖縄の状況は前進してきたというように考えております。しかし、コロナウイルスの出現によって世界的、国内的、県内的にも非常に大きな影響を受けているということは議員御承知のことと思いますが、しかし、これからもこの新しい振興計画の中には、やはりSDGsを取り入れて、社会・経済・環境の3側面から一体となってあらゆる分野で沖縄のポテンシャルといいますか、そのソフトパワーを発揮していきたい。その中には企業の稼ぐ力で域内経済を循環させていくというしっかりした取組にデジタルトランスフォーメーションを組み合わせていきながら、しっかり支えていく。そして、沖縄をより日本全体の経済にも寄与するような、引き続きアジアのダイナミズムをしっかり引き込んでいきたいというようなことで、その計画の素案を立てさせていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひとも、これだけ国と連携して一國はやろうと言っているわけですから、知事がおっしゃっている公約の中にアジアのダイナミズム、新沖

縄、新しい沖縄をつくっていくということに合致すると思っていますよ。だからそこは我々は否定しませんよ。県民のことを思えば与野党は関係ないと常に言っているじゃないですか。だからこそ、こういった形で復帰50年を皮切りに新たな沖振法を改正する中で――これは革新の皆さん方も言っていますよ。共産党の皆さん方も各政党も言っていますよ。賃金を上げようと言っている。だから我々は、所得を上げるためには、これだけ国が沖縄県の企業に対しても優遇措置をしますよと言っているんだから、ここは県知事として県内の企業を含めても、そういったことの方向性を導くべく考えて、ひとつ御理解とお力添えを、御協力もお願いしたいと思っております。

次に移ります。

新たな沖縄振興法の制度については終わりますけれども、新型コロナウイルスの対策についてであります。学校給食の牛乳の供給停止に伴う支援についてでありますけれども、議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島袋 大君（パネルを掲示） まず1点目のコロナに関する影響ですけれども、新型コロナウイルスの感染者数の拡大に伴い、おとし3月、5月の全国一斉臨時休校に続き、昨年6月に県独自での県立学校、小中学校の臨時休校措置が取られました。その後、大多数の学校において夏休みの短縮が行われる予定でしたけれども、感染者数の状況から夏休みの短縮が止められて、夏休み延長措置や分散登校、オンライン授業の実施などが行われております。また、先月からオミクロン株の影響による感染者数の急拡大を受けて、再び県独自での県立学校、小中学校の臨時休校、分散登校、オンライン授業の実施の措置が取られております。

これらの影響によって、学校給食用の牛乳に仕向けられるはずだった生乳が突如として行き場を失って、大量の余剰乳が発生いたしております。乳製品等への生乳使用率の引上げや県外移出で脱脂粉乳やバターへの加工処理などに対応したため、酪農家の収入は大きく減少しております。これに対する補填ですよ。これは代表質問であったけれども、その後どんな議論になっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えいたします。

代表質問でもお答えしたとおり、新型コロナウイル

ス感染症による小中学校等の休校措置に伴いまして、学校給食用牛乳の供給が停止され、酪農家は余剰乳を販売価格の安い加工乳配合用乳等へ仕向けたために収入が減少して大変厳しい状況というふうに認識しております。

県としましては、学校給食用牛乳への供給量を確保するため、生産者の生産性向上やコスト低減など経営力強化につながる取組への支援を行いまして、引き続き酪農振興に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 代表質問でもあったけれども、200ぐらいの酪農家が今50戸になっているわけですよ。県内の牛乳の供給としては約60%が学校給食に行っている。でもこういう状況になれば60%が止まるわけですよ。止まったときにどうするかとなったら、今言う脱脂粉乳やバターへの加工処理なんかいろいろ考えるんだけど、間に合わないわけですよ。

知事、これ見てください。この私が提案した日付から遡っていきますと、2200万足りないんです。2200万をこの酪農家の皆さん方に払うことによって、戻せるわけですよ、通常に。2200万円を補填することもできないんですかというのが、代表質問を含めての我々の質問なんですよ。

ですから、今回の復帰50年を皮切りに、新たな沖縄振興法の中に我々自民党は、この緊急措置をするためにも、これから長い目で見ても、この脱脂粉乳や加工産業ができるような施設も新たに沖縄県は独自で造って、緊急対応できるように。ですから、今の生乳としても60%の割合が学校給食に当たっているけれども、そこを加工製品、加工乳にできる、回せるような施設の整備も自民党はやっていかなくちゃいけないんじゃないかなという考えもある。新たな施設を造っていくのも。しかし、原資というのは60%が学校給食に行っているんだから、その分の補填は必要でしょうということですよ。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 令和3年度の休校措置の影響によりまして、酪農家の経営状況というのは、島袋議員からパネルで説明ありましたとおり非常に厳しいと我々も認識しております。

これまで休校措置による損失額などを確認して補正予算等を検討してまいりましたけれども、損失割合の程度などから、残念ながら補正予算には至らなかった経緯にあります。その後、1月の休校措置、それからまた長く続く飼料高騰が非常に影響を与えております

ので、次年度の早い段階では酪農家への支援について財政当局と調整して詰めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 多分農林水産部長は状況も知っているし、担当部署からも上げられて、部長としても提案していると思いますよ、補正の予算。要するに問題は財政畑ですよ。総務部長を含めて担当の副知事、これ単費でもできるような体制にすれば、今やっと学校も、みんな戻ってきてスタートしようとしているのを、これを補填することによってゼロになるんですよ。そういったことは考えられませんかという切実な思いなんだけれども、後は知事、副知事がどう考えるかですよ。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 畜産、県内でも牛乳の生産が続くということは、非常に大切なことだと考えております。農林水産部長からもありましたが、こういった形で支援することが妥当かについて、しっかりと意見交換をしながら対応を検討していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この検討する、検討すると長引いて、50戸に減った酪農家が、これが補填されないおかげで沖縄県の酪農家が20戸になったらどうするんですか。学校給食の牛乳はどうなるんですか。牛乳がないから県外から持ってくるんですか。単価が上がりますよ。だからそこを切実な思いだからどうかと聞いているのに、考えるのはいいですよ。2年間考えるんですか。来週で結論を出すんですか。そこを求めているんですよ。陳情が来ているんですよ、みんな。そこを聞きたい。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 酪農家の皆さんが非常に苦しんでいらっしゃるということは、部長からもその内容等説明を詳しく聞いておりますし、また部局のほうでもどのような対応ができるかということで努力をいただいていることと思います。

県としましては、これから先、その酪農家の方々自分たちもしっかりと先を見通していろいろと努力したいというようなことにおきましても、議員御案内の新たな施設の件でありますとか、もろもろ検討が必要だということも我々認識しております。総合的にそれ

らを含めて、部局からもまたしっかりと検討させるように努力をさせていただきたいと思ひます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 知事から答弁ありましたが、これ以上深くは言いませんが、ひとつ決断をお願いしたいと思ひています。知事は常に誰一人取り残さない社会と言っておりますけれども、既に取り残されております。この皆さん方が止まることによって、子供たちの小中学校の給食の牛乳が止まるということをお御理解ください。ここをしっかりと救うべきだと思ひますから、知事の明確な判断もひとつ御理解とお願いをしたいと思ひております。

次であります。

沖縄県タクシー・ハイヤー事業の緊急支援についてでありますけれども、ハイヤー・タクシー協会、事業者から来ておりますけれども、1台当たり20万円の緊急支援で、今まで県から公共交通支援金ということで4万円ないし5万円近く、3回に分けて支給されました。しかし、あまりにも長引くものですから、そういったことを考えて、その中から経費も含めてやっていくためにも、1台当たり20万ないしの緊急支援の予算を組んでいただいて、そこで会社が維持できるような形にさせていただきたいというのがあるみたいです。

実際県内では3600台のタクシーが保有されております。県内離島を合わせて3600台ですから、その中で乗務員が7000名もいるわけですよ。その中で皆さん方の考えでは非常に回すことが大変だと。もうタクシー業者も廃業に追い込まれて大手が吸収合併をするような形になっているけれども、その大手のタクシー会社さえ非常に厳しい状況になっているわけです。雇用状況が大変厳しくなるのもあるんですけども、そういった面での支援金のお考えはないですか。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) タクシー、路線バス等の公共交通は県民や観光客の移動手段として重要な役割を担っており、それを確保・維持することが重要であると考えております。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、県内のタクシー及び路線バス事業者の状況が非常に厳しいということは承知しております。引き続きこの公共交通の維持・確保が図られるよう努めてまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 引き続き、緊急事態宣言、まん延防止期間中に1台当たり1万円の緊急支給を願いたいというふうに要請も来ておりますけれども、その辺の考

えはないですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

企画部長。

○企画部長(宮城 力君) これまで3回の支援に当たりましては、1台当たり単価を設定しまして、感染症対策あるいは経営支援を行ってきたところがございます。加えて、日額当たりの経営補償的な要請だと認識しておりますが、これは九州各県の状況あるいは予算の状況もございます。いろんな角度から検討していきたいと思ひます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 今7000名の乗務員がいるけれども、昼と夜、2交代ですが、これを回しても2万円しか上がりがないんですよ。2万円しかない。しかし、沖縄県は電車がありませんから、路線バスもそうですよ。タクシーもそうですよ。公共交通として一番率が高いわけですよ。それでも回していても今2万円しか上がりがない。その中で大変企業も苦しいような状況になっているわけですから、そこをお御理解願いたい。

もう一点、社会保険料の免除や県独自の緊急公的融資支援、そういったものはないですか。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 先ほど答弁申し上げました、これまで1台当たりの単価を設定して支援してきたところがございます。公共交通を維持・確保するためにどのようなスキームが望ましいのか、より効果的なのか、この辺りも含めて検討していきたいと思ひます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 知事、副知事、ぜひとも、会社の乗務員の数は減らしてでも、今の状況でタクシーを回しているだけけれども、社会保険料というのは出ていくわけですよ。それを銀行や一番最終の沖縄公庫にも融資を願って、もう借りるだけ借りている。しかし、もう払うのも大変なんですよ。こういった状況が来ているわけだから、そこはひとつ御理解と、要するにどういったふうにてこ入れするかという判断を願いたい。

バスについてでありますけれども、路線バスの支援。これは昨年の10月と比べて軽油が4割上がっていて、路線バスの事業がダブルパンチとなっているそうです。その路線バスの生活路線を守るために、財政支援を検討してくれと言っているんですけども、要

請が。そこはどうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 路線バスもタクシーと同じく公共交通の大きな一部でございます。新型コロナウイルス感染症により乗客が大幅に減少しているという点と、議員がおっしゃるように燃料費が高騰しているということで経営が非常に厳しい状況にあるということは承知しております。タクシー同様公共交通の維持・確保に向けてどのような取組ができるか、検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これはバス、タクシー、ハイヤーも含めてだけれども、バスガイドもそうです。エッセンシャルワーカーを含めて3回目のワクチン接種ですね。ハイヤー、タクシーの乗務員、バスの運転手の皆さん、バスガイド、どうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 3回目のワクチン接種については各市町村でも取り組んでいただいているところですが、県の広域ワクチン接種センターでは事業所ごとにまとめて申し込んでいただくような枠を設けておまして、その中でバスやタクシーなどの業界の方についても積極的に受けていただきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ひとつこれから観光客も増えてくるはずですから、その辺の対応策はしっかりとやっていただきたいなというふうに思っています。

次であります。

協力事業の対応に不満を訴える飲食事業者から多くの要請を受けておりますけれども、対応策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では令和2年に開始した本事業につきまして、協力金事務局それから業界団体と協力し、迅速な支給と疑義照会に対応しております。不支給の通知に際しては、理由を要項上の該当箇所を示して説明しておりますが、より理解を深めていただけるよう支給対象外となった主な事例を令和3年12月末から県ホームページで公表するとともに、業界団体にも通知しております。また、不支給に対する事業者からの照会につい

ては、12月からメールでの専用相談窓口を設置したところでございます。

県としましては、県職員と事務局職員が連携して、支給対象外となる事例をさらに分かりやすく説明するなど、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 部長も大変だと思っていますよ。これもかなりの数の飲食店の皆さん方が今言う支給対象外になったりとか、あるいは不支給で通達が来て、メールでの回答がない。各部長、知事、副知事も自分の支持者の飲食店から来ていると思いますよ。県議会議員ほとんど来ていると思う。いろんな面で苦しい状況だけれども不支給になった。理由は何かと行って、1か月待っても来ないという方、数多いわけですよ。職員で足りないから外部委託しているかもしれないけれども、人間はもう今日食っていくためにはどうするべきか、今日生きていくためにどうするべきかという非常に追い込まれている状況の中で、メールで回答が来ないということは非常に大変なことです。そこは、緊急に至急にでも対応策、人員を増やすなり、寄り添って、そういう対象となる方々にいろんな面で説明できることをしてほしいんですけども、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お尋ねは執行体制の件だというふうに考えております。

既に9期までは支給は終了しておりますが、これから第10期の協力金受付を行います。その体制については、まずコールセンターで22名、それから疑義照会・審査対応で22名、それから審査オペレーターが48名、それから不正対応として4名、申請サポートセンターで26名、合計122名の体制で行っております。それから議員御指摘の不支給に当たってメールがということでもございましたけれども、電話での対応になりますと、どうしても言った言わないということがありまして、そこは記録に残るとい形がよろしいかと思ひまして、我々は不支給の事由を要項上の該当箇所を示して申請者に対して通知をいたしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 部長がおっしゃるのは、それは理解します。メールでもうちょっと細かく理由を再度——確認しても分からない場合はメールでも返ってこないということがあるみたいですから、そこもうちょっと対応を細かく、砕いてできるような体制もひとつお願いしたいと思っています。

知事、私が今言ったコロナ対策での学校給食、タクシー、バス、ハイヤーそして飲食店の皆さん方、みんな苦しんでいる。予算が必要なんですよ、予算が必要。そこを知事としていろんな面で誰一人取り残さない社会というのであれば、ここにもっと寄り添って予算を組むべきだと思うんだけど、そういったことを含めてもどうですか、ないですか、考えは。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 国等からの財源も活用しながら、やはり困窮していらっしゃる方々に対して、県全体でどのような取組ができるのかはこれからもしっかりと考えていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 次です。

復帰50年の記念式典について、開催方法等について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

今年は本土復帰50年という沖縄県にとって大変意義深い歴史的な節目の年であります。このため、式典の開催について、去る2月16日、松野内閣官房長官に対し、県と国との共催とすること、沖縄と東京の2会場で開催すること及び沖縄会場には三権の長に御参列いただくことについて要請したところでございます。

県といたしましては、式典において平和を愛する沖縄の心、沖縄の自然や文化、将来の可能性等を発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひとも知事、今政府とも話を詰めていると思っておりますけれども、私は先ほどから述べている質問の中でも、コロナ禍という状況の中でこれだけ画期的な沖縄からのウエルカムメッセージ発信はないと思っているんですよ。これをする事によって全世界が注目して、国内の皆さん方も注目して沖縄に行ってみようと、沖縄の文化や青い空、青い海を見ていこうとなると思うんだけど、そこ今政府と詰めていると思うが、やはり県も望んでいる先進7か国のG7も含めて、国際誘致も含めて、やっぱり頑張りたいと、もっとメッセージ的にひとつ力強いお言葉が欲しいんだけど、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今議員御案内いただきましたG7の関係閣僚会合についても、環境やそのほかの分野においての会合をぜひ希望したいというように思

いますし、この50周年の式典も東京と沖縄の2会場で開催をし、三権の長には御来県をいただけるように要請もさせていただいております。ぜひ復帰50周年、沖縄の魅力をしっかりと発信できるそういうふさわしい式典にできるよう努めていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ひとつ御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

次、我が党の代表質問の関連についてでありますけれども、呉屋宏議員の代表質問から、知事の政治姿勢について、知事公約の現状についてであります。選挙公約について現状を改めて説明してほしいんですが。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県では知事公約に掲げられた291の施策全てに着手し、取組を進めております。これらの中には、例えば、琉球歴史文化の日の制定、少人数学級の中学3年生までの拡大、こども医療費助成に係る対象の拡大、沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）など、既に実現し、引き続き公約の趣旨・目的のために取り組んでいるものも含まれております。

県としましては、知事公約の全てにおいて着手し、取組を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 総務部長、県の経常収支比率は何％になりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 今手元に資料はないんですけれども、90％台の後半だったと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 失礼しました。

私が調べた限りでは97.2ぐらいだというふうに理解しております。

玉城デニー知事がこれだけ選挙公約をスタートしてやっているんですけれども、今沖縄県の今年度予算の計上は8000億超えております。経常収支比率が97.2％。玉城デニー知事の選挙公約を全部達成するとしたら、この数値はどれくらいに上がりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えいたします。

公約の実現に当たっては、内閣府の補助事業でありますとか、各省計上など様々な財源も活用しております。また、別途いろいろありますので、一概にちょっと全て達成したら経常収支がどれだけ上がるということとはなかなかお答えしづらいかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 いや、僕が聞きたいのは、この公約をスタートして進めるためには予算が必要なんですよ。入り口論も全部、幾らか必要なんですよ。今現状では経常収支比率は97.2なんですよ、97.2。これスタートしてもろもろやるとしたら何%に上がりますか。今で97.2だけれども、どれくらいになりますかと聞いているんです。100%超えるでしょう。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 経常収支比率は、人件費や県債など経常的な支出に対して、県税などの経常的な財源を示す割合でございます。公約の中には経常的な支出、例えばこども医療費でありますとか、通学費の助成などもございますので、それをやっていけば当然ある程度増えますが、その中には既に今言ったものについては、歳出の中に含まれているものがございます。ですから、どういった形でやるかというのは——全て一応着手しているという答弁が企画部長からありましたが、それをどこまでやるかということについては、一概にちょっとどの程度上がるかというのは、私どもそういった観点で試算はしておりませんので、ちょっと数字的にはお答えすることが難しいものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これが行政のはぐらかしというんですよ。これやるためには経常比率たくさん上がりますよ。これに関わる予算なんて入っているんだから、これに。ごまかさないでくださいよ。あなた方はやるやる言って、入り口だけ入って行って、これやりました、進めていますという表現しているんだよ。通るわけないでしょうが。もっと分かりやすく県民に、知事、私は頑張ったけれどもここまでしかできなかった。しかし、4年間でまた頑張りますのでと、今日出馬表明しますか。それぐらいちゃんと県民に分かりや

すく言わないと、何でも入り口のほう入ってやっていますという表現は、私はいかがなものかと思えますよ。今のやり方だったら通常財政は非常に厳しいような予算措置になりますよ。

じゃ基地問題の解決と返還基地の跡地利用について、一日も早い米軍普天間基地の運用停止を日米両政府に求めますと。求めているからオーケーじゃないですか、これ。ずっと言い続けてこれ予算化していくのか。自分の公約を引っ張っていくのか。求めているからもういいでしょう。達成ですよ。日米地位協定を抜本的に見直し、米軍にも航空法など国内法の適用を求めます。求めたでしょう、もう何度も。こういうような評価での説明の仕方なんだよ。これで県民が納得しますか。もうちょっと分かりやすく、県民目線に立って、本当に自分がやっている仕事に誇りを持って県職員の皆さん頑張っていますよ。頑張っているけれども、あまりにもやっているような雰囲気をこういうふうに行っているという仕向け方、見せ方、プロかもしれませんよ。ここをもうちょっとどういうふうに表示するということも大事かもしれないけれども、あたかも全部やっているようなトーク、この間の代表質問にもあったけれども、全部100%着手してやっていますという、こんな表現いかがなものかと思えますよ。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 公約の中には県が取り組んでいる業務、計画をさらに進展させていくような内容のものもありますし、継続的に取り組んでいく、つまり誰一人取り残さないという考え方の中には、継続中の事業についてもしっかりとケアをしていくというようなこともあります。ですから、表現はその文章の表現上様々な取られ方、あるいは考え方があろうかと思えますが、一つ一つ、やはり県民の福祉の向上、県勢の発展のためにしっかりと取り組んでいくということが私たちの一番肝腎なところであろうというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事、じゃ知事は次の選挙、出る出ない、まだはっきりしていませんけれども、次出られるとしたらそのままこの内容の公約で理解していいですか。新たに足すんですか。経常収支比率も97%超える中でまた足すんですか。この146万県民に対し

て、またやるやるやるだけ言って、4年後にぎりぎりになったら、またここもやっていますよという表現するんですか。こんなやり方おかしいと言っているんですよ。それどうですか、知事。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 繰り返しになりますけれども、私が掲げた291の公約はそのいずれも着手をさせていただき、例えば琉球歴史文化の日は制定をさせていただいてから、さらに琉球の歴史文化に関する様々な取組を次のステージでやっていくというように続いてまいります。その一方、例えば、沖縄型の環境モデルを経済発展資源として活用する戦略を展開しますというような項目については、これはまた、県のSDGsの取組とも相まってくるような内容ですので、一つ一つの事業はやはりこれまでも取り組んできた、そしてこれからも取り組んでいくというようなものもたくさん含まれているということを御理解いただきたいと思えます。

これからも公約がしっかり県民のために一つでも実現し、また次のステージに進んでいけるように丁寧に丁寧に向けていきたいというように思えます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 いや、今知事がおっしゃる中身というのは、丁寧にこうやっていると、丁寧に県民に説明していくというのは分かりますよ。何か私が嫌がらせて、あなた何もやってないんだ、知事は私はしっかりやっていますよと、何か私がいじめっ子みたいな行動に受け取られるんだけど、私は何もいじめていませんよ。誰が見ても、これマスコミいるかもしれないけれども、新聞紙面にこれ延々と290近くの公約にマル、バツ、三角、二重マルとやって、県民がみんな本当にこれやっているか、どんなふうになっているんだと疑問に思いますよ。これ、だからもっと公表したらいいんじゃないのか。県のホームページに載せるなり、意見を県民から聞くなり。私は職員と一緒に頑張って努力する気持ちは分かりますよ、理解します。しかし、こういった形で入り口だけ走ったということを手ということ自体がいかげなものかということを手を私に言っているんですよ。頑張っているのは理解します。しかし、要はこの公約というのは実行力と行動力の結果ですよ、結果。結果を求めているんですよ、県民は。そこを求めているんですけども、いか

がですか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 全ての公約について説明をする時間はございませんが、例えば、低所得世帯の中高生のバス通学費の無料化、少人数学級の中学3年生までの拡大、こども医療費助成に係る窓口払いの無料化、おきなわ工芸の杜、琉球歴史文化の日制定など、実現している公約も当然ありまして、それからまたさらに、その公約を膨らませていく必要があるのであれば、その限られた財源の中でどのように県民に寄り添い、しっかりと実現していくかということについても検討を深めていくことが大事だろうと思えます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、行政は継続ですから。仲井真県政、翁長県政、玉城県政に替わってきた。引き続きやっている行政の移り変わりは分かるよ。しかし、今言っている話も以前の県政から引っ張っている事業と第3コーナー回っていることをやっていると言っているんだよ。私が言っているのは、入り口のところをやっているけれども、ここ着手という表現はいかがですかということを知っているわけであって。

あまりにも一方的に私がいじめているような表現になっていきますけれども、県民の皆さん方はそう理解していただきたくないなと思っております。知事がやるべきことをしっかりやってほしいから言っているわけですから、お互いに、知事、頑張ってください。

よろしくをお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 下地康教君。

[下地康教君登壇]

○下地 康教君 宮古地区選出、会派沖縄・自民党の下地康教です。

昨夜、石垣市長選挙で我々が推薦する候補者が勝利を収めております。その勝利をもって、先ほどの会派長の質問は相当テンションが上がったかなというふうに思っておりますけれども、私のほうはしっかりと冷静に質問をしていきたいと思っております。

それでは所見を述べながら一般質問に入らせていただきたいと思えます。

さて、今般ロシアによるウクライナ侵攻に関する報道が全世界をめぐっております。専制主義国家の力による現状変更が強く非難され、侵略者の一方的な理由により、非合法的な国家併合が正当化されようとしています。これは、沖縄県においても対岸の火事ではありません。尖閣諸島における専制主義国家中国の力による現状変更がなされようとしている緊迫した事態を、

これは重く受け止めなければならないというふうに思います。尖閣諸島を県土に持つ沖縄県知事としての玉城知事は、尖閣における中国への対応を外交手段による平和的解決のみではなく、毅然とした態度をもってその表明をするべきものであるというふうに私は考えております。

知事は、あらゆる場面において、県民投票で72.15%が辺野古基地建設に反対し、民意が示されたとしておりますけれども、このような表現は沖縄県民の総意を適切に表現しているものとは言い難いというふうに私は思っております。県民投票では、当日有権者が115万3591人でありました。そこで、当日有権者の中で辺野古基地建設を明確に反対した人数の割合は、37.65%であります。この数字を見る限り、辺野古基地建設に反対を投じた数は、当日有権者数の過半数にも及んでいないという事実であります。県民投票は法的拘束力を持つものではありません。県民投票は、該当する問題において県民の意思を確認するものであり、投票結果において当該問題の本質を捉えようとするものであります。よって、辺野古基地建設に関する住民投票において、沖縄県民の72.15%が辺野古基地建設に反対しているかのような印象操作的な表現では、問題の本質を見極めることができないというふうに考えております。当該住民投票における正しい表現方法としては、投票率約52%の県民投票において、約72%の県民が辺野古基地建設に反対したとの表現が最も適当であると私は考えております。したがって、県民の約72%が辺野古基地建設に反対であり民意は示されたとの表現は、問題の本質をゆがめるものであるというふうなことを指摘しておきたいと思っております。

それでは一般質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

去る15日に示された知事の所信表明は、本土復帰50周年で任期最後の年において集大成を迎える知事として、政策の力点がどこにあるのか見えないものであります。復帰20周年の大田知事は平和行政、復帰30年の稲嶺知事は経済振興、復帰40年の仲井眞知事は沖縄21世紀ビジョンの実現でありました。今回の玉城知事の所信表明には、これまでの歴代知事が発信した明確なメッセージを受け継ぐ確固たる方針が残念ながら見えませんでした。

(1)、知事の所信表明による沖縄における在日米軍専用施設の50%以下の実現に向けた具体的な取組を伺う。

(2)、日米両政府と県が議論をするSACWOの実

現に向けての具体策を伺う。

国勢調査では、沖縄県における65歳以上が占める人口割合が22.6%となって、超高齢社会の指標である21%を超えております。本県においても、超高齢社会が始まっていると言えます。

(3)、本県における超高齢社会への対応を伺います。

2、新型コロナウイルス感染防止対策について伺います。

まん延防止等重点措置が宮古島市のみ、今月の7日をもって解除されました。しかし、7日から6日連続で新規感染者数が前の週の同じ曜日を上回っております。12日時点での人口10万人当たりの新規感染者は275.84人と、解除基準の200人を超えていました。解除後の感染状況を見る限り、7日における重点措置解除の判断は果たして正しかったのか疑問が残ります。

そこで(1)、宮古島におけるまん延防止等重点措置解除について伺います。

次に、厚生省は基礎疾患を有することにより重症化するリスクが高い小児には、ワクチン接種の機会を提供することが望ましいとしています。

(2)、5歳から11歳までの小児用ワクチン接種について伺います。

県内の社会福祉施設では、依然として感染が相次いでおりますけれども、陽性となった職員が陽性の利用者をケアする陽陽介護が深刻な問題となっております。

(3)、陽陽介護問題の対策について伺います。

9月議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象に3年間実質無利子、据置期間5年以内の感染症対応資金や、新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金を創設して、最大3年間実質無利子となる利子補給事業を実施しているとの答弁がありました。

その後の状況として(4)、ホテル事業者等宿泊施設事業者への支援について伺う。

事業復活支援金は経済産業省が実施しており、申請方法がオンライン申請のみとなっていて、小規模事業者はインターネット環境が整っていない場合があったりします。

そこで(5)、県における事業復活支援金などの支援措置に係る支援手続サポート体制について伺う。

3、農林水産業について。

農林水産業における農業基盤整備の沖縄県予算はほぼ半数が宮古地区に投入されております。これまで、出先機関の宮古農林水産振興センター、農林水産整備

課では、地元Aクラス事業者育成の観点から、1億5000万円未満の工事発注を心がけてきましたが、諸般の事情を理由に1億5000万円以上の特Aクラスの工事をこれまでより多数発注するようになっております。

(1)、土地改良事業における離島建設業者への受注機会の確保について伺います。

次に、宮古島を含む県内の漁師は、新型コロナウイルスにより魚の消費市場が鈍化し販売が閉ざされるとともに、軽石の漂着で出漁ができず、さらに燃料費の高騰が生活の困窮に拍車をかける、まさに三重苦の悲惨な状況が続いております。

(2)、コロナ禍、軽石漂着、燃料費高騰による水産業への支援について伺います。

次に、県は宮古島市のクルマエビ養殖被害について関係者と協議を行い、養殖場のウイルス防疫体制が徹底されるよう指導すると回答しております。その後、宮古島漁協は来期の養殖事業の中止を決定しております。

(3)、宮古島漁協のクルマエビ問題に関するその後の対応を伺います。

4、離島における社会資本整備について。

6月議会において、宮古地区における県の植栽管理を含む道路維持管理について、植栽管理計画の策定に着手をしているとの答弁がありました。

(1)、県道における植栽管理について伺います。

次に、宮古地区における県道整備事業は9か所が整備中であります。

その中で(2)、県道マクラム通り線の事業整備について伺います。

2月8日、沖縄セルラー、NTT西日本、ソフトバンクの3社共同で、沖縄本島、宮古島・石垣島及び久米島を結ぶ大容量海底ケーブルの整備に合意したとのプレスリリースがありました。

(3)、先島・久米島地域の海底ケーブルの通信施設整備の事業内容について伺います。

5、下地島空港活用計画について。

(1)、第2期利活用事業、宇宙港事業の概要及び進捗状況について伺います。

また、県は第3期利活用事業計画を昨年11月8日から今年1月14日を募集期間として公募しております。

そこで(2)、第3期利活用事業の募集について伺います。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 下地康教議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、在沖米軍基地の整理縮小についてお答えいたします。

沖縄県としては、基地のない平和で豊かな沖縄を求める沖縄21世紀ビジョンの考え方やSACO合意から25年、在日米軍再編計画の合意から15年が経過し、統合計画による返還が全て実施されたとしても全国の米軍専用施設面積の69%程度にとどまること、また、駐留軍等労働者の雇用対策などを踏まえ、日米両政府に対しては、具体的な数値目標を設定し、さらなる基地の整理縮小を実現することを求めたところであります。

沖縄県としては、日米両政府への要請に加え、基地所在市町村や全駐労等との意見交換、地主会長会への説明、ワシントン駐在を活用した米国政府関係者、議会関係者への情報発信等を行ってきたところであり、引き続き在沖米軍基地の整理縮小等、過重な基地負担の軽減に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 1、知事の政治姿勢についての(2)、SACWO実現に向けた取組についてお答えをいたします。

平成8年のSACO最終報告や平成25年の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画においては、計画の決定に沖縄県や地元市町村が関与できなかったため、地元の意向が十分に反映されませんでした。このため、県としては、機会あるごとにSACO以降の基地の整理縮小の検証及び今後の沖縄の負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加え、3者で協議を行う場、SACWOを設けることを要請しており、引き続きその実現を求めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、本県における超高齢社会への対応についてお答えいたします。

令和2年国勢調査の結果によると、沖縄県の高齢化率は22.1%となっており、超高齢社会を迎えております。高齢化の進行により、単身や夫婦のみの高齢者

世帯が増加し、家庭内の介護力の低下が予想されるとともに、高齢者が活躍できる社会の実現が求められております。

県としましては、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、市町村と連携して地域包括ケアシステムの構築を推進し、介護サービスの充実、高齢者の社会参加の促進や就業機会の確保などに引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、新型コロナウイルス感染防止対策についての御質問の中の(1)、宮古島の重点措置区域の解除についてお答えいたします。

各圏域ごとのまん延防止等重点措置区域解除については、圏域ごとの感染状況や医療体制の状況を勘案し、地域の意見を踏まえた上で検討することとしております。解除の指標については、感染症専門家会議や県医療コーディネーターの意見を踏まえて、それぞれの圏域で、病床使用率及び重症者用病床使用率50%以内、人口10万人当たりの新規陽性者数200人以下、新規陽性者の前週比減少の7日間継続が見られる場合に措置区域から除くとの考えを示しており、2月3日時点で全ての指標を満たした宮古圏域を地域の意向も踏まえて措置区域外としたところでございます。

同じく2の(2)、小児用ワクチン接種についてお答えいたします。

5歳から11歳児へのワクチン接種については、2月10日に開催された国の分科会において、予防接種法上の努力義務を課さないとする考え方が示されたところでございます。

県としましては、このような国の考え方を踏まえ、県民が希望する場合に接種が受けられるよう機会を確保することについて、市町村及び医療関係者と意見交換を行っているところであります。ワクチンの有効性及び安全性について情報提供を行い、保護者及び本人が接種について判断ができるよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

同じく2の(3)、陽陽介護問題の対策についてお答えいたします。

県では、これまで高齢者施設等で感染者が発生した際には、コロナ本部において情報を収集し把握するとともに、必要に応じ感染症対策専門家を派遣し指導を行うほか、感染規模によっては当該施設内に対策本部を設置して対応に当たっております。また、職員不足

が生じた施設に対しては、県内外の医療機関及び関係団体等から看護師や介護士を派遣するなどの支援を行っております。一方、第6波では、感染の急拡大により、入所者や職員が多数感染し、支援を要する施設が急増したことから、早期に支援看護師等を派遣できない状況が生じたところでございます。そのため、施設運営の維持に当たり、やむを得ず感染した職員が就業する、いわゆる陽陽介護を行う施設も発生しておりました。その場合であっても、介護に当たる感染者の症状には十分配慮するとともに、感染が拡大しないよう必要な感染対策指導を行っております。

県としましては、このような課題を踏まえ、さらなる対策強化のため、医師会等関係団体と連携を図りながら、感染者が発生した施設内でも医療が提供できるよう体制を整備するとともに、引き続き医師や看護師、介護士の確保及び派遣に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 2、新型コロナウイルス感染防止対策についての(4)、ホテル等宿泊施設事業者への支援についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者を対象に、3年間実質無利子等の同感染症関連融資を実施しており、ホテル等宿泊業者に対する保証承諾実績は、令和2年2月から令和3年12月末までの間で584件、約78億2000万円となっております。また、県では、県内金融機関に対し、既存融資の返済猶予の条件変更など、迅速かつ柔軟な対応を求めてまいりました。

県としては、引き続き中小企業者の円滑な資金繰りを支援するとともに、感染状況を注視しつつ、まずは域内需要から、段階的に域外への需要喚起策を実施してまいります。

同じく2の(5)、事業復活支援金に係る申請手続のサポート体制についてお答えいたします。

県では、国が実施する事業復活支援金の活用促進が図られるよう、県産業振興公社に相談窓口を設置し事業者のサポートに取り組んでおります。申請手続のサポートについては、国が各都道府県に電子申請のサポート会場を置くこととしており、本県においては那覇市に設置されております。

県としては、県内事業者の利便性向上のため、サポート会場を複数設置するよう全国知事会を通じて要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 3、農林水産業についての(1)、離島建設事業者への受注機会の確保についてお答えいたします。

県では、公共工事の発注に当たっては、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、宮古管内や八重山管内などの地域要件を設定する方法により、地元企業への受注の確保に取り組んでおります。

県としましては、工事内容や現場条件等を勘案し、可能な限り、分離・分割発注を行うとともに、大規模な工事についても共同企業体方式により、地元企業の受注機会の確保に努めているところであります。

同じく3の(2)、コロナ禍、軽石漂着、燃油高騰による漁業者への支援策についてお答えいたします。

県では、新型コロナ対策として県産水産物を活用した学校給食提供事業により、学校給食への県産水産物の提供に取り組んでおります。また、軽石対策として、海水こし器の設置補助やモズク、アーサへの異物混入対策を実施するほか、1か月分相当の燃油使用料を補助することとしております。さらに、燃油高騰対策としては、国が実施している漁業経営セーフティネット構築事業により、一定の基準を超えて燃油価格が上昇した場合には、補填金が支払われることとなっております。

同じく3の(3)、宮古島漁協クルマエビ養殖場に対する対応状況についてお答えいたします。

宮古島漁業協同組合クルマエビ養殖場では、クルマエビ急性ウイルス血症の発生により、来期の生産休止を決定しております。そのため県では、病気の汚染状況を把握するため、ウイルス量調査を実施するほか、感染経路の特定を目的とした保有生物調査を実施することとしております。また、宮古島市では、防疫体制強化のため、飼育池の漏水対策に係る調査費を令和4年度予算として計上する計画と聞いております。

県としましては、クルマエビ養殖場の再開に向け関係機関と連携を図ってまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 4、離島における社会資本整備について(1)、県管理道路における植栽管理についてお答えいたします。

県では、近年、植栽管理に係る予算を6億円程度確保し、年1回から4回の除草を実施しており、観光地

へアクセスする道路においては、沖縄フラワークリエイション事業を活用した花木等による修景を行っております。街路樹については、今年度、新たな取組として、良好な沿道景観形成のための街路樹のあり方計画の策定に着手し、めり張りのある管理区分の考え方等について検討しているところであります。今後とも、良好な沿道景観形成に努めていきたいと考えております。

同じく4の(2)、マクラム通り線街路整備事業の進捗についてお答えいたします。

マクラム通り線は、北給油所交差点から平良保健センター前までの延長約1キロメートルを幅員16メートル、2車線で整備を行っており、令和2年度末の進捗率は、事業費ベースで約34%となっております。引き続き用地買収及び工事に取り組み、2020年代後半の完成を目指し、鋭意整備を推進していきたいと考えております。

次に5、下地島空港利活用計画について(1)、下地島宇宙港事業の概要と進捗状況についてお答えいたします。

PDエアロスペース株式会社が実施する下地島宇宙港事業は、「宇宙に行ける島、下地島」をコンセプトに、一般向けに宇宙旅行を提供する事業であります。宇宙港の機能として必要な格納庫、管理棟などを設置し、テナント事業、訓練事業及び観光事業を行うこととしております。現在、宇宙飛行機開発の試験等を進めており、併せて施設の設計に取り組んでいるところであります。

県では、宇宙港事業の支援を目的に、令和4年度にアクセス道路を整備することとしております。

同じく5の(2)、第3期利活用事業の募集についてお答えいたします。

下地島空港第3期利活用事業については、提案書受付期限の本年1月14日までに、7件の応募がありました。県では、実現可能性のある事業について、学識経験者や地元宮古島市等で構成する検討委員会の助言を踏まえ、本年3月末までに利活用候補事業者を選定し、令和4年度から基本合意に向けた条件協議を行いたいと考えております。引き続き、下地島空港及び周辺用地の利活用促進に取り組むと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 4、離島における社会資本整備についての(3)、先島・久米島地域の海底ケー

ブル通信施設整備についてお答えいたします。

県は、先島地域や久米島地域において、情報通信基盤の強靱化や地域情報化の促進を図るため、海底光ケーブルを整備し、平成28年度に既設民間ケーブルとの接続によるループ化を実現しております。令和4年度においては、社会のデジタル化の進展を踏まえ、当該地域における今後の通信需要増加を見据え、県所有海底光ケーブルの通信設備の機能強化を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○下地 康教君 まず知事の政治姿勢についてでございます。

所信表明において知事は、日米両政府に対して、当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指す、具体的な数値目標の設定と実現を強く求めているとしておりますが、この文脈からしますと、この数値目標の設定は日米両政府が行うというふうに理解されるんですけれども、それは日米両政府に求めているということなんでしょうか。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

議員からこの50%以下について日米両政府に求めているのかという御質問でございますけれども、県といたしましては、基地の提供責任者である日本政府と、実際に基地を運用する米国政府との間で、基地従業員の雇用の確保あるいは安全保障等の環境等も踏まえて数値目標を設定していただくことが実現可能性を高める上で重要だと考えておりまして、そういう観点から日米両政府に対して、施設返還や返還時期等を含めた具体的な計画の策定を求めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 この50%という数字ですよね。そもそもこの数字というのは、今現在知事がこの提示をしているということですよ。しかしながら、この数字の具体的な内容であるとか、その目標を日米両政府に設定してもらおうというふうに受け止められるんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたけれども、県といたしましては、基地のない平和で豊かな沖縄を求める21世紀ビジョンの考え方でありますとか、あるいは海兵隊撤退を求める県議会の決議、それから駐留軍等従業員の雇用の確保等々踏まえまして、日米両政府に対して、当面は在沖海兵隊の削減と50%以下の基地の整理縮小を実現するための計画の策定を求めているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 この50%という数字自体は、知事が提示をしているわけですよ。それでその根拠というのが全く示されていない。それによってこの50%という数字を、ただ国、日米両政府に求めていくということで、この数字の内容自体、その根拠自体が全く示されていない。要するに丸投げというふうに受け止められるんですけれども、その辺りはどうなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

今現在沖縄県には、1万8500ヘクタールの米軍基地がございます。このうち在沖海兵隊については約1万3000ヘクタールという状況にございまして、仮に県が求めているところの50%以下を実現するとすれば、約1万ヘクタールの削減が実現されれば可能な数値となっておりますので、県といたしましては、そういうことも踏まえまして、日米両政府に対して、まずは基地の提供責任者である日本政府と、実際に基地を運用するところの米軍との間で協議をした上で、具体的な返還計画をつくっていただきたいという要請を行っているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 まず知事は50%という数字を提示した以上、この数字の根拠と実現に向けた道筋を日米両政府に自らこれを提示するべきじゃないですか。この内容をです。どのぐらいの面積で、またどの場所、いつまでにとというような具体的な道筋、このロードマップ、そういったものを考えながらしっかりと意見を言う、姿勢を示す。それがなぜできないんですか。ただ50%という数字だけ上げて何とかしてくれよという話ではどうしようもないですよ。具体的にどこで、いつ、どれぐらい返還をしていただきたいとか、その数字を上げるべきじゃないですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県といたしましても、今回の要請につきまして、基

地所在市町村27市町村ございますけれども、この市町村との意見交換、それから全駐労、それから地主会会長会等と意見交換を行ってまいりました。この中で課題といたしまして、基地従業員の雇用の確保の問題でありますとか、それから跡地利用の問題等、様々な意見をいただいております。

県といたしましては、そうした意見も踏まえて駐留軍等労働者の雇用の問題ですとか、跡地利用の観点など市町村や地権者等における課題等も整理をした上で、日米両政府にまた働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 全く私の考え、議論のかみ合わないところがあるんですけども、知事はこの所信表明の中でしっかりと50という数字を訴えておりますので、その内容をしっかり示すべきだというふうに思っております。そうでないと、やはり県民からは絵に描いた餅というふうにしか見られませんか、その辺りはやっていただきたいというふうに思っております。

それともう一つ、(2)の日米両政府と県が議論をするSACWOの実現に向けてということと提案されているんですけども、その具体的な道筋はどのようなになっているんですか。その実現に向けて。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 先ほどの基地の整理縮小等含めまして、日米両政府に沖縄県を加えたところのSACWOの設置につきましても、昨年5月の要請においてもその実現を求めたところであり、引き続きあらゆる機会を通じてSACWOの設置についてもしっかりと求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 要請をすれば日米両政府がやっていただくということではないですよ、これは。現時点でSACWOに関する問題は、まずは日本政府のどの機関と調整または協議を進めているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員御指摘のところのSACWOの設置につきましては、国の見解といたしまして、外交交渉につきましても政府が責任を持って交渉を続けるといった意見でありますとか、政府が我が国を代表して米国政府と交渉しつつ、沖縄県とは普天間飛行場負担軽減推進会議等、そういった場を活用して負担軽減に取り組みたいといったような意向を知事の要請等において外務、防衛等からいただいております。

ただ一方で、県としては、先ほど申し上げたとおり具体的な基地の返還に当たって、やはり沖縄県、市町村の意向というものも反映させていただくことが基地の返還に当たって重要だと考えておりますので、引き続き日米両政府に対してSACWOの設置を求めていますというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 まず基本的に、常識的に考えてみた場合、そもそも国家間の協議の場に地方自治体の長が入って協議をするという仕組みを私はまだ見たことはないですよ。そういうちぐはぐな協議ははまだかつて私は見たことはありません。それをやろうとしているわけですから、それをやろうとしているのであれば、まずは日本政府のどういうところと協議をして、どういう考え方でもって米国のほうに求めていくか。それはしっかりと日本政府を味方につけなきゃいけないんですよ。いけないんじゃないですか。その協議はどうなっているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員御指摘のとおり、県が求めているSACWOの実現のためには日本政府の理解が大前提だというふうに考えております。相手方としては当然のこととして防衛、外務というふうになろうかと思っておりますので、県といたしましては、引き続き各省の担当部局とも意見交換を行ってまいりたいと。具体的には日米地位協定室とかそういったところになるかと思っておりますけれども、その実現に向けてしっかりと意見交換等も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 これも全く絵に描いた餅というふうに評価せざるを得ません。しっかりとその提案については、どこでどういうふうに協議していくかということをお民に分かりやすく説明していただきたいというふうに思っております。

次は、新型コロナウイルスの感染防止対策についてですけども、宮古島市は今日7日にまん延防止等重点措置が解除されておりますけれども、その後、新規感染者が200名を上回ったという日にちがあったりしました。それはどのぐらいあったのか、それをお聞きいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 宮古圏域につきましては、2月7日から措置区域外としたところでございますが、2月7日からの宮古圏域の増加については、高齢者施設等での集団感染がございましたので、その収まりとともに下がっている状況でございます。2月14日の週からは再度200人以下に減少しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 私が質問したのは、7日以降10万人当たりの感染者が200人を越えた日はあったのか、あったとしたら何日だったのかというのをお聞きしています。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 2月7日から増加して2月14日からは減少に転じているところまでは数字を持っているんですけども、200人を越えた詳しい日数については、ちょっと手元にございませぬので、後ほど提供させていただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 宮古の飲食店では、その重点措置の解除が早過ぎるというふうな声がありました。そういう意味ではこのオミクロン株、これは感染の拡大が非常に強いということでありましたので、しっかりとそういったものを検討して判断していただきたいというふうに考えております。

次は、5歳から11歳までの小児ワクチンの接種ですけれども、県内における小児ワクチンの対象者数は何名おりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県内の5歳から11歳の小児は約12万人でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 ワクチンはどのぐらい準備する予定ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 小児への接種ワクチンについてはファイザー社製が用いられることになっておりまして、国からは2月下旬から5月にかけて19万2300回分でございますので、2回打ちますので、人数としましてはその半分ということですが、5月までに県内の小児の約8割の数に当たるワクチンが配分される予定となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 つまり小児用ワクチンは、約8割は2回分準備されるという理解でよろしいですね。

ではその副反応のデータを示していただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 副反応のデータとしましては、米国においてございまして、接種後10%前後に発熱、約40%に全身反応、約60%に局所反応が認められるとの報告があります。また、5歳から11歳児の2回目接種後の7日間で認められた副反応は、12歳から15歳よりも頻度は少ないという報告もございまして。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 それと接種までの手続と接種時の準備はどのようなものがあるか。これはやはり父兄の方々非常に心配しております。それも考えながらお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 小児につきましては、市町村から個別に通知が行くことになっておりまして、その通知を受けて保護者、あるいは本人が受けるかどうかの判断をいただいて、接種をするというような手続になります。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 5歳から11歳までは園児や小学生が含まれております。教育現場でのワクチン接種に関する、例えばいじめや中傷、接種後の体調管理、体制、そういったものをしっかりと対応して、小児の父兄や本人の不安を解消するような対策を十分講じていただきたいというふうに思っております。

次に、農林水産業についてでありますけれども、土地改良事業における離島建設業者への受注機会の確保についてということです。

現在宮古地域においてはAクラスの業者が60社おります。特Aクラスの事業者と比較しますと、会社規模が小さくて島外への事業を展開することが非常に困難な会社というふうになっております。また、土地改良事業における土地区画整備工事は、技術提案型の工事とは異なって標準的な土木技術によって完了が可能だというふうになっておりますので、また、この土地改良事業には受益者負担がありまして、地元の皆さん

方が負担する出資金がこの事業に投入されているということでありますので、地元事業者にそれを還元するという意味でも、しっかりと地元事業者の育成をお願いしたいというふうに思っております。今、1億5000万円以上の工事を発注するという大きなその流れが出ているということでありますので、この60社のAクラスの事業者を育成することが非常に厳しいというふうになっております。その辺りをどういうふうにしてAクラスの事業者に仕事をしっかりとできるようにしていただくのか、その辺り、どういう対策が必要なのか、皆さんのほうはどう考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 先ほどの答弁とちょっと重複いたしますけれども、1つに、県内発注の基本方針に基づきまして地元発注に取り組みたい。それから工事内容や現場条件等を勘察しまして、可能な限り分離・分割発注を行うことでAクラス等の入札を増やしたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 下地康教君。

○下地 康教君 やはり工事を分割するということは、その工事を担当する現場の職員が数多く必要になってくるという現実がありますけれども、その辺りをその現場の県職員の人数の補填といいますか、増員も考えながらしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

次は、下地島空港の利活用についてでございます。まず、第3期利活用事業に応募した事業者の内容を可能な限り教えていただきたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 先ほども答弁しましたけれども、1月14日までに7件の応募がありました。現在、企業情報の保護の観点から、具体的な答弁に関しましては控えさせていただきますけれども、大まかに言いますと、航空関係、観光関係、通信関連関係の事業者等から応募がございました。

○議長(赤嶺 昇君) 下地康教君。

○下地 康教君 第3期利活用募集エリアは農振農用地となっております。農業以外の利活用を検討する場合、農振農用地の解除が必要になってくるとおられるんですけども、その解除には高いハードルが考えられておりますが、その点に関して県はどのように対応していくと考えておりますか。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) お答えいたします。土木建築部から農地転用等に係る問合せ等がありま

したら、適宜対応するとともに、密に情報共有を図って連携をしたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 下地康教君。

○下地 康教君 基本的に下地島は全て県有地となっております。この未利用地がありますけれども、その未利用地は現在無償耕作者がサトウキビの栽培を行っている状況であります。この無償耕作者の立ち退きを含めた説明はどのようなふうになっているのか、内容を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 無償耕作者の皆様にご理解いただく必要があるということで、第3期募集を開始する前の11月1日に宮古島市と連携しまして、事業の説明会を実施したところでございます。今後同様の説明会を通じて耕作者の理解を得ながら、宮古島市と連携しながら県有地の明渡し等をお願いしたいと考えております。

○下地 康教君 一つだけお願いがあります。この耕作を……

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長(大城玲子さん) 先ほどの御質問で、宮古地域の人口10万人当たり新規陽性者数についてでございますが、それが200人を超えたのは2月8日から2月15日までの8日間となっております。

○下地 康教君 ありがとうございます。

○議長(赤嶺 昇君) 石原朝子さん。

[石原朝子さん登壇]

○石原 朝子さん 沖縄・自民党、石原朝子でございます。

一般質問をする前に、所見を述べさせていただきます。

現在、国外で起きていますロシアのウクライナ侵攻については、沖縄県を取り巻く状況にとっても人ごとではありません。昨日、国境の島を抱える石垣市長選が行われ、国防に対してしっかりとした見識を持ち、国と一つとなって取り組むことのできる中山義隆市長が当選したことは、心から安堵しているのは私ばかりではないと思っています。国と県が一つになってこそ、私たちの命と暮らしが守られるものと私は思っております。ぜひとも私たち沖縄県におきましても、国と一つとなって国防に取り組んでいただきたいと思っております。最後にロシアとウクライナの戦闘が一日

も早く終結され、それぞれの国民に平穏な日々が取り戻されることを祈るものであります。

では、一般質問をさせていただきます。

1、保健・福祉行政について。

(1)、難聴児の早期発見・早期療育の推進に当たってどのような取組がされているのか伺う。

(2)、家庭の事情等により療育施設に入れず、一般の保育園に入園する難聴児もいるため、保育士も難聴児に関する認識を持つことが必要だと思います。日常的に難聴児支援に携わる専門家と連携できる仕組みが必要と考えるが、県内においてはどのような状況なのか伺います。

(3)、がんの手術や抗がん剤などの治療によって脱毛、皮膚障害、乳房切除、人工肛門・人工膀胱造設といった、外見（アピアランス）の変化が生じる場合があります。アピアランスの変化は、がん患者の生活の質に影響を及ぼすことから、アピアランスケアに関する支援は重要だと思います。県としての取組状況を伺います。

(4)、沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書を踏まえ、次年度予算にどのように反映されているのか。また、性や妊娠・出産、子育てに関する教育や相談支援事業、避妊などで悩む女性に対する相談支援事業などは盛り込まれているのか伺う。

(5)、こども医療費の拡充によって、県内市町村の国民健康保険財政上の影響額は幾らと算定しているのか。県は、国のペナルティー（国保の減額措置）を市町村が負担することについてどのように考えているのか伺う。

(6)、介護保険施設である特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の待機状況は改善されているのか伺います。

(7)、民生委員・児童委員の一斉改選に向け担い手の確保については、具体的にどのように取り組むのか伺います。

(8)、沖縄県再犯防止推進計画によると地域の再犯防止や更生保護については民間協力者の活動に支えられているとのことだが、現状と課題について伺います。

2、河川・道路について。

(1)、緊急浚渫推進事業の内容、今年度実績見込み、次年度2億8590万円増額された理由を伺いたい。

(2)、河川改修事業が10億1922万2000円と大幅に減額されていますが、その理由と、16年前に児童の命を奪った報得川の河川整備事業の次年度予算は幾ら

なのか伺います。

(3)、南部東道路の起点側である南風原区間整備について、今年度及び次年度の取組と予算額を伺います。

(4)、南風原町中央公民館、南風原文化センター前面道路である黄金森公園線、平成23年都市計画決定されてから10年以上経過しています。沿道には、公共施設が立地し施設利用者に大きく支障を来しています。黄金森公園線整備に向けた県の考えを伺います。

(5)、県管理道路における植樹、沿道の草、車両防止柵については、歩行者の安全な通行の妨げとなっている箇所が見られるが、今年度の事業取組状況及び次年度予算額を伺います。

大きい3、我が党の代表質問との関連について。

呉屋宏議員の代表質問中6、地域福祉・医療の充実強化について(2)、手話言語条例に関連して次のことを質問いたします。

(1)、沖縄県手話推進計画（第2期）、令和3年3月に策定されています。第1期計画の効果と課題を伺います。

(2)、聴覚障害教育特別支援学校の現状と課題について伺います。

新垣新議員の代表質問中4、子ども・子育て支援についての(13)、公立学童施設整備の遅れと影響についてに関連して次のことを質問いたします。

(3)、小学校内での学童クラブ施設設置状況。

(4)、待機児童状況と、待機児童を解消するまでの緊急的措置としての放課後居場所緊急対策事業の実施状況を伺います。

(5)、障害児受入れ状況と待機児童状況について伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 石原朝子議員の御質問にお答えいたします。

1、保健・福祉行政についての御質問の中の(5)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

こども医療費助成制度の拡充に伴う、市町村の国民健康保険の国庫負担金減額調整額、いわゆるペナルティーは、令和元年度の医療費を基にした試算で、約1億8800万円と見込んでおります。国保の減額調整措置については、いわゆる窓口無料化、現物給付の実施に当たって課題となっていることから、沖縄県では、市町村を支援するため、各市町村の御理解をいただいた上で、令和4年度当初予算において、減額調整

額に対する補助として、約4600万円を計上しているところ。また、国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止と、子供の医療に関わる全国一律の制度の創設について、引き続き全国知事会等を通じて国に要請してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、保健・福祉行政についての御質問の中の(1)のうち、難聴児の早期発見の推進についてお答えいたします。

県では、聴覚障害を早期に発見し、療育につなげる支援体制を構築するため、医療機関や教育機関等の関係機関で構成する新生児聴覚検査体制整備事業協議会を設置しております。令和2年度からは、琉球大学病院内に、きこえの支援センターを新たに設置し、産科医療機関や市町村からの相談への対応、技術支援等を行うとともに、検査事業実施のための手引書作成や、研修会の開催、検査を勧奨するためのパンフレット作成等による普及啓発を行っております。

県としては、これらの取組により、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう支援を行っております。

同じく1の(3)、がん患者のアピアランスケアに係る県の取組についてお答えいたします。

がん治療の副作用や手術による外見の変化に悩んでいる方の社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることは重要であると考えております。こうした外見変化の悩みについては、がん診療連携拠点病院等に設置されている相談支援センターにおいて、療養生活全般にわたる相談の一つとして相談できる体制が整えられております。がん患者に対する支援については、患者団体等からの意見や、国及び他県の状況などの情報収集に努め、検討してまいりたいと考えております。

同じく1の(4)のうち、性や妊娠・出産、子育てに関する教育や相談支援事業についてお答えいたします。

県では、妊娠期からの切れ目ない支援のため母子健康包括支援センターの設置促進を図るとともに、各市町村が行っている母親学級や妊娠・出産・育児に関する相談支援の充実強化のため職員対象の研修会等に取り組んでおります。また、妊娠・出産・思春期・更年期などの悩みに対応する女性健康支援センターの設置や、若年妊婦等が身近な地域で必要な支援を受けられる若年妊婦支援事業の予算を計上しております。さら

に、安全な妊娠・出産について理解し、ライフプランに役立てるための支援者向け研修会等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、保健・福祉行政についての御質問の中の(1)及び(2)の御質問のうち、難聴児の早期療育と難聴児支援に関する取組についてお答えいたします。1の(1)と1の(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

市町村は、児童発達支援、保育所等訪問支援事業等を実施し、難聴児を含む障害児の早期療育に取り組んでおります。県は、市町村が実施するこれらの取組を支援するとともに、保育所や障害児通所支援事業所等へ言語聴覚士等の専門職員を派遣し、療育技術の指導等を行う障害児療育支援事業等を実施しております。現在、国において難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針の検討が行われており、それらを踏まえ、関係機関が連携した難聴児支援の充実に取り組んでまいります。

同じく1の(4)のうち、子供の貧困対策に係る次年度予算についてお答えいたします。

県では、現計画に係る最終評価を踏まえ、新たな貧困対策計画（素案）において、困難を抱えるヤングケアラーや若年妊産婦への支援などを盛り込んだところです。具体的には、ヤングケアラー実態調査や子供の居場所に保健師等を派遣し、性に関する相談支援等を行うほか、若年妊産婦を対象に就職や就学、ライフプラン等の講座を行う事業等を次年度予算案に計上しております。避妊などに悩む女性を対象とした相談支援については、国から直接、団体等に補助する事業となっております。

同じく1の(6)、特別養護老人ホームの入所待機者等についてお答えいたします。

令和2年10月末現在、特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は772名となっており、近年、緩やかな増加となっております。県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、令和3年度からの3年間で、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備により、1289床の定員増を図ることとしております。

県としましては、必要なサービス量の確保がなされるよう、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

同じく1の(7)、民生委員の一斉改選に向けた取組

についてお答えいたします。

県では、民生委員の担い手の確保を図るため、県広報誌や広報番組等を活用した民生委員活動の周知、民生委員活動の環境改善に取り組むためのハンドブックの作成・配布を行っております。令和4年度の一斉改選に向けては、地域の実情に応じ、民生委員の年齢要件を緩和するとともに、充足率の低い市町村を訪問し、市町村長と充足率向上に向けた意見交換を行う予定であります。

県としましては、一斉改選に向け、市町村と連携し民生委員の確保に努めていきたいと考えております。

同じく1の(8)、民間による再犯防止の現状と課題についてお答えいたします。

犯罪や非行を起こした人には、障害や貧困、依存症などを抱え社会的な支援が必要であるにもかかわらず、適切な支援につながらないまま再犯を繰り返している人が少なくありません。このような負の連鎖を断ち切るには、刑事司法関係機関だけでなく、地方公共団体、民間による連携が必要です。民間においては、保護司、自助グループ、依存症リハビリ施設等の各団体が支援を行っております。

県としましては、引き続き民間団体をはじめ各関係機関と連携し、再犯防止に向けて取り組んでまいります。

次に3、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、第1期手話推進計画の効果と課題についてお答えいたします。

県は、第1期沖縄県手話推進計画に基づき、手話の普及、聴覚障害者等への理解促進等に取り組むとともに、手話通訳者養成研修等を実施してまいりました。登録手話通訳者数は増加しておりますが、目標値に届かないなど人材育成に課題があることから、全国統一試験に向けた集中講座を開催するなど、合格率の向上等に取り組んでいるところです。第2期計画では引き続き人材育成に取り組むとともに、遠隔手話サービスの運営、手話による県政情報の発信等を追加するなど、手話の普及等に関する施策の充実に取り組むこととしております。

同じく3の(3)、小学校内での学童クラブ施設設置状況についてお答えいたします。

令和3年5月1日現在における放課後児童クラブ数は558施設となっております。そのうち、小学校敷地内に専用施設を有するクラブが57施設、学校の余裕教室を活用したクラブが24施設あり、合わせて81施設、約14.5%が学校敷地内に設置されております。

同じく3の(4)、登録できない児童の解消等につい

てお答えいたします。

令和3年5月1日現在における放課後児童クラブの登録児童数は2万3080人で、前年度から1112人増加しておりますが、利用ニーズの高まりにより、786人の登録できなかった児童が生じております。また、放課後居場所緊急対策事業については、これまで市町村における活用実績はありません。

県としましては、同事業の周知に努めるとともに、公的施設の整備促進や運営費等の支援など、引き続き登録できない児童の解消に向け、市町村と連携して取り組んでまいります。

同じく3の(5)、障害児の受入れ状況等についてお答えいたします。

令和3年5月1日現在、放課後児童クラブ404施設、72.4%において、1088人の障害児を受け入れております。登録できなかった児童は786人おりますが、そのうち何名の障害児が含まれているかは把握しておりません。障害児の受入れに当たりましては、支援員の加配に要する経費等を支援しており、引き続き市町村と連携して、障害児の受入れ促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 2、河川・道路について(1)、緊急浚渫推進事業における令和3年度の実績及び令和4年度の内容等についてお答えいたします。

緊急浚渫推進事業は、地方公共団体が緊急的にしゅんせつ事業に取り組み、危険箇所を解消することを目的とした起債事業であり、事業期間は令和2年度から令和6年度までとなっております。令和3年度の県管理河川においては、報得川ほか4河川で設計業務やしゅんせつ工事等を実施しております。令和4年度の増額理由は、新たに饒波川ほか2河川を追加するものであります。

県としては、引き続き浸水被害の軽減など防災・減災に取り組んでまいります。

同じく2の(2)、令和4年度の河川改修事業費の減額理由と報得川河川整備の予算額についてお答えいたします。

令和4年度における河川改修事業費の減額理由については、沖縄振興公共投資交付金等の減額に伴うものであります。また、報得川の令和4年度の予算額は3000万円を予定しており、工事着手に必要な用地買収が完了する見込みであります。

県としては、引き続き八重瀬町と連携を図りながら、河川の早期整備に取り組んでまいります。

同じく2の(3)、南部東道路の南風原町内区間の今年度の取組等についてお答えいたします。

南部東道路の南風原町内の区間については、令和3年度は所要額を確保し、那覇空港自動車道への直接乗り入れの橋梁設計を進めているところであります。また、令和4年度予算については、所要額の確保に取り組んでいるところであり、引き続き整備を推進してまいります。

同じく2の(4)、宜野湾南風原線喜屋武工区の整備についてお答えいたします。

宜野湾南風原線喜屋武工区は、照屋北交差点から那覇空港自動車道までの約0.9キロメートルについて、平成22年度に事業着手し、進捗率は、令和2年度末の事業費ベースで約37%となっております。現在、用地取得に鋭意取り組んでいるところであり、引き続き早期供用に向けて整備を推進してまいります。

同じく2の(5)、県管理道路における植栽管理、車両用防護柵についてお答えいたします。

県の道路管理に係る令和4年度の予算は約11億円となっております。除草については、道路利用空間確保のため、年1回から4回実施しております。街路樹については、主に交差点部や信号機等の視認性を阻害する箇所を優先的に実施しております。車両用防護柵については、現場状況等を勘案し、通学路等優先度が高い箇所から順次設置しているところであります。今後とも、適正な道路の維持管理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 3、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(2)、沖縄ろう学校の現状と課題についてお答えします。

県立沖縄ろう学校の今年度の在籍数は35人で、手話、口話、読話等を用いて教科等の指導を行っております。また、高等部の進路状況は多くの生徒が就職しますが、中には大学等へ進学する生徒もおります。また、沖縄ろう学校では、小中学校の児童生徒対象の通級指導教室を設置するとともに、乳幼児から高校生までの教育相談を行う等、本県の聴覚障害教育のセンター的機能を担っております。課題としましては、生徒数の減少に伴う教員体制や専門性の確保等が挙げられます。

県教育委員会としましては、引き続き、認定講習の

活用等により教員の専門性の向上を図るとともに、聴覚障害教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 質問の途中ではありますが、石原朝子さんの再質問は時間の都合もありますので午後後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時25分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

石原朝子さんの再質問を行います。

石原朝子さん。

○石原 朝子さん ちょっと休憩してください。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後1時25分休憩

午後1時25分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○石原 朝子さん では再質問をさせていただきませぬ。

まず初めに、難聴児の早期発見・早期療育の推進に当たってについてです。

県としては、推進体制を整備しているということなんですけれども、沖縄県の新生児聴覚検査の受検率が全国平均よりも低いということなんですけれども、その理由は何でしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後1時26分休憩

午後1時27分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長(大城玲子さん) 県全体の受検率が令和2年度の段階で80.1%ということではございません。平均よりも少し低いという点について、理由についてはまだ分析はしておりませんが、コロナの影響もあって若干また下がっているというような状況もありますので、県としては、早期発見に向けて、検査を受けるようにという啓発を行っていききたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 新生児の聴覚検査なんですけれども、県内市町村の公費負担の状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時28分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県内における市町村の公費負担の状況についてでございますが、令和3年の12月末現在で8市町村が償還払いで実施しているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 答弁にありましたように、県内8市町村。このような状況で、県はそれでよいと思っているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 新生児の聴覚検査については、やはり早期発見・早期療育が重要だと考えておりまして、全ての新生児に検査が実施されることが重要だと思っております。検査費用につきましては、交付税措置がされておりますので、市町村に対しては公費負担を推進するようというところで、県としてもこれまで通知などをして意見交換を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 県としては、各市町村のほうで検査への助成を推進するようにと指導されているようですけれども、なかなかそれが今8市町村しかできていない。次年度実施する予定の市町村もございませうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） こちらで意見交換を行っている状況からでございますが、令和4年度以降に検討中とお答えいただいているのが、今3市町村でございます。

県としましても、できる限り広げていけるように意見交換してまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 先ほど部長のほうから答弁がありましたように、やはり全ての新生児がこの新生児聴覚検査を受検する体制は重要じゃないかと思っております。今後のこの子供たちの早期療育に向けて、やはり県としても、各市町村のほうに検査を実施するようというところで、もっと強く指導していただきたいと思っております。

ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○石原 朝子さん この難聴児の件につきましては、代表質問の呉屋宏議員の質問とも関連しますので、

ちょっと再質問させていただきます。

先ほど沖縄ろう学校、生徒数の答弁がございました。確かに少ないニーズだと思います。先生方の専門性がなかなか足りないところがあるということなんですけれども、沖縄ろう学校以外に、各市町村の特別支援学級における聴覚障害児に対する教育の状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

令和3年度になりますけれども、小中学校における難聴の特別支援学級の在籍児童数でございますが、46人になっていまして、学級数は36学級というふうになっています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん その難聴児が通うこの学級、その担当の先生の専門性というのはどのような状況になっていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 特別支援学級の、その特別支援学校教員免許状の取得が課題となっております。

市町村のほうにおきましては、その聴覚障害の特性に対応できるよう、難聴・言語障害教育研究会が実施する研修会等に参加して、研さんに努めているというところでございます。ちょっと人数については把握しておりませんが、参考までに、特別支援学校の聴覚障害領域の免許状の保有率、このほうも44.2%というふうになっております。引き続き、この認定講習とか研修等を活用して、専門性の向上に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 地域で特別支援学級に通われている難聴児童、やっぱり専門性の高い先生方を配置していただきながら、この教育に差がないようにしていただきたいと思っておりますし、特に全国的に幼稚部の教員で難聴児に関する専門性を有する人材が少ないと聞きますけれども、本県においてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 議員御指摘のように、障害領域、特に聴覚の障害領域の免許状の保有というのは、先ほど答弁させていただきましたが44.2%ということで、やはり厳しい状況がございませう。ちょっと数字は把握しておりませんが、免許の取得に向けて認定講習などしっかりやっていくとともに、あわ

せて専門機関の専門人材がおりますので、そういった方々も活用しながら、聴覚障害教育の充実に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 分かりました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

続きまして、アピアランスの件ですけれども、前向きな答弁をいただき誠にありがとうございます。

このアピアランスの件につきましては、やはりその人らしくいられるように、外見とともに周りの環境や患者本人の気持ちを整えるサポートですので、ぜひとも県としても——県外においては、独自でウィッグとか胸部補整具等に対する助成、また温泉入浴着啓発ポスターの作成とか、アピアランスケアに関する研修会なども開催されているようだけれども、県としては、今後このような取組はどのように行っていく予定でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 先ほど答弁申し上げましたが、県としましては、やはり外見の変化に悩んでいる患者さんが多くいらっしゃると思いますので、がん診療連携拠点、病院等で相談支援に当たるとともに、また、がん患者に対する様々な支援について、患者団体等から意見交換などで把握して、国や他県の状況なども勘案して情報収集などをしていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 今回この件を取り上げましたけれども、私の周りにおきましても、そういった悩みを抱えている女性、またお母さん方がたくさんおります。ウィッグとか胸部補整具等については、ぜひとも県で一部助成をしていただきたいと思いますけれども、その助成につきましては、県外の状況を見て検討していくということなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） アピアランスケアについては、国においてもがん対策の中でいろいろ検討がされていると伺っております。今のところ、国からの補助メニュー等はございませんけれども、県としましては、まずは患者団体からの御意見を伺った上で、どのような工夫ができるのかというようなことは

議論していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 分かりました。ぜひ、その件につきましても、県としても前向きに取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次、子供の貧困に関する再質問ですけれども、今回、次年度新たな事業等も取り組まれるようですね。出産、そして妊娠についても、相談支援事業等に取り組むようであります。やはりそれは、これまでもやっていたかと思えますけれども、今後また強化をして次年度から県のほうは取り組んでいくようですが、今の子供の貧困対策に関するメニュー等を見ていますと、やはり対症療法が大きな事業のメニューになっていますので、原因と言われているこのひとり親世帯を生み出さない、そういった取組は本当に重要かと思っております。福祉、保健の部分では、次年度新たな事業に取り組んでいくことはやはりよかったと思っております。

私は、子供の貧困対策を進める上では、親自身が子供を持つことや子育てについての自覚、責任感、あるいは子育ての能力を持つことができるように、中学、高校の頃からこれらの事柄について、教育・啓発が必要であると思います。本県におきましては、家庭教育支援推進計画というのを教育委員会のほうでは作成されていると思います。その中で、家庭教育支援条例についても制定の計画を立てていたかと思えます。その件につきましては、県のほうはどのような取組をするお考えをお持ちでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

家庭教育支援、計画で展開をしているところでございまして、議員が条例のほうというお話が今ありましたけれど、現時点で条例を検討しているところではなくて、あくまで家庭教育推進計画のほうで、議員御案内のように、いわゆる家庭教育支援、「家～なれ～」運動充実事業、そちらのほうで取組を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん そういふことであると思うんですけれども、教育長としては、この家庭教育支援条例の制定についてはどのようなお考えをお持ちでしょう

か。お答えをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 先ほど議員からの御指摘、小さい頃、児童生徒の頃から取組を進めていくべきということがございました。学校においては当然のことながら、性に関する指導を児童生徒の発達段階に応じて、保健体育、家庭科等関連教科で、また道徳の特別教科など、そういったものを通じて学校教育活動全体で実施しております。また、議員御指摘のように、家庭での取組ということも重要というふうに認識しておりますので、まず家庭教育支援のほうでその家庭に関する悩みですとか、不安を抱く保護者、友人に対するような相談体制を充実するとか、また先ほど御紹介いたしましたが、家庭教育の必要性や重要性について広く県民に周知を図り、家庭教育に取り組む教育環境を整えて、家庭の教育量を高めるという取組を実施していきたいというふうに考えています。そういう中で、どういったことが検討できる、また研究できるか考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 私は、熊本県の家庭教育支援条例というのを持っておりますけれども、その目的の中に――教育委員会でも家庭教育の支援をする様々な施策を展開していると思っておりますけれども、それを総合的に推進していくためにも、そしてまた保護者がやっぱり親として学び成長していくことを、また子供が将来親になることについて学ぶことを促す、そういった条例が今のこの沖縄県には必要ではないかと思っております。やはりこの家庭の再生に向けて、ぜひこの家庭教育支援条例というのを今後検討していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

家庭への支援ということでございますので、もしかしたら教育委員会の範疇を超えることもあると思っておりますので、関係部局とも取組状況をちょっと把握させていただきながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん では、こども医療費の件ですけれども、今回影響額が1億8800万円。そして今回現物給付の支援をしていく上で4599万円。この予算につきましては妥当だと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 先ほど答弁申し上げました約1億8800万円というのは、令和元年度の医療費を基に試算した数字でございます。この国保の減額調整措置、いわゆるペナルティーと言われている部分については、市町村の御理解も得た上で今年度の当初予算に4600万円を計上しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 私はこの約4600万円の予算、やはりありがたいことだと思います。今後、その市町村の状況を見て、増額の可能性はあるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今回、このことにつきましては、市町村との意見交換を踏まえてこのような予算計上になっております。今後も引き続き市町村との意見交換を実施していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 分かりました。ぜひこの事業が継続できるように、そしてまた市町村の国保会計への影響を少しでも抑えられるようにぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、特別養護老人ホームの入所待機されている高齢者を減らすという取組をされておりますけれども、この取り組み方で、県のほうはこの今の現状を改善することはできるとお考えでしょうか。そしてまた、その待機されている高齢者の方の支援状況はどのような状況になっておりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後1時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 特別養護老人ホーム等の入所施設の整備につきましては、保険者・各市町村のほうでニーズなどを調査した上で、毎年度毎年度計画を進めていくという3年に1回の計画を立て、それに基づき実施をされておりました。県はそちらを支援していくという形になっております。また、議員がおっしゃいましたように、待機の方々への支援といたしましては、待機の方々是在宅で過ごされていたりするところも多い、そしてまた別の有料老人ホームに入っていられっしやる方がこの特養が空いたときに入れるようにということで、有料に入っていて御

希望されているという方もあるかと思えます。そういった方々に対しまして、必要な支援ということで在宅の介護サービスであったり訪問のサービスだったりとか、そういったことを提供しながら対応しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 分かりました。県内のその高齢者、待機されている御家庭におきましては、今そういうホームにつきましては、民間の老人ホームもございますけれども、やはり金額的に高いと。それで何よりもまた沖縄県の所得が低い中において、高齢者がそういった高額な老人ホームには入所できない状況ですので、少しでもこの待機を減らすことができるように、県として取り組んでいただきたいと思いますし、待機している高齢者に対しても、やはりしっかりとした支援のほうをよろしく願います。

続きまして、河川・道路について再質問させていただきます。

私たち八重瀬町、3万2000人ですか、本当に小さな町ではありますけれども、この報得川の河川事情につきましては、県としても前向きに取り組んでおられるようであります。本当に感謝をしておりますけれども、今、世名城橋の近くまでの実施設計になっているかと思えますが、今の状況でありますと、次年度用地買収を行い、令和5年度には工事に着手できるということでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 令和4年度に用地買収を予定しております、その買収が完了となりましたら、令和5年度から橋梁の箇所の工事を執り行う予定でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 今回のこの報得川に関しましては、世名城橋の近くまでだと思うんですけども、赤田橋までのこの実施設計、ちょっと上流のほうになりますが、そこら辺の実施設計の予定はどういう状況になっていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後1時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 赤田橋の実施設計につきましては、令和4年度以降に実施する予定でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん ありがとうございます。よろしく願います。

どうもありがとうございました。質問終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

[仲村家治君登壇]

○仲村 家治君 こんにちは。

沖縄・自民党の仲村でございます。

一般質問に入る前に所見を述べさせていただきます。

本日、私はウクライナの国旗の色のネクタイをしております。ロシアのウクライナ侵攻に対して、一人の人間としてこのロシアのウクライナ市民に対する戦争行為、そして高齢者や女性や子供たちがポーランドに逃げるあの姿を見て、戦争の愚かさをつくづく感じております。ぜひともロシアとウクライナの停戦協定が早急に締結され、新たな方向へ進んでほしいということを実に願いながら一般質問をさせていただきます。

1、知事の基地問題への取組について。

(1)、那覇港湾施設移設への進捗状況（移設協議会などの開催）について。

(2)、現那覇港湾施設の使用主目的が「港湾施設及び貯油所」の解釈について。

(3)、2月8日からの米海兵隊による人道支援や非戦闘員退避等の訓練に抗議しましたが、その根拠を伺います。

(4)、知事は浦添への移設については認めております。浦添への移設に際して、現行の使用主目的を踏襲するよう要求するのですか。知事にお伺いします。

2、道路行政について。

(1)、県道221号線、那覇大橋架け替え事業の進捗状況について。

3、農林水産行政について。

(1)、南大東島の農業用水の早期確保について。

ア、農業生産基盤整備の状況について。

イ、農業生産基盤整備の現状と課題について。

4、海の安全・安心について。

(1)、沖縄県における指定管理者制度導入施設の中の3海浜公園における現状と課題について。

(2)、自然海岸における安全・安心対策の進捗状況を知事公室、土木建築部、文化観光スポーツ部、公安委員会にお伺いします。

(3)、海の安全・安心対策としての次年度予算について伺います。

5、我が党の代表質問との関連について。

呉屋議員の代表質問3、自衛隊基地と米軍基地問題(2)、日本の中の沖縄県知事として、玉城知事の国防についての自身の考え方。

3の(3)、沖縄県の尖閣諸島があります。石垣市長は自身を取り得る施策を精いっぱい頑張っていますが、玉城知事は尖閣諸島に対してどのような対処をしようと考えているか伺います。

西銘啓史郎議員の代表質問1、知事の政治姿勢についての(6)、世界を取り巻く政治情勢は米国、中国、北朝鮮の動向が注視される中、台湾有事等々も含め懸念されています。リスク管理とは最悪の事態を想定し取り組むとの観点から、国民保護計画に基づく沖縄県国民保護共同訓練もしっかり行うべきだと考えるが、知事の見解を伺う。

以上でありますけれども、再質問をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 仲村家治議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の基地問題への取組についての御質問の中の(4)、代替施設の使用主目的についてお答えいたします。

沖縄県としましては、那覇港湾施設の移設によって、米軍基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながるものがあってはならないと考えております。このため、代替施設の使用主目的についてもこれまでと同様に「港湾施設及び貯油所」とし、この目的に沿って厳格に運用されるよう求めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 1、知事の基地問題への取組についての(1)、那覇港湾施設移設への進捗状況についてお答えをいたします。

那覇港湾施設の移設については、昨年5月19日に開催された第27回那覇港湾施設移設に関する協議会において、那覇港管理組合から浦添ふ頭地区における民港の形状案について報告が行われたところであり、今後、防衛省から、同案を踏まえた代替施設の配置案が示され、同協議会において民港との整合等が確認さ

れることになると考えております。また、今回の移設協議会については、防衛省に確認したところ、現在、しかるべき時期に開催できるよう検討を行っているとの回答がありました。

同じく1の(2)、那覇港湾施設の使用主目的についてお答えをいたします。

那覇港湾施設の使用主目的については、いわゆる5・15メモに「港湾施設及び貯油所」と記載されております。一方、政府は、今般、那覇港湾施設で実施された訓練に関して、那覇港湾施設の使用主目的に沿ったものとの考えを示しております。

しかしながら、県としましては、訓練が港湾施設の使用主目的とは考えられず、このような米軍基地の使用を許せば、県民の基地負担が増大することから、那覇港湾施設は、5・15メモに記載されている使用主目的に沿って厳格に運用されるべきであり、同施設において、航空機の離着陸や訓練を一切行うべきではないと考えております。

同じく1の(3)、米軍の訓練に対する抗議の根拠についてお答えをいたします。

米海兵隊は、去る2月8日から13日にかけて、那覇港湾施設において人道支援や大使館補強等を目的とした訓練を実施しました。政府は今回の訓練について、使用の主目的に沿ったものとの認識を示しております。

しかしながら県としては、訓練による使用が港湾施設の主目的とは考えられず、また市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接している同施設において、復帰後50年間行われてこなかったこのような訓練が行われることは、県民に新たな基地負担を強いるものであり断じて容認できません。このため、県は今年15日に外務省特命全權大使沖繩担当及び沖繩防衛局長に対し、厳重に抗議したところであります。

4、海の安全・安心についての(2)、知事公室における自然海岸の安全・安心対策についてお答えをいたします。

水難事故の防止は、県民や観光客などの安全・安心につながるものと考えております。そのため、現在、知事部局内の関係課にて定期的な意見交換を行っており、過去の水難事故の詳細な分析を行うとともに、各部局における水難事故防止のための取組を今後、検証することとしております。

知事公室においては、第11管区海上保安本部から水難事故の詳細な情報収集を進めるとともに、各消防本部における水難事故防止に関する取組について確認

を行っているところであります。今後、沖縄県水難事故防止推進協議会における議論なども踏まえ、より効果的な対策について関係機関と連携し取り組んでまいります。

同じく4の(3)、知事公室における次年度予算についてお答えをいたします。

知事公室においては、海の安全対策に係る次年度予算の計上はありませんが、現在、関係部局と連携し効果的な対策について検討しているところであり、知事公室として事業の実施等が必要であれば、予算確保についても検討してまいりたいと考えております。

5、我が党の代表質問との関連についての(1)、国防に関する知事の考え方についてお答えをいたします。

日本を取り巻く安全保障環境については、中国の軍事力の強化、東シナ海・南シナ海における現状変更の試み、台湾をめぐる問題、朝鮮半島をめぐる問題などが存在しており、より厳しさを増していると理解しております。

県としては、沖縄県を含む我が国が独立国として、国民が安心して生活し、国が発展と繁栄を続けていく上で平和と安全は不可欠であることから、専守防衛のための最低限度の自衛力は必要であると考えております。

同じく5の(2)、尖閣諸島問題に対する対応についてお答えいたします。

尖閣諸島をめぐる問題については、国において、海上保安庁による現場海域での冷静かつ毅然とした対応やさらなる海上保安体制の強化などの措置と併せて、日中関係改善に向けた話合いの合意事項に基づき、冷静かつ平和的な外交による日中関係の改善に取り組んでいただく必要があると考えています。

このため、県としては、同諸島周辺の状況について情報収集に努めるとともに、令和3年5月に内閣総理大臣ほか関係大臣に、また、10月、11月には、それぞれ来県した西銘沖縄及び北方対策担当大臣、松野官房長官に、さらなる海上保安体制の強化と中国との対話の継続などを要望したところであります。

同じく5の(3)、国民保護共同訓練についてお答えをいたします。

沖縄県は、各島との輸送手段が空路と海路に限られるなど住民避難に関する課題があることから、国や市町村などの関係機関と国民保護計画に基づく訓練を実施することは、国民保護に関する対処能力の向上を図る上で重要と考えております。このため県では、国や市町村と連携して、毎年、複数回、情報伝達訓練等を

実施しているほか、平成31年1月には大規模テロ等の緊急対処事態を想定した図上訓練及び実動訓練を実施したところであります。また、令和3年度以降は、国と都道府県による国民保護関連の課題について意見交換する検討会が毎年開催されているほか、全国を6つの地域ブロックに分けた、実動及び図上訓練が輪番で実施されており、九州ブロックでは、令和5年度に鹿児島県、令和8年度に沖縄県の実施となっております。

県としては、引き続き関係機関と意見交換を行うなど、沖縄県主導の国民保護共同訓練の実施についても調整してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長（島袋善明君） 2、道路行政について(1)、那覇内環状線街路整備事業の進捗についてお答えいたします。

那覇大橋は、那覇市中心部と南部地域を結ぶ県道那覇内環状線に位置しております。昭和45年に建設され老朽化が著しいことから、現在、架け替え事業を行っており、進捗率は、令和2年度末の事業費ベースで約71%となっております。

次に4、海の安全・安心について(1)、県管理海浜公園等の現状と課題についてお答えいたします。

県管理の安座真海浜公園、宇堅海浜公園及び西原・与那原マリパークでは、県と指定管理者が締結した管理に関する協定書に基づき、施設内の監視、遊泳基準等の管理運営要領等を定めております。同要領等に基づき、水難救助や救命技能等の資格を有する監視員を配置し、安全対策を行っております。引き続き、指定管理者と連携し、安全・安心の確保に努めてまいります。

同じく4の(2)、自然海岸における対策の進捗状況についてお答えいたします。

県では、海の安全・安心対策に向け、関係部局による情報共有や意見交換を行っているところであります。土木建築部においては、これまでに沖縄ライフセービング協会等の関係団体と意見交換を行うとともに、他県における海岸管理者による取組状況を調査したところであります。これらの調査結果等も参考に、関係部局が取り組むべき対策等を明確にし、引き続き海の安全・安心の確保に努めてまいります。

同じく4の(3)、次年度予算についてお答えいたします。

今後の予算措置については、関係部局が取り組むべ

き対策等を踏まえ、所要額を確保する必要が生じた場合は、財政当局に要求していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 3、農林水産行政についての(1)のアとイ、南大東島における農業生産基盤整備の現状と課題についてお答えします。恐縮ですが、3の(1)のアと3の(1)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

南大東島における農業用水源の整備については、貯水池56か所が計画されており、現在までに19か所が整備され、2か所が整備中となっております。貯水池の整備については、島内に河川がないことから、畑に降った雨水を水路により集水し、貯留する必要があるため、圃場整備等を先行して実施する必要があります。しかしながら、圃場整備においては、地元の合意形成を要するため、完成までに時間を要している状況にあります。

県としましては、引き続き農業用水源の早期確保に向けて、農業生産基盤の整備に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 4、海の安全・安心についての(2)のうち、文化観光スポーツ部における海の安全・安心対策についてお答えします。

文化観光スポーツ部では、これまでに観光情報サイトや観光客向けハンドブックにおいて、海水浴やシュノーケリングの注意点、離岸流の危険性や対処方法等について周知を行っております。また、令和3年11月以降、定期的に庁内関係課と意見交換を実施しており、水難事故の場所や傾向等を把握し、実態に応じた効果的な対策を各部局の役割に沿って検討することとしております。

観光部局としては、市町村や沖縄観光コンベンションビューロー等と連携し、観光客への効果的な周知を行ってまいります。

同じく4の(3)、次年度予算についてお答えいたします。

文化観光スポーツ部では、新規事業として、マリトレジャー魅力向上促進事業、815万円を次年度当初予算案に計上しております。本事業では、事業者向けセミナーにより、安全・安心やSDGsに配慮した高付

加価値なサービスの提供に関する理解促進や意識啓発を図ることとしております。また、観光客へ向けては、安全・安心に配慮した事業者選びや遊泳、シュノーケリングの注意点等についての周知を行う予定であり、観光客の安全・安心なマリトレジャー体験や事故の抑制につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君） 4、海の安全・安心についての御質問のうち(2)、自然海岸における安全・安心対策の進捗状況についてお答えいたします。

県警察におきましては、昨年中、海域レジャー提供業者に係る水難事故を防止するため、水上安全条例に基づく業者への指導、勧告及び事業の停止命令等の行政処分を実施しました。また、水難事故防止に向けた意識を高めるため、県、市町村、海上保安庁、その他関係機関、団体等との情報交換及び協働による各種水難事故防止活動を実施し、併せて米軍との事故防止会議を開催するなどして、水難事故防止に努めてきたところでございます。引き続き業者への指導を徹底するとともに、県の関係部署等と連携を図りつつ、県民等の水難事故防止に向けた啓発に努めてまいります。

次に、同じく4の(3)、海の安全・安心対策としての次年度予算についてお答えいたします。

県警察における次年度の水上安全対策関係予算は、総額483万円余りを要求しており、今年度と比較いたしまして約270万円増となっております。主な事業内容といたしましては、海域レジャー提供業者に対する安全講習及び安全対策優良海域レジャー提供業者の審査のための委託料のほか、水難事故防止ポスターやチラシ作成のための印刷製本費、その他消耗品費等であります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 家治君 再質問、ちょっと順番を変えて伺いたと思います。

那覇大橋の架け替えです。

向こうは交通量が日中問わず、また平日、週末、大変渋滞する幹線道路になっていて、なかなか橋の架け替えが難しい。だから僕もずっと状況を見ている中

で、車を運転していてその状況が見えなかったもの
ですから、今回質問したんです。川下のほうにはモノ
レールの橋脚があって、いろいろ動線も仮設橋オン
リでやるにはちょっと厳しい状況にあるなと思って
聞いたんですけれども、71%の進捗であるというこ
とと、この残りの30%近く、完成のめどはいつにな
るか分かれば教えてください。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時17分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 今、那覇大橋では議
員おっしゃるとおり、モノレールの軌道桁やバイパス
等も近いことがあって、かなり詳細な細分化した移設
を計画しております。それで来年度から仮橋への暫定
的な切替えも予定しておりますが、完成予定年度につ
きましては、令和7年度の完了を目的に事業を鋭意進
めているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲村家治君。

○仲村 家治君 全体の計画もいただいたんですけれ
ども、ステップ8まであって、仮設橋を通しながらま
た工事をして、今の既存の橋を半分シャットアウトし
て、またこれも壊して架ける。相当狭隘な中でやるこ
うことで大変だと思うんですけれども、この狭隘な
中で事故のないように、ぜひ一日も早く完成させるこ
とを希望しておりますので頑張ってください。

続きまして、3番の農林水産行政についての南大東
の件ですけれども、村のほうからも聞いて、南大東、
北大東というのはもう本当に沖縄県にとりましてサト
ウキビの生産、大型機械化もいち早く進んで——やっ
ぱり天候との闘いなんですよ。南大東の製糖工場の煙
突には「さとうきびは島を守り島は国土を守る」とい
うキャッチフレーズがあって、まさしくそのとおりだ
と思うので、こちらの事業も地権者とかいろいろある
とおっしゃっていましたがけれども、ぜひ予算はちゃん
と確保して一日も早く工事が完了するように、ぜひ部
長の意気込みを聞かせてください。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 議員の御提案の南北
大東島というのは、農業用水が非常に大切な島でござ
います。サトウキビを栽培するに当たって、農業用水
の確保が一番目の重要な課題と思っておりまして、農
林水産部では、南大東島における水源整備の促進を
図るために島内に点在する自然池、これに流入してく
る雨水を活用した取水池の整備を進めているところであ

ります。令和3年度は自然池周辺のボーリング調査並
びに水質調査等実施しておりまして、今後とも早期の
水源確保に向けて全力で取り組んでまいりたいと思
います。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 仲村家治君。

○仲村 家治君 よろしくお願ひいたします。

続きまして、知事の基地問題への取組について再質
問させていただきます。

まず去年、オスプレイ等ヘリを本国へ輸送するため
に那覇軍港に着陸して、輸送艦に乗って移送されたこ
とに対して、軍転協で多分この訓練、この飛行に対し
て抗議したと聞いておりますけれども、その際、ど
なたにその要請をしたのかよろしくお願ひします。12
月。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) お答えいたします。

軍転協の要請につきましては、内閣総理大臣、官房
長官、外務大臣、防衛大臣、それから在日米国大使館
に対して要請を行ったところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲村家治君。

○仲村 家治君 この去る訓練、私も地元の間人として、
50年もやっていない訓練をやったことに対して、ま
してや那覇市のど真ん中の那覇軍港にオスプレイ、
ヘリが飛んできて、幾ら人道支援や非戦闘員の退避
ということであっても、ヘリとかオスプレイを使わ
なければ多少はいいのかなと個人的には思っています
けれども、ただやっぱり50年間やってこなかった訓
練を何でやったのかなということも、私個人的には中
国の影響も若干あるのかなということも思っており
ます。ただ(3)の根拠、主目的が港湾施設、貯油所
ということであるんですけれども、訓練をしてはいけ
ないということは書かれていないと思うんですね。そ
の辺の解釈というのをもう一度答弁お願ひします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時24分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) 議員から御質問のある
とおり、県が在日米軍、在沖米軍に対して抗議とか
意見交換をした際に、先方より、政務外交部長からは
5・15メモには港湾施設及び貯油所と記載はされて
いるものの訓練を実施しないとは書いていない、除
外はしていないという説明がございました。

ただ一方で、県といたしましては、先ほども申し上

げましたとおり、那覇港湾施設については、5・15メモに記載しているところの主目的、すなわち港湾施設及び貯油所という形で運用される必要があるということ、それから議員からありましたとおり、戦後50年間行われてこなかったという状況もございますので、県としてはこういった形での今般のような訓練については断じて容認できないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 要は、まず最初は抗議ということで米軍側に申し入れたけれども、抗議は受け付けませんよ。それで意見交換になったということは、米軍側は別に訓練はやっちゃいけないということは書いていないし、それをという解釈で運用上やられたと。また、日本政府もそのような解釈だったと思うんですよ。ただ、だからといって中心市街地のど真ん中で、ましてや那覇空港もそばにある。市街地、密集しているところにある中で、何でこんな訓練をやらないといけないのか、その理由が見えないんですよ。ですから、抗議するとかそういう問題以前に、そういう人道的な支援、救出作戦とかであればほかの基地でもできる、訓練場でできるんじゃないかという申出も同時にされたほうがいいと思うんですけども、知事どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のとおり、確かに米軍はこの主目的にかなうという認識、政府もそれを追認するというような形でコメントを出しておりますが、我々はその5・15メモに書いてある主目的が港湾機能とそれから貯油施設であるということが書かれているということを前提に、そのような抗議をしております。しかしこの市街地に最も近い港湾で、しかも多数の飛行機が離発着する那覇空港に近接する場所で、もしも今後もこの同じような訓練が行われるのであれば、私は5・15メモを一旦廃止するなり、厳しい運用を課すなり、もう一度そこに立ち返って、50年たって初めて訓練が行われるようなそういう事態があってはならないということは厳格に求めるべきではないかというように認識しています。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 この訓練に対しては、オスプレイ、ヘリが使用されて、同じような気持ちではあるんですけども、ただやっぱりこの辺のしっかりとした形でこういう市街地のど真ん中でそのような訓練はやめてくださいと、中止してくださいと、今後やらないでくださいということは、私は別に構わないと思うんで

す。ただ運用上という、米軍側のこの運用というのに対してなかなか突っ込めない部分はありますので、この辺は——要はコミュニケーションをしっかりと、那覇軍港ではやらないでくれと。市街地のど真ん中ではやらないでくれということぐらひは強く強く申入れをして、政府にも同様に、ほかの訓練場でもできましょうと、そういう話をしないと訓練したら抗議して、知事公室長、軍特委でも同じようなこと、ずっと何回も繰り返していいかげんにしてくれと。あと事件・事故の場合はワーキングチームがあるじゃないですか。その開催を求めているけれども一切やらない。要は、そういう普段から私たちは日本政府や米軍に対して運用の、沖縄県民に被害を被るようなやり方はやめてくれということは何回も何回も意見書でも抗議文でもやりましたよね。けれども一向にその後どうなっているか分からない。やっぱりそれをしっかりとした形で後追いで、このワーキングチームをぜひ開催するように努力すべきだと思うんですけども、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私たちは県民の生命財産、安全・安心を一番に考える以上、やはり基地の厳格な運用を求めるということは、もう最前提であろうと思います。議員おっしゃるように、やはり市街地に近いところでは訓練をするということもそうですが、他方で、例えば騒音防止協定ですとか、そのような約束事があったとしても、その協定すら無視をしているというそういう米軍の行動規範と申しますか、その考え方はいかなものかということは、厳しく問わなければならないと思います。それは同時に、基地を提供している政府の責任でもありますので、引き続き県民のそのような命の危険に関わるような訓練はまずやめさせることと、そして基地があればどこでもどのような訓練を行ってもいいというような考え方は持たせないような、そういう厳しい条件を課すべきであろうというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 何年前かに防災訓練の中で、奥武山運動公園の近くでヘリを使った訓練が——あれはどこのヘリだったか、海上保安庁か自衛隊か忘れたんですけども——あったんですね。明治橋じゃなくて、手前のほうの、あそこは南というのかな。あの近辺でやったときにヘリを使ったんです。でもやっぱりそれは防災訓練であったので、誰一人反対する人はいなかったんですけども、似たような——距離的にはそれほど変わらないので、やっぱりこの辺はしっかりとし

た形で分けて考えないといけないと思うんですけれども、絶対ヘリを使った防災訓練は駄目だとかそういうことも言えないので、普段から米軍とはコミュニケーション取って、何かあってからでは駄目なんですよ。普段から何らかの形で情報共有するとか、そういうことをやっていくべきだと思うんですけれどもどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まず日本の国内法では、その航空機を使用する場合にはフライトプランを提出して、安全運航を確実なものにするということが前提。これは防災訓練であれ、自衛隊の視察であれ、同じようにそれを提出するというようになっております。他方、米側にはそういう航空法が適用されません。そういう運用上の上、せんだっての2月8日の訓練も前日に、いきなり明日からやるということを通告してきたわけです。つまりコミュニケーションの在り方そのものも、軍の運用次第でいかようにでもなるという考え方そのものがやっぱり間違っているということだけはしっかり申し入れないといけないのではないかと思います。

しかし、やはり県といたしましては、県民の安全・安心を最優先に考えるという観点から、防衛省、外務省を通じた様々なチャンネルを通じて、そのような米軍に対する要請は重ねていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 あと、これ以上過剰な訓練が行われるようでしたら浦添移設への条件が崩れていくという新聞報道とかあるんですけれども、知事、那覇市と浦添市と一度、この件に関して3者で協議して意思統一すべきだと思うんです。なぜかという、近々移設協もあるわけですから、ぜひ今回の訓練に関して3者で話し合いを持って、同じテーブルで意見交換をして、意思統一すべきだと思うんですけれどもどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のとおり、そのような認識を3者で確認したいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 これ以上前提条件が崩れると浦添移設もないよという記事とか、いろんな声飛び交っているんで、その辺を3者の意思統一で方向性を決めてもらわないと、せっかくずっと移設に関してやってきた努力が、あっという間に水泡に帰してしまうようなことがあり得るので、ぜひこの辺は慎重になっていた

だきたいなと思っております。

ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 家治君 那覇軍港の訓練の件はこれで終わります。

海の安心・安全に関してなんですけれども、まず指定管理の件で、実はあざまサンサンビーチと宇堅ビーチの指定管理者が変わるんですよね。それは両者とも応募していない、手を挙げなかった。それはなぜか。この2年間のコロナ禍の中で収益がほとんどない。そうすると運営をしていけないというのが最大の理由だと私は聞いていますけれども、部長はその辺認識していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今議員からお話のありました宇堅と安座真の指定管理者が次に応募しなかったということについては、今初めて聞きました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 去る12月議会で、土木環境委員会で指定管理の議案が出されて、もう通っているはずなんですけれどもね。いいですよ。

この指定管理者の制度、特に海浜公園のビーチ、これまではバーベキューとかいろんな遊具とか貸し出して収益を得て、運営をしていくというのが前提らしいんですけれども、その収益がなくなって人件費が賄えないと、そういう状況に陥ってしまったというのが最大の理由らしいんです。だからといってこの——先ほど現状と課題という話を聞いたんですけれども、ぜひこの指定管理者の在り方、これは総務部長になるんですか。ぜひこの海浜公園、ビーチにおける指定管理者の中で、ライフセービングの監視員の予算は県が持つべきだと私は思っているんです。県に準じて市町村の海浜公園、パブリックビーチの人たちは同じような指定管理を受けているんですね。一番最近、令和3年度第2回、11月10日に首里城公園管理体制構築検討委員会の中で、「元々指定管理制度は民間活力を利用したコストダウンを図れるというメリットがあるが、民間の活力を利用するにはその代替性がどうしても必要となってくる。逆に民間の活力を入れるということは

防災業務のように利益を生まないものについてはコストカットの対象になる可能性がある」ということをこの検討委員会でなされているんです。ですから、パブリックビーチでも同じような安心・安全のコストを管理者である県が持つべきだと思うんですけども、この辺は全体的なものですから総務部長になるのかな。どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今指定管理の在り方の中で、基本的な施設の管理運営とは別に、安全・安心に特化した部分は県直営でというお話だと思いますけれども、この辺に関しましては、今回海浜公園の指定管理につきましては、管理運営に関する部分は補正予算を措置する予定ではございますけれども、議員御提案の件に関してはどのような対応が取れるか、今後いろいろな意見を踏まえて検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 私、初当選以来今回で質問に8回立ったんですけども、毎回この海の安心・安全の質問をしています。それは私自身が選挙のときにこの安心・安全を政策の一つとして掲げたんですけども、知事も公約の中でライフガード従事者の地位向上ということで掲げていますが、実際次年度予算を計上したのは県警本部と、文化観光スポーツ部は新規にこの予算をつけたということです。知事公室、土建部はついていません。公約の中の一つとして、知事はこのマリレジャーの一環をなす安全・安心に責任を持つべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 土木建築部といたしましては、令和4年度の予算措置に関しては、要望は現状として行っていないというところがございますけれども、今後海岸管理者としてどのようなことが対応できるのかと、その辺も関係部局と調整をしながら、我々土建部としての役割を確認して、所要額についてもし必要であれば要望していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 知事、公約でライフガード従事者の地位向上云々ということを掲げておりますので、代表質問そして我が会派のみんなが知事の公約で質問をし

ております。去年、水難事故が過去最悪になりました。本部長、去年の実績を教えてくださいませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

令和3年中、県内における水難事故の発生件数、暫定値でございますが94件でございます。令和2年と比較いたしまして、9件の増加となっております。内訳は罹災者数が139人で前年より36人の増加、死者数が45人で前年より3人の増加、行方不明者はなしで前年より1人の減少となっております。

なお、発生件数、罹災者数及び死者数は、過去10年間で最多となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 知事、過去最悪の水難事故があって、また公約の中でそのような海の安全を掲げているんですけども、予算が反映されていない。それに対して今後、さっき土建部とか知事公室とかありましたけれども、それ以外にもし必要があれば今後考えていきたいというお話なんですけれども、それはもう知事、トップリーダーとして指示をすべきじゃないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今般は文化観光スポーツ部の予算でマリレジャーの魅力向上促進事業、800万円。これ新規でマリレジャーの魅力及び質の向上のための情報発信、プロモーションなどの予算をまずつけさせていただいております。それから、私はマリレジャーライフガード従事者の地位向上と支援に取り組みますという公約を掲げておまして、まず県警等関係機関と連携して、水上安全条例の改正に取り組み、そしてライフガードの地位向上や支援を担う団体との連携強化を図っていくというようにしておりますが、議員御提案のように、やはりこれは沖縄県における安全・安心の水上レジャーのためには、やはりしっかり検討するべき項目であろうと思いますし、この水難事故もシュノーケリングの際にライフジャケットの着用等の義務化とかいろいろな意見が寄せられてきております。いろいろなことをやはり安全・安心のためにどのような計画を立て、どのように予算づけしていくかということについてはしっかり考えていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 去年は5月から10月まで、沖縄ライフセービング協会の方々が週末だけボランティアで石垣と本島内の海岸パトロールをしたんですけど

も、なかなか人数と、範囲が広いということで、請願も出ております。ぜひこの協議会、また予算化を目指して最後に決意をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 県民、それから観光客、誰でもが水に親しみ、そして安全・安心に沖縄のよさを満喫していただくためには、やはりそういう管理体制、監視体制もしっかりと整えることが重要であろうということも含めて、しっかりと検討していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 それでは沖縄・自民党会派末松文信、一般質問を行います。

まず、1番目の知事の政治姿勢についてでありますけれども、初めに知事は去る2月20日をもって、沖縄県のまん延防止等重点措置を解除されました。長期化するコロナ禍で県民の生活習慣も変わりつつあります。そのはざまにあってか、気持ちが晴れない日が続いております。そのような気持ちを払拭し、元気を取り戻すために知事から力強いメッセージが必要ではないでしょうか。例えば、メンソーレおきなわ彩発見、リッカリッカおきなわ彩発見など発信されてはどうでしょうか。そして、おきなわ彩発見の予算についても、思い切って500億円程度の補正予算を組んではどうでしょうか。

さて、来る5月15日は、県民の悲願であった本土復帰から50周年の節目を迎えます。思い起こせば、当時の軍道1号線、今の国道58号は名護から国頭へ蔡温松の並木道で風光明媚な海岸線でありました。その海岸線を走る車の砂煙を吸いながら、皆と一緒に沖縄を返せなどと歌いながら名護から辺戸岬まで行進したものであります。たどり着いた辺戸岬は闇に包まれ、与論島との中間地点、いわゆる北緯27度線上の船にかがり火がともされたあの海上集会在走馬灯のようによみがえってまいります。あれから50年余の歳月を経て、沖縄県は復帰記念国体をはじめ、沖縄国際海洋博覧会、730交通区分変更、首里城の復元、そして沖縄サミットなど数多くのイベントが開催されると同時に、半世紀に及ぶ沖縄振興計画により、社会資本の整備や産業経済、医療福祉、人材育成・教育等々、様々な分野において地域振興策が展開され沖縄の復興ぶりは隔世の感がいたします。

そこで伺います。

(1)、復帰50周年の節目に当たっての施政方針につ

いて。

昭和47年の復帰から、5次50年にわたる沖縄振興計画は、その節目節目において振興計画の実施状況と評価、そして検証を行う中で、常に新しい視点を盛り込んで計画の進化を図り今日の発展を遂げてまいりました。

そこでア、次期沖縄振興計画の新たな視点について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画（案）においては、SDGsを取り入れ、現行計画の柱である経済と社会の2つの基軸に、新たに環境の枠組みを加え、社会・経済・環境の3つの枠組みに対応する形で、「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成、「強くしなやかな自立型経済」の構築、「持続可能な海洋島しょ圏」の形成の基軸的な3つの基本方向を示し、各施策を展開することとしております。県民一人一人をはじめとする社会全体での参画により、社会・経済・環境の3つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとともに、ウイズコロナの新しい生活様式からポストコロナのニューノーマルに適合する安全・安心で幸福が実感できる島を形成することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 私は、新しい視点がどのようなものがあるかということでお尋ねしておりますけれども、実は先人たちが沖縄の立ち位置を示した万国津梁の鐘があります。その万国津梁の鐘に刻印された気概を持って、今沖縄県南北約400キロ、東西約1000キロの琉球弧としての位置にあります。そういう中において、やっぱり新しい振計をつくる中で新たな視点、政策がないか伺ったところであります。

ここで知事からのコメントがあれば伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 次期沖縄振興計画は、国も目指しております2050年のカーボンニュートラルのための技術を開発していく大事な10年になるであろうと思っております。そのために社会と経済に環境を加えて、その技術を革新させていくことによって、島嶼型のエネルギー、自前のエネルギーをつくり出していく、それがひいては沖縄から島嶼でつながれる島々、国々にもその技術を波及させていくことの大きなかけ橋にもなると思っております。ですから、これからは再生可能エネルギーがまさに万国津梁となって、様々な地域へと沖縄から発信していける、そういう基盤をつくってまいりたいというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。

岸田総理はこういうことを言っております。強い沖縄経済をつくると言っております。その中で従来の発想にとらわれない戦略の策定に向けて、3月31日まで内閣府の特設サイトで国民のアイデアを募集しております。そういった中で、これからの沖縄の在り方について、いろいろと議論されると思いますけれども、このような視点についてどのように思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画にあっては、経済の自立的発展に向けて様々な取組を進めていくこととしております。DXを活用した高付加価値化、高度化、域内循環率を高めるための取組も進めていくこととしております。

内閣府のほうで収集したデータについては共有させていただいた上で、県の取組にも反映していきたいというふうに考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは次にイ、離島・北部地域の条件不利性の解消に向けた具体的な取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県では、離島・過疎地域の振興を最重要課題と位置づけ、定住条件の整備と地域の特色を生かした産業の振興を図ってきたところがあります。今後も、県過疎方針や新たな離島振興計画を策定し、関係市町村と連携しながら、農地・漁港などの産業基盤の整備や農林水産物の出荷コストの負担軽減、道路・情報通信・再生可能エネルギーなどの社会インフラの整備に取り組むほか、条件不利性を軽減できるICT等活用した遠隔教育・遠隔医療の推進、スマート農業等の産業振興、AIによる高齢者等の見守りなど、離島・過疎地域の持続的発展に必要な諸施策を推進してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。

ここで1つだけお尋ねしたいんですけれども、離島における農産物の輸送コスト、これについての助成制度、今でもあるわけでありましてけれども、今後どのような対応をされるのか、取組姿勢についてお尋ねします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 令和4年度からの農

林水産物条件不利性解消事業では、1つに、鹿児島県との生産者、同じ競争条件で、首都圏などの大消費地における農林水産物の販売促進を図るため、地理的不利性から生じる物流コストの差額を改善するとともに、2つ目に、北部・離島地域における均衡ある持続可能な農林水産物の振興に寄与するため、県内外の出荷に係る輸送コストの負担軽減が図られるよう準備を進めているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 郵便料金を考えてみますと、全国一律で郵便料金があります。それと同じとは言いませんけれども、沖縄県内で生産される農産物について、そういった視点で検討することはございませんか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後2時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 令和4年度から始まります農林水産物の条件不利性解消事業の中では、北部・離島に限った事業メニューを加えておりまして、その中では離島——宮古、八重山もしくは離島からのそれぞれのコストに応じた補填をしておりますので、均一ということにはなりませんけれども、負担軽減にはつながるかなと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 離島の農家では、これが一番大事なように伺っておりますので、引き続きまたよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次にウ、知事は普天間飛行場の辺野古移設に反対する理由として、県民投票や知事選挙において反対の民意が示されたからと繰り返し答弁しておりますが、その考えは今も変わりませんか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

知事は辺野古に新基地は造らせないという公約を掲げて当選をし、多くの県民の負託を受けております。また平成31年2月に辺野古埋立てに絞って実施された県民投票では、投票総数の7割を超える圧倒的多数の辺野古埋立てに反対する県民の民意が明確に示されました。

県としましては、今後とも県民投票で示された民意に応え、辺野古に新基地は造らせないと知事公約の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 それでは伺いますけれども、民意は選挙によって示されると思いますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後2時57分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長 (金城 賢君) そのように理解をしております。

○議長 (赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 ところで、令和3年10月30日の衆議院総選挙、沖縄選挙区では自民党が公認し公明党が推薦した保守中道の候補者が、玉城デニー知事をはじめオール沖縄と称する団体が支持した候補者に対し、3万5571票の差をつけております。また、名護市辺野古が選挙区である第3区では、島尻安伊子候補が7214票の差をもって勝利しております。さらに去る1月23日の名護市長選挙では、渡具知武豊市長が5085票の大差をもって当選いたしました。

知事はこの民意を尊重されますか伺います。

○議長 (赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事 (玉城デニー君) 選挙の結果、民意が示されたということについては、当然尊重されるものと思います。

○議長 (赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。

知事がこの選挙における民意を尊重されるのであれば、SACO合意に基づく普天間飛行場の辺野古移設を加速させ、一日も早い普天間の危険性を除去し、予定されている嘉手納以南の返還を着実に実施するとともに、復帰50周年の節目にあって、米軍基地のみならず、自衛隊基地も含め沖縄における基地の在り方について新たな方向性を示すべきと思いますけれども、知事の御所見を伺います。

○議長 (赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事 (玉城デニー君) まずSACO合意については、辺野古に新基地を造る新たな機能を付け加える形で建設を進められ、そのことについても私たちは反対をしております。普天間飛行場の一日も早い危険性の除去という原点に立ち戻り、軟弱地盤の存在で変更承認申請も公有水面埋立法に照らして厳正に審査をした結果、不承認となっております。そのように時間がかかる工事ではなく、一日も早い危険性の除去を目指すべきであり、またそのほかの米軍基地におかれても速やかに移設され、現在の土地が返還されるというこ

と、これは政府に対しても一日も早くその実現を目指していただきたいということを望みます。

○議長 (赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 いや知事、先ほど衆議院選挙第3区、名護市長選挙の結果について尊重されるというから、私伺っているんです。もう一度お願いします。

○議長 (赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事 (玉城デニー君) 選挙においては、様々な争点によって有権者の判断が出るのであろうというように思います。他方で、辺野古埋立ての一つの課題に絞った県民投票では、52%の投票率でその52%を100と例えた場合、72%の方が反対という結果を出しておりますので、それはその結果としてしっかり受け止め、そしてそのほかの選挙におかれては、それぞれの候補者が掲げた公約で有権者が判断をされたということであろうというように思います。

○議長 (赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 時間があまりありませんけれども、知事、直近の民意というのはどこにあるんですか。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時1分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

玉城知事。

○知事 (玉城デニー君) それぞれの選挙では候補者がそれぞれ、御自身が争点とするものを掲げて選挙を行ったものというように思います。

○議長 (赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 ですから皆さんが支持した辺野古反対の候補者が敗北したわけです。これは民意というのは、今辺野古を進めるということが民意になっているわけです。これは何で知事、尊重すると言いながらそういう言い方をされるんですか。

○議長 (赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事 (玉城デニー君) 繰り返しになりますが、それぞれの選挙区においては、有権者がその候補者の訴える争点のどれを重視して投票したかということによって、その結果が表れると思います。もし辺野古の点についてあえて申し上げるとすれば、3区、4区の候補者はそのような結果になりましたし、1区、2区の候補者はそのような結果になりましたというように、考え方によってはどれが争点であったかということについてのそれぞれの地域での訴えによって結果が異なっているということだろうと思います。

○議長 (赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 争点がいろいろあるということであ

れば、そんな反対が最大の争点なんて言わないほうがいいんじゃないですか。

それでは、次に行きます。

私は、沖縄における基地問題、とりわけ普天間飛行場の辺野古移設については、移設先地域の負担を最小限にとどめ、代替施設を辺野古に整備し移設することによって、普天間飛行場の危険性を除去するとともに、沖縄における米軍基地の整理縮小と返還跡地の利用促進による社会資本の整備、そして企業誘致による経済効果や雇用の創出、加えて移設先地域の振興を図るなど、沖縄における米軍基地の長い歴史と多様性の中で推移してきたものと認識しております。知事は、沖縄における米軍基地の整理縮小についてもしっかりとした計画を持って進めるべきだと思います。知事は自らの意思も示さず、日米両政府頼みでは到底解決できる事案ではないと思います。知事が他力本願で受け身の姿勢である以上、知事自ら米軍に対し提供施設の運用を安易に許容しているように思います。指摘して、この件は終わります。

次に、知事の公約について伺う前に、2、我が党の代表質問との関連で確認しておくことがありますので、よろしく願いいたします。

知事の公約の実績についてでありますけれども、我が党の新垣新議員の代表質問で、企画部長は議会を空転させる中で、議論を尽くし整理した上で、291の施策のうち、5つの施策を完了、280の施策は推進中、そして6つの施策は着手していると答弁しております。にもかかわらず、知事はその後の与党からの質問に対し、291の公約全てで着手しましたと答弁しております。知事答弁の真意について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県では、知事公約に掲げられた291の施策全てに着手し、取組を進めているところでございます。

○末松 文信君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後3時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○企画部長（宮城 力君） 知事が公約として掲げた291の個別施策、全てに着手してございまして、そのうち5施策については一部完了し継続して取組を推進

中、280施策は取組を推進中、6施策は取組に着手となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○企画部長（宮城 力君） 291の施策に全て着手し、取組を進めておるところで、先ほど答弁しました291の全てに着手して、5施策については一部完了して継続して取組を推進中、280施策は取組を推進中、6施策は取組に着手ということで、全て着手しているという意味では同様のものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 それでは部長、用語の定義ですけれども、完了とは何ですか。着手とは、そして推進中とはそれぞれどのような状況を示しますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 公約の中で公表しております資料においては、琉球歴史文化の日の制定という公約については、これを制定し、それ自体は完了して、その後も継続して取組を推進しているもの、それから推進中、着手して取組を進めているもの、それから着手は事業実施には至らないが、情報収集、検討、要請等を実施する等して個別施策の実現に向けた何らかの取組に着手しているものというふうに整理しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 そういうことであれば、全て着手しているということで、何か完了が幾つだとかいう話は全く問題ないんじゃないですか。全て施行している。もう一遍言ってください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 公約でございます。全てに何らかの予算が関わっているとは思いますが、例えば人件費に係るもの、事業予算とかではなくて、必ずしも全てが何らかの事業費予算を伴うものではないと考えます。例えば何らかの要請を行うとか、そういうも

のについては、何々事業費予算を組むというところとは少し差異があるのかなというふうにも考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 視点を変えてお尋ねしますけれども、その着手していない公約はないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 繰り返しになりますが、291全てにおいて着手しているというふうを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 これ以上やっても平行線のようにから終わります。

次に、知事の公約について、北部医療センター整備に向けた取組状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 公立沖縄北部医療センターにつきましては、現在整備基本計画のパブリックコメントを実施しており、今後整備協議会での協議を経て、3月末には基本計画を策定することとしております。また令和4年度は、基本設計及び北部医療センターの設置主体となる一部事務組合の設置などに取り組むこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。

北部医療センターの整備については、地域住民への説明会など尽力いただいていることに対し、敬意を表したいと思えます。

供用開始が当初計画より1年半ほど延びたことは残念でありますけれども、最新の機能を備えた医療センターの完成を一日千秋の思いで待っている名護・やんばる住民の期待に応えていただきたいと、このように思いますが、その姿勢について伺いたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 北部圏域における医療体制の充実のためには、どうしても公立沖縄北部医療センターの設置が必要だというふうを考えております。スケジュールについては、若干の延長もすることになっておりますが、しっかりと安全・安心にのっとり計画を立てて進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは次に、県立名護高等学校への中高一貫校設置について取組状況を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

名護高校への中高一貫教育校の設置につきましては、令和3年8月の教育委員会会議において校名を県立名護高等学校附属桜中学校に決定し、今回の議会に設置に係る条例案を提出しているところでございます。次年度、令和4年度は校舎等の施設整備、また地域への周知、入学者の募集・決定などを行い、令和5年度の開校に向けてしっかり取り組んでいきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 教育長におかれても、御尽力いただいて大変ありがとうございます。

来年の開校に向けてということでありまして、今後の生徒の募集とかそういった現在の取組について少し教えていただきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） まず条例が通りましたら、3月末には学校説明会を開催いたしまして、設置基本方針の概要ですとか開校までのスケジュール、または県立中学校入学者決定に関することについて説明をしていきたいと思えます。4月からは、教育課程・教育方針の検討を行いまして、また募集要項を発表する9月以降には改めて学校説明会を開催して、しっかり地域の方また県民含めて説明したいと思えます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次にウ、やんばるの森・いのちの水基金の創設に向けての取組について。

知事は4年前の就任の際、「命の水、やんばるの森と海を守り、未来へつなぐために、自然保護への啓発や、県民運動を通じた「やんばるの森・いのちの水基金」の創設に取り組む」ほか、世界自然遺産の登録を目指すとしておりました。今度の施政方針では、「いのちの水を守る取組」に書き換えられております。期待していた基金の創設はほごにされるのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県では、水源地域に対する理解の促進と地域の振興を図るため、平成30年度まで実施してきた北部地域の水源涵養機能維持を目的とする1000万円の事業に加えて、知事が就任後の令和元年度から、ヤンバルの環境保全対策や水源地域の振興に関する事業を新設し、やんばるの森・いのちの水事業として総額3000万円の助成事業を実施し

ておるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 いや私は、知事はやっぱりゆかりの地、伊江島、やんばるということで、やんばるにかけの思いはすごいなと当初思っておりました。今、答弁がありますように3000万ぐらいでお茶を濁すようでは、こんな大上段に構えて言う必要なかったんじゃないですか。知事もう一度、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まず沖縄県、様々な関係団体、そして何よりも北部地域の方々、ヤンバル地域の方々の御尽力により、世界自然遺産登録が実現できたということは非常に大きな第一歩だと思います。他方で、やんばるの森・いのちの水基金についても、先ほど部長から答弁がありましたとおり、まずその北部地域の水源涵養機能維持を目的とする1000万円の事業に加えまして、令和元年度から、まずその水源地域の振興に関する事業、私の公約の中にも自然保護への啓蒙、県民運動を通じたというそういう運動につなげていかないといけないということもありまして、約3000万円助成事業を実施しようということにしているものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 知事、情けないですよ。いのちの水基金の創設というのは、やんばる世界自然遺産登録と相まって、今後の北部振興に欠かせない重要な役割を担う基金として期待しておりました。恐らくは、僕は桁違いじゃないかなと思って、300億円ぐらいの基金を創設するのではないかというふうに考えておりましたけれども、何とこれ3000万ですか。これでやんばる全域をカバーされるんですか。もう一度答弁してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど申しました、やんばるの森・いのちの水事業でございます。新たに水源地域の振興に関する事業、それから環境保全対策を加えたところでございます。それまで水源涵養の機能維持としましては、国頭村、東村、大宜味村、あと水源地域として、名護市、金武町、宜野座村等、100万を満たないという事業規模でもございましたが、事業規模を拡大したことによって、数百万単位で事業実施しているというところでございます。加えて今、水源

域から様々な御要望を承っているところでございまして、それぞれの地域の課題に対して県としてどのような対応ができるのか、令和2年以来、トータルで17か所、意見交換を進めているところでございます。今後取組を進めていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 しっかりやってください。こんなお茶濁されたらやんばるはたまったものじゃないです。それでは次に移ります。

沖縄本島縦貫鉄軌道整備の進捗状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 鉄軌道の導入は、県土の均衡ある発展、県民をはじめ観光客も含めた移動利便性の向上、自家用車から公共交通の転換による交通渋滞の緩和、それに伴う温室効果ガス排出量の低減が図られることとなります。鉄軌道の導入実現に向けては、持続的運営を可能とする特例制度の創設が不可欠であると考えております。そのため、令和4年度に復帰50周年事業に位置づけ、鉄軌道の導入効果を広く県民に周知し、期成会設立に向け、県民一丸となって機運醸成を図り、国に対して特例制度の創設を求め、鉄軌道の導入実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。

それでは、あらゆる方向から検討は進められているようでありませけれども、先日、沖縄振興特別措置法の鉄軌道に関する文言の変更を要請したようでありませけれども、その後の状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県では、鉄軌道の導入に向けた取組の進展を図るため、国に対し制度提言を行ってまいりました。2月8日に閣議決定されました沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案、これでは鉄軌道に係る条項の改正は盛り込まれず、現行の条文のままとっております。そのため、2月16日に謝花副知事が上京し、県選出国會議員と沖縄振興特別措置法の鉄軌道に係る条文について意見を交わしたところでございます。

県としましては、今国会において鉄軌道に関する議論が活発に行われるよう、働きかけていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 今の件で謝花副知事、コメントないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） ただいま企画部長から答弁がありましたように、我々制度要望としていろいろ要求しておりましたけれども、本当に2月8日の国の特別措置法の案は、ほぼほぼ県の要望を取り入れた形になってございました。ただ鉄軌道につきましては、10年前、本当にこれも超党派でいろいろ御議論いただいて盛り込んでいただいたということで、この点については大変感謝をしているところでございますけれども、その規定に基づきまして、調査、これは国も県もそれぞれ行ったところでございます。今後10年間、さらにまた同様な文言だった場合に、県民の悲願であります鉄軌道が果たしてできるのかということが、大変多くの県民が不安になるのではないかとということで、率直な意見交換などをさせていただいたところでございます。まずは県選出国會議員の方々に、与野党問わず、これは超党派的に取り組んでいただきたいということで、確保ができている段階ではございますけれども、ぜひ県民の思いとして受け止めていただきたいという趣旨で意見交換をさせていただいたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 大変、重要な視点だったと思いますので、引き続き努力していただきたいというふうに思います。

それでは、先にオの前にキについて伺います。

宮古島の事例で恐縮ですけれども、来間大橋、池間大橋及び伊良部大橋、それぞれの島の人口と橋の長さ、総事業費及び費用対効果について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 伊良部大橋は、本橋部の橋長が約3.5キロメートル、総事業費が約400億円、費用便益比が2.08となっております。池間大橋は、橋長が約1.4キロメートル、総事業費が約99億円となっております。また、島の人口については、令和3年3月の離島関係資料によりますと、伊良部島が5053人、池間島が555人となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 来間大橋の件を説明いたします。

宮古島市道来間大橋線の一部である来間大橋は、県営一般農道整備事業来間地区として昭和61年度から平成6年度にかけて整備をされたものであります。平成6年度の開通時の島民人口は167人、農道延長3923メートルのうち、橋梁部が1690メートルとなっております。総事業費は地区全体で約92億円、橋梁

部で約82億円で、最終事業費に対する費用対効果は1.00となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。

なぜそれを先に聞くかといいますと、私先日宮古島へ行ったときに、この3つの橋を見てまいりました。なぜ宮古島にあれだけの橋ができて、伊平屋・伊是名架橋はできないのかというふうなことがあったものですから、お尋ねしたところであります。

それで伺います。

オ、伊平屋空港の整備促進に向けた取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 伊平屋空港につきましては、就航見込みのある航空会社との意見交換や、需要予測などの確認・検証及び関係機関との調整に取り組んでいるところであります。引き続き、意向取付けや需要予測、費用対効果の確保など、事業化の課題解決に向け、伊平屋村、伊是名村と連携し早期事業化に向け取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 次に、伊平屋・伊是名架橋の整備促進に向けた取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 伊平屋・伊是名架橋については、平成23年度に整備の可能性調査を実施しており、技術上及び環境上の課題や膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。このため、環境影響の回避・低減、建設工事費の縮減等について調査を進める必要があり、今年度は環境調査を実施しております。今後は土質ボーリング調査を行うなど、課題克服の可能性について引き続き調査研究に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。

今の伊平屋村と伊是名村は、かつて第二尚氏琉球王統410年の歴史の中で、王朝直轄の島、島尻郡伊平屋村として統治されていたとあって、住民は尚円王金丸の誕生の地として誇りを持って、イヒャジュテーに象徴されるように、訪れる人々をもてなし、交流の輪を広げ信頼を深める中で、島チャビ、離島苦を克服して島おこしをすると同時に、人材を育み、政治・経済・教育・文化等、様々な分野において人材を輩出し、沖縄県発展にも貢献してきたものと自負しており

ます。今、両村の悲願は、伊平屋空港と伊平屋・伊是名架橋を整備し、両村を一体的に地域振興を図ることにあると考えております。両村から、長年にわたり何回となく要請を受ける中で、架橋の整備促進海上大会も開催されるなど、伊平屋空港及び伊平屋・伊是名架橋の整備にかかる両村の思いは頂点に達しているものと思います。いま一度、宮古島の例に倣いつつ、研究を重ねていただき道を開いて実現していただきたいと思っておりますけれども、知事の御所見を伺いたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど部長から両方答弁がありました。空港に向けても、それから伊平屋・伊是名架橋に向けても、累次の意向の取付けですとか、費用対効果の確保など、あるいは環境調査なども実施しております。特に架橋については、土質ボーリング調査を行うなど課題の克服の可能性もまた引き続き調査をしていきたいと思っておりますので、さらなるそのような関係者の方々の協力も得ながら、取組を進められるよう図りたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。

土建部長、この件について何かビー・バイ・シーを1にするというのは大変厳しいように思います。新たな視点を盛り込まないと、どうもそうならないような感じがしてならないんですけれどもどうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 一般的に、道路における費用対効果の便益マニュアルというのがございまして、その中では、走行経費の低減ですとか、あるいは交通事故の減少、時間短縮とこういった主に3便益と言われるものでベネフィットをカウントしているところですが、議員御提案のとおり、離島に関する特殊事情とかそういったもの、新たな視点で何か我々も知恵を絞りながら、どういった観点で費用対効果の効果の部分を見出していくのか、これはぜひ我々としても研究が必要だというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。

離島と言えばやっぱり海洋国家である我々、特に島嶼県においては、海洋資源を確保するために——4海里でしたか8海里でしたかありますよね。そういった離島の特殊事情というのを加味する、そういう係数をかけるということはありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 議員御提案の件に関

しては今即答するのは厳しいんですが、我々も先ほど申したとおり、どういった方法があるか、例えば飛行機に乗ると船よりは欠航率がよくなるよねとか、あるいは、フェリーのときよりはある程度自由に時間を選んで飛行機に乗る利便性が向上するとか、様々な観点があると思います。そういったものをやはり先ほど申し上げたとおり知恵を出しながら、どういった視点で新たな便益をカウントできるかというのは、まさにこれからも調査研究していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 よろしく申し上げます。

前回の仲里全孝議員の質問に副知事が新たな答弁をするということで期待していましたが、出てこないもので、全孝さんに任せます。

それでは最後に、この時期になりますと出船入り船、悲喜こもごもでありますけれども、謝花喜一郎副知事におかれましては、企画部長、知事公室長、副知事を歴任されて、県政の中核で御活躍をいただいていることに対して、衷心より敬意を表する次第であります。また、やんばる・今帰仁村出身とあって、やんばるの振興発展には特にお気遣いいただいたものと思っております。どうぞこれからもよろしくお願いを申し上げます。

そして、大城玲子保健医療部長におかれましては、コロナ禍における御奮闘ぶりに心から敬意を表します。特に名護・やんばる地域の悲願であった北部医療センターの整備に向けた尽力を賜り、令和10年度初頭に供用開始のめどをつけていただいたことについて、感謝を申し上げます。

金城弘昌教育長におかれましては、県政全般において尽力を賜り、感謝を申し上げます。特に、教育委員会において御苦勞も多かったと思っておりますけれども、懸案だった名護高等学校附属桜中学校の開校を来年にめどをつけていただいたことに対して、心から感謝を申し上げます。

ありがとうございました。

いずれにいたしましても、やんばる地域の定住条件の整備であり、今後の北部地域に大きく寄与するものと確信しております。衷心より感謝を申し上げる次第であります。どうぞ新任地でのますますの御活躍と県勢発展に引き続き御尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

仲里全孝君。

〔仲里全孝君登壇〕

○仲里 全孝君 皆さん、こんにちは。

自民党会派の仲里全孝でございます。

通告した一般質問を行います。

1、辺野古暫定基地建設、変更承認申請の不承認処分について。

沖縄防衛局から提出された変更承認申請に対し、県は昨年11月25日に不承認としたが、下記のとおり知事の考え方を伺う。

(1)、沖縄防衛局は不承認処分の取消しを求め国土交通大臣に審査請求を行っているが、今後の見通しを伺う。

(2)、沖縄防衛局の審査請求が容認され、不承認処分が取り消された場合、県としては再度訴訟を提起する考えなのか伺う。

2、北部基幹病院（公立北部医療センター）の整備について。

県、北部12市町村、北部地区医師会は、令和2年7月28日、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、新たに北部基幹病院を整備することに合意しました。下記のとおり県の考え方を伺う。

(1)、令和3年度中に策定予定の基本計画について、進捗を伺う。

(2)、開院時期はいつか伺う。

3、密漁等漁業関係法令違反について。

海上保安庁によると、2021年の密漁等漁業関係法令違反の送検は2114件で、昨年度より25件増えたとの報道がありました。下記のとおり知事の考え方を伺う。

(1)、沖縄県での密漁等漁業関係法令違反件数を伺う。各市町村から改善対策などで要望等が届いていると思うが、県の対応を伺う。

(2)、沖縄県での密漁等漁業関係法令違反の内容・検挙状況を市町村別に伺う。

(3)、沖縄県での密漁防止対策状況を市町村別に伺う。

4、河川・閉塞問題について。

沖縄県の河川・閉塞対策について、下記のとおり知事の考えを伺う。

(1)、河川・閉塞が問題となっている箇所は県内全域で何か所あるか伺う。

(2)、各市町村から改善対策などの要望が届いていると思うが、県の対応を伺う。

5、具志川職業能力開発校の施設管理について。

(1)、具志川職業能力開発校の造園科から、屋外技能検定試験会場設置の要望があります。対応について、県の考えを伺う。

6、我が党の代表質問との関連について。

我が党関連質問について、呉屋宏県議の代表質問の中の1、知事の政治姿勢について(10)、病院事業局長の留任方針再考について伺います。再考を求める要望書を県へ提出とあるが、宛先、受理者はどこか伺います。要望書の内容等を伺います。この件について、病院事業局長がなぜ答弁するのか伺う。

5、離島過疎地域の課題解決の推進について(4)、高校の定員割れについて伺います。教育長の答弁では、特色ある学校づくり、地域と連携するとのことだが内容を伺う。

(9)、伊平屋空港の早期建設と伊平屋・伊是名架橋の整備について。ボーリング等調査に取り組んでいるということでしたが、調査内容を伺います。

答弁を聞いて再質問を行います。よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 仲里全孝議員の御質問にお答えいたします。

6、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)のイ、要望書の内容等についてお答えいたします。

2月14日に沖縄県公務員医師会及び県立6病院長から私、知事宛てに要望書の提出がありました。公務員医師会の要望書については、病院事業局長の人事を検討するにおいては、知事に病院現場との意見交換の機会を設けること及び中部病院のクラスターに関する病院事業局の一連の対応や見解について会員に不信感があり、局長人事を再考することを求めています。県立6病院長の要望書については、報道では局長の留任を再考するよう求めているとありましたが、その内容の趣旨としては、局長人事を検討するにおいては、知事に病院現場との意見交換の機会を求めるものとなっております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、辺野古暫定基地建設、変更承認申請の不承認処分について(1)、審査請求の今後の見通し等についてお答えいたします。

県が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立変更承認申請を不承認処分としたことについて、沖縄防衛局は、行政不服審査法及び地方自治法に基づく審査請求を行っております。県は、審査請求に対する弁明書を令和4年1月6日に国土交通省へ提出しております。その後、沖縄防衛局から反論書が提出されたことから、2月7日に意見書を提出したところであります。

県としては、引き続き、行政不服審査法等に基づき適切に対応してまいります。

同じく1の(2)、不承認処分が取り消された場合の対応についてお答えいたします。

県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、厳正に審査した結果、公有水面埋立法の要件に適合しないと認められることや埋立の必要性について合理性があるとは認められないことなどと判断し、昨年11月に不承認とする処分を行ったものであります。一方、沖縄防衛局は、県の不承認処分に対して、昨年12月、国土交通大臣に行政不服審査法及び地方自治法に基づく審査請求を行っております。県は、公有水面埋立法に基づき適正に判断したことを、行政不服審査法の手続においても繰り返し主張しているところであり、訴訟に対する対応については、答弁を差し控えさせていただきます。

次に4、河川・閉塞問題について(1)、県内河川における河口閉塞の箇所についてお答えします。

県管理の2級河川については、河口閉塞による流水の正常な機能の維持や水質悪化が問題となっている河川はありません。また、市町村管理の普通河川については、大宜味村2か所と南城市3か所の計5か所について河口閉塞の改善要望があります。

同じく4の(2)、各市町村からの改善対策の要望についてお答えいたします。

準用河川及び普通河川については、市町村が管理し必要な整備を行うこととなっており、県としては、意見交換しながら技術的な支援や事業化に向けた協力を行っていきたくと考えております。また、令和2年度から市町村管理河川の河口閉塞にも活用できる起債事業が創設されており、令和3年度から南城市と八重瀬町、令和4年度から大宜味村が事業実施予定となっております。引き続き、起債事業の活用について市町村へ周知してまいります。

次に6、我が党の代表質問との関連について(3)、伊平屋・伊是名架橋の調査内容についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋の整備については、多くの課題

が明らかとなっており、これまで、建設工事費の縮減等について、調査研究に取り組んでおります。建設工事費の精度向上を目的として、令和3年度は、サンゴ分布調査や潮流調査・潮流シミュレーション等、環境影響の回避・低減に向けた調査を実施しております。令和4年度には、地質や強度を把握するため、伊平屋島側の海域において土質ボーリング調査を予定しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、北部基幹病院（公立北部医療センター）の整備についての御質問の中の(1)、基本計画の進捗についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センター整備基本計画については、現在、パブリックコメントを実施しており、今後、整備協議会での協議を経て、3月末に基本計画を策定することとしております。

同じく2の(2)、開院時期についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターの開院時期につきましては、敷地の土壌汚染調査と施設の解体撤去に約1年かかること、450床規模の病院の実施設計に約1年6か月を要すること、災害拠点病院として免震構造を採用することなど、地域住民の安心・安全のための対策に取り組むため、令和8年度中旬から令和10年度当初に変更したところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 3、密漁等漁業関係法令違反についての(1)、密漁の件数と市町村からの要請についてお答えいたします。

本島北部地域を中心に発生している密漁につきましては、県としましても、大きな問題として認識しております。国頭漁協からは、海上保安庁等へ通報した密漁の件数として、令和元年20件、令和2年28件、令和3年16件の報告を受けております。このような状況を踏まえ、1月24日には、北部市町村会から、水産資源の沿岸密漁対策に係る要請を受けたところであります。

県としましては、関係漁業団体や捜査関係機関との連携を強化していきたくと考えております。

同じく3の(2)、密漁等漁業関係法令違反の内容・検挙状況についてお答えいたします。

第11管区海上保安本部によると、県内における水産動植物の採捕に係る漁業関係法令違反の送致件数は、平成30年26件、令和元年32件、令和2年41件となっております。令和2年の地域別の件数につきましては、本島北部18件、中部8件、南部6件、先島9件となっております。また、その内容については、漁業権侵害が32件、禁止期間の違反等の漁業調整規則違反が33件となっております。

同じく3の(3)、密漁防止対策の状況についてお答えいたします。

県では、密漁防止対策として、沖縄県警、第11管区海上保安本部及び関係漁業団体と連携し、巡視活動等を行っております。令和2年6月には、海上保安庁及び沖縄県警とともに大規模な合同密漁取締りを実施するなど、対応を強化してきたところであります。また、泊市場をはじめとする県内の卸売市場や飲食店等に対し、違法に採捕された漁獲物の流通防止について協力を求めるとともに、一般に対し漁業関係法令の周知を図ってきたところであります。

県としましては、引き続き捜査関係機関及び水産関係団体等と連携し、密漁防止対策に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 5、具志川職業能力開発校の施設管理についての(1)、屋外技能検定試験会場の設置についてお答えいたします。

日本造園組合連合会沖縄県支部及び沖縄県職業能力開発協会から具志川職業能力開発校に対し、同試験会場の設置について要望があります。要望のある常設の屋根付試験会場を設置した場合、本来の訓練生が行う農業実習に当たって、日光が遮られ野菜等生産物の生育に影響を与えるなど、訓練に支障があるものと考えます。

県としましては、同試験会場の確保など、技能検定試験の円滑な実施に向け、今後、造園組合及び職業能力開発協会と意見交換を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 6、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)のア、要望書の宛先及び受理者についてお答えいたします。

沖縄県公務員医師会及び県立6病院長から提出された要望書の宛先は、玉城知事宛となっております。

要望書については、沖縄県公務員医師会及び県立6病院長から提出されたものであり、それぞれの要望書の趣旨を確認する必要があったことから病院事業局で受理したところであります。

同じく6の(1)ウ、局長人事を病院事業局長が答弁することについてお答えいたします。

今回の要望書が、沖縄県公務員医師会及び県立6病院長から提出されたものであったため、それぞれの要望書の趣旨を確認し、代表質問で御説明申し上げたところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 6、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(2)、特色ある学校づくりと地域連携についてお答えします。

県教育委員会では、これまで地域の実情や特性を生かした学科やコース等を設置し、学校の特色化を図ってまいりました。例えば、辺土名高校には、ヤンバルの自然について学習する環境科を、本部高校や久米島高校には、地域とのつながりが深いことから、連携型中高一貫校の導入を、さらには、北部の進学拠点校である名護高校には併設型中高一貫教育として、令和5年度に県立中学校を設置予定であります。また、関係高等学校と地域との連携については、町村設置の公営塾での学習や地域イベントでの高校生ボランティアの活動に加えて、同窓会などの地域人材を講師として学校に招くなど、様々な取組を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 答弁どうもありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

まず初めに、伊平屋・伊是名架橋、伊平屋村の伊平屋空港についてお伺いします。

今着々とボーリング調査、環境調査などの話が出ました。伊平屋・伊是名架橋、そして伊平屋空港について、これまで調査にかかった費用を御説明お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） およそ平成23年頃から調査等を行っているところでございますが、大変申し訳ございませんけれども、これまでの設計等の調

査費の合計については把握してございませんので、後ほど提出するというごお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 そうですね部長、通告していませんから。ただ関連質問だから、調査が入っているということで、これ10年余り調査に費用をかけているのかなという認識があったものだから、後ほどその詳細を教えてください。

謝花副知事、6月定例会でこれまでの答弁、費用対効果のみならず調査もろもろ、6月から今議会まで伊平屋・伊是名架橋についての進捗状況、進展をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

前回の議会におきまして、長い間、議員は質問をなさっていますが、費用対効果の繰り返しだけじゃないかということをごさしまして、私のほうからもそういった費用対効果というだけの答弁にならないようにということで、より詳細な答弁を心がけさせていただいたところがございます。私もその後いろいろ部局のほうと意見交換等をさせていただきました。やはり平成23年度から調査を繰り返しまして、部局においてもどういう形でやればこれが実現可能なのかということで、費用対効果で相当苦労して、苦心してやっているということはよく理解できました。そういった中におきまして、今般ボーリング調査も実施すると。その背景でございますのは、やはり支持地盤が想定よりちょっと浅いのではないかと。そういったいろいろ課題などが前回の調査で分かったということがございました。より詳細に調べる必要があるということで、私も報告を受けております。

そういった中におきまして、環境への影響、提言を受けた潮流のシミュレーションの実施ですとか、それから工種選定、施工計画等の詳細検討、建設コストの精度向上、縮減、整備効果、そういったものを積み上げていくということを検討しているという報告を受けてございます。そういったものを含めて、どういう形で実現が可能か、引き続き部局においてしっかり取り組んでいくように指示をしたところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 ぜひ副知事の任期中に対処よろしくお願ひしたいと思います。

これまで調査に費用がかかっているというんですけども、これは県の一般財源を投入しているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 単費を利用して調査を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 そうであれば、皆さん、先ほど副知事のほうからもろもろ説明がありました。目標、やっぱりターゲットを設置するわけですから、この事業の採択はいつ頃の予定ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほど来いろいろな課題に向けて一歩ずつ我々は取り組んでいるところでございます。採択というのは、国庫事業の採択だというふうに認識をしておりますけれども、現時点でそれがいつ頃になるかというのは申し上げることは困難でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、私が言っているのは予定です。めどです、めど。大体どれぐらいをめどにしているのか。これまで平成23年度から県の事業、調査費用に皆さんは一般財源を投入しているわけじゃないですか。めど、あるいは予定、いつ頃なのか教えてもらえないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現在行っている調査等を踏まえまして、少なくとも3年以上、3年ぐらいをめどに何といたしますか、3年をめどにしたいなど……。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 ありがとうございます、部長。令和7年、令和8年には大体採択はめどというふうに考えてよろしいですね。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 採択といいますが、ある程度の道筋は3年後ぐらいには、何らかの報告ができると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 今部長のほうからはなかなか事業採択という話ではできませんが、先ほど来お話ししておりますように、部局も一生懸命取り組んでおります。今のところでは事業の可能性の方針、それが出るのが大体二、三年後ぐらいかなというふうには私は伺っておりますので、そういった間しっかりと調査をさせてみたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 謝花副知事、あと3年で事業採択ができる。ちょっと退任するのは、これは北部の損失じゃないかなと思います。

まず謝花副知事、退任するんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 任期4年間、精一杯働かせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 いや、退任するのকাশないのかなんですけれども。新聞報道で謝花副知事の次のポストまで掲載されて、私どうも不安なんです。これからというところで、特にヤンバル出身が、今帰仁村から初めての副知事と。私、副知事の祝賀会に行きました。いやこれからだなというときに、本当に退任されるのか。それはぜひちょっと聞いてみたいんですけれども、答弁いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 平成30年度、4月1日に拝命いたしまして、任期4年ということで辞令にも打たれてございます。ですから3月31日までが任期となっております。その後は退任をさせていただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 退任するんですね。自ら退任を決意したんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） まず地方公務員法上、任期というものがございます。その任期を全うさせていただいた後は退任をとということで、知事ともお話をさせていただいたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 謝花副知事の退任は、特にヤンバルに、沖縄県に大きな損失を与えるのではないのかなとそういうふうに思います。これからコロナ対策、基地問題。特に基地問題解決、復帰50周年の取組、沖縄振興計画、この大事なときに謝花副知事が必要不可欠ではないのかなと思います。

次に移ります。

設計変更不承認について内容をちょっと確認させてください。沖縄防衛局から設計変更申請書が県へ提出されたのはいつですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 変更承認申請書が提出されたのは、令和2年4月21日でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 県側の受理した部署はどちらですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 土木建築部海岸防災課でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 変更申請に対して、県が防衛局に回答を出したのはいつですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時29分休憩

午後4時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 変更承認について不承認とする処分は、令和3年11月25日でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 辺野古暫定基地の工事に対して、県の立場は承認されているんですか。容認ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 昨年11月25日に不承認処分をしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、私が言っているのは設計変更申請ではなくて、今動いている辺野古暫定基地に対しては、県の立場はどういう考え方なんですか。反対ですか、承認したんですか、容認ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時31分休憩

午後4時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県は、米軍基地が沖縄に集中し過重な負担となっていること、それから県知事選挙など一連の選挙や県民投票によって辺野古埋立てに反対する圧倒的多数の民意が示されたこと、辺野古大浦湾の貴重な自然環境を保全し次世代に引き継ぐべきことから、普天間飛行場の辺野古移設に反対しているところでございます。また、今般の変更承認申請が公有水面埋立法に照らした厳正な審査の結果、不承認とされたことにより、埋立工事全体を完成させることがより困難になったことが

ら、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないということが明確になったものと考えています。

県といたしましては、同飛行場の県外・国外への移設、早期閉鎖・返還及び速やかな運用停止を含む危険性の除去を引き続き政府に強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 工事に反対の立場と、そういうふうな認識でよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県といたしましては、先ほど私が申し上げた理由によって辺野古新基地建設に反対しているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 県が認めない工事なのに、なぜ変更申請が表れるのか。皆さんがこの工事認めていないんですよ。なぜ変更申請が出てくるのか。変更申請を皆さん何で受理するのか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 公有水面埋立法にのっとり変更承認申請書が提出されたものと理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 それからいうと、沖縄県はこの工事を承認されているわけですよ。承認されていることですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 翁長前知事のときに、承認の取消しを行いました。その取消しもまた取り消されております。したがって、今現在の法的な面からいいますと、承認が有効という前提になってございます。その有効な承認手続に基づいて今般、変更承認申請が出されたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 副知事、それからいうと、県は承認をしたということですよ、工事は。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） この部分については、何度か議会でも答弁をさせていただいておりますけれども、県が承認をしたということではなくて、承認の取消しの取消しが行われた。それによって承認の効果が出ているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 今、設計変更の提出とか承認とかの

話ではなくて、工事の話なんです。皆さんが認めていない工事から設計変更というものは出てこないでしょう。だから工事は、皆さん認めたんですかと聞いているんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 行政の立場と政治の立場でやっぱり異なると思います。今の玉城県政においては、辺野古新基地を認めないという立場でございますが、一方で行政の立場として、公有水面埋立法に基づく、先ほど土木建築部長から答弁ございましたが、申請があれば行政としてその変更承認申請につきましては審査をしなければならない。その審査に基づいて、今般11月25日に不承認としたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 副知事、受理をする時点で皆さんの意見は尊重されなかったんですか。受理をするときに。変更申請を提出する、皆さんが受理する、確認をする、不承認をしたということですよ。工事は、皆さんでも、工事そのものには承認しているという形じゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） そのロジックがうまく私のほうとかみ合っているかどうか、ちょっとはつきりしませんけれども、繰り返しになりますが、まず今の県政は、翁長前知事の辺野古新基地建設反対、その立場を踏襲しております。しかしながら、先ほども答弁させていただきましたが、承認取消しを取り消されたということで、法的には承認が有効という前提になっております。沖縄防衛局は、その有効ということを前提として今般、変更承認申請を出したということで、まだ工事も続いております。ただ辺野古側にはできませんけれども、大浦湾側については、変更承認申請が不承認になった時点においてまだ着手できないということがございますけれども、工事は、法的には認められています。それに基づいて手続がなされているということで御理解いただければと。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 知事に確認します。

4年前の知事の公約は、辺野古暫定基地に対しての知事の公約はどういう考え方だったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は、辺野古に新基地を造らせないというそういうことです。なお、議員、辺野古暫定基地とお使いですけれども、辺野古新基地建設ということで私は申し上げております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 新基地というふうにこだわるけれども、変更承認申請されたのはどうなっていますか。新基地というように変更承認申請されていますか。ちょっと変更承認申請されたものを読み上げてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 提出されたものは、普天間飛行場代替施設建設事業に係る変更承認申請でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 知事、代替施設と言っています。新基地じゃない。だから代替施設に対してどういう認識なんですかということです、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は、その計画の名称は代替施設というような名称が使われていますが、新しい機能が付与されているということから、辺野古の新基地ということで認識をし、そのように名称を使っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 公の行政の立場で皆さんが受理したのは、代替施設建設事業というふうに申請されていると思うんですよ。それはいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 沖縄防衛局から提出された名称は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る変更承認申請書となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 知事、同じ行政として皆さんの答弁が違いますよ。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時40分休憩

午後4時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 行政的には、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立変更承認申請を不承認としたということです。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 不承認として認めた。それで今動いているのは、沖縄県として、今進んでいる工事は皆さ

ん承認しているわけですね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時41分休憩

午後4時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今現在、辺野古側で行われている工事につきましては、平成25年に提出された埋立承認を行った部分だと認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、私が今問うているのは、設計変更申請を皆さんに申請して、提出しているんですよ。受理しましたよ。今の工事は、皆さん認めているんでしょう。認めなければ受理しないですよ。それを聞いている、私が聞いているのは。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 公有水面埋立法にのっとりまして、平成25年の埋立では承認されたというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 次に移ります。

高校の定員割れについて教育長のほうから答弁がありました。そこに、教育長の答弁に宜野座高校の現状の話がなかったんですけども、代表質問では、宜野座高校、北山高校というふうな話が出ていましたが、それについていかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 県教育委員会では、特色ある学校づくりということで学校の特色化を図ってまいりました。宜野座高校ですけれども、宜野座村が支援をしております、私も宜野座高校を訪問させていただきました。村営の学習塾ですとか、ハワイへの短期留学、また部活動補助等が行われているところでございます。一方で地域との連携というところでは、その地域へのボランティア活動として高校生が、例えば図書館に行って読み聞かせをしたり、また児童オリンピック大会の運営を補助するといったような形で地域とも連携を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 教育長、定員割れ、どういうふうな対策をしているのか。定員割れです。連携を取っているのは分かるんですけども対策、どういうふうな対策を取っているのかお願いできますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） なかなか厳しいところでは

ございますけれども、まず学校では、先ほども申し上げましたけれども、特色ある教育課程の編成、いわゆる学科を編成している、コースをつくったりと。また多様な生徒を評価するような特別推薦枠などの入試選抜の改善、先ほど連携型の中高一貫も説明しましたが、社会の変化や地域のニーズを考慮した学科の改編、そういったことをやっているところです。またあわせて、定員の確保については、各中学校との連携が必要ですので、パンフレットを配布したりオープンキャンパスや学校説明会を開催するなど、学校の魅力化に取り組んだ状況などをお伝えしているところです。

教育委員会では、そういった学校の声を聞きまして、特性に応じた学科の新設ですとか、研究校の指定、中高一貫、そういったふうな取組をして、何とか定員の確保につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 教育長の考え方は分かるんですけれども、今、宜野座高校、1クラス17名なんです。それが3クラス。その定員割れをどういうふうに改善していくのかなんですけれども、地域とどういうふうに連携していくのか。それは教育長が言うように、特別な塾とかそういったものを行っているのはいいんですけれども、定員割れ、生徒が来ないんですよ。特色ある学校づくり、魅力のある学校づくり。だから教育委員会、もう少し地域としっかり連携を取って、対策に取り組んでほしいです。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 私も12月末に学校を訪問させていただきました。学校の現状、厳しいところをお聞かせいただきました。やはり学校のことをもっと知ってもらいたいということと、地域の中学校また市町村教育委員会との連携が必要だと。課題もいろいろ伺いましたので、しっかり市町村教育委員会、また宜野座村とも連携しながら、何とか定員割れを少しでも埋めていくような取組をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時47分休憩

午後4時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲里全孝君。

○仲里 全孝君 次、密漁に関してちょっと再質問させてもらいたいんですけれども、私、各漁業組合を

回っているいろんな対策、ちょっと一部写真を撮ってきました。（パネルを掲示）この警告活動なんですけれども、この警告活動に県の関わりはどういうふうになっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時48分休憩

午後4時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 議員が御指摘の看板は、与那城町漁協が事務局を務めているうるま市の与那城漁業集落が令和2年度、3年度に設置したものであります。同看板の設置に当たりましては、県が実施している漁業再生支援事業を活用しているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 ここでちょっと気になるのは、この地域でイセエビ類、ヤコウガイ、タカセガイ、サザエ、シャコガイ、タコ、ウニ、ナマコ、養殖モズク、アーサ等と書いてありますけれども、そのほかの場合どうなりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後4時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 共同漁業の対象としましては、イセエビ類、シラヒゲウニ、タコ類、シャコガイ類、サザエ、ヤコウガイ、サラサバテイ、マガキガイ、モズク、ヒジキ、ヒトエグサ等が対象となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 この対象品目はどこで決めたんですか。これは国で決めているのか、県で決めているのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後4時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 漁業法に基づきまして、県が設定をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 それでは、これは魚は捕ってもいいんですか。魚類は看板に書いていないんです。今、部長の答弁でもそう言っていました。これは魚は捕って

いいのか、自由に。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後4時52分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 水産動植物の採捕につきましては、漁業関係法令に基づきまして従前より様々なルールが定められております。議員の御指摘の魚類につきましては、現在規制を設けておりません。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 規定を設けられていないということは、魚類は自由に捕っていいんですかと聞いているんです。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時52分休憩

午後4時53分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 漁業権の対象種にはなっておりませんが、漁業の委員会の指示に基づきまして、対象魚種、対象海域もしくは全長、長さ等を規制する場合がございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、それを聞いているんじゃないかと、今問題になっているのは、こういう看板が出て、例えば釣りはしていいんですか。釣りをするときには魚は捕っていいんですよねと。そしてもう一つは、たまたまこれは与那城町漁業組合から提供を受けましたけれども、各漁協組合、免許を受けている。これ全ての漁業組合は免許を受けているんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時54分休憩

午後4時55分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 漁業権とは、一定の水域において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利のことでありまして、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権という3種になります。漁業権侵害とは、これらの漁業権等、漁業を営む権利を侵害することでありまして、これらの漁業権というのは漁協に与えられております。それから遊漁——釣り人でしょうか、釣り人の魚種については基本的には制限は今のところございません。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、皆さんが免許を付与しているわけですから、内容を皆さんが持っているんですよ。皆さんが各漁協組合に免許付与しているわけですから、その内容を持っているんですよ。釣り人がどうあるのか。よくイザリとかあるじゃないですか夜。イザリもできないんですかと。海に入れないんですかと。これを見たら、全て該当するんじゃないか。この看板を見たら。貝類以外は全部認められているから。先ほど部長の答弁からすると密漁した方、何名か摘発されていると。貝類だけか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後4時56分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○仲里 全孝君 いまだそういったことで、部長、ちょっと整理してほしい、漁業組合と。一般の人でも分かりやすいように、これは摘発するところは摘発する。悪質なものを今聞いているんです。そういった悪質なものは摘発していくと。一般の人が分かりやすいように、沖縄県が指導して、設置してほしい。

以上です。

次に移ります。

5の具志川職業能力開発校の屋外技能検定の試験場の設置、これは設置しないんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時57分休憩

午後4時57分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長(嘉数 登君) 先ほど答弁させていただいたんですけれども、常設の屋根付試験会場を設置した場合、本来訓練生が行う農業実習に当たって日光が遮られ、野菜等の生産物の生育に影響を与えるということで、訓練に支障があるんじゃないかと考えております。そのため県では、同試験会場の確保など技能検定試験の円滑な実施に向けて、今後造園組合及び職能協会と意見交換を行っていきたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 技能検定を受けるときに、これ技能検定を受ける方、受検者から話が出ているんです。こういった問題点がありましたか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時58分休憩

午後4時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

雨天の場合に、技能検定試験を延期して実施しているということを聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 雨が降ったら受検できないんですよ。そういう話も出ているんじゃないですか。そしてもう一つは、7月頃に国家試験であるから、7月頃に日にちはずらせないと。熱中症対策だとかそういった対策はやっているんです、学校側で。何でこの屋外の屋根をかけるのがそんなに難しいのか。どうですか部長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後5時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

この具志川職業能力開発校の造園ガーデニング科において、屋根つきの実習場を持っております。ただ3級の試験会場として対応可能でありますけれども、1級と2級の技能検定試験の会場としては広さが足りないということがありまして、ではどうするかということについて、造園組合とか職業能力開発協会と意見交換しようというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、前向きに取り組んでいくわけですね。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） まずこの技能検定試験は協会が実施しているということで、たまたまその場所として具志川職能校を提供しているところでございますけれども、私も写真で見ました。暑いさなか、日光を遮るために黒いシートをかけたりとか、それがまた雨が降ると試験を延期しなければならないということも聞いておりますので、どういった対応ができるかということについては、両団体としっかりと話し合いを進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 よろしく申し上げます。

これで一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ではお願いします。

ロシアのウクライナ侵攻の報道に合わせて、SNS

の普及により現地の様相も即座に世界に知れ渡り、侵攻されたウクライナの市街は多くの被害が出て、両国多くの死者が出ていることが明らかになっております。これ以上、戦火が広がることなく、全世界的な呼びかけをしていただき、早期に休戦、そして終戦を迎えていただきたいと思います。加えて、この侵攻によって人的・物的な輸送が滞るとか、資材が高騰する、金融的な混乱がなされるとか、あと世界の軍事バランスが崩れるとか、いろんなことが想定されるかと思えます。

我々沖縄県も、台湾有事ということの可能性も取り沙汰されております。国防、防衛ということについても、沖縄県、今の状況でいいのかということも考えなければいけないと思えます。望まなくても相手はやってきます。こういうことも分かりました。今後、我々沖縄県、どのような影響が及ぼされるのかということについて、またその対策はどのようにすべきなのかということも予測しながら、今後の県政運営を行っていただきたいと思っております。

現在の我々の生活、この生活が安全に営まれる環境であり続けることが何よりも大事だと思います。そうでなければ、今後の対策や支援ということもできないというふうに思えます。しかし、沖縄県の経済の柱である観光産業、今非常に新型コロナの感染拡大で苦境にあえいでおりますが、これは平和産業とも言われております。まだまだ前途多難な時期が続く可能性があります。だからこそ、しっかり県はその対策、支援をやっていかなければいけないと思っております。それを踏まえまして、質問に入りたいと思えます。

新型コロナウイルス感染拡大による、経済的影響と今後の方針について伺います。

我々の、島袋大会派長の質問にもありましたが、飲食事業の方々から様々な声が上がっております。もちろん、ほかの業種と比較するとまだまだ飲食はありがたいというような声もありますけれども、厳しい声も多くあります。

(1)、飲食店協力金事業の申請件数と不支給と判断された件数について、また主な理由について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

まず協力金の申請件数ですけれども、これは令和2年の第1期から令和3年第9期までの累計で11万2256件となっております。それから不支給の件数ですが、これは重複申請や入力ミスによる取下げ等を含め9016件となっておりますけれども、この取下げ等

を除く、実質的な不支給件数は4099件となっております。

それから、不支給判断の主な理由ですけれども、これは営業実態が確認できないことや、休業等要請の対象外である日中営業及びテイクアウト専門店からの申請等となっております。これらの事例につきましては、県ホームページで公表するとともに、業界団体にも通知したところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 では(2)、不支給に当たり、該当の店舗から不満の声が聞こえておりますが、これはどのような不満を持った理由がありますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

不支給となった事業者からは、総じてその不支給の理由を詳細に説明してもらいたいというような声を受けております。そのため、令和3年12月にメールによる専用相談窓口を設置し、この寄せられた申立てに対しては、支給対象外となる事例を用いまして説明しております。その結果納得していただけた事業者もございます。

県としましては、県職員と事務局職員が連携し、支給対象外となる事例をさらに分かりやすく説明するなど、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

この件について再質問していきたいと思っております。

これまでこういった協力金の、休業要請、協力要請に対して、過料を言い渡すと。最終的には過料を言い渡すということになっているはずですが、この過料を言い渡された数と、実際に支払いがあった件数というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時7分休憩

午後5時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） これまでに、過料の通知を裁判所に行ったものが220件でございますが、過料の通知が実行されたという報告はまだございません。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 今220件あって、実行されたという報告がないというお話ですけれども、そうすると、店

を開けた者勝ちですよというお話になってくるかと思えます。これまで県へ協力、様々な協力をさせていただいたと。我々は協力したけれども、中では実際に、営業実態がないというようなお話が先ほど嘉数部長からもありましたが、本当にこの店舗に対して内装もしっかりやった、本当に今から開けたい、けれども、人の流れというものがあるってなかなか開け切れないんだというようなところが、営業実態がありませんということで、この協力金事業から削除されている、除外されているというようなケースがあると聞いております。そうだったら、今大城部長がおっしゃっていたように、今まで県に協力しなくてそのまま開けておけばよかった、そしたら人も離さなくてよかったと。人を離してしまったがために採用も難しいんだというようなことをおっしゃる経営者もいらっしゃるんですね。ちなみに、この過料ということについて報告がなされていないということですが、これについての見解をお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。これ知事。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

ただいま保健医療部長からございました220件。これを件数を見ると、このキングファイル数冊に及ぶものを各事務方は準備して、裁判所に提出しております。裁判所はこの間多分ずっと見て調べていると思います。行政としては、行うべきことは全て行って司法のほうに委ねてございますので、しっかりと司法のほうで対応していただけるものと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 もちろん職員の皆さんも非常に頑張っているということは、これは存じております。ただ、市中にはそういった声があるということも実際に分かっていたきたいというふうに思います。

先ほども話しましたがけれども、従業員を手放してしまった、もうお休みせざるを得なくて解雇してしまったところが、次の再起ができないという状況の中で、その後、営業実態がないじゃないかと、終わった後に閉めているじゃないかというふうに言われて、協力金の返還と言われなかと、どきどきしているお店もあるんですね。この点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

まず、その営業実態がないということが発覚といいますか、明らかになった場合においては、我々はその返還を求めるということになろうかと思っておりますが、

その未然防止ということではないんですけれども、昨年の12月に対象外となるケース——これ10ケースくらいありますか——そういったものの事例を分かりやすくホームページに掲載いたしまして、そういったケースが起らないようにということで取り組んでおります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 例えば、先行でまん防を解除しました宮古島ですけれども、結局宮古島の島内は開けました。けれども、結局飲食店のお客様というのは島外からいらっしゃる、県外からいらっしゃるお客様というのがいるわけですね。そういった流れがない中で、じゃ、まん防は明けたけれども店は閉めざるを得ないんだよといったときには、これは対象になるんでしょうか、ならないんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まん延防止の重点措置区域としては、宮古地域については解除されておりますので対象にはなりません。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ごめんなさい、休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時13分休憩

午後5時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 議員がおっしゃっているのは、休業要請あるいはその時短の要請を発出する日に、要はその営業実態があったかどうかということ、これを我々は問うているので、そのケースだということを考えて答弁させていただきます。この要請を発出する際に、実際に営業をしているという実態が確認できなければ、それを確認するために我々は公共料金の支払いですとか仕入れ伝票とかいろいろなものを取っております。そういったものが確認できなければ、支給対象外になると。場合によっては現場確認をして、確認を取った上で対象外になるケースについては不支給としているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 じゃ終わった後、どうしても人の流れで閉めざるを得ないというところは、これは対象となっており、返還はないという認識でよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時15分休憩

午後5時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

やっと理解できました。

要請期間、要請を発出する前と後ろの件ですね。要は、その実際に閉まっていたかどうかということ、きちっと把握できれば、それは協力金の返還を求めることはないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。安心いたしました。

では、今回第6波のときに飲食店の時短を求めましたけれども、第5波までの感染拡大において、認証店及び非認証店での感染率、こういったものの違いというのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時17分休憩

午後5時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 認証店で感染が拡大したかどうかというような分析は今のところしておりませんが、毎日のヒアリング、分析集計状況を見ますと、認証店からの感染は少ないものというような理解をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

これを、実は認証店、非認証店、これは協力金の差の件もありました。結構問題になったと思うんですけども、非認証店と認証店、どこから——ちゃんとその対応した店舗からはクラスターが出ないとか、感染者が出ないとか、そういったものがちゃんと認識されていれば、もう少し規制を緩和してもよかったんじゃないかという声はありました。そういったところも今後の対応に生かしていただきたいと思っております。

あとこれは先ほど島袋議員のお話にもありましたが、不支給決定の店舗から、窓口をつくってほしいというようなことを言われる方もいます。これは先ほど部長もおっしゃっていましたが、今どういう対応をしているのか、もう一度聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時18分休憩

午後5時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、昨年の12月からメールによる専用相談窓口というものを設置して、苦情といいますか申立て等については対応しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 民間のコールセンターは録音しますよと言ってやっているところもあると思うんですね。そういった対応はなさらないんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） コールセンターにおいて、その電話対応については録音をいたしております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 この苦情申立ての件もでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

苦情の申立てについては電話というよりもメールで対応しております。これはなぜかといいますと、電話でやりますと言った言わないでトラブルに発展しやすいということもありまして、我々としてはそのメールにおいて、例えばその不支給を連絡するに当たっては、要項上の該当箇所を示した上で不支給の連絡をしているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 先ほど録音をされているということであれば、その言った言わないはないはずなんですよ。だから、申し出る側とすれば、これはそのレスポンスの早さとか、これが非常にストレスになるわけですね。だから設置してほしいと言っているんですけども、この点いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時22分休憩

午後5時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

確かにその議員御指摘のように、レスポンスという観点からはメールよりも電話ということがあるかもしれませんが、それも先ほど答弁させていただきましたけれども、言った言わない、あるいはその事実誤認ということがありまして、この苦情申立てについては、メールで対応させていただいているという状況ござ

います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 どうしても難しそうですね。

例えば法務的なことをやる担当が一緒の場所にいるとか、そういったことであれば大分解消するんじゃないかと思っているんですね。本当に話を聞いてくれ、何が足りないのか教えてくれというところが多いんですよ。だから、ぜひとも窓口を置いてほしいと。これはもう非常に強い要望をしたいと思っていますので、お願いします。

3番目ですけども、感染防止対策認証店舗について、メリットはどのように考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 感染防止対策認証制度につきましては、店舗の感染防止対策に取り組む事業者への経営環境の支援と県民・来訪者に感染防止に取り組む店舗の利用促進を図ることを目的に実施しております。認証店については、様々な媒体を活用して積極的な周知や利用促進を図るとともに、CO₂センサーやのぼりの配付などを行っています。また、まん延防止等重点措置の期間においては、認証店のみ酒類の提供、それからカラオケ設備の利用を選択できることとなっております。

県としましては、引き続き認証制度の充実強化を図って、感染防止対策に継続して取り組む安全・安心なお店をつくっていききたいというふうを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 例えば今後も、新型コロナが終息するまでの間、ひょっとしたらこういった波があるかもしれないですね。そういったときに、例えば、若年者は特にワクチン接種率が低いというところがあるという話をされていましたが、そういった方々がワクチンを接種したら、例えば認証店舗で使えるような商品券を出すとか、そういったことも提案されたんですけども、このようなことはどうお考えですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） この件についても、我々経済対策関係団体会議のほうでいろいろと飲食業の方とも意見交換をさせていただきました。休業等要請が来た後に、何らかのそのインセンティブがという話がありまして、その際に我々が、今時点で検討でき

ることということで、GoToイートの解除とかそういったものを、当然その感染状況を見ながらではありませんけれども、そういった部分は検討していきましようという話ですとか、これは今後の話にはなりませんけれども、やっぱりその需要喚起策というところは非常に大事になってくるのかなというふうに思っております。まずはこれは観光のほうから先行して需要喚起策を打っていきまして、徐々にそういった部分を、業界というのですか、広げていくことは可能かどうかということについては、引き続き業界の方と意見交換していきたいと考えております。

○新垣 淑豊君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 沖縄県の場合には、20代、30代のワクチン接種率1回目、2回目の接種率もまだ低い状況でございますので、それについては引き続き接種を促進していきたいと考えております。ただし、今の商品券等については、特に検討はしておりませんが、ただワクチンの必要性等についてはしっかりと広報していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 私個人的にはそういった必要性というよりも、これを打って、落ち着いて2週間たったら、免疫がついたらほかの人と飲食ができるというような、そのインセンティブがあるといいなというふうに思っていますので、ぜひこれも御検討いただきたいと思っております。

では、観光振興基金条例による基金の内容と理由、次年度の予算について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図る取組を長期的、安定的に実施するために沖縄県観光振興基金を創設することとし、令和4年度当初予算において一般財源で40億円を計上しております。基金は、観光旅客の受入れ体制の充実強化を図るための事業等に充てることとし、その活用については、各部局から提案された事業について、基金の目的、優先度、効果等を勘案し選定した上で、有識者や観光関連団体等で構成する検討委員会で意見を聴取し、決定することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 観光業、もう2001年の9・11から10年おきに波があるというふうに言われていますけれども、今回特にコロナというのは非常に大きい波だったと思っておりますが、例えば40億、これで本当に十分なのかということを考えてときに、もう少し私は積み増しが必要じゃないかと思っております。その積み増しということについては、今後どのように考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、令和4年度当初予算において、観光事業者の支援策として、例えば国の支援金に上乗せを行うおきなわ事業者復活支援金が約21億とか、需要喚起策としては、GoToおきなわキャンペーン事業で377億円を計上したりしております。この基金については、当初予算で計上した事業等で十分に対応できない事業等に活用することとしておりまして、当初予算または基金で活用する事業、それを総合的に実施することによって、沖縄観光の回復に向け取り組むこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 次に関わるんですが、GoToキャンペーンですよね。この予算はどこから出てくるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 国の地域観光事業支援、国の補助金を活用しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ですね。国から377億下りてくるということですね。だから沖縄県としては、今後どのように考えていますかというような質問です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時30分休憩

午後5時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 今回は一般財源で40億円積み立てておりますけれども、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るための取組を長期的、安定的に実施するためには、将来的には宿泊税の導入が必要であると考えております。しかしながら、新型コロナウイルスの沖縄観光への影響を鑑みると、直ちに導入することは困難な状況であるかと考えております。

今後、旅行需要が安定的に回復する傾向が見られた状況において、宿泊事業者等の観光関連団体の理解が得られるよう、意見交換を密に行いながら、導入に向

けて検討を進めていきたいと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 そうなんです。今部長おっしゃっていたように、理解がちゃんと得られるようにということはしっかりやっていただきたいと思います。私はコロナ前にこの宿泊税の話をしたときに、いや、今の県の体制ではやりたくないということを明確におっしゃっていた役員の方がいます。なので、この辺りしっかりと理解を得た上でないと物事が進まないと思いますので、ぜひこの辺りはお願いをしたいと思います。

では今お話ありましたけれども、Go Toおきなわキャンペーン、この内容についてお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時31分休憩

午後5時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） Go Toおきなわキャンペーン事業ですけれども、国の地域観光事業支援の一環として新たに創設された都道府県による新たなGo Toトラベル事業を活用して実施するもので、落ち込んだ観光需要を回復させるために、域外、県外からの旅行需要を喚起するものとなっております。具体的には、旅行商品の20%、1人泊当たり8000円を上限に割引を行い、さらに、地域クーポン3000円を上限に付与するものとなっております。現在、国において詳細制度を設計中となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 これは国の制度にそのまま乗っけるという形でいいんでしょうか。それとも沖縄県独自の使い方が何かできるものなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 宿泊旅行代金の割引上限20%、それから旅行形態によって移動を伴う交通の飛行機とか船舶とかがセットになっている分について上限8000円、それ以外の商品については5000円、日帰り旅行については2000円という上限が設けられております。それから、地域クーポンは1人泊当たり3000円を上限にということで、制度の骨格については国のほうが定め、細かな制度設計については都道府県による設計ということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

彩発見のときに観光飲食関連の方々から、ぜひこれ

に入れてほしいというような要望があったらしいんですが、それが届かなかったと。多分これは協力金があるから大丈夫じゃないかというような話ですけども、やはりそこはしっかり分けていただきたいという意見もありました。こういったことについて、どのように対応なさるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時33分休憩

午後5時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 新たなGo Toトラベルの利用対象は、県外からの観光客が中心になります。当然県内の旅行も対象になりますが、県外から沖縄に来られる観光客が中心となっております。地域クーポンの利用期間はどうしても旅行期間中に限定されるということになりますので、その辺が彩発見の場合には県内の旅行客ということで、キャンペーン期間中利用できるという、幅広く利用期間を設定しておりました。そういう違いが出てこようかと思っておりますので、このため、利用に大きな偏りが生じないように配慮しながら、利用者の利便性を踏まえた制度設計をするということが必要なというふうに考えておりますので、こういった業種を対象にするかという部分につきましては、関係団体の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ぜひよろしくお願いします。

先ほどこういう立てつけになりましたと言って持ってこられましたと。それを意見を言ったら、いや、もうこれは決まったものですからということで対応できなかったという事例があったというふうに聞いております。ぜひ最初の制度をつくる時にお話をさせていただきたいなと思います。

では首里城の件ですけれども、首里城の再建と周辺の整備について伺います。

首里城の正殿再建に当たり、見せる復興を行うと聞いているが、見学用のデッキ以外にどのような施策を行うことになっているか、お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 見せる復興に当たっては、国と連携して、展示、イベント、情報発信を行うこととしております。これまで、国は北殿北側見学通路の説明パネルの設置等を行い、県は首里城復興展示室の設置等を行っております。今後、国は正殿復元工事の見学用施設の設置等を行い、県は首里杜館のガ

イダンス機能の強化等を行ってまいります。引き続きイベントや情報発信を通じて、県民等に復興の状況が伝わるよう、見せる復興に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

今首里杜館の展示という話もありましたので、実は私も昨年末に熊本城の視察に行ってきましたけれども、過去の復元も含めての資料が展示されていました。また、復元の過程も展示されていたので、ぜひこういったものを設置していただきたいなというふうに思っております。

あと、再建に当たり木曳式が行われますけれども、その内容と実施体制をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 令和4年に首里城正殿の復元工事が着工されることから、県においては、復元工事を記念するとともに完成を祈願する令和首里城復興イベントを予定しております。具体的には、琉球王朝時代に行われていた木曳式に倣い、国頭村から始まる木曳パレードや首里城公園で行う木遣行列などを予定しております。また、実施体制については、知事を委員長として実行委員会を設置したところであり、関係自治体及び関係団体と連携して取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

これは地元も楽しみにしておりますので、よろしく願います。

では3番、本年1月27日に首里城の再建に合わせて歴史的価値の高い御茶屋御殿を復元するよう那覇市の城間市長が玉城知事に要請されました。今後の方針について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 令和4年1月に那覇市から御茶屋御殿の復元の要請を受けており、県としては、まちづくりの主体である那覇市及び国と連携し、課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。御茶屋御殿については、想定される敷地内の施設の移転など多くの課題があることから、那覇市、県、国で構成する御茶屋御殿ワーキンググループで引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 振興計画にも記載されるということ

ですので、そこはしっかりと進めていただきたい。私も今後も確認をさせていただきたいと思います。

では首里杜地区整備計画案の最終事前説明会が行われたと聞きました。このとき地域から交通問題、具体的に首里杜館の駐車場を廃止してほしいという要望が上がっていましたが、これまで観光で来た方は車で来て、そのままぱっと帰ってしまう。地域の周遊というのはあまりないというような話でしたけれども、このことについて駐車場の問題、渋滞問題、周遊について、県としてはどのように考えているのか。どのように対応していこうとしているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 首里城公園周辺の渋滞問題の解消ですとか周遊の促進の取組につきましては、首里杜地区整備基本計画に明記し、観光客の受入れ環境の整備あるいは首里の観光の在り方について、総合的かつ持続可能な交通観光マネジメントを推進する方向で検討していきたいと考えております。県は令和4年度に行政、地域、事業者等で構成する首里杜まちづくり推進協議会を設置することとしており、今後も那覇市や地域と連携して首里杜地区の整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ちなみにその説明会のときに、地域の方からどういった御意見があったんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時40分休憩

午後5時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 地域の声といたしましては、先ほど議員が申し上げられた首里杜館の駐車場廃止の声ですとか、あるいは首里地域で観光客を受け入れる際のキャパシティーというのはどれぐらいあるのかといった質問とか意見がございました。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

継続して続けられる観光、また地域の人にもあまり負担のないような形にもしていただきたいんですけども、ただにぎわいも欲しいという非常にバランスが難しいと思いますので、また今後も地域の声もお話ししながらやり取りさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

では3番、児童・高齢者・障害・更生保護などを複合的に受ける福祉施設または商業的な付加施設を伴う

形態の施設が全国的にも増えてきているが、沖縄県内の状況と今後の取組の方向性を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 複合型福祉施設は、利用者が住み慣れた地域で暮らし続けていく上で利便性が高いことですか、施設利用者間の垣根を越えた交流につながることで、高齢者や障害者の自立・自己実現、また子供の健全な成長などにもいい影響が期待できるものと考えています。県内でも、高齢者施設や保育施設等が併設された例ですか、市町村が高齢者施設と児童館などを併設した例がございます。複合型福祉施設は、様々な施設間の相乗効果を生み出し、人材やスペースなどの資源の有効利用につながることから、今後もニーズは増えていくものと考えております。

県としましては、活用可能な補助制度などの情報提供をするなど、対応してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

ぜひこういった施設も拡充というのをやっていただきたいなと思います。これはまたいろんな縦割りの部分があると思いますけれども、これを打破していただくということも含めて、ぜひお願いをしたいと思えます。

それでは4番行きます。

本年1月の新たな振興計画（案）にある持続可能な海洋共生社会の構築の中にも、「ブルーエコノミーを先導する地域として、豊かな海洋資源を活用した新たな産業の創出や、総合的に海洋政策を推進していくことが課題」とあるが、令和4年度予算において、海洋調査・開発の支援拠点形成に向けた取組の推進及び海洋政策の総合的推進においてどのような事業を予定しているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 私のほうからは、支援拠点形成の推進についてという観点から答弁させていただきます。

県では、これまで実施してきた国等の関係機関からの情報収集などの取組を踏まえまして、令和4年度は、海洋資源調査・開発支援拠点形成に向けた調査事業におきまして、民間の事業参画への課題や条件等を整理するための調査を予定しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 海洋政策の総合的推進の

取組の一環としまして、ブルーカーボンなど海洋生態系に関連する国際動向、先進事例等の情報収集を行いますし、あるいはサンゴ礁の白化現象調査研究、サンゴ礁の保全・再生の取組、あるいは本県の地域特性を生かした水産関連研究、海洋に関するイベントの開催、沖縄科学技術大学院大学・琉球大学・研究機関等との国内外のネットワーク形成を視野に入れた産学官の相互連携など総合的推進に取り組むこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 改めて知事に聞きますけれども、沖縄県の経済自立において海洋資源開発は重要だと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 新たな振興計画（案）においては、持続可能な海洋共生社会の構築ということも挙げておりますし、この東西南北に広い海域を有する沖縄県が、ぜひ海洋島嶼圏としての魅力の発信、技術の向上などを含めて先進的な取組を進めていきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

では今後のスケジュールと、今国との連携もこれ必要だと思うんですけれども、この状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時46分休憩

午後5時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画においては、海洋立国と国際社会への貢献を基本方向に、我が国の海洋政策推進の新たな拠点、これの設置促進が必要と考えております。令和4年度においては海洋政策に関する先進事例等の情報収集を行うこととしておりまして、それらを踏まえて検討を進めていくこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 支援拠点の形成に向けての取組という観点から答弁させていただきます。

直近の3年でいきますと、令和2年度までの取組については海底資源に関する周知・広報、それから海底熱水鉱床の開発動向に係る情報収集を主に行ってまいりました。

今年度は民間投資による事業参画の可能性のある海底熱水鉱床の調査、それから開発及び研究に携わる民

間事業者等の検討・整理を行うとともに、国等の関係機関と意見交換を行いまして、国の調査の進捗状況、海底熱水鉱床の開発動向等の情報収集を行っております。

次年度ですけれども、島嶼型エネルギー社会基盤構築事業におきまして、海洋資源調査開発支援拠点の形成に向けた調査ということで、これは民間の事業参画への課題あるいはその条件を整理することを目的に、ヒアリングなど取り組んでいきたいというふうを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 いろんな事業の拠点を整備するという点に関しては、そこに人材が必要となってくるとは思いますけれども、沖縄県としては海洋教育をどのように取り組んでいるのか、また教育機関との連携というのはどういうふうになっているのかというのを教えていただきたいです。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 海洋教育につきまして、平成19年に施行されました海洋基本法の中で、国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進等のために必要な措置を講ずるとともに、大学等においても海洋に関する政策課題に対応できる人材育成を図ることが規定されております。

県としましては、海洋についての理解と関心を深めることができるよう、市町村と連携し海洋教育を推進するという点としております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 市町村との連携というのも大事な点ですけれども、要は先端の産業を持ってくるんですね。ということは、先端の教育機関とのつながりが必要だと思うんですけれども、この辺りはどう考えているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど答弁いたしましたOISTとの連携という視点も大事になってくると考えております。琉球大学それから研究機関、彼らとの連携によってネットワークを構築し、人材育成にもつながる取組ができるのではないかとこのように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 すみません、これはOISTも琉大も大事だと思うんですけれども、県外にも様々海洋関係の研究機関があると思います。ぜひそういったところもしっかりとつなげていただきたいというふうに

思っていますので、よろしくお願いたします。

すみません、ちょっと5番飛ばします。次の機会でもやりたいと思います。

我が党の代表質問に関連してですが、まず新垣新議員の養育里親の訴訟についてですけれども、この中で児童相談所の根拠となる法令というのは何があるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 児童相談所は、子供の福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として、児童福祉法に基づき都道府県に設置が義務づけられた行政機関です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 児童福祉法施行令の32条では、措置を変更する場合において、児童もしくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき云々ありまして、これは都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならないとありますけれども、私が聞いている状況によると、当該児童、里親の元から離れる際に泣きわめいたと聞いています。これは児童の意向が措置と一致しているとは言えないのではないかと考えておりますけれども、この点いかがでしょうか。もちろん個人情報もありますので、お答えいただける範囲で結構です。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 子供の援助方針は、子供の最善の利益がかなうように、子供の心身の状況などを踏まえながら社会診断、心理診断、医学診断、行動診断などを基に総合的に検討いたしますけれども、その決定に当たっては、子供に対し年齢や理解力等に配慮しながら丁寧に説明を行い、その意向を把握するよう努める必要があるものとは考えております。

ただ、本件の場合、具体的なことは申し上げられないのですが、子供の年齢や状況等から措置に関する意向を確認するのは難しいものと考えておまして、現在、今後の措置方針、支援方針について児童福祉審議会の意見を聞いているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 年末年始、この審議会が開催されなかった理由は何でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 法令等の規定では、児童相談所の援助方針と保護者の意向が一致しない場合に児童福祉審議会の意見を聞かなければならないとされておりまして、そのいとまがないときは取った措置について事後に報告をすることと

されております。

本件につきましては、児童相談所と元里親との間で様々なやり取りがあったものの、最終的には里親委託解除に同意いただいたものと認識をしていたところでございます。ただ、その後12月28日の提訴により、意向がいまだ一致していないということは認識をしたところですが、実際の訴状というのは県のほうに届いておりませんが、実質的に事前に審査部会へ状況を説明して諮ることができず、事後報告となったというところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 そうなんですね。審議会、これが本来であれば開催されてからの措置であるべきですが、そこがうまくいかなかったということになっております。

しかし、やっぱりここで一番大事なのは子供だと思うんですね。子供が本当にそこで幸せなのかということを考えなければいけないと思っておりますが、ちなみにこの子が今一時保護をされていると聞いていますけれども、その間しっかりと教育はされているのかということも非常に気になるところであります。そのときに、現在、この里親さんとの意思疎通、そごがあったというふうに感じますけれども、なかなか里親さんの意見を公的に述べる機会というのがほとんどないじゃないかという方もいらっしゃいます。この辺り、今後県としてはどのようなことをやっていく予定なのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 児童相談所には里親支援の業務も担っているところではございます。ですが、児童相談所の人員体制等厳しい中で、そういった部分が少し足りない部分もあろうかと思っておりますので、今後児童相談所の体制強化に努めてまいりたいと考えておりますし、また、児童相談所に言いづらような相談も里親さんが持っていらっしゃるというところもございます。そういったものに対応するための事業といたしまして、こころサポート事業という事業を実施しております。核となる児童養護施設に併設をして、専門のカウンセラー等を配置して里親さんの悩みにお答えしたりするような事業も準備をしておりますので、その周知を図りながら活用を呼びかけながら、この里親制度がより効果的に運用していけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

ぜひ里親さん、もちろん実親さんのこともあると思

いますけれども、やはりこれまで5年間大事に育ててきたという子が半ば強制的に引き離されたというふうな状況になっている。我々からしてみたらそういうふうに見えてしまうので、その辺りもしっかりお互い意見交換をやっていただきたいなというふうに思っています。ぜひその機会をつくってあげてください。お願いします。

続きまして、ちょっと人事について2つ、我が党関連でお話を聞かせていただきたいと思います。

以前にもちょっとお伺いしたんですけれども、西銘啓史郎議員からの副知事人事及び部長人事というところですが、これからちょっと発展しまして、政策参与ですね。以前政策参与の指摘をさせていただいていますけれども、政策参与がその後どういった成果を出したのかということについて聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時56分休憩

午後5時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

政策参与につきましては、県政における重要課題の解決の促進に資するため、知事が特に命ずる事項について調査研究をし、知事に進言することを職務としております。

現在3名の政策参与がいらっしゃいますけれども、まず金城政策参与につきましては、予防医療の観点から働き盛り世代の健康状態を改善するため、職場における健康づくりの推進について進言をいただいております。それから亀濱政策参与につきましては、離島医療の拡充や女性の地位向上、子供の居場所における支援などについて進言をいただいております。さらに高山政策参与につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る県の医療提供体制や検査体制の拡充などについて進言をいただいております。

知事は各政策参与からの進言等を踏まえ、県政の重要課題である新型コロナウイルス対策や県民の健康増進、離島振興、女性の地位向上等に取り組まれているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

高山参与については、SNSなどの発信も含めていろいろなお話を伺うんですけれども、残り2人に関して実は何も見えていないというのが現状だと思っております。本当に何をしているのか分からない

ということで、実は玉城デニー県政、翁長県政からも含めまして、要は一般的な採用試験を通らずに採用された方というのがどれぐらいいるのかというのを教えていただきたいです。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時58分休憩

午後5時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

現在、一般職のいわゆる任期付職員としては、まず知事公室にお二人、政策調整監と参事、そして文化観光スポーツ部に県立美術館・博物館の館長がお一人、商工労働部のほうで職業能力開発校に7名、企画部にIT関係でお二人、そしてこれはコロナ対応ですけども、保健医療部のほうで感染症対策とか保健所の主任看護師が8名、看護師が53名、救急救命士が5名採用されているところでございます。

○新垣 淑豊君 救急救命士、何名でしたか。

○総務部長（池田竹州君） 救急救命士、5名でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 この採用に当たってはどのような手順になっているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 一般職の任期付職員であります者につきましては、いわゆる選考での書類審査、面接で採用しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 これは最終的な決定権者はどなたになるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 最終的には知事ですけども、実際にはそれぞれの採用する部局におきまして選考委員会をつくりまして、それぞれの部で選考手続を進めてございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ちなみに、この一般職の任期付職員の年齢とかの制限というのはありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 年齢制限等は特にございません。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 分かりました。

コロナ対策以外にも結構いるんだなという印象を受けました。ありがとうございます。

続きまして、先ほど仲里全孝議員のお話にもありましたけれども、病院事業局の局長人事、この件について伺います。

病院事業局長の再任に向けて、どのような手続を経たのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時2分休憩

午後6時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

病院事業局長人事の内示につきましては、新型コロナウイルス感染症の先行きが見通せない現下の状況下におきまして、その対応にこれまで尽力されていた現局長に引き続きとどまっていたかという点について知事が判断され、御本人の了解も得られたことから留任とする内示を行ったところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 先ほど公務員医師会、こちらから留任の再考についてとありましたが、この内容を端的にお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 要請書の内容については、2月14日に沖縄県公務員医師会及び県立6病院長から、私知事宛てに要望書の提出がありました。公務員医師会の要望書については、病院事業局長の人事を検討するにおいては、知事に病院現場との意見交換の機会を設けること及び中部病院のクラスターに関する病院事業局の一連の対応や見解について会員に不信感があり、局長人事を再考することを求めている内容であります。

それから県立6病院長の要望書については、趣旨としては、局長人事を検討するにおいては、知事に病院現場との意見交換の機会を求めるものというようになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 知事はその後、意見交換はされたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時4分休憩

午後6時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 6病院長の先生方とはまだですが、医師会の安里会長、それから公務員医師会の久貝会長とは意見交換をさせていただきました。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ちなみにこういう6病院長及び公務員医師会からの人事再考の要望が出されたということは、前例としてありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時5分休憩

午後6時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えします。

議員の質問は過去に再考の要望が出されたかということでございますが、過去に公務員医師会及び県立病院から留任の再考を求める要望書が知事に出された事実は把握しておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 そうですよ。普通ないんですよ、こういうの。これ何ですかね。中部病院のクラスター問題、これが非常に大きかったのかなと思いますけれども、これが本当にあったんですかね。隠蔽問題というのが。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時6分休憩

午後6時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えします。

中部病院のクラスターにおいては、去年の第4波、5月にかなりコロナの感染症が流行した時期に起こったものでございます。2つの課題がありまして、1つは大きなクラスター、51名の感染、その原因。それから公表の遅れが問題になりました。

発生の原因に関しては、中部病院といろいろ検討しておりまして、やっぱりPCR検査の時期とか、それからマスクが十分じゃなかったとか、それから換気の問題とか、そういった様々な因子がありまして、その後は改善に向けて適切に対応しております。

公表の遅れに関しては、この記者会見は6月11日に合同でやるというふうなことでございまして、基本的には公表の基準がない等などのことによりトーンダウンしましたが、記者会見をやめるような指示を私から指示したものではありません。その中で中部病院の意見を尊重し、記者会見を行うときには合同でやりましょうと、そういうふうなことでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 このように再考の要望書が届くとい

うのは、やはり私は何か大きな課題があるんじゃないかと思っております。病院の職員の皆様が働くモチベーション、これがどのようになるのか。私は非常にこの県立病院の現場が混乱するのではないかとというふうに心配しております。

人事はもちろん最終的には知事が決めることだというふうに思っておりますけれども、ぜひこれは再考していただきたいなということを最後に申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後6時9分休憩

午後6時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、質問及び質疑を行います。

島尻忠明君。

〔島尻忠明君登壇〕

○島尻 忠明君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党島尻忠明です。

それでは通告に従い、一般質問を行います。

まず最初に、知事の政治姿勢についてでございます。

本県にとって今年は、復帰50周年の大きな節目の年となります。この間、本土との格差是正と自立的発展の基礎条件整備を目標に掲げた第1次沖縄振興開発計画をスタートとして、第1次計画と同じ目標を掲げた第2次沖縄振興開発計画、第3次沖縄振興開発計画では、これまでの計画目標に新たに、広く我が国の発展に寄与する特色ある地域として整備を加えた取組に着手しております。さらに復帰30年目となる2002年（平成14年）には、新たに開発の文言を削除し、民間主導の自立型経済の構築とフロンティア創造型の振興を目標に掲げた第4次となる沖縄振興計画が策定をされ、復帰40年目となる2012年（平成24年）には、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更し、県がより主体的に沖縄振興を進める方向性を示した新生沖縄と再生沖縄をうたい、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」を創造することを基本理念とし、県民が望む将来の姿、目標とすべき5つの将来像を示した沖縄21世紀ビジョンの策定をしまりました。

そこでお伺いいたします。

(1)、復帰から50年、抱える課題解決には、県経済の底上げが喫緊の課題であるとの指摘があるが、知事の見解を伺います。

一方、この50年間の沖縄振興予算は13兆1000億円余に及び、社会生活、経済活動の基盤となる道路整備

をはじめ、玄関口となる空港・港湾等の社会インフラ整備が行われてまいりました。知事はさきの那覇港湾管理組合議会におきまして、令和4年度の施政方針を表明いたしました。本年は那覇港湾管理組合設立の20年の節目の年であり、施政方針で示した、那覇港が新時代沖縄の牽引役として、東アジアをはじめ世界のかけ橋としてさらなる発展を目指すとしております。そこで、那覇港が新時代沖縄の牽引役として、東アジアをはじめ世界のかけ橋となるための課題について伺います。

現在、那覇港におきましては、港湾計画改訂に向け、長期構想検討委員会で20年、30年後の那覇港の将来像が議論されております。また、計画改訂との整合性を求められる那覇軍港を浦添埠頭地区の北側に移設することにつきましては、昨年開催されました移設協議会で確認はされたものの、具体的な位置及び形状については示されず議論の対象となっております。速やかに港湾計画改訂作業を進めるためには、早期に移設協議会を開催し、軍港の位置及び形状について関係機関で合意することが浦添埠頭地区の早期整備とキャンプ・キンザー跡地利用の推進につながるものと考えます。そこで移設協議会を早期に開催することに対する知事の見解を伺います。

2、沖縄振興関連法の改正案についてでございます。

沖縄振興特別措置法など、関連法改正案が今国会に提出され、審議されます。向こう10年、復帰60年に向けた新たな沖縄の実現を目指し、今国会に提出される沖縄振興関連法改正案は新時代沖縄の方向を示す新たな振興計画を着実に具現化し、持続可能な沖縄県づくりの骨格をなす重要な法案であり、県民一丸となりその成立に向けた議論を注視してまいりたいと思っております。一方、今回の関連法改正に際しましては、法期限をこれまで同様に10年延長するものの、5年以内の見直しを附則に規定をされました。また、特区・地域制度などの適用条件に付加価値増、給与増などの要件が新設されるなど、この間、第5次にわたる振興計画で解消されなかった長年の課題を解決するための法改正になっているものと思料いたします。

そこで、今国会に提出をされ審議される沖縄振興特別措置法など関連法改正案の要点について伺います。

次に先月、「〔拠点返還地〕の要件緩和 政府、キンザー跡利用を念頭」、「返還跡地支援を拡充」の見出しで、国が跡地利用を積極的に支援する拠点返還地の指定要件を緩和する特例が盛り込まれたと跡地利用特別措置法の改正案が新聞で大きく報道をされまし

た。拠点返還地の指定要件を緩和することで、跡地利用計画にどのような影響があるのか、さらに跡地利用特別措置法改正案が跡地利用計画に及ぼす効果について伺います。

あわせて、沖縄振興開発金融公庫法改正案が跡地利用に及ぼす効果についても伺います。

3、戦後処理としての一つとしての不発弾処理の現状と課題について伺います。

4、美ら島ゆいまーる寄附金の現状と課題について伺います。

我が党の代表質問との関連については今回はございません。

よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 島尻忠明議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、県経済の底上げについてお答えいたします。

令和2年3月に県が取りまとめた沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検報告書においては、社会基盤の整備など多くの成果があった一方で、1人当たり県民所得の低さや非正規雇用者割合の高さなど、自立型経済の構築は、なお道半ばにある現状が明らかとなっております。新たな振興計画（案）においては、SDGsを取り入れ、社会・経済に環境の3つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとともに、ウイズコロナの新しい生活様式からポストコロナのニューノーマルに適合する安全・安心で幸福が実感できる島を形成することとしております。自立型経済の構築に向けては、県民所得の着実な向上につながる企業の稼ぐ力の強化、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成、デジタル社会を支える情報通信関連産業の高度化・高付加価値化、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成、正規雇用の促進や非正規雇用労働者の待遇改善など多様な働き方の促進と働きやすい環境づくり等を推進していくこととしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、知事の政治姿勢について(2)、那覇港の課題についてお答えいたします。

那覇港管理組合では、現在、那覇港長期構想の策定

に取り組んでいるところであります。その中で、那覇港の課題としては、近年の船舶大型化や貨物量増加に対する岸壁延長の不足、埠頭の狭隘化、施設の老朽化、物流戦略の見直し及びクルーズ戦略の見直しの必要性などとなっております。

那覇港管理組合としては、今後、那覇港港湾計画改訂を行い、将来にわたる沖縄県全域の持続可能な発展の推進力になる港づくりを進めていくとのこととあります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(3)、移設協議会の早期開催についてお答えをいたします。

那覇港湾施設の移設については、昨年5月19日に開催された第27回那覇港湾施設移設に関する協議会において、那覇港管理組合から浦添ふ頭地区における民港の形状案について報告が行われたところであり、今後、防衛省から、同案を踏まえた代替施設の配置案が示され、同協議会において民港との整合等が確認されることになると考えております。また、今回の移設協議会については、防衛省に確認したところ、現在、しかるべき時期に開催できるよう検討を行っているとの回答がありました。

3、不発弾処理の現状と課題についてお答えをいたします。

沖縄県においては、さきの大戦による不発弾が今なお多く残されており、不発弾の爆発等の事故から県民の生命財産を守るため、不発弾等処理事業を実施しております。近年は埋没情報が少ないことなどから不発弾処理量も減少傾向にあり、処理の完了には長期間を要すると見込まれております。

なお、令和3年度における不発弾等処理事業の予算額は、29億2111万4000円となっており、主な事業として、住宅等の民間工事を対象とした住宅等開発磁気探査支援事業が14億9693万7000円、畑などの土地を対象とした広域探査発掘加速化事業が10億6355万5000円などとなっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 2、沖縄振興関連法の改正案についての(1)、沖縄振興特別措置法等改正法案の要点についてお答えいたします。

2月8日に閣議決定された改正法案においては、沖

縄振興交付金制度や高率補助制度、沖縄関係税制等の主要な制度が継続・拡充されたほか、離島及び北部地域の振興、子供の貧困対策、人材育成に必要な教育の充実、脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成といった県が強く求めていた重要な項目が、国及び地方公共団体の努力義務として新たに規定され、法律の期限についても10年間の延長とされております。また、駐留軍用地跡地利用に関する特別措置が継続・拡充され、沖縄振興開発金融公庫についても存続することとされております。

県では、昨年4月に国に対して制度提言を行って以降、知事を先頭に、国の関係要路に対して、沖縄振興に必要な特別措置の継続・拡充等を時期を捉えて重ねて要望してまいりました。今回閣議決定された法案については、これまでの沖縄県の要望や制度提言の趣旨をおおむね盛り込んでいただいたところです。

同じく2の(2)、跡地利用推進法改正による効果についてお答えいたします。

いわゆる跡地利用推進法の改正案では、法律の期限を10年延長するとともに、拠点返還地の指定制度について、駐留軍用地が段階的に米国から返還される場合の指定要件の緩和が盛り込まれております。この改正により、引き続き、駐留軍用地跡地利用が有効かつ適切に推進されるとともに、牧港補給地区が段階的に返還された場合でも、地区全体を拠点返還地に指定することが可能になり、一体的な跡地利用が推進できるものと期待されます。

同じく2の(3)、沖縄振興開発金融公庫法の改正案についてお答えいたします。

現行の沖縄振興開発金融公庫法では、駐留軍用地跡地において施設を自ら所有するための整備資金を貸付け等の対象としております。改正法案では、貸付け等の対象を譲渡等に活用される保留床部分を含む施設の建設または整備に必要な資金に拡大しております。この改正により、駐留軍用地跡地に商業施設等を開発する場合に、当該施設の保留床部分も含めて資金の貸付対象となることから、所有者が多数存在する駐留軍用地跡地の利活用の推進に資するものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 4、美ら島ゆいまーる寄附金についての(1)、美ら島ゆいまーる寄附金についてお答えいたします。

ふるさと納税制度は平成20年度に開始され、本県

における令和2年度の受入額は10億9088万3000円となっております。本県では平成22年度から返礼品を送付していましたが、平成27年4月に、趣旨に反するような返礼品は自粛すべきことが総務省から通知されたことを踏まえ、平成28年1月から返礼品の送付を見合わせているところでございます。今後は、返礼品の在り方も含め、他県の状況を調査しながら、美ら島ゆいまーる寄附金の活性化について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 御答弁ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきます。

知事がいろんな経済の底上げの件で、次期振計に向けて、自立型経済あるいはまた脆弱である——県民所得もなかなか伸び悩み、そして企業へいろんなお力を入れるとの答弁がありましたが、岸田総理も強い沖縄をつくるということで強い意思を示しております。この知事が最近答弁した中で、企業へ対してとか、あるいは自立型経済に向けてどういう——次期振計に向けて取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど自立型経済の構築に向けた稼ぐ力の強化等についてお答えしたところで。今回の沖縄振興計画にあっては、これまでは生産性の向上に向けた取組等を進めてきておったところですが、域内循環というところに視点を当てて、これまで外部に流出していた所得を県内にとどめさせて、再投資、再循環させていく、そのために域内循環を高めていくという取組を進めていくこととしております。観光と農業、商工業との産業間連携の強化の促進、それからものづくり産業の高度化、県内企業への優先発注、県内需要の高い作物の安定生産体制の整備、地産地消の促進などの取組を講じていくこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 企画部長が今答弁したのは、これまで言ったとおりの答弁なんです。新しい振興計画がある中で、ものづくりとか今まで言ってきたことの延長なんです。ですからこの節目の年に、どういった財源投入をするのか、あるいはまた制度設計をするのか、その辺をどういう方向に持っていくのかを今聞いていますので、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 当然、島嶼型経済を域内循環させるためには、その足腰をつくるためには、もの

づくり産業、建設産業、農林水産業、今の既存産業にもっと力を入れていかないといけない。そのために何が必要かという、やはりデジタルトランスフォーメーション（DX）が必要不可欠になってくると思います。それによってAI、IoT、ICTをふんだんに取り入れた企業経営、企業体の構築が図られていくと思います。それがこの10年間で非常に大きな姿を見せていくだろうということです。そしていわゆる域外の経済をどのように引き込んでくるかという、やはりそこにデジタルトランスフォーメーションを中小零細企業までしっかりと基盤整備することによって、小さな企業でも海外とEコマースなどを通して自分たちのその展開の条件を整備していくことができる。これは非常に大きな展開になっていくと思います。そのためには、リゾテックおきなわをしっかりと推し進めていって、県民所得の着実な向上につながるための企業の稼ぐ力、これはあるゆる産業においてしっかりと取り組んでいくべき方向性であるだろうということでも打ち込んであります。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 知事がおっしゃるDX、やっぱり少子高齢化でなかなか労働力人口厳しい中ですから、それも一理あると思います。

先ほど企画部長が地産地消のお話をしたんですけれども、私のふるさとで魚とかいろいろ捕っているんですが、ここで捕った魚はいい魚でも、地元の人にはキロ3000円では買わないんですよ。どうしても地産地消と言いながら、やっぱりこの島内で消費するのは——ここはいろんな野菜、農業している人もそうですけれども、なかなか地元では値段が厳しい状況なんです。やっぱり県外にしっかりと出荷をしないと、いい物を作ってもいい物を捕ってもなかなか付加価値が得られていないというのは、今地産地消、いろんなところで聞く話なんです。ですからそのためにもぜひ不利性解消、よく言っております。それをしっかりと充実をしないと、企画部長がおっしゃっている地産地消はなかなか厳しい結果が出るんじゃないかと思っておりますけれども、この件についていかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時55分休憩

午後6時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 域内自給率については、県外への出荷は経済の規模を大きくすることにつながります。域内自給率の向上要件として働きますけれど

も、その分を県民が県外からの入荷に頼った場合には、域内自給率も低下要因にも働くことになります。域内自給率の向上に向けた県内産の財・サービスを県外に出荷するとともに、県民が消費する需要に対しても適切に満たす県内外のバランス、これが必要だというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 企画部長、それはよく分かるんですけども、やっぱりこういうお仕事をしている人たちの所得のことを考えると、県内でその値で消費できるというのがなかなか厳しいのもあると思いますので、その辺をしっかりと不利性解消で——与那国でもそうですよ、カジキはほとんど県外ですよ。その辺にもうちょっと温かく手当てをしていただきたいというふうに思っております。

時間の都合もありますので再度、復帰50周年、この沖縄振興開発計画を受けての率直な感想をいただきたいと思います。これまで。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県はこれまで社会基盤の整備からその振興開発計画がスタートし、その状況が整うにつれ観光客数の増加、それから情報通信産業の沖縄での展開など、やはり基盤が整備されてくることによってしっかりとその需要を受け止めることができるという、そういう環境がつくられてきたと思います。そして、現振興計画は間違いなく沖縄の持っている魅力や潜在力、ポテンシャルというものが十分に引き出され、アジアのダイナミズムがそこに、沖縄に向かっていった。中国の観光客が沖縄にどんどんやってきたという、海外に対しても沖縄のネームバリューを発信できる環境まで来ていたと思います。しかし、コロナウイルスによって世界的に経済が今停滞させられています。しかし、アフターコロナ、ポストコロナにおいては、ニューノーマルに適合する安全・安心な島を目指して幸福が実感できる島を目指して、しっかりとまた立ち上がって行って、この沖縄のさらなる魅力をどんどん発信していきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 これまでの50年間、そしてまた向こう10年間の議論を今されております。ぜひこれまでのことを踏まえて、今知事から答弁がありましたように、まだまだ足らぬところもあるし、またいろいろと沖縄県の方向性も含めて、今回10年延長されたわけですから、改正法案も含めて、ぜひ今回の改正案を受けて実効性のある施策を持って、この施策が絵に描いた餅にならないようにぜひ取り組んでいただきたい

と思います。

次に、公室長、移設協議会については防衛省から何ら連絡がないということでありましたけれども、日程調整等、関係機関からの問合せはあったのかどうか再度確認をいたしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

第28回移設協議会の開催につきましては、防衛省から日程調整等の依頼がございましたけれども、双方の日程などの調整がつかなかったことから、防衛省に再考を求めたところでございます。これを受け現在、防衛省において日程等含めて調整を行っているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 島袋土建部長、今港湾組合では改訂に向けてパブリックコメントをしたり、去年意識調査も終わりました、今年3月末には長期構想検討委員会の結果もしっかりまとめるという方向で進めております。そういう中におきまして、先ほど答弁がありましたが、もう一度課題についていろいろとお話がありましたが、まずは1つ2つ重要な課題があると思います。これ検討委員会の中でもいろいろと概要版で出ておりますので、その辺も含めて、中身も大体4つぐらい大まかに出していますので、その辺の説明をお願いするとともに、これ港湾計画改訂はいつ最後にされておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時1分休憩

午後7時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今那覇港管理組合で取り組んでおります長期構想の中で、目指す4つの将来像というのがございます。「Ⅰ アジアのダイナミズムを取り込み、自立型経済の構築を支える国際物流拠点となる“みなと”」、「Ⅱ 世界から選ばれ、観光の高付加価値化に導く“みなと”」、「Ⅲ 沖縄の経済・生活の強靱化を支える“みなと”」、「Ⅳ 持続可能な発展を実現する“みなと”」となっております。

那覇港港湾計画の改訂につきましては、平成15年3月に改訂され、その後平成22年3月に一部改訂等を経て現在に至っているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 一部改訂を除いて、本来であれば何年スパンで改訂をしなければいけないというふうに考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時3分休憩

午後7時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 改訂につきまして、おおむね10年から15年でございます。

○島尻 忠明君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時3分休憩

午後7時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（島袋善明君） 一部改訂を除きますと、平成15年に改訂ということがございますから、単純に平成30年が15年後というところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 そうですね。平成15年に改訂しております。

部長にお伺いしますけれども、長期構想ができましたら次は作業、何がありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時4分休憩

午後7時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 那覇港管理組合によりますと、現在作業中の長期構想の取りまとめと移設協議会において那覇港湾施設の代替施設の配置が確定した後、那覇港管理組合において港湾計画の改訂案を作成するというスケジュールになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時5分休憩

午後7時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻 忠明君 この港湾計画改訂に当たっては、次はいろいろな作業があるかと思いますが、その作業は、あと何がありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） その後、公有水面埋立ての申請等がございますので、環境影響評価に基づく手続等が必要になると考えております。

○島尻 忠明君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時6分休憩

午後7時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（島袋善明君） 失礼いたしました。

港湾計画の改訂案を作成した後は、那覇港地方港湾審議会、国の交通政策審議会の議を経て港湾計画の改訂となると考えているとのことでございます。

○島尻 忠明君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時6分休憩

午後7時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻 忠明君 部長、今那覇港は大変狭隘で危険なんです。そして岸壁の延長も求められています。クルーズバースも、大分大きい船が来た場合は若狭バースでは厳しいものですから、今那覇港を使っております。人と人といろんなトレーラーとか大変危険な状況です。そして上屋も大分老朽化しております。いろんな公共施設もやっている。これ急いで——今検討委員会しておりますので、早めに県民の安心・安全、そして県民の多くの生活物資はこの港から来ているわけですから、早めに整備をしなければいけないと私は思うんですけれども、部長いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現在、先ほども申し上げましたけれども、那覇港管理組合において長期構想の策定に取り組んでいるところでございます。那覇港管理組合としては、今後那覇港港湾計画の改訂を行い、将来にわたる沖縄県全域の持続可能な発展の推進力となる港づくりを進めていくとのことでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 部長、今沖総局と防衛のほうですか、静穏度調査をやっていますけれども、この調査はどういう調査ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時8分休憩

午後7時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 沖縄防衛局で静穏度調査を行っているというふうには聞いてはおりますが、詳細については把握してございません。

○島尻 忠明君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時9分休憩

午後7時9分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○土木建築部長(島袋善明君) 沖総局の調査内容についても詳細については把握してございません。

○島尻 忠明君 休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後7時9分休憩

午後7時10分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○土木建築部長(島袋善明君) 静穏度調査につきましては、一般的に港内での静穏度というところで、船舶等が係留される際に、その波の高さですとか、その影響の程度について把握する調査、シミュレーションでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 これは港湾組合でも、そして沖総局でも、いろんな意味で、今その港湾の整備、いろんなことが大変厳しい状況があることを踏まえて、着々と行政的には進めてまいっております。これ政局にするつもりは絶対ありませんので、やはり港の整備をするために、早めに港湾計画を改訂する。そのためには、前回の議会で港湾計画の早期の改訂に当たっては、移設協議会も早期に開催をすべき、必要があると答弁をしております。公室長、これで間違いないですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後7時12分休憩

午後7時12分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) 那覇港湾施設の代替施設につきましては、移設協議会の枠組みの中で進めるというのが確認事項でございますので、県としても、そういった形で進めてまいりたいというふうに考えています。

○島尻 忠明君 休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後7時12分休憩

午後7時13分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○知事公室長(金城 賢君) 県といたしましては、民港の港湾計画との整合を図りつつ、しっかりと進めるということが基本的なスタンスでございますので、議員今ございました形で答弁したかというふうに思います。

○議長(赤嶺 昇君) 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 公室長、これは港湾議会でもそのようにちゃんと答弁がありますので、その辺の整合性を今確認していますので。

それで、行政・事務方の皆さんで積み上げてきた、いろんな方々で、今もう長期構想検討委員会も3月末では締めて、パブリックコメントも終わっていますので、1月で。製本にするのかどういふうに——今概要版が出ていますけれども、次はもう港湾計画改訂しかないわけですよ。そこに進むには、やはりいろんなものが含まれているかもしれませんが、やはり次の県民の安心・安全、食の安全、そしてしっかり入ってくる港の整備、そういうものを包含して早めに進めるためには、やはり移設協議会は避けては通れないと思うんですよ。その辺はどう考えていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) 那覇港湾施設の代替施設につきましては、繰り返しになりますけれども、昨年5月19日に那覇港管理組合から民港の……

○島尻 忠明君 知事公室長、ちょっといいですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後7時15分休憩

午後7時16分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○知事公室長(金城 賢君) 県としましては、防衛省から示された代替施設の配置案につきまして、前回の移設協議会でも、環境保全への最大限の配慮でありますとか、移設面積を可能な限り縮小すること、民港部分に支障のない適切な配置であることなどを求めていますので、県としても、民港の部分に支障がない形でしっかりと整合性を確認してまいりたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 公室長、私が言っているのは軍港じゃなくて、要するに港湾計画を改訂するために、皆さん移設協議はしないといけないと話をしているものですから、しかも、ほとんど作業は終わっているんですよ。後はそれしかないんですよ、港湾計画改訂に向けては。その後、地方港湾審議会、そして国交省の交通部会と、いろいろ長いので、早めにやらないと。せっかくパブリックコメントも終えました、検討委員会も終わりました。これ1年2年延びる、これをまたもう一回やり直しですよ。これ、パブリックコメントいただくわけですから。ですからその辺が遅滞なくですよ、ただでさえ遅れていますので、そのために港湾計画改訂に向けてどうですかと聞いていますので、今公室長からの港湾云々は、そこで論議されるか

もしれませんが今は論議していませんので、その作業だけ問うていますから。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

那覇港管理組合からの民港の形状案も踏まえて、その後防衛省から代替施設の配置案が示されるということになっておりますので、県といたしましては、当該配置案についてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 ぜひその辺も、今私が訴えている部分を受けて、早めに——お忙しい中と思いますけれども、オンラインでもできるし、いろんな形で今できますので、もしまた防衛局からその日程調整ありましたら、しっかりと受け止めるということと理解してよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員御指摘のとおり、移設協議会の枠組みの中で進めるとというのが基本的な考え方でございますので、しっかりと対応したいというふうに考えております。

○島尻 忠明君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時18分休憩

午後7時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻 忠明君 企画部長から答弁がありました、キャンプ・キンザーを見据えてという報道がありましたけれども、これまではいろんな面積の制限がありまして、跡地利用の拠点のいろんな開発行為の縛りがあったんですが、段階的返還でそれができるということになりましたが、いま一度これまでの面積と、今度示された面積をお答えできますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 跡地利用推進法では、広域的な観点から開発を行うことで、県の自立的発展、豊かな生活環境の創造の拠点等になると認められる区域を拠点返還地として、内閣総理大臣が指定することが規定されております。そしてこの拠点返還地が200ヘクタール以上の場合、国の取組方針の策定、これが義務づけられているところでございます。今回段階的に返還されたとしても、これを一体として指定できるという特例が創設されました。したがって、拠点返還地の指定面積が200ヘクタールを今超えない場合であっても、段階的に返還されてこれが200ヘクター

ルを超える場合、国の取組方針が義務づけられて、跡地利用への国の積極的な関与が期待されるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 このことがキャンプ・キンザーの返還に及ぼす効果というのは、どういうことが考えられますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 今申し上げたように、段階的返還であっても国の取組方針が義務づけられるということになります。国の取組方針にあつては、拠点返還地の整備の方針に関する事項、実施すべき事業、実施主体に関する事項、重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項、産業の振興に関する事項、これらの方針を定めることとなります。これらをおの方針の下に、国それから県、地元市も含めて、取組の推進に当たっていくことになるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 次に、公庫法改正では跡地で商業施設などを開発する場合の貸付条件が今回拡充をされます。その具体的内容及び効果について伺います。あわせて、開発事業で建築された建物の所有権の一部を保留床として第三者に譲渡できる譲渡方式による開発も貸付条件に加える改正内容になっております。その具体的内容及びその効果についても伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 今、議員がおっしゃったとおりでございまして、例えば今までは自己所有のための整備資金、これしか貸付対象ではなかったところ、たくさんの方々がいらっちゃって、その上に施設を造って、一部については地権者の所有分として保留床として扱うこととなりますけれども、そういう大型施設についても貸付対象になったということでございます。地権者が多数存在する駐留軍用地跡地の利活用推進に当たって、非常に有効な貸付けになるものというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 部長、一番は、この軍用地というのは昔、一坪反戦地主というのが大きくクローズアップされていたんですよ。それで土地がなかなか小さいんですよ。今回の改正によって1つの土地として開発・事業をやって、そして、普通は区画整理は立体換地というものはやらないんですけども、平面換地なんですけど、これ立体換地ができて、その保留地が——これが一番の今回の改正案の大きな課題なんですよ。これを公庫がやったということは、私やっぱり公庫が存続

した大きな役割もあると思うんですよ。この件について答弁いただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 公庫にあっては、これまでも創設以来、7兆円の出融資実績があって、沖縄の地域的な政策課題に応えるための様々な取組を、あるいは独自制度も創設した上で展開してきたところでございます。跡地の利活用に向けた融資についても、平成24年度から令和2年度で累計710億円、ホテルや大規模商業施設、小規模店舗のほか医療福祉施設、賃貸住宅などに幅広い融資を行ってきたところで、この法律改正によってさらにこれが拡充されるということで、跡地利用の円滑な推進に資するものというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 次は寄附金についてなんですけれども、今沖縄県は返礼品はしてないということなんですけれども、ほかの都道府県というのはどういう状況になっておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 確認しましたところ、47都道府県のうち、いわゆる返礼品を行っていないのは沖縄県を含めまして9都府県、38道府県は返礼品等を行っている状況にございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 そこで部長、3割とかいろいろな規制はありますけれども、今、こういうすばらしいパンフレットを作っているんですよ。（資料を掲示）そして伝統文化あるいは海を守るとかいろいろなものがあります。41市町村でいろいろな返礼品やっていますので、そうじゃなくて、いろいろな史跡やそしてダイビング、やっぱり海をきれいにしたいということで寄附をなさる方もいると思いますので、そういった県ができること、首里城だったりいろいろな史跡であったり、その入園料とかいろいろなものを含めて、その辺を返礼品にできないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 返礼品を行ってない自治体の中には、確認したところ、市町村との競合を避けるために行わないというところもございました。同じようなものを送ってしまうと、確かに市町村と競合するというケースは当然出てくると思っております。圧倒的に返礼品を行っている自治体、都道府県のほうが実際には多いという状況もありますので、今後——先ほど10億円余りというふうにするさと納税額を答弁したんですけれども、そのほとんどは首里城の基金で

ございまして、いわゆるふるさと納税のうちの御質問がありました美ら島ゆいまーるの部分に限っていくと、この4年間、大体3000万円から4000万円で推移しています。その拡充は非常に大事だと考えていますので、議員御指摘の点も踏まえて、他県の状況など、あるいは市町村の返礼品の状況なども確認しながら検討していきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 ダイビング業界とか、あるいはまたいろいろな史跡巡りができるような返礼品もできればいいかなと思っております。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時27分休憩

午後7時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島尻 忠明君 磁気探査の件ですけれども、ここ3年の予算の推移を教えてくださいたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時27分休憩

午後7時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

まず令和2年度が32億2932万9000円、それから令和3年度が29億2111万4000円、それから令和4年度は今、予算案というベースでございますけれども29億385万9000円となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 減っている原因は何ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 昨年比較で申し上げますと、令和4年度は約1700万円程度、1%減でございますけれども、令和2年度で比較しますと約3億2500万円と大幅な減額となっております。これについては、当然戦後処理の一環として国の責務で行われるべきであるという観点から、国に対し予算の確保を求めているところでございますけれども、内閣府からは現下の国の厳しい財政状況の中、予算の効率的な執行の観点から減額したというふうな説明を受けております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 沖縄県では、建築主がそのまま設計士をお願いをしたり、施工業者を探すんですよ。他府県では、私も県外で不動産業界にいましたけれども、ほとんどハウスメーカーが造った家を買うんですよ。

それで、この方々が言うには、なかなか年度末の予算がなくて、そのまま工事をするという傾向もありますので、やはり沖縄は特殊性があって、日取りとかいろんな年を取るとかってあるものですから、3月にして5月にやりたいという人もいますけれども、この継続性というのは厳しいですか、予算の。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員が御質問の件につきましては、予算の制度上、繰越しを前提とした形の事業の執行は難しいということでございます。このため議員からもございましたけれども、例えば2月に工事を施工したいとした場合に、これが工期が三、四か月かかるといった場合については、予算の制度上を認められないということになります。繰越しを前提とした事業は難しいということでございますけれども、一

方で、議員から御指摘のような課題は県としても認識しておりますので、内閣府とも、例えば債務負担行為の設定をすることによって事業化ができないかといったような検討を今行っております。そうした課題の解決については、しっかりとまた今後も検討してまいりたいというふうに思います。

○島尻 忠明君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明3月1日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 比 嘉 瑞 己

会議録署名議員 大 浜 一 郎

令和4年3月1日

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第6号）

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

令和4年3月1日（火曜日）午前10時開議

議事日程第6号

令和4年3月1日（火曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで

- 甲第1号議案 令和4年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 令和4年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 令和4年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 令和4年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第8号議案 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第9号議案 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和4年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和4年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和4年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和4年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和4年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和4年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和4年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第26号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第22号）
- 甲第27号議案 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第28号議案 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）

- 甲第31号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第32号議案 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
- 甲第33号議案 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第34号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第35号議案 令和3年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第36号議案 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第37号議案 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県首里城歴史文化継承基金条例
- 乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例
- 乙第14号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例
- 乙第15号議案 沖縄県農作物種苗生産条例
- 乙第16号議案 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県観光振興基金条例
- 乙第20号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第22号議案 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第23号議案 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第24号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第25号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第26号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第27号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第28号議案 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第29号議案 沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

- 乙第30号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第31号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第32号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第33号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第34号議案 訴えの提起について
 乙第35号議案 財産損傷事故に関する和解等について
 乙第36号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第37号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第38号議案 損害賠償請求事件の和解等について
 乙第39号議案 損害賠償の額の決定について
 乙第40号議案 包括外部監査契約の締結について
 乙第41号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標を定めることについて
 乙第42号議案 副知事の選任について
 乙第43号議案 沖縄県教育委員会教育長の任命について

出席議員 (47名)

議長	赤嶺昇君	24番	仲村未央さん
副議長	仲田弘毅君	25番	平良昭一君
1番	喜友名智子さん	26番	玉城武光君
3番	島袋恵祐君	27番	比嘉瑞己君
4番	玉城健一郎君	28番	照屋大河君
5番	上里善清君	29番	山内末子さん
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	國仲昌二君	37番	崎山嗣幸君
13番	次呂久成崇君	38番	仲宗根悟君
14番	新垣光荣君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君
23番	仲村家治君		

欠席議員 (1名)

2番	翁長雄治君
----	-------

説明のため出席した者の職、氏名

知事 玉城 デニー 君 副知事 謝花 喜一郎 君

副知事 照屋 義実 君
 政策調整監 島袋 芳敬 君
 知事公室長 金城 賢 君
 総務部長 池田 竹州 君
 企画部長 宮城 力 君
 環境部長 松田 了 君
 子ども生活福祉部長 名渡山 晶子 さん
 保健医療部長 大城 玲子 さん
 農林水産部長 崎原 盛光 君
 商工労働部長 嘉数 登 君
 文化観光スポーツ部長 宮城 嗣吉 君

土木建築部長 島袋 善明 君
 企業局長 棚原 憲実 君
 病院事業局長 我那覇 仁 君
 会計管理者 大城 博 君
 知事公室秘書防災統括監 平敷 達也 君
 総務部財政統括監 平田 正志 君
 教育長 金城 弘昌 君
 警察本部長 日下 真一 君
 労働委員会事務局長 山城 貴子 さん
 人事委員会事務局長 大城 直人 君
 代表監査委員 安慶名 均 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長 知念 弘光 君
 次長 上原 貴志 君
 議事課 長 佐久田 隆 君
 課長 補佐 城間 旬 君
 主幹 宮城 亮 君
 主査 親富祖 満 君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

[諸般の報告 巻末に掲載]

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

又吉清義君。

○又吉 清義君 質問の前にちょっと……

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○又吉 清義君 おはようございます。

沖縄・自民党、又吉清義、一般質問を行います、順番を変えて7番、8番、9番を終えてから1番に入りたいと思いますので、御理解をよろしく願います。

まず、本日卒業を迎える県立高等学校の皆さん、卒業おめでとうございます。

コロナ禍の中の学園生活はさぞ大変だったでしょう。今後の皆様方の未来に向け、幸多かれと議長に代

わり熱くエールを送りたいと思います。

7番から質問に入らせていただきたいと思います。

まず、台風や大雨、地震等による自然災害の県の対応について伺う。

(1)、土砂災害警戒区域、普天間の急傾斜地帯対策についての進捗状況について伺う。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 令和2年10月に発生した宜野湾市普天間の崖崩れについては、令和3年9月に県による調査を終えております。宜野湾市から、地権者の同意取付けを進めた結果、おおむね同意は得たとの報告を令和4年1月に受けたところでございます。県では、令和4年度に急傾斜地崩壊対策を実施するために必要となる危険区域の指定及び予備設計を実施する予定であり、引き続き宜野湾市と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ありがとうございます。

順調に進んでいることに深く感謝申し上げます。またひとつ今後もよろしくお願いいたします。

では引き続き、8番に移らせていただきます。

コロナ禍の影響により大きな経済的打撃を受け、厳しい経営を迫られている路線バス運営の支援について。

(1)、県民の交通機関である民間路線バスは移動手段のない弱者を助ける大きな役割を担っていると理解をするが、県の考え方を伺う。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 路線バス等の公共交通は、議員おっしゃるとおり交通弱者はもとより、県民や観光客の移動手段として重要な役割を担っており、それを確保・維持することが重要であると考えております。

県としましては、引き続き公共交通の確保・維持が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 行っていくのは当然かと思うんですが、ちなみに皆さん、一般会計補正予算、令和2年度第4号、令和3年度第17号でこのように補正もしていただき本当に感謝申し上げます。しかし、公共交通と言われている路線バス、令和2年から令和3年12月までどのくらい減収になったか御存じでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県内路線バス10社の減収状況でございます。令和2年度4月から翌年の3月までで約22億円、それから令和3年度4月から去る12月までで16億円、40億円弱の減収となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから部長、そういった減収が40億円近くもなる中で、また燃料代も上がってしまったと、非常に厳しいのが現状だと思います。ただその中で、私たちはやはり足のない、そして弱者を助ける、たとえまん延防止が措置される中、緊急事態宣言が措置される中、バスは止めるわけにはいかないと思うんです。そういうのを助けた場合に、部長いかがですか。やはりもっとしっかりと、どのようにしたら立て直すことができるか。

(2)にあります、今後の路線バスの支援についてどのように取り組んでいくのか、皆さん協議をしておられるのか、知事のお考えをお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど申し上げましたとおり、県内の路線バス事業者の経営状況は、非常に大変厳しい状況にあるものと認識しております。県では路線バス事業者に対し、運行継続支援等として令和2年度以降3度の補正予算において総額3億9000万円の支援金を支給してきたところでございます。

県としましては、今後の経済の回復に向けて、公共交通の運行継続が図られるよう取り組んでまいりたい

と考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 皆さんが大変なことも、私も重々よく理解しております。ただしかし、路線バス、今整理統合であり、減便ももう視野に入っております。そうなった場合に、これを復活するのは並大抵じゃないですよ。やはりその辺を県としてもしっかりと話し合いをする中で、どこまで支援できるのか、お互いどうできるのか身も削る中でしっかりとした対策を立てていただきたいと思うのですが、部長再度お伺いします。知事は答弁しないものですから、部長に私すぎるしかありませんから。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 公共交通については、県民の皆様、特に交通弱者の皆様にとっては非常に重要な移動手段だと考えております。今後とも公共交通の維持・確保に向けて努めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 次に移らせていただきます。

9番、沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センターについて、進捗状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 中部流域下水道の宜野湾浄化センターは、流入量の増加及び施設老朽化に対応するため、平成17年度より処理施設の建設を行っております。水処理については、現行計画において4施設を整備する予定であり、そのうち平成30年度までに2施設の供用を開始しております。令和4年度は、3施設目を供用開始する予定であり、全施設の供用開始に向け引き続き整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 そういうふうに進める中で、地域からグリーンベルト地帯、そしてまた緩衝地帯等、県のいろいろ打合せがあったかと思いますが、その取扱いについて、皆さん県としてどのように対応しておられるか、分かる範囲で御説明をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 宜野湾浄化センターの緩衝緑地帯につきましては、これまで宜野湾市及び伊佐区自治会との協議を踏まえ、既存施設を撤去した後、臭気や景観に配慮した緑地帯を設置することとしております。県はこれまで地元に対し、工事の進捗状況に応じて説明会を行うなど、必要な情報提供を行っているところであります。

県としては、引き続き地元と協議を進め、早期の整

備完了に向けて取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 実を申しますと、宜野湾市も地元地区も、県のほうから当時の大田知事、平成9年8月1日に頂いた資料によりますと、こういった問題点についての回答で、記の2番目のほうに、「第3系埋立地側の施設建設にあたっては、施設上部を多目的広場として整備し、地域への開放を図る」。私は、これ地域とともに、地域の方々にもそういった開放できる場があれば、そういうのも努力していきたいというふうに捉えておるんですが、そういった理念でもって緑地帯であり、緩衝地帯、やはり皆さん、施設の移転が行われるまで、そういった広場ができる間は、地域へいかに開放していくか。いかに県民の健康を守るために活動していくか。私はやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現在、埋立て、拡張に当たりまして、民地との間に約25メートル幅の緩衝地帯を設けて緑化するという計画になってございます。住宅地域から100メートル以内の場所につきましては、緩衝帯と位置づけて、臭気の発生するおそれがない施設、例えば事務室ですとか電気室等々、そういったものを整備する予定でございます。

議員のお話にありました緩衝帯での多目的広場、トイレとか駐車場とかそういったものの実現に関しましては、下水道事業では、運動施設に位置づけられる多目的広場の実現は厳しいので、宜野湾市の公園事業と調整を図りながら、その連携について宜野湾市と調整を図っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ぜひ地域に開放を図る上で、やはり施設が移転する間、ある程度空白期間の年月があるわけです。その辺はたくさん借りてくる必要はないかと思えます。やはり施設上部にそういった広場を設ける場合の予算と、そういった空き施設が出た場合に開放すると、どちらがやはり便利か、また予算も少ないか。いろんな角度から検討して、ぜひ地域とともに、お互い施設を造るまでの間しかできませんよと、そういった条件つきでもいいかと思えます。ぜひそういった対応もしていただきたいと思えます。

ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○又吉 清義君 1番のほうに戻って質問したいと思います。

まずその前に、知事に確認をしたいと思います。何かといいますと、沖縄の歴史を正しく知り、正しく後世に伝えることにより、沖縄は未来永劫に発展していくものだと確信をするが、知事はどう思うか、所見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 雑駁な考え方で大変申し訳ありませんが、やはり歴史を振り返り未来に対してどのような継承をしていくか、そのために調査を行い、しっかりと検証作業も行った上で未来に対する問いかけを出していかなければならないだろうというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 すっきりしない答弁ですね。私はやはり歴史を正しく知ることは非常に大事だと思います。間違えた歴史、ゆがんだ歴史を発信すると沖縄の未来はないと思います。

まず1、知事提案説明の中で、「県政運営に取り組む決意について」明記をされている復帰措置に関する建議書について伺う。

(1)、復帰措置に関する建議書が1971年11月に作成された経緯について伺う。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 復帰措置に関する建議書、これの冒頭において、沖縄の返還協定や復帰準備として閣議決定された復帰対策要綱の一部、国内関連法案等に「県民の要求が十分反映されていない憾み」——うらみという字は遺憾に思うの憾という字で、残念に思うという意味でございます——憾みがあるとし、「沖縄問題の重大な段階において、将来の歴史に悔を残さないため、また歴史の証言者として、沖縄県民の要求や考え方等をここに集約し、県民を代表し、あえて建議するものであります」とされております。沖縄県行政記録によりますと、1971年10月15日に琉球政府の宮里副主席を本部長として、本土政府の復帰対策要綱及び復帰法案等を総点検するプロジェクトチームを発足させ、翌月の11月17日に復帰措置に関する建議書を発表したと記されております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 このプロジェクトチームというのは、どのような選考をおかれてやったのか、またどういうふうにしてこのチームができたか御答弁ください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 沖縄県公文書館に保存されている資料によりますと、宮里松正行政副主席以下、琉球政府各課の31人の職員で組織され、また外部有識者として弁護士、医師、それから学識経験者、大学の先生など9名が加わるなど、幅広い分野での検討が行われたものと認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 あえて議論しませんが、その認識は間違いです。プロジェクトチームのメンバーは各局で選考したのではなくて、グループが指定したものであるということです。グループが指定した。よくないですよ。

次に、当時の立法院とはこの建議書とどのような関わりがあるかお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 立法院における建議書の取扱いについては、琉球立法院会議録及び沖縄県行政記録において確認できませんでした。

○又吉 清義君 ちょっと休憩していいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

又吉清義君。

○又吉 清義君 多分立法院の議事録で確認できないです。当たっています。だって立法院に諮られていないんだから。私も議事録を全部見てきました。2か年分の議事録。そしてそういうのを調べてみて、要するにこういうふうに書かれています。作業を副主席直接指導により総務局が当たると。各局は総務局に協力すると決定し、同日引き続き行われた行政府・与党連絡会議でも同様に決定された。これ与党連絡会議とか、グループで選任された中でやられたというものです。ですから立法院の中で決議されたものではないということを皆さんしっかりと分かっていたいただきたい。いかがですか。記録はありませんよ、ですから。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど答弁申し上げましたように、立法院における取扱いについては確認できませんでしたが、沖縄県行政記録によりますと、1971年10月15日にプロジェクトチームを発足させるという記録が残っておりまして、正式な琉球政府の組織であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 正式な組織であるかないか、普通はそういうことしませんよ。グループで指名するなんて

ないですよ。皆さんも諮問委員会を設置するときにグループで指名するんですか。そんなことないですよ。そしてこれができた経緯、9月3日に閣議決定、復帰対策要綱が全て、第3次まで承認をされた。その後に皆さんは急いでこれをつくると。なおかつ、その建議書、復帰対策要綱の中に入っている全てのものと中身はほとんど変わらない。ある一部分を除いて。またアチラシケーサーしている。その中身も確認いたしましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 建議書については、内容等確認しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 これは、国会召集日1971年10月16日の5日前という時期につくられた対策要綱も全てどうに決定し、復帰関連などの法案も全部仕上がった。しかし一部の例外を除いてはその都度、この会議の皆様が了承して決まった事項について、また異議申立てをしているということなんですよ。これが屋良建議書なんです。それじゃよくないですよということ、そこで私は非常に気になるのは、これは正式な公文書としての効力を認められるかどうか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 当時の琉球政府の公文書によりますと、本土政府の復帰対策要綱及び復帰法案等を総点検するプロジェクトチームは、先ほど申し上げた宮里副主席を本部長とし、各局31名の職員及び9名の外部有識者で構成されております。また、沖縄県行政記録においては、同年11月17日に復帰措置に関する建議書を発表と記載されております。これらのことから、当該建議書は琉球政府内において取りまとめられ公文書として発表されたものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 だから発表はしたけれども、正式な手続は踏まれていませんよということです、皆さん。そこが大事です。だって与党連絡会議で協議をする、立法院には諮っていない。そしてなおかつ閣議決定もした中身をまたあえて持って行く。しかし閣議決定をされた中身の要綱、この建議書にいた皆さんがまたあえてそこに来てやる。おかしいと思いませんか。

そこで次に移ります。

2番目、屋良朝苗主席が保革を問わず超党派で取り組んできた、復帰に向けた復帰対策県民会議がどのように進められてきたか伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 沖縄県行政記録によりますと、屋良主席は1970年11月12日の定例局長会議において、復帰対策県民会議(仮称)の設置を提唱し、復帰対策室に検討するよう指示したとされております。琉球政府時代の公報によりますと、復帰対策県民会議設置規則、これが1971年1月1日に公布され、「復帰準備に関し広く県民の意志を反映させ、もつて平和で豊かな沖縄県づくりに資する」ことを目的に復帰準備に係る重要事項について調査審議、答申する琉球政府の諮問機関として設置されております。また、当時の公文書によりますと、県民会議は1971年5月10日時点で、各界各層49名で構成されております。

○議長(赤嶺 昇君) 又吉清義君。

○又吉 清義君 これが復帰対策県民会議です。このように手順を踏んできました。しかし先ほどの復帰措置に関する建議書、それを皆さんはそのような手順一切踏まれておりません。ですから公文書として、皆さんよろしいですか。ですからグループが指名したというのはそういうことなんですよ。おかしくありませんか。

次に、1970年11月12日の局長会議で屋良主席自ら提案して設置された——これはいいですね。次に移りましょう。

次(2)、これも一緒です。

次(3)番に移ります。

(3)、1971年5月27日、平敷静男、仲吉良新、仲宗根悟、友寄信助4委員の連名で屋良主席と安里県民会議会長宛てに出された8項目の意見書とはどのように取り扱われたか伺う。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 当時の琉球政府の公文書によりますと、1971年5月27日に開催された第11回復帰対策県民会議において、仲吉氏ほか3委員より、8つの要請項目が盛り込まれた復帰対策要綱第3次分に対する要請書が屋良行政主席及び安里復帰対策県民会議会長宛て提出されております。当時の公文書から、その取扱いに関する記述は確認できませんでした。

○議長(赤嶺 昇君) 又吉清義君。

○又吉 清義君 そうです。確認できないと思います。だって取り扱われてないからです。閣議決定——正式なものじゃないからです。これをどういうふう

に取り扱われたかということ、実録によりますと、主席は安保破棄、一切の基地撤去、全軍用地返還の立場は取らない。革新統一綱領でもそこまでは言っていない。そんなことで県民会議が成り立たなければ、県民会議は解散していいと、きっぱりと屋良さんはこの4名に言ったわけです。ですからこの4名の方はそこで説得をされて、これはなかったことになるわけです。ですから記録にはないと思います。いかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 県民会議の答申を踏まえ、琉球政府において作成された、復帰対策要綱に関する要請書においては、仲吉氏らの要請に関する事項は確認できませんでした。ただし、冒頭申し上げたとおり、建議書は返還協定や閣議決定された復帰対策要綱の一部、国内関連法案等に県民の要求が十分反映されていないことから、将来の歴史に悔いを残さないため、琉球政府における総点検を経て、県民の要求や考え方を取りまとめたものであり、建議書の内容には、この仲吉氏らから要請されました8項目のうち7項目について、その趣旨が盛り込まれているところでございます。

○又吉 清義君 ちょっと休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

又吉清義君。

○又吉 清義君 今皆さんがおっしゃっている復帰措置に関する建議書、これがつくられた経緯をもう少し私から厳しく申し上げますと、このグループの皆様は、10月の沖縄国会へ向けての闘争に動き出したと。ですから、復帰協ですね、10月1日、沖縄批准国会の闘争要綱をまとめる。そのときから政治的な絡みの、沖縄県民の未来云々の前に闘争なんですよ、闘争。ですから我々は保革対立の構造、もうそのとき出来上がってしまった。いかに沖縄県民一緒になって県民のために頑張るかじゃなくて、闘争するので団体、そして闘争するためにできたのが、私からすると沖縄復帰措置に関する建議書だと言っても私は言い過ぎではないと思います。その皆様方の集まりですから。先ほど4委員から出されたのも、これは屋良主席から当時厳しく言われて、これも排除になったということですよ。

ですから——時間がありませんので次に移りますけれども、3番目に移ります。

14回も開催された復帰対策県民会議の超党派を乗

り越えて出来上がった沖縄の心は国にどのように受理され、今日の沖縄に反映されているか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 復帰対策県民会議における答申を経て、取りまとめられた復帰対策要綱に関する要請、それなどを踏まえ、国において復帰対策要綱が閣議決定されました。決定した復帰対策要綱に基づき、沖縄振興開発特別措置法案や沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案等の復帰関連法が制定され、これらの法律に基づき、沖縄の振興や開発が進められてきたものと考えております。一方で、返還協定や復帰対策要綱の一部、国内関連法案等については、県民の要求が十分反映されていないとし、将来の歴史に悔いを残さないため、沖縄県民の要求や考え方を集約した建議書が琉球政府により作成されております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 部長がおっしゃるとおり、何も100%は反映されていないのは事実でございます。多少の違いがあるのもこれも事実であります。それはそれでいいんです。しかし、一番大事な復帰対策要綱、それによることによって、我々はあらゆる社会資本整備、福祉、教育、医療、経済と、そして沖縄総合事務局の設置と、税制の改革と、こういう県民の生活、未来に向かうための大きな権限を勝ち取ることができたということは御存じでしょうか、皆さん。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県民会議において取りまとめられた内容については、多岐にわたります。その復帰に伴い、これらの制度を構築していただきたいという要請がなされ、それに基づいて国の復帰対策要綱が制定され、関連法案に反映されたというのは承知しております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 何も基地問題だけじゃなくて、基地問題は急には片づきませんよと。しかし一番大事なこういった社会資本整備、沖縄県民の暮らし、健康、命を守る、その中でやはり我々一番大事な施政権を勝ち取ることができた。この施政権を勝ち取ることができたことに関しては、部長としてどのように思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 沖縄県が日本国の一部、県として認定され、それによって他県と同様の政治システムが適用されるということにあっては、基本的な人権の確保という意味にあっては非常に意義があるものであったというふうに考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 部長、意義があるものとは格が違いますよ。施政権というのは立法、司法、行政の三権をこれから沖縄県民が自ら行使することができる。できなかったんですよ、皆さん。できなかった。これをできるようにしたのが復帰対策県民会議であり要綱であり、その中でそれが生まれてきて、今日の沖縄の未来があるということです。皆様がおっしゃっている復帰措置に関する建議書、これでは勝ち取れなかったと思いますよ。これはグループがつくったものであるということ、大きな違いがありますよ。ですから歴史を正しく知る、私たちは歴史を正しく後世に伝えていく、これは大事なことだと思います。一番本質なものをそばに置いていて、後でできたものを皆さんメインで出すのはいかかなものかなと。私はもっと復帰対策県民会議、全面的に出すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県民会議を通して制定されました復帰対策要綱についても、内容等について確認し検証する必要があると考えております。一方で、建議書にあっては、特に基地問題について述べておいて、それがどのような経緯を経て沖縄に今の現状があって、日米間の政府の取決めがあって、その制度面の運用がどのようにされているか。その辺りも検証し、今後沖縄の将来の姿としてどうあるべきかという視点も大事だと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから私、否定はしませんよ。皆さん今、復帰措置に関する建議書、基地問題、自衛隊問題に特化しようとしている。しかし我々沖縄県民、それだけじゃないですよと。教育であり、福祉であり、経済であり、その部分が全く見えてこない。先人の皆様がそういうふうにして沖縄の皆さん向かっていったというのをしっかり検証してどうするか。こういう議論の場がない。これでいいんですかと思ってるから、あえて聞いているわけです。知事に素直に私は聞いてみたい。

知事、基地のない平和で豊かな島をつくる、これ非常にいいことだと思います。私も基地はないほうがいいです。しかし、現実的に見て、基地があっても平和で豊かな島にする決意はないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今県が基本的な方針、計画として取りまとめて実践をしています沖縄21世紀ビジョンは、基地のない平和な島、誇りある豊かな島、

そのような将来像を描いてそれぞれの計画がつかわれています。そして、議員御承知のとおり、返還された基地の跡地利用に関しては、経済効果、雇用効果、これはもう基地あった当時とは比較にならないほど何十倍、何百倍とその効果を発現しています。ですから、基地を整理縮小し、あるべき沖縄の姿を求めていくということが本来の私たちが県民とともに行動していく、実行していく道筋ではないかというように思います。

○又吉 清義君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 基地を前提としてどうなのかということについては、それは様々な異論、議論あると思います。しかし、あくまでも今現状の0.6%の本土と比較した我々の面積に70.3%の米軍専用施設面積があり続ける、基地があり続けるというのは異常としか言いようがありません。ですからそれを政府もおっしゃっているように、より整理縮小を目指して行って、あるべき沖縄の将来像にしっかりと取り組んでいくという方向性を確認することが重要であろうと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 時間の無駄です。ですから現実的に今、基地があるんです。ですから基地がある中でも沖縄県民を豊かに平和にする決意はないんですかと聞いているわけです。今の答弁からするとないというふうにしかな聞こえませんが、私がかかりいたしました。先ほど、誇りある県民とおっしゃっていましたが、これも私疑問です。

いきなりちょっと順番変えて5番に移らせていただきます。

首里城火災が起きる以前の文化の日に執り行われていた首里城祭について、三跪九叩頭の礼とはどのような儀式か伺う。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 琉球王朝時代、中国皇帝が冊封使を送り、琉球王国の国王を任命する儀式を首里城祭の関連イベントとして再現した冊封儀式の一部と聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 皆さん、本当にその程度しか調べてないのですか。もう一度伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 三跪九叩頭の礼とは、号令とともに手を地面につけ、額を地面に3回つけ、この一連の動作を3回繰り返すというもので、清時代の皇帝に対する儀式と言われております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 部長、そこまで分かるのなら、全て分かるんじゃないですか。地面に3回つけるというのはどのような行為ですか。明確におっしゃってください。みんな誤解しますよ。明確に教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほど申しましたが、号令とともに手を地面につけ、額を地面に3回つけ、この一連の動作を3回繰り返すということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 これ部長どこの資料ですか。お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） いろんな資料から調べたというところで、琉球冊封使一件という資料と、あとはインターネット等を通じて、ホームページ等から調べたというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 この内容等が世界ではどう行われているか、皆さんしっかり調べるべきです。地面につけると地面にたたきつけるとは意味が違いますよ、皆さん。石に血がにじみ出るぐらい、音が出るぐらいたたきつけるんですよ。王様にそんなことをさせるんですよ。そしてこれは中国の属国だという意思表示ですよ、皆さん。それを2017年に復活した。そして今回——昨日の議会でもありました、首里城復興祭のときに、そういった行事を復活させようとしているのか、皆さんどのように予定しておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 三跪九叩頭の礼につきましては、県の管理となる以前の平成30年以降、実施をしておりません。

以上であります。

○又吉 清義君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（島袋善明君） そのような予定はございません。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ぜひこういう間違えたもの、これは沖縄の琉球王朝、誇りも何もないですよ、皆さん。先ほど知事が言いました誇りある豊かな沖縄、ないですよ、こういうの。誰が復活させたかですよ。なかったものが復活したということをよく御理解いただきたい。時間がありませんので、あちこち行ったりします。

すみません、もう一つ、4番目の復帰50周年式典を行うに当たり、県の進捗状況を伺う中で(2)です。

復帰に御尽力いただいた当時の方々に感謝する場を設けるべきだと思うが、県の対応等はどのように考えておりますか。お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

沖縄復帰50周年記念式典については、これまでの歴史を振り返り、先人たちの労苦や知恵に学び、沖縄の発展の歩みや将来の可能性を発信する機会となるよう開催したいというふうを考えております。現在、式典の内容については、共催を求めている国と意見交換をしているところでありますが、どのような形で感謝の気持ちを表すことができるか検討してまいりたいというふうを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ぜひ本当に復帰に御尽力いただいた方々、民間の方々もいます。自費でやった方々もいます。しかし残念なことに、歴史から全て抹消されております。それを抹消せずに、改めて掘り起こして検証する。

そしてもう一つ提案があります。この復帰をして50年の間に、皆さんが嫌っている自衛隊の皆さんです。離島、島嶼県の中で、この50年の間に島民の皆様方、命を救うために緊急搬送、何回あり、何名の方の命を救ったか御存じですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 私の記憶で、約1万名の方が搬送されているというふうには理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 確かに皆さん自衛隊が嫌いかもしれないですけども、離島の方々、こんなにたくさんの方の命を救っている、危険を冒して。ぜひこれも復帰式典の中でやはりしっかりしたお礼も言うべきだと思います。

います。50年という歴史の中にこういう歴史もあるんだということをぜひ覚えていただきたい。ただ基地闘争だけにこだわるんじゃないで、ほかの分野もやっていただきたいと思います。

ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○又吉 清義君 すみません、時間が大分なくなってしまうましてね。

6番の(6)、今5歳以上の子供へのワクチン接種が進められようとしておりますが、子供たちの身体は発達途中であり、ましてや副反応がいまだに明かされていない治験中のワクチン接種は、治験結果が明らかにされてからでも遅くはないと理解をするが、そのメリット、デメリットについて伺う。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 5歳から11歳児へのワクチンの接種につきましては、日本小児科学会から基礎疾患のある小児への接種により重症化を防ぐことが期待でき、また健康な小児に対しても発症予防等において意義があるとの見解が示されております。副反応としましては、米国において接種後10%前後に発熱、約40%に全身反応、約60%に局所反応が認められるとの報告がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 そういう中で、皆さん重篤者、死亡者、これまでに何名か発表されましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 5歳から11歳未満のお子さんについては、死亡者は沖縄県内の場合はありません。あと重症者がいるかについては、中等症以上の子が第6波で何名か出たというふうには記憶しております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ワクチンの目的は、重症化を抑える。しかし日本全国、コロナで死亡した人もいない。重篤者もいるかもしれないけれども、基礎疾患を持っている。そういった方々4名しかおりません。いないのに、あまりにもリスクが大き過ぎませんか。ワクチンの意味があるんですかと、意味はないんじゃない

ですかと思いますが、もう少し正式に調べたほうがいいと思いますが。私の理論、間違えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 先ほども申し上げましたが、日本小児科学会からは、基礎疾患のある小児への接種は重症化を防ぐことが期待できるとございます。また健康な小児に対しても発症予防等があるということでございますので、ワクチン接種の意義については、示されているところでございます。ただし、国の予防接種法上の努力義務が課されないということとなっておりますので、県民が希望する場合に、接種ができる体制を県としては確保することは重要であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから皆さん、よく私言っています。コロナについて、ワクチンについて正しく情報を流してもらいたいと。5歳から11歳で亡くなった方もいない。重篤者もいない。こういう現状の中で皆さんどうですかというのも言っておかないと、親の皆さん、みんな死んだり重篤化すると思っておりますよ。そういうのをしっかり流すべきだと私は思いますが、やはりそういう情報は流しませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 先ほど申し上げましたけれども、沖縄県内では確かに死亡者はおりませんが、基礎疾患等をお持ちのお子さんで中等症以上になられた方もいらっしゃるというのは記憶しております。重症化予防、それから発症予防については効果があると言われておりますので、県としては、日本小児科学会が示していますとおり、保護者や個人の判断によって打てる環境を整備することは重要であると考えております。

○又吉 清義君 ありがとうございます。

ぜひ正しい資料と数字を言うべきです。数字を言わないから県民はこんがらがってしまうんです。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 皆様、おはようございます。

もうそのまま通告に従って早速質問に入っていきたいと思うんですけれども、通告の質問要旨の1番の(1)、我が県の産業政策について。

先端技術の活用に関して、新たな沖縄振興計画（素

案）の中で記載があった「新技術・新ビジネスの本格展開前の実証や実装等の先行モデル地域など、アジア・ビジネスの橋頭堡として我が国の経済・社会の発展に貢献する」云々という文言がありました。中間取りまとめ及び新たな振興計画（案）では削除されているように見受けられます。この理由とそれに至った背景、ちょっと教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 御指摘の箇所につきましては、昨年10月の新たな振興計画（中間取りまとめ）の公表に向けて、重複箇所など最終的な精査を行う中で整理したところでございます。新たな振興計画（案）の計画策定の意義においては、本県が東アジアの重要拠点として我が国の社会経済の発展に貢献すること、これを盛り込んでおります。また、将来像の実現に向けた道筋、この項目立ての中において、本県の地域特性を生かした新たな展開として、新技術の実証試験や社会実装等を積極的に行うテストベッド・アイランドの形成に取り組むということを示しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この今までであった、まとまった文言が分かれて、分散して記載されている形になったのですから、質問取りの中で削除されているわけじゃなくて、今答弁あったように記載をされているという説明を受けて、少し安心はしたんですけども、やはり読むとちょっと後退したような印象も受けるものですから、少しこれに関して再質問させていただきたいと思うんです。この離島県である我が沖縄にとって新技術の実証実験というのは、限られた県土面積ではありますけれども、それを逆手に取って活用していくという方策にもなりますし、また新しいビジネスの実装については、沖縄の地理的優位性を最大限に生かす取組として非常に有用であると私も考えております。

ぜひともしっかりと今まで以上に次の10年では進めていっていただきたいと考えているんですが、今こういうことをやろうと考えているとか、実際にやっているという取組があれば教えていただきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画（案）においては、実証の試験の場、それからテストベッドとして先端技術分野において国家戦略特区等による規制緩和を積極的に推し進めるなど、島嶼特有の閉鎖的な立地状況を強みとして、小規模だからこそチャレンジできる先端技術に取り組むとしております。具体的に

は遠隔教育、遠隔医療の提供であったり、Ma a Sによる公共交通、あるいはドローンによる物流の安定的確保等に取り組みたいと考えているところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この先端技術の活用、実証実験等については、21世紀ビジョンの中にもしっかりと記載がある部分になっているんですけども、ここ10年、あまりそういったものがやられてきたかなと考えると、ちょっと疑問に思う部分が多々あります。今までについての批判等をしたいわけではなくて、今後しっかりやっていただきたいという意味での質問になります。

この新技術の実証実験を行う場合、法的または税制面での優遇措置、今答弁にもありましたように、国家戦略特区等の取得を目指すという部分についても非常に重要なものになっていくだろうなというのは分かるんですが、ただ沖縄にその技術の実証実験を行うのにふさわしい土壌があるかという分についても、また重要なファクターになり得るかなというふうに考えております。

例えば、脱炭素社会構築に向けて今、電気自動車の普及、国もそしてあちこちの都道府県、また都道府県内の市町村でも、エコカー補助金とかE Vとかに関する補助制度をつくって普及促進に取り組んでいるという制度・事業があちこちで見受けられるんです。この沖縄本島に関しては、この社会実装の先行モデル地域として、先ほど申し上げたようにほどよい広さがあると見受けられるんですが、この電気自動車の普及または充電設備等の整備に関しても、正直いまい進んでいないんじゃないかなと感じるところがあります。他府県見渡すと、いろんな制度面でバックアップをして、そういったものを進めていきたい、普及を広げていきたいという取組はなされているんですが、沖縄では補助金も含めてそういった制度がないと、見受けられないように思います。宮古島で以前、充電設備のものについてあったんですけども、これも今はたしかなくなっていたんじゃないかなというふうに記憶しております。

あくまでこのE V補助制度というのは、一つの例ではあるんですけども、振興計画に文言として記載するのであれば、そういう事業を呼び込めるような先行投資として県が土壌づくりを行っていくということも非常に重要なことになると思うんですが、改めてE Vの補助金制度も含めて見解をお示しいただきたいと思

います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

現在、国の交付金と補助金を併用し、県費の負担を軽減した上で、県公用車に電動車の導入を進めているところでございます。県内の市町村にも交付金と補助金の活用について周知を行っておりますが、引き続き同使用による導入について広報を強化してまいりたいと考えております。また、一般県民や事業者に対して、国が今年度拡充した電動車や充電施設の補助制度について周知を図るとともに、県として電動車の普及に向けてどのような施策を実施できるか検討してまいりたいと考えております。

なお、太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用した充電時に二酸化炭素を出さない充電環境の普及にも取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 先端技術の活用について他府県の事例を見ると、やはり私が先ほど話したように自治体としてちゃんと投資を行っている。普及に係るものを補助、整備していたり、そういった設備等をしっかりと造っていったりということがありますので、国の制度を活用してというだけではなくて、県独自の制度もつくっていくという気概がないと、ほかの県との競争に負けてしまうと。せっかくの優位性が発揮できないということにもつながります。沖縄の未来にも直結しますし、皆さんが計画に盛り込んだ文言でもありますので、ぜひ一つ一つ着実に実現していけるような事業化というものに取り組んでいただきたい。これ要望して次に行きます。

(2)番、産業人材の育成について、以前の一般質問で商工労働部長と議論させていただいたと思います。人材育成・雇用の確保・労働政策が互いに連携・連動しシームレスに行われることが、沖縄の発展に直結するんじゃないかという話をさせていただいたと思うんですが、その後の部局の対応について、どういったふうに変ってきたのか詳細を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では、誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍を促進するため、正規雇用化の促進、それから若年者等の雇用促進や定着支援、働きやすい環境づくりに取り組むほか、地域社会を支える人材を確保するため、多様な職業能力の育成・開発に取り組んでいるところがございます。また、県内企業の人材確保

を促進するため、県外求職者と県内企業とのマッチング支援等に取り組むほか、第11次沖縄県職業能力開発計画（案）の策定に当たりましては、経済団体の意見等も踏まえ、DXの促進やリスクリング等を新たな施策として取り組むこととしております。さらに、令和4年度からは、県内企業の人材確保・定着を図るため、企業が従業員に対して行う奨学金返還への支援を実施することとしております。こうした取組によって、産業人材の育成と活躍の場の確保並びに学び直しなどの実施に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 前回の一般質問の中で、県は、県外就職推進の雇用政策になっているんじゃないかという部分の指摘もさせていただきました。他府県が人材の囲い込み、特に若年者の人材の囲い込みに一生懸命になっている中で、沖縄県は何で流出させるんだという話もさせていただいたと思うんですけども、その点についても何か変化があったのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

本県では雇用情勢の改善によりまして、地域や業種によって人手不足が顕在化している状況にあるほか、今後の少子高齢化の進展を踏まえまして、ますます労働力の確保は重要になってくると考えております。一方で、若年者が進学や就職のため県外に転出している状況もございます。また本県は島嶼県であり、県外からの人材確保に不利性を抱えていることや、小規模事業者が多く、人材投資を含めた生産性向上の取組、それから雇用労働環境の改善に向けた企業の取組が十分でないといった課題がございます。

そのため県では、新たな振興計画（案）において、若年者の県内就職の促進を新たな施策として位置づけてまして、まず県内企業でのインターンシップ、それから合同企業説明会の開催、UIターンの相談窓口の設置など、県内企業とのマッチングの充実に取り組むほか、若年者にとって魅力ある職場環境づくりを促進することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 ありがとうございます。

人材確保に、囲い込みにしっかりとかじを切っているという答弁がいただけて少し安心をしました。

以前の一般質問では時間がなくて議論できなかった部分、少し進めさせていただきたいと思うんですが、高卒人材に関しての取組をお聞かせいただきたいと思っています。

この高卒の人材というのは、かつて私が生まれる前

かそれぐらいの時代だったと思うんですが、金の卵という形でもはやされて注目された時代があったと思います。この現代においても、少子化による人手不足等々が深刻化していくという中であって、改めてこの高卒人材というのが注目をされ始めているというふうに耳にする機会が多くなってきております。この沖縄でも、コロナ以前では人手不足が叫ばれて、先ほども県の雇用施策が変わったという話があったんですが、沖縄における高卒人材の活用、どのようになっているのか、また教育委員会と経済部局との連携等がどの程度行われているのか、現状を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

商工労働部との連携というところでございます。

先ほど商工労働部長からもございましたけれども、商工労働部が主催します県内・県外企業合同説明会、面接会等に、積極的に参加するように学校には周知をしているところでございます。またあわせて、教育委員会の事業でございますけれども、就職担当教諭等による県外求人開拓と定着指導という事業におきまして、県外事務所と連携して県外就職希望生徒向けの情報収集及び県外就職への定着支援を行っているところでございます。その間、学校に対しましては、キャリアセンターから就職関連の講師を派遣してもらうなど、様々な業務において連携をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

私のほうからは理系人材の受皿という観点からお答えさせていただきます。

理系及び技術系の人材の県内定着に向けてということで、ものづくり産業を中心に、こうした人材の育成と活躍できる環境整備が重要と考えております。そのため、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区に立地する企業、それから那覇空港の航空機整備施設の入居企業と連携しまして、県内の工業高校、それから高専、理系大学等の学生を対象とした工場見学会の開催やマッチング等を通して、ものづくり産業への理解を深めることで県内企業への就職を促進してきているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 ありがとうございます。

この沖縄県、大学等の進学率を見ると4割弱程度という形で、全国で一番低い状況にあるんですが、裏を返せば毎年1万人近い高卒人材が輩出されているということも言えると思います。その育成と雇用の場の確保というのは、一つ大きな社会課題にもなっているかと考えるんですけども、今教育長の答弁があったように、県外就職希望者向けにいろいろやっているという話もありました。沖縄県は県内就職推進の雇用政策に切り替えるという先ほど答弁があったんですけども、別に県外を望む方々にその門戸を閉ざせというつもりはありません。ただいろいろと個人的に高校生から見聞きする限り、学校現場の進路指導等において、この県内就職推進という方針が学校現場には浸透していない、伝わっていないようにも感じるわけでありませう。人材流出を防ぐために、ちゃんと沖縄で働き続ける環境をつくろうということで商工労働部が一生懸命やっても、高校の現場でどんどん県外に行きなさいという形でやったら、人材流出を食い止められないということになると思うんですが、教育委員会の見解を教えてください。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(金城弘昌君) 教育委員会として、県外就職という形では推奨をしているわけではございません。あくまで生徒の希望を尊重した形での就職指導をしているところでございます。ただ一方で、やはり県内・県外の求人を見ますと、全国ということもあって求人が多いところがございます。またあわせて、やはり県内と一緒に——先ほども言いましたけれども、県内と比較して求人数が多いこと、またコロナに関連して、これまで多かった観光関連産業などの業種での求人数が減少したということもございまして、そういったところをしっかりと関係の企業等とも連携しながらやっていきたいというふうに思っているところでございます。

県教育委員会としましては、特に就職担当教諭向けに県内企業の理解を深める説明会の実施ですとか、先ほどもございましたけれども、関係部局等が主催する県内企業見学ツアー、また業界との意見交換もさせていただいているところでございます。その業界主催の企業説明会等に参加を促して県内就職もしっかり勧めていきたいと。ただ一方で、やっぱり求人が少ないということもございまして、そういったところはこういった対応ができるのかということもしっかりと意見交換をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この求人について、高校に求人の出し方が分からないというふうな声もちょくちょく聞いたりします。また、県外の求人が多くなっているのも、私も見聞きはしているんですが、何で県外企業が沖縄の高校とかに求人を出してくるかということ、安価な労働力を求めてという部分がやっぱり多数を占めるんじゃないかなと。実際に東京の企業の求人提示している給与とかを見ると、東京の平均より明らかに低い給与で出てきていると。そうすると、そこに生徒を送り込むということは、東京にわざわざ行かせているのに、東京の平均よりも安い給料で働かせる後押しをしていると。これはちょっと言い過ぎかもしれないんですが、そうなってしまうことも考えられるわけでありませう。求人内容の精査とかも含めて、ぜひ人材をちゃんと沖縄で活用できる環境を整えるということに改めて注力していただきたいと、これは要望いたします。

先日、私ども自民党派フレッシュ会のメンバーで熊本県の産業政策を勉強しに行きました。熊本は直近でもTSMCという世界の半導体受託生産の5割超を占める世界最大手の半導体企業の製造拠点誘致にも成功しているんですが、ニュース等でも出ています。直接この熊本県の担当の方に話を聞くと、土地の広さとか、または阿蘇山から来る水というような立地上の優位性以上に、長期にわたって行政が不断の努力を続けてきているということが、誘致実現に結びついているという話を聞きました。熊本県の担当者の方々、沖縄のほうが物流ははるかに優れているんだと。熊本で工業誘致しても港も少ない、航空便も熊本空港しかないからなかなか出せないという中で、沖縄は物流的に優位性があるから十分可能性があるんじゃないですかというふうなアドバイスまでいただいたわけでありませう。

人材育成の話をしているので、それはちょっと置いておいて、人材育成に関してもやはりこの高卒、大卒、専門卒も含めた県外流出を防ぐための取組というのを熊本県は行っていました。誘致した企業で働いてもらうために、教育委員会と連携していろんな取組をするとか、またはどういった企業があるというのを教育委員会と連携して子供たちに教えていく。この有名な企業も——TSMCは世界的に有名な企業なんですけれども、有名じゃないが世界シェアを一定以上握っているというふうな優良企業もたくさんあります。そういうCMとか雑誌では見られないような優良企業の紹介ということも雇用政策、人材育成政策の一環で連

携して取り組んでいるというところが、そういうサイクルをしっかりと確立させているというところがちょっと沖縄と違うなど、うらやましいなど正直思いました。

人は石垣、人は城というこの言葉を皆さん御存じかと思えます。人的資源というのは最も重要な財産でありますし、全国で唯一人口増、自然増を続けている沖縄県にとっては、他府県に比べて最大の優位性にもなるんじゃないかなと思うんですけども、県の産業人材育成に関して、部長とか教育長の見解をいろいろお聞かせいただきました。改めて知事の見解と今後の意気込み、何かお聞かせいただけるのであればお言葉をいただきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先進県の事例など御丁寧に御案内いただきありがとうございます。

先ほども部長から答弁をさせていただいておりますが、私たちが今始めようとしている21世紀ビジョンの後期の計画であります新しい振興計画の中では、これからの未来に向けた様々な取組を凝縮させていただいています。5Gの整備によるデジタルトランスフォーメーション、これは離島であれ、沖縄本島であれ、沖縄の持つ地理的な優位性はアジアにも広がっていくということで、そのリテラシーをしっかりと活用できる人材を育成していくこと、さらには議員御案内のように若者たちがしっかりと定着をするためのその企業へのサポート、それから奨学金を活用して大学から企業へと就職をした、その奨学金返済をサポートする企業に対するサポートなど、いろんな組合せを考えていかなければならないと思えます。また、いわゆるデジタルネイティブと言われている今の若い世代は、さらに大きな可能性を秘めているであろうということが非常にうらやましいなどという環境も持ち合わせていると思えます。その能力をしっかりと発揮するためには、企業、行政、産業界あるいはまた研究する、そういう分野の方々とも連携をする。沖縄の強みをソフトパワーを生かしていく、そういう人材と企業をしっかりと育てていく、そのような土壌をつくっていききたいというように思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 知事、ありがとうございます。意気込みは理解いたしました。

ただ、先日からいろいろな議論になっているように、行政の姿勢というのは予算をつけて事業化して初めて本気度が見えるという部分もございまして。意気込みで終わらせるのではなくて、しっかりと事業化し

て、県がやっているんだと、やっていくんだという姿勢を行動で表していただきたいと要望して次の質問に行きます。

2、我が県の教育政策について(1)、我が県の高校入試制度について、現行制度に関して問題点・課題点等あれば教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

本県の県立高校入学者選抜は、1月から3月の約2か月間、推薦入試を皮切りに一般入試、追検査及び第2次募集を実施し、受検機会の複数化や選抜方法の多様化を図ってきたところです。また、受検生のニーズに応えるため、一般入試、第2次募集のいずれにおいても志願変更を実施しているところでございます。ただ一方で、中学校や高校からタイトな日程であるなどの指摘もございまして。

県教育委員会としましては、入試日程も含めて、推薦制度の見直しを行っているところであり、キャリア教育の視点に立った入試制度の改善に努めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 ありがとうございます。

この高校受験の進路選択というのは、子供たちにとって自分の状況に合わせて将来を選択すると、初めて選択する重要なものであると思うんですが、今答弁の中にもあったように志願を変更する場合、志願状況を見て変更するという部分について、時間がないという話をあちこちで耳にしました。志願状況の発表があつて翌日には中学校に志願変更の届けを出さないと変えられないという声もあつて、実質考える時間、数時間しかありません。この人生のある意味最初の選択をする中で、数時間で選べと。数時間で変えるかそのまま行くか選べというのは、いささか酷じゃないかなと思うんですけども、また、その日程の余裕のなさが志願変更制度の活用を消極的に捉える遠因にもなっているんじゃないかなという話も、いろいろと耳にしました。

これについて教育長にお伺いしたいんですけれども、この部分についての是正というのを今後どのように考えるのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 議員御指摘のように、志願変更の日程がタイトになっているというところは、確かに中学校からも高校からも——先ほど答弁させていただきました。

ただ、中学校、また受験生には前もって、できれば第2希望の学校まで決めていただけないかといったその志願先、学校の検討を促しているところではございます。ただやはりそういった心積もりがないということもあると思います。一方で、やはり1万人以上のほとんどの中学生が高校に進学している中では、一人一人が出願すると受付業務が膨大になるというだけではなくて、出願ミス等への対応に時間がかかることから、高校の負担軽減のために今現時点では中学校をお願いしているところでございます。

ただ一方で、他県では次年度からになりますけれども、ウェブを活用した出願等、ICTを活用したところもございます。ちょっとそういったところ、他県の対応状況も確認しながら現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 今、教育長がおっしゃったように、この問題の根幹にあるのは中学校単位での出願になっているということと、あと紙ベースでの出願の制度を取っているというところにあるんじゃないのかなと考えます。

デジタル庁が発足して行政サービスもDX化、DX化という形でいろいろと求められている中で、高校の出願についても、先ほど他府県では事例があると話がありました。オンラインでの出願ができるようにするとか、実際には中学校単位じゃなくて、ほかの県だと大学受験のように個人で出願しているというところもあります。そういったものも含めて、あくまで受験のメインは生徒ですから——学校側の業務が煩雑になるとかそういったものを低減する必要はあると思います。でも生徒の自主性とか思うとおりに進路を選ぶという環境を整えることが——主役は子供たちですから——重要になると思うので、ぜひこのデジタル出願、個人出願制度も含めてしっかりと検討を行って、次年度以降、出願変更しなかったけれどもできなかったとか、望む高校に行けなかったとか、そういう子供たちが出ないように積極的な取組を教育委員会にはお願いしたいと思います。

(2)番の定員に関して、課程・学科及び定員についてという形であるんですが、うちの呉屋議員の代表質問の中でも志願者数の偏りの話が出ました。この偏りに関しても、やはり出願変更する時間が短いからもうそのまま行くしかない。出願状況を見て、倍率が高いんだけれども、その高校に行きたいと思うのももちろんあると思います。でも選択する時間がないからそこ

に出さざるを得なくなったという部分もあります。偏り是正というところはやはり県立高校ですから、税金で運営されているわけですので、学校行政の適正な運営という観点から考えると、あまりに偏りがひどい場合、定員の見直しとかいろんな部分を考えていかないといけないと。偏り是正に関してしっかりと取り組んでいただきたいと思うんですが、教育長の考えを教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

県立高校の課程・学科の設置につきましては、議員御指摘のように教育の機会均等に加えまして、高校教育の質の確保・向上の観点から、生徒のニーズや地域の実態等を踏まえ、適正な学科等の設置を行うこととしております。特に、職業教育を主とする専門学科については、地域産業を担う人材育成の観点から、各地域の実情に応じて設置することとしております。

定員につきましては、学科等の設置の考え方を踏まえ、県内各地区の中学校卒業生の推移を考慮して、定員を設定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この高校受験の志願変更制度の話在先ほどしたんですけれども、この聞き取りの中で、そもそも中学校の現場において、進路指導とか進路面談の実施に関しても、中学校や担任の先生によってばらつきがあるというふうな話も聞きました。この偏り是正の部分は中学校の進路指導にいろいろと力を貸していただく部分も多々出てくると思うんですけれども、ちゃんと連携をして県教育委員会として取り組んでいただきたいと要望いたします。

(3)、スクールハラスメント対策に関して、今の基本的な考え方と現状実施している取組について教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

学校におけるいじめや教職員によるハラスメント等の行為は、児童生徒の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、許されない行為でございます。各学校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、学校いじめ防止基本方針を作成し、組織的にいじめ防止に取り組んでおります。また、教職員に対しては、服務規律の確保と綱紀粛正の周知徹底、様々な機会での研修を通して人権意識の向上を図る等、未然防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 ありがとうございます。

これ新垣新議員の代表質問にも関連するんですが、本島中部の高校生の自死事案について少し確認させてください。

当該自死事案について、現在総務部において第三者委員会が設置されて再調査されていると思うんですが、この再調査委員会の設置目的と理由及び調査の進捗について教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えいたします。

第三者再調査委員会は、御遺族からの要望や県議会の決議も踏まえまして、知事部局におきまして、県教育委員会から独立した第三者による調査等を行うために設置したものでございます。この委員会は県外の方も含めまして8名の委員から成っております。これまでに2回、今年の1月と2月に会合を開催しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 教育長は、さきの代表質問の答弁で、文科省の指針に基づき第三者チームによる詳細調査を行って、所期の目的が達成されたと述べているんですけれども、今のこの議会の議決があった、または保護者からの要望があったから再調査を行うということに関して、ちょっと軽いんじゃないかなど。何か足りないことがあった、もしくはもっと再調査すべき事項があったから再調査委員会を設けるという理由が聞けるかなと思ったんですけれども、議会の議決があったから設けましたということでは、私も文教厚生委員会で議論していましたので、ちょっとこの遺族の思いとかも含めて、ちゃんと反映されているのかなと疑問に思う部分が今出てきております。

この対応に不信感があると指摘されたから、または丁寧な対応が必要だったからと考えていると教育長の答弁の中にもあったんですけれども、教育委員会として再調査の必要性、どのように考えているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 県教育委員会としましては、今回の事案の発生後、学校における基本調査を受け、県教育委員会において第三者チームによる詳細調査を行いました。その中で自死の要因が部活動によるストレスであることとか、部活動指導の在り方、学校及び教育委員会の管理体制など改めるべきことが示されたところでございます。

今回、知事部局で第三者再調査委員会が設置されております。私どもがやった詳細な調査、それに対する取組について、また様々な意見が出てくるかと思っております。そういったところにしっかり取組をすることで、このような事件が再発されないように取組を進めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 もっと深く突っ込みたいんですけども、ちょっと時間がないので残りは文教厚生委員会でさせていただきたいと思っております。

次の質問、3番、我が県の交通政策に関して。

(1)、以前一般質問で提案した、信号のタイミングを交通流量に応じてA I制御するという事柄について、県警本部長からかなり前向きな答弁をいただいたんですけれども、その後どのような研究または調査が行われたのか、県警にちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

まず現状ですけれども、県内の信号機です。あらかじめ設定された信号サイクルで交通整理を行う、いわゆる試験制御、それからもう一つが信号機付近に設置された車両感知器により現地の交通情報、渋滞情報を収集し、交通管制センターで集約した上で交通量に応じた信号サイクルの調整を行う集中制御の2種類でございます。これらの信号機は、交通環境の変化があった場合には、設定の見直しとか機器の改良等を行って、交通量の最適化に努めておるということでございます。

議員御指摘のA Iを活用した交通管理、これが実現されれば、よりきめ細やかな信号制御等が実現されて、より最適な、交通量の最適化につながるということでございます。現在我々把握している限りでは、いろいろな企業でありますとか研究機関等で、このA Iを活用した信号制御機とか、そういった交通管理の在り方全般について研究が進んでいるということでございます。その辺の研究の進み具合でありますとか実用化の動向、こういったものを注視して、そういったものが導入できるかどうか、そういったものをまた見据えながら、さらなる交通の安全と円滑化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 今答弁のあった信号の集中制御に関してなんですけれども、A Iを活用した流量の制御

の一步手前の技術なのかなというふうに感じております。このAIを活用した部分については、世界的に見てもまだ実証実験段階でありますので、技術はこれからまた洗練されていくものだと思うんですけども、実証実験場所としての沖縄という議論、先ほどさせていただきました。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと要望して次に行きます。

(2)番、知事の所信表明並びに新たな振興計画の中に「鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」とあったんですが、鉄軌道以外の公共交通システムについてはどのような検討がなされ、考えられているのか教えてください。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 県では、長期的な観点から、鉄軌道とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向け取り組んでいるところです。また、短中期的には、定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスシステムの導入に向け、ノンステップバスの導入やバスレーンの延長の検討等に取り組んでいるところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 先日、当山議員も代表質問で触れていたんですが、若者世代の車離れが沖縄観光の足かせになるんじゃないかという記事が大々的に報道されております。この沖縄経済の柱でもある観光の持続可能性が揺らいでいるんじゃないかとも取れる内容になっているんですが、正直この県の交通政策が従来どおりでは、県行政が沖縄観光の足を引っ張るということに、そういう未来につながりかねないという部分を私は危惧しているところであります。

この鉄軌道というのは、決定しても予算もかかる、時間もかかるという部分になるんですけども、それ以外の公共交通システムの在り方というのをもっと率先して取り組んでいかないと、沖縄観光は取り残されてしまう懸念があるわけでありまして。現在、沖総局が3月4日まで幹線路線バスの在り方というアンケート調査を行っているんですけども、このバス交通網の見直し、先ほども話が出ていました。そういったのも非常に有用だと思っておりますので、しっかりこの重要な政策テーマであると思っておりますから、鉄軌道だけに頼らない、いろんな部分の複合的なものをぜひ検討していただきたいと最後に要望して私の一般質問を終わります。

時間が過ぎました。すみませんでした。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

[仲田弘毅君登壇]

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○仲田 弘毅君 改めて皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党の仲田でございます。

通告に従い所見を交えながら一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、沖縄の本土復帰50年式典について。

今年5月15日で沖縄の本土復帰から50年を迎えます。県民は一丸となって、本土に追いつき追い越せという思いで頑張ってまいりました。50年たった今、いまだ多くの問題が山積しておりますが、沖縄県がこれだけ豊かになったことは大変感慨深いものがあります。岸田総理も、国会で復帰50周年式典に言及しております。昨年12月9日、参議院本会議代表質問で、式典開催については、沖縄県と連携をしながら検討してまいりたい。そして記念切手発行など記念事業についても、政府全体として検討を進めてまいりたいと前向きな答弁がありました。私は、50周年の大きな節目の記念式典を沖縄で実施することは当然のことながら、東京でも開催すべきだと考えております。

そこで質問をします。

ア、本土復帰から50年目を迎えるに当たり、知事の所感をお聞かせください。

イ、岸田総理も、国会で式典開催について言及しておりますが、現在政府との調整はどうなっているか伺います。

ウ、復帰50周年、節目の記念式典であります。県民はもとより、全国民と共に祝っていただく事業になることを願っております。式典の成功に向け、知事の決意をお聞かせください。

(2)、参議院における沖縄・北方特別委員会の合併について。

ア、沖縄・北方特別委員会がODA特別委員会と1つにまとめられましたが、知事の見解を伺います。

イ、国民の負託を受けた参議院議員により、この合併が賛成多数で可決されたことを知事はどう受け止めますか。

(3)、沖縄振興開発金融公庫の存続について。

今年、沖縄の本土復帰50周年の節目に当たり、第6次沖縄振興のスタートとなります。沖縄振興に欠かすことのできない各種税制や一括交付金、高率補助制度、沖縄公庫の制度継続など政府から示されたところであります。県内企業の金融支援という観点から、沖縄公庫の存続は大きな意義があると考えておりま

す。

そこでお聞きします。

ア、沖縄公庫がこれまで沖縄振興に果たした役割及び成果について、知事の見解を伺います。

イ、知事もいろいろ沖縄公庫の存続要請を行ってきました。中でも西銘代議士が大臣となり、総理とじかに掛け合った努力が大きいと考えておりますが、知事の思いをお聞かせください。

ウ、コロナ後の沖縄経済の回復とさらなる発展に向け、今後、沖縄公庫に知事は何を期待しますか。

2、新型コロナ対策について。

新型コロナウイルスの新規感染者は、2月に入り減少傾向にあるとはいえ、下げ止まりし、県経済や日常生活の先を見通すことが困難な状況は、いまだなお続いております。去る1月には、約3万2000人の新規感染者が報道され、月別では過去最多を記録し、第6波に突入したとのことでした。1月上旬には、年代別で20代が半数を占め、若者の感染から始まり家族や職場へ、そして子供たちや高齢者へ広がった経緯があります。結果的に濃厚接触者が急増し、医療関係、保健所や自治体の業務が逼迫することを危惧しております。

そこでお聞きします。

(1)、第6波、オミクロン株等について。

ア、感染力が強いと言われるオミクロン株のコロナ感染状況を伺います。

イ、各療養施設（高齢者・ホテル・自宅）等の状況と取組の説明をお願いします。

(2)、ワクチン接種について。

ア、ワクチン3回目、追加接種の重要性と必要性が要望される中、早期接種が指摘されております。現状を教えてください。

イ、ワクチン接種の実施主体は基本的に市町村ですが、県との連携はどうなっていますか。

(3)、まん延防止等重点措置について。

ア、去る2月20日に期限を迎えた重点措置解除基準の説明をお願いします。

イ、2月13日、感染症対策専門家会議の意見を受け解除判断がされたと思いますが、賛否両論の内容をお聞かせください。

ウ、重点措置の解除後、感染拡大した場合に問題になっている飲食店等を含め、県はどのような支援策を考えていますか。

3、教育行政について。

我が国においては、いかなる困難な社会情勢においてもしっかりと教育が続けられ、学校制度や教育課程

の改革等にも取り組まれてきました。教育は人材育成に関して最も必要不可欠であることは言うまでもありません。本県の将来、次代を担う子供たちの健やかな成長を見守り、学校教育の充実を図ることは、親をはじめ教職員、そして地域社会の大きな願いでもあります。

そこでお伺いいたします。

(1)、コロナ禍の学校運営について。

ア、オミクロン株の感染急拡大による学校現場の臨時休校や学年・学級閉鎖の状況をお聞かせください。

イ、昨年9月議会でも学習・学びの保障という点から、休校中のオンライン授業の重要性を質問しました。今年の実施状況はどうか伺います。

ウ、県立高校推薦入試において、感染の急拡大により面接が原則中止になったとありますが、経過についてお聞かせください。

(2)、少人数学級編制について。

ア、文部科学省の公立小中学校における学級編制基準と本県の実施状況を伺います。

イ、さらなる少人数学級の推進に向けどのようなことが課題としてありますか、お聞かせください。

4、我が党の関連は取り下げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 仲田弘毅議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア及び(1)のウ、復帰50年目の所感と式典成功に向けた決意についてお答えいたします。なお、1の(1)のアと1の(1)のウは関連しますので、恐縮いたしますが一括してお答えいたします。

本土復帰後、沖縄県は5次にわたる沖縄振興計画等により、空港、港湾、道路、橋梁、ダム等社会資本整備は着実に進み、さらに観光・リゾート等関連産業や情報通信関連産業の成長など様々な成果を上げています。一方で、1人当たり県民所得が全国最低の水準にあるなど、自立型経済の構築はなお道半ばにあるとともに、離島の条件不利性、米軍基地問題等の沖縄の特殊事情から派生する固有課題等に加え、子供の貧困の問題、雇用の質の改善等、重要性を増した課題や新たに生じた課題等も明らかとなっています。

県としましては、今年の式典の開催について、引き続き国と連携し、平和を愛する沖縄の心、沖縄の自然や文化、将来の可能性等をしっかり発信する式典としたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁を

させていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のイ、式典に関する政府との調整についてお答えをいたします。

岸田総理大臣が昨年12月9日の参議院本会議で、沖縄復帰50周年記念式典について、政府としても、沖縄県等とも連携しながら検討してまいりたいと発言されたことは承知しております。県としては、去る2月16日に謝花副知事が松野内閣官房長官に対し、式典を県と国との共催とすること、沖縄と東京の2会場で開催すること及び沖縄会場には三権の長に御参列いただくことについて要請したところです。

県としましては、式典の開催について、引き続き国と連携し、平和を愛する沖縄の心、沖縄の自然や文化、将来の可能性等を発信する式典としたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(2)のア及び(2)のイ、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会について、1の(2)のアと(2)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会については、1月17日の本会議において、地方創生及び消費者問題に関する特別委員会が2つに分割されたことに伴い、統合が決定されたものと報道を通じて承知しております。統合後の委員会は、沖縄・北方問題に加え、政府開発援助等に関する諸問題についても審議を行うこととなりますが、県としては、これまでと同様に、沖縄振興等に関して、しっかりと御審議いただきたいと考えております。2月9日に、知事と当委員会の青木一彦委員長が電話で話した際には、今国会に提出された沖縄振興特別措置法等改正法案についてしっかりと審議したいとの発言をいただいたところです。

同じく1の(3)のア、沖縄振興開発金融公庫のこれまでの役割と成果についてお答えいたします。

沖縄振興開発金融公庫の政策金融は、沖縄振興特別措置法に基づく税・財政面の特別措置と並び、沖縄振興の車の両輪として重要な役割を担っており、昭和47年度から令和2年度までの出融資実績は、約7兆円に達し、沖縄特有の政策課題に応えるための独自制度の活用による地域に密着した政策金融を展開してお

ります。特に、今般のコロナ禍では、セーフティネット機能を存分に発揮し、令和3年7月末時点で約1万5000件、約3100億円の緊急融資等を行っており、県内事業者の事業継続に大きく貢献するなど、経済界からも高く評価されております。

1の(3)のイ、沖縄振興開発金融公庫の存続についてお答えいたします。

知事は、沖縄振興開発金融公庫の現行組織の存続について、市町村長、経済団体と一体となって、国の関係要路へ強く要望してまいりました。2月8日に閣議決定された沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案では、同公庫の10年間の延長が盛り込まれたところです。この結果は、地元選出であり、同公庫の役割を十分認識しております西銘沖縄担当大臣をはじめ関係各位の御尽力のおかげであることから、知事が上京し直接謝意を伝えることとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の状況を鑑み、オンラインを活用し感謝を申し上げたところです。

同じく1の(3)のウ、今後の沖縄振興開発金融公庫の役割についてお答えいたします。

ウイズコロナ・ポストコロナに向けた将来を見通す中で、沖縄経済の着実な再興に向けて、沖縄振興開発金融公庫の政策金融からの出融資が不可欠です。このため、税財政面の措置と並び、沖縄振興の車の両輪として、同公庫と民間金融機関が連携・協調し、必要な資金を十分かつ円滑に供給できる体制が今後とも必要と考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の(1)のア、第6波の感染状況についてお答えいたします。

県内ではオミクロン株が最初に確認された12月17日以降、デルタ株からの置き換わりが進んだこと、年末年始の交流もあり、爆発的な感染拡大につながりました。まん延防止等重点措置への県民の皆様の御理解と御協力により、危機的状況から脱し、新規陽性者数もピークであった1月15日時点の1829人と比べ、2月28日現在、422人へと減少しております。しかし、まん延防止等重点措置終了後もいまだ10代以下の子供と高齢者等の流行は続いております。

同じく2の(1)のイ、各療養施設の状況と取組についてお答えいたします。

2月28日現在、高齢者等の施設内において療養中の方は133人、宿泊施設は506人、自宅療養は3933

人となっております。県では、高齢者施設等に対し、感染対策指導を行うとともに、必要に応じて医師、看護師を派遣しているほか、医療資材の提供、従事者に対するメンタルケアなどの支援を行っております。宿泊療養については、那覇・南部地域に6施設、中部、北部、宮古、八重山地域に各1施設、合計10施設1180室を運用しており、軽症者や無症状の方は原則、入所を勧めているところです。自宅療養については、毎日の健康観察、パルスオキシメーターの配付、家族や知人の援助が難しい方への配食支援サービスの実施のほか、市町村との情報共有や各市町村の支援内容の案内などを行っています。

県としましては、引き続き陽性者が安心して療養できるよう医療提供体制の確保に努めてまいります。

同じく2の(2)のア、追加接種の現状についてお答えいたします。

追加接種については、医療従事者、高齢者施設等の入所者等及び一般高齢者を優先的に接種しているところであり、その他の県民については、ワクチンの量や接種体制等を勘案し、順次、初回接種から6か月経過後に接種していくこととしております。現在、県の広域ワクチン接種センター3か所においては、2回目接種から6か月以上経過した18歳以上の全ての方を対象とし、接種を進めているほか、企業・団体枠を設け、エッセンシャルワーカーを含めたあらゆる職種に対する接種に取り組んでいるところであります。引き続き、希望する全ての県民へ早期に接種できるよう、市町村と連携し、取り組んでまいります。

同じく2の(2)のイ、市町村との連携についてお答えいたします。

県では、初回接種時においては、市町村へのワクチン配分や市町村間の融通に係る調整、接種体制の構築に要する医療従事者確保に係る調整及び意見交換会やヒアリングを通じた市町村の課題の把握と指導・助言を実施しているところであります。追加接種についても、引き続き希望する全ての県民へ早期に接種できるよう、市町村と連携し取り組んでまいります。

同じく2の(3)のア、重点措置解除基準の説明についてお答えいたします。

1月9日からの重点措置の実施により、成人式を含む3連休でのさらなる感染拡大を防ぎ、急激な感染拡大の抑制に一定の効果があったものと考えております。県の示した解除の考え方のうち、2月16日時点における人口10万人当たり新規陽性者数は200人以下となっていないものの、病床使用率及び重症者用病床使用率50%未満、新規陽性者数の前週比減の継続

は達成したところです。これらの状況について、感染症対策専門家会議等の意見も踏まえ、子供、高齢者への感染防止対策及びワクチン接種の強化を前提に、まん延防止等重点措置期間の延長を政府に対し求めないことを決定したところであります。

同じく2の(3)のイ、まん延防止等重点措置の解除に係る専門家会議の意見についてお答えいたします。

去る2月13日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議においては、まん延防止等重点措置の解除について専門家の意見を聴取したところ、8名が賛成、1名が反対の意見を表明しました。賛成の意見としては、新規陽性者数及び入院患者数が減少傾向にあること、ワクチン接種が進んでいくこと、施設内の療養についても医師会等との連携により体制強化が図られること、措置の期間が長期化しており、延長した際の効果に疑問がある等の意見がありました。また、解除するに当たっては、引き続き感染拡大を警戒する対策が必要であることや医療体制の充実、ワクチン接種、水際対策の推進が重要との意見がありました。反対の意見としては、病床使用率等がまだよくなっていないこと、2月の連休の後に陽性者が増える可能性があること等の意見がありました。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 2、新型コロナ対策についての(3)のウ、重点措置解除後の飲食店等を含めた支援策についてお答えいたします。

県では、沖縄県の経済対策基本方針に基づき、引き続き、飲食店等を含む全ての産業の基盤となる事業継続と雇用維持の支援を実施しております。また、国の事業復活支援金は幅広い事業者が対象となることから、県では、県産業振興公社に設置した相談窓口において、当該支援金の活用促進が図られるよう取り組んでまいります。さらに、感染状況を注視しつつ、まずは域内需要から、段階的に域外への需要喚起策を実施するなど、経済活動の回復に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 3、教育行政についての御質問の中の(1)のア、学校の臨時休校等の状況についてお答えします。

令和4年2月9日時点で、休校を行っていたのは小学校1校であります。また、学年閉鎖や学級閉鎖は小

学校50校、中学校14校、高校12校、特別支援学校4校となっております。

同じく3の(1)のイ、オンライン授業の状況についてお答えします。

臨時休校や分散登校等の期間中、各学校においてオンライン等を活用した学習支援を行うことにより、児童生徒の学びの継続や生活習慣の維持に努めてまいりました。オンライン活用状況については、小中学校は約9割、県立高等学校は約9割、特別支援学校は約8割となっております。また、県立学校においては、通信環境を改善するため、2月にネットワークサーバーの移設を行ったところであり、現在はその状況を確認しているところです。

県教育委員会としましては、コロナ禍にあっても、児童生徒の学びの保障の支援に努めてまいります。

同じく(1)のウ、県立高校推薦入試の面接中止についてお答えします。

今年1月のオミクロン株の驚異的な感染拡大により、推薦入試において、受検できない生徒が多数出ることが懸念されたことや高校においても教員に感染の広がりが見受けられ、試験の実施が危ぶまれたことから、やむなく、選抜に必要な不可欠な実技等を除いて、面接を原則中止としたところ です。

県教育委員会としましては、コロナ禍にあっても、引き続き受検生の不利益にならないよう、公平公正な入学者選抜の実施に努めてまいります。

同じく(2)のア及び(2)のイ、少人数学級の実施状況等についてお答えします。3の(2)のア及び3の(2)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

国においては、令和3年度から5年かけて小学校全学年に35人学級を実施することとしており、令和3年度は小学校2年生までを35人学級としております。県教育委員会では、小学校1年生及び2年生で30人学級、小学校3年生から中学校3年生まで35人学級を実施しているところ であります。県内の市町村立小中学校全学年で30人学級を実施した場合について試算すると、現在よりも、教室数は約600教室、教員数は約700人必要となると見込んでおり、教室及び教員の確保が課題となります。

県教育委員会としましては、30人学級を含め少人数学級について、国の加配定数を活用し実施しており、国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 質問の途中ではありますが、仲田弘毅君の再質問は時間の都合もありますので午後

に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時20分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

仲田弘毅君の再質問を行います。

仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 一般質問、御答弁ありがとうございます。

再質問を行います。まず最初に、復帰記念式典についてであります。

先日謝花副知事が上京し、式典開催に向けてあらゆる要請をしてきておりますが、官房長官にお会いして、どのような感触がありましたでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 謝花副知事。

○副知事(謝花喜一郎君) 官房長官には、県からの知事名の要請書をお渡ししました。その際には、市長会を代表して浦添市長、それから経済団体もいらっ しゃっておりました。それぞれ復帰50周年の意義を踏まえて、1式典2会場ということで、東京と沖縄2会場で行っていただきたいという趣旨の要請を行っております。官房長官のほうは、大変よく理解しておりますということで、前向きなお話、検討するというような趣旨のお話をいただいたところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 官房長官にお会いし、そしていろいろな要請の中で、先ほどの答弁で三権の長——それは総理大臣を含めて、三権の長の御来県をお願いしたということですが、せんだっての新聞で、何か総理が沖縄会場に参加するということですが、この内容は県当局も把握しているということよろしいでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 謝花副知事。

○副知事(謝花喜一郎君) 公式に政府のほうからそういった情報はまだいただいておりません。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 御存じのように、自民党の沖縄振興調査会、小淵優子会長ですが、式典、記念事業等の実施に向けて調整委員会なるものが立ち上げられておりますけれども、具体的に、県から国に対してどのような事業内容を同委員会とか政府に対して行っているか。あるいはまたこれから行っていくのか。その内容についてお聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) 現時点におきましては、本省サイドの内閣府沖縄担当部局と、それから沖縄総合事務局——現地の出先機関でございます——と

沖縄県との間で式典の内容でありますとか、記念レセプション等々を含めて意見調整を行っているという段階でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 資料によりますと、屋良朝苗主席の「基地のない平和の島」を求めた建議書があります。これまでその建議書の取扱いの経緯について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時25分休憩

午後1時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） いわゆる屋良建議書につきましては、50年前に琉球政府において取りまとめられ、国のほうに提出されたものということで、今年復帰50年の節目の年に、改めてこの建議書の内容等について検証しているところでございます。その在り方について、今有識者からの意見も踏まえて検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 私は、式典開催につきましては政治的な立場を超えて、復帰の意義を国内外に発信していただきたいというふうに考えております。知事は式典において、どのように沖縄の現況をメッセージとしてアピールしていくのか。そこのお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時26分休憩

午後1時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今、有識者の方々、県民からこの復帰措置に関する建議書に関する様々な御意見をいただき、新たな建議、宣言に込める県民の思いというものをお聞かせいただいている最中でありませう。

なお、式典やその建議書をどのようにまとめるかということについては、今協議を進めておりますので、検討中ということでお答えしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 知事、再度質問しますけれども、知事は辺野古問題について、従来対話を求めているらしいです。建議書は、ある意味では強硬な印象を与えるとの意見が我々のところ、手元に届いているわけですが、そのことに対して知事はどういうふうなお考

えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 50年前にまとめられました建議書につきましては、政府と沖縄側でいろいろとこの復帰について進めている中であって、まだ沖縄の心が十分反映されていないのではないかとということで取りまとめられたというように承知をしております。ですが、現代においてその50年をどのように振り返り、これから先の沖縄をどのように見通していくか、展望していくかということについて、様々な方々から御意見を伺いたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 次に、参議院の委員会問題についてであります。沖縄担当大臣が単独の大臣から複数の掛け持ち大臣になり、そして委員会も複数の掛け持ち委員会になるなど、沖縄振興や基地問題も含めて、国民全体として無関心の状況を大変危惧しております。私たち県民は沖縄問題の重要性を理解してもらうためにも、さらなる努力が必要と考えますが、見解はいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 沖縄・北方問題に関する特別委員会、これが政府開発援助等に関する諸問題についても審議の対象となった、これについては県選出の国会議員も反対していただいたということは承知しております。心強く思っております。しかしながら、国会で決定されるものでございます。

県としましては、その新たな委員会においても、沖縄振興等に関してしっかり審議していただくということを申し上げております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 休憩いたします。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲田 弘毅君 次に、コロナ対策について伺います。

オミクロンは感染力が強いと言われますが、1月上旬の医療従事者の感染や濃厚接触による、県内21重点医療機関を含む県内の病院での欠勤者の人数について教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 患者受入れ医療機関の就業制限、いわゆる休業、欠勤しているという方の数が、1月15日がピークで705人でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 この欠勤者の内訳はどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） すみません、手元にあるのが合計で705人になっております。グラフで見えていますので少し確実な数字が申し上げにくいんですけども、看護師が約350を超えるくらい、それからコメディカル——検査技師等々についてが300弱、それから医師についてが約50弱というような形になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 今部長の答弁にありましたように、この医療従事者、特にドクター、看護師、コメディカルと言われる方々、あるいは入院患者の治療に携わっている方々がこれだけ感染あるいは濃厚接触者になって欠勤ということになりますと、これはもう医療体制の大きな逼迫につながっていくことになったわけです。そのときに、どのような影響がありましたでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 医師、看護師、コメディカルの方々が就業できないということによりまして、コロナ病床としては確保していたけれども、そこで従事していただける人材を確保できないというようなこと、それからコロナ病床以外の病床においても同じようなことが生じたので、病床が逼迫するという状況になってございました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 病床逼迫ということですが、県として医療機関団体に関して、そのコロナ専門の病床は、幾らの病床を要請して、確保がどれぐらいでありましたでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 第6波に備えた体制としまして、まず通常ベースの一番厳しい部分で632床、それから緊急フェーズに至っては920床までということで、医療機関の了解をいただいていたところでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり医療従事者の休業によりまして、このような確保した数についても、全てを全用するという状況ではなかったというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 県の姿勢として、この病床数に関しては感染状況に応じて随時調整をするというふうに報道ではなされていたわけですが、現在の病床数と、そしてその対応状況、2月がピークアウトと言われたのですが、今月に入ってこの状況はどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 先ほど申し上げましたように、緊急フェーズに行く前の一番厳しい病床の確保数として632を確保しているところでございますが、この段階に応じて病床については空けていきますので、本日現在の確保病床数は516でございます。そのうち入院数が316でございますので、病床利用率については——これは昨日現在ですが50%というところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 部長、医療従事者と病床確保というのは最も重要であるというふうに考えております、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲田 弘毅君 次に、療養施設等について質問させていただきます。

県全体の感染者の数からしまして、これまで感染者のうち、入院を含め施設療養の人数はどの程度になりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 各療養の状況につきましては、日ごとに変わりますので、2月28日現在で申し上げますと、高齢者等の施設内において療養中の方が133名、宿泊療養施設で療養中が506名、自宅療養中が3933名となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 今御報告がありましたように、高齢者施設において集団感染が発生して、中等症2の入所者は、通常入院治療を必要としておりますが、残念ながらその施設内での療養を続けざるを得ない状況がありました。そのような中において、病床逼迫を防ぐために取られた処置として、自宅療養や施設療養があります。症状の急変、悪化に伴う入院体制の準備について、県としての対応をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 全ての感染者を病院に入院ということはかなわない状況でございます。入院治療が必要な方に入院していただいて、それ以外の方については、宿泊療養あるいは自宅療養、また施設におられる方については施設内療養ということで療養いただいているところでございます。ただし、施設内療養につきましては、やはり医師や看護師等の感染管理なども必要になってまいりますので、必要な医療が提供できるように、医師、看護師、介護士などをチームで派遣するような体制を今整えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 部長、10名程度の小さな高齢者施設、大変小規模なんですけど、そういったところに支援体制というものもありますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 高齢者施設等において感染者が発生した場合には、コロナ本部で一元的に情報は収集しております。まずは電話での感染防止指導等を行っています。ただ、その聞き取りの中で、現地での指導が必要というときに派遣をしている状況にございまして、施設の規模によっては、大きくクラスターが生じるようなところにあつては、現地本部を立ち上げることもございますが、議員がおっしゃいますように小規模のところにあつては、感染管理の看護師等々を派遣して指導を行う場合もございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 これは知事のおっしゃる誰一人として取り残さない——大規模は全面的にバックアップするけれども、小規模が見逃されるということが多々あ

りますので、そういったところもぜひ頑張っていただきたいと思います。

これは県へのお願いなんですけど、オミクロン株の急拡大によって医療体制も大変厳しい中ではありますけれども、一番地元を把握している県医師会及び地区医師会と連携を密にして、県民の健康と命をしっかりと守っていただきたいと思います。

対策本部長として、知事の決意をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この間、沖縄県医師会、地区医師会、看護協会、それから薬剤師会、様々な方々と病院の現場をつないでいただいて、この間施設へもその医療チームの派遣などにも御尽力をいただいております。よく先生方と意見交換をさせていただくときに、やはりテーマになるのは地域医療です。これからは入院施設のない地域のクリニックも、積極的にそのコロナウイルス対策をはじめ地域医療、特に高齢者の医療と子供たちの医療には、その地域の先生方の力がどうしても必要だということで、常に意見交換をさせていただきながら、その体制を組んでいけるよう、県としてもしっかりと取り組んでいきたいということでお話をさせていただいております。その思いで、これからはしっかりと頑張りたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 重点措置等が解除されましたけれども、これまでの緊急事態宣言や重点措置等により、飲食業界をはじめホテル業界、観光施設等は経営が悪化しており、給与カットや人員削減を余儀なくされている産業が増加しております。現在どのような支援金が対応されているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、事業者支援策として、これまでに観光関連事業者等に対し、個人に最大10万円、法人に最大30万円を給付する観光関連事業者等応援プロジェクトや、感染症防止対策、または前向き投資に取り組む宿泊事業者に対し、最大500万円を支援する宿泊事業者感染症対策支援事業で支援を実施してまいりました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 その中において、飲食店の認証、非認証で協力金が大変大きな問題になっておりました。経過説明をまずお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 当初、令和4年1月7日発出の沖縄県対処方針におきましては、認証店と

非認証店の協力金の差額が生じていたことから、不公平があるとの意見が多く寄せられておりました。そのため、県では全国知事会や内閣官房より派遣されたりエゾンチームを通じて国への要請を行った結果、令和4年1月11日に発出された国の取扱い変更通知に基づき、1月12日の沖縄県対処方針——これは一部修正ですけれども、それにおきまして、認証店が非認証店と同じ要請内容に従った場合、同額の協力金の申請が行えるよう見直しを行っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 ちょっと確認をさせていただきますが、ホテル・観光施設関係に、航空会社からキャンセル手数料の徴収免除通知というものが送られているということなんですが、県はそのことを認識していらっしゃいますか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県がホテル組合へ聞き取りしたところによりますと、航空会社のグループ企業である旅行会社から、まん延防止等重点措置期間内に4回、キャンセル料を免除してほしいという協力依頼があったということでございます。ホテル側としましては、協力依頼にかかわらず、現状ではお客様のキャンセル料を取っていない施設がほとんどという状況でございます。

また、観光施設協会のほうに聞き取りしますと、その通知自体は来ていないと、存在は把握していないということでありましたけれども、観光施設としては、コロナ禍前からキャンセル料を徴収するというのとは一般的ではないというようなことでもございました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 ホテル業界としては、このキャンセル料は大変大きな収入源になっているようであります。このようなキャンセル料の免除に対して、県として何らかの支援策を組むべきだというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） キャンセル料収入も含めまして、事業所収入が減少したことに対する支援をどうするかということだと思いますけれども、県では、令和4年度におきましては、感染症の影響により売上げが30%、または50%以上減少し、国の事業復活支援金を受給した県内事業者に対して、県独自の支援策として個人事業者に最大10万円、法人に最大50万円を給付するおきなわ事業者復活支援金を実施することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 減収に対する支援金が少なくなっているということですが、あえて伺います。

新たな変異株の発生や感染拡大に伴い、再度重点措置あるいは緊急宣言等が発令されることが業界の中で大変危惧されております。このような不安解消に向け、県の経済支援対策というものがあれば、再度御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 新型コロナウイルスの感染状況に対応した出口戦略ロードマップにおきましては、感染拡大の波に応じた経済対策を重層的に講ずることとしております。基本的な取組としまして、全ての産業の基盤となる事業継続と雇用の維持の支援を継続しつつ、感染状況を確認しながら、落ち込んだ経済を回復するための需要喚起策などを実施してまいります。さらに、デジタルトランスフォーメーション等による稼ぐ力の強化に資する取組等を推進し、県経済の回復に努めてまいります。

なお、お尋ねの新たな変異株等により感染が再流行しまして、行動変容要請を行う場合についてですけれども、これは国の基本的対処方針に基づく支援を行っていくことになるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 時間がありませんので、教育委員会、金城教育長をお願いします。

次に、少人数学級についてであります。本県の小学1・2年で30人、小学3年から中学3年で35人学級。この実施に関しては、国・文科省よりも先行しており、大きく評価したいと思います。

まずは少人数学級の導入によるメリットについて、教育長の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

これは国のほうもおっしゃっていますが、少人数学級の効果といたしましては、一人一人の理解度や興味関心に応じたきめ細かな指導が可能となること、また、発言・発表の機会が増え、より積極的に授業に参加できるようになる、また、教室にゆとりが出て様々な教育活動が可能となるなどがあるというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 中城村では、少人数学級を通して学力向上モデル事業が実施されておまして、また、秋田県や福島県では、中学3年生まで30人学級が予定されているようであります。教室の確保や教職員の増員、財源等いろいろ課題はあると思いますが、

教育長、この抱負みたいなものがありましたら。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 議員御指摘のように、やはり少人数学級をするにおいては、本答弁でも言いましたけれども、教員の確保また教室の確保が必要でございます。本県の少人数学級の実施については、国の加配定数を活用して実施をしているところでございます。国のほうも、小学校については今年度から段階的に実施するということでございます。

また、やはり市町村と少し意見交換すると、やっぱり教室の確保がかなり厳しいですよという話を聞いております。このことについては、国のほうに対しまして、小中学校の少人数学級を実施する際のクラス数については、新・増改築ですとか改修に際しては、国の負担制度の弾力的な運用を図るよう、全国都道府県教育長協議会を通して要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 教育長、中城村のモデル事業では、子供たちの生活面、学習面、そして保護者や教師からも、大きな効果があったという御意見が寄せられているようであります。本県の将来を担う子供たちのためには、前向きに、ぜひ推進をしていただきたいと思っております。

今議会を最後に退任される謝花副知事はじめ、大城部長、そして金城教育長、沖縄県民のために長年公務のお仕事をこなしてきていただいたことに対して、この長年の御労苦に対して、心から敬意を表したいと思っております。これから第二の人生、また未来に向けて大いなる飛躍を遂げていただきたいと要望して質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。項目に従い順次質問を行います。その前に謝花副知事、そして金城教育長、大城部長、長い公務員生活大変御苦勞さまでございました。昭和、平成、令和とこれまで歴代の県知事を支えて来られたことと、県勢発展に御尽力いただきましたことに心から感謝と敬意を申し上げたいと思っております。

それでは一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、復帰50年の歩みと歴史、沖縄の未来と希望の発信について伺いたい。

(2)、新型コロナウイルス感染症の克服と県経済の回復について伺いたい。

(3)、東部海浜開発事業の早期実現が求められているが、事業の必要性和これまでの経緯、予測される今後の課題、完成時期や総予算について伺いたい。

(4)、大型MICE建設については、財源を国と交渉して決めないまま発注し、2か年にわたり設計等の予算を計上してきた。ところが結局、財源の確保ができずに断念し、受注企業体に約9000万円賠償することとなった。このことは県政の失態であり県政の責任は大きい。住民訴訟になってもおかしくありません。今後このようなことが起きないための対策、対応・計画について伺いたい。

2、基地問題について。

(1)、県は、平成12年8月に日米地位協定の抜本的見直し11項目について、日米両政府に要請しているが、これまでの経緯について伺いたい。

(2)、嘉手納基地の米軍機騒音激化について、騒音防止協定の遵守と飛行訓練をしないこと等を日米両政府に求めているが、一向に改善されていない。県の取組を伺いたい。

(3)、第4次嘉手納爆音差止訴訟のこれまでの経緯と人数、損害賠償金の総額について伺いたい。

(4)、米軍基地周辺の防音工事対象区域の現状と予算、件数、課題について伺いたい（令和2年、3年、4年）。

3、沖縄県の廃船の現状——この廃船は放置艇のことと一緒にあります——予算と対策について。

(1)、県管理の漁港数と廃船数について伺いたい。

(2)、市町村が管理する漁港、廃船について伺いたい。

(3)、県、市町村が管理する船だまりの廃船について伺いたい。

(4)、西原町の船だまりの廃船について伺いたい。

4、観光関連に対する支援状況について。

(1)、新型コロナウイルスの感染が広がり、またオミクロン株などでまん延防止が打ち出された。本県のリーディング産業である観光関連産業をはじめ飲食業及びその他の事業者も含む被害状況について伺いたい。

ア、バス・タクシー・レンタカー等の被害状況と支援対策について伺いたい。

イ、ブライダル関係の被害状況と支援対策について伺いたい。

ウ、沖縄県出店業事業協同組合、固定店舗を持たずに各種イベント等への出店で生活基盤を築いている事業者の被害状況と支援策について伺いたい。

エ、キッチンカー事業者の被害状況と支援策について伺いたい。

5、本県における環境問題について。

(1)、PFOS、PFOAによるこれまでの被害、処理状況について伺いたい。

(2)、県の水道水におけるPFOS、PFOAの被害状況について伺いたい。

(3)、本県におけるアスベストの被害状況について伺いたい。

(4)、軽石対策の現状と予算について伺いたい。

6、我が党の代表質問との関連についての質問はありません。

答弁を聞いて再質問を行いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、新型コロナウイルス感染症の克服と県経済回復についてお答えいたします。

沖縄県では、新型コロナウイルスに係る沖縄県の経済対策基本方針に基づき、安全・安心の島沖縄の構築と経済の礎を築く取組を軸に、感染症対策と経済対策に取り組んでおります。令和3年度2月補正予算及び令和4年度当初予算においては、感染症対策予算として約327億円、経済対策予算として約708億円、その他、生活者支援及び事業者の資金繰り支援として約742億円、合わせて約1777億円のコロナ対策関連予算を計上しているところです。同感染症の克服に向けては、引き続き、受入れ病床の確保や宿泊療養施設の運営など医療提供体制の確保及び検査体制の強化を図るとともに、ワクチン接種や感染防止等認証制度の推進等に重点的に取り組んでまいります。県経済の回復に向けては、全ての産業の基盤となる事業継続と雇用維持の支援を重点的に実施してまいります。加えて、感染状況を注視しつつ、まずは域内需要から、段階的に域外への需要喚起策を実施するなど、経済活動の早期回復に向けた取組を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢につ

いての(1)、復帰50年の歩み等の発信についてお答えいたします。

県では、令和4年の復帰50年の節目において、県内はもとより、国内外に向けて、沖縄のこれまでの発展の歩みや将来の可能性を発信していくため、外部有識者の意見も取り入れながら検討を行い、42の記念事業を決定したところです。これら事業の中には、初めての取組として、次世代を担う高校生が企画立案し参画する事業も位置づけており、効果的かつ魅力的な事業を展開してまいります。

次に4、観光関連に対する支援状況についての(1)のAのうち、路線バス・タクシーの状況と支援策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度と比較した営業収入は、沖縄県バス協会や沖縄県ハイヤー・タクシー協会によると、路線バスについては、令和2年度が約33%の減収、令和3年4月から12月までの期間では約33%の減収となっております。また、法人タクシーについては、令和2年度が約40%の減収、令和3年4月から12月までの期間では約46%の減収となっております。このような状況を踏まえ県は、運行継続支援等として令和2年度以降の3度の補正予算において、路線バス及びタクシー事業者に対して総額約10億6000万円を支給しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長（島袋善明君） 1、知事の政治姿勢について(3)、泡瀬地区埋立事業の必要性等についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、地元からの強い要請に基づき、沖縄本島中部東海岸地域の振興を図る目的で実施しております。県は、平成17年度に事業着手し、平成22年度には環境等に配慮し、埋立面積を当初計画の約半分に縮小しております。また、社会経済動向に即した土地利用計画とすることが課題となっており、昨年度、沖縄市において検証を終えたことから、現在、港湾計画改訂等に向け取り組んでいるところであります。総事業費は約542億円を見込んでおり、令和11年度の埋立完了の予定となっております。

次に3、沖縄県の廃船の現状と予算と対策についてお答えいたします。県管理港湾の廃船、放置艇について3の(3)と3の(4)は関連しますので、一括してお答えいたします。

廃船、放置艇は、公共空間の適正利用の阻害や景観の悪化といった地域の安全や環境の保全面で問題と

なっております。平成30年度に実施したプレジャーボート全国実態調査では、県管理港湾において、廃船168隻、放置艇97隻が確認されております。また、中城湾港西原船だまりでは、令和4年1月時点で約50隻の廃船、放置艇が確認されております。

県としては、廃船、放置艇の処理は、一義的には所有者の責任において処理されるべきものと考えておりますが、港湾の維持管理を権限移譲している市町村と連携し、所有者の特定や撤去命令の通知を行うとともに、廃船、放置艇対策に関する検討会などを立ち上げ、解決に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 1、知事の政治姿勢についての(4)、大型M I C E施設建設についてお答えします。

県では、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提とした計画を見直し、官民連携の手法により大型M I C E施設等の整備を核とした、沖縄県マリンタウンM I C Eエリア形成事業基本計画（案）を取りまとめ、公表したところです。同計画（案）では、施設の拡張性を持たせた上で、展示場1万平米、多目的ホール7500平米等を主な施設構成としております。今後はP F I法に基づく実施方針等の作成に向けて、さらなる検討を進め、県土の均衡ある発展と産業振興を図るため、魅力あるマリンタウンM I C Eエリアの形成を目指してまいります。

次に4、観光関連に対する支援状況についての(1)のAのうち、貸切りバス、レンタカー事業者の現状と支援についてお答えします。

バス協会によると、速報値で、令和4年1月の貸切りバス収入額は1億1627万円で、令和2年同月比で76.1%の減となっております。レンタカー協会によると、令和4年1月の車両保有台数は1万5279台で、令和2年同月比で30%の減となっております。県では、貸切りバス事業者へ1台当たり最大3万円を支援するおきなわ彩発見バスツアー促進事業や、レンタカー事業者を含め観光関連事業者等に対し最大30万円を給付する観光関連事業者等応援プロジェクトを実施しております。次年度は、貸切りバス及びレンタカーを含む事業者に対し、最大50万円を給付するおきなわ事業者復活支援金による支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 2、基地問題についての(1)、日米地位協定の見直しの要請についてお答えをいたします。

米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。そのため、県では日米両政府に対し、平成12年に、日米地位協定の見直しに関する11項目17事項の要請を行いました。また、平成29年においても、平成12年以降の状況の変化や市町村の意見等を踏まえて見直し事項を新たに加え、11項目28事項の要請を行っております。

県としては、引き続き全国知事会や渉外知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化してまいります。

同じく基地問題についての(2)、米軍機騒音に対する県の取組についてお答えをいたします。

令和2年度航空機騒音測定結果によると、嘉手納飛行場から発生する航空機騒音は、19局中6局で環境基準を超過しており、依然として周辺住民の生活環境に大きな影響を与えております。県は、これまであらゆる機会を通じ、同飛行場における訓練移転の検証を行い実効性のある対策を講ずることや、航空機騒音規制措置の厳格な運用、騒音対策の強化拡充等、航空機騒音の軽減について要請しており、引き続き関係市町村や軍転協、渉外知事会等とも連携しながら、騒音をはじめとする周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

同じく2の(3)、嘉手納飛行場の爆音訴訟についてお答えをいたします。

嘉手納飛行場をめぐる訴訟については、これまでに第1次、第2次、第3次といずれにおいても、環境基準を超える騒音被害に対して国の賠償責任を認めておりますが、飛行差止めには至っておりません。去る1月には第4次嘉手納爆音差止訴訟が提起され、これまでの原告の総数は延べ6万4000人となっております。また、判決が確定した損害賠償金の総額は、約331億2500万円であります。

同じく2の(4)、防音工事対象区域の現状等についてお答えをいたします。

沖縄防衛局に確認したところ、一般防音と住宅防音を合わせた防音工事について、令和2年度は予算額が約162億3600万円、実績は8489件、令和3年度は予算額が約140億900万円で、現在執行手続を進めているとのことあります。また、令和4年度予算

は約146億3500万円を計上しており、件数は予算成立後、必要な手続を取った上で公表されるとのことであります。住宅防音工事については、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺におけるW値85未満の地域では、昭和58年の住宅防音工事対象期日までに建築された住宅が対象とされており、その後建築された多くの住宅については、防音工事を受けられない状況となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 3、沖縄県の廃船の現状と予算と対策についての(1)、県管理の漁港数と廃船数についてお答えいたします。

県管理の漁港は27漁港あり、令和3年度放置艇実態調査では、512隻の放置艇が確認されております。

同じく3の(2)、市町村管理の漁港数と廃船数についてお答えします。

市町村管理の漁港は60漁港あり、令和3年度放置艇実態調査では、372隻の放置艇が確認されております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 4、観光関連に対する支援状況についての(1)のイ、ウ及びエ、ブライダル関係事業者、イベント等出店事業者及びキッチンカー事業者の被害状況と支援対策についてお答えいたします。4の(1)のイから4の(1)のエまでは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

民間の調査会社によると、令和2年2月以降、県内の新型コロナウイルス感染症の影響による倒産件数は22件となっており、そのうち、イベント出店事業者及びキッチンカーの倒産はなく、結婚式場が1件となっております。同感染症の長期化に伴い、ブライダル関連事業者を含む多くの中小企業者等が大変厳しい経営状況にあることは承知しております。

県としては、事業の継続を図る資金繰り支援のほか、国の事業復活支援金等の活用促進が図られるよう相談窓口を設置するなど、引き続き支援機関と連携し、県内事業者へのサポートに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 5、本県における環境問

題についての(1)、P F O S、P F O Aによる被害、処理状況についてお答えします。

P F O S等被害事例としては、令和2年4月の普天間飛行場P F O S等含有泡消火薬剤漏出事故、令和3年2月の航空自衛隊那覇基地P F O S等含有泡消火薬剤漏出事故、また、令和3年6月のうるま市陸軍貯油施設P F O S等含有水漏出事故等があります。これらの事故に関し、県は米軍や国に対し、事故原因の究明や再発防止策の徹底、基地内への立入り、P F O S等を含まない泡消火薬剤への切替え等を要請しております。普天間飛行場のP F O S等含有泡消火薬剤とP F O S等含有水及び航空自衛隊那覇基地内のP F O S等含有泡消火薬剤等は、県外の施設で処理されておりますが、うるま市陸軍貯油施設のP F O S等含有水については現在処理を検討中、航空自衛隊那覇基地のP F O S等含有水については処理状況を問合せ中であります。

同じく(3)、本県のアスベスト被害状況についてお答えします。

アスベスト健康被害者やその御遺族に対する支援制度として、労働者災害補償保険法に基づく労災補償と石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく給付制度があります。平成17年度から令和2年度までに、両制度合計で270件の申請があり、166件が認定されております。

同じく(4)、軽石対策の現状と予算についてお答えします。

県は、関係部局による沖縄県軽石問題対策会議を設置し、知事を筆頭に全庁体制で対策に取り組んでおります。これまでに、災害復旧事業や国の補助金を活用した回収を進めるとともに、市町村が行う回収に対し支援を行っており、令和4年2月15日時点で約3万6000立方メートルを回収しております。また、軽石関連対策予算として、令和3年度2月補正予算と令和4年度当初予算で合わせて約15億円の軽石関連予算を計上しております。今後とも国、市町村等と連携して回収の推進と必要な支援の実施等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 棚原憲実君登壇〕

○企業局長（棚原憲実君） 5、本県における環境問題についての御質問の(2)、水道水におけるP F O S等の被害状況についてお答えします。

企業局では、北谷浄水場の水源である嘉手納基地周辺の中部水源からP F O S等が検出されたため、取水

の停止または抑制するなど、水量の確保に影響が生じております。そのため、不足する水量を確保するため、水事情が良好な時期はダム水を増量しているほか、P F O S 等対策として、定期的な粒状活性炭の入れ替えなどの対応が必要となっております。今後も引き続き、水道水の安定供給とP F O S 等対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 それでは再質問を行いたいと思っております。

知事の政治姿勢についての復帰50年の歩みと歴史、沖縄の未来と希望について再質問を行います。

実は、この問題は基地問題で再質問をしようかと思ったんですが、あえて知事の政治姿勢について伺いたいと思っております。

玉城知事は沖縄県が50年前に本土復帰をして、沖縄県民の生活や教育、医療、福祉、環境、インフラ整備等、本当に復帰してよかったとお思いですか。率直な意見を聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この復帰50年、沖縄県はまず社会資本、社会基盤の整備が進みまして、空港、港湾、ダム、道路、橋梁など、まず立ち後れていた社会資本整備から始まり、それから徐々に観光関連産業、そして現在では情報通信産業と、その時代ごとにしっかりとその成長の途に乗ってきているものというように認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事は復帰50年を迎え、沖縄県民として、そして日本人としての誇りはお持ちでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） そのように思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 復帰50年の歩みと歴史の中で、沖縄の米軍基地は、日米両政府のS A C O 合意の中で返還され、復帰前と比べ間違いなく沖縄県は全体的に基地の整理縮小や負担軽減がされていると私は思いますが、知事の率直な意見をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

S A C O 最終報告で示された返還予定面積5200ヘクタール、11施設でございました。このS A C O 合意につきましては、北部訓練場の過半、それから読谷補助飛行場など合計4449ヘクタール、約89%の返還となっております。それから残りの施設につきましては、平成25年4月に発表された統合計画におきまして6施設1048ヘクタール、このうち約73ヘクタールが返還をされたという状況でございます。

議員から御質問のところの米軍基地の面積、復帰時点で約2万8000ヘクタールございましたけれども、現在約1万8000ヘクタールということで、33.7%の減少でございます。

ただ一方で、依然として全国の70.3%が本県に集中をしているという観点から申し上げますと、応分の負担という意味合いではまだ基地負担が重いというふうに考えておまして、県といたしましては、引き続き県民の過重な基地負担の軽減に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、実はこれまで復帰後歴代の知事は、日米両政府はもちろん市町村、地元との交渉もしながら基地の整理縮小、返還をされてまいりました。一番新しいところというとキャンプ瑞慶覧の泡瀬ゴルフ場、ライカム地域、そして北部訓練場返還、北谷町ハンビーにあったヘリ部隊は普天間飛行場に統合されております。そして読谷村の瀬名波通信所は読谷村のトリステーションに村内移設をされております。読谷村にあった象のおりが金武町に県内統合、そして間違いなく私は基地の整理縮小は進められていると思います。もちろん自治体、日米両政府合意の下に進められていると思いますが、知事がこれから考える沖縄の基地問題、削減については、やっぱり日米両政府と対話を持ってやるべきだと思いますが、知事いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） そのように認識をしておりますし、そのためにS A C W O という協議の場もぜひ設けていただきたいということは、これまでも要請を重ねてきております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ信頼関係、対話をもって基地問題、整理縮小に取り組んでいただきたいと思っております。

2番目の質問は、新型コロナウイルス、経済の回復をするに当たり観光はということで再質問します。

観光関係はもちろん、経済産業または農林水産業をはじめ、県がまず最初に取り組む経済の回復とは、どの部分から取り組むつもりでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 感染状況を注視しつつではございますけれども、まずは域内需要というところから、段階的に域外の需要喚起策を実施していくということを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 やはりそういったことも含めて、市町村との連携も必要だと思っておりますし、財源も伴うと思っております。そういった意味ではしっかりと財源も確保して、この県経済の回復に取り組んでいただきたいと思っております。

3番目の東部海浜開発事業の再質問を行います。

当初、平成7年でしたか、187ヘクタールに計画を変更し、その後訴訟等があり、平成22年度約95ヘクタールに見直し縮小になった。約450億円かけての東部海浜開発事業の経済波及効果はどれだけ見ているのかを伺いたい。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 大変申し訳ございませんが、経済波及効果についてはちょっと手持ちで持ち合わせておりません。すみません。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 もし後で資料がありましたら、御報告願いたいと思っております。

3番目、この埋立事業の財源の持ち出し、割り振りについて伺いたい。国が幾らで県が幾ら、市町村、地元が幾らか。割り振りについてお聞かせ願えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 答弁でお答えしました総事業費542億円というのは県の事業分でございます。県の事業にはハード交付金ですとか社会資本整

備交付金、あるいは臨海部土地造成事業費ということで、それぞれ補助率が異なっておりますので、9割補助から6割補助、4割補助の事業で行っているところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（島袋善明君） 現在、国の埋立てに関する費用は、平成23年度の埋立承認申請の数字では約332億円となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 この当初187ヘクタールの計画から、約半分の95ヘクタールに縮小された経緯について聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） もともと平成元年は沖縄市さんが策定した東部海浜地区開発計画と陸続きの方式で計画が走っておりますけれども、その後、出島方式というところで、やはりトカゲハゼですとか鳥類、あるいは野外レクリエーション施設等々のサンゴあるいは海草藻場等、地元からの環境への配慮が求められていたことから、環境に配慮した方式に変更したと認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 玉城知事、恐らく玉城知事が沖縄市の市議会議員の頃から、これ多分事業はあったと思っております。地元は187ヘクタールを埋立てしてその開発をしたいという要望がありました。しかしながら、途中から訴訟があったり、同じ海を埋め立てるに当たって賛成、反対に分かれて、そして規模が縮小されました。私はこの件については、沖縄市、県にとっての莫大な損失だと思っております。その理由として、知事、これ最近の新聞なんです、見てください。

（資料を掲示） 沖縄市の桑江市長、これ最近の新聞ですけども、多くの沖縄市民や東部海浜開発関係の皆さん方が夢と希望を持って、特にビーチですよ。これ以上、何百メートルのビーチをつくって地元の観光産業をしっかりと支えていこうと全力で取り組んでいるんですよ。それが半分減らされた。それもほとんど8割、9割が国庫補助であり、県の事業でありながら、まちづくりに支障を来したんです。知事、どう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 泡瀬地区開発事業には――昭和49年、コザ市と美里村が合併し沖縄市が誕生い

たします。以降は昭和60年からこの計画が始まり、そしてさらに途中で裁判などもありましたけれども、当初国際交流リゾート拠点の形成ということで計画がスタートしたんですが、沖縄市による計画の見直しがあり、その後埋立面積は半分になり、スポーツコンベンション拠点の形成と、隣接されている県の総合運動公園と併せて、ここにスポーツの拠点として利用していこうと。そしてそこにはまた宿泊施設や交流施設があり、市民も憩える900メートルのビーチを整備していただいて、十分その市民の望む場所としての開発をしていこうということで、現状の計画に進んでいるというように認識をしております。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ申し上げたいのは、平成の時代にこの東部海浜開発の埋立事業については賛成、反対に分かれました。現在においては全会一致であります。しかしながら、それだけ沖縄市にとっては財産価値が本当に半分に減ったと言っても過言ではないと思っております。私は地元からの要望があれば、それに沿った政治決着、予算づけをしたほうがいいと思っております。今後もそういった課題を克服して、ぜひ一日も早い完成に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

次、大型MICEについて再質問を行います。

知事も御承知のとおり、この大型MICEは我々自民党会派、県連も含めて国と交渉をして、何となくこの東地域、西原、与那原地域、また南部地域にしっかりとこうした施設を造って開発をしていこうという気持ちで取り組んできたんです。我々も党本部や政府に何度も要請しながら、この予算化をしていただきたいと思います。しかしながら、知事、県が見切り発車をしてこの入札を行った。契約はしていないと言いますが、その後予算がつかなければ契約は不履行になるという説明がありましたけれども、結果的に約9000万の損害賠償を補填しなきゃならなくなった。私はその経緯について非常に残念でならない。これも全て県の単費だったと思っております。県民の税金だったと思っております。これについて一言あれば、御説明ください。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 和解金を支払うことになった経緯ということで御説明したいと思っておりますけれども、県としましては、沖縄県大型MICE施設整備運営事業は、ソフト交付金の交付決定により契約の効力が発生する旨の条件を付して、一般競争

入札の公告をし、落札者を決定していること、また、交付決定に向けた努力を尽くしてきたことから、落札決定が無効となったことについては県の責めに帰すべき事由がないと考えており、落札者の同意も得られていたところです。

しかしながら、落札決定が無効となることによって、落札者がMICE事業のために負担した費用が落札者の損失として発生することは認識しており、県としては、県と落札者双方で法的確認を行いながら進めてきた協議を踏まえ、落札決定の無効の確認によって発生する落札者の一連の損失のうち、一般競争入札への応募費用に当たる部分は落札者の負担とし、落札決定後の準備費用に当たる部分は県が補填することによって、発生した費用の負担を釣合いの取れた状態に是正することが信義則や衡平の観点に基づき適切であるということで判断し、和解に至ったものでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 このMICE施設については、民間資金を活用するという答弁もありましたけれども、これ民間が活用して、事業主体は民間がやるんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 新たな基本計画(案)では、民間資金による施設整備後に県に所有権を移転することとしておりまして、この場合の整備費については、その運営機関において割賦により県が事業者を支払うということを想定しております。

○中川 京貴君 休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時42分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 運営手法も民間を活用しようとしておりまして、独立採算を前提としたコンセッション方式、運営権の設定をするということを想定しております。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 先ほどもPFIでやりたいという説明がありましたが、じゃ民間が赤字になって借金をした場合は、責任はどかが取るんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 独立採算を前提とした運営収支をつくっていただくということになります。その場合の変動リスクは原則として当事者が負担することとはなりますが、先進県の事例で見ますと、今回のコロナのような予測できないような需

要変動に備えてリスク分担をしているという事例もありますので、そういった事例を研究していきたいと思っています。

○中川 京貴君 休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時43分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 独立採算を想定しております。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 これはPFI、民間の資金を活用すると言いながら、民間に造ってもらって、完成したら県が買い取るというのはどういうことですか。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 整備費のうち、地方債を活用する部分については地方債を充当します。残りの部分について民間資金を活用していただいて、その運営期間に応じて割賦で県が買い戻すと。所有権は先に移転しますけれども、そこを割賦で支払うという形になります。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時45分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) PFI法に基づく事業を実施しようとしておりまして、その際の民間資金で整備をした後に県が所有権を移転すると。そういう方を想定しております。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 県が所有権移転をする場合に、県は幾らぐらいの予算規模を予定しているんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時46分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) MICEの施設の建設費としましては、令和3年6月時点の単価に基づいた試算では概算事業費として350億円を見込んでおります。

○中川 京貴君 休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時46分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 県のほうが買い取るという形になります。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 その財源はどこから来るんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 起債と一般財源を想定しております。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、そういったことがあって3分の1に縮小したんですか。だったら3分の1に縮小しなければいいじゃないですか。起債して一般財源でやるというんだったら、3分の1に縮小しないで元の計画どおりやったらよかったんじゃないですか。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 従来の計画から展示場面積を1万平米に変更しております。変更した理由につきましては、コロナの影響による催事形態の変化を踏まえ、ハイブリッド対応などの機能充実により十分にMICE需要を取り込めること、それにより安定的に持続可能な運営を確保できること、官民連携による事業を想定しているため、民間事業者の参入可能性を高める必要があることなどが変更した理由でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、この件は県民の理解を得なければできない事業だと思っていますよ。もしこれで失敗したら350億の借金、負債を残すことになるんです。起債するんですよ。本当にそれで理解が得られますか。

知事、そういったMICE施設をはじめこういった大型事業については、国としっかり交渉しながら、国の支援を得ながら事業をすべきだと思っていますが、いかがでしょうか。知事の見解を求めます。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 議員御案内のように、国との——当然その財源を活用する場合でも、計画を進める場合でも、必要に応じてやはり協議をし、また市町村とも連携をしていくと。そういうようにして民間の活力をこのPFI事業で最大限生かしていただくというような形で、それぞれがやはり連携していくことが重要であると思います。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、いま一度このMICE施設は地元をしっかり説明しながら、立ち止まって、我々自民党も全力で協力したいと思っていますから、国の支援をもらって事業をしていただきたい。これ要望申し

上げます。

次に、嘉手納基地からの米軍機騒音激化に伴う騒音防止協定の遵守等、再質問を行わせていただきます。

これまで嘉手納町から住宅地に近い元駐機場、パパーループの深夜・早朝の騒音被害や運用の改善がされていないと県に要請があったと思いますが、県の対応をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

嘉手納飛行場のパパーループにつきましては、第353特殊作戦航空団区域の開発計画に伴い、MC130特殊作戦機等の一時的な駐機場として使用されているほか、外来機の使用も確認をされております。

県といたしましては、こうした状況も踏まえ、昨年11月に航空機騒音規制措置等を厳格に運用し同飛行場の騒音軽減が図られるよう、松野内閣官房長官に要望をしたところでございます。さらに、令和2年8月には玉城知事が直接嘉手納町を訪問し、嘉手納町長と面談しております。現場の確認も行っております。また、私も6月に第18航空団の司令官に直接お会いをしまして、住宅地域に近いパパーループの使用をめぐって、騒音あるいは悪臭といった形で地域住民に健康被害をもたらしているということで改善を強く求めたところでございます。さらに、昨年12月14日には嘉手納町議会からの航空機騒音の軽減等を求める要請もございました。さらに、2月7日には私もその要請を受けて、嘉手納飛行場の現況を確認するとともに、嘉手納町長と30分ほど面談をして、パパーループの騒音被害等について意見を交わしたところでございます。引き続き軍転協とも連携しながら、この現状の改善に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、嘉手納飛行場は、私の記憶では約100機以上の米軍機があって、戦闘機もあり、KC130もあります。それが我々自民党も県外訓練移設またグアム移設も要請してまいりました。しかしながら、それが実現しておりますが、外来機が入ってきてそれが実感できないというのが地元の声なんです。そして今知事公室長が答弁しておりましたけれども、第18航空団ケイン司令官、大佐は、騒音等を軽減する日米合意を守る努力はしていると言っているんですよ、司令官も。しかし上層部から指示があれば運用せざるを得ない状況もあると説明しております。

知事、我々沖縄・自民党会派は、平成29年、島尻安伊子議員、國場幸之助議員、宮崎政久議員、自民党

の国会議員とともに直接ワシントンに行って、ペンタゴンまで行きまして、海兵隊ネラー総司令官とお会いしまして、沖縄基地の騒音被害やパラシュート降下訓練、F15戦闘機の海兵隊の県外訓練要請を行いました。意見交換もしてまいりました。その結果、沖縄の基地から発生する騒音問題やパラシュート降下訓練も含めて、一時的には大分よくなりました。

私はやはり、その司令官、またトップとのコミュニケーション、お互いの立場を尊重しながらの話合い、その必要性、対話が必要だと思っているんです。知事は訪米したときに、沖縄の基地問題をどのような形で向こうの方々に説明したんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

さきの知事の訪米におきましては、連邦議会議員、それから国務省、国防総省など合計28名の皆様と面談を行い、沖縄県の過重な基地負担の現状のほか、普天間飛行場の辺野古移設計画について軟弱地盤による工期の問題、それから基地としての運用の問題を訴え、さらに国防総省及び会計検査院による精緻な調査と費用の検証を求めるよう働きかけたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 私はワシントン事務所を開設していても、その結果が出ていないと思っております。

そして次の質問に移りますけれども、第4次嘉手納爆音差止訴訟のこれまでの経緯について再質問を行います。

知事、この新聞を御覧になったと思いますが、（資料を掲示）3万5566人、そしてたしか1万2049世帯の方々が訴訟を起こしております。しかしながら、その訴訟をしていない、その訴訟に加わらないで基地から発生する騒音被害を受けている地域住民もいるということなんです。この方々をどうやって基地からの騒音から守ることができるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

議員からも御指摘のありますとおり、第4次嘉手納爆音訴訟の原告数の増加につきましては、騒音被害が軽減されない現状への不満というものと、さらにこれまで3次にわたる訴訟によって原告団の活動の認知度が高まってきたことによるものというふうに考えてお

ります。

県といたしましては、戦後76年を経た現在においても、依然として過重な基地負担が県民生活や本県の振興開発にも様々な影響を与えているというふうに考えているところでございます。引き続きあらゆる機会を通じて、軍転協とも連携しながら航空機騒音をはじめとした負担軽減を日米両政府に強く求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、この第4次嘉手納爆音訴訟団は、法律によって訴訟を起こして、その被害を受けていると。私はこれ理解はしております。しかしながら、結果的には嘉手納飛行場からの騒音は止めることができないんです。私は騒音を止めることができる唯一の方法としては、やはり防音工事だと思っているんです。

我々自民党会派、県連としましても、これまで何度も自民党本部や政府に要請をして、その防音工事の予算を拡大、拡充してまいりました。当初は50億だったんですよね。それから年々交渉しながら拡大しながら、これまで防音工事の申請をして四、五年待たないと事業ができなかったことが、予算化することによって1年、2年を待たずに工事ができるようになりました。

県はその防音工事業業に対して、これまでどういった努力をしたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県は騒音対策の充実強化は重要な課題であるという認識の下に、令和3年9月には沖縄防衛局長に対し、住宅防音工事対象区域の拡大や区域指定後に建築された住宅への適用の拡大、事務所、店舗の対象化と騒音対策の強化拡充を図ることを求めたところでございます。それから、令和2年10月には防衛大臣に対し、住宅防音工事の区域指定告示後に建築された住宅への防音工事の適用拡大や対象区域の拡大、事務所・店舗等の対象化、それから予算の確保など騒音対策の拡充強化を図ること。さらに、全ての認可外保育施設を防音対象事業の補助対象施設とすることを要望したところでございます。

こうした取組を通じて、平成24年度から嘉手納飛行場周辺の特に騒音の著しいうるささ指数85以上の区域において、平成20年3月10日までに建築された住宅に対象が拡大されたことや、それから令和元年度からは、10月1日から建具の復旧工事の対象が防音工事実施後10年以上経過した住宅に拡大されるな

ど、一定の進展があったものというふうに考えております。引き続き軍転協等とも連携しながら、政府に改善を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 謝花副知事が一番詳しいかと思っておりますが、令和4年、本年度は120億円の予算措置がされております。しかしながら、令和3年、2年は140億を超しているんですよね。これはなぜかという、予算を途中で補正するんですよ。国は必要があれば補正します。そうしなければ予算化しません。過去に1度、たしか翁長県政の頃でしたか、補正がゼロのことがありました。結果的に90億で止まったこともあります。

我々は沖縄・自民党会派として、自民党の国会議員を通して直接大臣や総理とも、また財務省とも交渉しながらその予算の拡大に当たってきたんです。私は嘉手納飛行場、普天間飛行場からの音を止めることができなければ、地域の環境整備をしっかりと防音工事で行うべきだということを申し上げて、この質問を終わります。

次に……。

休憩いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○中川 京貴君 沖縄県の放置艇、所有者不明について再質問を行います。

西原町から、その放置艇についての要請が上がっていると思っております。西原町ではこの船だまり、廃船、放置艇の件数が大体50隻ぐらいあると。地元ではどうしても問題解決ができないので、土建部長に対しその要請が上がっていると思っておりますが、これについて県の考えを聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 議員おっしゃるとおり、2月14日に直接町長のほうから西原の船だまりの放置艇について要請を受けております。県としても西原町と一緒に、今後廃船あるいは放置艇対策の勉強会、検討会を立ち上げて、令和4年度以降一緒になって取り組んでいく考えでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長、港湾の放置艇を処理する予算はありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現時点では予算措置はされておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、実は農林水産部は予算があるんですよ。農林水産部は、県が管理しているところの放置艇は、その市町村とも、地元とも連携を取りながらその処理をしております。しかし、港湾は予算がゼロなんです。特に、私が現場視察に行ってみりました西原町を見たら、50隻のうち恐らく45隻以上は使える船じゃないなという、写真も撮ってまいりました。

一番心配することは、知事、その放置艇のそばに船の——氷を入れて魚を冷やしたりするダンブルというんですか、そういうのがごろごろあります。ここに子供が入って閉じ込められて事故が起きないとも限らない。知事は昭和の時代をよく覚えていると思いますが、昭和の時代に冷蔵庫にかくれんぼして、子供が中に入って亡くなったとか事故が発生したことがよくありました。平成に入って、そうした産業廃棄物、不法投棄が大分減ってそういった事故がなくなりましたけれども、しかしながら、漁港施設、港湾施設の中にはそういった危険箇所がたくさんあります。それを放っておいて事故が起きたら県の責任になるんです。県の土地なんですよ。それを市町村に任せるのではなくて県が責任を持ってやるべきだと思いますが、知事いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども部長から答弁をさせていただきましたが、この放置艇、廃船の問題については、地元の漁協それから市町村、県、それから今議員御案内の国の予算の活用状況等々、あらゆるものを勘案しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 以上で質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 会派沖縄・自民党、花城大輔です。

今日は珍しく一般質問を行う前に所信を述べさせていただきます。

2010年に、私は青年団体の全国組織で憲法を改正するための委員長を務めていました。2010年というのは憲法改正国民投票法が完全施行されるということで、多くの国民が期待を持っていましたけれども、残念ながら民主党政権の怠慢で3つの宿題を残したまま

の1年となってしまいました。私は全国を行脚しながら、当時5月3日に47都道府県で同時にタウンミーティングをやるということをやっていたんですけども、愛知県の会場で、ある大学生から早めに自衛隊法を改正しないと、そのためにも憲法を改正しないと近い将来我が国は守れなくなってしまうよということと言われたのを覚えています。そして、今の時代に改めて憲法を読み直すと、非常に違和感を感じるのがこの前文の第2段落のところですね。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」。

ウクライナはかつて核保有国でありました。そして国連の常任理事国から安全保障を担保に核放棄を迫られて、それに従ったわけでありました。それが今のありさまであります。数年前にクリミアが侵略されたときにこうなる事態は予想されていたわけでありましたけれども、誰も止めることができなかった。そしてロシアは非武装化を求め、中国はそれを支持している。誰も助けてくれない状況があるわけでありました。今我々人類はこの状態にあってどのように平和を希求していくのか。そして我が国はどのように国土と国民を守っていくのか。そして沖縄県はどうやって沖縄県民を守っていくのか。それが試されているというふうに思っております。後ほど知事には国民保護計画のほうで覚悟のようなものを聞かせていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは質問に入ります。

まず1番、県立病院の医療体制についてであります。

(1)、医師や看護師等の定数確保の状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えします。

病院事業局におきましては、安定的な医療提供体制の確保や勤務環境の改善等を図るため、沖縄県職員定数条例の改正等により、医師、看護師、医療技術職等の定数を確保し、人員体制を整備してきたところでございます。令和4年2月1日現在の病院事業局の定数は、全体で3056人となっており、職種別の内訳は、医師458人、看護師1886人、医療技術職487人、その他事務職員等225人となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 それぞれ何名と言われてもよく分からないんですけども、確保されているという認識で

いいですか。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) 職種によって多少——全て充足しているということではございませんが、おおむね確保されているということによろしいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 次に、労働環境の状況について伺いたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) これはコロナの状況の労働環境でよろしいでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時10分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○病院事業局長(我那覇 仁君) 失礼しました。お答えします。

労働環境の状況につきましては、県立病院職員の労働環境について時間外勤務及び年次休暇取得の状況で申し上げますと、令和3年度上半期における職員1人当たり月平均の時間外勤務時間数は17.8時間となっており、うち医師については58.6時間、看護師については10.4時間となっております。また、同じく年次休暇の平均取得日数は5.2日となっており、うち医師については3.5日、看護師については5.3日となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の答弁も先ほどと同じく分かりづらいんですよ。例えば年次休暇が3.5日とか5.5日というのは、通常の週休の休みがあってそれに加えてそういった数字があるのかとか、例えば残業もそれぞれ違いますけれども、僕は劣悪な環境になっていないかどうか、しっかりと人間らしい生活を過ごしているのかそれを確認したいんです。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) 県立病院は週休2日制ということになっており、それは職員、休みは取っているというふうな認識です。それから休暇取得に関しては、議員のおっしゃるようにそれはまだ十分ではございませんが、年平均の約半分程度というふうになっていると考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 それでは3つ目の質問の施設の整備状況について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) お答えします。

病院事業局における施設整備については、建物等に関する劣化度調査の結果を基に、令和3年度末までに、沖縄県立病院施設等総合管理計画を策定し、計画的な修繕、改修を実施することとしております。また、施設整備以外の手術支援ロボットやハイブリッド手術室等の整備についても、病院現場等から要望があることから、病院事業局としては、各病院現場の状況等を踏まえ、限られた予算の中で効果的かつ効率的に整備を行っていきたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 事業局長、今ロボットの話をしたら駄目ですよ。

次、4番行きます。

医療現場からの要望の対応について伺いますとありますけれども、これはいろんな病院の現場で要望や問題がどのように病院事業局に届いて、それが処理されているかというプロセスを聞かせていただきたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) 県立病院のそれぞれの問題、課題については、病院事業局では毎日行っている朝の幹部会議で問題点について共有をします。担当の病院職員に対して、病院現場からのさらなる情報を周知し、可能な限り迅速に行きます。また毎月行っている院長会議で議題として上げることや、直接本庁機関の各担当が相談等を受けること等により把握をしているところでございます。把握した課題につきましては、各県立病院及び関係機関団体等と調整を行った上で院長会議等で処理方針を検討した後、病院事業局長が必要な対応について決定を行うことにより対応を行っております。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 局長にお尋ねしますけれども、就任してからこの医療現場の環境を整えるために病院事業局がどのように機能してきたかということをどう評価されていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) 私が平成30年4月1日に局長に就任して以来、県立病院の医療提供体制や勤務環境の向上に向け、病院事業局の本庁機関に必要な対応を指示し取り組んでまいりました。その結果、定数の増員及び欠員の解消に向けた取組や新型コロナウイルス感染症への対応に必要な機器等の整備が済んでおり、医療現場の環境改善に対し病院事業局から本庁機関が機能しているものと考えております。医

療を取り巻く環境が大きく変化する中ではありますが、さらに本庁機関と県立病院等が緊密に連携を図ることが必要であるため、令和4年におきましては、本庁機関の組織を見直し、各県立病院に対する支援体制を強化する予定でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の病院事業局長の答弁を聞いて、また改めて質問しますが、今回の定例会で中部病院に対する陳情が出ていますね。そこにはこう書かれています。地域医療の要としての役割を担ってきた中部病院が、医師や看護師等の人員減のために過酷な労働を強いられ、十分な休日の確保がなされていません。答弁とは丸反対な内容になっていますけれども、これどちらが事実でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えいたします。

中部病院の勤務の状況でございますが、令和4年2月1日時点の県立中部病院の医師は、配置定数に対し欠員は3名、看護師は欠員29名となっております。令和3年度上半期の中部病院における医師1人当たりの月平均時間外勤務時間数は53.6時間、年次休暇取得日数は3.2日、看護師の時間外勤務は10時間、年次休暇取得日数は5.8日となっております。県立病院全体の平均と大きく乖離したものではありません。しかしながら、医師、看護師ともに診療科ごとの勤務内容、病床利用の状況、患者、重症度等によって業務が過重になっていることは認識しております。

病院事業局としましては、引き続き医師や看護師等の人材確保に努めるほか、医師に係る変形労働時間制の導入や医師クラークの配置や看護師等の医療職員のタスクシフトにより、過重な業務負担の軽減に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 病院事業局長、毎朝の会議でいろいろ報告を受けているというお話がありました。この中部病院の労働環境について、これまでそういった情報を得たことはなかったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 看護師それから医師の労働環境については、病院現場からそういった大

きな問題があれば病院事業局のほうに報告することになっておりますけれども、先ほど言いましたように、普段の看護師、医師の労働の人数に関しては状況は幾つかありますが、取り立てて特別に、そういった環境が悪いとそういうふうな報告は受けていないような状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の段階ではどちらが正しいのか私は分かりませんが、調査する必要はあるんだろうなと思っています。

また、この陳情の中には具体的に3点あります。まず1点目が泌尿器科の医師が2名体制のところは1名しかないということ。全県をまたぐ仕事であるから、4月から非常に過酷になるのではないかとということであります。あともう一つは、ほかの病院は五、六名体制らしいんですね、病床が半分で、2つ目が休日の確保、これはやはり訴えられてきました。そして47都道府県で泌尿器科のロボット支援手術の機材が沖縄だけないということでもあります。この3つを受けて、今どのようにこれを捉えていくのか、今後の計画について聞いていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） まずは最初の医師の確保の状況についてお答えします。

県立中部病院の泌尿器科は医師の定数を3人としておりますが、泌尿器科の医師は県内全体でも大変不足している状況であるため、現在勤務している医師は2人となっております。中部病院の泌尿器科の定数については、次年度も3人を維持することとしており、定数に欠員が生じないよう医師の確保に向けて取り組んでまいりたいと思います。それから、中部病院の泌尿器科の医師の休暇でございますが、泌尿器科の医師に関しては他の医師と比べて特に少ないというわけではございません。それから3点目の手術支援ロボットの設置についてでございます。手術支援ロボットにつきましては、いまだ県立病院において導入されておらず、中部病院等から要望がなされていることは承知しております。病院事業局としては、今後各病院現場の状況等を踏まえ、限られた予算の中で効果的かつ効率的な整備を行っていきたくと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 仮に、この陳情者の出した、地域医療の要としての役割を担ってきた中部病院が医師や看護師の人員減により過酷な労働を強いられ十分な休日の確保がなされていません、これが一部でも事実であれば大きな問題だと思います。しっかりと委員会の中

でも審査をして、また局長は各病院の代表者としてしっかりと話をするべきだと思いますよ。このような、陳情に出されたことが事実であろうがなかろうが、このような話をしっかりしないとまたいろんな問題にもつながりかねないと思っております。

何か決意のようなものがあれば聞かせていただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 各病院へのいろんな陳情は、今回の議会では文教厚生委員会で中部病院の泌尿器科の陳情が出てございます。こういったことに関しては、しっかりと院長から対応がどうかということを知り、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 ぜひ任期満了で終わらなくてよかったという評価を受けていただきたいと思うので、頑張ってください。

次に、知事の政治姿勢についてであります。

所信表明演説について伺いますとありますけれども、開会日当日に知事の所信表明演説、1時間にもわたる内容でした。時々水を口に含みながら丁寧に丁寧に読み上げていた印象でしたけれども、内容については全く入ってきませんでした。県内紙の報道では、総花的で知事がどこに力点を置いているのか見えづらいとか、また、施策の具体性に欠けるとの評価もありました。この個々の主張は抜きにしても、知事の所信表明演説というものがどのような意味合いを持つものなのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 知事提案説明要旨は、県議会2月定例会の開会に当たり、次年度の当初予算案などの重要な議案の審議に先立ち、県政運営に当たっての知事の所信を議員各位及び県民の皆様へ説明するためのものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 先ほど内容が全く入ってこなかったと言ったのは、ひょっとしたら今の説明の、議員各位及び県民の皆様へ説明を申し上げるものとしてなじまないものになっているからというふうに思いました。例えば7ページの「当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指す」とする具体的な数値目標の設定と実現を強く求めてまいります。これは県がやるわけじゃないんですね。これは今までもさんざん一般質問の中で指摘をされてきました。どこをやるんですか、50%の根拠は何ですかといったことに全く答え

られないまま、これを国に求めていくということが書かれているわけですよ。なので県民からすると、知事は50%を目指して何かをやってくれるんだろうなというふうに期待をするわけですね。でも聞いてみると全くそうではない。非常におかしい。なのにあえてまたここで持ち出してきたわけですよ。これで人の心に言葉が刺さるわけありませんよ。また、下地議員の質問の中でも相変わらず無責任な答弁でしたね。

これ既に国には要請したんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

復帰50年を迎える中でこの要請につきまして、昨年5月に内閣総理大臣を含め外務大臣、防衛大臣等関係大臣に要請を行いました。それから昨年10月には、来県いたしました西銘沖繩及び北方対策担当大臣、11月には松野内閣官房長官に対し要請を行ったところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この政府を代表するあらゆる方にこういうお願いをして、反応はどうだったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 昨年5月の要請におきまして、当時の加藤官房長官や岸防衛大臣からは、政府間で決定している普天間飛行場の辺野古移設を含め、嘉手納飛行場以南の施設返還やグアム移転を一日も早く実現させたいといった発言がございました。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 じゃ50%以下の要請に対してはスルーされたわけですね。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県が求めた在日米軍専用施設面積50%以下ということについては、特にコメントはございませんでした。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 もうもう、既に残念ですね。

同じく7ページの普天間飛行場の返還についてです。

最近、軟弱地盤を理由に辺野古への移転は困難だというような論調なんですけれども、軟弱地盤の問題が解消されて、自然環境が保全されて、12年の工期が大幅に短縮されたらこれを認めるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県といたしましては、この軟弱地盤の問題だけではなくて、まずは米軍基地が沖繩に過度に集中している、結果として県民に過重な基地負担を負わせているということ、それから過去

2回の県知事選挙や県民投票によりまして、辺野古埋立てに反対する圧倒的多数の民意が示されていること、さらに辺野古大浦湾の貴重な自然環境を保全し、次世代に引き継ぐべきことなどから、普天間飛行場の辺野古移設に反対をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 いや、質問の内容は——まあいいや、どうせ同じことをおっしゃいますよね。

それではここで我が党関連の質問を1つ挟みます。

呉屋議員の代表質問の3の(5)、辺野古の埋立てが完了している辺野古側に回転翼機を移設するというところで提案がありました。それによって普天間の危険性の除去が早めになるのではないかという内容でありましたけれども、それについて謝花副知事はこう答弁していますね。「このような話についても防衛局とも率直に意見交換などもさせていただきまされたけれども、そのときの防衛局側の話は、米側はやはり滑走路が必要だということで、ですから今の辺野古側だけのものでも移転が終わるといえることがあり得ないというお話をしておりました」。これ確認したときに、私は、辺野古の基地が完了した後の運用の内容を協議している事実があるというふうに感じたんですけれどもいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

まず申し上げたいのは、我々運用について協議をしたということではなくて、議員の質問が辺野古側の話がありましたので、ちょうどそのときに思い出したのが、今から2年前ですか、元防衛大臣経験者等が——軟弱地盤の存在があったということを契機としてだと思いますが、辺野古移設については見直し、そういったものがいろいろ新聞報道等でされていました。そういった折に防衛省関係者とお話をする機会がありましたので、政府においてもそういった考えがあるんですかというような趣旨でお聞きをした、その話を答弁としてさせていただいたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 私は事前の協議があったほうが正常だと思えますね。西普天間地区は、返還の内容を合意するのに8年から9年くらいかかったと聞いています。私は知事が基地は絶対に造らせないと主張しながらも、実際工事が進んでいる。なのでこれ以上県民に負担をかけないように、運用の内容まで切り込むべきだと思っています。同時に、普天間基地の跡地利用の問題も同じようなスピードで進めないと、いざ何かあったときに何もできなくなる。行政がストップして

しまうんじゃないですか、謝花副知事。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 普天間飛行場の跡利用につきましては、私の企画部長時代から宜野湾市と連携して取り組んでおります。中間取りまとめなどもつくったというところがございますし、また様々な県民、市民からの凶画コンクール、そういったものもやって機運醸成も凶ったところであります。跡利用にはやはり時間がかかりますので、そういった取組は並行して進めなければいけないと思っております。一方で、普天間飛行場につきましては、辺野古の軟弱地盤の存在なども明らかになって、政府が当初主張しておりました一日も早い早期の返還につながるということがもう困難になっているだろうということがございますので、先ほどの協議という話がありましたけれども、私が協議したのは、平成30年、当時の官房副長官と11月に4回にわたって協議しました。その際には、軟弱地盤の存在などがあったものですから、3分の1辺野古移設の部分はできたとしても、辺野古側はできたとしても大浦湾側はできませんよということで、ぜひここは工事を止めて沖縄県と話し合いをしてみたいかがでしょうかという話をしたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 私は以前の質問でも行いましたけれども、政府は大浦湾側の工事、大分自信を持っていますよ。だから今の県の状態はただ頑固なだけで、もう既に一日も早い危険性の除去とか普天間飛行場の移設は喫緊の課題とか、その目的を失っているように思います。

そして所信表明演説の内容に戻りますけれども、そのほかにも「[SACWO]を設けることを要請してまいります」と書かれていますけれども、これも既に断られているわけですね。なのに、まことしやかにこれから始めるかのように書かれている。あとは対話による解決とかバスの無料化とか裁判で負けたことの言い訳とか、これまでの3年間でできなかったことを上書きしているわけですよ。これでは人々の心には伝わらないと思います。

次の質問に行きます。

名護市、南城市、石垣市の選挙結果について見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 名護市、南城市、石垣市の選挙結果については、それぞれの市長選挙については、候補者がそれぞれ政策を掲げ、地域が抱える課題

の解決に向けての主張を行い、それを市民、有権者の方々が受け止め判断をし、投票なされたものという結果だと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 知事の今のコメントは、選挙とはどのようなものですかと聞いたら出てくる言葉ですよ。私は、知事が支援した人がこのような結果となったことについて、どのような見解を持っているんですかと聞いたんですよ。

知事は、南城市にも名護市にも入っていますし、石垣市では候補者の選定にまで関わっているわけですよ。そして知事はいつも私の政治理念に近い候補者を応援すると言われて、負けているわけです。そして、今回マスコミのぶら下がりに対して、一喜一憂しないとも話していましたが、そんなに一喜一憂しないほどの簡単な選挙だったのか。その辺も聞かせてほしいというふうに思ったんですけども、非常に残念ですね。私は今まで知事に話したように、去年の衆議院議員選挙の後も言いましたけれども、民意というものを都合よく使い分けるのはやはりよくないと思いますよ。

では次の質問に移ります。

(3)、2023年度FIBAワールドカップ予選ラウンドについてです。

部長、今県のほうで第2期沖縄県スポーツ推進計画のパブリックコメントを行われていますけれども、県としてこれどれくらい本気で取り組むつもりですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） スポーツ推進計画の中でも、施策展開としてスポーツ関連産業の振興と地域の活性化とありまして、スポーツコンベンションが位置づけられております。そこにFIBAの2023年の開催に向けての取組というところは含まれてくるかと思っております。

FIBAバスケットボールワールドカップの開催に向けましては、来年夏の開催を控え、県民等の機運醸成を図るとともに、会場への誘客を促進するため、県内外でのプロモーションを進めているところです。また、大会に向けた観客輸送や警備等の受入れ環境を整備するとともに、機運醸成を図るため、県と関係市町村等で構成する支援体制の構築を進めております。開催地負担金につきましては、沖縄市と丁寧に調整を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 私はこのスポーツアイランド沖縄の形成には、国際大会は必要であって、そしてその国際

大会の誘致には、市町村の協力は非常に必要であると思っていますけれども、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 国際大会の誘致それから開催に当たりましては、準備期間も長くなりますし、多くの関係市町村の協力が必要だと思いますので、県や市町村がそれぞれ役割分担の下、連携して取り組んでいく必要があるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この県と市町村の役割を素直に考えたときに、予算については県が、そして場所や施設の提供については市町村がというふうになると思っていますよ。そうでなければ、県と市町村が協力をしてイベントを開催するのは不可能です。協力したくても、多額の予算がかかれば市町村は協力できないですよ。そしてそのことは去年の9月にも部長に申し上げましたけれども、三役と調整しながら決定していきたいと思っておりますと答弁しています。そして、三役で決定して、先週沖縄市に打診した内容が、なぜかたくなに1対1で、沖縄市に3億円の負担を要望しているんですか。知事、お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 開催地負担金の負担については、2019年ラグビーワールドカップ開催地負担金の考え方を参考に、立候補団体で同額の案分として沖縄市に対して負担額を提示しているところでありまして、引き続き沖縄市と丁寧に調整を行い、双方が納得する形で進めていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 過去にも1対1で県と市町村が案分したケースはあるというふうに聞いていますけれども、これは政令指定都市とか大きなところですよ。これを沖縄市と一緒にしたら困りますよ。あと予算規模も全然違う。これ三役で決定した結果、こういう方針でいくというふうに決めたことを、知事聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 2019年ラグビーワールドカップを参考にしておりますけれども、議員おっしゃるように、立候補の都市につきましては、政令市とか中核市とか、県単独でというようなところもございますけれども、中にはそうでない市も、釜石とか熊谷とか、そういった市もあることはございます。

協議が続いているということは、誘致を進めるに当たって、県と沖縄市が事前に役割や費用負担についてしっかり決めてこなかったというところが大きな反省点になっているかと思っておりますので、引き続き沖縄市と、今事務的には信頼関係を維持しながら、率直な意見を含めながら調整を進めておりますので、納得いく形で決定できればというふうに思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 これはもうトップの決断ですよ、知事。もう部局の人たちかなり困っていますよ。で、沖縄市は多分一歩も譲りませんね。知事、この件について、沖縄市民、結構知っているんですよ。ある方が言っていましたよ。知事は先日、沖縄市長選の新人候補の記者会見に同席をしていたけれども、桑江には手柄をやらぬということではないかなと。そういうことはありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 負担金につきましては、沖縄市との間で事務的にきめ細かな調整を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今回とっても大きいチャンスであると思うんです。出場国のマスコミは、大会だけじゃなくて沖縄のあらゆる風景を映すというふうに思われます。大会関係者や家族はSNSも発信すると。そのFIBAの情報を見て、沖縄に行ってみたいと思われるような取組も必要になるはずですよ。そして今、沖縄市では、このFIBAに向けて、立体駐車場の整備が多額の予算を入れて行われているんですよ。また、大会開催時に向けて、練習会場やボランティアの集合場所、プレスセンターの設置、コザ運動公園全体を使って頑張っていると思います。

知事はこのイベントを誘致できた背景とか、そして今現在頑張っている多くの皆さんの気持ちに応えるためにも、一肌脱がないといけないと思うんですけれども、そんな思いはないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私の知り合いにも、バスケットボール、本当に大ファンの方がいますし、もう必ずキングスの応援には駆けつけていらっしゃる方も大勢いらっしゃいます。今そのFIBAの大会を1年後に控えて、沖縄市や県バスケットボール協会など関

係団体が機運の醸成でありますとか、それからプロモーション活動、一般の方々、市民の方々も加わりながらその準備に向かって一生懸命頑張っていると思います。

沖縄県においても、支援体制の構築や県内外でのプロモーション活動、それから機運の醸成をしっかり高めていきたい、取り組んでいきたいというように思っておりますが、これまでの取組、先ほど来、文化観光スポーツ部長からの説明をさせていただいておりますが、そのような事務方の作業も進めながら、このような大会が沖縄で開催されるということは、県民にとっても本当に大変うれしいことでもあり、世界の一流プレイヤーが沖縄に集うということは、またとない機会であるということも言うまでもありません。ですから、子供たち、市民、県民に希望を与えるとともに、さらに子供たちのバスケットボールの競技力の向上にもつながっていくものと思います。ですから、関係市町村、それから関係機関と密に連携をして、大会を運営する日本バスケットボール協会を支え、ぜひ大会が成功しますよう、一緒に頑張っていきたいと思いません。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 最後に、「一緒に頑張っていきたいと思えます」、その言葉を信じたいと思っておりますので、ぜひ、全国のバスケットボールファンのため、そして沖縄の観光のために責任を持っていただきたいと思えます。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後3時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○花城 大輔君 それでは少し順番を変えていきたいと思えますけれども、我が党関連の質問をここでもう一回挟みます。西銘議員の代表質問の1の(1)のエです。

公約の実現について、公約は着手するだけでいいのかという議論がありましたけれども、私は最近になって、知事はこの公約を達成するということに対して意識が希薄なのではないかなと思いはじめていますが、知事、市議会議員時代、国会議員時代、公約を達成した経験はお持ちですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後3時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 市議会議員、それから衆議院議員を通じて、私が市議会議員のときには——市議会議員も政党に所属しておりましたし、衆議院議員ももちろん政党に所属しておりました。特に、2009年、私が所属していた政党の折には、現在の沖縄県の振興計画、一括交付金等々、そのような地方分権という大きな目標を掲げた一つ一つの公約、あるいは政府と一体となって取り組んでいく項目についても、進んでいるものもあろうかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 まあ公約を達成したかしてないかに言及はありませんでしたけれども、今回291のうちの5件しか達成できていませんが、そのうちの1つは第2滑走路ですね。これは仲井眞知事と菅官房長官の時代にやったものですよ。そして1つはカジノ反対を決めたという。実質3件ではないかなと思っています。

先ほど、知事の公約に対する意識が希薄なんじゃないかなというのは、いみじくも与党の代表質問のやり取りを見ていたからなんです。1度達成したとしても、これがまだまだ発展していく、成長していくのであれば、それは完了とは言わないというようなことをあえて言っていましたけれども、そういうものがないから3件なんです。ないということを明らかにしながら、実はほかにも頑張っているところがあるんだよというふうに言う。これじゃもうやぶ蛇ですね。

私の地元の市長は、8年前に絶対誰もできないだろうというような公約を出しました。アリーナです。仮にできたとしても、ちっちゃなやつだろうというふうに言われていました。私はある日、政府のトップクラスの人と一緒に会いに行ったときに、この政府のトップクラスの人が妥協案を提示してきました。市長は1万人と言っているけれども、このぐらいの規模でどうかという妥協案でした。私は非常にこのタイミング、震えましたけれども、市長は即答しました。私が市民と約束したのは1万人です。そしたらその政府のトップクラスの方は、15分の予定を5分で切り上げて、それから当分アポが取れなくなりました。怒らせたわけですよ。でもこれぐらい、公約というものは覚悟をしてやらないといけないものだというのも目の当たりにしました。私はあの天の時、地の利、人の和、この天地人そろったときに物事が動くというふうに思っておりますけれども、この動く人そのもののエネルギーとか、責任感とか覚悟とか、最も大事なというふうに思っております。この沖縄振興予算の成果について伺いますというふうな質問も置いていましたけれども、

昨年私が知事に、知事は情熱も本気度も感じられないと。そして、どうせ予算はもらえるものとたかをくくっているのではないかと、党本部の人からそう評価されていますよと伝えて、それではいけないので、最終最後、覚悟を持って取り組んでほしいともお伝えをしました。でも、最後まで知事が変わることはなかったようです。この予算の結果はそういうふうには私は理解をします。知事が民主党政権時代に沖縄関係予算に関わって、その経験が、何でここに生きなかったのか。そのような話が聞きたいわけですよ、我々は。非常に残念だと思います。

それでは、次の質問。

(5)の国民保護計画における沖縄県の現状について伺います。

先月の7日に、那覇軍港において米軍の訓練が行われました。僕はあれを見たときに、国民保護訓練の最も大きなものはあの内容になるんだろうなと思ったんですね。例えば離島から脱出をさせる、県内でも移動させる。今回は米軍が非戦闘員を移動させるということでもありますけれども、県内でそのような現実が迫ってきた場合に、知事はどのように行動するか決まっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄県、御案内のとおり島嶼県でございますので、各島との輸送手段は空路と海路に限られるなど、住民避難に関する課題があるというふうに考えております。沖縄県国民保護計画においては、離島地域からの避難の基本パターンは、離島市町村からは船舶または航空機により沖縄本島へ避難し、その後県外へ避難をする流れとしております。また、宮古・八重山地域においては、宮古島または石垣島を経由して沖縄本島へ避難するパターンと、それから直接県外へ避難するパターンを想定しているところでございます。

こうしたことから、県といたしましては、運送事業者や沖縄総合事務局等からの聞き取り等も含め、民間事業者の輸送力に関する情報の把握に努めているところでございます。特に手段が船舶及び航空機に限られ、また宮古・八重山地域から沖縄本島への旅客船がないという状況もございますので、国による支援が必須と考えており、引き続き国との意見交換等を行うなど、住民避難の在り方について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 知事が沖縄県民の命を守る最高責任者ですから、ぜひ早急につくっていただきたいと思

ます。また、県内市町村もこの避難計画が出来上がるのが令和8年というふうに聞いています。非常に遅過ぎると思います。しっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後3時50分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○花城 大輔君 最後に質問しようかと思いましたが、お礼を言って終わりたいと思います。

金城教育長、お疲れさまでした。大城部長、お疲れさまでした。今後呉屋宏から電話がかかってくることはないと思います。そして、謝花副知事。本当に私の8年近くの議員人生の中で、私の質問に一番多く答えていただいたのが謝花副知事だというふうに思っています。委員会でも本会議でもですね。これからの活躍、ますます期待をしたいと思います。

本当にありがとうございました。

○議長(赤嶺 昇君) 20分間休憩いたします。

午後3時51分休憩

午後4時10分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

大浜一郎君。

[大浜一郎君登壇]

○大浜 一郎君 ケーラネーラ クヨーム ナーラ。

お昼を過ぎると大分お疲れのようで集まりが悪いようでございますが、通告に従って質問させていただきます。

沖縄・自民党の大浜一郎でございます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、直近に施行された自治体の首長選挙結果への知事所感について。

(2)、改正沖縄振興特別措置法について。

ア、改正沖縄振興特別措置法及び法期限を10年とし、5年以内の見直しとの附則が明記されたことについての知事所見について。

イ、令和4年度沖縄関係予算についての知事所見について。

ウ、沖振法改正において離島・本島北部の産業振興や定住促進に関する努力義務が新設されたことについての知事所見について。

(3)、令和4年度県当初予算における離島関連予算について。

(4)、復帰50年目を迎える沖縄の自立型経済へ向け

た知事の展望について。

2、県のコロナ感染対策について。

(1)、第6波対策としての離島地域を含めた3回目ワクチン接種体制強化について。

3、尖閣諸島の諸問題について。

(1)、石垣市による尖閣諸島海域の実態調査及び海上視察実施についての知事の所見について。

4、防災対策について。

(1)、南西諸島地域海底地震観測網の整備における県の取組状況について。

5、八重山地域の課題について。

(1)、未来法を活用した石垣島におけるゴルフ場を含むリゾート建設に関する諸手続の進捗についてお伺いします。

6、我が党の代表質問との関連については取り下げます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、直近に施行された各首長選挙の結果についてお答えいたします。

各首長選挙につきましては、それぞれの候補者が、地域が抱える課題等の実情を踏まえ、自らの公約を掲げ、選挙に臨まれたものであり、このことを踏まえて有権者が判断されたものと認識をいたします。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 1、知事の政治姿勢についての(2)のア、5年以内の見直しについてお答えいたします。

改正沖縄振興特別措置法の附則に、5年以内に所要の見直しを行うことが設けられたことについては、社会経済情勢が目まぐるしく動く中で、沖縄振興策もその情勢に合わせて適宜見直していく必要があることから新設されたものと承知しております。

県としましても、新たな振興計画については、3年ごとに策定する実施計画や毎年度実施するPDCA等を活用した計画の検証を行い、折り返しとなる5年以内に、必要に応じて計画の改定等を行ってまいりたいと考えております。

同じく1の(2)のウ、離島・北部地域の振興に関す

る努力義務についてお答えいたします。

今回閣議決定された改正法案において、離島地域及び北部地域の地理的及び社会的条件の不利性に鑑み、国及び地方公共団体がこれらの地域の振興を図るため、産業の振興や移住定住の促進等に必要な措置を講ずるよう努めることが新たに設けられております。

県としましては、これまでも離島振興及び北部振興に取り組んできたところですが、これらの規定が置かれた趣旨を踏まえ、今後はより一層、国や市町村と連携しながら、離島地域及び北部地域の振興に取り組んでまいります。

同じく1の(3)、令和4年度の離島関連予算についてお答えいたします。

令和4年度当初予算における離島関係予算は、概算で約536億円となっております。主な事業としましては、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業が23億6000万円、離島地区情報通信基盤高度化事業が13億円、沖縄離島体験・デジタル交流促進事業が2億2200万円、離島高校生修学支援事業が2700万円、離島医療体制確保支援事業が5300万円等となっております。また、離島の条件不利性を軽減できるICT等を活用する事業として、DX人材確保育成市町村支援事業が3000万円、離島デジタル広報・販売スキル向上支援事業が6000万円、離島ICT利活用人材等高度化事業が2700万円等となっております。

同じく1の(4)、自立型経済へ向けた展望についてお答えいたします。

県が目指す自立型経済の構築に当たっては、移輸出型産業で国内外から外貨を獲得し、その外貨が域内に投下され、域内産業の活性化につなげることが重要だと考えております。このため、観光、商工、農林水産分野が連携し、産業横断的なマーケティング力を強化するなど、企業の稼ぐ力に資する取組を積極的に推し進め、生産性の向上や産業全体の収益力を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 1、知事の政治姿勢についての(2)のイ、令和4年度沖縄振興予算についてお答えいたします。

令和4年度の沖縄振興予算の確保に向けては、市長会、町村会と連携し、沖縄担当大臣をはじめ関係要路へ要請を重ねてまいりましたが、令和4年度沖縄振興予算案は、前年度比326億円の減となりました。また、市町村とともに増額を強く求めてきた沖縄振興一

括交付金については、前年度比219億円の減額となったものの、制度の継続は認められました。一方、沖縄振興予算の確保に併せて求めていた高率補助制度、沖縄関係税制などの特別措置の拡充、法の適用期間、沖縄振興開発金融公庫の存続と機能強化等については、おおむね本県の要望を踏まえていただいたものと考えております。令和5年度の沖縄振興予算の確保に向けては、国への要請に当たり、これまで以上に、県と市町村が一丸となって取り組む必要があることから、アフターコロナを見据え、市町村とともに要請活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、県のコロナ感染対策についての御質問の中の(1)、ワクチン接種体制の強化についてお答えいたします。

追加接種については、医療従事者、高齢者施設等の入所者等及び一般高齢者を優先的に接種しているところであり、その他の県民については、ワクチンの量や接種体制等を勘案し、順次、初回接種から6か月経過後に接種していくこととしております。現在、県の広域ワクチン接種センター3か所においては、2回目接種から6か月以上経過した18歳以上の全ての方を対象とし、接種を進めているほか、小規模離島町村においては接種体制の確保が課題となることから、医療従事者の確保に係る関係団体等との調整について、市町村の支援を行っております。引き続き、希望する全ての県民へ早期に接種できるよう、市町村と連携し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 3、尖閣諸島の諸問題についての(1)、石垣市による尖閣諸島海域の実態調査等についてお答えいたします。

石垣市長は去る1月30日から31日にかけて、東海大学の調査船に同乗し、石垣市周辺海域実態調査として、海上から尖閣諸島を視察されたものと承知しており、今般の視察は石垣市長としての判断によるものと受け止めております。

県としては、尖閣諸島をめぐる問題は、日中両政府の平和的な外交・対話によって解決が図られることが必要と考えており、引き続き日本政府に対し適切な対応を求めるとともに、今後の日中両政府の対応も含め、注視してまいります。

4、防災対策についての(1)、海底地震・津波観測網整備の取組状況についてお答えいたします。

南西諸島海溝における海底地震・津波観測網の整備については、毎年度、九州地方知事会を通じ、国に対して整備を検討する際に必要な基礎データの検証・評価を求めています。あわせて、琉球大学などの関係機関と、海底地震・津波観測網整備の現状や、プレート間の固着の強さ等の基礎データの収集に向けた方策等についての意見交換を昨年11月から2月にかけて3回実施しております。その中で、整備に向けての効果的な取組方法や課題等について、勉強会を通して理解を深めながら進めていく旨、確認したところです。

県としましては、今後とも関係機関と連携し、早急に解決すべき課題として、海底地震・津波観測網の整備に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 5、八重山地域の課題についての(1)、地域未来投資促進法に係る手続の進捗についてお答えいたします。

県では、令和3年11月26日に事業者から提出のあった地域経済牽引事業に係る修正計画と、基本計画及び土地利用調整計画との適合性について確認を行い、その後も必要に応じて、事業計画の補正を事業者へ指示してまいりました。現在は、基本計画に記載された環境の保全など地域経済牽引事業計画の促進に際し配慮すべき事項と当該事業計画との適合について確認作業を進めております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 それではよろしくお願ひいたします。

知事の政治姿勢について、去る日曜日は石垣市の市長選で、私どもは自民・公明の協力体制でもって勝利を収めさせていただきました。選挙結果についての知事のコメントは先ほどお聞きしましたけれども、今回石垣市長選につきましては、知事は保革合同という体制づくりに相当深く調整に関わられていたと。私どもとそういう中で市長選を戦ったわけでありまして。その調整においては、照屋副知事の数回にわたる政務日程だということに思いますが、石垣入りして選挙戦の調整をしたことから明らかなように思います。知事は、選挙中には石垣入りはされませんでしたけれども、知事は選挙での民意は尊重するというのを常々語っておられることから、今般の石垣市長選で

示された民意ということを知事は最大限尊重していく。その理解でよろしいかお伺いしたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 選挙は候補者の政策に対して住民の皆さんが審判、判断して投票するという事は先ほど申し上げたとおりですが、選挙が終わった後は、私は基本的に首長という立場はノーサイドだと思います。皆さんのあらゆる意見もしっかり参考にしながら、市政運営、県政運営に当たっていくということについては、中山市長にもそのようにまた頑張っていただけだと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 もっと言いたいことはあるんですけども、尊重されると、今回の結果を尊重していくということの理解でいいですかと私はお聞きしたので、それでよろしいですか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) はい、それで理解しております。

○議長(赤嶺 昇君) 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 それでは改正沖縄振興特別措置法においての5年以内の見直しなんですけれども、改正沖振法に5年以内の見直しという附則が明記されましたが、その意味を、その意味をどのように知事は捉えられているのか。所信の中で読み取ろうとしたんですが、どうも私には読み取れなかった。知事の具体的な政策推進において具体的にどのように取り組むのか。これを分かりやすくお聞かせいただきたいというふうに思うんです。5年以内に見直すという附則がついているわけですから、その辺をもう少し分かりやすくお伝えください。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 先ほど答弁申し上げたとおり、目まぐるしく展開する社会経済情勢の中で沖縄振興策もその情勢に合わせて適宜見直す必要があるものとして新設されたものと承知しております。そして、新たな振興計画においては、今現行の実施計画が5年単位であるところ、これを3年という単位にすることとしております。加えてPDCAによる毎年の検証を行い、折り返しの5年以内に必要に応じて計画の見直しを図っていきたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 当然、経済の見通しや政策の遂行において具体性と迅速性は当然これから求められるわけです。ゆえに復帰50周年を迎えた今後10年間におい

ては、漠然とした政策遂行では期待する結果の進化は望めないと。だからこそ5年以内の見直しをもって、より政策の具現性を高めなければならないということ。これを沖振調査会の議員から私たちはお聞きしております。政府としては、5年以内の見直しということが、実は沖縄の後押しになるんだよということをおっしゃるんですけども、この所信の中でそういったことを感じられる文言とかがないものですから、これは知事がしっかり理解しないといけないことですから、もう一度知事の御理解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この間の10年間の計画においても、3年ごとに策定する実施計画あるいは毎年行っておりますPDCAを活用した計画の検証は行ってきておりました。それを次期振興計画は5年目に必要であれば見直しをするということについては、私は、次の10年は恐らくデジタルトランスフォーメーションにしても5G、6Gの技術の転換にしても、この10年よりも先の10年は非常に早いと思います。ですから5年目にそれらを見直すということは、政府がさらに沖縄の政策にしっかりと力を入れていくということのそういう思いだというように受け止めています。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 知事おっしゃるとおりなんです。ですので所信の中で、いついつまでこう、いついつまでこうというようなものがお示しされているようには、私には見えなかった。実はこれとても大事なことなんです。ですのでその辺の取組を事務方もしっかりやっていたきたいというように思っております。

これに関連しますけれども、令和4年度の沖縄関係予算について、先ほど総務部長からありましたけれども、我が党の代表質問でこのような同様の質問をさせていただきましたが、振興予算の減額措置に対して知事は、大変残念としか言いようがないとか、復帰50周年を節目に新しくスタートする沖縄振興の発展につなげていく予算として県民や市町村、県の思いに応えられるものではない。さらには、果たして国は沖縄の発展的可能性をどのように検証したのか、当然、国にたださないといけないと国へ苦言を呈しておられる。知事はなぜ国へ苦言を呈するんですか。知事は、国が沖縄の思いを踏みにじったというふうに思われているのか非常に疑問です。その辺は、このコメントについて知事はどういう思いで言っているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほどの私の答弁と若干、

議員の御意見が少しかみ合っていないような感じがするんですが、所信表明は令和4年の県政運営に当たっての全般をお話しさせていただいたもので、振興策は振興策で、10年間のものであればそれは新しい振興計画の案の中でしっかりとこの10年でやっていきたいということは網羅させていただいておりますので、そのことはぜひ御理解をいただければと思います。

それから、やはりこのように単年度の、次年度の予算に我々も3000億規模でしっかりと臨んでいきたい。そうすれば、市町村の事業も遅滞することなく、あるいは縮小することなく実行できますし、また県もサポートができるという、そういう財源が確保できるということから、その思いがかなわなかったということ非常に残念であるというように述べさせていただいた次第です。しかし、予算が示されればその示された予算で、ではどのようにしてお互いが支え合える予算の仕組みにしていくかということについては、また新たな我々の思いをしっかりとその令和4年度の予算案に込めさせていただいたと思います。

○大浜 一郎君 ちょっと休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 申し訳ありませんが、どの場面のインタビューのどの質問に対する私の発言なのかについては、少し思い出せないのですが、ただ国に対してただしていくということは、我々の思いを常に確認していくということで、意見交換も含めて確認をしながら、よりブラッシュアップさせていくということは我々にも責任があることですので、それを確かめながらやりたいということの思いではなかったかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 私たち沖縄・自民党は、財政特例や税制特例、沖縄公庫の存続などを含む特例制度に関しては、政府側に制度の維持を強く要望していくということをお約束しました。しかしながら、予算獲得額については知事の最も重要な仕事であり、知事の力量にかかっているんですよと再三この議会で我々は申し上げてきました。予算獲得が、これは知事の責務じゃないんですか。知事の予算減額の結果責任というのは当然あると思いますよ。それをどのようにお考えなのか。それを明確にきちっと言ってもらわないと、僕はよくないと思いますね。知事どうでしょうか、その辺は。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 令和4年度の予算につきましては、内閣府のほうに確認したところ、所要額を積み上げた結果というふうな御説明もございました。当初は財務省の内示からはかなり大幅な減でしたけれども、最終的に西銘大臣の折衝によりまして今の額が確保されたというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ですから、政府も一生懸命頑張ったわけですよ最後は、復活折衝で。しかしながら、予算を積み上げていくというのは、これは知事の最大限の仕事だと思います。これは再三申し上げてきた。この結果について、知事は残念だとか苦言を呈したり、そういった場合ではないんです。しっかりと次はとにかく頑張る。こういうことになって本当に残念だけれどもこの予算をしっかりと使い切るという、先ほどの答弁のようなことを力強く言えばよかったですよ。

これ以上言っても、また総務部長がお答えになるでしょうから、次に移りますけれども、沖振法の改正において努力義務が課せられたということについて、これは内閣府の中でも、振興審議会の中でもあったそうなんですけれども、知事はやはり離島地域や本島北部地域を含め、行政視察も極めて少ないと。地域が抱える産業振興、定住人口、特に医療体制の課題解決の関心がとても薄いのではないかという疑義が沖振調査会でもあったと私はお聞きしました。これは私も含め離島住民も同様に感じている人々も多いと思いますよ。

知事は、この努力義務新設についてどのように取り組まれていくのか、知事の言葉でお聞きをしたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時43分休憩

午後4時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 離島振興、北部振興、これまで取り組んできたところ、今回努力義務規定が設けられたところで、沖縄県としても、さらなる施策の充実等に努めていく必要があると考えております。また、条文では地方公共団体に加え、国も加えられております。国、市町村と連携して、必要な施策の充実等に努めていきたいというふうに考えます。

○大浜 一郎君 ちょっといいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時44分休憩

午後4時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 企画部長が答弁をさせていただいていることと重複しますが、これまでにも北部・離島市町村の振興について定住条件を定めるなど様々な取組を行ってきたところではあります。その振興について努力義務が置かれた、努力の規定が置かれたということは、議員御案内のとおり、より一層、国、市町村と連携をして力強く取り組んでいくということが位置づけられたというように受け止めています。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 それに向けて本当に知事、よろしくお願いを申し上げたいというように思います。

この努力義務に関連することなのですが、特にコロナ禍において離島の医療の脆弱性は顕著な事例として浮き彫りになりました。現場から聞こえてくる声は、先ほど病院事業局長からありましたけれども、やはり離島医療における大きな課題は、医療資源の不足とか医療人材の確保が非常に求められています。今後においても、感染症対策の充実とか医療人材の働き方改革の問題もありますね。そういったこともありますので、離島地域の医療充実のための離島地域の基幹病院の定数の見直しも含めた議論は、改正沖振法の努力義務として具体的に取り組むべきではないかというように思いますけれども、これはもう知事のリーダーシップでしょう。知事のほうでちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時46分休憩

午後4時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 県立病院の離島の医師の確保については、毎年どういうふうにして充実するか、みんなで検討しているところでございます。まず第1に、離島の医師の確保に関しては、県立病院で専攻医というのを採用して、基本的には専攻医が3年目になるとときには1年間の離島の勤務というふうな方法で医師を確保すると、まずそれが第1点でございます。それからもう一点は、派遣事業がありまして、本土の大学それから公的な病院に、採用のホームページあるいは直接そこに出向いて医師を確保すると。それから3点目は、やっぱり琉球大学との交流が必要でございます。琉球大学にもかなり多くの医師を確保し

ていただいております。それから今後、地域枠というのがございます。こういった方々が専門を終了した場合に、地域に、離島、北部を含めて派遣して確保していくと、そういうふうなことで対応しているところがございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 病院事業局は、コロナ禍の2年間の内容を、もう少し現場の声を聞いたほうがいいと思いますよ。コロナ禍においても経営効率を求められるような議論があったりとか、どたばたしている中で人員確保もままならない中で、そういったことで現場からは基本的にうんざりした声が聞こえてくるものですから、定数の見直しも含めて、どういうふうにしたら医療崩壊しないのかという、ちゃんと現場の声をお聞きになってやっていただかないといけないんですよ。これは離島振興なくして沖縄振興なしという知事の思いに今のところ沿っていると思えませんよ。知事、この辺はどういうふうにお考えになりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど病院事業局長からありましたとおり、医師の確保、医療人材の確保というのは、あらゆる手段やその方法も考えながら適宜行っているという中であって、今般コロナウイルス感染症が2年にわたってずっと感染している状態が続いている。そこで全国からも医療人材をお寄せいただき、場合によっては自衛隊にも力を貸していただきながらということで、地域医療、離島医療に一生懸命取り組んできたところであります。さらに、この離島医療について、医療体制の脆弱さというのは言うまでもありませんが、ですからなおのこと大学などの地域枠などもさらに増員をさせていただくとか、お互いに少し枠を増やしていただけるような、そういう取組もまた工夫を重ねていきながらしっかりと取り組んでいく。それを一つ一つ丁寧に進めていくことが肝要であろうというように考え、取り組んでいるところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 これはもう知事のリーダーシップで解決できる問題だというように思っておりますので、どうかこの辺の現場の声をしっかり形にさせていただきたいと思えます。

それと復帰50周年を迎える沖縄自立経済に向けての展望ですけれども、知事は復帰50周年を迎えた総括と展望ということについて、県民所得は全国最下位で自立経済は道半ばだと。国による沖縄の特例措置は、特殊事情から発生する政策課題の解決が実感でき

るようになるまでは継続が必要だというふうにも述べています。政策課題が解消したと、沖縄の特殊な事情から発生する政策課題を解消したと思える、実感できる時期というものは、知事はどのような展望で見えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後4時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） これまで県経済の拡大・拡充、それから1人当たりの県民所得に向けて様々な取組を講じてまいりました。新たな振興計画にあっては、DXを活用した産業の高度化、高付加価値化を図ることとしておりますし、新たな振興計画、今回展望値で域内循環率というのを定めております。バケツを大きくして経済規模を拡大していく。そして穴が空いて外に漏れる水を塞いでいく。そうして域内循環率を高めていくことにしておりますが、例えば地産地消ならぬ地消地産という言葉があります。地域で消費するのは地域で産出する、生産する。例えば県内で産出されるビールであったり泡盛だったり、この原材料も県内で産出する取組も必要になるでしょうし、ものづくりであっても、ある程度競争力があるものは県外からの調達によらず、県内の産業あるいは企業を強化していく。こういう取組を通して域内循環率を高め、1人当たりの県民所得の向上につなげていきたいと考えております。

○大浜 一郎君 休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時53分休憩

午後4時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○企画部長（宮城 力君） 失礼いたしました。

これまでの沖縄振興特別措置法等については、今議員おっしゃるとおり様々な特殊課題があって、それから派生する課題、これに対応するための特別措置が講ぜられているもので、沖縄の特殊事情が存して、それに対する課題があるならば、引き続きの特別な措置を講ずる必要があるものというふうを考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 これは時間軸を持った計画にしているかないと厳しいですな。

知事は具体的に、県民所得が35位、25位の状況になってきたら、特措法とか振興計画の必要性の議論が出てくるとも語っているんですね。最新の都道府県

別において、これは内閣府の県民経済計算、2018年ベースが出ていると思いますけれども、25位とか35位の県民所得額と都道府県名はどこか、ちょっと教えてくれませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時54分休憩

午後4時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 今手元にその中位の県の1人当たりの県民所得のデータは持ち合わせておりませんが、後で提供したいと思います。今後数年かけて1人当たりの県民所得が向上するとしても、相対的な順位になろうかと思えます。各県との相対的な順位がどの程度になればというのは、非常にそのデータに基づいて検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 私はだからそのランキングの位置、25位とか35位の位置が基準となる根拠は何なのかと。目標とすべき県民所得の到達時期をどう展望しているのかと。もう一つは関連して、沖縄県は労働生産性が低いというのは、これは基本的に反省としてあるわけです。ではこれらは目指す県とどれぐらいの労働生産性の差異が今生じているか。こういう基準がなくて、25位、35位といっても分かりませんよ、これが基準になるなんて言ったって。どういう経済運営をしていくんですか。どういう振興計画をきちんとやっていくんですか。だからこれが漠然だと言っているんですよ。この辺ちょっとしっかりお答えいただけませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画につきましては、計画の展望値を設定しているところで、これは絶対値でございます。10年後、様々な沖縄施策の展開によって指標がどの水準になっているか。例えば1人当たりの県民所得であれば、令和2年度約214万円の水準であるところを291万円の水準にまでなるといふふうに今見込んでいるところでございます。この291万円が10年後に全国のどの水準になるかというのは、先ほども申し上げたとおり相対的な部分がありますので、これは非常に難しいところだと考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 基本的に全国レベルでここまでいけば振興策を考えようというふうに明確に知事が言っているわけですから、その辺の根拠となるバックデータ

をしっかりとっておかないと議論にならないので、その点は後ほどまたやっていきたいと思えます。

コロナ対策なんですけれども、石垣市では2月28日の時点で65歳以上の高齢者の3回目のワクチンの接種率は84.4%、12歳から64歳までが18.2%、全対象者の38.1%が接種を完了しております。市の方針としては、3月までに接種率を高め、地域の免疫力を高め、医療崩壊を防ぎ、経済再生への足がかりにしたいということでもあります。

県の直近の3回目の接種状況と具体的な接種率をいつまでに、いつまでに市町村と連携強化していくのかを、もう少し具体的に答弁を願います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） ワクチンの接種については、3回目接種を推進する必要があるということで、推進期間を設けまして、3月末までに高齢者の7割に当たる接種を推進するというところで、目標を設定しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 とにかくコロナは今日も1029名、そして来週にはまたどうなるか分からない状況になってきている。一方ではインフルエンザのようなものだからあまり気にしないほうがいいという人もいるけれども、石垣市では3回目を接種して、かかっても無症状な102歳のおばあちゃんがいるんですよ。だから医療崩壊が起きない。だからいつまでにワクチン接種をするというようなことが非常に大事なことなので、それに向けて加速して対策を取っていただきたいと思えますけれども、知事これはどうですか。これは経済の再生の礎になるものですから。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まず、高齢者の方々の発症及び重症化を防ぐということから、3月末までに高齢者7割に当たる方々にワクチン接種を進めていきたい。市町村と連携をし、広域センターも活用しながら、エッセンシャルワーカーの皆さん共々含めて、よりワクチンの接種を進めていきたいというように思います。

それから、今日も1000名余りの新規陽性者がカウントされておりますけれども、特に1回目、2回目のワクチンの接種率が低い市町村もまだ頑張っていたら、そういう方々にも声をかけていただきながら県もしっかりとサポートをしていき、できるだけ感染を防ぐ、そして感染しても重症化を抑えるという意味でのワクチン接種への協力をしっかり呼びかけていきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 この広域接種センターですけれども、県は第6波の対策として、職域接種も含めたワクチン接種率を向上するための大規模なワクチン接種会場の設置を、東京とか大阪のように——これは実は自衛隊法に基づいて沖縄での会場設置、誘致ができるんですね。その辺のことをお考えになったことがあるのか。その要請を試みたことがあるのか。その誘致を今後もこの状況下の中でやるべきなのか。やるおつもりがあるのか。自衛隊法で設置誘致できるんですが、災害要請ではなくて。ですので、そういったことを要請してもいいんじゃないかと思えますよ、こういう事態になれば。私が聞いた範囲では、自衛隊も要請があれば検討するというをお聞きしています。大規模接種センターをしっかり運用していくためには、自衛隊法に基づいた接種会場の設置も視野に入れてはどうかと思いますが、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 昨年の夏でございましたが、ワクチンを推進するためにということで、自衛隊の大規模接種会場についても沖縄県で設置できないかという要請は口頭で申し上げたところでございます。しかしながら、東京、大阪以外にはちょっと検討が難しいというお答えであったというふうに理解しております。

今回、県が設置しております3か所の接種センターにつきましては、北部、中部、南部に置いておりますけれども、予約状況についてはまだ余裕がございますので、まずはそこからしっかりと接種を進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 それでは自衛隊法に基づく会場設置は要請されたんですね。自衛隊がお断りになったという理解でいいですか。設置が難しいと。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時2分休憩

午後5時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） すみません。具体的な資料が今手元にはないんですけれども、昨年の夏に口頭で知事のほうから要請をしたということでございます。

○大浜 一郎君 ちょっと休憩いいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時3分休憩

午後5時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん） すみません。自衛隊に直接ということではなくて、知事が軍転協に参加されるときに上京された際に、関係要路で口頭でお話になったというふうに記憶しております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時4分休憩

午後5時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まず、今部長が答弁をさせていただきまされたけれども、そういうような設置が可能かどうかという意見交換をさせていただいたものでありまして、要請をしたという正式なものではありません。ただ、やはり自分たちでしっかりと運営していくというようなことを考えた場合に、広域ワクチン接種センターを設置するに当たってはということで、またいろいろとそこも意見交換をさせていただきました。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 これは安全保障委員会で設置ができるという議論がもう既に終わっている話です、去年の段階で。ですので、その辺のところも必要であるならばいろんな手を借りてワクチン接種を向上させていただきたいというように思います。

話を変えます。

尖閣の問題でありますけれども、第11管区海上保安本部長が2021年度における中国海警局が尖閣の接続水域に派遣された日数、接続水域で確認された日数について、極めて深刻だというふうなことを述べられております。この日数については、県のほうで把握されておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 中国の船舶による領海侵入につきましては、平成31年が延べ日数で32日、延べ隻数で126隻、それから令和2年におきましては延べ日数で29日、延べ隻数で88隻、そして令和3年におきましては、延べ日数が40日で延べ隻数にして110隻となっております。

○大浜 一郎君 すみません、休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時6分休憩

午後5時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） 私、先ほど領海侵入と

いうこととお答えいたしましたけれども、接続水域でございますね。接続水域につきましては、令和3年におきましては、延べ日数で332日、延べ隻数で1222隻というふうになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 今はいろいろな接続水域とか領海侵犯した際には、知事にすぐ報告していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 海上保安庁からの連絡を受けまして、三役に情報共有を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 今回は海保や県警、自衛隊の連携の保護の体制の下で、東京都による海域調査から10年ぶりになる、石垣市による海洋実態調査、海上視察について行いましたけれども、これまで知事から基本的に何のコメントもございません。今回の調査は、平成25年に制定した石垣市の海洋基本計画に基づく海洋利用の促進と海洋環境保全の調査、そしてSDGsの豊かな海を守ろうスローガン、また知事が掲げている社会・経済・環境が調和する海洋島嶼圏構想にも合致していると僕は思うんですね。県の行政区内における今回の海域調査についてどのように思われているか、知事の所見を伺いたいんですが、この日はこの船に伴走するように領海侵犯を中国はしているわけですが、これはどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 答弁が重複するようで大変申し訳ないんですが、今回の視察の件に関しましては、石垣市長としての判断として行ったものだろうというように受け止めております。また、やはり日中両政府の平和的な外交、対話によって解決が図られること、尖閣諸島問題はそれが重要であるというように考えておりますので、引き続きそのように求めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 何を解決するんですか。調査に行っただけで、自分の域内で調査してきて何を解決するんですか。ちょっと分かりませんが、何を解決するんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 尖閣諸島における様々な対話によってお互いの互恵的な関係が築いていける、そういうような解決策を探っていただきたいということです。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 知事はあそこは沖縄の海だと思っていないんですか。今の話はそういうことになりますよ。どうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時9分休憩

午後5時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 平成26年11月7日に日中関係の改善に向けた話合いが行われました。4項目ある中の3項目で、双方は尖閣諸島等東シナ海の海域において、近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一致を見たことがあります。ですから、その方向で互恵的な関係をつくり、このような問題についての解決を図っていただきたいということを申し上げた次第です。

○大浜 一郎君 休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時10分休憩

午後5時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 日本の領海であり、領土であります。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ですので、あの4つの約束かどうかわかりませんが、あの辺は中国からすればこれは日本が守るべきだということを、僕は前の議会でも質問しております。

知事にお聞きしますけれども、今回尖閣諸島の海域の調査に、調査船に乗船して視察同行を要請していたら、知事は乗船して尖閣諸島海域の視察に同行されたでしょうか、もしお誘いした場合は。どうですか。一緒に行きましょうと。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 仮定の質問にはお答えを控えたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 仮定ではなくて——実際にお誘いしなかったから仮定になるかもしれませんが、やはり自分の領土・領海は自分で守るという基本的なことを、行政の長であってもしっかりとやるべきだというふうに思います。これも知事はしっかりとそういう答弁を今後はしなければならぬというふうに思います。その点についてはよろしくお願いをしたいと思います。

それと、やっとこの地震の観測網の話合いが前に進んでいるなという気がしますけれども、これは物すごく今大事な施設整備になると思いますから、勉強会とかいうのもいいんですが、しっかり時間軸を決めて国と本当にやらないと、自然発生的なものから来る被害は甚大ですよ。その点、もう一度決意をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県といたしましても、昨年11月から2月にかけて琉球大学の教授と意見交換を行っております。この中で基礎データの調査の状況でありますとか、沖縄県における地震発生の危険度でありますとか、海底地震観測網に係る国の整備状況等々について意見交換を行っているところでございます。この意見交換の中で、やはり国の整備に当たっては、地震調査研究推進本部で整備の必要性が認められる必要があり、基礎データの収集や整備に関する地域住民の意識の醸成など、一つ一つクリアすべき課題等を洗い出しながら進めていく必要があるというようなことを、県にもそういう意見がございました。

こうしたことも踏まえまして、議員からありましたとおり、県民の生命財産、安全・安心な暮らしを守るという観点から、非常に緊急で取り組むべき課題だというふうに考えておりますので、引き続き琉球大学等関係機関も含めて、整備に向けた取組を強化してまいりたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 質問を変えます。

ゴルフ場を含むリゾート建設なんですけれども、今進捗状況は商工労働部長からお聞きしましたが、農水部のほうでは何か問題がある箇所というのがまだ存在しているのでしょうか。どうですか、農水部のほうは。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えいたします。

農林水産部においては、農林水産省の通知等に基づきまして、土地利用の調整計画と地域経済牽引事業計画の土地利用予定地の記載内容、その他の適合について確認を終えたところであります。地域経済牽引事業計画が承認され次第、農振除外や農地転用の手続を行うこととなります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 環境部はどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

環境部に関しましては、沖縄県環境影響評価条例に基づき環境アセスメントの手続を実施しております。当該事業につきましては、環境アセスメント手続は既に終了してございます。今後仮に事業が実施される際には、事後調査報告書、現場の調査、環境監視が行われます。その結果を報告することになりますので、その内容について詳細にチェックをしまして、必要に応じて事業者を指導していくことになると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 このように未来法の趣旨にのっとり各種手続が進行して、大詰めに差しかかっているこの計画であるんですけれども、今般の市長選の争点になったことが私は全く不思議でならない。手続ののっとりやっているにもかかわらず。照屋副知事が1月に選挙で石垣に来た際に、今のような開発をいいののかと。私もこの手続の中にいるけれども、実際に現場に来ると認識の仕方が変わってくると述べられているんですよ。このような開発をいいののかと。これは地元紙で報道されていますよ。何をおっしゃっているんだらうと我々思いました。基本的にこの施設は地域の稼ぐ力の生産基地として期待されている施設なんです。高単価の客層や冬場の観光客の誘致、県民の生涯スポーツとしての活用、地域の農水産物の地産、消費拡大などの展望が期待されるものなんですね。ある意味、照屋副知事の一連の発言で仮に許認可の諸手続に遅れがあったとするならば、影響があったとするならば、サボタージュしたと勘ぐりたくもなりますよ。規模の大きい民間投資を伴うものですから、慎重にこういうことはしゃべっていただかないと大変困ると思いますが、これ副知事、いつ頃までに手続が済むというふうにお考えになっていきますか。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） まず、私のコメントが波紋を広げたようでありますけれども、これは赤土等による水の濁りというふうなものについて、工事中、名蔵湾で調査が実施されない予定であるというふうなことから、知事意見で実施するよう意見が提出されておりました。そのために令和4年1月16日、御指摘の日の現地視察を行った後に、赤土等の流出について発言をしたものであります。

私は、この石垣ゴルフ場については否定したことはありません。必要だというふうに認識しているということは、前の議会でも答弁をしたとおりでありまし

て、直近の環境団体が要請に来た折にも、私は、地域未来投資促進法につきましては、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目して、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものであるというふうに申し上げておりますし、また推進する団体の要請も受けて、その内容についても知っているわけでありまして。一方で、計画地周辺はラムサール条約に基づいた登録湿地である名蔵アンパルや、国指定特別鳥獣保護区などが存在し、また特別天然記念物であるカンムリワシの生息が確認されるなど、自然環境の保全上、大変重要な地域と考えているわけですね。

したがって、この古くて新しい言い方でありませうけれども、環境と開発の両立というふうな課題に向き合う事案として慎重に今まで手続を進めてまいりましたけれども、この石垣リゾート&コミュニティ計画につきましては、地域未来投資促進法や沖縄県環境影響評価条例に基づく手続に加え、沖縄県赤土等流出防止条例の開発行為に伴う手続も必要となることから、県関係部局及び石垣市と緊密に連携しながら適切に進めてまいりました。

手続につきましては、地域経済牽引事業計画、これが順調に審査が進んでおりますので、速やかに確認が下りるだろうとふうに考えております。

○大浜 一郎君 シカイトゥ ミーフアイユ。ありがとうございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長から発言の申出がありますので、これを許可します。

保健医療部長。

○保健医療部長(大城玲子さん) 申し訳ありません。

先ほど議員の御質問に対し、知事が軍転協参加のため上京したと申し上げましたが、正確には令和3年の5月27日に、基地関連の用務で上京された際に、内閣官房長官及び防衛大臣等へ、人口の集中する那覇地域に国が主体となり、大規模接種センターを立ち上げ、ワクチン接種を大きく展開していただきたいという旨の話をされたというのが正確な答弁でございます。

訂正しておわび申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) 座波 一君。

○座波 一君 それでは、知事の政治姿勢から入っていきます。

市町村道や農地基盤整備の予算が激減し、計画的なまちづくりに支障が出ております。地方の建設業は非常に不況にあえいでいまして、また沖縄県のハシゴ道

路計画事業も予算の影響で進捗が遅れている。まだまだ未整備の多い沖縄県の社会資本整備事業の予算の在り方に平準性がないのであります。現行の一括交付金制度においては、予算化されている社会資本整備事業の今後の在り方と予算の確保について知事の考え方を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 県や市町村では、老朽化した橋梁の更新など、緊急的な対応が必要な箇所に限られた一括交付金予算を重点配分し、効率的・効果的な執行に取り組んでおります。また、ほかの財源を確保するため、起債事業や新たな補助金等の積極的な活用についても検討しております。今後とも、市町村と連携し、関係要路へ要請するなど、一括交付金予算等の確保に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 座波 一君。

○座波 一君 この一括交付金なんですが、県は、県が配分できる一括交付金は非常に使い勝手がいい制度と言っております。たしか沖縄都市モノレールの事業のときは集中的にそれに配分して、市町村の分が遅れた分が多々あったわけです。これは認めておりました。そのときも都市モノレールが終了すれば、必ず市町村の遅れが取り戻せるという答弁だったが、今現実に全く停滞しているわけです。これが現実なんです。市町村は、計画的に事業を採択して展開しているわけですから、これが一括交付金の減額でハード事業に直結するというのは、これはおかしい話なんです。池田部長は、一括交付金の減額によるハード事業の遅れは避けられないと発言しました。これは既に決まっている事業に対して予算要求の20%程度しかつかないんです、地方の公共事業が。それでいいんでしょうか。予算をつけられないのであれば、この一括交付金制度の予算、これ知事が民主党時代の国会議員のときにつくった制度なんですが、このようにハード事業が一括交付金に縛られていいんでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時24分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) ハード交付金の減額に伴いまして、公共事業への事業のスピード化に対する影響というのは免れないところがございませうけれども、その中でも令和4年度のハード交付金の配分につきましては、なるべく市町村への影響が少なくなるよ

う配慮したところでございます。おおむね県と市町村の配分が1対1となるよう考慮したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 配分の問題ではないんです。これは一括交付金制度において、ハード交付金が全てその減額の対象のときに影響を受けるというのは、いかがなものかという考え方なんです。それについておかしいとは思いませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、ハード交付金が減額されているという一方で、ほかの財源も、例えば新たな補助金として道路のメンテナンス事業ですとか起債事業、そういったものを活用しながらなるべく影響が少ないように考慮しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 一括交付金のない他府県のハード事業も果たしてそうなのか。全て減っているかということなんです。決して減ってはいません。政府はコロナ後の景気回復を見据えて、大型景気対策を打っているわけです。今こそ公共工事なんです。なぜ沖縄だけが減るんですか。その疑問が一括交付金にあったんです。そういうことじゃないですか。いわゆる一括交付金方式の在り方の検証もなく、一括交付金によるハード事業の減少を仕方がないとする県の考え方は、県知事をはじめ予算の交渉力がないということなんです。それに気がつくべきです。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 令和4年度予算の要請に当たりましては、これまででも全市町村長と意見交換を重ねるとともに、今年新たな取組として、ロジックモデルなども活用して内閣府にその事業の必要性について丁寧に説明してきたところでございます。ハード交付金の部分につきましても、従来からいわゆる国直轄だけではなくて県事業、市町村事業が一体とならないとトータルでの効果が発現しないということで具体的な事例も上げて説明をさせていただいたところで

が、今回大幅な減額になったということで、その影響をなるべく最小限に収めるために、事業の進捗であるとかそういったものを踏まえながら現在対応しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 第5次振興計画の最中に決めたものは、これは継続してやらなければいけませんよ。ですから市町村が着手した事業の予算はしっかりと確保しないといけません。だからこれは一括交付金が減額することによって、市町村の事業がこの7年間も停滞することはあってはいけないというんです。このシステムがおかしいと言っているわけです。だから池田部長が一括交付金の減額は仕方がないということはおかしい。努力をしなければいけないということなんです。そういうことです。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 減額措置されたその現実問題として、では今までのように予算がつけられるかという、その財源がそもそも欠けてしまっているという状況ですから、欠けた財源の中でフル活用するために、どういう工夫が必要かということを上げている次第であります。なお、次年度は、もちろんその予算が増額できるようにしっかりと交渉していきたいですし、令和4年度の年度途中でも補正予算としてまた組み込めるものがあればしっかりと見ていきたい。そういうものを創意工夫を凝らしていきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 だから沖縄振興予算の増減に一喜一憂するんじゃないくて、内容ですよ。事業の継続性を重視して訴えて、絶対にこれは確保しなければいけない予算があるということをベースにしなければいけないということなんです。そういうことです、もういいです。

次に、現在の東アジア情勢は、台湾有事、北朝鮮のロケット威嚇、中国の現状変更などで緊張が高まっております。知事は、尖閣問題で中国政府にまだ抗議も行わず、外交・防衛は国の専権事項として、当事県の立場に立った発言を国際社会にまだ発信しておりません。さらに知事は、日米安保と自衛隊を容認するとしながら米軍基地を政治問題化し、日本政府と対峙する政治姿勢を続けているが、沖縄県知事として日本政府及び米国と連携した県民の安全保障をどのように考えているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県といたしましては、日米安全保障体制が、我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと認識しております。しかしながら、本県に約70.3%の米軍専用施設が存在する状況は、到底受忍できるものではなく、さらなる基地負担の軽減、基地の整理縮小が必要であると考えております。また、アジア太平洋地域における平和と安定は、県民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上で極めて重要であることから、日米両政府に対し、域内における緊張緩和と信頼醸成に努めること等を求めています。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 知事、沖縄県のこの安全保障体制というか、県民の安心・安全をどう守るのか。これは有事を想定する中での認識が甘いのではないかとという県民の見方があるんですが、それについてはどうなんです。アメリカとの安保条約の中で、抑止力というのが今作用しているはずなんです。その抑止力を評価するものですか、知事いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ここ最近の論調、風潮、そしてロシア、ウクライナの現実的な問題が惹起するに、やはりその台湾有事がまことしやかに論調として高まってきておりますが、有事ということはつまり戦争になるということです。沖縄が有事の的になるということは、絶対に認められません。それは政府の努力によって日米の安全保障体制を確保しつつ、日本の立ち位置として、では韓国、中国、東アジアの国々などのような外交努力をしていくかということが肝要だと思います。その上で私は、これは外務省の中国・モンゴル第二課が令和2年に出した資料ですが、中国経済、日中経済関係というページの中に、日本にとって中国は最大の貿易相手国——2019年です——中国にとって日本は米国に次ぐ2番目の貿易相手国です。中国にとって日本は国として第4位の投資国です。中国にある日系企業の拠点数3万3050拠点、日系企業の海外拠点数で中国は第1位という、このような現実的な方向性を我々はもっと重要視した外交ができるのではないかとということも同時に議論をしていかなければ、片方の有事論だけで安全保障を語るのではなく、人間の安全保障こそが日本が求める立ち位置なんだということを政府にしっかり頑張ってくださいたいというようにエールを送っている次第です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 今知事はこの台湾有事論をまことしやかにと言いましたが、事実、現実はどう台湾問題というのは、世界が注目する緊張を高めていることもあ

るといことは現実なんです。まことしやかじゃないんです。その中で日米安保を基軸に我々は、東アジアの安定に寄与しているという、抑止力を必要としているということを知事が認識しないと、今、全くもって日米の方針と違うことを言っているということですね。そういうことですよ。違いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は、この世界のグローバル経済の中での日本のポジションというものをもっと重要視した外交ができるのではないかと思います。安全保障は確かに重要です。日米同盟も私は認めている立場です。しかし、その安全保障に偏らない政策の方向性を同時に行っていかななくてはいけないということが最近の世論の中で非常に薄くなってきている。テレビや報道の論調もパワーゲームみたいな有事論を得意とする方々がテレビに出てきて語ると。そうすると国民は、あ、それだけかということで片方の方向性に振られかねない。だからもう少し冷静に、日本だからできる安全保障という存在、姿を国民に示すということも大事ではないかということを示述している次第です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 知事こそ、これ空想ですよ。安保を強化することが何か全て対抗意識を出しているという意味じゃないんですよ。安保でもって抑止をする。均衡のバランスでこそ日本の外交は成り立っています。外交と防衛です。今世界の現実はそのなんです。そういう中での沖縄県の立場というものが非常に微妙なんだということを、県知事は分からないといけないということを言いたくてこの問題を指摘しているわけです。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時35分休憩

午後5時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 次に移ります。

今月20日にまん延防止措置が解除されましたが、その時点での新規陽性者からしても、第5波のデルタ株のときであれば解除はできなかったはずであります。感染力が強いオミクロン株に対し、なぜ早々とまん延防止措置を解除するに至ったのか、専門家会議でどのような議論があり判断したのか、オミクロンとデルタ株の特性にどのような違いがあるのか、県民への説明責任を果たし理解と協力を得るべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 1月9日からのまん延防止等重点措置につきましては、その実施により、急激な感染拡大の抑制に一定の効果があったものと考えております。2月16日時点における人口10万人当たり新規陽性者数は200人以下とはなっていないものの、病床使用率それから重症者用病床使用率は50%未満、新規陽性者数の前週比減の継続は達成しておりましたことから、感染症対策専門家会議等の意見を踏まえて、措置期間の延長を政府に対し求めないことを決定したところでございます。また、オミクロン株はデルタ株等に比べて、感染力は高いが、重症化する割合は低いとされていることが確認されているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 くしくも今日、感染者が1029人と発表されました。来週にかけては2000人にいくのではないかという予測なんです。これはクラスターが多い学校現場での対応が問題ではないかという指摘もあるわけです。今、介護施設や家庭内、あるいは施設内療養にも大変問題があります。今後しばらく重症化や死亡率のほうが非常に問題になります。このペースでまた感染が拡大してそのような問題、重症化や死亡率に対する考え方、それをしっかりとしないと、今のまん延防止の解除の緩みが本当に最悪の事態になって、死亡率が高くなるということが非常に懸念されるわけです。そこについてはどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時38分休憩

午後5時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まん延防止等重点措置を延長しないことについて判断する際に、病床使用率について、それから重症者用病床使用率についてを国としてもこれは重視するというところでございました。県としても国の考え方も踏まえまして、またオミクロン株が感染力が高く軽症者も多いということもございましたので、オミクロン株前につくった指標ではなかなか難しいということもあって、専門家会議の御意見を伺い、延長をしないことということ判断したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 延長しなかったことを悪いと言っているわけじゃなくて、それはそれでブレーキとアクセルを分けながらやるということが大事なことだと思っ

ておりますが、オミクロンとデルタの株の特性をしっかりと認識した上での判断であったと今言っているわけですね。そうであればそういうことをしっかりと説明して、幾ら急激に感染が拡大しても、最低でも守るべきは、重症化リスクのある患者とか高齢者とか、そういう対応策を打ってなおかつ増えるのであっても何とか対応できるという考え方だと思うんですが、そういうことではないんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 議員御質問のとおり、その判断をするときに、やはり新規陽性者数についてはまだ多い状況でございましたが、子供と高齢者の対策をしっかりとやるということを前提に、まん延防止等については延長しないということとしましたので、その際に高齢者対策、それから子供に対する対策を強化するというので、県としてはそのような取組をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 次に、県議会では全会一致で観光産業の再興に関する条例を制定しました。そして5つの緊急政策提言を知事に対して行いました。条例の目的である感染症対策と経済対策の両輪の対策が県の責務として明記され、それに伴い緊急政策提言も行いました。知事は、この条例がコロナ対策の後ろ盾になるとしていたが、残念ながら緊急提言が生かされず第6波の感染拡大となった。那覇空港クリニックの設置、離島のコロナ患者のヘリ搬送強化、紫外線照射装置等による医療・介護従事者等の安全と衛生環境保全業務の負担軽減、自衛隊法に基づくワクチン接種強化など、国と折衝すれば可能であったと考えるが伺います。また今後の感染対策と経済対策を見据え、今後この条例の必要性を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 那覇空港内クリニックの設置についてでございます。那覇空港内クリニックの設置は、那覇空港ビルディング株式会社が、旅客サービス強化の一環として必要と認識し、検討を進めているところです。同社は、空港内クリニックの医師確保や採算性などの課題解決のためには、国や県の支援が必要であるとして、県としても、これらの課題について意見交換を行っているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 多くの離島を抱える本県においては、小規模離島において感染者が発生した場合には、沖縄本島、宮古島または石垣島の重点医療機関に搬送する体制を整備しております。さらに

重症者については、各地域から本島へ搬送しているところがございます。また紫外線照射装置につきましては、国は、紫外線の新型コロナウイルス感染症の予防効果について、現時点では明らかになっていないとしていることから、県としても慎重に検討する必要があると考えているところがございます。またワクチン接種につきましては、県の広域ワクチン接種センターを北部、中部、南部の3か所に設置し、2回目接種から6か月以上経過した18歳以上の全ての方を対象に追加接種を進めているところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 観光再興条例は、新型コロナウイルス感染症が観光関連産業をはじめとした県内産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光産業の再興と安全・安心の島沖繩の実現を目的として、全会一致で制定された経緯があります。

県としては、県内の感染状況や県内産業が長期にわたり影響を受けていることを考慮すると、本条例が観光産業の再興等に関する施策を実施するための予算確保などの後押しとなることは望ましいものと考えております。

○座波 一君 今後この条例の必要性は……

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時43分休憩

午後5時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 本条例は、今年3月を期限とすることから、その延長に向けて議会において審議されるものと承知しております。

県としては、県内の感染状況や県内産業が長期にわたり影響を受けていることを考慮すると、本条例の延長は適当であると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 議会の緊急提言はまさに出口戦略であります。その一つである離島のコロナ患者のヘリ搬送強化について、八重山病院は、宮古、八重山諸島圏域の唯一の中核病院であるため、緊急患者の受入れや本島への中継搬送の役割を担っております。令和2年度、自衛隊と海上保安庁が対応した数は97件にもなり、周辺離島のクラスター患者等の搬送など、緊急ヘリ搬送の重要度が増しております。県は、八重山病院が果たす役割をどのように理解し、ヘリ搬送強化策を考えているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時45分休憩

午後5時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県内における一般の急患搬送につきましては、自衛隊及び海上保安庁との協定に基づき、その枠組は整備されておりますけれども、感染症については資材等を用いて安全に搬送することが必要、それから感染しないようにという感染防止対策の確保なども必要なことから、自衛隊、海上保安庁及び航路事業者の協力を得て、各地元の病院とも協力しながら進めているというところがございます。

○座波 一君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時45分休憩

午後5時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えします。

県立八重山病院は、八重山医療圏の基幹病院、中核病院としての役割を果たしています。御存じのように八重山地域には離島診療所、幾つかの小さな島がありますけれども、その患者さんの搬送に関しては、基本的には船舶ではない場合には海上保安庁のヘリを用いて患者さんの搬送を頼んでいるところがございます。自衛隊のヘリの場合には、例えば与那国で多数の患者さんが発生した場合に複数の患者さんを運ぶと、そういうふうなことで自衛隊ヘリの活動も応援を頼んでいるところがございます。八重山地域は最後のとりでとしてそういった患者搬送については力を入れていると、そういうふうなことでございます。それから八重山から本島、非常に重篤な患者さん、これは新生児とか心疾患、脳の疾患とか、非常に緊急を要するような場合でも、夜間とかも利用して患者さんを搬送しているとそういうふうな状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 私がこれをなぜ聞いているかということなんです。八重山病院における圏域における搬送体制がしっかりつくられているかということは、今年の2月17日付で知事公室長から病院事業局長宛てに急患搬送用ヘリポート設置の検討についてというのが出されていますね。それについて案が示されて、その案について3月7日までに回答するよということ、非常に時間のないようなやり取りが今なされているわけですね。それは事実ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時48分休憩

午後5時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 今、座波議員が御質問の件は、八重山病院における今暫定ヘリポートという形でヘリポートを整備していますけれども、このヘリポートが将来的に石垣市における土地区画整理事業の関係で、運用の関係で石垣市と今協議をしておりますけれども、そのヘリポートの形態によっては石垣市の土地区画整理事業の土地の活用に一定の影響が出るということで、今恒久ヘリポートの整備に向けて協議をしているということで、県立八重山病院の所管でございますので、病院事業局とも意見交換をしているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 私は、場所がどうのこうの問題を言っておりません。今示された案が、1人搬送用の機種のみを想定した計画を求めているんですね。それがおかしいんじゃないかと言っているわけですよ。大規模災害も含めて、やはり自衛隊が運用する2人乗り以上の機種が対応できるようなヘリポートの検討が必要じゃないかということをお願いしたいわけですね。なぜ1案に限って決め打ち的にそれを回答を求めているのかというのが、大いなる疑問なんです。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 先ほど申し上げましたけれども、まずは現行の暫定ヘリポートについて今後どういった形で恒久的に使える形に持っていくかということでの議論をしているというわけでございまして、今座波議員からありましたところの機体について、限定的にこういった形でのものは今後検討していくということになろうかというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 この圏域は、自衛隊の搬送圏域でもあるわけですよ。ですから恒久ヘリポートというのであれば、そういったことも視野に入れて、先島地域を含めた離島の中継拠点としてしっかりとヘリポートを整備するべきではないかというのが今の質問です。その考え方に対してどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 具体的に今、議員からあるところの機体にした場合、どういった規模のヘリポートになるのかも含めて、まずはしっかりと検証した上で、本来の目的であるところの離島地域の医療の

確保の観点も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 先ほどのコロナの問題なんです、今介護施設でも療養を受け入れるような方針になっていますよね。これは今施設では大変負担が大きいということで悲鳴を上げているようです。これを沖縄県、どのように本当に考えているのか。追加接種をした職員がそれでもコロナにかかる、その施設はクラスターになってしまっているという現実がもう毎日続いているわけです。沖縄県、これを容認して今やっているわけですけども、この問題に対する対応というかフォローはないんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 高齢者施設等において感染者が発生した場合、入院治療が必要な場合には病院で療養することになりますが、今回のように数が非常に多いという場合には自宅療養、それからホテル療養、ただ高齢者の場合にはホテル療養が非常に難しいということもございまして、施設内で療養するという形を取らせていただいております。その際には、県のほうからは感染管理の専門家、医師、看護師等、それから介護士等を派遣するような仕組みを今つくって、それで実施しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 現実に、医師のいない施設もあるわけですね。そういうところでもうクラスターは当然。そしてまた家庭内療養に戻っても、さらにまた出てきて感染すると。これの繰り返しなんですよ。そういう状況であるということを考えれば、県は何か打つ手はないんでしょうか。大変だと思いますよ。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 自宅療養それから施設における療養等々につきましては、やはり感染してから解除されるまでの間、しっかりと感染対策を取っていただいて療養するという形が必要になります。その際に、やはり病状が変わるとか入院が必要であるという場合にしっかりと対応できないといけないと思いますので、そこは県のほうで健康管理センターをつくって毎日健康観察を行っておりますので、そういった対応でしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 病院等の病床圧迫を避けるためとか、医療現場を守るためにというような施策が、今しわ寄せが介護に来ているわけです。そういうことを

しっかり受け止めて、県は次の施策をやらないと大変な状況だということをぜひ分かってほしい。そういうことで質問しております。よろしくをお願いします。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時55分休憩

午後5時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 我が会派の代表質問に関連しまして、西銘議員の3の(3)のウ、観光産業関連基金についてであります。

観光再興条例を制定するに当たり、コロナで壊滅的な状況にある観光業の再興のために、国の支援を求め短・中・長期的な視点から観光産業を支えるために国の支援を求め、観光業再興のための基金創設の必要性を訴えてきました。しかし、今議会で提案される観光振興基金についての答弁では、まだ成立もしていない宿泊税の税収規模を見込んで40億円としているとのことであります。

そこで、コロナで疲弊する状況下で宿泊税の導入が本当に可能なのか疑問が残ります。これは状況が落ち着くまでというわけにはいかぬ状況なんですね、今。そしてまた観光業界の理解を得られていない。今一番必要なのは、経営支援であります。すなわち、固定費を補填することであるわけですが、この40億円で国の施策の上乗せ程度しかできないのではないかと考えております。沖縄独自の積極的施策に向け、国の支援を前提として基金の財源をつくるべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時56分休憩

午後5時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るための取組を長期的かつ安定的に実施するために、今般沖縄県観光振興基金を創設することとしております。その用途としましては、観光旅客の受入れの体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観の保全、観光の振興に通じる文化芸術の継承・発展並びにスポーツの振興、地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅客の促進を図るための事業等に活用することとしております。

国に対して、国庫を活用するように、積立ての財源とするように国に要請すべきではないかというような

御趣旨ではありますけれども、県ではこれまで国に対して、影響を受けている観光事業者への支援の拡充強化を要請してきたところであります。2月には照屋副知事が関係要路に対して要請をしたところでありますし、また、令和4年度当初予算におきましては、おきなわ事業者復活支援金、それからG o T oおきなわキャンペーンなどの事業者支援策、それから需要喚起策なども計上しているところでございます。これらの施策、事業の実施により沖縄観光の回復にしっかりと取り組むこととしておりますので、また引き続き、こういう執行状況を確認しながら国に対して観光事業者の支援の拡充強化を要請していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 今問題なのは、落ち込んでいる観光業界を再興させるというのが目的ではなかろうかと思っているわけです。今さら振興の話じゃなくて、どのように今落ち込んでいる業界を立て直して持ちこたえるかということなんです。だから固定費が必要ですよと、経営支援が必要ですよと言っているわけです。そういったものに比べられるような基金になりますかということ。シンプルに答えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時0分休憩

午後6時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 沖縄県観光振興基金は、既存事業では十分に対応できない事業、中長期的に実施する必要がある事業、機動的、柔軟に実施する必要がある事業に活用することを想定しております。先ほど述べましたとおり、令和4年度当初予算には様々な事業者支援策、そして需要喚起策なども計上しているところでございます。

基金の活用につきましては、各部局から活用事業を募集し、基金の目的、優先度、効果等を勘案した上で、事業の執行状況も勘案しながら、有識者や観光関連団体等で構成する検討委員会で意見を聴取し、事業を決定することを予定しております。事業のほうは決定され次第、随時補正予算等で計上し、速やかな執行に努めていきたいと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 質問が抜けていました。2に戻りまして(2)、コロナウイルス第6波におけるオミクロン株対策と出口戦略について、県はこの2つの株の特性をどのように分析しているか。例えば重症化率、致死

率、感染から発症までの期間、必要な隔離期間等を比較して何が分かったのか、対策方法を変えるべきと判断したのか、沖縄県には全国に先んじたデータがあるはずであります。県民の安心・安全と経済復興のためにも、県民が理解できる判断指標を出口戦略とするべきではないか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 国立感染症研究所によりますと、オミクロン株はデルタ株等に比べて、潜伏期間が短いこと、それからワクチン2回接種による発症予防効果が著しく低下すること、感染力は強いものの入院や死亡リスクは低いことなどが示唆されております。そのため県では、ワクチン・検査パッケージを活用した制限緩和を行わないことや、濃厚接触者の待機期間の短縮、それから新規陽性者数よりも医療逼迫の状況を表す指標を重視するなどの対応を判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 国立感染症研究所の見解、データも含めて、ちょっと県の見直しもあるようですね。あるようなんですが、やはりそれからするとデルタ株との比較でいうと、濃厚接触者という定義も変えないといけないのかなという感じがするんですが、これはまあ国の基準ですからそういうことではありますが、今その議論もやっているんですか。国も含めて、県もやっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） オミクロン株についての急拡大は、沖縄県がやはり全国に先んじて急拡大したということもございまして、沖縄県の状況を例えば国立感染研などが調べて国に報告しているところだと思います。そのような状況も踏まえまして、濃厚接触者の待機日数が縮められたり、それから例えば医療従事者や介護従事者などについては、濃厚接触者であっても検査をすれば従事ができるというような対応であったりというようなことは、国から緩和策として出されたところでございます。そのような状況を踏まえまして、国においても先ほどの濃厚接触者の定義等々についても今議論されているところであると認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 やはり、デルタ株とオミクロン株の特性に応じて専門家会議の中では相当議論されているようです。そして解除の方向へ向かった。あれだけ高いレベルの新規感染者を出しながら解除に向かって

いったというのは、大体筋道が分かってきたわけですが、しかしながら今日が1029人ですよ。ですが、これが本当に重症化が少ない、あるいは致死率が少ないというデータがあれば、それも示すべきだと思っております。さらには、そういう県民の不安を払拭するための工夫もしなければいかぬでしょうし、検査も徹底的にやる。そしてまた重症者対策はどうする、ワクチンも本当に積極的に打たせるというような、こういったことも展開しながら収束を図らなければ、この問題、何ていうんですか、いきなりまた復活して増えていった。これ県民は大変なパニックになりますよ。そういう心配はありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まん延防止等重点措置の延長をしないことを決定した際に、専門家会議からも御意見がございました。感染状況については、決してまだ予断を許さない状況ではあるということで、子供の対策、高齢者の対策、ワクチン接種についてはしっかりと取り組むようにというような御意見があったところでございます。その中において、やはり再度拡大の兆候が見られるときには、再度まん延防止等重点措置に踏み切ることもちゅうちょなくやるべきであるという御意見も中にはございまして、県としましては、その目安を明示したところでございます。それを病床使用率と前週と比較する7日間の新規陽性者の合計数という形で示したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 全国に先駆けて出口戦略に入ってしまったわけなんですよ、結論から言うと。ですからそれに見合う対応で臨まないといけない。ですから先ほどの基金の問題も戦略も立てて、当面の問題は何をするかということを確認にして、出口戦略を知事がリーダーシップを取って引っ張っていかなければいけないと思っております。そしてまた、濃厚接触者の定義の議論も沖縄から発信して、議論も進めていって、そういうオミクロンであれば何日間でいいというものがあれば、学校も混乱しない。今混乱しているところが非常に落ち着くんです。ですからそういう意味では、非常に難しい判断ではありますが、しっかりとブレーキとアクセルを踏み分けながら出口に向かうという戦略、それをぜひとも本部長である知事、よろしく願います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 条例を提案させていただいております観光振興基金は、既存事業では十分対応できない事業、中長期的に実施する必要がある事業な

ど、いわゆる機動的かつ柔軟に対応できるような基金とさせていただきたいという考えでございます。他方で全国知事会では、国からの交付金について、それもまたもっと機動的に使えるような、議員御案内のように支えるための、今を支えるためのそういう予算として積み上げ、それを実行するような、そういう形にも使えるようにしていただきたいということもる全国知事会でも政府に提案をさせていただいております。沖縄県もまた全国でもこの観光をなりわいとしている方々が非常に多いということで、同じような思いで強く要望を上げさせていただいておりますので、ぜひ沖縄県としましても、全国知事会とともに政府のほうへ機動的かつ柔軟な予算の組入れについてもしっかり要請していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 ありがとうございます。終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後6時10分休憩

午後6時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時30分休憩

午後6時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君 まず初めに、追加質問のお願いです。

2月27日の石垣市長選挙の結果について。また、2月24日のロシアによるウクライナ侵攻について。

この2件は、質問通告後に発生した看過できない重大な問題でありますので、先例を踏まえて質問を行います。なお、議長と執行部には連絡を済ませておりません。

質問を行います。

2月27日の石垣市長選挙の結果について。

主義主張や政策が異なる保守の一部と革新が統一し、選挙で勝つための候補者が現職に負けた。

そこで伺う。

(1)、選挙で勝つための保守の一部と共産党・革新共闘は限界であると思っております。玉城知事の見解を問います。

(2)、昨年2件の市長選挙、そして今年の南城市、名護市及び今回の石垣市において玉城知事が推す候補

が連続して敗れ、5連敗であります。なぜ玉城知事が応援すると負け続けるのか、玉城知事に伺います。

(3)、照屋副知事は、革新の分裂を避け勝つために一本化したと思っております。

そこで伺います。

ア、副知事の職務規程に候補者調整の規定があるのか。また、なぜ県の副知事としてそこまでやったのか、照屋副知事に伺います。

(4)、照屋副知事が応援したうるま市、南城市、そして石垣市長選挙で負けた。なぜ照屋副知事が応援したら負けるのか。照屋副知事に伺います。

次に、2月24日のロシアによるウクライナ侵攻について。

ロシア軍は、2月24日軍事力によってウクライナに侵攻し、ウクライナ国民をはじめ世界中に恐怖を与え震撼させております。今回の有事は、尖閣諸島や台湾問題を抱える沖縄県民にも強い衝撃と危機感を与えております。武力行使は現在も続き、多くの死傷者が出ております。いかなる理由があるにせよ、武力攻撃による他国への侵攻は許すことができず、容認できるものではありません。

そこで伺います。

(1)、ロシアの武力行使によるウクライナ領土侵攻について、玉城知事の見解と対応を問います。

(2)、県民は今後、尖閣諸島や台湾への軍事力による現状変更を危惧しております。玉城知事はどのように対応するか伺います。

(3)、米軍、米国は、日米安全保障条約の下、沖縄県、日本を守る義務があると思っております。沖縄県も米軍と連携・協力して沖縄県を守る体制を確立してほしい。玉城知事の見解と対応を伺います。

(4)、尖閣諸島に上陸を許さない対策及び上陸されたときの対応を伺います。

(5)、台湾有事に備えた沖縄県の対応について伺います。

3、令和4年度国の沖縄関係予算について。

玉城知事は、夏の概算要求で国に3600億円要求しながら、年末に2680億円に決定した。920億円の大幅減額の決定に玉城知事への失望と知事の責任を問う県民の声があります。玉城知事は、その責任をどのように感じているか、玉城知事に伺います。

今、沖縄県はコロナ感染問題で観光関連産業をはじめ企業存続の不安、経済不況の不安の中、今回の国の予算2680億円は、オール沖縄県政・玉城県政では国の予算を勝ち取ることはできない。玉城知事の限界を印象づけたと思っております。玉城知事の見解を問います。

玉城知事の辺野古阻止の公約違反について。

玉城知事は辺野古阻止の公約に違反しております。
休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時35分休憩

午後6時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君（パネルを掲示） これが現場です、今の状況。

同時に玉城知事はサンゴの移植の許可を与え、行政手続によって埋立工事を進めていることで県民を裏切っております。玉城知事は、公約違反と県民への裏切りを認めるべきであります。玉城知事に伺います。

翁長前知事が埋立てを承認し、工事が進み、玉城康裕知事もサンゴの移植等の許可をして埋立てを進めております。埋立事業費7200億円、現在2573億円、35.7%も工事は進んでおります。さらに、新基地ではなく代替施設としてシュワブ内で進められております。玉城知事は辺野古の現場がどうなっているか知っておりますか。玉城知事は、いつ、辺野古の現場を視察されたか。いつ辺野古区長・豊原区長・久志区長らと意見交換されたのか、玉城知事に伺います。

オール沖縄は、辺野古阻止を選挙で勝つための戦術として使ってきたと思います。玉城知事が公約に違反したことで、これからの選挙では公約や争点に取り上げることはないと思います。玉城知事の見解を伺います。

県民の命の尊厳に係る玉城県政の対応について。

(1)、コザ高校生の自殺問題について。

遺族や関係者から再調査の要望が出され、県教育委員会は再調査を開始した。ところが県教育委員会はその前に顧問の先生を懲戒免職の処分にした。そこで伺います。

ア、なぜ再調査もしないままに顧問の先生を処分したのか。

イ、顧問の先生を処分するのであれば、学校や県教育委員会の責任も明確にすべきであります。学校・県教育委員会の責任はどうするのか伺います。

(2)、県民の命の尊厳、本部港の倉庫における死亡事故について。

この事故は、沖縄県政の人災による事故であると思っております。県が速やかに修繕をしていれば、死亡事故は発生しなかったと思えてなりません。

そこで伺います。

ア、なぜいまだに県は事故への対応を示さないのか説明願います。

イ、自民党、公明党の県議らが文書で県に対応を要望しております。県はそれを無視しているのか。なぜ回答しないのか伺います。

県民の命の尊厳、中部病院でのコロナ感染死亡者について。

県立中部病院に入院、完治して退院を心待ちにした患者の皆様が亡くなられ帰らぬ人となりました。改めて御冥福をお祈りいたします。

県民の命を守り続け最も信頼されている県立中部病院での出来事に御本人はもとより遺族の皆様も納得できないと思います。しかも集団感染と死亡者の事実を隠していたわけであり、死亡した事実を社会に公表していなかったわけであり、このことは命の尊厳を著しく損なう行為であり、今の玉城県政の対応に憤りを感じております。県立中部病院でコロナ感染し、お亡くなりになった県民及び遺族にどのように対応するか伺います。

中部病院のコロナ集団感染及び死亡者の隠蔽について。

県議会は昨年7月12日、うるま市議会は7月27日に真相を求める決議を全会一致で行い、玉城知事に要請をしております。

そこで伺います。

なぜいまだにうるま市議会、沖縄県議会に報告がないのか玉城知事に伺います。

(2)、今回の中部病院の集団感染及び死亡者の件は、公表遅れではなく隠蔽だと思っております。誰の指示で病院事業局長と県立中部病院長でメールでやり取りして会見を中止させたか。病院事業局長に伺います。

(3)、6月10日、中部病院の会見直前に、病院事業局から謝花副知事に文書で、患者29名、職員12名、合計41名の集団感染が報告されています。ここで謝花副知事は、中部病院の集団感染を確認したはずであります。会見中止との関わりを謝花副知事に伺います。

(4)、玉城知事はコロナ感染症対策本部長として総責任者であります。中部病院の集団感染と死亡者については、事前に分かっていたはずであります。玉城知事は、中部病院の会見中止にどのように関わったのか説明を願います。

後ほど再質問を行います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時40分休憩

午後6時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 照屋守之議員の御質問にお答えいたします。

御質問の11の(1)、選挙で勝つための共闘、11の(2)、石垣市長選挙についてお答えいたします。11の(1)と11の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

各首長選挙につきましては、それぞれの候補者が、地域が抱える課題等の実情を踏まえ、自らの公約を掲げ、選挙に臨まれたものであると思います。そして、そのことを踏まえて有権者が判断されたものと認識しております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

〔副知事 照屋義実君登壇〕

○副知事（照屋義実君） 照屋守之議員の御質問にお答えしたいと思います。

2月27日の石垣市長選挙の結果について11の(3)ア、(4)、石垣市長選挙における対応について、11の(3)アと11の(4)は関連しますので、一括してお答えいたします。

今回の石垣市長選挙では、知事と近い政策を持ち、共に取り組んでいただける方を支援したところ です。各首長選挙につきましては、それぞれの候補者が、地域が抱える課題等の実情を踏まえ、自らの公約を掲げ、選挙に臨まれたものであり、このことを踏まえて有権者が判断したものと認識いたしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 3、令和4年度国の沖縄関係予算についての(1)及び(2)、沖縄振興予算減額の受け止めについてお答えいたします。3の(1)と3の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

令和4年度の沖縄振興予算の確保に向けては、市長会、町村会と連携し、沖縄担当大臣をはじめ関係要路へ要請を重ねてまいりましたが、令和4年度沖縄振興予算案は、前年度から326億円の減となりました。また、市町村とともに増額を強く求めてきた沖縄振興一括交付金については、前年度比219億円の減額となったものの、制度の継続は認められました。一方、沖縄振興予算の確保と併せて求めていた高率補助制度、沖縄関係税制などの特別措置の拡充、法の適用期間、沖

縄振興開発金融公庫の存続と機能強化等については、おおむね本県の要望を踏まえていただいたものと考えております。

県としては、沖縄振興予算を含め、過去最大の8000億円台の当初予算案を編成したところであり、新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ経済の立て直しを図るため、沖縄振興予算、税制及び政策金融を積極的に活用し、新時代沖縄を展望し得る、沖縄の振興・発展に全力で取り組んでまいります。

次に11、2月27日の石垣市長選挙の結果についての(3)のア、副知事の職務についてお答えいたします。

副知事の職務については、地方自治法第167条で定められております。同条では、副知事は知事を補佐し、知事の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督するとされております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 4、玉城知事の辺野古阻止の公約違反についての(1)、辺野古阻止の公約と行政手続についてお答えをいたします。

辺野古新基地建設に係る各種申請等の事務については、所管部局において、関係法令や審査基準に基づき適切に対応しているものと承知しております。このような審査の結果、今般の変更承認申請が不承認とされ、また、地盤改良工事が必要とされている場所等に生息するサンゴの特別採捕許可申請についても、不許可とされております。辺野古新基地建設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされ、さらに、今般の変更承認申請が公有水面埋立法に照らした厳正な審査の結果、不承認とされたものであり、埋立工事全体を完成させることが困難な状況となりました。

県としましては、引き続き政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求め、辺野古に新基地は造らせないという知事の公約の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

同じく4の(3)、知事の辺野古視察及び久辺3区長との意見交換についてお答えをいたします。

知事は、辺野古の埋立工事の現状等を確認することを目的に、平成30年12月15日に辺野古漁港から、令和元年9月11日に海上から現地を視察しております。また、知事は、久辺3区の区長と意見交換をしたことはありませんが、意見交換につきましては、久辺

3区の意向等も踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

同じく4の(4)、辺野古に新基地は造らせないとのお知らせ公約についてお答えをいたします。

知事は、辺野古に新基地は造らせないとという公約を掲げ、多くの県民の負託を受け、その実現に向けて全力で取り組んでいるところです。政府が唯一の解決策とする辺野古新基地建設については、今般の変更承認申請が不承認とされたことにより、埋立工事の全体を完成させることがより困難な状況となりました。普天間飛行場の危険性の除去は、政府、県、宜野湾市の共通の課題であり、今後も政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。

12、2月24日のロシアによるウクライナ侵攻についての(1)、ロシアによるウクライナ侵攻についてお答えをいたします。

国際社会が平和的な外交による解決に向けて働きかけを強めていた中で、ロシアが侵攻に至ったことは大変残念であり、深刻な事態と受け止めております。また、ウクライナは沖縄と地理的に離れた場所にありますが、国際社会の秩序の維持という観点から、今回の事態は決して看過できるものではありません。

県としては、関係国による一層の外交努力により、一刻も早い平和の回復が実現されるよう強く望むとともに、重大な関心を持って事態の推移を引き続き注視してまいります。

同じく12の(2)、尖閣諸島や台湾への軍事力による現状変更に対する県の対応についてお答えをいたします。

県としては、尖閣諸島や台湾海峡をめぐる問題がエスカレートし、不測の事態が生ずる事態は、決してあってはならないと考えております。このため、県は、日本政府に対し、尖閣諸島周辺海域における海上保安体制の強化、平成26年に日中間で確認された日中関係改善に向けた話合いの合意事項に基づく冷静かつ平和的な外交・対話による日中関係の改善、米中対立の緩和に向けた取組等を求めたところです。

同じく12の(4)、尖閣諸島に上陸させないための対策及び上陸されたときの対応についてお答えをいたします。

尖閣諸島周辺海域においては、海上保安庁により、領土・領海を断固として守り抜くという方針の下、事態をエスカレートさせないよう冷静かつ毅然とした対応が行われているものと承知しております。また、県警察本部においては、国境離島警備隊を設置して、国

境離島の警戒警備と対処能力の向上に取り組んでおり、仮に武装集団による不法上陸事案が発生した場合には、海上保安庁等の関係機関と緊密に連携して適切に対処するものと承知しております。

同じく12の(5)、台湾有事に備えた対応についてお答えをいたします。

台湾海峡をめぐる問題については、日米首脳会談等においても、繰り返し、平和的解決を促進することが表明されております。県としては、台湾海峡をめぐる問題がエスカレートし、不測の事態が生ずることは、決してあってはならないと考えております。このため、県は昨年5月の本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小についての要請において、日米両政府に対し、アジア太平洋地域における緊張緩和と信頼醸成に努めること等を求めたところです。

以上でございます。

失礼いたしました。答弁漏れがございましたので、答弁したいと思います。

12の(3)、米軍との連携についてお答えをいたします。

2015年4月に策定された日米防衛協力のための指針では、「日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる」と記載されており、県としては、沖縄県を含む我が国の安全保障については、日米同盟により確保されるものと承知しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 6、県民の命の尊厳に係る玉城県政の対応についての御質問の中の(1)のア、コザ高校事案に係る顧問の処分についてお答えします。

本件については、県教育委員会が設置した第三者調査チームの調査及び県教育委員会の調査で、生徒の自死は顧問の不適切な指導が継続的に繰り返されたことが要因であると認められたことから、顧問の処分を行ったものであります。

同じく(1)のイ、学校、県教育委員会の責任についてお答えします。

学校は、校内における教育活動について生徒を保護すべき義務があります。本件の事案に関しては、顧問の言動について把握できなかった点など、顧問による不適切な指導を止められなかったことについて、学校としては責任があると考えております。また、県教育

委員会は学校の設置者として、本件のような事案が起こらないよう県立学校を指導する責任があると考えており、このような事案が繰り返されないよう、教職員の人権意識の向上や部活動等の在り方に関する方針（改定版）の徹底を図る等、再発防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 6、県民の命の尊厳に係る玉城県政の対応について(2)のア、本部港上屋事故後の県の対応についてお答えいたします。

本部港で発生した上屋の事故後の対応については、市町村、各土木事務所において港湾施設の緊急点検を実施し、危険の及ぶおそれのある箇所については、応急処置を行いました。また、事故の原因については警察が捜査を行っているところであり、県が設置した本部港上屋事故に係る再発防止検討委員会においては、事故に至った要因を整理・分析し、再発防止策等について検討を行っているところであります。

同じく6の(2)のイ、本部港上屋事故に係る要請への対応についてお答えいたします。

要請事項のうち、事故原因の調査結果の報告、再発防止策の公表については、現在、本部港上屋事故に係る再発防止検討委員会により検討を行っているところであり、検討結果については速やかに報告、公表することとしております。また、施設所有者である県の責任の所在、被害者遺族への補償に関しては、警察による捜査が行われており、原因及び責任の所在が明らかになれば、県として真摯に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 6、県民の命の尊厳に係る玉城県政の対応についての御質問の中の(3)、県立中部病院でコロナ感染しお亡くなりになられた方への対応についてお答えいたします。

県立病院において新型コロナウイルス感染症の院内感染によりお亡くなりになった方々に心から御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族におかれましては、謹んでお悔やみ申し上げます。

御遺族の方々には、病院の管理者や主治医から、全力を尽くしたが及ばなかったことを真摯に、丁寧な説明を行ったと聞いております。病院側からは今のところ問合せはないと聞いていますが、お亡くなりになっ

た患者の御遺族からの申入れがある場合は、真摯に対応したいと考えております。

次に、中部病院におけるコロナ感染についての御質問の中の(1)、うるま市議会・沖縄県議会への報告についてお答えいたします。

県議会の決議及びうるま市の意見書は、集団感染及び公表遅れの原因の説明、再発防止、医療従事者の支援体制の強化を求めるものであります。集団感染及び公表遅れの原因については、令和3年7月5日及び7月8日に開催された県議会文教厚生委員会において説明を行うとともに、知事、病院事業局及び中部病院がそれぞれ記者会見を行ったほか、各県立病院長、県医師会、県関係病院長会議へ丁寧な説明を行ってまいりました。決議や意見書の内容については適切に対応しているところですが、今後も引き続き真摯に対応してまいります。

同じく(2)、中部病院における集団感染の会見中止についてお答えいたします。

中部病院で発生したクラスターについては、公表基準を定めていなかったため、令和3年6月11日に予定していた記者会見開催に向けてのやり取りの中で、病院事業局からのメールの内容を中部病院が会見中止の指示であると受け止めるなど、双方のコミュニケーションが十分でなかったことが主な原因であり、指示により会見を中止したものではありません。

同じく7(3)及び7(4)、玉城知事及び謝花副知事と中部病院の会見中止との関わりについてお答えいたします。7(3)と7(4)は関連しますので、恐縮でございますが一括してお答えいたします。

病院事業局が行った県新型コロナウイルス感染症対策本部会議への報告及び謝花副知事への報告メモの内容は、クラスター発生に特化したものではなく、県立病院の入院患者や診療制限の状況等の情報の一部として報告したものであったことから、玉城知事及び謝花副知事へのクラスターの発生に関する報告が十分でなかったと認識しております。また、病院事業局は、記者会見開催を検討していることについては三役に報告しておらず、玉城知事及び謝花副知事が、記者会見中止に関与した事実はありません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 7、中部病院におけるコロナ感染についての御質問の中の(1)のうち、県議会の決議、うるま市議会の意見書のうち、対策本部及び保健所の体制強化並びに市町村との連携につい

てお答えいたします。

県コロナ対策本部総括情報部の体制については、ワクチン接種の促進や感染拡大等へ対応するため、本務・兼務職員合わせて278名まで体制強化を図りました。また、第6波においては、全庁から1日当たり最大約200名の職員を動員し、自宅療養者の健康観察、陽性者の情報入力、保健所支援に当たりました。保健所については、県職員の動員や市町村、大学、看護学校等の協力など、応援体制を構築したほか、外部委託により人員を確保するなど体制強化に取り組んでおります。市町村との連携については、引き続き迅速に感染状況等の情報提供を行うとともに、共同して対策の実施に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時4分休憩

午後7時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 副知事の職務につきましては、地方自治法第167条で定められておるところですが、その中に候補者調整の規定はございません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 再質問をさせていただきますけれども、順番を入れ替えて、まず公約違反についてからです。

知事、辺野古阻止は公約違反ですよ。知事、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時7分休憩

午後7時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 辺野古に新基地は造らせないというのは、私の公約です。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 私が聞いているのは、公約違反していますよねと、それを聞いていますよ。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は、辺野古に新基地は造らせないという公約は、取り下げておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから公約違反をしているということには言及していませんよね。これは公約違反です

よ、知事。

見てください。（パネルを掲示） これ平成30年の10月に知事が就任したときの辺野古です。これ令和4年1月19日、これだけ埋まっていますよ。かなり工事が進んでいますね。

土建部長、どのくらい工事が進んで、今、国の令和3年の補正予算、あるいは新年度予算でどのくらいいつているか、ちょっと説明お願いできませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時9分休憩

午後7時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） まず事業の進捗でございますけれども、埋立土量の割合での換算でいいますと、事業全体で、令和4年1月末で9.3%。あと予算でございますが、防衛省が公表している資料、我が国の防衛と予算の令和3年度予算の概要によると、普天間飛行場の移設として846億円と記載されております。また、令和3年度補正予算の概要によると、普天間飛行場代替施設の建設として801億円と記載されております。

なお、防衛省が公表している資料、我が国の防衛と予算案の令和4年度予算、令和3年度の補正を含む概要によりますと、普天間飛行場の移設として1220億円と記載されております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 知事、辺野古に造らせないと言いながら、これまで既に2573億ですか。国の補正予算で800億円、さらにまた新年度予算で1000億余りついている。阻止できないでしょう。どうやって阻止するんですか。公約違反じゃないですか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど土建部長が答弁しましたとおり、今9.3%の進捗であるということは認識をしておりますが、軟弱地盤など大浦湾側がその工事の7割から8割を占めるという現況においては、工事の進捗は難しいものというように認識します。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 何を言っているんですか、知事。既に2573億円、済んでいるんですよ。さらにこれに801億円補正予算について、新年度予算で1200億。これ合計したらどうなりますか。来年までには7200億のうちの、もう50%以上進むんでしょう。これ現実ですよ。知事、分かっているでしょう。公約違反

じゃないですか。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は公約を取り下げておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 そうですよ、取り下げていませんよ。違反をしています。御認識ください。

国の新年度予算で、実は国民新党がこの予算に賛成したんですよ。（「国民民主党」と呼ぶ者あり） 国民民主党か、国民民主党ね。

知事がかつて民主党時代に仲間だった方々が国民民主党にいますよ。その人たちがこの新年度予算で1200億余りの、1000億余りの国の予算に賛成しているんですよ。知事は国会議員さえ仲間に入れて、予算に反対するというをやっているじゃないですか。いかがですか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 政党の中にもいろいろな方々の意見が存在するものと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、一緒に民主党にいらっしゃった方々が国民民主党になって、この辺野古の予算、国会で賛成しているんですよ。どうやって止めるんですか。知事、どうやって止めますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時13分休憩

午後7時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私に国の予算を止める権限はございません。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、公約実現するために、そういうありとあらゆる動きを玉城知事はやっていないんですよ。だから工事は進んでいるんですよ。公約違反ですよ。

次に、国の予算です。

この新年度の国の予算2680億円なのに、所信表明ではなぜか補正も含めて2900億確保されたと表現しています。何でこういう表現するんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 国の3次補正、いわゆる災害対策の関連につきましては、新年度予算と一体となつてということが国からも求められております。そういった形で補正予算と合わせて総額としてこういった形で紹介させていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 おかしいですよ。2680億円と明示すべきですよ。2900億円、どういうことですか。だから、先ほどから責任を問われて、知事自身が答えないのはそういうことなんでしょう。トータルで2900億になりましたよということですよ。ですから私は、これから国の予算を玉城知事が取るのは限界だなど。

平成23年度の国の予算、幾らか分かりますか。分かったら教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時15分休憩

午後7時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 令和4年度の国の一般歳出の合計は、107兆5964億円でございます。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時16分休憩

午後7時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

照屋守之君。

○照屋 守之君 平成23年度の国の沖縄関係予算は2300億です。今、令和4年度のものが2680億です。私は非常に危機感を持っているんですよ。今の知事の対応で、これどんどんどんどん減って行って、この平成23年度の2300億に限りなく近づいていくんじゃないかなと。もうこれ県政不況になるなど、非常に厳しく受け止めているんですよ。知事、そういう危機感はありませんか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時17分休憩

午後7時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 平成23年度の予算額が照屋議員御指摘のとおり額だったというのは、今確認しております。その後3000億円台が確保されたところでございます。それによって県、そして特に市町村が様々な事業に取り組めたものというふうと考えております。国のほうは今年度の2684億円の予算額につきましては、国として必要と考える所要額を積み上げた結果というふうにしておるところですが、県としましては、市町村と連携をして、予算額のさらなる確保、令和5年度についてはきちんと求めていきたいと

考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この答弁を総務部長がやる。知事がしっかり県民に説明できない。だから危機感を感じているんですよ。

もう一つ、危機感を感じているのは、玉城知事は反対、批判、強いですよ。予算を要求しに行きますね。こういうふうな仕組みも含めて非常に我々は外から見て危機感がある。もう本当に限界じゃないですか。玉城知事、感じていませんか。国の予算を勝ち取るという、限界を感じていませんか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 市長会、町村会とともに、また全庁挙げて、その予算の要求や様々な県民の福祉の向上、県勢の発展のための予算を国にお願いをさせていただいています。もちろん全身全霊で一生懸命お願いをさせていただいています。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 私は稲嶺知事、仲井眞知事、ずっと一緒でしたけれども、仲井眞さんも含めて、こういう質問に対して市町村会とかっていうふうなことは聞いたことありませんね。やっぱり県民の予算、市町村も含めて、県知事が全て責任を負うという、そういう気概がないからこういうふうなことになるんですよ。もう本当に限界を感じています。

次、中部病院のクラスター、死亡者の隠蔽について。

これ病院事業局、何て言いましたか。これまで既に説明している。我々沖縄県議会は、全会一致で——先ほど説明あった、その後に決議して送ったんですよ、全会一致で。どういうことですか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えします。

県議会で決議されたことに関しては、7月2日の記者会見、それからその他の文教厚生委員会、それから院長会議で複数回にわたって説明し、それから県医師会、それから保健医療部が開催した県病院長会議の中でも説明を行いました。その内容については、これまで答弁したことでございますが、因果関係それから公表の遅れについては、これまで答弁したことでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 それを納得できないから、県議会で決議したんでしょう。真相究明を求めることをやったんですよ。おかしくないですか。議長、こういうこ

とってありますか。これ県議会で百条委員会つくってやったほうがいいんじゃないですか。何を言っているんですか。納得できないから県議会で全会一致で議決してやったのに、どこに説明した、どこに説明した。こういう説明で本当にいいんですか。もう一回ちゃんと説明してください。できなければ県議会で百条委員会の設置、要請してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時22分休憩

午後7時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えします。

令和3年7月10日以降に県議会で説明は行っておりませんが、集団感染及び公表遅れの原因については、7月5日及び7月8日に開催された文教厚生委員会において説明を行ったとおりでございます。決議の内容については適切に対応しているところですが、今後も引き続き真摯に対応していきたいと思います。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時23分休憩

午後7時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

照屋守之君。

○照屋 守之君 この件、公表隠しの工作と私は思っているんですよ。病院事業局長と病院長のメールのやり取り、厚労省の公表の基準がない。これ厚生労働省、国に確認しましたか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時23分休憩

午後7時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 厚労省からの公表に関する公表基準ですが、これは1類感染症が発生する場合、準じてその基準でございます。病院名を公表することに関しては、2つのことがありまして、1つは、例えば食事——飲食店とか、それから公共に人が出入りする場合にそこから感染が広がっていくと、そういう場合には具体的なその場所の名前を公表すると。それからもう一つは、病院のほうでクラスターの発生により大きな診療制限が行われる場合に公表するというふうなことでございます。

中部病院においては、記者会見によって公表は行われませんでした。6月10日にホームページにてク

ラスターが発生したということは記載があるところ
でございます。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後7時25分休憩

午後7時25分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○病院事業局長(我那覇 仁君) 厚生労働省に直接
確認したわけではございません。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 厚生労働省に確認していない。では
皆さん、違法行為やっているんじゃないですか。

では次に、マスクをコントロールしているという
メールがあるんです。これ、どういうことですか。説
明してください。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) お答えします。

マスクをコントロールしているという——これは
当該職員からのメールであります。これは当該職員
が勘違いといいますか、ありまして、感染症をこう
いった集まりにおいて、薬剤師などの集まりというこ
ともあるんですが、そういったところで感染症につい
ていろいろなコントロールを行っているということ
で、本人の理解が、解釈がそれは間違えていたと、そ
ういうふうなことを申しております。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 病院事業局長、皆様方のメールのや
り取りでマスクをコントロールしている、厚生労働
省の基準がないということを明確に病院長に送って
いるんですよ。何ですか、今の説明は。何でマスクを
コントロールする必要があるんですか。説明してくだ
さい。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) これは先ほど申し
ましたように、マスクをコントロールしているとい
うふうなことは、これは本人が間違えていたと、そ
ういうふうなことでございます。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後7時27分休憩

午後7時28分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○病院事業局長(我那覇 仁君) 担当の職員は——
7月2日に病院事業局が開催した記者会見がございま
した。その場で感染症の専門家もおりましたけれど
も、その旨確認して、本人の勘違いであったというこ

とを話しております。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 全く信頼できません。全部後づけ
じゃないですか。

当時の病院長はこのメールのやり取りで、じゃ分
かったと。公表はしないにしても、県内2紙に会見で
報告するよという、そういうメールのやり取りが
ありますね。これやりましたか、県内2紙に。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) お答えします。

6月9日だったと思いますけれども——10日です
か。会見は中止するというふうなことになるまして、
院長からは、それでは県内2紙が取材を行うというふ
うなメールがありました。そのときには、私のほうにも
内容等確認して行うというふうな話がありましたけれ
ども、その後これは中部病院のほうで——明確な理
由は私は把握しておりませんが、そんな取材は中止し
たというふうなことを聞いております。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、こういう形で病院長が県
内2紙に会見するよというのをやったのも、これ
も結局やっていないわけでしょ。公表を隠してい
るんですよ、ですからこれは。6月10日に病院事業
局から謝花副知事に、41名の感染者を報告してい
ますね。何でそのときに、4名の死亡者の数が入
っていないんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後7時30分休憩

午後7時30分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) お答えします。

6月10日、謝花副知事への報告でございますが、
これはメモにして報告いたしました。タイトルは、中
部病院における外来診療、入院受入れ制限期間の延
長等についての内容でありまして、入院患者29名、職
員12名の合計41人ということで、そういうことで、
このときには死亡者の数については記載はなかった
ということでございます。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後7時31分休憩

午後7時31分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○病院事業局長(我那覇 仁君) 別に隠していたつ
もりはございませんが、先ほど言いましたように、謝

花副知事への報告に関しては、中部病院の診療制限が主であるという趣旨で報告した次第でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 だから隠していたつもりはないけれども、4名も報告しない。隠していたつもりはないけれども、県立病院の集団感染、24名ですか、21名ですか、死亡者、これも隠していた。結果的にそうなるんでしょう。隠蔽じゃないですか。謝花副知事、あるいは玉城知事も、この実態を分かりながらそういう公表はしないということを、そういう形でいろいろ相談したんですか。知事、副知事、教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

先ほど来、局長から答弁ありますように、件名が県立中部病院における外来診療・入院受入れ制限期間の延長等についてとなっております。今、死亡者の話ですけれども、先ほど来ありますように、このまとめた1枚紙と併せまして中部病院の院長のほうから同様な名称、外来診療・入院及び受入れ制限、期間の延長及び診療制限への御協力についてという文言があります。その中には院内感染という言葉がありますけれども、死亡者とかそういったものは入っていないわけです。恐らく——これ行政的な話なんですけれども、そういった中部病院の文書を受けて、それを私のほうに報告という形で、メモでやったのかなと思っております。それからこの中には集団感染とかいう言葉は入ってございません。院内感染という言葉が使われているということです。それから6月10日にホームページに掲載ということがございまして、記者会見云々という話がここには載ってございません。私のほうから、記者会見があるということ自体がまず知らないわけですから、こちらのほうでそういった指示をするとかそういったことは一切ございません。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 非常に不透明ですね。やっぱりこれぜひ百条委員会を設置してください。前の答弁と全然違う。それと知事、副知事、こういうことが起こっているということを知らないはずはないでしょう。職務怠慢ですよ。もしこれが、分かりませんでしたと言えますか、県民に。おかしいですよ。ぜひ百条委員会の設置、お願いします。

次に、県民の命の尊厳、コザ高の自殺の問題。教育長、なぜ顧問の先生を懲戒免職にしたんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 先ほども御答弁させていただきましたけれども、まず事案発生後に県教育委員会

で設置をした第三者チームによる調査を行いました。その後、その調査では個別のことは決めないということふうなこともありましたので、私どもはやはり教育委員会のほうで別途、その処分に至るまでの検討のための調査をいたしました。その両方の調査から、やはり生徒の自死は、顧問の不適切な指導が継続的に繰り返されたことが要因であるというふうに認められたことから、顧問の処分を行ったものです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 自殺したのは、顧問の先生のそういう指導によって。じゃ、これが根拠。これ客観的に誰がどうやって認めるんですか。これ教育長が認めたんですか。県の教育委員会の責任、どうしますか。学校の責任はどうしますか。何で顧問の先生だけ処分するんですか。説明してください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

先ほども顧問の処分もございました。また学校の責任、教育委員会の責任、御答弁させていただきました。当然ながら一連の様々な課題等ございますので、そこはしっかり対応して行って、その再発防止につなげていくと、そういったことが必要と考えています。

以上でございます。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時36分休憩

午後7時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○教育長（金城弘昌君） 失礼いたしました。

これに際しまして、処分に至るまでに関係者、いろいろ聞き取りをいたしました。その中で結果が出てきて、先ほど申し上げましたように、生徒の自死は顧問の不適切な指導が継続的に繰り返されたことが要因であるというようなことを認めて、分限懲戒審査委員会での審査を経て、最終的には教育委員会会議で決定したところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ということは、顧問を処分した教育委員会にも責任があり、学校にも責任がある。それ、いつ責任を明確にするんですか。そのときに、この責任の分担はどうするんですか。今100%、顧問の先生だけでしょ。教育委員会の責任、学校の責任、どうするんですか。処分してしまったんでしょ。どうやって処理するんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 繰り返しになりますが、まず学校は校内における教育活動について生徒を保護すべき義務がございます。今回の事案につきましては、顧問の言動について把握できなかった点など、顧問による不適切な指導を止められなかったことについて、学校として責任があると考えております。また、教育委員会は学校の設置者として、本件のような事案が起こらないよう県立学校を指導する責任があると考えておまして、このような事案が繰り返されないよう、教職員の人権意識の向上や部活動等の在り方に関する方針（改定版）の徹底を図るなど、再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 再発防止じゃないですよ。県の教育委員会、県の教育長の責任、学校の責任を明確にしてくださいということです。

知事、県の教育長はあなたが任命しています。県知事も一緒に責任を負わないといけない事案じゃないですか。本人は認めたんですか、顧問の先生は、これで。認めたんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 繰り返しになりますが、この処分に対しましては、調査をしたところでございます。その中で生徒の自死は顧問の不適切な指導が継続的に繰り返されたことが要因であると認められたことから、顧問の処分を行ったものでございます。

○照屋 守之君 教育長、本人にも確認しないで処分して、こんなやり方がありますか。

知事、しっかりやってくださいよ。おかしいですよ、こんなやり方は。ちゃんと責任を明確にしてください。教育委員会、学校も、知事も。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時40分休憩

午後7時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明2日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時40分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 比 嘉 瑞 己

会議録署名議員 大 浜 一 郎

令和4年3月2日

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第7号）

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

令和4年3月2日（水曜日）午前10時開議

議事日程第7号

令和4年3月2日（水曜日）

午前10時開議

第1 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、早期停戦、撤退と平和的手段による早期解決を求める決議

島袋 大君	小渡良太郎君	
新垣 淑豊君	島尻 忠明君	
仲里 全孝君	新垣 新君	
下地 康教君	石原 朝子さん	
仲村 家治君	西銘啓史郎君	
座波 一君	大浜 一郎君	
呉屋 宏君	花城 大輔君	
又吉 清義君	末松 文信君	
中川 京貴君	照屋 守之君	
仲田 弘毅君	玉城健一郎君	
上里 善清君	山里 将雄君	
当山 勝利君	照屋 大河君	
山内 末子さん	瑞慶覧 功君	提出 議員提出議案第2号
比嘉 京子さん	島袋 恵祐君	
瀬長美佐雄君	玉城 武光君	
比嘉 瑞己君	玉城ノブ子さん	
西銘 純恵さん	渡久地 修君	
翁長 雄治君	次呂久成崇君	
新垣 光栄君	平良 昭一君	
仲宗根 悟君	喜友名智子さん	
國仲 昌二君	仲村 未央さん	
崎山 嗣幸君	上原 章君	
金城 勉君	大城 憲幸君	
當間 盛夫君		

第2 一般質問

第3 甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、早期停戦、撤退と平和的手段による早期解決を求める決議

日程第2 一般質問

日程第3 甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで

甲第1号議案 令和4年度沖縄県一般会計予算

甲第2号議案 令和4年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第3号議案 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

- 甲第 4 号議案 令和 4 年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第 5 号議案 令和 4 年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第 6 号議案 令和 4 年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第 7 号議案 令和 4 年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第 8 号議案 令和 4 年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第 9 号議案 令和 4 年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和 4 年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和 4 年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和 4 年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和 4 年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和 4 年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和 4 年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和 4 年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和 4 年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和 4 年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和 4 年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和 4 年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和 4 年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和 4 年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第26号議案 令和 3 年度沖縄県一般会計補正予算（第22号）
- 甲第27号議案 令和 3 年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第28号議案 令和 3 年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第29号議案 令和 3 年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第30号議案 令和 3 年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第31号議案 令和 3 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 甲第32号議案 令和 3 年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第33号議案 令和 3 年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第34号議案 令和 3 年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第35号議案 令和 3 年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第36号議案 令和 3 年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第37号議案 令和 3 年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 乙第 1 号議案 沖縄県首里城歴史文化継承基金条例
- 乙第 2 号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 3 号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 4 号議案 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 5 号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 6 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第 7 号議案 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
- 乙第 8 号議案 沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第 9 号議案 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

- 乙第11号議案 沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例
- 乙第14号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例
- 乙第15号議案 沖縄県農作物種苗生産条例
- 乙第16号議案 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県観光振興基金条例
- 乙第20号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第22号議案 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第23号議案 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第24号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第25号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第26号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第27号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第28号議案 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第29号議案 沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第30号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第31号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第32号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第33号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第34号議案 訴えの提起について
- 乙第35号議案 財産損傷事故に関する和解等について
- 乙第36号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第37号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第38号議案 損害賠償請求事件の和解等について
- 乙第39号議案 損害賠償の額の決定について
- 乙第40号議案 包括外部監査契約の締結について
- 乙第41号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標を定めることについて
- 乙第42号議案 副知事の選任について
- 乙第43号議案 沖縄県教育委員会教育長の任命について

出席議員 (48名)

議長	赤嶺昇君	3番	島袋恵祐君
副議長	仲田弘毅君	4番	玉城健一郎君
1番	喜友名智子さん	5番	上里善清君
2番	翁長雄治君	6番	大城憲幸君

7 番	上原章君	27 番	比嘉瑞己君
8 番	小渡良太郎君	28 番	照屋大河君
9 番	新垣淑豊君	29 番	山内末子さん
10 番	島尻忠明君	31 番	西銘啓史郎君
11 番	仲里全孝君	32 番	座波一君
12 番	國仲昌二君	33 番	大浜一郎君
13 番	次呂久成崇君	34 番	呉屋宏君
14 番	新垣光荣君	35 番	花城大輔君
15 番	瀬長美佐雄君	36 番	又吉清義君
16 番	山里将雄君	37 番	崎山嗣幸君
17 番	当山勝利君	38 番	仲宗根悟君
18 番	當間盛夫君	39 番	玉城ノブ子さん
19 番	金城勉君	40 番	西銘純恵さん
20 番	新垣新君	41 番	渡久地修君
21 番	下地康教君	42 番	瑞慶覧功君
22 番	石原朝子さん	43 番	比嘉京子さん
23 番	仲村家治君	44 番	末松文信君
24 番	仲村未央さん	45 番	島袋大君
25 番	平良昭一君	46 番	中川京貴君
26 番	玉城武光君	47 番	照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君
副知事	謝花喜一郎君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	照屋義実君	企業局長	棚原憲実君
政策調整監	島袋芳敬君	病院事業局長	我那覇仁君
知事公室長	金城賢君	会計管理者	大城博君
総務部長	池田竹州君	知事公室秘書防災統括監	平敷達也君
企画部長	宮城力君	総務部財政統括監	平田正志君
環境部長	松田了君	教育長	金城弘昌君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	警察本部長	日下真一君
保健医療部長	大城玲子さん	労働委員会事務局長	山城貴子さん
農林水産部長	崎原盛光君	人事委員会事務局長	大城直人君
商工労働部長	嘉数登君	代表監査委員	安慶名均君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	課長補佐	城間旬君
次長	上原貴志君	主幹	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事から、お手元に配付いたしました議案3件の提出がありました。

次に、昨日、大浜一郎君外20人から議員提出議案

第1号「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例」及び島袋大君外46人から議員提出議案第2号「ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、早期停戦、撤退と平和的手段による早期解決を求める決議」の提出がありました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 議員提出議案第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、早期停戦、撤退と平和的手段による早期解決を求める決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

島袋 大君。

[議員提出議案第2号 巻末に掲載]

[島袋 大君登壇]

○島袋 大君 沖縄県議会全議員を代表しまして、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、早期停戦、撤退と平和的手段による早期解決を求めるための決議をする前に、ウクライナ、ロシア両国の犠牲になられた方々の御冥福を祈り哀悼の誠を捧げる意味で黙禱を議長に取り計らいでお願いしたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） この際、申し上げます。

今回のロシア連邦によるウクライナ侵攻により多数の民間人にも犠牲が出ております。

本県議会は、今回、亡くなられた犠牲者とその御遺族に対し哀悼の意を表するとともに、犠牲者の御冥福を祈るため、黙禱をささげたいと思います。

全員御起立願います。

黙禱。

[全員起立 黙禱]

○議長（赤嶺 昇君） 黙禱を終わります。

御着席願います。

○島袋 大君 ただいま議題となりました議員提出議案第2号につきまして、各派代表者会の議員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、早期停戦、撤退と平和的手段による早期解決を求めるためであります。

まず、議員提出議案第2号を朗読いたします。

[ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、早期停戦、撤退と平和的手段による早期解決を求める決議朗読]

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） これより議員提出議案第2号「ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、早期停戦、撤退と平和的手段による早期解決を求める決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆

○議長（赤嶺 昇君） 日程第2及び日程第3を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

金城 勉君。

○金城 勉君 おはようございます。

本日のトップバッターを務めさせていただきます。

ただいま県議会として、プーチン・ロシアによるウクライナ侵攻に対する非難決議を可決いたしました。沖縄・自民党の案文を基に全会一致でまとめたことを高く評価いたします。一日も早く戦争が終結し、ウクライナの平和な日常が戻ることを祈念を申し上げたいと思います。今朝は衆議院も同様の決議をしたということで聞いております。

では、一般質問に入ってまいります。

知事の政治姿勢について、(1)点目、本土復帰50周年に当たる本年、これから新しい、また次の50年に

臨んでいきますけれども、この新年度、50周年の節目を迎えるに当たっての知事の所信表明を読みました。その中には復帰50年を刻み、次の10年への決意が示されております。1つ目には経済分野で新時代沖縄の到来、平和分野で誇りある豊かさ、生活分野で沖縄らしい優しい社会、それぞれの分野ごとに目標となる事業メニューが掲げられております。その目標を達成することによって、自立する沖縄像が見えてくると思います。知事は目標達成のために何が一番重要であるか、そのことについてまずお伺いをいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

金城 勉議員の御質問にお答えいたします。

復帰50周年に当たっての私の思いですが、まず本土復帰以降、沖縄県は、沖縄振興開発特別措置法等により、ダム、港湾、空港、道路などの社会資本整備が着実に進められ、観光・リゾート関連産業や通信関連産業の成長など、この間様々な成果を上げてきております。一方、やはり1人当たり県民所得の向上等はまだまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあるというように捉えております。さらには、米軍基地など沖縄の特殊事情から派生する固有課題をはじめ、子供の貧困の問題など重要性を増した課題などもあることから、復帰50年にスタートする新たな振興計画に基づき、さらなる発展に向けて取り組んでまいりたいということで、取りまとめた次第であります。また県においては、復帰50周年の節目となる本年、当時の琉球政府が将来を担う子や孫たちのために描いた新生沖縄像と現状との比較検証を行い、若い世代を含む県民の皆様や有識者の意見も取り入れながら、建議や宣言の在り方について、検討してまいりたいというように思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 私は10年前、この新たな10年計画を策定するに当たって、仲井眞知事が主導して頑張りましたけれども、50年の区切りに向かうということで、最後の仕上げかなというふうにイメージしておりました。しかし今知事がおっしゃったように、まだまだ沖縄の自立に向けての道半ばであると。県民の所得の問題やあるいは子供の貧困の問題等々、様々な課題が残っている。そういう状況を踏まえたときに次の第6次の振興計画もお願いせざるを得ないと、そういうことでありますけれども、その自立経済を目指す、または自立する沖縄の姿を思い描いてきた、そういう計

画を推進してきた立場から6回目をお願いせざるを得なかったということについては、どう認識されておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この間、5次にわたる振興計画は、先ほど述べましたとおり、社会資本整備が進められ、さらに、コロナウイルスが発現する以前はこれらの社会資本整備の基、観光関連産業、情報通信関連産業が非常に幅広く成長する伸びを見せておりました。ですからこのアフターコロナ、ポストコロナを見据えて、さらに沖縄の特異性、優位性を発揮していくために、次の振興計画においては、さらに次世代の計画でありますデジタルトランスフォーメーションなどを取り入れた島嶼型の経済を形成していくために、新たな取組を含めて次の振興計画を提案させていただいたということになると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 知事は、復帰50周年に当たって、屋良建議書を参考にしながら新たな建議書を作成する、その検討に入ったというふうに聞いております。広く県民の意見も伺いながら取りまとめをしていきたいというふうに考えているようではございますけれども、知事自身が思い描くこの建議書、その骨格となる思いというのはどういうことでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 昭和46年11月にまとめられました、沖縄の本土復帰に当たり、県民の福祉を最優先に考え、地方自治権の確立、反戦平和、基本的人権の確立、県民本位の経済開発等を骨組みとするあるべき沖縄の姿を求めた新生沖縄像を描く意味での建議書であったということは、現代においてもまだ沖縄固有の課題が解決されていないということにつながっていると思います。ですから、そのことを解決していくためにどのような知恵を絞り工夫を凝らし、汗を流していくかということが重要であろうというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 屋良建議書は、いろいろなそういう27年間の異民族支配からの脱却を願い、本土復帰を願い、平和憲法の下へという思いを強くにじませながら、そして課題になっている沖縄の状況というものをぜひ政府の力で支援していただきたいというような、るるそういうものが述べられておりますけれども、今現在、50年たった今、そしてこれから次の10年、次のまた50年に向かうという意味では、私はいつまでも政府に頼って、いろんな要請をするだけでは足りな

いというふうに思います。そういうところから、やはり沖縄県民というのは、自分たちが自覚をして、自分たちの力で自立する道というものを模索、または探求していくべきだと思います。

10年前、仲井眞知事が21世紀ビジョンを策定するに当たっておっしゃっていたことを私は鮮明に覚えているんですけども、その出発に当たっておっしゃったことは、独立独歩の精神、そして主体性ある相互依存という言葉を強調しておりました。その表現を用いて沖縄県民のプライド、矜持を持って進むべきである。そして自分たちの足で立てるような沖縄というものをつくっていかなくてはならない。こういう強い思いを述べておりました。

しかし、今のそういう玉城知事の発言からは、そういう強い責任感、そして県民の自立の形を求めていくというパワーが感じられない。そういうところで、私は今回の建議書、そして次の10年に向かっていくに当たって大事なことは、沖縄県民自身が自分の足で立っていくというその決意を込めるべきだというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は、疾風に勁草を知るとい言葉が大好きです。強い風が吹き過ぎた後で、しなやかに倒れずにすくっと立ち上がる一本の草、私は政治に対してはそういう気持ちを持つべきであると思いますし、それはまた人に求めるものではないと、自分自身の心の中にその疾風勁草の心を持って毅然として当たっていく。そのためには強くしなやかであり続けることが私の政治の信念だと思います。今般の新しい振興計画には、誰一人取り残すことのない優しい社会の形成、強くしなやかな自立型経済の構築、持続可能な海洋島嶼圏の形成、この3つの基軸をしっかりと埋め込んでおります。あとは、それに向かって努力をしていく。その方向はぶれることもなくこれからも堅持していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 今回6次目の振興計画をスタートさせようとしております。この沖縄特別措置の在り方というものは、知事のイメージではいつまで続くんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 議員御案内のように、沖

縄の振興、この根底には沖縄における4つの特殊事情がございます。自然的・歴史的・地理的、そして社会的。社会的は米軍基地が沖縄に集中しているということなんですが、これはどのように整理縮小されるかということだと思いますが、残りの3つは自然も歴史も地理的、これは変えようがございません。ですから沖縄の特殊事情はまだあるだろうと。一方で、これまで3次まではいわゆるキャッチアップ、格差の是正、それが4次から5次においては自立型経済の構築というふうになっておりました。これから6次、7次というふうになる場合に、今回のものもそうなんですけれども、沖縄県が我が国の発展に貢献する、そういった視点を持っております。ですから今後も沖縄県の発展のみならず、これが我が国の発展にも寄与する、そういった視点で沖縄振興ということが求められていくのではないかと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 知事に答えてほしかったんですけども。やはり今、私が申し上げましたように、自分たちの足で立つ、そういう気概を持って、そういう責任感を持って、結果にも責任を取るというぐらいの気概を持ってこの10年間の新たな振興計画に臨むべきだと思います。同時に、今回でこの建議書にどうするかは別にして、今回の10年計画で最後にするというぐらいの気概があり、そしてその責任を持って10年計画を進めていく。今課題になっている——沖縄の課題をこの10年間でめどを立てる。そういう決意は知事にありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 繰り返し申し上げて恐縮ではありますが、私は令和4年度から始まるこの10年間の新しい振興計画は、まさに沖縄の50年先を見据えた基盤づくりであると思っております。コロナウイルスが出現する前の伸びを議員御自身も御承知だと思いますが、やはり沖縄県の持てる力を発揮すれば、必ずその優位性があらゆる分野において効果をもたらす、成果を上げるというように思います。この10年、そのための令和4年度のスタート、しっかりと踏み出してまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 はっきりしませんね。

次、(2)点目に移ります。

在沖米軍基地の整理縮小の取組について。

昨年5月に、この万国津梁会議、基地問題に関する会議の提言を受けて、本土復帰50年に向けた整理縮小についての要請をまとめました。これを日米両政府

に提出いたしましたけれども、両政府の反応はいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

昨年5月の要請において、当時の加藤官房長官や岸防衛大臣からは、政府で決定している普天間飛行場の辺野古移設を含め、嘉手納飛行場以南の施設の返還やグラム移転を一日も早く実現させたいなどの発言がございました。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 もう1か年たとうとしているんですけども、具体的なそういう動きが政府から聞こえてこない。私は、沖縄の過重な基地負担の軽減というのは立場を超えて共通する県民の認識だと思っております。しかし、玉城知事がそういうことを繰り返し政府に求めても、政府からは具体的な反応がない。なぜないのか。私は思うに、知事の今の基地問題に対する向かい方、政府に対する向かい方というのは、オール・オア・ナッシングになっているというふうに政府に見られているんじゃないかと思うんです。この要請書の中身というのはそうでもないんですけども、しかし知事のスタンス、基地問題に関する知事のスタンスはそういうふうに政府には受け止められている。そういうふうに私は思っております。ですから、知事が一生懸命政府に訴えても、なかなかそれを受け止めてもらえない。この要因は、あるいはまた打開策はどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

県といたしましては、昨年5月の要請後、今回の要請内容につきまして、基地所在市町村——27市町村でございますけれども——との意見交換や全駐労、それから地主会などとの意見交換を行いました。この中で市町村等からは、駐留軍労働者の雇用の確保の問題ですとか、跡地利用、米軍基地の細切れ返還等の懸念が示されております。

県といたしましては、こうした市町村の意見も踏まえて、駐留軍労働者が少ない演習場等の返還等を含めまして、市町村や地権者の意向等も踏まえた上で、課題整理等を行いながら日米両政府に対して粘り強く基地の整理縮小等を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 SACWOを求めてもなかなか反応がない、あるいはまた在日米軍基地の50%以下を求めるといったメッセージも発信したけれども反応もな

い。そういうことは、やはり先ほども申し上げたように、知事が、あまりにも偏り過ぎた基地政策というものを——政府が捉えている。そういう状況にあるんです。ですからそういう意味では、玉城知事の県政の中では、沖縄の基地負担の軽減はなかなか難しい、そういう思いがいたします。ですからどうか新しいリーダーに委ねて、沖縄の基地負担の軽減を進めていってはどうかということで私は提言を申し上げたいと思います。

次(3)点目、日中国交回復50周年に当たって、知事の所見をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 本県は、600年以上にわたる中国との交流の歴史等を踏まえ、平成9年に福建省と友好県省を締結するなど、友好的な関係を築いてきました。中国とは留学生の受入れ、派遣や次代を担う若者の交流を推進しているほか、複数の海外事務所を設置し、県産品輸出や県内企業の海外展開等の経済交流を推進しております。また、コロナ禍の前までは直行便が6路線就航し、クルーズ船の寄港も含め多くの観光客が沖縄を訪れておりました。本年は日中国交正常化50周年であるとともに、沖縄・福建友好県省25周年の節目の年となっており、県としましては、友好県省締結の意義を再確認する機会とするとともに、沖縄ならではの交流をさらに深めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 先ほど、県議会としてロシアのウクライナ侵攻非難決議をいたしました。そういう状況がある中でこのアジア、東アジア地域においても非常に不安定な状況、または懸念する声も上がってきております。日中国交回復50周年を迎える今日、友好をいよいよ深めていかなきゃいかぬという一方で、この尖閣を抱える沖縄としても、中国の在り方、人権問題やあるいはまた香港、あるいはまた台湾問題等々、そういう懸念する材料が幾つも出てきております。そういう中におけるロシアの侵攻というものが相まって、その懸念する声も高まってきております。そういう中国の在り方に対しては注文をつける必要もある。しかし間違っても、このアジア地域で紛争につながるようなそういう状況をつくっては絶対にならないという思いがいたします。1972年、50年前の日中共同声明、あるいはまた78年の日中平和友好条約、その中には平和共存の諸原則の基礎の上に立って、日中両国の恒久的な平和友好関係を確立するというを確認しております。そのことについて知事の認識を伺いま

す。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄、日本は中国と長い歴史の中での交流を続けてまいりましたし、そして本年は日中国交正常化50周年であるということ、あわせて沖縄・福建省の友好県省25周年の節目であるということです。さらに付け加えるのであれば、経済においては日本、米国ともに中国との互惠関係の上に成り立っているという事は言うまでもありません。ですから、その互惠関係をさらに発展させていくためにはどのような交流、経済、人物、文化、芸術などどのような交流をさらに進展させていくかということが大変重要であろうというように思いますし、その友好状態を東アジア全体で保持していくことの共通目標が肝要であろうというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 昨日、沖縄・自民党の皆さんと知事との日中の問題、あるいはまた尖閣の問題等々についての議論を聞いておりました。自民党の皆さんからは、この台湾をめぐる問題も含めて、この日中関係は、極めて緊張関係にある、厳しい状況にある、また警戒心も持たなければならないと、そういう議論もありました。十分理解できます。一方で、我々公明党は、50年前の日中国交回復の端緒を開いたという歴史的な背景もありまして、やはりここは公明党としては、その端緒を開いて、そして田中角栄総理が中国に渡って、共同宣言を発出した、平和友好条約に結びつけた。こういう歴史を踏まえると、50年の節目というこの時期に、改めて日中の善隣友好の絆というものを強めていかなきゃならないとそういう思いがいたします。ですからバランスが大事だと思うんですけども、知事いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども申し上げましたが、日中国交正常化50周年であるというこの機会を捉えて、この間少し、経済は熱く政治は冷たいと言われている日中関係をバランスのいい状態に保っていく、戻していくということは、大切であると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 そういふ状況を含めて最近、日本の非核三原則の見直しの議論も出てきております。ただ唯一の被爆国としての日本の立場としては、この非核三原則というのは堅持して変えていってはならないというふうに思います。ここに私は「日米同盟のリズム」という小川和久さんの本を持ってきたんです

けれども、（資料を掲示） の中には日米同盟の抑止力がいかにこの東アジア地域を平和に保っているかと、いかに機能しているかということが詳細に書かれております。同時に、日本が核を持つというリスクがどれほど大きなものになるかということも詳細に書かれております。ですから、そういう意味では、日米同盟の抑止力の大きさ、この機能というものを日本の国民はもっと知るべきであると同時に、核を持つことのリスクも大きなものがあるということも理解をしていかなきゃならないと、そういうことが書いてありますので、詳細は紹介できませんけれども、御一読いただければと思います。

では次に、コロナ対策について行きます。

また新規感染者が1000名を超えるような状況になっておりますけれども、この要因はどのように捉えておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 第6波におきましては、まん延防止等重点措置による対策に県民や事業者の皆様が協力をいただきまして、医療の逼迫状況が軽減されて重点措置を終了することができたものと考えておりますが、3月から4月にかけては、本土との往来が増える、それから人の活動も活発になるということもございますので、県内における感染状況については予断を許さない状況は続くものと考えております。そのため、再拡大した場合の重点措置を検討する目安を県民の皆様には明示しているところでございまして、引き続き感染防止対策への協力と、県としましては、医療提供体制、検査体制、ワクチン接種にしっかり取り組んでいく所存でございまして。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

次、人材育成の取組について伺います。

商工労働部長、私これまで何度かこの奨学金返還支援制度創設について提案を申し上げてまいりました。いよいよ新年度からスタートしていただくということで、大変喜んでおります。制度の内容について御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では、県内中小企業における人材の確保と定着を図るため、企業が従業員に対して奨学金返還支援を行う際に、企業が負担する費用の一部を補助する奨学金返還支援事業を令和4年度から実施することとしております。

県としては、新たに創設する所得向上応援企業認証制度、これはまだ仮称でございますけれども、当該制度と併せて運用することで、優秀な人材の獲得に向けた企業の人材投資を促進するとともに、奨学金の返済負担を抱える従業員が安心して働ける環境づくりを支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 企業にとっても、またその働く本人にとっても、この返還支援制度というのは非常に有効な手だてだと思います。人材の確保、または企業側からすれば離職対策等にもつながりますし、人材の確保にもつながります。そういうことで今回当初予算600万が組まれておりますけれども、スタートとしてぜひ期待を申し上げたいと思います。この対象者数はいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

まず初年度ですので、まずは10社、50名程度の支援を想定しております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 まずは10社50人程度からスタートして、今後当然毎年度、それは拡充していくことになると思うんですけども、見通しはどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

予算ですので、年度ごとに予算を計上していくということになります。従業員1人につき、最長5年ということで考えております。先ほど答弁しましたように、1年当たり50名程度ということで考えておりますので、仮に今後こういった規模で予算が獲得できるとしたならば、5年間で250人程度の支援ができるのではないかと。またそういった方向で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 企業側には、所得向上応援企業認証制度というものをお願いをして、その社員の給料を上げる等々の企業に対しては認証を与えて、そして県の負担金も増やすというような制度になっているようですから、ぜひこれが生きるように頑張っていたきたいというふうに思います。

ちょっと時間配分が気になってきました。医療的ケア児の支援について、この支援センターの設置または保育所や学校等における体制整備はいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 現在県では、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係分野が連

携をする協議の場において、医療的ケア児及びその家族への支援の方法ですとか、センター機能の在り方等について検討を行っているところです。次年度の当初予算においては、そのセンター設置に向けて、ネットワークづくりとかそういったような総合調整等を行うコーディネーターの配置に要する経費を計上しているところでございます。引き続き市町村、関係機関と連携してセンター設置に向けた議論を進めてまいりたいと考えております。また、保育所における医療的ケア児の受入れについてでございますが、令和3年4月1日現在で、9市町村で13人の医療的ケア児の受入れがなされているところでございます。

県においては、医療的ケア児の受入れを行う保育所に対して、看護師を配置するなどの補助事業を実施しております。そういった取組を通して医療的ケア児とその家族の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 これは学校サイドもぜひお願いしたいと思います。

次に、ヤングケアラーの支援、これについてはちょっと時間の都合もありますので、はしよります。ぜひ、実態調査含めて取り組んでいただいで対応方お願いをいたします。

こども医療費助成事業についても、新年度から中3までの医療費の無料化、現物給付の制度が導入されるということで高く評価をしたいと思っております。

それから特定不妊治療の助成事業、これも保険適用が新年度から実施されるということになりまして、国の制度としてこれが適用されますから、県内においてもその周知啓発をお願いをしたいと思っております。

次に(7)の子ども貧困対策計画についてであります。

この素案を読ませていただきました。非常に意欲的な素案になっております。やはり沖縄が抱える最重要課題の子供の貧困問題に積極的に対応しようということで、この計画素案をつくっていただいでおります。ぜひこれは頑張っていたきたいと思うんですが、私は前から申し上げているように、やはり子供政策というのは子供特区という形で特別に制度を設けてでも対応すべきことだというふうに思っております。この貧困対策、令和8年度までの5か年計画になっておりますけれども、その目標値について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） ただいまお示ししてある計画素案については、目標値の欄はま

だ埋めていないところがございます。現在関係部局において、その5年間の進捗を確認していく上で適切な目標値を設定するべく検討を進めているところがございます。今月末の子どもの貧困対策計画策定までには、その設定も含めて取り組んでいるところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ぜひお願いします。

次に、若年結婚あるいは若年出産が沖縄においては非常に多いと、全国の2倍以上あるんですけれども、その背景についてはどのように分析されておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 沖縄県において、若年妊産婦が多い要因について申し上げます。

沖縄県の若年層を取り巻く環境としまして、まず離婚率が高い、それから母子世帯が多い、子供の貧困、それからひとり親世帯の貧困率が高いというような状況がございまして、それら様々な要因が重なって、若年妊産婦の多さにつながっているものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 それでは各市町村においてはその相談事業をやったりして、いろいろと支援の在り方を模索しているんですけれども、県としては支援の在り方についてはどのように検討されておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県では、まず若年妊産婦の場合に喫煙率が高いとか、痩せているというような状況もございまして禁煙の支援、栄養指導を行う市町村やそれから医療機関の保健指導の充実を推進するほか、身近な場所で必要な支援、相談等が受けられるように、相談支援事業や産婦人科への同行支援などを引き続き行ってまいります。またあわせて、母子健康包括支援センターを活用した支援に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 それでは私、この本を読んで、（資料を掲示） 山内優子さんの「誰がこの子らを救うのか」とか、上間陽子さんの本とか、そういう県の若年妊産婦の具体的な事例を取り上げながら、非常に身につまされるような事例も数多く紹介されておりますけ

れども、その数がやはり全国の倍以上いるということで、その支援体制も非常に重要だというふうに訴えられております。それで例えば沖縄市もそうですけれども、通所型で相談を受けるその業務をやったりしているんです。この方々から話を聞くと、やはり宿泊型の支援施設もぜひ必要だというふうに訴えているんですけれども、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） ただいま保健医療部長からお話もございましたように、県においては若年妊産婦の支援に向けて母子手帳交付のときから寄り添い支援を行っておりまして、今議員がおっしゃいましたような若年母子の居場所というものの設置にも力を入れております。現在通所が中心になっているところではございますが、まずは若年母子の居場所が県内5か所となっておりますので、この設置を促進、広めたいというところで、次年度県においては若年妊産婦を対象とした就労や就学、ライフプランなどの講座を行いまして、それをきっかけとして若年妊産婦の居場所を普及させていこうというような事業も始めるところです。そのような取組を通しまして、また一歩進めた宿泊型のニーズがどの程度あるのかということの実態等も把握しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 これ非常に需要が高いようですからぜひ御検討をお願いいたします。

次に、時間がちょっと迫ってまいりましたので、この高校進学、大学進学等の支援、それから放課後児童クラブ、これについても新たな事業が立ち上がるようなんですけれども、ぜひ後押しをお願い申し上げたいと思います。

次に、小中学校の給食費の無償化を実施するとした場合の予算額について教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

小中学校の給食費を無償化した場合の所要額につきましては、令和3年度に県教育委員会が実施いたしました市町村別学校給食費徴収状況調査によりますと、総額約62億5000万円となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 私、子供特区の話をするのは、やはり教育費、子供たちに関わる経費については、公費で賄ったらどうかという思いがあります。ですから、この給食費についてもやはり62億円という数字です

から、これを県と市町村が分担するということになれば、2分の1。そういう方向で具体化するという検討はいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 学校給食につきましては、議員御案内のとおり、学校給食法第4条に基づいて実施をしております、それによりますと、義務教育諸学校の設置者にその任務が課せられております。ただ一方で、食材費等につきましては、いわゆる学校給食費でございますけれども、同法、学校給食法第11条第2項の規定に基づき、学校給食を受ける児童または生徒の保護者が負担するというふうに法で規定をされているところです。ただ一方で市町村におきましては、経済的に困窮している児童生徒の保護者に対しては生活保護による教育扶助とか、就学援助制度を実施しているほか、市町村独自の取組として学校給食費の全額無償化、または一部助成というところで行われているところでございますので、そういった形で取り組まれているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 最近各首長、市町村長の皆さん方も給食費の無償化というものをぜひ実施したいという思いが強く政策にも反映されてきております。ですからそのことについては、ぜひ県も一緒になって協力をして進めていけるようお願いを申し上げたいと思いました。

最後に、ジェンダー平等社会の実現についてでありますけれども、沖縄の生産性の向上ということ、あるいは非正規に女性が非常に多いという社会環境、雇用環境、そういうものを総合的に見た場合、女性力の活用、女性力の向上、ここに大きな鍵があるのではないかなというふうに思っております。女性をもっともっと活用する、そしてその力を信頼してもっともっと力を高めていただく、そういうふうな施策が非常に重要だというふうに思うんですけれども、その取組についてはいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 県では、次年度からスタートする第6次の沖縄県男女共同参画計画の下で、市町村や民間団体等と連携協力しながら、男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発や多様な就業を可能にする環境整備など取り組んでいくこととしております。全ての県民がその個性や能力を十分に発揮し、個人の尊厳と多様性が尊重されるジェンダー平等の実現に力を尽くしてまいりたいと考えて

おります。

○金城 勉君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 自民党の皆さん、拍手ありがとうございます。何か相当応援されているようで頑張っていきたいなと思っております。

まず、知事の公約についてであります。これは大勢の議員の皆さんが質問をされています。しかし知事、4年間で知事が公約に上げた291がどうなっているかというのは、やっぱり県民に示すべきだというふうに思っておりますので、残りはあと6か月、しっかりと公約に上げられたものを頑張っていたいただければなというふうに思っております。

そしてこの私の質問は、知事がこの公約に上げた291、いろいろとあるんですけれども、知事のその公約の一丁目一番地というのは何になっているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 一丁目一番地という言い方をよく表現させていただいていますが、それはやはりその最優先課題であるということの認識と一体だと思えます。その最優先課題は、例えば子供の貧困問題は、子供の貧困ではなく社会全体から子供の貧困である状態を解消していくことによって県民所得につながり、地域経済の発展にもつながっていくという意味で、一丁目一番地として子供の貧困問題というように端的に表現をさせていただきます。そして、離島振興の問題。離島振興も一丁目一番地の課題。これは沖縄の離島県のさらに離島を抱えているところから住民福祉、経済も医療も含めて総合的に離島への対策を取っていくことは、これはもう必要不可欠であるという意味での一丁目一番地などを使っております。

ですから、私にとって——私自身は世のため人のためにというのが政治の根本的な仕える意味での言葉ではありますが、それを幅広く捉えて様々な課題に対して、現下のコロナウイルス対策にしても、今はこれが一丁目一番地。そして経済を回復させる、それも一丁目一番地というように、連関している取組をしっかりつつなげて取り組んでいくというところに一丁目一番地という思いをそれぞれに込めさせていただいていると御理解をいただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 僕は知事がこの一丁目一番地、どう答えるのかなと思ったんですけれども、この貧困問題だとか経済は、これは別に玉城県政の課題じゃないわけです。やっぱり一丁目一番地、玉城県政の一丁目一

番地というのは、辺野古に基地を造らせない。それが一丁目一番地ではないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） それも私の一丁目一番地の一つです。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ですよね。ですので、次の質問に移らせていただきますけれども、基地問題で「今後も、あきらめず、おれることなく、全身全霊をもって」取り組むというふうにあります。何を解決して、そしてまた解決策をどのように取り組んできたのか、まずお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 基地問題、「今後も、あきらめず、おれることなく、全身全霊をもって」取り組むというのは、これは県知事として欠かざるべき考え方であり、取組であるというように思います。それはなぜかと申しますと、先ほど冒頭に県議会で議決をいただいた、ウクライナ侵攻に対するロシアへの早期解決を求める決議にも込められておりました。「戦後77年を経た現在においても、凄惨な戦争を体験した県民の心は癒えず、戦没者の遺骨収集、不発弾処理、軍事基地の返還と跡地利用など戦争に起因する問題を抱え今日に至っている」ということは、これもやはり一丁目一番地としてそれぞれを解決に結びつけるための県政の取組をしっかりと表に出していかななくてはいけないという意味で取り組む必要があるかというように思うわけです。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 私は知事、どういう解決策を知事はやってきたのかと、今言うそういう分の、基地に関する分をということを問うているんですが、なかなかそれが出てこないのですね。

皆さん、本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小について日米両政府に要請したということがありますが、これは回答はあったんですか。進捗状況、どうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 昨年5月、そして大臣等来沖するたびに、復帰50年要請を行っておりますけれども、日米両政府から具体的な回答は得られておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 だから回答を求めるのが皆さんの仕事だと思うんですね、要請するというだけではなくて。

それでは知事、安倍元総理もそうだと思うんですが、菅前総理、そして今、岸田総理、首相ということがあるんですけども、このお三方と今回辺野古の移設を含めた基地問題における対話というのは、何回ぐらいされましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 知事と総理の面談回数でございますけれども、安倍元総理との面談が4回、それから菅前総理大臣との会談が1回、そして岸田現総理大臣との面談が1回というふうになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これは基地問題に対しての部分ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 直近の岸田総理との面談については、沖縄振興に関する要望という形での面談でございました。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 まだ岸田さんとはこの基地問題に関しては、1回も膝を交えて対話をしたことはないという状況が続いているわけですね。

次の質問なんですけれども、自民党の代表質問で、昨日もあったんですが、僕は辺野古のこの移設の部分で、謝花副知事が言っている話と玉城知事が言っているものが、整合性がないわけですよ。謝花さんは、そういうことも言ったけれども、滑走路が云々だったからねという話をするわけです。ところが玉城知事は、検討もしたことないと、こういったことは。これどういう整合性を持っているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

玉城知事がおっしゃった、検討したことないということは、私も同様でございます。私のほうで確認をしたというのは、2年前の元防衛大臣経験者ほか数名から、辺野古、この軟弱地盤の存在を契機として見直しの議論があるということが報道等であったものから、その時期に防衛省関係者とお話をする機会がご

ざいましたので、政府の中においてはどうなんですかというような話を、向こう側の情報を逆にお聞きしたいという意味合いでお聞きしたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 そのとき、その話なのか分からないんですけども、玉城知事の後援会長であった呉屋さんが、メガフロートの話を出しているわけですよ。それとの整合性は怎么样了ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 私がその防衛省の関係者と話をしたときには、呉屋さんのお話は念頭にはございませんでした。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 分かりました。

でも政権与党の自民党の代表質問であったわけですから、私はこの軟弱地盤を触らずに、そういう分での今辺野古部分のということを、その普天間基地を早期に移設するというのであれば、一つの提言だというふうにも思いますけれども、知事どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） どのような内容で対話ができるのか、ぜひSACWOを設置していただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 なかなかSACWOを設置と言っても、この日米両政府含めてあるわけですから、やっぱり現実的対応を今求められていますよ、知事、その分では。しっかりと提言は提言で受けて、どうあるかということは、やっぱり検討すべきだというふうにも思っておりますので、これも提言で、私も終わりたいと思っております。

次に、ウクライナ情勢が本当に、もう今侵攻、侵略というんですか、緊迫しているんですけども、このロシアというだけではなくて、我々今この身近にある米中の対立と台湾海峡の危機というふうにも言われているんですが、アジア太平洋地域の安全保障状況、どのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

アジア太平洋地域の安全保障環境につきましては、中国の軍事力の強化、東シナ海・南シナ海における現状変更の試み、台湾をめぐる問題、朝鮮半島をめぐる問題などが存在をしており、より厳しさを増しているという理解しております。沖縄県は、日米安全保障体制が、我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に

寄与してきたものと認識をしております。アジア太平洋地域の平和と安定は、県民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上で極めて重要であることから、関係国等の平和的な外交・対話によって、緊張緩和や信頼関係の構築が図られることが必要だというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 昨日も三沢基地に配属されている航空自衛隊のF35が那覇空港に4機、訓練でということで、今日米の訓練がされているわけですよ。そこで今激化する米軍・自衛隊の演習、訓練の状況、日米同盟での軍事的抑止について県の見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

防衛省によると、自衛隊は平素から日米間で様々な訓練を実施しているとのことであり、先月は海上自衛隊と米海軍の2つの空母などが参加する訓練、昨年11月には航空自衛隊と米空軍が搜索救難訓練を行ったものと承知をしております。県は日米同盟関係が、これまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと理解しております。一方で、我が国の平和と安定を図る上では、抑止力だけではなく、冷静かつ平和的な外交により緊張緩和と信頼醸成が図られることが必要だというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 今、沖縄だけではなくて、日本全国各地でそういう米軍の訓練だとか自衛隊の訓練が激化していると。嘉手納がアジアのその最大の基地じゃなくて、今岩国が最大の基地になっているということになると、決して我々沖縄県だけが激化しているというような方向性でもないんですけども、ちなみに沖縄の航空自衛隊の緊急発進状況、把握されていますでしょうか、スクランブル。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

まず2017年度が736回、それから2018年度で758回、2019年度が742回、2020年度が544回、そして2021年度が785回というふうになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 もう今、この2021年度で785回。

そしてその中の国別で見ると、大半が中国になっているんですね、571回ということで。ますますこの南西航空方面隊における負担というのを、我々のこの緊急発進というのも増えている状態があります。

そこで、次の質問。

国民保護計画訓練の状況と有事における住民の安全を守る取組状況、課題についてをお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

国や市町村などの関係機関と国民保護計画に基づく訓練を実施することは、国民保護に関する対処能力の向上を図る上で重要だというふうに考えております。また、沖縄県は島嶼県であるため、各島との輸送手段が空路と海路に限られるなど住民避難に関する課題があります。このため県では、国や市町村と連携して、毎年、複数回、情報伝達訓練等を実施しているほか、平成31年1月には大規模テロ等の緊急対処事態を想定した図上訓練及び実動訓練を実施したところです。また、平素からの備えとして、運送事業者や沖縄総合事務局等から輸送力に関する情報を把握しているほか、国と連携した市町村向けの研修を実施しております。引き続き、沖縄総合事務局や自衛隊、市町村等と意見交換を行うなど、国民保護措置の対処能力の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この国民保護の部分で、僕らも国民保護計画——これは県が、そして市町村がという形があるんですけども、この武力攻撃じゃないと国民保護のこの発令が出てこないよねというのがあったり、いや、武力攻撃とその前段の緊急対処事態という部分でのものも措置対象ということになっているんですけども、この緊急対処事態というのはどういう状態なんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時6分休憩

午後11時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

緊急対処事態につきましては、武力攻撃に準ずる手段による多数を殺傷する事態またはそうした行為が発生する明白な危険が切迫している事態で、国家として緊急に対処することが必要なものということで、事例といたしましては、原子力事業所などの破壊でありますとか、大規模集客施設の爆破、生物剤の大量散布、航空機による自爆テロ等が例示として挙げられており

ます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 そうなんですよ。国内における部分なんですよ。今問題になっているのは、台湾海峡の有事の際に我々この国民保護計画、この国民保護はどういうふうな形になるのかというのは、どうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 国は——確認しておりますけれども、今回、台湾をめぐる問題については、我が国としては対話により平和的に解決されることを期待するというのが従来から一貫した立場であるというふうに説明をしております。

県としては、引き続き台湾情勢や国の検討状況等を注視するとともに、国民保護に関する取組について推進をしまいたいというふうに考えております。

議員から御質問のあるところの、万が一、国による武力攻撃事態等に認定をされ、住民避難をはじめとした国民保護措置が必要となるような状況となりましたらば、国が策定をしました対処基本方針に基づき、速やかに国民保護に関する措置を実施するということとなります。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 公室長、武力攻撃は、我々が攻められないと武力攻撃のものがないわけですよ、日本が攻められないと。この緊急事態でも原子力だとか、そういう大型施設、それしかないわけです。ところが台湾海峡で、外国の、他国の隣接する部分がこういう有事体制にあっても、今の国民保護法ではその保護の対象になるような発令ができないというふうに私は認識しているわけです。ところがこの台湾有事、台湾海峡でもし万が一あれば、一番我々の沖縄県内の与那国はどうするのかということが出てくるわけです。そのときに与那国の輸送手段だとか、その住民の移動ということを、我々やっぱり真剣に考えないといけない。昨日もテレビでもやっていたんですけども、与那国は飛行機もあるんです、空港も。フェリーは約150名の輸送手段しかないということになるんです。この沖縄県民を守るための国民保護計画ということを皆さん真剣にどのように捉えているのか、まず教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 當間議員からも御指摘のあるとおり、沖縄県、島嶼県でございます。輸送手段が空路あるいは海路ということで、そういう意味では他県に比較して、より国民保護措置についての対応

というのが非常に重要な課題だというふうに考えております。

一方で、その武力攻撃事態に当たるかどうか、その国民保護措置を適用する事態になるかどうかについては、これは国民保護制度の仕組み上、国が事態認定を行うというのがまず先でございます。その上で、要避難地域、この地域については避難が必要だということを示した上で避難経路等の方向性が示されるということで、県といたしましては、そうしたことも踏まえてこの仕組み上は、例えば市町村における避難パターンというものを複数例つくるということについて、市町村研修等通じて対応しているということで、令和3年度においても2回、この研修等を実施したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この国民保護訓練だとかそういったものは、僕は大変大事なものがあると思うんですよ。何年にこう訓練をやるみたいな、何か事務的なことにならないようにやっていただけないかなというふうにも思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、友好都市の連携状況、そしてアジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成を図るための新たな取組というところをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県は、中国の台頭や米中対立等、沖縄を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している状況を踏まえ、沖縄の平和を希求する心や歴史的・地理的特性を生かして、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与してまいりたいというふうに考えております。そのため、県では、海外事務所の活用と併せて、新たな取組として、沖縄県から地域の平和と安定の重要性等を発信するとともに、アジア太平洋地域の各国・地域と沖縄との連携可能性について検討し、可能な事項から連携協定を締結する等、同地域の緊張緩和と信頼醸成に向けた取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 友好都市との連携状況についてお答えいたします。

本県は、県系移民を主な縁として、米国ハワイ州、ブラジル南マットグロッソ州、ポリビアサンタクルス州と姉妹提携を結んでいるほか、歴史的な関わりを主な縁として中国福建省と友好県省を結んでおり、経済・文化・人的交流等を図っております。これまで、技術研修員や県系子弟等留学生の受入れや派遣、姉妹

提携記念式典等の開催、芸能団派遣、福州駐在所の設置など、友好都市との連携・交流を継続しております。また、本年は沖縄・福建友好県省締結25周年の節目の年を迎えることから、その意義を再確認する機会とするとともに、沖縄ならではの交流をさらに深めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この友好都市は、沖縄県は4都市なんですよね、今。アジアにおいてはこの福建省だけになっているわけです。先ほども中国との部分がありました。共同声明も今年50周年、福建省との友好都市締結25周年という節目になっています。私は、先ほど金城代表からもありましたように、中国ともしっかりとこれまでの歴史を含めてやるべきだというふうに思っております。先ほどあったように、アジアのいろんな国々と連携を取っていききたいということが今度の玉城知事のカラーになっているわけですから、それからすると先ほども私は台湾海峡のお話もさせていただいたんですけれども、台湾とのその友好都市締結ということをどのように考えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 本県と台湾は地理的に最も近い位置にあり、歴史的にも関わりが深く、経済・文化をはじめ様々な分野における交流が行われているところです。県においては、留学生の相互派遣や農林水産技術に関する交流等を行ってきたところであります。コロナ禍前の2019年では、外国人観光客249万人のうち最多の85万8000人が台湾からお越しいただいたということもありますし、2020年のリゾテックおきなわでは、オードリー・タン台湾デジタル担当大臣による講演、知事の対談とかも実施するなど、様々な交流が行われております。本県と台湾との友好関係がさらに発展するよう、引き続き様々な分野において積極的に交流を進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 様々な分野で僕は大事だというふうに——知事、福建省、友好都市やっています。要するに台湾は国ですから、台湾とやれと。台湾とそういう友好都市を結ぶというのは、国とはあり得ないですよ。台湾のその台北市だとか、そういった部分というのは、友好都市をしっかりと持つ。知事だから、沖縄県の知事だから、私はこのことが必要だと思っております。福建省とやっているから。中国の顔色をうかがって、台湾とはやらないということは、僕はあり得ないというふうに思っていますけれども、その点はど

うでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県は、琉球王国の時代から中国を含むアジアの国々と交流し、文化を伝播し、新たな価値をつくり出すなど、世界を結ぶかけ橋、万国津梁となってこれまで歴史を紡いでまいりました。ですから沖縄県としては、東アジアの中心に位置する地理的特性、自然的特性、独自の歴史的・文化的特性等を生かし、学術・文化・経済など様々な分野における地域間交流を促進して、相互理解を深め、さらに将来にわたった様々な交流を目指していきたい。台湾も、例えば台北市とか県の事務所を置いてございますので、そういうその地域間交流については積極的に取り組む素地が十分あるというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 積極的に友好都市を結ぶべきですよ。やっぱり経済連携はできているわけです。MOUだとか、台湾とはやっているわけですから、それをやっぱり踏み越える。そのことが今、やっぱり知事の——玉城知事だから僕はやるべき。万国津梁会議の皆さんからも言われているわけですから。知事が今できるものは、防衛の話じゃなかなか難しいですよ。知事がやるべきことは、沖縄県民をいかに守るか。そしてまた、この戦争だとかそういう部分で基地問題を含めてもそうなんでしょうけれども、そういった戦争をしない、有事にならないような友好、このアジアとの友好をいかにやっていくかということが玉城知事に課せられていることだというふうに思っておりますので、頑張ってください。

次に、新たな振興計画について。

まず改正後の沖振法で、特区・地域制度、各分野の政策課題対応の中で、努力義務の新設というのがありますけれども、どういう意味なんでしょうか。どういう影響が出てくるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 今回閣議決定された改正法案において、離島及び北部地域の振興、子供の貧困対策、人材育成に必要な教育の充実、脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成といった項目が、国及び地方公共団体の努力義務として新たに規定されております。こうした努力義務を定める規定については、沖縄振興策として特に重要な分野や項目に関して、国、県、市町村が施策の充実等に努める責務があることを明記しているものと認識しております。

県としましては、今回新たな努力義務規定が新設された趣旨を踏まえ、国と連携しながら各分野の施策の

充実等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 私は今回のこの改正のもので、沖縄・自民党さんもしっかりと、やっぱり政権与党ということで頑張られたというものは評価もしますが、この今回の改正の特区においても、付加価値をつけなさいとか、給与を増額しなさいとか、こういう離島の分野でも努力義務を新たに設けるということは、これは県が求めたことですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 税制にあっては、様々な制度提言を行ってまいりました。ただこの今議員がおっしゃった2つの要件については、特に要望等はしてございません。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 国においていろんな——皆さん展望値しか出せないから、やっぱり5年後を見据えてということで、これがうまくいっているのかどうなのかという視点を持つということが、私は国のものだと思っているわけです。平成24年に沖縄県がその計画を策定するというので、この沖振法にあるんですけれども、今回のこの沖振法における部分だとか、今度の沖縄振興予算の部分は、皆さんが出したその計画、皆さんが策定した計画どおりにその沖振法を含めた予算というものになったという認識ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 今回努力義務として設定されております子供の貧困対策等については、これについて制度提言等行ってきたところです。国においては、この子どもの貧困対策緊急事業等も継続して計上されておりますし、クリーンエネルギー導入促進調査事業等も、あるいは沖縄産業競争力強化人材育成事業などの予算項目も新設されているところで、一定の制度提言の内容、それから沖縄振興特別措置法の改正案、これらと連動した予算の内容になっているかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、もう今国会でもこの新たな沖振法の審議が始まっているわけですよ。その中でいろいろと知事は要求してきた。3000億近くの予算も要求したけれども、結局約2700億というような数字も出てきた。沖振法もいろんな変わり方をしてきたというのがあるんですけれども、知事は今回の沖振法、そしてこの振興計画の予算を含めて、満足いくものになったというふうに考えられていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖振法については、今現在国会で議論をされておりますので、ここから先の見通しというものについては、我々が掲げたものについて国会での御議論で後押しをしていただきたいというように思います。他方で、やはり令和4年度の予算は、我々当初はその要求としては3000億円以上というような要求をし、さらにそこでどのような計画が見込めるかということについてもある程度幅を持たせて計画しておりました。それが今般、そこまで届かなかったというようなことですから、財政的ないわゆる切り詰め型の計画ではありますけれども、そこでやはり創意工夫を凝らして、市町村と協力をしながらそれぞれの施策、事業を展開していくということを、その連携を持ってしっかり当たるべきであろうというように認識しています。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この特区制度とか税制というのは、大田県政の国際都市形成構想でこの特区形成が出てきた。しかしなかなか中身が使いづらいということで、稲嶺さんのときに釣りざおが欲しいということでやったわけですね。ところがある評論家によると、その釣りざおの針はグルクンを——いろんなものをつけられて鯨を釣るような針になっていたという言われ方をしているわけですよ。今回の改正も、この付加価値をつけなさいとか、給料を上げないとこの特区の税制の恩恵を受けられませんよと、ましてや5年ですよと言ったら、僕はなかなか投資する企業というのは厳しくなると思っているんですよ。投資するのに5年で見直しされるというようなことの今回のその税制含めたその特区制度ということは、やはり僕は、もう少し皆さんも国の官僚をしっかりと論破するようなことをやっていただきたいというふうに思っています。

しかし、これもう沖振法は進んでいますので、その中で稼ぐ県産品・企業連携で域内経済循環や域内自給率の向上とありますが、現状と具体的取組についてお伺いをいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

本県の域内自給率は、令和2年度で71.5%となっており、新たな振興計画（案）では、令和13年度までに73.4%程度となることと見込んでおります。そのための取組として、県産品優先使用による県内企業の取引活性化や、企業等の連携により域内調達を促進するプロジェクト等への支援のほか、給与向上に取り組む企業にインセンティブを与える認証制度の創設等に取り組んでまいります。

県としては、これらの取組により域内経済の好循環を促進し、企業や地域の稼ぐ力の向上及び県経済の活性化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 嘉数部長、今回のこの改正、皆さんこの経済循環向上に向けた施策の調査を踏まえて、ざる経済、この漏れ経済というのが言われて50年ですよ。これ今回の分、どういうふうな形で防ぐという取組になるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県としましては、域内経済循環率の向上を新たな振興における経済政策の一つに位置づけて、域内経済循環を高めていくこととしております。観光と農業、商工業などの産業間連携強化、ものづくり産業の高度化、県内企業への優先発注、県内需要の高い作物の安定生産体制の整備、加えて地消地産の促進など、これを講じていくこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 我々の代表質問であったように、公共工事においても、民間企業もう7割県外だとか、県産品使用もう7割近く県外のものだというふう言われているわけですよ。やっぱり域内自給率を上げるということになってくると、この県内企業への優先発注をどうするのか。県産品のその使用に関しても公共工事、県の公共工事は100%ですよということじゃなくて、民間活用をどうさせるのかということになってくると、今の商工労働部が出している基本方針だけではなくて、それに一步踏み出した産業振興条例と、県産品、県内企業優先ということを含めたその条例化をすべきだというふうに思いますけれども、それはどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えします。

現在、県内企業への優先発注及びその県産品の優先使用基本方針というものに基づいて取組を推進しておりますけれども、仮にその条例化したとしましても、これは独禁法等の関係もありまして、理念型とならざるを得ないということで、議員おっしゃっている実効性というところにおいては、まだ課題があるのかなというふうに考えております。そのため県では、現在の

基本方針を改正しまして、優先発注を県の全ての業務を対象を広げるなどして実効性を高めてきたところでございます。直近で申し上げますと、平成30年4月の改正で、この優先発注の対象を公共工事や物品調達から、県が発注する業務全般に拡大し、さらに県内企業に定義を明記したところでございます。引き続き、必要に応じて改正を行い、この実効性をさらに高めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ありがとうございます。

次に、誰もが活躍する地域社会の実現に向けての、離島の子供たち。離島の子供たちの教育支出というのはやっぱり大きいわけですよね。沖縄振興開発金融公庫が出しているものを見ても。やっぱりこの部分で、先ほども給食費の無償化というのもありましたが、離島の子供たちの教育費無償化をいかに取り組むか。そしてまた沖縄の子供の貧困、子供の貧困はないわけです。そうではなくて、やっぱり全体の貧困なわけですよ。それからしたら、このやっぱり沖縄は振興策という武器があるわけですから、そういった沖縄版ベーシックインカムということがどうできるのかということ、ぜひ検討はしてもらいたいというだけで、質問は終わります。

休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○當間 盛夫君 次に、健康長寿おきなわの復活策は本気度が私は見えないということで質問させてもらっているんですけども、復活宣言の具体的取組をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 健康・長寿おきなわの復活に向けては、県民一人一人の健康づくりや生活習慣病予防に向けて取り組んでいくことが、それを強化することが重要であると考えております。具体的には、健康的な生活習慣の習得に向けた各種イベントやメディアを活用した普及啓発、副読本を活用した小中学生の健康教育等に取り組むこととしております。中でも、特に平均寿命の延伸には、働き盛り世代の対策が重要であると考えておまして、企業等が従業員の健康づくりに取り組む健康経営を推進し、生活習慣病の発症と重症化の予防に向けた取組を官民一体となってやってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 平成26年に危機状態だといって取り組んだものが、その平成26年の時点より今もっと悪くなっているわけです。今この健康長寿、健康寿命というんですか、これ今どのくらいの位置に沖縄県はあるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まず健康寿命についてでございますが、令和3年の12月に厚労省より公表された数値が、令和元年の状況でございますけれども、男性が72.11年、女性は75.51年ということで、男性がその前の26位から40位へ、女性は10位から25位へと下がっている状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 何にも成果が現れていない、取り組んでいないと。全く沖縄県は、基地問題だとか、その貧困だと言われながら、そういったことを一切取り組んでいないというような成果になっているというふうにも思います。皆さん、労働局もやっているんですけども、うちな一健康経営宣言という取組があるんですが、これ今どれくらいの事業者数になっていきますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） うちな一健康経営宣言につきましては、沖縄労働局などと5者協定を結びまして、県としても一緒に取り組んでいるところでございます。令和4年の2月末現在で、388の事業所がうちな一健康経営宣言を行っております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、大分県が今度トップになったんですよ。大分県が何をやったかといったら、この健康経営の企業を、今大分県は600社余っていますよ。700社近くの企業がその健康経営ということに宣言をして取り組んでいると。やはり一つ一つやろうと言ったものから、やはりやるべきですよ。沖縄県はこの健康経営宣言されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 事業所としての沖縄県庁という意味でお答えしますと、県としての宣言はまだ行っておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、やっぱり県からやるべきです。沖縄労働局が最初にやったんですよ、これ。沖縄

労働局がやって、今各企業にそのことをやる。市町村もなかなかないんですけれども、やっぱり沖縄県だからこそ、この健康経営をやる。沖縄県の職員が健康じゃなくて、ほかの企業に、皆さん健康経営、健康になりなさいよと言えるはずがないんです。その辺知事どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども答弁にありましたが、特に平均寿命を延ばしていく、健康寿命を延ばしていくためには、働き盛り世代の方々に対する特化した取組が必要です。実は現在、金城政策参与と健康長寿課で連携をして、企業を対象に、ある一点に絞ってぜひその健康観察をしよう。それは何かというと血圧です。沖縄県はこの高血圧に起因する疾病の率が非常に高い。そしてそれとまた失命率も高い。つまり命を亡くされる、あるいは重大な——何ということでしょうか、麻痺を残してしまうということから、やはり健康経営の第一歩は、血圧を測ろうということで、ある一定数の企業に対して、例えば3か月とか4か月とか、ある一定期間毎日血圧を測って、自らその取組を確認してみようということをやっています。いろいろな健康食を食べましょう、運動しましょう、何をしましょうというのは、もちろん網羅的にやりますけれども、特にそこに特化して取組をして、そこからさらに沖縄が健康長寿を延ばしていくためにはどのような取組ができるかということに広げていきたいということをやっています。

ぜひ令和4年度は、本当に健康長寿おきなわ復活のための第一歩を力強く踏み出せるように取り組んでまいりたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 頑張ってください。

知事、それと沖縄県のこの65歳以上の、部長、有業率ということ把握されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

平成29年——これ総務省統計局の就業構造基本調査によりますけれども、沖縄県が19.7%、ちなみに全国が24.4%というふうになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 高齢社会沖縄。沖縄も10年後には人口減少が始まるというようなこと。今回のその健康状態においても沖縄県はそれが下がってきているということになってくると。やっぱりお年寄りになっても、高齢化していても、健康で働くという体制をつ

くるべきだというふうには私は思っているんですよ。この65歳以上、高齢者の皆さんのその就業率、有業率の向上ということをこれからどのように取り組めますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後11時36分休憩

午後11時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

高齢者の雇用促進ということについてですけれども、これは令和3年4月に施行されました改正高年齢者雇用安定法におきまして、65歳までの雇用確保の義務に加えまして、70歳までの就業確保措置を講ずることが事業主の努力義務とされております。県では高齢者の就業機会の拡大を図るため、国の制度等の周知を図るほか、沖縄県シルバー人材センター連合や、新設のシルバー人材センターへの支援等を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス等の働きやすい環境づくりなどに取り組んでおります。また、少子高齢化や生産年齢人口が減少する中で、社会の活力を維持し、本県の持続可能な社会経済の発展を図っていくためには高齢者等の多様な人材の活躍促進が重要でありまして、県では新たな振興計画（案）におきまして、高齢者の活躍促進を施策の一つとして位置づけ、働く意欲のある高齢者が知識や経験を生かして活躍できる環境づくりに取り組むこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 次に、乗合バス事業者の経営収支の状況。国、県、市町村の財政的支援はお分かりになりますでしょうか。答弁ください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 路線バスは、県民や観光客の移動手段として重要な役割を担っており、それを確保・維持することが重要であると考えております。このため県は、運行収入だけでは維持が困難な路線について、国や市町村と連携して支援を行っており、令和2年度は36路線に対して国、県、市町村合わせて約5億5000万円を支援しております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 国、県合わせて5億近くこの赤字路線補助ということをやっている。私は再三、この乗合バス事業者の統合、連携ということを図るべきだというふうに提言しているんですが、これはどのように取り組まれていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 今、県では基幹バスシステムの導入に向けて検討——関係各位といろいろ意見交換をしているところで、バス事業者、関係市町村、有識者、国、県で構成する沖縄県公共交通活性化推進協議会、この中でバスネットワーク、バス網の最適化については議論をしているところでございます。そしてバスの支線の再編ができれば、乗り継ぎの問題が出てきますので、乗り継ぎ運賃、ひいては料金プール制、これについても今後議論を深めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この新たな振興の部分で、我々この50年間、こういろいろと国から予算を引っ張ることを政治的にはやってきたというふうにも言われています。バケツに水は入れるんだけど、この漏れが大きかったと。この漏れをいかに防ぐかというのが今回の新たな振興の地域経済の循環だとか、自給率の向上だというふうに言われておりますので、しっかりとその政策をやる。沖縄県は県民所得が最下位。県民所得を上げるというのもなかなか難しい。この50年やっても難しいということになれば、先ほど知事からあったように、沖縄県のこの健康状態をいかに戻すかということも私は大事な視点だというふうに思いますし、健康になるためにはその公共交通、バスを含めた鉄道云々というのはもう夢になっているかもしれない。この公共交通をいかに活性化して行って、皆さんが健康そのもので公共交通をしっかりと活用してもらうかということをやってもらうということが大事だというふうに思っています。

休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後11時41分休憩

午後11時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○當間 盛夫君 申し訳ない。デジタルと小中学校のものがちょっと時間的に行けませんでした。

新型コロナに係る経済対策についてお伺いをいたします。

地域観光事業支援、経済対策というのは、令和3年の積み残し、いろんなものがあると思うんですけども、明許繰越ができるというふうな認識でいいんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 国の地域観光事業支援の需要喚起部分を活用して、彩発見キャンペーンを展開しているところでありまして、今般、一部48億ほど宿泊事業者感染症対策支援事業の減額分を活用しまして、増額補正をした後に、執行見込額を差し引いた79億8000万円を繰り越す方向で手続を進めております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 そういう繰越しというのは、国も認めているという認識でいいわけですね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 所管省庁の観光庁が、財務省と今調整しているというふうに聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ありがとうございます。

質問項目を上げて質問ができなかった部分、担当の皆さんには大変申し訳なく思っております。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長 美佐雄君 ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

皆様、こんにちは。

日本共産党、瀬長美佐雄です。

一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、日本復帰50年の節目に当たって。

今、世界は、戦争と平和をめぐる重大な岐路に直面しています。ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略は、国連憲章2条4項の武力行使禁止原則に明白に反する重大な犯罪行為であり、断固抗議し、軍事作戦の即時中止とロシア軍の撤退を強く求めるものです。ロシアのウクライナ侵略に抗議する反戦デモやスタンディングが、ロシア国内で、世界中で、日本全国、沖縄県内でも取り組まれています。ウクライナへの連帯のうねりが、国連総会の緊急特別会合が開催される力になっています。今日の県議会決議もまた重要な意味を持つものと確信します。憲法9条を持つ日本が行うべきは、ロシアのウクライナ侵略反対の一点で平和的解決に取り組むことです。

ウクライナ侵略を利用して、日米軍事同盟の軍事力強化を唱える動きは看過できません。安倍晋三元総理が、27日放送の民放番組で、米国の核兵器を自国領土内に配備して共同運用する核兵器共有について議論すべきと主張しました。ロシアのプーチン大統領は、既に核兵器運用部隊を警戒態勢に置き、核戦争のおそれすら現実味を帯びてきたと言われる中で、非核三原則を投げ捨てる安倍元総理の発言は許せません。実際の核使用の危機が高まる中、唯一の被爆国日本が取るべき道は、軍事同盟強化ではなく、核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶実現に取り組むべきではないでしょうか。

日本復帰50年目を迎え、核も基地もない平和な島沖縄実現を求める県民の願いに応える取組が、玉城デニー知事に期待されています。デニー知事の平和構築への決意、ウクライナ連帯への所見を伺いたと思います。

ア、アジア太平洋地域平和連携推進事業の目的と意義及び東南アジア諸国連合（ASEAN）を中心とするアジアの平和共同体との連携強化について伺います。

イ、米軍基地問題情報発信強化事業の目的と意義、期待される効果を伺います。

ウ、ワシントン事務所の成果と今年度の事業計画、国連の軍縮機関との連携や軍隊のない国との連携の探求を求めるものです。

(2)、日本政府の軍事力増強、敵基地攻撃能力の保有増強、軍事費の拡大は、県民の不安を高めています。日本復帰に託した県民の願い実現のために、日本政府に対し軍事費の削減、日本国憲法の遵守、平和外交の努力を求めるべきと思うが見解を伺います。

(3)、一括交付金の果たしてきた成果及び大幅な減額の理由、市町村事業への影響を伺います。

2、ヘイトスピーチ規制条例（仮称）の制定に向けた進捗状況を伺います。

(1)、沖縄県民に向けられたヘイトの現状と認識を伺います。

(2)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律への附帯決議への見解を伺います。

(3)、川崎市の条例を参考に、沖縄県民の尊厳と人権を守る実効性のある条例にすべきと思うかどうか伺います。

3、産業振興と雇用創出を図り、暮らし支援の拡充を。

(1)、再生医療分野の研究開発及び事業化の意義と

期待される効果、今後の再生医療関連施設整備の事業計画を伺います。豊見城市内での同施設整備を引き続き求める声があります。計画推進の条件等を伺います。

(2)、正規雇用化促進・若年者活躍促進事業の成果を伺います。

(3)、食支援連携体制構築事業の目的と意義、食支援を行う団体等への支援の現状を伺います。

4、農林水産業振興・農家支援について。

(1)、新規就農者支援事業等の実績・成果と今後の取組を伺います。

(2)、県立農業大学校の移転整備事業費が新年度に計上されています。我が母校であり、元同窓会長として、整備検討委員会にも同窓会長として関わっただけに、移転整備・開校に期待するものです。現在の農業大学校用地に、北部基幹病院の整備予定でもあり、事業のスケジュールを伺います。

(3)、豚熱による養豚業者等に対する支援事業の実績、県独自の支援事業等について伺います。

5、米軍基地問題について。

(1)、嘉手納基地周辺の住民3万5566人が、第4次嘉手納爆音訴訟を那覇地裁に起こした。夜間・早朝の米軍機の飛行差止めや騒音被害に対する損害賠償を国に請求しています。戦後77年、日本復帰50年を迎える年に、憲法が保障する人権と日常が脅かされている沖縄の現状への見解と問題解決への県の取組を伺います。

(2)、沖縄県気候非常事態宣言の実現のためには、米軍駐留や軍事訓練に伴うCO₂排出問題は避けられない課題ではないか。気候危機対策としても軍事基地撤去に取り組むべきではないか見解を伺います。

6、国際交流・協力の推進について。

(1)、第7回世界のウチナーンチュ大会の準備状況、事業内容・取り組む意義等を伺います。

(2)、ウチナーネットワークコンシェルジュの運用状況と今後の展開について伺います。

7、豊見城市内の県道整備の進捗、根差部入り口の電柱撤去及び信号機設置の取組を伺います。

8、我が党の代表質問との関連はありません。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、政府に平和外交の努力を求めることなどについてお答えいたします。

県民は、今から50年前、本土復帰によって米軍基地も本土並みになるもの、つまり減らされていくものと期待しておりました。しかし、依然として全国の米軍専用施設面積の約70.3%が本県に集中し、今なお、県民は過重な基地負担を背負っております。米中対立が激しさを増す中で、沖縄が攻撃目標とされるような事態は決してあってはならないと私は考えております。私は、県民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図るためには、アジア太平洋地域の平和と安定が維持されることが、極めて重要であると考えております。そのため、昨年5月に日米両政府に対し、さらなる基地の整理縮小や、アジアにおける緊張緩和と信頼醸成等を求めたところです。

なお、憲法につきましては、平和国家を目指すという我が国の立場を訴える役割を果たしてきたものと考えております。また、防衛関係予算の在り方については、国政の場で国民に納得が得られるような議論を深めていただきたいというように考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、アジア太平洋地域平和連携推進事業についてお答えをいたします。

県では、復帰50周年記念事業として、沖縄の平和を希求する心や歴史的・地理的特性を生かし、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与することを目的に、アジア太平洋地域平和連携推進事業を実施したいと考えております。

県としては、中国の台頭や米中対立等、沖縄を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している状況を踏まえ、地域の緊張緩和と信頼醸成を図る必要があると考えており、本事業を実施することにより、アジア太平洋地域の平和と安定、ひいては沖縄の基地負担の軽減につなげることを目指してまいりたいと考えております。本事業を実施する中で、東アジアや東南アジア等の国・地域と様々な分野で連携を図ってまいりたいと考えております。

同じく1の(1)のイ、米軍基地問題情報発信強化事業についてお答えをいたします。

県としては、復帰50年を迎えてもなお沖縄に米軍基地が過度に集中し、県民が過重な負担を強いられ続けていることについて、幅広く周知を図る必要があると考えております。このため、復帰50年の機会を捉えていま一度、沖縄の米軍基地問題に関する正確な情

報を県内外に発信し、県民・国民一人一人がこの問題の当事者として考え、解決に向けた議論を創出することを目的に、米軍基地問題情報発信強化事業を実施したいと考えております。

県としては、本事業の実施により、沖縄県の米軍基地問題に対する県民、国民の理解を促進することで、在沖米軍基地の整理縮小等を図ってまいります。

同じく1の(1)のウ、ワシントン駐在の成果等についてお答えをいたします。

ワシントン駐在のこれまでの働きかけ等により、連邦議会調査局報告書における在沖米軍に関する正確な記載や、連邦議会下院の小委員会報告書における辺野古新基地建設計画に対する懸念等の記載がなされております。今年度は、米国連邦議会関係者等に加え、米国内の有識者に向けた働きかけ等に力を入れたことにより、米国の大学院等が開催した沖縄の基地問題に関するウェビナーにおいて、知事が登壇し、県の考え方を発信しております。また、平成30年に知事が訪米された際に、国連の軍縮担当の事務次長と面談しており、引き続き国連への働きかけに取り組むこととしております。コストリカ等、軍隊のない国については、これらの国の取組等について確認してみたいと考えております。

5、米軍基地問題についての(1)、騒音の現状への見解と県の取組についてお答えをいたします。

嘉手納飛行場をめぐる訴訟については、これまでに第1次、第2次、第3次といずれも、環境基準を超える騒音被害に対して国の賠償責任を認めておりますが、飛行差止めには至っておりません。戦後76年を経た今もなお、依然としてこのような訴訟が提起されるのは誠に残念であります。同飛行場をめぐることは、昼夜を問わないエンジン調整や訓練、外来機の度重なる飛来や暫定配備に加え、パパープの一時使用など、負担軽減と逆行する状況にあると言わざるを得ません。

県としては、今回の訴訟を大きな関心を持って注視していくとともに、今後とも引き続き日米両政府に対し、嘉手納飛行場の騒音の軽減を粘り強く働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(3)、一括交付金の成果等についてお答えいたします。

平成24年度に沖縄振興交付金が創設されて以降、

ソフト交付金を活用し、離島住民の交通コストの低減や子供の貧困対策、学習支援員の配置等による教育の充実、観光プロモーション等による観光振興、高度IT人材の育成等による情報通信関連産業の高度化など、多方面において各種施策を展開いたしました。また、ハード交付金については、モノレールの延長、医療施設や教育施設の整備など、社会資本の整備を図ってきたところです。令和4年度沖縄振興予算案において沖縄振興交付金が対前年度約219億円の減となった理由について、国は必要と考える所要額を積み上げた結果であると聞いております。市町村事業においても、一定の影響が生じることは避けられないものの、ソフト交付金については市町村間流用、ハード交付金については前年度と同程度の予算額の確保など、影響を軽減するよう対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 2、ヘイトスピーチ規制条例（仮称）の制定に向けた進捗状況についての御質問の中の(1)、沖縄県民に向けられたヘイトについてお答えいたします。

沖縄県や沖縄県民に対する批判や誹謗中傷などが、主にインターネットに投稿されていることは承知しております。意見や考えを自由に表現することは、憲法で保障されておりますが、その言動が人の心を傷つけるおそれもあることを一人一人が認識し、他者を尊重し合える社会であることが重要だと考えております。

次に同じく2の(2)、差別的言動解消法附帯決議への見解についてお答えいたします。

衆参両院の法務委員会附帯決議において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるという理解は誤りであり、法の趣旨、憲法及び人種差別撤廃条約の精神に鑑み、適切に対処することとされております。

県としましても、全ての人々の人権が尊重されることは、平和で豊かな社会にとって重要であり、人権を侵害する不当な差別的言動は許されるものではないと考えております。

同じく2の(3)、県民の尊厳と人権を守る実効性のある条例とすることについてお答えいたします。

川崎市の条例においては、人権全般を対象とした不当な差別的取扱いを禁止する規定を設けておりますが、規制については本邦外出身者に対する不当な差別的言動が対象となっております。県では、有識者による委員会を設け、表現内容の概要や表現活動を行った

者の氏名を公表するなどの規制を含む構成案を示しており、様々な意見を伺ったところです。

県としましては、今後、規制の効果や課題について検討を重ねながら、条例案の作成に取り組んでまいります。

次に3、産業振興と雇用創出を図り、暮らし支援の拡充についての御質問の中の(3)、食支援連携体制構築事業についてお答えいたします。

県では、沖縄子どもの未来県民会議と連携し、子供の居場所や生活困窮家庭への持続可能な食支援体制を構築するおきなわこども未来ランチサポートの取組を実施しております。今年度は、1月末現在で54社の協賛企業の協力の下、59か所の子供の居場所等へ食料品等を配布しております。子供の居場所や地域の子ども食堂への支援としましては、子どもの居場所ネットワーク会議を設置し、支援情報の共有や支援の質向上のための研修等に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長（嘉数 登君） 3、産業振興と雇用創出を図り、暮らし支援の拡充についての(1)、再生医療関連施設整備の事業計画についてお答えいたします。

再生医療分野は、今後市場規模の大幅な成長が見込まれる高付加価値産業であり、再生医療技術の研究開発を推進し事業化することにより、県の経済振興に寄与するものと考えています。県では、新たな振興計画（案）において、「健康・医療分野を軸とした産業拠点の形成」掲げており、再生医療を含む健康・医療分野の企業集積の呼び水となる産業支援施設について、新たな振興計画期間中の整備に向け、取り組む考えです。施設に必要な機能や施設内容等については、来年度策定予定のバイオ関連産業の振興に係る分野別計画の中で検討してまいります。

同じく3の(2)、正規雇用化促進・若年者活躍促進事業の成果についてお答えいたします。

県では、正規雇用の拡大に向けて、正規雇用転換に係る専門家派遣や研修費補助を行うとともに、若年者の正規雇用に対して助成を行っております。労働力調査によると、県内の正規雇用者数は増加傾向にあり、また正規雇用割合も上昇傾向にあることから、正規雇用化が進んでいるものと考えております。若年者の活躍促進に向けては、大学等と連携した就職支援、職場訓練によるマッチング、就業意識醸成に向けた取組等を実施しており、若年者の完全失業率の改善や就職内

定率の向上等につながっております。

県としては、引き続き沖縄労働局等の関係機関と連携し、正規雇用の拡大と若年者の活躍促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 4、農林水産業振興・農家支援についての(1)、担い手育成・確保対策の成果及び新規就農者支援事業の概要についてお答えいたします。

県では、一括交付金等を活用し、平成24年から令和3年までの10年間で、3000名の新規就農者の育成目標に対し、令和2年までの9年間で、2834名の新規就農者を育成してまいりました。令和4年度からは、新規就農者支援事業において、就農相談員の配置に伴う相談体制の整備や就農後の経営発展のための農業機械・施設等の導入に係る助成支援を計画しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、農業の担い手の育成・確保に取り組んでまいります。

同じく4の(2)、県立農業大学校移転整備の進捗についてお答えいたします。

令和3年度における県立農業大学校移転整備事業の主な取組としては、移転用地の用地取得と建設工事に伴う実施設計を行ってきたところであります。令和4年度は、当初予算において、約17億2000万円を計上し、施設の建築に着手することとしております。

県としましては、引き続き令和6年度の開校に向け、宜野座村や関係機関と連携し、移転整備に取り組んでまいります。

同じく4の(3)、豚熱による養豚業者への支援事業についてお答えいたします。

豚熱発生に伴う補償について、豚を殺処分した発生農場へは令和2年3月9日に、移動・搬出制限を受けた農場へは令和3年12月27日に、全て手当金等の支払いを完了しております。また、豚熱発生農場に対しては、県家畜改良センターからの種豚の供給や移動制限に伴う一時避難設備の設置補助など、県独自の支援を行いました。

県としましては、引き続き特定家畜伝染病の侵入防止のため、危機管理体制の強化、畜産農家の飼養衛生管理基準の遵守が図られるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 5、米軍基地問題についての(2)、沖縄県気候非常事態宣言の実現と米軍基地についてお答えします。

県は、2050年カーボンニュートラルを目指し、県民一丸となって取り組むことを掲げて、令和3年3月に沖縄県気候非常事態宣言を行っております。一方、米軍基地内で使用されている燃料やエネルギー使用量は公表されていないことから、米軍基地に起因する温室効果ガス排出量は把握できておりません。人類の生存基盤に影響を及ぼすおそれのある気候変動問題は、全世界で取り組むべき喫緊の課題であることから、米軍基地から排出される温室効果ガスについても削減していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 6、国際交流・協力の推進についての(1)、世界のウチナーンチュ大会の準備状況等についてお答えします。

第7回大会は、復帰50年の節目の年に、沖縄を思う心やアイデンティティー等につながる国内外のウチナーンチュが一堂に会し、ウチナーのチムグクルを世界に発信することで、ウチナーネットワークのさらなる継承・発展を図ります。今大会は、コロナ禍で来県できない皆様も参加できるようハイブリッド形式での開催に向け取り組んでいるところです。これまでに、大会シンボルマーク、テーマソング等を決定しており、引き続きオンラインキャラバンの実施等、機運醸成に取り組むとともに、毎回好評を得ている前夜祭パレード、開会式、閉会式等の各種イベントが、ハイブリッド形式においても魅力的となるよう検討を進めてまいります。

同じく6の(2)、ウチナーネットワークコンシェルジュの運用状況等についてお答えいたします。

令和3年4月、ウチナーネットワークコンシェルジュをJICA沖縄センター内に設置し、ウェブやSNS等を活用した海外県系人等に対する交流事業を展開しております。例えば、国内外の活動情報等を集約したニュースレターや首里城復興等を紹介する動画番組の多言語配信、国内外の若者が集うオンラインイベントの開催、海外県人会長とのゆんたく会など、コロナ禍においても世界中のウチナーンチュとつながる取組を推進しております。引き続きウチナーネットワークコンシェルジュの機能を最大限活用し、第7回世界のウチナーンチュ大会を盛り上げていくとともに、大

会後もきめ細かな交流が継続できるよう、JICAとも連携し、充実強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 7、豊見城市内の県道の整備、根差部入り口の電柱撤去及び信号機設置の取組について(1)、市内の県道整備の進捗等についてお答えいたします。

豊見城市内の県道については、豊見城中央線、東風平豊見城線及び豊見城糸満線で事業を実施しております。令和2年度末の進捗率は、事業費ベースで、豊見城中央線は約80%、東風平豊見城線は約94%、豊見城糸満線は約4%となっております。また、根差部入り口付近の市道に位置する電柱の撤去については、電線管理者及び豊見城市により、撤去に向けて調整が進められているとのことであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君） 7、豊見城市根差部入り口の信号機設置についてお答えいたします。

信号機につきましては、交通量、交通事故の発生状況、周辺における道路や施設の設置計画状況等を考慮した上で設置の必要性を判断しております。御質問の箇所につきましては、道路管理者において、交差点の形状や運用計画などの検討が現在も進められているものと承知しており、信号機の設置の御要望につきましては、その結果も踏まえ、今申し上げたような観点から引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 質問の途中ではありますが、瀬長美佐雄君の再質問は時間の都合もありますので午後後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後1時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

瀬長美佐雄君の再質問を行います。

瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 どうも答弁ありがとうございました。

まずヘイトスピーチ条例に関して再質問します。

このヘイトスピーチ条例を制定しようという取組がこの間かかっているということ自体は、本当に高く評価したいと思います。

まず、川崎市の条例が進んでいるんじゃないかという思いで質問しました。その市議団とも連携いたしまして、つくるための経過であるとか課題をお聞きしまして、注目されていたのが、罰則規定をつけるのかどうか。当市議団はやっぱり表現の自由に最大限配慮が必要だし、そこの兼ね合いをととても真剣に議論したと。その上で制定したということで、その点で例えば裁判もありました。大阪市の条例に関する表現の件で、この裁判の意味するもの、結論的に判決はどういうことになっているのかまず確認します。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） このほど出されました大阪市の条例に対する最高裁の判決でございますけれども、ヘイトスピーチの表現内容の拡散防止であるとか、表現内容の概要、それから表現を行った者の氏名の公表をすることは、表現の自由を一定の範囲で制約するものであるとしながら、ヘイトスピーチは抑止する必要性が高く、加えて条例制定時、市内では過激で差別的言動を行う街宣活動が頻繁に行われていたことも勘案すると正当であるというふうに指摘をしております。制限は事後的で制裁もないことから、合理的で必要やむを得ない限度にとどまるということで合憲の判決が出たというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 ちなみに川崎市の条例では、川崎市差別防止対策審議会の意見を経て公表であるとか、罰則に踏み切るというふうな流れになっています。県内で今検討会議が2回行われたという点で、この罰則あるいは公表についてどのような議論になったのかお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 2回検討会が行われた中では、たたき台といたしまして、想定される項目について構成案としてお示ししながら御意見を伺ったところでございます。まずこちらから示したのに関しましては、行為の概要の公表と氏名の公表というところで第1回委員会はお示しいたしました。それにつきましては、氏名の公表というのが非常に重たいものであるという御意見も出たところです。罰則よりも氏名の公表は重いのではないかという意見も出たところではございます。第2回委員会においては、そうした意見を踏まえまして、また違う形での案ということで、氏名の公表を抜いた案もお示ししながら、またそれぞれ御意見を伺ったところです。県案の策定に当たりましては、これから様々なこれまでの御

意見も踏まえながら、規制の効果と課題等について検討しながら、また議論をしていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 川崎市の条例で罰則対象というのは、本邦外出身者に対する差別というふうに限られていて、今県内で進めている条例制定の中で、ここに絞った形での罰則は必要、あるいは必要ない。どんな到達になったんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 2回の検討委員会で示しました規制の内容といたしましては、先ほど申し上げましたような行為の概要の公表と氏名の公表についてをお示ししながら議論をいただいたところです。制限の度合い等も踏まえて規制は考えていくわけですが、罰則を設けるとかそういった規制を設ける場合には、その処罰の対象となる行為の範囲が明確に規定をされていなければならない、過度に広範なものとなるのが許されないというところもございまして、その効果という面で、例えば極端に限定された表現を避けるような形での表現がなされたりといったようなところも課題として示されているところもございまして、そのような個々の規制の効果と課題を今後突き合わせながら、県案を検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 検討会議、2回行われて、今言うまだ確定的ではない罰則規定、公表について意見を伺ったと。これをどうするのかという、確定させる作業を内部でやる。例えば、パブリックコメントも控えていると。このパブリックコメントの中で、例えば罰則規定を設けるべきだと、公表もすべきだというふうな意見に基づいてそういった修正もあり得ると。どういう形で取り組むのか、そこが見えないので確認です。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 今後県の骨子案を策定いたしまして、またその際には、パブリックコメントという手続を取るようになるかと思っておりますけれども、そこで寄せられました様々な御意見に関しましては、一つ一つ検証させていただきながら、参考とすべきものは参考とさせていただくこともあると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 あとは、委員会でまたお願いします。

アジア太平洋の平和構築に関して質問します。

アジア太平洋地域の連携事業、この目的に、軍事によらない平和構築の方向の調査検討が進められています。今、ASEANの10か国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、アメリカ、ロシアから成る18か国で毎年のように首脳会談が交わされて平和構築の仕組みができています。これに関わって軍事によらない話し合い、対話による平和構築が東アジアはまずできていると。そこに対して、県として積極的に調査検討し、関わっていくというふうなことがこの事業にも合致するかなと思いますが、どうなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄県といたしましては、琉球王国時代にアジアの国々との交易を通して人と文化のかけ橋、すなわち万国津梁を目指してきた歴史や日本本土と東アジア及び東南アジアの中央に位置するという地理的特性に加え、太平洋戦争の地上戦や戦後の米軍統治などの困難な経験を踏まえた沖縄の平和を希求する心を生かして、同地域の緊張緩和と信頼醸成に取り組みたいというふうな考えております。具体的には、まず初めにアジア太平洋地域の国、地域に対し、沖縄県は同地域の平和と安定に向け自ら考え行動していくというメッセージを表明するとともに、米中の軍事衝突を防ぎ、同地域の平和を確保するための連携した取組の必要性を発信してまいりたいというふうな考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 基地問題情報発信を強化していくというこの事業にも期待されますが、世界へ公式のチャンネルから発せられて、フェイクによらないちゃんとした沖縄県の考え方を多言語で示すということも求められないかと思いますがどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

復帰50年を迎えるに当たり、沖縄県としては、復帰50年を迎えてもなお沖縄に米軍基地が過度に集中していると、県民は過重な基地負担を強いられ続けている課題について広く発信を行ってまいりたいと思います。情報発信に当たっては、沖縄の米軍基地問題について、インターネットやSNS等の普及によって沖縄への誤解であるとか無理解に起因する様々な意見も発見されており、こうしたことも踏まえて、正確な情報発信をしてまいりたいというふうな考えております。今、瀬長議員からございましたところの多言語化での情報発信ということでございますけれども、

まずは本事業においては国内向けの情報発信を行いたい。ただ一方で米軍基地問題については、米国を含め国外における理解も重要でございますし、諸外国における世界のウチナーンチュ等への発信も重要でございますので、そうした観点も踏まえて、事業を進める中で議員から御提案のところの多言語による発信についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 ワシントン事務所については、本当に意義ある成果があると思います。同時に、新年度の取組の中に世界のウチナーンチュ大会も控えていて、県人会のネットワークにも寄与するような取組、国連の平和機関との連携とSDGsの推進と、ワシントン事務所の担うべき役割は、本当に重要な点が多いと思います。この点で新年度どういう取組を予定していくのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） ワシントン駐在につきましては、沖縄県における米軍基地問題の解決を図るためには、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府関係者や連邦議会関係者などに対して、沖縄県自らが沖縄における基地の実情をしっかりと訴え、なおかつ米国内における情報収集をしっかりと行うということが非常に重要だというふうに考えております。そういった観点から、令和4年度においても、しっかりとした形で米国内における情報収集、県内における情報発信等をしっかりと行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 国連の機能は多面的で本当に幅広いものがあります。SDGsの推進もそうです。1つは平和の点でいうと、コスタリカをはじめ軍隊を持たなくても平和を維持していると。沖縄県、日本は海洋国ですが、コスタリカあるいは、ほかの軍隊を持たない国も地続きで、陸続きの国境を境にしながらも軍隊に頼らないで平和構築している国がある。なぜか。これについては、本当に研究して、今軍事力で構えようという動き。これはおかしいんじゃないのかと。軍隊に頼らなくても、軍事力に頼らなくても平和を構築できるんだと。こういった国々の研究あるいは連携、この中心を担うのは多分国連でしょうということで、国連とのそういった軍縮との関わりで、平和構築の関わりで研究する必要があるか。かなうならば、この沖縄にそういった平和、軍縮に係る、あるいはSDGsの推進に係る国連の機構の一部なりを誘致すること

を含めて連携を強める必要があるかと思いますが、デニー知事はいわゆる平和の緩衝地構想、沖縄のあるべき姿、知事の思い描く平和構築という点では、そういった国連との連携も含めたどのような展開を構想しているのか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 東アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性、それから世界に広がるウチナーンチュネットワークなどの活用、そういう沖縄の特性を生かした世界に対しての情報発信、特にワシントン事務所を中心としたアメリカ社会に対する沖縄とのつながりと、それから沖縄の平和への取組など、様々な情報発信の仕方があると思いますが、特にその国際的な機関を沖縄県に誘致するというのも、私は重要な取組の一つであると思います。そのためには、沖縄である種の会合が開かれる喫緊の——私たちが要請しているのはG7の関係閣僚会議ですが、そのような会合の誘致なども行いながら、国連の機関あるいは国連大学と同じようなグローバルなネットワークを持っている機関などの誘致——これはもう当然国の協力も必要ではありますけれども、そのような沖縄の特性をこれからも生かしていけるような取組を、具体的にどのような形でそれを進めていけるのかについても、復帰50周年の令和4年は、ぜひ検討を始めていきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

今言う沖縄の特殊性という点では、世界に県系人のネットワークがあると。これもまた世界平和の一翼を担うような発展が期待されています。今年第7回世界のウチナーンチュ大会、先ほど準備状況ありましたが、私は、世界から選ばれる国際的な観光都市を目指す上で一つの試金石になろうかと。コロナ感染の対策を万全に取り組むことを前提としつつ、より多くの県系人が来訪されるような環境に頑張っていたきたい。その点では、外務省への要請、渡航費の支援、世界の同胞への参加呼びかけの取組が大事かと思いますがどういふような取組をされるのか確認します。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 第7回の周知につきましては、大会ホームページやウチナーネッ

トワークコンシェルジュを活用した情報発信に加え、シンボルマーク、キャッチフレーズ、テーマソングの公募、図画コンクールの実施等、国内外に向けた機運醸成を実施しているところであります。加えまして、今年3月に北米・南米各国を対象にオンラインキャラバンを実施することとしておりまして、このキャラバンでは大会の認知度向上を図り、大会参加者からの機運醸成、大会参加への意欲喚起につなげることを目的に実施することとしております。大会の概要説明のほか、参加者の方々に臨場感を持ってもらうための県人会と交流のある団体による芸能演舞、首里城や牧志公設市場、空手会館からの出張配信などを行ったり、各市町村からのメッセージ動画、またルーツ検索サービスを紹介することなどを盛り込みまして、大会への参加意欲、関心を高めることにつなげていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 ウチナーネットワークコンシェルジュの取組も期待されるものがあります。関係者は世界のウチナーンチュセンターの整備を発展的には求めていると思うんです。ですからウチナーネットワークコンシェルジュの運用状況の活性化、発展が、そのセンター実現の展望を開くことが期待されています。それだけに今世界のウチナーンチュの多様な要望に応えられるような活動展開、活動の活性化の取組をする上でも、国際交流団体との連携が必要だろうと。実際どのような取組で成果を上げているのかを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 次世代ウチナーネットワークを安定的に継承するために、JICAと連携して昨年の4月からウチナーネットワークコンシェルジュを運営しております。5つの機能がありまして、1つ目が人的ネットワークの継承、2つ目が情報発信集約、3つ目が交流活動促進、4つ目が相談窓口、5つ目が歴史継承に関する業務を実施しているところです。今年度の主な取組としましては、人的ネットワークの継承では、県系子弟留学生の2名を受入れしております。また情報発信集約では、SNSでの発信、ユーチューブそれからニュースレターでの発信等を行っております。交流活動促進では、オンラインイベント——これは慰霊の日であるとか、あるいは県系人を通じたイベントを行っております。ウチナーネットワークサポート事業ということで、活動している団体への支援を行っております。相談窓口としましては、国内外からの相談受付、県人会のゆんたく会と称したブラジル、ボリビア等々の県人会との交流を

行っております。歴史継承としましては、県立図書館と連携しましてルーツ調査を多言語で連携して案内するといった取組を行っているところでございます。また情報発信につきましては、第7回ウチナーンチュ大会の情報発信も行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 世界からも、魅力的なこういう取組をできる地域はまずないだろうと言われるほどに、世界のウチナーンチュ大会は意義あるものと。より意義あるものにする、復帰50年、首里城の復元にも走り出したと。こういう新たなことを国連機関の中満泉国連事務次長は、先般、6・23の平和の、慰霊の日にメッセージを寄せていただきました。とても関心を持たれています。軍縮も含めた新たな沖縄の展開という点では、世界のウチナーンチュ大会に何らかの案内あるいはメッセージ等々も呼びかけられてはどうかと思いますが、その考えはないか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 第7回の大会に世界で活躍する県系人、あるいは沖縄県に思いのある方々を招待して発信していただくということは検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 できましたら中満さんもぜひ検討していただきたい。

あと米軍基地問題でいうと嘉手納爆音訴訟の点で、なぜ繰り返されるのかと、収めることができないのかと本当に憤りを持ってこの訴訟に取り組まれていると思えます。

端的に伺いますが、こういった爆音、公害というか抑えられない。この要望が長年かかってもかなわない。一体何なんだと。どこに原因があるんだというふうに皆さんは捉え、それをどうしようとしているのか端的に伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域における爆音等につきましては、嘉手納町をはじめ県も軍転協とも通じて航空機騒音の軽減を繰り返して求めてきたところでございます。一方で米軍においては、日米同盟目的達成のために必要な訓練、即応体制の維持と練度の維持との観点から必要な訓練は必要であると。県の繰り返しの要請に対して米軍は、日米同盟の義務を果たすために今私たちは訓練を行っているんだということを繰り返し説明を受けているところでございます。そういった観点から、県といたしましては、嘉手納基地

周辺——私も2月7日に現状確認をいたしましたけれども、せめて航空機騒音規制措置の厳格な運用というものをぜひ米軍に守っていただくよう、日米両政府にしっかりと訴えていく必要があるかというふうには考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 外来機の飛来が相次いでいたり、昨今も激しいと新聞紙面にもありました。昨今でいうと、より激しくなっているのではないかというふうに思います。今どんな状況なのでしょう。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄防衛局の離着陸等状況調査によりますと、嘉手納飛行場の令和3年の外来機の離着陸回数は1万2583回であり、令和2年と比べ3082回、率にして32.4%の増となっております。また普天間飛行場の令和3年の外来機の離着陸回数は3194回であり、令和2年と比べて544回の増、増加率は20.5%の増となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 同時にCO₂排出も相当量だろうと。これを研究している世界の学者もいらっしゃいます。軍事に制約を加えないで地球温暖化1.5度上昇に抑えるということも懸念されている。聖域にすべきではないと思います。そこではやっぱり県もそういった立場で、どれだけの排出量があるんだと、今言う離着陸の回数、ジェット燃料消費、そこはそういう環境を守るという点でも研究して調査する必要があるか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

米軍基地内で使用されている燃料やエネルギー使用量は、公表されていないことから、現在米軍基地に起因する温室効果ガス排出量は把握できていない状況が続いております。

なお、日本の自衛隊におきましても、建物等で使用する電気等から使用に伴う温室効果ガスの排出量は計算されておりますけれども、いわゆる装備に関する排出量は公表されていないというような現状がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 だからこそ調べて、とんでもない温室効果ガス排出、温暖化を誘因しているんだということを研究している皆さんも、機関もあります。そことの連携で情報を取り寄せるなりしてほしいと。

再生医療の細胞培養加工施設が残念ながら豊見城市

議会の議案否決で実現できませんでしたが、先ほどの答弁で、要するに今後も必要な施設、どのぐらいの市場規模で効果が見込めるということで取り組もうとされているのか。私、集積することの関係でも、やっぱり当初どおり豊見城も適地の一つかと思いますが、それについて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

拠点形成の意義というところで答弁させていただきます。

本県は、輸送コストの高さ等により産業構造における製造業の割合が平成30年度に4.3%でありまして、全国と比べて約5分の1と低く、県民所得及び労働生産性においても全国水準の7割程度で最も低い水準となっております。理系人材の受皿となる企業が少ない状況がございます。そのため、製造業の中でもとりわけ付加価値が高く、輸送コスト等の影響を受けにくい健康医療バイオ関連産業を中心とした企業等を集積し、ものづくり産業の振興や雇用促進に貢献できるものというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 豚熱の養豚業者に対する支援、県独自でもされていると思います。やっぱり大事なものは、二度とそういった感染の状況を起こさないための手だてもまた取り組まれているかと思っておりますので、県独自の支援事業、内容、金額あるいは今後の防疫体制について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 豚熱に対します県独自の支援といたしましては、発生農場の経営再建におきまして、県家畜改良センターから3農場へ種豚としてアグー豚を4頭、それから一般豚36頭の供給を行いました。また、補償対象とはならない一時避難用施設の整備や地理的要因により搬出制限を行った農家などに対しても県独自の支援を行ったところであります。

○瀬長 美佐雄君 その他の質問、答弁を準備されていた皆さんには申し訳なく思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ていーだ平和の比嘉京子です。一般質問を始めます。

まず1番目に、児童相談所の役割についてお伺いしたいと思います。

乳児院にいる生後2か月の子を見相から懇願されて、お願いされて5歳になるまで養育してきた里親から、里親委託を解除し、令和4年1月4日、コザ児童相談所が一時保護をしました。私はこの問題について、昨年から注視をしてまいりました。今回の本件の見相による一時保護が、子供の最善の利益に照らして妥当であったかどうかを検証するため、以下質問をいたします。

ア、里親委託解除の理由と一時保護の緊急性とその根拠について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 本事案は、養育里親へ委託した児童に関して、実親の意向、児童相談所の援助方針、里親の意向が一致しなかったことから一時保護を行っているものであります。児童福祉法第27条第4項において、児童を里親に委託する等の措置は、親権者の意に反して行うことができないこととされており、当該児童についても、様々な経緯から委託措置の継続が難しい状況が生じたことから一時保護に至ったものです。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 親権者から解除をお願いされたからといって、すぐに解除になるとは限りませんよね。親権者に説明をして、継続をすることも可能であったらということ、識者が述べておりました。それと同時にその里親委託解除の理由として、私はこれは十分ではないと思っているわけですが、解除基準のマニュアルに照らし合わせますと、今回の解除がどの基準に適合したのか伺いたしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 一時保護の目的でございますが、一時保護は子供の安全の迅速な確保、適切な保護を行うこと、または子供の心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うことということがございます。今回の一時保護は委託解除がなされる中で、行動観察を含む総合的なアセスメントのため、子供の心身の状況、置かれている状況とか、境遇などの状況を把握するために行っているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん この期間は最小限にすべきであるということを厚労省は言っているわけですが、もうすぐ2か月になろうとしています。こんなに長くなっている理由は何でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 一時保護の期間は、一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とするとされており、原則2か月を超えてはならないというところとなっております。現在、子供の援助方針を決定するために、児童福祉審議会に諮っているところでございまして、援助方針が決定するまでの間、行動観察等をしながら、一時保護を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 子供はこども園にも行けず、誰にも会えない状況で今、拘束されている状況になっているわけです。話を戻しますと、里親解除の理由としては、親権者が解除を言ったからだけではいかないと、これは識者が言っていることですが、私は里親の解除基準のマニュアルを見ると、里親と里子との適合ができなかった場合、それから里子が里親宅を拒否しているような、そういう状況の場合ということが重ならないと一時保護には至らないと理解しているんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 今回のケースについて、詳細は申し上げられないところではございますが、養育里親については、子供及びその実親に対して、児童相談所や関係機関と緊密な連携を図りながら、親子の再統合に向け段階的な取組に協力することが求められているといったところでございまして、本ケースにおいて、面会交流の実現に向け、真実告知等を始めるように数年にわたり指導を行い、理解を促してきたところ、なかなか連携が取れなかったというところも理由の一つには挙げられているところでございます。それに加えて、先ほど申し上げましたような委託措置の前提となる同意の解除というところもあったところでございまして、また行動観察の必要性というのもあったところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 行動観察は子供にとって必要かもしれませんが、今挙げた3つの条件は、大人の論理だと思えます。指摘をしておきたいと思えます。

一時保護の目的を先ほど部長から述べていただきましたけれども、ほとんどの場合が虐待による安全性の確保です。虐待による安全性の確保でやるわけで

すけれども、では次に質問いたします。

一時保護を強行的に行う場合、ガイドラインには常に子供の意見を尊重することが求められると書いてありますけれども、今回どのような対応をなさったんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 一時保護や里親委託などの子供の援助方針の決定に当たりましては、子供の意見を尊重することが求められるところではございます。今回の場合、詳細なことは申し上げられないところではございますが、児童の年齢等、様々な状況によって、その意向の確認が難しいというところもございまして、児童福祉審議会に今後の援助方針等について意見を求めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 子供にとってこの状況はどう受け止められているかというところが非常に問題だというふうに思います。

一時保護の緊急性についてですけれども、なぜ1月4日という設定になったんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） こちらも詳細な内容は申し上げられないところではございますけれども、この期日につきましては、里親からの要望を受け、関係者間で協議の上、当該期日が設定されたものと理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 先ほど虐待等における強行的な一時保護というお話がありましたけれども、この里子に関して言えば、平穏な家庭から、暮らしているところから5歳児を連れていくわけですけれども、5歳児なりの理解の仕方というのがあると思うんですね。それを見相はずっと強調してきたわけです。5歳児の受け止め方があるんでしょうかということを実告知でずっと強調してきたわけなんですけれども、このときそのことを裏返していうならば、5歳児にどのような説明をしたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 一時保護所においては、主に行動観察をメインに行うところでございまして、当該お子さんに対しましては、具体的

にはちょっと申し上げられないところではございますが、同年代の子供たちもほかにもいるので、ほかのお友達と一緒にしばらくここで過ごしましょうというような説明をしているというところではございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん あの状況を見ると、引き裂いていたように見られています。説明を受けた子供が静々と従っていたようには見えておりません。児相は一時保護をした後に、この子の心療内科の診断書の提出を求めたり、この子の食物アレルギー等について問い合わせたりしておりますけれども、これは物事の進め方として逆ではないかと私は思っております。一時保護する前にこういうような話合いがあり、そして子供の状況、育ってきた背景を知った上で保護するならば。そういうことをせずに一時保護を急ぎやったというふうに見られていますし、見えています、私も。これは子供への配慮、それから丁寧な対応ということからすると非常に欠けていると私は厳しく指摘をしたいと思っているんですけれども、部長の所見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 児童相談所においては、ただいま議員がおっしゃいましたような子供の情報を得たいということで、一時保護の前に日常生活の留意点やアレルギー等も含めて必要な情報を受けるための面談の申入れを行っていたものと理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 私はこの一件だけ見ても、ガイドラインに逆行しているというふうに言わざるを得ません。

次に、一時保護をする前に里子のリスクをどのようにアセスメントしたのか、客観的な判断をしたのか、またこの一時保護によるリスク、子供に対するリスクを見相は何をもって判断したのか、その認識を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 一時保護は子供にとって精神的にも大きな不安を与えるものですので、子供の状況に応じた丁寧なケアは求められるところでございます。本件対応についても詳細な内容は申し上げられないところではございますが、子供に対しては、子供の心身の状況など、周辺の関係者に対

する社会調査等もしながら、子供の心身の状況などを考慮し、一時保護後のケアに十分配慮することとして一時保護を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ちょっとよく見えないんですが、この里子を一時保護することによって、どのようなリスクが生ずると考えたのか、児相の判断根拠について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 関係機関に対する社会調査をしていたり、あるいは事前に心理面談等もしておりますので、そのような状況も踏まえて、子供の心身の状況も考えながら、さらには一時保護後のケアに十分対応を尽くすということも前提として一時保護を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 里親がこども園の指摘であるとか、家庭内での様子から子供心療内科を受診し、月2回のペースで療育を受けています。それからこども園においても療育の支援を受けています。さらにセカンドオピニオンやサードオピニオンの診察を受け入れ、いずれも自閉症スペクトラム、それからアタッチメント形成不全、お一方によってはADHDというような疑いを示されています。このような障害を抱えた5歳児を一時保護した場合のリスクをどういうふうに想定されたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 子供の状況等についてはプライバシーに関わることで、お答えすることは差し控えたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 医師の意見はそれぞれ尊重されるべきものですが、児童相談所の援助方針の決定に際しましては、医学的な所見に加えて、その他の社会的調査ですとか、心理面談と様々な要素を総合的にアセスメントをして、決定されるものです。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん じゃ聞き直したいと思います。

自閉症スペクトラムという子供について、こういう子供の特徴はどういう特徴ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 一般的に申し上げますと、様々な個別の状況はあるかと思いますが、例えばこだわりが強かったり、衝動的な行動があったり、あるいはある一定の刺激に対して過敏になったり、一般にそのような症状があるものと理解しております。

○比嘉 京子さん 対人に対してはどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 対人関係につきましても、それぞれ症状は異なるかとは思いますが、例えば、初めての方に対して時間がなかったり、あるいは逆にとても人懐こかったり、それぞれ様々な症状はあるかと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ではアタッチメント形成不全の子供をこのように分離をするということで、どのような後遺症状につながるとお考えですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 一時保護であったり、そういった親子の分離に際しましては、障害の有無にかかわらず子供に与える影響は非常に大きいものと考えております。一時保護所においては、医師ですとか心理司、それから担当指導員等の見守りの下で、そういった子供たちの保護に当たっているとございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 次に行きたいと思います。

厚労省は、社会的養育を必要とする子供たちに、施設で長く養育することから里親の家庭に委託することに力を入れています。その狙いは何でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 子供をな

るべく家庭的な雰囲気の下で養育するという目的が一番大きいかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 失礼いたしました。

「保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養育は、家庭養護が望ましく、養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討する」こととされています。将来は家庭の引取りが見込めるが、当面保護者による養育が望めない子供、家庭においては、積極的に養育里親への委託を検討するというところでございます。

○比嘉 京子さん ちょっとすみません。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 乳幼児期は安定した家族関係の中で、愛着関係の基礎をつくる時期であり、子供が安心できる温かく安定した家庭で養育されることが大切であるというところで、里親への措置を積極的に活用するというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん なぜ愛着関係にここまでこだわっているのかというと、先ほど一時保護の中には心理司さんもいます、誰もいますとおっしゃるので、これは愛着形成にはならないし、安心・安全にもならないんです。人がいるからいいのではなくて、なぜ1対1なのかというところが愛着の形成なんです。この子供は出産後すぐに分離をされていて、乳児院に2か月いたわけです。このハンディもしょっているわけです。そのために、現在5歳になっても里親と手をつないでくっついてしか寝られない、そういう子供ということ想定してリスクを考えないといけないんじゃないですかと、先ほどからそれを聞いているんですよ。乳幼児期は1対1が大事だから里親制度を一生懸命に取り組んでいるし、沖縄県も頭を下げてお願いしているんですよ。愛着関係が取れないとどうなるか、将来的に肯定感につながらないんです、自己肯定感に。たくさんの子供を乳児院で見ている世話をしているけれども、1対1ではないから育ちが悪いんです。それを分かっているから、こういうことを細かく書いているわ

けです。

次に行きます。

特定の大人との愛着関係の下で養育されることを非常に重要視しているわけです。そのことが子供の成長発達に不可欠であるということを厚労省は言っているわけなんです。そのことが自己肯定感につながるし、そのことがなければ将来的にこういう特性のある子供というのは自傷行為に至ったりすると言われてしているわけです。そういうリスクを持っているということ想定した上で預かりましたかということ聞いているわけです。

次に行きます。

子供の最善の利益という言葉が1ページに何か所も出てきます。子供の最善の利益を守るとか、子供の最善の利益を図るとか、このガイドラインには本当にたくさん出てきます。具体的に最善の利益というのは部長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 児童福祉法の第1条に規定をされておりますけれども、その児童において「児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること」などが保障されていることが子供の最善の利益であるというふうに考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 次に行きたいと思います。

一時保護の前になぜ、児童福祉審議会の意見を求めなかったんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 法令等の規定では、児童相談所の援助方針と保護者の意向が一致しない場合に、児童福祉審議会の意見を聞かなければならず、いとまがないときは取った措置について事後に報告することとされております。本件については、児童相談所と元里親の間で様々なやり取りがあったものの、最終的には里親委託解除に同意いただいたものと認識をしておりました。その後、12月28日の提訴により、里親の意向がいまだ一致しないことを認識しましたが、実際の訴状が届いておらず、実質的に事前に審査部会へ状況を説明して諮ることができなかったため、事後報告となったものです。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 先ほど私は子供の最善の利益という話をしたんですが、今は大人の論理じゃないです

か。子供の最善の利益を図るために、様々なことをやるのが児相なんです。法律に書かれていても、実母がどう言おうとも、一般論的には——私は実母のことはよく分かりませんが、一般論的には、どれだけ強要されても、最善の利益につながらないと思ったら体を張って、最後のとりでとして児相が守るんです。これが児相の役割ではないですか。今の役割は、言っているのは大人の論理を押しつけているとしか思えません。

さて、質問に移ります。

昨年——ここはなぜ諮らなかったのかというと、年末年始で開催のいとまがなかったというふうに、皆さんおっしゃったんでしょうか。これはもう識者から、措置解除前に審査会を開かなかった理由にはならないと。子供の一生がかかっている可能性もあり、大人の事情でその子の人生を変えてはならないと、審議会で意見を聞くべきだったと断じています。これは、1月の問題です。

さて、12月中旬に私は部長とこの案件について、意見交換しました。そのときに部長はこの案件は対立案件ではないので、審議会にかかる案件ではないと言われました。一時保護後になぜ開かれることになったのか、その理由について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 先ほどの裁判の提訴の話をさせていただきましたが、裁判所への提訴もあり、様々な経緯から元里親さんとの意向が異なっていること、それからお子さんが小さいこと、それから様々な経緯があったこと等を踏まえまして、今後の援助方針について児童福祉審議会の専門的な意見を伺うということ判断したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 子供を中心に考えると、審議会を開くべきか開かないでいいのかという判断が一時保護の前にされるわけです。それを後々、大人の理屈で開かなければいけないということ、こういうこと自体もおかしくないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 児童福祉審議会に諮る当初の年末の議論では、元里親の方からは、最初のほうは児童福祉審議会の意見を聞いてほしいという申出があって、その後すぐまた期間を延長し

てほしいというようにお話があったかと思います。

これ以上ちょっと具体的なことは申し上げられないんですけども、その延長の申出があったことをもって一時保護自体には最終的には御同意をいただいたというような見解がありまして、児童福祉審議会に諮る案件ではないという判断に至っていたところなんです。ただその後先ほど答弁申し上げましたように、裁判が提訴されたというところもございまして、児童福祉審議会に諮っているというところもございまして、

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 堂々巡りのようですね。

では、里親が真実告知をしなかったことは、大変な問題になっておりますけれども、里親に真実告知の義務はあるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 子供が自らの出自を知ることは、児童の権利に関する条約において尊重し、確保しなければならない権利とされております。一般的には、乳幼児期から里親の元で養育されている子供には、早い時期から実親の存在やその生い立ち等を伝えていく必要があると言われております。いわゆる真実告知につきましては、里親が里子に行く義務規定というのはございせんが、国による養育指針の中には、里親が行うことが望ましいとされております。ただ、個々の状況や事情によっては、児童相談所による真実告知も検討がなされるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 里親に真実告知の義務はありません。そして、いつから言うというその確約もありません。子供の発達はみんな違います。そういうような真実告知の義務がないということを確認するわけですけども、なぜ里親が真実告知ができなかったのかということについては、どのように理解されているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） すみません、これは子供の状況によることなのでお答えは差し

控えさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、さきのこの里子の心療内科の主治医が見相に提出した意見書について伺います。

この子の状態、そしてリスクについて部長の認識を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） ただいまの御質問は全て子供の心身の状況等情報によるものですので、お答えすることは差し控えさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 診断の内容に関わることで、すみません、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん この主治医の意見書には、本児の情緒的な安定が図られる時期まで本児を精神的な危機にさらすことなく、精神的にも物理的にも安定、安心感を維持できる環境、現在の生活環境を保持しながら、本児の特性の緩和に通院及び療育を定期的を実施することが必須ですと、今告知をすべきではないという第三者の意見に対応して告知をしなかったという事実があります。義務はありませんが、そういう事実があります。そういう指摘を受けて、親とすれば、専門家からすると子供の最善の利益を図らなければならないという基本はそこにあるということを申し上げておきます。

次、聞きます。

里親と見相が協力して子供にとっての告知時期等を決めていくということが一番大事なわけですけども——これはカットしておきたいと思えます。

次、オに行きたいと思えます。

児童相談所は強権的とも取れる一時保護までの間、里親にどのような支援・指導をしてきたのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 養育里親につきましても、子供及びその実親に対して、児童相談所や関係機関と緊密な連携を図りつつ、親子の再統

合に向け段階的な取組に協力することが求められています。本ケースにおきましても、面会交流の実現に向け、真実告知を始めるよう数年にわたり指導を行い、里親へ理解を促してきたところでございます。

○比嘉 京子さん すみません、今の答弁は……

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 児童相談所には里親支援という業務もございます。訪問については、委託直後の2か月間は2週間に1回程度、2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、3年目以降は年2回程度訪問をするというような目安が示されているところではございます。ただ、児童相談所の訪問が、今里親さん全般に言えることだとは思いますが、このとおりにはいっていないようなこともございますが、訪問ではなくて、例えば電話による状況確認であったり、そういうような取組はしているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん この里親にどのような——じゃ、何回里親宅に行って子供の様子を聞いたり、記録をしているんですか。実態を。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 申し訳ありません、ちょっと回数については把握しておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今、部長が——ガイドラインの里親への定期的な家庭訪問、その意義については、その必ずしも見相の担当者、里親担当者が行くのではなく、里親委託調整員であるとか専門員であるとか、いろんな人と連携をして情報共有するというのが大事になっているわけです。このことは置いておきますけれども、今部長がおっしゃった委託直後の2か月間は、2週に1度などというガイドラインの規定がありますけれども、これでカウントすると最低でも5歳8か月までに22回訪問ということになりそうです、私がカウントすると。1回ないし2回というところは1回にしましたから。そうすると、5歳8か月まで約22回。でも、2回しか来ていないんです。この2

回で何が分かるかという、この家庭だけではないんです。私、ほかの里親さんたちからいろんな意見をもらっているんですが、ほとんどいらしていません。同じです。見えていません。その見えないことがどこにつながっているんだろうというふうに思うんです。そうするとどうということかという、やっぱり養育の状況、家庭における子供の姿、そしてどういうところがこんなになっているのか、こういうことがつぶさに全然伝わっていない可能性がある。その上に立って、一時保護をした可能性があるとは私は思っているわけです。

さて、次に移りたいと思います。

かの、12月20日に里親に署名を求めた確認書について伺います。

児相が作成し、里親に署名捺印を求めた10項目の確認書があります。その確認書の中には4項目めに里親は児相が指定した日に里子を引き渡すことを確約する。5項目めに、期限どおり里子を引き渡さない場合、養育里親が里子を預かり続ける行為そのものが誘拐罪になり得ることを確認すると、こういうことを行政が書く文書でしょうか。大丈夫でしょうか。部長の見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時47分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 当該確認書は、当該児童に係る援助方針に基づき、養育里親に行っていただきたいことや、今後の手続などを関係者間で確認するために案として作成されたものです。里親の要望も踏まえながら、実親の意向も確認の上、またその内容も再検討を行いまして、修正した確認書に後日、御署名いただいたところです。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 幾ら案とはいえども、このような文書を行政が出すとは驚きです。しかも、これはこのような内容だけではありません。署名捺印を求めて、児相の担当者が里親宅にその日付の明ける、いわゆる変わる、24時近くまで里親宅に迫っていくという行政の行為、私はもう本当に異常だと思いました。こういうようなことは里親との信頼関係ではなく、愛情を持って里子を育ててきた養育里親への対応として、私は児相自らが信頼関係を壊すような行為ではないかと思うんですが、部長の見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 当日につきましては、里親から措置解除の延期の申出があり、それを受け……。

ちょっとすみません。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後2時49分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 失礼いたしました。

当該その日につきましては、里親から措置解除の延期の申出があり、それを受けて関係者間で調整を行うため、その日が当初の委託措置解除の期限の前日であったために、その日中に確認書を出していただいて、その御要望の期日の延長の調整をしたいということで、そのような状況になったものと理解しております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 先ほど案の文書だとおっしゃいましたけれども、案の文書の署名をこういう時間帯まで求めたということですよ。

次に行きたいと思います。

次に、児童の虐待死亡事例集からまず公表されておりますけれども、検証した社会福祉審議会の提言として共通して指摘されていることはなんでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 公表された5つの検証報告において共通する主な課題といたしましては、児童相談所におけるスーパーバイズ機能の充実や介入と支援の役割分担の徹底、市町村や県警察との連携強化が指摘されています。そのため、県では、児童福祉司等専門職員を計画的に増員するとともに、令和2年度には、児童相談所の介入と支援の機能を分離し、一時保護等の初期対応に特化した初期対応班を新設したほか、県警察との人事交流による現職警察官の配置、市町村支援担当職員の配置など機能強化を進めてきたところです。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん その中に、平成31年1月の千葉県野田市で起きた10歳の児童の死亡事案ですけれども、その教訓はどう考えられているのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 千葉県野田市における児童虐待死亡事例の検証においては、DVと児童虐待が密接に関連している事例で、児童虐待ケースとして市町村が把握している世帯が他の自治体

に転居した場合の情報提供の在り方、常時弁護士へ相談できる体制の構築や、児童相談所が市町村の児童家庭相談部署への支援を行い、連携し情報共有することの重要性等が示されているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 私はそれにリスクアセスメントの弱さだということを指摘したいと思います。読んでみますと、強硬に出てくる加害者の実父に対して、本当にこれでよかったのかというような対応をしています。ですから、渡した後のリスクをどう考えたのかというところが非常に疑問が残っています。

最後になりますけれども、児童相談所への第三者評価の導入について認識を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 児童相談所の業務の質の評価については、全国どの地域においても子供の権利が守られることが重要との観点から、令和元年の児童福祉法の改正で定められたところです。この評価の取組は、児童相談所の業務に関し、業務の振り返りや第三者の視点を取り入れることにより、課題や改善点を確認し、児童相談所の質の確保、向上につながる仕組みの一つと考えております。

県としましては、児童相談所の体制強化に取り組むとともに、導入に向けた課題等の把握に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ぜひ知事をお願いしたいんですけれども、この児相のなかなか見えにくい内容、中です。これは児童相談所にとっても第三者評価を入れることは有効だと思います。人員体制が的確なのかどうかということになると、児相だけで解決できる問題ではありません。そういうこともあって、行政が一緒になって、第三者評価を入れる、そのことによってできていること、できていないこと、何が問題なのかということなどを第三者から指摘をしてもらう。このことをぜひとも取り入れてほしいと思うんですが、いかがでしょうか知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 第三者の視点を取り入れて課題や改善点を探り出し、そして今般、児童相談所の質の確保と向上につながる仕組みを導入することは非常に有用であると考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 最後になりましたけれども、今回の児相の事案については、沖縄県が今後取るべき対応として、これまで私、挙げてきましたけれども、措置

解除も含めて里親解除も含めて、何といっても子供にとっての最善の利益がどこにあるか、なかなか見えなくなっています。そういうような状況でありますので、子供にとってこの2か月間は本当に心身にとって大きな影響、ダメージを与えたことは予想できます。そのことを考えますと、これからでも子供が安心できる里親の元に再委託をして、専門医の療育を受けながら症状の回復を図ることを願うものです。ぜひとも沖縄県の取るべき方針としてそのことを強く申し入れて終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 光栄君 それでは新垣光栄、会派おきなわ南風の一般質問に入ります。

よろしく申し上げます。

まず、質問に入る前に、感染症の克服のため前線で頑張っておられる医療関係者、介護、学校関係者をはじめ、県職員の皆様に心より感謝申し上げます。大変だとは思いますが、またこれから一緒に頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは1、知事の政治姿勢に関して(1)、新型コロナウイルス感染症の克服について。

私は感染者が急増し、病床が逼迫、入院できない自宅療養者が相次いでいる中で、野戦病院的な施設の常設を提案してきました。今回、常設の入院待機所が整備されたことをとてもうれしく思っております。その中でイ、感染症療養等の臨時施設の取組状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県では、那覇市内に新たに臨時の医療施設の機能を有する入院待機施設を整備しまして、2月に50床を確保しております。また3月中にさらに50床を増床し、100床の確保を予定しております。当該施設は、他自治体の施設の借り上げではなく、県の施設として確保していることから、必要なときに迅速かつ柔軟な運用が可能となっております。今後の感染の再拡大に備えて、医療提供体制の強化が図られたものと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 施設のほうは整ったということで、

この施設が感染者が急増しているときはいいんですけども、減少したときに、人員体制、運営体制はどのようになっているかお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 入院待機ステーションの運営に当たっては、これまでも県内の医療機関それから医師会、また急拡大のときには国や全国知事会等の協力も得ながら、医師及び看護師を確保してきたところでございます。

県としましては、引き続き関係機関と連携を図るとともに、SNSを活用した効率的かつ迅速な医師確保や人材派遣会社からの派遣看護師を活用しまして、入院待機施設の運営に必要な人材を確保しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 しっかり運営のほうまで体制を整えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして――後先が逆になってしまったんですけども、私は感染症対策の基本は、検査そして疫学調査、隔離に尽きると思っております。その中でこれから県経済を回復させていくための要が検査体制の強化にあると思います。

そこでア、検査体制、抗原検査等を含む強化の現状について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 感染対策としまして、検査体制の拡充は重要なことだと考えております。特に抗原定性検査につきましては、高齢者施設それから保育施設、医療機関等への配付を行っているところでございまして、症状がある場合の検査に使用することが可能となっております。これら検査に使う種類がいろいろございますが、その用途に応じて目的に応じて工夫して検査体制を拡充していきたいと思ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 政府もこのPCR検査等の検査の無料化のために検査の促進枠分で0.3兆円配分したわけですけども、その中で、私は飲食店の感染対策から学校の感染対策のほうに移行しているのではないかなと感じております。そこで、学校のPCR検査等について、学校側の取組状況についてお伺ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 学校それから保育園に関するPCRの体制については、学校・保育PCR検査事業としまして今実施しているところでございます。陽性者が発生したときに接触者を広く検査するということが重要だと考えておりますので、これについても今、急拡大によって学校については濃厚接触者に限った運用をしておりますが、早期の再開に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 この学校のPCR検査については、やっぱり先生方の負担が大きいということで、しっかり先生方の負担がないように取り組んでいただきたい。そのためにも、私は抗原検査キットを各家庭に配付して、自宅のほうで検査ができるようにしたほうがいいのではないかと提案をさせていただきましたけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 抗原検査キット、抗原定性検査というものでございますが、これについては有症状、症状がある場合に感度が高いということもございまして、広く無症状者を拾う、無症状で感染しているということについては感度がPCRに比べると落ちるといふこともございまして、全員に配つてということについては今検討はしていないところでございますが、先ほども申し上げましたように、高齢者施設や学校等においては症状が出た場合の対策として置いておくことは有効であると思ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 もう一つの観点から、この検査体制の強化、無償化というのが、今後沖縄県が行う予定のおきなわ彩発見キャンペーン、そしてGOTOキャンペーンの中で、彩発見の80億、そしてGOTOキャンペーンで377億でしたか――の予算を計上していると思ひますが、その検査体制が充実することがこのGOTOキャンペーン、彩発見キャンペーンを成功させる鍵となると思ひしておりますけれども、県は今どういう取組をしていこうとお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 彩発見キャンペーンの再開につきましては、感染再拡大を抑止しながら段階的に再開することとしました。3月1日から開始したところではありますけれども、利用条件としまして、1部屋4人以下の宿泊、1グループ4人以下の旅行、例外としては同居世帯と修学旅行は除きます。また利用条件としまして、感染拡大の抑止という観点から、今議員がおっしゃいましたPCR検査の陰

性結果を提示していただくことになりまして、その例外としまして12歳未満の子とワクチン3回目接種者は例外としますけれども、こういった感染拡大抑止対策を講じながら、段階的に経済回復を図っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 そこで次のエ、ワクチン接種・検査陰性証明の活用です。ワクチンパッケージの件なんです。政府は新たなワクチン検査制度を確立しようとしております。その中で、やはりこういう今おきなわ彩発見キャンペーン80億、そしてG o T o おきなわキャンペーンが377億、合計457億の事業が見込まれております。これを成功させるためにも、ぜひそういったツールなり、また企業の方々に負担がないように取り組まなければならないと思っております。

その中で、今県といたしましてどのようなことを考えているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では、感染防止と経済活動の両立に向けて、経済団体などと合同で沖縄県ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドラインを策定し、感染拡大時でも一定程度の行動制限の緩和を可能とする運用方法を定めました。しかしながら、感染力の強いオミクロン株の爆発的な流行を受けまして、国の基本的対処方針等に基づき、一時的に運用を停止しております。

県としましては、ワクチンの追加接種の状況も踏まえ、国に対し全国知事会を通じて、専門的・医学的見地から制度の再検討を要請したところであり、政府の分科会では、3回目接種等を条件とする方向で検討を始めたものと承知しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひこのワクチン検査制度をしっかり整えないと、沖縄の観光業の回復は遠のくと思っておりますので、ぜひ早急に確立していただきたいと思っております。

そこでウ、観光関連産業をはじめとする県経済の回復対策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、事業者支援策として観光関連事業者等応援プロジェクトや宿泊事業者感染症対策支援事業を実施しております。県内外の感染状況等を見極めつつ、感染のリバウンドを防止しながら、県民による県内旅行を促進するおきなわ彩発見キャンペーンを再開し、その後は、都

道府県による新たなG o T o トラベル事業を活用するなど、段階的に域内から県外の旅行需要を取り込むことにより、本県の観光産業の回復に向けて取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 今G o T o と彩発見を述べていただきましたけれども、観光関連産業としてバス・タクシー、それからブライダル産業等あるんですけれども、私たちが提案してきた、県内のバス事業者を助けるために平和学習で活用してはどうかということを提案させていただいたんですけれども、どうなっているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

県教育委員会としましては、各学校に対して、もう3月になっていきますけれども、4月からになります。年間を通じた指導計画の中で戦跡巡りですとか平和関連施設の積極的な利用を組み込むよう促すことは可能であるというふうに考えております。昨年11月にも、おきなわ彩発見バスツアー促進事業の文化観光スポーツ部からの周知依頼がございました。それにつきましては、学校等へ平和学習等で活用するよう促したところでございます。そういった取組で支援していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひこの平和学習、平和ガイドボランティアのほうも危機的状態であるということでもありますので、しっかり活用をしながら効果的な施策を取っていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

そこで、今政府は1.2兆円のうち今回1兆円を都道府県に5000億、そして市町村に5000億追加交付いたしました。沖縄県でいきますと、算定額が予想されるので96億円、各市町村にも96億円の配分が見込まれます。そういった中で沖縄県はコロナ対策、様々な対策をやられて、やはり予算的に厳しい。しかし、市町村は割と潤沢な予算があると今言われております。お互いに協力し合いながら取り組むべきではないでしょうか。例えば乳製品の問題でありまして、市町村には業者がいるわけですよ。その半額を県が出すから半額は市町村で持てないかというふうに協力、連携しながらやっていく必要があると思っておりますけれども、どうでしょうか。

○農林水産部長（崎原盛光君） 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県内酪農・乳業におきましては、コロナ禍の学校給食の停止もしくは飼料の高騰等におきまして、非常に厳しい状況というふうに認識しております。このために、どのような支援ができるかというのを検討しているところでございまして、酪農の生産支援を含めて製品等の何らかの支援、これを関係者ととも十分に検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 これは酪農に限らないんですよ。県の施策の全般的に、市町村と連携して様々な事業者の支援ができないかという意味で今回申し上げましたけれども、執行部の皆さんを代表して、副知事、知事、どういうふうに考えておりますでしょうか。市町村との連携について。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） コロナの対応、そしてその後のアフターコロナの経済対策、いずれもやはりこれは県単独ではなかなか厳しい部分があると思います。一方で、市町村におかれては、またそれぞれの実情などがあると思いますけれども、感染対策それから併せまして今議員から御指摘の経済対策、やはり市町村との意見交換は重要だと思っております。これまでも過去に県は市町村と意見交換をした際にも、やはり市町村が行っている事業との連携という話がございました。そういった観点からどのような形で対応ができるか、これはしっかりと今後も検討する必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひこの地方創生臨時交付金の意味合いからも、都道府県や市町村がきめ細かく事業者支援の取組を実施できるようにということで交付しますので、きめ細かい支援をするためにはやはり市町村との連携が必要だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして(2)、危機管理体制の強化と防災・減災対策について伺います。

その中のア、危機管理体制の現状と強化について伺

います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大により県経済に影響がある中、大規模災害が発生した場合はさらなる打撃を受けることから、危機管理体制の強化を図ることは重要であると考えております。そのため、危機対応の拠点となる防災危機管理センター——仮称でございますけれども——この整備や、大規模地震・津波を想定した災害対策本部設置運営訓練や総合防災訓練等の実施により、災害対応力の向上を図っているところであります。引き続き県民が安全・安心に暮らせる島を目指して、危機管理体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひ安全・安心の県民の暮らし、そして生命を守るためにもすばらしい危機管理センターを整備していただきたい。耐震・免震性で震度7以上、耐久性で100年以上の建物を造っていただきたいと思っております。

そして次に参ります。

イ、道路・海岸保全、そして急傾斜地崩壊等の土砂災害、河川氾濫等の対策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県では、県経済の回復や災害に備えた強くしなやかな県土づくりに向け、無電柱化の推進、老朽化した道路施設及び海岸堤防等の予防的な補修・補強や計画的な更新に向けた取組などを推進しております。引き続き、河川の治水・浸水対策や海岸の高潮対策、土砂災害防止の地すべり対策等、安心・安全で快適な社会づくりに向け、防災・減災に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 私たち中南部の地域では、東側に土砂災害危険箇所が連担しております。その中でも道路に関しては、今県道の伊計平良川線の急傾斜地の問題等もあると思っております。その件についてはどう考えているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 伊計平良川線の上原入り口付近については、土砂災害警戒区域に指定をさ

れております。土砂災害の危険性があるということは認識しておりますが、その工区につきましては、道路整備の宮城島工区と上原地区と、その辺の関連もございまして、道路の整備の進捗状況を踏まえつつ、その土砂災害警戒区域については検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 またこれ委員会で聞きますので、次に行きます。

次、熱田久場海岸の保全についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今、海岸の熱田久場地区につきましては、市町村のほうから要望が出ているところは認識しております。今後、海岸保全区域の指定等に向けて、地元市町村と意見交換を行いながら、その対応について検討していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 続きまして、西原町池田の急傾斜地の崩壊等の対応を今県はやっていただいていると思うんですけども、どのような状況でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 光栄君 このように、今崩壊現場はいろいろあります。

そして今河川現場は本当に土木事務所の皆さんが頑張っていただいて、小波津川の重点整備事業、そして比謝川、普天間川の緊急浚渫推進事業、宇地泊川の用地買収等、本当に精力的に取り組んでいただいて、土建部の皆さん、本当にありがとうございます。そういう河川の状況も今どうなっているかお聞きいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 主に小波津川、比謝川、普天間川、宇地泊川の4河川につきましては、護岸整備あるいは橋梁整備等々、設計等鋭意事業を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 今言われたとおり、河川が多いんですね。地域の中でやはり氾濫等の問題が多く起こって

いて、精力的に今回取り組んでいただいていることに本当に感謝を申し上げます。

その中で小波津川について、住民から——西原町の小波津川ですけれども、デイゴを残したまま整備していただきたいという陳情を受けていると思います。やはり私もデイゴは県花として残すべきではないかなと思っております。その辺について、対応をどのように行っていくかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 小波津川から西原町役場の上流のほうにデイゴ並木があることについては存じております。地元から残してもらいたいと要望があることから、地元及び西原町と調整を行いながら、デイゴの木が残せるように検討を行っていきたく考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひよろしくお伺いいたします。

続きまして、大枠の2、土木建築行政についてです。

休憩お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 光栄君（スクリーンに表示） 今タブレットのほうにデータを送らせていただきました。

本当に今雑草対策——(1)ですけれども、性能規定方式による道路の除草管理の取組状況と成果について、本当にすばらしい成果が出ています。それについて今どのような運営をしているか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 性能規定方式は、県の要求水準に対して、受注者のノウハウを活用して達成するもので、今年度は、沖縄本島内の県管理道路の約2割で実施をしているところであります。実施箇所においては、おおむね草丈が低い状態が常時維持できしており、良好な沿道景観形成の成果が現れてきているものと認識しております。令和4年度は、さらに路線を拡大し、関係団体との意見交換を継続しながら、本格的な導入に向けて取り組みたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 この管理方式、性能規定方式、実証実験で20%ということにさせていただいていると思うんですけども、今年度はまだ50%ということで、副知事はじめ土建部の皆さんで精力的に取り組んでいただいて、今実証実験をやっている道路、街路は

雑草がもう消えています。それぐらい今評価を受けております。ぜひ目標に向かって取り組んでいただきたいと思っております。

休憩お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 光栄君（スクリーンに表示） これは中部土木事務所の管内です。なぜか分からないんですけども、中部土木事務所管内はうるま市しかやっていないですよ。それで本当にうるま市長から電話がありまして、とてもきれいになっていると。ありがとうございます。その上にボランティアの照屋県議も一生懸命草刈りをやっているものですから、本当に今うるま市は雑草が少なくなったということで評価されていますので、ぜひ精力的に取り組んでいただきたいと思えます。

今後はどのような方向性で考えているか、部長のほうからこの取組について伺いたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現時点は沖縄本島の北部、中部、南部土木事務所を中心に試験的に実施を行っているところでございます。議員おっしゃるとおり、だんだんと効果のほうも見えつつありますので、その辺の効果の検証もしながら、ひいては宮古、八重山、離島方面にも展開をしていきたいと。さらに今除草に限定をしておりますけれども、行く行くは低木ですとか高木の管理、その辺まで見据えてうまく試験的に実施しながら、効果的にやっていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ありがとうございます。

本当にこういうふうになんとつくっていただいで、しっかり令和7年度には雑草のない県道をつくると、ここまで明確にやっていただいている企画書はないと思えます。本当にすばらしい取組で、ぜひ期待しておりますので、このことが国道やまた市町村道に波及していくように期待しておりますし、今までP D C Aを回してきたんですけども、これは多分私はA A Rということで、本当に予測して行動をやってみて、そして振り返るといことで、手法も違ってきただけではないかなと思っておりますので、ぜひ今後ともしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

続きまして(2)、公共施設のマネジメントの推進と管理の現状について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 県では、沖縄県公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定し、公共施設等の長寿命化などによる財政負担の軽減や平準化に取り組んでいるところであります。今年度は、施設ごとに策定された個別施設計画や新たな行政課題を踏まえ、総合管理計画の改訂作業を進めているところです。また、公共施設マネジメント推進事業として、約19億4800万円の予算を今議会に提案しており、同事業や改訂後の総合管理計画に基づき、公共施設マネジメントをさらに推進してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 雑草の管理も、この性能規定方式でやってうまくいっていますので、そういうふうで大規模修繕ではなくて、日頃から細かく管理をしていくことが重要ではないかと思っておりますので、ぜひこの公共施設のマネジメントもしっかり単年度の予算をつけながら、しっかり細かく管理をしていくことがこのマネジメントが成功する要因になると思いますが、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） この公共施設マネジメント事業の中には、大規模改修という従来からの施設の長寿命化に加えまして、今回新たに緊急修繕等事業というものを投入しております。こちらは広く県民が使用する施設など、例えば運動公園などを対象に緊急に修繕、改修を行うことで、施設機能の向上や県民の利便性を確保していくということで、今後そういった方向も踏まえて対応していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひよろしく願いいたします。

続きまして3番、観光行政と魅力ある地域社会の実現について。

(1)、沖縄県観光振興基金の設置について、知事の所見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図る取組を実施するために基金の創設を検討してまいりました。新型コロナの影響が長期化している状況にある中、感染状況や観光業界の実情に対応して機動的かつ柔軟に事業を実施する必要があることから、沖縄県観光振興基金を創設するものであります。県では、基金を活用し、人材育成と観光旅客の受入れ体制の充実強化等を図り、滞在型観光の推進や観光産業の高付加価値化など質の向上による沖縄観光のさらなる発展に取り組ん

でまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 私もこれは総務企画委員会のときに提案させていただいたんですけども、観光税を取るべきだということで、そして入域税の話もあったと思います。業界からは入域税のほうが取りやすいのではないかなという意見もありまして、しかし、これは宿泊税で落ち着いたと思います。

その中で、今県は40億の税収の枠組みで制度設計をしていると思うんですけども、100億ぐらいのスキームの枠組みでの設計をしてはどうかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 基金が目的としているところの国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るための取組を長期的・安定的に実施するためには、将来的には宿泊税の導入が必要であると考えております。しかしながら、新型コロナの沖縄観光への影響に鑑み、直ちに導入することは困難な状況でございます。今後、旅行需要が安定的に回復する傾向が見られた状況において、宿泊事業者等の観光関連団体の理解が得られるよう意見交換を密に行い、宿泊税の導入に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 しっかり取るべきところは取って、本当に今言われた沖縄の観光地における景観及び良好な道路管理とか、そういうものに使っていただきたい。そしてまた受入れ体制の充実、それから沖縄の伝統芸能等にも生かして、充実した観光地としての沖縄をさらに発展させていただけるようにこの基金を使ってもらいたいなと思っていますので、よろしく願います。

そして次に(2)、大型MICE施設について、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、県土の均衡ある発展と産業振興を図るため、大型MICE施設整備を核とした沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画（案）を取りまとめ、公表したところです。同計画（案）では、施設の拡張性を持たせた上で、1万平米の展示場、7500平米の多目的ホール等を主な施設構成としております。大型MICE施設の整備によって、これまで受入れができなかった大規模なMICEの開催が可能となります。その経済的効果や教育的効果等は、マリンタウンMICEエリアだけではなく、県全体にも波及するものと考えて

おります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 この大型MICE施設の誘致によって、私は観光の質、先ほども言われたように教育、まちづくりにも大きな影響があると思います。特に教育に関してはどのような見解を持たれているのか、お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） MICEについては、経済消費活動の裾野が広く、周辺地域を含め大きな経済効果が見込まれるほか、教育効果や地域活性化にもつながるものと期待しております。

効果としまして、観光リゾート地の産業付加価値効果、産業競争力や都市ブランドの向上などがありますが、加えまして地域住民へもたらされる効果としまして、国内外から多くの参加者が訪れることによる異文化理解の促進、地域のグローバル化の進展、MICE主催者による市民講座などの多様な教育機会の提供、最先端の研究者との交流、優れた研究成果に触れることによる地域内イノベーションの創出、MICEを通じたまちづくりに地域全体で取り組むことにより、交通利便性の向上や商業施設の充実などが期待されるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 そこで教育のほうを述べていただきましたけれども、まちづくりについても述べていただきました。

そのまちづくりに関して(3)、マリンタウンMICEエリア形成事業の取組状況について伺いたいと思います。よろしく願います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、このエリアが選ばれるMICEエリアとなるため、周辺公共施設や屋外を活用し、エリア全体でMICEを受け入れる体制を整える環境整備を進めることとしております。また、エリアの利便性、魅力を向上させるため、デジタル技術を活用したスマートシティの形成、クリーンエネルギーの供給やエネルギーマネジメント、スローモビリティ等の新たな移動手段の導入、ウォークアブルシティー——歩行空間の構築等を進め、デジタル技術とMICEが連動した都市としてのブランド価値向上を図ることで、他のエリアとの差別化を図ることとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひこのエリア形成をしっかりやっていただきたい。この与那原、西原地区は、国の観光

立国推進基本法に基づいて計画がなされ、その中で沖縄県も沖縄県観光振興計画によってMICEが決定しました。それに基づいて、西原町、与那原町は自分たちのまちづくりのプランを大きく変更しながら、このMICE施設の誘致のために都市計画を合わせてきましたので、国や沖縄県はその社会基盤整備を着実に進める責務があると私は思っております。その辺に関してしっかり対応していくのが私たち沖縄県も必要ではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） マリントウンMICEエリアに大型MICE施設の整備を想定しまして、西原町では平成29年12月、与那原町では平成30年6月に都市計画法に基づく都市計画マスタープランの改定が行われております。また、県では平成29年2月にマリントウンMICEエリアまちづくりビジョンを策定し、平成30年8月には与那原町、西原町と協働してマリントウンMICEエリアまちづくりデザインを策定しているところであります。

県としましては、今般新たな基本計画（案）を公表したところでありまして、地元自治体において今後予定されている都市計画の変更、用途地域の変更等につきまして、両町が掲げるまちづくりの実現に連携して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひしっかり対応していただきたいと思っております。

そして、このMICEはサンライズベルト構想の核となる施設にもなると思っております。そこで知事の公約でもある大型MICE施設を核としたにぎわいのある東海岸一帯を形成していくということでした。その中で知事の291の公約にはないんですけども、48年ぶりに那覇広域都市計画区域の市街化調整区域の在り方（ガイドライン）の見直しを行ってきました。その件に関しては市町村から高い評価を受けていて、知事も、今後ともこの均衡ある発展のために、公約実現に向けしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますので、決意のほうを知事からぜひお願いしたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 多くの市町村が都市計画をしていく上で、どうしても網かけとなっていた市街化調整区域の問題について、多くの市町村からも御提案をいただき、また議員をはじめたくさんの皆様からこの沖繩の将来、均衡ある県土の発展のためには重要であるという御提案などもいただいております。

た。今般、約1年かけて各市町村と調整をし意見を集約させていただいて、このような改定に取り組もうということにしたものであります。ですから、それぞれの市町村の特色と、そして守るべきところは守っていく、残すところは残していくという、これから後の未来の世代のためにも計画的、継続的なまちづくりに資する、そういう大綱といいますか、計画になるように進めていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 知事の公約にはなかったんですけれども、しっかり重要施策を追加してきたわけですよ。そういうこともありまして、しっかりどの政策が大切なのか、どの政策が緊急性があるかというのを見極めて政策をやってきたと思っておりますので、今後とも東海岸のサンライズベルト構想にはしっかり取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時39分休憩

午後3時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 光栄君 時間がないので少し変更して、4番の子育て・福祉政策の(4)、パーキングパーミット制度普及及び推進の取組状況についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） パーキングパーミット制度、令和4年7月から導入をする方向で今進めておりますが、沖縄県ちゅうらパーキング利用証制度は、対象となる方に共通の利用証を交付することで、駐車区画の適正利用を促進するとともに、外見から障害のあることが分かりづらい体の内部に障害のある方などが、駐車しやすい環境の整備にも効果が期待されております。県民一人一人にこの制度の趣旨を御理解いただき、行動していただくことが障害のある方もない方も、共に暮らしやすい安全・安心な共生社会づくりにつながるものと考えております。

沖縄県としましては、市町村、経済関係団体などの幅広い協力を得ながら、今後広く県民への周知を図り、誰一人取り残さない優しい社会の実現に一つ一つ取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 このパーキングパーミット制度は、私が県議になってずっとこのことを言い続けてきました。もう6年になります。なぜかという、私の友人

に内部疾患があって歩行が困難な方がいるんですけれども、どうしても車椅子のマークのついた駐車場だと気兼ねして駐車できないと。どうにかこのパーキングパーミット制度を普及させていただきたいという彼の要望から、ずっと訴えてきました。（資料を掲示）これが那覇市の利用証なんですけれども、こういうふうに妊婦、そして内部疾患があって見た目には元気そうに見えても歩行が困難な方とか、そういう今現在多く設置されている駐車場の中で、使われていなくてもやっぱり気兼ねしている方々がいて使いづらいということがありましたので、提案をさせていただいて、今回本当にこの制度が7月から実施されるということで大変うれしく思っております。本当にありがとうございました。そして、各市町村への連携もしっかりやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

その中で、この一般施設への協力体制をどのように今構築していこうと思っているのか、そして各市町村とどのように連携していこうと思っているのかお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 県では、7月からの同制度の円滑な実施に向けまして、ただいま経済関係団体等にパーキングパーミット制度の周知、そして協力区画の設置などの協力依頼を行っているとともに、市町村に対しましては、許可証申請の受付などに御協力いただくようにマニュアル等もお示ししながら協力をお願いしているところです。4月からは県民に広くこの制度の周知を呼びかけまして、円滑な実施に向けさらに取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして(1)、沖縄県子どもの貧困対策推進基金の設置期間の延長について知事の所見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 子どもの貧困対策推進基金ですが、就学援助の充実や放課後児童クラブ利用料の負担軽減など、子供の貧困対策を推進する大きな力になったものと考えております。そこで、この子供の貧困対策については、一過性のものとせず継続的に推進していく必要があることから、今般この基金を60億円に積み増した上で、設置期間を次期沖縄振興計画に合わせて令和13年度までとしています。就学援助の充実などの市町村支援、そしてヤングケアラーや若年妊産婦などへの支援にしっかり取り組んでまいりたい

と思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 私はこの貧困対策、ヤングケアラーの問題もそうなんですけれども、今学校がプラットフォームになっています。しかし、教育現場はそれどころではないんですよ。今地域の問題、親の問題が全部教育現場に集中していて、本来は地域が協力する、家庭が協力して学校が成り立っているんですけれども、今は学校が協力しないと地域の維持もできない。家庭の維持もできない。逆の現象が起っています。それで学校をプラットフォームにするのはもうやめてほしいという実情ではないかと思います。

そこで地域の公民館も活用した政策ができればいいなと思っています。最後に答弁をよろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 市町村におきましては、沖縄子供の貧困緊急対策事業補助金等を活用しまして、子供たちの居場所づくりに取り組んでいるところでございますけれども、市町村におきましては、地域の資源を活用しまして、様々な場所、学校を含めまして公共施設あるいは議員がおっしゃるところの公民館での居場所づくりにも取り組んでいるところでございます。令和3年10月現在で、県内で公民館を活用した居場所が40か所ほど設置をされているところでございます。今後とも市町村が行う居場所づくりを支援してまいりたいと考えております。

○新垣 光栄君 教育長、どうぞ。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 議員御指摘のように公民館は社会教育を行う施設で、地域における日常生活上の課題の解決、住民の教養向上に資する活動を行っているところでございます。様々な活動を行っておりますので、先ほど子ども生活福祉部長からもございましたように、いわゆる子供の居場所としての機能も持っているところでございます。しっかり市町村に情報を提供しながら、いい活用の仕方を提供していきたいと思っております。

以上でございます。

○新垣 光栄君 最後に謝花副知事、退任、お疲れさまでした。そして部長の皆さん、退職される皆さんも本当にお疲れさまでした。

ありがとうございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後4時10分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

山里将雄君。

○山里 将雄君 それでは、ていだ平和ネット山里、一般質問をさせていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

それではまず1、軽石漂着問題について(1)、現在の軽石漂着状況と被害状況について。

代表質問でも何件か取り上げられていますが、改めて現在の軽石の漂着状況、被害等をお伺いします。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(松田 了君) お答えします。

軽石の漂着は、38市町村の海岸、38港湾、61漁港で確認されており、令和4年2月15日時点で、国、県、市町村等で合計約3万6000立方メートルを回収しております。軽石による被害としましては、これまでに7港湾で船舶の運航に支障が生じたほか、漁業者の出漁自粛、マリンレジャーのキャンセル等多岐にわたっております。

○議長(赤嶺 昇君) 山里将雄君。

○山里 将雄君 この軽石、非常に大きな被害となっていますけれども、県内各地に漂着して回収作業は——まだ新たな漂着も6月ぐらいまで続くと予想されているようですので、県の対応も大変かと思っておりますけれども、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そのような中であるんですけれども(2)、羽地内海の軽石除去、その状況についてお伺いします。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 運天港においては、令和3年10月28日に軽石の漂着が確認され、伊平屋及び伊是名航路の運航に支障が生じたことから、県では港湾災害復旧事業により軽石対策を行っているところです。また令和3年12月10日からは、港湾法第55条の3の3に基づき、国による港湾施設の一部管理が行われており、現在、国と県で協同し軽石除去などに取り組んでおります。今後も定期船の運航に支障が生じないよう、軽石対策に努めてまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 山里将雄君。

○山里 将雄君 (スクリーンに表示) 私も名護なので時々屋我地とか羽地とか見て回っているんですけれども、最近この土曜日26日ですけれども——4日前ですね——回って見たんですが、やっぱり羽地内海の回収がなかなか進んでいない気がしております。まだまだひどい状況にあるということです。写真を見て

ほしいんですけども、これが羽地内海の今の状況です。これ呉我というところ、羽地寄りの呉我なんですけれども、このような状況になっています。これが同じ呉我を先ほどとは逆方向から見た写真です。こんな状況です。写真ではなかなか分からないと思いますけれども、相当な量、広さがまだこのようになっています。内海ですよ、これ。これが仲尾次漁港のところでですね。すぐ隣に漁港があるんですけれども、その漁港のすぐ隣がこのような状況です。さらにこれは今帰仁側なんですけれども、湧川のほうですね。ここにもこんな状況です。これみんな国が設置したフロートというもので、外に流れないようにこうやって仕切っているといますか、止めている、そういう状況ではあるんですけれども、いずれにしてもこのような状況であります。この呉我の船揚げ場で県から委託されている業者がウンボで回収しています、この写真もあるんですけれども。こんな感じです。ウンボで取っているというような状況です。

ただ、これで一体いつまでかかるのかなというふうに本当に心配になってしまいます。請け負っている業者の方にも現場で聞いてみたんですけれども、事業の期間は3月いっぱいということでした。これはそうなんですか。羽地内海の軽石回収の予定はどうなっているか、3月で終わりますか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 運天港の軽石対策に係る工事の工期は3月末となっておりますが、まだ漂着軽石があることから、工期延長について請負者と協議をしているところでございます。変更工期の設定については、現場状況を踏まえ今後延ばす方向で調整していきたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 山里将雄君。

○山里 将雄君 そうですね、3月ではとても終わらない状況だと思います。今工期の延長ということでしたけれども、新年度予算にこの羽地内海の撤去について関連の予算は計上されているんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 今現在行っている工事を繰越しということで、繰越し予算については予算を確保しているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 山里将雄君。

○山里 将雄君 分かりました。

急ぎやっていただきたいと思いますと思うんですけども、やっぱり相当膨大な量の軽石があるんですね。回収には市町村とか県とかが難しい部分もあるんじゃないかなというふうに思うんですね。運天港という港湾が羽

地内海にはありますので、離島航路の船舶に支障がないように国がフロートを設置して、内海の軽石を閉じ込めているという状況もありますので、回収については国に強く要請する必要があるのではないかとこのように思っています。

先ほど国との関連のお話が少しあったんですけども、今国との協力体制、これについてはどういうふうになっているか少しお聞かせください。砂採取船での回収も行っていましたけれども、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今国と県とで役割分担をしまして、運天港の軽石の除去については対応しているところでございます。国におきましては、令和3年12月10日に県の要請に基づきまして砂利採取運搬船等により海上からの軽石の除去を行っております。一方で県のほうは、陸上からの回収を行うということで対応しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 県は先ほど言ったこの写真、こういった形で行っていると。国が——さっき言った砂採取船ですか、それで行ってまいりました。砂採取船の現場は海の上で見えることはできませんので、YouTube等にアップされているものがありましてそれを見ただけですけども、非常に効率的に回収しているということで、これはいいなとすごいなと思ったんですけども、今はやってないですよ。終わっていますよね。今この採取船というのはどういうふうになっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 国におきましては、管理の期限が令和4年3月9日までとなっております。海上からの軽石回収は2月上旬でおおむね終了したというふうに聞いております。国におきましては、一定程度の進捗が見られたということで、残りについては陸上からの回収が効率的であるということで海上作業を終了したと聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 まだ軽石が内海で動いているといいますか、漂っていたりするものがあるので、まだ採取船での採取が必要じゃないかと思ったんですけども、分かりました。

次、この写真を見ていただきたいんですけども、（スクリーンに掲示） これ先ほど言った羽地内海にある仲尾次漁港の様子です。これも4日前の26日

に撮影しました。漁師の方々に話を聞いたんですけども、このとおり漁港の中は回収しても、してもしても内海の軽石がまた入り込んで漁に出られない。何か自分たちだけが取り残されているんじゃないかというようなこともおっしゃっていました。羽地漁協の組合長さんにも話を聞いてみたんですけども、県と市で——これ県管理の漁港ですから、内海は県の責任ということで、どっちがやるかということでなかなか進まない、回収が進まないという状況があるとおっしゃっていました。市にも電話して聞いてみたんですけども、漁港の周りにフロートで閉じ込めている軽石の回収も、この部分は、さっき呉我の部分は回収を今しているんですが、この仲尾次寄りのところは実は手つかずなんです、回収そのものが。フロートで囲っているということで手つかずなんです。ですから、市としては漁港内を回収してもそこから漏れたものが、あるいは波があるとあふれたりするので、それでまた漁港に入り込んでくるという状況で、まず漁港の外の回収をしてもらわないとあまり効果がないと。だからまずはそこをしっかりとってもらわないと市としてもやりようがないということでした。

その辺、市と何か調整とかはしているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 今パネルに示されました仲尾次の漁港につきましては、市町村の管理する漁港となっております。県では、市町村のほうに漁港の災害復旧事業を活用するよう促しているところでございますけれども、市町村からは外海のほうに今軽石が大分あって、取ってもまた入ってくる状況が考えられるので、ちょっと二の足を踏んでいる状況にあります。写真のほうにはオイルフェンス等がありませんでしたが、私も3週間ほど前に行きましたが、現在は入り口のところにカーテン付きのオイルフェンスを置きまして、漁港の中には入らないように工夫がされているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 そうなんです、入り口にこうあるんですけども、どうしても船の出入りとか漁船の出入りとかのときに開けるので、また入ってきてしまうということがあるようですね。その辺、市の言うこともそのとおりだと思います。やっぱり外をやらないと効果がないだろうと思いますので、そこをしっかりとやる必要があると思いますので、ぜひそこをよろしく願います。

羽地漁協の組合長さんに話を聞いたんですけども、羽地漁協はここ数年、組織的にいろいろ困難な状況が続いていたんですが、今新しい組合長さんの下で一生懸命その再生に頑張っているところなんです。組合員は81人いますけれども、漁業収入が少なく、漁業だけではなかなか生計を立てることができないと、難しい組合員も多いということで、そんな中でコロナがあって、さらにこの軽石漂着被害、本当に大変だということでした。収入が全くないという組合員もいらっしゃるということです。軽石の回収、これを速やかに行って漁業振興にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

海面に浮いている軽石は海の生物等生態系への影響も非常に心配されます。羽地内海は優良な漁場でありキス釣りの名所でもあるんですけども、そういったことへの影響も心配であります。風光明媚で観光名所でもあります。とにかく早く回収しなければならぬと思いますのでしっかり取り組んでいただきたいです。

次に(3)、漁業への被害状況と支援について御答弁をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 県内漁業者は、軽石の影響によりまして、操業自粛を余儀なくされるなど、漁業活動に多大な影響を受けております。そのため県では、協議会での議論を踏まえて、軽石により影響を受けた漁業者への支援のため、海水こし器の設置補助、またはモズク、アサへの異物混入対策を実施するほか、漁業者が円滑に漁業活動の再開ができるよう1か月分相当の燃油使用料を補助することにしております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 山里将雄君。

○山里 将雄君 今お答えがあったんですけども、漁業者への支援については漁協等から要望を聴取しているというふうに伺っていますが、今こし器の件をおっしゃっていますけれども、ほかにどんな要望がありますか。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 市町村及び漁協等からの要望につきましては、1つに漂流漂着している軽石の撤去、2つ目には軽石の漂流漂着情報の発信、3つ目には軽石の影響を受けた漁業者への休業補償、4つ目には海水こし器設置に係る補助等の要望がありました。

○議長(赤嶺 昇君) 山里将雄君。

○山里 将雄君 私が話を聞いた中でも、こし器の件と補償、やっぱり収入がなくなったことに対する補償、それが非常に困っているんだということがありました。それで海水こし器等補償について聞いていきたいと思うんですが、まず、国の海水こし器補助、これ今行われていると思います。ちょっと確認したいんですけども、国の海水こし器の補助については、競争力強化型機器等導入緊急対策事業という事業を拡大した措置で行っているというふうに聞いています。この対象は広域水産業再生委員会、この所属義務があると伺ったんですね。

まず、この広域水産業再生委員会というのは何でしょうか。ちょっと説明していただけますか。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 広域水産業再生委員会とは、漁協等で組織する地域水産業再生委員会が複数集まって構成される委員会のことで、広域漁協の連携によりまして浜の機能再生再編や中核的担い手育成を推進するための計画である浜の活力再生広域プラン、これを策定するための委員会のことを指しております。

○議長(赤嶺 昇君) 山里将雄君。

○山里 将雄君 再生委員会を組織しているところがいろんな補助事業の対象になっているというふうに聞いています。今現在県内の漁協は幾つあって、その委員会を組織している、あるいは組織していない組合はどれだけありますか。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 県内漁協のうちで広域の構成員となっているのが21漁協、それから対象となっていないところが15漁協あります。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 山里将雄君。

○山里 将雄君 その15漁協の組合員については、国の補助は対象外となっていることになるんですね。それから国の補助事業はこし器の購入費の50%のみで設置費は含まないと。それから先に自分でつけてしまったものは対象外と、そういうことですよ。こし器も大分結構な値段がするようなんですけれども。

次に、県がソフト交付金でやっていると同ったんですけども、独自に行っている海水こし器設置補助、これも12月くらいからやっているんですかね、これについて聞きたいんですが、県のこし器の支援は国の補助対象とならない。つまり先ほど言った広域水産業再生委員会の未組織の組合員を対象とするとそういう

認識でよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 基本的には広域プランをつくったそれ以外のところを県のソフト交付金で対応するように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 県の支援の対象は今伺いました。それじゃ補助内容教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後4時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 国の事業とほぼ同じようにしてございまして、海水こし器当たり本体価格の2分の1の補助、機器1台当たりの補助の上限額を13万5000円というふうにしております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 そうなんですよ、確認はしているんですけども、国と同じなんですよ。再生委員会を組織していない組合員が対象というだけで、内容としては同じだというふうになっています。

伺いますけれども、国のその事業に対する申請、これは直接県ではないかもしれませんが、もしその数を把握していれば申請の件数、それから県の事業への申請の件数、国が何件で県が何件あるとか、分かったら教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 国の事業につきましては、沖縄県漁連からの聞き取りによりますと、現在7件の申請があります。県の事業につきましては、要望調査の結果5漁協から117件の要望がありまして、現在4漁協40件の申請を受け付けて補助金の交付に向けた手続を進めているところであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 国が5件で、そして県については117件、さらにあと40件ほどということなんですけれども、でも合わせても120件程度。漁船は相当数あると思うんですけども、この数は非常に少ないと思うんですよ。名護漁協の安里組合長さんから話を聞いたんですけども、軽石被害は去年の10月ぐらいから発生していますよね。既に5か月以上たっています。その間当然漁業者の皆さんは漁に出ないわけにはいかないので、さらに名護漁協では11月ぐらいからソデイカ漁も始まっているので、海水こし器の取付け

は自費でやらざるを得ないということではほとんどがもう終わっているんだそうですよ。ところが自費で取付けたものには遡っての補助はないということで、この事業については、当然申請はもうできないとそういうことを聞いています。そういう話は把握していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時31分休憩

午後4時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 議員からの御指摘のとおり、漁に出るために補助事業の前に御自分で設置をされている方は多数いるということは関係者の方々から聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 何が言いたいかということ、これやっぱり県の補助も国と同じということでは、取り残された漁業従事者を支援するという意味であれば、それでは支援にならないと思うんですよ。やっぱりそうじゃない。国がやらないこと、できないことを県がやる。これが本当の支援だと思うんですよ。対象者も広げて、それから遡って支援すると、そういうことが必要だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 海水こし器の設置は水産庁が補助事業を実施しておりますが、同事業の採択には条件があるため、県内の一部の漁協は対象になっていません。そのため県では、水産庁の事業を補完するために同事業の補助事業を受けられない漁協を対象に、ソフト交付金を活用してこし器の補助設置を行うこととしたところであります。県事業の設計に当たっては、水産庁事業との整合性を図る必要があることから、補助率だと対象経費のほか、遡及の可否などの要件については水産庁事業と同じような基準で実施することが必要というふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 そこはどうなんですか、やっぱり何とか考えていただけたらと思うんですけども、それは強く要望しておきたいと思います。海水こし器は今後もぜひ必要なものになると思いますので。

それでは、今度は補償について聞きたいんですけれ

ども、補償について何か支援はあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 災害等に伴う漁業者の減収対策としては、国による漁業共済制度が整備されております。そのため県では、漁業共済と重複、競合しない形での支援をする必要があると考えております。そのような状況を踏まえて、漁業者が円滑に漁業活動の再開ができるように、軽石被害に係る緊急支援事業により、1か月分相当の燃油使用量を補助することにしております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 燃料の補助については補正で組まれているのは承知しているんですけども、今漁業共済とおっしゃっていましたが、漁業共済の加入率といえますか、どのくらい加入されているか分かりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 漁業共済の加入率につきましては、生産額ベースでは8割以上となっておりますが、残念ながら経営体ベースの加入については公表されておられません。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 そうなんです。非常に加入率が低いということは、漁業者の皆さんが被害を受けても、全くそういう補償といいますか金銭面での支援がないわけですね。今回軽石については、観光業とかいろいろな面に影響は出ているんですけども、やはり直接被害が大きいのは水産業だと思うんですね。漁業従事者の皆さんが本当に困っていることをしっかり受け止めて支援をしていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

次に(4)、回収した軽石の処分と利活用について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

県が行った分析の結果、軽石中の重金属等は、土壌汚染対策法に定める土壌溶出量基準及び含有量基準以下であることが確認されており、環境安全性に問題はないと考えられますが、他方、塩分濃度が高いことから、利活用について各部局で検討を行っているところであります。また、一般公募で集まった88件のアイデアの実現可能性等を検証しており、アイデア集として公表し利活用を推進していくこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 回収の量について、代表質問等で質問があって、2月15日時点で3万6000立方メートル

という回答があったんですけども、これは今後の回収予測と合わせてどれくらいになりますか。おおよそで構いませんが、分かりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 今後海岸でございましてけれども、約15万5000立方メートルの回収の見込みが報告されてございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 今回回収しているのと合わせて15万5000ということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時37分休憩

午後4時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○山里 将雄君 いずれにしても相当大きい数字を言われても、どうも大き過ぎてぴんとこないんですけども。

羽地内海から回収した軽石は、大宜味の仮置場が満杯で今名護漁港に運んでいるようなんですけども、まだまだ回収はあると思います。県の仮置場を検討中ということも答弁でありましたけれども、その仮置場の検討状況、答えられるのであればお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 県では保管場所が不足した場合に備えまして、広域的な軽石の仮置場として北部に約4万平方メートル、南部に約2万平方メートルの仮置場を確保しておりまして、現在北部の仮置場につきましては、北部土木事務所が2月28日から一部の軽石の搬入を開始しております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 これ名護漁港以外でもう既に搬入しているところがあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 運天港で回収した港湾の軽石については、名護漁港や名護商業高校跡地の県有地に仮置きをしております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 名護商業高校跡地ですね、結構広いですからね。

でも仮置きしていてもずっと置いておくわけにはいかないので、当然ながらその利活用を早めに検討して、利活用していく、減らしていくということが必

要だと思えますけれども、88のアイデアの実現可能性を検討中と答弁がありました。有効な活用法というのはどうですか、何かありますか。例が挙げられるのであればちょっと教えてもらいたいですけれども。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時40分休憩

午後4時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

現在88のアイデアのうちから4件につきまして、各部署で引き続き検討を行っているところでございますが、現在そのうちの13件につきまして、本日県のホームページ上でアイデア集として公表するべく準備を進めているところでございます。その中の事例としましては、例えば釉薬、焼き物の上薬ですけれども、そういったものに使うアイデアですとか、あと敷地内の敷材として使うといったアイデア等が提案されてございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 いろいろ出ているようなんですけれども、ぜひ活用する方法しっかりと検討していただいて決定していただければ、それに期待をしたいと思えます。

実は羽地漁協の組合長さんから一つおもしろい話を聞いたんですけれども、羽地でのボランティアの軽石回収、これネットでも上げられていたんですが、それを見た東京の中学校の校長会から羽地漁協に子供たちの勉強に使いたいから回収した軽石を送ってほしいというお願いがあったそうです。箱詰めにして送ったそうです、10箱ぐらい。全国の教育委員会とかそういった小学校に県から呼びかけて教材として使ってもらうのもいいんじゃないかなというふうに思ったんですね。海底火山の学習とか環境の問題の学習とかいろんな教材、理科の実験とかいろいろ使い道あると思うんですけれども。これは一つのアイデアとして、もう行われているところもあるんですかね。これは提案というか、ちょっとした話です。

それでは——相当時間が厳しい——次に2の北部広域医療センターについてお伺いをしたいと思います。

(1)、開院が当初予定より遅れる見通しとなっている理由を伺います。すみません、(2)の今後のスケジュールを伺う、これまで併せて御答弁をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 公立沖縄北部医療

センターの開院時期につきましては、敷地の土壌汚染調査と施設の解体撤去に約1年かかること、また450床規模の病院の実施設計に約1年6か月を要すること、それから災害拠点病院として免震構造を採用することなど、地域住民の安心・安全のための対策に取り組むため、令和8年度中旬から令和10年度当初に変更したところでございます。

スケジュールとしましては、今年度に整備基本計画を策定し、令和4年度は基本設計、令和5年度から6年度にかけて実施設計、令和7年度から建築工事に着手し、令和10年度当初の開院を予定しております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 このセンターの遅れについては、私も北部の出身ですから、北部選出として、遅れる見通しとの説明があったので質問はしたんですけれども、同じ名護の先輩の末松文信議員からも、思いも含めて聞いておられましたので、私も末松議員と右に同じということで、これ以上聞くことはしません。

でも一つだけ、北部市町村の住民は、この病院についてはこれまでずっと言ってきましたけれども、本当に待ち遠しく、早く開院してほしいと望んでいるわけです。それが令和10年まで遅れるということになっておりますので、これ以上遅れることはない。それでいいですね。どうですか知事。その辺ちょっと決意をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 関係者、市町村としっかりと話し合っ、できるだけ前倒しを含めて早期に進められるよう取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 よろしく申し上げます。期待しております。

それでは次に3、これまで辺野古ゲート前、安和棧橋、本部塩川港において辺野古新基地建設土砂運搬に関係する交通事故が数件発生しています。辺野古埋立土砂の搬出・搬入に関係する車両が絡む交通事故の発生状況を把握されているか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

基地建設工事に関連する辺野古ゲート、安和棧橋及び塩川港付近における工事関係車両等が絡む交通事故については、令和3年中、人身事故2件、物損事故3件、令和4年は2月末現在、人身事故1件を把握しております。

県警察といたしましては、交通事故が発生した際や交通事故に発展する可能性のある行為を確認した場合

には、交通事故防止の観点から必要な指導取締りを行っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 これは質問というよりも確認と要望のようなものなんですけれども、今年1月に2件、安和栈橋の前で7日と16日に土砂搬出のダンプと車が接触するという事故があったようなんです。幸い人身に関わる事故ではないんですけれども、これまでも安和栈橋出口付近ではそういう事故が起きているんです。私も現場に行くことがありますけれども、交通ルールをしっかりと守ってさえいれば防げるんじゃないかと思うんです。ぜひ現場での交通事故防止について、県警としてしっかり取り組んでいただきたい。これは要望ということにしたいと思います。

すみません、時間がありません。まだたくさん残っているんですけれども、初めての一问一答方式だったものですから、なかなか時間配分がうまくいきませんでした。答弁を御準備いただいた職員の皆さんには、本当にお詫びを申し上げます。

これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 こんにちは。

ていーだ平和ネット、玉城健一郎です。

質問に移る前に、ロシア軍のウクライナ侵攻に対して、反対するとともに戦争で亡くなった全ての人たちの御冥福をお祈りいたします。また、この戦争が早く、平和的な方法で終結するよう求めてまいります。

さて、それでは質問に移ります。

米軍ゴルフ場の自衛隊、海保、民間人の利用について伺います。

新聞記事によりますと、沖縄市とうるま市にまたがる米軍保養施設で、日本人による利用が常態化している。県内の一般ゴルフ場の半額以下でプレーできることもあり、観光客らの利用が常態化し、客のほとんどを日本人が占める状態が恒常的になっている。ゴルフ場利用税や消費税は徴収されておらず、県内の業界団体が民業圧迫、脱税行為として是正を求めてきた。今回、この記事によりますと、関係者によりますと自衛隊や海上保安庁等の国家公務員がゴルフ税や消費税を払うことなく、米軍人並みの約2000円でプレーし、多くは米軍人と関係なくプレーし、自衛隊だけのコンペが開かれることもあると証言。近くのゴルフクラブ関係者は、自衛隊関係の客から、この米軍保養施設の料金を引き合いに値下げが求められたこともあったとのこと。記事が事実だとすれば、民業圧迫である

し、脱税行為といっても過言ではありません。国家公務員としての倫理観が問われる問題です。沖縄県として、県内のゴルフ場を守るためにも是正を求めるべきだと考えますが、県の見解を伺う。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

外務省によりますと、基地内ゴルフ場は米軍関係者の福利厚生施設として利用されており、米軍の友好親善において米軍関係者の利用に支障のない範囲で日本人の利用を認めたとしても、日米地位協定上は問題ないというふうに考えているとのことでございます。一方、利用者数等のゴルフ場の運営に関わることについては、承知をしていないという回答がございました。

県といたしましては、日米地位協定第15条において、日本人が基地内ゴルフ場を含む基地内諸機関を利用する際の制限の内容や利用手続等に関して、明確な規定がないことから、日米両政府に対し日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記することについて、要請を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 友好関係で使う、例えば米軍と自衛隊が使うとかそういった理由だったら、一緒に使うんだったら理由は分かりますけれども、今回の記事に書かれているのは、観光客が使っている。日本人だけで使っているということが常態化されてしまうと、今沖縄にゴルフ場がある中で、そこを圧迫する原因になると思うんです。コロナ禍の厳しい状況の中で経営を強いられている県内ゴルフ場、その中でこの方たちを救っていくために県としても強い姿勢を示して、観光客が利用できない、観光客はむしろ県内のゴルフ場を使うように促していく必要があると思うんです。ぜひともここを強く求めていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県として、議員御指摘のとおり、米軍の福利厚生施設としての利用でございます。米軍人・軍属、その家族ということでその前提の上に、友好親善という観点であれば認められるということでございますけれども、議員から御指摘のような形での利用の実態については、もしそういう事実があるのだとすれば、米軍の福利厚生施設の目的外使用の問題やゴルフ場利用税、それから消費税等の課税の公平性の観点、民業圧迫という問題があるかというふうに考えております。そういった観点から、まずは事実関係の確認に努めた上で、適切に対処したいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 よろしくお願ひします。

では、次の質問に移ります。

P F O Sの問題について伺ひます。

北谷浄水場でのP F O Sへの対応について伺ひます。

国と協議をしていた北部ダム、国ダムからの融通について現在どのようになったのかお伺ひします。

○議長 (赤嶺 昇君) 企業局長。

○企業局長 (棚原憲実君) 企業局では令和2年4月以降、沖縄総合事務局等と実務者間で渇水リスクに配慮しつつ多様な水源の活用方策について協議を重ねてきました。例年水事情が良好な時期はダム水を増量する等の対応を実施しており、原則として比謝川、長田川、天願川の取水を停止し、嘉手納井戸群についても、比較的濃度の高い井戸の取水を現在は停止しております。また、さらなる増量のため、漢那ダム、金武ダムの水利権の変更を行ったところですが、水利権の変更には当たっては、国会における議論も踏まえ、沖縄総合事務局、国土交通省にも御尽力いただき、速やかに手続を行うことができました。

○議長 (赤嶺 昇君) 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

今回、11月から1月の水管工事をしている間、水利権の変更をすることによって、国のダム水を融通することができるようになったということなんですけれども、この変更によってどれくらい効果が得られるのか、もし分かっていたら御説明お願ひします。

○議長 (赤嶺 昇君) 企業局長。

○企業局長 (棚原憲実君) 企業局では、北部ダムからの主要な導水路である東系列導水路トンネルの老朽化に伴う改築工事を毎年、水需要が低下する冬場の11月から1月に実施しております。その間、取水量確保のため中部水源等から取水せざるを得ない状況となっています。その対策として、工事期間中は漢那ダム、金武ダムからの取水量を増量することにより、日量最大1万7000立方メートル確保できる予定で中部水源等の取水抑制につながり、P F O S等の低減が期待できるものと考えております。

○議長 (赤嶺 昇君) 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 これまでの11月から1月の間、水が使えないということで、中部水源を利用することがあったと思います。今渇水リスク——今回こういった変更をすることで、P F O Sの軽減はもちろんできたと思うんですけれども、企業局が渇水リスクがあるから取水するという判断をずっと言っているんですけれども、P F O Sが出ている嘉手納井戸群だった

り、中部河川にやっぱり県民として根強い拒否感があると思うんです。P F O Sが検出されている中部水源や井戸群からの取水ではなくて、今北谷浄水場には海淡水施設がありますけれども、この海淡水施設を使うのはどうかということと、使った場合、どれぐらいと試算しているのか御説明お願ひします。

○議長 (赤嶺 昇君) 企業局長。

○企業局長 (棚原憲実君) 今年度の北谷浄水場浄水のP F O S等の平均値は、1月末現在で1リットル当たり13ナノグラムと暫定目標値より低いレベルにあることから、水道水の安全性は確保されていると考えております。例年水事情が良好な時期は中部水源からの取水を抑制し、ダム水を増量する対応を行っております。海水淡水化施設は、渇水や事故等の緊急時の対応もあるため、ダム貯水率の状況など水事情を踏まえた運用が必要であると考えております。

なお、その時々燃料費調整単価等により動力費は変動しますが、海水淡水化施設の運転コストは、1日4万立方メートル生産し続ける場合、1月当たり約1億800万円、年間では約12億9000万円の増額になると試算されております。

○議長 (赤嶺 昇君) 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 分かりました。これだけの高額がかかってくるという、これは元をただせば、もともと中部水源にP F O Sが出ているということが一番の問題だと思います。そこに対して立入調査ができないから根本的な対応ができていないと思うんです。ぜひとも引き続き、国と米軍に対して求めていただきたいと思ひます。

今回また北谷浄水場が取水している倉敷ダムでもドラム缶や銃弾が見つかったということなんですけれども、こちらはその後どういった経緯になっていますか。御説明お願ひいたします。

○議長 (赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長 (島袋善明君) 倉敷ダムにおいて発見された不発弾及び空のドラム缶については、沖縄防衛局へ早急に撤去及び土壌調査等を求めております。現在、沖縄防衛局において詳細を検討中と聞いております。

以上です。

○議長 (赤嶺 昇君) 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 今、国ダムから融通させてもらって何とかP F O Sを抑える、使わないような状況をつくっていく中で、県ダムの倉敷ダムが長く使えないとなってくると非常に大きな影響があると思うんです。ぜひ水不足が起こる前に、早期に調査・撤去するよう

防衛局に強く求めてほしいと思います。これは要望です。

続きまして、米軍基地周辺でのP F A S 検出について伺います。

米軍普天間飛行場周辺での調査について伺いますが、今回、有機フッ素化合物環境中残留調査事業での専門家会議が3回行われたということなんですけれども、この専門家会議はどのような内容だったのか御答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

県のP F O S 等調査では、普天間飛行場周辺で高濃度のP F O S 等が検出されており、令和3年度の夏季調査では、同飛行場周辺20地点中11地点で暫定指針値を超過しております。県は、令和3年度に専門家会議を設置し、汚染源特定に向けた検討を進めているところであります。同会議からは、地下水の流向等を明らかにするため、ボーリング調査等を実施する必要があるとの意見が出されておきまして、令和4年度の実施に向けて検討を進めているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 宜野湾市の普天間飛行場のP F O S の流出に関して言えば、地形的に言えば普天間飛行場があって、その下流域から海側に向かってどんどんP F O S が流出している。基地よりも高い位置にあるところというのは、P F O S がほとんど検出されない、一切検出されないという状況にあります。ぜひとも今回の調査をしっかりとさせていただきたいと思いますが、次年度の予算で普天間飛行場周辺のボーリング調査を行うということなんですけれども、この目的、そして場所はどういったところをボーリング調査するのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 専門家会議からは、普天間飛行場内の地下水の流れを把握するための基地外でのボーリング調査の実施や、P F O S 等の変動をより詳細に把握するための毎月調査の実施、または汚染源特定に必要な地形地質に関する資料収集等に関する意見が出されております。その意見を踏まえまして、現在ボーリング地点等について検討を進めているところでございます。まだ地点については、詳細には決まっております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ぜひともよろしく願います。

今回ボーリング調査ということで、水の流れとかを取ると思うんですけれども、それと併せて行ってほし

いのが、今、米軍がP F O S の入った泡消火剤を使っていないという説明にもかかわらず、いまだに湧水からP F O S やP F A S が検出されている状況を踏まえると何らかの汚染、土壌の汚染というものが考えられます。

今回の調査の中で一緒に併せて土壌調査というのはいませんか。御答弁お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 現時点におきまして、土壌中のP F O S 等を分析する方法は定まっておりますけれども、また基準値の設定もされておきません。土壌中のP F O S 等調査の実施につきましては、専門家等の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

基準値の設定について、大阪府の知事は、土壌中のP F O S の基準値を設定するように国に求めているんです。大阪府は民間企業による汚染によって、そういった状況が生まれています。一方沖縄は、米軍基地である蓋然性が高いと言われておりますけれども、ぜひ大阪府とも一緒になって、基準値の設定を国に対して求めていく必要があると思うんですけれども、見解をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 議員御指摘の点については、大阪府とも連携を図りまして、必要な対応を図っていきたく思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 よろしく願います。

今回普天間飛行場について専門家会議を開催しています。普天間飛行場の中に入れない、だからその蓋然性というのは確かなんだ、普天間飛行場から出てきているというのは確かなんだということを確定させる材料をつくるためにこういった調査をしていると思います。一方、企業局へ先ほど質問をしましたが、この嘉手納飛行場においても同じようにP F O S が出ている状況、そして企業局が何度も要請しているにもかかわらず、嘉手納基地に入れない。そして県民としては大切な水源を利用できない、利用しにくい状況にあるということを鑑みて、ぜひ嘉手納飛行場周辺でも専門家会議、専門家の意見を聴取する必要があると思いますけれども、見解をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

嘉手納飛行場のP F O S の問題につきましては、同

飛行場周辺で県企業局が水源として取水をしているという観点から、今企業局が中心となって調査等に取り組んでいるところでございます。同飛行場を対象とした専門家会議の設置については、企業局と調整をしながら今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 やはりP F O Sの問題、深刻な問題ですので、ぜひとも調査をして、これまで企業局もP F O Sの対策で国の補助があったとはいえ、単費でお金を払っている状況、その状況もやはり県民からしたらおかしい状況だと思いますので、それをただしていくためにもぜひ引き続き調査をしていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

ヘイトスピーチ条例について質問をいたします。

那覇市役所前でのヘイトスピーチというのが、私が県議会議員になる前、那覇に来たとき、よく見られていたんです。それが2020年5月20日からヘイトスピーチを止めるために市民が頑張って体を張って止めている状況で、今日で94週目になるということなんです、約2年。これだけ市民が体を張っている状況を見て、私自身これ政治だったりとか行政がしっかり止めていく、人権を守っていくために止めていく必要があると思っております。

そこでお伺いいたしますけれども、このヘイトスピーチについて、どのように考えているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 全ての人に対する不当な差別的言動が許されるものではないと考えております。いわゆるヘイトスピーチにつきましては、非常に判断の難しい部分もございます。ただ議員がおっしゃいましたように、市民団体の皆様の活動があったり、あるいは様々な陳情等も寄せられている中で、県としてどのような条例ができるかというのをこの間検討してきたところであり、現在も検討を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 本当に行政も同じ思いだということで安心しました。ヘイトスピーチ、今、実際行われた場合、県としてどのような対応が今できるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 県においては、ただいまヘイトスピーチの条例制定に向けた案を考えているところでございまして、まだ県案という

ものは策定していないのですが、専門家委員会にかけた構成案の中では、具体的な規制の方法として、行為の概要の公表、あるいは氏名の公表等を含めてお示ししながら、様々な御意見を伺ったところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 分かりました。

今のお話の中で、氏名の公表と行為の公表ということがございました。実際ヘイトスピーチを止めるために、この2つの公表でヘイトスピーチは止まると思えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 不当な差別的言動を解消するため、条例を制定している他の先行県の例を見ますと、教育や啓発の実施ですとか、表現内容の概要や表現活動を行った者の氏名の公表、そのほかにも表現内容の拡散防止措置、一定の言動を禁止して違反した者への罰金を科したりといったような、それぞれ地域の実情を踏まえた対策を規定しているところなんです。そういった先行事例も参考にいたしまして、専門家の意見も聞きまして、本県の条例、どのような形で持っていくかというのを検討を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 分かりました。

今回ヘイトスピーチに関する条例を制定することなんですけれども、ヘイトスピーチの条例の目的と、これまでどのような検討がされてきたのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） いわゆるヘイトスピーチ解消法が法律で制定をされまして、不当な差別的言動、本邦外、外国人に対する不当な差別的言動は許されないというところで、法律ができたところでございます。県では、これまで条例制定に向けまして、市町村への実態調査ですとか先進自治体の調査、それから法制面からの準備検討会議を経て今回検討委員会を新たに設置して、主な項目の構成案を具体的に示しながら御意見を伺ってきたところでございます。第1回委員会では目的や定義のほか、表現内容の概要の公表、氏名の公表等について、構成案を示しながら御意見を伺ってまいりました。委員からは、氏名の公表については段階を踏む必要があるとの慎重な意見も出たことから、第2回委員会では表現内容の概要のみを公表することとした構成案を示し、御意見を伺ってきたところでございます。

県といたしましては、今後様々な意見を伺いながら、県の骨子案を策定していく中で規制の効果、それから課題等も踏まえて検討してまいりたいと考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 今部長の話の中で、委員の中から、氏名の公表について段階を踏むべきであるという意見があったということなんですけれども、その逆の発言もあったと思うんです。氏名だったり、より強い罰則をやるべきだった、そういった意見はあったんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 委員会では様々な御意見が出ていましたけれども、幾つか紹介をさせていただきますと、法律より踏み込んだ条例を制定すると法の範囲を超える危険性があるのではないかとといったような意見がある一方で、地域の実情がないとは言い切れない部分もある、法律があってもヘイトスピーチはなくなる中においては、罰則等も検討してもいいのではないかとといった御意見もございましたし、また表現活動に強い制裁を科すとなると、対象そのものを非常に客観的に細かく限定して記載をしなければならない。そういった中で、それをかいくぐるような行為を助長させることにもつながるのではないかとといったような意見もございました。様々な御意見の中で、いろいろな案を示しながら、これから県案を検討していくこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 様々な意見を考えながら、今回案を出すということなんですけれども、そもそも委員の中には刑事罰だったり、罰則規定を設けるべきだという、そういった意見があったにもかかわらず、第1回、第2回の県の示した方針案、そういったペナルティーというものがない。ペナルティーとして唯一言えるのが氏名の公表だったり、発言の公表、そういったものしか示していない状況、なぜこんな罰則規定がない案を最初から出してきたのか。そもそも案として、そういう部長の答弁であるならば、罰則規定も同じように案として出すべきではなかったでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 構成案としては様々な案をお示しすることもできるかと思いますが、現段階で、様々な先進事例等も含めまして検討した中で、想定した2つの案を示して御議論いただいたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 現段階として想定したと言っていますがけれども、そういう姿勢が県としてヘイトスピーチに対して弱腰じゃないかという姿勢に取られるんです。川崎市は実際、刑事罰付きの条例を制定しています。氏名公表に関しては、大阪市がヘイトスピーチの解消法、国がつくる法律の前にそういった条例をつくっているんです。今回最高裁の判決も出ましたけれども、そういった強い姿勢を出さないとヘイトスピーチはなくならないと思うんです。そういった中、先ほど部長、一番最初のほうで話されました、市民がこうやって体を張って止めている状況、そして観光立県として——私の思いとして観光立県として、沖縄でそういった観光客に対して、海外から来た方たちに対してヘイトスピーチがまかされている状況に対して、市民は立ち上がって止めてきたんです。そういったものをやっぱり行政だったり政治がしっかり直していかないと、この社会はあまりよくならないと思うんです。ぜひこの罰則規定というのを、刑事罰を求める声というのがある中で、ぜひ刑事罰もしくは行政罰を今回のヘイトスピーチの条例に入れるべきだと思いますけれども、そういった考えはないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 市民団体の方々からも様々な御意見を頂戴しているところでございます。ただいま議員、観光立県というお言葉がございましたけれども、他県においては適法に在住する外国人としているところを、本県の観光立県という特徴を踏まえまして、滞在をする外国人の方も対象とするような案もお示ししながら、御意見は伺っているところでございます。罰則につきましてですけれども、先ほど判例の話がございましたが、大阪市の判例、最高裁の判例などを見ると、表現の自由を一定の範囲で制約するものであるわけですけれども、ヘイトスピーチは抑止する必要性が高く、加えて条例制定時に市内では過激で差別的言動を伴う街宣活動が頻繁に行われていた中で、制限を加えることは合理的で必要やむを得ない言動というような論旨もあるところでございまして、その辺の公共の福祉との兼ね合い等も含めまして慎重に検討をしているところでございます。どのような規制が効果的で、課題を解決していくにはどのような法律上の問題があるのかについて、専門家の意見を聞きながら検討をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 大阪市のほうでは、ヘイトスピーチというものがあって、京都もそうですけれども、川崎市のほうでもそういった被害があるから条例制定ま

で来たという趣旨だと思います。

沖縄において、ヘイトスピーチが今現在ない理由というのは、市民団体が体を張って頑張っているからであって、その彼ら彼女たちがいなくなったら、ヘイトスピーチはもっとひどくなっていたと思うんです。だからこそ被害というのが拡大しないように、ましてや今、観光が厳しい状況にある中で、再度海外からの観光客を呼ぶために、沖縄県として強いヘイトスピーチの条例をつくるべきだと思いますし、強いメッセージとして出すためにも罰則、ある程度のペナルティーをかける、それは必要だと思います。その点について御答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 様々な御意見も頂戴しながら今後、県案の策定に向けて検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ヘイトスピーチというのが、先ほど話の中で大阪市の判例に関して、憲法の表現の自由との兼ね合いというところで話をされています。表現の自由というのは、何を守っているかということ、やっぱり個人の尊厳だと思うんです。ヘイトスピーチは、その尊厳を奪う卑劣な行動だと私は思います。そのヘイトスピーチを止めるためにつくった条例が——そういう目的なのに、なぜそうではなくて、憲法の表現の自由を盾にそういったことができないという考えを示しているのかちょっと私は理解に苦しむんですけれども、その点について御説明お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ヘイトスピーチ条例、今、子ども生活福祉部のほうで委員会に諮りながらどのような条例として、その形をつくっていくべきかということに懸命に取り組んでおります。その中で、憲法で保障されている表現の自由というものと、それから現に、例えばSNSの中で非常に匿名性が高い言論空間の中では、明らかに沖縄県民に向けられているようなものもあるなど、やはりヘイトスピーチをどこまで広げて、何をヘイトスピーチと定義づけるかというそのものが非常に深い問題なんです。ですから、罰則の件についてもそうなんです、やはり研究を重ねていきながらどの条例にしたほうが外国人の方、居住している方、あるいは旅行で来ている方、あるいは県民もその中に入れるかどうかというふうなことも、非常に様々な検討を今進めております。ですから、できるだけ罰則規定を入れれば抑止効果が高まるのではないかなという御意見なども含めて、罰則が罰則たり得

るのか、それとも罰則が本来期待していた効果を本当にそれでかけられるかどうかということなど非常に複雑な関係にあります。ですから一つ一つ丁寧に研究を重ねながら、なおかつ条例のできる限りの早期の制定に向けて、検討も早めていきたいというように取り組んでいます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

ヘイトスピーチに関して、今、深く検討するという話をしているんですけども、専門家の検討委員会に関して2回開かれて、今年度の3月31日が任期満了で、2回目以降は開かないということを行っているんです。本当に今、知事がおっしゃるように、ちゃんと検討しながらしっかりとした条例、強い条例をつくるのであれば、もっと検討委員会を開いて、さらに専門的な意見を聞きながら精査していく必要はあるんじゃないでしょうか。今度、3月31日に終わって、今の議論の中、段階で条例を出されて、本当にそれがヘイトスピーチを止める条例になるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） これまで2回検討委員会を開催いたしまして、様々な御意見を頂戴したところであります。今後県案を策定するに当たりましては、その中で個別の課題、法律的な部分が少し課題として主になってくるわけなんですけれども、それは個別の御専門の委員の方には引き続き御意見を伺っていくとは思っております。会合という形では、一定程度意見を取りまとめたいただきましたので、今後何かそういった御意見を伺う部分があれば、個別に伺うことも考えているところではございます。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 今、子ども生活福祉部長からございましたけれども、先ほど来、知事からも答弁がありましたように、表現の自由との兼ね合いが大変難しい部分があって、それを罰則で規制することがいがかかということが、恐らく仮にこの罰則付きの条例を制定して何か事案が出た場合に、最高裁で憲法違反だと言われることのないような対応が必要だと思います。それぐらい表現の自由というのは、我々学生時代にも習いましたけれども、基本的人権の中でも極めて重要な、最重要な人権だと言われて、そういったことを踏まえての議論がどうしても必要だと思いますので、罰則を入れる入れないということについても、やはりこれからまだ様々な議論が必要だと思います。ヘイトスピーチ条例を制定することが目的ではなく、つ

くった後で実効あるものにするためにはどうしたらいいのか。これは罰則つき、それから氏名等の公表、そういったものと、それと表現の自由の問題、これはしっかり議論は必要だと思いますので、この辺のところはやはり今後も課題となりますので、また有識者会議などを開いて慎重に対応する必要があります。それぐらい重い問題だというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 今、謝花副知事がお話ございました。表現の自由というのは、私も大学のときに習っている中で、とても重い基本的人権の一つでありますし、日本が過去の戦争のときに自由がなかったから戦争に行ってしまった。そういった理由もあるからこそ、大切にされていることなんです。しかし表現の自由が、だからといって完全な自由というわけではなくて、ポルノ表現であったり様々なもの等、公共の福祉の観点から考えて、駄目なものは駄目だというふうに変別されているんです。そういった状況の中で、ヘイトスピーチという個人の尊厳を損なうような行為、そういった表現をやはり表現の自由があるからということで逃げては駄目だと思うんです。

今回、私は委員会も別ですし、正直この問題というのをあまり——もともとできるんだろうなというぐらいに思っていました。知事があそこまで前向きな表現をしている中。だけどあまりにも出てきたものが正直後ろ向き過ぎる。大阪市が出してきた解消法ができる前の条例よりも後退している状況で、これはちょっと県政としていかなものかなと私は思います。ましてや沖縄で玉城デニー知事というのは、海外にもルーツのある知事ですし、仲井眞元知事も海外にルーツのある久米三十六姓ですから、海外にルーツのあるということで、解消法の中でも、守るべき対象としてあるのが沖縄の歴代の知事なんです。だからこそ、やはりしっかり沖縄県として強い発信をするべきだと思います。

今回、沖縄市で少年が失明した事件では、SNS上で、沖縄人は土人といったり、劣等琉球人、沖縄は超民度が低いんだなど、土人、し〇ねよと伏せ字で出されたり、そういった侮辱や差別、そうした事実に基づかないデマが多く出て、それで官房長官も沖縄の方々の気持ちを傷つける投稿があるとすれば決して容認されないというふうに変別されました。県知事もこれに対して同じ思いだと思いますけれども、もう少し強いこの思い、こういったことが浴びせられる沖縄県だからこそ強いことを発するべきだと私は思います。

約10年前、オスプレイの建白書で銀座でのパレー

ド、知事は当時衆議院議員で、副知事は共同代表として参加されました。その際、日本から出ていけだったり、様々なきつい言葉が浴びせられました。そのときの思いをお伺いしてもいいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私が記憶している限りは、沿道にたくさんの方々がいらっちゃって、我々は超党派でその建白書を実現させるためのデモ行進をしていました。私たちは静かに歩いていたのですが、周辺の道路からは、やはり今議員がおっしゃるように、明らかにヘイトと思われる言動が飛び交いました。一番びっくりしていたのは、翁長知事御本人ではなかったかと思うんですが、なぜ同じ日本人にこういうことを言われなきゃいけないんだというような思いもなされたということを何かの本で、その言葉を読んだことがあります。それほどさように何がヘイトで、誰が誰に対して発せられるかということも非常にそれを条例で定義するということが、本当に研究を重ねないといけないことなんだと思います。現に、私も経験上、そういう経験があります。私が4年前の選挙のときにSNSの言論空間で放たれた言葉は、ほとんどがフェイクであったり、あるいはヘイトであったりということがきちんとファクトチェックをしていただいた団体の方々の調査で明らかになったことも、やはりヘイトがヘイトを生むというような社会、あるいは言論空間であっては絶対にいけないと思います。そのために我々はしっかりと研究をして、ある程度拘束力もある、そして社会的にもしっかりと認められるそういう条例にしていきたいということで、今検討を進めておりますので、ぜひとも御理解をいただければと思います。

○玉城 健一郎君 もし副知事もそのときの感想があれば。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 東京行動のときには、私は共同代表でありましたので、私も日比谷公会堂から銀座までパレードをいたしました。あの当時の写真を見ますと、一様に顔をしかめたような表情していますよ。あれは街路から飛び交ってくる本当に口汚い罵りに聞こえるような、お前らは何しに来たか、沖縄に帰れ、売国奴というふうなヘイトだったというふうに理解しております。あのときの本当に煮えたぎるよう

な思いは、決して忘れることはないと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 多くの県議会の先輩もそうですし、私もあのとき実は現場にいて、この話の中に日本から出ていけとか、そういった明らかにヘイトスピーチ、この国が指定しているヘイトスピーチ、これは外国にルーツのある方たちに対してのあれなんですけれども、この沖縄に対してのヘイトスピーチとしてもかなりひどい状況にあったと思うんです。だからこそやっぱり、県民の思いだったり私たちの思いというのは、県として、これに対してしっかりと強い決意を持って取り組んでほしい。ましてやその対象になり得る知事だからこそ、強い決意を持ってヘイトスピーチの条例について対処していただきたいと思います。

最後に知事、今回ヘイトスピーチに関して、絶対この沖縄でヘイトスピーチを許してはいけない、そういった強いメッセージを出していただきたいと思えますけれども、決意をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 人は言葉によって意思を伝え、言葉によって物事を考えてまいります。その私たちの共通の言語である言葉というコミュニケーションツールが、その人の存在そのものを消してしまいかねない、そういう言論であってはいけない、言葉であってはいけないと思います。そういうこともしっかりと見詰めつつ、どのような形にして県民の皆さんにも認めていただける条例にしていくかということは、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

先ほど、委員会とかでしっかり審議をしながら、有効的な条例をつくっていくということで専門家会議が行われたということなんです、議事録というのは——議事概要は来ているんですけども、議事録、こちらの公表も求めたいんですがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 取り急ぎ、議事概要という形で御報告をさせていただいておりますけれども、議事録に関しましても作業が結構かかるものですから、すみません、作業中でございます。できましたら公表してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時29分休憩

午後5時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○玉城 健一郎君 最後、沖縄県の県営住宅の入居時の連帯保証人の廃止についてですけれども、こちら県議会のほうにも陳情が来ている中、こういった決断をしていただき本当にすばらしい決断だと思います。私この問題に関して、市議会議員時代も取り組んでいて、宜野湾市ではどうしてもできなくて、宜野湾市としては、やっぱり県の動向を見たいということをお答えされていたので、県が踏み切ったことによって、多くの市町村でそういった同じような連帯保証人の廃止の動きができると思いますので、歓迎しております。ぜひともこの流れというのを止めないためにもお願いします。

県営住宅に入っている人たちに対しての連帯保証人の廃止については、随時そういった要望があれば受け付けるということでしたけれども、具体的にもう一度説明お願いしてもいいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現在入居している方々につきましては、今後、名義変更ですとか、契約の更新そういったタイミングを捉えて、新しい今回の制度に順次移行することと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

住宅というのは本当に福祉の一番最初のものだと思います。ぜひとも多くの県民が入れるように、困っている人たちが入れるように、配慮をお願いしますと同時に、また県営住宅、今まだまだ需要がありますので、さらに増改築をして多くの人たちが入れるようにしていただけますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ハイサイ グスーヨー チューウガ ナビラ。

今日最後ですので、どうぞお付き合いよろしく申し上げます。

今議会、3月別れの季節という議会でございます。多くの議員の皆さんから退職なされる職員に対してのエールが送られておりますけれども、長い公務員生活、頑張っって県民のために、産業経済そして福祉医療、教育、いろんな分野でナンジクンジ アワリされ

て、3月をもって退任をなされると、退職をされる皆さんについては、この間、豚熱やらそれから鳥インフルエンザ、首里城の火災あるいはコロナ、ここへ来てまた軽石の問題とかいろんなことが起こって、一つ一つしっかり対応しなくてはいけないということで、職員の皆さんには本当に寝る間も惜しみながらも頑張っていたいただきました。本当に御苦労さまです。またヌーガ ンジュティ トゥーラ ワカランシガ、3月まで頑張っていたいただきたい。県の職員だという気概を持って頑張っていたいただきたいというふうに私からもエールを送りたいと思います。よろしくお願いします。

それでは最初に、これはたくさんの議員からも質問がありましたけれども、あえてまたお願いをしたいと思います。

知事の政治姿勢についてでありますけれども、令和4年度を迎えるに当たり、本土復帰から50周年の節目、その年にまた新たな振興計画がスタートをします。その下に県民の生活向上を目指して諸施策に取り組むと所信で述べられておりましたけれども、改めて県政運営に対する決意を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 令和4年、本年は復帰から50年目に当たるということで、今議員がおっしゃっていた、この間、令和に入ってからいろいろな出来事に対応せざるを得ない、沖縄県がかつてないほど本当に翻弄され続けている。しかしそれでも必死に関係者の方々、特に今般はコロナウイルス対策で医療関係者の方々、観光業界の方々、全ての方々とともに感染症対策に取り組ませていただいている意味では、非常に節目となる復帰から50年、令和4年になるだろうというように思っております。

また、令和4年度は新たな振興計画がスタートする、これもまた大変意義深い年であり、党派を超えてたくさんの方々がこの沖縄の将来に向かって、それぞれのポジションでしっかり前を向いて頑張っていこうという思いでスタートできるのではないかという意味でも、非常に強い決意と重い責任を持って臨んでいきたいと考える次第です。

この令和4年度から始まる新たな沖縄振興においては、沖縄21世紀ビジョンで掲げる5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決を図り、沖縄県の自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現を目標とし、私が知事公約で掲げました新時代沖縄、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の実現に向け、新たな振興計画を踏まえながら様々な施策を展開して

いきたいというように考えております。

また、復帰50年目の節目となる本年、沖縄の思いをしっかりと政府に届けるという強い決意でまとめられた、復帰措置に関する建議書においての当時の琉球政府が将来を担う子や孫たちのために描いた新生沖縄像と現状等を比較し、これからの沖縄を描く意味での建議もしくは宣言の在り方についても検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ここで、頑張っていたいただきたいというふうに締めくくりたいんですけども、せっかく沖縄振興というものがございますから、この沖縄振興特別措置法に基づいて、この間、各種特別措置が講じられてきたわけなんですけれども、背景には4つの特殊事情、歴史的な事情それから地理的な事情、自然的な事情、そして社会的な事情、この4つでもって組み立てられているんだというようなことなんですけど、この歴史的な事情というところで、県の皆さんはどのような捉え方をされていらっしゃるのか。これをお聞かせいただけませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） まさしく歴史的な事情、戦後四半世紀にわたり我が国の施政権の外にあったという特殊な事情で、そのために社会インフラをはじめ、様々な基盤整備が遅れてきた。そういう事情があって、その格差を埋めるために特別の措置が必要であるという考えの下に、ほかの特殊事情も含めてなんですけど、沖縄振興特別措置法が制定されたというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 私はこの沖縄振興を語るときに——50年前にスタートをするわけなんですけれども、当時の初代沖縄開発庁長官の山中貞則氏ですか、もうお亡くなりになりましたが、この方の沖縄に対する思いというんでしょうか、それは相当な思いがあったことだと私自身も思っています。数々の功績を残されている——いろんなといたらあれなんですけど、名誉町民、村民、それから名誉市民と沖縄各地の方々から、そういった彼をたたえる顕彰碑もできたり、いろいろあって、この山中貞則氏の功績というのは非常に忘れられないと。スタートする意味でもですね。

彼の言った沖縄に対する思いの中で、この沖縄振興そのものというのは償いの心だとおっしゃった。その償いの心というのをどのように皆さんは捉えていらっしゃるか、そのところをぜひ御説明いただけません

か。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど申し上げた歴史的
事情の中には、さきの大戦で苛烈な戦禍を被ったこと
に加えて、その後27年間米国の施政権下にあったと
いうことが含まれていると考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 歴史的な事情というようなお話の中
には、沖縄戦、地上戦があったということ、それか
らその後の施政権が米軍にあったという歴史的な事情
だという捉え方もあることはあると思うんですけども、
彼の中には、沖縄の人たちに琉球侵略を心からお
わびしなくちゃいけないというふうな、彼は就任して
からもずっとそう言っているんですよ。そして薩摩
藩の琉球侵攻は、昔の歴史とはいえ過ちは過ちであ
ると。島津の人間としては知らぬ顔をして見過ごす
ことができないとも彼は言っているんですよ。で
すから、歴史的な事情の中に、初代長官の思いの中
には、1609年ですか、薩摩が入ってきて268年もの
間、琉球から取奪をしていくというんでしょうか、
そういった扱いがやってきた。江戸時代が始まって
終わるまでの間、薩摩の支配下に琉球は置かれてい
った歴史的な事情があるんだということを彼は実際は中
に秘めて、沖縄のことをしっかりと将来を見据えなが
ら振興していったのかなという思いがあるんですが、
そういった歴史の中、薩摩藩は結局は九州制覇を狙
いながら幕府からしっぺ返しをくらって、制裁金を科
されると。この制裁金を払うために結局は琉球王国を占
領しに行き、そこから取奪をしていったというような
歴史の事実があるわけなんですけれども、当時500
万両と言われた制裁金、10年後には半減したと言っ
ていますね。500万両がどのぐらいかといったら、今
1660億円と言われているんですよ。それが琉球の
おかげと言ったらおかしいんですよけれども、それを
取奪しながら、幕末には150億、蓄財を要していった
と。薩摩はそのお金を倒幕の軍資金にしたんだとい
うような歴史の裏づけもあるわけです。それでもって山
中長官というのは、その償いの心というのはそこから
始まっているんじゃないのかというふうな気がしてな
らないんですよ。

前も言ったんですが、首里城もこれから復興はしま
すけれども、そこから持ち出された財宝をぜひ返して
いただいて首里城に収めるということも、僕は一つの
これからの復帰50年に当たって、あるいは首里城復
興に当たってなすべき仕事じゃないのかなというふう
に思っています。この辺は答弁は要りませんので、私

の思いだけですのでよろしくお願いたします。

では次に移りましょうね。

2番目が、アジア太平洋地域平和連携推進事業につ
いてであります。

この事業の内容、目的についてお願いをいたしま
す。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県では、復帰50周年記念事業として、沖縄の平和
を希求する心や歴史的・地理的特性を生かし、アジア
太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与することを目
的に、アジア太平洋地域平和連携推進事業を実施した
いと考えております。本事業においては、沖縄県から
地域の平和と安定の重要性等を発信するとともに、ア
ジア太平洋地域の各国・地域と沖縄との連携可能性に
ついて検討し、可能な事項から連携協定を締結するな
ど、同地域の緊張緩和と信頼醸成に向けた取組を推進
してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 我が県がアジア太平洋地域の緊張緩
和、信頼醸成に取り組むと。そして積極的にその役割
を本県が担っていくんだというような事業展開なん
ですけれども、私はこのアジア地域における沖縄の信
頼といえましょうか、やはり14世紀から17世紀にか
けてのアジアの交易、もちろん中国もそうですし朝
鮮半島、そして東南アジアから交易を繰り返してきた
歴史があるわけですから、十分担えると私は思って、
非常にこの事業に対しては期待を持っております。ぜ
ひ頑張っていたいただきたいと思います、少し時間下
さい。

私も伝統工芸品に関わった時期がありましたので、
ヤチムンの陶器のほうは、ヤマトは700年、平安時代
から窯で作ってこしらえていたようなんですが、そ
れから遅れること1000年——1600年、17世紀あた
りからしか湧田窯ですとか喜納古窯ですとか、それを
集約しながら壺屋ができていくということになるわ
けなんですけれども、この陶器がどうしてヤマトか
ら1000年も遅れたかということは、作らなくてもあ
るんだということですよ、輸入して。グスクを掘っ
ていたら、がんがん出てくるということなんです。そ
の時代にはもう既に陶器があった、磁器があったとい
うことなんです。ですから、私たちはそこに目が向か
なかったんじゃないのかと。陶工の皆さんがそこで作
陶しなくてもよそからどんどん入ってくるので、そこ
はヤマトウ ウッサナー1000年ナー ハナレトオー
ガヤーと思ったんですけれども、そういう理由があっ

たと。それだけ東南アジアやいろんな諸国と交易をしながら、文化・文物を我が琉球のウヤファーフジは獲得してきたと、取得してきたという意味では、私たちはアジア諸国とこんなにも交易をしているわけですから、この事業そのものというのが私たちは担えると。沖縄県が非常に担えると。

ロシアがウクライナに侵攻して、世界各国から平和的、武力によらない解決を図るべきだと、どんどん声が寄せられました。そのことだと思うんですよ。私たちが今なそうとするところは、私たちの交易によって、文化・文物の交易によって、人との交流によって平和を維持するんだと。平和を確立するんだということがこの事業に押し込まれているんじゃないのかなという気がしてなりません。ぜひ決意のほどをお願いしたいんですが、どうぞお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 東アジアの中心に位置するワシタ島沖縄県は、やはり議員御案内のように、古くから東南アジア、中国大陸、朝鮮半島など多くの外国、それから近隣は台湾などの生活風習なども取り入れながら、この沖縄、琉球としての独自の歴史文化などを歩み育んできたというように思います。ですから、この沖縄が平和を希求する心、それは人と人とのつながり、人と地域とのつながり、人と時代とのつながりということが明確に発信できるだろうというように思います。

ですから、平和であるからこそこういう交流ができ、お互いのそれぞれの地域の発展にもつながるということを多層的に考えていく意味でも、この取組に我々の、ウチナンチュのこれまでのいろいろな思いを込めて、世界、特に東アジア、東南アジアの方々と交流ができる大きなきっかけにしたいというように思います。

○議長(赤嶺 昇君) 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 大変すばらしい事業だというふうに思います。積極的な役割を本県が担うんだという気概を持って、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

さて地元の課題、続きまして、これも何回も何回も土建部長が替わるたびに申し上げておりますが、この読谷ー沖縄間の道路の敷設についてであります。この実現方について、地元読谷村あるいは中部市町村会からも長年要請が繰り返し繰り返し出されていますけれども、その整備についてどういうふうなお考えなのかお聞かせください。

○土木建築部長(島袋善明君) 沖縄市ー読谷村間の

道路については、沖縄北インターチェンジや国道329号から読谷村を結ぶ、米軍嘉手納弾薬庫地区を横断する道路と認識をしております。同地区は、日米で合意された返還予定地に含まれていないことから、現時点において、当該道路の整備は困難であると考えております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 質問のたびに今お答えされた内容がずっとそのままなんですけれども、返還予定地じゃないのでできませんというような立場であるわけなんです。以前そこにマスタープランとして位置づけられた経緯もありましたというようなことも伺いました。同じ軍用地だったにもかかわらず、そこに位置づけをしたということについては何らかの理由があるんじゃないのかなというところで、当時の土木委員会でしたか、私、質問した経緯があります。

確かに軍用地の中で経緯がありました。どうして位置づけましたかと言ったら、必要だから位置づけたんですよというような答弁でした。そうであれば、今おっしゃったような内容の返還予定地に含まれていないために計画していませんというのは違うんじゃないかというふうなお話を申し上げましたら、部長が早速議論を引き取っていただいて、分かりましたと。では防衛局なり、実現可能性について少し話し合わせてくださいというような内容でした。

そこで読谷村や県、防衛局、3者でもってこの議題について話し合いがされています。私もその内容を聞きました。防衛局のほうは軍用地返還、おっしゃるように返還予定地ではないと、非常に厳しい、ハードルが高い要請だというようなことはありましたけれども、それでは本省に報告をしながらどういったことが可能なかどうかも含めて、本省に伺いますというところで話が止まっているんですね、あれ以来だと思うんですよ。それからどうなった、それからどうしたというところがまだ伝わってこないものですから、そのままの状態なのかと思っていますので、その後を含めて防衛局とぜひ協議をしていただきたいんです。

今後読谷のバイパス、国道ができてきますけれども、その延長線、弾薬庫から——もちろん私たちの考え方からすると読谷村のど真ん中を通して——読谷飛行場跡の村道中央残波線と呼んでいます——そこから真っすぐ北インターチェンジ付近の329号につなげないかなというのが構想的にありますけれども、そこは途中でダムがあると。いろんな弾薬庫もあるので、新しい道、バイパスができて、へり、恩納村との境目の

辺りからこうできないものかなという思いがあったものですから、それをぜひ協議していただきたいというようなお話なんです。

チャンスがありまして、私、嘉手納の農耕ゲートから山の頂上なんですかね、あそこまで見に行きました。そしたらやはり勝連半島、そして真栄田岬、残波岬、もう手に取るようにすぐそこなんですよね。こんなに近かったのかなと思うぐらい、私たちは、本当にヒージーの生活は遠回りさせられているんだという思いがいたしました。ぜひこの道を実現可能なようにお話し合いを続けていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 沖縄防衛局とはこれまでも意見交換を行っております。近年では令和3年度、令和元年度にも意見交換を行っているところでございます。やはり米軍嘉手納弾薬庫に返還予定がないということで、実際進展が見えないという状況になってございます。

県としては、当該道路の必要性も含めて、やはり研究を続ける必要があるのかなというふうに認識しておりますので、今後も沖縄防衛局との意見交換を継続して行っていきたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 これはもう本当にハードルは高いと思います。でもやりがいのある仕事じゃないのかなというふうに思います。これは地元からの強い要請も何年もかけて、戦後七十数年も基地に協力して提供してきたわけだから、道1本ぐらいはというのがやはり地元の皆さんとか中部市町村の皆さんの思いなんです。ぜひとも汗をかいていただいて、実現可能な方向で取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

最後に、爆音訴訟についてお聞きをしたいと思いません。

普天間基地及び嘉手納基地周辺に住む住民が起こした裁判なんですけれども、これは第3次普天間爆音訴訟、原告6354名、第4次嘉手納爆音訴訟で原告3万5566人、どちらも過去最多の原告数であるということとあります。米軍航空機の飛行訓練や外来機の飛来に伴う爆音による生活環境破壊、健康被害に苦しめられ続けている基地周辺の住民の訴えであります。県はどのように受け止めていらっしゃるか伺いたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) 議員から御質問のある

ところの爆音訴訟の受け止めについてでございますけれども、普天間飛行場及び嘉手納飛行場をめぐる訴訟については、これまでに環境基準を超える騒音被害に対して国の賠償責任を認めておりますが、いずれの訴訟においても飛行差止めには至っておりません。戦後76年を経た今もなお、依然として過重な基地負担が周辺住民に様々な影響を与える現況は誠に残念であるというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 私自身も嘉手納爆音訴訟の原告団の一人なんです。この差止めというのは、飛行機を朝から晩まで飛ばすなというような訴えではないんですよ。せめて夜間・早朝は止めて、やはり静かな夜で過ごさせて朝まで寝かせてくれと。睡眠妨害や時々目が覚めたりするものですから、それをやめてくれと、飛行を。これが訴えの一つなんです。

1982年に最初の訴訟がスタートをいたしましたけれども、その間、1996年に米軍普天間飛行場とそれから嘉手納飛行場の航空機騒音規制措置と、いわゆる騒音防止協定と呼ばれている規制措置ができてくるわけなんですけれども、この運用についての内容を御紹介いただけますか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) 航空機騒音規制措置につきましては、夜間・早朝の訓練につきましては午後10時から翌朝の6時までについて制限をすること、それから学校、病院等の人口稠密地域上空を避けると。そういった形の内容になっておりますけれども、実際に今米軍の運用に支障がない限りにおいてという形でされている結果、現状としては、航空機騒音規制措置が普天間飛行場、嘉手納飛行場周辺においてもしっかりと守られていないという現状があるかというふうに認識をしております。

○議長(赤嶺 昇君) 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 まさに今公室長がおっしゃったように、この措置、協定そのものが形骸化しているということが、やはりもう裁判に訴えるすべしかなのかというように、退けられても退けられても、それでも繰り返し繰り返し訴え続ける。その理由は、やはり米軍機の飛行差止め請求を棄却する判例が相次いでいる中で、今なお原告らが強く差止めを求めている。そういうことは、これから極めて深刻な航空機騒音並びにそれに起因する騒音被害の実態が歴然として存在するというのもあって訴えているわけです。爆音訴訟団そのものというのは、この訴訟を通じて私たちの隣り合わせにある基地の実態、基地の訓練のありよ

う、これをしっかりと問うていきたい。今、激化するばかりで一向に変えようとしないと。

私たちが事件・事故のたびに外務省にも出向いて、地位協定が諸悪の根源だと、これを変えろと、私たちが対等な立場で、日本も物が言えるような協定にしてくれと言うんですが、彼らの言い分は、一つ一つ具体的な問題に対しては効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組をしていくんだと。これが返事なんですよね。さっき申し上げたように、騒音防止協定も効果的な取組の一つだというふうに言っているんですが、形骸化しているということで、やはり訴えるしかないという結論になるわけですね。

今後、皆さんもぜひ基地を取り巻く基地被害に対して、毅然とした態度で臨んでいただきたいというふうに思っていますけれども、最後をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員からございましたとおり、4次による訴訟を通じまして、原告の延べ人数が6万4000人という数に上っています。これについては騒音が一向に軽減されない現状への地域住民の不満であったりとか、それから原告団の活動の認知度が高まったということ、それからせめて静かな夜を返してほしいという地域住民の切実な思いの結果、この数までいっているというふうに思います。

行政といたしましては、航空機騒音規制措置の厳格

な運用というのは機会あるごとに大臣等にも求めて、国に対して求めてきているところでございます。一方で、嘉手納町及び三連協においては、基地使用協定というも求めているのもございます。この使用協定については現行の規制措置よりも、例えば夜間・早朝については午後の7時から翌朝の午前7時までは飛行しないこと、それから外来機の飛来、そういったものを差し止めてほしいと、認めないといったような趣旨になっています。県が行った平成29年の日米地位協定の見直しの中では、日米合同委員会が個々の施設について規定をする、その使用協定の中で地域住民の意向を反映する旨も求めているところでございますので、県としましては、そういったことも含めて、あらゆる手法、取組を通じて嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における地域住民の航空機騒音の軽減に全力で取り組んでまいりたいというふうに思います。

○仲宗根 悟君 どうもありがとうございました。

グブリーサビラ。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明3日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時4分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 比 嘉 瑞 己

会議録署名議員 大 浜 一 郎

令和4年3月3日

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第8号）

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第8号）

令和4年3月3日（木曜日）午前10時開議

議事日程第8号

令和4年3月3日（木曜日）

午前10時開議

- 第1 一般質問
第2 甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（質疑）
第3 乙第44号議案から乙第46号議案まで（知事説明、質疑）
第4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例

大浜 一郎君	小渡良太郎君	
新垣 淑豊君	島尻 忠明君	
仲里 全孝君	新垣 新君	
下地 康教君	石原 朝子さん	
仲村 家治君	西銘啓史郎君	
座波 一君	呉屋 宏君	提出 議員提出議案第1号
花城 大輔君	又吉 清義君	
末松 文信君	島袋 大君	
中川 京貴君	照屋 守之君	
仲田 弘毅君	上原 章君	
金城 勉君		

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで
- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 甲第1号議案 | 令和4年度沖縄県一般会計予算 |
| 甲第2号議案 | 令和4年度沖縄県農業改良資金特別会計予算 |
| 甲第3号議案 | 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 甲第4号議案 | 令和4年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算 |
| 甲第5号議案 | 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計予算 |
| 甲第6号議案 | 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 甲第7号議案 | 令和4年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算 |
| 甲第8号議案 | 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 甲第9号議案 | 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算 |
| 甲第10号議案 | 令和4年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算 |
| 甲第11号議案 | 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算 |
| 甲第12号議案 | 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算 |
| 甲第13号議案 | 令和4年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算 |
| 甲第14号議案 | 令和4年度沖縄県産業振興基金特別会計予算 |
| 甲第15号議案 | 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算 |
| 甲第16号議案 | 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算 |

- 甲第17号議案 令和4年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和4年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和4年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和4年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第26号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第22号）
- 甲第27号議案 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第28号議案 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第31号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第32号議案 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
- 甲第33号議案 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第34号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第35号議案 令和3年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第36号議案 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第37号議案 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県首里城歴史文化継承基金条例
- 乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例
- 乙第14号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例
- 乙第15号議案 沖縄県農作物種苗生産条例
- 乙第16号議案 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例

- 乙第19号議案 沖縄県観光振興基金条例
 乙第20号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
 乙第21号議案 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 乙第22号議案 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
 乙第23号議案 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 乙第24号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
 乙第25号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
 乙第26号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 乙第27号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
 乙第28号議案 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例
 乙第29号議案 沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例
 乙第30号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第31号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第32号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第33号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第34号議案 訴えの提起について
 乙第35号議案 財産損傷事故に関する和解等について
 乙第36号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第37号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第38号議案 損害賠償請求事件の和解等について
 乙第39号議案 損害賠償の額の決定について
 乙第40号議案 包括外部監査契約の締結について
 乙第41号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標を定めることについて
 乙第42号議案 副知事の選任について
 乙第43号議案 沖縄県教育委員会教育長の任命について
 日程第3 乙第44号議案から乙第46号議案まで
 乙第44号議案 沖縄県特別職に属する常勤の職員の期末手当の特例に関する条例
 乙第45号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 乙第46号議案 沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例
 日程第4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例

出席議員 (48名)

議長	赤嶺昇君	11番	仲里全孝君
副議長	仲田弘毅君	12番	國仲昌二君
1番	喜友名智子さん	13番	次呂久成崇君
2番	翁長雄治君	14番	新垣光栄君
3番	島袋恵祐君	15番	瀬長美佐雄君
4番	玉城健一郎君	16番	山里将雄君
5番	上里善清君	17番	当山勝利君
6番	大城憲幸君	18番	當間盛夫君
7番	上原章君	19番	金城勉君
8番	小渡良太郎君	20番	新垣新君
9番	新垣淑豊君	21番	下地康教君
10番	島尻忠明君	22番	石原朝子さん

23 番 仲 村 家 治 君
 24 番 仲 村 未 央 さん
 25 番 平 良 昭 一 君
 26 番 玉 城 武 光 君
 27 番 比 嘉 瑞 己 君
 28 番 照 屋 大 河 君
 29 番 山 内 末 子 さん
 31 番 西 銘 啓 史 郎 君
 32 番 座 波 一 君
 33 番 大 浜 一 郎 君
 34 番 呉 屋 宏 君
 35 番 花 城 大 輔 君

36 番 又 吉 清 義 君
 37 番 崎 山 嗣 幸 君
 38 番 仲 宗 根 悟 君
 39 番 玉 城 ノブ子 さん
 40 番 西 銘 純 恵 さん
 41 番 渡 久 地 修 君
 42 番 瑞 慶 覧 功 君
 43 番 比 嘉 京 子 さん
 44 番 末 松 文 信 君
 45 番 島 袋 大 君
 46 番 中 川 京 貴 君
 47 番 照 屋 守 之 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	玉 城 デニー 君	土 木 建 築 部 長	島 袋 善 明 君
副 知 事	謝 花 喜一郎 君	企 業 局 長	棚 原 憲 実 君
副 知 事	照 屋 義 実 君	病 院 事 業 局 長	我 那 覇 仁 君
政 策 調 整 監	島 袋 芳 敬 君	会 計 管 理 者	大 城 博 君
知 事 公 室 長	金 城 賢 君	知 事 公 室 秘 書 防 災 統 括 監	平 敷 達 也 君
総 務 部 長	池 田 竹 州 君	総 務 部 財 政 統 括 監	平 田 正 志 君
企 画 部 長	宮 城 力 君	教 育 長	金 城 弘 昌 君
環 境 部 長	松 田 了 君	警 察 本 部 長	日 下 真 一 君
子 ども 生 活 福 祉 部 長	名 渡 山 晶 子 さん	労 働 委 員 会 事 務 局 長	山 城 貴 子 さん
保 健 医 療 部 長	大 城 玲 子 さん	人 事 委 員 会 委 員	金 城 稔 君
農 林 水 産 部 長	崎 原 盛 光 君	人 事 委 員 会 事 務 局 長	大 城 直 人 君
商 工 労 働 部 長	嘉 数 登 君	代 表 監 査 委 員	安 慶 名 均 君
文 化 観 光 ス ポー ツ 部 長	宮 城 嗣 吉 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	知 念 弘 光 君	主 査	親 富 祖 満 君
次 長	上 原 貴 志 君	政 務 調 査 課	
議 事 課 長	佐 久 田 隆 君	副 参 事 兼 課 長 補 佐	比 嘉 直 子 さん
課 長 補 佐	城 間 旬 君	主 幹	新 崎 洋 子 さん
主 幹	宮 城 亮 君	主 任	嶺 井 康 太 郎 君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

[諸般の報告 巻末に掲載]

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事の追加提出議案に対する意見を聴取するため出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君は、所用のため出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、人事委員会委員金城稔君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第26号議案から甲第37号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

上里善清君。

[上里善清君登壇]

○上里 善清君 皆さん、おはようございます。

ていーだ平和ネットの上里善清といいます。

ただいまより2月議会の一般質問をしていきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

まず1番目、知事の政治姿勢について。

(1)、日米安全保障協議委員会(2プラス2)において、台湾有事を前提とした軍事作戦計画で自衛隊の強化と米軍と一体化した施設共同訓練が明らかになっております。沖縄県が訴えてきた負担軽減と逆行する形で、県内の基地や訓練空域・訓練水域の使用頻度は激しさを増してあります。南西諸島が再び戦場となりかねない訓練であり決して容認できません。見解をお伺ひします。

(2)、在沖海兵隊は非戦闘員避難作戦の訓練を、那覇軍港においてMV22オスプレイやCH53大型輸送ヘリで実施しました。那覇軍港の使用主目的は港湾施設及び貯油所であり、明らかに目的外使用であります。米軍の身勝手な運用であり許せません。見解をお伺ひします。

(3)、2016年に施行された戦没者遺骨収集推進法は、遺骨収集を国の責務と定め、2024年度——これは再来年ですか——までを集中実施期間に位置づけてあります。激戦地だった本島南部を中心に約2800柱はまだ地中に眠ったままと見られてあります。しかし、辺野古新基地建設の埋立資材として遺骨が混じっている可能性がある土砂を使う計画が持ち上がっております。人道に反する行為であり容認できません。遺骨保全の条例制定ができないかお伺ひします。

(4)、日米地位協定の第3条は米軍に「公共の安全に妥当な考慮」を義務づけてあります。昨年12月22日、私たちがていーだ平和ネットで外務省、防衛局に対し軍人・軍属のPCR検査の実施と基地外への外出禁止を求めてきました。これはキャンプ・ハンセンでクラスターが発生した後です。今回のオミクロン株感染拡大は軍人・軍属が自由に移動していたことが原因であることは明白と私は思っております。県民の命や健康を軽んじる米軍に怒り心頭であります。外務省は1月28日、日米合同委員会の下に検疫・保健分科委員会を新設しております。県として実効性のある委員会となるよう関わっていくべきだと思ひますが認識をお伺ひします。

大きな2、新たな振興計画において下記の取組についてお伺ひします。

(1)、大型MICE施設の基本計画とスケジュールについてお伺ひします。

(2)、鉄軌道導入の取組についてお伺ひします。

(3)、LRT導入の取組についてお伺ひします。

(4)、公共工事の地元企業優先発注と県内製造業——これは建築関係でよろしいですので——の自給率向上策について。自給率向上もうたっておりますので、どのように取り組んでいくのかお伺ひします。

(5)、観光産業の復興策について。

ある調査によると、日本のアンケートなんですが、今一番行きたいところはどこですかというアンケートを取ったらしいんですけども、1番が北海道、2番が京都、3番が沖縄らしいです。観光業の——コロナが収まったら間違いなく復興すると思ひますので、自信を持っていききたいと。その復興策を示してください。

大きな3番目、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、子供の貧困対策を玉城県政は最重要課題に掲げてあります。

以下のことについて具体的な施策をお伺ひします。

- (1)、子供貧困対策の取組。
- (2)、幼児教育無償化の取組。
- (3)、医療費助成の拡充。
- (4)、中高生のバスの無償化。
- (5)、ヤングケアラーの実態調査。
- (6)、少人数学級の拡大。
- (7)、待機児童対策。
- (8)、放課後児童クラブの待機児童対策。

大きな4、昨年8月に発生した海底噴火による軽石の漂流・漂着により漁業及びビーチ沿いのホテルやマリインレジャーなど観光産業に深刻な被害が出ております。被害を受けた方々に迅速な支援が必要であると考えます。

以下のことについてお伺ひします。

- (1)、現在の漂流状況と回収量。
- (2)、軽石の利用方法の状況。
- (3)、漁業者への支援策。
- (4)、観光業への支援策。

大きな5、2021年のジェンダーギャップ指数によると、日本の総合スコアは0.656、順位は156か国中120位で、先進国の中で最低になってあります。世界的にジェンダー平等の推進が求められており、管理職への女性登用は重要であります。沖縄の現状と取組について以下のことについてお伺ひします。

(1)、県教育委員会事務局——これは登用状況です。

- (2)、県庁職員。
- (3)、市町村公共団体。
- (4)、県内企業の状況です。

6番目、かつては長寿の島として知られていた沖縄だが、平均寿命とともに健康寿命も退潮傾向にあります。官民挙げての対策が必要と考えるが見解と取組をお伺いします。

よろしくお願いたします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○上里 善清君 すみません。

1の知事の政治姿勢についての(5)、2月17日、倉敷ダムの湖内で小銃弾とドラム缶が見つかっております。発見地点は基地返還地点であり、米軍由来の可能性が非常に高いです。国の責任でドラム缶の回収、不発弾の処理及び周辺の土壌調査を求めるべきと考えるが見解をお伺いします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 上里善清議員の御質問にお答えいたします。

1、政治姿勢についての御質問の中の(1)、2プラス2における自衛隊の強化と施設共同訓練についてお答えいたします。

昨年12月に報道された南西諸島への臨時の軍事拠点配置を含む日米の共同計画については、去る12月24日、私から鬼木防衛副大臣に対し、その詳細を明らかにするよう強く要請しております。その後、1月7日の2プラス2共同発表では、日米は、「同盟の役割・任務・能力の進化及び緊急事態に関する共同計画作業についての確固とした進展を歓迎し」、「南西諸島を含めた地域における自衛隊の態勢強化の取組を含め、日米の施設の共同使用を増加させる」旨が示されました。

沖縄県としては、日米共同訓練の激化等、これ以上の基地負担があってはならず、ましてや台湾有事等により沖縄、先島、与那国などが攻撃目標とされるような事態は決してあってはならないと考えております。引き続き情報収集を行った上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 1、知事の政治姿勢についての(2)、那覇港湾施設での米軍の訓練についてお答えをいたします。

今般の那覇港湾施設における米軍の訓練については、過重な基地負担を背負わされている県民に新たな基地負担を強いるものであり、断じて容認できるものではありません。このため、県は2月15日に外務省特命全権大使沖繩担当及び沖繩防衛局長に対し、厳重に抗議したところであります。

県としては、引き続き米軍及び日米両政府に対し、那覇港湾施設においては、いわゆる5・15メモに記載されている使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、航空機の離着陸や訓練を一切行わないこと等について求めてまいります。

同じく1の(4)、検疫・保健分科委員会についてお答えをいたします。

去る1月28日、外務省は、日米合同委員会の検疫部会を格上げする形で改組し、新たに検疫・保健分科委員会を設立したことを発表しました。検疫・保健分科委員会においては、外務省及び在日米軍の政策部局に加え、双方の保健当局も参加することとされております。

県としては、この仕組みが生かされるためには、米軍基地が過度に集中する沖縄県当局との連携も重要であることから、去る1月31日に日米両政府に対し、県への情報共有を求めたところであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 1、政治姿勢についての御質問の中の(3)、戦没者遺骨保全の条例制定についてお答えいたします。

戦没者の遺骨収集等に係る事務は、厚生労働省設置法に基づく国の事務であり、平成28年に施行された戦没者遺骨収集推進法において、国の責任で実施することが明確に規定されました。遺骨が残っている可能性があることを理由とした保全については、県土のほとんどが戦場となった本県において、その可能性がある土地は県土全体に及び、対象の限定が困難であることなど課題が多いものと考えております。

条例制定につきましては、引き続き関係部局と連携して研究してまいります。

次に3、誰一人取り残さない社会の実現に係る子供の貧困対策についての御質問の中の(1)、子供の貧困対策の具体的な施策についてお答えいたします。

県では、新たな子どもの貧困対策計画に基づき、令和4年度から子供の居場所での保健に関する相談支援、若年妊産婦や妊娠・出産期に困難を抱える保護者への支援などを実施することとしております。また、

子どもの貧困対策推進基金を活用し、引き続き市町村が行う就学援助を支援するとともに、低所得世帯へのヘルパーの派遣や、ヤングケアラーなど困難を有する家庭への訪問支援を実施するなど、市町村と連携し子供の貧困対策を一層推進してまいります。

同じく3の(2)、幼児教育・保育の無償化についてお答えいたします。

幼児教育は生涯にわたる人格形成や教育の基礎を培う重要なものであり、幼児教育・保育の無償化は、多くの子供の育ちによい影響を与えるとともに、子育て世帯の負担軽減につながるものと考えております。

県としましては、引き続き市町村と連携し、保育所整備や保育士の確保等に取り組むとともに、質の高い幼児教育・保育の提供に取り組んでまいります。

同じく3の(5)、ヤングケアラーの実態調査についてお答えいたします。

県では、今年度、ヤングケアラーへの認識向上や概数把握のため学級担任を対象にアンケートを実施しました。次年度は、児童生徒を対象とした実態調査を実施し、課題等を明らかにした上で、支援体制の在り方を検討するなど、ヤングケアラーへの支援促進を図ることとしております。

県としては、引き続き、教育、保健医療など関係部局や市町村と連携し、適切な支援につなげていけるよう取り組んでまいります。

同じく3の(7)、待機児童対策についてお答えいたします。

本県における待機児童数は、令和3年10月1日時点で1309人で、前年度から1013人減少し、減り幅も過去最大の43.6%減となっております。県では、市町村と連携し、保育所整備のほか、保育士を確保するため、県外からの保育士の誘致や、潜在保育士の復職支援、正規雇用化の促進に取り組んでいるところです。また、今般、国においては、保育士等の収入を3%、月額9000円程度引き上げることとしております。

県としましては、引き続き市町村と連携し、待機児童対策に取り組んでまいります。

同じく3の(8)、放課後児童クラブに登録できない児童の解消についてお答えいたします。

令和3年5月1日現在の放課後児童クラブの登録児童数は2万3080人、登録できなかった児童数は786人となっております。クラブ数は558か所で、前年度と比較して26か所増加しておりますが、利用ニーズの高まり等により、登録できない児童が生じております。

県では、引き続き市町村が行う施設整備や運営費等に対する支援を行い、登録できない児童の解消に取り組んでまいります。

次に5、ジェンダー平等の推進についての御質問の中の(3)及び(4)、市町村及び県内企業の女性管理職登用の状況についてお答えいたします。5の(3)と5の(4)は関連しますので一括してお答えいたします。

内閣府の調査によると、令和3年4月時点の県内市町村における課長級以上の女性管理職の割合は14.8%となっており、前年度より0.8ポイント上昇しております。また、沖縄県労働条件等実態調査によると、令和2年7月31日時点の県内事業所における女性管理職の割合は20.6%となっており、前年度より3.7ポイント上昇しております。男女が対等に意思決定に関わることは非常に重要であり、県としましても、あらゆる分野において女性の積極的登用が促進されるよう、市町村や関係部局と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、政治姿勢について(5)、倉敷ダムで発見された不発弾等に係る県の対応についてお答えいたします。

去る2月7日、倉敷ダムにおいて不発弾及び空のドラム缶等が発見されております。不発弾類については同日、自衛隊が処理を行っておりますが、ドラム缶等については存置されたままとなっております。このため県は、沖縄防衛局に対し、存置されたドラム缶等の撤去及び安全確認のため周辺土壌の調査等について迅速に対応するよう求めております。また、どのような経緯で不発弾等が残されたのか調査するとともに、貯水池周辺の安全確認についても求めており、今後、調査結果を踏まえ、適正なダム管理に努めていきたいと考えております。

次に2、新たな振興計画について(4)、公共工事の地元企業優先発注についてお答えいたします。

令和2年度における土木建築部発注工事について、発注件数474件、契約金額約449億円のうち地元企業は467件、約412億円を受注し、受注率は件数で98.5%、金額で91.8%となっております。国発注の公共工事においては、沖縄総合事務局と沖縄防衛局を合わせた発注件数294件、契約金額約877億円のうち地元企業は259件、約506億円で受注率は件数で88.1%、金額で57.7%とのことであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 2、新たな振興計画についての(1)、大型MICE施設の基本計画等についてお答えします。

沖縄県では、県土の均衡ある発展と産業振興を図るため、大型MICE施設整備を核とした沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画（案）を取りまとめ、公表したところです。同計画（案）では、施設の拡張性を持たせた上で、1万平米の展示場、7500平米の多目的ホール、会議室、立体駐車場等を主な施設構成としております。今後は、基本計画（案）に対するパブリックコメント等の実施や、PFI法に基づく実施方針等の作成に向けて、さらなる検討を進めてまいります。

同じく2の(5)、観光産業の復興策についてお答えします。

県では、事業者支援策として、観光関連事業者等応援プロジェクトや宿泊事業者感染症対策支援事業を実施しております。県内外の感染状況等を見極めつつ、感染のリバウンドを防止しながら、県民による県内旅行を促進するおきなわ彩発見キャンペーンを再開し、その後は、都道府県による新たなGoToトラベル事業を活用するなど、段階的に域内から県外、海外の旅行需要を取り込むことにより、本県の観光産業の回復に向け、全力で取り組んでまいります。

次に4、軽石問題についての(4)、観光業への支援策についてお答えします。

観光関連事業者や団体を対象としたアンケート調査により、令和3年10月末から12月末までに、マリレジャーや宿泊のキャンセル、ダイビングスポットやフォトウエディング撮影場所の変更等を確認しております。今後も継続的に情報を収集し、市町村や地域観光協会と連携して、優先的に軽石の回収を実施するビーチや海岸等を特定し、順次、回収に取り組むとともに、影響を受けている事業者への効果的な支援に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 2、新たな振興計画についての(2)、鉄軌道導入の取組についてお答えいたします。

鉄軌道の導入に当たり、国から課題とされている費用便益比について、精緻化した結果、1を超えるケースを確認し、内閣府に対し説明を行ったところです。

また、採算性については、鉄軌道の持続的運営を可能とする特例制度の創設が不可欠であると考えております。そのため、令和4年度に復帰50周年事業に位置づけ、鉄軌道の導入効果を広く県民に周知し、期成会設立に向け、県民一丸となって機運醸成を図り、国に対し特例制度の創設を求め、鉄軌道の導入実現に向けて取り組んでまいります。

同じく2の(3)、LRTの導入についてお答えいたします。

県では、フィーダー交通について、沖縄本島の北・中・南部の圏域ごとに議論の場を設定しており、その取組の中で、LRTなど様々なシステムを含め地域にふさわしい公共交通ネットワークの在り方について市町村と協働で検討を行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 2、新たな振興計画についての(4)、県内製造業の自給率向上策についてお答えいたします。

平成27年沖縄県産業連関表を基に算出した県内製造業の自給率は23.6%であり、全産業の71.5%に比べかなり低い数値となっております。一方、令和2年度の公共工事に使用される建設資材については、鉄筋やセメント等の主要11品目に係る使用状況調査によると、県産品の割合は86.0%となっております。

県としましては、公共工事の主な発注部局である土木建築部、農林水産部などの職員を対象に、県内企業による県産資材のプレゼンテーションや意見交換会を開催し、今後とも県産品の優先使用に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 3、誰一人取り残さない社会の実現に係る子供の貧困対策についての御質問の中の(3)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

県では、こども医療費助成制度の対象年齢の拡大に取り組んできたところ、県内各市町村の御理解をいただき、令和4年4月から県内全ての市町村において、通院対象年齢の中学校卒業までの拡大と、現物給付、いわゆる窓口無料化が実施される運びとなりました。これにより、子供の疾病の早期発見、早期治療を促進し、子供の健全な育成が図られるとともに、経済的理由で受診を控えることがあった世帯においても、必要

な医療を受けることができることから、子供の貧困対策にも寄与するものと考えております。

県としましては、引き続き市町村等と連携し、円滑な制度拡充に向け取り組んでまいります。

次に6、平均寿命・健康寿命が退潮傾向にあることへの官民挙げての対策についての(1)、健康長寿おきなわ復活についてお答えいたします。

健康長寿おきなわの復活に向けては、県民一人一人の健康づくりや生活習慣病予防に向けた取組を強化することが重要であると認識しております。具体的には、健康的な生活習慣の習得に向けた各種イベントやメディアを活用した普及啓発、副読本を活用した小中学生の健康教育等に取り組みます。特に平均寿命の延伸には、働き盛り世代の対策が重要であることから、企業等が従業員の健康づくりに取り組む健康経営を推進し、生活習慣病の発症と重症化の予防に向け、官民一体となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 3、誰一人取り残さない社会の実現に係る子供の貧困対策についての質問の中の(4)、中高生のバスの無償化についてお答えします。

県では、住民税所得割非課税世帯等の高校生を対象として、令和2年10月1日からバス・モノレール通学費の無料化を開始し、令和3年度からは、高校生に加え、通学区域が全県域の中学校の生徒まで対象を広げ実施しております。令和4年度は、在籍校が出席扱いとするフリースクールに通学する生徒まで対象を広げ、経済的負担の軽減を図っていく計画であります。

同じく(6)、少人数学級の拡大についてお答えいたします。

県教育委員会では、小学校1年生及び2年生で30人学級、小学校3年生から中学校3年生まで35人学級を実施しているところであります。県内の市町村立小中学校全学年で30人学級を実施した場合について試算すると、現在よりも、教室数は約600教室、教員数は約700人必要となると見込んでおり、教室及び教員の確保が課題となります。

県教育委員会としましては、30人学級を含め少人数学級について、国の加配定数を活用し実施しており、国の動向を注視してまいります。

次に5、ジェンダー平等の推進についての御質問の中の(1)、県教育委員会事務局における女性管理職登用の現状と取組についてお答えいたします。

令和3年度の県教育委員会事務局における課長級以

上の女性管理職は6名、登用率は15.4%となっております。県教育委員会では、令和3年3月に沖縄県教育委員会特定事業主行動計画を策定し、学校現場を含めた女性の管理職への登用率を令和7年度までに26.0%まで引き上げることとしております。その達成に向け、女性職員のマネジメント能力向上等の人材育成、ワーク・ライフ・バランスの推進等、働きやすい職場環境の整備に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長(松田 了君) 4、軽石問題についての(1)、軽石の漂流状況と回収量についてお答えします。

沖縄島及び先島諸島周辺の軽石の漂流状況については、第11管区海上保安本部が航空機による漂流状況調査を行い、ホームページ上で公開しておりますが、1月12日以降、軽石の大量漂流に関する新たな情報はありません。また、令和4年2月15日時点で、国、県による回収が、港湾で1万7220立方メートル、県による回収が、漁港で2530立方メートル、海岸で3932立方メートル、市町村等による回収が1万1990立方メートルで、計約3万6000立方メートルを回収しております。

同じく(2)、軽石の利用方法の状況についてお答えします。

県が行った分析の結果、軽石中の重金属等は、土壤汚染対策法に定める土壤溶出量基準及び含有量基準以下であることが確認されており、環境安全性に問題はないと考えられますが、他方、塩分濃度が高いことから、利活用について各部局で検討を行っているところであります。また、一般公募で集まった88件のアイデアの実現可能性等を検証し、アイデア集として公表を開始したところであり、利活用を推進していくこととしております。

以上であります。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長(崎原盛光君) 4の軽石問題についての(3)、軽石に係る漁業者の支援策についてお答えいたします。

県内漁業者は、軽石の影響により、操業自粛を余儀なくされるなど、漁業活動に多大な影響を受けております。そのため県では、協議会での議論を踏まえ軽石により影響を受けた漁業者への支援のため、海水こし器の設置補助やモズク、アーサへの異物混入対策を実

施するほか、漁業者が円滑に漁業活動の再開ができるよう1か月分相当の燃油使用料を補助することとしております。

県としましては、これらの支援が円滑に進むよう、引き続き市町村や水産関係団体と連携して取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 5、ジェンダー平等の推進についての(2)、県の知事部局における女性管理職登用の現状と取組についてお答えいたします。

令和3年度の知事部局における課長級以上の女性管理職は54名、16.4%であり、九州各県の中では福岡県に次いで第2位となっております。沖縄県では、令和3年3月に沖縄県特定事業主行動計画を策定し、令和7年度までに女性の管理職への登用率を23.0%まで引き上げることとし、その達成に向け、女性職員の職域拡大やマネジメント能力向上等の人材育成、ワーク・ライフ・バランスの推進等、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 順不同になりますけれども、再質問していきます。

まずMICE施設なんですけど、これは中川京貴さんの質問でもあったんですけども、PFIでやると。民活ですよ。約350億ぐらいかかると。私の感覚なんですけど、PFIは民活ですから民間が金を出して施設を造るということになると思うんですけど、後で起債して県がその分をやるという。どうもちょっと理解できないんですけども、もう一回説明できますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午後10時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 今回の基本計画案では、PFI事業として実施することとし、民間が資金調達を行い、設計・建設を実施、その後、県に所有権を移転するビルドトランスファー方式、BT方式とし、施設の運営管理業務を県が運営事業者に公共施設運営権を設定するコンセッション方式を想定しております。今後これらの方式を詳細に検討していくこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 まだちょっとじっくりいかないんですけども。そうであれば最初から県のほうで起債をして、調達は国庫のお金を導入するというほうがむしろいいのではないですか。この辺はどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） PFI事業による施設整備では、施工効率を踏まえた設計が可能となることや民間事業者による新技術や創意工夫によって、工事完成までのプロセスにおいて包括的な資機材調達、効率化によりコスト縮減や工期短縮につながる。それから、施設の利用のしやすさ、機能的が図られ、MICE主催者や参加者の利便性を高めることができる。施設完成後に施設整備費を運営期間にわたり分割して支払うこととなるため、県の財政支出を長期にわたって平準化することができるというようなメリットもありますし、また事業者側からしますと、大規模なMICEは3年から5年前に開催が決定されることから、MICE誘致には長期的な視点を踏まえて誘致活動が必要であり、PFI事業により長期の事業とすることで数年先を見据えた誘致活動を継続的に実施することが可能等とのメリットがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 分かったようで全然分かりませんね。

政治姿勢の中の(5)番、銃弾はもう処理されていると、ドラム缶がまだ残ったままと。昔もたしかこういったものがあったような記憶があるんですけども、以前にもこれはありましたよね実を言うと。どうですか。記録が残っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 平成21年に今回と同じ箇所付近で不発弾が発見されております。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 そのときに土壤調査とかその辺は行っておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 平成21年の際は行っておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 有害物質が含まれている可能性が非常に高いと私は見ているんですけども、今回はこれはきっちり土壌の調査まで国の責任でさせていただきます。要望いたします。

2番に移りますけれども、ようやくMICEも動き出すということで、私たち、東そのまんまになるんじゃないかととても心配しておりました。このMICEが動いたら、サンライズベルト構想も前に動くと思うんです。その中で土地の利活用も、これから市町村が計画すると思うんですけども、背後地の土地の活用とか、あるいはMICEができた場合に交通の面が非常に心配になってくるんです。鉄軌道は南部から北部までということなんですけれども、これはかなりビー・バイ・シー、1を超えるということで難しいような感じを受けるんです。

3番目のLRTなんですけど、これは非常に有効になると私は見ているんです。那覇からMICE施設まで今高速で国道329バイパスができれば、30分以内には着くと思うのですが、それ以上にLRTを敷設すればもっと交通の便はよくなると思うんです。この辺は、与那原から南風原、豊見城、空港までと——モノレールは非常にお金がかかるので、LRTはこれは可能性は高いと思うんですが、その辺の導入は検討されますか。今どういう取組になっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど答弁申し上げましたフィーダー交通については、各圏域ごとにLRTも含めて、その地域にふさわしい公共交通ネットワークの在り方について市町村と協働で検討を行っていくこととしております。平成29年度から令和3年度までに公共交通が分担すべき交通需要に対する現況交通ネットワークの対応の可否、それからLRTやBRT等の新たな公共交通システムを導入した場合の影響調査などを行ってきたところです。令和4年度調査にあっては、那覇空港から大型MICE施設まで公共交通を使って移動する際の実態、所要時間、渋滞による影響など、定時定速性を中心とした調査を行うこととしております。これらの調査結果も含めて、この圏域の市町村の皆様のまちづくりの観点も含めて、多角的に検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 ぜひよろしく願いいたします。

あと公共工事の地元受注はかなりいい線だと思うんですが、これは県の発注だと思うんですけども、国発注の、沖縄総合事務局あたりがやるものです。新聞

によると大手のゼネコンが落札して、沖縄の企業はほぼ下請だと。45%が本土還流になっているんじゃないかと。よく言われるざる経済、漏れてしまっていると、本土に利益が還流してしまっているというのが現状だと思うんです。これを県としても、国にこの辺を少し是正していただかないと、13兆円も公共事業をやっても沖縄の企業があまり育たないという面はその辺にあると私は見ているんです。この辺の、国に対しての取組といいますか、要請といいますか、ぜひ地元企業を活用してくれと、元請になれるようにですね。かなり技術もアップしてきているはずですので、これは可能だと僕は見ているんですがどうでしょうか、この辺は。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県では、国の関係機関に対しまして、県内建設企業への受注機会の拡大の要請をしております。令和3年度につきましても、8月にウェブではございますけれども要請をしたところでございます。国においても、これまで分離・分割発注や入札参加資格要件の緩和、あるいは総合評価方式での評価項目の見直し等を行ってきているところでございます。

沖縄総合事務局に関しましては、受注金額も年々右肩上がり受注率のほうはアップしてきているという状況ではございます。引き続き、県内企業のさらなる受注拡大に向けて要請を行っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 これもぜひ県内企業が受注するように取り組んでください。

製造業でやったんですけども、県内の企業の自給率を1%上げれば——たしかこれは新聞に載っていたはずなんですけれども——300億くらいはアップすると。これを本当にウチナーの資材を使うというだけで、沖縄にまたその金が落ちることになりますので、この辺の取組はぜひ必要だと思うんです。いろんな建設資材から様々なものを沖縄で完結させるという取組は、ぜひ必要だと思うんですが、そのことについてちょっと考えを教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

製造業の自給率が低い要因としましては、まずは原材料の域外調達、それからその県内需要に応えられる産業集積が弱いといったようなことが考えられます。そのため、自給率向上の戦略としましては、域内でも一定の供給力を有する、例えば食料品あるいは鋼材、

建設用・建築用の金属製品などの既存企業の技術力や商品開発力、そういったものを増強させまして、県内需要に応じていくことで自給率を向上させていくことは重要であるというふうに考えています。そのため、新たな振興計画の案におきましては、域内自給率を高めるものづくり産業の高度化を目指しまして、産学官共同研究の促進により、商品開発力それから技術力の強化を進め、加工、製造、メンテナンス等の県内調達率の向上を目指すこととしております。今後は、成長可能性の高いプロジェクトに対するハンズオン支援——専門家の派遣ですね——こういったことですか、県工業技術センターの支援等により産学官との連携による優位性のある製品開発を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 ぜひその取組は重要課題だと思います。ウチナーがなかなかこれだけの振興策をやっても自立できないという背景は、この辺にもあるわけです。自給率をもっとアップさせれば間違いなく所得向上にもつながるといふふうに私は思いますのでお願いします。

次に行きましょう。

3番の(5)、ヤングケアラーの実態調査なんですけど、現在学校に対して調査を要請されていると思うんですが、地域で、やっぱりこの辺の地域は自治会あるいは民生委員、その辺の方がかなりよく分かっているということがありますので、これは学校だけにやってもちょっと難しいんじゃないですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 今年度実施した調査につきましては、ヤングケアラーに対する認識の向上と、ヤングケアラーと思われる子供の概数を把握するために学級担任を持つ先生方にさせていただきました。次年度は、子供たちへ実態調査をする予定にしております。併せて研修を実施することとしておりまして、ヤングケアラーという概念の認知度を上げること、それからこういった見立てで気づき、そして支援につなげていくかという部分を研修することとしておりますが、その中には、教員や市町村の職員、併せて民生委員の方ですとか、学校関係者も含めて様々な関わる機会のある方々をお招きしながら研修を実施していきたいと思っておりますので、その中でお力をお貸しいただける機会をつくっていききたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 これはなかなか発見しづらい事象で

すので、みんなで見つけていってあげることが重要だと思いますので、全部で関わったほうがいいと私は思っています。

(8)番の放課後児童クラブなんですが、私の提案なんですけれども、公民館をうまく活用できないものかとずっと思っているんです。地域では、学校の先生を定年された方も結構いるわけです。大体一地域で10名近くもいるんです。だからこの放課後児童クラブ、公民館に広げるという方法も僕はあると思うんですがこの辺はどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 放課後児童クラブにつきましては、どこの場所という指定はございませんで、各市町村が様々な資源を活用しながら展開しているというところもございまして、中には公民館であったり児童館であったりというような場所を活用した、そういった放課後児童クラブもあるというふうに聞いております。

県としましては、市町村が実施する、そういった地域の実情を踏まえた放課後児童クラブの設置促進に支援してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 次に移ります。

軽石の問題ですけれども、観光業への支援は、今情報収集の段階で、支援は全くやっていないということになるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） これまでにマリン事業者を対象にサービス提供中止やキャンセル料等について調査を実施してきましたが、マリンレジャーのオフシーズンであることや、コロナによる影響等も複合的な要素がありますので、被害の実態やその額の把握というところに課題があったところであります。そのため県では、OCVBや一般社団法人沖縄県マリンレジャー事業者団体連合会と意見交換を行いながら、適切な実態把握ができる調査項目について調整を行いまして、これまでのキャンセル件数等の調査に加えて軽石の被害による売上の減少額、船舶の補修やメンテナンスに要した経費等について、今調査を実施しているところでございます。この被害額や軽石による影響の実態を取りまとめ次第、必要な効果的な支援策について検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 経労委で視察したときに、この方たちからの要望が強かったんです。何でいまだにそれがされていないのか不思議でならないんですけれども。

あと漁業者に対する支援ですけれども、昨日山里議員からもあったんですが、先んじてこし器を設置したという場合は支援対象にならないというのは、ちょっと納得できないんですけれども、この辺、できるようにできないでしょうか部長。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 議員御指摘のとおり本事業の開始を待たずに自ら海水こし器を設置し、操業を再開している事業者が多数いるということは承知しております。今般実施する補助事業では、遡及を認めないということになっております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 上里善清君。

○上里 善清君 国の支援策だけではなくて、県で検討はできないでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 県では、水産庁の実施する事業を補完するために、同事業の補助を受けられない漁協を対象に、ソフト交付金を活用してこし器の設置補助を行うこととしているところでありますけれども、県事業の設計に当たりますと、水産庁の事業と整合性を図る必要があることから、補助率だとか対象経費のほか、遡及の可否などの要件については水産庁事業と同じ基準で実施する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 上里善清君。

○上里 善清君 最後に6番目に行きましょうね。

ウチナー、昔は長寿県であったんですけれども、かなり健康寿命も平均寿命も短くなっていると。ゆゆしき問題だと僕は思っております。あと10年もすれば本当に高齢化に入ってくるわけです、ウチナーも。このまま対策しないで進むとえらいことになるんじゃないかと本当に思っています。ただ……。

もう終わりましたよ、以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時4分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

西銘純恵さん。

[西銘純恵さん登壇]

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

ロシアがウクライナに軍事侵略をして、核兵器を先制使用することも辞さないという威嚇をしています。子供や女性、無辜の民が多数犠牲になっている許し難

い蛮行に強く抗議をします。国連憲章や国際法に違反をしているロシアの侵略戦争を直ちにやめよと、沖縄から県民世論を広げていこうではありませんか。

それでは一般質問を行います。

コロナ対策について。

米軍基地とコロナ対策について。

沖縄の感染が1桁台で推移していた昨年12月、米軍基地で集団感染が起きました。基地従業員の検査でオミクロン株感染を確認した県は、デニー知事が日米政府に要請をしています。要請の経緯と内容を伺います。

在日米軍の感染者の人数、そのうち在沖米軍の感染者数と割合はどうなっていますか。

県民へのコロナ対策について。

迅速なワクチン接種のために、市町村の3回目接種券の発行状況と接種体制を伺います。県の取組も伺います。

介護施設で深刻な施設内感染との報道があります。県の見解と取組を伺います。通所介護の調査結果で稼働68%、経営に打撃との報道があります。通所介護の現場に必要な支援と丁寧な援助が求められます。コロナに伴う加算金の取得状況など必要な支援が行き渡っているのか伺う。

子供の貧困対策について。

県の基金を活用して就学援助を拡充しました。支給人数や援助率は他県と比べてどうなりましたか。今後の拡充の取組を伺います。

県は学童保育料の補助を低所得世帯にも拡大します。補助額と対象人数を伺います。

県が行った生活困窮家庭への学習支援で、高校などに進学した成果を伺います。

ひとり親支援について。

ひとり親家庭生活支援事業の実績、今後の拡充と周知について伺います。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業の実績、今後の拡充と周知について伺います。

県は独自に実施した小学校1・2年生の30人学級、中学校3年生までの35人学級でも教員を増やしてきました。デニー県政の3年間の教員の新規採用は何人ですか。

学童クラブ支援について。

県が支援した学童クラブ施設整備と利用料補助によって利用者の拡大につながったと思います。成果を伺います。

県が新年度から、2014年以前の民間アパート利用の学童クラブの家賃支援を始めます。国の制度で対象

外とされてきた民間利用の学童クラブが今回の補助対象になりますが学童クラブの数を伺います。また、補助額で家賃を賄えない市町村もあると聞いています。実態はどうか。月25万円上限を適用するように助言して改善すべきではないでしょうか。

心臓病の子供の年間患者数の推移と県立こども医療センターの役割を伺います。当事者から成人の移行期医療を行う支援センターの設置が切望されています。取組を伺います。

全国と比べた児童虐待の実態、児童養護施設や里親など社会的養護の状況を伺います。また、里親の元で大学院までの支援延長を求めている学生がいます。支援すべきです。

那覇軍港での米軍訓練について。

建物に向かって抗議する民間人に、銃を持って威嚇、排除する訓練をしています。県民弾圧のための訓練ではないか。見解を伺います。

非戦闘員の避難訓練というのは、沖縄が戦場になることを想定した訓練ではありませんか。見解を伺います。

安全な水道水を確保することについて。

胎児に影響を与え、発がん性のあるPFOS等の有害物質が、県民のうち45万人の飲料水に混入しているのは、命と健康に関わる重大問題です。県の取組を伺います。

新聞報道によると、情報公開された資料で、米軍が沖縄県の対応を批判しているといえます。知事の見解を伺います。

大量の米国製の不発弾やドラム缶が倉敷ダムで発見されました。米軍基地として使われたときに投棄されたまま、ダム水が長年にわたり水道水とされてきたのであれば人命軽視の人道に反する許し難いものです。県の見解と取組、日米政府への対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

1、コロナ対策についての御質問の中の(1)のア、日米両政府への要請の経緯等についてお答えいたします。

在沖米軍基地においては、昨年12月、キャンプ・ハンセンに異動してきた部隊で新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した後、同基地に勤務する日本人従業員のオミクロン株感染が判明しました。こうした状況は、基地周辺住民だけでなく、感染抑制に努めてきた多くの県民や事業者の不安を高めるものであり

ます。このため、同月21日、私から在日米軍沖縄地域調整官及び外務副大臣に対し、新型コロナウイルス感染が収束するまでの米国本土からの軍人・軍属の異動の停止、キャンプ・ハンセンに勤務する全ての軍人・軍属に対するPCR検査の実施、在沖米軍基地の健康保護態勢（HPCON）レベルの引き上げ、キャンプ・ハンセンからの外出禁止、基地内外でのマスク着用の徹底等、行動指針の遵守を求めたところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、コロナ対策についての御質問の中の(1)のイ、在日米軍の感染者数、在沖米軍の感染者数とその割合についてお答えいたします。

県では、在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換に係る日米合同委員会合意等に基づき、海軍病院との情報交換を行っており、令和2年7月2日以降の在沖米軍基地の陽性者数の累計は1万740名の報告を受けております。なお、在日米軍基地の感染者数の累計については把握しておりません。

同じく1の(2)のア、市町村の接種券の発行状況、接種体制及び県の取組についてお答えいたします。

市町村においては、2月末日までに58万5425人分の接種券の発送が行われることとなっており、以降、初回接種から6か月経過した県民に対して接種券が発送されていくものと考えております。また、市町村の接種体制については、1月末時点で県内344か所の集団及び個別の接種会場の運営が見込まれているほか、必要に応じて高齢者施設等への巡回接種も実施されているところです。また、県の広域ワクチン接種センター3か所においては、2回目接種から6か月以上経過した18歳以上の全ての方を対象とし、接種を進めているほか、企業・団体枠を設け、エッセンシャルワーカーを含めた、あらゆる職種に対する接種に取り組んでいるところであります。

次に6、県立こども医療センターの役割等についての御質問の(1)のうち、心臓病の子供の年間患者数と移行期医療支援センターの設置についてお答えいたします。

県が実施している小児慢性特定疾病医療費助成事業において、慢性心疾患として医療費助成を受けている患者数は、平成30年度569人、令和元年度624人、令和2年度686人となっております。また、移行期医療

支援センターについては、移行期にある患者の自立支援や関係機関との連絡調整などを目的に、各都道府県において確保することとされております。

県においては、慢性疾患を抱える子供たちが成人後も適切な医療を受けられるよう、小児及び成人診療科の連携を支援し、患者家族からの相談に対応できる移行期医療支援センターの設置に向けて、関係機関との調整を進めているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、コロナ対策についての御質問の中の(2)のイ、介護施設及び通所事業所への支援についてお答えいたします。

県では、感染者が発生した高齢者施設に対し、必要に応じ感染症対策専門家を派遣し指導を行うほか、人員が不足する施設に対する応援職員の派遣調整や、衛生資材の提供、かかり増し経費への補助などの支援を行っております。また、通所系事業所で利用者が減少した場合の支援については、基本報酬への3%加算や規模区分の特例の適用などが可能であり、1月末現在の適用率は9.7%となっております。

県としましては、周知方法を工夫するなど、引き続き制度の活用促進に取り組んでまいります。

次に2、子供の貧困対策についての御質問の中の(2)、学童保育料の補助についてお答えいたします。

放課後児童クラブ利用料の負担軽減については、これまで市町村が主にひとり親家庭等を対象として実施してきている事業に対し、支援を行ってまいりました。令和2年度は、15市町村に約6000万円を交付し、約2200人の負担軽減が図られたところです。次年度は、支援対象を住民税非課税世帯等に拡大し、県事業として実施することとしております。

県では、次年度当初予算に約1億5000万円を計上し、約3600名の支援を見込んでいるところであり、市町村へ活用を呼びかけてまいります。

同じく2の(3)、生活困窮家庭への学習支援の成果についてお答えいたします。

県では、無料塾を設置するなど、生活困窮家庭等の児童生徒に対する学習支援を実施しているところです。支援した子供の高校合格率は、令和2年度実績で99.5%となっており、平成23年度からの事業開始以降で1090名が高校に進学しております。また、大学等合格率は令和2年度実績で84.7%となっており、高校生への学習支援を開始した平成26年度以降の合格者数は累計で638名となっております。

次に3、ひとり親支援についての御質問の中の(1)、ひとり親家庭生活支援モデル事業の実績等についてお答えいたします。

本事業では、ひとり親家庭が地域の中で自立した生活を営めるよう、民間アパートを借り上げ、生活、就労、子育て等の支援を行い、事業開始から令和2年度末までに196世帯が自立を実現しております。周知については、ホームページ等の活用のほか、児童扶養手当の現況届の時期に、市町村担当課に窓口を設け直接案内を行い、支援の開始につなげております。

県としましては、支援を必要とするひとり親の方々に事業を活用いただけるよう、引き続き周知の強化と適切な支援に努めてまいります。

同じく3の(2)、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金についてお答えいたします。

本給付金は、看護師や保育士など、就職に有利な国家資格取得のための訓練を受けている期間、生活費を補助するもので、令和2年度までの直近3年間に延べ439人のひとり親家庭に給付を行いました。令和3年度からは、対象資格を情報技術関係資格等の民間資格にも拡充し、支援を実施しております。周知については、市町村窓口、ハローワーク、専門学校等において実施しておりますが、より多くのひとり親の皆さんが活用できるようさらなる周知に努めてまいります。

次に5、学童クラブ支援についての御質問の中の(1)、放課後児童クラブ施設整備補助、利用料補助についてお答えいたします。

県では、平成24年度以降、公的施設を活用した放課後児童クラブ53か所の整備を支援するとともに、運営費の補助等を行ってまいりました。これらにより、平均月額利用料が10年間で1314円低減しております。また、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、ひとり親世帯等の児童延べ7458人に対し、利用料を軽減する支援を行ってまいりました。

県としましては、引き続き放課後児童クラブの環境整備や保護者負担の軽減に取り組んでまいります。

同じく5の(2)、新たな賃借料支援等についてお答えいたします。

県では、令和4年度から、放課後児童クラブの利用料低減を目的とした賃借料支援を実施する予定です。既存の国庫補助事業の対象とならない、平成26年度以前に設置されたクラブを対象とし、初年度は14市町村118か所での実施を見込んでいます。なお、国庫補助事業において上限額、月額25万円を独自に設定している市町村は、4市町となっております。

県としましては、引き続き市町村と連携して、クラ

ブ利用料の低減に向けた取組を促進してまいります。

次に7、児童虐待の実態等についての御質問の中の(1)、児童虐待の実態、社会的養護の状況及び大学院までの支援延長についてお答えいたします。

令和2年度の児童虐待相談対応件数は、全国が20万5029件、沖縄県が1835件であり、対前年度の増加率で見ると、沖縄県は全国で11番目に高い状況となっております。社会的養護の状況については、全国と比較する指標はございませんが、令和3年3月31日時点の里親委託と施設入所を合わせた児童数は全国が3万7362人、沖縄県が521人となっております。また、児童養護施設や里親の元から措置解除となる方への大学院進学に係る支援については、県と沖縄子どもの未来県民会議が連携し、給付型奨学金事業の拡充による対応を検討しているところです。

県としましては、引き続き児童等の置かれている状況などを踏まえ自立支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 2、子供の貧困対策についての御質問の中の(1)、就学援助拡充のための取組についてお答えします。

市町村及び県教育委員会では、子供の貧困対策推進基金を活用し、認定基準緩和や単価引上げのほか、テレビによる周知広報事業等に取り組んできたところです。これにより、令和2年度の受給者数は、平成27年度に比べ5722人増加し、また、就学援助率は、3.74ポイント増の24.1%で、全国2位となっております。基金の積み増しに伴い、市町村が行う就学援助に基金を活用できることから、市町村と連携して就学援助の充実に取り組みます。

次に4、教員の新規採用人数についての御質問にお答えします。

県教育委員会では、小学校1年生及び2年生で30人学級、小学校3年生から中学校3年生まで35人学級を実施しているところであります。また、平成23年度以降、正規教員の採用者数を増やす取組を実施しており、令和元年度から令和3年度までの3年間で、958人を採用しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

[病院事業局長 我那覇 仁君登壇]

○病院事業局長(我那覇 仁君) 6、県立こども医療センターの役割等についての御質問の中の(1)、県立南部医療センター・こども医療センターの役割につ

いてお答えいたします。

県立南部医療センター・こども医療センターは、成人の医療に関する総合病院としての機能と併せ、子供の専門医療を担う病院として、総合周産期母子医療センター、小児救命救急センター、小児集中治療室等を備え、総合的に小児・周産期医療を提供する機能を有しています。また、南部医療センター・こども医療センターは小児の心臓手術を行うことができる県内唯一の病院となっており、年間120件から150件程度手術を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 8、那覇軍港での米軍訓練についての(1)と(2)、那覇港湾施設における米軍の訓練についてお答えをいたします。8の(1)と8の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

今般、那覇港湾施設において実施された訓練について、米海兵隊は、人道支援や大使館補強及び非戦闘員避難等に携わり、技術を極めることを目的としている、今回は主に人道支援・災害救助活動のシナリオの下、同活動や大使館の警備強化、関係機関同士の調整任務の確認を行った、第3海兵遠征軍は同様の訓練を、2005年以降、フィリピン、ネパール、タイ、九州、東北等で17回以上実施しているとしております。

いずれにしても、県としましては、訓練が港湾施設の主目的とは考えられず、このような米軍基地の使用を許せば、県民の基地負担が増大することから、那覇港湾施設は5・15メモに記載されている使用主目的に沿って厳格に運用されるべきであり、同施設において航空機の離発着や訓練は一切行われるべきではないと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企業局長。

[企業局長 棚原憲実君登壇]

○企業局長(棚原憲実君) 9、安全な水道水を確保することについての御質問の(1)、企業局のPFOS等対策の取組について答弁します。

今年度の北谷浄水場浄水のPFOS等の平均値は、12月末現在で1リットル当たり13ナノグラムと暫定目標値より低いレベルにあることから、水道水の安全性は確保されていると考えております。企業局ではこれまで、中部水源からの取水停止や抑制、ダム水の増量、粒状活性炭の定期的な入替えに取り組んでおりま

す。また、さらなるダム水の増量を図るため、金武ダム・漢那ダム等の水利権変更を行ったところです。今後も引き続き、PFOS等対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 9、安全な水道水を確保することについての(2)、米情報公開法に基づく情報開示請求についてお答えいたします。

県では、普天間飛行場周辺の地下水から高濃度のPFOSが検出されたため、国を通じ米軍のPFOSの管理状況等の情報の提供を求めましたが、情報は得られませんでした。そのため、米国の情報公開法に基づき、普天間飛行場の泡消火薬剤使用履歴及び流出記録等の開示請求を行っております。

なお、米国の情報公開法は、米国政府機関の情報に関し、外国人を含む何人もその記録を利用することができることと定められていることから、県の開示請求は、適正な請求であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 9、安全な水道水を確保することについて(3)、倉敷ダムで発見された不発弾等に係る県の見解と取組、日米政府への対応についてお答えいたします。

去る2月7日、倉敷ダムにおいて不発弾及び空のドラム缶等が発見されております。不発弾類については同日、自衛隊が処理を行っておりますが、ドラム缶等については存置されたままとなっております。このため県は、沖縄防衛局に対し、存置されたドラム缶等の撤去及び安全確認のため周辺土壌の調査等について迅速に対応するよう求めております。また、どのような経緯で不発弾等が残されたのか調査するとともに、貯水池周辺の安全確認についても求めており、今後、調査結果を踏まえ、適正なダム管理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 再質問、最初に教育長からお伺いをします。

就学援助率が全国2位になったと答弁がありましたけれども、この事業をする前は何位だったのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） たしか全国9位だったかと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 県の基金を使った事業で、本当に全国2位といいますと、沖縄県の貧困率の高さからすれば、全国1位まで持っていくというのが順当だとは思いますが、急速に9位から2位に上げたというのは、私は県政が頑張っていると評価したいと思いません。

それで、小学校1年生、中学1年生の入学準備金、入学式前に支給する自治体はどれだけからどれだけに増えましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 入学前支給の重要性は、大変認識しておりました。平成28年度までは、入学前支給をする市町村はございませんでした。令和3年度ですと、現在30市町村が実施予定でして、実施する市町村は年々増加しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 次年度以降も就学援助、子供の貧困対策を拡充していくということですが、さらに推進していただきたいと思えます。これがとても大きな効果を上げていると思えます。貧困解消に向けた知事の決意について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 就学援助拡充も、このようにそれぞれの市町村において実施されることができれば、確実にそれによって支援の幅が広がっていくものと思えます。引き続き拡充していけるようにしっかり頑張っております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 次、学童クラブの家賃支援についてです。

沖縄県が次年度から独自にやっていくということですが、そもそもこれ政府が2015年から家賃支援を決めたときに、沖縄県が40年前から父母共同運営で、公的支援がない中で父母がつくりだした——私もその一人ではあるんですけども、その長い間頑張ってきた学童に家賃支援が届いていない、政府がそういうことをやっていないということに対して、本当に関係者やみんなが何でということ、声を何度も上げてきています。ですからそれに応えてくれた、家賃支援を沖縄県が独自に今度118か所ですか、入れてくれたということ、本当に高く評価したいと思います。

すみません、休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 放課後児童クラブの賃借料につきましては、議員がおっしゃいましたように、国庫補助事業が平成26年以前のクラブは該当しないというところで、この間、県が提案をいたしまして九州各県と連携して国に要望してきたところではございます。このたび、沖縄県の一括交付金を活用して賃借料の補助を実施することといたしました。沖縄県の場合、国立民営の放課後児童クラブが多くて、家賃負担が利用料を高くしているというところもあったかと思っておりますので、この家賃負担を支援することによって利用料も軽減につなげていきたいと考えております。あわせて、低所得世帯の利用料支援も続けてまいりますので、この取組の中で、また子供の貧困対策の推進に役立てていけるように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 学童クラブは全国に30年ほど遅れて、父母共同運営で始まった、民設民営で始まったという沖縄の特殊な理由がありますよね。そこに、国がまだ充てないけれども県が頑張ったということでは、本当に高く評価します。

それでは、米軍基地とコロナ対策について伺います。

米軍基地ごとで感染状況の特徴はありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 米軍基地内で感染者が急増した12月から2月におきまして、月ごとの基地内全陽性者数の基地別割合を見ますと、12月は陽性者の約7割をキャンプ・ハンセンが占めておりました。1月以降はキャンプ・ハンセン以外の基地においても陽性者の増加が認められまして、2月末時点では嘉手納基地、キャンプ・ハンセン、キャンプ・フォスター、キャンプ・キンザーの4施設で全体の約7割を占めている状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 基地従業員の無症状者のPCR無料検査をやっていますけれども、その結果と効果について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 基地関係者については、12月17日に県内1例目のオミクロン株の陽性

例が確認されたことを受けまして、翌12月18日から県の接触者PCR検査において、基地従業員を対象とした集中検査を実施したところでございます。早期に集中検査を実施したことで、基地関係者での感染の広がりを確認することができたことや、基地関係者やその周辺の方々への注意喚起と不安の解消につながったものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 昨年の米軍基地からの感染を含めて、米軍のゲノム解析、県が厳しく、素早く提供してほしいとあったんですが、政府の対応をお尋ねします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

政府は昨年12月22日に米側が変異株の検査を実施すると発表しておりましたが、発表から2か月以上たった現在もゲノム解析結果は提供されていないとのことでございます。また、結果判明の時期についても、確たる見通しはないとのことでした。

県としては、新型コロナウイルス感染症のデルタ株が発生して以降、変異株検査の実施を米軍に求めてきたところであり、昨年12月21日には再度知事から日米両政府に対し、変異株のスクリーニング検査体制の構築を要請しております。今回の感染拡大がどのように始まり拡大していったかという経緯や、なぜ防げなかったかという要因等を明らかにすることは、今後の感染症対策において大変重要な教訓になることから、県としては、引き続き日米両政府に対して、必要な情報の提供を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 基地外居住の実態把握についても県は日米政府に求めていますけれども、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

基地外居住者の詳細な情報は行政施策の基礎であり、新型コロナウイルス感染防止対策においても重要な情報であると考えております。一方米軍は平成26年度以降、国際社会における米軍に対する脅威等の懸念から、基地外居住者を含め米軍人等の人数を公表していません。そのため、去る1月に県は、日米両政府に対し、米軍関係者の外出制限措置の延長や感染拡大防止措置の強化等と併せ、基地内外の在沖米軍人等の総数、軍種別、市町村別の内訳及び軍人等の感染、療養等の情報提供を求めましたが、現時点で情報の提供はありません。

県としては、引き続き米軍構成員及び軍属等の総数等や軍種別、市町村別の内訳など詳細な情報などについて、軍転協なども連携しながら、引き続き公表を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 県が相当努力しているけれども答えないと。日米地位協定を改定して、入国時の検疫を実施させる。そして米軍にも県民と同様な措置が取れるように政府は責任を持つべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

今回のこの県内における新型コロナウイルス感染拡大は、米軍において、日本への入国時検査が日本の措置とは整合的とは言えない運用が行われていたことが端緒であると考えております。そのため、昨年12月23日の軍転協要請においては、在沖米軍における新型コロナウイルス感染症対策に関し、検疫について国内法を適用するなど、日米地位協定の抜本的な見直しを求めたところであります。

県としては、引き続き全国知事会や渉外知事会なども連携し、検疫に関し国内法を適用するなど、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 沖縄県民に膨大な米軍基地を押しつけて、そして県が県民の命を守れと政府に何度言っても、この米国に対して物を言うことができない、こんな政府でいいのかと私は厳しく抗議をしたいと思います。

それでは、那覇軍港での米軍訓練について伺います。

沖縄県民は今度の訓練について、銃を持って民間人を威嚇するというのは県民弾圧じゃないか、そして非戦闘員の避難訓練、沖縄から逃げていく訓練というのは、沖縄が戦場になることを想定しているのだから、本当に県民がこの訓練を見て、市街地——空港の近く、そういうこともあるんですけども、沖縄県民が最も恐れている戦場ということを想定しているから、そういう声を上げているんですよ。ですから、そこもぜひ厳しく日米政府に対しては沖縄県民の思いを伝えてもらいたいと思います。

2月15日、県が訓練に対して政府に抗議をしますが、政府の対応と知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

先月15日に県が抗議要請を行った際、橋本外務省特命全権大使沖繩担当及び小野沖繩防衛局長からは次のような発言がございました。まず1点目として、一般の訓練については、一般的に港湾の使用が想定される運用に関わる訓練と考えられ、那覇港湾施設の使用主目的に沿ったものと認識をしているということ、2点目として、政府としては今回の訓練についてのみならず、米軍機の運用によって地元を与える影響が最小限になるように逐次米側に申し入れており、今回のケースについても同様の申し入れを行ったということ、さらに、本日要請いただいたことについても改めて東京に報告をしたいという発言がございました。

県としては、訓練が港湾施設の主目的とは考えられず、このような米軍基地の使用を許せば県民の基地負担が増大することから、那覇港湾施設は5・15メモに記載されている使用主目的に沿って厳格に運用されるべきであり、同施設において航空機の離発着や訓練は一切行われるべきではないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 移設協議会、第4回が行われて、そこで浦添市が軍港を受け入れたときの条件というのは何だったんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

平成15年1月に開催されました第4回移設協議会においては、浦添市から防衛施設庁に対し、代替施設では機能が拡充・強化され、米軍艦艇の母港となったり、空母や原潜が運用される軍港となるおそれはないかなどの質問が行われております。これに対し、同庁は、代替施設においても現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としており、米軍艦艇を恒常的に展開する計画や、空母や原潜を運用する計画があるとは承知していないと回答をしております。また、防衛施設庁は代替施設の機能に変更があった場合には改めて相談を行う旨の説明を行っております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 受入れのときに浦添市側が厳しくそういう条件を付したと。そしてそのとき、基地内での訓練、もともと那覇軍港で訓練なんてなかったものですから、それも当然ないと——水深が12メートルに深くなる浦添の軍港では大型艦船、原子力潜水艦の寄港が出てくるんじゃないかということで確認をして、現有機能だということで、浦添市側は受け入れた。県も那覇市もそうだとことだと思ってしまうんですけども、今浦添市が受け入れる現有機能でという条件

は、もう崩れたということではありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県としましては、市街地に多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接している那覇港湾施設での訓練は、戦後75年余にわたり過重な基地負担を背負わされてきた県民の不安を増幅させ、新たな負担を強いるものであることから、断じて容認できるものではないと考えております。また、那覇港湾施設の移設については、同施設の代替施設が現有の機能の確保を目的としていることが、これまでの移設協議会において累次にわたり確認をされてきたところでございます。

県としましては、今後代替施設においても5・15メモに記載された使用主目的に沿って厳格に運用を行い、航空機の離着陸や訓練を一切行わないことについて、強く求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 知事は2月15日に厳格な運用を求めるべきだということも話されております。日米政府がいう軍港機能と、浦添市や那覇市や沖縄県がいう機能というのは全く相入れることができない。はっきりしたのではありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県といたしましては、今後代替施設においても5・15メモに記載された使用主目的に沿って厳格に運用を行い、航空機の離着陸や訓練を一切行わないことについて移設協議会等で強く求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 1999年頃、宮城悦二郎元琉球大学教授が、公開された米軍の公文書を情報公開請求で開示してもらった内容が、1970年5月付の米太平洋司令部から統合参謀本部宛ての電文、それが情報開示されております。これが米軍が那覇軍港を浦添に移設する目的、これを述べていると思うんですが、何と言っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えします。

1999年8月に那覇軍港の浦添移設に反対する市民の会が、那覇港湾施設の移設は基地の整理縮小の観点からではなく、あくまで米軍の軍事戦略上、基地の機能強化の観点に立ったものであるとした記者会見を開いたという新聞報道は承知をしております。同報道によりますと、市民の会は、1970年5月に米軍が作成したとされる文書に基づき、移設は基地の整理統合に

より効率を高め、米国の沖縄での長期的関係を最大限に生かすためのものであるとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 米軍というのが復帰直前なんですよ、70年5月の米軍の電文というのは。それが秘密にされてきたけれども、情報開示で明らかになった。そして浦添の移設というのが基地の整理統合で、効率を高める。そして長期的に沖縄にこの基地を置くと、そしてそれ以外にも開示された公文書、手に入れていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員から御質問のあるこの文書については、1970年5月に米軍が策定をしたとされておりますけれども、今後確認をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん この記者会見の場で、機密文書の内容について、どのように——具体的に二、三点あると思うんですけども、浦添の軍港は、那覇の軍港と比べてどんな内容なのかというのを報告していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） あくまで新聞報道に基づいてでございますけれども、浦添に移設された代替施設は、西太平洋における任務を果たす兵站部隊にとって適切で安全な港であるということ、それからサイズ、深さともに大きい船を現有の那覇港湾施設に入港させるという現在の不適切性を取り除くことができることなどといったような内容になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 第4回移設協議会で、政府が現有機能、大型艦船も浦添には入れないよというけれども、その前に、70年に米軍は、これは日本政府にも伝わっていると思うんです。だからそういうことも含めて、この米軍が浦添の基地を整理統合していった、そして機能強化された形で——軍港だけじゃないです。ほかの基地もそうです。米軍が長く使用できるようにやっていくという考えの下に沖縄——私たち基地の島で、ずっと住んできたということを検証してほしいと思います。

それで、次の移設協議会があるということで、浦添の軍港の配置案が示されるということになっているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

次回の移設協議会の開催時期や議題につきまして

は、現在防衛省において検討を行っているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん この間のどなたかの質問に配置案が提示されるということで答えていると思うんですが、それは間違いということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 現時点でお答えしたのは、その開催時期を含めて議題について、防衛省から具体的にまだ示されていないということは申し上げたところでございますけれども、これまでの移設協議会の枠組みの中で、昨年、その民港の形状案が示されましたので、これを踏まえて防衛省が国土交通省の協力を得ながら、代替施設の配置案を検討していると。これを踏まえて、恐らくといいますか、次の移設協議会においては、防衛省のほうから代替施設の配置案が示されるであろうということは想定をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 米国は、この浦添軍港で——今の那覇軍港で訓練でも何でもできると、そう言っているんですね。どんな使用もできると明言しています。そして、日本政府はそれを追認、認めているんです。だから配置案がどうのという前に、いかなる訓練もしない、オスプレイや米軍機が使用しない、大型艦船・潜水艦が使用しないという沖縄県や那覇市や浦添市が現有機能と言っているそこを、ちゃんとやらないということを3者で急いで使用条件を確認すべきだと思うんです。日米政府がどうじゃなくて、沖縄県どうなの、那覇もどうなの、浦添も市民に言ってきたのは、現有機能と言ってきたんじゃないですか。だから3者で、移設協議会をする前にきちんと確認をする、それが必要だと思うんですがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県といたしましては、那覇港湾施設の移設については、地元自治体との連携が重要であるというふうに考えております。これまでも那覇市及び浦添市と機会あるごとに意見交換を行ってきたところであり、引き続き両市とも連携をして適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 前回までは浦添市から知事に対して、何度も話合いがしたいということで、知事も応えて、いろいろやり取りをされてきました。今回については、まさしく使用条件そのものが、前提が崩れたということがあるわけです。県の抗議も聞かない、那覇

市の抗議も聞かない、そのまま何でもできるということをも米国が言って、政府もそうだという立場を取っているのであれば——取っているわけですよ。だから、沖縄県から浦添市、那覇市に声をかけて、急いで、どやなのというところを作業するというのが早急に県からやらなければいけないと私は思うんですが、知事いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど来、公室長から答弁をさせていただいておりますが、那覇港湾施設においては、先日ありましたような訓練などは、特に航空機の離発着を伴う訓練については行うべきではないということは繰り返し申し上げております。その那覇港湾施設の移設について、今般このような訓練が行われたことから、機会を設けて、県、那覇市、浦添市で意見交換をしてみたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん とても重大な時期に来ていると思うんです。本当に沖縄県民の目前で、そして表玄関で、今の那覇軍港がまだしばらくは動かないだろうという時期にこういう訓練が平気でされると。やって悪いかと、理想的な場所だと米軍司令官は言うわけですよ、大佐が。そういうことも含めて、本当に3者で、急ぎ知事がおっしゃったように、それでいいのかどうするのかを含めてぜひ急ぎ話合いをしてもらいたいと思います。そして、少なくとも移設協議会が提案をされて、日程が決まったというときに、配置案の提示が来たときに、このままでは浦添移設は断じて認められないよということはあるべきではないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まずは、どのようなお考えでいらっしゃるのか、3者で意見交換をしてみたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 浦添でも軍港受入れをする当時——当時の市長は民港を整備して、民港のバースの一部を軍にも貸してあげようと、そうだったんですよ。軍にも使わせましょうねと。それが専用軍港になって浦添に大きな軍港ができると。水深も12メートル、そして大型艦船も接岸できるような回頭水域もできる。このような軍港がその後、進められてきたというのが——そして第4回移設協議会では、浦添市が市民からやっぱりいろいろ問われて、大型艦船や原子力潜水艦は入らないよね、現有機能だよということも移設協議会で確認したんですよ。やっぱりその原点に戻って、知事が本当に3者で話合いをするというところを

答えてくれましたので、ここはとても浦添市民にとっても那覇にとっても県にとっても、沖縄県民が——米国が言っている浦添に軍港を造ったら長い期間使えるね、上等な基地ができるよと、使い勝手がいい基地ができるよと、それも秘密文書でしょ。秘密文書なんですよ。私たち沖縄県民が知らないところで、米国が本当に沖縄をどう統治していくかというのか、本当に占領地のように考えている状況が、那覇だけじゃなくて、軍港だけじゃなくて、普天間基地だって辺野古に移すというのは60年代の話。那覇軍港も浦添にというのは60年代、遡れば米軍はそういう計画があったということも既に出ているわけですから、そこら辺も見て、ぜひこのままでは軍港を浦添に持ってくることは認めることはできないということで対応していただきたい。少なくとも私たちは、那覇の軍港というのはこんな危険で、玄関口にある。一日も早く無条件で撤去してくれ。これが県民の声です。だからその立場で取り組んでいただきたい。申し上げて質問を終わりますが、最後の答弁ありましたらよろしく。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 繰り返しになりますが、那覇港湾施設における今回の訓練が行われたということにつきましても、この組合を構成している3つの母体で十分話し合いをしてみたいと思います。

○西銘 純恵さん ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

玉城武光君。

○玉城 武光君 議長、ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時25分休憩

午後1時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○玉城 武光君 こんにちは。

日本共産党の玉城武光です。

一般質問を行います。

命と暮らし、営業を守ることは党派を超えた政治の最優先課題であります。政府のまともな支援策が不十分な中で、新型コロナウイルスの変異株オミクロンの感染が急拡大し、必死に頑張ってきた中小企業・小規模事業者がまたもや危機に見舞われております。

1、観光、経済、雇用対策について。

(1)、コロナ禍を乗り越えるための支援、観光、経

済、雇用対策などの取組を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、事業者支援策として観光関連事業者等応援プロジェクトや宿泊事業者感染症対策支援事業を実施しております。県内外の感染状況等を見極めつつ、感染のリバウンドを防止しながら、県民による県内旅行を促進するおきなわ彩発見キャンペーンを再開し、その後は、都道府県による新たなGoToトラベル事業を活用するなど、段階的に域内から県外、海外の旅行需要を取り込むことにより、本県の観光産業の回復に向け、全力で取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 経済支援、雇用対策についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルスに係る沖縄県の経済対策基本方針に基づき、感染状況に応じた対策を重層的に講じております。経済支援としましては、企業の事業継続に資する資金繰り支援や事業復活支援金の相談窓口の設置、経済回復を図る需要喚起策等に取り組んでおります。雇用対策としましては、雇用調整助成金の活用促進や県独自の上乗せ助成を行うとともに、就職困難者等への再就職支援や新規学卒者に対する相談体制の強化など、雇用の維持と求職者の早期就職支援に取り組んでおります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 再質問いたします。

感染対策と経済の両立を図る域内需要喚起の彩発見キャンペーン事業を高く評価いたします。知事は、昨年の11月の定例会で、リーディング産業である観光産業の回復なくして沖縄経済の回復はないものと答弁されました。そのような思いが込められた377億円のGoToおきなわキャンペーン事業だと思います。彩発見キャンペーン事業の割引事業等から派生する経済効果を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） GoToおきなわキャンペーンにつきましても、当初予算に377億円計上しているところであります。このうち、旅行割引や地域クーポンのプレミアに充当する予算は342億円となっております。その原資342億円を全て活用できた場合には、約430万人泊分の旅行需要が創出

されるものと考えておりました、その誘発効果は——試算ではありますけれども、約1200億円の誘発効果になると試算しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次、経済対策の県単融資事業費について再質問します。

日本共産党は、コロナ対応の緊急借入れで積み上がった中小企業の債務の軽減と免除の仕組みをつくるのが重要であると要求してきました。県単融資事業費の令和2年、3年度の実績と事業費の拡充について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

コロナ関係、令和3年度の融資実績ということでお答えさせていただきます。令和3年度の県融資制度における新規貸付分の実績は、12月末現在で2418件、約365億1900万円となっております。このうち、新型コロナウイルス感染症関連融資が1586件、約284億900万円となっております、金額ベースで全体の8割を占めております。

それから拡充という御質問もございました。

令和3年度の新型コロナウイルス感染症関連融資ということで、令和3年度からはこの新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金というものを設けております。これは融資限度額が4000万円、融資期間がこの運転・設備とも10年以内の据置きが5年、これは借換えが可能となっております。融資利率については、利子補給で最大3年間が実質無利子、それから保証料率はゼロということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今大変な状況の中で、こういう県単融資の借入れ、債務の軽減と免除の仕組みができたということは非常にいいことだと思います。頑張ってください。

次に、若年者活躍促進事業について再質問ですが、若年者の就業・定着の促進、県内就職の促進に向けた取組事業となっておりますが、若年者の離職率の現状と、就業・定着、県内就職につながる対策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

平成30年3月卒業者の3年以内離職率は、高校が

50.6%、大学が39.9%となっており、おおむね改善傾向で推移しておりますが、依然として全国より高い状況にあります。県では、インターンシップや合同企業説明会、専任コーディネーターによる大学での就職支援等を実施するほか、職場定着に向け、企業の取組を支援するため、個別相談、専門家派遣等を実施することとしており、引き続き関係機関と連携しながら離職率の改善に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 もう一点、離職者就職促進事業について再質問ですが、離職者の実態と労働参加の促進、安定雇用を図る取組を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

この離職者等就職促進事業につきましては、令和4年度からスタートすることとしておりました、内容としましては、少子高齢化の進行による将来的な労働力人口減少に対応するため、女性、ひとり親、中高年齢者、障害者などの多様な人材の労働参加を促進し、安定雇用と企業の生産性向上を図ることで所得の向上につなげるという目的で、中身としましては、細事業を2本用意しておりました、地域巡回マッチングプログラム事業、それから女性の就職総合支援事業というものを予定しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次に移ります。

県中央卸売市場の再整備と中央卸売市場協会への支援策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 中央卸売市場につきましては、施設整備等の機能強化に取り組むとともに、建て替えを含め老朽化に伴う各種対策を進めることとしており、令和4年度は、競り場の低温管理施設の拡張及び将来的な再整備に係る調査事業を実施してまいります。市場協会への支援につきましては、感染症拡大の影響を受けた市場内事業者に対して、施設使用料等の納付猶予や各種支援策の情報提供を実施しているところであります。市場協会から要望のある支援策につきましては、他業種への支援内容等を踏まえつつ、検討していく必要があると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 2点ほど再質問いたします。

中央卸売市場施設の機能強化と建て替えを含めた老朽化対策の詳細なことについてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県におきましては、令和4年度に競り場の低温管理施設の拡張など、市場機能の強化につながる取組をするとともに、市場取扱いの増につながるような市場の活性化に向けた取組など、新型コロナウイルス感染症影響下の回復期に向けた支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 その調査とか、何年度に実施してというその詳細なことはまだできていないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 令和4年度は競り場の低温管理施設の拡張を行います。機能強化に向けた調査事業につきましては、来年から調査を始めまして、その内容に沿って、また拡張する、もしくは再整備する施設を決めていくこととなります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 もう一点です。

中央卸売市場協会から、支払いの猶予、そういう免除をしてほしいという要請が来ていると思うんですが、中央卸売市場協会は、県は各業界に対して支援策を講じ、コロナ感染拡大の影響を最小限にするよう努めていると存じますが、私たち青果物流通業界には、効果的な支援が届いていないのが現状だと、こういう訴えをしております。そのような悲痛な訴えにどのように効果的な支援ができるのか、もう一度検討する必要があるんじゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 市場協会からの要望を受け、市場関係者からのヒアリングを行ったとこ

ろ、売上高の減少が少ない場合でも経営状況が厳しく、何らかの支援を考えられないかという声がありました。

県としましては、中央卸売市場が担う市場機能の維持確保の観点から、引き続き市場関係者と意見交換を行いまして、状況の把握に努めるとともに、どのような取組が可能かを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 どのような効果的な支援策ができるのかということを検討して、これぜひ実施してほしいと思います。

次に移ります。

県民の生活、事業の維持を図るために実施されるおきなわ事業者復活支援金の概要を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 沖縄県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが30%または50%以上減少し、国の事業復活支援金を受給した県内事業者に対して、個人事業者へは最大10万円、法人へは規模に応じて最大50万円を給付する県独自のおきなわ事業者復活支援金事業を令和4年度において実施することとしておりまして、当初予算に約21億円を計上しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 これ県独自の上乗せ助成ですね。

その詳細をもう少し教えていただけませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の売上げが3年間——前年、前々年その3年前までの同月比で30%以上または50%以上減少し、国の事業復活支援金を受給した県内事業者を対象に、50%以上の減少であれば個人が10万円、法人につきましては、売上高に応じて1億円以下であれば20万円、1億円を超え5億円以下であれば30万円、5億円を超える分について50万円、それから30%以上50%までの減少率であれば、同様な区分で個人が6万円、法人につきましては12万円、18万円、30万円というような形で支給することにしております。

また、これまでの観光事業者等応援プロジェクトの

違いにつきましては、今申し上げましたように30%以上の売上げ減から対象にするということと、規模に応じた区分が2段階から3段階になるということと、それからコロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を幅広く対象とするということで、事業が使いやすくなるように改善された形で実施していく形になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 これまで、県はこういう支援助成金を上乗せしたことがあるんですが、これまで上乗せした助成金の支給件数と支給総額を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 令和3年度におきましては、緊急事態措置等の影響により売上げが50%以上減少し、国の月次支援金を受給した県内事業者に対して、県独自の支援として個人事業者へ最大10万円、法人へは最大30万円を給付する観光事業者等応援プロジェクトを実施しているところです。これにつきましては2回の給付を行っておりまして、令和4年2月28日時点で個人事業者から1万1584件、法人事業者から3440件、合計1万5024件の申請があり、このうち給付済件数が1万4699件、給付済額が17億2300万円となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次、奨学金返還支援事業の概要を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 県では、県内中小企業における人材の確保と定着を図るため、企業が従業員に対して奨学金返還支援を行う際に、企業が負担する費用の一部を補助する奨学金返還支援事業を令和4年度から実施することとしております。

県としては、新たに創設する所得向上応援企業認証制度——これまだ仮称でございますが、それと併せて運用することで、優秀な人材の獲得に向けた企業の人材投資を促進するとともに、奨学金の返済負担を抱える従業員が安心して働ける環境づくりを支援してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 この奨学金支援金は何名分を計上しているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 令和4年度は10社50名程度への支援を想定しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次に移ります。

2年に及ぶ新型コロナ危機は、国民の命や暮らし、環境の保全などを置き去りにして経済効率を優先する日本社会のよろさを明らかにしました。食料と農業、水産資源の減少なども危機的事態にあります。これらの事態は社会の持続可能性を土台から脅かしております。農業、漁業と農漁村をどのように再生するか、待ったなしの課題となっております。

2、農林水産業の振興について。

沖縄型耐候性園芸施設整備事業の整備状況と今後の整備計画を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県では、平成24年度より一括交付金を活用し、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業に取り組んでおりまして、令和2年度までに強化型パイプハウスなどの施設を約175ヘクタール整備したところであります。

県としましては、令和4年度以降も沖縄型耐候性園芸施設整備事業として後継事業を計画しておりまして、引き続き農作物の安定生産に向け、災害に強い施設整備等を推進してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 このパイプハウスとかその耐候性園芸施設、これを整備したことによってどれぐらいの事業効果が今出ておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 事業効果の一つの指標として、園芸品目の産出額につきまして、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業等によりまして、新型コロナウイルス感染症の影響のなかった令和元年、事業実施前の平成23年の265億円から34億円増の299億円となるなど、順調に推移していると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今、報告がありましたように、265億円から令和元年の実績が299億円、こういう統計の数字が出ていると、この農林水産部の取組を評価いたします。さらなる御尽力をお願いいたします。

次に移ります。

畑人資金支援事業の概要を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 新規畑人資金支援事業につきましては、就農に向けた研修資金及び就農直後の経営安定のための経営開始資金の給付を行ってきた農業次世代人材投資事業の後継事業として、令和4年度から実施する事業となっております。なお、令

和4年度は、研修資金については30名程度、経営開始資金については90名程度に対して交付する計画となっております。

県としましては、引き続き関係機関等と連携して、次代を担う新規就農者の育成・確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 畑人資金支援事業、ぜひ実施して効果を上げられるよう頑張ってくださいと思います。

次に移ります。

営農型太陽光発電システムの事業の概要と施設整備の計画について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 営農型太陽光発電につきましては、農地の上部空間等に設置した太陽光パネルによる発電と、農業生産の両立を図る取組として、農業者の所得向上や環境負荷の軽減等の観点から、導入の促進が期待されております。なお、新たな振興計画（案）におきましては、当該発電を含む農山漁村地域の地産地消型エネルギーシステムのモデル構築や促進について取り組むこととしておりまして、他府県での導入事例や本県の気候特性、営農形態等を踏まえて、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 これ既に農水省はこういう事例を発表しているんですね。ぜひこれ取組をよろしく願いたいと思います。

次、畜産バイオマスプラント発電事業の事例と、今後の整備計画について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 八重瀬町では、平成26年度に、環境省直轄事業の地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業を活用して、バイオガスプラントを整備しております。本プラントでは、乳用牛のふん尿と地域で排出される食品残渣を処理し、発生するメタンガスや消化液を発電エネルギーやサトウキビ等への肥料として有効活用しております。

県としましては、耕畜連携を中心とした家畜排せつ物の有効利用を図りつつも、新たなバイオガスプラント等につきましては、八重瀬町の事例等も参考に検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 各地域の畜産農家からこういう施設が非常にいい結果を出していると、そういう要望があれば検討されるとありましたから、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次、地域農林水産物活用支援事業の概要と支援計画を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 地域農林水産物活用支援事業は、県産農林水産物を活用した魅力ある加工品の開発に取り組む人材を育成するため、商品開発、販路開拓等を総合的に支援する事業内容となっております。令和4年度における具体的な支援計画としては、支援対象となる事業者に対して、1つには6次産業化人材育成研修及び専門家派遣、2つには加工品グランプリの開催、3つには他産業との連携支援、4つには商品改良、販路拡大に伴う経費補助等を実施してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次は水産関係に移ります。

沖合操業の安全確保支援事業の概要と実績と支援計画を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県では、沖合域で操業する漁業者の安全を確保するため、沖合操業の安全確保支援事業により、マグロはえ縄漁やソデイカ漁業等を行う漁船への長距離用の無線機の設置の補助を行っております。平成24年度から令和3年度までの10年間の実績は595隻となっております。令和4年度については、25ワット型を41隻、150ワット型を1隻補助する計画となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 この長距離用無線機を設置する事業は、沖合域で操業する漁業者の安全確保に大きく寄与しております。高く評価いたします。引き続き漁業者の安全確保のために頑張ってください。

次、軽石漂着に対応する海岸漂着物等地域対策推進事業を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

海岸漂着物等地域対策推進事業は、県や市町村が行う海岸漂着物の回収・処理等費用に対し国が9割を補助する制度であり、県は、同制度を活用し、令和3年度は約17億円、令和4年度は約6億円の予算を計上し、軽石の回収・処理に取り組んでおります。引き続

き軽石も含め、海岸漂着物の対策に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

次に移ります。

県産魚の高付加価値化に向けた資源管理体制構築を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県では、これまで、アカジンやマクブといった高級魚を対象に、単価が低く未熟な小型魚の漁獲を制限する資源管理を推進してまいりました。その結果、本島北部海域では、マクブの資源量が回復するとともに、平均単価が向上するなど、資源管理が高付加価値化に結びついた好事例が報告されております。そのような事例も踏まえまして、県では、令和4年度からサンゴ礁漁業におけるSDGsブランド化推進事業によりまして、資源管理を高付加価値化につなげる取組を推進することとしております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 この資源管理体制の構築による魚価の付加価値を向上させたということが高く評価いたします。どのように単価が上昇したのか、その事例を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 具体的な事例を報告いたします。

北部海域では、平成15年から体長35センチメートル未満のマクブの漁獲制限を継続しております。その結果、当該海域におけるマクブの資源量は、資源管理前と比べて約9トン、49%増加しました。また平均単価は、1767円から1917円と約10%増加し、産出額も456万円、73%増加しているところであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 引き続き頑張ってください。

次に移ります。

知事は、医療の充実・健康社会の実現について、健康長寿おきなわの復活を目指して、健康づくりに対する県民一人一人の意識の醸成、企業における健康経営の推進や歯科口腔保健対策に取り組むと述べております。

医療・福祉行政について、生活習慣病予防対策事業

の概要と計画を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 沖縄県では、肥満や多量飲酒などの生活習慣の改善が依然として課題になっているところでございます。そのため、生活習慣病予防対策事業においては、まず運動習慣の定着に向け、持続的に行えるウォーキングを促進する取組、それから健康経営に取り組む経済団体等にアドバイザーを派遣するなど、働き盛り世代の健康づくりの企画・実践等の支援や職場における食生活改善指導の取組、さらにコロナ禍で急速に普及したオンラインによる情報発信に対応した動画等のコンテンツの制作、イベントの創出などの取組を行ってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 この生活習慣病の実態はどうなっておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 生活習慣病と申しますと、やはり肥満やメタボ等が問題になっておまして、沖縄県の状況としましては、まず20歳以上の肥満者の割合として、男性が約4割、女性が約3割、男女ともに全国より高くなっている状況がございます。また、メタボリックシンドロームについても、やはり全国一高い割合になっている。それから飲酒につきましても、飲酒している人の割合についても男女ともに全国よりも高いという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 この生活習慣病で若い世代の脳血管疾患、心疾患の死亡率が高いということが言われているんですが、それはどれぐらい高いんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 心疾患や脳血管障害等についての具体的な数字はちょっと持っておりませんが、20歳から64歳の働き盛り世代において、年齢調整死亡率が全国より高いという状況がございます。それから、職場における定期健康診断結果における有所見率も69.5%と、全国ワースト1位である状況でございますので、そういった働き盛りに対する対策が重要であると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 この働き世代の脳血管疾患、心疾患の死亡率を減少させて、生活習慣病予防対策事業を

行って、健康長寿おきなわの復活を目指して頑張ってください。

次に移ります。

介護サービスの充実に向けて、地域包括ケアシステムを推進し、認知症対策や介護人材確保対策、特別養護老人ホーム等の整備支援に取り組むことが求められております。

認知症の実態と認知症疾患医療センターの運営事業の概要と計画を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 令和2年度の要介護・要支援認定者における認知症高齢者の数は5万1539人で、このうち4万84人が何らかの支援が必要と判定されております。認知症疾患医療センター運営事業では、認知症の専門的医療提供体制を確保するため、6機関を指定しておりまして、鑑別診断と初期対応、専門医療相談等を実施しております。次年度においては、新たに、診断後の相談支援及びこれまで未設置だった八重山圏域の指定に係る経費を予算計上しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 支援が必要な方が約4万人という今の答弁でしたけれども、この4万人に対応できる体制になっているのか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 何らかの支援が必要と判定された認知症高齢者の数はおおむね増加傾向にあるところです。県では、地域での認知症医療提供体制の拠点として先ほども答弁申し上げましたけれども、県内6か所にセンターを設置いたしまして、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携をして、認知症の方に対する相談や早期診断、早期治療等を提供する体制を構築しているところです。このほか、市町村における見守り体制の構築ですとか、関係機関や市町村とそれぞれ連携をしながら、認知症になっても安心して地域で暮らし続けられる基盤づくりに総合的に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 この4万人に対応できる体制をつくりつつあるということですね。分かりました。

次、介護職員処遇改善事業の概要と改善計画を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 国は、令和3年11月に策定したコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、介護職員を対象に、収入を

3%程度引き上げることとしております。介護職員の処遇改善事業は、本年2月から賃金引き上げを行う事業所等に、介護職員1人当たり月9000円相当額を補助することとしており、所要額について、次年度当初予算に計上しているところです。

県では、介護職員の処遇改善が確実に賃金に反映されるように取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 対象職員は何名ですか。また支給される総額を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 支給対象者は約1万7000人を見込んでおりまして、1人当たり9000円相当額ですので、12億2400万円の額を当初予算として計上しているところです。ただ、事業所の判断によりまして、他の職員の処遇改善に補助額を充てられるという柔軟な運用が認められているところですので、事業所によっては一律9000円ではなく、多くの職員で分けるというようなことも想定されるところではございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今の答弁はちょっとおかしいですよ。対象職員の賃金に確実に反映されるような指導助言を行うのが県じゃないですか。そういう立場で頑張ってください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 積算として、ケアマネージャー等が入っていないというようなところもございまして、事業所によっては、ほかの職員にも分けるということを考えているところもあるように聞いておりますけれども、いずれにしましても、職員に対しまして確実に賃金上乘せが行われるように実地指導等で確認をしてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 特別養護老人ホームの整備計画を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間で、特別養護老人ホーム395床をはじめ、認知症高齢者グループホーム等の整備により、1289床の定員増を図ることとしております。

県といたしましては、必要なサービス量の確保がされるように、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 もう少し詳しく聞きます。

地域別の特別養護老人ホームの整備内容とそれから入所待機者の解消について伺います。

○議長 (赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長 (名渡山晶子さん) 地域ごとの整備内容というところでございますが、令和3年度から5年度までの3年間に特別養護老人ホーム395床、圏域別でいいますと、広域型特別養護老人ホームとして、南部で70床、八重山圏域で80床、合計150床の整備を行うこととしております。

次に、地域密着型の特別養護老人ホームにつきましては、中部圏域で17床、南部圏域で228床ということで、合計245床整備する計画となっております。

次に、入所待機者の解消というところでございますけれども、令和2年10月末現在で特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は772名となっております。特別養護老人ホームなどの施設整備については、市町村において需要等も踏まえながら、必要量を見込んだ介護保険事業計画——3年ごとに策定しておりますが——これに基づいて整備をすることとなっております。県では、当該市町村計画を取りまとめた沖縄県の高齢者保健福祉計画に基づき、計画的に施設整備に取り組んでいるところがございますので、このような先ほど申し上げましたような施設整備を進めることで入所待機者の解消に寄与するものと考えております。

○議長 (赤嶺 昇君) 玉城武光君。

○玉城 武光君 722名の入所待機者は、その3年度から5年度までの3か年の計画で解消するという予定になっているんですか。

○議長 (赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長 (名渡山晶子さん) 計画のトータルでまいりますと、令和3年度からの3年間で特別養護老人ホーム、1289床整備する予定です。定員増はそれが見込まれるところではございます。ですので、数はただ毎年毎年増加傾向がございますので、できる限り早期に待機者解消できるように、計画どおりに進んでいくように努めてまいります。

○議長 (赤嶺 昇君) 玉城武光君。

○玉城 武光君 できるだけ待機者が解消できるように頑張ってください。

次です。

自然と調和した脱炭素島嶼型社会の実現について質問します。

知事は、昨年令和3年3月26日、沖縄県気候非常事態宣言を発表しました。その中で、沖縄県において

も既に年平均気温が100年当たり摂氏1.19度の割合で上昇しており、今世紀末には台風の強大化、豪雨、高潮等による災害のほか、猛暑日、真夏日の日数が大幅に増加することが予想されている。今後これらの変化に伴う熱中症のリスクの増加や農作物への被害といった県民の生命財産への影響や、サンゴ礁の白化現象などの自然生態系への影響が本県の主要産業である観光業にも大きな損害を与えることが懸念されると述べております。その気候非常事態宣言とともに、温室効果ガスの削減を含む緩和策と気候変動に備える適応策を両輪として、気候変動による影響の防止、軽減に努め、誰一人取り残さない社会の実現のために、ユイマールの精神で一層取り組むということを述べております。

第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画の概要と進捗状況を伺います。

○議長 (赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長 (松田 了君) お答えします。

沖縄県における平成30年度の温室効果ガス排出量は1238万トンで、平成25年度と比較して1.7%減少しております。LNG発電所の稼働率向上や固定価格買取制度導入による再生可能エネルギー導入量の増大及び民生部門におけるLED照明等の省エネ・高効率機器導入によるエネルギー利用効率の改善により、平成17年度のピークから徐々に減少しております。今後は、令和3年3月に策定した第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画に基づき、さらなる対策の強化を図ってまいります。

○議長 (赤嶺 昇君) 玉城武光君。

○玉城 武光君 3月1日の琉球新報に、「気候変動30億人に影響 気温1.5度到達、災害増」の見出しの記事が出ておりました。その国連の気候変動に関する政府間パネルは28日、世界の33億人から36億人が気候変動に対応できず、水害や高温などの悪影響を受けやすい状況にあると報告書を発表しております。この報告書は、産業革命前と比較した世界の平均気温が1.5度上昇すると、サンゴ礁などの固有な環境への悪影響の度合いが増し、2度程度になると熱波や大雨などの極端な気象現象が起こるリスクが増えると分析しております。

緩和策としての温室効果ガスの削減目標と沖縄県の気候変動の現状と将来予測について伺います。

○議長 (赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長 (松田 了君) 第2次地球温暖化対策実行計画では、中期目標として、2030年度までに2013年度比で26%削減することを、長期目標として2050

年度に温室効果ガス排出量ゼロを目指すことを目標に掲げております。昨年10月に国の中期目標が46%削減に引き上げられたことを受けまして、令和4年度に本県の計画を改定し、中期目標の引上げを行った上で、地球温暖化対策を強化してまいりたいと考えております。また、沖縄県における気候変動の現状と将来予測につきましては、昨年3月の沖縄気象台の報告では、沖縄地方の年平均気温は100年当たり1.21度上昇しております。それに伴いまして真夏日が10年当たり2.8日、熱帯夜が10年当たり5.7日増加しているとしております。さらに温室効果ガスが現状のまま増加した場合、今世紀末には、沖縄地方の平均気温は3.3度上昇すると予測しており、20世紀末にはほとんど現れなかった35度を超える猛暑日が57日に増加するとともに、真夏日、熱帯夜も倍増すると予測しております。また、降水量につきましては、1時間に50ミリメートル以上の降雨が発生する回数が2.1倍に増加すると予測しております。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城武光君。

○玉城 武光君 知事は、そう予測されていることがあって、昨年3月に、この気候非常事態宣言を発表したということなので、それと第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画を策定したということなんですね。

次に、この農業、林業、水産業に気候変動対応策と気候変動適応センター設置について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(松田 了君) 地球温暖化対策実行計画では、県内の気候変動による主な影響と対策として、農業分野では高温によるマンゴーなどの果樹への影響に対し、優良品種の開発や安定生産技術の開発を掲げております。また、気候変動適応センターの設置につきましては、気候変動適応法第13条に基づき、本県の気候変動の影響や適応に関する情報収集、整理、分析等を行う拠点として、気候変動適応センターの設置を検討しているところであります。国立環境研究所や沖縄気象台などの関係機関との連携の在り方や、他都道府県の状態も踏まえながら、情報発信における拠点形成のため、どのような体制が望ましいか検討してまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城武光君。

○玉城 武光君 知事、この第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画、非常に立派にまとめられております。知事は宣言をした、それとその対策、知事の所見を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 島嶼県である沖縄県は、特

にこの気候変動の影響を大きく受けやすいという環境にあると思います。亜熱帯海洋性気候の特色あるその島、それぞれの島は、また非常に海拔の低いところに住宅があり、農地があり、その影響は当然海水面の上昇やそれから気温そのものの上昇による農植物等への影響が非常に大きいということが考えられます。そのほか、当然我々エネルギーをできるだけクリーンなエネルギーに変えていかなければならないというそういう取組も含めると、この気候変動に対して、全体的に取り組んでいく方向性をしっかりと示していくことが肝要であろうということで、まとめたものであります。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城武光君。

○玉城 武光君 これ、行政として取り組むことと、それから県民一人一人としてこういう取組をしないとこういう気候温暖化が進みますよということも書かれております。私たち一人一人もそれを十分認識して取り組んでいきたいと思っております。

次に、2050年脱炭素社会の実現に向けた島しょ型エネルギー社会基盤構築事業の概要と構築計画を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(嘉数 登君) 県では、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブに基づき、令和4年度の新規事業として、離島における太陽光発電事業に対する補助のほか、県産木質バイオマス、水素及び水溶性天然ガスの利活用促進に向けた可能性調査を予定しています。本事業及びクリーンエネルギー設備導入に係る税制優遇等により、条件不利性を抱える本県において、これまでの実証事業成果等を活用した民間投資を誘発する仕組みを確立し、エネルギーの脱炭素化と自給率向上に向けて取り組んでまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城武光君。

○玉城 武光君 この再エネ設備等の支援について、もうちょっと詳細な説明をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(嘉数 登君) 当該島しょ型エネルギー社会基盤構築事業の内容ですけれども、主な補助対象設備はエネルギーマネジメントシステムの活用を前提としまして、離島において民間事業者が行う第三者所有モデル事業に係る太陽光パネルや蓄電池等を予定しております。当該事業を実施することによって、電力需要規模や輸送コスト等の課題から再エネ導入が難しい離島において、第三者所有モデルを活用することで一般家庭などの需要側の初期投資の負担をすることなく太陽光発電システムの導入が可能になるという

こと、それから一般家庭等における再エネの自家消費が進む、さらには既存の電気料金に比べて安価な再エネ由来の電気が購入可能と、こういったメリットが期待できるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 第三者何とかということをもう少し詳しく教えてもらえませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

この第三者所有モデルですけれども、発電事業者は一般家庭や会社の屋根や庭などに太陽光パネルや蓄電池等の再エネ設備を設置すると。この場合、設備の設置や維持管理の費用は発電事業者の負担ということになります。一方、その設備を設置する家庭や会社の所有者——需要家——は、使用した分の電気料金を発電事業者に支払うといったようなシステムを指しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 少し分かってきました。

再質問いたします。

再エネ設備等支援の島しょ型エネルギー社会基盤構築事業を実施することによる再生可能エネルギーの電源比率の目標と補助対象、そのメリットについて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 再エネ、エネルギー電源比率目標についてお答えいたします。

県では、脱炭素に向けた国の動向や、COP26等の世界的潮流を踏まえ、数値目標の見直し、それからアクションプランの取組強化を行うため、年度内のイニシアティブ改定に取り組んでおります。改定案としまして、外部有識者、委員会の意見を踏まえ、2030年度の再エネ電源比率目標は着実に達成すべき目標である現行の18%に加えて、将来における技術革新が実現し、これを利用する場合の挑戦的目標として26%、これを併記することとしております。あわせて次世代エネルギーとして水素、アンモニアの活用に取り組むなど、本県のエネルギー脱炭素化を積極的に推進することとしております。

議員からそのメリットというお話がございました。島しょ型エネルギー社会基盤構築事業によるメリットにつきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、3点ばかり繰り返しますがお答えいたします。

この電力事業規模や輸送コスト等の課題から再エネ導入が難しい離島におきましても、この第三者所有モ

デルを活用することで、一般家庭などの需要側が初期投資を負担することなく太陽光発電設備の導入が可能であるということと、さらに一般家庭における再エネの自家消費というところが進むと、さらには既存の電気料金に比べて安価な再エネ由来の電気が購入可能と、こういったメリットが考えられております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 そろそろ時間になりました。

最後に県道整備について質問します。

2019年の議会でも質問しましたが、県道77号糸満与那原線の八重瀬町東風平地内の道路改良整備の進捗状況を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 糸満与那原線東風平・屋宜原工区は、平成27年度に事業着手し、令和2年度末の進捗率は、事業費ベースで約29%となっております。また、令和2年度末の用地取得率は、用地取得面積ベースで約19%となっております。引き続き地元の協力を得ながら、早期完成に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○玉城 武光君 よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ハイタイ グスーヨー チューウ ガナピラ。

ていーだ平和ネット山内末子でございます。

ウクライナの惨状を見るにつけ本当に胸が張り裂ける思いでございます。一日も早い停戦を祈るばかりでございます。

せんだって私は、「命どう宝」という、沖縄の復興と日本復帰に生涯をかけて闘った瀬長亀次郎さん、阿波根昌鴻さんの不屈の闘いの公演を鑑賞いたしました。戦争直後の悲劇、非暴力の闘い、そして命の貴さ、ウチナーンチュとしての魂が本当に終戦直後から復帰時、そして今に至るまで息づいている。変わらぬこの基地の実態や、しかし決して諦めない闘い、死者の魂とともに闘う生き抜く力強さ。どんな状況であっても明るく前向きに生きていく。本当に尊いこの生きざま、誇り高き私たちの先人のたくましい生き方を学び、未来へと引き継いでいく今の私たちの本当の責任を実感いたしまして決意をしているところです。その決意を持って一般質問に入らせていただきます。

1点目の知事の政治姿勢について。

まず1点目、来年日本で開催されるG7サミットの

閣僚会議を本県に誘致したいと言っておりますけれども、その意義と実現に向けての決意を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） G7の関係閣僚会合を誘致することは、沖縄県のさらなる認知度向上、沖縄振興の重要な施策であるMICEの推進や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた沖縄観光回復の後押しにつながるものと期待しております。関係閣僚会合の開催が決定されることは、復帰50周年を迎える沖縄県にとって、インパクトのある事業となります。

沖縄県としては、環境、情報産業、科学技術等の分野の誘致が実現できるよう、知事を先頭に、外務省をはじめ関係要路へ、積極的に働きかけてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 大変意義深いことだと思いますけれども、決定までのスケジュール感を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 国において今後いろんな情報が決定されることとなりますが、現時点で詳細は未定であります。報道や過去の状況から、今年の春から夏にかけて各種情報が順次発表されると見込んでおりますが、今年6月にドイツサミットが開催されますので、その6月までには首脳会合の開催地などが決定されると見込んでおります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 今部長がおっしゃっていたように、本当に意義深いサミットになると思いますので、そういう意味では沖縄の自然、歴史、文化、伝統、人の温かさ、そういうものをしっかりとアピールしながら、来年になれば本当に今の沖縄の経済が少し再興していくんじゃないかという期待が県民の中にはありますので、ぜひ実現に向けて知事を先頭に頑張っていただきたいと思っております。

続きまして昨年、全国初の、沖縄県性の多様性宣言（美ら島にじいろ宣言）を発表いたしました。誰もが自分らしく生きられる、そういう沖縄県の実現を目指して期待する宣言の効果について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 県では、昨年3月の宣言発表後の取組といたしまして、性の多様性に関する専用相談窓口を開設し、各学校等への周知を図っております。また、啓発パンフレット等の作成に当たりましては、県内高校生から希望者を募り、イラスト制作に参加していただきました。このほか、

自治体職員向けハンドブックを今年度中に策定する予定です。こうした取組を進めることにより、美ら島にじいろ宣言、この宣言の趣旨の浸透を図ることで、個人の尊厳や多様性が尊重される心豊かな活力ある沖縄の実現につながるものと考えておりました。引き続き啓発活動などに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん このパンフレット、私も手にしております。（資料を掲示） 高校生が手がけたということで、大変温かみのある優しいパンフレットになっております。こうして高校生や若者に関わりを持たせることこそ、そういった意義のある制度だと思っておりますけれども、何しろ理解だけ、理念だけが広がっていても制度をしっかりと確立していかなければ、課題解決にはやはりまだそこはほど遠いところがありますので、そういった意味で、例えばですけどもパートナーシップ制度、そういうことについては今後どのような形で取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） パートナーシップ制度は、同性カップル等を公的に婚姻相当と認めて登録証を交付する制度でございまして、県内では那覇市と浦添市が既に導入しているところです。

県としましては、現在答弁申し上げましたような相談窓口の設置ですとか啓発活動に取り組んでいるところでございますけれども、このパートナーシップ制度につきましても、全国の状況なども情報収集しながら、県内市町村の先進的な取組も他の市町村と情報共有して意見交換をしてみたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 昨年の東京オリンピックでLGBTの選手が実に185人いたようです。これはその前のオリンピックから3倍にも増えているということ。国際的にはこの性の多様性ということにつきましては、大変理解が広がっているんですけども、日本ではまだまだ理解度、制度の確立が遅れているということ。

そういう意味では、沖縄県も早々と宣言をしたわけですから、しっかりとした制度を確立していかなければ、例えば公営住宅に入居するにしても、家族としてのしっかりとした手続の中にそれが入っていなければ、制度がなければ利用できない。そういった課題がありますので、そういう観点からも、理解だけではなくてしっかりとした制度の確立、これはもう必須だと思っております。

今、沖縄県ではSDGsを観点としながら、学校や社会、企業でもそういった取組も大変進んでおりますので、そういう観点がしっかりとしたものをつくり上げると思っていますので、そういう意味では、ぜひ条例化に向けてもっと加速度的にやっていただきたいんですけれども、その件につきましては担当副知事、どなたかお願いいたします。知事よろしくお願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）は、まず条例化する前に我々の理念、思いを県民の皆さんと共有させていただき、そしてその気持ちがやっぱりウチナーンチュのチムグクルとユイマールにしっかりとつながっていくように、多層的にSDGsの理念なども含めながら、例えば幼稚園、保育所での子供たちの遊びから、小学校、中学校の学生さんたちの教育の中にもそのような考え方が広がっていけば、おのずとお互いがみんな違ってみんないいという考え方になっていくと思います。それには、当然条例を制定し、その条例に沿った計画を立てていくということが重要であろうということも考えておりますので、その社会への啓発も含めながら、しっかりとお互いが助け合っていく、多様性を尊重する沖縄らしい優しい社会をつくっていきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、1955年に起きました少女暴行殺人事件、私の地元でございます。加害者は軍法会議で死刑の判決を宣告されましたが、その後アメリカ本国に帰り、減刑され、そして仮釈放され、死去後は従軍をたたえる墓石までも米政府から贈られております。彼は米軍占領下の中で、沖縄の反体制政治勢力をなだめるために自分が犠牲になったということを主張しております。あまりにも不条理な実態だと思いますけれども、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

1955年に発生した少女暴行殺人事件については、当時6歳の幼い少女が米兵に暴行され、殺害されるという大変痛ましい事件であったと認識しております。また、加害者の米兵が減刑された上に、米政府から従軍をたたえる墓石が贈られたことなどについての報道があることは承知しておりますが、事実であれば、県民感情からも許されるものではないと考えております。

県としましては、米軍人等による事件・事故が繰り返される要因は、過重な基地負担や日米地位協定にあると考えており、引き続き日米両政府に対し、在沖米軍基地の整理縮小や基地負担の軽減、日米地位協定の抜本的な見直しを強く求めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 国策で殺されたと言っても過言ではないと思います。6歳の少女が暴行されて、草を握りしめてごみ捨て場に捨てられていた。この不条理、そして加害者の人権が被害者の命よりも貴ばれているということ。そしてその大統領がこの減刑をし、あげくの果てのたたえるということ自体が、私は沖縄県民の命が虫けら同然に扱われているんじゃないかという憤りを感じております。その御両親は、亡くなるまで自分の子供たちには一切その事件のことを言わずに早くに亡くなっております。そういうことを考えますと、私たちのこの命が本当に地球よりも貴いということ、そのことをみんなでやっぱり考えなければならぬし、沖縄県民の命を預かるものとして、しっかりとここは強く抗議をしていただきたい。そして墓石の――死人にむちを打つつもりではありませんけれども、やっぱり墓石の撤去までも私は求めていかなければならないと、そういう思いを持っておりますので、そのことについてぜひ知事に頑張っていただきたい。一言お願ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 1955年に発生した少女暴行殺人事件の経緯については、恐らく多くの県民の皆さんも、特に我々世代50代、60代以上の皆さんには、非常に厳しい現実と悲しい命の尊厳というものを胸に染み込ませられた悲しい、そして忘れてはならない事件であろうというように思います。今、山内議員がおっしゃるように、やはりその国の制度や考え方の違いはあっても、そこはしっかりと二度と繰り返さないということの確かさをお互いが確認をするということも重要ですし、またそれはこの過重な基地負担をずっと担わされ続けている我々沖縄県から声を出していかないといけない。またその責務でもあらうと思ひます。引き続き、そのことをしっかりと胸に刻みながら対応してまいりたいと思ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ぜひよろしくお願ひいたします。実は、この問題はこの事例だけではなくて、やはり沖縄で重刑を受けながら、本国に帰ると減刑されているという状況が多々出てきているようです。アメリカでは、そういったことをしっかりと検証しているジャー

ナリストの皆さんたちがいらっしゃいます。これはワシントン事務所の皆さんたちと連携を取りながら検証していくべき。そういうことも、戦後50年の歩みの中で、ここはしっかりやっていただきたいと思いますので、これは要望として訴えたいと思います。

それでは続きまして、今年の日中国交正常化50周年、それから福建省との友好県省締結25周年、沖縄県のこれまでの文化や経済の交流、日中両国が外交努力を重ねてきた事実、その事実に基づいて、諸問題解決を図るべきだと考えておりますけれども、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 本県は、600年以上にわたる中国との交流の歴史等を踏まえ、平成9年に福建省と友好県省を締結するなど、友好的な関係を築いてきました。中国とは、留学生の受入れ、派遣や次代を担う若者の交流を推進しているほか、複数の海外事務所を設置し、県産品輸出や県内企業の海外展開等の経済交流を推進しております。また、コロナ禍の前までは、直行便が6路線就航し、クルーズ船の寄港も含め、多くの観光客が沖縄を訪れておりました。本年は、日中国交正常化50周年であるとともに、沖縄・福建友好県省25周年の節目の年となっており、県としましては、友好県省締結の意義を再確認する機会とするとともに、沖縄ならではの交流をさらに深めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん この問題は、私たちの会派の代表質問の中で当山勝利議員からありました。自衛隊のミサイル基地配備について、関連しますのでこちらのほうで伺いたいと思います。

公室長は、ミサイル配備について地元の理解が得られることが重要だということを常々おっしゃっておりますけれども、台湾有事や中国の脅威など、そういったことに関連してのミサイル配備、それから自衛隊基地の強化であったり、米軍の合同演習、訓練の激化、そういうものが進んでおります。そういう観点からすると、今のロシアのウクライナへの侵攻は対岸の火事ではないということ。そうやってきたときにやっぱり基地があるところに攻撃が始まる。そうなるとうるま市、石垣市、うるま市、そこに今配備が決まっておりますけれども、この狭い沖縄でその地域だけの問題だけではないんじゃないかと。これはもう沖縄県全体が地元であるというその意識を持って対応しないといけないんじゃないかと私は思っておりますけれども、その沖縄県が地元だという意識をどういうふうに考えて

いるのか、公室長、お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

今年1月7日の日米の2プラス2の共同声明においては、日本の南西諸島を含めた地域における自衛隊の態勢強化の取組を含め、日米の施設の共同使用を増加させることにコミットした旨が示されております。また、昨年の日米共同作戦計画に係る報道におきましては、有事の初期段階で米海兵隊が鹿児島県から沖縄県の南西諸島に臨時の攻撃用軍事拠点を置くこと、陸自がミサイル部隊を配備している宮古島や、配備予定先の石垣島も軍事拠点の可能性があることが報じられたというように承知しております。

県といたしましては、かねてから沖縄の米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めているところに、自衛隊の配備の増強と、さらに米軍による自衛隊の基地の共同使用が重なりますと、県民に大きな不安が生じるというふうに考えております。議員からございましたとおり、こうした緊張関係が高まる中で、先島を含めてでございますけれども沖縄が攻撃目標となるような事態は決してあってはならないというのが私ども県の考えでございます。引き続き情報収集を行うとともに、政府に対しては、アジア太平洋地域における緊張緩和と信頼醸成への取組の強化を求めてまいりたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 沖縄県にとりまして自衛隊の役割は、やっぱり人道支援であったり、防災支援であったり、不発弾の処理であったりと危機管理の面でも大変必要不可欠なところだということはもちろん認識をしている次第でございます。ただやはり軍備の強化については別だと思っています。そういうことをすることによって、本当に市民の皆さんの不安、それは沖縄戦の教訓、このことを忘れてはいけないというふうに思っております。その観点からも、やはり何のための配備なのか。いざといったときに、市民を守るそのすべはできているのか。ロシア、ウクライナのようにシェルターもない沖縄で、何かが始まったときに市民を守るすべが一体どこにあるのか。そういった議論もしっかりとやっていかなければならないと私は思っております。その議論を差し置いて、有事であったり、周辺地域の問題があるからということで額面どおりに受け止めるのではなくて、しっかりとその議論の前に先頭に立って、この問題に対しては対処していただきたい。そのことを踏まえて、なし崩しになっていくこと、そのことこそが私は、県政の大変厳しい問題が出

てくると思っていますので、その件についてもう一度
お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、米中対立の激化とウクライナ
情勢が厳しさを増す中で、安全保障環境の観点から、
抑止力の強化が言われておりますけれども、ただ一方
で抑止力の強化だけでは、平和と安定というのはなか
なか難しいというふうに考えております。冷静かつ平
和的な外交対話による安全保障の確保というのも重要
だというふうに考えておりますので、県といたしまし
ても、引き続き日米両政府に対しましては、冷静かつ
平和的な外交による安全保障の確保というものについ
ても、しっかりと求めてまいりたいというふうに考え
ております。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん よろしくお願ひいたします。

知事がせんだっておっしゃっていました。やっぱり
ここは日本だからこそ、経済の交流や文化交流、人間
の安全保障こそが大事だということ。そのことを踏ま
えてしっかりと頑張っていたいただきたいと思ひます。

続きまして復帰50周年に向けてお伺ひいたしま
す。

1点目の、復帰50年に向けまして米国占領下の時
代で復帰に至る経緯、復帰後の歩み、児童生徒・若者
にどのように伝えるのか、沖縄の未来をどうつくって
いくのか。子供たちが中心に考える、主体となる事業
が必要だと考えますけれども、その取組について伺
います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県では、令和4年の復帰
50年の節目において、県内はもとより、国内外に向
けて、沖縄のこれまでの発展の歩みや将来の可能性を
発信していくため、外部有識者の意見も取り入れな
がら検討を行い、42の記念事業を決定したところで
す。これら事業の中には、初めての取組として、次世
代を担う高校生が企画立案し、参画する事業も位置づ
けており、効果的かつ魅力的な事業を展開してまい
ります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 学校現場では、教育長、その復
帰50年に向けて生徒たちへどのような授業の展開が
今、取り図られているのかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 今年が復帰50周年に当た
りますので、各学校では特設授業等を年間行事計画に

位置づけまして、沖縄戦から日本復帰に至る過程につ
いて学ぶことにしています。教育委員会のほうとして
は、参考資料を作成しまして学校のほうに配付したい
と思ひます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 今年だけではなくて、これは引き
続きずっと教育の中ではやっていただきたいというふ
うに思ひます。お願ひいたします。

続きまして、沖縄の復帰を国内外に知らしめ、新た
な沖縄構築の議論を創出する情報発信に向けた取組に
ついて伺ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 復帰50周年記念事業に
おいては、「復帰から50年間の歴史を振り返り、先
人たちの労苦と知恵に学ぶとともに、誇りある豊かさ
に向けた展望を発信する」などの視点に基づき、様々
な事業を実施することとしております。具体的には、
沖縄における米軍基地問題を視覚的に分かりやすく整
理し、国内外に広く発信し、沖縄の米軍基地問題の解
決に向けた国民的議論を喚起し、全国的な機運の醸成
を図る米軍基地問題情報発信強化事業や、中国、韓国
等アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に向けた沖
縄との連携の方向性等についての調査を行うとともに
、その成果を広く発信するシンポジウムなどを行う
アジア太平洋地域平和連携推進事業等を実施すること
としております。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん アジア諸国とのシンポジウム、大
変いいことだと思っておりますけれども、前に女性サ
ミットの計画がありましたが、これはその事業と一体
化をしているのかどうかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 復帰50
周年を記念いたしまして、国際的に活躍している女性
たちを招聘いたしまして、シンポジウム等の開催を計
画しているところです。具体的な検討は、今後予算も
計上してからということになりますけれども、引き
続きその方向で検討を進めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん なかなかその女性サミットの件
が——今回所信表明にもなかったものですから、なく
なったのかとちょっと心配いたしました。よろしくお
願ひいたします。

続きまして、この50年間に起きた米軍人・軍属に
よる犯罪検挙数、交通事故発生件数、日本が肩代わり

した賠償額について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県警察本部によりますと、復帰から令和3年までの米軍人・軍属による刑法犯検挙数は4949件、また、統計のある昭和56年から令和3年までの交通事故発生件数は3528件となっております。米軍人等による公務外の事件・事故の賠償に関しましては、米国政府が不法行為を認めないなどにより日米地位協定第18条第6項の慰謝料が支払われない場合や、裁判による確定判決額が米側の慰謝料提示額を上回る場合の差額分などにおいて、これにつきまして日本政府が必要に応じて被害者に対し見舞金を支給する制度でございます。同見舞金の額を沖縄防衛局に照会したところ、個人情報適正な管理のため、回答は差し控えるとのことでありました。

なお、報道によりますと、全国における同見舞金の額は、平成26年4月から平成31年3月までの5年間で約1億8000万円とのことでありました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

山内末子さん。

○山内 末子さん 公室長、ありがとうございます。

事件と事故の件数につきましては資料が出ておりますけれども、今おっしゃっていましたが防衛局から賠償額、見舞金については回答がないとのことでした。私、今三役のほうに——参議院の伊波洋一議員のほうから防衛省にお願いいたしまして資料をいただきました。この50年間日本が肩代わりをした賠償額は、31億円余りというような状況が、資料が出てきております。恐ろしいほどの件数と恐ろしいほどの賠償額でございます。本当に戦後、私たちこの沖縄の中では変わらぬ基地負担で、人権や命が尊厳が脅かされております。そしてまた被害にあっても米軍が知らぬ顔。地位協定に守られているということ。そして加害者が本当に知らぬ顔で、私たちの税金が31億余りも賠償金として使われていることのその意味ということ、大変私たちは考えないといけないと思っております。他国の地位協定の中でそういった賠償制度というのはあるのでしょうか。日本以外に。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

受入れ国が賠償金を肩代わりするような制度につきましては、さきに県が実施した他国地位協定調査にお

いては、近年沖縄県において米軍機による事故や訓練に関する様々な問題が発生していることを踏まえ、調査項目といたしましては米軍に対する受入れ国の国内法の適用、基地の管理権、訓練・演習に対する受入れ国の関与、航空機事故への対応といった4つの観点から調査を行いました。したがって、議員から御質問のあるところの賠償金の肩代わりにつきましては、現時点において把握できていない状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後2時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） 私、今把握できていないと、ただ一点だけ確認できるところによると、米軍人等に支払われる給料等に対して、ポン補足協定と同様に我が国の裁判所の差押え、支払い禁止等の強制執行を可能にする旨を明記する必要があるというようなことでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 補足いたします。

沖縄県が平成29年度に要請したもののの中では、いわゆる給料の差押えというものができない——今は明記されているんですが、それを明記するようと。そのよりどころとしてポン補足協定では、差押え、支払い禁止等の強制執行を可能にすることがありますので、それと同様なことを明記してもらいたいという要請をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん やはりこの問題というのは、知事、全国民が分かっていないといけない。米軍の肩代わりを自分たちの税金で払われているということを踏まえて、全国知事会では、地位協定改定に向けては日々前進していると思っておりますので、このこともしっかりとその中で議論していただいて、ぜひ改定に向けても頑張っていただきたいと思っております。

もう一点、防衛局がそのことを個人の情報だからといって出せないということも、私それはとても問題だと思っております。防衛省は出していただいております。防衛局は——私たち沖縄県はそれを知る権利があると思っております。その出せないルールというものを改定していかなければならないと思っておりますので、その辺はしっかりと副知事、今までずっといろんな事件・事故のたびに防衛局と交渉しておりますけれども、そういったことは多々出てくるんですよ。沖縄県にある防衛局がなぜ沖縄県のことを聞き入れられないのか。その辺のことについても、しっかりとここは議

論をすべき時期だと思っていますけれどもいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 本省と支局に対応の違いがあってはよくないといえますか、あってはならないこと、そもそも論だと思えます。ですから防衛省からこのような資料が提出されたということについては、沖縄防衛局に対してもこのような努力をしっかりと取るようにということで、機会を見てそのような要請もしておきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん よろしくお願ひいたします。

次に、アスベスト健康被害についてですけれども、(1)についてはせんだってありましたのでよろしいです。

(2)の特別遺族給付金の期限が今月いっぱいということですので。対象者への周知徹底が急務ですけれども、その辺についてはどのように進められているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

アスベスト健康被害により死亡した労働者の御遺族で、時効により遺族補償給付を受けられない方を対象とした特別遺族給付金の請求期限が令和4年3月27日となっております。県が補助を行う沖縄駐留軍離職者対策センターでは、沖縄労働局と連携し関係団体に対し周知の強化を図るとともに、今後、新聞折り込みチラシを配布するなど、対象遺族の救済に努めております。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 時間がありませんのでよろしくお願ひいたします。

続けます。若年出産につきまして、沖縄県の若年出産の状況と課題、対応策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 人口動態統計によりますと、沖縄県の出生のうち10代の母親の割合は徐々に減少しているものの、令和2年は1.9%と全国の0.8%に比べ高くなっております。若年妊婦は、妊娠届出時において喫煙している割合や、痩せている割合が他の妊婦に比べて高く、未婚や経済的困難がある割合が高い等の課題がございます。県では、妊婦への禁煙支援・栄養指導等を行う市町村や医療機関の保健指導の充実を推進するほか、若年妊婦等が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、相談支援事業や産婦人科への同行支援等を行ってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 実は私36歳のときに市議になりまして——古いですね。30年近くなっていますけれども、そのときにこのことを市議会の中で問題にしましたら、女性の皆さんたちから、こういうことを議会で発言するべきではないと。そういう時代でした。若年出産が恥ずかしいという、隠していく時代があったんです。それから今、本当に行政がしっかりと頑張っていたら、そういう支援をやっていること。ただ沖縄県の貧困の連鎖というものは、やっぱりその辺のところにとっても起因していると私は思っています。その要因といたしましては、単なる男性関係だけの問題ではなく、性暴行であったり性被害であったり、家族を養わないといけない、風俗で働かなければならない、そういった闇の部分が多々あると思っています。そういうところもしっかりとどういうふうに解決していけば若年出産が減っていくのか、課題解決ができるのか。その要因もそれぞれですから、それぞれの要因をしっかりと確認しながら、そしてそれに合った支援の仕方をぜひ検討していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 若年出産につきましては、背景にはいろいろな問題、課題があると思えます。議員おっしゃいますとおり、貧困の連鎖に関わる重要な事案でもございますので、県としましては、若年妊婦支援事業というものを平成3年度より始めておりまして、そういった支援も行っておりますが、根本的にはやはり母子健康包括支援センターにおいて、妊娠・出産から子育てに至るまで包括的な支援が必要だと考えております。そのような中で、事案に応じた適切な相談体制へ引き継ぐというような体制を取ることが一番だと思いますので、そういった対策を取ってまいりたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん これは皆さんだけではなくて、やっぱり教育の現場、学校教育の中で性教育であったり、思春期教育、とても大事だと思っております。命の大切さや自分の命、そして人の命までも大切にしていける。そういうことについては、広報活動も含めて、教育長どのような形で進められておりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 国のほうでも、性被害に対する取組、予防月間ということで令和4年度までやっているところでございます。教育委員会のほうでも、

学校保健計画等に位置づけてしっかり取り組むように指導しているところですし、特に文科省のほうが分かりやすい教材も作成しておりますので、そこをしっかりと低学年の段階から高校まで、これを活用した授業などを展開していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 施設の整備に対しましても、やっぱり今、ほかの民間の皆様たちが頑張っただけで宿泊型の施設を造っておりますけれども、そういうことも——金城議員からもありました。そういう意味では、全県的にあと幾つか必要だと思っておりますので、ぜひ御努力をお願いしたいと思っております。

続きまして、本県の経済状況につきまして、コロナ禍の中で疲弊する経済状況ですけれども、全国では緩やかに回復しているという数字が出ております。本県の情勢はどうなっておりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

民間の調査会社によると、本県の実質経済成長率は、2020年度が対前年度比マイナス5.6%と減少したものの、2021年度が同2.5%増の実績を見込み、また、2022年度の見通しが同2.3%増になるとしており、先行きは全国と同様に改善するものと考えております。当面は、全国的にもオミクロン株の感染拡大によりまん延防止等重点措置が講じられていること等から、引き続き感染症による経済への影響に注視する必要があると考えております。そのため、まずは域内需要から、段階的に域外への需要喚起策を実施するとともに、産業全般のDX化とイノベーション創出による稼ぐ力の強化に資する取組をきめ細やかに講じ、経済活動の回復と成長に向けた取組を推進してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん コロナ感染防止対策の協力金の中で、支援策に係る課税が発生いたしますけれども、その辺で大変迷っている方々がいらっしゃるということですが、その辺のことについてはどのように把握していますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後3時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 感染防止対策協力金等につきまして、直接課税の対象とするものではござい

せんが、収入でございますので、法人税等の税額計算の基となる収入金額には含まれるものとなっております。具体的には、売上げや協力金等を含めた収入金額から、事業運営に要した費用を差し引いて利益がある場合に限り課税されるというような形になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 時間がありませんので進みます。

次に、スポーツ振興について。

まず、沖縄空手のユネスコ無形文化遺産登録に向けての取組状況を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、沖縄が世界に誇る伝統文化である空手を次世代に保存・継承し、空手発祥の地・沖縄を国内外に広く発信するため、知事を会長として幅広い関係機関で構成する沖縄空手ユネスコ登録推進協議会を設置し、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた県民の機運醸成や調査研究に取り組んでおります。昨年12月には、文化庁長官をはじめ、スポーツ庁長官、観光庁長官、内閣府沖縄担当大臣へ登録に向けた協力・支援の要請を行ったところです。今後も、国の関係省庁と一層の連携を図りつつ、早期の登録実現を目指してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 大変いい取組だと思いますけれども、クリアする課題や問題についてはどのようなものがありますでしょうか。また登録までのスケジュール感についてもお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 沖縄空手は、平和を尊ぶ精神性や地域社会、県民生活との密接な関わりを持つこと等を特徴とし、ユネスコの登録基準に示されている、口承の伝統表現、社会的慣習、儀礼・祭礼行事、芸能の分野に該当する無形文化遺産である旨の検討結果がまとめられたところでございます。また、国においては、これまで無形文化遺産の提案対象としてこなかった生活分野の茶道であるとか書道、和装等を新たな提案対象とする方向で検討が進められておりますので、こういった動きを捉まえながら、県内の機運を盛り上げつつ、関係要路に働きかけていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 県民に親しまれるということでは、私は以前に空手会館で剛柔流の海外セミナーを拝見したことがございます。人種も性別も国籍も違う皆さんたちが、本当に全力で取り組んでいる姿、圧巻の姿を見ながら、やはりこの空手が世界で重要視されているということを実感いたしました。そういう観点からも、やはりこの無形文化遺産ということが登録されれば、さらに広がると思いますので頑張ってくださいと思います。

それから次の、沖縄空手振興ビジョンロードマップが昨年12月にスポーツ庁からスポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰を受けたようですが、県は空手振興として今後どのような施策に取り組んでいくのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄空手振興ビジョンロードマップの各種施策の取組が、他の自治体を先導する優良なスポーツ・健康まちづくりの取組であると評価され、昨年12月にスポーツ庁長官より、スポーツ・健康まちづくり優良自治体として表彰されましたことは、本当に心うれしく思います。

沖縄県としましては、今回の受賞を契機に、空手発祥の地・沖縄の認知度向上とブランディングを行っていきたくというように計画をしております。また、沖縄空手会館を拠点とした情報発信、世界大会や空手の日記念演武祭の開催等による交流人口の拡大により、観光産業をはじめとする各種産業への経済波及効果を増大させていきたいと思っております。世界中には、空手愛好家と呼ばれる方々が1億2000万人を超えていると言われています。ですから、その人たちにとってのメッカは本当に沖縄だということで、沖縄に来て町道場で先生方から指導を受ける。そのことに非常に誇りを持っているということも、よく話に聞いております。そのようにこの発祥の地における空手が、沖縄経済を成長させる新エンジンとなれるよう、各種の施策に力強く取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん オリンピックで喜友名選手が金メダルを取って、世界にも本当に空手のすばらしさが広がったと思いますけれども、残念なことにオリンピックでは空手が次も次もないのかな。そういう意味ではさらなる、次、その次に向けて空手が参加できるような取組、これも必要ではないかと思っておりますけれども、知事どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 喜友名選手が、空手が初め

て正式種目となった大会で金メダルを取ったことは歴史的なこと、本当に大変栄誉なことだと思います。そして喜友名選手は、また世界大会でも連覇を重ねておりますし、いろいろな大会における活躍もそうですが、やはり沖縄が子供からお年寄りまで空手に親しんでいるという日常風景をユネスコの無形文化遺産として登録することによって、なお一層興味や関心が高まっていくと思っておりますので、そういう総合施策的な空手のビジョンロードマップをしっかりと計画どおり進めていきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 頑張ってください。

プロ野球キャンプ、今年は有観客で行われておりますけれども、経済効果の見通しについて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） プロ野球キャンプの経済効果は、令和元年度は約122億円、無観客実施となった令和2年度は約23億円と試算されております。今年度の経済効果は今後試算される見通しですが、有観客で開催されたことにより、地域経済に対する一定の効果があつたものと認識しております。

県としましては、引き続き市町村等と連携し、本県のスポーツ環境の魅力をアピールすることにより、プロ野球キャンプをはじめ様々なキャンプ合宿の誘致に努めるとともに、多くの方に見に来ていただけるよう取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 全国的にコロナ対策が長引く中で、沖縄県の職員の労働環境は厳しい状況だと思っておりますけれども、県の実態と対応についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急的な業務などに対応するため、職員の兼務発令や日々の動員等の結果、職員の負担は増えている状況でございます。このような状況を改善するため、令和4年度は2課を新設するとともに、職員定数を53名増員したところでございます。今後も、臨時的任用職員や会計年度任用職員の増員、業務の委託化、業務継続計画による確実な業務見直し等を一層進め、職員の負担軽減に努めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 今年が復帰50年という節目の年になっております。これまでの50年、それから未来

へのバトンを渡していく、そういう責務を持った知事をはじめとした県職員の皆さんたちの頑張りに心から敬意を表しますとともに、知事におきましては、私たちもこれからの未来に向けてしっかりと皆さんを支えていくこともお約束をいたしたいと思えます。

それから、そういう中で先頭に立っていただきました謝花副知事をはじめ、大城部長、金城教育長、棚原企業局長——棚原企業局長におかれましては、座間味村の問題であったり、P F O Sの問題であったり大変厳しい状況があったと思えますが、しっかりと対応していただきましてありがとうございます。これからはまたひとつよろしく願ひいたします。

そのことを申し上げて終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

〔喜友名智子さん登壇〕

○喜友名 智子さん 立憲おきなわの喜友名智子です。

まず所感を述べたいと思えます。

昨日、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻につきまして、早期停戦と撤退、平和的手段による早期解決の決議を県議会でも可決いたしました。民間人を巻き込む一方的な武力による侵攻、断固として反対をいたします。そして同時にこの問題、旧ソ連邦が崩壊した後、ロシア側がN A T Oの東方拡大を警戒し、疑心暗鬼が重なるに重なるに重なった結果ではないかという指摘もあります。数十年の外交の失敗ではないかという歴史的な重みも同時に考えながら、しかし民間人の命を一方的に奪う行為は絶対に許されないことを改めて確認いたしたいと思えます。

それでは、一般質問に入ります。

1、男女共同参画社会推進について。

3月8日は国際女性デーです。これは1904年にニューヨークで女性参政権を求めるデモが行われたことがルーツと言われています。一方、沖縄では1945年9月、米軍施政下だった時代に日本よりも早く女性が参政権を得たという歴史があります。まず石川など10を超える地区で戦後初の市議選、市長選が行われました。そして1958年には女性初の立法院議員として宮里初子さんが当選。政策決定の場に女性が登場すること、そしてその議席を増やしてきたこと、先輩方のつくってきた道に感謝をしながら心からの敬意を表します。

さて、同じように県の幹部人事も沖縄県が男女共同参画社会を進め、また同時にジェンダー問題にどれだけの力を入れているかという社会へのメッセージになる

うかと思えます。

そこで伺います。

(1)、第6次沖縄県男女共同参画計画～D E I G Oプラン～(案)に向けて、第5次計画までに達成した実績、第6次計画での課題と目標を伺います。

(2)、令和元年度女性の環境や能力向上に関する調査の結果は、今後の県男女共同参画行政にどのように生かされるでしょうか。

(3)、県の管理職と審議会での女性比率の現状を伺います。

2、沖縄振興策について。

(1)、新たな振興計画(案)の中で、今回、海洋島嶼圏という言葉に非常に注目をしております。海洋島嶼圏、離島の不利性克服、持続可能な島嶼地域について、それぞれ何を問題意識とし、何を解決し、知事の公約である新時代沖縄の実現につなげようとしているでしょうか。

(2)、計画(案)の展望値で令和13年度時点での1人当たり県民所得を291万円とした経緯について伺います。

(3)、同じく展望値に新たに追加された域内自給率を令和2年度の71.5%から73.4%とした経緯を伺います。

(4)、染織物産業の振興について現状と課題、今後の取組について伺います。

3、新型コロナウイルス対策について。

年明けから急拡大した第6波は、新規感染者数が下がり切ることなく、また増加しているようにも見受けられます。これから年度末と新年度を控え、新しい変異株が上乘せされて、さらに陽性者、感染者が拡大しないか懸念をしています。

そこで伺います。

(1)、今後のP C R検査体制と陽性者の入院・療養体制について。

ア、第6波では子供たちへの感染が多いことが指摘されています。県内の保育園・幼稚園・こども園、小中学校、高校における検査体制と感染——これは陽性者です——が判明した際の対応について伺います。

イ、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の県内対象世帯と、そのうち子供を養育するにもかかわらず受け取れなかったひとり親世帯、またその対応について伺います。

ウ、小学校休業等対応助成金の県内での実績について伺います。

エ、抗原定性検査・陽性者登録センターの運用実績を伺います。

オ、PCR検査、抗原検査の目的について伺います。

(2)、次年度の県コロナ対策体制について伺います。県コロナ対策本部、感染症対策専門家会議、疫学・統計解析委員会、緊急経済対策本部、経済対策関係団体会議は今の体制で継続されるのでしょうか。

(3)、これまでの新型コロナ対策の経験を通じて、県行政としてどのような経験則を蓄積しているのでしょうか。特に公衆衛生分野の分析をしたり、政策立案したりする人材は育てているのでしょうか。

4、我が党の代表質問との関連について。

(1)、崎山嗣幸議員の代表質問11、県農産物種苗生産に関する条例の取組について伺います。

この条例は、昨年パブリックコメントを1度延期した経緯がありました。その分、多くの県民の意見が寄せられたと思いますが、その内容について伺います。

(2)、同じく代表質問の13、健康増進事業の推進について伺います。

奥武山公園のラバーブロックの修繕について、地域から相談がございました。担当課からは管理体制など資料も御提供いただき、公園にも出向いてお話を伺いました。

そこで伺います。

ラバーブロックは消耗すると浮いたり、外れたりして足元が引っかけたり転んだりする危険性があります。現状についてどう認識しているのでしょうか。

(3)、修繕に当たっては、ラバーブロックの値段の高さが課題となっています。一方、市内の別の公園ではブロックではなく、ゴムチップ舗装での修繕が進んでいます。奥武山公園についてはどう対応するのでしょうか。

以上、御答弁のほどよろしく願いをいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 喜友名智子議員の御質問にお答えいたします。

2、沖縄振興策についての御質問の中の(1)、海洋島嶼圏等の問題意識と新時代沖縄の実現についてお答えいたします。

海洋島嶼圏を構成する離島の振興に向けては、条件不利性の視点に加え、島々によって異なる自然環境や景観、個性と魅力に富んだ伝統文化等、離島が持つ潜在力を一層発現させることで、新時代沖縄の実現につなげていく必要があります。新たな振興計画(案)においては、離島の振興に向けて、引き続き離島住民等の移動に係る負担軽減に取り組むほか、条件不利性の

克服のためデジタル化の推進として、5Gなど次世代情報通信基盤の構築、ICTや先端技術を活用した遠隔教育や遠隔医療の推進、そして電気自動車など島嶼型モビリティの導入やスマート農林水産業の確立等に向けた取組を推進することとしております。加えて、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた島内電力の100%再生可能エネルギーの導入促進など、世界に誇れる島嶼型環境モデル地域の形成や、島の自然・文化を尊重した持続可能で質の高い離島観光の振興等にも取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 1、男女共同参画行政についての御質問の中の(1)、第6次沖縄県男女共同参画計画の課題等についてお答えいたします。

今年度で終期を迎える第5次沖縄県男女共同参画計画では、57の具体的施策により男女共同参画を総合的に推進してきたところです。この間、育児及び介護を支える環境づくりやひとり親家庭に対する支援など、一定の成果を上げたと考えておりますが、一方で県民意識調査によると、男女の不平等感は、依然として高い状況にあります。次期計画においては、男性の育児休業取得の促進や、政治・経済・社会などあらゆる分野の政策・方針決定過程への女性のさらなる参画などに取り組み、性別に関わりなく個性や能力を十分に発揮できるジェンダー平等の実現に力を尽くしてまいります。

同じく1の(2)、女性の環境や能力向上に関する調査の活用についてお答えいたします。

令和元年度に実施した女性の環境や能力向上に関する調査では、半数以上の女性が、家庭との両立を理由に自身のキャリアアップを望んでいないことや、9割以上の女性が毎日の家事を主で担っている実態などが見えてきました。この調査を踏まえ、県では、女性人材育成講座でいる塾の充実や、組織のリーダーによる女性のチカラ応援宣言、男性の家事・育児参画の促進など、女性が活躍しやすい環境整備に取り組んでおります。

同じく1の(3)の御質問のうち、県の審議会等委員における女性比率についてお答えいたします。

令和3年4月時点の県の審議会等における女性委員の割合は、審議事項に係る専門分野や関係団体等の代表者に女性が少ない現状も影響し、30.7%となって

おり、第5次沖縄県男女共同参画計画で目標として定めた40%には届かなかったところです。

県としましては、次期計画の下、改選時の事前協議や関係団体への女性候補者の推薦依頼等に取り組み、令和8年度までに目標の40%を達成できるよう、引き続き女性の政策・方針決定過程への参画促進に努めてまいります。

次に3、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の(1)のイ、子育て世帯への臨時特別給付についてお答えいたします。

県内において、本給付金の対象となる児童は、18歳以下の約31万人となっております。本給付金では、基準日以降の離婚等により、子供を養育しているにもかかわらず給付が受けられないケースがありますが、離婚協議中などの理由により、世帯数の把握は困難となっております。給付金の受け取りについては、令和4年2月末時点で児童を養育している方が給付対象となるよう見直されたところであり、県としましては、漏れなく支給されるよう、市町村と連携し周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 池田竹州君登壇]

○総務部長(池田竹州君) 1、男女共同参画行政についての(3)、県の女性管理職の比率についてお答えいたします。

内閣府がまとめた地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況によりますと、令和3年度における教職員を除く県全体の課長級以上の女性管理職は85名、14.9%となっております。全国第6位となっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 2、沖縄振興策についての(2)、1人当たり県民所得についてお答えいたします。

1人当たり県民所得の展望値は、計画に位置づけられた諸施策事業の成果等を前提に、目標年次である令和13年度の見通し値としての位置づけとなります。1人当たり県民所得の推計に当たっては、令和13年度における観光収入や農林漁業産出額などの成果目標値を計量経済モデルに投入し推計しており、有識者から成る委員会における審議を経て決定されたものです。本県経済の見通しとしては、令和5年度にはコロナ前の水準に回復し、その後は、年平均2.1%程度

の経済成長率で推移し、その結果、令和13年度の1人当たり県民所得は291万円になることが見込まれます。

同じく2の(3)、域内自給率についてお答えいたします。

沖縄県は、農林水産業や製造業といった生産部門の割合が低く、商品や原材料の多くを県外からの移入に頼らざるを得ず、その結果、県外に所得が流出し、域内経済循環が不十分であることが指摘されていたことから、県内外の総需要を県内総生産でどれだけ賄えたかを表す新たな指標として、域内自給率を設定しております。域内自給率の推計に当たっては、域内経済循環に関係する公共工事の地元企業受注率や、農林漁業産出額などの成果目標値等を踏まえ、計量経済モデルにより算出したものであり、有識者から構成された総合部会等の審議を経て設定されたものです。域内自給率の見通しとしては、域内経済循環を向上させる諸施策の展開により、令和2年度の71.5%から令和13年度は73.4%となると見込まれます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 2、沖縄振興策についての(4)、染織産業の振興についてお答えいたします。

令和2年度の県の調査によると、染織産業の生産額は約9億6500万円、従事者数は795人、1人当たり生産額は121万4000円であり、10年前の平成22年度の生産額約12億6400万円、従事者数870人、1人当たり生産額145万2000円と比較して、いずれも減少傾向にあります。染織は技術習得に時間を要することや、市場ニーズに十分に対応し切れていない等の課題があることから、今後はおきなわ工芸の杜を中心に、段階的な人材育成を継続するとともに、普段使いも可能な商品開発を後押ししながら、作り手と異業種の交流を促進し、販路開拓に取り組んでまいります。

次に3、新型コロナウイルス対策についての(1)のウ、小学校休業等対応助成金の県内実績についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、同制度の適用が開始された令和3年8月1日以降の県内支給実績は、令和4年2月10日時点で、企業からの申請593件に対し、支給決定件数は450件、支給金額は9491万3410円となっております。

県としましては、国と連携し、県内事業主や労働者、関係機関などに対し同制度の周知に努めるととも

に、労働相談業務において情報提供を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 3、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の(1)のア、保育所、学校における検査体制についてお答えいたします。

学校、保育所等において、陽性者が発生した場合、クラス単位で幅広く検査を実施してきたところですが、第6波における感染の急激な拡大に伴い、検査に時間を要したことから、一時、学校については濃厚接触者を対象として実施していたところですが、委託体制や運営方法の見直しを図り、クラス単位の幅広い検査を順次再開しているところです。

なお、保育所等については、第6波においてもこれまで同様に接触者も含めた幅広い検査を継続しております。

同じく3の(1)のエ、抗原定性検査・陽性者登録センターの運用実績についてお答えいたします。

県では、抗原定性検査キットを用いた自主検査の結果に基づき、電話等のオンラインにより医師の診断を受けることができる抗原定性検査・陽性者登録センターを令和4年1月26日に開設しております。センターでは、これまでに178件の発生届出を行い、速やかな健康観察等の支援につなげてきたところであり、現在、県民向けの一般無料検査や接触者PCR検査センター等による円滑な検査が可能であり、医療機関への受診が困難な状況も改善しているため、陽性者登録センターについては、即時に再開可能な体制を維持しつつ、2月末をもって運用を一時休止しておりますが、感染状況等に応じて迅速に対応してまいります。

同じく3の(1)のオ、PCR検査、抗原検査の目的についてお答えいたします。

PCR検査及び抗原定量検査については、検出感度が高いことから、症状の有無を問わず診断に用いられております。採取が容易な唾液を検体とすることが可能ですが、検査機器が必要であり、結果判明までに一定の時間を要する検査となります。一方、キットを用いる抗原定性検査については、PCR検査等と比べて感度がやや落ちるため、無症状者には推奨されておりません。鼻腔等から検体を適切に採取する必要がありますが、その場がかつ短時間で結果が判明するため、迅速に診断する場合などに用いられます。それ

ぞれの特性を踏まえた検査が選択されるものと考えております。

同じく3の(2)、令和4年度のコロナ対策の体制についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に係る重要事項の決定に当たっては、新型インフルエンザ特別措置法に基づき設置される沖縄県新型コロナウイルス対策本部において、知事を本部長として総合調整を図っています。対処方針等の決定に当たっては、疫学・統計解析委員会からの毎週の発生動向報告や分析結果の報告を踏まえ、感染症対策専門家会議から科学的かつ専門的な知見を得るとともに、経済対策関係団体会議から経済対策に係る意見の提出を受けております。令和4年度は、各分野の専門的な立場からの意見を反映させる体制に拡充することとし、引き続き知事の陣頭指揮の下、対策本部の体制により、全庁を挙げて、感染症対策に取り組んでまいります。

同じく3の(3)、コロナ対策に係る経験及び人材についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、一旦、感染が収まっても、再拡大を繰り返すこと、幼年・若年層、壮年層、高齢者など年齢階層により、感染の広がり方や入院率が異なることなどから、流行状況に応じた措置を講ずる必要があります。これらの経験を踏まえ、医療提供体制の確保、検査体制の拡充強化、ワクチン接種の促進等に係る新たな課題については、適宜、新チームを立ち上げ対応してきたところであり、さらに、医療コーディネーターを含めたコア会議において、医療、介護、福祉のネットワークを構築し、現状共有、課題分析を行うとともに、衛生環境研究所においては、多くの疫学データを収集・分析し、蓄積されているところです。これらの取組が政策立案を担う人材の育成につながっているものと認識しております。今後も、政策立案と各種対策を並行して実施することが求められるため、対策本部総括情報部の体制については、新たに感染対策統括監を設置し、現在の2課体制から3課体制へ拡充して対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 4、我が会派の代表質問との関連についての(1)、パブリックコメントの主な意見についてお答えいたします。

沖縄県農作物種苗生産条例の制定に当たり、県民の意見等を把握するため、昨年10月15日から11月30日

までの47日間に行ったパブリックコメントでは、80の個人・団体等から意見が寄せられました。主な意見としましては、1、伝統的農作物の保存・活用、2、生産者の役割及び消費者の視点、3、生産者が行う自家増殖、4、遺伝子組換え作物の取扱いの規制などの意見がありました。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 4、我が会派の代表質問との関連について(2)、奥武山公園のゴムブロック舗装の現状についてお答えいたします。

奥武山公園のゴムブロック舗装については、整備後約10年経過し、一部において経年劣化による、ひび割れ、隙間、浮き等を確認しております。県は、修繕の必要な箇所について、優先順位を決め、順次、修繕工事に取り組んでいるところであります。引き続き、適正な公園施設の維持管理に努めてまいります。

同じく4の(3)、奥武山公園のゴムブロック舗装の修繕についてお答えいたします。

奥武山公園のゴムブロック舗装については、経年劣化による、ひび割れ、隙間、浮き等が生じている状況であります。その修繕については浮き等が生じにくいゴムチップ舗装に見直し、修繕工事に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 御答弁ありがとうございます。

まず再質問、女性の管理職や審議会の登用についてお伺いをいたします。

せんだって部局から各部局ごとの審議会における女性の登用状況調査表、それぞれ数字としていただきました。大変参考になっております。これを見ますと、特に女性を審議会で登用している率が部局によってかなり差があるように見えるんです。その実態についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 県の様々な審議会においては、答弁も申し上げましたけれども、専門分野であったり関係団体等の代表者に女性が少ない等の理由により割合が低くなっている部局もございます。商工労働部などは低い状況となっておりますのでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん ありがとうございます。

数字を見ますと、平均が答弁いただいた30.7%で、部局ごとに大体36%前後のところが多くて、今、名渡山部長から答弁いただいたように商工労働部が14%台と、かなり頑張っていたきたいなという数字になっております。この数字、どのように今御認識されているのでしょうか。どのように人材選定を進めておられますか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 商工労働部のものも含めて、やはり先ほどありましたように、審議会は各界からもいろいろお願いしているところですけども、その役員等がやはり男性が多いというような実態があるようでございます。ただ、商工労働部のほうは会議——私そこで会長を務めていますのでお聞きしましたところ、やはり努力をしているということで、働きかけを行って、必ずしも会長でなくてもいいので、その団体の女性の方を、幹部として副でもいいので出してもらいたいという働きかけを行って、僅かながら伸びているというような報告がございました。それからほかの土木関係では、そういった女性を登用することについてまたある程度のインセンティブを与える工夫なども行ったらいかがでしょうかというような提案などもありました。女性登用は玉城県政において重要な課題だと考えておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん すみません。商工労働部など名指しで言ってしまったようで。

ただ、内訳を見てみると、商工労働部の中でも審議会によって本当に差があるんですね。委員会によっては女性比率が50%のところもちゃんと3つあります。ただやっぱり、登用率がゼロの審議会もあって、こういう差が平均値に出てきているのかなと思います。今、副知事から御答弁ありましたように、女性を委員会、審議会に選出していただきたいという働きかけ、ぜひ続けていただきたいです。

これも県の取組で、人材情報提供事業というものを女性力・平和推進課で行っていると承知しております。この取組について概要をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 県では、各分野で活躍している女性に関する情報を収集・登録して公表することにより、県や市町村の各種審議会等への女性の登用促進や諸活動への女性の参画促進を図ることを目的として、人材情報提供事業を行っているところです。この事業で作成した女性の人材育成リス

トは、県のホームページで公表しておりますので、このような事業を通して引き続き活用を呼びかけて、女性の政策方針決定過程への参画を促してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん このリストを取りまとめている女性力・平和推進課が、さらにこの事業を拡充していくこと、そしてぜひ県の全ての部署が一元化されたこの情報を活用していただくことで、女性の審議会への登用率、上がるのではないかと期待をしております。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時51分休憩

午後3時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○喜友名 智子さん 次に、種苗条例についてお伺いをいたします。

昨年、パブリックコメントの募集期間を延長して、今回議案として出てまいりました。まず、条例として形になってきていること、これまでの農林水産部の職員の皆様方の御尽力、本当に感謝をいたします。ただ、パブリックコメントの全容と、あとそれに対しての部局の見解、これがまだホームページなどに公開されていないんですね。なので、それがどのように条例案に反映されたのか、直接は私もまだ確認できていない部分がございます。

そして答弁の中にあつたパブリックコメントの中で要望のあつた点、4項目挙げていただきました。この中でやはりぜひ条例の中に入れ込んでほしいというのが、種取り農家さんはじめ、種を自家採種することを条例に含んでくれという要望、かなりあつたんじゃないかなと思っております。この自家採種については、条例の中でどのように反映されているでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 種苗法の改正によりまして、今年の4月から登録品種の自家増殖は、品種育成者の許諾が必要となります。そのため県では、県内生産者に対し、県が育成した登録品種について、第三者に種苗を譲渡しないことなどの利用条件を遵守することで、自己の栽培に用いるための増殖許諾手続を不要とすること、また許諾料についても徴収しないことについて昨年の10月、県のホームページ等で周知を図ったところであります。そのため、種苗条例の中には自家増殖については規定しておりません。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 国の種苗法の改正に対応して、取扱いの許諾料が必要ないという運用にしますという文書を作り、それとは別に条例をつくったというふうに理解をしています。ただ、これはやはりぜひ条例に含めてほしい部分なんですね。県内の農家の多くが懸念していることは、県が有する遺伝資源、サトウキビやサツマイモなどが引き続き、従来と同様に利用できるかどうかなんです。今はこの取扱いの文書で担保されていますよということでしたけれども、この部内のどなたが決裁権を持っているのか詳細把握していませんが、部内の中で決裁でなくなってしまうかもしれないという文書、これは拘束力がどの程度あるのかという不安、やはりございます。ぜひ条例の中に入れ込んでほしいなと思っております。

この文書、この条例とは別にした理由、いま一度お聞かせいただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時55分休憩

午後3時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 許諾等の条文につきましては、内部で検討しました結果、他府県の状況、それからこれまでの取扱文書と勘案しまして、条例とは別途に県民に対してホームページなどで公表することがより周知を図れるだろうということから、条例とは別途に決めております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん やはりここは行く行く、条例の中に一本化をして、拘束力の強いものにしてほしいと要望をいたします。

次に、この条例案の中で、種苗の治験提供の依頼が民間からあつたときに、審議会で議論をするとあります。その後、決定は知事がしますというふうになっていますけれども、これ例えば国の方針と異なる場合、知事が異なる決定をするのはなかなかハードルが高いのではないかとと思われるんですね。国の種苗法についての方針とこの審議会の方針が異なつた場合、知事が国の方針と違つた判断をするということは実際には可能なかなと厳しく見ているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時56分休憩

午後3時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 令和3年4月1日付で、農林水産事務次官通知によりまして、都道府県が有する種苗の生産に関する治験の民間事業者への提供に当たっては、その考え方を確認した上で、我が国農業の競争力の向上に資するか判断し提供することとされております。このことから、種苗条例では、本県の農業の振興に資するか審議をしまして、提供の可否を判断することは可能というふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 分かりました。

次に、今、こういったちょっと手続論的なお話をさせていただいたんですけれども、やはり種苗条例を何のために制定するのかという理念の部分、ここはまだ突っ込んで検討する部分が、議論する部分がないかなと思っております。例えば、長野県の種苗条例の場合、理念の部分にこう書かれているんですね。「主要農作物の種子の生産は、他の品種との交雑及び種子の流通の国際化により種子の供給が不安定になるおそれがある」と、「優良な種子が消費者への安全で安心できる食料の安定的な供給に資するものであるという認識の下に行われなければならない」と長野県は理念でこうなっています。しかし沖縄県の種苗条例を見ますと、このような目的の部分少し薄いかなど感じているんですけれども、県の理念の部分、こういったこと議論されたことはあったんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 長野県の種苗条例を見ますと、基本理念には、優良な種子の品質の確保及び安定生産、消費者の安全で安心な食料の安定的な供給、それから関係団体等が相互に連携して協力することなどを定めているというふうに感じております。本県の条例の基本理念も、長野県の条例の基本理念と同様な扱いをしているというふうに考えております。

県議からの御指摘のことにつきましては、この条例以外にも、一昨年の答弁でもございますけれども、遺伝子組換え作物等のガイドライン等についても検討するということが答弁しておりますが、この条例とは別途、他府県等の事例も見ながら少し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん ぜひよろしく願います。

実はこの条例案が出てから、パブリックコメントの

ときにオープンになっていた条例案と今回議案として提案された内容がかなり違うと。ちょっとありていには言えば内容が薄くなっているという厳しい御指摘も少なからず受けております。やはりここはパブリックコメントをもう一度議論していただいて、条例にできるだけ生かしていくという方向性は持ち続けてもらいたい。特に、先ほど申しました民間の業者へ種苗の治験を提供されるときに審議会、この中に消費者、それから農業生産者の代表という明記がございません。これはやはりしっかりと明記をしてほしい。さらに遺伝子組換えとゲノム編集作物の取扱いもぜひ記載をしてほしいという声、やはり多いです。今部局から話を聞いたときには、組換え作物、それからゲノム編集の作物については、消費者行政の分野であろうという議論があったと聞いております。でしたらぜひ、この消費者行政を担当する部署とも協議して、こういったパブリックコメントの声をぜひ反映させていただきたいと、これは要望として述べておきます。

休憩お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時1分休憩

午後4時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○喜友名 智子さん 新型コロナの次年度の県の体制なんですけれども、この中でもまず経済部門についてお尋ねをさせていただきます。

昨年11月の一般質問で、那覇空港の国際線の再開についてお尋ねをいたしました。そのときは感染状況が落ち着くのを待ってからという答弁と覚えているんですけれども、ただ国際線再開に向けての準備は着手できるのではないかと申し上げた記憶がございます。その後進捗はどうなっているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時2分休憩

午後4時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 国際線の再開に当たっては、空港内での人検疫に係る体制をどう再開していくか、整備していくのかというのが課題となっております。その整備につきましては、基本的には国の責務で取り組むべきでありますけれども、県としてどのように国に協力することができるのかと、それを背景にどう求めていけるのかというところを検討する必要があります。感染状況が収束していた11月から12月の時期において、感染症対策や医療体制

を所管する保健医療部、それから那覇空港の施設管理を所管する企画部、下地島空港・新石垣空港の施設管理を所管する土木建築部、国際物流を所管する商工労働部と、まずは個別で再開に向けた協力依頼と課題等について意見交換を行ったところでもあります。この個別の聞き取りを踏まえ、関係課で情報共有と共通認識を持つ必要がありますので、1月に入りまして関係各課でまた一堂に集まって意見交換を開催しまして、各課の役割や再開に向けた取組について確認を行ったところです。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 今、国際線の再開は国の責務であって、県はどう協力するかとおっしゃっておいででした。この問題を取り上げたのは、文教厚生委員会に上がってきた国際線の皆様からの陳情文書が基になっております。彼らが求めているものは、県の協力というよりももっと踏み込んで、一緒に国へ要請してほしいということなんです。なので国の責務であるということは分かりながらも、やはり県が業界団体と一緒に国に働きかけをしなければ、なかなか感染が収まるまでと言っているのは、準備すら着手できないという危機感を私持っております。特に去年お話を伺ったときに、航空会社の方々がおっしゃっていたのは、次のゴールデンウィーク、夏場、もう今年の5月と7～8月ですよ。もうこのチャンスは失いたくないと。これを逃したら撤退をするという判断もあり得るとおっしゃっているんです。やはりもう今3月も末になって、近づいてきて、サマーダイヤ、夏の運航スケジュールが出る時期です。この時期にやはり感染状況がまだ下らないということは、それはそれとして、やはり準備の段取りだけは進めておかななくてははいけません。このときに1月に集まって意見交換をしたという内容、少し教えていただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時6分休憩

午後4時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 各課の役割につきまして、保健医療部感染症対策課及びワクチン接種等戦略課においては、県内の医療提供体制における検疫との連携や医療分野との調整、企画部交通政策課については、那覇空港の施設部分に係る検疫との連携、下地島空港及び新石垣空港の施設部分での連携については土木建築部の空港課、国際物流については商工労働部アジア経済戦略課が、国際線再開を図るため

にそれぞれの各課のカウンターパート——国なり関係機関のカウンターパートと調整を行うことについて確認をしたところです。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん ありがとうございます。

この中でどういった計画に基づいて那覇空港の国際線の再開に向けて動くのだろうと。観光危機管理計画、基本計画と実行計画のほう両方拝見をいたしました。実行計画のほう、特に分かりやすい内容になっております。ただ、その中で一つ気になっているのが、空港再開、空港復興についての計画がないということなんです。空港については、例えば地震だとか洪水だとか自然災害についてのリカバリープランは触れられているんですが、感染症についてはなかったと。特に、コロナのような長期な影響を恐らく想定していない計画ではないかと思えます。今、実際目の前にあるこの那覇空港国際線の再開の作業の中で、この観光危機管理計画について何かコメントございますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 観光危機管理計画、その実行計画の中では、危機の発生時の手順として、発生状況に応じて初動対応、応急対応、復興対応のその各フェーズに応じて役割分担と対応が定められているところです。初動対応では、感染状況の情報収集や観光客向けの情報発信体制設置など、応急対応では、観光客向けの感染予防の情報の発信や事業継続対策など、復興対応では、観光旅客プロモーションの活動や事業継続対策、風評被害などというようなものが記載されておりまして、その中の感染症が収束する段階における復興対応においては、県は関係団体と連携して観光産業の早期回復を図るためのプロモーション等と事業継続等の支援を迅速かつ効果的に推進するための施策等を企画・実施するという規定がございます。この施策等を企画するという中に、危機事象を捉えた——どのような危機が、影響が出ているかというところがありますので、その中で国際線の再開が必要ということであれば、その対策についても盛り込むと。それで、関係機関と連携して対応していくということになると考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 感染が収束して必要であれば計画をつくるというふうに今聞こえたんですけども、

感染収束——もう今、なかなか新規感染者数が下がらず、変異株が来るとまた増えるのではないかという状況の中で、当然のことながら感染対策は進めていただき、やはりそれとは別にきちんと観光業界、特に国際線の皆さんに伝える形で計画をつくるが必要じゃないかと思います。今ならまだ夏場の需要にぎりぎり間に合うと思いますが、計画を見直す気はありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時11分休憩

午後4時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 計画の見直しという部分については、今般の感染症の影響が長期にわたるといところで、その計画をつくった当時想定されていない程度の長期にわたる影響があるという部分では、今後見直しが必要になってくるかとは思っております。

国際線の再開に向けてはというところでは、現計画の中でも、先ほど申しましたように施策等を企画実施するという中に含まれてきますので、そこを捉まえて、具体的に国際線の再開に向けて、先ほどありましたように、観光業界のみならず県経済界、医療分野も含めて、沖縄県の総意として合意形成を図る必要がありますので、そういう合意形成に向けて先ほど確認しました関係部局の役割分担を踏まえて取り組んでいきたいと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 振興策の中の海洋島嶼圏、新時代沖縄、これをつなぐのはやはり島嶼圏では飛行機、翼であろうと思います。ぜひ計画のほう策定いただくようお願いをいたします。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時35分休憩

午後4時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○比嘉 瑞己君 よろしくをお願いします。

それでは最初に、我が党の代表質問との関連からお聞かせください。

玉城ノブ子議員の代表質問において、就学援助制度の周知徹底に大きな役割を果たしてきたテレビコマーシャルなどの再開を求めましたが、明確な答弁がありませんでした。就学援助のコマーシャル広報事業を急いで再開するべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

就学援助コマーシャルの再開についてという御質問でございます。

平成30年度の沖縄県小中学生調査では、就学援助を「知らなかった」と回答した保護者が、前回調査の約20%から約6%と大幅に改善しました。このことから、一定の成果が得られたものと考え、就学援助制度周知広報事業は、令和元年度で終了しております。現在は、テレビ広報番組うまんちゅひろばやラジオ県民室などの県や市町村の広報媒体を活用するほか、進級時や入学時にチラシを配布するなど広く支援が届くよう周知しております。そういった形で就学援助制度を周知しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 知事に伺いたいと思います。

知事は、このコマーシャルを聞いたことありますでしょうか。この制度の周知徹底はもちろんなんですが、明るい歌に乗せてこの就学援助制度を知らせるこのコマーシャルによって、多くの県民が就学援助を受けることは恥ずかしいことではない、困ったときには誰でも利用していいんだという、こうした認知がされたことも大きな成果だと思います。入学式の季節が来ました。ランドセル4万円、中学校に上がるとき、制服4万円、学校指定のジャージ、体育着、上履き、そして教科書も今は買うそうです。保護者の負担、大変です。教育委員会の努力で制度の周知徹底は進みましたが、これから初めて入学式を迎える保護者の中には、制度を知らない方もまだいると私は思います。

知事、このコマーシャルの事業の財源ですが、知事が今回60億円に積み増した子ども基金です。子供の貧困解決に大きく貢献しているこうした事業にこそ充てるべきだと思います。知事、どうでしょうか。今コロナ危機でもあります。新学期が始まる今こそこのコマーシャル事業、一日も早く再開させるべきだと思いますが、知事の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のこの就学援助

制度についての基金の活用についてですが、この就学援助制度、平成28年に設置した沖縄県子どもの貧困対策推進基金を様々な場面で活用するというについても十分検討できると思います。これまで県の周知広報事業や市町村における認定基準の緩和など、取組によって全国2位の就学援助率ということになっているのも、各界の御協力あってのことだと思います。基金を活用した就学援助の充実に向けては、今年度実施いたしました沖縄子ども調査の結果や市町村との意見交換を通して、援助が必要な児童生徒に支援が届くように、しっかりと頑張っていきたいと思っています。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 コマーシャルの再開もよろしくお願ひします。

それでは、ちょっと順番を変えまして、動物愛護のほうから行いたいと思います。

(1)、犬・猫の殺処分の件数の推移、廃止に向けた取組をお聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(松田 了君) お答えします。

犬・猫の殺処分数は、過去30年で最も多かった平成8年度時点で年間2万4257頭でしたが、平成30年度898頭、令和元年度643頭、令和2年度323頭と減少しております。

県としましては、引き続き適正飼養の啓発等に取り組むとともに、譲渡推進棟の整備、譲渡ボランティアへの飼養費等支援などを行い、さらなる犬・猫殺処分の削減に向けて取り組んでまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 犬の殺処分の状況、お聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時40分休憩

午後4時41分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

環境部長。

○環境部長(松田 了君) 令和2年度の実績ですと、犬が41頭となっております。

○比嘉 瑞己君 譲渡可能な犬も。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時42分休憩

午後4時42分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○環境部長(松田 了君) 失礼しました。

譲渡可能な犬の殺処分数は、ゼロでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 これすばらしいことだと思うんです。犬については譲渡可能な犬ですけれども、そこはもうゼロになったんです。

ここから猫についてお聞きしたいと思います。

今大分、殺処分は減りましたが、それでもやはり猫はまだ多い状況です。しかもこの殺処分される猫のほとんどが生後間もない子猫です。これまでそうした殺処分がされてきたわけですが、動物愛護管理法の改正によって、飼い主がペットの命を最後まで責任を持って飼育する終生飼養というものが法律に明示され、そして自治体は、所有者のいる犬や猫の引取りは拒否できるようにになりました。

そこで伺いますが、飼い主のいない猫の引取り件数は、10年前と比較してどうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(松田 了君) お答えします。

飼い主のいない猫の引取り件数は、県全体で平成22年度4809頭であったのが、令和2年度468頭となっており、約10分の1に減少しております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 殺処分も減ったんですけれども、引取りも10分の1になっているわけです。その一方で、その苦情とか生活環境への相談というのは年々増えている状況だと思います。この飼い主のいない猫は、じゃどこに行ったのか。今、この地域のNPOやボランティアの皆さんが一生懸命、地域猫の活動を行っております。

そこで(2)ですが、地域猫活動の実績と課題を伺いたしたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(松田 了君) 地域の合意の下、地域住民が主体となって、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、その地域で衛生的に飼育管理を行う地域猫活動に関して、県は、2地区をモデル地区として選定し、不妊去勢手術等の支援を行っております。地域猫活動の実施に当たって、地域で合意形成を図ることが大変重要であると認識しております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 この沖縄県の地域猫、これは飼い主のいない猫対策マニュアルというのを沖縄県が作りました。これは策定したのが2013年、大分前なのに今でも試行版というふうになっているんです。10年近くたっても、沖縄県がやっている地域猫がまだ2つの地域にとどまっているというのは、やはり改善が必要じゃないかなと思います。ボランティアの皆さんの話を聞きますと、やはりこの地域猫の活動に対する

ハードルがあまりにも高過ぎる。とても理想ではあるんだけど、現実的ではないとおっしゃっていました。

先進地の神奈川県、あるいは東京の練馬区では、地域にボランティア2人がいれば、この地域猫活動を行政も応援する、このようにマニュアルがつくられているそうです。県も抜本的にこれを改定して本格運用すべきじゃないですか。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(松田 了君) 地域猫活動には地域の理解と協力が必要と考えておまして、まずは県の取組について市町村等へ説明を行うとともに、また他県の状況を調査しまして、地域猫活動を広めていく上で、どのような改善が必要かということについて検討してまいりたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひ早めにお願ひします。

それで今、行政がいろいろやっているんですけども、実際に活動しているのはボランティアの皆さんなんです。今この不妊去勢手術、TNR活動と言われる活動ですが、これもうほとんどボランティアの皆さんが担っています。どうぶつ基金という民間の公益団体の財源でもってやっていて、手術のお金はそれで賄えるんだけど、日々の活動というのはみんな自分たちのカンパだったりそういったので活動しているんです。そこでやはりこのボランティアの皆さんに、沖縄県としてはどのように評価をしていらっしゃるのか。一方で、県民もこの猫たちの殺処分をなくしたいと思っている方、たくさんいます。私の元にも寄附をしたい、こういった声も聞こえてきました。そこで私、この猫のために何かをしたい、持続可能なこの地域猫活動をしていく上で、私は沖縄県として基金をつくるにはいかがかと思いますが、2点お聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(松田 了君) 沖縄県動物愛護管理推進計画の基本理念であります、人と動物が共生できる沖縄県の実現に向けまして、ボランティアの活動は非常に大きな役割を果たしていると認識しております。

県としましては、動物愛護思想の普及啓発や殺処分ゼロに向けた取組等を推進するため、引き続きボランティアと連携、協働してまいります。

また、地域猫活動に係る基金の設置につきましては、他県の設置状況やその活用内容等について、情報収集した上で検討してまいりたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 この数年間で大分殺処分が減って前

進しているんですけども、やはりこうした基金の設置ももっと前もってできなかったかなと思いました。それ見ていくと、その基本理念となる条例が沖縄県にまだないんです。ただ、その動物愛護条例、全国状況を見ると、もう47都道府県のうち45都道府県がつくっています。私はこの際、沖縄県もこの動物愛護条例を制定する必要があると思いますが、いかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 殺処分について、地域の皆さん、それから県民の皆さん、もちろんボランティアの方々含めていろんなその連帯の中で取り組まれていることによって、救える命がどんどんつながっているというように認識しております。実は私の家にも引取り猫が1匹おりまして、先住猫と折り合いをつけながら2匹一緒に暮らしているんですが、やはり生き物を飼う責任というのは家族同様という気持ちで見ていると、本当に日々の癒やしにもなりますし、またちょっとした会話のきっかけにもなるということも考えると、本当に人と動物のこのいられる関係というのは非常に重要だと思います。

議員御案内の条例の件についても、基金の件も含めてしっかり前向きに検討してまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 知事、よろしくお願ひいたします。

次に(3)番ですが、沖縄県議会は昨年、闘鶏禁止条例の制定を求める陳情、これを全会一致で採択しております。その後、闘鶏禁止条例制定へどのような動きがあったのか、見解をお聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(松田 了君) お答えします。

愛護動物の体の一部を切除したり、動物同士を戦わせて負傷した場合、適切な治療を施さずに放置・遺棄する行為は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条第2項及び第3項に違反すると考えております。

県としましては、市町村や県警など関係機関と連携し、闘鶏に関する実態把握や情報収集に努め、同法違反が確認される事案に対しては厳正に対処してまいりたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 警察本部長にお聞きします。

先日、この陳情を提出したボランティアの方を私、訪ねました。この方、5年前からこうした傷つき瀕死の状態に遺棄されていた闘鶏を保護しているそうです。実際現場を見たら、まだ110羽、シャモが保護されていました。多くの鳥たちが頭は陥没し、目は潰さ

れ、本当に痛々しい姿でした。陳情者のこの独自の調査では、現在行われている闘鶏というのは、人目を忍んで行われていて、爪やくちばしを切断する。その受け手と呼ばれる弱いシャモと、攻撃役のシャモを戦わせて、どれだけ何分耐えられるか、こういったことで賭け事もしているらしいという情報が寄せられているそうです。

全国では、今5つの都道府県が闘鶏禁止条例を公安委員会の所管として制定しているようです。ただ、この条例制定、この闘鶏の状況、現場の実態把握が鍵を握っていると思いますので、やはり県警の果たす役割が大きいと思います。私はこのような残酷な闘鶏は、文化でも何でもないと思います。環境部長がおっしゃったように、これは法律に違反しています。

そこで、県警としてのこの問題意識についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） 今御指摘の点でございますけれども、いろんな事案が我々情報として入ってくるわけでございますが、例えばこの動物愛護法違反とか、そういったものを、要するに動物の虐待が疑われる事案とかそういった事案を覚知した場合でありますとか、先ほどおっしゃられたような情報が寄せられた場合には、その辺の負傷の原因とかその経緯とか事実確認、これを徹底いたしまして、法と証拠に基づいて適切に対処していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひ捜査のほうよろしく願いいたします。

それでは、1番の新たな沖縄振興計画について伺います。

今回の計画案では、これから10年かけて県民所得を291万円にすると、このように展望値が掲げられました。県民所得の向上の取組についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 1人当たり県民所得は、全国平均の7割程度にとどまっており、この要因としましては、県内産業の労働生産性や経営基盤の弱さ等に起因した課題があると認識しております。

県としましては、産業のDX導入や産業人材の育成などを積極的に推し進め、労働生産性や稼ぐ力の向上を図るとともに、域内経済循環を高める施策を総合的に展開することで県民所得の向上に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 本土復帰から50年、これまで沖縄振興予算、13兆円つぎ込まれたと言われていています。しかしまだ県民所得は全国最下位クラス。今回のこの新たな計画において、域内自給率、こうした新しい指針を設けたということに大変大きな期待を寄せたいと思います。

それで、部長にお聞きしたいんですが、これまで沖縄振興が本土環流、ざる経済とも呼ばれてきましたが、分野ごとの具体的な事例について教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 沖縄県は農林水産業や製造業といった生産部門の割合が低く、商品や原材料の多くを県外からの移入に頼らざるを得ず、その結果、県外に所得が流出し、域内経済循環が不十分であることが指摘されてきているところです。また、例えば土木建築分野においては、大型工事等の高い技術が必要とされる案件は、県外大手企業が受注しているケースがあり、また建築資材等についても県外からの調達と指摘されているところです。また、飲食料品製造業の分野においては、パッケージ・ラベル等の梱包材のほとんどが県外事業者から調達されていることも指摘されておりますし、情報サービス分野においては、下請型ビジネスの割合が高く、賃金が域外へ流出と指摘されているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 それぞれ課題があると思うんですけども、私これからの振興計画で、第1次産業がもっとも重要視されたほうがいいんじゃないかなと思っています。やはりサービス産業でも加工業にしても、その根っこにある第1次産業をしっかりと振興していかないといけないと思うんです。この第1次産業の域内自給率を高めることによって、沖縄の経済の波及効果とかはどのようになると皆さん考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 第1次産業においては、最も基本的な原材料を提供する産業でございます。第2次、第3次産業との積極的な連携による地産地消の量的拡大に取り組むことで、その波及効果は高くなるものと考えております。第3次産業である飲食店において使用される食材が県内産の場合、そのサプライチェーン上のあらゆる工程を県内事業者が担うこととなります。関わった事業者の多くの所得が県内で循環することになると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 そのとおりだと思います。

それで今回のこの新たな振興計画（案）、この冊子を見ても、今回多くの議員の皆さんから域内自給率に質問が集まりました。ですが、この肝腎の計画の中に単語としてはあるんですけども、なかなかはっきりとした打ち出しができていないんじゃないかなと思います。私はこれ一つ章立てをしてでも入れ込むべき大きな挑戦だと思います。これをしっかりと明記すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のように、観光産業と第1次産業が結びつくということは、実は沖縄の観光の将来性もそこにかかっているだろうと思います。域内自給率をしっかりと満たしていくことは、議員が御案内のように様々な産業がそこに連携していくわけですから、それだけでも域内の活性化が図られるということです。

それからこれはまた別の視点ですが、なぜ観光と第1次産業が関わっているかという、ハワイはほとんど第1次産業から第3次産業に転換をしたがために、非常に——こう言ったら失礼ですけども、いびつな形でのその経済の成り立ちになっているということがある専門家の方からお話を伺いました。ですから本来であればしっかりとその全面展開していく場所があるのであれば、その後方でそこに——何ていうんでしょう、運んでいく食材はやっぱり域内でしっかりと作るべきであるというのもその専門家の方の御意見だったんです。ですから、それは沖縄にとっても非常にハワイとはまた違う有利性のある場面でもあると思いますので、この振興計画の中でもそこがしっかりと打ち出していけるようにまた検討していきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ありがとうございます。

続いてですが、沖縄復帰特別措置法の期限を迎えます。これまで泡盛には35%、オリオンビールには20%の酒税軽減措置が行われてきましたが、これがこれから段階的に10年後には廃止になってしまいます。この酒税軽減措置の廃止を見据えた取組が今求められていると思いますが、伝統文化、そして地場産業としての琉球泡盛への支援についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 泡盛は、各種伝統行事や料理等に用いられるなど、歴史的・文化的にも重要な産品であり、また、泡盛製造業は、地域の活性化

や雇用の確保に寄与する重要な地場産業であります。このため、県では、個別酒造所に対し、消費者の嗜好に対応した商品開発やマーケティング強化のハンズオン支援を行うとともに、業界全体で行う泡盛のブランディングへの取組を支援しております。また、今後は、令和2年11月に設置いたしました県、業界及び有識者から成る県産酒類振興検討会におきまして、業界の経営課題や振興策を検討することとしており、引き続き自立的経営を目指す業界の取組を支援してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 これまで泡盛は、この沖縄振興計画の中でもこの地場産業としての支援でした。一方で、このほど国が泡盛を含む日本の伝統的酒造りをユネスコの無形文化遺産候補に推薦することを決めました。

教育長に伺いたいんですが、この泡盛は琉球王国時代から続く私たち沖縄の大切な文化だと思います。沖縄県として泡盛の文化財指定も行うべきではないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

先日、文化財保護法が改正をされました。それで国において登録無形文化財への登録という——昨年12月でございますけれども、日本酒、焼酎、泡盛などが日本の伝統的酒造りに登録をされたというふう聞いております。泡盛につきましては、文化財としての側面からどのような取組が可能か研究してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 今、教育長が御案内していただいたように、今回政府はこの泡盛だけじゃなくて、日本国内のお酒の伝統的な酒造りの過程を申請しているようです。一方で、私たちのこの泡盛は、この黒こうじ菌を使って製造する。そして年月かけて古酒に育っていくという独自の文化だと思うんです。私その視点では十分県の文化財にも指定できると思っております。

企画部長に伺いたいんですが、この振興計画の中で、今も地場産業だけの位置づけなんです。ですが、戦前は各家庭に年代物の古酒の泡盛のかめが置かれていたそうです。戦争によってほとんどが失われてしまいましたが、この新たな沖縄振興計画においては、地場産業としての泡盛振興ももちろんですが、沖縄が世界に誇る文化としての泡盛振興も位置づけるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 伝統的食文化等については、基本施策「沖縄文化の保存・継承・創造と更なる発展」の中で今位置づけているところでございます。今議員御提案の琉球泡盛に係る件につきましては、どのような記載が可能か関係部局と調整してまいりたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 よろしく申し上げます。

それでは、2番の平和行政についてお聞きします。

(1)番ですが、沖縄戦戦没者遺骨収集事業の実績をお聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 県では、戦没者遺骨収集情報センターへの遺骨情報の一元化を図るとともに、ボランティアへの活動支援を行うなど、遺骨収集の加速化に取り組んでいるところです。令和3年3月末現在、戦没者18万8136人のうち18万5342柱が収容されましたが、いまだ収容がかなっていない御遺骨が2794柱残されているところです。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 政府は、2016年に戦没者遺骨収集推進法を策定いたしました。そして今、2024年度までを集中実施期間として取り組むことになっています。国の責務として遺骨収集を実施すると明記されておりますが、実際にはそのほとんどが沖縄県に委託をされており、また沖縄においても遺骨収集に当たっているのはボランティアの皆さんが多くいらっしゃいます。集中期間のこの5年間、沖縄県と国の遺骨収集の実績はどうでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 遺骨収集事業におきましては、重機を使ったような大規模なものを国が直接、そして主に地表面は県が委託を受けて実施をしているところでございます。遺骨収集法が制定されました平成28年度から令和2年度までの実績のうち、国が直接行って収容しました柱が4柱、県で収容しました柱が138柱ということでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 国はこの集中実施期間において現地調査も集中的に行い、それらの情報等を基に戦没者の遺骨収集を実施するといっております。昨年、沖縄県と県戦没者遺骨収集情報センターの調査によって、糸満市米須での土砂採掘予定地で、戦没者のものと見られる骨片が数十個見つかっています。あの一帯の近くには、シーガーアブと呼ばれる大きな自然壕があります。沖縄戦の末期に有川中将が自決した壕としても知

られる大変大きなアブです。このシーガーアブの調査、遺骨収集はこれまで行われていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) シーガーアブにつきましてですが、昭和36年当時の新聞報道で、魂魄の塔近くの——シーザー壕という書きぶりになっていますが恐らく同壕のことだと思っておりますが——において、約70柱収集されたということが記載されております。また昨年の2月に、遺骨収集ボランティアの具志堅氏が同アブの調査に入ったということも聞いているところでございます。

今後、遺骨の存在が確認できる確度の高い未収骨情報が得られた場合には、地権者等と調整しながら遺骨収集を実施してまいりたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 続いております。

沖縄の戦中・戦後に、捕虜になった県民や日本兵は米軍の捕虜施設に収容されました。県内には幾つの収容所があり、また収容所には埋葬地があった収容所もあるそうですが、それら収容所の埋葬地、ここの調査や遺骨収集というのは十分でしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 沖縄県史によりますと、収容所には捕虜収容所と民間人の収容所があり、捕虜収容所が1946年4月末の時点で8か所あったようでございます。また民間人収容所は各地で適宜つくられ、移転・閉鎖または合併されたりして、1945年9月から10月頃の本島と周辺離島には12か所の民間人収容所が設置されたと書いてございます。これらの収容所に埋葬地が併設されていたかなどについては、把握できていないところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 これら収容所の件についても、調査はまだこれからだと思うんです。今、国はこの集中期間を2024年、もうあと2年で終わるといふふうになっています。戦没者の遺骨収集に係る国の主体的な役割というのを十分には果たしていないと思います。沖縄県としてこの集中期間の延長、そして中身の拡充を国にしっかりと求めるべきだと思いますがいかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 新たな振興計画につきましても、残された戦後処理問題の解決といたしまして、戦没者遺骨収集の取組強化といたしまして、遺骨所在の現地調査も含めて国による遺骨収集活動を求めますということも記載しているところで

ございます。

県といたしましては、今後引き続き情報収集に努めながら、国とも連携をいたしまして、一日も早く一柱でも多く御遺族の元に御遺骨がお返しできるように遺骨収集に取り組んでまいります。

○比嘉 瑞己君 議長、休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時9分休憩

午後5時9分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) いまだ多くの御遺骨が御遺族の元に返っていない現状を鑑みましたら、今後引き続き連携して取り組みながら、この集中取組期間の延長についても国に求めてまいりたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 続いて(2)番ですが、沖縄戦跡の文化財指定の状況についてお聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(金城弘昌君) お答えいたします。

戦争遺跡は、沖縄県の歴史の正しい理解のために欠くことができないものであり、かつ歴史上、学術上の価値を有する文化財であるというふうに認識しております。

県教育委員会では、過去に行った分布調査等において1077か所の戦争遺跡を把握しております。そのうち、文化財指定を受けているものは、令和4年1月現在で27件ございまして、内訳は県指定1件、市町村指定26件となっています。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 これまで沖縄県としては調査を中心にやってきて、1077か所はあるということは分かっている。ただし文化財指定というのはまだまだだと思えます。県内には慰霊碑、慰霊の塔というのも数多くあると思うんですが、その数や運営状況についてもお聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) さきの大戦により犠牲となった戦没者の御霊を慰めるためにということで建立された慰霊塔が、県内には440基建立されているところでございます。令和2年度に保存状況等調査いたしました、ひび割れやコンクリートの剥がれが確認された慰霊塔もございましたが、安全面で懸念のある慰霊塔は確認されなかったところです。管理状況といたしまして、管理者不明な慰霊塔は48

基となっておりますが、不明な慰霊塔でも地域の住民の方々が清掃などを行って、適宜管理はされている状況であったということが調査結果で分かったところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 教育長に伺いたいと思います。

戦後77年になりました。体験者や遺族も少なくなる中、この戦争遺跡は沖縄戦を伝える語り部としての役割もあると思います。これまでこの戦争遺跡というと、戦中や戦争当時の、戦前のとかがですが、対象だったと思うんですけれども、慰霊碑や慰霊塔というのは戦後になるわけです。ですがもう77年たって、この慰霊碑・慰霊塔も私、戦争遺跡の対象にするべきだと思うんです。教育長、どうでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(金城弘昌君) お答えします。

議員御指摘のとおり、戦争遺跡は戦前から戦中に形成された戦争に関する施設、または戦災を受けた痕跡等を指すものでございまして、戦後に建立された慰霊碑や慰霊塔は現在のところ戦争遺跡というふうには認識しておらず、文化財指定の対象ともしておりません。ただ、議員御指摘のように、慰霊碑・慰霊塔の中には77年、かなり古いものもございまして。今後関係部局と連携して研究していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 よろしく申し上げます。

(3)番、沖縄戦跡国定公園の在り方について、見解をお聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(松田 了君) 沖縄戦跡国定公園は、第二次世界大戦における激戦地として知られる本島南部の戦跡を保護し、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20万余りの戦没者の霊を慰めるとともに、雄大な海蝕崖景観を保護することを目的に設けられた公園であります。同公園は、戦跡としての性格を有する国定公園としては我が国唯一のものであり、自然環境の保全と利用の均衡を保ちつつ、次世代に受け継いでいくことが重要であると考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 昨年、私たち県議会は、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書を全会一致で可決いたしました。私はあのときいろいろ調べて、平和祈念公園だけじゃなく糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域一帯が沖縄戦跡国定

公園であることを初めて知りました。そしてその国定公園が戦跡としては日本でただ唯一の沖縄の戦跡国定公園であることも知りました。

なぜ日本で唯一沖縄だけが戦跡国定公園として認められているのか、大変感銘を受けたんですが、その登録された日を見てみると、今からちょうど50年前、1972年5月15日、沖縄が本土に復帰したまさにその日でした。日本にとっての沖縄返還の思いに触れたような気がして、大変感激をいたしました。もっと当時のことを知りたいと思い、私いろいろ調べてみますと、実は記録はさらに遡ることができました。

ここに、私たちの議会事務局の図書室で琉球立法院の議事録をお借りしております。(資料を掲示) この沖縄戦跡国定公園、復帰前は琉球政府立の戦跡公園だったんです。そうした歴史を知ったわけですが、当局にお聞きします。この琉球政府の沖縄戦跡政府立公園が設置されたとき、当時の琉球政府や公園審議会、そしてこの私たちの先輩である琉球立法院ではどのような議論が行われておりますか。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(松田 了君) 1962年12月、当時の琉球政府は政府立公園審議会に政府立公園候補に係る諮問を行っております。同審議会では、1965年5月に琉球の優れた自然と史跡景観を対象とし、観光や住民の保養に寄与するものとして南部戦跡等を政府立公園候補地として答申しております。その後、1965年10月に当時の琉球政府が沖縄戦跡政府立公園等として指定したという経緯がございます。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 景勝地としての視点でしたか。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(松田 了君) いわゆる現在の自然公園法では、史跡という観点は含まれておりませんが、当時の議事録には、沖縄の場合は戦跡という特殊性があるので、その点も加味すべきであるというふうな御意見が記されてございます。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 当時の審議会の様子を見てみますと、この景観はもちろんなんですけれども、やはり戦跡としての南部地域というものがあると。この地域は戦争の悲惨さを伝え、恒久平和を願う慰霊の地としての史跡なんだということが明確に打たれているんです。今の日本の自然公園法には残念ながらその観点はありません。復帰に伴い琉球政府立公園は日本の国定公園になっております。

戦没者の遺骨が眠る土砂を埋立てに使うてはいけな

いと県議会決議のように私も思っています。琉球政府立の公園だったこの経緯を踏まえて、戦争の記憶を風化させない新たな条例制定が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時18分休憩

午後5時18分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 戦没者の御遺骨がまだ残されているかもしれない場所からの土砂を使用することは、悲惨な戦争を体験した県民や御遺族の思いを傷つけるものであると考えております。

さきに答弁申し上げましたとおり、御遺骨が残っている可能性があること自体を理由として私権を制限するとした場合は、整理すべき課題があるものと認識しているところではございますが、県としましては、県議会の決議を踏まえ、関係部局間で検討することとしておりまして、引き続きどのような対応が可能か検討してまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ここからは照屋副知事にお聞きしたいと思っております。

こうした歴史的な経過がありました。今年には戦後77年です。祖父や祖母、父や母から沖縄戦の悲惨さを直接聞いてきた私たち最後の世代として、この沖縄戦の記憶の継承、これは私たち世代の大きな責務だと思います。琉球政府立の公園として、あの南部一帯の地域に込められた慰霊と鎮魂の思いを、私たちは守り続けていく責任があるのではないのでしょうか。

今部長は、これからも研究を続けていくと言うんですけれども、やはりここは三役の決意が必要だと思うんです。この戦争の記憶を風化させない、この新たな条例制定について副知事のお考えをお聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋副知事。

○副知事(照屋義実君) お答えしたいと思います。

私も戦後2年目の生まれでありまして、直接両親あるいは近隣の親戚の方々から戦争体験の記憶について聞かされることが数多くありました。その中で私自身も祖父母の遺骨が返ってきていないということはさきの議会でも申し上げたとおりでありますけれども、そういうふうな中で、実際にその祖父母の亡くなったあの森の近辺を通りますときには、そういうふうなことを思い出したりしながら、そのよすがをしのんでいる

わけであります。戦争の悲惨さ、平和の尊さというのは、数多くの県民がひとしくそういうことがあってはならないというふうなことを常に言い続けてきたこの77年間だっただろうというふうに考えております。

物言わぬ語り部としての壕の存在も数多く県内にはあるわけでありまして、いまだに戦後処理は済んでいないというふうにも認識をいたしております。したがってこの事案につきましては、ぜひ庁内で立ち上がりましたワーキングチームの中で、前向きに検討していくというようなことを既に三役で申し合わせしているところではありますけれども、これが規制条例になるか、あるいは理念型の条例になるかというふうなことの問題も含めて、その可否についてまず検討しているというふうなことにしております。願わくは議会の議員の皆様方の中におかれましても、その条例づくりについてどのような立場で関わっていただけるか、その点も併せて御検討いただければというふうに願っているところであります。

よろしく願います。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 私自身も研究を重ねていきたいと思っております。よろしく願います。

次に(4)番です。

平和祈念公園資料館の充実に向けた取組をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 沖縄県平和祈念資料館は、沖縄戦の歴史的教訓を正しく次世代に伝え、恒久平和の樹立に寄与するため、県民個々の戦争体験を結集して設立されました。今年度から、新たに正規雇用の学芸員を配置しております。沖縄戦や平和に関する継続的な調査研究を行うことで、展示活動やレファレンス対応等の業務をさらに充実させることができるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひ頑張っていただきたいと思っております。

戦後の沖縄の歩み、この資料展示がされておりますが、資料館入りますと、戦後の歩みがずっと展示されているんですが、一番最近の記録というのが、その1995年少女暴行事件の際のその県民大会の様子が一番最後の歴史になっているんですね。あれから大分年月もたちましたし、ここもやはり本土復帰50年ですから、リニューアルが必要だと思いますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 常設展示室は、証言映像や証言文を公開するなど、沖縄戦の歴史を体験する5つの部屋から構成されております。その見直しについてはこれまでの来館者からの意見を集約するとともに、有識者による検討を行うなど段階的に取り組んでまいりたいと考えております。令和4年度は復帰50周年の節目に当たりまして、1950年代半ばから1972年の本土復帰までの証言映像の収録などに取り組むこととしておりまして、引き続き内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 時間がなくなってしまいました。

離島振興1点だけお聞かせください。

(4)番、久米島の松くい虫対策の現状をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 久米島町では、森林組合等と連携し、昨年9月から幹線道路周辺の松林で被害木の伐倒駆除を実施するとともに、景観形成上重要な松並木で樹幹注入による予防対策にも取り組んでおります。また、今年1月には、同町の教育委員会が主体となって、国指定天然記念物の久米の五枝の松で、樹幹注入による予防対策を実施したと伺っております。

県としましては、引き続き同町や森林組合等と連携をして、松くい虫の防除対策を進めてまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 大変ありがとうございます。

この久米の五枝の松以外にも、久米島には地域で有名な松がたくさんあるんです。その松も大変心配なんです。この地域の重要な松のこの対策というのも引き続きお願いしたいのと、あと1点。今回、久米島は初めての経験なんです。それで技術者がいないという課題がありますが、そこへの対策をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 久米島町には久米の五枝の松以外に、ナガタケ松並木やタキンダの松並木、それから米原御嶽の一本松など、地域の貴重な松がありますが、現時点では松くい虫被害は確認されておりません。またこれらの貴重な松については、久米

島町役場及び同町教育委員会が連携をして樹幹注入による予防対策を実施しておりまして、今後も重点的に取り組むこととしております。

県としましては、同町の要望等踏まえて、引き続き必要な支援を実施してまいりたいと考えております。

それからもう一点の、久米島町の松くい虫対策ですが、久米島町では大径木を伐倒駆除できる地元業者の確保が難しいために、防除推進上の課題となっております。このため県では、宮古森林組合に防除協力を要請しまして、来る3月17日から久米の五枝の松周辺の被害木の伐倒駆除を実施できるように支援を行ってまいります。また、2月24日には地元業者等へのチェーンソー講習会も開催しました。

県としましては、同町の要望等踏まえて引き続き必要な支援を実施したいというふうに考えております。

以上です。

○比嘉 瑞己君 ありがとうございます。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 会派立憲おきなわ、宮古選出の國仲昌二です。

まずは、宮古の方言、ミャークフツで御挨拶いたします。

シーナ ゴーカー ウラーンマ 皆さん、御機嫌いかがでしょうか。

一般質問も最終日最後となります。シーナ ブガリーブガリ ウズパズヤースガ 皆さん、大変、お疲れだとは思いますが、バガ パナスーマイ ツキフィーサマチヨー 私の一般質問にお付き合いよろしくお願ひします。

それでは質問に入ります。

当局には県民に分かりやすい御答弁をよろしくお願ひいたします。

1、米軍再編交付金について。

(1)、米軍再編交付金とは、在日米軍の再編成に伴い影響を受ける市町村に対して、公共の施設の整備等に充てる目的で国から交付される交付金とのことですが、一方で政府の政策に反対すれば交付しないなど、国が交付するか否かを一方的に判断する仕組みとなっております。

そこで質問いたします。

ア、米軍再編交付金の根拠法令と目的について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) まず根拠法令でございますけれども、再編交付金につきましては、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法が根拠法と

なっております。米軍再編交付金の目的でございますけれども、再編交付金は、米軍再編を円滑に進めることを目的として、再編に伴い負担の増加する市町村に対し、その負担の程度及び事業の進捗の度合いに応じて交付されるものであると理解しております。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 この特別措置法では、再編関連特定防衛施設及び周辺市町村を指定して再編交付金を交付することになっております。名護市に交付される再編交付金の根拠となる再編関連特定防衛施設とは、今工事中の辺野古新基地ということになるのか伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) お答えいたします。

名護市における再編関連特定防衛施設は、キャンプ・シュワブとなっております。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 辺野古のキャンプ・シュワブでの埋立工事は、まさに再編関連の施設工事であり再編交付金の対象であるというふうに考えます。その再編交付金ですが、名護市では誰が市長なのかによって交付されたりされなかったりしています。また、そのことが選挙の争点になったりします。

そこで伺います。

イ、再編交付金を交付するか否かの判断の根拠、基準はどうなっているのか伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) お答えいたします。

再編交付金については、防衛施設における再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、市町村に対し、交付することができるかとされております。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 今答弁がありましたように、この特別措置法では、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じて再編交付金を交付するというふうになっております。辺野古新基地建設の埋立工事は、市長が新基地建設に賛成しようが反対しようが進められています。工事を進めるなら市長が誰であろうと交付すべきであり、交付しないなら工事は中断すべきだと私は考えます。

この再編交付金について知事の見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) お答えいたします。

県といたしましては、米軍再編に伴い、新たな負担を受け入れることになる地域に対し、政府がその負担

を緩和するための措置を実施することは必要なことと考えております。一方で、再編交付金は、再編関連特定周辺市町村の指定について、明確には基準が規定されておらず、交付金の支給の可否を含め法律の運用の大部分が政省令に委任されていることなどについては、課題があるものというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 政府の政策を批判すれば交付されず、賛成すれば、あるいは黙っていたら交付される。こんな制度は許されません。もしこの考え方が地方交付税制度や国庫補助制度などに取り入れられれば、地方自治は壊れてしまいます。新聞でも指摘しているように、このような制度の運用は、憲法や地方自治の観点から看過できない重大な課題があるということを指摘して次に移ります。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時33分休憩

午後5時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 次は、ちょっと順番を変えて大きい5、宮古地域の課題についてを質問いたします。

(1)、八重干瀬周辺地域の国立公園指定について。

宮古には、大小100以上のサンゴ礁からなる八重干瀬という日本で一番大きなサンゴ礁群があります。国指定名勝及び天然記念物になっていて、大潮の干潮時に現れるその姿は幻の大陸と呼ばれています。

ア、宮古島市は将来の目標として、八重干瀬及び周辺陸地を範囲として世界遺産登録を目指すことを表明しました。現実的な目標として、まずは国立公園等への指定を目指すとしています。もちろん、道のりは長く険しいものになると思いますが、やはり県からの支援も必要かと思えます。県としてどういった支援ができるのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 宮古島市の八重干瀬は国の名勝及び天然記念物に指定され、池間島等の沿岸域は、自然環境の保全に関する指針で評価ランクⅠと評価されております。さらに、池間島や島尻地区の一部は国や県の鳥獣保護地区に指定されております。

県としては、これらの地域は自然豊かな重要な地域であると認識しております。国立公園の指定に当たっては、国においてその手続が行われるものであることから、国をはじめ関係機関との意見交換や宮古島市への技術的支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 支援のほうよろしく申し上げます。それでは(2)、軽油引取税について。

ア、県宮古事務所管内の免税軽油の使用数や数量、免税額が、他の県内4事務所管内に比べて極端に少なくなっています。隣の八重山と比較しても使用者で10分の1、数量及び免税額では6分の1以下となっています。その要因と今後の取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 宮古事務所管内における免税軽油の使用実績が少ない要因は、免税機械の使用について複数の使用者が共同で申請する割合が小さいことから、免税軽油の使用対象となる農業従事者等による申請が少なくなっていると考えております。今後、免税軽油制度の活用が促進されるよう、宮古事務所におきまして、JAなど関係機関との調整を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 取組よろしく申し上げます。

ただ、手続が煩雑で手間がかかり過ぎるというような声もありますので、その辺についても考慮していただくようにお願いします。

次いきます。

(3)、多良間村前泊港の管理について。

ア、多良間村前泊港は海の玄関口として重要な施設ですが、雑木が茂り廃車や廃船も放置されて見苦しいと指摘されています。多良間村から県のほうへ環境整備の要請をしているということなんですが対応について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 離島港湾は、その島の玄関口として第一印象につながることから、港内の環境美化に努めることは重要だと考えております。多良間港前泊地区については、港湾の維持管理を権限移譲している多良間村において管理しているところですが、廃車や廃船については、一義的には所有者の責任で処理されるべきものと考えております。

県としては、雑木対策を含む港湾の環境整備については、多良間村と意見交換を行いながら、対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 多良間村と共同で協力して取り組んでいただきたいと要望します。

次(4)、農林水産物不利性解消事業については、既

に対象品目の拡大や離島と本島間の補助事業を実施するとの答弁をいただいております。離島にとっては喜ばしいことですが、気になるのが予算が前年度比で減額になっているということです。この減額によって予算が不足するという心配はないのか伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) お答えします。

新たな不利性解消事業は、国との協議を踏まえまして、集配送料を除いた県外出荷に関する鹿児島県との輸送費の差額に対する補助に見直すとともに、近年の出荷状況等も十分に反映した予算措置となっております。前年度と比べまして約6億円の減額となっておりますけれども、対象品目の拡大によるスケールメリット等の実現等により、適切な事業執行が図られるものというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 それでもし予算が不足した場合は、補正予算での対応というのは可能なかどうか伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 令和4年度の予算措置につきましては、近年の出荷状況等に基づきまして所要額を確保しているものと考えております。

県としましては、新たな不利性解消事業を着実に実施できるよう、関係者とともに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 それでこの制度設計など国との調整があると思いますけれども、国との調整は済んでいるのでしょうか。伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) お答えいたします。

現在、国との調整において新たに宮古、八重山など離島地域から本島までの出荷コストの負担軽減措置などについて、一定の理解が得られております。引き続き補助要件の調整なども含めて、全ての事業の内容が実施できるように調整を図ってまいります。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 この事業は、離島にとってはとても喜ばしい事業です。しっかりと国と調整をして事業実施につなげていただきたいと思っております。

次(5)、海岸、海浜の管理について。

宮古島市内のビーチでは、夏場になると無許可でパラソルやレジャー用品を貸し出すなど違法占拠、無秩序な違法営業が行われております。県から移管された

4か所のビーチは宮古島市が管理運営を行っていますが、市内には県管理のビーチもあるので、県と市は協力して市内のビーチを管理していくべきだと考えますが、県の見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 宮古島市における海岸の管理については、市民及び観光客の安心・安全・快適な海岸利用を推進すること等を目的として、平成30年度に県や宮古島市、関係団体等で構成する宮古島市海岸利用促進連絡協議会が設立されております。

県としては、引き続き、同協議会を通して快適な海岸利用を推進するとともに、宮古島市と連携を図りながら、適正な海岸管理に取り組んでまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 先日、県や市、海上保安庁、警察などで構成する、今お話ししていた宮古島市海岸利用促進連絡協議会が開催されました。その中で県側から、市内の海岸は、移管した海岸以外の海岸も含め全て宮古島市で管理運営するように求めたという新聞報道がありました。この件については把握しているのでしょうか。協議会の中では、暴力団とつながっている可能性が高い業者が各海岸で営業を行っている状況だと報告されております。県と市は、速やかに協力体制を構築して取り組むべきだと思います。再度見解を求めます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 2月に宮古島市海岸利用促進連絡協議会が開催されたということは承知をしております。

県としても、今後も協議会を通して、宮古島市と連携しながら、快適な海岸利用の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 しっかりと連携して取り組んでいただきたいと思っております。

次(6)、下地島空港利活用第3期募集についてですけれども、これは先日、現在選考作業を進めているという答弁がありました。しっかりと取り組んで進めていただきたいと要望します。答弁は求めません。

(7)、離島住民等交通コスト負担軽減事業について。

ア、いわゆる離島割事業は、離島住民にとっては大きな支援措置です。それをさらに踏み込んで、高校生以下に学生割が取り入れられないか伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 県では、離島住民の定住

条件の整備を図るため、離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施しているところです。同事業においては、12歳未満の小児運賃についても、大人運賃と同様な負担軽減を図っており、また、離島地域から島外へ進学した離島出身学生も、県内路線については運賃低減の対象に含めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 小・中・高校生の保護者というのは、派遣費等で負担が大きいということがあって、学生割ができる負担軽減につながるかと思っておりますので、ぜひ検討をよろしくお願い致します。

離島割について提案があります。現行の離島割では、宮古の住民が那覇から石垣に直行すると離島割が適用されません。一方、那覇から宮古を経由して石垣に行く適用されます。もちろん直行する場合は適用されないで、通常料金になります。宮古経由で離島割が適用される運賃と比較すると、宮古経由で約1万2000円以上も安くなります。ですから時間も手間もかかりますが、利用者は宮古経由を選択することになります。ただしこの場合は、宮古を経由した場合です。直行した場合より県の負担金が増えるということになります。同様に、八重山の住民が那覇から宮古に行くときも、石垣を経由して行ったほうが利用者の料金は安くなります。この場合も県の負担金は増えることとなります。つまり現行では、那覇－宮古、那覇－石垣間に関しては、利用者には不便ですけれども運賃を考えたら経由で行くほうが得をする。ただし、県の負担金は増えるということになります。この状況で利用者の利便性、あるいは県の負担軽減を考えると宮古と八重山の離島割の運用については、検討する余地があると思いますが、ぜひその辺検討していただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 経由の問題については、別途指摘をいただいているところでございます。これについてどのような対応をするか検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 利用者あるいは県の負担を考えても検討する余地はあると思いますので、ぜひよろしくお願い致します。

それでは次(8)、含蜜糖——黒糖ですね——の在庫対応等支援について。

ア、近年、県産含蜜糖は順調に増産傾向で推移していますけれども、県外卸売業者の取扱量が低迷して、

在庫量が増加し経営悪化を招いています。県としての対策はどのようになっているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県産黒糖については、国内の砂糖消費の低迷や輸入黒糖等との競合に加えまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により観光客向けお土産品の販売が落ち込み、卸売業者等の取扱いが低迷しております。

県としましては、これまでの販路開拓に加え、国と連携し、新規事業として沖縄黒糖ブランディング実証支援事業を立ち上げ、スポーツや観光と連携した沖縄黒糖のPR活動等を支援することとしております。引き続き、黒糖の消費回復及び販路拡大に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 ぜひよろしくお願い致します。

次(9)、軽石による漁業への影響について。

ア、宮古では、軽石の影響で出漁できない状況が続いています。リスクを回避して近海で漁をしても捕った魚から軽石が出てきて廃棄せざるを得ない状況です。軽石を吸い込みエンジンが故障する状況も頻発している上、コロナ禍で魚の競り値も下がり燃料費が高騰するなど、宮古の漁師は三重苦と言われております。宮古島市の3漁協は、強い危機感を持って市に支援を求め、市長は、県とも連携し早急に対応すると答えたという新聞報道がありました。漁協側は、漁協も知恵を絞る、一緒にやれることは全力でやる、行政に力を貸してもらいたいと訴えています。県として、宮古島市と協力して支援できないか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県内漁業者は、軽石の影響により、操業自粛を余儀なくされるなど、漁業活動に多大な影響を受けております。そのため県では、軽石により影響を受けた漁業者への支援のため、海水こし器の設置補助やモズク、アサへの異物混入対策を実施するほか、市町村と連携して、1か月分相当の燃油使用料を補助することとしております。

県としましては、これらの支援が円滑に進むよう、宮古島市をはじめ、各関係市町村及び水産関係団体と連携して取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 大変厳しい状況ですのでぜひ協力して支援していただきたいと思っております。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時50分休憩

午後5時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 次は4、教育行政について伺います。

(1)、学校PCR検査と職員の長時間労働について。

ア、学校職員の長時間労働が問題になっている中、沖縄県のみが学校でのPCR検査を導入して、学校現場はさらに重労働化しているといえます。体力がもたないという、早期退職する職員が増えているとの指摘もあるようです。

そこで質問します。

(ア)、重労働化する学校現場の状況をどう捉えているのか認識を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

令和2年度の月80時間を超える長時間勤務者の全職員に占める割合は、小中学校4.0%で前年度比1.5%の減、県立学校2.7%で前年度比1.2%の減となっております。ただやはり長時間勤務者の割合については、減少傾向が見られますが、長時間勤務者が一定数いるということについては課題だというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 学校でのPCR検査ですけれども、県では教職員の業務負担と感染リスクの面から、外部業者が保護者から直接検査キットを回収することにしてはいますが、現状では全体の7%しか回収できておらず、負担軽減につながっていないということです。どうしても学校PCR検査を続けるのであれば、外部業者の人員拡充を図るか、県が人員を学校に派遣するなど、教職員の負担軽減を図るべきだと思いますがいかがでしょうか。伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時52分休憩

午後5時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県では、感染状況を踏まえまして、学校・保育PCR検査支援チームというものを立ち上げて、それを強化しております。第6波におきましては、学校等で第5波を大きく超える発生がありましたので、検査までに時間を要していた、あるいは外部業者による検体回収が追いつかないというような状況があって、学校現場に御負担をおかけしていたと思います。このたび検査枠を拡充しまし

て、また業務委託等についても強化しておりますので、順次全員検査が再開できるような体制で今組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 対応よろしく申し上げます。

次(イ)、学校現場での長時間労働がなかなか解決しない要因及びその対応策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） まず県立学校における長時間勤務の主な要因でございますけれども、部活動指導が最も多く、次いで事務・報告書作成、授業準備というふうになっております。県教育委員会では、沖縄県教職員働き方改革推進プラン及び教職員の勤務実態調査結果等を基に、学校の実情に応じた行事や会議等の見直し、合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進、また部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置等の取組を進めております。引き続き実効性のある取組を推進し、教職員の長時間勤務の縮減に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 先日の答弁で、過労死ラインを超えた残業、小学校・中学校・県立高校全体で約6500人いるということでした。教職員の長時間労働は深刻です。現場との意見交換、情報収集を行ってしっかりと対策を取るようお願いいたします。

次に行きます。

(2)、部活動について。

部活の顧問を拒否することができる自由な雰囲気为学校現場を目指したいとして、愛知県の教員が組合を結成したということです。沖縄県内でも部活の顧問を拒否する教員はいると聞いていますが、部活の顧問について県内の学校現場の状況を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 各学校における部活動顧問につきましては、教職員の希望を調査した上で、校務全体の効率的・効果的な実施となるよう留意し、校長が決定しております。学校においては、原則として全員顧問制を取っており、1人で複数の部活動を担当する場合もございます。

教育委員会としましては、教職員の負担軽減を図るためにも、今後も部活動指導員の配置・拡充に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 教員の長時間勤務を改善する流れと

して部活の在り方も変化が求められています。部活動指導員の派遣など新たな取組がありますので、その取組による解消が図られるように期待しています。

関連しますけれども、イ、愛知県ではオリンピックに出場経験のあるトップアスリートなど、高い専門性を持った外部人材を学校現場で活用する取組が行われています。県内での取組状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

これまで複数の学校におきまして、県内のトップアスリートを招聘して講話や指導等を行っているというふう聞いております。東京オリンピック・パラリンピックに出場した県内選手の活躍により、今後ますます学校現場での指導のニーズが高まっていくものというふうに考えています。

県教育委員会としましては、可能な限り、県内の優秀な人材を積極的に活用できるよう関係機関と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 この取組は、実際に効果を上げているということで指導を受ける生徒たちからも好評で好意的な意見が多いといえます。また外部人材活用については、特別免許状制度もあるということです。この制度はまだ浸透していないということで、活用も低調ということですが、この制度の活用も検討しながら取り組んでもらえたらと思います。

次(3)、ヤングケアラーに関しては、何人かの議員が質問して答弁されているので要望だけにとどめます。

調査では、沖縄県内にヤングケアラーと思われる子が1088人、現に学校生活に影響が出ている子が523人いるということです。しかしながらこれだけ社会問題化しているヤングケアラーについて、学級担任の約3割が具体的に知らないと答えていたのには驚きました。先日の答弁で、課題としては学級担任への継続的な啓発を挙げていましたので、ぜひ課題を解決して切実な支援につなげるよう、県、市町村、学校、地域、家庭それぞれが連携して取り組んでいただくことを要望します。

次(4)、県立高校の端末環境整備の保護者負担についても既に答弁されております。ただ子供たちに経済的な理由によって教育格差が生じることがあってはなりません。そのことをしっかりと踏まえて対応していただくことをお願いいたします。

休憩いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時58分休憩

午後5時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 次は大きい2番行きます。

アジア太平洋の国々との地域連携については、昨日、アジア太平洋地域平和連携推進事業に取り組んでいくという旨の答弁がありました。沖縄の地理的特性を生かして、アジア太平洋地域の平和と安定の構築に向けて沖縄県が牽引役となって取り組むように期待いたします。答弁はよろしいです。

休憩いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時59分休憩

午後5時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 次3の少子化社会について行こうと思ったんですけども、ちょっと時間がないので飛ばして、最後に大きい6、我が会派の代表質問との関連について伺います。

崎山嗣幸議員の1、知事の政治姿勢についての(2)、南西諸島の軍事拠点について質問します。

台湾有事の初動段階で、宮古島や石垣島を含めた南西諸島に臨時の攻撃用軍事拠点を置く新たな日米共同作戦計画の原案が策定されたという報道がありました。実行されれば、南西諸島が攻撃対象になるのは必至で住民が戦闘に巻き込まれる可能性が高く、住民の安全を考慮しない計画だと批判されています。防衛省、自衛隊の中からも、住民を戦闘に巻き込むリスクが飛躍的に高まると懸念する声があるとのこと。さらに驚くのは、制服組幹部の、台湾をめぐる有事に巻き込まれることは避けられない、申し訳ないが住民を退避させる余力はないだろうというコメントです。先島の住民、沖縄県民が犠牲になっても仕方がないように受け止められ、許し難いコメントです。知事の見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

昨年12月に報道された南西諸島への臨時の軍事拠点配置を含む日米の共同計画については、去る12月24日、知事が防衛省に対し、その詳細を明らかにするよう強く要請しております。その後、1月7日の2プラス2共同発表では、日米は、「同盟の役割・任務・能力の進化及び緊急事態に関する共同計画作業についての確固とした進展を歓迎した」旨が示されております。

県としては、日米共同訓練の激化等、これ以上の基地負担があってはならず、ましてや台湾有事等により沖縄が攻撃目標とされるような事態は決してあってはならないと考えており、引き続き情報収集を行った上で、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 この計画の原案を策定したということに対して、県民からは、私たちはまた戦争の矢面に立たされ犠牲者になるのではないかと、命が奪われることは絶対に避けるべきだ、いつも奄美や沖縄が犠牲になりっ放しだと怒りの声が上がっています。私たちは今、ロシアによるウクライナ侵攻の武力衝突により、子供たちを含む多くの市民が巻き込まれ、犠牲になっていく悲惨な状況をまざまざと見せつけられています。子供たちが犠牲になっていくのを目の当たりにして、胸が張り裂ける思いです。やはりいかなる場合でも武力行使は絶対に避けるべきです。近年、台湾問題がクローズアップされていますが、日本政府には、2014年に中国と合意した、いわゆる日中4項目合意に基づき、中国との政治的相互信頼関係の構築に努めてもらいたいと強く求めまして、私の一般質問を終わります。

タンディガータンディ。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、甲第1号議案から甲第24号議案まで及び甲第26号議案から甲第37号議案までについては、予算特別委員会に、乙第11号議案については、子どもの未来応援特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） ただいま予算特別委員会及び子どもの未来応援特別委員会に付託されました議案を除く乙第1号議案から乙第10号議案まで及び乙第12号議案から乙第43号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

[議案付託表 巻末に掲載]

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時5分休憩

午後6時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

日程第3 乙第44号議案から乙第46号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

[知事追加提出議案 巻末に掲載]

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 令和4年第1回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、条例議案3件であります。

まず初めに、乙第44号議案「沖縄県特別職に属する常勤の職員の期末手当の特例に関する条例」は、期末手当に係る支給割合を引下げ改定する沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の常勤の職員の令和4年6月に支給する期末手当に係る支給割合を引き下げる措置を講ずる必要があるため、条例を制定するものであります。

次に、乙第45号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の期末手当の支給割合を改定する等の必要があるため、条例を改正するものであります。

最後に、乙第46号議案「沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例」は、特定駐留軍用地及び特定駐留軍用地跡地内における土地を取得するための事業を引き続き実施するため、基金の設置期間を延長する必要があることから、条例を改正するものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。ニフェーデービル。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、この際、意見を求めます。

人事委員会委員。

〔人事委員会委員 金城 稔君登壇〕

○人事委員会委員（金城 稔君） 人事委員会の委員を務めております金城でございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第45号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正及び沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、昨年10月5日に、当委員会が行った職員の給与に関する勧告、国及び他の都道府県の状況等を考慮し、職員の給与に関して所要の改正を行うものとなっております、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 人事委員会委員の意見の開陳は終わりました。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第46号議案については、新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） ただいま付託されました乙第46号議案を除く乙第44号議案及び乙第45号議案につ

いては総務企画委員会に付託いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時10分休憩

午後6時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

日程第4 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大浜一郎君。

〔議員提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔大浜一郎君登壇〕

○大浜 一郎君 提案理由を御説明するに当たり、まずこの場をお借りして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、その最前線で従事されている医療従事者の皆様をはじめ、感染拡大のさなかにあっても県民生活に滞りがないよう、御尽力をされている全ての関係者の皆様に対し、深く感謝を申し上げますとともに、このたびの新型コロナウイルス感染症の罹患により亡くなられた方々に哀悼の意を表します。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

議員御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は、県民の生命や健康はもとより、県民生活及び県民経済に深刻な影響を及ぼし、特に、本県の基幹産業として極めて重要な地位を占め、県民生活の向上と県民経済の発展に大きく貢献している観光産業は、今なお危機的な状況にあります。

そこで、観光産業が置かれている現状に鑑み、観光産業分野における新型コロナウイルス感染症に対する対策を引き続き強化し、再び、県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いた際に、来訪者等が安全に安心して観光でき、かつ、県民が安全に安心して生活や経済活動を行うことができる環境、すなわち観光産業の再興と安全・安心の島沖縄の早期の実現を図るため、さきの議会において全会一致をもって制定されました新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の期限を延長するための条例を提案させていただいた次第であります。

次に、本条例の内容について、その概要を御説明申し上げます。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け

ている観光産業の再興に関する条例の附則第2項で令和4年3月31日限り失効することとしている同条例の失効期限を1年延長し、令和5年3月31日限り失効することとするものであります。

以上、提案理由を御説明させていただきました。

議員の皆様におかれましては、慎重に御審議の上、本条例が、観光産業の再興にとどまらず、県民の生命と暮らしを守ることにつながるものであること、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例が3月31日をもって失効することを踏まえ、本条例の速やかな制定に御理解と御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については経済労働委員会に付託いたします。

◆ . . ◆

○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明3月4日から8日までの5日間休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、明3月4日から8日までの5日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、3月9日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時16分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 比 嘉 瑞 己

会議録署名議員 大 浜 一 郎

令和4年3月9日

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第9号）

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第9号）

令和4年3月9日（水曜日）午前10時開議

議事日程第9号

令和4年3月9日（水曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第3号議案、乙第4号議案及び乙第7号議案（総務企画委員長報告）
- 第2 乙第18号議案及び議員提出議案第1号（経済労働委員長報告）
- 第3 乙第30号議案及び乙第31号議案（土木環境委員長報告）
- 第4 甲第26号議案から甲第37号議案まで（予算特別委員長報告）
- 第5 陳情第31号及び第36号の2の付託の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 乙第3号議案、乙第4号議案及び乙第7号議案
- 乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第4号議案 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第7号議案 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
- 日程第2 乙第18号議案及び議員提出議案第1号
- 乙第18号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例
 - 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 乙第30号議案及び乙第31号議案
- 乙第30号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 - 乙第31号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 日程第4 甲第26号議案から甲第37号議案まで
- 甲第26号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第22号）
 - 甲第27号議案 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
 - 甲第28号議案 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
 - 甲第29号議案 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
 - 甲第30号議案 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
 - 甲第31号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第2号）
 - 甲第32号議案 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
 - 甲第33号議案 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
 - 甲第34号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
 - 甲第35号議案 令和3年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
 - 甲第36号議案 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 甲第37号議案 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第5 陳情第31号及び第36号の2の付託の件

出席議員 (46名)

議長	赤嶺昇君	22番	石原朝子さん
副議長	仲田弘毅君	23番	仲村家治君
1番	喜友名智子さん	24番	仲村未央さん
2番	翁長雄治君	25番	平良昭一君
3番	島袋恵祐君	26番	玉城武光君
4番	玉城健一郎君	27番	比嘉瑞己君
5番	上里善清君	28番	照屋大河君
6番	大城憲幸君	29番	山内末子さん
7番	上原章君	31番	西銘啓史郎君
8番	小渡良太郎君	32番	座波一君
9番	新垣淑豊君	33番	大浜一郎君
10番	島尻忠明君	34番	呉屋宏君
11番	仲里全孝君	35番	花城大輔君
12番	國仲昌二君	36番	又吉清義君
13番	次呂久成崇君	37番	崎山嗣幸君
14番	新垣光荣君	38番	仲宗根悟君
15番	瀬長美佐雄君	39番	玉城ノブ子さん
16番	山里将雄君	40番	西銘純恵さん
17番	当山勝利君	41番	渡久地修君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	47番	照屋守之君

欠席議員 (2名)

42番	瑞慶覧功君	46番	中川京貴君
-----	-------	-----	-------

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局	長	知念弘光君	主	査親富祖	満君
次	長	上原貴志君	政務調査課副参事	中村	守君
議事課	長	佐久田隆君	主	幹嘉陽	孝君
課長	補	佐城間旬君	主	幹下地	広道君
主	幹	宮城亮君	主	幹新垣	伸弥君

○議長 (赤嶺昇君) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

[諸般の報告 巻末に掲載]

○議長 (赤嶺昇君) 日程第1 乙第3号議案、乙第4号議案及び乙第7号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

[委員会審査報告書 (条例) 巻末に掲載]

[総務企画委員長 又吉清義君登壇]

○総務企画委員長 (又吉清義君) おはようございます。

ただいま議題となりました乙第3号議案、乙第4号議案及び乙第7号議案の条例議案3件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎

重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第3号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、児童相談所に勤務する児童福祉司等に係る社会福祉手当の支給額を改める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正に伴う対象人数は何人か、また、班長級とそれ以外の職員で手当額に差があるのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、対象人数は中央児童相談所が39名、コザ児童相談所が28名、計67名である。なお、宮古と八重山については中央児童相談所に含まれている。また、手当額に差があることについては、平成23年に手当額を改定したときに班長級とそれ以外とで業務負担の差があることから、手当額に差を設けているとの答弁がありました。

そのほか、当該特殊勤務手当以外の手当の有無、子供の虐待に関する新たな枠組みの必要性、要保護児童対策地域協議会との連携などについて質疑がありました。

次に、乙第4号議案「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者に接触して行う作業等に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、対象は警察職員を想定しているとのことだが、具体的にどういう場合を想定しているのか、また、対象人員は何人かとの質疑がありました。

これに対し、警察官が現場において、警ら中にコロナ感染者またはその疑いのある者に接した場合や、コロナ感染の疑いのある御遺体を取り扱った場合などが対象になる。また、対象人員は令和2年度が延べ643名、令和3年度は、10月時点で216名が該当するとの答弁がありました。

そのほか、類型別事案の状況、実際に感染した事案の有無、当該特殊勤務手当に関し財政当局に要望した時期などについて質疑がありました。

次に、乙第7号議案「沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例」は、県内における石油製品の価格の調整及び安定的供給を図るため、条例の有効期限を令和6年3月31日まで延長し、引き続き石油価格

調整税を課する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄本島と県内離島のガソリン価格は一緒になるべきだと思うが、現状はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、令和2年度に実施した調査によると、平成24年度と比較するとガソリン1リットル当たりの価格差は25円から15円に縮小しているが、各消費者に実際販売する際の販売価格は依然として15円の差が出ているとの答弁がありました。

次に、離島のガソリン価格が高いのは人件費や設備投資などに費用がかかるということなのか、それとも競争原理が働いていないということなのかとの質疑がありました。

これに対し、輸送費の補助を行っているので、仕入価格ベースでは少し効果が見られる状態ではあるが、販売量が少ないので、この単価に上乗せするコスト、固定費が結構重くのしかかっているといった状況が見られる。加えて店舗数が少ないことで、価格競争が起きづらい環境も影響していると考えているとの答弁がありました。

そのほか、セーフティネットの検討状況、ガソリン価格の店頭調査及び公表の有無、石油価格調整税率の改定状況、離島を抱える他府県の状況などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第3号議案、乙第4号議案及び乙第7号議案の条例議案3件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第3号議案、乙第4号議案及び乙第7号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案、乙第4号議案及び乙第7号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 乙第18号議案及び議員提出議案第1号を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。
経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第18号議案及び議員提出議案第1号の議案2件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長及び議員提出議案の提案者代表等の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部及び提案者の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第18号議案「沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置により経営に影響を受けた中小企業者の資金の借入れに関し、その利子の補給を行う事業の財源に充てるために基金を処分することができることとする必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、アフターコロナの経済回復に係る戦略をどのように立てているのか、また、これに関して経済界を交えてどのような議論をしているのかとの質疑がありました。

これに対し、これまでに、事業継続と雇用維持を大きな柱とした県の経済対策基本方針に基づいて様々な需要喚起策等を展開してきたが、今後はDX（デジタルトランスフォーメーション）をさらに促進することで労働生産性を高め、雇用者の所得増につなげていくことが重要であると考えている。また、経済対策関係団体会議等による経済界との意見交換において、経済と感染対策の両立の観点から、3回目のワクチン接種後におけるワクチンパスポートの活用等について議論を行っているところであるとの答弁がありました。

そのほか、新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金の実績について質疑がありました。

次に、議員提出議案第1号「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例」については、提案理由の説明

を省略し、提案者を代表して大浜一郎委員外1名へ質疑を行いました。

まず、国の予備費の獲得についてはどのような状況か、また、これまでの反省も踏まえて、今後の具体的な成果につなげていくためにどのように取り組んでいく必要があるかとの質疑がありました。

これに対し、これまで国への要請をはじめ、予算編成権を有する県とも議論や提案等を重ねて対応を促してきたところであるが、予備費も含めた予算の獲得についてはあくまで交渉事でもあるため、県もまだ十分な手だてを確保できていないのが現状である。また、条例期限を1年延長する中で、基本的に県を窓口としつつも、今後も県議会と県がしっかりと連携しながら危機感を持って取り組んでいく必要があると考えているとの答弁がありました。

そのほか、条例制定による効果について質疑がありました。

採決の結果、乙第18号議案及び議員提出議案第1号の2件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第18号議案及び議員提出議案第1号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案及び議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 乙第30号議案及び乙第31号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。
土木環境副委員長下地康教君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境副委員長 下地康教君登壇〕

○土木環境副委員長（下地康教君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第30号議案及び乙第31号議案の議決議案2件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第30号議案の「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その2）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

主な内容は、契約金額を2244万1100円減額し、14億9313万8900円に変更するものであり、今回の変更は、架設桁損料日数の変更及び架設桁の支持台基礎ぐいの高止まり等による減額を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、減額補正の理由と工事の進捗状況及び完成のめどはいつかとの質疑がありました。

これに対し、仮設支持ぐいについて、1本当たり支持基盤まで打ち込む必要な延長として大体20メートルから36メートルと想定していたが、現場で実際に施工すると3メートルから5メートル程度高止まりとなったことから、所定の高さの位置でぐいを切断して廃材処分とした。高止まりに伴い不用となった現場の資材についてスクラップ処理を行い、その買取価格の分を減額した。

また、橋梁整備の進捗状況については、令和3年度末の予定で約64%となっており、令和5年度に暫定供用2車線の完了となり、令和7年度に全体の4車線の完了を予定しているとの答弁がありました。

そのほか、トカゲハゼの保全対策などについて質疑がありました。

次に、乙第31号議案の「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その4）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

主な内容は、契約金額を5848万4800円増額し、20億3738万4800円に変更するものであり、今回の変更は、特記仕様書に基づき週休2日の取組による間接工事費の補正等による増額を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、働き方改革を進める上で労働環境を守

る仕組みをつくり、それを普及させる必要があるが、どのように取り組んでいるかとの質疑がありました。

これに対し、建設業界における働き方改革は、我々も非常に重要と考えている。現在、週休2日の取組、社会保険の加入状況の確認及び発注時期の平準化等に関しても見直しているところである。週休2日に関しては、まず国が先行して取り組んでおり、それに追随する形で県も施策を進めている。こうした取組は沖縄だけではなく九州全体で進めているところであり、働き方改革をしなければ人材も建設業界に集まってこないの、土木建築部としてもしっかり取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、県は沖縄県公契約条例をつくり労働者の環境を守る立場であり、当初から週休2日を前提とした発注方法にすべきではなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、今、試行的に進めていることもありこのような発注方法になっているが、次年度から積算を前もって計上する等、令和6年の労働基準法の完全施行までには週休2日を浸透させる取組を進めていきたいとの答弁がありました。

採決の結果、乙第30号議案及び乙第31号議案の議決議案2件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第30号議案及び乙第31号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第30号議案及び乙第31号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第4 甲第26号議案から甲第37号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長山内末子さん。

[委員会審査報告書(予算) 巻末に掲載]

[予算特別委員長 山内末子さん登壇]

○予算特別委員長(山内末子さん) おはようございます。

ただいま議題となりました甲第26号議案から甲第37号議案までの予算議案12件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長をはじめ関係部局長等の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず初めに、甲第26号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第22号)」は、決算補正として扶助費等の義務的経費等について計上するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出ともに、510億8680万9000円で、補正後の改予算額は、1兆1194億8233万9000円となる。

歳入の主な内容は、県税の増、地方消費税清算金の増、地方譲与税の増、地方交付税の増などである。

歳出の主な内容は、令和2年度決算剰余金等の積立に伴う財政調整基金積立金の増、保育士を目指す者に対する修学資金の貸付け及び市町村が実施する認可保育所等への保育補助者等の配置に要する経費の増、医療保険者である沖縄県後期高齢者医療広域連合や市町村に対する負担金に要する経費の減、黒糖の新規販路開拓のため食品製造業者等と連携した総合ブランディング等に要する経費の増、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業者の資金調達支援のための基金に要する経費の増、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置期間中に県の時短営業要請・休業要請に応じた大規模施設等への協力金支給に要する経費の減、県内旅行の割引事業実施に要する経費の増、宿泊事業者における感染症対策の強化等に要する経費の減、暴風・洪水・豪雨等により生じた公共土木施設等に係る被災箇所の原形復旧に要する経費の減などである。

なお、繰越明許費は、予算成立後の事由により、年度内に完了しない見込みの事業や、新型コロナウイルス感染症対応のため継続して取り組む必要のある事業について翌年度に繰り越して実施するため計上するのである。

次に、甲第27号議案から甲第36号議案までの特別

会計補正予算は、中小企業高度化資金の貸付対象事業費の変更に伴う減、沿岸漁業改善資金の貸付実績に伴う減、宜野湾港整備事業及び中城湾港(新港地区)整備事業における借入元金・利子の償還等を行うための増、中城湾港マリン・タウンプロジェクトの計画変更等に伴う減、新発債の借入利率が予定利率を下回ったことに伴う減、令和3年度保険給付費が見込みを上回ったことに伴う増及び令和2年度療養給付費負担金等の精算などに伴う補正であるとの説明がありました。

次に、甲第37号議案「令和3年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算(第1号)」は、国の令和3年度補正予算に係る社会資本整備総合交付金を活用し、中部流域における終末処理場の耐震化を図るため、資本的収支予算を増額するものである。補正予算の額は、資本的収入及び資本的支出をそれぞれ3億5200万円増額するものであるとの説明がありました。

まず、甲第26号議案に関し、今回の補正予算の特徴は何か、また税収が増額となる中で、地方交付税も増額補正をしている理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正予算は、決算を見据えて歳入、歳出それぞれ最終予算を計上しており、歳出は必要額について所要額を計上して、また不用額が見込まれる部分は減額するという形で対応している。その結果、増額補正としては全体で767億円、減額補正が254億円でトータル約510億円の予算規模になっている。また、地方交付税が増額した理由として、当初見込んでいた歳入よりも落ち込むという形で国に算定されたことや、国勢調査人口が置き換わったことなどにより約100億円ほど増えた。さらには、12月末に国の補正予算が成立して、交付税原資が増え、本県に百二、三十億円追加配分されたことなどにより、244億円の増額補正をしているとの答弁がありました。

次に、生活保護援護費受給の要件と受給実態はどうなっているか、また、車社会の沖縄において自動車の所有は特例でしか認められない事例があるがどのように把握しているかとの質疑がありました。

これに対し、生活保護の要件に関しては、まず稼働能力を活用すること、資産を活用すること、他法他施策の活用などの要件がある。生活保護受給実態は、令和3年12月末現在の県内の生活保護受給世帯数は約3万1000世帯、対前年度比2.9%の増、被保護人員数は約3万1000人、対前年同月比1.8%の増となっている。また、自動車は資産に当たり、最低限度の生活の維持のために自動車を生活費に充てるとというのが原則

だが、現在失業や傷病で就労を中断しているが、再開後使用する見込みがある場合や、公共交通機関が利用困難な場合の通勤用、あるいは障害者の通院等のような事由がある場合は認められているケースがあるとの答弁がありました。

次に、沖縄黒糖ブランディング実証支援事業に関し、県内の事業者との連携はどのように考えているか、また、事業主体の沖縄県黒砂糖協同組合が事業を執行する際のバックアップ体制をどう考えているかとの質疑がありました。

これに対し、これまでも県も一緒になってオキコやオリオンビールなどと連携して黒糖を使った商品を出している。そのほか、銀行協会や保険業界にも現状を理解してもらい黒糖を使った商品をお願いしている。また、県内のホテルにウエルカム黒糖ということで各部屋に黒糖を置くということを国と調整して進めているところである。また、沖縄県黒砂糖協同組合へのバックアップ体制については、月に2回ほど国、県、事業主体とJ Aも含めて、事業の進捗状況などを確認しながら事業を進めているとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業で、高齢者福祉施設ほか5事業の繰越しの理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回、繰越しを行うのは、感染症等が発生した場合のかかり増し経費及び簡易陰圧装置の設置等の補助の繰越しである。

理由としては、かかり増し経費については、県内の感染状況の急激な拡大に伴い、年度末の申請が増加しており、年度内で執行が困難であることから、次年度以降、確実に事業者にも補助するための繰越しである。また、簡易陰圧装置やゾーニング環境整備に係る経費については、新型コロナウイルス感染症による世界的な需要による機器の品薄とか、納品遅れ等が生じたことにより、年度内完了が困難になったものを次年度に繰り越すとの答弁がありました。

次に、甲第33号議案に関し、県民広場地下駐車場工事の概要及び固定納付金の収入見込み額について質疑がありました。

次に、甲第36号議案に関し、国民健康保険事業が補正増となっているが、特徴的な内容はどのようなものがあるか、また、コロナ禍における国保会計について特別な免除や猶予制度はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、市町村に交付する保険給付費の増額を行う費用として約29億円、過年度の国庫支出金等の精算を行うための費用として約45億円を計上してい

る。また、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免については、令和2年度と同様、令和3年度も全額国の財政支援が実施されており、令和3年度分の保険税の減免は、11月末時点で1781世帯、約2億5000万円となっているとの答弁がありました。

採決の結果、甲第26号議案から甲第37号議案までの12件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、甲第26号議案から甲第37号議案までの12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案12件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第26号議案から甲第37号議案までは、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第5 陳情第31号及び第36号の2の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情2件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明3月10日から29日までの20日間休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、明3月10日から29日までの20日間休会と

することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、3月30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時31分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 比 嘉 瑞 己

会議録署名議員 大 浜 一 郎

令和4年3月30日

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第10号）

令和4年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第10号）

令和4年3月30日（水曜日）午前10時開議

議事日程第10号

令和4年3月30日（水曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第1号議案、乙第2号議案、乙第5号議案、乙第6号議案、乙第8号議案、乙第27号議案から乙第29号議案まで、乙第44号議案及び乙第45号議案（総務企画委員長報告）
- 第2 乙第15号議案から乙第17号議案まで及び乙第19号議案（経済労働委員長報告）
- 第3 乙第10号議案、乙第12号議案から乙第14号議案まで及び乙第24号議案から乙第26号議案まで（文教厚生委員長報告）
- 第4 乙第9号議案及び乙第20号議案から乙第23号議案まで（土木環境委員長報告）
- 第5 沖縄県議会議員の期末手当の特例に関する条例
- | | | |
|---------|--------|--------------|
| 島袋 大君 | 瑞慶覧 功君 | 提出 議員提出議案第6号 |
| 渡久地 修君 | 平良 昭一君 | |
| 仲村 未央さん | 金城 勉君 | |
| 當間 盛夫君 | | |
- 第6 乙第11号議案（子どもの未来応援特別委員長報告）
- 第7 乙第46号議案（新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長）
- 第8 乙第35号議案、乙第38号議案、乙第40号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案（総務企画委員長報告）
- 第9 乙第36号議案及び乙第37号議案（経済労働委員長報告）
- 第10 乙第39号議案及び乙第41号議案（文教厚生委員長報告）
- 第11 乙第32号議案から乙第34号議案まで（土木環境委員長報告）
- 第12 甲第1号議案から甲第24号議案まで（予算特別委員長報告）
- 第13 那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書
- | | | |
|--------|---------|--------------|
| 仲村 家治君 | 小渡良太郎君 | 提出 議員提出議案第3号 |
| 新垣 淑豊君 | 島尻 忠明君 | |
| 仲里 全孝君 | 新垣 新君 | |
| 下地 康教君 | 石原 朝子さん | |
| 西銘啓史郎君 | 座波 一君 | |
| 大浜 一郎君 | 呉屋 宏君 | |
| 花城 大輔君 | 又吉 清義君 | |
| 末松 文信君 | 島袋 大君 | |
| 中川 京貴君 | 照屋 守之君 | |
| 仲田 弘毅君 | | |
- 第14 那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書
- | | |
|--------|---------|
| 照屋 大河君 | 玉城健一郎君 |
| 上里 善清君 | 山里 将雄君 |
| 当山 勝利君 | 山内 末子さん |
| 瑞慶覧 功君 | 比嘉 京子さん |
| 島袋 恵祐君 | 瀬長美佐雄君 |
| 玉城 武光君 | 比嘉 瑞己君 |

玉城ノブ子さん 西銘 純恵さん 提出 議員提出議案第4号
 渡久地 修君 翁長 雄治君
 次呂久成崇君 新垣 光栄君
 平良 昭一君 仲宗根 悟君
 喜友名智子さん 國仲 昌二君
 仲村 未央さん 崎山 嗣幸君

第15 那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議

照屋 大河君 玉城健一郎君
 上里 善清君 山里 将雄君
 当山 勝利君 山内 末子さん
 瑞慶覧 功君 比嘉 京子さん
 島袋 恵祐君 瀬長美佐雄君
 玉城 武光君 比嘉 瑞己君
 玉城ノブ子さん 西銘 純恵さん 提出 議員提出議案第5号
 渡久地 修君 翁長 雄治君
 次呂久成崇君 新垣 光栄君
 平良 昭一君 仲宗根 悟君
 喜友名智子さん 國仲 昌二君
 仲村 未央さん 崎山 嗣幸君

第16 陳情令和2年第147号、同第179号、同第191号、同第192号、同第216号、陳情令和3年第103号及び陳情第27号（経済労働委員長報告）

第17 陳情第7号、第17号及び第18号の2（文教厚生委員長報告）

第18 陳情令和2年第219号及び陳情令和3年第168号（土木環境委員長報告）

第19 陳情令和3年第83号（議会運営委員長報告）

第20 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案、乙第2号議案、乙第5号議案、乙第6号議案、乙第8号議案、乙第27号議案から乙第29号議案まで、乙第44号議案及び乙第45号議案

乙第1号議案 沖縄県首里城歴史文化継承基金条例

乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第8号議案 沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例

乙第27号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第28号議案 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

乙第29号議案 沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

乙第44号議案 沖縄県特別職に属する常勤の職員の期末手当の特例に関する条例

乙第45号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第2 乙第15号議案から乙第17号議案まで及び乙第19号議案

乙第15号議案 沖縄県農作物種苗生産条例

乙第16号議案 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第17号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

- 乙第19号議案 沖縄県観光振興基金条例
- 日程第3 乙第10号議案、乙第12号議案から乙第14号議案まで及び乙第24号議案から乙第26号議案まで
- 乙第10号議案 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例
- 乙第14号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例
- 乙第24号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第25号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第26号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 乙第9号議案及び乙第20号議案から乙第23号議案まで
- 乙第9号議案 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第22号議案 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第23号議案 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 沖縄県議会議員の期末手当の特例に関する条例
- 日程第6 乙第11号議案
- 乙第11号議案 沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例
- 日程第7 乙第46号議案
- 乙第46号議案 沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例
- 日程第8 乙第35号議案、乙第38号議案、乙第40号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案
- 乙第35号議案 財産損傷事故に関する和解等について
- 乙第38号議案 損害賠償請求事件の和解等について
- 乙第40号議案 包括外部監査契約の締結について
- 乙第42号議案 副知事の選任について
- 乙第43号議案 沖縄県教育委員会教育長の任命について
- 日程第9 乙第36号議案及び乙第37号議案
- 乙第36号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第37号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 日程第10 乙第39号議案及び乙第41号議案
- 乙第39号議案 損害賠償の額の決定について
- 乙第41号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標を定めることについて
- 日程第11 乙第32号議案から乙第34号議案まで
- 乙第32号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第33号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第34号議案 訴えの提起について
- 日程第12 甲第1号議案から甲第24号議案まで
- 甲第1号議案 令和4年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 令和4年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 令和4年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計予算

- 甲第 6 号議案 令和 4 年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第 7 号議案 令和 4 年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第 8 号議案 令和 4 年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第 9 号議案 令和 4 年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和 4 年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和 4 年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和 4 年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和 4 年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和 4 年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和 4 年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和 4 年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和 4 年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和 4 年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和 4 年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和 4 年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和 4 年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和 4 年度沖縄県流域下水道事業会計予算

日程第13 那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書

日程第14 那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書

日程第15 那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議

日程追加 那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書

日程追加 那覇港湾施設における米海兵隊の訓練に関する意見書

日程追加 那覇港湾施設における米海兵隊の訓練に関する抗議決議

日程第16 陳情令和 2 年第147号、同第179号、同第191号、同第192号、同第216号、陳情令和 3 年第103号及び陳情第27号

陳情令和 2 年第147号 シークワサーの立ち枯れ対策に関する陳情

陳情令和 2 年第179号 忘年会・新年会・会議等のホテル利用促進に関する陳情

陳情令和 2 年第191号 G o T o トラベルキャンペーンの延長等を求める陳情

陳情令和 2 年第192号 G o T o トラベルキャンペーンの積極的な活用等を求める陳情

陳情令和 2 年第216号 コロナ禍における観光需要回復に向けた取組に関する陳情

陳情令和 3 年第103号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う県内酪農家への経済的補填に関する陳情

陳情第27号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う県内酪農家への経済的補填に関する陳情

日程第17 陳情第 7 号、第17号及び18号の 2

陳情第 7 号 離島の児童生徒が沖縄県代表となった場合の派遣費用補助を求める陳情

陳情第17号 公共交通としての経営状況が深刻化する路線バス事業への緊急支援等に関する陳情

陳情第18号の 2 新型コロナウイルスにより影響を受けた貸切りバス事業者への支援に関する陳情

日程第18 陳情令和 2 年第219号及び陳情令和 3 年第168号

陳情令和 2 年第219号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

陳情令和 3 年第168号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

日程第19 陳情令和 3 年第83号

陳情令和 3 年第83号 選挙管理委員会における女性委員の選出に関する陳情

日程第20 閉会中の継続審査の件

出席議員(47名)

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	24番	仲村未央さん
1番	喜友名智子さん	25番	平良昭一君
2番	翁長雄治君	26番	玉城武光君
3番	島袋恵祐君	27番	比嘉瑞己君
4番	玉城健一郎君	28番	照屋大河君
5番	上里善清君	29番	山内末子さん
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	35番	花城大輔君
10番	島尻忠明君	36番	又吉清義君
11番	仲里全孝君	37番	崎山嗣幸君
12番	國仲昌二君	38番	仲宗根悟君
13番	次呂久成崇君	39番	玉城ノブ子さん
14番	新垣光荣君	40番	西銘純恵さん
15番	瀬長美佐雄君	41番	渡久地修君
16番	山里将雄君	42番	瑞慶覧功君
17番	当山勝利君	43番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	44番	末松文信君
19番	金城勉君	45番	島袋大君
20番	新垣新君	46番	中川京貴君
21番	下地康教君	47番	照屋守之君
22番	石原朝子さん		

欠席議員(1名)

34番	呉屋宏君
-----	------

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	知念弘光君	政務調査課 副参事	中村守君
議事課 長	佐久田隆君	主 幹	嘉陽孝君
課長 補 佐	城間旬君	主 幹	下地広道君
主 幹	宮城亮君	主 幹	具志堅勝也君
主 査	親富祖満君	主 幹	新垣伸弥君
総務課 主 幹	知花美和子さん		

○議長(赤嶺昇君) これより本日の会議を開きます。

○照屋守之君 議長。

○議長(赤嶺昇君) 休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○議長(赤嶺昇君) 再開いたします。

日程に入ります前に報告いたします。

1月26日及び2月8日から3月9日までに受理い

たしました請願1件及び陳情24件は、3月16日に配付いたしました請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたしました。

次に、28日、仲村家治君外18人から議員提出議案第3号「那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書」、照屋大河君外23人から議員提出議案第4号「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書」及び議員提出議案第5号「那覇港湾施設にお

ける在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議」の提出がありました。

また、昨日、島袋大君外6人から議員提出議案第6号「沖縄県議会議員の期末手当の特例に関する条例」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 乙第1号議案、乙第2号議案、乙第5号議案、乙第6号議案、乙第8号議案、乙第27号議案から乙第29号議案まで、乙第44号議案及び乙第45号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案、乙第2号議案、乙第5号議案、乙第6号議案、乙第8号議案、乙第27号議案から乙第29号議案まで、乙第44号議案及び乙第45号議案の条例議案10件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部生活安全部長及び同交通部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県首里城歴史文化継承基金条例」は、首里城に象徴される沖縄の固有の歴史及び文化の継承を目的として、沖縄県首里城歴史文化継承基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、伝統文化の継承については難しいものがあり、人材を育成した後にも組織を立ち上げてサポートすることも必要と思うが、そのことについてどのように考えるかとの質疑がありました。

これに対し、本県において伝統的建築技術に係る保存会というものは存在していないが、継続的な取組につなげていくためには行政だけではなく県民と一体と

なった取組が必要だと認識している。そのため、保存会の活動等については、地域団体それから関係機関とのネットワークを活用した促進にもつながるとの認識を持っており、その立ち上げについても検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、首里城復興寄附金の状況、本土における歴史的建造物を守るための施策、基金を基にした他県での研修制度導入の検討、基金の活用方策などについて質疑がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、国及び他の都道府県の状況を考慮し、妊娠・出産、育児等と仕事との両立支援制度を充実させるため、不妊治療のための特別休暇を設けるほか、非常勤職員の育児休業及び部分休業の要件を緩和するとともに、任命権者が講ずべき措置を定める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、不妊治療の特別休暇について、国及び他府県の状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、国においては令和4年1月1日から既に施行されている。4月1日施行は本県以外に東京都と神奈川県となっているとの答弁がありました。

そのほか、非常勤職員の対象範囲などについて質疑がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った那覇市が処理することとする等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県内における難病患者数は何名か、そのうち那覇市の患者数は何名か、また、権限移譲に伴う那覇市の事務的負担はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、令和4年1月31日時点で難病の受給対象者となるのは県全体で1万1084名で、そのうち那覇市の患者は2471名となっている。また、権限移譲に伴う那覇市の事務負担については、これまでも那覇市に委託していた経緯があり、今回の権限委譲による業務負担の変更はないものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、難病の種類、那覇市に権限移譲する理由などについて質疑がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県使用料及び手数料条例

の一部を改正する条例」は、工芸振興センターの機器の使用料等について徴収根拠を廃止するほか、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、電気工事士免許状書換え手数料の額を改める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、工芸振興センターの使用料を廃止する理由は何か、また、廃止により利用者の不利益が生じないかとの質疑がありました。

これに対し、工芸振興センターが所有する染織、木工、漆工関係の使用料28件を廃止するが、おきなわ工芸の杜に21件を移管し、老朽化に伴う機器を7件廃止する。また、機器がなくなることによって利用者に不利益が生じないかということについては、おきなわ工芸の杜に移管または設置する機器の中に代替機器もあることから、特に工芸事業者の不利益は生じないと考えているとの答弁がありました。

次に、乙第8号議案「沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、行政書士試験に係る手数料の額を改める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、手数料引上げに伴う受験者への影響をどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、特定の受験者に対する試験問題の提供という特定サービスの提供ということで、あくまでも受益者負担の観点で支払ってもらうものである。当然支払う額が増えることで受験者への影響は今後あり得るかもしれないが、これまで受験者数が減ってきたこと等に伴って1人当たりの事務的経費が増えてきたこと等が改正の理由であるとの答弁がありました。

そのほか、過去の手数料の改正状況などについて質疑がありました。

次に、乙第27号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、許可証書換え手数料の額を改めるほか、道路交通法の一部改正に伴い、運転技能検査手数料の額を定める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第28号議案「沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例」及び乙第29号議案「沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例」は、民法の一部が改正され、成年年齢が引き下げられるとともに、女性の婚姻開始年齢が引き上げられること等を踏まえ、青少年の定義を改める必要が

あるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

まず、乙第28号議案に関し、当該条例により摘発された事件の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第29号議案に関し、一部の規定を除き令和6年4月1日から施行する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、女性の婚姻年齢が法律で16歳から18歳に引上げとなるが、例えば4月1日の法律施行後、17歳に関しては法律上は未成年だが、まだ結婚できる取扱いであることから、猶予期間を設けて2年後に完全施行というような形になるとの答弁がありました。

そのほか、犯罪に巻き込まれないための教育機関との連携などについて質疑がありました。

次に、乙第44号議案「沖縄県特別職に属する常勤の職員の期末手当の特例に関する条例」は、期末手当に係る支給割合を引下げ改定する沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の常勤の職員の令和4年6月に支給する期末手当に係る支給割合を引き下げる措置を講ずる必要があるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

次に、乙第45号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の給与と勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の期末手当の支給割合を改定する等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、人事委員会が勧告する際に、民間は当然調査すると思うが、県で働いている看護師や教員への意見聴取なども行われているかとの質疑がありました。

これに対し、この人事委員会の調査については企業規模が50人以上、かつ事業所規模が50人以上の県内の346の民間事業者から134事業所を無作為に抽出して実施調査をしたと聞いている。県においては、県立病院や教員について任命権者から意見を聴取して報告をしているとの答弁がありました。

そのほか、令和3年度引下げ相当額の減額調整を行う時期などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第1号議案、乙第2号議案、乙第5号議案、乙第6号議案、乙第8号議案、乙第27号議案から乙第29号議案まで、乙第44号議案及び乙第45号議案の条例議案10件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げ

げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案、乙第2号議案、乙第5号議案、乙第6号議案、乙第8号議案、乙第27号議案から乙第29号議案まで、乙第44号議案及び乙第45号議案の10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案、乙第2号議案、乙第5号議案、乙第6号議案、乙第8号議案、乙第27号議案から乙第29号議案まで、乙第44号議案及び乙第45号議案は原案のとおり可決されました。

◆◇◆◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 乙第15号議案から乙第17号議案まで及び乙第19号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 西銘啓史郎登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第15号議案から乙第17号議案まで及び乙第19号議案の条例議案4件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第15号議案「沖縄県農作物種苗生産条例」は、良質な種苗の安定的な供給を図り、もって本県の農業の持続的な発展に寄与するため、良質な種苗の生産の推進に関する基本理念等を明らかにするとともに、県

が施策の実施により得た知見等の提供に関し調査審議を行う附属機関を設置する必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、他府県の同様な条例と比較して特色のある部分は何かとの質疑がありました。

これに対し、他府県のほとんどが稲、麦、大豆を対象とするが、本県では島野菜等の在来種をはじめ多くの品目を対象としたこと、民間事業者等へ種苗に関する知見等を提供する場合には、審議会を設けて厳正な審査を行うことなどが、本条例案の特色であるとの答弁がありました。

次に、沖縄県登録品種の自家増殖は、許諾手続を不要としている点については農家に不安を与えないよう条文の文言に明記する必要があるのではないかと質疑がありました。

これに対し、自家増殖については、本条例ではなく種苗法の範疇と考えており、国や他府県と同様にまずは県のホームページで手続が不要である旨を公表している。また、公文書で市町村やJA等の各種団体へも通知しているほか、県の出先機関である農業改良普及センターでの相談体制や、各地域での現地説明会等を通して周知を徹底していきたいとの答弁がありました。

そのほか、登録品種等の海外持ち出し対策の強化について質疑がありました。

次に、乙第16号議案「沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、同施設の改修に伴い、研修室の利用に係る料金の基準額を改めるとともに、木工室及び冷房設備の利用に係る料金の基準額を定める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、公園管理に関する新たな民間の力の活用の検討について質疑がありました。

次に、乙第17号議案「沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、高圧ガス製造保安責任者試験手数料の額を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第19号議案「沖縄県観光振興基金条例」は、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ることを目的とした基金を設置し、その管理及び処分に關し必要な事項を定める必要があるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、基金の設立について観光業界との間で十分なコンセンサスは得られているのか。また、観光

再興に向けた取組の中で本条例の立ち位置をどのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、基金設立については、今年1月の沖縄ツーリズム産業団体協議会の副会長会議や、2月に開催した同協議会メンバーへの説明・意見交換会を通して、業界から一定の理解を得られたと認識している。また、令和4年度は、国が実施する事業に上乘せするおきなわ事業者復活支援金の21億円や、G o T o おきなわキャンペーン事業の約376億円と合わせ、既存事業では十分に対応できない場合に機動的かつ柔軟に本基金を活用していくことを想定しており、これらの施策事業を総合的に実施することで、沖縄観光の回復に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、本基金により具体的にどのような事業の実施を想定しているのか、また、観光業界が疲弊している現状への対応も含めて、業界が求めるものをどのように反映させていくのかとの質疑がありました。

これに対し、基金の用途については、同条例第6条に掲げる4つの柱に沿って、例えば観光DXの推進、自然資源利用のルールづくりと周知、スポーツツーリズムやサステナブルツーリズムの推進等が考えられる。また、現在、庁内において具体的な事業の提案を募集しており、集まった提案を精査した後、観光関連団体や有識者等で構成する検討委員会において事業を決定していくこととなるが、さらにそれ以外でも業界団体から幅広く意見を聴きながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

そのほか、国内外における目的税の現状と今後の本基金への積立てについて質疑がありました。

採決の結果、乙第15号議案から乙第17号議案までの条例議案3件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第19号議案「沖縄県観光振興基金条例」については、採決の結果、可否同数となり、委員長裁決により、否決と決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第19号議案に対する討論の通告がありますの

で、発言を許します。

玉城武光君。

〔玉城武光君登壇〕

○玉城 武光君 ただいま議題になりました乙第19号議案「沖縄県観光振興基金条例」に賛成する立場から討論を行います。

この条例の目的、第1条は、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図る目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、沖縄県観光振興基金を設置するとしています。

今、沖縄県のリーディング産業である観光産業については、新型コロナウイルス感染症の影響を長期間にわたり受けているところであり、支援の拡充強化が必要となっています。沖縄観光の回復を目指し、感染症拡大の抑止、水際対策の強化、観光事業者等の事業継続支援、観光需要の喚起に加え、必要な施策を実施するための財源の確保が求められています。

県は、これまで融資等による資金繰り支援や雇用継続のための上乘せ助成など、事業継続のための支援、那覇空港や離島空港における水際対策の体制整備など安全・安心の島沖縄の構築に取り組みながら、感染状況を見極めつつ、段階的に域内需要の喚起等に取り組んできております。また、県内の平和学習や修学旅行などの貸切りバス需要を喚起するため、おきなわ彩発見バスツアー促進事業やおきなわ観光体験支援事業を開始しています。県民向けのおきなわ彩発見キャンペーン第4弾を3月1日から再開しております。

新年度当初予算においては、観光事業者等の支援策として、国が実施する事業復活支援金に県独自に上乘せし、個人事業者へは最大10万円、法人へは最大50万円の支援金を給付するおきなわ事業復活支援金に21億円、全国から沖縄への旅行需要を喚起するため、G o T o おきなわキャンペーン事業に約377億円、県内旅行需要を喚起するため、おきなわ彩発見キャンペーンに2021年度予算から約80億円を繰り越し、計上しています。

さらに、新年度当初予算に計上する事業者への直接支援策や旅行需要喚起策に取り組むとともに、既存事業では十分に対応できない事業については、新たに、沖縄県観光振興基金条例の下に40億円を創設し、観光客の受入れ体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観の保全、観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興、持続可能な沖縄観光の促進を図るための取組、沖縄観光のさらなる発展を目指すとしています。その基金の活用については、有識者や観光関連団体等で構成する検討委員会

で幅広く意見を聴取し、事業を決定するとしております。

観光関連事業者に対する直接支援の予算措置を国に求めつつ、既存事業と併せて基金を活用した事業を推進することで、切れ目のない支援を実施し、観光の回復につなげることが、今、重要であります。今、行政と観光関連団体が一丸となって沖縄観光の回復のために取組を強化しなければなりません。

議員提出議案第1号「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例」は、全会一致で可決されました。その条例の第5条、県は、観光関連事業者等支援施策を積極的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとなっております。このような中、提案された沖縄県観光振興基金条例を否決することは、沖縄観光の回復に向けた取組を停滞させるものであり、また、観光産業の再興に関する条例の目的に反し、県益を大きく損なうものと考えます。

以上のことから、乙第19号議案「沖縄県観光振興基金条例」に賛成します。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解いただき、沖縄県観光振興基金条例に賛同してくださるよう、よろしくお願い申し上げ賛成討論を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより乙第15号議案から乙第17号議案まで及び乙第19号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず、乙第15号議案から乙第17号議案までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案から乙第17号議案までは、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、乙第19号議案を採決

いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤嶺 昇君） 起立多数であります。

よって、乙第19号議案は、原案のとおり可決されました。

◆◇◆◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 乙第10号議案、乙第12号議案から乙第14号議案まで及び乙第24号議案から乙第26号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君） ただいま議題となりました乙第10号議案、乙第12号議案から乙第14号議案まで及び乙第24号議案から乙第26号議案までの条例議案7件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長、保健医療部長及び教育長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第10号議案「沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例」は、民法の一部が改正され、成年年齢が引き下げられるとともに、女性の婚姻開始年齢が引き上げられること等を踏まえ、青少年の定義を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第12号議案「沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の一部が改正されたことに伴い、特例に係る経過措置の期限を延長する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、みなし規定の対象者数及びみなし規定が延長されることによってどのような影響があるのかとの質疑がありました。

これに対し、みなし規定が適用されているのは、福祉型の障害児入所施設となっており、入所者56名中、18歳以上の12名がみなし規定の対象者となっている。本来18歳未満の入所施設であるが、18歳以上もとどまれるようにするための規定になっているとの答弁がありました。

そのほか、特別支援学校等を卒業した後の支援策などについて質疑がありました。

次に、乙第13号議案「公立大学法人沖縄県立看護大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例」は、公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴い、地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき、同法人への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、4月からの公立大学法人化に伴う退職者や新採用者の有無について質疑がありました。

次に、乙第14号議案「公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例」は、公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴い、公の施設として設置する沖縄県立看護大学が設置及び管理を行うこととなったことから、沖縄県立看護大学条例等を廃止するとともに、関係条例の規定を整理するものであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県立看護大学の公立大学法人化における意義について質疑がありました。

これに対し、平成28年度に行われた沖縄県立看護大学あり方検討委員会の報告書では、8つの課題が示されており、これらの解決には、沖縄県立看護大学の公立大学法人化が必要であるとされたところである。また、公立大学法人化の目的は、人員及び運営費交付金の削減といった行政改革の観点から行われるものではなく、自主的・自律的な大学運営と良好な教育体制の整備を目的として行われるものであるとの答弁がありました。

次に、乙第24号議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立名護高等学校附属桜中学校を設置する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第25号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第26号議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県人事委員会規則に基づく町村立学校教職員の扶養手当の認定に関する事務等沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った町村が処理することとする必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第10号議案、乙第12号議案から乙第14号議案まで及び乙第24号議案から乙第26号議案までについては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第10号議案、乙第12号議案から乙第14号議案まで及び乙第24号議案から乙第26号議案までの7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案7件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案、乙第12号議案から乙第14号議案まで及び乙第24号議案から乙第26号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第4 乙第9号議案及び乙第20号議案から乙第23号議案までを議題といたします。

各議案に対し、委員長の報告を求めます。

土木環境副委員長 下地康教君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木環境副委員長 下地康教君登壇〕

○土木環境副委員長（下地康教君） ただいま議題となりました乙第9号議案及び乙第20号議案から乙第23号議案までの条例議案5件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

す。

委員会におきましては、環境部長及び土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第9号議案「沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例」は、大気汚染防止法及び大気汚染防止法施行令の一部が改正され、石綿を含有する全ての建築材料が規制の対象とされたことを踏まえ、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者の届出等の義務を廃止する等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第20号議案「沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、屋外広告物法に基づく条例の制定及び改廃に関する事務の一部を、権限委譲の協議が調った景観行政団体である浦添市が処理することとする等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、屋外広告物条例の権限委譲に関する土木建築部の方針及び条例改正の理由について質疑がありました。

これに対し、沖縄県としても、各市町村の方針や実情、地域の特性に応じて独自の屋外広告物条例をつくるほうがまちづくりにはいいと考えており、各市町村に対して権限委譲を推奨している。今回、浦添市から協議の申出があり、協議が調ったことから条例改正を行うことになったとの答弁がありました。

次に、乙第21号議案「沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県国営沖縄記念公園内施設のうち海洋博覧会地区内施設の入場料について、限度額の適正化を図る必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄美ら海水族館の料金改定の理由について質疑がありました。

これに対し、開館から20年が経過しているがこれまで増税以外では料金の値上げを行っていないことから、全国並みの水準に料金を見直したい。また、社会経済情勢が変わってきており、資材費、人件費、飼料費、電気料等が年々上昇している状況にある。今後、大規模修繕に係る費用の確保も必要となってくることから、コロナの影響というよりは、入館料の上限額を見直して、適正な管理運営を行っていくための必要な見直しであるとの答弁がありました。

次に、料金値上げに対する県民への配慮はどのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、今後、県民を対象とした割引制度について検討していきたい。具体的には、年間パスポートの県民価格の設定や閑散期の割引料金の設定など、指定管理者から提案を受けた形で国と協議の上、実施していきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、入館者予測と維持管理費用に関する収支シミュレーションについての県の考え方、県民の入館者が増加するような効果的な広報及び施策、県が大規模修繕を行わなければならない理由、令和元年度に比べ令和2年度の収入が36億円減少した理由及び今後予定されている大規模修繕計画などについて質疑がありました。

次に、乙第22号議案「沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、宅地建物取引士資格試験に係る手数料の額を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第23号議案「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、県営住宅の設置の目的を踏まえ、連帯保証人の確保を前提とした県営住宅の入居の手続を見直す等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、連帯保証人制度の廃止により懸念される事項及びその対応策について質疑がありました。

これに対し、これまで連帯保証人へ滞納した場合の金銭債務の負担を求めていたが、制度の廃止により滞納の増加について懸念される。その対応策として、指定管理者に配置している専門相談員の活用による入居者と福祉制度をつなぐ取組の強化、家賃の減免、収入の再認定制度の活用、生活保護世帯の代理納付の徹底、常習滞納者に対する法的措置の早期化などに取り組み、滞納の縮減に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、県営住宅の約1割の世帯が入居資格の所得上限を超えて入居を続けている実態があるが、高額所得者が居座り続ける実態の改善に向けた根本的な対策はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、3年収入超過を継続した収入超過者については、退去に努めることになっており、入居時に説明を行っている。また、収入分位が25万9000円を超えた世帯については、高額所得者という認定を行い、その世帯は退去義務がある。この高額所得者に強い姿勢で臨んでおり、明渡しへの指導に従わない場合には法的措置を取っており、その効果は出ているとの答弁がありました。

そのほか、緊急連絡人の役割、世帯収入認定の際の配慮及び県営住宅の設置目的と北部地域への住宅政策の在り方などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第9号議案及び乙第20号議案から乙第23号議案までの条例議案5件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、乙第21号議案については、沖縄・自民党所属委員の提案により附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第9号議案及び乙第20号議案から乙第23号議案までの5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案及び乙第20号議案から乙第23号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第5 議員提出議案第6号 沖縄県議会議員の期末手当の特例に関する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

島袋 大君。

〔議員提出議案第6号 巻末に掲載〕

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 ただいま議題となりました議員提出議案第6号「沖縄県議会議員の期末手当の特例に関する条例」につきまして、去る3月25日に開催された各派代表者会において協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表しまして提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

提案理由は、今般、人事委員会勧告に基づき一般職

員の期末手当の支給割合が引下げ改定されること、及び知事等の期末手当の支給割合が一定期間引き下げられること等から、本県議会議員の期末手当の支給割合についても知事等と同様の内容で引き下げるため所要の改正を行うものであります。

改正内容は、令和4年6月に支給される期末手当の支給割合を、現行の「100分の155」から「100分の150」に改め、さらに、令和3年12月に支給された期末手当の「155分の10」に当たる金額を令和4年6月に支給される期末手当から減額調整するものであります。

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） これより議員提出議案第6号「沖縄県議会議員の期末手当の特例に関する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第6 乙第11号議案を

議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

子どもの未来応援特別委員長西銘純恵さん。

[委員会審査報告書(条例) 巻末に掲載]

[子どもの未来応援特別委員長 西銘純恵さん
登壇]

○**子どもの未来応援特別委員長(西銘純恵君)** こんにちは。

ただいま議題となりました乙第11号議案の条例議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第11号議案「沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例」は、子供の貧困対策を推進するための事業を引き続き実施するため、沖縄県子どもの貧困対策推進基金の設置期間を延長する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、若年妊産婦に対する対策の内容について質疑がありました。

これに対し、令和4年度から新規事業として実施予定の若年妊産婦支援促進事業については、若年妊産婦の生活の安定や自立を図るため、出産や育児に関する相談・支援を行うほか、就労や修学、ライフプラン等に関する講座の開催を行うこととしている。また、若年妊産婦の特徴としては、周囲に相談しづらく本人が問題を抱え込む傾向があり、必要な支援に結びついていないという可能性が考えられることから、今回プログラム講座の実施等によってニーズを把握し、どこにどういった若年妊産婦がいて居場所の必要性があるのかということ、この事業で明らかにしていきたいとの答弁がありました。

そのほか、就学援助における入学前支給の拡大、ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業の内容、本県の貧困の改善状況、根本的な貧困の解決策、次年度における沖縄子供の貧困緊急対策事業の補助率などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第11号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上

げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○**議長(赤嶺 昇君)** これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○**議長(赤嶺 昇君)** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第11号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長(赤嶺 昇君)** 異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆

○**議長(赤嶺 昇君)** 日程第7 乙第46号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長中川京貴君。

[委員会審査報告書(条例) 巻末に掲載]

[新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長 中川京貴君登壇]

○**新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長(中川京貴君)** 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第46号議案の条例議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、企画部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第46号議案「沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例」については、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の期限を10年間延長する法案が閣議決定されたことを踏まえ、基金の設置期間を令和14年3月31日まで延長する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第46号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上

げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第46号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第46号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第8 乙第35号議案、乙第38号議案、乙第40号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました乙第35号議案、乙第38号議案、乙第40号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案の議案5件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び警察本部警務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第35号議案「財産損傷事故に関する和解等について」は、財産損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、北部職員住宅（宇茂佐団地）において県が設置した電気設備の故障により屋内配線に過電圧が加わり一部の入居者の財産を損傷させたものである。損害賠償金は2万5000円であるとの説明がありました。

本案に関し、安全点検の状況はどうだったのかとの質疑がありました。

これに対し、電気事業法第57条において電気の供給者である電力会社の委託を受けている一般財団法人沖縄電気保安協会による調査点検が令和3年1月に実施されたところである。また、それとは別に職員住宅の管理業務を委託している沖縄県住宅供給公社においても、故障した箇所については定期的に巡回を行うなど目視で外観点検を行っていたところであるとの答弁がありました。

そのほか、県職員住宅の老朽化の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第38号議案「損害賠償請求事件の和解等について」は、係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、原告が平成30年6月に泥酔して保護された際、警察官が八重山署の保護室において原告の安全を十分に確保しないまま漫然と保護室入り口の扉を閉めたことにより、左手親指を扉に挟まれ切断された等として、県が提訴された損害賠償請求事件について、裁判所の勧告に基づき県は原告に解決金として200万円を支払うことを主な内容とする和解であるとの説明がありました。

本案に関し、再発防止策の検討状況及び過去の同様な事例の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第40号議案「包括外部監査契約の締結について」は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、令和4年度における外部の専門家による監査の実施及び結果の報告について、1071万3000円を上限とし、弁護士の宮里猛氏と契約するものであるとの説明がありました。

本案に関し、これまで行われた包括外部監査における指摘事項と措置状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、この11年間で指摘と意見含めて1094件の助言、指摘があり、今年度末までに935件の措置、改善等がなされる予定であるとの答弁がありました。

次に、乙第42号議案「副知事の選任について」は、副知事1人が令和4年3月31日に任期満了するので、その後任を選任するため、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第43号議案「沖縄県教育委員会教育長の

任命について」は、教育委員会教育長が令和4年3月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるとの説明がありました。

採決の結果、乙第35号議案、乙第38号議案及び乙第40号議案の議決議案3件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第42号議案及び乙第43号議案の同意議案2件については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより乙第35号議案、乙第38号議案、乙第40号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず、乙第35号議案、乙第38号議案及び乙第40号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

乙第35号議案、乙第38号議案及び乙第40号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、乙第42号議案及び乙第43号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第42号議案及び乙第43号議案は、委員

長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第9 乙第36号議案及び乙第37号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君） ただいま議題となりました乙第36号議案及び乙第37号議案の議決議案2件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第36号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、車両損傷事故について和解をし、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものである。

事故の概要は、名護漁港において、県が設置した側溝の一部に蓋がなく段差が生じ鉄筋等が露出していたため、広場に駐車しようとして臨港道路の側溝の上を通過した車両のタイヤを損傷させたものである。損害賠償金は1万3376円であるとの説明がありました。

本案に関し、施設の管理不十分による同様な事案が増えているようだが、管理体制の在り方について根本的な議論が必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、漁港の管理として、管理業務委託先の漁協による月1回の目視点検や、県による年1回の巡回点検等を行っているところであるが、委託管理の内容や巡回点検の頻度に係る合理的な方法等について、内部でしっかりと検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、今回の損害賠償に係る保険対応の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第37号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、車両損傷事故について和解をし、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものである。

事故の概要として、海野漁港物揚げ場において、県が設置したグレーチングの高さ調整用のパイプ位置がずれていたため、車両がその上を通過した際にグレーチングが跳ね上がり、車両底面のオイルタンクを損傷

させたものである。損害賠償金は2万7742円であるとの説明がありました。

採決の結果、乙第36号議案及び乙第37号議案の議決議案2件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第36号議案及び乙第37号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第36号議案及び乙第37号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆◇◆◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第10 乙第39号議案及び乙第41号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君） ただいま議題となりました乙第39号議案及び乙第41号議案の議決議案2件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、保健医療部長及び病院事業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第39号議案「損害賠償の額の決定について」は、病院事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第8条の規定により議

会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、損害賠償の原因となった脳腫瘍を見落とした理由について質疑がありました。

これに対し、当初けいれん症状で県立南部医療センター・こども医療センターの救急外来を受診した患者のCT検査を実施したが、非常に腫瘍が小さくそれを腫瘍と判断することができなかった。また、救急室でのCT画像等は患者が多いことから、全部専門医が診る状況とはなっておらず、時間が経過して腫瘍が大きくなり、その後、脳室が拡大して誰が見ても分かるような状況になってしまったとの答弁がありました。

次に、乙第41号議案「公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標を定めることについて」は、公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標を定めるには、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、公立大学の法人化に移行する中で、ハラスメント等についてはどのように対応していくのかとの質疑がありました。

これに対し、ハラスメントへの対応については、法人化後の大学組織において、ハラスメント防止委員会の設置を検討していると聞いている。また、全てのハラスメント行為、その他の人権侵害行為を防止し、発生時の適切な対応を確保するため、人権尊重に対する役員、教職員、それから学生等の意識の向上を図るための学内研修等も実施していくとの答弁がありました。

採決の結果、乙第39号議案及び乙第41号議案の議決議案2件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第39号議案及び乙第41号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第39号議案及び乙第41号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第11 乙第32号議案から乙第34号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。
土木環境副委員長下地康教君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境副委員長 下地康教君登壇〕

○土木環境副委員長（下地康教君） ただいま議題となりました乙第32号議案から乙第34号議案の議決議案3件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第32号議案の「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、陽明高校校舎改築工事（建築1工区）の設計の一部変更に伴い、契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額を9216万9000円増額し、15億2936万800円に変更するものであり、今回の変更は、仮設構台リース費用の追加精算等に伴い増額を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の変更に含まれる濁水処理機の追加理由について質疑がありました。

これに対し、当初、赤土流出対策として施工場所周辺を土のうで囲み、雨水排水を外に出さないような計画を立てていたが、施工する中で地形上少し外に出て行く雨水排水もあることから、対策を強化し周辺に悪影響を及ぼさないようにするため、濁水処理機を追加したものであるとの答弁がありました。

そのほか、当初予定していた契約及び追加分契約の財源内訳などについて質疑がありました。

次に、乙第33号議案の「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、陽明高校校舎改築工事（建築2工区）の設計の一部変更に伴い、契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額を2013万円増額し、10億5897万円に変更するものであり、今回の変更は、土工事の数量実績精算等に伴い増額を行うものであるとの説明がありました。

次に、乙第34号議案「訴えの提起について」は、

県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第32号議案から乙第34号議案の議決議案3件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第32号議案から乙第34号議案までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第32号議案から乙第34号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第12 甲第1号議案から甲第24号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔予算特別委員長 山内末子さん登壇〕

○予算特別委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました甲第1号議案から甲第24号議案までの当初予算24件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、室部局長の出席を求め、総務部長から概要説明を聴取した後、会派代表委員による総括的な質疑を行いました。

その後、各常任委員会に対し、所管の予算事項について調査を依頼し、本委員会での審査に加え、各常任委員会において専門的な立場から慎重に調査を行ってまいりました。

以下、審査及び調査の過程における執行部の説明及

び質疑の概要等について申し上げます。

委員会においては、まず初めに、令和4年度は、本土復帰50周年を迎える節目の年であり、SDGsを取り入れ、アフターコロナの新しい生活様式に適合する安全・安心で幸福が実感できる島を形成し、自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を目標とする新たな振興計画がスタートする重要な年でもあるため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、県経済の回復に向けては、アフターコロナに向けた将来を見通した、次の付加価値を生む事業再構築につながる取組として、デジタルトランスフォーメーション等の環境整備の促進を図り、将来を先取りした経済の礎を築く取組を推進するとともに、誰一人取り残さない優しい社会に向けた施策等を推進することが重要であるとの認識の下、予算を編成した。

一般会計予算案の総額は、初めて8000億円を超え、8606億2000万円で、前年度に比べ8.8%の増となっている。

特別会計については、19会計の合計が2451億2777万2000円で、前年度に比べ6.0%の増となっている。

公営企業会計については、4会計の合計が1384億581万8000円で、前年度に比べ0.7%の減となっている。

一般会計予算案について、歳入の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ企業収益の動向等を踏まえた県税の増、国の地方財政計画の動向等を勘案した地方譲与税の増、国の地方財政計画の動向や前年度実績等を勘案した地方交付税の増、新型コロナウイルス感染症対応に要する国庫補助金の増などである。

歳出の主な内容は、市町村への沖縄振興特別推進交付金など総務費の減、子どもの貧困対策推進基金積立事業など民生費の増、新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設運営事業など衛生費の増、GoToおきなわキャンペーン事業など商工費の増、沖縄振興公共投資交付金など土木費の減などであるとの概要説明がありました。

次に、当初予算案に関し、7名の会派代表委員から、予算編成の基本的な考え方、室部局の予算体系及び主な事業の概要などについて質疑がありました。

各常任委員会の調査においては、まず初めに、新規事業の米軍基地問題情報発信強化事業の内容はどのようなものか、また、この事業を実施するに当たり、どのような効果を求めているのかとの質疑がありました。

これに対し、復帰50年を迎えてもなお沖縄に米軍基地が過度に集中し、県民がその過重な基地負担を強いられ続けていることについて幅広く周知を図る必要があると考えており、復帰50周年記念事業として、当該事業を実施したいと考えている。具体的には、海兵隊が日本本土から沖縄に移動した経緯を含め、沖縄に基地が過度に集中してきた過程と、米軍関連の事件・事故や米軍基地と県経済との関係など、沖縄における基地問題の内容について情報発信を行っていきたいと考えている。また、効果については、基地問題の解決につなげていきたいと考えているが、最近情報メディアを通じて沖縄の基地問題等々についての誤解や誹謗中傷等が散見されるので、県側から積極的に正確な情報を発信していく必要があるとの答弁がありました。

次に、令和4年度一般会計当初予算の自主財源は39.2%で2.5ポイント増えているが、自主財源を増やすことについてどのような対策を取っているのかとの質疑がありました。

これに対し、自主財源の確保については、まず、県税の増収というのが一番だと思っている。そのためには、経済の活性化に結びつくような産業施策の推進によって税源の涵養を図ることが大事だと思っている。それ以外にも、地道に県税の徴収強化に取り組み、さらに税以外の財源の確保についても取り組むことが肝要と考えているとの答弁がありました。

次に、沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業に関して、沖縄科学技術大学院大学OISTは、これまで学術の論文等では、確かに世界的有数の大学であると認識はしているが、スタートアップ企業の設立等に関しては本県の経済面への寄与する率が低いのではないのかとの意見があるが、その辺はどう考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、OISTは恩納村漁協との共同でサンゴ礁の再生に向けた研究に取り組んでいるほか、沖縄県水産海洋技術センターとの取組では、沖縄モズク的全ゲノム解析に成功しており、産業利用への応用が期待されている。また、OISTとは、平成30年度から実施している起業家育成プログラムで、革新的な技術を基に新規ビジネスの創出につながる技術を持った起業家を世界中から公募し、沖縄県内で事業化支援をしており、これにより県内での新規雇用の増加、関連産業の波及効果、国内外からの投資、県内の人材育成等が期待されている。

ほかにも、OISTが持つ研究人材、科学者ネットワーク等を活用し、県内企業、大学等との共同研究な

どの産学連携やOIST発ベンチャーの創出支援などを推進しているとの答弁がありました。

次に、サイバー犯罪の現状及びサイバーセキュリティ対策に係る予算が増額されている理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、県警における令和3年中の検挙件数は、暫定値で170件と過去最多であり、前年比で35件、25.9%の増加となっている。増加の主な理由は、持続化給付金に係る詐欺事件、県内暴力団構成員等による不正送金事件の検挙によるものである。

令和4年度の予算増額の理由は、現在使用しているサイバー犯罪解析用の資機材のリースの期間延長に伴う増額や児童生徒を対象としたサイバー防犯講習のボランティアへの委託料の増額等で2549万円を計上しており、前年度と比較して829万4000円の増額となっているとの答弁がありました。

次に、農林水産物条件不利性解消事業の減額の理由と具体的な変更内容等はどうなっているか、また、周知不足等により事業者から不安の声があることについてどう対応していくのかとの質疑がありました。

これに対し、同事業は、補助単価や出荷見込み量等の見直しにより対前年度比で約6億円減少しているが、新年度からは、これまでの県外出荷に係る輸送費補助に加え、要望の多かった対象品目の拡充や本島北部及び離島からの域外出荷への輸送費補助を新たに実施する予定であり、総額約22億円のうち県外出荷分に約16億円、北部離島分に約4億円、流通環境対策分に約2億円を配分している。事業内容の変更に係る周知方法については、本年2月上旬に離島も含め県内4か所で6回の説明会を行ったところであるが、そこでいただいた意見も踏まえて激変緩和の経過措置等も検討しており、決まり次第改めて詳細な事業説明会を県内各地で開催していきたいとの答弁がありました。

次に、今回増額された物産あつ旋費の事業内容はどのようなものか、また、県産品のさらなる販路拡大へ向けた効果的な支援の取組についてどう考えるかとの質疑がありました。

これに対し、県産品の販路拡大に向けた3事業があり、県外主要都市の百貨店で物産展を開催する事業に約2900万円、県内製造業に対するマーケティング戦略や品質管理等のセミナーの実施及び県外展開の支援補助等の事業に約7500万円、Eコマースを活用して県外の消費者が県産品を購入する際の送料を支援する事業に約1億200万円を措置している。さらなる効果的な支援の取組としては、農林・商工・観光の産業間連携事業の中で4月から始まるドラマ「ちむどんど

ん」に合わせたPRや、復帰50周年に係る沖縄魅力まるごと発信事業の活用による首都圏での販売や観光との連携など、県内外で県産品が売れるための仕組みづくりを計画しているとの答弁がありました。

次に、観光の回復に関して修学旅行の状況等はどうなっているか、また、GoToおきなわキャンペーンの予算から教育旅行へ支援することについて検討できないのかとの質疑がありました。

これに対し、昨年の12月時点で、今年の1月から3月の修学旅行予定が433校で8万5749人だったが、新型コロナウイルスの影響により2月の時点で358校の6万9919人がキャンセルとなった。GoToおきなわキャンペーンの中身としては当然修学旅行も対象になっており、これまで事業費377億円の10分の1に当たる37億円を事務費としていたが、この要件が6分の1まで緩和されたこともあり、この中におけるプロモーションも含めてどのような形で修学旅行を呼び込めるか知恵を絞っていきたいとの答弁がありました。

次に、これまで子供の貧困対策を6年間実施してきたが、市町村格差が生じてきている。県民がひとしく行政サービスを受けられるよう、県の役割としてどのように調整を行っていくのかとの質疑がありました。

これに対し、基金規模を60億円とし、10年間の計画で基金事業や様々な事業を実施していくこととし、年間約6億円のうち3億円については市町村に配分する予定となっている。その内訳については、2億円を就学援助の充実、残り1億円を市町村独自のそれぞれの地域特性に応じた子供の貧困対策の事業に交付していく予定である。例えば就学援助の充実に関しては、ある程度就学援助率なども上がってきたことから、今後は、市町村の準要保護児童数など、そういった規模に応じて配分することとし、就学援助の内容をある程度県のほうで就学援助をする対象の世帯を定めて、単価も一部同じように引き上げたりということを考えており、就学援助に取り組む市町村が全県的に広がっていくことを期待して交付をすることとしているとの答弁がありました。

次に、次年度のコロナ関連予算における編成方針を伺いたい、また、これまでのワクチン接種の状況を分析した上で、令和4年度はどう取り組んでいくのかとの質疑がありました。

これに対し、令和4年度当初予算編成の考え方については、現在の県政の最重要課題である新型コロナウイルス感染症対策に重層的かつ効果的に取り組むため、約248億円の予算を計上している。また、令和4

年度に取り組むべき事項については、3回目の接種状況が3月9日現在、32万5805人、全人口の21%、高齢者は21万2610人、高齢者全人口の64%へ接種を行っており、次年度に向けては、医療従事者、高齢者施設等の入所者、それから一般高齢者に優先的に追加接種し、その他の県民については接種体制を勘案し順次2回目接種から6か月経過後に接種していくこととなっており、引き続き令和4年度も、あらゆる職種に対する接種に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、令和4年度当初予算について、入院収益、外来収益の増を見込んだ根拠及び純損益が20億円余りマイナスとなる要因は何かとの質疑がありました。

これに対し、令和4年度の予算編成において、入院収益については、急性期看護補助体制加算や救命救急入院料加算などの施設基準を新たに取得したことにより、患者単価の増となっており、令和3年度に比べて約4億3800万円の収益の増となっている。外来収益については、外来患者数の増及び外来単価の増により、令和3年度に比べて5568万円の増となっている。また、純損益が20億円余りマイナスとなる要因は、収益的収支予算の収入において特別利益で前年度の固定資産売却益9億5000万円の皆減、医業費用において材料費や経費等の増による対前年度比15億2000万円の増等が挙げられ、その結果、令和4年度の純損益が20億4000万のマイナスとなっているとの答弁がありました。

次に、県内公立小・中・高校のICT端末の配付状況、ネット環境の整備状況及び教育現場におけるICT端末の活用状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、小中学校は文部科学省の補助金等を活用し、ネットワークも含めて1人1台端末環境の整備が完了している。高等学校は、令和4年度に1人1台端末環境で学んできた生徒が入学してくることから、生徒が所有する端末を活用し1人1台端末環境を実現することとしている。また、モバイルWi-Fiルーターについては、県及び8市町村が国の補助金を活用し、貸出用のルーターを整備していて、県教育委員会では、緊急事態宣言下におけるオンライン授業の際に、家庭での通信環境が整っていない児童生徒への貸出しや準要保護世帯の通信費の支援について、市町村に対し検討を促したところである。

小中学校におけるICT端末の活用状況については、積極的にICTを活用した授業の改善が取り組まれており、県立高校では、教育用端末や全普通教室に電子黒板等を整備し、教員は日々ICTを活用して授

業を行っているとの答弁がありました。

次に、国立自然史博物館誘致推進事業の予算内容はどうなっているか、また、誘致推進方策はどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、誘致推進事業予算の主な用途としては、誘致に係る周知啓発や関係団体への働きかけ及び誘致会議の開催などに委託料として計上している。また、今回、予算増となっているが、その予算で十分とは考えておらず、今後どのように取組を行って誘致を実現するかについて、日本学術会議の学者が中心になって立ち上げる国立沖縄自然史博物館設立準備委員会と十分調整して、誘致活動を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、ハード交付金の減額に伴う市町村への対応及び下水道整備予算に関する助言内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、令和4年度における土木建築部のハード交付金は、対前年度で64億円の減となっているが、市町村への影響を最小限にとどめるため、市町村分は前年度予算額に9億円をプラスし県とほぼ同額を予算措置している。また、近年、ハード交付金の減額もあり、下水道の整備にも影響が生じていることから、県では地方創生汚水処理施設整備推進交付金を、下水道の普及を推進するためのハード交付金の補完財源として捉え、市町村へ同交付金の活用を促進しているとの答弁がありました。

次に、水道事業会計予算について、収入よりも支出が上回る赤字予算の編成となっているが、毎年同じような傾向にあるのか、また、今後の対策はどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、今年度予算においては、動力費について原油価格の高騰により電気料金が大幅増額となっている関係で支出が収入を上回る予算編成となっているが、平成27年度から令和3年度までは黒字予算であり、直近では平成26年度が赤字予算の編成となっている。また、短期的な収支不足については内部留保資金で対応が可能だと考えているが、赤字の状況が長期にわたると企業債の元金償還や老朽化施設の更新等の対応が厳しくなるため、現在、省エネ機器の導入や効率的な施設管理による動力費の縮減などに取り組んでいるとの答弁がありました。

また、各常任委員会の調査の過程で、22項目の総括質疑の報告があり、3月18日に玉城知事に対する総括質疑が行われました。

総括質疑においては、ハード交付金の減額が続いているが、予算確保をどのようにやってきたのか、ま

た、その交渉において知事の政治姿勢が影響しているのではないかととの質疑がありました。

これに対し、令和4年度の国庫要請に当たっては、全市町村と意見交換を行った上で、昨年8月5日及び6日に菅総理や麻生財務大臣など、同年10月9日には西銘沖繩担当大臣、同年11月18日及び19日には岸田総理ほか松野官房長官、西銘沖繩担当大臣及び小淵沖繩振興調査会会長など、同年12月14日には西銘沖繩担当大臣に対して要請を重ね、トータルで内閣総理大臣へ2回、官房長官3回、沖繩担当大臣4回、自民党沖繩振興調査会会長に2回など、関係要路への要請を行ってきたところである。また、知事の政治姿勢が影響しているのではないかということについては、知事の政治姿勢と振興予算についてそのような問題は存在しないのではないかと思うとの答弁がありました。

次に、ワシントン駐在員活動事業を現時点で知事としてどのように評価しているか、また、今後の活動方針をどのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、ワシントン駐在は連邦政府関係者や連邦議会調査局との面談や有識者等との会議、県系人団体との交流など、関係者とのネットワークの構築を地道に取り組んできた。現在は従来の取組に加え、国防権限法案に辺野古新基地建設問題やP F O S等の問題を反映させるため、連邦議会関係者への個別面談等を行っており、沖繩の基地問題に関する積極的な働きかけを実施しワシントン駐在の活動範囲を拡大させている。また、今後の活動方針としては、令和4年度も引き続きワシントン駐在を活用し、米国内での情報収集や情報発信、有識者との会議の開催、連邦政府や連邦議会関係者との面談等に取り組み、沖繩の米軍基地問題に対する米国側の理解と協力をお願いしたいと考えている。また、令和4年度は復帰50年という大きな節目の年であることから、この機会を捉えて、米国内の大学等研究機関との連携、米国の外交安全保障分野の専門誌や新聞などを活用した情報発信に取り組みたいと考えている。さらに、今年はアメリカは連邦議会の間選選挙があることから、改選された連邦議会議員に対する働きかけも積極的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

甲第1号議案については、採決に先立ち、沖繩・自民党所属委員から修正案が提出され、無所属の会所属委員が意見を表明した後に退席し、採決の結果、修正案は賛成少数で否決されました。

修正案が否決されたことに伴い、甲第1号議案の原案の採決に先立ち、沖繩・自民党、公明党及び無所属

の会所属委員が意見を表明した後に退席し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、甲第2号議案から甲第24号議案までの当初予算23件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、甲第1号議案については、経済労働委員会から報告のあったその他委員から特に申出のあった事項を基に協議し、附帯決議案として採決した結果、全会一致で可決されました。

以上、委員会における審査及び調査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

甲第1号議案に対しては、座波一君外18人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

座波 一君。

〔甲第1号議案に対する修正案 巻末に掲載〕

〔座波 一君登壇〕

○座波 一君 ただいま議題となっております甲第1号議案に対する修正動議について、提案者を代表し提案理由を説明いたします。

お手元に配付の甲第1号議案「令和4年度沖繩県一般会計予算」に対する修正案を読み上げます。

令和4年度沖繩県一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表中、歳入歳出予算の一部を次のように改める。歳出の款2総務費、項1総務管理費を224億8627万7000円に、款7商工費、項3観光費を449億1190万5000円に、款14予備費、項1予備費を45億6476万8000円とする。なお、歳入歳出の合計は変わっておりません。詳細は添付の資料を御覧ください。

修正内容といたしましては、知事公室所管の事項、基地対策調査費の中のワシントン駐在員活動事業費6476万8000円を減額、文化観光スポーツ部所管の事項、一般観光事業費の中の沖繩県観光振興基金積立事業40億円を減額し、全て予備費に同額を増額するも

のであります。

次に、提案理由といたしましては、ワシントン駐在員活動事業費6476万8000円の減額については、辺野古移設を止めるために米国ワシントンにおける活動費として、平成27年から7年連続で年間約1億円の予算を計上して取り組んでいる。新年度で8年目に入ることになり、累計で約8億円となる。ひもつき事業に換算したら40億円規模の事業ができたことになるわけです。ワシントンでの活動の実態の詳細は把握していないが、現実には辺野古の移設工事とはどまるところか着々と進んでおり、日米の国家間合意に基づいて進められている事業として、最高裁は事業の正当性を認めているのであります。このように法治国家である司法の場において決着していながら、沖縄県がいまだに公式に辺野古移設を阻止するために県民の血税を投入し続けることは、もはや無駄としか言えず、行政法を逸脱しており許されることではありません。したがって、新年度からワシントン事務所の即時撤収を求めるものであります。

沖縄県観光振興基金積立事業40億円の減額については、観光再興条例が議会の全会一致で可決した際の議論で、コロナで壊滅的な打撃を受けた観光業界の再興を促すための短中長期的な支援のために、観光再興に向けた基金の必要性に多くの意見が出ました。執行部から提案された観光振興基金は、業界が最も必要とする固定費や人件費等の経営支援が反映されておらず、コロナ危機からの脱却に対する対策が打てる内容ではない。基金の目的・使途について、業界の声が反映されていると言えないのであります。また、基金の規模にも期待が持てず、国の施策を補完する程度の財源規模でしかなく、また、財源とする宿泊税に対して、業界の理解も得られていないため、宿泊税と切り離し、国に財源支援を求める仕組みにしなければいけない。

よって、提案された基金事業に賛同することはできないためであります。結果が伴わず、もはや政治闘争の延長でしかないワシントン事務所の活動費と業界の声が反映されていない観光振興基金への県単費の投入は、むしろ沖縄の子供の貧困や高校生の端末機購入費個人負担など、子供の教育に対する手厚い助成に必要であると考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） これより本修正案に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって座波一君外18人から提出された修正案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き議事を続行いたします。

これより討論に入ります。

甲第1号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城健一郎君。

〔玉城健一郎君登壇〕

○玉城 健一郎君 皆さん、こんにちは。

午後もしっかりまいりましょう。

それでは、ただいま議題となりました甲第1号議案「令和4年度沖縄県一般会計予算」修正案に反対し、原案に賛成する立場から討論を行います。

令和4年度沖縄県一般会計予算は、新型コロナ対策など変化する社会情勢や県民の要望を盛り込み、過去最大の総額約8606億円の予算となった。新年度の予算は、新型コロナウイルス感染症の克服と県経済の回復をはじめとした6つの重点テーマを掲げ、新たな沖縄振興を力強く推進する施策に取り組むこととしている。

新型コロナウイルスに負けない社会の構築と県経済を立て直すために、受入れ病床の確保や宿泊療養施設の運営、PCR検査の強化など医療提供体制の確保及び検査体制の強化を図るとともに、市町村によるワクチン接種を補完する広域ワクチン接種センターの設置・運営、売上げが減少した事業者を支援するため、国が実施する事業復活支援金に上乗せを行う県独自の支援金を支給するとともに、感染拡大が落ち着いた後の観光需要を喚起するため、県内旅行の割引事業、GOTOおきなわキャンペーン事業を実施し、感染拡大防止及び社会経済活動の回復に向け全力で取り組んでいく姿勢が表れている。

復帰50周年記念事業として、記念式典をはじめ沖縄文化の魅力を県内外に発信するため、沖縄初となる国民文化祭や全国障害者芸術・文化祭、新型コロナで延期されていた第7回世界のウチナーンチュ大会など開催が予定されており、2年以上にも及ぶ自粛生活を送ってきた多くの県民が待ち望んでいたものだと考える。また、米軍基地問題について、米軍基地問題情報

発信強化事業費を新たに計上し、次の50年を見据えた沖縄の諸課題解決に向けた施策となっている。

再生可能エネルギー設備の導入支援等を行う島しょ型エネルギー社会基盤構築事業を新たに計上し、クリーンエネルギーの導入拡大を促進するとともに、持続可能な観光地の形成を図るために沖縄県観光振興基金を新たに設置し、本県のリーディング産業である観光産業のさらなる振興につながると私は確信しております。また、本県のかげがえのない自然環境・生物多様性の保全・継承を図るため、外来種対策の拡充を図るほか、国立自然史博物館の誘致の予算は倍増され県内の機運を高めていくことが期待される。

子供の貧困施策では、切れ目ない支援を行うため、沖縄子どもの貧困対策推進基金を積み増して60億円を確保し、期間を10年間延長するとともに、市町村が実施する就学援助や独自の取組を後押しする市町村支援事業を新たに計上している。さらに、家庭内の問題として表面化しにくいヤングケアラーの問題については、実態把握と早期発見に努め、適切な支援につなげていけるよう、ヤングケアラー等寄り添い支援事業を計上した。また、子供の医療費無料化については、本年4月から、通院の対象年齢を中学校卒業までに拡大し、現物給付を実現。さらに、介護サービスの充実に向けて、介護事業所等が実施する職員の処遇改善の取組に対して支援を行うとともに、女性活躍推進事業として、国内外で活躍する女性を招聘し、シンポジウムを開催し、ジェンダー平等や女性のキャリア形成の促進に向けて取組を強化している。離島については、オンライン教育や5G利活用等のデジタル社会の推進を図るため、地域の通信需要増加を見据えた海底光ケーブル通信設備の機能強化等を推進している。

D Xとイノベーション等による稼ぐ力の強化への取組としては、県内企業が進めるデジタルトランスフォーメーションの取組を支援する沖縄D X促進支援事業を新たに計上したほか、小規模事業者等の業務のデジタル化支援や、農薬散布の低減を図るためのA Iを活用した作物障害画像診断に向けた体制整備事業を実施するなど、あらゆる産業におけるデジタルトランスフォーメーションの取組を加速することにより労働生産性を高めるとともに、県内中小企業者等の世代交代を契機として再成長・発展を見据えた戦略的な事業承継を促進するなど、県内産業の強化に力を入れている。また、慢性的な交通渋滞緩和のため、公共交通の利用環境改善を図り、シームレスな陸上交通体系構築に向けた取組を実施するとともに、沖縄都市モノレールの3両化による輸送力増強を図るなど、沖縄の自立的発展

に向けた基盤整備に取り組んでいる。

北部地域における人材育成や教育環境の充実を図るため、中高一貫教育校として県立名護高等学校附属桜中学校の令和5年度開校を目指し、施設整備に着手するとともに、中部地区における特別支援学校の過密化解消に向け、新たな特別支援学校の設置に取り組むこととしている。また、高等学校において進路決定率の向上に向けたキャリア教育の充実を図るキャリア・ビルドアップ事業を推進するとともに、地域の安心を支える人材育成・確保の観点では、県内国公立大学への薬学部設置に向けた基本方針の策定に取り組むほか、農業分野においては、新規就農者の確保と定着を図るため、機械・施設の導入や就農相談員の配置等の支援を実施。さらに、産業イノベーションを担う人材の育成を図る観点から、県内企業の稼ぐ力の向上を目的とした人材育成研修等の取組を推進するなど、幅広い分野において様々な施策を推進しており、県内産業の底上げに大いに寄与することが予想されます。

このように令和4年度予算は、新たな振興計画等に掲げた取組の推進を図るとともに、変化する社会経済情勢や県民ニーズに的確に対応するため、様々な分野に、くまなく目を配り、規模も初の8000億円台となるなど、必要な取組に適切に予算計上されているものと考えております。

一方で、修正案はワシントン駐在員活動事業費と沖縄県観光振興基金積立事業費を削除し、予備費に回すとしている。

ワシントン駐在員活動事業費の減額修正について述べますが、その設置目的については、翁長前知事は、国土面積の約0.6%である本県に約70%の米軍専用施設が置かれ、日米安保体制を一番支えている沖縄県が、その中で基地被害を多数受けている。これをどのようにして伝えて基地の整理縮小につなげていくか。ワシントンDCに私たちの気持ちを伝えたくて駐在を置いていると答弁しており、御承知のとおり沖縄にある米軍基地は、地域の産業振興や生活環境の整備、沖縄の経済発展の大きな阻害要因になっているとともに、米軍に起因する事件・事故や航空機騒音等や環境問題等、基地被害が県民生活に多大な影響を与えている。

この現状をもう一方の当事者である米国政府に沖縄の現状を訴えるため、米国ワシントンDCに、平成27年度から職員2名を配置し、米国政府や連邦議会関係者等に対し、沖縄の基地問題に関する情報提供等の働きかけを精力的に行っており、平成27年度から令和2年度までの間に、米国連邦議会関係者や米国政

府関係者、報道関係、県人会、有識者等延べ2154名の方々と意見交換等を行っている。

令和3年度については、コロナ禍で活動が制約されている中、ワシントン駐在は連邦議会関係者等とオンラインで面談し、軟弱地盤など辺野古新基地建設の技術的課題、在沖米軍基地におけるPFAS問題、在沖米軍における新型コロナウイルス対策について情報提供を行うなど、沖縄の現状を伝えるため、精力的に活動を行なっている。また、米軍に起因する事件・事故が発生した場合には、速やかに米国政府関係者に県内の状況を伝えるとともに、事故の再発防止策の実施等を求めている。

これまでも、普天間飛行場におけるPFOSを含む泡消火剤の漏出事故や、在沖米軍に係る新型コロナウイルス感染症の発生、オスプレイからの水筒落下事故等に係る抗議・要請の情報を適宜発信し、説明している。

これまでの実績として、2019年6月及び10月の連邦議会調査局報告書において、沖縄は、在日米軍専用施設・区域の約70%を抱えていることや、県民投票で投票者の72%が反対したこと、基地沖合への滑走路建設が物理的に困難などの記載がなされたほか、2020年6月には連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会が、大浦湾の海底での地震の可能性や2本の活断層と50メートルの深海の存在等を理由に辺野古新基地建設計画に対する懸念を示し、また、同年11月には、外交・安全保障の分野を強みとする米国有数のシンクタンク戦略国際問題研究所も、辺野古新基地について、完成する可能性が低そうだと報告するなど、米国内においても沖縄の基地問題への認識が出てきたことは大いに評価されるものであり、実績がないという指摘は当たらないと考えている。

令和4年度は、本土復帰50年という大きな節目の年であり、沖縄の基地問題の実情を訴えるための好機である。このため、引き続きワシントン駐在を活用し、米国政府や連邦議会関係者等に対する働きかけ、米国内の大学等研究機関との連携、米国の外交・安全保障分野の専門誌や新聞等を活用した情報発信などに積極的に取り組むことにより、沖縄県と米国との間にネットワークを構築し、基地問題の解決に向けて、米側の理解と協力を得ることが大切であります。

加えて、ワシントン駐在は、外国代理人登録法の登録を行っているため、沖縄県知事の代理として、政府要人や連邦議会議員と直接面談して働きかけるなど、米国政策等に影響を与える活動が可能となっている。このことは、外国から一時的に入国すること、あるいは

は国外からオンラインで面談することなどに比べてはるかに信頼性や自由度が高く、極めて重要な利点になっており、ワシントン駐在は現地において活動することが重要である。

コロナ禍になり駐在の活動はリモートでも成り立っており、米国にいない必要はないという意見がありますが、米国のロビー活動に関する法律（ロビー活動公開法）では、ロビー活動については、依頼人の代理として行う行政府や立法府の対象関係者に対する口頭もしくは書面による接触（電子通信を含む）を指すと規定されており、直接の面談のみならず、電話、電子メール、ウェブ会議等による接触もロビー活動に該当すると考えられることから、リモートによる面談等であっても継続的に行う場合は、外国代理人登録法への登録が必要となっている。ワシントン駐在が米国から撤退して日本国内からリモート等で活動することは、外国代理人登録法の登録を喪失することとなり、これまでと同様の日常的・継続的な活動が極めて困難となる等、駐在の存在意義に関わる重大な懸念がある。

このような中、ワシントン駐在員活動事業費を削除するということは、これまで築いてきた米国関係者との信頼関係が無に帰するのみならず、沖縄県の基地問題に関する姿勢が後退したと日米両政府に受け取られかねず、また、米国の県系人や沖縄県民からも基地問題の取組が弱体化したのではないかと懸念を持たれかねない等、沖縄県の県益を大きく損なうものであり、あってはならないことだと考えています。また、設置目的は辺野古新基地建設だけの問題ではなく沖縄の米軍基地の現状を米国側に直接訴えることであるため、新基地建設の進捗は関係ない。米国ワシントンDCに駐在員を設置し、辺野古新基地建設の阻止、そして米軍基地から派生する諸問題の解決に向け、ワシントン駐在員による米国政府や連邦議会関係者への働きかけ等の活動を継続的に行うことで、沖縄の米軍基地問題に関する米国政府の理解と協力を促すことは非常に重要である。

さて次に、沖縄県観光振興基金積立事業費の減額修正についてであります。

沖縄県では、これまで新型コロナウイルス感染症が本県の基幹産業である観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光産業の段階的な回復、復興を目指し、必要な施策を実施するために取り組んできた。感染流行期においては、融資等による資金繰り支援や雇用継続のための上乗せ助成など事業継続のための支援を行っており、資金繰り支援では、新型コロナウイルス感染症関連融資に係る保証承諾実績は、12

月31日時点で、宿泊業・飲食サービス業は、約330億円。雇用継続支援では、雇用調整助成金の県単独の上乗せ助成として雇用継続助成金事業を実施し、令和4年3月4日時点で、宿泊業・飲食サービス業は約13億円。経済的に影響を受けた事業者の支援では、観光関連事業者等応援プロジェクトが令和4年1月17日時点で支給決定額は約12億7000万円。宿泊事業者の感染防止対策の強化等、事業継続のための前向きな投資に対して経費を補助する宿泊事業者感染症対策支援事業が令和4年1月26日時点で、交付決定額は約14億9000万円となっている。

回復期においては、感染防止対策認証制度の普及促進や那覇空港や離島空港における水際対策の体制整備など安全・安心の島沖縄の構築に取り組みながら、県内の感染状況を見極めつつ、段階的に域内需要の喚起に取り組んでいる状況です。

県内の観光需要喚起としては、令和3年11月1日から、県内の平和学習や修学旅行などの貸切りバス需要を喚起するおきなわ彩発見バスツアー促進事業と、観光体験・アクティビティー商品の需要を喚起するおきなわ観光体験支援事業を開始している。令和3年11月15日から、県民の県内旅行の需要を喚起するおきなわ彩発見キャンペーン第4弾を一定条件の下、段階的に開始し、その後の感染状況を踏まえ、島をまたぐ旅行についても11月17日から利用を開始している。

令和4年度当初予算においては、観光事業者等の支援策として、国が実施する事業復活支援金に上乗せを行うおきなわ事業者復活支援金に約21億円、全国から沖縄への旅行需要を喚起するGoToおきなわキャンペーン事業に約377億円、令和3年度予算から繰り越すおきなわ彩発見キャンペーンに約80億円を計上している。

執行部の提案理由によると、令和4年度当初予算に計上する事業者への直接支援策や旅行需要喚起策に取り組むとともに、既存事業では十分に対応できない事業については、沖縄県観光振興基金40億円を活用し、観光旅客の受入れ体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観の保全、観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興、地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行の促進を図るための事業などに取り組み、観光人材の確保・育成、滞在型観光の推進や観光産業の高付加価値化など質の向上による沖縄観光のさらなる発展に取り組むこととしている。

なお、基金の活用については、各部局から提案され

た事業について、基金の目的、優先度、効果等を勘案し選定した上で、有識者や観光関連団体等で構成する検討委員会で幅広く意見を聴取し、事業を決定している。

沖縄県議会は昨年8月、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例を議員提案で全会一致で制定した。同条例の目的にもあるように、観光産業の再興と安心・安全の島沖縄を実現することは、今回の基金のその目的に沿うものだと考える。

修正案の提案理由の中に、事業者の必要な支援が入っていないとしながらも、その予算を否決し、ほかに回しなさいというのは、あまりにも矛盾していると私は考えます。次年度に実施する施策事業を、観光関連団体とも連携し、総合的に実施することにより沖縄観光の回復、振興に向け、引き続き取り組む必要がある。このような中、沖縄県観光振興に関する予算を削減することは、沖縄県が全力で観光の回復、観光の振興を推進しようとする動きにブレーキをかけることになりかねず、大きく県益を損なうものであり、沖縄県観光振興基金積立事業費をなくす予算削減は決してあってはならないものだと考える。

以上のことから、ワシントン駐在員活動事業費の削減と沖縄県観光振興基金積立事業費の削減を求める予算修正案には反対し、原案に賛成します。

議員各位におかれましては、原案に賛同していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

〔新垣淑豊君登壇〕

○新垣 淑豊君 会派沖縄・自民党の新垣淑豊でございます。

私は2点に絞ってお話をいたします。

令和4年度第1回沖縄県議会、甲第1号議案「令和4年度沖縄県一般会計予算」に対する修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

まず冒頭に、我々はこの一般会計予算、おおむねは了としております。それは今新型コロナウイルスの感染拡大で非常に県経済、また医療体制等々も弱っている中で、早急に物事を進めていかなければいけないということでもありますので、先ほども申しましたように、我々はおおむねこれには賛同しております。しかし、今回修正提案が出ている2つの件ですけれども、まず観光振興基金、これは令和3年度に行われた観光事業者への支援事業についても、これまで事業者の方々と我々はしっかりと話をさせていただきました。そのときに、県はこの事業の中身において、事業者と

の意見交換が十分されていない、本当に必要なところに対して支援がされていないというような厳しい意見を直接いただいたことがあります。そして今回の基金についても、これは同様です。業界からも、県から唐突に話があり、これに対してはいまだ十分な意見交換ができていない。そしてこの基金の使われ方というのが明確でない。またこの基金は業界の要望を取り入れたものであるかというのは不明である。また、7000億とも1兆円とも言われる県の観光収入に対し40億と。本当にこの金額に対しても望みを持てるものではないということを意見としていただいております。

そしてこれまでの議会の議論の中で、今後財源どうするんですかということでお話を伺ったところ、宿泊税を検討する考えがあるというような話もされております。しかし、この宿泊税についても、まだまだ業界との議論も不十分なままであります。今回この基金ができる、なし崩し的に基金と宿泊税がリンクして、宿泊税が成り立ってしまうのではないかという懸念の声も上がっています。

なお、2月15日の基金の説明会の意見質問の中でも、宿泊税はホテル組合として正式に反対しているという言葉がございました。先ほどの委員長の報告では、業界から一定の理解が得られた認識でいるということがありましたが、この説明会の議事メモを見ると、この基金の設置については、しっかり観光業界と話し合い決定すべきであり、まだまだ時期尚早ではないかというふうに感じております。

基金条例を議題とし、集中して議論をする経済労働委員会での否決も、当該事業に関わる県民の意見を基にしたものであります。先ほど観光基金条例は成立をさせていただきましたが、委員会による意見、業界の声を本当に反映しているのでしょうか。本来、本会議の審議においてもその意見、声は重視すべきものであると考えます。私はこの基金の予算は項目から削除し、予備費として計上すべきだと考えております。

あわせて、沖縄県のワシントン駐在ですけれども、これまでの7年間で人件費まで含めると毎年約1億円の予算を投じて設置をされてきました。来年度までとなると8億円です。提案理由にもあるとおり、このワシントン駐在が普天間の辺野古移設阻止に対しての成果は、正直なところ全くと言っていいほど見えてはおりません。我々会派は、このワシントン駐在の効果に対してこれまでも疑義を抱き反対してまいりました。やはり令和4年もこのような事業に対しての予算配分を認めることはできません。この予算については、一般財源というほかにも様々な活用できるものでありま

す。予算特別委員会でも取り上げられておりましたが、この金額を県負担分として国からの補助を活用した際にはさらに県民生活の向上に活用することもできる。本県の課題の中でも未来を担う子供たちのために、教育に関わるもの、他県と比べてもいまだに高い子供の貧困率を押し下げていく施策に充当すべきではないでしょうか。

先般も、沖縄県の高等学校に入学する生徒の保護者からの要請でもICT教育、GIGAスクール対応のための負担が大きいというような声がありました。沖縄県の子供たちやそれを支える保護者の皆様の負担を少しでも軽減することは、県としてできることであります。はるかに有意義な税の活用になるのではないかと私は思っております。

2年以上上引く新型コロナの影響で沖縄県としての課題・問題は山積しておりますので、効果のないものは削減する。そしてできる限り有益な配分をすることは当たり前であると考えます。

よって、このワシントン駐在について削除し、先ほどの観光振興基金と合わせて予備費への組替えを行う修正案に対して、私は賛成の立場でお話をさせていただきました。

どうぞ議員各位の御検討のほどをよろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより甲第1号議案から甲第24号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず甲第1号議案を採決いたします。

まず、本案に対する座波一君外18人から提出された修正案について採決いたします。

○上原 章君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

まず、本案に対する座波一君外18人から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤嶺 昇君） 起立少数であります。
よって、修正案は、否決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。
午後1時45分休憩
午後1時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。
次に、原案について採決いたします。
お諮りいたします。
原案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（赤嶺 昇君） 起立全員であります。
よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。
午後1時46分休憩
午後1時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。
次に、甲第2号議案から甲第24号議案までの23件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの議案23件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。
よって、甲第2号議案から甲第24号議案までは、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、日程第13 議員提出議案第3号 那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書、日程第14 議員提出議案第4号 那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書及び日程第15 議員提出議案第5号 那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議を一括議題といたします。

まず、議員提出議案第3号について提出者から提案理由の説明を求めます。

仲村家治君。

〔議員提出議案第3号 巻末に掲載〕

〔仲村家治君登壇〕

○仲村 家治君 提案理由を説明する前に、ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議し、一日でも早く停戦合意に至りウクライナの平和が戻ってくることを

切に願ひまして提案理由を述べさせていただきます。
提案理由は、那覇軍港における米軍の訓練について関係要路に要請するためであります。

議員提出議案第3号を朗読いたします。

〔那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第4号及び第5号について提出者から提案理由の説明を求めます。

照屋大河君。

〔議員提出議案第4号及び第5号 巻末に掲載〕

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 ハイサイ グスーヨー。こんにちは。

説明の前に一言申し上げたいと思います。

復帰50年の節目の沖縄です。50年がたち、今なお国土面積の僅か0.6%の沖縄に約70%の基地が集中する、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている。そんな中に米軍の勝手な運用、勝手な訓練は許されないという立場から、今意見書と抗議決議を提案したいというふうに思います。

ただいま議題となりました議員提出議案第4号及び同第5号につきまして、提出者を代表して、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練について関係要路に要請するためであります。

まず、議員提出議案第4号を朗読いたします。

〔那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号から第5号までについては、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号から第5号までについては、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後4時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に米軍基地関係特別委員会に付託いたしました議員提出議案第3号から第5号までについては、先ほど米軍基地関係特別委員長からお手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

この際、お諮りいたします。

議員提出議案第3号「那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書」、議員提出議案第4号「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書」及び議員提出議案第5号「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議」を一括して日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号「那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書」、議員提出議案第4号「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書」及び議員提出議案第5号「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議」を一括して日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 議員提出議案第3号 那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書、議員提出議案第4号 那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書及び議員提出議案第5号 那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議を一括議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長照屋守之君。

〔委員会審査報告書（議員提出議案第3号から第5号） 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 照屋守之君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（照屋守之君） ただいま議題となりました議員提出議案第3号から同第5号について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会においては、提案理由の説明を省略して直ちに質疑に入りましたが質疑はありませんでした。

採決に先立ち、公明党及び無所属の会所属委員が意見を表明した後に退席し、採決の結果、議員提出議案第4号及び議員提出議案第5号は、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、議員提出議案第3号については、議員提出議案第4号及び同第5号が可決されたことに伴い、議決不要となりました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議員提出議案第3号から第5号までに対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

小渡良太郎君。

〔小渡良太郎君登壇〕

○小渡 良太郎君 それでは議案第3号「那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書」に対する賛成の立場から討論を行います。

あまり周知されていないことではあるんですが、さきの沖縄戦において住民の避難というものは、疎開等の費用については全額国庫負担で行われたものではありますが、あくまで沖縄県と警察が主体となっていて、軍の協力を得て行ったということは歴史の事実でございます。この住民の保護に関しては、地方行政が実施の責任主体となるということについて、現代日本についてもこれは同じ状況でございます。

今、世界を震撼させているロシアのウクライナ侵

攻・軍事攻撃においても、住民の避難等は文民政府及び地方行政が担っているというふうにお聞きしております。ロシアの侵略攻撃については、国際法上許されるものではなく、一日も早く軍事攻撃をやめるべきだと考えておりますが、一方で、私たちが77年前の沖縄戦の教訓とウクライナの現状を鑑みて、改めて県民の保護における沖縄県の役割と責任というものを真剣に考え行動しなければならないタイミングではないのかというふうには私は考えております。

近年、尖閣諸島をめぐる諸事案や、台湾に係る問題がちまたでもよく取り沙汰されております。県民に不安や危機感を広げているという事実もございますが、これについて沖縄県はただただ国防と外交は国の専権事項という発言を繰り返すばかりでございます。

さきにもお話ししたように、県民の生命と財産を守るべき県民保護の主体は沖縄県にあるということであり、国防・外交と住民保護は切り分けて考えるべき事柄とされている以上、県行政の近年の言動は国民保護に係る地方行政の役割と責任を考慮しない、極めて無責任なものであると私は考えております。また、沖縄県国民保護計画の中には、米軍との意思疎通を図るという取決めもございます。今回の那覇港湾施設内の非戦闘員等の人命救助・退避訓練について、米軍は関係諸部局と調整の上実行したというふう聞いておりますが、本来であればその調整に県も加わっているべきではないのかというふうに考えます。

なぜ加わっていないか。それは、計画中に定めておきながらそれを実行せずにその責任を放棄し続けてきた県行政の姿勢が招いたことであるというふうには言わざるを得ません。有事の際に、地方行政に役割が振られ責任があるとされている事項、特に我々沖縄にとっては77年前の過去に苦い経験のある県民の保護に関する事柄について、残念ながら現時点において行政が行動した形跡はほとんど見られません。

沖縄県は、県民の生命と財産を守るために自らが考え行動しなければならない。その上で国や自衛隊、場合によっては米軍と平素から意思の疎通を行って連携体制を整備するというをやらなければならないはずですし、もしそれができていたら、今回のような訓練についても事前の調整を成し得たかもしれない。

対話による解決というのは、知事のキャッチフレーズでもございます。今後、米軍の訓練が今回のような手法で継続されて行われることを防ぐためには、県はただ抗議をするのではなく、計画にも規定されている平時より意思疎通を行い、連絡調整を求める努力を行わなければならないというふうに考えます。

私は当該米軍の訓練については、あくまで人道上の救出訓練ですから、容認せざるを得ないという立場でございます。この意見書の記にもあるとおり、今後は訓練の実施に当たって関係自治体を含めた調整と通知を希望するものであります。それは、米軍がただ通知をするというだけではなく、同時に沖縄県も私が今述べた事柄について努力しなければならないと考えております。

何とぞ意見書並びに討論の趣旨を御理解いただき、議員諸兄の賛同を賜りますよう心よりお願い申し上げます。私の賛成討論といたします。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉 瑞己君 私は日本共産党県議団を代表して、沖縄・自民党会派より提出されました議員提出議案第3号に反対し、与党会派より共同提案されました議員提出議案第4号「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書」並びに同趣旨の決議案である議員提出議案第5号に賛成する立場から討論を行います。

去る2月、在沖米海兵隊は沖縄県や那覇市に事前の連絡もなく、中止要請も無視して、那覇港湾施設（那覇軍港）においてCH53E大型輸送ヘリや欠陥機MV22オスプレイなどの軍用機の離発着を伴う大規模訓練を強行いたしました。

これまで、CH53E大型輸送ヘリは、2017年10月には東村高江での不時着炎上・大破事故を起こし、同年12月には普天間第二小学校への窓枠落下事故や、同型機のものと思われる部品が緑ヶ丘保育園に落下する事故が起きています。また、欠陥機MV22オスプレイをめぐるっては、2016年12月に名護市安部で墜落事故、2018年2月にうるま市伊計島での部品落下事故、昨年11月には宜野湾市野嵩で金属製の水筒落下事故を起こすなど、県議会においてもオスプレイ配備撤回を求める意見書が幾度となく可決されているところです。さらにMV22オスプレイは、今月18日にもノルウェーの北部で墜落事故を起こしております。

このような危険な事故を繰り返している米軍機が、那覇空港と近接している那覇軍港で訓練を実施し、万が一にも墜落事故や部品落下事故が起きれば、取り返しのつかない大惨事となります。県民の命や暮らしを脅かす訓練の強行に、怒りを込めて抗議するものであります。

1972年の本土復帰時に交わされた日米合意（5・15メモ）では、那覇軍港の使用目的は「港湾施設及び貯油所」とされており、復帰からこれまで50年間、那

覇軍港での米軍機の着陸を伴う訓練は行われておりません。一方で日本政府は、今回の訓練について、那覇港湾施設の使用の主目的に沿ったものとして、米軍の言い分を追認、擁護しております。こうした日本政府の認識は、過重な基地負担を背負わされている沖縄県民に新たな基地負担を強いるものであり、絶対に認めるわけにはいきません。

ところで、今回の訓練に対して沖縄・自民党会派からも意見書が提案されております。同意見書案では、今回の訓練は那覇軍港の主目的に沿うものとして、日米両政府の姿勢を容認する立場に立っております。また、要望事項では、訓練の実施に当たっては、関係自治体を含めた調整及び通知を行うことを求めておりますが、たとえ事前に調整や通知があったとしても、このような危険な訓練を容認するわけにはいきません。

さて、今月22日、米海軍のヘリコプターが名護湾でつり下げ訓練を実施いたしました。名護湾は日米地位協定上も米軍の訓練が認められていない提供区域外の場所です。それにもかかわらず外務省は地位協定を拡大解釈し、ここでも米軍の訓練を容認しております。このままでは、問題だらけの日米地位協定の拡大解釈に歯止めがなくなり、沖縄の基地負担は際限なく増大してまいります。

私たちの島は植民地ではありません。施政権返還から50年。日本政府はアメリカに対して、米軍のやりたい放題を許している日米地位協定の抜本改定こそ求めるべきです。

那覇軍港の移設問題には各政党・会派にも様々な主張があると思いますが、今回の那覇軍港での訓練は、県民に新たな基地負担を強いるものであり、基地の機能強化そのものです。今私たち県議会が地位協定の拡大解釈を許さない、その明確な意志を示さなければ、米軍の訓練はますます野放しになってまいります。その重要性に鑑み、意見書の文案については全ての会派の皆さんが全会一致で可決できるように、考慮を重ねてきたつもりであります。これ以上の基地機能強化は許さない。那覇軍港は早期返還せよ。この一致点で沖縄県議会の意志を示すことが、今県民から求められているのではないのでしょうか。

よって、沖縄・自民党会派より提出されました議員提出議案第3号に反対し、与党会派より共同提案されております議員提出議案第4号「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書」並びに議員提出議案第5号の決議案に賛成する立場から討論を終わります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第3号「那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書」、議員提出議案第4号「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書」及び議員提出議案第5号「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議」の採決に入ります。

○金城 勉君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

議題のうち、まず、議員提出議案第4号「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書」及び議員提出議案第5号「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

両案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（赤嶺 昇君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第4号及び第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆◇◆◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） ただいま議員提出議案第4号「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書」及び議員提出議案第5号「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議」が可決されましたので、議員提出議案第3号「那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書」は、その議決を要しないものとなります。

休憩いたします。

午後4時57分休憩

午後4時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

日程第16 陳情7件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

[陳情審査報告書 巻末に掲載]

〔経済労働委員長 西銘啓史郎君登壇〕

○**経済労働委員長（西銘啓史郎君）** ただいま議題となりました陳情7件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○**議長（赤嶺 昇君）** これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（赤嶺 昇君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情7件を採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（赤嶺 昇君）** 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情7件は委員長の報告のとおり決定いたしました。

○**議長（赤嶺 昇君） 日程第17 陳情3件**を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○**文教厚生委員長（末松文信君）** ただいま議題となりました陳情3件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○**議長（赤嶺 昇君）** これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（赤嶺 昇君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（赤嶺 昇君）** 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情3件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○**議長（赤嶺 昇君） 日程第18 陳情2件**を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境副委員長下地康教君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔土木環境副委員長 下地康教君登壇〕

○**土木環境副委員長（下地康教君）** ただいま議題となりました陳情2件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○**議長（赤嶺 昇君）** これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（赤嶺 昇君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（赤嶺 昇君）** 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情2件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○**議長（赤嶺 昇君） 日程第19 陳情1件**を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長當間盛夫君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔議会運営委員長 當間盛夫君登壇〕

○**議会運営委員長（當間盛夫君）** ただいま議題とな

りました陳情1件につきましては、慎重に審査をいたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定をいたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第20 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第1回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後5時4分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 比 嘉 瑞 己

会議録署名議員 大 浜 一 郎